

第4回

駿河台大学自己点検・評価報告書

平成 19 年 3 月



大学評価委員会

<目次>

I 序論－駿河台大学の第4回自己点検・評価に当たって	1
II 本論－駿河台大学の第4回自己点検・評価	8
第1章 理念・目的・教育目標	8
第1節 駿河台大学の教育理念・目的	8
第2節 各学部・大学院の理念・目的・教育目標	17
I 法学部	17
II 経済学部	22
III 文化情報学部	25
IV 現代文化学部	30
第3節 各研究科の理念・目的・教育目標	34
I 経済学研究科	34
II 現代情報文化研究科	37
III 法務研究科(法科大学院)	43
第2章 教育研究組織	47
第1節 教育研究組織の全体図	47
第2節 学部の設置状況	48
第3節 大学院研究科の設置状況	51
第4節 研究所の設置状況	54
第3章 学士課程の教育内容・方法等	56
第1節 学士課程の教育に関する全学態勢	56
I 全学態勢の意義と仕組み	56
〈全学態勢と学部の独自性〉	56
〈全学的な調整の仕組み〉	60
II 全学態勢の実施内容	63
A 教育内容	63
〈副専攻制〉	63
〈地域教育力〉	65
〈現代GPI「学生による〈入間〉活性化プロジェクト」〉	68

〈単位互換制度〉	75
〈学部デー〉	78
〈保健体育関連授業におけるトレーニングセンターの活用〉	84
〈教職課程〉	85
B 教育方法等	98
〈学生授業アンケート〉	98
〈教育改善への全学的取組み〉	102
〈留年生に対する全学的指導〉	106
〈GPA と成績評価基準〉	114
第 2 節 各学部教育内容・方法等	121
I 法学部	121
A 教育内容	121
〈学部学科の教育課程〉	121
〈カリキュラムにおける高・大の接続〉	140
〈インターンシップ〉	143
〈必修・選択の配分〉	146
〈授業形態と単位〉(学部共通記述)	147
〈単位互換・単位認定制度等〉	150
〈開設授業科目の専・兼比率等〉	154
〈学生の多様化に伴う教育上の配慮〉	156
〈正課外教育〉(学部共通記述)	159
B 教育方法等	162
〈教育効果の測定〉	162
〈成績評価の仕組み〉	171
〈履修指導〉	176
〈教育改善への組織的取組み〉	184
〈授業形態と授業方法〉	188
II 経済学部	195
A 教育内容	195
〈学部学科の教育課程〉	195
〈カリキュラムにおける高・大の接続〉	216
〈インターンシップ〉	222
〈必修・選択の量的配分〉	227

〈授業形態と単位〉(学部共通記述)	229
〈単位互換・単位認定制度等〉	232
〈開設授業科目における専兼比率等〉	235
〈学生の多様化に伴う教育上の配慮〉	237
〈正課外教育〉	239
B 教育方法等	241
〈教育効果の測定〉	241
〈厳格な成績評価の仕組み〉	253
〈履修指導〉	259
〈教育改善への組織的な取り組み〉	266
〈授業形態と授業方法〉	267
〈国内外における教育交流〉	270
Ⅲ 文化情報学部	271
A 教育内容	271
〈学部学科の教育課程〉	271
〈カリキュラムにおける高・大の接続〉	293
〈カリキュラムと国家試験〉	296
〈インターンシップ〉	300
〈必修・選択の配分〉	305
〈授業形態と単位〉(学部共通記述)	306
〈単位互換・単位認定制度等〉	309
〈開設授業科目における専・兼比率〉	313
〈学生の多様化に伴う教育上の配慮〉	316
〈正課外教育〉(学部共通記述)	317
B 教育方法等	319
〈教育効果の測定〉	319
〈厳正な成績評価の仕組み〉	330
〈履修指導〉	335
〈教育改善への組織的取り組み〉	341
〈授業形態と授業方法の関係〉	343
Ⅳ 現代文化学部	347
A 教育内容	347
〈学部学科の教育課程〉	347

〈カリキュラムにおける高・大の接続〉	371
〈インターンシップとボランティア〉	375
〈必修・選択の配分〉	377
〈授業形態と単位〉	378
〈単位互換・単位認定制度等〉	381
〈開設授業における専・兼比率等〉	386
〈学生の多様化に伴う教育上の配慮〉	388
〈正課外教育〉	396
B 教育方法等	398
〈教育効果の測定〉	398
〈成績評価の仕組み〉	417
〈履修指導〉	424
〈教育改善への組織的取組み〉	434
〈授業形態と授業方法〉	438
〈国内外における教育研究交流〉	444
第3節 教育研究における国際化への対応と国際交流の推進	445
〈国際交流の推進〉	445
〈国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置〉	455
〈教育研究とその成果の国際発信〉	457
第4章 修士課程・専門職学位課程の教育内容・方法等	460
I 総説	460
II 経済学研究科	462
A 教育内容	462
〈経済学研究科の教育課程〉	462
〈単位互換・単位認定等〉	466
〈社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮〉	467
〈生涯学習への対応〉	468
〈研究指導等〉	469
B 教育方法等	471
〈教育効果の測定〉	471
〈成績評価法〉	473
〈教育・研究指導の改善〉	474

〈シラバス〉	475
〈大学院生による授業評価〉	475
〈卒業生による評価〉	477
〈国内外における教育・研究交流〉	479
〈学位授与・課程修了の認定〉	480
Ⅲ 現代情報文化研究科(文化情報学専攻、法情報文化専攻)	483
A 教育内容	483
1. 現代情報文化研究科の教育内容	483
〈現代情報文化研究科の科目編成〉	483
〈両専攻の科目配置方針〉	484
2. 文化情報学専攻の教育内容	485
〈文化情報学専攻のカリキュラム〉	485
〈生涯学習への配慮〉	488
〈学部及び博士後期課程への連関〉	490
〈単位互換及び他大学院との交流〉	491
3. 法情報文化専攻の教育内容	491
〈法情報文化専攻の教育課程〉	491
〈学部及び博士後期課程への連関〉	495
〈単位互換及び他大学院との交流〉	496
B 教育方法等	498
1. 現代情報文化研究科の教育方法等	498
2. 文化情報学専攻の教育方法等	498
〈研究指導〉	498
〈教育効果の測定と研究指導方法の改善〉	500
〈国内外における教育・研究交流〉	503
〈学位授与・課程修了の認定〉	505
3. 法情報文化専攻の教育方法等	505
〈研究指導等〉	505
〈教育効果の測定〉	508
〈教育・研究指導の改善〉	509
〈学生による授業評価の導入状況〉	510
〈学位授与・課程修了の認定〉	512
〈留学生に対する日本語指導等〉	513

IV 法務研究科(法科大学院)	514
A 教育内容	514
〈法科大学院の教育課程〉	514
〈単位互換制度と単位認定制度〉	523
B 教育方法等	525
〈授業の実施方法〉	525
〈履修指導〉	528
〈学習支援〉	530
〈成績評価〉	539
〈教育の改善〉	542
〈学位授与・課程修了の認定〉	546
第5章 学生の受け入れ	548
第1節 大学・学部における入学者の選抜	549
I 入学者の選抜	549
〈大学・学部の入学者選抜方法〉	549
〈入学者受け入れ方針〉	564
〈入学者選抜の仕組み〉	567
〈入学者選抜方法の検証〉	570
〈入学者選抜における高・大の連携〉	571
II 科目等履修生の受け入れ	576
III 定員管理	579
IV 退学者の状況と退学理由	586
第2節 各研究科における学生の受け入れ	594
I 経済学研究科	594
〈学生募集方法、入学者選抜方法〉	594
〈門戸開放〉	595
〈飛び入学〉	596
〈社会人の受け入れ〉	596
〈科目等履修生, 研究生等〉	596
〈外国人留学生の受け入れ〉	597
〈定員管理〉	597
II 現代情報文化研究科	598

A 現代情報文化研究科における学生の受け入れ	598
〈学生募集方法、入学者選抜方法〉	598
B 文化情報学専攻における学生の受け入れ	598
〈学生募集方法、入学者選抜方法〉	598
〈社会人の受入れ〉	600
〈外国人留学生の受け入れ〉	601
〈定員管理〉	602
C 法情報文化専攻における学生の受入れ	603
〈学生募集方法、入学者選抜方法〉	603
〈社会人の受け入れ〉	605
〈外国人留学生の受け入れ〉	607
〈定員管理〉	608
Ⅲ 法務研究科(法科大学院)	610
〈学生募集方法、入学者選抜〉	610
〈飛び入学〉	618
〈科目等履修生〉	618
〈定員管理〉	619
〈退学者の状況と退学理由〉	620
第6章 教員組織	622
第1節 各学部の教員組織	622
Ⅰ 総説	622
Ⅱ 法学部	629
〈教員組織の構成〉	629
〈教員間における連絡調整の状況〉	632
〈教育研究のための人的補助体制〉	632
〈教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続〉	633
〈教育研究活動の評価〉	636
Ⅲ 経済学部	638
〈教員組織の構成〉	638
〈教員間における連絡調整〉	639
〈教育研究のための人的補助体制〉	640
〈教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続〉	641
〈教育研究活動の評価〉	644

IV 文化情報学部	646
〈教員組織の構成〉	646
〈教員間における連絡調整の状況〉	650
〈教育研究のための人的補助体制〉	650
〈教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続〉	651
〈教育研究活動の評価〉	653
V 現代文化学部	655
〈教員組織の構成〉	655
〈教員間における連絡調整の状況〉	659
〈教育研究のための人的補助体制〉	662
〈教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続〉	663
〈教育研究活動の評価〉	667
第2節 各研究科の教員組織	669
I 総説	669
II 経済学研究科	670
〈教員組織〉	670
〈研究支援職員〉	670
〈教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続き〉	671
〈教育・研究活動の評価〉	671
〈大学院と他の教育研究組織・機関との関係〉	672
III 現代情報文化研究科	673
A 現代情報文化研究科の教員組織	673
B 文化情報学専攻の教員組織	673
〈教員組織〉	673
〈研究支援職員〉	674
〈教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続〉	675
〈大学院と他の教育研究組織・機関等との関係〉	676
C 法情報文化専攻の教員組織	677
IV 法務研究科(法科大学院)	681
第7章 研究活動と研究環境	684
第1節 研究活動	684
第2節 研究環境	727

第 8 章 施設設備等	732
第 1 節 施設設備	732
第 2 節 キャンパス・アメニティ	735
第 3 節 維持・管理体制	739
第 9 章 図書館と情報基盤	740
第 1 節 メディアセンター	740
〈図書、学術雑誌、視聴覚資料、その他教育研究上必要な資料の体系的整備〉	740
〈図書館施設の規模、機器・備品の整備状況〉	746
〈学生閲覧席の座席数、開館時間、図書館ネットワークの整備等〉	753
〈図書館の地域への開放の状況〉	761
第 2 節 情報基盤整備	765
第 10 章 社会貢献	773
第 1 節 大学による社会貢献	773
第 2 節 企業等との連携	796
第 11 章 学生生活	802
第 1 節 大学による学生生活への支援	802
I 学部学生への経済的支援(奨学金等)	802
II 生活相談等	807
III 課外活動	815
IV その他	830
第 2 節 進路と就職指導	833
〈進路・就職指導体制〉	833
〈進路・就職決定〉	835
〈就職活動支援〉	841
第 3 節 大学院における学生支援	852
〈健康相談〉	852
〈就職〉	853
〈奨学金〉	854

第 12 章 管理運営	857
第 1 節 大学の管理運営体制	857
〈学長の権限と選任手続〉	857
〈意思決定〉	858
〈評議会、大学院委員会などの全学的審議機関〉	859
〈教学組織と学校法人理事会との関係〉	860
〈管理運営への学外有識者の関与〉	861
第 2 節 各学部・各研究科の管理運営体制	862
I 法学部	862
〈法学部の管理運営〉	862
〈教授会〉	862
〈学部長の権限と選任手続〉	864
II 経済学部	865
〈経済学部の管理運営体制〉	865
〈教授会〉	865
〈学部長の権限と選任手続〉	866
III 文化情報学部	868
〈文化情報学部の管理運営体制〉	868
〈教授会〉	868
〈学部長の権限と選任手続き〉	869
IV 現代文化学部	871
〈現代文化学部の管理運営体制〉	871
〈教授会〉	871
〈学部長の権限及び選任手続き〉	873
第 3 節 各研究科の管理運営	875
I 経済学研究科	875
II 現代情報学研究科	878
III 法務研究科(法科大学院)	881
第 13 章 財務	883
第 1 節 大学の財政の仕組み	883
〈教育研究と財政〉	883
〈外部資金等〉	887

〈予算編成〉	887
〈予算の配分と執行〉	889
〈財務監査〉	890
〈監査システムとその運用の適切性〉	890
第2節 財政の状況	892
 第14章 事務組織	897
第1節 事務組織と教学組織との関係	897
第2節 事務組織の役割	901
 第15章 自己点検・評価	906
〈自己点検・評価のための制度システム〉	906
〈自己点検・評価と改善・改革の結びつき〉	909
〈自己点検・評価の客観性・妥当性の確保と外部評価〉	910
〈大学に対する指摘事項及び勧告などへの対応〉	911
〈自己点検・評価結果の学内外への発信〉	913
〈外部評価の学内外への発信〉	914
 第16章 情報公開・説明責任	915
第1節 大学による情報公開	915
第2節 個人情報保護の取組み	917
 Ⅲ 終わりに当たって	919
大学評価委員名簿	920
大学評価作業委員名簿	921

I 序論—駿河台大学の第4回自己点検・評価に当たって

1 駿河台大学の自己点検・評価と第4回自己点検・評価報告書について

この報告書は、駿河台大学の4回目の自己点検・評価作業の結果を取りまとめたものである。これまでの3回と今回との間には、自己点検・評価のあり方や大学を取り巻く環境において大きな状況の変化が横たわっており、今回の自己点検・評価は、本学の歩みにおける新たな、かつ重要な一歩となるものと言っても過言ではない。

本学の第1回の自己点検・評価は、大学設置基準の平成3年の改正で大学の自己点検・評価が努力規定として導入された後に、本学の創設10周年を機に平成7年から作業を開始し、10年に報告書を取りまとめた。その後平成12年と15年に第2回と第3回の自己点検・評価を実施したが、この2回はともに対象とした領域が限定され、本学の総ての側面について行ったわけではなかった。

その後学校教育法が改正され、平成16年度以降大学は文部科学大臣から認証を受けた評価機関による評価、即ち認証評価を受けることが義務づけられ、自己点検・評価はその認証評価を受けるための準備作業として実質的に義務化されるに至った。この新たな制度的枠組みのもとで、本学としては平成19年度に認証評価を受けることを目途に、平成16年以降再び全学体制で自己点検・評価作業に取り組み、ここにこの報告書を取りまとめるに至ったものである。

努力義務としての自己点検・評価から、義務化された認証評価への制度の発展の背景には、知識基盤社会の到来やまた生涯学習などの国民の学習ニーズの高まりによって大学に求められる社会的役割が増加し、これまで以上に大学の質の確保が求められるようになったという事情が存在している。また他にも行政の手法に関して、行政当局の厳格な事前統制と見返りとしての護送船団方式による庇護という方式から、国の関与の縮小と評価機関の評価を通じての事後規制という、大きな潮流的变化も背景をなしていることは、言うまでもない。

以上のような環境的变化が、18歳人口の減少による大学の経営環境の厳しさの増大と相俟って、国公立たると私立たるとを問わずに、広くわが国の大学に従来に増して自己責任による改革の努力を迫っており、本学もまた近年全学を挙げて様々な改革に邁進しているところである。今回の自己点検・評価作業は、これらの改革の試みを含む現時点での本学の全体像を洗い出すとともに、あらゆる側面にわたって今後の課題の整理、改革の方向を精査する意味を持つものとなった。本学としては、今回の自己点検・評価を、単に法定義務の履行のためのものとしてではなく、本学の創造的発展のための機会として位置づけており、この報告書に盛られている自己点検・評価作業の成果を今後の大学運営に当たって積極的に活用し、本学に対する社会の期待に応えていきたいと考えている。

2 構成と編集方針

この報告書は、第一義的には認証評価を受けるために認証評価機関に提出する自己点検・評価報告書として取りまとめたものである。本学では、認証評価機関として（財）大学基準協会を予定している。したがって報告書は大学基準協会の定める点検・評価項目（「主要点検・評価項目」）に即したも

のとなっている。

しかし本学に限らず大学が近年自己点検・評価報告書の取りまとめを行い、かつそれを広く社会に公表しているのは、単に法定義務として認証評価を受けるためばかりでなく、社会に対する積極的な情報発信の意味もある。そのためには自己点検評価・評価報告書は、一般人が読んで分かりやすいものでなければならない。詳細な点検・評価項目の一覧を提供している大学基準協会もまた、評価項目の細項目ごとに記述するよりも、関連のある項目ごとにまとめるなどの工夫をすることを奨励している。そこでこの報告書では、大学基準協会の点検・評価項目一覧をベースとしつつ、一般人にとっても分かりやすいように項目の統合等を行って編纂した。その意味において、この報告書は、本学が社会に向かって公表する本学の現状と今後の改革の方向についての大掛かりな診断書と処方箋というべきものと言えよう。

3 自己点検・評価の目標

自己点検・評価に当たっては、その視点と評価の基準が必要である。大学基準協会も、その点検・評価項目の大項目ごとに目指すべき目標を定め、その目標に対する達成度によって評価を行う方法を義務化している。

本学においては、大学基準協会の基準に従って予め文書で体系的に到達目標を定めていたということはないが、しかしそれぞれの分野において明示的・黙示的に目標を設定し、その実現に向けて努力するということは行ってきた。そこで今回の点検・評価に当たって、これらの事項を整理して点検・評価目標として次のように定めた。

(1) 理念・目的・教育目標

- ① 大学の建学の精神・教育理念・教育目的が明確なかたちで自覚されているとともに、教職員間で共有され、学生、父母にも周知されていること。
- ② 教育理念・教育目的が、社会の進歩とともに見直され、それ自身が創造的な発展を遂げていること。
- ③ 建学の精神・教育理念・教育目的が大学の組織の発展、教育体制の充実の指導理念として機能するとともに、各学部、研究科はそれぞれの専門性や個性に応じて建学の精神や大学の教育理念・教育目的を具体化した独自の教育理念・教育目的を明確に有していること。
- ④ 建学の精神・教育理念・教育目的が、より実践的で達成・未達成がより客観的に判定しやすい教育目標として具体化されて、その達成状況が絶えずチェックされていること。

(2) 教育研究組織

- ① 教育研究組織が本学の建学の精神・教育理念・教育目的を達成する上で十分な編成になっていること。
- ② 教育研究組織が、教育研究に対する社会や地域の質的・量的ニーズを満たす上で十分なものになっていること。

(3) 学士課程の教育内容・方法等

- ① 大学の建学の精神・教育理念・教育目的及び各学部独自の教育理念・教育目的を実現するのに相応しい教育内容・教育方法等が採用されるとともに、更なる実現のために絶えず創意工夫と創造的発展が行われていること。
- ② 各学部の独自性と、駿河台大学全体としてのまとまりや個性、学長のリーダーシップと組織力を活用した全学態勢をバランスさせて、効果的な教育体制が構築されていること。
- ③ 基礎教育による基礎学力の強化、教養教育による社会に対する幅広い視野の涵養、専門教育による専門性の修得をバランスさせた教育が行われていること。
- ④ 現代社会の国際化と情報化に対応した外国語教育、情報科目教育が適切に行われていること。
- ⑤ 将来選択のためのキャリア教育が適切に導入されていること。
- ⑥ 地域における学生のボランティア活動と学生に対する地域の教育力の活用による地域との連携の強化、学外見学や他大学における単位取得、海外留学・海外語学研修等によって、キャンパス外の教育力・教育機会の活用が積極的に推進されていること。
- ⑦ 社会人の受け入れ、科目等履修生制度等により生涯教育への取組みが強化されていること。
- ⑧ 学生授業アンケートの効果的活用、その他FDの強化により絶えざる授業改善努力が行われていること。

(4) 修士課程・専門職課程の教育内容・方法等

- ① 大学の建学の精神・教育理念・教育目的が修士課程・専門職課程に相応しい形で実現されるように教育内容・教育方法等が配慮されているとともに、更なる実現のために絶えず創意工夫と創造的発展が行われていること。
- ② 修士課程については社会の進展に相応しい新しいディシプリンが工夫されていること。
- ③ 専門職課程については積極的に制度の趣旨を生かす教育内容・方法等の工夫がなされていること。
- ④ 生涯学習に配慮した体制の構築や運用がなされていること。

(5) 学生の受け入れ

- ① 建学の精神・教育理念・教育目的に基づく教育を行うに相応しい学生の受け入れのための多様な選抜が実施されているとともに、選抜方法の点検・改善について恒常的・系統的に組織的対応を行うための体制が確立されていること。
- ② 高校教育と大学教育との関連性を配慮し、高校の進路指導部の教員への広報と推薦入学者の入学後の成績の通知、オープン・キャンパスによる高校生への広報、サマースクールによる大学における勉学のイメージの獲得、入学前教育による大学での勉学への事前適応などの組織的な改善の努力がなされていること。
- ③ 社会人や外国人留学生の受け入れ、他大学や専門学校からの編入学などについても、選抜方法の適正化と改善への努力が行われていること。
- ④ 入試の合格判定基準を志願者と社会に対して公表・公開することに努めていること、また、不合格者に対しても本人に対し選考結果の開示に努めていること。

- ⑤ 学生収容定員と在籍学生数の比率を、教育効果を十分に上げるため、適切（1.0～1.2倍）に維持するよう努めていること。
- ⑥ 退学者・除籍者を減少させるため、学生の勉学・大学生生活の支援、健康相談等の学生支援に努めていること。また、定員管理を全学的な組織・体制で恒常的に検証し、適切な改善策を講じていること。

(6) 教員組織

- ① 教員の採用は年齢構成や、科目配置の優先度等を考慮して、できるだけ計画的になされていること。
- ② 教員の募集は公募を原則とし、手続きが明確化されているとともに、研究業績のほか教育の能力と意欲も重視されていること。
- ③ 昇任は基準が客観化されるとともに、経歴、研究業績のほか教育実績及び学内行政への寄与も考慮されていること。
- ④ 適切な形で教育、研究、学内行政への寄与、社会貢献に関する教員の業績評価がなされていること。
- ⑤ 教授会、科目会議、研究科委員会等により教員間で適切な意思の疎通と連絡調整がなされていること。

(7) 研究活動と研究環境

- ① 教員の研究成果の適切な公表機会が与えられていること。
- ② 在外研究、国内研究、国際会議参加等のための機会と財政支援が与えられていること。
- ③ 学内での共同研究、個人の研究成果の出版のための財政支援が与えられていること。
- ④ 教員の研究活動が活発に行われ、研究成果の公表が行われるとともに、積極的に学会での活動が行われ、また科学研究費補助金その他の外部資金の導入が行われていること。
- ⑤ 個人研究費、研究室等の研究環境が適切に整備されていること。

(8) 施設設備等

- ① 教育用施設設備が適切に整備されていること。
- ② 研究のための施設設備、特に情報のためのネットワークが適切に整備されていること。
- ③ 授業用施設のほか、食堂、大学会館、売店、その他の「学生のための生活の場」が適切に整備されていること。
- ④ 自然環境保護に配慮したキャンパスが維持されるとともに、喫煙によって煙草を吸わない者の健康が害されることがないように適切な分煙の措置がなされていること。
- ⑤ 施設設備の清掃、修繕、警備等の維持管理が適切に行われていること。

(9) 図書館と情報基盤

- ① メディアセンターの図書・雑誌の受け入れが、学生と教員の双方の利用を考慮して適切に行われていること。

- ② CD-ROM、オンライン・データベース等の情報媒体、ビデオ・テープ、レーザー・ディスク、DVD、CD等の視聴覚資料が整備されていること。
- ③ 学生による図書館資料、映像資料の利用促進に資するサービス、便宜が整備されているとともに、メディアセンターの開館時間も学生の利用を促進するものになっていること。
- ④ 学生の利用のためのパソコン端末が整備されているとともに、その効果的な利用のためのネットワークが構築されていること。
- ⑤ 地域貢献の一環として、メディアセンターの地域住民への開放が適切に行われていること。

(10) 社会貢献

- ① 教育研究上の成果を市民に還元するとともに、生涯学習の要望に応えるための公開講座・公開講演会が適切に実施されていること。
- ② 地域の自治体・企業・市民団体等との重層的・多面的連携の体系化と支援の強化のために学内の担当組織が整備され、支援業務が行われていること。また、これにより地域の産・官・学の連携が推進されていること。
- ③ 地元自治体との共催により本学教員の専門性を活用した対市民サービスが実施されるとともに、各教員が居住する地域の自治体において各種の委員や講師等として地域の自治体の政策形成に寄与し、教育研究上の成果を還元する活動がなされていること。
- ④ 地域における学生のボランティア活動の促進その他地域の教育力を大学教育に活かすアウト・キャンパス・スタディを兼ねた学生の地域への貢献が奨励され、促進されていること。
- ⑤ 大学施設及び大学の行事が、適切に地域住民に開放されていること。

(11) 学生生活

- ① 学生に対する経済支援のために日本学生支援機構奨学金の仲介が行われるとともに、本学独自の奨学金として貸与奨学金、給付奨学金、その他教育目的に合致する特定の事項を奨励するための各種の奨学金が整備されていること。
- ② 学習、進路、健康、その他の学生の疑問や悩み事に答えるための相談の仕組みが整備されていること。
- ③ ハラスメント防止のための適切な措置が取られていること。
- ④ 課外活動に対する機会と適切な支援が提供されていること。
- ⑤ 進路及び就職に対する適切な指導、プログラム、情報が提供されていること、また、それによって就職の実績が挙がっていること。
- ⑥ 大学院生に対しても経済支援、相談、その他学生のニーズに応じた適切な支援サービスが提供されていること。

(12) 管理運営

- ① 学長の選任手続きと権限が明確に定められているとともに、学長のリーダーシップ発揮のための仕組みと学長の補佐体制が整備されていること。
- ② 学長のリーダーシップの一方で、教員間でのコンセンサスを形成するための議決機関及び議決の手続きが整備され、また、効率的な執行体制と手続きが整備されていること。

- ③ 各学部、研究科において、学部長、研究科長のリーダーシップの一方で、教員間でのコンセンサスを形成するための教授会、研究科委員会の手続きが整備されるとともに、教員が学部、研究科の執行に参加する体制が整備されていること。

(13) 財政

- ① 本学の教育目的を実現し、必要な教育研究を円滑に進めるための資金が確保されていること。
② 無駄を排し、必要に配慮した予算の編成が行われるとともに、公正な監査が行われていること。
③ 適切な財務の公開が行われていること。

(14) 事務組織

大学の意思決定と執行の円滑な実施に資するとともに、教学組織と緊密に連携するための事務組織が整備されていること。

(15) 自己点検・評価

- ① 大学の自己点検・評価が適切に行われていること。
② 自己点検・評価のための組織が整備されていること。

(16) 情報公開・説明責任

情報公開が適切に行われ、社会、学生、受験生、父母、同窓生、教職員等に対する大学としての説明責任が果たされていること。

この報告書が、本学の教育研究の試みを理解して頂く一助となれば幸いである。

【凡例】

- ① この報告書は、(財)大学基準協会の定める「主要点検・評価項目」をベースに本学の現状を点検し、評価するとともに改善の方向等を検討し、記述したものである。
- ② 全編を大学基準協会の「主要点検・評価項目」の大項目に符合させて16章編成とし、必要に応じて章を節や更に下位の区分に分割して、それぞれの区分に記述の単位である事項を配置している。
- ③ 事項は〈 〉で表示し、基本的に大学基準協会の「主要点検・評価項目」の細項目に対応しているが、必要に応じて細項目を統合し、名称も一般の人にも分かりやすいものを用いた。
- ④ 項目ごとに【現状】と【評価及び改善策】(表記の仕方には種々のバリエーションがある)を対にして記述している。【現状】は現在の状況、【評価及び改善策】は自己点検・評価目標に照らす等した評価と、今後必要と考えられる改善策についてである。改善策は、大学として正式に決定しているものに限らず、当該事項の所管組織(学部、研究科、委員会等)としての方針、覚悟、認識等の

場合もある。

⑤ 教育内容・方法等は、学部、研究科ごとに記述している。この際、記述対象となる項目は統一したが、各項目内の見出しの立て方や内容の細部等は学部、研究科の工夫によっている。

⑥ 原則として平成18年5月1日時点で記述しているが、努めてその後の推移も織り込むようにした。

以上

Ⅱ 本論 ― 平成 18 年度の駿河台大学の自己点検評価

第 1 章 理念・目的・教育目標

第 1 節 駿河台大学の教育理念・目的

〈駿河台大学の理念等〉

【現状】

1 駿河台大学の沿革

駿河台大学は、昭和 62 年に、学校法人駿河台学園（理事長山崎春之）によって、法学部のみの単科大学として創設された。その後、当初からの計画に従い、順次、経済学部、文化情報学部、現代文化学部の 3 学部を増設し、更に大学院に、法学研究科（修士課程）、経済学研究科（修士課程）、文化情報学研究科（修士課程）を設置して、平成 13 年には、4 学部、3 研究科を擁する人文・社会科学系総合大学に発展した。平成 16 年には、大学院法務研究科（法科大学院）（専門職課程）を設置するとともに、関連して、翌平成 17 年、従来の法学研究科と文化情報学研究科とを統合して現代情報文化研究科（修士課程）に改組した。

駿河台大学の源流というべきものは、大正 7 年、故・山崎寿春（現理事長山崎春之の父）によって設立された東京高等受験講習会に遡る。同氏は、明治 39 年アメリカ合衆国に渡り、アマーフト大学、イエール大学大学院で英文学・英語学を学び、明治 43 年に帰国したが、帰国後日本の大学で教鞭をとるかたわら、同時に大学受験生の指導に当たり、その勉学意欲の強さに心を打たれ、いつの日にか、日本にもアメリカの大学のように、学生が教授と共に語り合い、その人格に触れながら熱心に勉学する大学を創りたいという強い希望を抱くにいたった。東京高等受験講習会は、昭和 2 年に、駿台高等予備学校に、更に昭和 27 年には、学校法人駿河台学園（初代理事長山崎寿春）に発展した。この間、山崎寿春の上述のような人間教育観は、「愛情教育」の理念として把握され、その子山崎春之（第二代理事長）に受け継がれて、駿河台学園傘下の幼稚園・高等学校・予備学校・専門学校での教育に生かされてきた。駿河台大学の設立も、このような 90 年に及ぶ駿河台学園における教育の実績に基づき、その教育理念を高等教育においても実現したいとの山崎春之の強い念願に発するものである。

2 建学の精神と教育の理念・目標

(1) 建学の精神

駿河台大学は、その学則第 1 条において、建学の目的を、「……広い分野の知識と深い専門の学術を教授研究するとともに、徹底した人格教育を通して豊かな知的教養と国際的感覚を備えた有為の人材を育成し、学術、文化の向上・普及と併せて人類・社会の発展に寄与することを目的とする。」と定めている。これは、現代社会を多様な価値観・利害対立・様々な矛盾を抱えつつ展開する高度に国際化・

情報化・多様化した社会と捉え、このような社会においては、専門的知識の習得にとどまらず、豊かな知的教養と国際的感覚とを備えた人材が必要とされるとの認識の下に、本学の建学の精神として、徹底した人格教育によって、時代の要請に応えうる人材を育成し、深い専門的学術の研究と併せて、広く社会の発展と学術・文化の向上に寄与することを宣言したものである（駿河台大学法学部設置認可申請書「設置の趣旨」参照）。

(2) 教育の理念

この建学の精神は、同時に、本学の教育の理念を明らかに示すものでもある。つまり本学の教育理念は、豊かな知的教養と国際感覚とを備えた人材を育成するための徹底した人格教育である。それは、具体的には、教員と学生との人格的接触を積極的に図り、学生一人ひとりの個性を尊重しつつ、両者の対話を通じて人格の陶冶を図り、知的教養と専門的学術の修得を目指す「人格教育」を意味する。

このような人格教育は、本学の創設当時の設置主体であった学校法人駿河台学園の教育理念である「愛情教育」の、大学教育の場における発現形態ともいえるべきものである。その意味では、本学の教育理念は愛情教育と呼ぶことも可能であり、現にしばしばそのようにも呼ばれている。

(3) 教育の目標

(i) 開学時における教育目標

人格教育あるいは愛情教育の理念の下で、いかなる人材の養成を目指すかとの教育目標については、大学全体としては、高度に国際化・情報化・多様化した現代社会において、法・経済・情報・文化等、人文・社会科学分野の専門的学術を修得し、知的な教養と国際的感覚とを備えた有為の人材、言い換えれば、実社会で役に立つ人材、時代の要請に沿い国際社会で活躍し得る人材の養成を目標としてきた。

この教育目標の具体化として、本学は、これまで次の4点に主眼を置いた教育を実践してきた。

- ① 少人数教育を柱とする「手作りの教育」：教員と学生との人格的触れ合いの機会を可能な限り多く設定することにより人格教育＝愛情教育の理念を実現するため、開学当初からゼミナールを重視し、少人数の双方向的授業を中心とする教育を展開してきた。
- ② 国際化という時代の動向に配慮した教育：国際化・グローバル化に対応可能な国際的感覚・視野、コミュニケーション能力の育成を目指し、英語を母国語とする教員の授業を数多く設置するとともに、海外語学研修・交換留学・派遣留学等の制度を整備してきた。
- ③ 情報化という時代の動向に配慮した教育：各学部とも初等情報教育を必修化し、また、メディアセンターの設置をはじめ、学内の施設環境を整備して情報教育に力を入れてきた。
- ④ 専門教育と総合的判断力の涵養を共に重視する教育：専門的知識の体系的習得とともに幅広いものの見方・多角的な思考力の涵養を目指して、専門教育のカリキュラムの充実を図るとともに、2年次に教養演習を開講して必修化し、また一つのテーマを複数の教員が担当する総合講義を設置する等の工夫を実践してきた。また「くさび型」カリキュラムを編成して、専門教育と教養教育との有機的結合に取り組んできた。

(ii) 大学を取り巻く新たな状況の出現

我が国においては、とりわけいわゆるバブル経済崩壊後、規制緩和・構造改革の推進による社会の全体状況の変化、それと関連する高等教育の在り方に対する社会的要請の高度化・多様化、少子化の進行と中等教育の変転がもたらす学生の多様化・学生受入れ環境の変化等、新たな状況が出現した。

制度・組織面では、大学設置基準の大綱化、大学の個性化の要求、学部教育と大学院教育との役割分化、大学院教育の高度化・多様化の要請、専門職大学院制度の導入、高等教育の質の保証制度の確立、国立・公立大学の法人化、競争的資金配分の導入・推進、大学の社会貢献・地域貢献の必要性の強調等が、また教育の内容面では、課題探求能力の育成、教養教育の重視、専門教育の見直し、後期中等教育から高等教育への接続、ファカルティー・ディベロップメントの充実、キャリア教育の重視等が、その顕著な例である。

また高等教育の大衆化がもたらした学生の質の多様化、社会性の欠如、基礎学力の不足等も、18歳人口の減少とともに、高等教育に幅広い見直しを迫っている。

(iii) 学部教育の教育目標の再検討

- ① 駿河台大学は、この新たな状況に的確に対応するため、平成13年秋以降、全学教務委員会を中心に、本学の長期計画の一環として学部教育（学士課程教育）の教育目標の見直し作業を開始した。検討作業は、大学審議会、中央教育審議会の諸答申（大学審議会「21世紀の大学像と今後の改革方策について」、同「グローバル化時代に求められる高等教育の在り方について」、中央教育審議会「新しい時代における教養教育の在り方について」）を踏まえて行われ、平成15年4月に、その草案を完成した。この草案は、同年7月大学評議会に報告・了承され、これによって学部教育の教育目標は、部分的に修正されることとなった。
- ② 修正後、本学学部教育の教育目標は、知的な教養と国際感覚を備える有為な人材の養成という点では変わりはないが、地方の時代といわれる21世紀において、その活躍の場を主として日本全国の各地域を想定し、地域の基盤を支え、地域の活動を担う人材の養成に力点を置くこととした。
- ③ 教育内容の基本的在り方としては、学部教育においては、専門科目の基礎教育と教養教育を中心とし、また学生の多様化への対応として基礎学力を補充する導入教育を充実させることとしている。ただ、少人数の手作りの教育、国際化の動向・情報化の動向に配慮した教育を重視することは、従来と変わりがない。
- ④ 学部教育によって育成すべき資質に関しては、高度化・複雑化し、変化が激しく、将来を見通すことの困難な時代の高等教育に求められている「多面的で総合的なものの見方」、「課題探求能力」、「コミュニケーション能力」、「確固とした職業観・社会性」の涵養を図る教育を目指すこととした。
- ⑤ 大学と地域との関わりについては、大学の新たな使命としての地域貢献の視点からも、また全国各地域の基盤を支える人材の養成という教育目標の上からも、地域との連携を尊重するが、両者の関係は双方向的性格をもつべきものであり、大学における教育研究の成果の蓄積を地域に還元し、大学を地域に開かれたものとするとともに、他方、地域の持つ「教育力」を学生の教育に

も生かすことを重視することとした。

以上のような大学全体の教育目標を受けて、各学部・研究科は、それぞれ個別的教育目標を設定している。

3 駿河台大学の発展

(1) 学部・学科の新設・改組

駿河台大学は、その建学の精神に基づき、次のように、法学部の開設に続き逐次新たな学部・学科を設置し、発展してきた。

- 昭和62年4月 駿河台大学創設、法学部（法学科）開設
- 平成2年4月 経済学部（経済学科・経営情報学科）新設
- 平成6年4月 文化情報学部（文化情報学科・知識情報学科）新設
- 平成9年4月 現代文化学部（比較文化学科）新設
- 平成15年4月 現代文化学部に心理学科を増設
- 平成17年4月 文化情報学部知識情報学科をメディア情報学科に改組

(2) 大学院研究科の新設・改組

学部段階での発展と並行して、本学は、より高度な専門的学識を備えた人材の育成のため、次のように、大学院研究科を設置し、また改組してきた。

- 平成3年4月 法学研究科（修士課程）開設
- 平成8年4月 経済学研究科（修士課程）新設
- 平成11年4月 文化情報学研究科（修士課程）新設
- 平成16年4月 法務研究科（法科大学院）（専門職課程）新設
- 平成17年4月 法学研究科と文化情報学研究科とを統合し、現代情報文化研究科（修士課程）に改組

(3) 法人組織の独立

以上の発展の過程で、平成2年、「学校法人駿河台大学」が設立され、本学の設置母体を従来の学校法人駿河台学園から学校法人駿河台大学に変更し、これによって、駿河台大学は、設置法人の組織上も駿河台学園から独立した。

4 建学の精神・教育の理念・目標の周知方法

一般に大学は、社会的存在として、また公的資金援助を受けている受益主体として、社会一般に対して、その建学の精神、教育の理念等を開示することを求められる。また受験生に対してその周知を図る必要があることも、当然である。これらは、いわば対外的関係での周知であるが、他方、対内的には、教育を受ける学生、学資負担者としてのその父母、教職員等に対しても、その周知を図る必要

がある。

駿河台大学は、その建学の精神、教育の理念・目標を、対外的には、大学案内及びインターネットのホームページによって明らかにしている。また対内的には、その他、学内広報誌（「駿河台大学ニュース」）・父母会雑誌（「菩提樹」）に掲載される総長・学長挨拶、入学式における総長挨拶・学長式辞でも周知を図っている。更に、本学では、毎年度入学式当日に全教職員の出席の下に、全学合同会議を開催し、総長及び学長から、その年度に取り組むべき主要課題の提示を行っているが、その際にも、教育理念・目標の再確認が行われることが多い。また新任教員に対しては、毎年度の新任教員研修会において、学長から説明し周知を図っている。

5 教職員・学生の倫理性・モラルの確保

一般社会においては、企業・公務員等の不祥事が後を絶たず、規範意識の欠如、モラルの低下が憂慮されるが、大学もまた教職員、学生の倫理性・モラルの維持・向上に努める責務がある。

駿河台大学は、このことを十分に自覚し、教職員については、就業規則において服務心得を定め、教員については、各学部長・研究科長が所属教員に大学人としての倫理・モラルに反する行為をした疑いがあるときは、直ちに学長に報告をし、対応を協議する慣例となっている。職員については、組織上の上司が監督権を行使している。現在までのところ、全学的な倫理委員会のような組織は設けていないが、それは、そこまでの必要性が認められてこなかったためである。

しかし、いわゆるセクシャル・ハラスメントについては、男女雇用機会均等法の定めもあり、大学においても、もっとも周到な対応が求められる法的かつ倫理的課題であるところから、平成 11 年 11 月、「駿河台大学ハラスメント対策委員会規程」を制定し、教職員から構成される全学的委員会としてハラスメント対策委員会を設置した（セクシャル・ハラスメント対策については、第 11 章Ⅱ3「ハラスメント防止のための措置」参照）。また学生、教職員の喫煙については、学生委員会が中心となって、キャンパス内の全建物内部での喫煙を禁止し、また学生の飲酒についても、厳格な規律を設けている（学生に対するマナー教育については、第 3 章第 2 節各学部「教育課程」該当箇所、大学内の禁煙状況については、第 8 章第 2 節「キャンパス・アメニティ」参照）。

個人情報の保護は、倫理・モラルというより情報化社会の法秩序の一部であるが、本学では、平成 17 年 4 月、「学校法人駿河台大学における個人情報の保護に関する規程」を制定し、理事長を個人情報保護に関する統括責任者、学長及び事務局長を個人情報保護管理者として、万全を期している。

【評価と問題点及び将来への展望】

1 駿河台大学の発展と将来の課題

(1) 建学の精神と駿河台大学の発展

本学の創設後の学部・研究科の新設・改組による発展は、その建学の精神に沿った適切なものであったと評価できる。

前述のとおり、本学は、現代を高度に国際化・情報化・多様化した時代と捉え、大学における徹底

した人格教育によって、かかる時代の要請に応え得る人材を育成し、深い専門的学術の研究と併せて、広く社会の発展と学術・文化の向上に寄与することを建学の精神としている。法学部は、法と政治の領域において、経済学部は、経済と経営の領域において、また文化情報学部は、情報の蓄積と流通の媒介という領域において、それぞれ専門的知識と幅広い教養を身につけた人材の養成を目指して設置された。また現代文化学部の設置は、現代を文化の側面から異文化交流の進展の時代と理解して、多様な文化の交流の中で、人の行動と心理を理解し、文化の創造発展に寄与しうる人材の養成を目指したものである。このように、これら4学部の設置は、いずれも国際化・情報化・多様化の時代の要請に応えうる人材を世に送り、社会の発展と文化の向上に寄与するとの建学の精神に基づくものである。

他方、大学院法学研究科、経済学研究科、文化情報学研究科は、いずれもその基礎となる学部と同じ学問分野において、より高度な専門的知識と識見とを修得した人材の養成と、深い専門的学術の研究とを目的したものであり、いわば本学創設の当初から、その設計図に含まれていたものと言える。これに対して、法科大学院は、平成11年に始まった司法制度改革の一環として新たに導入された制度であるが、法曹の養成は、本学法学研究科の設置目的の一部に含まれていたものであり、法務研究科（法科大学院）の設置も本学の建学の精神に沿うものと言える。むしろそれ故に、従来の法学研究科の存在意義が改めて問われることになり、文化情報学研究科と融合して、情報資産の法的保護、情報社会の法規制等、法と情報との関連領域における高度な専門的知識を習得した人材の養成という面で、現代社会の需要に応える方向を目指すこととなった。

(2) 将来の課題

本学は、このように、これまで建学の精神による統御の下で順調に発展してきたが、これからは18歳人口の減少、大学全入時代という、とりわけ歴史の浅い私立大学にとって厳しい環境の中で、高等教育に対する多様な社会的要請に応え、建学の精神を実現していくことは、多くの困難を伴うと認識せざるをえない。この困難を乗り切るには、学部・研究科の教育、学術の研究はもとより、学生の受入・支援、教育研究組織、学内運営体制、施設整備、財政基盤等、大学に関わる基本的重要事項につき、長期・中期の目標を設定して計画的発展を図ることが、喫緊の課題である。

2 教育の理念・目標の適切性と問題点

(1) 教育の理念・目標の適切性

- ① 「人格教育」「愛情教育」という本学の教育理念は、これまで本学の教育体制全体の指導理念としてよく機能してきた。

第一に、それは、カリキュラム編成の上で、少人数教育を重視する点に現れている。本学においては、すべての学部・すべての学年で少人数（原則として20名以下）のゼミナールを必修としている。また講義科目についても、受講者300人を超えるときには、同一科目の授業を並行して開講することとしている。

第二に、学生一人ひとりの個性を尊重し、その人格的成長に目配りをするとの観点から、すべての学生につき一年次に「学生個人カード」を作成し、その成長歴を各年度のゼミナール担当教

員が記入し、順次、次の学年のゼミナール教員に引き継ぐこととしている。

第三に、教科の学習以外の大学生活においても、一人ひとりの学生の心身の健全な発達、さまざまな困難・悩みの解消を目指して学生相談窓口を整備している。開学当初、いまだ他の大学では例の少ない頃から、カウンセラーが常時待機する学生健康相談室を設け、また就職相談のための就職センターを設置している。更に、平成18年5月からは、学習・交友関係・対教員関係等、あらゆる問題の相談に応ずる「よろず相談窓口」ともいうべき学生支援センターを開設し、常時教員1名・職員1名が待機して相談に当たることとした。

これら以外にも、全学統一的な基礎学力試験の結果を踏まえてのゼミナール担当教員による指導、キャンパス環境の整備等、「愛情教育」の理念の発現とみられるところは、数限りない。

- ② 知的教養と国際感覚を備えつつ、主として全国各地域の基盤を支える人材の養成を目指し、学部教育においては専門科目の基礎と教養教育を中心として、多元的・複眼的思考力、課題探求能力、コミュニケーション能力、職業観・社会性の育成を図るという本学の教育目標も、教育内容を個性化し充実させるのに、有効であった。その例としては、平成15年度より、全学共通に「主専攻・副専攻制」を導入し、複眼的思考、課題探求能力の育成を図ったこと（主専攻・副専攻制については、第3章第1節ⅡA〈副専攻制〉参照）、「地域の教育力」を活用して学生の職業観・社会性の涵養を図っていること（地域ボランティア・地域インターンシップについては、第3章第1節ⅡA〈地域の教育力〉等参照）、海外語学研修・交換留学等、外国で異文化に触れながら外国語によるプレゼンテーション能力を高める多彩なプログラムを設けていること（留学制度については、第3章第3節〈国際交流の推進〉参照）等を挙げることができる。

(2) 教育目標達成上の問題点

問題は、この教育目標が良く達成されているか否かである。教育目標の達成度を客観的に測定することは困難ではあるが、次の事実から見れば、本学の教育体制には、なお問題が残されていることを認めなければならない。

- ① 第一に、本学の学生の退学率・留年率は、全国平均を上回っている。最近5年間の平均退学率は、全学で毎年4.1パーセント、留年率は、7.1パーセントである（退学者・留年者についての詳細は、第5章第1節Ⅳ〈退学者の状況〉、第3章第1節ⅡB〈留年制に対する全学的指導〉参照）。退学者の中には、経済的理由等本学の教育内容との間に直接の関係をもたない者も含まれるが、その大多数は、本学の側から見れば、教育目標を達成することができなかった学生であるとみななければならない。
- ② 第二は、本学の学生の就職率が、平成17年度には全国平均を上回ったものの、過去5年間の平均では全国平均に達していないとの事実である。本学就職部が把握している数値によれば、最近5年間の平均で、その就職率は54.2パーセントに留まる。更に、就職希望者の率も59.6パーセントに留まっていることは、看過しえない。（就職についての詳細は、第11章第2節「進路と就職指導」参照）。

(3) 教育目標達成に向けての改革の努力

学生の退学率・留年率、就職率に端的に現れているように、その教育目標を達成する上で、本学の教育体制に問題があることを自覚し、これまでもさまざまな教育改革に取り組んできた。

- ① それは、平成13年秋に開始した教育目標の再検討をはじめ、既に述べたとおり、学部教育の基本的在り方としての教養教育と専門教育との関係の見直し、学部教育によって育成すべき資質についての学内の意思統一、その下での成績評価の厳格化、1年間に履修登録し得る単位の上限設定、統一的基礎学力試験の実施等の個別の改革に及ぶ。
- ② その中でも、特筆すべきことの一つは、個々の教員の授業内容を、学生の授業評価を通じて改善し、教育の質と実効性を高めるための本学独自の教育改革である。本学では、平成10年頃から各学部において学生による授業評価を実施してきたが、平成14年度からは、アンケートの内容・形式の全学的統一、その集計の全学一元化を決定し、更に平成15年度に、すべての授業科目のアンケート結果の全学的公表に踏み切り、次いで、平成16年度からは、全教員が学生の授業評価の結果を踏まえて、担当する各授業科目につき「授業改善計画書」を作成・提出することとした。提出された授業改善計画書のうち、他の教員の参考になると思われるものは、40～50点を選んで、冊子にまとめ、学内・学外に配布することとしている。この方針の下に、すでに平成16年度、同17年度の「授業計画改善計画事例集」が刊行されている。これは、大学における教育の質は、結局、個々の教員の行う授業の質に係っているところから、単に学生の授業評価を実施して、各教員にその結果を知らせるだけではなく、いわばそれに対する教員側の応答として授業改善計画書の提出を求め、学生と教員との一種の対話を通じて、授業の質の向上を図ろうとするものである。
- ③ また本学では、キャリア教育を重視し、平成17年度から全学部において、2年次生を対象に、各学部の特徴を生かした企業分析・企業へのアピール・自己分析を内容とする「キャリアデザイン」（講義科目）を開講、平成18年からゼミナールにおける個別指導と組み合わせて基礎学力試験を全学統一的に実施、また3年次生を対象とする「キャリアディベロップメント」（ゼミナール形式）を開講し、平成19年度からは「キャリアマネージメント」を開講する予定としている（詳細は、第3章第1節I〈全学体制と学部の独自性〉参照）。
- ④ 更に文部科学省が、平成15年度に「特色ある教育支援プログラム」（特色GP）、平成16年度に「現代的教育ニーズ取組支援プログラム」（現代GP）を開始して以来、毎回これらに応募することを通じて教育改革を進めてきた。その結果、平成16年度の現代GPに応募した「学生参加による《入間》活性化プロジェクト」が採択され、これによって「地域の教育力」を活用して学生の社会性・職業観の涵養を図るという本学の教育目標の達成に向けた改革が進んだ。また平成15年度の特徴色GP応募プロジェクト「テーマ別による全学横断的な学際的副専攻制」、同16年度特色GP応募プロジェクト「地域と大学の共有ネットワーク」、同17年度特色GP応募プロジェクト「初年次演習における手作り教育の実践」、同現代GP応募プロジェクト「〈文化情報資源の知的財産化〉教育の推進ーオープンミュージアム＝アーカイブスとドキュメンテーション・コンソーシアムー」、同18年度特色GP応募プロジェクト「海外体験を軸とした外国語教育の実践」、同現代GP応募プロジェクト「地域とゼミによるキャリア育成支援」は、残念ながら採択には至らなかったが、それぞれ

主専攻・副専攻制の導入、地域と大学との相互関係の深化、導入教育の拡充、キャリア教育の体系的整備等の改革として実を結んだ。

なお、退学率・留年率の高さ、就職率・就職志望率の低迷の原因の分析、その改善のために導入しようとしている具体的方策については、それぞれ第5章第1節Ⅳ〈退学者の状況〉、第3章第1節ⅡB〈留年制に対する全学的指導〉、第11章第2節「進路と就職指導」参照。

3 将来への展望

これらの改革が、教育目標の実現に向けて効果を生ずるには、一定の時間を要する。したがって、本学としては、更なる改革に取り組みつつ、一方で、これまでの改革の効果が現れるのを待つとともに、他方で、改革の効果の検証方法を検討すべきであると考えている。本学は、その検討の手がかりを得るための試みとして、平成18年1月に、本学卒業生を採用したことのある企業のうち243社を対象として、本学卒業生の基礎学力・コミュニケーション能力・態度マナーについての評価を問うアンケート調査を実施し、そのうち114社から回答を得た（回収率47パーセント）。また卒業生を対象とするアンケート調査を実施した。これによって、企業側及び卒業生から、相当程度の協力を得られることを知りえたので、今後は、このような方法の改良を含めて、検証の仕組みを構築していきたい。

第2節 各学部・理念・目的・教育目標

I 法学部

〈法学部の理念等〉

【現状】

1 学部設立当初の教育理念と教育目的

本学は、前節で述べた建学の精神及び愛情教育による徹底した人格教育を教育理念として、昭和62年、法学部の単科大学としてスタートした。

本学の教育理念・教育目的は、そのまま法学部の教育理念・目的であり、その理念・目的のもとに、学部固有の教育目的として、学生一人ひとりに豊かな人間性と人権感覚に充ちたリーガルマインド(法的思考)を身につけさせることを掲げた。

リーガルマインドとは、社会事象を客観かつ広い視野で認識し、論理的な筋道を立て、特定の利益のみに偏ることなく、相対立する利益を法的に(正義と衡平を基盤として)調整していく総合的な判断能力にほかならない。そのような人間性溢れるリーガルマインドは、法学・政治学の専門的理論・体系的知識の習得に必要とされるだけではない。それは、国際化・情報化が進む高度で複雑な実社会に適応し、自らの個性・能力を自発的に発揮するに当たって、強固な基盤となるものである。

リーガルマインドを身につけ、いかなる分野の職業にあっても、また日常的な市民生活の場においても、現実には生起する様々な問題や対立する諸見解を的確に把握・処理する能力を応用・発揮しうる人材の育成が、本学部の教育の目的であった。

2 社会の変化と法学教育のあり方の再検討

本学部設立当初の教育理念・目的は、これまで基本的には有効に機能してきたと考えるが、18才人口が平成4年をピークに次第に減少する中で、ユニバーサル・アクセスの波は昨今本学にも確実に押し寄せるところとなり、ここにおいて、教育理念・目的の実現・達成方法について見直しが迫られることとなった。目覚ましい女性の社会進出・躍進に基づく男女共同参画社会が到来する一方で、長引く経済的不況も加わり、法学部教育のあり方に再検討を加えた結果、平成13年度、本学部は、教育力の一層の向上を目指し、4年間に亘る少人数制によるゼミナールの必修化の導入、更には職業進路に即したコース制の導入を図る等大幅なカリキュラム改訂を行った。

しかしながら、規制緩和による自由競争と市場主義の波、それに伴う21世紀の紛争社会を生き抜くため、以前にも増して学生のニーズの多様性と自立心の確立・自己実現を促す教育が必要になってきたこと、更には近時における企業・官公庁での不祥事の多発、加えて社会各層における倫理観の欠如・法令違反等にみられるように、日本社会のあり方は更に大きく変貌をとげた。

また、平成15年4月の法科大学院の発足に合わせて、同年度、学部教育のあり方に更なる抜本的な見直しが迫られ、それによるカリキュラムの改訂と併せて、それ以降、教育理念・目的の自己点検、教育目標の再検討の作業に入り、以下のような結論をみるに至った。

3 教育理念と教育目的の自己点検

ユニバーサル・アクセス段階を迎えて、学生の一人ひとりの個性を尊重し、豊かな人間性を育成するという本学部の教育理念は、その重要性を増している。現時点で求められるのは、この教育理念の有効性をより確固としたものにするための方策である。また、情報化・国際化が社会の末端にまで浸透をみている現代にあっては、これに適応するための能力の涵養は、社会の要請となっている。更に、複雑化し、価値観が多様化した現代社会にあっては、学生一人ひとりに、「コンプライアンス」（法令遵守）の精神を柱とする健全なリーガルマインドを身につけさせることの必要性は、かつてないほど大きくなっている。

本学部の卒業生は、法曹・各種公務員等、多方面に進出しているが、大多数の卒業生にとっての活動の場は民間企業である。上述の情報化・国際化に適応する能力や、健全なリーガルマインドは、社会のあらゆる分野での活動に必要となる資質のひとつである。リーガルマインドに立脚して、社会事象を多角的かつ的確に把握し、そこに生じる諸問題を主体的に解決できる能力を備え、地域社会をはじめとする社会の各領域で活躍する人材の育成が、本学部の教育目的である。

4 教育目標

学生の多様化がかつてないほど顕著となっているユニバーサル・アクセス段階では、教育理念・目的の実現のためには、学生の実像を適確に把握し、それに即した教育を実践することが求められる。

更に、法学部固有の課題として、法科大学院制度発足後の学部教育の方向性の確立がある。検討の結果、法学部の主専攻について基本的に専門の基礎を教育する場として位置付け、同時にカリキュラムの中でそのためのキャリア支援科目を設置する等、法科大学院への動機付けを指導している。しかしながら、専門基礎教育としての学部教育に付与されるべき具体的内実の検討は、今後とも、本学部にとって重要な課題である。

こうした課題に応えるため、本学部は以下のような教育目標を設定している。

- ① ゼミナールを中心とする少人数教育の一層の推進
- ② リーガルマインドの涵養を主眼とする授業展開
- ③ 男女共同参画社会の展開等、現代社会の新たな動向に即した法学教育の推進
- ④ 情報化・国際化に対応するための基礎的能力を育成する情報教育・外国語教育の展開
- ⑤ 確固とした職業観・社会観の涵養
- ⑥ 多元的・複眼的視野の育成と自律的思考の涵養

5 教育理念・目標の周知

上記の法学部の教育理念・目標に沿い、毎年作成される大学案内、シラバス等を通じて周知を図る

と共に、学部ホームページを通じて、広く一般に公表している。昨今ではオープンキャンパスやサマースクールで教員から法学部の教育理念・教育目標を直接高校生受講者に伝えるよう努めている。更に、専門教育科目の教員を中心に高校へ出張講義を行っているが、講義の冒頭等で、同様の努力をしている。その他、高校の進路指導の教員を対象とする大学説明会、短大・専門学校教職員を対象とする編入学説明会等も、広報のための機会として積極的に活用している。

【評価と今後の展望】

1 少人数制ゼミ教育と人格教育

以上に述べたように、愛情教育による徹底した人格教育及び少人数教育という目標は、開学時からゼミナール教育を通じて実践された。近時は、これまでの専門科目の入門的な初年次演習から、一般的な基礎学力促進のための初年次演習に衣替えした。これにより、専門教育への橋渡しが円滑に行われるとともに、一層効果的な専門教育の実施が目指せるようになった。

また、初年次だけでなく、2～4年次生を含む全学生にゼミを必修化し、ゼミの担当教員をFA（クラス担任）に指定することによって、学生の指導・現状把握が確実に行われる体制が採られるようになった。

併せて、3・4年次演習においては、平成17年4月以降、特に就職支援の一環としてエントリーシートの書き方、一般常識等基礎学力テスト受験のための取りまとめ、その後のアフターケア等学生の就職活動に対する支援を促進する指導も導入することとなり、学生の職業進路への意識向上にかなり貢献できるようになった。

一方で、1年次から4年次までゼミナールをすべて必修化したことで、それぞれ各年次の演習が目指すべき方向性や、全体の中での演習の位置づけを検証し、4年間のゼミによるトータルな少人数制教育のあり方を改めて検証し、検討する必要がある。また、初年次から4年間、演習科目を必修化したことに伴う様々な問題は、教授会や学部研修会で時間を掛けてより議論を深めたい。それを通じて年次ごとの演習のあり方について教員間に共通の認識が生まれると思われる。ただし、その場合でも、指導体制については、個々の教員に任せる部分と、共通認識の下で指導すべき部分とを一定程度区分し、法学部の目指す人材養成を効果的に行う必要がある。

なお、演習科目のうち、2年次の教養演習については、今後とも3学部共同体制で学際的に行うのか、法学部単位で学部教育を強化する中で行うのか、については更に議論を進めることとしている。

2 リーガルマインドの涵養を主眼とする授業展開

昨今の企業の不祥事、オーバーラン気味の利潤追求の風潮の中、本学においてはゼミナールでの人格教育、あるいはまた総合科目あるいは環境倫理学等の科目、あるいは専門科目の中では主として会社法中心にコーポレートガバナンス等の指導を行う等、企業はもちろん、学生が将来いかなる分野に就職する場合でも、人権感覚に根ざす健全なリーガルマインドを発揮できるような人材の涵養に努めている。将来的には法学倫理等の科目だても視野に入れた教育等も検討していきたい。

3 男女共同参画社会の展開等、現代社会の新たな動向に即した法学教育の推進

社会における女性の躍進はめざましい。スポーツ、芸術は言うに及ばず、法律の世界でも女性の進出がめざましい。社会的・文化的性差に対する偏見や制度的障壁から解放され、男女が同等の権利を持ち、共同で豊かな関係を建設できる男女共同参画社会を築かなければならない。法学部はこの考えに基づき、平成13年度カリキュラム改正を行い、男女共同参画社会に相応しい法女性学をカリキュラムに取り込み、科目としては「ジェンダーと法」として結実させた。しかし、ジェンダーの観点を踏まえた教育は、科目として結実させればこと足れりというわけでない。他の総合科目・専門科目すべての講義の中で、ジェンダーの視点を更に推進することを検討したい。

4 情報化・国際化に対応するための基礎的能力を育成する情報教育・外国語教育の展開

(1) 情報化教育

本学部では、平成16年4月から、新カリキュラムにおいて1年次用の「情報リテラシー」(2単位)と2年次配当の「インターネット特論」(2単位)を置き、いずれかを選択させることとし、情報関連教育の充実を図った。この科目の履修を通して、学生はパソコンの基礎から一定の応用レベルまでを習得することができることとなった。これにより、法学部学生の情報処理能力は格段に高まり、各種授業・授業外における日常的な活用に供することが期待されている。

今後の課題としては、情報教育推進のため、少なくとも、PCの全員携帯はもちろん、平成17年4月に、大学院現代情報文化研究科の中に法情報文化専攻が設置されたこともあり、カリキュラムにおいて法情報・政策関係の科目の充実化を図ることがあり、積極的に取り組んでいきたい。

(2) 国際化教育

学部においては、開学時からネイティブ教員による生きた語学教育を実現し、また平成12年度以降は、学内に派遣留学・交換留学制度を整え、外国大学との交流の促進に努めてきた。各派遣・交換先大学で取得した単位は本学部の卒業単位に組み入れることとされており、この結果、学生にとってはこの制度の活用が大変魅力的なものとなっている。

今後、より多くの学生がこれを利用することによって早くから異文化交流を体験し、語学力の向上を図り、国際的なセンスを涵養できる契機となっている。それと並行して、本学部では平成17年度からTOEFL試験を法学部学生全員に受験させることとした。これにより、語学習得の重要性の認識が一層高まり、また上記のような派遣及び交換留学制度への関心が一層高まるよう取組んでいきたい。

もっとも昨今、推薦入試による入学生の比率が高まるにつれ、語学力も低下する傾向にある。そのため、平成16年度より、語学力の比較的優れた学生を選抜し、初年次より語学の特設クラスを作る等、効果的かつ集中的に指導する体制も整えた。しかしながら、語学力不足の学生が増加しつつある傾向の中で、国際化教育の取組みに改善の余地があることは否めない。外国大学、特に欧米の大学との派遣留学・交換留学制度をより拡大し、より多くの学生が短期・長期に留学し、また多くの交換留学生を本学に受け入れ、海外はもちろん、学内的にも、異文化交流のできる環境を整えていく必要がある。

また、国際関係コースにおいては、何より語学力を活かした外資系企業への就職実績が必要であり、それらの実績を通じて、学内的により高いインパクトを与えうると考える。

これらは、いずれも本学の国際化教育の実践であるが、近時、国際化は国レベルのみならず、地域レベルでも日常化しつつあり、また、インターネット社会の到来の中、個人レベルでも国際化は常態化している。その観点から、国際化教育は単に語学力向上又は異文化交流による留学体験の拡大のみならず、現実的には地域への就職はもちろん、どの社会どのような就職進路に行くにも必要であるという自覚をより促進するような指導を行うこととしている。

5 確固とした職業観・社会観の涵養

上述したように、平成13年4月、法学部ではカリキュラム改正を行い、学生の将来の進路に沿った3つのコース、すなわち「地方自治・行政コース」、「法職コース」、「企業キャリアコース」を設置した。更に平成16年4月からはこれに国際関係コースを加え、各コースの中で、卒業後の進路を意識した科目が選択できるよう工夫した。更に、上述したように、いずれのコースで学ぶにせよ、それぞれ他のコースから一定の幅で単位選択できるようにし、弾力的な志向に応えうるよう、カリキュラムを工夫した。

今後の課題としては、4つのコースのうち、特に「地方自治・政治コース」や「法職コース」において、多数の学生が公務員を目指し、また、法科大学院開設後は法科大学院への志望者が多いにも関わらず合格が容易でない現状を踏まえて、学内の公務員講座のあり方、司法研修室のあり方を総合的に点検し、これらの進路志望者に対する一層効果的でかつ組織的な指導体制並びに支援の方法を講じていく必要がある。また、少なくとも、公務員講座は、今の3年次生中心からもう一年下ろして、2年次生中心に早める必要があると考える。

6 多元的・複眼的視野の育成と自律的思考の涵養

本学では、総合科目・体育学・語学科目を多様にカリキュラム中に配しているため、学部においても多元的・複眼的視野の育成と自律的思考の涵養は十分に行われている。加えて平成15年度に設置された副専攻科目の各テーマによる教育指導は、現代社会で生起する様々な問題を多元的・複眼的に育成する指導に新たな頁を加えた。副専攻制については、実績を重ねた上で、その効果とともに、科目数及び単位数における主専攻とのバランスの評価や、学生の履修上、あるいは事務的处理の問題状況の把握を行い、更なる改革を進め、真に現代社会に必要とされる人材の育成に努めていく。

Ⅱ 経済学部

〈経済学部理念等〉

【現状】

1 学部設立当初の教育理念及び教育目的

本学経済学部は、本学開学3年目に当たる平成2年に、経済及び経営情報の二学科よりなる学部として設立された。経済学部は、設立当初より、本学の教育理念である「愛情教育」、「人格教育」を学部の教育理念とし、学生一人一人の個性を尊重し豊かな人間性を育成することを目指してきた。

また学部の教育目的として、社会に必要とされる人材の養成を掲げ、国際化・情報化時代に対応できる知性あふれる経済人の育成を目指した。この教育目的は、二つの学科においてより具体的な形で提示され、経済学科は経済の専門知識とともに国際感覚とコミュニケーション能力を備えた国際的経済人の育成を目的とし、経営情報学科では経営学及び情報に関する諸理論と諸技術を駆使した経営人の育成を目的とした。

2 社会の変化と理念・目的・目標の見直し

その後、学部開設から10有余年が経過するなかで、日本の社会及び国際的な諸状況は、長引く不況、環境問題の悪化、少子高齢化の急速な進行、グローバル化の進展、戦争の頻発等で大きく変貌し、時代はまさに転換期を迎えることになった。更に、いわゆるユニバーサル・アクセスの段階をむかえ、大学を取り巻く状況も大きく変化した。

こうした事態のなかで、本学部の教育のあり方もまた全面的な見直しを迫られ、一年余に亘る再検討の作業の結果、平成17年度に新たな教育理念・教育目的・教育目標を設定することになった。

3 新たな理念・目的

現在でも、愛情教育の理念に基づいて、学生一人一人の個性を尊重し豊かな人間性を育成することの必要は減じてはいない。ユニバーサル・アクセス段階においては、そうした教育の重要性は、むしろ増大している。この点では、本学部が開設当初に掲げた教育理念は現時点でも有効であると考えられる。本学部としては、このような観点から、開設当初より実践してきた少人数教育を更に推進し、教育理念の発展を図ることを意図している。

一方、大学での人材の養成に関する社会の要求は、近年大きな変容を見せている。大学卒業者に対しては、個別領域の専門的知識だけでなく、社会を複眼的視覚から総合的に分析する能力が求められるようになってきている。また、本学部の卒業生の多くは、実際には国際的経済人としてよりは、むしろ地域社会の中核を形成する人材として活躍しており、本学部としても、地域社会における諸活動をリードしていく人材の養成を積極的に志向してきている。本学部の新たな教育目的は、「地域社会の中核

として諸活動を担う人材の育成」である。

4 教育目標

すでに述べたように、ユニバーサル・アクセス段階を迎えて、学生の実像も大きく変化している。マスコミ等でもくりかえし指摘されているように、大学生を含む若年層の全般的な基礎学力の低下、社会で必要となるコミュニケーション能力・社会観・職業観の欠如といった事態から帰結する諸現象は社会問題化するに至っている。

教育機関としての大学もまた、これへの積極的な対応を求められおり、本学部が目的とする人材の育成も、こうした対応を欠いては実現できない。このような課題に応えるために、本学部は、次のような形で教育目標を設定している。

- ① 現代社会が直面する諸問題に対する経済学的・経営学的視点からの認識の深化
- ② 多元的・複眼的視野の獲得
- ③ 自立的な思考力
- ④ 地域社会の諸活動を担うとともに、社会全体に浸透する国際化と情報化に伴う諸課題に適切に対処できる人材の養成
- ⑤ 確固とした社会観及び職業観の涵養
- ⑥ 情報科学や外国語等現代社会における基礎的素養の養成

本学部の教育目標は以上の通りであり、本学部ではこの教育目標に適応できる学生を受け入れることをアドミッション・ポリシーとしている。具体的には、幅広い視野を持ち、考える力を発展させようという意欲を備え、そのために必要な基礎学力を有しているというのが、本学部の求める学生像である。そのような学生の受け入れにより、本学部では上記教育目標を達成しようと考えている。

5 教育理念・目標の周知

上述の学部・学科の理念・目的・教育目標等は、毎年作成される「大学案内」、「シラバス」等を通じて周知を図っている。また、学部ホームページを通じて、広く一般に公表している。その他、高校の進路指導の教員を対象とする大学説明会、短大・専門学校教職員を対象とする編入学説明会、高校への出張講義等も、広報のための機会として積極的に活用している。

例えば、「大学案内」では「経済学部をめざすもの」として教育目標を明示している。また、「シラバス」では教育目標という言葉は使用していないが、育成目標としての学生像を明示している。「学部ホームページ」も「シラバス」と同様に学生像を示している。

【評価と問題点と改善の方策】

1 評価

愛情教育の理念に基づいて、学生一人一人の個性を尊重し豊かな人間性を育成するために、1 年次

から4年次までの少人数のゼミが配置されている。また、FA(ファカルティ・アドバイザー)が4年間を通じて個別指導をする等、理念の具体化がなされていると評価できる。更に、キャリア教育を充実させ、キャリアを決める力の育成を目指し、また、大学での人材養成に関する社会の要求に応え、本学部の新たな教育目標として、「地域社会の中核として諸活動を担う人材の育成」をあげ、教育目標の実現に向け努力しているのは評価できる。

更に、学部・学科の理念・目的・教育目標等は、毎年作成される「大学案内」、「シラバス」等を通じて周知を図っているが、一部行われているものの、十分ではなく、更に徹底して行なうことにしている。

2 今後の展望

大学での人材養成に関する社会の要求に応え、本学部の新たな教育目標として、「地域社会の中核として諸活動を担う人材の育成」をあげ、教育目標の実現に向け努力しているが、その実現のため、本学部は平成19年度より、従来の経済学科、経営情報学科を廃止し、経済経営学科を新設することとしている。その概要は次の通りである。

- ① 学部の教育目標は継承する。
- ② 社会を複眼的視覚から総合的に分析する能力を育成する。
- ③ 従来の6コースのうち、環境と福祉コースを独立させ、新たに環境と社会、福祉と共生、地域と国際、経済と政策、金融と会計、マーケティングとマネージメント、情報とシステムの7コースを設置する。
- ④ 徹底したIT教育と体系的なキャリア教育、更に少人数の「面倒見の良い」教育で就職力を高める。

これらの改革は、教育目標である「地域社会の中核として諸活動を担う人材の育成」に十分力を発揮するものと考えられる。経済学部で開講されている地域人講師団による「経済Today」、全学的に開催されている「インターンシップ」、「学生参加による<入間>活性化プロジェクト」は地域との連携で学生のキャリア力、社会性を磨く役割を担っているが、そのような機会に、社会を複眼的視覚から総合的に分析するという力を持った学生が「地域社会の中核として諸活動を担う人材」に育っていくことが期待できる。

Ⅲ 文化情報学部

〈文化情報学部の理念等〉

【現状】

1 設置認可申請から平成13年度カリキュラム改革前に至る理念・目的・教育目標

(1) 学部の設置

既述の本学建学の精神の下に、文化情報学部は平成6年に開設された。

文化情報学を、音響映像情報、景観観光情報、知識基盤情報、記録管理情報という4つのサブコンセプトから成り立つ学問研究分野と規定し、それに対応し、本学部の教育目標を、それらの情報について、情報の専門家を必要とする部署において、情報提供の専門性を高度に発揮できるような論理的検討と合理的実践を行える人材を育成することとした。そのような人材を情報メディエーターと呼び、情報メディエーターの育成を本学部の教育目標とまとめた。

(2) 学科の設定

前出の4つの文化情報学サブコンセプトに基づき、学部内に文化情報学科及び知識情報学科の2学科並びに、映像情報コース、観光情報コース、知識コミュニケーションコース及びレコード・アーカイヴズコースの4つのコースが設定された。

(3) コースの設定

その設定の基準は二つあり、一つは情報の形式である。これは情報を認知的な視点から文字系と非文字系とに分類する。文字系に分類される情報とは文字・記号によって表現され狭義の「知識」を構成し、非文字系の情報とは五感を通して認知され「知覚」を形成するものである。

もう一つの基準とは情報の存在形態である。これは複製可能であるが故に複数のメディアによって提供され得る資源と、原則的には複製不能な唯一の資源とに情報を分類するものである。前者に分類される情報資源の具体例には映像・音響資料や文献資料等の記録物（複製物）があり、後者の具体例には景観・観光施設や歴史資料が挙げられる。

文化情報学部の2学科は情報形式の基準により構成され、各学科の専攻コースは情報の存在形態に基づいて設置されている。

文化情報学科の研究領域は知覚的・非文字系情報であり、映像情報コースは複製可能な情報資源を、観光情報コースは複製不能な情報資源を対象とする。

知識情報学科の研究領域は知識的・文字系情報であり、知識コミュニケーションコースは複製可能な情報資源を、レコード・アーカイヴズコースは複製不能な情報資源を対象とするものである。

(4) 平成 10 年度カリキュラム改革

なお、本学部では、平成 10 年度にカリキュラム改革を実施しているが、その内容は学部の理念等に関するものではなく、他学部・他学科における履修単位の卒業要件への算入の他、社会経済状況の変化に伴う授業科目の統廃合や科目名称の変更等に伴うものとどまった。

2 平成 13 年度カリキュラム改革後から今日に至る理念・目的・教育目標

(1) 平成 13 年度カリキュラム改革の方向性と内容

急激な発展を遂げつつある情報技術を情報メディアエーター教育に積極的に取り入れることを目的として、平成 13 年度カリキュラム改革が本学部にて行われ、新カリキュラムが作成されたが、学部の理念と目的は新カリキュラムにおいても変わらずに継承されている。

現代は、電子メールと WWW を代表とするインターネット・サービスが広く一般的に利用される時代へと変貌を遂げつつある。このような急激な発展を続ける情報技術を、理解し活用することができる人材が、今、必要とされている。そのような時代の要請に、情報メディアエーターの育成という本学部の教育目標は、十分な妥当性を有していると考えられ、今後もその重要性は増すものと思われる。

新カリキュラムにおいて変更された主要な点をまとめると、①専攻コースの構成の変更、②科目群の構成の変更、③卒業要件単位の配分の変更、④セメスター制への移行、⑤オリエンテーション科目の導入、⑥少人数教育の拡充、⑦外国語教育における演習科目の設置、⑧専攻コースにおける実習・演習・インターンシップの設置等である。

以下にその概要についてまとめる。

① 専攻コースの構成の変更については、文化情報学科には映像・音響情報コース、観光情報コース及び情報デザインコースという 3 コースが開設され、知識情報学科には知識コミュニケーションコース、アーカイブコース及び情報管理システムコースの 3 コースが開設された。すなわち、旧カリキュラムと比較すると、文化情報学科には情報デザインコースが新設され、知識情報学科においては、レコード・アーカイヴズコースがアーカイブコースに名称変更され、また、情報管理システムコースが新設されている。

情報デザインコース新設の理由は、Web ページ等の多種多様な情報を効果的に提示するための方法論と技術を研究するためである。一方、情報管理システムコースは、データベースやネットワーク等の情報技術を活用した組織体における記録管理の研究を目的とするものである。旧カリキュラムのレコード・アーカイヴズコースは、文化的遺産としての歴史資料と、組織体の集合記憶としての文書を中心とする記録を包括的に管理する研究領域を提供していた。新カリキュラムでは、電子記録化のような媒体変換を視野に入れた歴史資料の管理をアーカイブコースとして独立させており、情報管理システムコースでは、記録としての組織体の情報を管理する情報システムの構築に比重が置かれている。

このように、平成 13 年度のカリキュラム改革においては、抜本的な枠組みの転換は行わず、教育活動における旧カリキュラムからの継続性を保ちながら情報技術の更なる趨勢を慎重に観察するとの方向性が打ち出された。

- ② 科目群の構成の変更については、旧カリキュラムでは5科目群から構成されていたものが、新カリキュラムでは大きな3グループに分けられており、学生が体系的な学習計画を立てやすいように配慮された。
- ③ 卒業要件単位の配分の変更については、幅広い教養を身につけるための学習や、外国語の運用能力をより向上させるための学習、あるいは情報処理の更なる知識と技術を磨くための学習を、主体的に選択できる余地を広く残すことを可能にした。これは、学生一人ひとりの個性を尊重するという本学の理念を反映するものである。
- ④ セメスター制への移行については、運営上難しいため通年科目として残されている科目を除き、実質的に完全なセメスター制への移行が図られた。
- ⑤ オリエンテーション科目の導入については、オリエンテーション・ゼミナールを開設し、オリエンテーション・ゼミナールの担当教員がFA（ファカルティ・アドバイザー）を兼ねるようにした。その結果、毎週の授業で必ず学生と接することとなり、学生の学習・生活環境を良好に保つことで教育効果の向上が図られることとなった。
- ⑥ 少人数教育の拡充については、1年次生のためのオリエンテーション・ゼミナールの新設により、少人数による演習形式の授業を実現した。
- ⑦ 外国語教育における演習科目の設置については、第一外国語では2年次以上、第二外国語では3年次以上に配当される科目をすべて演習科目とした。この演習科目の導入は目的指向の外国語教育の実践を目指すものである。
- ⑧ 専攻コースにおける実習・演習・インターンシップの設置については、専門分野の教育に関連し、すべての専攻コースに、実践的な知識・技術の修得を目的とする科目（実習・演習・インターンシップ）を設置した。

(2) 平成13年度カリキュラム改革以降

以上が平成13年度カリキュラム改革後における本学部の理念・目的・教育目標である。

それ以降、現在に至るまで、さまざまな議論が行われ、科目の新設や名称の変更等が実施されている。

一方、学部の理念・目的・教育目標は学部設立当初より、今日まで変わらずに継承されている。すなわち、いわゆる「IT（情報技術）基本法」が成立し「IT政策」が推進されている現状において、情報資源とその利用者との間で中間媒介機能を果たす人材の育成という本学部の理念・目的・教育目標は、まさに時代の要請に応えるものである。

3 教育理念・目標の周知

本学部の理念・目的・教育目標等については、大学案内、学部ホームページ等によって、鋭意、周知を図っている。高校や専門学校を対象とした大学説明会、編入学説明会、高校への出張講義においても、活発に広報活動が続けている。特に、高校への出張講義においては、多くの場合、授業の初めに、学部の紹介を行っている。

一例を挙げるならば、平成 17 年 10 月に東京都立鷺宮高等学校「総合的な学習の時間・大学出前授業」に本学教員を参加させ、10 時より 11 時 50 分まで、本学文化情報学部講義のひとつを行うとともに、本学部の理念・目的・教育目標等について、わかりやすく周知活動を行った。

【評価と問題点及び改善の方向】

1 評価

(1) 理念・目的

学生 1 人ひとりの個性を尊重し、豊かな人間性を育成するという「愛情教育」は、1 年から 4 年まで少人数のゼミが配置されていること、FA（ファカルティ・アドバイザー）による個別相談時間が設定されていること等々、かなりの程度、達成されつつある。

一方、インターネットの発展等文化情報学分野における時代の要請は大きく変化しているが、本学部設立に際しての理念・目的・教育目標は今日においてもなお妥当なものであると判断される。また、急速な発展を遂げつつあるインターネット等の情報技術を積極的に取り入れることを目的とした平成 13 年度カリキュラム改革、更に、映像音響メディアコース及び情報デザインコースを擁するメディア情報学科の設置を目的とした平成 18 年度カリキュラム改革等を通じて、本学部の理念・目的・教育目標は着実に達成されつつあると判断される。

(2) 時代の要請に応じた教育内容の検証

しかしながら、より一層の愛情教育を目ざしつつ、今後の情報化の進展に遅れることなく、本学部の理念・目的・教育目標は継続的に検証され、改革改善を図る必要がある。現在のところ、その検証のための組織・体制は整備されておらず、急激な情報技術・情報社会の進展に十分対応した教育内容となっているか否か、継続的恒常的に検証する組織・体制づくりが急務である。

(3) 高校生に対する周知

更に、現在のところ、高校生に対する周知についても、十分であるとは言えない。今後は、指定校への学部紹介パンフレットの送付、学部紹介ホームページにおける高校生向けのページを作成、高校生新聞や雑誌への寄稿及び広告掲載、オープンキャンパスへの参加勧誘、予備校へのアプローチ、その他の方策を総合的かつ強力に推し進めるべく取り組んでいる。

2 今後の展望

(1) 平成 18 年度カリキュラム改革

情報化社会の進展に対応した人材の育成という本学部の理念・目的・教育目標を、よりの確かつ十分に達成するため、本学部においては、平成 18 年度より、知識情報学科を改組してメディア情報学科を新設した。

その概要は次のとおり。

- ① 学部の教育目標として、これまでの「情報メディアエイターの育成」の継承。
- ② メディア学やメディア・コミュニケーション等の最近の発展を踏まえて、これまでの「ストック系カリキュラム」を文化情報学科に集約と、新たに「フロー系カリキュラム」を中心とするメディア情報学科の立ち上げ。
- ③ 既設の文化情報学科において、観光サービスコース（これまでは観光情報コース）、図書館情報学コース（これまでは知識情報コース）及びアート&アーカイブズコース（これまではアーカイブコース）の3コースの設置。
- ④ 新設のメディア情報学科において、映像音響メディアコース（これまでは映像・音響情報コース）及び情報デザインコース（これまでと同じ）の2コースの設置。
- ⑤ これまでの情報管理システムコースは、他コースと共通科目に科目を振り分け、廃止。
- ⑥ その他、基礎教育のあり方、語学教育のあり方等の検討を行ったが、基本的な枠組み並びに方針においては、変更はなされなかった。

(2) 新学科設置の効果

メディア情報学科の設置により期待される効果は、各種のメディアの特性を理解しつつ、映像や音響をはじめとするマルチメディア情報の作成・発信の技術と知識を併せ持つ専門家の養成が可能となることである。すなわち、一次的な映像・音響情報及びそれに付随した文字情報を、各メディアの性質に合わせて媒体化し、更にコンピュータを利用してデジタル化する技術と知識を持った人材を育成する所存である。

IV 現代文化学部

〈現代文化学部の理念等〉

【現状】

1 学部の沿革と教育理念

本学現代文化学部は、既述の駿河台大学の建学の精神及び人格教育＝愛情教育に基づいた「国際化という時代の動向に配慮した教育」という教育目標を人文科学の領域において実現すべく、平成9年4月、まず比較文化学科のみによる単学科学部として創設された。

そして、建学の精神の「豊かな知的教育」と「国際的感覚」を、「多文化」あるいは「異文化」の比較文化的方法論による把握を通じて育成していくという観点から、本学部は、その理念・目的を「国際化の時代を異文化交流の進展の時代と捉え、現代文化の様々な在り様を比較文化論の方法・見地に従って探求・教授し、文化の諸領域を構造的に把握することのできる、偏見のない文化の創造者を育成すること」とした。

その「文化の把握」は、「外化」した文化のみならず、「文化」の主体である個人、更にはその創造的精神の理解を求めるものであった。しかし、複雑化する「現代」と向かい合う以上は、更に一歩進んで、「心」そのものを実証的、科学的に扱う心理学的なアプローチも「文化」の理解の中に含めるべきであるという社会の要請に応え、平成13年度には、心理学の科目を中心とする「心理・人間コース」を設置した。しかし、この分野に対する学内外の関心は予想以上に高く、より本格的に学科を設置して心理学関連の教育を行うことが求められた。そこで、その要請に応える形で、平成15年には、「心理・人間コース」を発展させ、心理学科を現代文化学部に設置することとなった。これによって、現代文化学部は2学科により構成されることになり、現在に至っている。

一方、心理学科の設置は、現代文化学部は、比較文化的アプローチに重心を置くそれまでの学部の理念・目的を超える新たな理念の構築を要求することとなり、心理学科を設置した平成15年度に、学部の理念の見直しを行った。

その結果、現代文化学部は、新たな理念・目的を、「我々が直面している現代を、様々な文化の重層化、衝突の時代、様々な価値観の再編成、再構築の時代と捉え、現代の様々な在り様を、比較文化論あるいは心理学の方法・見地に従って、探求し教授することによって、文化並びに人間の諸領域を構造的に把握することのできる、偏見のない文化、社会、人間関係の創造者を育成すること」とするに至った。

この学部の理念・目的の実現するために、本学部では、「様々な状況の中で生きる人間の具体的なあり方を理解するための深い洞察力を持ち、異なる環境や異なる文化、そして異なる能力や特性を持つ人々の行動と心を深く理解できる、柔軟で現実的な理解力と、共感的な態度を持って対人関係を築くことができる人材を養成すること」を学部の教育目標として掲げた。また、この「人材養成」という

点において、人格教育＝愛情教育が不可欠であることは言うまでもないことである。

更に、比較文化学科・心理学科は、それぞれ、次のような学科としての教育目標及び教育方針を掲げている。

2 比較文化学科の教育目標

学部の理念・目的・教育目標に基づき、比較文化学科は、「日本固有の文化並びに異質な文化に対する比較文化論的かつ系統的な理解と開かれた感性をもち、文化と社会に対して総合的かつ創造的な判断力を備えた、行動力ある人材を養成すること」をその教育目標としている。

この理念・教育目標に基づく教育方針を具体的に述べるならば以下の二つとなる。

- ① 比較文化の方法論に則ったバランスのとれた教育による異文化理解・国際的教養の陶冶
- ② 語学教育を含めた異文化間コミュニケーション能力の育成

このような教育目標に基づく教育が提供する主な進路としては、学部創設当初、マスコミ関係、旅行業関係、教員等かなり具体的に職業領域を想定していた。しかし、平成12年度以降の卒業生の就職状況は、必ずしもこうした想定とは一致していないことが判明している。

なお、英語科の教職課程を設置していることから、教員あるいは教育関係の職業も進路として期待している。

3 心理学科の教育目標

心理学科は、「現代社会、現代の文化諸事情から発生する現代的課題に対して心理学的な分析と理解を深めるとともに、次世代において社会の担い手となり、それらを発展させる主体となるべき基本的能力を育成すること」をその教育目標としている。

この理念・教育目標に基づく教育方針を具体的に述べるならば以下の二つとなる。

- ① 現実の問題に対し、幅広い心理学的知識に基づいて、客観的・実証的手法で考察・検証する態度の修得
- ② 心理学のみならず、哲学から文学、更には生物学まで幅広い知識を併せ持つことによる、多様でバランスのとれた人間理解及びそれに基づく人間関係構築能力の涵養

心理学科の卒業生は、主には、人間に関する基本的理解、人間と社会・環境等に対する深い洞察力を生かし、企業の人事や調査部門、企画や営業部門を中心に、幅広い職業領域で活躍することになる。更に、大学院への進学を通じて心理カウンセラー等の職業につくことも期待される。しかし、最初の心理学科卒業生は、平成19年3月卒業予定の平成15年度入学生であるため、具体的な検証は今後に委ねざるをえない。

4 教育理念・教育目標の周知

上述の学部・学科の理念・目的・教育目標等は、理念等として明示されているわけではないが『履

修ガイド』の「(6) 各学科の特色」に説明されており、大学案内 *Surugadai University Guide Book 2007* の 090 ページ「カリキュラム一覧」の中で簡単に触れられている。

しかし、学部・学科の理念・目的・教育目標等が十分に明示され、周知されているとは言えないのが現状である。

【評価と問題点、改善の方策】

1 学部の沿革と教育理念

現代文化学部の理念・目的は、駿河台大学の建学の精神等の「豊かな知的教育」と「国際的感覚」を、人文科学の領域において比較文化の方法を用いて実現しようとするものであった。

ただし、平成 15 年の心理学科開設は、本来的には「心」の問題をも内に含む「文化」理解に関して、「心」の領域の明示を求めるものであった以上、平成 15 年度の学部の教育理念・目的の見直しは当然のものと言える。

この教育理念・目的の「現代の様々な在り様を、比較文化論あるいは心理学の方法・見地に従って、探求し教授する」という点は「他者をも含む異文化・多文化理解」ということであり、「偏見のない文化、社会、人間関係の創造者を育成する」ということは、「異文化・多文化理解に基づくコミュニケーション能力の涵養」と置き換えることもできる。この点に関して本学部の理念・目的をより具体化したものが本学部の教育目標であって、学部の理念・目的は、無理なく教育目標へと繋がっている。

また、「人格教育＝愛情教育」に基づく人材養成という点では、1 年次から 4 年次まで少人数で行う演習を必修化し、ガイダンスや導入教育を丁寧に行うと形で実現していると言える。

2 比較文化学科の教育目標

比較文化学科の教育目標は、我々が拠って立つ「日本」を一つの軸にして、本学部の理念・目的、教育目標を実現し、社会に貢献できる人材を育成するというものである。

そして、教育目標の①の部分は、まさに駿河台大学の「豊かな知的教育」と「国際的感覚」という建学の精神を比較文化の方法論を用いて実現しようというものであり、「他者をも含む異文化・多文化理解」という本学部の理念・目的、教育目標とも整合性がとれている。

また、教育目標の②の部分は、本学部の理念・目的等の「異文化・多文化理解に基づくコミュニケーション能力の涵養」という点を明示したものであって、これも本学部の理念・目的等と整合性がとれている。

進路に関しては、これまでの状況を鑑みて、社会を多面的にとらえる広く深い知識教養と、十分なコミュニケーション能力を生かして、旅行業などのサービス業や、企業の企画や営業部門を中心に、社会の幅広い領域で活躍することを学生に求めることとした。もちろん、英語科の教職課程を設置していることから、教員あるいは教育関係の職業を進路として期待する点は変わらない。

3 心理学科の教育目標

心理学科の教育目標は、学部の理念・目的、教育目標を「心理」という点から実現し、社会に貢献できる人材を育成するというものである。

そして、教育目標の①の部分は、心理学的アプローチを用いた「他者を含む異文化理解」ということであり、本学部の理念・目的、教育目標とも整合性がとれている。

また、教育目標の②の部分は、本学の「豊かな知的教育」という建学の精神を心理学の教授の中でも維持していこうとするものであり、「異文化・多文化理解に基づくコミュニケーション能力の涵養」という点で、本学部の理念・目的、教育目標とも整合性がとれている。

4 教育理念・教育目標の周知

現在は、学部・学科の理念・目的・教育目標等の周知という点に関しては、必ずしも十分とはいえない。

平成19年度より、『履修ガイド』、大学案内、学部ホームページにおいて明示し、周知を図っていく。

第3節 各研究科の理念・目的・教育目標

I 経済学研究科

〈経済学研究科の理念等〉

【現状】

1 設立の趣旨

本研究科は、平成7年4月、既存の経済学部を基礎に、経済・経営専攻の一専攻修士課程として設立された。本研究科の設立の趣旨は、以下の通りである。

第一に、国際化時代・情報化時代に対応できる人材の育成が本学の教育目的である。高度な経済学・経営学の習得を通して本学の教育目的たる国際化・情報化に対応できる人材の育成を目的としている。

第二に、近年における学術研究の急速な進展や技術革新、社会経済の高度化・複雑化の中、我が国では大学院の役割として次の4つが求められている。

- ① 創造的・先駆的な学術研究の推進とこれを通じた国際貢献
- ② 創造性豊かな研究者の育成
- ③ 高度な専門知識・能力を持つ職業人の養成と再教育
- ④ 国際化の進展に対応する教育・学術研究面における国際交流の推進

2 教育目標

本研究科は、特に③高度な専門知識・能力を持つ職業人の養成と再教育を教育目的として設立された。特に、経済・経営の一専攻としたのは、職業人が経済学と経営学の複眼的視野を持つことが要請されているからであり、それが本研究科の特徴となっている。

具体的教育目標として、次の4点が挙げられている。

- ① 高度の専門性を有する職業に必要な専門知識・能力を持った職業人の養成
- ② 国際社会及び地域社会での経済及びビジネス社会に貢献し得る経済人の養成
- ③ 地域社会人のキャリア・アップ及び外国人留学生のための高度専門教育の充実
- ④ マルチメディア社会に対応し得る高度情報知識教育の充実

3 状況の変化

これらの目的・教育目標は基本的には現在に至るまで続いているが、本研究科を取り巻く状況は大きく変化している。一つは、大学教育のあり方の変化である。本研究科の基礎となっている経済学部でも、専門的基礎の習得が教育目標となるにしたい、経済学・経営学の発展的教育が経済学研究科の課題となったことである。各方面から高度な専門的知識・能力を持つ専門職が求められるようにな

っていることに鑑み、人材養成に関して税理士など専門職の育成が最大の教育目標になったのである。

第二に、本学の教育目標が地域社会の中核を形成する人材の育成に置かれることになった。それを受けて、地域の大学院としての役割を強化することが重要な課題となっている。具体的には、地域社会が求めている経済学・経営学研究の成果を地域社会に還元すること、更に地域の社会人・職業人の再養成が求められているのである。この点は大学案内などで明らかにしているところである。

第三に、国際化の進展の中で、外国からの留学生の修士課程への進学増加が著しい。留学生教育にも力を入れている。

【評価と問題点及び改善の方策】

1 評価と問題点

以上の大学の教育目的及び研究科の教育目標がどう実現しているかについて、以下に述べる。

本研究科は、平成9年3月の第1期生から、平成17年3月の第9期生まで合計96名の修士を送り出しているが、最も多いのが税理士又は会計関連業務に就業した者である。この点で、高度な専門性を有する職業に必要な専門知識を持った職業人の養成又はより広い意味で専門職の育成という目標を一定程度実現している。

しかし、税理士試験の科目免除を目的とした院生の教育は、本来的な専門職の育成の一部に過ぎない。経済社会の複雑化に応じた資格社会の進展によって、それ以外にも多くの専門職の養成が必須となっており、本研究科も積極的に会計職以外の専門職の養成を心がけねばならない。最近、経営学を専攻する院生が増えているのは、その点で評価できるが、まだまだ不十分である。

教育目標の中の「国際社会及び地域社会での経済及びビジネス社会に貢献し得る経済人の養成」という点については、送り出した修士で国際的な活動をしている者が多いとは言えない。「国際社会での活動」という目標は、前述のごとく、近年の重点目標から幾分後退しているとはいえ、消去させているわけではないので、こうした点は、今後、改善の方策を組織的に検討していく必要がある。

また、地域の経済・経営の研究及び地域社会に貢献する専門職社会人の養成という地域の大学院としての役割についても、一定程度その役割を果たしている。平成15年より経済学部・経済学研究科の教員が中心となって、産・官・学の連携のもと「元気な人間ものづくりネットワーク」が設立され、地域の経済・経営が抱えている問題の解決に積極的に参加しているのである。また、院生も地域企業のHPの作成、商品のモニタリング・マーケティングにも参加し、実践的問題関心の中で研究へのモチベーションを高めている。更に、地域の活性化のために、地域の企業家・議員・市役所職員、市民と本学教員が平成14年から活動を開始している「駿大・地域フォーラム」にも数名の院生が常時参加している。

しかし、地域の社会人・職業人の受け入れという点では、不十分であると言わざるを得ない。地元の各市役所からの派遣の研修生は、この数年地方の財政状況悪化もあり途絶えている。また、民間の地域企業でも「元気な人間ものづくりネットワーク」で活動している教員の講義への不定期の聴講はあっても、大学院での正式な勉強をする職業人はまだ少ない。

生涯学習の点では、注目に値する傾向が見られる。平成18年度には、70歳の院生が一人入学し、また同じく70歳の方が科目等履修生として授業に参加している。

2 改善の方策

改善の方策としては次の点を検討中である。

(1) 本学経済学部生への指導

本学経済学部を卒業して、本研究科に進学する学生数は以下の通りである。だが近年留学生への偏りが顕著であり、日本人学生の進学割合が低くなっている。高度な質を持った専門職養成の意義を学生に認識させ、更に大学院で学びたいという意欲を持つ学生を育てるような学部教育や指導をしなければならない。

〔本研究科進学者のうちの経済学部卒業生数〕

入学年度	学部卒業生	(うち留学生)
平成8年	5人	2人
平成9年	3人	2人
平成10年	4人	1人
平成11年	5人	0人
平成12年	7人	1人
平成13年	3人	1人
平成14年	4人	0人
平成15年	5人	3人
平成16年	7人	3人
平成17年	6人	3人
平成18年	9	8
合計	58	24

(2) 地域社会人・職業人の受け入れ

地域社会人・職業人の受け入れのためには、既存の本学の修士課程構成ではハードルが高いという地域からの声が存在する。大学院で学びたいが、修士論文を書くのは大変だ、2年間で単位を修得する時間的余裕はない、授業料が高いなどの声がある。

地域社会人・職業人の受け入れのためには、色々と組織改革をしなければならない。本研究科では、平成18年4月より、「2007年問題」も視野に入れ、積極的に地域からの受け入れをするための制度改革を検討する将来構想委員会を設置し、検討に入っている。

Ⅱ 現代情報文化研究科

〈現代情報文化研究科の理念等〉

【現状】

1 現代情報文化研究科の設置

本研究科は、既設の文化情報学研究科と法学研究科を融合した研究科として平成17年4月に設置された。文化情報学研究科の「高度情報社会における情報資源の管理・保存・提供並びに活用に関する高度な能力と豊かな学識を有する人材の育成」という理念は、そのまま現代情報文化研究科文化情報学専攻に引き継がれた。法学研究科は、平成16年度をもって学生の募集を停止し、その教育・研究の内容に新たに情報分野を加えた現代情報文化研究科法情報文化専攻として組織されている。

本研究科の母体となった文化情報学研究科は、文化情報学部を基礎として平成11年に設置され、平成17年度をもって学生の募集を停止するまでに1期生から6期生までを社会に送り出した。文化情報学研究科は、我が国を代表する記録管理（当時）の人材育成の大学院として、国際的にも認知されていた。しかし、21世紀における情報社会の進展に伴い、記録管理分野の研究と専門職業人育成には、社会のフレームワークに関する総合的なアプローチが必要であり、特に法学分野からの情報管理の知見を必要とする状況が強まったという認識が、法学研究科との融合による現代情報文化研究科の発足に結びついた。

法情報文化専攻の前身である法学研究科は、平成3年に発足以来、多方面にわたり人材を供給し、「高度な専門知識と応用能力を備え、日々移り変わる現代の法的諸問題を解決する法律のスペシャリスト」を育成する役割を果たしてきたが、平成16年4月に専門職大学院である法務研究科（法科大学院）を設置したのを機会に、法学研究の分野でも、社会の情報化に対応して、法的専門知識を持つとともに、情報資源の利活用に関する理解と情報技術能力を習得した専門職業人や組織管理者等の育成の必要性が強く認識されることになった。両研究科の再編への認識が一致した結果、法学研究科を法情報分野専攻に再編し、文化情報学研究科を再編した文化情報学専攻とともに、情報分野、文学分野、法学分野の3分野が融合した現代情報文化研究科として拡充・改組を図り、現代の情報社会が求める専門職業人や研究者を育成することとしたものである。

コンピュータの発展に主導されて出現した高度情報社会は、人工（文化）的な情報資源の量的増加という新しい課題を生み出した。情報資源管理者（ドキュメント・アドミニストレータ）の育成は、欧米にあっては大学院の役割である。多くの大学院が図書館情報学や文書館学をベースとした情報資源管理の専門領域が確立しているが、我が国においては、本研究科を除いては大学院レベルで情報資源管理を中心として研究と教育を行う例は、ほとんど見当たらない。

2 文化情報学専攻及び法情報文化専攻の開設

(1) 情報資産管理・保護と法学的理解の必要性

本研究科は、それぞれ独立性の高い二つの専攻で組織される。文化情報学専攻は、情報資源の管理に関する人材の育成という文化情報学研究科の目的を引き継いでいる。一方、法情報文化専攻の目的は、情報学、文学及び法学分野を融合させた教育・研究組織によって、情報社会の進展に伴って高まりつつある企業・官公庁等における「情報資産」の組織・管理の重要性に応えることにある。ここで「情報資産」とは、情報資源の中でも特に「情報知的財産権」の対象としての無形資産を指している。このような情報資産としての知的財産の重要性については、すでに、政府の「知的財産戦略大綱（以下、大綱）」（平成14年7月）にも指摘されており、「大綱」の抄録は、『知的財産立国』とは（中略）無形財産の創造を産業の基盤に据えることにより、我が国経済・社会の再活性化を図るというビジョンに裏打ちされた国家戦略である」と述べている。それには、発明・創作活動の推進に重ねて、そのプロダクトである情報資産の管理・組織化もまた必要不可欠である。

情報資産の管理・組織化には、修士レベルの法学教育を基礎に、特許、商標、意匠、著作権などの伝統的知的財産権と、IT技術やインターネットの普及によって出現した、ビジネスモデル特許、デジタル著作権、データベースなどの新しい知的財産権、更に情報社会における社会秩序の維持に関する法的・倫理的・技術的な課題等の専門知識を具備した人材が要求される。例えば、情報資産の的確な管理及び取り扱いを怠った場合、中央及び地方の政府のみならず企業等も含めた組織に与える損害は甚大となる可能性がある。このような事態に対処するためには、これらの組織は、情報資産の管理・保護の専門家を置き、十分なリスク管理や記録管理を行っていく必要がある。

この必要に応えるために、情報関連法制の専門知識を持った情報メディアータの育成を図り、情報資源についての教育・研究を行う専攻を設置する必要に至ったのである。特に、法学分野にも精通した人材が不可欠であるが、21世紀における情報社会の進展を考慮すれば、従来の公法・私法といった学問体系に沿った法学教育・研究のみならず、情報分野に精通した法律の専門的知識を持った人材育成を目的とする法情報文化の分野の教育・研究が必要となる。情報技術をベースにした情報資源の保存や活用を研究する文化情報学の教育・研究と、法学分野の教育・研究を融合させ、法学的理解が十分にある情報メディアータから情報分野に精通した法律の専門的知識を持った人材まで、幅広い分野にわたる専門職業人や研究者の育成が法情報文化専攻の意図するところである。

(2) 現代情報文化研究科の名称

このような目的を持つ現代情報文化研究科の名称について触れておきたい。以上のような研究科の性格を明確に表示するために、現代的な情報の様式を意味する「現代情報文化」研究科としたところである。また文化情報学については、すでに6年に及ぶ実績からその趣旨は理解されているところから、文化情報学専攻とし、法学分野を主体とする新しい専攻については、現代的な情報文化のうち、法秩序に重点を置くことを示す意味で「法情報文化」専攻としたものである。

3 現代情報文化研究科の教育目標とカリキュラム

(1) 両専攻のカリキュラム

本研究科の人材育成目標は、前述のように文化情報学専攻と法情報文化専攻によって違いがあるが、それぞれの専攻に開設する科目の一部を共通科目として相互的に履修可能とすることによって、それぞれの専門知識の幅を広げるように配慮してある。これによって、情報の組織化についての基礎知識の上に、コンピュータの技術的知識と情報に関する法的知識との両方を併せ持った、これからの情報社会にとって必要な専門家の育成を図るものとなっている。

カリキュラムとの関係でいえば、次のようになる。

- ① 文化情報学専攻においては、情報化社会における情報資源管理の専門家（情報メディエータ）の育成を目的とする。すなわち、主としてデジタル情報技術をベースに、従来の記録（文書）管理学、文書館学、図書館学等を総合した情報資源の管理学を追求し、法学、政治学的基礎を身につけ、アカウンタビリティの核心としての官庁・企業等の組織における情報資源管理の諸課題を対象とする専門的な人材を育成する。
- ② 法情報文化専攻においては、情報化社会における情報資産管理を対象とする法律的専門知識を持つ組織マネジメント専門家の育成を目的とする。文化情報学との融合を基に、主として現代法の研究をベースに、公法・私法という伝統的な法学教育研究の枠組みを再編し、憲法や民法等の基本となるべき法分野に加えて情報関連法制の教育・研究を中心に、情報社会において特に情報資産の管理に関連する諸問題に対応できる人材を育成する。

(2) 現代情報文化研究科の授与する学位

学位については、情報学、文学及び法学という3分野を融合した研究科として、両専攻ともに文化情報学分野と法学分野の科目が開設されているので、学生の研究テーマと履修した内容に適合した修士号を付与する必要がある。このような考えから、文化情報学専攻においては、従来の文化情報学研究科における研究・教育の範疇に入る修士号取得者に対しては修士（文化情報学）を与えるが、文化情報学より複合的な課題を取り上げたような場合には、修士（学術）を与えることとし、そのいずれとするかは、所定の学位基準により担当する研究指導教員の主査1名及び副査2名が判定し、更に専攻会議の議を経て研究科委員会で決定するものとしている。

法情報文化専攻においては、「法情報文化」が複合分野にかかわる研究・教育の対象であるところから、原則的に修士（学術）を与えるものとする。ただし、科目構成と修了要件から法学系の科目を相当単位履修し、修士論文の内容も法学分野である場合には、修士（法学）を与えることができるものとする。その基準は、従来の法学研究科が修士（法学）の学位を授与する履修要件と同等条件とし、演習8単位を除く修了要件24単位中、法学系科目16単位以上を修得し、修士論文も法学修士に適している場合に、研究指導教員の主査1名及び副査2名が判定し、専攻会議の議を経て研究科委員会で決定するものとする。

〔修士課程修了者の学位〕

研究科	専攻	学位(専攻分野の名称)
現代情報文化	文化情報学	修士(文化情報学)又は修士(学術)
	法情報文化	修士(法学)又は修士(学術)

4 文化情報専攻の教育目標

改組された現代情報文化研究科における文化情報学専攻の教育目標は、文化情報学研究科の教育目標と同じく、専門的な研究成果と教育及び職業人の再教育とを結びつける高等教育機関としての役割を担うこと、及び高度な学術的研究能力と専門的知識を実践の場で応用しうる能力を有した人材の育成、という大学院修士課程の教育機能を通じて、情報資源管理の分野の社会的要請に応えると同時に世界的な要請である情報資源管理の発展に資する人材を育成することである。

従来は、情報資源の管理に関わる職種としては、図書館司書、博物館学芸員、文書館のアーキビストなどを挙げることができるが、これらはそれぞれ図書館学、博物館学、文書館学(記録史料学)という背景となる学問体系を持っている。しかし、デジタル化時代に入り、これらの分野は統合され、官庁や企業の現業記録の管理も含めた新しい学問分野としての文化情報学が求められるようになった。文化情報学研究科とそれを引き継いだ文化情報学専攻は、文化情報学を基礎に高度情報社会における情報資源管理の高度な能力、その基礎となる素養を有する人材の育成を目指すこととしている。

特に、情報資源を評価選別し、検索可能なデータベースとして構築するコンピュータ利用の情報管理能力、官庁と企業における説明責任の裏付けとなる証拠として、行政文書(記録)管理や業務文書(記録)管理に関する専門的な能力と知識が求められており、諸外国からの留学生と国内の行政機関や企業などからの入学者を積極的に受け入れ、こうした要求に応える教育を目指している。更には、地方公共団体や公共図書館の職員など情報資源管理に関する専門的能力の高度化を必要とする学生のために、文化情報学研究科は、その情報教育施設を応用した現職専修コースを平成14年に開設し、全国から学生を受け入れている。

この現職専修コースは14年度の第1期入学者は福島県から宮城県までの各地の市又は町の30代から50代まで、職階は係員から課長までの職員9名と短大教員1名であり、このうち短大教員と自治体職員の2名は業務の都合で中退したが、残る8名は学位を取得、修士課程を修得した。修士論文は印刷され、各自治体に送付されたが、実務に関連した行政文書管理に関する諸問題の解決に役立つものとして高い評価を得ている。2期生は公立図書館司書を含め5名、3期生は民間企業の情報関連専門職を含め5名、4期生は自治体職員4名と順調に推移してきた。このコースは現代情報文化研究科文化情報学専攻においても継承し、改組した平成17年度は、第1期生(通算第5期生)として4名を受け入れ、平成18年入学の第2期生(通算6期生)は3名となっている。文化情報学専攻の現職専修コースは我が国の地方公共団体における文書管理レベルの向上に貢献することを目標としている。

5 法情報文化専攻の教育目標

本研究科法情報文化専攻は、知的財産や個人情報・行政情報等の「情報資産」に関する理解と情報管

理能力を基礎とする法的専門知識の活用や法情報文化の発展に関する教育・研究を目指すものである。

法情報文化専攻は、法律的専門知識とともに情報処理・管理の能力を持った専門家の育成を目的としており、特に情報化社会における情報資産管理を対象とする法律的専門知識を持つ組織マネジメント専門家の育成を目指している。すなわち、主として現代法をベースに憲法や民法等の基本的な法分野に加え、情報関連の法制度に関する研究を中心に、情報社会において、特に情報資産の管理に関連する諸問題に対応できる人材の育成を目標としている。

情報資産に関する理解と管理能力の修得が不可欠になっている現代情報化社会において、国・自治体・市民生活、社会生活それぞれの分野で、「リーガル・マインド」に基づく「法令遵守」(compliance)の理念に沿って活動を展開させることが求められている。こうした状況において、「適切な情報の取扱い」に関するルールを作成・運用を行い、個人情報保護法や情報公開法等の情報関連法学に精通し、住民や消費者等からの苦情や情報公開の要求に適切に応え、情報に関する責任ある行動をとる専門的な人材を養成するとする本専攻科の教育目標は、現代社会のニーズに応えることのできるものである。

現在の法情報文化専攻は、設置から2年目であり、まだ卒業生を送り出していない。よって、卒業生の進路から見た目的の達成状況について述べることはできない。法情報文化専攻の学生が文化情報学関連の科目を履修している状況としては、平成17年度では1年次生の平均で2科目（最大3科目、最少0科目）、平成18年度では1年次生の平均で2.6科目（最大6科目、最少0科目）、2年次生の平均で0.43科目（最大3科目、最少0科目）である。

【評価と問題点及び改善の方策】

1 現代情報文化研究科の理念等

本研究科は、平成17年度の開設で、最初の卒業生を出すのは平成19年3月である。第1期生として、文化情報学専攻15名、法情報文化専攻7名の入学者を得た。現在、2年次に在籍しており、単位の修得等履修状況は順調であるが、卒業生の輩出に至らないため、人材養成の目的等の達成等の評価については、現段階では不明である。

本研究科が育成しようとする人材は、研究科の理念・目的で述べたように情報資源の管理に関する知識・技術と法学に関する知識・技術を総合して、情報社会における知識情報の管理を担う能力を有する人材である。ただし、情報社会の多様性に対応するために、主として法学的知識を有する情報メディアの育成を目標とする文化情報学専攻と、法律的専門知識とともに、情報処理・管理の能力を持った専門家と組織管理者等を育成する法情報文化専攻とを設置し、多面的な人材養成を図ることとしている。

2 文化情報学専攻の教育目標

文化情報学専攻は、情報資源管理に関する理論と実証の研究方法を習得させるとともに、問題解決の具体的・政策的な思考方法を訓練し、学生の自主的研究を中心とした教育によって、職業人育成を目的としており、その点で学校教育法第65条にいう「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をき

わめて、文化の進展に寄与」という大学院の目的に合致している。

文化情報学専攻の修了者はまだいないため、文化情報学研究科の修了者についてみると、情報資源管理に関わる能力と知識を評価され、ほとんど全員が情報、観光、商社など多様な企業に就職している。文化情報学専攻が目標としている高度な専門職の育成という点では、我が国にはこれらの専門職を受け入れる機関が乏しいことに問題があるが、アーカイブズの必要性が徐々に認識されていることを考え、多様な形態の情報資源に対応する能力を持ったアーキビストの育成に力を入れる必要がますます高まっている。このような目的を周知のために、インターネットのホームページや大学広報、更にはシンポジウムなどを通じて、社会の認知度を高めることに努めている。また現職社会人のコースは、行政文書管理と高度な司書能力の育成に力を入れており、自治体や民間企業の職員の情報資源管理の知識の向上に役立ってきた。このような成果を受け継いで、文化情報学専攻においても、有用な人材の輩出に務め、更なる就職分野の拡大に取り組む所存である。

3 法情報文化専攻の教育目標

法情報文化専攻に入学してくる学生の動機及び卒業後の進路希望は多様である。一方では、法学系の研究者や税理士等の法学関係専門職を希望する者があり、他方では民間企業や自治体職員を希望する者がある。これらの学生に、本専攻の理念をいかにして理解させ、それぞれの学修につなげ、将来の進路につなげるかが課題である。入学時より、新入生にこの専攻の理念を踏まえた履修及び学修につなげるよう履修指導を行っており、新たな理念を持った専攻であるところから、学生に対して将来の進路設計を促すよう1年次より、進路指導を行っている。

学生の履修状況から見る限りでは、学際的研究科としての特徴が必ずしも理解されているとはいえず、履修指導などを通じて、本研究科の趣旨を浸透させるよう努める所存である。

当専攻としては、ホームページや大学案内等による広報に加えて、学内の進学希望者への説明等を通じて、当専攻の理念を伝えているところであるが、今後は更にこうした広報活動を充実させる予定である。

Ⅲ 法務研究科(法科大学院)

〈法科大学院の理念等〉

【現状】

1 法科大学院設置の取り組み

本学法科大学院は、平成16年度から創設された法科大学院制度によって設置された専門職大学院である。本学においては、平成12年11月に司法制度改革審議会の中間報告において法科大学院構想案が示されたのを受けて、同月学長の諮問に応えるため、大学院法学研究科長を議長として「ロースクール懇談会」を設置し、本学に法科大学院を設置するか否か、設置するとすればどのような法曹の養成をめざすか、どのようなカリキュラムを組むか等について討議し、各大学等で開催される法科大学院についてのシンポジウムに教員を派遣して、情報収集に努めてきた。ロースクール懇談会での検討の結果、従来本学法学部・大学院法学研究科が目標としてきた広い意味での法曹養成、公務員養成、法的素養を備えた企業人の育成という教育理念を押し進めて、本学においても今日の社会が必要とする法曹養成に特化した教育を行う法科大学院の設置が必要であるとの結論に達した。

平成14年3月、ロースクール懇談会での検討結果を受けて、理事会で法科大学院の設立に向けて具体的準備をすることが決定され、理事長を委員長とする法科大学院設立準備委員会が設置された。同準備委員会のもとにカリキュラム等の具体的問題を検討するために、学長を委員長とする法科大学院設立準備委員会専門委員会（以下、専門委員会という）が設置された。専門委員会では、本学ではどのような法曹を養成するか、そのためにはどのようなカリキュラムを組むべきか、教育を実効あらしめるためにはどのような教育方法が望ましいか、教員の資質を高めるためにはどうしたらよいか等、法科大学院の設置に向けて様々な討議を積み重ねてきた。また、平成15年4月からは、法科大学院で教鞭をとる予定である実務家出身者（数名）を本学大学院教員として迎え、それらの教員も専門委員会のメンバーに加えて、実務的見地からの意見も積極的に取り入れながら、法科大学院での教育のあり方について討議を重ねて、具体的な構想を得るに至った。

2 法科大学院の教育理念

本学では、従来、法学部・大学院法学研究科において、弁護士、司法書士、税理士、行政書士、裁判所職員等の法律家を始め、地域社会に貢献する公務員、法的素養を持った企業人を育成してきたが、法科大学院制度が司法制度改革と高等教育制度改革との接点として創設されたとの認識を踏まえて、従来から本学法学部・大学院法学研究科が担ってきた法曹養成の部分を進展させて法科大学院を設立し、次のことをその教育理念として教育を行うこととした。

- (1) 国際化・情報化・高度化した社会において必要とされる高度な専門的知識と批判的・創造的な思考力の習得

法科大学院は、第一に、21世紀の国際化・情報化・高度化した社会において求められる高度に専門的な法的学識、すなわち体系化された既存の専門的知識と、これを批判的に考察し、常に新しい時代の要請に応じて進展させる創造的思考力とを備えた法曹の養成を、その教育理念としている。古来、法曹はリーガル・プロフェッションと呼ばれてきたが、それは、法に関わる専門的学識を持って社会に奉仕する職業との意味である。プロフェッションとは、専門的学識、社会的貢献、職業倫理を特色とする職業であり、法曹は、医師、司祭と並ぶ三大プロフェッションの一つとして、何よりもその職業を遂行するに必要な高度な専門的学識を備えなければならない。法科大学院の教育理念の第一は、現代という時代において必要とされる、このような専門的学識を備えた法曹の養成である。

(2) 究極の価値である個人の尊厳に対する畏敬の念に基づき、人間性に対する深い理解と社会的貢献の精神・高い倫理性の涵養

第二に、この世界における究極の価値である個人の尊厳に対して畏敬の念を持ち、人間性に対する深い理解と社会的貢献の精神・高い倫理性を持った法曹の養成を、その教育理念とする。リーガル・プロフェッションとしての法曹の専門的学識は、同時に、豊かな人間性に基づく社会的貢献の精神と高い職業倫理に裏付けられたものでなければならない。そこで、法科大学院は、専門的学識の習得と並んで、鋭い人権感覚、豊かな人間性、社会的貢献の精神、高い倫理観を持った法曹の養成を、その教育理念とする。

3 法科大学院における教育目的——養成しようとする法曹像

以上のような教育理念に基づき、法科大学院は、その教育の目的として次の二本の柱を立てた。これらは、法科大学院が養成しようとしている法曹像を示すものである。

(1) 企業に関わる総合的法律分野に通じた法曹の養成

現代社会は、企業活動のグローバル化・情報化また社会・経済構造の高度化によって、企業をめぐる先端的法律問題が次々と発生する状況にある。例えば、企業行動の法的コントロール（コンプライアンス）、企業活動の戦略的企画・立案、企業の資金調達形態（直接金融・間接金融）の多様化、企業会計・法人税務の変革、企業倒産処理など、がそれである。今般の法曹養成制度改革の大きな要因の一つは、このような状況から生ずる企業のニーズに応えられる、質・量ともに豊かな法曹の確保の必要にあったのである。このような企業活動のグローバル化・情報化の波は、中央の大企業のみならず、地域社会の経済を支える中小企業にも押し寄せてきており、中小企業の経営に携わる企業者も事業の立ち上げ、日常の企業活動、倒産処理等企業活動の様々な場面において、現代社会のニーズに応えられる高度の専門的知識とスキルを有する法律家を必要とするようになってきている。ところが、多数の法務部員・顧問弁護士等を擁する大企業と異なり、中小企業は、今日においても、必ずしも日常的に弁護士の助言・支援を得られる状況にはない。そのため、法的知識を欠いた企業運営を行って、特許権侵害や著作権侵害等の知的財産権侵害や独禁法違反、消費者への説明不十分を理由に被告として訴えを提起されたり、法的知識が不十分な故に、特許出願等を怠ってビジネス・チャンスを逃す等の財産的損失を被ることが少なくなかった。そこで、本学法科大学院においては、現代社会の経済的基

盤を支える企業（大企業はもとより、地域の中小企業をも念頭に置いた）の、このようなニーズに応えられる法曹、いわばリーガル・ビジネス・アターニイとでも言うべき法曹の養成を、教育の一つの柱とするものである。

（2）社会福祉・消費者保護など、個人に関わる法律分野に通じた法曹の養成

従来、我が国においては、司法へのアクセスの保障が、必ずしも十分でなかったこともあって、個人の直面する法律問題への対応は、ともすると等閑に付されていた感がある。しかし、個人の尊厳こそが究極の価値であり、これからの我が国の社会においては、高齢化のもたらす成年後見・老人介護・生活保護等の問題を含む社会福祉、消費者契約・消費者倒産等の局面に関わる消費者保護、遺産相続、個人資産の管理、犯罪の低年齢化がもたらす少年犯罪や深刻な社会問題となってきた精神障害者犯罪、一般市民がいつ巻き込まれるかもしれない犯罪被害や冤罪への対応など、個人をめぐる法律分野で活躍する法曹への期待が高まるものと思われる。今日においても、早期に弁護士の適切な助言を得られなかったために、深刻なサラ金の被害や消費者被害に遇ったり、遺言を作成していなかったために深刻な遺産相続問題をかかえるなどのケースがあとを絶たない。そこで、本学法科大学院の教育においては、このような個人に関わる法律分野に精通し、いわば医療におけるホーム・ドクターのように、個人に関わる法律問題について、リーガル・ドクターとして相談に応じたり、実務処理を行う、人権感覚に富んだ法曹、いわばソーシャル・ロー・アドヴォケイトとも言うべき法曹の養成を、いま一つの柱としている。

4 教育理念・教育目標の周知

法科大学院を志望する者に対する教育理念・教育目標の周知については、平成15年11月の設置認可後の第1期生の募集開始当初よりパンフレット巻頭や研究科ホームページにより明示しており、以降毎年作成するパンフレットにおいても周知を図っている。

また、入学生に対しては、『大学院要覧』第1章1「教育理念と目指す法曹像」に掲載するとともに入学オリエンテーションの際に教員より説明をすることで法科大学院での学習に当たって目標を持つように努めている。更に非常勤教員に対しては、開設直前の平成16年3月に説明会を開催して周知を行い、その後は採用に当たって個別的に説明して理解を得るように努めている。

【評価と改善の方策】

以上の法科大学院の理念、教育目標は、教育課程その他の細部の構想・設計に当たってリーディング・コンセプトとなったものであり、多くの法科大学院が設置されるなか、本学法科大学院の差別化・個性化に当たって有意義であったと評価できる。また、受験生や一般社会に向けての本学の特徴の説明に当たっても、効果的な使用がなされたと言えよう。特に受験生への周知については出願書類である志望理由書の記載内容をみると、多くの受験生が本学法科大学院の理念、教育目標に共感した上で出願を行ったと判断することができる。

また、理念、教育目標を実現するために、カリキュラムの項で後述するように、展開・先端科目群

を共通科目群、個人・社会福祉関連科目群、金融・企業法務関連科目群として明示することで、本学の理念、教育目標に沿った履修科目の組立てが容易になるように配慮しており、効果をあげているものと評価することが出来る。

しかしながら、法科大学院は平成 16 年度から実施された新しい制度であり、制度自体が試行錯誤の状態である。また制度の理想の一方で、法科大学院で学んだ者が実際に法曹となるためには、新たな装いで実施される司法試験をクリアしなければならないという現実があり、この現実と教育機関としての理念や教育目的との整合性や兼ね合いも、本学に限らず各法科大学院を通じてまだ手探り状態と言ってよい。

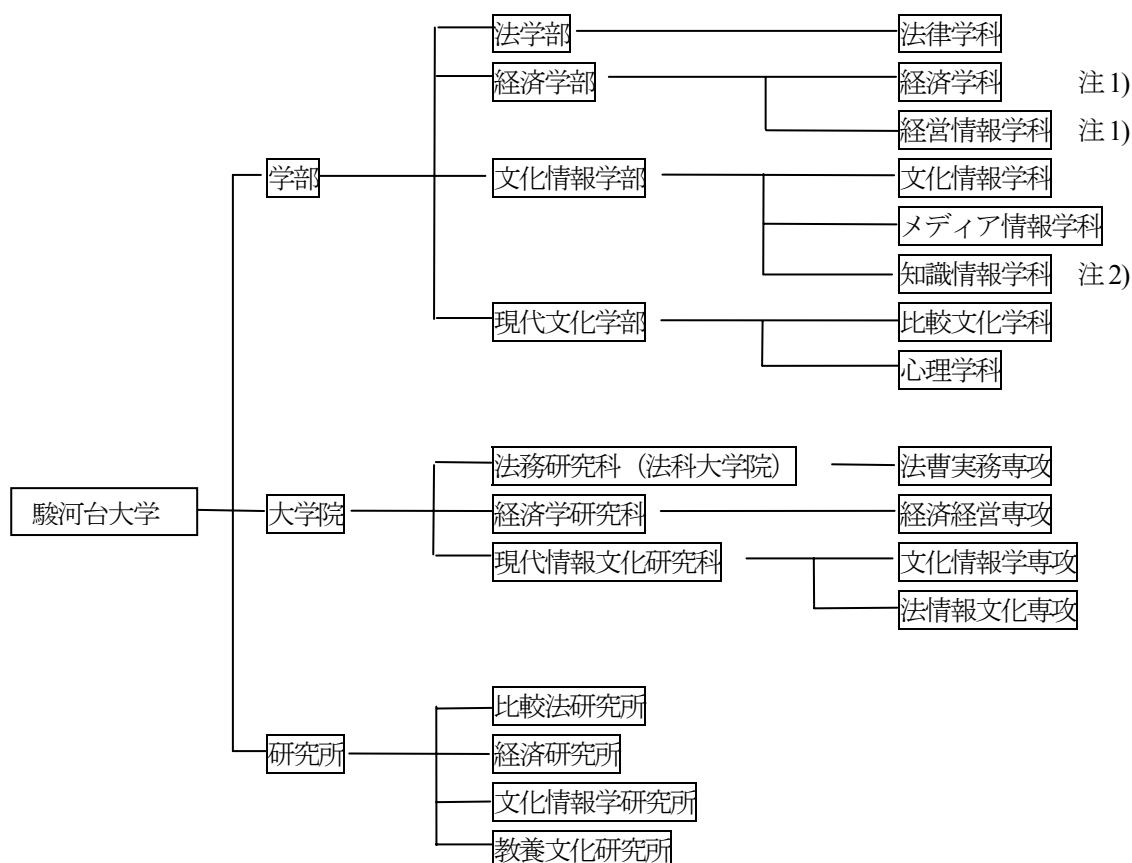
したがって、制度創設とともに開設した本学法科大学院が掲げる理念、教育目的等についても、十分な評価を行うためにはまだ実績の蓄積が不足しているが、今後実績を積み重ねるに応じて不断に評価を試みていきたい。

第2章 教育研究組織

第1節 教育研究組織の全体図

本学は、前章で述べた建学の精神、教育の理念・目標を達成するため、昭和63年4月の開学以来今日まで、4つの学部、3つの大学院研究科及び4つの附属研究所を設置し、時代の要請に応えることを目指して発展してきた。近年は、届出による学科の再構成が進められており、本学の教育研究組織は、弛むことなく進化を続けている。平成18年度の教育研究組織は、4学部7学科と3研究科4専攻及び4研究所であり、その組織図は下記のとおりとなっている。

以下、各学部、大学院、研究所の設置状況について説明したい。



注1. 経済学部は、平成19年度より2学科を廃止し、経済経営学科の1学科制となる予定。

注2. 文化情報学部は、平成18年度より知識情報学科の学生募集を停止し、メディア情報学科を設置。知識情報学科は、在学生の卒業を待つて廃止。

第2節 学部設置状況

〈学部設置状況〉

【現状】

駿河台大学は、法学部だけの単科大学として発足した後、既述の建学の精神に基づき、人文・社会科学系総合大学を目指して、順次、新たな学部・学科を増設し発展してきた。

1 法学部の創設

我が国が持続的な発展を遂げ、個人の尊厳を基本とする民主国家・福祉国家の理念を実現していくためには、国内的及び国際的秩序の安定と、権力分立・議会制民主主義の原則の下での適切な政策の決定・実施が不可欠である。秩序の安定は法によって得られ、また民主国家・福祉国家の理念に向けての諸政策は、政治によって決定・実現される。国際化・情報化・多様化という新しい時代状況の中で、我が国社会の発展と学術・文化の向上に寄与するには、まず法と政治につき、正しい知識と教養とを身につけ、国際感覚と情報化への対応力をもった人材を、しかも徹底した人格教育によって養成することが求められる。本学が、まず法学部の設置から出発したのは、この趣旨に出たものである。

2 経済学部の新設

平成2年、法学部について、経済学・経営学分野の専門知識と国際感覚にあふれた経済人の育成を目的として、経済学科と経営情報学科との2学科からなる経済学部を新設した。経済学科は、主として、市場経済の国際化時代に対応し、国際感覚を備えて国の内外で活躍しうべき経済人の育成を、また経営情報学科は、主として、情報化時代に対応し、情報技術を駆使して企業経営を遂行しうべき人材の育成を目的とした。2学科制は17年間続いたが、21世紀の複雑化した経済社会では、経済と経営が密接に結びつくようになり、これまでのように経済学、経営学といった学問の体系に沿った縦割りの学科ではなく、学ぶ者の立場に立ち総合的に学ぶことができる学科が強く求められるようになったことから、平成19年度より、従来の2学科を統合し、経済・経営・情報を総合的に学ぶことができる経済経営学部を新設することにした。

3 文化情報学部の新設

次いで、平成6年には、文化情報学部を新設した。文化情報学部は、文化を一定の社会集団に継承・蓄積された知識の集成と捉え、情報資源も人類が未来に引き継ぐべき文化に属するとの認識の下に、情報資源の蓄積と情報財の流通に焦点を当て、種々の情報を蓄積・組織化し、それを必要とする人々に効率的・効果的に提供する役割を担うプロフェッショナル（情報メディエーター）の養成を目的とした。

文化情報学部は、当初、情報資源のうち、音響映像情報や景観観光情報など非文字系情報を対象とする文化情報学科と、知識基盤情報、記録管理などの文字系情報を対象とする知識情報学科とから構成された。しかし、その後におけるコンピュータ及びインターネットの急速な発展により、文字主体の情報資源を扱うのみでは、新しい時代の情報の蓄積・流通の役割を担うプロフェッショナルの養成には不十分となった。そのため、平成18年度からこれまでの知識情報学科を改組し、マルチメディア情報の作成・発信の技術・知識等をも修得しうるようカリキュラムを改編し、メディア情報学科とした。

4 現代文化学部の新設

平成9年には、第4の学部として、現代文化学部比較文化学科を開設した。これは、国際化を法や経済の側面のみから捉え、それに対応しうる人材を養成するのみでは、本学の建学の精神に十分に應えることにはならず、更に文化の側面から、現代を異文化交流の進展の時代と理解して、現代文化の多様な存在を比較文化論の方法・見地に立って追求し教授することが求められるとの趣旨に基づくものであった。現代文化学部は、これにより国際社会に存在する多様な文化の諸領域を構造的に把握することのできる、偏見のない文化の創造者を育成することを目的とする。

このように、現代文化学部は、当初比較文化学科のみの学部として発足したが、平成15年、新たに心理学科を増設した。これは、現代文化の多様な存在を追求するには、そのような文化理解・文化継承の主体である人間そのものを様々な方法論を介して心理学的に追求する学科の併設が必要であると考えられるに至ったことによるものである。

かくして、本学の教育研究組織は、学部レベルにおいては、現在、法学部法律学科、経済学部経済学科・経営情報学科、文化情報学部文化情報学科・メディア情報学科、現代文化学部比較文化学科・心理学科の4学部7学科から構成されている。

【評価と問題点及び将来への展望】

本学は、伝統的な法学部と経済学部、現代社会の情報化・国際化に対応した文化情報学部と現代文化学部の4学部編成をもって、現代社会に貢献する教育・研究を担う文科系総合大学として一応の完成を見た。

この4学部編成は、各学部によるシナジー効果により、特色ある文科系総合大学としての本学の個性の発揮を可能にしていると評価できる。法学部、経済学部という伝統的な学問体系を扱う学部は、社会に貢献する有為の人材を育成しようとする本学の理念・目的の実現に当たって最もベーシックな役割を果たしており、また本学の組織・経営の種々の場面での法的、経済・経営的専門情報・技能の供給役も務めている。一方、現代社会の情報化に対応した文化情報学部の存在は、直接情報技能を身に着けた人材を社会に供給しているというだけでなく、学部としてのその存在自体によって本学の施設・システム・研究教育における情報関係の水準を大きく引き上げることに貢献しており、その恩恵

は法学部、経済学部、現代文化学部の教員・学生にも及んでいる。また現代文化学部は、他学部の総合教育の実施に貢献するとともに、留学や海外語学研修等による国際交流の振興に大きく貢献しており、その恩恵はやはり他学部にも及んでいる。

4 学部のシナジー効果は、副専攻制の導入によって更に顕著なものとなっている。

新設又は既存学部の改組による新学部の設置を含む4 学部体制の変更については、現在のところ何らかの確定的な方針は有していない。学部の編成に関して具体的に特段の問題が生じたり、議論が存在しているわけではないし、また18歳人口の減少に伴い大学が受身の経営を強いられるなかで、学部編成の変更には慎重にならざるを得ないという事情も存在する。本学の教育研究力の強化を、学部の追加や再編によってではなく、学生に対する指導の強化や指導方法の工夫、研究支援方法の改善などによって実現しようとし、エネルギーをそちらに注ぎ込んできた最近の本学の改革の流れという事情もある。無論今後の社会の進展や国民の教育ニーズの変化などの環境的諸条件や、学生募集における志願動向その他の事情によって、本学の新たな使命を検討する必要性が生じた場合には、学部編成について再考する可能性も排除されるわけでないのは当然である。

一方で学部内における学科編成については、現代文化学部、文化情報学部、経済学部と、法学部以外で近年においても活発に検討が行われ、実績が積み重ねられてきたところである。教育研究組織にとって、継続性・安定性は求められるべきひとつの重要な要素であることは当然であるが、一方で社会や受験生のニーズ、本学の利用可能なリソースの状況等を勘案しつつ、今後とも必要に応じて随時学科レベルの再編を推進していくことになるだろう。

第3節 大学院研究科の設置状況

〈大学院研究科の設置状況〉

【現状】

本学は、大学院についても、時代の要請に応える人材の養成という建学の精神に基づき、法学研究科、経済学研究科、文化情報学研究科を設置し、更に平成16年4月、法科大学院の制度が創設されると同時に、法務研究科（法科大学院）を設置した。同時に、従来の法学研究科と文化情報学研究科を改組・合体させ、現代情報文化研究科を新設した。

1 法学研究科の設置と現代情報文化研究科への統合

法学部完成から2年を経過した平成3年、本学は、大学院法学研究科（修士課程）を開設した。これは、現代社会に生起する新しい法的及び政治的状况の中で、伝統的な学問体系を基礎とする法学部教育を修得した上で、これを批判的に考察し、新たな状況が提起する課題に対応しうる、高度に専門的な法学教育・法学研究を行うための組織を創設する社会的必要があると認められたためである。本学は、これによって、広く社会で活躍する法律専門家と、将来の法学研究を担う後継者を養成することを意図したものである。

しかし、平成16年4月から法曹養成に特化した高等教育機関として法科大学院の制度が導入され、本学もまた大学院法務研究科（法科大学院）を設置したところから、法学研究科の意図した、広く社会で活躍する法律専門家（その主要なものは実務法曹）の養成は、法務研究科で行われることとなった。また研究者養成の目的のためには修士課程を擁するのみでは不十分であることが意識されるに至った。他方、高度情報化社会においては、法と情報との関わりは多面的であり、行政情報の公開、個人情報保護を始め、発明・実用新案のような財産的価値を有する情報（情報資産）の管理等の課題を含み、新たな学問分野として開拓すべきものであると思われる、この分野についての専門的知識を有する人材の養成は、現代の社会が最も強く求める場所と認められた。

そこで平成17年4月、文化情報学研究科と法学研究科を融合させて、新たに文化情報学専攻と法情報文化専攻から成る現代情報文化研究科を発足させることとなった。

2 経済学研究科の新設

平成8年4月、本学は、人文・社会科学系総合大学構想に従い、社会・経済の一層の高度化に対応すべく、経済学の分野においても大学院教育を行うため経済学研究科（修士課程）を設置した。経済学研究科においては、高度の専門性を有する職業に必要な専門的知識・能力を持った職業人、国際社会及び地域社会における経済・ビジネスに貢献し得る経済人の養成を目指し、また地域社会人のキャリア・アップ、外国人留学生のための高度専門教育の充実を目的とした。

3 文化情報学研究科の設置と現代情報文化研究科への改組

更に、平成 11 年 4 月、本学は、高度情報化社会における情報資源の管理・保存・提供に関する高度な能力と豊かな学識を有する情報専門職たる人材の育成を目指して文化情報学研究科を設置した。しかし、情報化が一層進展する中で、情報専門職の育成には、情報資源そのものの管理等の能力だけではなく、社会のフレームワークに関する総合的アプローチ、特に法学分野からのアプローチが必要とされるに至った。そこで、文化情報学の側からも、法学分野との融合が求められることとなり、平成 17 年 4 月、文化情報学研究科は、法学研究科と統合して、現代情報文化研究科(文化情報学専攻及び法情報文化専攻)へと発展的に改組した。

4 法務研究科（法科大学院）の開設

平成 16 年 4 月、高度職業人の養成を目的として創設された専門職学位課程の専門職大学院として、新たに法曹養成に特化した法科大学院の制度が導入された。本学はかねてから大学院法学研究科において専門法律家の育成を目指していたが、今後は原則として司法試験の受験資格が法科大学院の卒業生のみと与えられることとなったので、本学も、法律専門職の養成という目的の実現のため、法科大学院を設置するとの方針を立て、文部科学省の認可を得て、平成 16 年 4 月に、新たに設置したお茶の水キャンパスに大学院法務研究科（法科大学院）を開設した。我が国の社会全体が事前規制・調整型社会から事後監視・救済型社会へと転換しようとする時にあって、事後監視・救済の役割を担う法曹の養成に特化した法科大学院を開設することは、正しく時代の要請に応える人材の育成という本学の建学の精神の要求するところであったというべきである。

【評価と問題点及び将来への展望】

修士課程の 2 研究科・3 専攻、専門職学位課程の 1 研究科・1 専攻という本学の大学院の現在の編成は、文科系 4 学部という本学の学部編成、大学院進学を含む学生の進路希望と進路状況、大学院教育に対する首都圏西部地域の需要等を勘案すれば、概ね妥当である。

本学においても、一時期博士課程創設の是非が検討されたことがある。しかし、本学の学生や周辺の地域・自治体等の現況においては、博士課程進学の需要は極めて少なく、また修士課程は職業人のキャリアアップのため教育という性格も持ち得るが、博士課程は研究者養成が中心であり、それは客観的に本学が積極的に担うべき社会的使命とは言えないのではないかとの判断もあり、博士課程の創設は見送られた。その判断は、現在でも妥当と考えられる。

修士課程では、現代文化学部心理学科を設置した関係で、同学部を母体に心理学研究科を設置すべきか否かが課題となっている。この点については、現代文化学部の教員を中心に検討が行われているが、結論は出ていない。学部の心理学科が存在することから、ある程度学生の需要は存在すると考えられるが、一方で学部での教育負担が増大するなかでどれだけ心理学関係の教員が大学院業務を分担できるかや、18 歳人口の減少等大学を取り巻く厳しい環境の下での経営的判断の必要もあり、今後

も引き続き多様な観点からの検討を行っていく。

法務研究科（法科大学院）の開設は、本学が法学部の単科大学として出発し、開学以来法曹育成に力を入れてきており、現に司法試験合格者も出ていること等からして、適当と評価できる。またそのために新規にお茶の水にキャンパスを設けたことも、法科大学院としての特性や、実務家を中心に各分野の専門家を兼任教員として招く必要等からも適当である。しかし大学として法務研究科を維持していくためには、司法試験合格者を輩出する等の成果を挙げる必要があり、そのための努力を鋭意行っていく。

第4節 研究所の設置状況

〈研究所の設置状況〉

【現状】

本学では、研究の促進と研究成果の教育や社会への還元を目的に、現在までに4つの付属研究所を設置している。各研究所の所員は、基本的に関係学部の特任教員の兼任によっているが、研究所によっては、外部の研究者・実務家を加えているところもある。

1 比較法研究所の設立

比較法研究所は、本学が法学部から出発したことを受けて、現在における本学の4つの付属研究所のうちでは最も早く、平成3年4月に設立された。その目的は、法やこれに関連する諸学術分野における比較法並びに外国法の理論・実務の組織的研究を通じて、広く法律文化の向上、内外の諸大学との学術的交流の促進と法学教育に貢献することにある。

比較法研究所の研究スタッフは、当初は学外からも著名な研究者を客員研究員として招き、また法学部以外の学部の教員が加わったこともあるが、現在では法学部の教員の兼任のみとなっている。

2 教養文化研究所

教養文化研究所は、平成8年4月に、総合科目、外国語及び教職の科目分野を担当する本学の専任教員を研究スタッフとして設立された。本学の4つの研究所の中では最多の研究スタッフを擁している。その研究分野は、英・独・仏・中の各外国文学と外国語教育を中心に、国文学、哲学、倫理学、心理学、歴史学から教育学、文化人類学、社会福祉論、更には体育学系から生物学、物理学などの自然科学系にまで及んでいる。

こうした多彩な陣容を活用して、新しい学際領域を開拓する共同研究を推進するとともに、広く総合的な教養を身につける大学教育の充実を図り、併せて地域社会の文化的、教育的発展に貢献することを目指している。

3 経済研究所

経済研究所は、平成9年度に設立され、「学際的でグローバルな研究と地域社会との連帯強化の拠点」としての位置づけの下で、講演会活動（シンポジウム形式のものを含む）、特別・指定研究の実施、地域交流事業等の活動を行っている。研究スタッフは、経済研究に関連する本学の専任教員であるが、ほぼ経済学部の教員の兼任となっている。

4 文化情報学研究所

文化情報学研究所は、平成10年4月に設立され、コンピュータをベースとした文化情報学における社会的な記録情報資源管理の理論と、実務を通じての組織的研究を目的とし、特に電子公文書管理や企業の現業文書管理システムの開発をテーマとしている。研究スタッフは、文化情報学部専任教員が中心であるが、客員研究員及び特別研究員として学外の研究者や実務家も参加し、幅広い研究活動を行っている。

【評価と問題点及び将来への展望】

現在の附属研究所の設置状況は、4学部がそれぞれひとつずつ有する形になっている。ただし、教養文化研究所は、本学の総合・語学・教職の各科目の担当教員が参加し、その紀要はそれらの教員の研究成果の発表の場ともなっており、現代文化学部のみを基礎とした研究所ではない。

本学の研究所は、研究の機会や研究のための協力体制の提供による研究促進と、公開講演会等による社会への研究成果の還元という大きく2つの役割を果たしており、4つの附属研究所という現在の体制は、本学の現状に適合した適正なものと評価できる。

今後については、研究の振興のために新たな研究所を設置することも考えられないわけではないが、近年における教員の教育負担の増大からして、現在のところ現実的な選択肢とは判断していない。当面は、既存の研究所の充実に力を尽くしていきたい。

第3章 学士課程の教育内容・方法等

第1節 学士課程の教育に関する全学態勢

I 全学態勢の意義と仕組み

〈全学態勢と学部独自性〉

【現状】

1 全学態勢と学部独自性をめぐる沿革

本学は昭和62年に法学部の単科大学として開設されたが、平成2年に経済学部、平成6年に文化情報学部、平成9年に現代文化学部を増設し、学士課程においては、4学部を擁する文科系総合大学として発展してきた。

どの学部においても、「広い分野の知識と深い専門の学術を教授研究するとともに、徹底した人格教育を通して豊かな知的教養と国際的感覚を備えた有為の人材を育成する」(学則第1条)を実現するという本学としての建学の精神と「国際的視野をもって地域の基盤を支える人材の養成」という基本目標、そして「愛情教育の実践」という教育理念の下に、学部の理念・目的に適合したカリキュラムが編成され、運営・実行されてきたが、可能な限り全学共通の方針と方法に従って行うよう努める一方、学部独自で取り組むべきことは学部として責任を持ち実施してきたと言えよう。しかし、大学教育が大きく変動しつつあった中での20年であったので、全学態勢と学部独自性については、その時代時代で紆余曲折があった。

以下、その経過を辿ることとする。

(1) 2学部体制と一般教育協議会

平成2年の経済学部設置のときには、同じキャンパス内に、法・経2学部が存在するという利点を生かし、両学部に通の一般教育科目や外国語科目などを担当する教員は各学部所属しながら、両方の学部の教育に関わることにし、一般教育協議会を組織して、教養教育においてはできるだけ統一した考え方のもとに実施していくという方針がとられた。そうすることで、設置できる科目の種類が増え、学生の学習の選択の幅が広がると考えたからであった。例えば、本学を特色づける総合講義(総合講義Ⅰ「女と男」、総合講義Ⅱ「環境と人間」、総合講義Ⅲ「日本人」という科目では、両学部の一般・専門の教員が共同で授業を担当し、今まで以上に多角的にテーマを掘り下げることができるようになった。また、専門科目の授業の担当においても、専門担当の教員の学部相互乗り入れを積極的に行った。組織的には、各学部教務委員会と全学教務委員会をつくり、全学的な方針や教務行事については全学教務委員会で協議して決め、各学部固有の問題については各学部教務委員会が審議して実施・運営するという態勢をとったのである。

(2) 平成7年のカリキュラム改革と全学教務委員会

平成3年に大学審議会が「大学教育の改善について」という答申を出し、それに基づいて同年、大学設置基準の改正、いわゆる「大綱化」が行われ、一般教育と専門教育という区分が取り払われることになり、カリキュラムの特色化が可能になったことを受けて、法・経両学部でカリキュラム改革に向けて検討がなされた。その結果、平成7年に両学部でカリキュラム改革が行われ、従来の一般教育科目・専門教育科目という科目区分を撤廃し、一般教育協議会という組織は解体され、他学部・他学科における履修単位の卒業要件への算入などが行われ、共通部分の運営に関しては全学教務委員会の下に共通教務連絡協議会を置いて調整・協力することになった。しかし、それより前の平成5年に設置された文化情報学部は、当時の全学の動きとは独立して、新大学設置基準に基づいて設置申請されたために、法・経の両学部とはカリキュラムの編成方針・原理が大きく異なるところがあり、いろいろな点で全学態勢がとりにくい状況が生まれたが、平成9年に、法・経の両学部からの教員を核として現代文化学部が設置されてから、法・経・現の3学部での協力態勢が進展し、文化情報学部との協力関係・統一化も可能などから進めることになり、全学統一の方向に向けて努力が積み重ねられるようになった。

(3) 駿河台大学の「個性化」と全学態勢の強化

平成10年10月に大学審議会から出された「21世紀の大学像と今後の改革方策について」－競争的環境の中で個性が輝く大学－の答申を受けて、平成11年10月に全学シンポジウム「駿河台大学『個性化』の中長期戦略」が開かれた。このシンポジウムを通じて、大学全体として個性化・特色化に取り組むことが全学的に合意され、以来学長のリーダーシップの下、共通の方針に基づく改革に取り組むため全学態勢を強め、全学統一化の方向の中で思い切った改革を断行してきた。それぞれについては後に詳述するが、以下概略を示す。

2 全学態勢の概要

まず第一に、学生の高校での学習の多様化と基礎学力の低下に対応するため、各学部とも一年生の受け入れは学部一括募集とし、2年次になるところで学科・主専攻選択、副専攻選択を行うことにした。大学入学後1年間、勉学方向・進路の選択について考える余裕を与えることにしたのである。全学的に、大学での勉学に適応するための導入教育と学生支援に力を入れていくこと、少人数によるゼミナールを4年間必修とすること、学生個人カード（学部により項目などは多少異なる）を入学時、学期末と学期初めに記入させ、次の年次のゼミ担当教員に引き継いでいき個別指導に役立てるということなどを統一化した。

第二に、上記の平成10年に出された大学審議会答申と平成14年に出された中央教育審議会の答申「新しい時代における教養教育の在り方について」が求めている方向への改革として、新しい教養教育の実践のために、全学横断的な副専攻制を導入した。これは、各学部の学際的性格を持つ教養科目、専門科目のうちの学際的・周辺の領域を対象とする科目を中心に構成され、現代社会の現実と密接に

関連したテーマに基づいて編成されている。本学の副専攻制は、ある学部専門科目の中には他学部学生にとっては教養の科目になるものがあると考えたこと、複数科目を関連を持たずに履修するのではなく、テーマを設定して体系的関連性を持つ一定のまとまりを加え、課題探求型の学習を目標としたことに特色があると言えよう。

第三に、それまでも、各学部でそれぞれ授業アンケートを実施してはきたが、平成15年度からは全学的に様式を統一して一斉に実施し、その結果を授業改善に結びつける取組を行ってきた。毎学期末に学生授業アンケートを実施し、その結果を各教員に渡し、全学FD研修集会で数人の教員に事例発表してもらい、各教員から改善計画を提出してもらい、更に改善計画の事例集をまとめ、参考に供することにしており、アンケート結果を改善につなげる努力を重ねてきた。また、成績評価についても、GPA制度を導入し、成績の厳格化と成績基準の統一化に努めている。

第四に、地域の教育力の活用とアウト・キャンパス・スタディの充実化に取り組んだ。確固とした職業観と社会性を身につけるため、全学的に地域インターンシップという科目（科目名：インターンシップA）を設定した。まず事前授業として地域の企業家や市民からなる地域人講師団による講義を聴講し、その後、地域企業や自治体などで約10日間の研修を行う。そして、活動日誌とレポートを提出させ、更に報告会でプレゼンテーションさせる。また、平成16年度の現代的教育ニーズ取組支援プログラム(現代GP)に採択された「学生参加による〈入間〉活性化プロジェクト」では、近隣自治体の入間市におけるさまざまな行事やボランティア活動に学生を参加させ、その体験を評価して「まちづくり実践」や「インターンシップB」の単位を与えている。

第五に、地域とゼミによるキャリア育成支援の取組を挙げることができる。これは、全学部全学年で実施しているゼミにおける指導と地域人講師団の協力のもとに実施するキャリア教育科目（キャリアデザイン、キャリアディベロップメント、キャリアマネジメント）と地域インターンシップ、就職センターによる支援とによって、学生に現実に根ざした社会観・職業観を涵養し、地域社会の中核を形成する人材を育成しようというものである。

第六に、海外や本学以外の大学での学習を促し、海外での学習や体験を高く評価して単位認定を行うという取組みが挙げられる。平成11年から大幅に海外語学研修の制度を充実し、毎年のように研修先を増やし、平成18年現在、本学に設置されている外国語科目のすべてについて海外語学研修先が設けられており、毎年数十名の学生が参加しており、それぞれについて2単位の認定を行っている。また、これらの語学研修を長期留学に結びつける学生も増加している。長期留学先としては、7カ国10大学と交換・派遣の留学協定を結んでおり、毎年20名を超える学生が1年又は半年の留学をしている。また、埼玉県西南部地域の「彩の国大学コンソーシアム」に加盟している大学相互での単位互換制度が平成14年度から実施されており、毎年数人の学生が他大学で学んでいる。更に、平成18年度からは国内留学制度を発足させたが、地方の大学との間で協定を結び、学生の交換留学を実施する予定になっている。

以上の他にも、大学が全体として取り組んでいる改革・改善はいろいろあるが、このような取組は学長のリーダーシップの下、全学態勢で実施することが不可欠であり、各学部はそれらに一致協力して取組むとともに、各学部の独自の取組にも力を注いで、教育目標を達成すべく努力しているの

である。

【評価と将来への展望】

1 全学態勢強化の背景と意義

昭和62年に本学開設以来、法学部からスタートして、経済学部、文化情報学部、現代文化学部と、次々と学部が設置され、各学部とも学年進行中は申請内容に拘束されるところが大きく、また、お互いに面識のない教員がまとまった数で加わってくることになり、ともすれば学部の独自性のほうが強く出され、全学的な方針を各学部が尊重し、まとまった特色や個性を作っていくことはなかなか困難を伴うというのが通常の傾向であろう。本学でも、やはりそのような試練の時期があったし、その傾向は今も続いているということもできる。

しかし、本学開設以来の20年は、ちょうど日本全体として高等教育の見直しが行われ、大学改革が課題となり、大学設置基準の改正が相次ぎ、各大学でも改革に取り組まないわけには行かなかった時期でもあった。そのような客観情勢が、本学においても各学部がばらばらに独自に進むという状態を続けることを許さなかったと言うことができよう。

全学統一か各学部独自かという点で意見の不一致があり、一時混乱は免れなかったけれども、ここ数年は学長のリーダーシップが発揮され、本学の学士課程は教養教育と専門基礎教育に重点を置くという基本方針、国際的視野を持って地域の基盤を支える人材を養成するという基本目標が全学的に認識されるようになり、その目標のために人格教育・愛情教育という教育理念をどのように具体化するかという検討が精力的に行われ、それが上記のような改革・改善の取組みとして実現したと評価することができる。

2 今後の課題

個々に見れば、まだ開始されて間もなく、試行錯誤の途中とみることができ、成果はこれからというものも多い。例えば、副専攻制はまだ一巡もしておらず、現在進行しながら問題に直面しつつ解決を図っているところであり、初期の目標が達成できるのかどうかは未だ不明確である。一方、地域の教育力の活用として取り組まれている地域インターンシップと「学生参加による〈人間〉活性化プロジェクト」では、まだ進行途中ではあるが、数多くの学生が主体的に参加し、学生の職業観や社会性を涵養するという成果がはっきりと見えてきているものもある。

今後は、現在取り組んでいる上述の改革・改善を更に全学態勢を強めて推し進め、他方、各学部がカリキュラムの運営と改善の努力を行い、個々の学生の個性を伸ばすためにきめ細かなサポートをしていくことで、目標とする人材を養成し、本学の存在意義を社会に示していくことができると考えている。

〈全学的な調整の仕組み〉

【現状】

「全学態勢と学部独自性」で示したように、学士課程の教育に関するさまざまな改革を全学態勢で統一の方針の下に実行していくためには、そのための組織・仕組みが必要になる。

まず、全学的な方針決定のための組織・仕組みとして、大学執行部の強化と学部間調整の仕組みが必要であった。それは平成15年度から副学長を置くことと学部長・5部長の会議（部局長会議）を定例化し、頻度を高めることで実現した。具体的な実施上の手続きなどの検討は教務委員会（全学）で行う必要があり、事項によっては各学部の教務委員会の意見を聴取しなくてはならない。また、制度的な改革や予算の裏づけの必要な事項は、部局長会議を経て大学評議会に諮ることが必要である（その後理事会の承認が必要）。また、全学横断的に行われる副専攻制については、教務委員会とは別の運営に関わる組織が必要となり、そのために平成16年6月に全学横断教育体制運営委員会が作られた。同様に、平成18年には、キャリア教育実践のために、キャリア教育委員会が作られた。各教員への説明と意見聴取は、教授会での学部長・評議員・教務委員長等の報告と審議によることが多いが、全学的な方針の説明や改革の意思統一のためには必要に応じて全学教員集会も開いた。更に、現代GPで採択された「学生参加による〈入間〉活性化プロジェクト」（通称「いるプロ」）の実行のためには、期限付きの特別の組織として「いるプロ」実行委員会と運営委員会が作られた。

以下、それぞれの組織について説明する。

1 学長・副学長体制

平成14年以前は一時を除いて副学長を置いていなかった。平成2年に経済学部を設置した時から2年間ほど副学長を置いたが、その後は副学長を置かなかった。しかし、平成10年の大学審議会の答申「21世紀の大学像と今後の改革方策について」―競争的環境の中で個性が輝く大学―が出され、平成14年には中央教育審議会の答申「新しい時代における教養教育について」が出されて、本学においても特色化・個性化のための改革に取り組むことが喫緊の課題であることが認識されるようになり、そのために大学執行部の機能を強化することが全学的に合意され、平成15年4月から長い間空席になっていた副学長職に2名を置いた。こうして、学長・副学長・事務局長打ち合わせが月2回持たれるようになり、全学としての意思決定や意見調整を効率的に行うことが可能になった。

2 部局長会議と分科会

大学における全般的な業務についての連絡調整と効率化のために置かれているもので、構成は学長、副学長、学部長、事務局長、教務部長、メディアセンター長、学生部長、就職部長、大学評価担当部長からなる。必要に応じて、学長、副学長、学部長、事務局長からなる分科会（通称「学部長分科会」）と学長、副学長、教務部長、メディアセンター長、学生部長、就職部長、大学評価担当部長、事務局長からなる分科会（通称「5部長分科会」）が開かれる。これによって、教育実施の全学態勢のための

各学部、各部局間の連絡調整が円滑に進むようになった。

3 大学評議会

大学の教育・研究の適正な運営のため、教学の重要事項を審議することを目的とする。学部学科の設置改廃、委員会の設置、教員人事、学生定員、学則・諸規程の改正などが審議事項として含まれる。構成は、学長、副学長、学部長、各学部から2名ずつ選出された評議員からなる。

4 教務委員会（通称「全学教務委員会」）

教務に関する諸事項を審議する。構成は、教務部長、各学部から選出された教員若干名、教職課程主任、資格課程主任からなる。

5 各学部教務委員会

各学部教授会の下に置かれており、各学部が関与する教務に関する諸事項を審議する。構成は、各学部教務委員長と数名の教務委員からなる。学部カリキュラムを実際に運営するために必要な仕事や手続きなどについて案を練り、教授会に諮る。学部の独自性はこの委員会において検討される。

6 全学横断教育体制運営委員会

全学横断的に実施される副専攻制度の円滑な運営のための委員会で、副学長のうちの1名、学部長の中から1名、教務部長、各学部教務委員長、その他学長の指名する者からなる。

7 キャリア教育実施委員会

キャリア教育の円滑な運営のための委員会。構成は、教務部長、就職部長、地域ネットワーク推進支援室長、各学部教務委員長、その他学長の指名する者からなる。

8 「いるプロ」実行委員会と運営委員会

「いるプロ」の取組として具体的なプロジェクトを決定し実行するための組織が実行委員会で、これには大学の実行委員（実行委員長、地域ネットワーク推進支援室長等）の他に、入間市役所、入間市商工会、商店街、市民団体からの実行委員が含まれる。「いるプロ」運営委員会は、大学の実行委員と各プロジェクトの責任者と副責任者からなる。プロジェクトの進行状況を報告し、運営上の問題について協議する。

【評価と将来への展望】

全学的な改革の実行のためには、学長を中心とする大学執行部からのよく練られた実現可能性のある方針案の提示と強いリーダーシップが必要であるが、その方針の十分な説明と討議が部局長（学部長・5部長）レベルで行われ、教務委員会、各学部教務委員会を経て、教授会において各教員に説明

され、そこで意見が聴取され、それが大学執行部へとフィードバックされ、全学的意思統一を図ることが必要であるが、本学においては、改革の実行と並行して、そのような組織体制がかなり整備されたと評価することができる。

当然ながら、事柄によっては学部によって意見の不一致が生じることがあり、それを調整するのにかなりの時間とエネルギーを消費するということはあったが、全学としてまとまって急いで実行していくことの必要性は、各学部も、多くの教員も、十分認識しており、可能な修正を取り入れた後に妥協することによって、統一実施案がまとまるが多かった。

問題があるとすれば、比較的小規模の大学であるため、教員数が限られているにもかかわらず、大規模な大学とほぼ同じだけの審議事項や課題が存在するので、多数の委員会が必要となり、いくつもの委員会の委員を兼ねる教員が多くなるということである。多くの委員会の委員を兼ねた上に、授業・ゼミ・卒論などの学生指導のほうは減らすことができないのが現実であり、自己評価や認証評価のための仕事も加わるので、一部の教員の業務の負担量は限界を超えていると言っても過言ではない。したがって、研究に割ける時間も限られ、精神的にも大きなストレスを抱えることになる。

委員会などの組織を合理化し、全体として業務量を減らし効率化することがどのようにしたらできるのか、現在検討を始めたところである。

Ⅱ 全学態勢の実施内容

A 教育内容

〈副専攻制〉

【現状】

本学は、既設の科目を再編成して副専攻制を設定し、全学部の平成16年度以降の入学生に必修として履修させている。副専攻制の履修は2年次からとなるため、学生の実際の履修の開始は平成17年度である。その概要は以下の通りである。

1 編成原理と目的

副専攻の編成原理は、伝統的なディシプリン又は学問体系ではなく、社会的現実と密接に関連したテーマである。したがって、それぞれのテーマは学際的・複合的な性格を有している。このようなテーマについて学習することで、学生が自らの勉学と社会的現実の関連を自覚し、社会についての認識を深めることが期待される。

各テーマは、そのテーマと関連を有する科目群によって構成されている。学生はテーマを1つ選択し、そのテーマを構成する科目群から、自らの関心に応じて履修科目を選択することになる。

その際、学生は主体的に考え、当該テーマについて自分なりの課題を設定することが要求される。このことは、副専攻制に課題探求型の学習という性格を付与することになる。こうした学習を通じて、学生は、問題発見・解決能力を習得することが期待される。また、一つのテーマに対し学際的なアプローチを行うことは、多元的・複眼的な視点と柔軟な思考の習得を可能にする。

現在、自己と社会との関わりを自覚し、その関わりの中で問題発見・解決能力を発揮しうる学生を育成することが、大学教育に対する社会からの要請となっている。こうした社会的要請に応えることが、この副専攻制の主たる目的である。

2 内容

各テーマの科目群を構成するのは、各学部のカリキュラムのうちの学際的性格を持つ教養科目、及び当該テーマと何らかの関連を有する専門科目である。

テーマの総数は30であり、「国際化の時代を生きる」・「情報化の時代を生きる」・「現代社会の諸課題と取り組む」・「現代社会を生きる自分を探求する」の4つのクラスターに大別される。学生は、所属学部にかかわらず、30のテーマのすべてを選択することができる。

副専攻科目と主専攻科目は截然と区別されるのではなく、主専攻に配置される科目の一部も副専攻のうちに配置される。これは、上記のように、科目群の編成原理がテーマであり、当該テーマにアプローチする上での適切性・有効性であるためである。したがって、同一の科目が、テーマとの関連性

に応じて複数の科目群に配置されている。

また、学際的なアプローチを行うため、各科目群は、すべて複数学部（4 学部ないし 3 学部）の専門科目を含むかたちで構成されている。各テーマを構成する科目数は、15～20 である。

3 副専攻レポート

社会的現実と関連する学際的なテーマを扱う副専攻は、この課題探求型の学習の仕上げとして「副専攻レポート」を課す。これもまた、問題発見・解決能力の涵養を主眼としており、学生は、自分が選択したテーマに関連する主題を自由に設定し、それについて、自ら調べ自ら考えることを要求される。副専攻の総単位数は副専攻レポートの 2 単位も含めて 30 単位以上である。副専攻の履修の開始は 2 年次からであるが、「副専攻レポート」の提出は 3 年次以降に行う。

4 運営体制

副専攻制の実施は、全学部横断的な教育体制を必要とする。この体制の運営には、全学横断教育体制運営委員会が当たっている。運営委員会は、副専攻の運営に必要なすべてを実施する主体である。

副専攻の案内や履修ガイダンスも、運営委員会が中心になって行っている。また、この副専攻制の趣旨や仕組みを学生に周知徹底するには、ファカルティ・アドバイザー（FA）による個別的な指導も不可欠となる。FA は、原則として副専攻に配置されている科目の担当者全員がその任に当たる。

運営委員会は、個別指導のありかたを各教員に提示するとともに、その実態を把握し、改善のために必要な措置を講じる。また将来必要となる可能性のある新テーマの設定、あるいは既設テーマの廃止、各科目群を構成する科目の入れ替え等、副専攻制全般にわたる改善も、運営委員会の任となっている。

【評価と改善の方向】

制度として未成熟であるので、副専攻制については、今後さまざまな改善が必要となる。各テーマの科目群を構成する科目の入れ替え、あるいはテーマそれ自体の変更や新設等を恒常的に行う必要があることは、あらためて指摘するまでもない。ここでは、こういった自明に属する事柄ではなく、むしろ向後 10 年程度の長期的な視点から、必要な事項について検討することにする。

今後、大学 4 年間の教育が、学部教育ではなく、学士課程教育としての性格を強める方向に進むとするなら、現在における副専攻制は、教育課程の編成原理として重要な機能を果たす可能性を有しているといえる。

このような可能性は描いたとしても、副専攻制が目指す教育目標のより確実な実現のためには、副専攻制の独自性を維持・強化していく必要がある。こうした観点から見たとき、副専攻制独自の科目が少ないことは大きな問題点である。

副専攻制は、上述のように、教養科目として配当されていた科目、及び専門科目によって構成されているが、数の上では各学部の専門科目が大部分を占めている。これらの科目は、元来は各学部の主

専攻のための科目として設置されたものである。したがって、それらの科目のすべてが、全学部の一学部の学生を対象とした副専攻制に十全に適合的であるかどうかは検討の余地がある。

加えて、法・経済・現代文化の3学部の教養科目の一部を配置転換し、副専攻独自の科目としたため、教養教育の弱体化という事態も生じている。また、副専攻制の実施に伴って、法・経済・現代文化の3学部の自由選択科目枠がなくなり、学生の履修の自由度が狭まったことも、今後の検討課題である。

平成16年度に副専攻制を導入する際には、カリキュラムの他の部分に大幅な変更を加えてはいない。しかしながら、副専攻制の構成科目を基本的に副専攻独自の科目としていくためには、カリキュラムの整合性・統一性という観点からしても、カリキュラムの全体について見直しが前提となる。これは、本学の教育目標の実現のために、主専攻・副専攻・教養教育・キャリア教育のそれぞれが遂行すべき機能、及びそれらの機能の有機的結合についての議論を欠いては果たし得ない。いずれも早急に結論を得られる性格の問題ではないが、本学の教育全体の将来像を模索するなかで、時間をかけて議論を積み重ねていきたい。

〈地域の教育力〉

【現状】

1 概要

近年、大学が地域の活性化に寄与することが社会的要請となってきたが、大学もまた地域の持つ教育力を活用して大学教育を発展させることを求められ、大学と地域との間で「共創」、あるいは「共育」の関係を築くことが期待されるようになった。他方、近年学生のフリーター志向やニート化の傾向が社会的な問題となり、これに対処するため、本学においても、学生に確固とした職業観や社会性を身につけさせることが肝要であると認識してきた。このような認識のもと、本学では、数年前より地域の教育力を活用することに力を入れてきた。

地域の教育力の活用には、キャンパス内に地域の教育力を導入する取り組みと学生を地域に出して教育するアウト・キャンパス・スタディとがある。前者は地域人講師団の招聘であり、後者には地域インターンシップと平成16年度の文部科学省の現代GPに採択された「学生参加による入間活性化プロジェクト」がある。ここでは、前二者について説明する（現代GPの項参照）。

2 地域人講師団の招聘

地域人講師団は、経済学部の教員と地域の企業家を中心に平成13年に始められた駿大・地域フォーラム（第10章第2節参照）に負うところが大きい。駿大・地域フォーラムは地域と大学の共生関係を目指すもので、年々会員が増え、地域からの参加者も企業家から公務員、銀行、市民、NPOへと広がりを見せ、本学教員も約30名が会員となっている。この駿大・地域フォーラムに参加している地域

人を地域人講師として招聘し、専任教員とともにいくつかの講義を行っている。

平成 13 年より、経済学部必修科目「経済と社会」において、複数の地域人講師が専任教員とともに講義を行っている。平成 15 年度からは経済・法・現代文化の 3 学部共通開講の「経済 today」において、地域人講師団 5 名による講義を行っている。1 年次演習にも地域人講師による講演を組み込み、早くから学生にキャリアについて考えさせることにしている。

また、キャリア教育科目においても、地域人講師を担当に含めている。まず、本学のキャリア教育科目の導入科目と位置づけられている「キャリアデザイン」（2 年次の全学の共通科目）に地域人講師の講演を取り入れている。更に、ゼミ形式の授業である「キャリアディベロップメント」においては、担当する 3 人の講師のうち 1 人は地域人講師を入れており、教員と実社会で活躍している講師との連携のもと、実践的な授業を展開している。

3 地域インターンシップ

学生が地域の自治体・企業・商店などで仕事を体験しつつ学ぶという地域インターンシップについては、「インターンシップ A」という選択科目（4 単位）として取り組んでいる。この科目の目的は、大企業などで見られる青田刈りになりがちなインターンシップとは異なり、学生が将来への目的意識を明確に持てるように現実的な職業観を養い、職業に関する基礎的知識・技能を身につけさせることにある。

この目的の達成のためには、学生の個性・要望に適合した受け入れ先の確保、インターンシップの目的についての受け入れ側の十分な理解、そして受け入れ側と大学との綿密な連携による学生指導が不可欠の条件である。そのような運営については駿大・地域フォーラムによる支援が大きな力を発揮している。

平成 15 年は経済学部単独開講で 8 名の学生が参加したが、平成 16 年には法・経・現代文化 3 学部に拡張して 27 名が参加、翌 17 年度には全学統一で実施して 52 名、18 年度には 70 名が参加と、参加学生は順調な増加の一途を辿ってきた。

その詳細については、各学部の教育内容のところで説明する。

【評価と問題点及び将来への展望】

1 地域人講師団

地域人講師団の活用により本学は、学生を社会人として送り出す上で必要不可欠でありながら、これまで大学が不十分にしか保有していなかった教育力を持つことになったと言える。

このことは学生による授業アンケートの結果に明確に現れている。すなわち、地域人講師による「経済 today」に対するアンケートにおいて、まず「知的満足度」について、「大いに得られた」と「やや得られた」の合計が 76% となり、講義科目平均の 60% を大きく上回っていること、そして「教員の意欲」について、「大変意欲的であった」と「やや意欲的であった」の合計が 93% となり、科目全体の 84% を大きく上回っているのである。

地域人講師の講義がこのように高い評価を受けることには、講師の熱意によるところが大きい。しかし、教育を専門としない地域人講師が授業内容や方法においてまで高い評価を受けるのは、講義の計画や構成に関して、大学の教員と地域の講師との間で、周到な事前打ち合わせ、丹念な事後検証、そして継続的かつ率直な意見交換を行いながら講義を運営していることによると評価できる。このような緊密で実質的な連携も、駿大・地域フォーラムで形成された相互信頼関係によって可能になっている。

地域人講師は、現在すでに一年次演習やキャリア教育科目にも関わっているが、今後その活用範囲を更に拡大することが期待される。そのため、地域人講師と教員相互の協力関係を今後一層推し進めるとともに、大学と地域との共創・共有関係の重要性についての教員の認識を深めていくことが重要と認識している。

2 地域インターンシップ

地域インターンシップの報告会や体験レポートによれば、参加学生全員が以下の諸点を高く評価している。

- ① 自分に取り組む作業と社会的現実の動向とのかかわりについての理解
- ② 実体験を通じた現場での仕事についての理解
- ③ 仕事の周辺領域についての理解の深化
- ④ 社会人として不可欠な知識やマナーの理解
- ⑤ アルバイトと就業との違いについての理解
- ⑥ 職業選択に当たっての重要な要因についての理解
- ⑦ 進路選択に当たっての方向付けの獲得

大学と受け入れ先の緊密な連携と、それに基づく指導によって、社会に対して開かれた目と職業観の涵養という初期の目的は十分に達成されていると見ることができよう。

今後の課題としては、第一にインターンシップの量的拡大とそのための態勢の確立が挙げられる。これには、受け入れ先企業の増加と参加学生の増加がともに必要となる。前者に関しては、現状においても受け入れ企業の確保が難題となっており、近隣地域という枠を広げて受け入れ先企業を探す必要がある。後者に関しては、担当教員の増員、事前・事後研修の実施方法の変更等、大学側の体制を再編成する必要がある。

将来は全学で100人規模の参加学生で実施することが目標となろう。また、インターンシップAは現在3年次を対象としているが、1～2年次生を対象に1週間程度の研修を組み込んだプレ・インターンシップ（仮称）を設置していくことが検討されている。

第二の課題として、インターンシップの成果と学生の進路決定・就職活動との関連を強化する体系的な方策の確立がある。インターンシップを通じて醸成された社会生活に必要な基本的能力についての理解が、進路選択に直結することを可能にするような体制を整える必要がある。例として、インターンシップ終了後には、報告会のみでなく、事後研修も実施し、学生一人ひとりが学習したことを再認識し、更には、他の学生の体験も共有する機会にするといったことが挙げられる。

指導する教員側も、現在の社会状況、企業で求められる基本的能力といったものを十分に認識する必要がある。教員を対象にインターンシップへの関心を喚起するような広報活動を行うこと、インターンシップ報告会への教員の組織的参加のための働きかけを行うことなどが、そのための改善策として挙げられる。また、インターンシップ資料に企業・組織が求めている人材像を掲載することで、インターンシップ資料に教員に対する情報提供の機能を付与することも可能となる。これらの方策により、多くの教員が基本的能力についての理解を共有できるなら、進路指導や教育の改善が可能となる。

〈現代 GP「学生による〈入間〉活性化プロジェクト」〉

【現状】

はじめに

「学生による〈入間〉活性化プロジェクト」（以下、「いるプロ」と表記）は平成 14 年 9 月に、文部科学省の平成 16 年度「現代的教育ニーズ取組支援プログラム」（以下、「現代 GP」と表記）に採択されたものである。「いるプロ」の目的とするところは、大学の教室外で社会について学ぶアウト・キャンパス・スタディを通して、具体的には大学の地元である入間市に生きる人々と交流し、地域の催しに取り組み、まちづくりに参加するといった体験学習を通して、あるいはこれまで在学中に得てきた知識や能力を実践に活かすことを通して、学生の社会観や職業観を育成することにある。また、学生はこれらの活動の内容及び活動日誌やレポートの提出を通じて単位を修得することができる。

「現代 GP」への採択後、大学では実行委員会及び地域ネットワーク推進支援室を中心として入間市役所、入間市商工会、入間市商店街及び地元の市民団体との連携を深め、「いるプロ」の各活動への参加学生への支援・指導を行っている。なお、大学では「いるプロ」の活動の一環として「地域インターンシップ」及び「入間市探訪に関する活動」も行っているが、これらについてはそれぞれ別項の「地域の教育力」及び「学部デー」にて記述している。

1 「いるプロ」における活動のプロセス

「いるプロ」への参加を希望する学生はすべて、まず登録用紙を大学教務課、地域ネットワーク推進支援室、又は「いるプロ」の活動拠点である駿大ふれあいハウス（後述する）に提出する。「いるプロ」の各プロジェクトは学内数箇所にある「いるプロ」専用掲示板において参加希望者を募集しており、また登録した電子メールなどを通じても募集情報を入手することができる。また各プロジェクトでは担当教員による説明会も実施している。

学生は参加を希望する各プロジェクトにそれぞれあらためて登録し、担当教員からガイダンスや事前指導を受け、活動を開始する。活動中は活動日誌をつけ、プロジェクトの終了時に担当教員にレポートとともに提出する。担当教員は、活動日誌やレポートを点検した後に、修了証を出す。

2 「いるプロ」における活動と単位修得等との関係

登録したプロジェクトに24時間以上参加すること（なお1日の活動につきカウントされるのは3時間まで）により、「まちづくり実践」2単位又は「インターシップB」2単位を修得することができる。「まちづくり実践」及び「インターシップB」は同一年度内に複数回履修（重複履修）することができ、1年間でそれぞれ、4単位ずつまで修得することができる。また翌年度以降にも再度履修することができる。

通常の講義の履修登録は4月（通年科目及び春学期の半期科目）又は9月（秋学会の半期科目）に行われるが、「いるプロ」は各プロジェクトが開始したときなど必要に応じて学生を募集するため、その時点では既に履修登録期間が終了していることが起こりうる。したがって、1年次生から3年次生に関しては、実際に活動を行って修了証を受け取ってから、次年度の履修登録期間に「まちづくり実践」及び「インターシップB」の履修登録を行い、活動を行った年度の次の年度の単位として修得する。ただし、4年次生については、履修上限単位数を超えていない場合に限り、活動の修了証を受け取った年度の単位として修得が可能である。成績は、活動の内容と、レポート等を総合して担当教員が判断する。

「まちづくり実践」においては、地域で開催されるイベント等に参加し、地域の人々と交流することを通じて学生の社会観や職業観を育成することを目指している。その観点から「まちづくり実践」の対象となるプロジェクトは以下のとおりとなっている。なお、各プロジェクトの活動の現状については後述する。

- ① 駿大ふれあいハウス（活動全般及び管理）
- ② 駿大ふれあいハウス（子どもパソコンクラブ）
- ③ まちおこしイベントの企画・運営
- ④ 通学合宿生活指導員
- ⑤ 子どもボランティア

[[「まちづくり実践」単位修得者数(延べ人数)と対象プロジェクトの一覧]

(平成16年度)

対象プロジェクト	駿大ふれあい ハウス(活動 全般および管 理)	駿大ふれあい ハウス(子ど もパソコンクラ ブ)	子どもボラン ティア	合計
単位修得者数(人)	14	9	2	25

(平成 17 年度)

対象プロジェクト	駿大ふれあいいハウス(子どもパソコンクラブ)	まちおこしイベント	通学合宿生活指導員	子どもボランティア	合計
単位修得者数(人)	6	20	17	9	52

「インターンシップ B」については、体験実習型の「インターンシップ A」と並んで、学生がこれまで学んできた内容を活用して、地域小売業などの地域経済や地域文化研究などの地域社会の実態分析、及び地域での商品の開発、マーケティングなどを行うことを目的とした理論演習型の科目として考えている。その観点から「インターンシップ B」の対象となるプロジェクトは以下のとおりとなっている。なお、各プロジェクトの活動の現状については後述する。

- ①地域 IT 化サポート
- ②学生によるリサーチ（商品・サービスの企画―「脱臭液の市場化」―）
- ③学生によるリサーチ（入間市消費動向調査研究プロジェクト）
- ④FM チャッピー（茶笛）オンエア
- ⑤プラネタリウム上映作品制作プロジェクト

「インターンシップ B」単位修得者数(延人数)と活動の一覧]

(平成 16 年度)

対象プロジェクト	学生によるリサーチ(脱臭液)	合計
単位修得者数(人)	21	21

(平成 17 年度)

対象プロジェクト	地域 IT 化サポート	学生によるリサーチ(脱臭液)	学生によるリサーチ(消費動向調査)	プラネタリウム	合計
単位修得者数(人)	34	24	4	13	75

また 4 年次生のうち、「いるプロ」において顕著な活躍を行った学生に対しては、各プロジェクト担当教員からの推薦を受けて、卒業式において表彰している。

3 「いるプロ」における各種活動

(1) 駿大ふれあいハウスにおける活動

「いるプロ」の活動拠点として入間市より入間市商店街の空店舗を賃借し、平成14年12月には駿大ふれあいハウス（入間市豊岡 1-11-1 アイポットビル2階）として開設した。開設以降、駿大ふれあいハウスにおける月ごとの来場者（学生、一般、教職員、スタッフ）の推移は以下のとおりである。なお、平均利用者数は1日当たり30名前後である。

〔来場者数の推移〕(単位:人)

区分	15年 12月	16年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
来場者数	391	1,023	808	726	800	594	779	661	469	469	559	608

駿大ふれあいハウス内においてこれまで行ってきた活動は以下のとおりである。

(i) パソコンサポート

学生やスタッフが日常的に、パソコンの使い方が分からない、トラブルが起こったという市民の相談（登録制）に応じている。利用登録個人会員数は約200名である。

(ii) 子どもパソコンクラブ

小学生にパソコンの基本的な使い方を学生が教えながら、地域の小学生と交流を図る活動である。これまで2期実施しており、1期目（平成17年2月から3月、週1回実施、90分、計8回）には小学生9名を対象に15名の学生が参加、2期目（同年5月から7月、実施方法は1期目と同じ）には小学生13名を対象に学生10名が参加した。

(iii) 中国語しゃべり場、韓国語しゃべり場

中国語しゃべり場は、中国語を勉強している市民が中国からの本学留学生と中国語で交流するという活動である。これまで2期実施しており、1期目は平成17年5月から7月にかけて（ほぼ週1回実施、90分、計8回）、2期目は同年10月から平成18年1月にかけて（ほぼ隔週実施）行った。また韓国語しゃべり場では地元の市民を講師に招いて、平成17年9月から11月にかけて計4回実施した。学生の総参加人数は5名である。

(2) まちおこしイベントの企画・運営に関する活動

入間市で行われているさまざまな祭りやイベントの企画・運営に学生が市民とともに参加するという活動である。具体的には以下の祭り及びイベントに関わってきた。

(i) 春のさとやま探検隊（平成17年3月27日、於：入間市農村環境改善センター）

入間市の加治丘陵の自然について市民に理解してもらうことを趣旨としたイベントである。学生15名がコンサート会場及び店舗の設営・運営等に参加した。

(ii) きのえね様（平成17年4月10日、於：長泉寺）

入間市の長泉寺において60日ごとに行われる例祭である。商店街振興組合の手伝いとして、学生8名が会場設営、店舗の運営、清掃活動等を行った。

(iii) おとうろう祭り（平成17年4月23日及び24日、平成18年4月22日及び23日、於：愛宕神社）

入間市の愛宕神社周辺で行われる春祭りである。平成17年は延150名、平成18年は延100名の学生が参加し、祭り自体の広報活動、店舗の設営及び運営、山車曳きなどに関わった。また学生による各種の自主企画も行われた。

(iv) 新茶祭り（平成17年5月2日、於：入間市役所）、花の茶会（同年5月14日、於：入間市博物館）

狭山茶の収穫時期に合わせて行われているイベントである。延40名の学生が参加し、市内で栽培される狭山茶について理解を深めるとともに、その広報活動にも関わった。

(v) わんぱく相撲入間場所（平成17年6月12日、於：入間市市民体育館）

男女700名余りの小学生が参加する相撲大会である。学生16名が会場の設営及び参加者の誘導などを手伝った。

(vi) アポポ・サマーフェスティバル（平成17年8月28日、於：入間アポポ商店街）

毎年8月最終土曜日に開催される、商店街主催のイベントである。76名の学生が参加し、各種店舗及び企画の運営、管理などに関わった。

(vii) ハイドパークミュージックフェスティバル（平成17年9月3日及び4日、於：狭山稲荷山公園）

2日間に亘って行われたコンサートであり、会場設営から撤収までを含める5日間のイベントとなる。学生5名が参加し、会場設営、運営、出演者及び参加者の案内、撤収作業などを手伝った。

(viii) 入間万燈まつり（平成17年10月22日及び23日、於：入間市産業文化センター周辺）

入間市にて行われる最大の祭りであり、学生49名が店舗の設営・管理及び神輿の担ぎ手として参加した。

(ix) いるま生涯学習フェスティバル（平成17年11月27日、於：入間市産業文化センター）

生涯学習推進をテーマとして、地域の市民団体等が集まり、日頃の成果を発表する場である。51名の学生が参加し、会場設営及び撤収、「いるプロ」のこれまでの活動報告及びまちづくりへの提案、プラネタリウム作品の上映（作品の作成等に関する活動については後述する）などを行った。

(3) 地域IT化サポートに関する活動

学生が市民にパソコンの操作等について教えるということを通じ、互いに交流を図るという活動である。前述した「パソコンサポート」や「子どもパソコンクラブ」と異なるのは、学生が単なるサポートとしてではなく、これまで大学で学んできた情報技術を活用する形で参加するということが意図されている点にある。この活動には14名の学生が参加し、以下のような活動を行っている。

(i) はじめてのパソコン講座

学生がまったくの初心者を対象として、大学のパソコン教室を利用して教えるという活動である。教材作成から授業の進め方までほとんどすべて学生によって運営されている。これまで2期実施して

おり、1期目（平成17年5月から7月、週1回実施、90分、計8回）には市民30名を対象に2クラスを開講し、2期目（同年10月から12月、実施方法は1期目と同じ）にも同様に市民30名を対象に1クラスを開講した。

（ii）豊岡小学校パソコンサポート

豊岡小学校において「総合的な学習の時間」として実施しているパソコンの授業及びパソコンクラブでのサポート役として学生が参加している。平成17年5月から活動を開始し、毎週、週5回、毎回数名ずつの学生が担当をしている。同年11月に行われた豊岡小学校のパソコン教室の公開授業においても学生がアシスタントとして参加した。

（iii）中級IT講座

大学のパソコン教室で夏季休業中（平成17年7月から8月、計5回）に行われた中級者向けのパソコン講座において、学生がアシスタントとして参加した。

（4）学生によるリサーチに関する活動

学生がこれまで学内の講義等で学んできたことを活かして、地域の発展につながるような調査及び提案等を行う活動である。具体的には以下のような活動を行っている。

（i）企業インタビュー

平成17年12月から始まった活動であり、学生4名が参加している。独自技術を持った入間市の企業を訪問・見学し、会社の製品・戦力等についての実績をインタビューした上で、消費者の視点からの質問・コメント等を付した報告書を作成した。

（ii）商品・サービスの企画

「脱臭液の市場化」と題するプロジェクトであり、2つのフェーズに分けて実施している。第1フェーズは平成16年12月から翌年3月にかけて行われ、学生20名が参加した。入間市の企業が開発した脱臭液の新製品を評価、すなわちこれを「実際に使用してもらい、良い点、改善すべき点を明らかにする」という観点からモニタリングを行った。最終的には各自が報告書を作成し、企業への提言等を行った。

第2フェーズには学生24名が参加し、平成17年6月から12月まで実施した。前述した脱臭液について、脱臭効果の確認、使用説明書の作成、並びに製品のネーミングについて検討を行い、こうしたマーケティング・リサーチの実習を通して、製品を開発した会社の社長向けに提案書を作成した。

（iii）入間市消費動向調査研究プロジェクト

平成17年11月から翌年3月にかけて実施し、学生7名が参加した。『平成16年度入間市消費動向調査報告書』の分析検討をした上で、実際に商店街や大規模店などに対してインタビュー調査を行い、入間市における消費者の消費動向を分析した。またその消費の特徴や問題点、対策などについても考察した。

（5）プラネタリウム上映作品制作プロジェクトにおける活動

入間市児童センターの天文クラブの子どもたちと一緒に、プラネタリウムに投影する作品を制作す

るプロジェクトであり、平成17年3月から同年11月まで行われた。学生14名が参加し、台本等の作成、パソコンを使った編集作業、大学のスタジオを利用した音声や効果音の収録など、大学で学ぶ編集技術等を活用して、「星の機関車〜12星座 かんたんガイド〜」と題する作品を作成した。この作品は、前述した「いるま生涯学習フェスティバル」において上映された。

(6) 通学合宿生活指導員に関する活動

入間市青少年活動センターなどで行われる小中学生の通学合宿（平成17年6月から10月にはほぼ月1回実施、1回4泊5日）に子どもたちと一緒に指導員として泊り込み、子どもたちのサポートを行う活動である。学生14名が関わっており、各地区の実行委員会から参加している。合宿の期間中は、学生は子どもたちを学校に送り出した後、大学に通学している。

(7) FMチャッピー（茶笛）オンエアに関する活動

入間市のFM放送局であるFM茶笛において毎月第4土曜日の午後0時から0時15分にかけて放送されている、「いるプロ」の活動を市民に知らせる番組「発信！駿大いるプロ情報局！」を学生が企画・取材・編集し、実際の放送も担当する活動である。平成17年3月から11月まで行われてきており、8名の学生が参加した。

(8) 子どもボランティアに関する活動

入間市のおおぎ第2保育園で一日研修を受けた後、おおぎ第2保育園、託児施設「あいくる」や子ども文庫、児童センターでの読み聞かせ、並びにいろいろな市民の集まりの託児所などで、子どもの世話やそれに関わる作業を実施した。平成17年2月から活動を開始し、学生42名が参加している。

(9) その他の活動

平成16年末の発足当初は教員が企画の原案を作成し、学生がそれに参加し発展させる、というのが「いるプロ」の形態であったが、次第に市民からの要望によって生まれたり、学生自身による自主企画から発展したりした、以下のような活動も生まれた。

(i) 防犯パトロール

平成17年7月下旬及び12月下旬に豊岡中学校周辺を学生5名が地域のPTAや有志とともにパトロールした。

(ii) ミュージカル「IRUMA ここから」～翠龍編への参加

入間市市制40周年記念のミュージカルに学生5名が参加した。活動期間は平成17年10月から翌年3月であった。

(iii) 「いるプロ」学生活動記録制作プロジェクト

「いるプロ」が開始してから1年ほどが経過した時点で、さまざまな活動の全容を把握できる公開資料がないことから、学生がパンフレットの制作を自主的に企画した。学生12名が平成17年11月から翌年3月にかけてこの活動に参加し、「SanI サンディ いるプロ学生活動記録パンフレット」を作成

した。

【評価と将来への展望】

「いるプロ」の各種活動に対しては市や地域企業からの要望も多く、更に参加学生も熱心にかつ自主的に取り組んでいることから、「現代 GP」としての任期が終了した後も存続することとしている。とはいえ、駿大ふれあいハウスなどの賃借料等に関しては「現代 GP」より支出していることから、(ほかの方面からの補助がない限り)「現代 GP」の終了とともに規模を縮小するのはやむを得ないであろう。

「いるプロ」は平成16年12月から実質的な活動を開始しているので、活動に参加した学生が参加しなかった学生と比較して就職状況が異なるかどうかについては、判断することがほとんどできない。学生の参加数は、5,000人規模の大学としてはまだ少数であろうか。その一方で、重複履修あるいは再度履修して熱心に活動している学生や、活動時間がカウントされないにもかかわらず続けている学生もいることは良い傾向であるともいえる。このような熱心な学生を卒業式において表彰しており、今後表彰の方法(奨学金受給や学費納付に関する優遇措置など)等についても検討していきたい。大学院生の参加や単位認定も検討すべき方策の一つである。

また、教員の参加数については特に明記しなかったが、担当教員以外の教員による参加も促進するように、例えば、教員による当日参加を業務の一環として捉えるなど、より多くの教員がこのプロジェクトに関わる方策を検討していきたい。

「いるプロ」開始当初は大学の年度途中だったこともあり、また活動の本格的な立ち上げまで時間がかかったことから、大学として組織的な履修登録及び学生募集という形は取られず、個別のプロジェクトごとに学生の募集、単位履修のための集計や教務課とのやり取りが行われた。したがって、平成16年度の活動に関しては参加した学生は限られていた。その点、平成17年度とともに、地域ネットワーク推進支援室の整備・職員配置の増員などの学内の組織的な体制が整った結果、学生の履修登録及び単位修得、登録学生の募集等がスムーズに行われ、参加する学生も増えるようになった。

〈単位互換制度〉

【現状】

1 「彩の国コンソーシアム」の概要

本学をはじめとする埼玉県西部地域に所在する私立大学9校は、平成13年に、「彩の国大学コンソーシアム」を設立した。この時の参加9大学とは、本学のほか、跡見学園大学、十文字学園女子大学、城西大学、西武文理大学、大東文化大学、東京家政大学、東京電気大学、文京女子大学(現・文京学院大学)であったが、その後、埼玉医科大学、埼玉工業大学、西武文理大学、東洋大学、東邦音楽大

学、明海大学、立正大学、女子栄養大学、尚美学園大学が加わり、平成18年現在は参加18大学となっている。

同コンソーシアムの目的は、設立趣意書に記されているように、各大学が連携して協力体制を築き、教育研究の高度化・進展化を図り、学生にとってより価値が高い学修活動の場を提供するとともに、社会の成熟化に伴う学習需要の増大や社会・経済の急激な変化に対応するための生涯学習、産官学の地域交流の推進などを図ることである。

2 同コンソーシアムの活動内容

活動内容はつぎのとおり。

(1) 教育交流

- ①「単位互換」プログラムとして、各大学の“特色ある科目”を相互に提供しあうことで、学生に専門分野の垣根を越えた学修・研究の可能性を拓く。
- ②教養教育の共有化として、教養課程の共通基準を策定、居住地の近隣協定校での学生受け入れ体制の整備等を行う。
- ③リメディアル教育として、各分野において学力レベルに応じた補習授業等のプログラムを充実する。
- ④インターネット等を利用した遠隔授業（バーチャルユニバーシティ等）として、ホームページを利用した資料の提供、教員とのEメールのやりとりによる課題の授与等を行う。
- ⑤「編入生」受け入れ・交換プログラムとして、学生レベルにおいて人的交流を深め、大学相互の活性化を図る。

(2) 研究交流

学生、教員における研究プログラムとして、合同ゼミナールや共同研究プロジェクトの立ち上げ等を行う。

(3) 学生交流

- ①学生交流として、自治会等、各大学の学生団体間における定期的な情報交換会、懇親会等を実施する。
- ②「スポーツ・リクリエーション活動」の共同開催プログラムとして、合同体育祭の開催、各大学の運動部等による「埼玉西部地区リーグ」の立ち上げなどを行う。

(4) 教職員交流

- ①FD 研究・フォーラム等の開催として、各大学における各種事例の報告会、情報交換、討論会等を実施する。
- ②事務職員研修として外部から講師を招いての後援会、関係部署間における連絡会、勉強会等を実

施する。

(5) 地域交流

- ①「公開講座」協同開催プログラムとして、協定大学教員による各校での出張講義を実施する。
- ②「生涯学習」プログラムとして、夜間大学院や社会人コースの充実、協定大学出身者に対する再教育、受け入れ優遇制度等の整備などを行う。
- ③「地域への便益還元・奉仕活動」プログラムとして、図書館や体育館、グラウンド等大学施設の一般開放、また、教員、院生等による地域の小中学生などへのパソコン教室の実施などを行う。

(6) その他

- ①入試広報として、協定大学PRのための合同ホームページの作成、合同入試説明会等を実施する。
- ②WBT（Web Base Training）としてWBT実施のための教育プログラムの協同開発等を行う。

3 単位互換制度履修状況

前述の活動内容のうち、彩の国大学コンソーシアム単位互換制度（平成18年現在、参加10大学）の本学の実績は次のとおりである。

(1) 他大学への送り出し

本学から他大学への学生送り出し実績は次のとおり。

〔他大学への送り出し実績〕

年 度	平成14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	合計
人 数	5	7	6	2	9	29人
科 目 数	17	15	11	7	18	68科目

(2) 他大学からの受入れ

他大学から本学への学生の受け入れ実績はつぎのとおり。

〔他大学からの受け入れ実績〕

年 度	平成14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	合計
人 数	0	6	0	4	3	13人
科 目 数	0	9	0	14	10	33科目

【評価と問題点及び改善の方策】

彩の国大学コンソーシアムの活動内容のうち、もっとも評価されるものが、同コンソーシアムによ

る単位互換制度である。

前述のとおり、本学から他大学への学生送り出し実績は合計 29 名、68 科目となっている。また、他大学から本学への学生受入れ実績は合計 13 名、33 科目となっている。

平均すると、毎年、本学から他大学へ 5.8 名の学生を送り出し、また、他大学から本学は 2.6 名の学生を受け入れている。

問題点としては、まず、本学から他大学へ送り出す学生数に比べ、他大学から本学が受け入れる学生数が、約半分と少ない点が指摘される。その主な原因は本学に関し他大学の学生が十分な知識を有していないことであり、他大学生の本学受入れを活発化するためには、他大学生に対する本学の PR を今以上に充実させる必要がある。具体的には、本学にて単位互換履修が可能な科目に関する履修案内やパンフレットの作成、ポスターの送付、本学ホームページによる他大学生向けの広報活動等を、広範かつ強力に押し進めることとしたい。

二つ目の問題としては、平成 14 年の開始以来平成 17 年まで、本学に係る送り出し数・受入れ数の双方において、増加傾向が見られないことである。本学をはじめとするコンソーシアム全体として、より一層の取り組みが必要であろう。特に本学としては、他校にさきがけ、彩の国大学コンソーシアムの有効活用について、本学学生に対し、積極的に働きかけることが望まれる。具体的には、同コンソーシアム単位互換制度の説明会の開催、ゼミにおける紹介、大学新聞による記事掲載などを検討していきたい。

〈学部デー〉

【現状】

1 学部デーの仕組みと内容

本学では平成 14 年度より、学生の見聞を広めるとともに学部内の交流を深めることを目的として、授業時間内では実施が困難な学外施設見学などを行うため、毎年 12 月第一週の一日を学部デーと定めている。この日は通常の授業をすべて休講とし、各学部が、学部の特徴を生かした独自の企画を実施している。

なお学部デー実施経費として、200 万円が今年度予算に計上されており、各学部 50 万円を経費の上限として企画案を策定している。

実施形態は、以下の 2 つに分類される。

(1) 学内企画

大学構内において、各学部独自のテーマで、講演会やシンポジウム、教員と学生が参加するパネルディスカッションやゼミ発表大会等を実施している。また就職部主催の全学的な企画として、就職フェスティバルや R-CAP 活用講座等の就職関連講座も実施している。更に平成 16 年度からは、学長主

催のコンサートも実施している。

(2) 学外企画

アウトキャンパス・スタディとして、通常の授業内容と関連した施設の見学、キャリア教育のためのボランティアや施設訪問を実施している。

2 学部デーの実績

以下現在に至る活動内容を示す。

(1) 平成14年度

(i) 全学活動

ア 就職フェスティバル

- ① 模擬面接とマナー
- ② 求人票から見える企業の実態
- ③ 就職ビデオ上映
- ④ 時事問題模擬試験と解説

(ii) 各学部の活動

ア 法学部

① 学内活動

- 学部長講話会 「駿河台大学で何を学ぶか」
- パネルディスカッション 「日韓共催ワールドカップ2002：日韓交流は大成功、あるいは？」

② 学外活動

国会・憲政記念館、最高裁判所、東京地方裁判所、府中刑務所、警視庁、東京家庭裁判所、弁護士会館・弁護士事務所、防衛庁(極東軍事裁判関係)

イ 経済学部

① 学内活動

- 大学近辺環境整備
- 映画鑑賞会
- 3・4年次留学生と教員との懇談会

② 学外活動

東芝府中工場、サントリー武蔵野工場、麒麟ビール横浜工場、資生堂関東物流センター、東京証券取引所、ブリヂストン東京工場、多摩主山、江戸東京博物館(本田宗一郎と井深大展)、財務省印刷局滝野川工場、丸木美術館、ちひろ美術館、飯能デイクアセンター1 日ボランティア

ウ 文化情報学部

① 学内活動

学内シンポジウム 「これからの文化情報学部を考える～『一步前へ』～」

② 学外活動

江戸東京博物館、国立西洋美術館、国立公文書館、交通博物館、国立国会図書館

エ 現代文化学部

① 学内活動 なし

② 学外活動

東京国立博物館、国立西洋美術館、東京都美術館、上の森美術館、東京芸術大学美術館、弥生美術館／竹久夢二美術館

(2) 平成 15 年度

(i) 全学活動

ときめきコンサート 「ピアノ、クラリネット、フルートによるコンサート」

(ii) 各学部の活動

ア 法学部

① 学内活動

○ 映画鑑賞会 「日本の黒い夏 冤罪」

○ 講演会 『「松本サリン事件」奪われた人権』 講師：河野義行氏

② 学外活動

国会・憲政記念館、東京地方裁判所、府中刑務所、警視庁、東京家庭裁判所、航空自衛隊入間基地見学、さいたま地方検察庁、都市探検（町歩き）、介護老人福祉施設あしかり園、飯能市議会傍聴、英国大使館訪問

イ 経済学部

① 学内活動

○ 大学近辺環境整備

○ ゼミ発表大会

② 学外活動

日本銀行、麒麟横浜ビアビレッジ、アド・ミュージアム東京、いわさきちひろ美術館、「平賀源内展」と江戸東京博物館、森永乳業、三鷹の森ジブリ美術館、多摩主山ハイキング、名栗湖でカヌーづくり、東芝府中工場、東京都美術館、

ウ 文化情報学部

① 学内活動

学内シンポジウム

② 学外活動

船の科学館、入間ユナイテッドシネマ、江戸東京博物館、JICA 東京国際センター、森美術館、国立西洋美術館、フジテレビ、秩父夜祭、NHK アーカイブス、東京証券取引所、東京都美術館、東京国際フォーラム、印刷博物館

エ 現代文化学部

① 学内活動

コミュニケーションスキル・プログラム

② 学外活動

国立西洋博物館、国立科学博物館、東京国立博物館、東京都美術館、上野の森美術館、弥生美術館／竹久夢二美術館

(3) 平成16年度

(i) 全学活動

ときめきコンサート 「三味線、胡弓によるコンサート」

(ii) 各学部の活動

ア 法学部

① 学内活動

講演会 「真に豊かな社会とは」 講師：暉峻淑子氏

② 学外活動

国会・憲政記念館、東京地方裁判所、府中刑務所、警視庁、東京家庭裁判所、航空自衛隊入間基地見学、さいたま地方検察庁、都市探検（町歩き）、介護老人福祉施設あしかり園、川越少年刑務所、中国大使館訪問、サンシャイン・スターライトドーム

イ 経済学部

① 学内活動

○ キャンパス創造：山コース or 花コース（大学裏山の遊歩道の整備及び元加治ロータリーの花壇の手入れ＋豚汁大会）

○ ゼミ発表大会

② 学外活動

貨幣博物館、東証証券取引所、東京クレジットサービス、麒麟横浜ビバレッジ、アド・ミュージアム東京、いわさきちひろ美術館、東京都美術館、BUNKAMURA ザ・ミュージアム、江戸東京博物館、三鷹の森ジブリ美術館、野球体育博物館、多峯主山ハイキング、名栗湖でカヌーづくり、農業体験、染色工房、入間市探訪

ウ 文化情報学部

① 学内活動

○ 学内シンポジウム（1年次）

○ 就職シンポジウム（2年次）

○ ゼミナール個別企画

② 学外活動

国立国会図書館、日本橋トレド、ジブリ美術館、東京大学総合研究博物館、NHK放送博物館、東京証券取引所、西洋美術館、江戸東京博物館、東京国立博物館

エ 現代文化学部

① 学内活動

なし

② 学外活動

国立西洋美術館、国立科学博物館、東京国立博物館、弥生美術館／竹久夢二美術館、川越まち探訪、入間市探訪

(4) 平成 17 年度

(i) 全学活動

ときめきコンサート 「フルートとハーブによるコンサート」

(ii) 各学部の活動

ア 法学部

① 学内活動

講演会 「裁判員制度とは」 講師：さいたま地方検察庁検事

② 学外活動

国会・憲政記念館、東京地方裁判所、府中刑務所、警視庁、さいたま地方検察庁、サンシャイン・スターライトドーム、東京家庭裁判所、ブリティッシュ・カウンシル、中国大使館訪問、都市探検（町歩き）、法科大学院及び弁護士事務所見学、住友信託銀行企業法務部訪問、埼玉西部広域消防本部救命講習、飯能エコツアー・間伐体験、飯能エコツアー・名栗川源流散策

イ 経済学部

① 学内活動

○ 話し方教室（2 年次生）

○ ゼミ発表大会（2・3 年次生）

②学外活動

東京証券取引所、東京港、麒麟横浜ビアレッジ、ちひろ美術館・東京、Bunkamura ザ・ミュージアム、江戸東京博物館、三鷹の森ジブリ美術館、名栗村カヌー工房、染色工房、入間市探訪

ウ 文化情報学部

① 学内活動

シンポジウム「学問とは何か：その目的と方法」（1～4 年次生）

② 学外活動

国立国会図書館、日本橋トレド、三鷹の森ジブリ美術館、東京大学総合研究博物館、NHK 放送博物館、東京証券取引所、西洋美術館、江戸東京博物館、東京国立博物館、丸の内ビギネス街、国立公文書館、国立情報学研究所、TBS テレビジョン、狭山市立博物館、東京都現代美術館

エ 現代文化学部

① 学内活動

なし

② 学外活動

国立西洋美術館、国立科学博物館、東京国立博物館、弥生美術館／竹久夢二美術館、川越まち探訪（以上1年次生対象）、入間市探訪（2～4年次生の希望者対象）

【評価と問題点及び改善の方策】

1 全学活動

学部デーは、教室での講義を中心とした平生の教育では困難な企画を実践するところに特徴がある。例えば、学外の施設見学や地域探索を通じて、日ごろ必ずしも意識していない身の回りの社会に触れてもらい、学生自身の置かれている社会や地域を再確認したり、新しいものの見方の発見を促進したりすることが期待できる。また学外講師の講演会やシンポジウムは、講義内容に関連しつつ、より具体的・実践的な内容の場合が多く、この点からも学生の意識を喚起できる。このような実践が、講義を中心とする平生の教育を更に活性化していくという相乗効果も達成される。

学長主催の「ときめきコンサート」は、「地域交流」事業の一環として、地元と音楽を通じた交流を図っている。このような活動の意義は、学部デーは学内の学生のみならず、大学の開かれた社会貢献を目指すものでもある。

就職ガイダンス・セミナー等の全学的企画は、学生の就職意識を高めることに貢献している。本格的な就職活動を直前に控えている学生に対し、自己分析や就職試験対策等、より具体的な就職ガイダンスを実施し、学生の就職意識の喚起を促している。

しかしながら、どの学部も4年生に関しては十分な内容の企画を実施していないことが問題点として挙げられる。12月は、卒業論文作成や卒業研究を実施している、あるいは就職先が決定していない等の理由から、4年生は時間的余裕が無く、参加は学生の主体性に依存しなければならないのが現状である。しかし4年生は、例えば卒業論文や卒業研究を報告する機会を用意する等、卒業論文や卒業研究と関連する企画を実施すれば、提出締め切りまでに十分修正・変更が行え、卒業論文・研究の完成度が高まることが期待できる。

2 各学部の活動

各学部の主催する学外企画に関しては、いくつかの問題点がある。まず学部によっては、学部特性を十分に反映する特有の訪問先が少ない場合があることが挙げられる。訪問先には、それぞれの学部の特色に合わせ、学生の興味・関心を引き、更に広い意味での社会経験ができる機会が得られるメニューを、数多く含めることが必要と思われる。

更に事前・事後指導が十分に行われていないことも問題と言える。多くの場合、学生は事前準備も無いまま参加しているので、提出された課題レポートの内容も、感想レベルにとどまっているのが現状である。事前に訪問先施設の概略や見るべきポイントについて学生との情報共有を図り、更に事後に学生と訪問先に関するディスカッションを行えば、理解を促進させることができるものと考えられ

るので、今後検討していきたい。

〈保健体育関連授業におけるトレーニングセンターの活用〉

【現状】

1 保健体育関連授業とトレーニングセンターとの連携

本学においては、「健康・スポーツ実習」及び「健康・スポーツ演習」等の実技を伴う授業（46 コマ）、並びに「からだの科学」や「健康・スポーツ科学論」などの保健体育関連講義科目（6 コマ）が設置されていたが、個々の学生に対するトレーニング処方や具体的な方法を個別に指導することについては、必ずしも十分に対応できていたとは言えない。そこで平成 14 年度より、上記の健康・スポーツ関連科目とトレーニングセンターとを有機的に結合し、以って学生の心身の健康を維持・増進しようとする試みがなされている。

本学トレーニングセンターは、体育館内に設置されており、その延べ床面積は約 600 m²で、本学の教職員及び学生は、講習会受講後に発行される利用カードがあれば自由に利用できるシステムとなっている。トレーニングセンターには専用機器を整備するとともに、併せて専門インストラクターを配置し、個別処方箋の作成、個別指導及び安全管理などを実施している。

機材としては、筋力トレーニングやフリーウエイト系を中心に 35 台、他にマシン 12 台を揃えている。また心肺持久トレーニング用にエアロバイクなど 26 台、体力測定及び身長体脂肪測定器など 13 台、アイシング室（アイシング用バスルーム及び製氷機完備）、ストレッチ用スペース、中二階には 1 周約 80M 走路 2 レーンがあり、上り綱やサンドバッグを設置している。また、パーソナルトレーナーシステムも実施しており、各個人に適したトレーニングメニューの作成、及び個別の相談や指導が行える体制を整えている。更に、平成 15 年度から骨密度測定あるいは女性のための健康講座も実施している。なお、平成 17 年度における開館時間は、授業期間中は 9 時から 20 時、授業期間外については 9 時から 17 時までとなっている。

トレーニングセンターの利用者数は、在学生の数が漸減傾向にあるのとは逆に、増加する傾向にあり、平成 17 年度における利用者数は合計で延べ 17,000 名であった。

〔トレーニングセンターにおける延べ利用者数の推移〕

区分	男	女	合計
平成 14 年度	年度途中から男女別に集計	年度途中から男女別に集計	14,735 名
15 年度	13,264 名	2,766 名	16,030 名
16 年度	15,448 名	2,736 名	18,184 名
17 年度	14,183 名	2,769 名	16,952 名

2 心身面における要配慮学生への対応

心身の面での教育的配慮の一環として、健康・スポーツ関連科目担当教員は、体育課職員と共に月

に1度の頻度で保健体育教科会議を開催し、その際、毎回健康相談室からの報告として「保健体育関連科目」を履修する上で配慮が必要な学生についての報告を受け、対応を協議し当該学生を担当する教員との連絡をとるようにしている。また特に、年度当初あるいは必要に応じて、教科会議に健康相談室職員、カウンセラーの先生に出席してもらい、「健康状況報告書」（平成16年度より導入）やカウンセリングの結果に基づいて、配慮が必要であると思われる学生についての対応を協議している。

3 心身の健康増進に関わる取組み

以上のように、健康・スポーツ健康関連科目担当教員及び体育課では、健康・スポーツ関連の実技・演習・講義科目と、トレーニングセンター及び健康相談室を有機的にリンクさせ、学生の健康や体力の維持・増進を図るばかりでなく、1年次生への導入教育や、授業内でのコミュニケーション能力の向上、心身のケアが必要な学生の早期発見・適切な対応がとれるような体制作りを行っている。なお、本試みについては、平成16年度より現在（平成18年度）までのところ、「大学教育高度化推進特別経費」における『教育・学習方法等改善支援経費』の対象として採択されていることを付記する。

【評価と問題点及び改善の方策】

トレーニングセンターでは、1週間に一度の「健康・スポーツ実習」及び「健康・スポーツ演習」等の実技を伴う授業、並びに「からだの科学」などの講義科目だけでは十分に対応しきれない、個別のトレーニング処方や具体的トレーニング種目の実施方法について、理論と実際の融合を図りつつ指導がなされるため、授業内容に関する理解度と自主的な身体トレーニングの実践度が飛躍的に高められた。学生が自らの意志で健康及び体力の維持・増進を図る際に、常駐の専門インストラクターに相談したり指導を受けたりできる体制を確保することによって、トレーニングが身近なものとなり、安全性と効率性、並びに継続性が一層促進されたものと判断される。また、これらのことは健康・スポーツ関連科目への強い動機づけとなり、授業への参加意欲の向上や知的好奇心の喚起を促し、学習効率や学習の到達度を高めることができたといえるであろう。

一方、平成17年度におけるトレーニングセンター利用者数の合計は、延べ17,000名であった。この数値は、トレーニングセンターにおける取組みが学生の体力の保持・増進、ひいては心身の健康の維持・増進に一定の役割を果たしていることを示唆しているといえる。しかし、全学生数から見ると、1人につき年間3～4回の利用にとどまっており、まだまだ在学生の大部分が日常の健康維持のために利用するということまでには至っていない。トレーニングセンターやそこで行われる行事などの広報活動を積極的に行い、更には必修である「健康・スポーツ実習」担当教員や、「健康・スポーツ健康関連の講義科目」とトレーニングセンターとの連携を強化し、特にあまり運動・スポーツに縁のない学生を積極的に本取組に取り込むための行事の開発にも力を入れていきたい。

〈教職課程〉

【現状】

1 教職課程の設置

本学においては、文部科学大臣の認定を受けて、教育職員免許法（以下「免許法」という）に基づいて教育職員免許（以下「教員免許」という。）を取得させるべく、教育職員養成課程（以下「教職課程」という。）を開設している。本学の建学の精神の「愛情教育」、学則第1条の大学の目的にある「広い分野の知識と深い専門の学術」の教育と、「徹底した人格教育」、更に、本学のカリキュラムの特徴である、1年次からのゼミナール履修、副専攻制度、「学生参加による入間活性化プロジェクト」（現代GPに採用）などは、いずれも教職課程の目的の達成と深く関わるものであるといえる。

また、免許法の法定要件を遵守しながら、本学の教育課程を踏まえて、自主的創造的に教職課程の目標の達成を目指しているところである。後述する課題発見実習の実施、飯能市が実施している中学生社会体験チャレンジ事業への教職課程としての協力、地域教育委員会や小学校・中学校校長との連携として開催している情報交換会などは、教職課程の教育目標を実現するために寄与する試みであると考えられる。また、教職就業希望者のために、教職課程委員会として、課外として学校ボランティア活動や教職を目指すサークル活動を支援しているのも、その一環である。

2 組織

平成18年度現在、本学で教職課程の設置が認められている学部・学科及び大学院研究科は下表の通りである。これらの教職課程の運営のために、3名の教職課程専任教員と、それ以外に各学部から2名ずつ選出される教員により構成される教職課程委員会が設置されている。事務局は教務課職員から構成される。

〔学部の設置免許〕

（平成17年度）

学部名	学科名	免許状の種類及び教科	
		中学校教諭一種 普通免許状	高等学校一種 普通免許状
法学部	法律学科	社会	地理歴史、公民
経済学部	経済学科	社会	地理歴史、公民
	経営情報学科	社会	公民、商業
文化情報学部	文化情報学科	—	情報
	知識情報学科	—	情報
現代文化学部	比較文化学科	英語	英語
	心理学科	—	—

〔大学院設置免許〕

(平成 17 年度)

研究科名	専攻名	免許状の種類及び教科
経済学研究科	経済・経営専攻	中学校専修社会 高等学校専修公民
文化情報学研究科	文化情報学専攻	高等学校専修情報

3 履修状況

本学では、教員免許状取得希望者には、毎年度当初に行われるガイダンスを受けた後、教職課程の履修登録を行うことを義務付けている。履修登録は何年次からでも可能である。本学では、自分の所属する学科には認定されておらず、他学科に認定されている免許状の取得も可能で、そのために、「他学科設置教育職員免許状取得のための他学科科目履修制度」が設けられている。教職課程委員会では、情報の免許状取得希望者は教育実習校の確保が困難なこと、公民科と地理歴史科の免許状は両方取得が望ましいことなどから、場合によりこの制度を勧めている。また、大学在学中に、免許状の取得に必要な単位を修得できなかった者が、大学卒業後にその不足単位を希望する場合や、卒業後に新たに免許状の取得を希望する者のために、「科目等履修生制度」を設けている。

過去5年間の教職課程履修登録者は表3の通りで、登録者が増える傾向にある。なお、この数字には、教職課程の履修の登録取消制度がないので、登録後に実際には履修を放棄した学生も含まれている。

〔過去5年間の教職課程履修登録者〕

学部名	平成 17 年度	平成 16 年度	平成 15 年度	平成 14 年度	平成 13 年度
法学部	150 名	144 名	139 名	139 名	147 名
経済学部	123 名	118 名	110 名	113 名	116 名
文化情報学部	108 名	86 名	62 名	16 名	1 名
現代文化学部	63 名	57 名	58 名	49 名	57 名
科目等履修生	6 名	10 名	12 名	1 名	0 名
合計	450 名	415 名	381 名	318 名	321 名

なお、履修ガイダンスは、新期教職課程履修登録時のみならず、年次相当者毎に、年度当初に実施している。2 年次相当学生には、後に述べる 3 年次教育実習の内諾手続き、介護等体験実習の登録手続きと事前指導、留学希望者への対応を中心に、3 年次相当学生には、教育実習内諾手続き、介護等体験実習、3 年次教育実習等を中心に、4 年次相当学生には、教育実習、教員免許状申請手続き、教員

採用試験情報などを中心に説明を行っている。

4 科目編成

教員免許状を取得するために履修すべき科目は、「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」(以下66条科目という。)、「教職に関する科目」、「教科又は教職に関する科目」、「教科に関する科目」に分けられる。

(1) 66条科目

66条科目は、各学部開設科目の中から該当するものが指定されている。いずれも各学部学生の卒業要件科目である。平成17年度入学の法学部学生の場合は、「日本国憲法」に相当するのが「憲法Ⅱ(基礎理論と統治)」(4単位)、「体育」に相当するのが「健康・スポーツ実習」(2単位)、「外国語コミュニケーション」に相当するのが「英語Ⅱ」(2単位)、「情報機器の操作」に相当するのが「情報リテラシー」(2単位)である。

(2) 教職に関する科目

教職に関する科目は、本学では中学校1種免許状の場合31単位、高等学校1種免許状の場合25単位を必修として課している。いずれの学部生においても、全て卒業要件に含まれない科目である。平成17年度は24科目(複数開講科目をカウントすると33科目)開講されている(表4)。そのうち約55%が兼務講師の担当、約65%が専任教員の担当となっている。なお、教職に関する科目は、長年に亘る教職経験のある教員に教わるほうが、教職現場の実感が伝わり、学生にとって有益な科目も多い。本学でも、教職に関する科目の兼務講師の多くに、そのような教職経験者を配している。

〔教職に関する科目一覧〕

No	科目名称
1	教師論
2	教育学概論
3	教育心理学
4	教育制度論
5	社会科教育法
6	社会科・公民科教育法Ⅰ
7	社会科・公民科教育法Ⅱ
8	社会科・地歴科教育法Ⅰ
9	社会科・地歴科教育法Ⅱ
10	商業科教育法Ⅰ
11	商業科教育法Ⅱ
12	情報科教育法Ⅰ

13	情報科教育法Ⅱ
14	英語科教育法Ⅰ
15	英語科教育法Ⅱ
16	英語科教育法Ⅲ
17	道徳教育概論
18	特別活動の指導
19	教育方法の実際
20	生徒指導
21	学校相談心理学
22	総合演習
23	教育実習Ⅰ
24	教育実習Ⅱ

(3) 教科又は教職に関する科目

この科目群には、平成17年度は複数開講を含めて6科目設置している。科目名は教育・文化行政論、生涯学習論、教育学演習、道徳教育概論(中学校免許状取得予定者は教職に関する科目)である。道徳教育概論を除いていずれも専任教員が担当している。なお、教育・文化行政論と生涯学習論は、法学部開設科目で、教職課程登録者以外も履修できる。教育学演習は、教育の今日的な課題を演習形式で発表、討論することを中心とする演習であるが、教員採用試験を受けて教職を目指す学生に、今日教育に関する基礎的な知識の修得や、その課題を発見し考える能力を育成する機会となっている。

(4) 教科に関する科目

教科に関する科目は、それぞれの学部・学科、大学院研究科で開設している科目である。本学の教科に関する科目の特徴は、法学部、経済学部設置されている中学社会科と高等学校の地理歴史科、公民科の各免許状取得に必要な教科に関する科目の中、必修指定科目の多くが、それぞれの学科の卒業要件科目に入っていないことである。例えば、平成16年度入学の経済学部経済学科生が中学社会科免許状を取得しようとした場合、必修及び選択必修指定科目7科目(28単位)中、卒業要件に含まれるのは1科目(4単位)だけである。同じ学生が、地理・歴史科の免許状を取得しようとした場合、5つの必修科目(20単位)全てが卒業要件に含まれない。これは、必修科目は、基礎的な総合科目よりは専門的である必要があり、かといって、細分化された分野の専門科目であつてもいけないとの配慮から、教職課程履修者用に設置した科目が多いからである。例えば、経済学部においては、一般的な歴史関係科目として置かれているのは総合科目としての歴史学だけである。これに、経済史、日本経済史、西洋経済史などを組み合わせて中学校や高等学校の免許状の教科に関する科目の「日本史」や「外国史」とすることへのためらいから、「日本史概論」、「外国史概論」という科目が設置されている。

5 教育実習

本学では、教育実習は、「課題発見実習」と称する3年次に行う実習と通常の4年次に行う実習が設定されている。

(1) 課題発見実習

課題発見実習は、中学校免許状を取得予定で、かつ教職に就くことに強い意欲を持つ学生を対象に3年次後期に1週間以上行う、教科指導を含まない教育実習である。これは、教育現場を理解し、生徒や教員とのコミュニケーション能力を向上させ、4年次教育実習に向けての自らの課題を発見し、十分な準備を行って実習に臨ませようとの配慮から実施しているものである。課題発見実習は、出身中学校での実習を原則とするが、後期という条件や1週間以上という制約から、出身校で内諾が得られない場合は、本学が提携している飯能市の協力校に依頼している。課題発見実習予定者に対しては、教育学演習の受講を必修とし、双方向型の演習において教育の基礎理論と教師教育の現状認識を深められるよう配慮している。課題発見実習の事前指導と事後指導は、部分的には、教育学演習の際に行われることもあるが、別途、日時を指定して行っている。4年次実習と同様、本学の専任教員が訪問指導を行う。なお、課題発見実習の実施者は、4年次実習において、実習校の同意が得られれば、3週間以上の実習期間を2週間以上に短縮することが可能である。

課題発見実習には、教職に関する科目を12単位以上、教科に関する科目を10単位以上取得していることを始めとする派遣条件が設けられている。過去5年間の課題発見実習の実施者数は表5の通りである。

〔過去5年間の課題発見実習実施者〕

合計	平成17年度	平成16年度	平成15年度	平成14年度	平成13年度
40名	9名	5名	10名	10名	6名

(2) 教育実習

教育実習は教職課程における最も重要な体験である。教職課程履修者は、この実習に向けて周到に準備をすることを求められる。本学では、実りある教育実習ができるよう、教育実習生の派遣に次のような条件を設けている

- ① 教職につく強い熱意がある者。
- ② 教育実習実施前年度終了時点で、下記の単位修得基準を満たしている者。

区分	中学校4年次実習	高等学校4年次実習
教職に関する科目	20単位以上	16単位以上
教科に関する科目	14単位以上	14単位以上

注 ただし、3年次配当科目である各「教科教育法」は、取得を希望する教員免許状の「教科」の種類に応じて、特別な事由がない限り、すべて履修しなければならない。また、「教育方法の実際」の履修についても前記「教科教育法」の場合に準じる。

- ③ 中学校での教育実習については、介護等体験実習事前指導を受講し、介護等体験実習修了(見込み)の者。
- ④ 各年次の教職課程ガイダンスを受講し、教職課程履修費を納入している者(所定の期間中に所定の教育実習手続を行った者)。
- ⑤ 教育実習事前指導(「教育実習Ⅰ」)に全て出席した者。
- ⑥ 心身ともに健康で、教員としての適格性(人格や学力とも)を有する者。
- ⑦ 国・公・私立学校の正常な教育活動を妨げる恐れのない者。
- ⑧ 教育実習校の教育方針に従い、その指導監督の下で誠実かつ意欲的に教育実習を行うことができる者。

なお、本学では教育実習予定者全員に模擬授業の実施を課している。模擬授業はいずれも3年次後期に配当されている「教科教育法」、「教育方法の実際」、「教育実習Ⅰ(事前・事後の指導を含む。)」のいずれかで行う。学生から科目担当者に、模擬授業実施申込書を提出させ、教職課程委員会で調整し、いずれかの科目で模擬授業が実施できるようにしている。

教育実習の事前指導は、3年次前期末に4年次実習修了者との情報交換会、後期に15時間の通常授業時間、レポート、教育実習計画書、4年次最初に年次ガイダンス、教育実習直前ガイダンスという形で行う。上述のように、事前指導は、原則として1度でも正当な理由なくして欠席すると教育実習に派遣しないなど、教育実習の重要性に鑑みて厳しい指導を行っている。事後指導は、教育実習校訪問指導教官による指導とアドバイス、4年次前期末に教育実習情報交換会での報告、3年次生へのアドバイス、教育実習簿の整備、記入、教育実習報告書の作成という形で行う。

後述のように、教育実習実施者が増加しているが、専任教員による実習者全員の実習校訪問指導を行い、実習校との連携を深めることによって実習成果を高めることを目指している。過去5年間の教育実習の実施状況は表の通りである。

〔過去5年間の教育実習実施者〕

合計	平成17年度	平成16年度	平成15年度	平成14年度	平成13年度
213名	60名	36名	27名	37名	53名

6 介護等体験実習

介護等体験実習は、本学では3年次に実施している。2年次後期に授業時間外で事前指導を行う。事前指導では、ガイダンス、介護等体験実習の意義と目的の講義、特殊教育諸学校及び社会福祉施設の教職員による講演、ビデオによる事前指導、車椅子体験、教科書に従って行う自習、介護等体験実習報告会、直前指導、実習計画書の作成などを行う。また、教職課程独自に「介護等体験実習記録簿」を作成している。この記録簿は、事前指導の内容等を記録し、実際の体験実習の際に役に立つようにサブノート形式で作られている。意義ある介護等体験実習を行うため、事前指導を全て受講し、課題を完了することを実習への派遣条件としている。事後指導には、実習報告会での報告、実習報告書の

作成などが含まれる。報告会での介護等体験実習を行った学生の報告からは、多くの実施者が実習で感銘を受け、人間的に成長していく様子が見られる。

過去5年間の介護等体験実習実施者数は表の通りである。

〔平成16年度介護等体験都道府県別終了者数〕

都道府県	特殊教育諸学校	社会福祉施設
埼玉県	33名	17名
福島県	—	1名
茨城県	—	2名
群馬県	—	2名
千葉県	—	1名
東京都	—	7名
沖縄県	—	1名
合計	33名	31名

7 免許状取得状況及び採用状況

過去5年間の教員免許状の取得者実数は、表の通りである。

教員採用状況は、情報を収集してきた教育学演習履修生についてみると、過去5年間については、専任教員8名、非常勤講師20名である。平成16年度の学部別免許状取得者数を表に示した。

〔免許状取得者数と教員採用試験合格者数〕(名)

年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
免許状取得者実数	52	52	37	26	24
採用試験合格者数 (現役・専任教員)	0	0	0	0	0

〔平成16年度学部別免許状取得者実数〕(名)

学部名	学科名	卒業者数	免許状取得者 実数	卒業者数に対する 免許状取得者の割合
法学部	法律学科	362名	15名	4.14%
経済学部	経済学科	160名	3名	1.88%
	経営情報学科	163名	0名	0.00%
	小計	323名	3名	0.93%
文化情報学部	文化情報学科	172名	0名	0.00%

	知識情報学科	106 名	2 名	1.89%
	小計	278 名	2 名	0.72%
現代文化学部	比較文化学科	154 名	4 名	2.60%
合計		1117 名	24 名	2.15%

8 学校ボランティア

学校ボランティアとは、教職課程履修生が小学校・中学校で行うボランティア活動を意味する。学校ボランティアが、大学生一般ではなく、教職課程履修生に限定されている理由は、教育の理論と実践の統一の視点から、将来の職業選択として教職を希望する学生に対して、現行の「教育実習」や「介護等体験実習」以外にも実際の学校生活を体験する機会を設定して、自己の適性、能力、教職をめざすに当たっての自己教育の課題等を主体的に実践する機会を確保するためである。自らが持てる力をそれを必要とする人たちに提供するという意味では、「ボランティア」であるが、学校ボランティアの場合には、自己の職業選択としての「教職」への同一化を目的としているという意味では、「ボランティア」以上のものである。

平成16年5月10日、駿河台大学学長と飯能市教育委員会教育長との間で、学校ボランティアに関する「覚書」が交わされ、同時に学校ボランティアの「実施要綱」が定められた。

学校ボランティアを希望する学生は、学校ボランティア登録ガイダンスに出席し、必要なガイダンスを受けた後、「学校ボランティア登録申込書」、「身上書」、「誓約書」などの必要書類を提出して、登録を完了する。平成16年度は、31名の学生が登録を行い、17年度は、28名が登録を行った。教職課程主任（学校ボランティア担当者）は、「学校ボランティア登録学生名簿」を作成し、飯能市教育委員会に送付する。

学校ボランティアは、基本的には、一定期間の活動を想定しており、少なくとも1学期の間、場合によっては、1年間に及ぶ場合がある。多くの場合は、1週間の決まった時間（数時間）にボランティア活動を行うが、学生によっては、総計130時間（自宅での作業を含む。）に及ぶボランティアを経験した者もいる。短期的なボランティア活動は、例えば、飯能市立公民館が小学生・中学生を対象に実施する「夏休み子ども広場」などへのボランティア活動などがある。飯能市立公民館へのボランティア支援は、当初、学校ボランティアには含まれていなかったが、飯能市教育委員会と協議した結果、飯能市立公民館の要請に応えることになった。

平成16年度は、美杉台小学校（4名）、加治中学校（1名）、飯能市立公民館（7名）で学校ボランティアを行った。活動の内容は、プリントの作成、教育相談室の相談活動の支援である。

平成17年度は、美杉台小学校（4名）、加治中学校（3名）、名栗中学校（1名）、飯能市立公民館（4名）、名栗元気プラザ（3名）である。

学校長との面接の上、学校ボランティアを行うことが決まった学生は、教職課程主任（学校ボランティア担当者）に「学校ボランティア計画書」を提出し、終了した時点で「学校ボランティア報告書」を提出することになっている。

9 地域との連携

地域の学校との連携では、組織的には、飯能市内を中心とする協力校での課題発見実習生や教育実習生の受け入れ、学校ボランティアの派遣、現代G Pの入間活性化プロジェクトでの宿泊登校支援が行われ、教職担当教員の個別的な活動としては、地元の小学校の「総合的な学習の時間」での英語教育、高校教員、中学校校長会、生徒などを対象とした講演、高校の外部評価委員といった地域との連携が行われている。

10 教職課程のFD 活動

本学全体でFDの一環として授業アンケートを行い、授業改善計画を作成しているが、教職課程でも全科目を対象に実施している。ただし、講義科目や演習科目など、科目群ごとに独自の目標や授業形態があるので、アンケート項目は科目群で異なっている。教職課程科目についても、例えばどんな力がついたかなど、いくつかの項目に独自の設問内容を盛り込んで、授業改善に資するように工夫している。また、教職課程では兼任講師を含めて情報交換会を行い、教職課程委員会、全学教務委員会、大学評議会等での決定事項の意志統一、授業展開等での情報交換を行って、より望ましい教職課程教育を目指している。

【評価及び今後の課題】

1 教職課程の設置

今日、学校と教育をとりまく状況は大きく変化している。その変化は、社会、子ども、教育制度など多方面に及んでいる。今日の教員に求められているのは、それらの変化に対応し、社会や自らの抱える課題を解決しながら生きていく力を持った子どもを育てる力量である。そのような教育的力量は、単に教科、教育に関する専門知識を学ぶだけで高められるものではない。深い専門知識とともに、幅広い分野にわたる知識と教養、社会や人間に対する洞察力、教育に対する崇高な理念、強い意志と実践力、子供に対する愛情、人から慕われる人格などを身につける必要がある。したがって、本学教職課程の目的は、このような資質や能力を具えた教員を養成していくことにあり、今後もこの点を踏まえて教職課程の充実に努力していく所存である。

2 組織

【現状】で述べたように、教職課程委員会は、原則的に専任教員を除いて各学部2名の委員で構成され、合議制によって運営されているが、複数機関での承認が必要な教員人事を除き、教職課程運営に関するほとんど全ての事項がここで決定される。また、具体的な学生の指導に関しては、3人の教職課程専任教員の話し合いによって行われている。この点では意思決定が迅速で、学生に対して適切な指導が可能となっている。逆に、専任教員と他の教職課程委員との間に、業務遂行上の負担の格差が生じている面もある。ただし、教職課程専任教員並びに学科選出の教職課程委員は全学・学部学科の他の委員を兼任しているため、教職課程委員の負担の不均衡の問題については、教職課程委員の教職

課程に関わる業務以外の分野での負担をも考慮して、適正化に努めたい。

3 履修状況

本学では、他学科の設置免許状の修得や、2年次以降からの教職課程履修を認めている。また、教育実習も含む科目等履修制度を設けており、学生にとって、教職課程履修の機会的な障害を低くしている。毎年度当初に、教職課程専任教員と事務局で履修ガイダンスを行うことで、学生の履修や事務手続上のミスの防止と、モチベーション、レディネスの昂揚を目指しており、成果をあげている。

4 科目編成

教職課程設置科目の時間割り編成は、兼任講師担当分も含めて、バッティングを避けるようにし、更に、3年次より履修可能となる教職に関する必修科目については、ゼミとのバッティングを避けるように工夫している。そして、バッティングが最も深刻な影響を与える教育実習の事前指導は、土曜日に開講されている。

教職への意欲の高い3年次生以上を対象とする教職に関する科目は、少人数での展開が望ましいが、本学の平成17年度前期では、16科目中10科目が30人以下であった。ただし、近年教職課程履修者が増大し、平成16年度は、土曜日に置かれた教育実習の事前指導や総合演習の受講者が、それぞれ70名以上と80名以上となった。複数開講の総合演習は平成17年度に平日に移したが、教育実習は複数開講していないので土曜日のままであり、17年度の受講者も50名を超えている。教育実習の事前指導は、受講者の推移によっては複数開講などの対策も必要となると考えている。ただ、本学では、教職課程専任教員が学年持ち上りのいわば学年担任制をとって、学生との密接なコミュニケーションによる丁寧な指導を行っているので、教育実習の事前指導の複数開講はその理念を崩すことになり、どのような方法が適当か今後更に検討していきたい。

5 教育実習

課題発見実習の実施には、3年次後期に1週間以上という条件があり、出身校での受け入れが不可能である場合が多い。その場合、上述のように、飯能市内の協力校(公立小・中学校)に依頼するが、受け入れには協力的である。課題発見実習を行った学生は、ほとんどの場合、4年次教育実習に意欲的に取り組み、更に教職に就きたいとの意欲やモチベーションが高まるが見て取れる。このことから、課題発見実習は、成果をあげているといえる。

教育実習は、本学では既述のように、事前、実習中、事後ともしっかりと指導を行い実習の成果をあげる努力を行っている。また、実習生の報告書は、学内HPに公開し、下級生の事前指導に生かされている。更に、次世代の学生、指導者への遺産となるよう、平成15年度より「教育実習報告書」の製本化も行われている。なお、教育実習の事前指導には、教職課程委員会の作成した『教育実践の研究』という小冊子を用いているが、この中には先輩の報告書の内容も盛り込まれており、学生にとって身近な指針となっている。

教育実習の問題点としては、まず、情報科の実習受け入れ校の確保がある。情報科は現行学習指導

要領で新たに導入された科目で単位数も少ないことから、出身校に専任教員がいない、あるいは教科実習時間が確保できないことなどを理由に、実習生の受け入れを断られるケースが少なからずある。本学では、教官の個人的な伝手や、周辺高等学校への依頼などにより、今のところ実習先をなんとか確保できている。この先、更に情報の教職課程履修者が増大した場合に、努力によって更なる実習先を確保しなければならない。

次に、近年教育実習派遣者が増えていることに伴う問題がある。一つが実習校訪問指導で、先述のように原則的にゼミ担当教員が行っているが、17年度には1人のゼミ担当教員が4人以上の実習生を抱える事態も発生した。そこで教職課程委員会のメンバーが分担して実習校訪問を行った。今後も努力して全実習生の実習校訪問を続ける方針である。次に、現在教育実習の事前指導は土曜日に1コマだけ置かれているが、実習希望者の数の状況によっては、複数開講も考える必要があると思われるので、検討していきたい（ただし、問題点につき、科目編成の項も参照のこと）。

6 介護等体験実習

介護等体験実習は先述の通りかなり入念な事前指導を行って、実習生を派遣している。実習先からの評価も高い（養護学校校長談）。それは、事前指導の完全出席を派遣条件とし、やむを得ない事情で休んだ学生には、ビデオ視聴等で補うなどの施策が与かっていると思われる。問題点としては、事前指導が単位化されておらず、通常の授業時間帯に実施しているため、わずかながらも授業とのバッティングが生じること、担当者の負担が大きいことである。将来的には事前指導を単位化して授業時間に組み込むことも検討中である。

7 免許状取得状況及び採用状況

数は多くはないが、毎年、教職を希望職種の第一志望とし、教職に就くことを強く希望する学生がいる。しかし、残念ながら今日の厳しい採用状況の中で、現役で合格する学生は近年出ていない。本学では、先述の課題発見実習、専任教員担当の教育学演習等で教職に対するモチベーションを高める努力を行っている。また、教職課程主任を顧問とする「教育実践研究会」というサークル（大学届出団体）があり、そこで採用試験対策等の指導も行われているが、現役では非常勤講師等での採用が精一杯の状況である。なお、上述のように毎年のように、過年度の卒業生の中から専任の教職員に採用されるものが出ている。今後は、採用の拡大も見込まれるので、教職を目指す学生のための科目の設置等も含めて検討していく。

また、過年度卒業者の教員採用状況の情報収集は、これまで教育学演習履修生に限られていたが、対象を免許状取得者全員に拡大し、卒業後の教職就職状況の把握するようにしていきたい。

8 学校ボランティア

学校ボランティアを経験した学生が、報告書の中で「大学の授業や本では得られないことが得られる貴重な機会だと思っています。実際に生徒や先生方と接し、自分で体験できることには大きな意味があり、そして様々な生徒・先生がいると実感しました。生徒が抱えている悩みや問題を一緒に解決

していきたいと強く思うようになりました。先生方は本当に忙しそうですが、ボランティアに行くたびに、教員になりたいという気持ちが高まります。」と述べているように、学校ボランティアは、教職課程の教育目標を達成するための学外派遣事業として有効であると思われる。学校ボランティア経験者のほとんど全ての者が、次年度の学校ボランティア登録ガイダンスに出席する事実が、学生の教職への意欲の形成にとってこのボランティア活動が重要な意義を担っていることの証左である。今後の課題としては、以下の点がある。

第1は、学校ボランティアの依頼校が制限される傾向がある点である。「覚書」では、学校ボランティアの受け入れ校は飯能市内の全ての小・中学校となっているが、2年間の実施状況では、受け入れ校が大学周辺の学校に限られることになった。授業を履修していない時間帯に学校ボランティアを行うことになっているため、大学から離れた小・中学校からは学校ボランティアを依頼しづらいという事情がある。ただし、平成17年度の秋学期、大学から最も遠方に位置する中学校で学校ボランティアを行う学生がいたため、今後は、遠方の小・中学校からの学校ボランティアの依頼が増える可能性も出てきている。

第2は、飯能市以外の隣接市との連携をどのように進めるかである。飯能市内の小・中学校での学校ボランティアの実施が地元の新聞や飯能市の広報誌等で報じられたため、近隣市の校長や教育委員会から大学や教育委員会への問い合わせがあり、早急に飯能市以外との連携の在り方を検討していきたい。

第3は、学校ボランティアの単位認定についてである。教職課程としては、「教科又は教職に関する科目」として「学校ボランティア」を申請していないため、単位認定を行うことはできないが、学部レベルでは、カリキュラム上、一定の要件を満たせば、卒業単位として認定できる仕組みがある。平成17年度は、学校ボランティアを行った学生の中には単位認定を希望する学生はいなかったが、今後は単位認定を希望する学生が出てくることも考えられるので、条件整備を進めていきたい。

9 地域との連携

組織的な活動は既述のように限定的なものに留まっている。今後は、近隣学校での授業参観、総合的な学習の時間での連携などを組織的に進めていくことが必要であり、実現に努めていく。

10 教職課程のFD活動

授業アンケートでは、よりきめ細かい授業評価を行うため、上述のように、学部のものとは多くの点で異なる、教職科目独自のアンケート項目を作成している。平成17年には教職課程科目の授業改善計画を盛り込んだ冊子が作製された。この授業評価は始まって間がないので、問題点等の検討は今後の課題であるが、その活用に積極的に取り組んでいきたい。

(資格課程については第3章文化情報学部〈カリキュラムと国家試験〉の項も参照されたい。)

B 教育方法等

〈学生授業アンケート〉

【現状】

1 授業アンケートの実施状況

本学は、平成 14 年度より学生による授業評価の実施方法を全面的に改め、それ以前は学部毎に異なっていた実施時期・評価項目等の統一を行った。

全学部の全科目について、担当者が専任教員であるか兼任教員であるかにかかわらず、講義科目・演習科目・外国語科目・情報科目・体育科目・教職課程科目への分類を行い、それぞれに必要な項目を検討した上で、全学部共通の 6 種類の調査票（アンケート用紙）を作成した。

実施時期については、予め定めた期間に全学一斉に実施することにした。これらの企画・立案は、全学教務委員会を中心に行われた。

更に、実施方法については、15 年度の秋学期より、教務課が中心となって開発した新しい方式を採用し、実施率は大幅な改善をみた。新方式採用以降の各回の調査（アンケート）の実施状況は以下の通りである。

〔授業評価(アンケート)実施率〕

区分	学期	15 年秋	16 年春	16 年秋	17 年春	17 年秋	18 年春
専任	対象授業数	729	264	646	293	661	287
	実施授業数	716	253	636	284	644	285
	実施率	98.2%	95.8%	98.5%	96.9%	97.4%	99.3%
兼任	対象授業数	443	103	424	110	424	104
	実施授業数	443	101	419	106	419	104
	実施率	100%	98.1%	98.8%	96.4%	98.8%	100.0%
合計	対象授業数	1172	367	1070	403	1085	391
	実施授業数	1159	354	1055	390	1063	389
	実施率	98.9%	96.5%	98.6%	96.8%	98.0%	99.5%

2 アンケート結果の公表

アンケートの結果は、科目毎に集計を行い、それぞれの科目の担当教員に配布している。これの主たる目的は、担当者自身による授業改善に資することにある。また評価者である学生に対しても、全結果を冊子にファイルし、数値等の見方等についての説明を添付した上で公表している。この冊子は、全学生・全教職員が自由に閲覧できる場所に配置されている。

14年度実施分については、科目担当者の氏名を空欄とし、それ以外の結果について公表したが、15年度実施分からは、科目担当者の氏名も含めた全結果を公表している。学生に開示する資料は、科目担当者に配布する『結果報告書』をそのまま使用している。

このような形式での公表は、実際の評価者に対して結果報告を行うことと併せて、学生の次年度の履修の参考に資することも意図しており、学生の履修登録期間の終了まで、前年度の授業評価の全結果が閲覧可能となっている。

3 授業アンケートとFD

学生授業アンケートを踏まえた授業改善は、基本的に各担当教員に委ねられるべき事項であるが、個人による工夫・改善に限界があることも確かである。このため、本学は、全学教務委員会主催の第2回及び第3回の全学教育研修（FD）会において、授業アンケートに関連したテーマをとりあげ、授業アンケートに基づく授業改善の方法の開発、及び確立のための機会を設けた（「全学教育研修（FD）会」については「FD」の項を参照。）。

全学教育研修会では、今後も継続的に学生授業アンケートに関連したテーマをとりあげていくことが予定されている。

4 「授業改善計画」及び『事例集』の作成

16年度からは、学生授業アンケートを授業改善にむすびつけるための新たな試みとして、「授業改善計画」の作成を行っている（16年度に対象としたのは15年度の秋学期科目・通年科目。）。この企画・立案は全学教務委員会が行い、各学部教務委員会によって実施されている。

「授業改善計画」は、教員が自分の担当授業のアンケート結果を分析し、問題点となる項目について改善のための具体的な計画を作成するものである。対象となるのは全学部の全科目であり、専任教員担当科目と兼任教員担当科目で区別を設けてはいない。改善計画書の提出状況は以下の通りである。

〔授業改善計画書提出率〕

実施年度	実施期	専・兼	対象数	提出数	提出率
15年度	秋	専任	114	101	88.6%
		兼任	158	104	67.1%
		総計	272	205	75.4%
16年度	春	専任	276	202	73.2%
		兼任	100	60	60.0%
		総計	376	262	69.7%
	秋	専任	583	510	87.4%
		兼任	346	291	84.1%
		総計	929	801	86.2%
17年度	春	専任	246	187	76.0%

		兼任	81	54	66.7%
		総計	327	241	73.7%
	秋	専任	608	538	88.5%
		兼任	344	283	82.3%
		総計	952	821	86.2%

提出された授業改善計画のうちから、他の多くの教員にとって参考になりうるものを選び、『事例集』を作成している。選定は、各年度の春学期開講科目、及び秋学期開講科目・通年開講科目をそれぞれ1グループとして行う。冊子は両グループを合わせて作成し、翌年度の発行となる。

選定作業は、各学部教務委員会が行い、作成に際しては、記述内容がより具体的かつ明確になるように、約2倍の量に加筆・補筆を行うことを全学教務委員会から依頼している。

第1回の事例集（17年2月発行）の作成に当たっては、授業が比較的円滑に運営されている演習科目は対象から除外し、講義科目、外国語科目、体育科目を対象とした。また執筆者の選定の範囲は、専任教員に限定している。掲載された事例は、講義科目 27、外国語科目 6、情報科目 1、体育科目 4 である。

16年度の授業アンケートに基づく事例集の第2号（18年1月発行）では、対象となる授業の種類を増やし、講義科目 61、外国語科目 8、情報科目 4、体育科目 3、演習科目 17、教職科目 1 の事例を掲載している。

作成された事例集については、他大学、学生の出身高校等に対して配布を行っている。

【点検・評価と問題点及び改善の方策】

1 授業アンケート活用のための手法について

本学で実施している授業アンケートの主眼は、現時点では、各科目担当者による授業改善のための資料として用いることにある。この点に関するかぎり、評価項目の再検討等の不断に検証を必要とする事柄をひとまず措くなら、評価の手法として一応は確立されていると評することが可能である。評価結果に対する教員の側の関心も、授業改善計画書の記述で見ると、それなりに高いと言える。

しかしながら、担当者への評価結果への還元とそれに基づく授業改善に重点を置いたため、それ以外の視点からの利用方法が未開拓である。例えば、受講者数あるいはアンケート回答者数の規模と各項目の数値との相関関係、あるいは各項目間の相関関係などの調査は、その手法も含めて未着手である。

各授業における複数の項目間の相関関係を分析するための資料は、授業担当者に返却される評価結果に添付されているが、その利用の仕方について、全教員が認識を共有しているわけではない。また、評価結果のさまざまな統計的処理、あるいはマクロな視点からの結果分析をどうするかは、その必要性についての認識も含めて今後の課題である。

2 授業アンケートの実施状況について

本学教務課が実施体制を強化した平成15年度秋学期以降、授業アンケートの実施率は大幅な改善をみており、全体としてみた場合の数値に大きな問題点はない。しかしながら、細部についてみれば、問題点として指摘されるべきことが存在する。

専任教員担当科目の実施率が、兼任教員の担当科目の実施率を下回っていることはその一例である。また、教務課による実施体制の強化は、教務課職員の仕事量の一定の増加となっており、実施方法の合理化について検討することとしている。

3 アンケート結果の公表について

授業評価の結果の公表について、追加すべき項目は現状では認められない。学生による閲覧も、冊子の損耗度から判断して、活発と評価してよい状況にある。

4 FDにおける授業アンケートの取扱いについて

現在のところ、授業アンケートの利用について、全学的な討議を行い認識の共有化を図る場合は全学教育研修（FD）会の他には存在しない。そこでの議論は、時間的な制約が大きいとはいえ、授業アンケートの活用についての各教員の認識・理解の深化に一定の成果を挙げていると評価できる。

しかしながら、全学教育研修（FD）会では、授業アンケート以外のテーマをとりあげる必要もあり、授業アンケートに関連した題材を毎年扱うことは不可能である。したがって、「評価」に基づく授業改善について議論するための定期的あるいは恒常的な場の設定が、今後の大きな課題である。

5 「授業改善計画」について

「授業改善計画」の作成は、授業アンケートの結果の分析、及びそれに基づく改善計画に客観的なかたちを付与するものであり、授業改善の着実な進展に資することが可能であると評価できる。しかしながら、着手して間もない試みであり、その成果を十分に検証しうる段階にない。

現状では、担当者による授業の問題点の把握、それに基づく改善計画の作成という要求をともに充足する改善計画書の数はいくつか少ない。これについては、引続き全学教育研修（FD）会等でとりあげ、各科目担当者の理解の深化を図る必要がある。

また改善計画書の提出率の向上も大きな課題である。とりわけ兼任教員については、大幅に提出率を向上させる必要がある。兼任教員の場合には、そもそも依頼の方式からして大きな制約があり、専任教員と同様に論じることはできないが、依頼を反復する回数を増やすなどの改善策を講じることとしたい。

6 『事例集』について

これまで事例集は、15年度の授業評価に基づく第1回の事例集（17年2月発行）、16年度の授業評価に基づく第2回の事例集（18年1月発行）、17年度の授業評価に基づく第3回の事例集（19年1月）と計3回刊行されている。第1回の事例集においては38科目、第2回の事例集においては94科目、

第3回の事例集においては52科目が紹介され、授業内容及びその改善方策が、より具体的かつ明確になっている。事例集は他の教員にも参考になるものであり、本学の授業の改善に大いに貢献していると評価できる。

しかし、事例集がどの程度、科目担当者によって利用されているのか、その利用状況の具体的な把握がなされていない点が問題である。

また、現在、作成された事例集については、他大学、学生の出身高校等に対して配布を行っているが、それに加えて、どのように事例集を活用していくことができるか、新たな活用方法を検討する必要がある。

今後の改善の方策としては、利用状況の把握及び活用方法の開発が挙げられ、今後これらに取り組んでいく。

〈教育改善への全学的取組み〉

【現状】

本学の教育改善の現時点での最大の焦点は、個々の授業の改善にあり、FD もまたそこに主眼を置いたものとなっている。

1 学生による授業評価（授業アンケート）

平成14年度より全学統一形式での授業評価を実施し、16年度からは、授業評価の結果に基づく授業改善計画の作成、及び授業改善計画の「事例集」の作成を行っている。授業評価の実施及び授業改善計画・事例集の作成は、本学におけるFDの基本的骨格のひとつをなしている（詳細は「学生授業アンケート」の項を参照。）。

2 全学教育研修（FD）会

14年度より、全学教務委員会が実施主体となって、全学教育研修会を開催している。これは全教員及び職員の一部を対象とした研修会である。各回とも、一定のテーマを設定し、4・5名の教員による発表、それに基づく討論及び質疑応答という形態で実施している。各回のテーマ及び出席者数は以下の通りである。

〔全学教育研修会テーマ〕

回次(年度)	テーマ
第1回(14年度)	学力低下
第2回(15年度)	授業アンケート
第3回(16年度)	授業改善計画
第4回(17年度)	導入演習

〔全学教育研修会出席者数〕

年度	学部	教員総数(人)	出席者数(人)	出席率
平成 14 年度	法	35	28	80.0%
	経済	33	28	84.8%
	文化情報	31	25	80.6%
	現代文化	24	20	83.3%
	全学	123	101	82.1%
平成 15 年度	法	37	29	78.4%
	経済	32	28	87.5%
	文化情報	33	31	93.9%
	現代文化	25	23	92.0%
	全学	127	111	87.4%
平成 16 年度	法	36	25	69.4%
	経済	36	35	97.2%
	文化情報	32	29	90.6%
	現代文化	23	22	95.7%
	全学	127	111	87.4%
平成 17 年度	法	35	28	80.0%
	経済	33	28	84.8%
	文化情報	31	25	80.6%
	現代文化	24	20	83.3%
	全学	123	101	82.1%

現時点では、授業評価に関するテーマが多くとりあげられている。このことに示されるように、全学教育研修会は、授業評価・授業改善計画とあいまって、本学の FD 活動の支柱をなしている。本研修会の記録は、『授業改善計画事例集』に掲載されている。

3 教科打ち合わせ会議

英語・第二外国語（ドイツ語・フランス語・中国語・スペイン語・韓国語）・体育・教職課程では、毎年度末に、本学の専任教員、及び翌年度出講予定の兼任教員が出席して会議が実施されている。翌年度に必要な教務事項の連絡と併せて、当該年度の反省を踏まえた教育方針・内容の確認、学生の学習状況についての意見交換等を行っている。

科目ごとの出席者数等は以下の通りである。

〔教科打ち合わせ会議出席者数〕

科目	13年度		14年度		15年度		16年度		17年度	
	出席数	出席率	出席数	出席率	出席数	出席率	出席数	出席率	出席数	出席率
英語	19(50)	38%	21(49)	43%	23(59)	39%	19(49)	39%	30(57)	53%
ドイツ語	8(11)	73%	11(12)	92%	10(12)	83%	10(12)	83%	8(11)	73%
フランス語	8(11)	73%	10(11)	91%	8(13)	62%	10(12)	83%	9(11)	82%
中国語	7(13)	54%	8(13)	62%	4(15)	27%	7(12)	58%	6(10)	60%
スペイン語	3(3)	100%	—	—	3(5)	60%	4(5)	80%	5(5)	100%
韓国語	—	—	—	—	3(5)	60%	7(8)	88%	5(7)	71%
日本語	4(4)	100%	4(4)	100%	0(3)	0%	5(5)	100%	—	—
教職課程	18(25)	72%	15(15)	100%	12(27)	44%	13(28)	46%	13(29)	45%
体育	5(5)	100%	6(6)	100%	5(5)	100%	5(5)	100%	5(5)	100%

注 空欄はデータなし。韓国語は16年度より開講。出席数の（ ）内は対象教員数。

4 新規就任教員ガイダンス

本学では、各年度頭初に、新任教員を対象としたガイダンスを行っている。教育活動に関するガイダンスは全学教務部長が担当し、変化のめまぐるしい近年の大学生の実像、本学学生の現状、それらを踏まえた授業運営上の留意事項・授業技法の三点を骨子としてガイダンスを実施している。

5 講演会・シンポジウム

大学をとりまく状況の変化、大学に対する社会の側からの要求といった要因を教育のありかたに反映させるために、本学では、随時、外部講師を招聘して、シンポジウムや講演会を開催している。

15年度は、阿部謹也・天野郁夫・山本慎一の各氏を招き、「新たな教養教育とは何か」のテーマで講演会とシンポジウムを行った。この講演会・シンポジウムは、学生・他大学の教職員・市民にも公開された。また16年度は、「わが国の大学改革の課題と展望」というテーマで元文部科学大臣の遠山敦子氏による講演が行われた。

6 外部研修会への参加

前記5と同じ理由から、全学教務委員会の構成員が中心となって、諸団体が開催する研修会・シンポジウム等への積極的な参加を行っている。定期的に参加しているのは、私大協・IDE・大学セミナーハウス主催の研修会等であり、それ以外にも、本学が当面する課題と関連するテーマがとりあげられている研修会等に出席している。研修会等の内容は、全学教務委員会で報告され、FDの実施に当たっての貴重な資料・指針となっている。

【評価と課題及び改善の方策】

授業の改善の実践は、教員各人に委ねられている。したがって、FDの最終目標である「個々の授業の改善」がどれだけ達成されているかは、直接的には確認できない。今後は、さまざまな試みによって、個々の授業がどれほど改善されたかを明確にかつ客観的に測定する方法の開発に取り組みたい。

1 学生による授業評価

学生による授業評価それ自体は、すでに定着をみている。また、評価の各項目は、授業の改善を直接の目的として設定されている。

しかしながら、評価結果にもとづく授業改善がどこまで実践されているかは、現時点では明確ではない。単純に数値のみで結論づけることはできないが、少なくとも、授業評価の各項目について、全体の数値は大幅な改善をみてはいない。今後は授業評価を用いた授業改善の達成度の測定方法の開発に取り組んでいきたい。

また授業評価で好結果を得た授業の公開等、授業の相互見学・相互指導については、その有効性も含めて、今後検討する。

2 全学教育研修（FD）会

本学における継続的な教育の改善には、過去の経緯からみて、全学的な取り組みが不可欠である。全学教育研修会は、その中核として機能していると評価することができる。

参加者数は、各学部とも年度ごとに変動しており、それぞれ検討が必要であるが、全学としての数字が17年に最悪となっている点は、問題として指摘せざるをえない。現在の大学改革のうちでFDが有する重要性を考えるなら、各学部とも認識を新たにし、90%以上の数字を目標に、教員の積極的な参加を促すこととする。

時間的制約が大きいなかで、質疑応答が活発に行われている点は、積極的に評価できる。

テーマの選定も、今後の重要な課題である。全学の教員の参加のもとに実施するため、会合の規模が大きくなるのは避けられず、テーマの選定や報告の内容・方式は、このことに制約されることになる。そうした条件のもとで、本学の教育の実情に適合したテーマを設定しつつけていくには、相応の努力と工夫が必要となる。

更に、年に1度・2時間程度という全学教育研修会の開催形態についても、今後再検討する。

3 教科打ち合わせ会議

出席者の数が、科目ごと・年度ごとで大きなばらつきがある。

今後は、とりわけ兼任教員に対し、出席を求める働きかけを強化する必要がある。その際、単に出席を求めるだけでなく、教育に必要な情報のより積極的な提供等の工夫を行い、会議の性格をより明確にするようにしたい。

また、17年度の日本語のように、1人しかいない専任教員が在外研究等で不在の場合でも、打ち合

わせ会議が開催可能なように体制を整える。

4 新任教員ガイダンス

現在の条件のもとでは効率的に行われており、新任教員のガイダンス後の感想等から判断しても、特段に問題とすべき点は見当たらない。

今後とも、本学学生の変化等をガイダンスの内容に適確に反映させていくこととする。

5 講演会・シンポジウム

大学をとりまく状況の変化や大学に対する社会の側からの要求について、教員の理解の深化を図るための貴重な機会を提供していると評価することができる。今後は、報告者等の選定も含めて、主催する側の企画力の向上を図ることとする。

6 外部研修会への参加

研修会参加者による全学教務委員会での報告は、全学教育研修会等に反映され、十分な活用をみている。したがって、大学改革の流れや他大学の動向を知り、本学の教育改善の方向性を確立する上で、外部研修会への参加は、重要な機能を果たしていると評価できる。こうした研修会への参加を今後も継続していくことの必要性は、全学教務委員会の構成員によって認識されている。

向後の課題としては、研修によりもたらされた内容が、より直截かつ実質的に全教員に伝達することを可能にする方策の検討が挙げられる。

〈留年生に対する全学的指導〉

【現状】

はじめに

本学は、留年者への対応において、これまで十分な成果を挙げてきたとは言い難い。その最大の理由は、退学者問題にある。退学者数の大きさという問題の背後にあって、留年者問題については、必ずしもその重大性に相応しい十分な関心と注意が払われてこなかったと言える。

しかしながら、大学教育における本来的な課題として、留年者に対する指導が重要であることは論を俟たない。また以下に見るように、この問題は、本学においては、退学者の問題と密接に関連している。この点からしても、留年者問題に対し、明確な対応を行うことが必要である。

全学教務委員会は、16年度に幾度か、この問題について集中的に討議を行った。そこでの議論を通して、留年者に対する配慮の重要性が再確認され、これに基づいて、17年度からいくつかの制度上の変更が実施された。この制度変更については【改善の方策】のうちで記述する。

1 留年者の規定

学則等に照らして本学の留年者を規定すると以下ようになる。①履修最低年限で卒業できずに5年次以降も在籍した過年度生、②3年次終了時点で「卒業見込み」を取得できなかった学生、③履修要件を満たすことができないため必修科目の3・4年次ゼミナールを履修できなかった学生である。

このうち狭義の留年生は①であり、②及び③は「留年が確定した学生」であることになる。③に該当する学生は、平成16年度までの制度下では、例外的事例として数も僅少であった。その多くは文化情報学部の学生であり、ファカルティ・アドバイザーによる指導で十分な対応がなされていた。

一方、①及び②の学生に対しても面接等による指導を行ってきたが、それは、これらの学生を留年者として特定した上での指導ではなく、以下にみるように「成績不振者」というカテゴリに分類した上での措置であった。

2 留年者の把握とその数

1で指摘した留年者のうち、数の把握が必要となるのは①及び②であるが、②については、これを留年者として特定するという認識が欠如していた。そのため、平成16年度までは、②は他の「成績不振者」と同列に扱われ、そのため、その数も把握されていなかった。①の過年度生も、指導上の扱いは「成績不振者」であったが、それが特別な配慮を必要とすることは認識されており、数の把握もなされていた。

全学でみると、その状況は以下の通りである。

〔留年者(過年度生)の数と割合〕

入学年度		10年度	11年度	12年度	13年度	14年度
法	在籍者数(人)	436	449	425	416	355
	留年者(人)	27	31	34	25	27
	割合	6.2%	7%	8%	6.0%	7.6%
経済	在籍者数(人)	478	468	402	345	351
	留年者(人)	34	42	28	34	27
	割合	7.1%	8.9%	7%	9.9%	7.7%
文化情報	在籍者数(人)	264	264	317	310	298
	留年者(人)	30	13	15	16	15
	割合	11.4%	4.9%	4.7%	5.2%	5.0%
現代文化	在籍者数(人)	136	128	153	169	153
	留年者(人)	9	11	15	6	7
	割合	6.6%	8.6%	9.8%	3.6%	4.6%
全学	在籍者数(人)	1314	1309	1275	1240	1157
	留年者(人)	100	97	92	81	76
	割合	7.6%	7.4%	7.2%	6.5%	6.6%

注 在籍者数は、第4年次当初の学生数である。

学部ごとにみるなら、平成10～14年（卒業年度で表記するなら平成13年～17年）で年度によりば

らつきがあり、増減傾向について明確な指摘はできない。全学では、留年者数が100～76名、割合では7.6～6.5%であり、わずかに減少傾向を示している。

また、この数字は退学者数と合わせて考える必要がある。「退学者」の項で指摘したように、本学における退学者問題の特徴は、「早期退学者」が多いことであるが、そのほとんどは、退学時の修得単位数が極めて少ない。したがって、それらの学生が、かりに退学せずに4年次の4月を迎えたとしても「卒業見込み」が取得できず、卒業年次には、そのほとんどが過年度生になったと想定される。

1・2年次の修得単位数が少ない学生は、「潜在的留年生」とみることができる。本学では、こうした「潜在的留年生」である学生の多くが、現実には留年者（過年度生）となる前に退学という選択肢をとっている。

この場合、留年生問題は、退学者問題に転化しており、「潜在的留年生」は、同時に「潜在的退学者」でもあることになる。本学にあつては、留年生の問題は、退学者問題と不可分といえる。

3 卒業不可者が留年者となる割合

4年次末の卒業判定において不可と判定された学生が、それを契機として退学しているとすれば、それもまた教育指導上の問題として認識される必要がある。卒業不可とされた学生が5年次生として留年する割合は以下ようになる。

[卒業不可者が留年者になる割合]

入学年度		10年度	11年度	12年度	13年度	14年度
法	卒業不可者(人)	30	35	47	33	33
	留年者(人)	27	31	34	25	27
	割合	90.0%	88.6%	72.3%	75.8%	81.8%
経済	卒業不可者(人)	43	49	41	38	36
	留年者(人)	34	42	28	34	27
	割合	79.1%	85.7%	68.3%	89.5%	75.0%
文化情報	卒業不可者(人)	32	17	25	15	20
	留年者(人)	30	13	15	15	15
	割合	93.8%	76.5%	60.0%	100%	75.0%
現代文化	卒業不可者(人)	13	14	17	7	13
	留年者(人)	9	11	15	6	7
	割合	69.2%	78.6%	88.2%	85.7%	53.8%
全学	卒業不可者(人)	118	115	130	93	102
	留年者(人)	100	97	92	81	76
	割合	84.7%	84.3%	70.8%	87.1%	74.5%

卒業不可者が留年者となる割合は、10～12年度入学者までは84.7～70.8%である。全体として減少

傾向を示しており、卒業できないことを契機として退学する学生が増加していたことが窺われる。13年度入学者に関しては87.1%であり、多くの学生が留年の道を選んでいた。しかし、14年度入学者において74.5%であり、ふたたび退学を選ぶ学生が増えている。

全体としてみれば、12年度入学者までは卒業時退学者の増加による留年の微減、13年度入学生はより多くの学生が留年を選び、かつ留年者数が減少した、14年度入学生はふたたび退学者数が増えていることが知られる。

卒業不可者数及び留年者数は、一部を除き概ね、減少傾向にあると指摘できる。

4 留年生（過年度生）の卒業状況

平成11・12年度入学生を例に、15年及び16年4月に留年者（過年度生）となった学生のその後の状況を示したものが以下である。

〔留年者（過年度生）の2・3年後の卒業状況〕（18年4月1日現在）

11年度入学生（留年確定後3年経過）

（単位：人）

区分	法	経済	文化情報	現代文化	計
卒業者(人)	23	28	8	8	67
退学・除籍者(人)	6	14	5	3	28
在籍者(人)	2	0	0	0	2
計(人)	31	42	13	11	97

12年度入学生（留年確定後2年経過）

（単位：人）

区分	法	経済	文化情報	現代文化	計
卒業者(人)	30	16	10	12	68
退学・除籍者(人)	4	9	4	3	20
在籍者(人)	0	3	1	0	4
計(人)	34	28	15	15	92

11年度入学生を例にとるなら、留年生（過年度生）となった学生が、3年を超えて在籍するケースはまれである。また、学部ごとに多少のばらつきはあるが、5年次の4月（平成15年4月）の時点で留年生となった学生のうち61～74%が卒業しており、そのほとんどが、在籍6年以内で卒業している。この結果は、悪いものではない。平成12年度入学生を例にした場合でも、57～88%が卒業し、ほぼ同様の状況となっている。

以上は留年者数を母数としていたが、4年次の3月（平成15・16年3月）で卒業不可者となった学生数を母数にするなら、5年以上在籍して卒業した学生が占める割合は、以下ようになる。

〔4 年次 3 月での卒業不可者のうち、5 年以上在籍後卒業した学生が占める割合〕

区分	法	経済	文化情報	現代文化	計
11 年度入学者	65.7%	57.1%	47.1%	57.1%	58.3%
12 年度入学者	63.8%	39.0%	40.0%	70.6%	52.3%

この数字でみれば、4 年間で卒業できなかった学生に対する指導の適否については判断が岐かれるところである。

4 年次 3 月に卒業不可となり退学（除籍を含む）する者、及び 5 年次以降退学となる者のほとんどは、修得単位が極めて少ない。これは、年度当初に履修登録は行うが、授業開始直後又は途中で実質的に履修を放棄することを繰り返すためである。

更に、こうした学生の多くは、1・2 年次から修得単位数が少ない。この点では、4 年次以降に退学する学生にあっても、事態は「早期退学者」の場合と変わるところはない。したがって、4 年次 3 月の時点での退学（除籍）者、及び 5 年次以降の退学（除籍）者の状況を改善するためには、「早期退学者」の場合と同様に、早い時期からの指導が不可欠である。

5 「長期欠席者面談」・「成績不振者面談」

本学では、「長期欠席者」及び「成績不振者」を対象に面談指導を実施している。

長期欠席者及び成績不振者は、「潜在的留年生」・「潜在的退学者」であり、「長期欠席者面談」・「成績不振者面談」は、留年・退学の防止を主要な目的としている。

(1) 長期欠席者に対する面談指導

各学期開始より一定の授業回数を経た後に、外国語科目や体育科目等で出席調査を実施し、一定の欠席回数を基準として（通例 6 回の授業のうち 3 回以上欠席）、出席不良学生を特定する。その上で、対象学生を呼び出して、担当教員が面接を行い、学生の状況に基づいて生活・学習方法等の指導を行い、履修の継続を促している。

長期欠席者に対する面談は、基本的には、留年を予防するための指導であるが、「長期欠席者」が「卒業見込み」を取得できなかった学生、又は過年度生である場合、この指導は、「長期欠席者」に対する指導であると同時に留年者に対する指導となる。

この面談については、学部により実施時期・方法・実施率がまちまちで、面談の記録・データの保全も完全ではなかった。このため、全学教務委員会での議論を経て、18 年度春学期より制度の整備を行い、時期・方法についても全学統一方式を採用することにした。18 年春学期の実施率は以下のとおりである。

〔18 年度春学期長期欠席者に対する面談実施率〕

学部	対象者数	提出数	提出率	実施者数	実施率
法 学 部	101 人	44 人	43.6%	40 人	39.6%

経済学部	102人	102人	100.0%	89人	87.3%
文化情報学部	59人	53人	89.8%	46人	78.0%
現代文化学部	22人	22人	100.0%	17人	77.3%
計	284人	221人	77.8%	192人	67.6%

(2) 成績不振者に対する面談指導

成績不振者については、GPA 及び修得総単位数による基準を設け、呼び出して面接を行い、成績不振の原因を分析し、勉学意欲をよび起こす支援をする。

この指導の主眼は、長期欠席者の場合と同様に、留年の防止に置かれている。ただし、「成績不振者」の基準は、4 年次生については、「卒業見込み」を取得するのに必要な単位数となるため、4 年次生、及び過年度生を対象とする指導は、「成績不振者」に対する指導であると同時に留年者に対する指導となる。

従来、成績不振者の定義が必ずしも明確ではなかったが、全学教務委員会でも議論を踏まえ、平成 18 年度より算出方法が統一され、GPA の数値が、1.3 未満、又は修得単位数の少ない学生を成績不振者とした（修得単位数については、2 年次生では 20 単位未満、3 年次生では 50 単位未満、4 年次生では 90 単位未満が基準）。併せて、学部間での差や経年変化を検証できるようにし、学生の受け入れとの関連についても調査できるよう改善を行った。

18 年度春学期の実施については以下のとおりである。

〔18 年度春学期成績不振者に対する面談実施率〕

学部	対象者数	提出数	提出率	実施者数	実施率
法学部	84人	80人	95.2%	70人	83.3%
経済学部	82人	81人	98.8%	77人	93.9%
文化情報学部	63人	63人	100.0%	63人	100.0%
現代文化学部	29人	29人	100.0%	29人	100.0%
計	258人	253人	98.1%	239人	92.6%

出席不良学生及び成績不振者との面接は、授業の難易度や教育効果について調査する機会となっている。出席不良学生・成績不振者が留年生となることを防止するためにも、面接での調査とそれに基づく指導は重要である（詳細は「留年生に対する全学的指導」と「退学者の状況」の項を参照。）。

6 留年生に対する面談指導

留年（及び退学）を抑止するための予防的な指導である「長期欠席者面談」・「成績不振者面談」に加えて、平成 17 年度末からは、4 年生で卒業不可とされた学生を含む留年生の指導を実施している。

概括的にみれば、本学は、留年者については、その増加を抑止するための予防的な指導に重点を置いてきたことになる。

【評価】

留年を予防することに重点を置いた措置は、一般的な見地からしても、基本的に妥当と評価できよう。とりわけ、「留年者予備軍」である「長期欠席者」・「成績不振者」が早期に退学していく事例が多い本学にあつては、退学防止のための方策としても、予防的な対応が不可欠である。

このことを前提とした上で、以下において、教育上の配慮措置の適切性にかかわるいくつかの問題点を取りあげる。

1 面談の手法

面談指導という方策によって、留年や退学を実際に防止することは容易ではない。例えば、アルバイト中心の生活を学業中心に改善するよう指導することは、相当の困難が伴う。面談指導は、決して万能の措置ではない。

しかしながら、退学・留年を防止するための手立てとしては、面談以上に有効な指導法を本学が開発しているわけではない。今後は、面談以外の指導法の開発についても模索すべきであるが、当面は、面談の効果を高めていくことが必要である。この点で、面談指導の実効性を確保するための工夫の如何が、評価に当たっての最初の重要なポイントとなる。

本学の面談指導では、ほぼ統一された面談用紙を使用しており、そこに記載された質問内容等も、教員により大きな相異が生じることのないよう規格化されている。しかしながら、実際の面談の進行のありようは、あらかじめ想定可能なわけではない。学生にいかに対応し、具体的にどのような指導を行うかは、ほとんど全面的に面談担当者である教員に委ねられている。

このような状況のもとでは、教員の個人的負担に見合うだけの効果は期し難い。面談の実効性の確保という点からみて、現行の面談指導のありかたには多分に改善の余地があるといえよう。

2 面談実施率

面談実施率については、学部ごと、あるいは教員ごとによる開きが大きい。実施率向上のために、全学教務委員会等を通じてくりかえし面談指導の重要性について周知を図り、過去の実施率が低い教員に対しては、真摯に改善に取り組むよう促す必要がある。

面談を実効あるものとするための技法を別にすれば、面談実施上の最大の困難は、対象学生との連絡がとりにくいことにある。「成績不良」あるいは「長期欠席」の学生は、実質的に履修放棄状態にあり、大学に来ていないケースがほとんどである。また、電話等で連絡がついても、面談のための呼び出しに応じないことも多い（面談の場での対応の難しさに加えて、連絡にまつわる困難が、教員にとって大きな負担となっている。）。

こうした面談実施率を向上させるために、対象学生との連絡のありかたを工夫し、改善を加えていきたい。

3 留年者を規定するための制度

留年及び退学の抑制・防止に重点を置くことは、留年者を明確に規定する仕組みが不必要であることを意味していない。本学においては、こうした仕組みが十分な整備をみてはいなかった。

留年者を規定することが必要なのは、学生に対してラベリングを行うためではない。

留年となる条件の設定は、学生の側からみるなら、留年しないために達成すべき学習上の目標が呈示されることである。或る年次までに達成すべき基準は、学生の計画的な学習の進行のよりどころであり、これの明示は、留年及び退学を抑制・防止するためにも必要である。

また、こうした基準が存在することで、学生の面談指導に際しても実態に即したきめのこまかい指導が可能になる。従来は、事実上の留年者も「成績不振者」のカテゴリのうちに算入されていたため、教員も、指導に当たって両者の区別を明確に意識していなかったうらみがある。この弊を除去するためにも、留年者を明確に規定する制度が必要となる。

留年者を規定するための基準の導入状況については、【改善の方策】の「3 留年者に関する規定の導入」を参照。

【改善の方策】

1 面談方法の改善

面談の実効性をより大きなものとするためには、指導の実際が教員個人に委ねられている現状を改め、組織としてこの課題に取り組む必要がある。

現在でも、面談指導のありかたについて、教員が個人的に意見交換を行ってはいる。しかし今後は、面談に関する情報の蓄積・面談技法の開発といったことがらについて、組織的な取り組みを行うこととしたい。

その上で、例えば「全学教育研修会」の場を利用し、面談の事例研究の実践、あるいは教員による面談技法の共有などを行うなら、指導効果の向上が図れるだけでなく、面談に伴う教員個人の負担を軽減することも可能となる。

2 面談実施率の改善

留年者、又はその予備軍ともいえる「成績不振者」・「長期欠席者」の指導の難しさ、あるいは該当学生と連絡をつけることの困難は、本学固有の問題ではない。多くの他大学が、恐らく、同様の問題をかかえていると思われる。

もとより、他大学の事例をそのまま本学にあてはめることはできないが、学生との連絡のためのハード・ソフトの技術等については、他大学から多くを学ぶことが可能であろう。そうした作業を行った上で、指導の対象となる学生との連絡については、全学共通の手法の確立を試みたい。それにより、学部間での面談実施率の格差、あるいは教員による実施率の相異といったものは、ある程度まで改善が可能になると考えられる。

3 留年者に関する規定の導入

全学教務委員会は、17年度より、各年次における履修上限単位数の改定と併せて、スクリーニング制度を導入した。これらは、留年者を明確化する規定としても機能しうるものである（履修上限単位数の改定及びスクリーニング制度については、それぞれ「履修登録単位数の上限」、「各年次及び卒業時の学生の質の検証・確保」の項を参照。）。

各年次の履修上限単位数を低くすることにより、3・4年次に集中的に単位をとることで卒業可能という弊害が改善され、学生に4年間での計画的な履修を促す条件が整えられた。これを有効に機能させることで、留年・退学を抑止することが可能となる。

それとともに、実質的には留年する公算が極めて高い学生が、形式的には4年間で卒業可能なため、留年生として特定されないという弊害がある程度緩和された。これにより、「留年者予備軍」である「成績不振者」と留年者（過年度生及び「留年が確定した学生」）を明確に区別し、それぞれに対応した適切な指導ができることになる。

履修上限単位に関して述べたことは、基本的に、スクリーニング制度にもそのままあてはまる。この制度もまた、退学・留年の抑止、留年者にたいする適切な指導に活用することが可能である（スクリーニング制度の詳細については「成績評価の仕組み」の項を参照。）。

なお、これらの改善策は、17年度以降入学した学生を対象とするため、それらが本格的に機能するのは17年度入学生が3年次となる19年度以降となる。ただし、「成績不振者」と留年生についての区別の明確化、及びその区別に即した指導については、16年度以前の入学生に対しても、17年度以降、新制度に準じた対応を行っている。

新制度に準拠した面談指導の実施時期は、以下のようになる。①留年生（過年度生）：卒業判定会議（教授会）における留年の確定の直後（2月）。②卒業見込みが取得できなかった学生：翌年度の成績発表（これにより卒業見込み取得の可否が学生に判明する）の直後（4月）。③3年次ゼミナール履修不許可者：②と同時期。

〈GPA と成績評価基準〉

【現状】

本学では、教育効果の測定は、いくつかの方法で直接・間接に行われている。それらは、全学教務委員会、及び各学部教務委員会が所管する諸事項と関連している。

この領域では、過去数年に亘って、新しい試みが導入されており、今後も、全学教務委員会と各学部教務委員会の連携のもとに、制度の整備・改善が進められることになる。

1 定期試験等に基づく教育効果の測定

(1) 定期試験

授業の教育効果の測定は、基本的に、定期試験によって行われる。春学期開講科目については、7月中旬以降に実施される春学期末試験期間に、秋学期開講科目及び通年開講科目については、1月中

旬以降に実施される秋学期末試験期間に試験が実施される。筆記試験・レポート等の試験の形式は、科目の性格に応じて各科目担当者が決定する。

(2) 統一試験

定期試験に加えて、英語では、全学部 of 学生に TOEFL の受験が課せられている。また経済学部と現代文化学部では、1 年次生全員を対象として、学年末に英語の統一試験が実施されている（「成績評価の仕組み」の項を参照。）。

これらの試験により、各年次の学生の学力の測定が可能となっている。併せて、年度ごとの学力の推移も検討され、それに基づいて教育方針が決められている。

またドイツ語においても、同様の趣旨で、平成 17 年度より、1 年次生のドイツ語（初級文法）の授業において全学統一の試験が導入されている。その結果は、英語と同じように、教育方法・内容の改善、及び学習効果や目的設定のための資料として用いられる。

(3) 基礎学力試験

基礎学力試験の詳細については「学生が後期中等教育から高等教育へ円滑に移行するために必要な導入教育の実施状況」の項を参照。

基礎的学力・基本的な素養は、学士課程における教育（教養教育及び専門基礎教育）の不可欠の前提をなしている。しかし、授業の自明の前提であるはずの知識が、学生に欠落しているという現象がなかば常態化している。こうした事態は、学生が授業を理解するに当たって深刻な障害となる。したがって、これら基礎学力・基本的素養が学生にどれほど習得されているかの適確な把握は、学士課程教育の担当者にとって、必須のことである。

本試験は、教員が、学生の基礎的学力・基本的素養の習得状況を認知する機会として活用することも意図して実施されている。

2 成績評価（成績分布）による教育効果の測定

(1) 成績評価

本学の成績評価の仕組みの詳細は「成績評価の仕組み」の項を参照。

本学が採用する 5 段階評価 [A・B・C・D・F（不合格）] のうち、教員の側での教育効果の測定という観点から特に重要な F 評価の割合については、「授業改善計画書」の作成に当たって、各科目担当者に留意を求めている（講義科目については「成績評価の対象となった全学生数のうちで、F 評価の学生の割合が 35%を超える場合については、その理由と改善計画をお書きください」と指示されている。「授業改善計画書」については「学生による授業評価の活用状況」の項を参照。）。

成績評価の方法については、各科目のシラバスに試験、レポート、出席等の多面的な評価項目とともにその割合も明記されており、この項目と割合については、必要に応じて毎年見直しが可能となっている。

(2) GPA 制度

平成 15 年度の入学生より GPA 制度を導入した（詳細は「GPA と相対評価」の項を参照。）。GPA の数値は、成績通知書に記載され、学生は修得単位数のみならず、修得した成績の質を認識できるようになっている。また教員にとっても、GPA の数値は、教育効果を測定する上で格好の資料である。

これと併せて履修取消制度（W 評価）を導入し、学生が自覚的に履修計画をたてられるようにした。更に、GPA は以下で記述するように、成績不振者の早期発見、及びその指導に利用されている。

(3) 相対評価

GPA 制度導入と同時に、法学部・経済学部・現代文化学部において相対評価を導入している。また平成 17 年度より、文化情報学部も他学部の相対評価と同じ割合の成績分布をガイドラインとして導入している。

これを実施する主要な目的として、二つのことが指摘できるが、これはともに、教員の側からする教育効果の測定と関連している。

一つは、相対評価により、担当教員により成績に極端な偏りがでるという事態を回避すること、すなわち成績評価の公平性の確保である。

とりわけ、クラス指定である外国語等の授業においては、学生は受講クラスを選択できない。こうしたケースで、クラスにより成績分布が著しく異なれば、学生が不公平感を抱くことになり、ひいては GPA の数値の信頼性も損なわれることになる。

また、“楽勝科目”や“極端に厳しい科目”の存在は、成績評価に対する信憑性を損なうことになり、教育効果の適確な測定にとって深刻な障害となる。こうした弊害も、相対評価を導入することで、一定程度の緩和が見込まれる。

もう一点は、教育効果を適確に測定し、教育を効果的に実施するためである。

相対評価を行うには、多くの場合、成績評価における得点調整が必要となる。調整をする段階で、素点（調整前の得点）が下方に偏っているケースでは学生への要求水準が高すぎたことになり、上方に偏っている場合には要求水準が低すぎたことになる。相対評価の割合を、学生に対する要求水準の適・不適を検証し、教育効果を測定するための参照枠として機能させることで、極端に易しい授業や難しい授業について内容を見直し、より効果的な教育を行うことが可能となる。

なお、演習科目や健康・スポーツ実習等の一部の科目は、その性格から学生の得点差がつきにくいいため、相対評価除外科目としている。これらの科目は、A 評価が多くなることを想定している。

(4) 成績評価結果の検討

相対評価をより実効あるものとするため、本学は成績評価結果の検討を行っている。検討は開始されたばかりであるが、平成 15 年度分については科目担当者の氏人を空欄とした資料が、平成 16 年度からは担当者も含めた成績分布資料が、全学教務委員会場で公表され、それに基づいて議論が行われている。

検討される内容は、各科目、科目群及び学部ごとに算出された 4 段階評価（A～D）の割合、及び不

合格者（F 評価）の割合である。

A～D の相対評価の割合（例えば A 評価は単位取得者の 20±5%）を逸脱している場合には、「超過」あるいは「過少」を指摘し、学生に対する要求水準について担当教員の注意を促している。

成績評価結果は、各学部教務委員会にも配布され、要求水準と教育効果を議論する際の重要な資料となっている。

3 授業評価(アンケート)による教育効果の測定

授業アンケートの項目のいくつかは、教育効果の測定を目的に作成されている。講義科目に関しては、次のような質問項目が設けられている。

「Q10. この講義の目標は明確に示されていましたか？ Q11. この講義の進みぐあいは適切でしたか？ Q12. この講義の内容は理解できましたか？ Q13. この講義を受けて知的満足を得ることができましたか？」

他の科目についても、これと類似の質問項目が設定されている（詳細は資料を参照。）。

これらの項目について、各科目の「授業アンケート 結果報告書」には、担当科目の数値と当該科目全体の平均値が記載されており、全体のなかでの担当科目の評価の位置が認識できるようになっている。この結果報告書を各教員が点検することで、教育効果の適切な測定が行われ、学生にとって講義の目標が明確であったか、進度は適切であったか、理解しやすいものであったか、学生の期待に応えるものであったか等の検討が可能となる。

「授業アンケート 結果報告書」は翌年度5月に開催される全学教育研修(FD)会の際に全教員に返却される（詳細は「学生授業アンケート」の項を参照。）。

4 教育効果の測定に基づく指導

(1) 学生カード

本学では、全学部の学生を対象に学生カード（学部により人称は異なる）を作成している。

作成は入学直後に行われ、1年次演習（全学部で必修）の最初の時間に、高校までの勉学等の反省、大学で学ぶ目標・卒業後の進路希望等を学生自身が記入する。学年末（あるいは学期末）には、学生が入学後の学習についての「ふりかえり」を記述する。「ふりかえり」を記述する作業は、学生自身による自己評価及び教育効果の測定である。

学生は、2年次以降も、各年度あるいは各学期当初に学習の目標をたて、それについて学年末あるいは学期末に「ふりかえり」を行い、自らの目標の到達度をその都度確認することになる。

教員は、「ふりかえり」をもとに学生と面談を行い、その後、大学での学習と将来の進路についての指導を含めた所見をカードの所定の欄に記載する。

2年次には、学生カードによる指導は、2年次演習の時間を利用して行われ、3・4年次における指導も同じ形態をとる。各年次でFAを担当する教員は、入学直後からの記録に基づいて、当該学生の勉学の到達度や将来の進路志望を把握し、面談をとおして、具体的かつ継続的な支援を行うことが可能となる。

(2) 出席不良学生及び成績不振者への指導

教育効果を高めるためには、生活指導を含めた幅広い対応が求められる。本学では、出席不良学生及び成績不振学生を対象として、面談指導を行っている（詳細は「留年生に対する全学的指導」の項を参照。）。

出席不良学生及び成績不振者との面接は、授業の難易度や教育効果について調査する機会となっている。

【評価と問題点及び改善の方策】

1 定期試験等に基づく教育効果の測定

(1) 定期試験

教育効果の測定という観点からみた場合、定期試験のありかたに大きな問題点はないが、成績評価の多元性の確保等、教育効果の測定する上で、定期試験がより適切に機能しうるように改善を重ねていくこととしたい（成績評価の多元性については「成績評価の仕組み」の項を参照。）。

(2) 統一試験

TOEFL 及び統一試験の結果については、年度による学力の推移等が十分に検討される必要がある。また、教科書選定や授業運営に当たっては、そうした検討の結果を反映させることが求められるが、そのためにも、英語担当教員に検討結果の周知を図る方法を確立していきたい。

また、他の外国語においても、教育効果の測定、及びそれに基づく効果的な教育という見地から、統一試験の導入は検討に値するといえる。

(3) 基礎学力試験

開始して間もないため、評価を確定することはできない。しかし、本試験が学生の基礎学力を測定する機会としても位置づけられる以上、各授業担当者が、試験結果によって得られる基礎学力についての把握を授業に反映させることが求められる。今後、そのことの重要性を全教員が認識するような仕組みを確立していくこととする。

また、そのためにも、データを蓄積し、学生の基礎学力の実態について、学年ごと、学部ごとに分析を行い、その結果を告知する体制を早急に確立したい。

2 成績評価（成績分布）による教育効果の測定

(1) 成績評価

教育効果の測定と成績評価との関係をみる場合、もっとも重要なのはF 評価（不合格）である。

教育効果という観点からするなら、F 評価の数の過多は、授業の要求水準について再検討の余地があるケースが少なくない。また、F の過少についても、同じ指摘が可能であろう。こうした認識が、

全教員に共有され、学生に対する要求水準の設定が教育効果の測定と連動して行われるよう議論を深化させていく。

(2) GPA 制度

成績不振者を特定する GPA が 1.3 未満という現状は、相対評価を導入していることを考慮するなら、ほぼ妥当であるかにみえる。しかしながら、相対評価除外科目が一定数存在することを勘案するなら、この数値は低いと評価せざるをえない。

各学部 GPA の平均値は以下のようになるが、これも相対評価除外科目を考慮に入れると低いといわざるをえない。

〔学部別 GPA 平均値及び GPA 数値 1.3 未満の学生数〕

区分	法学部	経済学部	文化情報学部	現代文化学部
GPA の平均値	2.3	2.2	2.4	2.3
1.3 未満の学生数	92	116	56	55

これは、本学の成績評価が厳しいこと、更にいえば、学生にとって授業の難易度が高いことを示している。GPA を導入して平成 18 年 3 月末で 3 年が経過することになるが、とりわけ授業の難易度と GPA の数値の連関も含めた GPA 制度全般について、全教員にあらためて周知の徹底を図るべき時期にきている。

(2) 相対評価及び相対分布ガイドライン

相対評価及び相対分布ガイドラインは、ほぼ遵守されていると評価できるが、逸脱した例も散見される。

今後も各年度終了後に、その結果を全学教務委員会がデータとして整理・分析し、適正な教育内容で効果的な授業運営・成績評価がなされているか、全教員の注意を喚起するかたちで検討し続けていくことが重要である。

なお、相対評価の割合の再検討に関する問題については「GPA と相対評価」の項を参照。

(3) 成績評価結果の公表

成績評価結果の公表のありかたそれ自体の現状には、特に大きな問題点はない。

成績評価結果に基づく要求水準と教育効果をめぐる議論が、教務委員会内にとどまらずに、全教員の関心事とするような方策を今後模索していきたい。

また、成績評価結果の公表が、相対評価（ガイドライン）の遵守と実効あるかたちで結びつくよう改善を継続していく。

3 授業評価（アンケート）による教育効果の測定

授業アンケート内の教育効果の測定に関連する項目については、現状では特に問題とすべき点はな

い。

各授業における回答率と成績評価(単位修得率)との関係が、全学教務委員会にて議論されているが、まだ一部の科目で開始されたばかりである。回答率のみならず、授業アンケートと成績分布との結果を統合し、教育効果の測定に資する、より精緻なデータ作りが今後の課題である。全学教務委員会・授業評価実施委員会・教務課の人的資源が制約されているなかで、可能な作業量を適確に見定め、緊急性の高いものから順次着手していくこととしたい。

4 教育効果の測定に基づく指導

(1) 学生カード

学生の学習上の到達度・教育効果を確認し、将来の進路の具体化を支援するための要件は備えた構成になっていると評価することができる。

指導を行う上でのカードの利用は、面談担当者に委ねられており、その実態は把握されていない。また、年次ごとの引き継ぎについては、一応のルールは定められているが確立しているとはいえない。これらは今後の課題である。

カードの保管場所は、現在はFAの研究室となっているが、FA以外の教員が必要に応じて閲覧できるようにしたい。

個別面談は、学生と教員とが信頼関係を築くことができる格好な機会である。またカードの記録に基づき継続的な指導ができることは大きなメリットである。導入まもない取り組みであり、試行錯誤の状態にあるともいえるが、個人情報の取り扱いに十分留意しつつ、実効ある指導が4年間継続される体制の整備を図りたい。

(2) 出席不良学生及び成績不振者への指導

出席不良学生については、以前から全学的に調査が行われ、把握されているが、出席不良学生の面談については、実施率が学部により差があり、しかもデータが不備であるなど改善の余地がある。また出席不良となった原因の調査についても同様である。今後は、面談の実施率を上げ、その記録を検討し、減少に導く方策を見出すことが課題である。

成績不振者の把握については、平成17年度よりGPAの数値を用い、全学的に統一した基準での把握が可能となった。この過程で、各学部の不振者数とともに学部のGPAの平均値も確認することができ、ここでも教育効果を測定することが可能となった。出席不良学生への対応と同様に、面談実施率を上げることが重要である。同時に面談に至らない学生への対応も今後検討していきたい。

第2節 各学部教育内容・方法等

I 法学部

A 教育内容

〈学部学科の教育課程〉

【現状】

1 法学部法律学科の教育課程

(1) 教育課程編成のための基本事項

法学部法律学科（以下単に本学部）においては、学校教育法による大学の設置目的や、大学設置基準で定められた課程編成の要件に従って学士教育課程の編成を行っているが、この際「法学部の理念・目的・教育目標について」で述べた本学部の理念・目的を踏まえて、特に、①愛情教育・人格教育のための少人数教育、②国際化への対応、③情報化社会への対応、④法学・政治学の専門的体系的知識の習得と問題解決能力の涵養を重視した対応を行っている。これらは本学部法律学科の教育課程の基本をなすものであり、まずこれらの点について述べる。

(i) 愛情教育・人格教育のための少人数教育

本学の教育理念として述べた「人格教育」、「愛情教育」と、それを実現するための少人数教育は、そのまま本学部の教育理念として、1年次から4年次まで演習（ゼミナール）の中で具体化されている。1年次の基礎演習においては15人以下の少人数ゼミとしてクラス編成され、担当教員は各々のゼミで学生の基礎的学力の指導に力を注ぐことが可能となり、学生生活がスムーズに送れるよう、指導・支援が行えるように工夫されている。この指導体制は、2年次の教養演習及び3・4年次の発展演習Ⅰ・Ⅱにおいても受け継がれ、各学年の履修者上限人数を原則的に9名（発展演習Ⅰ・Ⅱの合同のゼミ場合、合計18名）とする少人数教育が実現されている。

演習以外でも、民法Ⅰを語学クラス2クラス分（60人程度）の少人数クラスにするなど、法律基礎科目においても教員の目が届きやすい少人数のクラス編成になるように工夫され、学生の理解の進度に合わせて授業を進めるいわゆる双方向型の授業形態が実現している。更に、学生が1,2年次生のときは1年次の基礎演習担当教員が、3・4年次には発展演習担当教員がそれぞれファカルティ・アドバイザー（FA）となり、勉学以外に生活指導も行えるようにしている。

これとは別に、専任教員は、それぞれオフィス・アワーを設けて、個別に学生の相談・質問に応じるなどの施策もとられている。

こうした少人数教育、個別指導の中で、教員と学生の間の緊密な人間関係が構築され、それを通して、学生の人格形成が育まれるよう期待されている。

(ii) 国際化への対応

国際化への対応については後に基礎教育の外国語教育の項で詳しく述べるが、海外の大学との派遣留学・交換留学制度を整え、異文化交流を促進するとともに、学生には、各派遣・交換先大学で履修した科目を本学部の「外国大学科目」として、卒業単位に組み入れることができるよう工夫した。更に、春休み・夏休みを利用した2〜4週間の海外短期留学制度も設け、短期に異文化学習が行える体制もとっている。

また、平成16年度のカリキュラム改正の際、主専攻内に「国際関係コース」が設けられ、外国語教育と専門教育との有機的結びつきが強化された。

(iii) 情報化社会への対応

本学には、情報化教育の拠点としてメディアセンターがあり、学生は入学と同時にID、パスワード、メールアドレスを与えられる。そこではインターネットと電子メールを無料で利用でき、情報関連科目の応用の場として情報環境が用意されている。

情報化教育は、既に述べた副専攻制においても準備されている。そこではクラスターとして「情報化の時代を生きる」が設定され、テーマ別に、情報化社会と法、映像・音響情報、情報デザイン、情報化と企業などの科目が置かれ、それぞれの授業の中で学生が情報化社会の現実と情報アプローチの技法を学べるよう工夫されている。

(iv) 法学・政治学の専門的体系的知識の習得と問題解決能力の涵養

本学部の教育目標は、一言でいえば、リーガルマインドの獲得である。ここに言うリーガルマインドとは、法学的・政治学的思考力であるが、それは何も法曹その他の法律専門家がもつべき法律専門知識やそれを自由に使いこなす能力を指すだけではない。法律知識も幅広い教養、すなわち他者を理解する力に裏打ちされていなければ、硬直した法律万能主義に陥る危険性を有している。法学部の卒業生全員が法律専門家になるわけではない。多くの学生は、卒業後、公務員や一般企業の職に就く。そのような職場で、あるいは一般市民として、それぞれが現実に直面する諸問題を、一人の社会人としての的確に処理する能力を要求されている。法学部では、そうした場面で役立つ幅広い知識を教養教育で養い、論理的思考力を法律学や政治学を学ぶ過程で身に付けられるよう工夫されている。

他方、司法改革の流れに沿い、本学は平成16年4月に、法科大学院を設立した。これに合わせて、本学部では、法科大学院設立後の法学部教育のあり方を継続的に議論した。その結果、法学部の主専攻科目については、基本的に専門基礎を教育する場として位置付けた。同時に、カリキュラムの中に法科大学院進学のためのキャリア支援科目を設置するなどして、法科大学院進学への動機付けを指導している。加えて、法科大学院への進学のためには、カリキュラム上の指導だけでは必ずしも十分とはいえず、授業外の指導の場として、司法研修室を設置し、補完指導を行っている。

(2) コース制とライフデザイン

本学部の教育課程のもうひとつの特徴は職業進路に合わせたコース制である。これは学科ほどの独立性は持たないが、学生の進路希望にマッチした履修を可能とするものとして導入され、平成13年4月のカリキュラム改正において、3つのコース、すなわち「地方自治・行政コース」（平成16年度か

ら「地方自治・政治コース」に改称)「法職コース」「企業キャリアコース」を設置した。更に平成16年4月のカリキュラム改正に伴い、これら3コースに「国際関係コース」を加えた。これらのコース制を設置したことにより、学生たちは2年次から将来のライフデザインにマッチした学習が可能になっている。

4コースのうち、「地方自治・政治コース」は、将来地方公務員や警察官、消防士などをめざす学生を対象とするコースである。2年次に地方自治の基礎理論、行政学、行政法Ⅰなどを配当し、3・4年次には行政法Ⅱ、地方自治法、地方政治論などを配当している。「法職コース」は、法科大学院へ進学して将来法曹をめざし、また、各種国家資格の取得をめざす学生を対象とするコースであり、2年次には会社法、労働法などを配当し、3・4年次には商法Ⅰ(総則・商行為)、手形・小切手法、民法Ⅳ(債権各論)など法的専門性を深めるための科目を中心に配当している。「企業キャリアコース」は、将来企業で法律や関連知識を活用して働くことをめざす学生を対象とするコースであり、2年次には会社法、労働法、会計学などを配当し、3・4年次には手形・小切手法、消費者保護法、経済法などを配当している。「国際関係コース」は、将来外務公務員、国際公務員、NGO/NPO職員などをめざす学生を対象とするコースであり、英米法、比較法、国際法、国際組織法、国際私法、国際関係論などを配当している。

しかしながら、これら4つのコースは、学問体系的な視点からみれば、質的には共通の法的思考の涵養を目指しており、また、各コースで様々な進路先を目指す一方で、現実的には、多くの学生の卒業後の進路先が民間企業であることにかんがみ、他のコースからそれぞれ一定の幅で単位選択できるようにし、学生の弾力的な志向に耐えうるよう、工夫している。また、2年次より、全学的な形でキャリアデザイン科目を設置し、民間企業への就職に対し、積極的なキャリア支援指導を行っていることも付記したい。

なお、本学部では、公務員志望者が多い現実を踏まえて、2年次配当科目として公務員への道Ⅰ・Ⅱを置き、また平成16年開設の法科大学院進学志望者のために、法科大学院適性試験演習Ⅰ・Ⅱを3年次、Ⅲを4年次配当科目として設置した。その他、学生が現実の職場の実体を具体的に知ることができるように、インターンシップや産業フィールド研究も実施している。

社会における女性の躍進はめざましい。スポーツ、芸術は言うに及ばず、法律の世界でも女性の進出がめざましい。社会的・文化的性差に対する偏見や制度的障壁から解放され、男女が同等の権利を持ち、共同で豊かな関係を建設できる男女共同参画社会を築かなければならない。法学部はこの考えに基づき、ジェンダーの観点を踏まえた教育を一層推進する必要がある。法学部は、平成13年4月にカリキュラム改正を行い、男女共同参画社会に相応しい法女性学をカリキュラムに取り込んだ(科目としては「ジェンダーと法」として結実)。

2 カリキュラムの特徴

法学部では上記の基本事項を踏まえてカリキュラムの編成を行っているが、以下では主として平成17年度入学者に適用されるカリキュラムによりその特色について述べる。

(1) カリキュラムの編成と改革

本学部では、開設以来4次にわたりカリキュラム改革を行ってきた。教育理念・目標を追求するに当たり、その時々社会情勢や学生の特質に合わせた結果である。現在の在学学生にかかわるカリキュラム改革は、平成13年度入学者から適用されたカリキュラム及び平成16年度入学者から適用されたカリキュラムである。平成13年度のカリキュラム改革においてはコース制を導入し、平成16年度は基本的発想はそのまま全学的に副専攻制を導入したことに合わせて、コースを再編成したものである。これらカリキュラムにより教育の目標達成を目指している。次に平成16年度以降の入学者に適用されるカリキュラム（平成17年4月時点）を掲げる。

[法学部法律学科カリキュラム表]

平成16年度以降入学者適用							◎印は必修科目
区分			授業科目（単位数）				卒業単位
基礎科目	法学部コア科目	A群	◎法学概論Ⅰ（2） 憲法Ⅰ（人権）（4） 刑法Ⅰ（総論）（4） 現代の国際社会（4）	◎法学概論Ⅱ（2） 民法Ⅰ（総則）（4） 政治理論（4）			A群より必修4単位を含む16単位以上B群より4単位以上で、合計20単位以上（20単位を超えて修得した単位は主専攻科目に8単位まで含むことができる）
		B群	憲法Ⅱ（基礎理論と統治）（4） 民法Ⅲ（債権総論）（4）	民法Ⅱ（物権法）（4） 刑法Ⅱ（各論）（4）			
	総合科目		哲学（4） 倫理学（4） 社会学（4） 産業史（2） 環境生物学（4） 文学（4） 歴史学（4） 文化情報社会史Ⅰ（2） 言語学（2） からだの科学（4） 行動科学（2） 外国大学科目（4）	論理学（4） 経済学（4） 情報化社会論（2） 現代自然科学（4） 地理学（4） 文化人類学（4） 情報科学（4） 文化情報社会史Ⅱ（2） こころの科学（4） 生命の科学（4） ◎健康・スポーツ実習（2）			必修2単位を含む14単位以上
目	外国語科目	必修第1外国語	英語Ⅰ（2） 英語Ⅲ（2） 日本語Ⅱ（2）	英語Ⅱ（2） 日本語Ⅰ（2） 日本語Ⅲ（2）			必修6単位

		必修 第2 外国語	ドイツ語Ⅰ(2) ドイツ語Ⅲ(2) フランス語Ⅱ(2) 中国語Ⅰ(2) 中国語Ⅲ(2) スペイン語Ⅱ(2) 韓国語Ⅰ(2) 韓国語Ⅲ(2) 英語Ⅱ(2)	ドイツ語Ⅱ(2) フランス語Ⅰ(2) フランス語Ⅲ(2) 中国語Ⅱ(2) スペイン語Ⅰ(2) スペイン語Ⅲ(2) 韓国語Ⅱ(2) 英語Ⅰ(2) 英語Ⅲ(2)	いずれか1カ 国語選択必修 6単位
基礎 科目	外国語	自由 選択 外国語	英語演習A(2) 英語演習C(2) 英語演習E(2) 英語演習G(2) 英語演習I(2) ドイツ語演習A(2) フランス語演習A(2) 中国語演習A(2) スペイン語演習A(2) 韓国語演習A(2) 日本語演習A(2) 日本語演習C(2) 海外語学研修(2)	英語演習B(2) 英語演習D(2) 英語演習F(2) 英語演習H(2) 英語演習J(2) ドイツ語演習B(2) フランス語演習B(2) 中国語演習B(2) スペイン語演習B(2) 韓国語演習B(2) 日本語演習B(2) 日本語演習D(2) 外国大学科目(4)	12単位まで副 専攻科目群の 卒業要件単位 に含むことが できる
目	情報関連科目		情報リテラシー(2)	インターネット特論(2)	2単位以上
主 専 攻 科 目	地方自治 ・政治コース		地方自治の基礎理論(2) 行政法Ⅰ(総論)(4) 地方自治法(2) 民法Ⅳ(債権各論)(4) 現代政治論(4) 地方政治論(4) 政治思想史(4) ヨーロッパ政治史(4) 都市論(2) 財政学(4) 生涯学習論(2) ジェンダーと法Ⅱ(2)	行政学(4) 行政法Ⅱ(組織と争訟)(4) 租税法(2) 社会保障法(2) 日本政治論(4) 比較政治(4) 日本政治外交史(4) 地域政策(2) 環境倫理学(2) 教育・文化行政論(2) ジェンダーと法Ⅰ(2) 外国大学科目(4)	所属するコー スより20単位 以上で、合計3 0単位以上(た だし法学部コ ア科目におい て20単位を超 えて修得した 場合、超過した 8単位まで含 むことができる)

	法職コース	行政法Ⅰ（総論）（４） 民法Ⅳ（債権各論）（４） 商法Ⅰ（総則・商行為）（４） 商法Ⅲ（会社法Ｂ）（４） 刑事訴訟法（４） 刑事政策（４） 労働法（４） 消費者保護法（２） 英米法Ⅰ（総論）（２） 法史学Ⅰ（２） 応用心理学（法心理学）（２）	行政法Ⅱ（組織と争訟）（４） 民法Ⅴ（親族・相続法）（４） 商法Ⅱ（会社法Ａ）（４） 商法Ⅳ（手形・小切手法）（４） 民事訴訟法（４） 民事執行法（４） 破産・倒産法（４） 知的財産法（４） 法哲学（４） 法史学Ⅱ（２） 外国大学科目（４）	
専攻科目	主 企業 キャリア コース	民法Ⅳ（債権各論）（４） 知的財産法（４） 商法Ⅰ（総則・商行為）（４） 商法Ⅲ（会社法Ｂ）（４） 商法Ⅴ（保険法）（２） 企業会計法（２） 破産・倒産法（４） 経済法（４） 会計学（４） 経済原論（４） ジェンダーと法Ⅰ（２） 外国大学科目（４）	消費者保護法（２） 環境法（２） 商法Ⅱ（会社法Ａ）（４） 商法Ⅳ（手形・小切手法）（４） 証券取引法（２） 民事訴訟法（４） 労働法（４） 租税法（２） 会計情報システム論（４） 現代産業社会論（４） ジェンダーと法Ⅱ（２）	
	国際関係 コース	外国社会研究（２） 英米法Ⅱ（各論）（４） 中国法（２） 法史学Ⅰ（２） 国際法Ⅰ（総論）（４） 国際人権法（２） 国際関係論（４） 比較憲法（４） 民法Ⅳ（債権各論）（４） 知的財産法（４） 外国書講読Ⅰ（２） 外国大学科目（４）	英米法Ⅰ（総論）（２） ヨーロッパ統合法（２） 比較法（４） 法史学Ⅱ（２） 国際法Ⅱ（各論）（４） 国際組織法（２） 比較政治（４） 国際私法（４） 民法Ⅴ（親族・相続法）（４） 環境法（２） 外国書講読Ⅱ（２）	
概説科目		憲法概説（４） 民法概説Ⅱ（４）	民法概説Ⅰ（４） 刑法概説（４）	—
副専攻科目		◎副専攻レポート（２）		選択した副専攻のテーマから必修単位を

					含む30単位 以上
必修演習科目	◎ 基礎演習 (4) ◎ 発展演習Ⅰ (4)		◎ 教養演習 (4) ◎ 発展演習Ⅱ (4)		必修16単位 以上
キャリア 支援科目	公務員への道Ⅰ (2) 就職支援教育 (2) 産業フィールド研究 (2)		公務員への道Ⅱ (2) インターンシップA (4) 法科大学院適性試験演習 (2)		－
合	計		1 3 0	単位以上	

本学部の科目構成は基礎科目、主専攻科目、副専攻科目、必修演習科目、キャリア支援科目という5つのカテゴリーからなる。概説科目という科目があるが、これは法学部が設置する憲法・民法・刑法の副専攻科目であり、法律の基礎を学んでいない他学部生を主たる対象に設置した科目である。各科目群の詳細については次節以降に記述するが、概略次のとおりである。

(2) 基礎科目

基礎科目は、前述したように、法学部コア科目(卒業要件20単位、ただし20単位を超えた分を最大8単位まで主専攻科目に振替え可)、総合科目(同じく14単位)、外国語科目(同じく12単位)、情報関連科目(同じく2単位)に分かれ、いわゆる専門の基礎と教養を主目的とする科目、外国語のコミュニケーション、情報リテラシーを、学生生活の早い段階で教育することを目的とする科目からなる。

(3) 主専攻科目

主専攻科目は基礎科目の法学部コア科目及び必修演習科目とともに本学部独自の教育の核となる部分であり、本学部の専門教育の中心部分をなす科目でもある。主専攻科目はかつて学問体系に重点をおいて編成なされていたが、平成13年度からは将来の卒業進路に合わせたコース制を採用することとなった。このコース制には、それぞれ所属するコースから20単位以上履修しなくてはならないという履修制限を設けている。コースは、前述したように、当初3コースからなっていたが、平成16年度より4コースとした。主として地方公務員を目指す者の地方自治・政治コース、主として法曹・パラリーガル・国家公務員など法を職業とすることをを目指す者の法職コース、主として民間企業での活躍を目指す者の企業キャリアコース、国際的場面での活躍を目指す者の国際関係コースである。

(4) 副専攻科目

副専攻科目は、全学的取り組みとして平成16年度より(履修開始は平成17年度から)導入されたものである。全学部の専門・総合(教養)の両領域にわたり科目を出し合い、それを計30のテーマに分けて履修させるものである。学生は30テーマから1テーマを選択して履修する。本学部では、自己の専門領域に知識を限定せず、幅広く人間社会や自然界についての知見と自己の専門領域とを有機的に連携させた幅広い視点と応用力の涵養を目指している。副専攻によって、本学部の資源のみでは困

難な多様な教育を行うことが可能となった。

(5) 必修演習科目

必修演習科目は、1年次から4年次にいたる各年次に配当している。まず1年次には基礎演習が配当される。これは共通シラバスのもと、日本語能力、課題処理能力、コミュニケーション力を身に付けることを目標として学部を挙げて取り組んでいる。2年次には教養演習が配当され、経済学部、現代文化学部と共同で運用されている。発展演習Ⅰ・Ⅱは3・4年次配当科目で連続履修を原則としている。発展演習は法学部の全専任教員が担当している。そのため、例えば法学・政治学以外の科目担当者も、それぞれの専門領域から法学部教育への関連を考慮して演習を開講している。また基礎演習及び発展演習担当者はそれぞれの演習履修者のFA（ファカルティ・アドバイザー）となり、学生の生活指導・相談にも当たっている。この科目は本学部の教育目標のすべてにかかわる機能を果たしている。

なお次節以下、必修演習科目のうち基礎演習と教養演習は基礎教育の項で、また発展演習Ⅰ・Ⅱは専門教育の項で詳しく触れる。

(6) キャリア支援科目

キャリア支援科目は、学生のキャリア形成を支援するための科目である。経済学部、現代文化学部と共同で運用されているインターンシップ科目や就職支援科目のほか、法学部に志望者の多い公務員や法科大学院進学希望者向けの「公務員への道Ⅰ・Ⅱ」や「法科大学院適正試験演習Ⅰ～Ⅲ」を設置している。これは本学部の教育目標に沿って教育を受けた学生が、社会において存分に自己の能力を発揮できるように手助けするものである。

3 基礎教育

(1) 法学部における基礎教育の役割

大学教育における基礎科目の課題は、学生たちの成育史においてもつばら経験知と学校知によって形成されてきた、人間・社会・自然の関係に関するステレオタイプな理解と自己中心的な社会的態度に対して多元的で根本的な視点から問題提起を行い、彼らを揺さぶり、知的世界認識の方法への刺激を与え、自己形成にとって世界を知的に認識し思考することの重要性と必要性を意識化させることである。その上で、本学部における基礎科目の役割は、自己の世界像の知的解体と知的構成の可能性を示すことによって、人間世界の法学的政治学的認識方法を獲得していくための基礎・基本的能力の形成に貢献することである。

本学部の基礎科目は、法学部コア科目、総合科目、外国語科目、情報関連科目から構成されており、基礎教育科目履修の中核として、基礎演習（1年次配当）、教養演習（2年次配当）とが少人数制の必修科目として開設されている。総合科目は、社会、人間、自然が織り成す関係世界を認識するための多元的視点と多様な方法的枠組を提供する科目であり、法学部コア科目は、社会、人間、自然の諸関係を法的・政治的諸関係において特化し、その次元において特化された社会、人間、自然の諸関係を認識するための知識、体系、方法を提供する科目である。法学部法律学科の教育目標を達成していく

ためには、相互の固有の存在意義（課題と方法）を認め合いながら、総合科目と法学部コア科目との有機的連携を強化していくことが不可欠である。更に、国際化、情報化に対応して、外国語科目、情報関連科目が基礎科目として位置づけられている。

法学部法律学科の基礎科目は、大学審議会の答申（平成10.10）で指摘されている、幅広い教養教育に基づく「課題探求能力」＝「問題解決能力」の育成を目的としている。大学審議会答申は、①「教養教育」の理念・目標の重視、②「専門教育」の基礎・基本の重視、③それを踏まえた上での「教養教育と専門教育の有機的連携」の確保を求めているところであるが、法学部法律学科の基礎教育カリキュラムは、大学審議会答申の視点を創造的に具体化する意志に基づいて編成されている。

(2) 法学部コア科目

まず法学部コア科目は法学概論Ⅰ・Ⅱ、憲法Ⅰ（人権）、憲法Ⅱ（基礎理論と統治）、民法Ⅰ（総則）、民法Ⅱ（物権法）、民法Ⅲ（債権総論）、刑法Ⅰ（総論）、刑法Ⅱ（各論）、政治理論、現代の国際社会からなる。これを1年次から履修できるA群（7科目）と2年次に配当のB群（4科目）に分けている。必修科目を含む計19コマが開設されている。A群より必修4単位を含む16単位以上、B群より4単位以上、合計20単位以上の修得を卒業要件として課している。法学概論Ⅰ・Ⅱを必修として公法・私法にわたり法律学の基礎を学ばせ、法学部の科目でも諸法の基礎となるいわゆる憲民刑及び政治学の分野を1・2年次に学ばせている。また本学部では国際化の時代への対応を一つの目標にしているところから、政治学分野として現代の国際社会をこの科目に含めている。

法学部コア科目は20単位を履修することになっている。法学部コア科目に含まれる科目は法学・政治学の基本であり、かつ体系的に法現象を学ぶためにもっとも相応しい科目である。本学部の主要な教育目標であるリーガルマインドの涵養にも役立つ。そこでより多くの科目履修を奨励するため、この科目群の中で20単位を超えて取得した単位のうち、最大8単位までを主専攻科目に振り替えて卒業単位に含めることができるようにしている。また学生が将来かかわる市民生活の法的場面といえ多くは民事的問題であり、かつリーガルマインドの涵養に効果的なものは民法の教育であることを考慮して、民法Ⅰ（総則）については少人数クラス（原則として語学クラス2クラス分、約60人）を設置し、きめ細かな教育を行っている。

(3) 総合科目

総合科目は、加速度的に複雑化し超領域化する、人間と社会、自然の諸関係をめぐる現代の問題状況を、学生たちが多面的多角的に考察し（課題探求能力）、主体的に判断し適切な行動を選択する（問題解決能力）ことができるような人間形成に資する科目として編成されている。総合科目は、「豊かな人間性と人権感覚に充ちたリーガル・マインドを身に付けさせる」という法学部法律学科の教育目標を達成するための教育課程の一環に有機的であるとともに、個性的かつ幅広く、本学における教養教育を担っている。

法学部法律学科の総合科目は、人文・社会・自然という従来の三領域の区分を撤廃し、＜フィールド制＞の考え方に立った枠組（課題論的編成）を採用している。すなわち、従来の三領域の枠組を撤

廃し、現代社会における基本的な課題領域(フィールド=テーマ)を取り上げ、総合科学的に検討していく形態に転換している。学生は、課題領域(フィールド)に位置づけられている科目を系統的に履修することも、課題領域(フィールド)に拘束されずに、興味・関心のある科目を横断的に履修することもできる。

総合科目の課題論的編成とは、①現代社会の諸相と構造、②環境と自然、③異文化とコミュニケーション、④心と身体、⑤総合からなり、卒業要件としては必修2単位を含め14単位とし、21科目、64コマ開設されている。なお、この科目は4学部の協力体制の下に運営されている。

法学部の目標の一つである教養教育の多くをここによっている。

(4) 基礎演習

平成13年度からスタートした基礎演習は、入学者の①日本語能力、②情報収集・整理能力、③プレゼンテーション能力、④社会人としての素養・マナーなどの“基礎的能力”の向上を目的として、1クラス当たり15人以下に設定した少人数制の1年次必修の演習である。法学部教授会の決定により法学部専任教員全員が『共通シラバス』に則って実践する体制を整えている。この取組は、本学の教育理念(手作り教育)に沿ったもので、教員と学生とのふれあいを通して、最終的には法的素養を持って問題を解決できる人材を育成するための、導入教育として重要な意義を持つものである。

学生が大学4年間に有意義に過ごすことができるようにするため、基礎演習の担当教員はファカルティ・アドバイザー(FA)となり学生指導に当たる。平成14年度より「学生情報カード」を作成し学生指導に活用している。また、この演習には、法学部及び大学全体にかかわる事項のガイダンスや、2年次から始まるキャリア支援教育への導入などの機能も付加されている。このように、本取組が担うべき役割には、学生への教育・指導に対する本学法学部としての強い意思と方向性が示されている。また、この実践の過程で生じる様々な問題について、教員間で議論し改善の方法を模索していく過程は、正にファカルティ・ディベロップメント(FD)の実践である。

基礎演習は、すでに4年の実績を持っているが、特にプログラムの内容が固定的になることの弊害(例えば「共通のテキスト」などに拘束されてしまうこと)を排除し、学生のニーズや社会の動きに柔軟に対応しつつ、実践に当たるように努めている。この点も、この取組の重要な特色の一つである。上記のニーズや動きを捉えるため、基礎演習では、学生対象の全学共通の授業アンケートに加えて、法学部独自のアンケート調査を学生及び担当教員に対して行っている。その結果は、科目会議(教授会に準じる会議体で、全教員が参加して自由討議する会議)及び教務委員会で議論した上で、次年度以降の『共通シラバス』の改訂に活用される。この4年間についても、『共通シラバス』は毎年度毎に改訂され、現実には進化したものへと進化している。

基礎演習の特色をまとめれば、①少人数制(1クラス15人以下)、②法学部専任教員が一体となった取組、③『共通シラバス』及び『授業内容と実施上の注意点』に則った授業の実施、④継続的なファカルティ・ディベロップメント、⑤合同実施授業による教員の相互研修である。

(5) 外国語科目

(i) 理念・目的

本学において外国語教育は、国際分野への社会進出を担う人材育成のため、また広がりゆく国際社会で生きていくための重要な教養教育の柱のひとつとして位置づけられている。法学部における国際化教育を更に推進するために、幅広い教養と高い外国語能力の育成を目指し、履修できる外国語科目の充実、TOEFL-ITPの実施、海外留学のバックアップなどを設定している。

(ii) 外国語科目の履修

外国語科目として、第一外国語として英語を、第二外国語としてドイツ語・フランス語・中国語・スペイン語・韓国語のうちから1つ、合計2種類の外国語を履修する。外国人留学生に関しては、第一外国語として日本語を、第二外国語として英語・ドイツ語・フランス語・中国語・スペイン語・韓国語のうちから1つを選択する。必修外国語科目の目的は、「読む・書く・聞く・話す」の4技能をバランスよく習得し、実践的な語学能力の育成を目指すものである。

すべての語学クラスは、教育的効果を配慮し、30人以下の編成になっている。再履修者は特定のクラスに集中しないよう年度始めに割り振りがあり、希望をとった上で抽選を行い、1クラス33人以上にならないよう設定されている。

(iii) 第1外国語

英語は、必修第1外国語として1年次に英語Ⅰ（総合英語）・英語Ⅱ（ネイティブ・スピーカーによる口語英語）、2年次に英語Ⅲ（総合英語）の合計3科目6単位を履修する。

なお、入学時には英語能力試験を一年生全員に課し、成績上位30名ほどの学生に特別クラスへの参加を促している。これは統一試験の結果により、英語能力が高い学生を各クラスから選抜し、通常のクラスでなく特別に設置したクラスに参加させ、専任教員による高度な内容の訓練をさせるものである。原則として参加は希望者の選択に任せているが、選抜されたほとんどの学生が、積極的に特別クラスへ参加している。

(iv) 第2外国語

第2外国語は、入学時に選んだ1ヵ国語を1年次にⅠとⅡ、2年次にⅢの合計3科目6単位を履修する。

(v) 自由選択外国語

更に積極的に外国語の学習を希望する学生のために、自由選択外国語が設置されている。英語に関しては半期科目で、英語演習AからJの計10クラスを開講している。内訳はネイティブ・スピーカーによる英会話中心の基礎クラス・上級クラス、日本人による英会話中心のクラス、TOEFL対策クラス、TOEIC対策クラス、英語の初歩からおさらいをする基礎クラスである。第二外国語については、ドイツ語、フランス語、中国語、スペイン語、韓国語すべての言語について、それぞれ半期科目である語学演習A及びBが設置されている。

語学演習の特徴は、すべてのクラスの履修人数が20人以下という少人数に設定されており、再度履修が可能なこと、すなわち1年次から4年次まで、何度でも履修できることである。これは語学という科目の特殊性を考慮に入れ、意欲のある学生には繰り返しの訓練の機会を与え、語学力の効率よい

アップを図るためである。更に自由選択外国語の履修単位は、全学で設置されている副専攻科目として12単位まで、自由選択単位として6単位まで卒業要件単位に算入できるようにされており、学生の積極的な履修を促している。

(vi) TOEFL-ITP の実施

平成17年度より、1年次において春学期と秋学期に各1回、2年次においては秋学期に1回、卒業まで計3回、法学部に所属する全学生がTOEFL-ITPを受験することになった。その第一回目である平成17年度春学期の結果は、受験率が94%であり、全体の平均が500点満点中351点、最高点は467点、最低点は293点であった。通常のクラスは、平均点が340~50点台であったが、予想通り特別クラスは397点と高得点であった。全員受験で行うため、参加意欲を促し、出席義務を意識させるため、この試験の結果を、英語Iの評価の20%に換算することを周知した。内訳は370点以上が20点満点中20点、300~369点が15点、299点以下が10点、未受験が0点であったが、20点満点が23%、15点が70%、10点は1%であった。学生には結果を授業内でフィードバックし、各学生に応じた指導・助言を行っている。

(6) 情報関連科目

本学部卒業生にとってもコンピュータ・スキルやウェブ・スキルを身につけることは将来社会で活躍するために必須の条件であり、本学では開学時よりこの点の教育に力を入れてきた。情報関連科目はコンピュータの基礎操作を学ぶ情報リテラシー及びウェブ・スキルを学ぶインターネット特論からなる。大学入学時点で学生のコンピュータ使用能力には個人差があるため、ある程度コンピュータを扱えるものはインターネット特論を履修できるようにしている。スキルを直接学ぶ科目はこの2科目であるが、スキルを前提に外国語や演習、専門科目においては、こうした情報スキルを道具として課題の提出やそれをめぐる応答、法情報・政治情報の収集を学習に生かす授業がいくつか行われている。情報関連科目の卒業要件単位数は2単位と定め、2科目、13コマが開設されている。

4 専門教育

ここでは、法学部の法学専門教育科目が、法学部の理念・目的、法学の体系性、学校教育法52条と整合的に配置、教授されているか否かについて検証する。

(1) 大学における法学専門教育の意義

社会・経済のグローバル化、高度情報化、社会・経済システムの高度化が加速度的に進む現代において、社会規範・行為規範としての法制度を充実させようという要請はますます高まり、ルールの特門化・細分化が図られつつある。その社会的要請は、法の各部門において精緻な知識を身につけた法律専門家の養成を必要とし、法科大学院における専門教育を基礎にした新司法試験制度による実務法律家養成へと繋がっている。他方で、裁判員制度の導入を待たずとも法は国民の意識・理解と乖離したものであってはならず、高度専門教育を受けた法律専門家だけでなく、一般市民が市民生活を送り、社会・経済活動を行う上でよりどころとなるべきものであり、その意味における法の常識化、

一般大衆化の要請は、法の専門化・細分化が進む現代にあつて、ますます強まりつつあるといえよう。大学における法学専門教育の意義は、この両者の現代的要請に応え、それを補い促進させるところに見出すことができる。つまり、大学における法学専門教育は、一方で、高度な法律専門家養成の架け橋として、また他方で、21世紀を生きる現代人として必要な法的素養を修得する機会を提供するものである。

(2) 本学法学専門教育の現状——法学部の理念・目的と法学専門教育科目の配置

本学は、法学部の単科大学としてスタートして以来、一般教養科目と語学教育を充実させる一方で、法学専門教育を通じて、正義感と人道的な人権感覚に支えられた法的素養を身につけ、国際化、情報化が進む現代社会に適応し、自らの個性・能力を自発的に発揮できる人材の育成に取り組んできた。平成13年4月に行われたカリキュラム改正、平成16年4月のコース制の拡充等は、いずれもそのような本学部の理念・目的に則したものであり、上記の大学における法学専門教育の社会的要請に則した対応であったといえよう。

前述した法学部の教育理念・教育目標を達成するため、平成17年度現在の法学専門科目のカリキュラム編成は以下の通りとなっている。

(i) 基礎科目（法学部コア科目）

法学概論Ⅰ、法学概論Ⅱ／憲法Ⅰ（人権）、憲法Ⅱ（基礎理論と統治）、民法Ⅰ（総則）、民法Ⅱ（物権法）、民法Ⅲ（債権総論）、刑法Ⅰ（総論）、刑法Ⅱ（各論）、政治理論、現代の国際社会

(ii) 主専攻科目（地方自治・政治コース／法職コース／企業キャリアコース／国際関係コース）

民法Ⅳ（債権各論）、民法Ⅴ（親族・相続法）、商法Ⅰ（総則・商行為）、商法Ⅱ（会社法A）、商法Ⅲ（会社法B）、商法Ⅳ（手形・小切手法）、民事訴訟法、刑事訴訟法、刑事政策、行政法Ⅰ（総論）、行政法Ⅱ（組織と争訟）、地方自治法、地方政治論、地方自治の基礎理論、行政学、都市論、財政学、教育・文化行政論、生涯学習論、地域政策、外国社会研究、英米法Ⅰ（総論）、英米法Ⅱ（各論）、国際法Ⅰ（総論）、国際法Ⅱ（各論）、国際組織法、ヨーロッパ統合法、法史学Ⅰ、法史学Ⅱ、比較憲法、日本政治外交史、国際関係論、比較政治、ジェンダーと法Ⅰ、ジェンダーと法Ⅱ、環境倫理学、現代産業社会論、消費者保護法、知的財産法、企業会計法、会計学、会計情報システム論、破産・倒産法

(iii) 概説科目

憲法概説、民法概説Ⅰ・Ⅱ、刑法概説

(iv) 演習科目

基礎演習、教養演習、発展演習Ⅰ、発展演習Ⅱ

(v) キャリア支援科目

公務員への道Ⅰ、公務員への道Ⅱ、法科大学院適性試験演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、就職支援教育、インターンシップA

5 専門教育と一般教養的科目の配分

(1) 法学部カリキュラムにおける科目群構成の考え方

現行カリキュラムの理念・目的・教育目標、及びカリキュラムの体系性、あるいは長所・短所については、既に述べたとおりである。本学部では平成13年のカリキュラム改革のころから、カリキュラム上の科目を明確に二分するカテゴリーとしての専門的科目と一般教養的科目という垣根を極力低くするという考えをとっている。これによって、専任教員全員が学生を一丸となって教育する共通認識が一般化されたといつてよい。法学や政治学科目であっても学生の教養を涵養する配慮が求められるし、総合科目や外国語科目でも法学部の専門基礎教育としての役割が求められることもある。このことを大前提として、戦後大学教育課程における専門科目と一般教養科目という一般通念上の配分について検討する。

(2) 専門教育的授業科目・一般教養的授業科目・外国語科目への分類

本学部において開設している授業科目のうち、明らかに本学部におけるいわゆる“専門教育的授業科目”に分類されるのは、法学部コア科目群及び主専攻科目群に属する科目であり、両者を合わせた卒業要件単位数は50単位以上となる。また、いわゆる“一般教養的授業科目”に分類されるのは、総合科目群及び情報関連科目群、並びに必修演習科目群の中の教養演習（4単位）であり、これらの授業科目に関する卒業要件単位数の合計は20単位以上となる。同様に、外国語科目に分類されるのは、必修第1外国語科目群及び必修第2外国語科目群であり、これらの卒業要件単位数は12単位以上となる。したがって、本学部のカリキュラムにおいては、はっきりと専門教育的授業科目・一般教養的授業科目及び外国語科目に分類できるのは、卒業所要総単位数130単位（以上）のうち、上記の82単位分（以上）であり、残りの48単位（以上）については、専門教育的授業科目・一般教養的授業科目及び外国語科目の別を、単純には区別することのできない科目群あるいは科目となっている。

すなわち、例えば副専攻科目群30単位以上については、本学における副専攻コースの特性上、学生がどのテーマを選択するかによって、本学部における専門教育的授業科目にも、一般教養的授業科目あるいは外国語科目の何れにもなり得る可能性がある。そのため、この副専攻科目群を一律には専門教育的授業科目・一般教養的授業科目及び外国語科目の何れかに分類することはできない。同様に、自由選択単位（卒業要件6単位以上）については、概説科目群やキャリア支援科目群からの修得単位数を含め、法学部カリキュラム表のどの科目群のどの科目であれ、各群における最低限の卒業要件単位数を超えて修得した単位数は、全てこの科目群の単位として扱うことができるので、学生の興味や希望により、専門教育的授業科目・一般教養的授業科目・外国語科目の何れにもなり得るのである。

6 基礎教育と教養教育の実施・運営のための責任体制

本学部において開設している授業科目の実施・運営の主体となる組織は、法学部教務委員会である。すなわち法学部教務委員会は、基本的に基礎科目、主専攻科目、概説科目、必修演習科目及び法学部独自に開設するキャリア支援科目について、その実施・運営の主体としての責任を果たしている。例えば、基礎科目である基礎演習（1年次演習）については、法学部教務委員会内にコーディネーターと

ワーキンググループを設置し、授業内容の検討、共通シラバスの作成、教材や資料の作成などを行うが、最終的には法学部教務委員会で審議のうえ実行に移される。

一方、基礎科目のうち、総合基礎科目及び外国語科目及び演習科目の中の教養演習（2年次演習）、すなわち教養科目については、法学部、経済学部及び現代文化学部の3学部協力体制のもと実施・運営されている。そのため、各学部の教務委員会に先立ち、共通科目教務委員連絡会を開催し、これらの科目の実施・運営に関わる議論や実施準備及び原案作りを行い、その合意事項を各学部の教務委員会に提案し、承認を得るという組織形態となっている。この共通科目教務委員連絡会は、各学部教務委員のうち、主に総合基礎科目及び語学を担当するそれぞれ3名程度の教員が構成員となっている。兼任講師の人事案件を含め、ここからの提案事項は各学部の教務委員会において尊重され、最終的には各学部教務委員会の責任において実行される。

【評価と問題点及び将来への展望】

1 教育課程

本学部の教育課程は、その教育目標を達成するのに適切なものであると思料される。しかし、若干改善の余地があると思われる。まず、今日の学生の関心・能力から言っても、また大学院との役割分担から言っても、学部段階での教育はできる限り基本的な法分野に資源を集中して、教育に当たるべきだとの合意が教員間で形成され、カリキュラム上の特殊な法分野を整理しつつある。また、今日の学生の多くは、自ら積極的に学ぶことは少なく、きめ細かに指導していく必要がある。現在2年次の教養演習は複数学部の混成編成になっているため、十分に目が行き届かない点が見られる。この点は、今後議論を要する課題である。また3～4年次の発展演習においては、極力兼任講師を用いず、専任教員がこれに当たることが望ましいとの指摘がなされ、平成18年度から3年計画で兼任教員の担当コマを整理中である。

2 基礎教育

(1) 総合基礎科目・基礎演習・法学部コア科目・情報関連科目

前述したとおり、現行カリキュラムにおいては、伝統的な一般教養科目の編成の原理的転換を行うとともに、1年生からの必修演習の開設などは、法学部法律学科の教育改革の一定の進捗状況を反映している。総合科目の開設数は学生の教育条件に十分に配慮したものとなっていると考えられるが、時間割の編成の関係もあり、毎年度、200名を超える科目があり、今後このような科目ができる限り少なくなくなるよう、適切な措置を講じていく必要がある。

基礎演習については、学部としてFD研修会のテーマとして取り上げ、個々の担当教員の教育実践の報告に基づく研修を行い、教育効果の向上に努めているところであるが、残念ながら基礎演習の単位の修得ができない若干の学生が存在する。これらの学生に対しては、演習担当者が個人面談等を行い、学習意欲を喚起すべくきめ細かな指導・支援を行っていくことが課題である。

また、法学部コア科目及び情報関連科目については、改善のための検討の場を設置したい。

(2) 外国語科目

(i) 英語

第一外国語である英語については、高度な言語運用能力を持つ学生の育成を促進するため、特に成績上位者からなる特別クラスの充実が必要である。全員受験を課している TOEFL-ITP の活用、少人数教育で、更に上級クラスを設置している英語演習への誘導、海外語学留学との具体的な連携が必要であり、今後その実現に努めていきたい。

英語の語学演習に関しては、少人数のクラスであることから、各クラスそれぞれの目的に合わせた学生の履修選択が重要である。特に留学指導の意味合いも持つ上級クラスに関しては、優秀な学生の1年次からの履修が望まれる。しかし履修の選択は入学直後にあるため、わずかな日数しかないオリエンテーション期間での確かな指導が必須である。全員を対象とした積極的な学習意欲を促すことは必要であるが、少数精鋭の意味合いを持つ語学演習の履修は、人数が限られている。優秀な学生には積極的な参加を促し、逆に英語力の劣る学生が多数参加することにより、より能力の高い学生らが履修できないといった事態は避けなければならない。入学直後に行われるプレイスメント・テストの結果の有効な活用、そしてその結果による上位者に対しての適切な誘導に努めたい。

基礎クラスについては、平成16年度では定員20名に対して、応募が10倍を超えるという思わぬ結果が出た。これは英語の基礎学力に不安を持つ学生、英語の習得の必要性を強く感じている学生が予想外に多いことを示していると思われる。平成17年度では2クラスに増やしたが、それでもまだ数倍の応募があり、プレイスメント・テストの結果によって成績中・上位者は履修させなかった。本学の入学者には、根強い英語苦手意識が存在することも考えられ、オリエンテーションや通常のクラスにおいて、履修に関しての適切な指導を行っていく。

(ii) 第二外国語の選択

第二外国語に関しては、例年希望外国語のクラス割り振りが問題となっている。平成17年度は、学年13クラスに対して、内訳はドイツ語3クラス、フランス語3クラス、中国語4クラス、スペイン語1クラス、韓国語2クラスの設置予定であった。第一希望だけを見ると、それぞれの言語の希望者人数は、ドイツ語2.5クラス分、フランス語2.4クラス分、中国語3.5クラス分、スペイン語1.6クラス分、韓国語2.9クラス分であった。第一希望から第二希望に回さざるを得なかった学生が多かったのは、突出して韓国語である。逆に希望が少ないのはドイツ語・フランス語であるという傾向が続いている。しかし学生の志望動向は毎年推移するため、すべての学生に希望通りの履修をさせるのは不可能である。少なくとも数年間の動向から判断した適切なクラス設置数を予測し、できるだけ学生の希望に合わせたクラス数を確保したい。平成18年度は一学年が12クラスになるので、同じく1クラス減になる経済学部と合わせて、ドイツ語とフランス語を各1クラスずつ減らすことになった。

(iii) TOEFL-ITP の実施

法学部生の一般的傾向として、例年留学希望者は少ない(次項参照)。したがって、高度な英語能力を身につけようとする意欲の強い学生は比較的少なく、TOEFL受験を全員に課しても、未受験者が多く出る懸念があった。しかし第一回目である平成17年度春の試験では、英語の授業の一環として受験

を義務付ける事前準備を徹底したため、受験率は極めて高かった。この資料を基にし、多くのメニューを準備している留学制度を積極的に利用させるよう、各英語担当教員に周知していく。なお、第2回目の試験は秋学期の半ばの予定であるが、これは一年次中に TOEFL の結果を学生にフィードバックし、早ければ2年次の春から留学制度を活用できるようにとの意図のもと、スケジュールを組んだものであり、成果が挙がるよう努めたい。

(iv) 海外語学留学

法学部に入学した学生で、留学制度を利用した特別な外国語の訓練を希望する学生は例年あまり多くないのが実情である。しかし、国際化等の進展を目標にあげる本学部では、学生が外国語の技術的訓練のみならず、異文化体験、又は異文化を体験することによって自国の文化をより深く再認識するという経験、幅広い知識の蓄積と、異なる価値観を持つ文化の理解を深めていくため、海外留学制度を推進していくものである。このため、平成16年度より主専攻コースとして導入された「国際関係コース」とも連携を取り、更に同年度より開始した入学時プレイスメント・テスト、平成17年度より開始した TOEFL-ITP の結果などをもとに、一定の水準以上の外国語能力を持つ学生に積極的な留学制度の活用を促していった。

3 専門教育

(1) 体系的・発展的な法知識の修得

専門化・細分化の進む多様な法制度を理解するには基礎的な法知識が不可欠であり、本学においてはまず、1・2年次履修の法学基礎科目として、法学・政治学の基礎理論を学ぶ法学部コア科目の履修を通じて基礎的な法知識を修得させた上で、その後、専門科目（主専攻科目）への応用・展開を図っている。自分の進みたい進路や興味・関心に即して効率よく専門分野の学問が学べるように、4つのコース（地方自治・政治コース／法職コース／企業キャリアコース／国際関係コース）に分けて、それぞれのコースの特徴に合った科目を配置し、学生の自発的な進路希望と学ぶ専門知識が合致するような工夫がなされている。これらの工夫は、体系的・発展的に法知識を習得する上で大きな助けとなっているものと評価できる。今後の課題としては、法律専門家養成の架け橋としての役割をどのように果たすかという点を挙げることができるが、その点、キャリア支援科目を充実させ、法科大学院適性試験演習Ⅰ（入門）・Ⅱ（発展）・Ⅲ（直前）を開設している。ただし、いずれも3・4年次履修のものであり、より早い段階（1・2年次）から特設コースないし特設クラスを設けて専門教育を施すなどの工夫が必要と考えられ、今後検討したい。

(2) 法的思考能力の修得

諸事象を法的視座から分析・判断できる法的思考能力を身につけるには反復的、段階的かつ個別的教育指導が必要となる。そこでは、各種法学専門科目担当教員による講義形式による教授方法に加えて、少人数の個別指導が可能な演習形式の教育方法への期待が大きくなるのはいうまでもない。その点、本学では、1年次から4年次までの演習を必修とし、反復的かつ段階的に、適切かつ合理的な情報収集方法を指導し、文章理解、推論展開等についての訓練を積み重ねることができるので、法学

専門科目で得た法知識を実践的に活用できる法的思考能力を効果的に修得できるものといえよう。今後の課題としては、個々の学生間の能力格差をいかに縮めるか、また、能力適正のある学生をいかに伸ばすかという点を挙げることができるが、前者に関しては、よりきめ細かな個別指導が可能になるよう指導体制・方法の一層の改善が必要であり、後者に関しては、平成17年6月、本学の正式な組織に組み込まれた司法研修室における組織的な指導体制の充実が必要であり、共に今後実現に努めていきたい。

(3) 国際的・比較法的・歴史的思考能力の修得

法・社会現象を国際的・比較法的・歴史的に認識できる多元的な視点を身につけさせるという点では、本学部は非常に多彩な専門科目（外国社会研究、英米法Ⅰ（総論）、英米法Ⅱ（各論）、国際法Ⅰ（総論）、国際法Ⅱ（各論）、国際組織法、ヨーロッパ統合法、法史学Ⅰ、法史学Ⅱ、比較憲法、日本政治外交史、国際関係論、比較政治等）を設けるとともに、平成16年4月に国際関係コースを新設し、物事を水平的かつ垂直的に考察し課題を処理できる客観性を持った人材の育成に力を入れてきた。今後の課題としては、外国大学との派遣留学・交換留学制度を拡充させ、異文化交流を深める中で、より実践的な国際感覚をいかに効果的に修得させるか、また、身につけた国際的・歴史的思考能力を将来の進路にいかに結びつけるかという点を挙げることができる。いずれの課題も現在検討中の課題であり、前向きに取り組んでいきたい。

4 キャリア支援教育

早い時期から確固たる職業観を抱かせ、めざす進路に合わせて科目を履修させるという目的をもって平成13年度からコース制が開始されたが、平成16年の就職実績を見ると、それまでより著しく公務員合格者が増えたわけでもないし、就職率が有意に改善されたわけでもない。これは、コースに設定された科目群が、公務員試験合格や就職適性の向上に直接役立つものではなく、それらの職に就いたあとに役立つ科目群であるところから、ある程度やむをえないことであるかもしれない。しかし、本学部としては、何としても、こうした状況の改善に取り組まなければならない。大学は幅広い教養と専門の知識を身に付けるところであるから、カリキュラム上に受験科目を並べることは適当でないが、学内に設置されている公務員講座や司法研修室などの利用を勧める等により側面から学生を支援し、文字通り、幅広い教養と高度な専門知識を備えた公務員、法曹、企業人の育成に努めていきたい。

5 専門的科目、一般教養的科目の配分

既に述べたとおり、「学生一人ひとりの個性を尊重し、豊かな人間性を育成する」という本学部の教育理念は、ユニバーサル・アクセス段階を迎え、その重要性を増している。本学部においては、このような状況下にあつて、この教育理念を具現化し、より大きな効果を得ることを目的として、現行カリキュラムが検討された。その結果、本学学生として共通に学ぶべき一般教養的科目分24単位及び外国語科目分12単位、並びに法学部生として最低限学ぶべき専門教育的科目分50単位、合計86単位を大枠として規定した。そして、残りの44単位については、敢えて副専攻科目や自由選択科目、あるいは

は発展演習として、学生の希望や興味に応じて自分の意思で自由に科目履修し、単位修得できるようにしている。したがって、本学部学生は最大で44単位の範囲内で、専門教育的授業科目、一般教養的授業科目あるいは外国語科目の何れかを重点的に学習することが可能となったのである。このように卒業所要総単位130単位の範囲内において、科目選択の自由度を増大させたことは、現行カリキュラムの特徴の一つといえる。価値観が多様化する現代社会に適応するための能力を涵養することが社会の要請となっている今日、このように学生の希望や興味に応じて、卒業所要総単位に占める専門教育的授業科目・一般教養的授業科目・外国語科目等の量的配分を変更できるシステムは、ユニバーサル・アクセスを迎えた本学部にとって、適切かつ妥当な方法であると判断される。

一方、本学部においては、演習科目、外国語科目、体育科目、情報関連科目を含め、講義科目についても、必修科目に関しては比較的少人数のクラスを編成し、丁寧な教育が実施できるよう配慮している。すなわち、教育理念や目標に則って教育を行うためのシステム面は、ほぼ整っているといえるであろう。したがって、更なる教育効果を得るための課題は、教育内容の充実と適切化ということに尽きる。すなわち、兼担教員も含め、各教員が学生の能力に応じて授業内容を改善する、あるいは改善する意欲を持続することが求められるところである。また、学生の安易で場当たりの履修を許さないよう、ガイダンスや個別指導を通じて、2年次生以上の学生に対しても科目履修指導を、今まで以上に丁寧に実施することなども必要と考えている。

6 基礎教育と教養教育の実施・運営のための責任体制

本学部において開設している授業科目の実施・運営の主体である法学部教務委員会は、適切に機能していると評価できる。更に、基礎科目である基礎演習（1年次演習）については、法学部教務委員会内にコーディネーターとワーキンググループを設置し、授業内容の検討、共通シラバスの作成、教材や資料の作成などを行うというシステムも有効である。

また、法学部、経済学部及び現代文化学部の3学部協力体制のもと実施・運営されている総合基礎科目、外国語科目及び教養演習（2年次演習）について、共通科目教務委員連絡会で原案を作成し、それを各学部の教務委員会が承認し実行するというシステムもまた、有効に機能していると評価できる。

一方、近年における教育改革の一環として、本学では副専攻科目及びキャリア支援科目の実施・運営の主体となる全学横断教育体制検討委員会及びキャリア教育実施委員会が新たに創設された。そこで、もし副専攻科目及びキャリア支援科目を、基礎科目又は教養科目と捉えるならば、従来まであった全学教務委員会、学部教務委員会及び共通科目教務委員連絡会という縦の系統に、新たに全学横断教育体制検討委員会及びキャリア教育実施委員会とが加わることになる。したがって、これら五つの委員会組織が、どのように有機的にリンクしつつ、それぞれの機能を果たしていくのかについては、今後の検討を要する課題である。また、組織の合理化、合意形成の円滑化及び負担の軽減という観点からも、上記5つの委員会の統廃合についても検討を進める必要があり、学部の立場から問題の提起に努めたい。

〈カリキュラムにおける高・大の接続〉

【現状】

本学部では、高等学校からの入学者をスムーズに大学教育に導入するため、高校から大学への教育を接続する試みがいくつかなされている。試みは、推薦入試で入学が決まっている入学予定者に対する入学前のものと、入学後の導入教育に分けられる。

1 入学前教育プログラム

(1) 目的と概要

入学前教育プログラムは、主に推薦入学試験の合格者（指定校推薦入試・公募制推薦入試・自己PR方式入試の合格者）を対象に毎年実施されている。これは、中等教育と高等教育の懸隔の解消を目的に開始されたが、現在では、これに加えて、入学予定者の学習意欲の向上、入学前の不安の緩和、大学へ入学する目的の明確化等も意図されている。以前は、各学部で独自に実施されていたが、平成12年度（対象は13年度入学生）からは全学で統一的に実施している。

入学予定者は、郵送されてきた課題に対して、自宅で答案を作成し返送する。返送された課題は採点・添削されて、再び入学予定者に送付される。

(2) 内容

課題の内容は、入学予定者の反応や答案の完成度をみながら毎年調整を行う。平成17年度（18年度入学生を対象）を例にとるならば、「英語問題演習」・「英語リスニング」・「年配の人からの聞き取り調査」が、全学部に通じる課題である。これに加えて、「課題図書についてのレポート」の作成が、法学部・文化情報学部・現代文化学部に通じる課題となっている。上記以外に学部独自の課題があり、法学部は「大学入学へ向けての決意表明文」の作成を課している。

プログラムは2回に分けて実施される。平成17年度の場合、第1回は、入学前年度の12月中旬に課題送付、1月中旬に答案提出、2月初めに採点・添削した答案を返却している。第2回は、2月初めに課題送付、2月末に答案提出、3月下旬から4月初旬に答案の返却が行われている。

課題内容は、「英語問題演習」・「英語リスニング」が2回に通じるものであり、それ以外に、第1回には、「課題図書レポート」が課せられ、第2回には、「決意表明文」が課せられている。

第2回の課題については、4月初旬の1年次演習で、ファカルティ・アドバイザーから学生に答案を返却している。

(3) 提出率

法学部入学予定者のうち、課された課題を全て提出した者の割合は、以下のとおりである。平成13年度から平成17年度までの5年間については、何れの年度も極めて高い提出率であった。

〔法学部における入学前教育プログラム提出率〕

年度	種別	対象人数 (人)	提出数 (人)	提出率 (%)
平成13年度	第1回	268	268	100.0%
	第2回		268	100.0%
平成14年度	第1回	338	338	100.0%
	第2回		337	99.7%
平成15年度	第1回	344	343	99.7%
	第2回		341	99.1%
平成16年度	第1回	310	309	99.7%
	第2回		310	100.0%
平成17年度	第1回	297	294	99.0%
	第2回		292	98.3%

(4) 実施報告書

16年度より「入学前教育プログラム実施報告書」を作成し、高等学校に配布している。これには、プログラムの概要の説明、課題の説明、プログラム参加者の感想等が掲載されている。

2 1 年次演習

本学部では、大学教育への導入を目的として基礎演習を置いている（詳細は、116頁以下を参照されたい）。この演習の主な目標は、大学における学習に必要な基礎的な能力の獲得、コミュニケーション能力の獲得、大学生活全般についての理解である。

基礎的な能力の獲得のために、漢字の読み書き、文章読解の仕方、文章の書き方、授業ノート・レポート等の作成方法等が指導される。コミュニケーション能力に関しては、学生が実際に行った発表や討論に基づいて問題点等の指導が行われる。大学生活については、大学の組織、履修方法、大学の施設の利用方法等を説明している。特に、メディア・センターの利用方法については、メディア・センター職員の案内のもとで見学・指導を行っている。

この演習の教員は担当学生ファカルティ・アドバイザー（FA）も兼ねており、学生はFAとこの演習において毎週顔を合わせることになる。これによって、FAと学生間のコミュニケーションの緊密化という効果も生じている。

3 基礎学力試験

中等教育において修得される基礎学力・基本的な素養は、大学での教養教育及び専門基礎教育いづれにも必須の基礎である。しかしながら、近年では、この低下傾向が指摘されており、本学もその

例にもれない。

こうした事態に対応するため、基礎学力の強化を目的に、「国語」・「数学」・「英語」の基礎学力試験を、平成17年度春学期末試験期間中に実験的に実施した。試験結果は、秋学期冒頭の1年次演習で返却し、その際併せて解説も行った。

平成17年度における受験者総数は344名、受験率は92.5%であった。試験結果の検討を通して、学生は自らの基礎学力を把握することが可能になり、教員は、学生に対し、基礎学力の継続的な自学自習のための指導を行うことになる。

平成17年度の成果を踏まえ、次年度以降は、第2回を2年次春学期末試験期間に実施して、2年次演習で返却と解説を行うことが予定されている。

【評価と問題点及び改善の方策】

1 入学前教育プログラム

中等教育と高等教育の懸隔を架橋するプログラムとして、適切であると評価できる。英語や文章作成を中心とする内容、及び難易度が妥当であることばかりでなく、答案の返送により入学予定者が課題に確実に取り組んでいることが確認できる仕組みになっている点も、肯定的に評価できる。

入学予定者は、答案の作成を通じて、大学での勉学についての不安をやわらげるとともに、答案のやり取りが、大学への帰属意識の醸成にもつながる。結果として、少なからぬ学生が入学後に体験する戸惑いやストレスを軽減し、大学生活への移行がスムーズに行われることになる。これらの点も評価されてよい。

入学前教育プログラムは、主に推薦入試の合格者だけを対象としている。推薦入試の合格者の場合、11月の入学試験から翌年4月の入学式までにおよそ4ヶ月間あり、この間に学習上の空白を作らないという意味でも、本プログラムは有効といえよう。また入学予定者は、大学への解答提出の前に、高校の担任や科目担当者に相談するケースがしばしば見られる。これは大学生活の先輩でもある高校の先生から大学生活への心構えを教育してもらうことになる。

「入学前教育プログラム実施報告書」の作成は、広い意味での高大連携という観点から、評価できる試みと言える。ただし、この報告書をどう利用するかは、全面的に高校側に委ねられている。また、大学内での報告書の利用については、現在までのところ不十分と評さざるをえない。

早急に改善されるべきこととしては、本プログラムと入学後の教育とのリンクの強化が挙げられる。とりわけ、「入学前教育プログラム実施報告書」の内容を入学後の教育に利用する方法の確立を急ぎたい。課題の採点・添削の結果の分析が、大学の教育内容に反映されることで、報告書に記載される内容、更には課題のありかたそのものについても、一層の改善が可能になる。

2 1年次演習

大学における学習に必要な基礎的な能力の獲得、コミュニケーション能力の獲得、大学生活全般についての理解を主眼とすることで、導入教育の機能を果たしていると評価することができる。また、

ファカルティ・アドバイザー制度と相俟って、この演習が、学生にとって高校時代の“ホームルーム”に代わる役割を果たしており、入学当初の孤立感・不安を緩和する機能を持つ点も評価できる。また、大学の制度・システムや授業の受け方等について指導することで、新入生の大学生活へのスムーズな適応を可能にしている点も積極的に評価できる。

1 年次演習の問題は、この授業を運営していく教員の指導方法のばらつきである。この問題を解決するためには、教員の自助努力だけではなく、組織的な取り組みが不可欠である。この点への対処として、2 つの施策が考えられる。教員の指導技術や習熟度を向上させるための施策、及び教員をサポートするための施策である。1 年次演習をテーマとした研修は、すでに全学教育研修会のみならず、法学部においても何度か実施しているが、今後も継続して実施し、強化を図っていく。

3 基礎学力試験

学力検査は、平成 17 年度より始められたため、検討のためのデータや評価のための材料が少ない。しかしながら、今回の受験率を見ると、すべての学部で 90%以上となっている。これは、1 年次演習を通じての広報・指導の効果と考えられる。今後も、この受験率を維持するとともに、平成 18 年度から実施される 2 年次生を対象とする第 2 回の試験においても、同様の受験率を確保するように努める。

また、演習の時間を利用しての解説・指導も、現状では有効であり、今後も継続していくこととしたい。

現状での最大の問題点は、学生の自学自習、及び教員による指導のための方法が未確立であることである。試験結果は、すべての科目で全国平均を下回っているが、これを改善するためにも、自学自習の方法、有効な指導方法の開発・確立を急ぐ必要がある。

基礎学力の養成・強化のための自学自習のプログラムを開発し、学生に呈示する必要がある。この問題は、多くの大学が対応に苦慮しているところであり、早急な解決は困難である可能性もある。そうであるなら、例えば、自学自習のためのテキストの指定等、可能なところから順次着手していくなどの工夫をしていきたい。

〈インターンシップ〉

【現状】

1 インターンシップの理念

インターンシップは、単なる就業体験や学生の早期内定を目標とするものではない。大学の授業では経験できない実社会での就業体験を通じて、職業適性を見極め、就職への動機付けを図るとともに、大学で学んだ知識や経験を実社会で活かす機会を提供するという、高度の教育的内容を有するものとして構想されている。

2 本学部インターンシップの特徴及び位置付け

こうした理念のもとに、本学インターンシップは、既述の「学生参加による＜入間＞活性化プロジェクト」（現代GP）との連携を踏まえ、「地域の教育力」を活かしている点に特徴がある。本学の教育に理解ある企業・自治体の協力のもとに実習のみならず、事前の研修についても地域の人材の支援を仰いでいる。また、実習先の選定に当たっても、本学インターンシップへの理解を求め、事前にその意義につき賛同する企業・自治体に派遣するなど、単なる就業体験ではない、独自の教育理念のもとに行われている。

本学部においては、インターンシップは、キャリア支援科目において「インターンシップ A」として位置づけられている。キャリア支援科目には、大学教育ではカバーできない公務員試験や資格試験科目を学ぶこと等を目的とする科目が配置されている。キャリア支援科目は必須の卒業要件単位ではないが、その修得単位は自由選択科目として卒業要件単位に算入することができるものとしている。また、インターンシップ A は、さまざまな就業体験の機会を持つことができるよう再度履修を可能にし、6 単位まで卒業要件に算入できるようにしている。

3 授業の方法

授業は、平成 16 年度には法学部、経済学部及び現代文化学部の 3 学部合同で実施し、翌 17 年度からは文化情報学部が加わり、4 学部合同で実施している。前半は事前研修として地域の講師を中心に各分野の仕事の内容や働くことの意味、マナー等について 11 回の講義を行う。後半は、実習先での実習を行い、その内容を実習日誌等を通じて報告させるとともに 4 学部合同で報告会を開催し、その成果を確認することとしている。

4 実習先

本学部がインターンシップの授業を開講したのは、平成 16 年度であり、受講生数及び実習先は以下の通りである。

〔インターンシップ A 受講者及び実習先一覧〕

年度	学年	実習先
平成 16 年度	2 年	武蔵野コンピューターコンサルタント
	2 年	所沢市役所
	2 年	(株)スーパーマルヒロ
	3 年	入間市役所
	3 年	武蔵野コンピューターコンサルタント
	3 年	飯能市役所
	3 年	狭山市役所
	3 年	飯能ケーブルテレビ
	3 年	飯能市役所

	3 年	狭山市役所
合計	10 名	
平成 17 年度	2 年	(株)三協建設
	3 年	NPO 法人ぬくもり福祉会たんぽぽ
	3 年	飯能市役所
	3 年	老茶樹園
	3 年	(株)いわさき
	3 年	飯能市役所
	3 年	老茶樹園
	3 年	NPO 法人ぬくもり福祉会たんぽぽ
	3 年	NPO 法人ぬくもり福祉会たんぽぽ
	3 年	狭山市役所
	4 年	入間市役所
合計	11 名	
総計	21 名	

平成 18 年度では、法学部からは 19 名（うち、2 年生 2 名、3 年生 17 名）が受講し、前半の事前研修を受けているところである。

実習先としては、市役所の他、民間企業、NPO 法人等、多岐にわたっており、地域の教育力を活かすよう配慮している。

【評価と問題点及び改善の方策】

1 評価

インターンシップの状況は、毎年刊行される「地域インターンシップ」で報告されている。これには受講生の実習後の感想が述べられており、「仕事の内容の一部が体験でき、これまでの仕事のイメージが変わった。」、「将来、自分になりたいと思っている職場を実地に見られたことがとても良かった。」、「改めて、自分の進む道に対しての意識を大きくすることができた。」（以上、平成 17 年度「地域インターンシップ」より引用）等、受講生からは好評を得ている。

また、インターンシップ受講生の就職状況は、平成 16 年度では 11 名の受講生中 9 名が就職している。また、残りの 2 名のうちの 1 名については、希望の職種の企業への就職を目指して積極的に活動を継続しており、もう一方は公務員試験受験のため勉学に励んでいる。

現在のところ、本学インターンシップは、協力企業・自治体の理解の下に、前述の理念にほぼ沿った内容で実施され、当初の目標を実現できているといえる。

2 問題点

現在のところ、インターンシップの受講生は、平成 16 年度が 10 名、平成 17 年度が 11 名及び平成 18 年度が 19 名であり、平成 18 年度は増加したとはいえ、まだまだ在学生全体に占める割合は少ない。この主な理由は、土曜日の午前中の授業であること、夏季休暇中の 2 週間に亘る実習があること、秋学期にも報告会等の義務があることなど、学生にとっては負担の多い授業であるという点にあるものと思われる。しかし、反対に経験した学生からは、「得がたい体験をした」、「将来の進路選択に役立つ」などの感想が寄せられているところから、今後は更に受講生を増やし、一人でも多くの学生にこうした貴重な経験をさせるよう働きかけていきたい。

とはいえ、前述した本学インターンシップの理念からは、受け入れ企業・自治体にも多くの負担を求めることになる。安易に受け入れ先を増やすことは、当初の理念に反するおそれがあるのみならず、場合によっては学生にとって不利益を生じかねない。このようにインターンシップについては、理念を維持しつつ、いかにして受講生及び受け入れ先を増やすかといった点が、今後の課題となる。

3 改善の方策

学生に対しては、パンフレットや学内ホームページを通しての広報はもちろん、授業やガイダンスの機会を活用して、インターンシップの意義や有用性を更にアピールすることで、受講生の増加につなげるつもりである。受け入れ先企業・自治体については、本学インターンシップの理念や実情を商工会や自治体広報誌を通じて周知を図るとともに、報告会への参加を呼びかけ、学生にとって具体的にどのような効果があったかを確認してもらいたいと考えている。法学部としては、今後他学部との連携を密にし、受講生及び受け入れ先の意向を尊重して、より教育的効果の高いインターンシップの実現を図ることとしたい。

〈必修・選択の配分〉

【現状】

卒業要件単位数は合計 130 単位であり、その内訳は、法学部コア科目が 20 単位以上、教養科目である総合科目 14 単位以上、必修第一外国語科目 6 単位、必修第二外国語科目 6 単位、情報関連科目 2 単位、主専攻科目 30 単位以上、副専攻科目 30 単位以上、必修演習科目 16 単位以上、自由選択単位 6 単位以上となっている。

そのうち、法学部コア科目の中では「法学概論Ⅰ」（2 単位）と「法学概論Ⅱ」（2 単位）の 4 単位が必修科目となっているが、それはこれらの科目が法律学を体系的に学ぶ際の重要な導入科目の役割を果たしているからである。

総合科目では必修科目は「健康・スポーツ実習」（2 単位）だけであるが、それは健康・スポーツ実習で学び得る内容が、学問・課外活動などのキャンパスライフの基礎をなす科目であり、健康で文化的な生活を送る上での不可欠の要素を含んでいるからである。

外国語科目の中では必修第一外国語の「英語Ⅰ」(2単位)、「英語Ⅱ」(2単位)、「英語Ⅲ」(2単位)、合計6単位が必修科目となっている。それは英語が異文化交流を進める上でもっとも有益なコミュニケーション言語の一つであると同時に、国際化教育の前提となる言語でもあるからである。しかし、他方でそれを効果的に修得するには段階的な学習が必要であり、英語Ⅰ、Ⅱ、Ⅲのステップを踏んだ教育を設定した。

演習科目では1年次の「基礎演習」、2年次の「教養演習」、3年次の「発展演習Ⅰ」、そして4年次の「発展演習Ⅱ」をそれぞれ純粋な必修科目としている。本学の教育理念は冒頭で述べたように少人数制による愛情教育であり、これら演習科目をすべて必修化することで、愛情教育の理念は演習科目にもっともよく体现されている。

しかし、全体的にみると、必修科目の合計は28単位にとどまり、卒業要件単位数に占める割合は、21%強と比較的少ない数値である。ただし、法律学を体系的に学ぶ上でコアとなる科目は、必修化していなくても履修指導という手だてによって補っている。例えば、法学部コア科目のうちA群は、法学概論のほか、憲法Ⅰ(4単位)、民法Ⅰ(4単位)、刑法Ⅰ(4単位)、政治理論(4単位)、及び現代の国際社会(4単位)であり、これらの合計は24単位であるが、A群からの選択の縛りは16単位以上ということなので、ほぼ全科目とも必修科目に近い科目となっている。その上、民法Ⅰは60人程度の学生数からなる6クラスを編成し、クラス指定でほぼ全員の学生を受講させている。憲法Ⅰ及び刑法Ⅰについても、2クラス編成とし、1年次生のほぼ全員をクラス指定で履修させている。また、これら法学部コア科目A群は、時間割上も他の科目と重ならないよう配置してあるので、ほぼ全員が履修できるように工夫している。また、法学部コア科目のうちB群も、憲法Ⅱ、民法Ⅱ、民法Ⅲを2クラスに分け、クラス指定でほぼ全員が履修できるように工夫している。

一方、かつては外国語科目の中に選択必修科目があり、例えば、英語Ⅳ、英語Ⅴ及び第二外国語Ⅲの中から1つ選択するという具合になっていたが、それらは履修指導上も複雑であり、またクラス編成上の問題が生じる可能性が高かったことから、平成16年のカリキュラム改正で廃止した。それ以外の科目はすべて、上に述べた各科目群においてそれぞれの単位数を選択するよう縛りがあるのみである。

【評価と改善の方策】

1年次から4年次までの演習科目は、本学部の手作り教育を実践する場として、かなり高く評価できる。同時に、法学部コア科目の科目立てと履修指導によるクラス指定方式は、受講生の数も少ない中、極めて効果的に指導できる体制となっている。将来的には、民法Ⅰだけでなく、憲法Ⅰと刑法Ⅰも、できるだけ少人数にクラス分けして指導できる方向性を探りたい。

〈授業形態と単位〉

【現状】

1 単位計算の原則

本学では、45 時間の学習時間が 1 単位に相当するという原則に基づき、授業時間と授業回数、及び授業外の学習時間を合計し、各科目の単位数を定めている。

授業時間は、基本的に 1 回 2 時間となっている。授業回数は、通年科目が週 1 回で計 30 回、学期科目は週 1 回で計 15 回である。

授業外の学習時間については、授業形態により算定の基準が異なる。講義科目と演習科目は 1 回の授業につき 4 時間、外国語科目・実習科目・実技科目は 1 回の授業につき 1 時間と算定している。

2 講義科目・演習科目

上記の方法に基づいて算出するなら、講義科目・演習科目の学習時間は、通年科目の場合、授業時間 60 時間、授業外の学習時間 120 時間で計 180 時間となり、単位数は 4 となる。学期科目については、学習時間が半分となるため単位数は 2 である。

授業形態については、講義科目は原則として教室における講義が中心となっており、履修者数が数百人規模のものもある。それに対して演習科目は、履修者数が数人から十数人程度である。演習科目においては、発表や発言等の授業への積極的・主体的参加が求められ、発表に際しては事前準備が要求される。

健康・スポーツ演習の中には、学内において秋学期に授業を行った後、春期の休暇中に合宿方式の集中授業（4 泊 5 日）を実施するものがあるが、授業時間の算定方法は通常の演習科目と同一である。

3 外国語科目・実習科目・実技科目

外国語科目・実習科目・実技科目の学習時間は、上記の算出法に従うなら、通年科目の場合、教室における授業が中心となっている。授業時間は 60 時間、授業外の学習時間が 30 時間で、計 90 時間となり、単位数は 2 となる。学期科目については、学習時間が半分となるため単位数は 1 となる。

海外語学研修の授業形態は、他の外国語科目と異なり、授業期間における事前授業、及び長期休暇中の海外での外国語研修の 2 つの部分から構成される。事前授業は通常の授業と同じ形式で 15 回行われ、外国語研修もこれと同等、又はそれをうわまわる時間数の授業が実施される。単位を修得するためには、事前授業と外国語研修をともに履修することが必要であり、単位数は 2 である。

実習科目と実技科目には、コンピュータ操作に関する実習（コンピュータリテラシー）、健康スポーツ実習、インターンシップ科目が含まれる。コンピュータ関連の実習科目では、コンピュータ教室において学生に実際にコンピュータを操作させるかたちで授業が進められる。健康・スポーツ実習では、必要に応じて講義を行うとともに、主にグラウンドや体育館などにおいて教員の指導の下に学生が身体運動やスポーツ種目を実践している。

インターンシップ A は、現場に学生を派遣するのに先立ち教室で 30 時間の講義を行い、学生に十分な準備をさせた上で、通常 2 週間程度の実習を派遣先で行い、実習日誌と実習レポートを提出し、そ

の後、報告会における実習報告を行い、単位数は4としている。

【評価と問題点】

1 単位計算の原則

45時間の学習時間を1単位とし、それに基づいて授業形態ごとの単位数を算出するという方式は、大学設置基準第二十一条に定められた範囲にある。この方式に従って設定された本学の各科目の単位数については、基本的に問題はない。

2 授業外学習

単位制度をめぐる最大の問題点は、必要とされる授業外学習の時間が確保されていないことである。

16年度の講義アンケートを例に、いくつかの科目の授業外学習の平均時間をみるなら、最も数値が良いのは外国語演習であり、以下、外国語科目、外国語演習及び健康・スポーツ演習を除いた演習科目、講義科目、の順になる。この順位は、単位制度の基本的枠組みに背馳する結果である。加えて、外国語演習にあっても、授業外学習の時間は「30分以下」が最多の38.6%であり、次位が「1時間～30分」の27.4%である。これは、一回の授業につき4時間の授業外学習という4単位科目の前提条件にはるかに届かない数値である。最も数値が劣る講義科目では、授業外学習時間は「0」が最多の50.7%、次位が「30分以下」の31.1%となる。

この結果は、単位数計算の妥当性の確保という点からみて、大きな問題をはらんでいると言わざるをえない。授業外学習は、授業内容や学生の学習意欲とも関連しており、一概に制度的な問題とは言えない。しかしながら、単位制度の基本的枠組と現状の乖離がここまで大きい以上、改善のための何らかの制度的施策を検討する必要があると考える。

【改善のための方策】

授業外学習時間の確保のためには、まず、授業内容や授業方法の工夫が必要である。例えば、予習・復習を前提とした授業内容とし、授業時に毎回課題を課すといったことで改善が見込まれる。また、履修ガイド、年度当初の全体的なガイダンス、各授業のガイダンス等で授業外学習を促すことも必要である。

しかし、学生の学習意欲やライフ・スタイルを考慮するなら、このような方法には自ら限界がある。例えば、1日に3コマの講義科目を履修している学生の場合、授業時間6時間、授業外学習時間12時間の計18時間の学習が求められることになる。残りの6時間で、通学、食事、睡眠等の時間を確保することは不可能である。このような問題を解決するには、履修科目数自体を減らす以外には方法はない。本学では17年度入学生より登録単位数の上限を引き下げた（詳細は「履修登録単位数の上限」の項を参照）。これによって、登録単位数と授業外学習時間との乖離の改善が可能となった。しかし、こ

の改善は、所詮は限定的なものでしかない。例えば、46 単位を登録した学生の場合、年間の学習時間の総計は 45 時間×46 単位で 2070 時間となる。これを、授業週 30 週、週 5 日間学習するとして、1 日当たりの学習時間を求めると、授業時間を含めて 13.8 時間となる。授業期間中の土曜・日曜の一定時間を授業外学習に充てることを前提しても、この数字は現実的とはいえない。

今後は、履修登録制限の引き下げだけでなく、卒業要件単位数の検討も含めて、実行可能な学習時間を前提とした制度を模索していきたい。

〈単位互換・単位認定制度等〉

【現状】

1 単位互換

本学は大学として彩の国コンソーシアムの単位互換制度に参加しており、法学部でもこれによる単位互換の実績を挙げている（詳細は、「単位互換制度」の項を参照のこと。）。

2 単位認定制度

(1) 本学入学前の既修得単位等の認定

本学に入学する前に他の大学・短期大学で修得した単位や取得した資格等について、本学が教育上有益と認めた場合に本学で修得した単位とみなして、卒業のために必要な単位数として認定する場合がある。

ただし、一度認定した科目を変更することはできない。

(i) 本学の単位として認定できる単位・資格等

- ① 本学入学前に大学又は短期大学で履修した授業科目について修得した単位
- ② 本学入学前の高等専門学校又は専門学校（文部科学大臣の定める基準を満たす専修学校専門課程）の課程における学修
- ③ その他の資格等については、後掲の一覧表のとおりである。

(ii) 認定できる単位数

本学入学前の既修得単位等として認定できる単位数は、編入学、転学等の場合を除いて、外国の大学又は短期大学に留学により認定された単位数、及び本学在学中に取得した資格等に対して認定された単位数と合わせて 60 単位を超えない範囲となる。なお、この単位数は年間履修上限単位数に含まれない。

(2) 本学在学中に取得した資格等に対する認定

一定の技能資格試験等により、資格等を取得した場合には、本学の該当科目について単位認定を行うこととなっている。ただし、一度認定した科目の変更、及び本学で単位を修得済みの科目について

認定することはできない。

(i) 本学の単位として認定できる資格等

認定できる資格等の詳細は、後掲の一覧表のとおりである。

(ii) 認定できる単位数

本学在学中に取得した資格等に対して認定できる単位数は、編入学、転学等の場合を除いて、外国の大学又は短期大学に留学により認定された単位数、及び本学入学前の既修得単位として認定された単位数と合わせて60単位を超えない範囲である。なお、この単位数は年間履修上限単位数に含まれない。

〔法学部において認定できる資格等〕(平成16年度以降入学生対象)

対象技能資格名	本学の認定対象科目	成績 評価	申出 期間	資格の 有効期限	備考
英語検定 準1級 TOEFL(PBT)500点以上 TOEFL(CBT)173点以上 TOEIC 650点以上	英語Ⅰ・Ⅱ及び英語演習のうち、 いずれか2科目4単位	A	履修登録 期間前	2年	申請に当たり、法学部英語担当教員が対象科目についてアドバイスをを行う。
英語検定 1級 TOEFL(PBT)540点以上 TOEFL(CBT)207点以上 TOEIC 700点以上	英語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ及び英語演習のうち、いずれか3科目6単位				
ドイツ語技能検定試験4級	ドイツ語Ⅰ・Ⅱのうち、 いずれか1科目2単位				
ドイツ語技能検定試験3級以上	ドイツ語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲのうち、 いずれか2科目4単位				
実用フランス語技能検定試験4級	フランス語Ⅰ・Ⅱのうち、 いずれか1科目2単位				
実用フランス語技能検定試験3級以上	フランス語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲのうち、 いずれか2科目4単位				
中国語検定試験4級	中国語Ⅰ・Ⅱのうち、 いずれか1科目2単位		認定年度 の1月末日まで		
中国語検定試験3級以上	中国語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲのうち、 いずれか2科目4単位				
スペイン語検定試験5級	スペイン語Ⅰ・Ⅱのうち、 いずれか1科目2単位				
スペイン語検定試験4級以上	スペイン語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲのうち、 いずれか2科目4単位				
ハングル語能力検定試験4級	韓国語Ⅰ・Ⅱのうち いずれか1科目2単位				
ハングル語能力検定試験3級以上	韓国語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲのうち いずれか2科目4単位				
日本語能力検定 300点以上 日本留学試験(日本語)300点以上	日本語Ⅱ 2単位				履修登録 期間前
日本語能力検定 350点以上 日本留学試験(日本語)350点以上	日本語Ⅱ・Ⅲ及び日本語演習Ⅰ の計3科目6単位				
初級システムアドミニストレータ	情報リテラシー2単位			履修登録 期間前(た	
				履修登録 期間前(た	3年

基本情報技術者試験	情報リテラシー、インターネット特論の計2科目4単位		だし、当該年度に資格認定された場合は1月末日まで)		
ソフトウェア開発技術者試験	情報リテラシー、インターネット特論、会計情報システム論の計3科目6単位				
司法書士	憲法Ⅰ・Ⅱ、民法Ⅰ～Ⅴ、刑法Ⅰ・Ⅱ、商法Ⅰ～Ⅲ、民事訴訟法、憲法概説、民法概説Ⅰ・Ⅱ、刑法概説のうち、いずれか3科目12単位				
行政書士	憲法Ⅰ・Ⅱ、民法Ⅰ～Ⅴ、労働法、商法Ⅰ、租税法、行政法Ⅰ・Ⅱ、地方自治法、憲法概説、民法概説Ⅰ・Ⅱ、刑法概説のうち、いずれか2科目8単位				
宅地建物取引主任	民法Ⅰ～Ⅴ、民法概説Ⅰ・Ⅱより1科目4単位				
法学検定試験2級	法学概論Ⅰ・Ⅱ、民法Ⅰ～Ⅴ、憲法概説、民法概説Ⅰ・Ⅱ、刑法概説、受験した各コースの選択科目に該当する科目のうち、いずれか1科目4単位	A	履修登録期間前		
日商簿記3級 全経簿記2級 全商簿記2級	簿記原理4単位		履修登録期間前(ただし、当該年度に資格認定された場合は1月末日まで)		
日商簿記2級 全経簿記1級 全商簿記1級	簿記原理、原価計算論のうち、いずれか1科目4単位				
日商簿記1級 全経簿記上級	簿記原理、財務会計論、原価計算論のうち、いずれか2科目8単位				
テクニカルエンジニア(データベース)	情報資源管理論4単位				
テクニカルエンジニア(ネットワーク)	情報ネットワーク概論4単位				

3 実績

(1) 技能資格取得等による単位認定実績

平成14年度

- ① 日本語能力検定300点以上(日本語・日本事情)
- ② ドイツ語技能検定試験3級(ドイツ語Ⅲ)

平成15年度

- ① 実用フランス語技能検定4級(フランス語Ⅰ)
- ② ドイツ語技能検定試験4級(ドイツ語Ⅰ)

平成16年度

- ① 宅地建物取引主任者（民法Ⅳ）
- ② 行政書士（行政法Ⅰ，Ⅱ）
- ③ 実用フランス語技能検定試験3級（フランス語Ⅲ）
- ④ ドイツ語技能検定試験4級（ドイツ語Ⅱ）

平成17年度

- ① 宅地建物取引主任者3件（民法Ⅳ，民法Ⅴ2件）
- ② 基本情報技術者（情報リテラシー）

平成18年度

- ① 行政書士（民法Ⅴ）
- ② 宅地建物取引主任者7件（民法概説2件，民法Ⅰ，民法Ⅳ3件）
- ③ 法学検定2級（刑法Ⅱ）
- ④ 日商簿記3級（簿記原理）
- ⑤ 他大学等で取得した単位（英語）2件（英語Ⅰ，Ⅱ）
- ⑥ 全商簿記1級2件（原価計算論2件）
- ⑦ 同2級2件（簿記原理2件）

(2) 単位互換制度による他大学科目単位取得状況（法学部生のみ）

- 14年度 1名
- 15年度 1名
- 16年度 1名
- 17年度 0名
- 18年度 2名（履修中）

【点検・評価と問題点及び改善の方策】

技能資格等の認定制度は、語学関係の資格はもとより、技能資格についても、必ずしも当該資格を生かした実務に就く場合だけではなく、それぞれの段階における学習の到達目標を設定する上で極めて有益であり、実際に認定を受けた上記以外に、この目標を目指して学習している学生は少なくない状況にある。この意味において、この認定制度は対象科目の拡充等により、今後更に充実した制度とすべきものと考えられる。

ただし、司法書士はもとより、行政書士についても、近年は合格率が極めて低い状況にあり、後者の認定実績も上記のとおりわずかな数となっている。他方では、宅地建物取引主任者については、合格者が増加しており、今後の増加も期待される。

技能資格等の認定制度については、法学検定試験2級の追加など、これまでも状況の変化に応じた見直しが行われており、今後も同様の見直しは必要であると思われる。また、国家試験の項で述べた

ように、資格取得のための積極的な支援策を行うことが、結果として技能資格取得者の増加に繋がり、資格認定制度の拡充にも貢献することになるものと考えられる。

単位互換制度については、上記のとおり法学部生でこれを利用した例は、参加の他の大学から法学部設置科目を履修した例はない。その理由としては、参加大学のうち、法学部が設置されているのは本学と大東文化大学のみであり、法学関係の履修希望者が少ないと思われること、また、この二つの大学の法学部では特に互換が適当な科目は少ないことなどが考えられる。

法学部においては上記のとおり、本制度はこれまであまり積極的な利用はなされていない。ただ、今後は参加大学における新たな講義科目の設置などにより、本制度の利用が増加することも期待されるほか、近隣の大学が相互にこうした学生の相互単位互換を認めることは、意欲のある学生にとって勉学の刺激となり、好結果をもたらすことになるものと考えられるので、学生への広報を徹底することはもとより、関係各大学間における連携の一層の強化にも努めていきたい。

〈開設授業科目の専・兼比率等〉

【現状】

1 法学部設置科目全体に占める専任教員担当科目

法学部において開設されている科目群における専任教員の担当する授業科目は、総合科目群は 120 コマ、体育科目群は 18 コマ及び外国語科目は 44 コマであり、それぞれ専任教員の授業数が全体に占める割合は、76%、39%及び 35%である。総合科目群、体育科目群及び外国語科目群の授業は、法学部の専任教員だけでなく、他の学部の専任教員も担当している。下記の表における専任教員数は、他学部の専任教員を含めた数字である。

法学部開設の専門科目群のコマ数は 183 コマ、そのうち専任教員の担当授業は 147 コマであり、80%を占めている。専門科目の設置については、演習科目担当教員を専任教員とすることを目指し、法学部で学ぶ基礎的学力の充実を目標として、基礎演習においては、科目設置のときから、すべて専任教員が担当してきた。また、豊かな教養に基づくリーガルマインドの涵養を実現するために、発展演習についても、平成 18 年では 9 コマ、平成 19 年では 4 コマのみが兼任教員の担当であり、これも平成 20 年以降は、すべて専任教員が行う予定となっている。更に、本学法科大学院の設置もあり、学部における法学教育を明確にするために、「教育法」、「フランス法」、「ドイツ法」等の科目を廃止し、「民法Ⅰ」を 60 名程度に制限し、6 クラス開設するなど、基礎的法律科目の教育を徹底するよう改革した。

〔開設科目群別専任教員担当コマ数(平成 18 年度)〕

開設科目群	専任	兼任	比率
総合科目群	120	31	76%
体育科目群	18	28	39%
外国語科目群	44	82	35%

専門科目群	147	36	80%
合計	329	177	65%

2 主要な授業科目への専任教員の配置状況

講義科目については、1 講義当たり最大限 200 名程度までをめどに開設し、同一講義科目に 300 名を超える場合が継続すると思われるときには、複数開設を原則としている。平成 18 年度において、200 名を超える科目は、法学部設置の講義科目のうち、33 科目であった。また、法学部コア科目のうち民法Ⅰ（総則）については、基礎的な法律知識の習得を確実なものとするために、同科目を 6 つ開設している。憲法Ⅰ、憲法Ⅱ、刑法Ⅰ、民法Ⅱ及び民法Ⅲは、受講生の数を適性に保つためクラスを指定し、複数の講義を設置している。必修演習科目にいつては、平成 18 年度では 1 年次生の基礎演習は 23 クラス、教養演習は 3 学部共通開講科目であるが 52 クラス、発展演習は 46 クラス設置している。

3 法学部専門科目における専任と兼任の比率の適切性

専門科目は、183 コマ開設されており、そのうち 80%に当たる 147 科目を専任教員が担当し、残りの 20%を兼任講師が担当している。特に、演習科目は、できうるかぎり専任教員が担当することによって、行き届いた学生への指導を目的とする。1 年次生の基礎演習 23 は、全て専任教員が担当している。2 年次生の教養演習は 3 学部の合同設置科目であるので、法学部生の履修者 350 人に相当する法学部専任教員をこの科目群に充てている。3 年次生及び 4 年次生の発展演習は、全部で 46 あり、外国語科目、総合科目、主専攻科目の担当を問わず法学部所属の全教員が担当し、そのうち 37 を専任教員が担当しているが、平成 18 年度から 3 カ年計画で総てを専任教員で担当するよう移行中である（前頁参照）。

〔主専攻科目コース別専任教員担当割合〕

主専攻科目	専任担当科目数	兼任担当科目数	合計	専任担当比率
地方自治・政治コース	19	4	23	82.6%
法職コース	18	5	23	78.3%
企業キャリアコース	17	6	23	73.9%
国際関係コース	14	7	21	66.7%

専任教員の比率の高い科目は、概説科目（100%）、法学部コア科目（87%）、主専攻科目（75%）、必修演習科目（88%）などである。主要専攻科目については、概ね 70～80%程度であるが、国際関係コースがやや低い数値となっている。

兼任教員の教育課程への関与の状況についていうと、授業の担当状況と今後の方針は上記のとおりである。授業以外のカリキュラム編成や授業改善その他教育課程への兼任教員の関与については、前者に関しては、例えば外国語と体育科目については非常勤の兼任教員を集めての科目打ち合わせを年 1 回実施し、専任教員から当該年度の方針等につき説明を行っている。また、後者については、授業

改善のためのアンケートを兼任教員を含む全教員に対して実施し、アンケート結果を全教員に通知するとともに、兼任教員を含めた全教員が授業改善計画を提出するなどして、各教員が授業改善に役立っている。更に、平成 18 年度からは、兼任教員にも授業改善計画事例集への執筆を依頼し、授業改善に積極的に関与させるように促している。

【点検・評価と問題点及び改善の方策】

開設科目全体に占める専任教員の比率を高めるように改革がなされてきたが、特に専門法律科目においては、更に、法学部における法学教育のありかたとして、基礎的な法律科目の教育を充実させるよう努めている。特に演習科目においては、専任教員の比率を 100%にすることが可能となり、一定の目標を達成した。しかしながら、専門科目の必要性によって、本学専任教員のみでは対応が困難なものもあり、本学においてどのような科目を設置すべきか、引き続き、法学教育のあり方について議論を重ね、一定の目標を設定するように努めたい。

法律専門科目においても、クラス指定方式による人数制限を設け、受講者が適切な人数になるように配置しており、そのため 200 名という基準を超える科目は僅か 33 に留まっている。受講生の数は、年毎に若干の変動があり、これを完全に事前に把握するのは困難であるが、各科目当たりの受講生の人数見通しは、ほぼ妥当である。

一方、臨時定員増による学生数は、平成 18 年度からは一定数（入学定員 285 名）に落ち着く。また専任教員の法学部における定員数は 36 人である。もし、これらの数が満たされれば、教員一人当たりの学生数は、大きく改善できるはずである。私立大学（人文社会系（法・経・商系））における教員一人当たりの学生数平均は、35.8 人（平成 16 年 5 月 1 日現在、日本私立大学協会）であるが、本学の数値はこの 5 年間の平均数値で 44.8 人である。したがって、今後は、少なくとも教員一人当たりの学生が、40.0 に近づくように努めたい。

なお、各主専攻コース別にみた場合、専任教員担当科目の比率にばらつきがあり、特に国際関係コースでは、専任教員担当科目の比率が 66.7%であり、やや低くなっている。各科目の性質によって、若干の差異がありうるが、概ね 70%程度の専任教員担当科目の比率が確保されるようにしたい。

〈学生の多様化に伴う教育上の配慮〉

【現状】

1 社会人学生、外国人留学生への教育上の配慮

(1) 社会人学生への教育上の配慮

(i) 科目等履修生制度における一般コースと特別コース

社会人学生の受入れについては、法学部においても全学における受入れ制度と同じく、主に科目等履修生制度が、その受け皿となっている。この科目等履修生制度には、体系的な履修にとらわれず興味ある授業科目を履修する一般コースと本学の科目等履修生として一定の単位を取得した後、本学に

正規学生として入学し、卒業に必要な就業年限に最大2年間通算されることを前提とした特別コースの2コースを設置している。

一般コースでは、1年間に履修できる科目の単位数は40単位であり、外国語、実習、実技及び演習の科目については、原則として履修できないこととなっている。特別コースにおいては、1・2年目の履修限度は50単位以内、3年目以降が54単位以内となっており、これについては一般学生と全く同じ授業科目のほか、外国語、演習等の科目についても履修可能となっている。

(ii) 特別コースの科目等履修生の特例

特別コースの科目等履修生は、法学部に対応する科目を30単位以上修得した場合は、卒業に必要な就業年限に1年間通算され、入学から3年間で卒業が可能となる。同様に60単位以上修得した場合は、2年間の就業年限が通算され、入学から2年間で卒業することが可能となる。また、特別コースに1年以上在籍した場合は、本学社会人入試の出願資格が得られることとなっている。

(iii) 受入状況

平成13年度以降については、社会人学生の入学はすべて一般コースのみであり、特別コースの入学者は、現在までのところない。20歳代の若年層については、比較的資格取得希望者が多く、他方50歳代以降の年齢層では自己の関心に基づく科目履修生が多いのが特徴である。

(2) 外国人留学生への教育上の配慮

(i) 外国人留学生へのカリキュラム上の配慮

外国人留学生は、必修第1外国語として、1年次に日本語Ⅰ、Ⅱを履修し、2年次に日本語Ⅲ（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲともに2単位）を履修すべきこととなっている。

必修第2外国語としては英語Ⅰ、Ⅱ、Ⅲを外国人留学生の履修指定科目としている。このほか、自由選択外国語として、日本語演習A、同B、同C、同Dが設置されており、これらは外国人留学生のみ履修することができる科目となっている。このような日本語履修により、法学部に設置されている主専攻科目のほか、副専攻科目等の履修が円滑に行われることが意図されている。

(ii) 資格等の認定

外国人留学生についても、英語検定、日本語能力検定（300点以上）、日本留学試験（日本語：300点以上）ほか、各検定・資格を法学部における単位として認定することとなっている。

(iii) その他の配慮

外国人留学生の受入れに当たっては、春、秋の2回、各学部教員も参加して全学的に留学生ガイダイダンス及び留学生歓迎会を開催しており、また年1回学内で日本語スピーチコンテストを実施し、日本語の実力向上を目指す機会としている。

2 生涯学習への対応

社会人を対象とした生涯学習への対応としては前述の科目等履修制度のほかに、昭和63年から継続して実施している公開講座がある。この公開講座、「市民の大学」、「はじめてのパソコン」、「彩・ふるさと喜楽学（16年度まで飯能学）」などから成り、大学と地元自治体との共催により実施されている。

法学部の教員は当初からこれらの各講座を担当しており、法律に関するさまざまなテーマを日常的な視点から分かりやすく解説することに努めているほか、これまでに法学部教員が「楽しく学ぶ英語」も担当した実績もある。平成8年以降開設される講座数は増加しており、特に「市民の大学」講座は平成15年、16年の春、17年の秋と18年の春それぞれ4回ずつ法学部教員がそれぞれのテーマにつき講義を行っている。本講座の内容が年々多彩となっていることから、近年における本公開講座の受講者総数は大幅に増加しており、15年度からは延べ人数で1,100名を超え、17年度は1,200名を超えている。

法学部教員による公開講座への出講状況は以下の表のとおりである。

〔法学部教員の公開講座出講状況〕

年度	講座名	教員名	テーマ	受講者数(人)
15	楽しく学ぶ英語D	天野武男	英検カードを使った会話練習	17
	楽しく学ぶ英語B	M.A.Foulds	English through paintings	25
	市民の大学Ⅱ	成田憲彦	いま日本政治に何が起きているか	100
	同	井上久士	21世をむかえた中国	72
	同	千草考雄	地方政治における民意のゆくえ	98
	同	西川敏之	イラク戦争、北朝鮮と日本	104
	飯能学	竹下守夫	地域社会と大学	121
	同	吉田恒雄	子供の人権とその救済	103
	同	熊田俊郎	東京大都市圏と飯能	172
16	楽しく学ぶ英語D	佐野富士子	英語の丁寧表現	28
	市民の大学Ⅱ	松田浩	監視カメラはプライバシーの侵害とならないか	80
	同	芦野訓和	身近なペットの法律相談	79
	同	岡本昌子	私たちの生命は刑法ではどのように守られているか	83
	同	萬歳寛之	イラクと北朝鮮問題	96
	飯能学	竹下守夫	司法への市民参加	105
	同	M.A.Foulds	東東洋について	108
	同	吉野貴順	運動とからだ	118
	同	勝田有恒	市民参加—武蔵野市の場合	110
17	市民の大学Ⅱ	吉田恒雄	子供の虐待と法	61
	同	米山哲夫	少年非行と少年司法	59
	同	伊藤行紀	外国人家族と出入国管理	71
	同	大録英一	消費者保護と法	71

	楽しく学ぶ英語A	M.A.Foulds	Useful English in Everyday Situations	35
	彩・ふるさと喜楽学	竹下守夫	国際化と法律家の国際貢献	164
	同	北原仁	情報公開法・個人情報保護法	164
	同	倉島安司	市町村合併の今	172

【点検・評価と問題点及び改善の方策】

1 社会人の受入れ

法学部のみに関する社会人の受入れに関する集計はないが、大学全体における社会人の科目等履修生の受入れ数は、平成15年度以降減少傾向となっている（15年度51名、16年度44名、17年度35名、18年度25名）。

学習意欲のある社会人のために、学習の機会を提供し門戸を開放することは大学にとって有意義である以上、今後、科目の開放を促進し、更に広報にも重点を置き、社会人受入れに一層努力する必要があるものと考えている。

2 留学生の受入れ

法学部における留学生受入れ人数は、これまで決して多くはないのが実状である。ちなみに、平成14年度3名、15年度1名、16年度1名、17年度4名、18年度はゼロとなっており、15年度が韓国人であった他はすべて中国人である。

これまでは、外国人留学生は十分な日本語能力を有することを当然の前提として受け入れてきており、事実法学部に学ぶ留学生は学力水準も高い学生であった。今後は、外国人留学生についても法学を学ぶ意欲と能力を有することを前提して、積極的に受入れのための工夫と努力を行う必要があるものと考えられる。そのために、成績優秀な留学生に対する奨学金の支給などについても、検討していきたい。

3 生涯学習

高齢化社会の到来に伴い、現役を退いた後も何らかの形で学習を継続したいと希望する人々が確実に増加傾向にあることから、今後とも正規の授業以外に公開講座のような形で大学の持つ研究成果を対外的に発信していく必要性は高まるものと思われる。今後、全学的に公開講座の拡充強化に努めることはもとより、法学部としても更にテーマを多様化し、積極的にこれに協力していきたい。

〈正課外教育〉

【現状】

本学では、大学と地域、更には近隣市町村との連携を図り、地域活性化に貢献することを目的として、本学学生による地域派遣を進めている。具体的には、①「学生参加による入間活性化プロジェクト」(現代 GP= 既述)への学生の参加、②留学生を近隣市町村の小中学校へ派遣し、小中学生と留学生との交流を図りながら、異国間の文化・言語等の理解を深める国際化教育、③学生による市民への法律相談やパソコン指導、④地域の福祉施設でのボランティア活動、⑤近隣駅前周辺、スクール・バスの停留所付近、市営運動公園などでの学生によるボランティア清掃などの活動である。

学内では、正課授業である各学部1年生必修の情報リテラシー実習科目において、教員の授業支援を行う SA (学生アルバイトによるスチューデント・アシスタント)が毎年 30 名ほど活躍している。これは教える学生と教えられる学生が、共に学びの上で成長することを互いに助けるといった大きな意味を持っている。

更に、平成 17 年度より、「駿河台大学飯能キャンパス司法研修室」が設置された。司法研修室は、法科大学院進学に係る学習支援のほか、国・地方公共団体の公務員試験や公益団体・企業の法務部等への進路を目指す学生のために、法学的思考力、法学基礎知識、法務実務の基礎知識と基礎技術についての自主学習を支援し、法学に係る本学正規教育における教育効果を相乗的に高めるために設置されたものである。

これらの正課外活動は、年々評価が高まりつつあり、その需要も上昇している。とりわけ、前記②の留学生による小中学校訪問は、小中学校長からの問い合わせが増大しており十分な評価が得られている。また、③の学生による「法律相談」や「パソコン指導」に関しても、地道な活動を続けており、その成果も市民から高い評価を受けている。

【評価と問題点及び改善の方策】

本学では、上記のように地域への学生派遣など正課外の活動を促進している。しかしながら、これら正課外活動へ参加する学生が、ある特定の学生に固定化されてしまう傾向にあること、あるいは参加学生数が減少していることが、問題点として挙げられる。今後は、参加学生の確保・増加をどのようにするか課題といえる。

そのために、本学では、まず第 1 の改善策として平成 14 年度秋より学生主体による「ボランティア情報室」を立ち上げ、学生の登録制によるボランティア活動への照会・参加を促している。この活動により、現在課外活動のサークルとして活動しているボランティアサークルも、正課外活動として吸収する方向を考えたい。

次いで、年々増大している留学生に対する広報活動を更に増やし、留学生による地域貢献を通して国際化教育を進めていく予定である。

いずれにしても、学生の自主的参加が課題であることから、日ごろから、①大学のホームページ、②掲示板への告示、③大学が発行している「大学ニュース」への掲載、及び④4 月初めのガイダンス

教育での広報活動を通して、学生への啓発を促す活動をより一層進める必要があると考えている。

B 教育方法等

〈教育効果の測定〉

【現状】

1 定期試験等に基づく教育効果の測定

(1) 定期試験等

定期試験が、各授業における教育効果を測定するための、最も有効な方法であることは、全教員の間でほぼ合意が形成されている。定期試験は、春学期開講科目及び秋学期開講科目については、それぞれ7月中・下旬と1月中・下旬の試験期間中に1回のみ実施されているが、最終授業時に実施される場合もある。通年開講科目については、ほとんどの科目が春・秋の試験期間中又は最終授業時に合計2回実施されている。筆記試験・レポート等の試験の形式は、科目の性格に応じて各科目担当者が決定する。ただし、教育効果を測定するための合理的な試験方法のありかたについては、種々の考え方があり、今後更に検討を積み重ねていきたい（詳細は「成績評価の仕組み」の「多面的な成績評価」の項を参照。）。

(2) 統一試験

本学部では平成17年度より、必修である英語Ⅰ及び英語Ⅲの授業の一環として、TOEFL受験を全学生に課題として課している。実施時期は、1年次は春学期と秋学期に各1回、及び2年次には秋学期に1回実施している。これらの試験により、各年次の学生全体としての英語力の測定が可能となるとともに、試験毎の英語力の推移も明らかとなる。また、これらの結果は、更に詳細に分析・検討され、それに基づいて教育方針や教育目標あるいは教育内容が決められなど、教育改善のための資料として活用されている。

またドイツ語においても、同様の趣旨で、平成17年度より、1年次生のドイツ語（初級文法）の授業において全学統一の試験が導入されている。その結果は、英語と同じように、教育方法・内容の改善、及び学習効果や目的設定のための資料として用いられる。

(3) 基礎学力試験

（基礎学力試験の詳細については「カリキュラムにおける高大の接続」の項を参照。）

基礎的学力・基本的な素養は、学士課程における教育（教養教育及び専門基礎教育）の不可欠の前提となっているが、ユニバーサル・アクセスの時代を迎え、授業を受ける際の前提であるはずの知識が学生に欠落しているという現象がなかば常態化し、本学部における深刻な問題となっている。したがって、本学部学生が基礎学力・基本的素養をどの程度習得しているかを適確に把握することは、学士課程教育の担当者にとって必須のことである。

本試験は平成17年度より開始されたばかりであるが、将来的には本試験の結果を用いて、学生の基

礎的学力・基本的な素養の習熟度を把握し、その結果を個々の教員が担当する授業の目標や内容に反映させたい。

2 成績評価（成績分布）による教育効果の測定

(1) 成績評価

本学の成績評価の仕組みの詳細は「成績評価の仕組み」の項を参照。

本学が採用する5段階評価[A・B・C・D・F（不合格）]のうち、教員の側での教育効果の測定という観点からいえば、特に重要な意味を持つのはF評価の割合についてである。F評価が教育上いかなる意義を有するかについては様々な考え方があり得る。しかし、例えば、講義科目に関する「授業改善計画書」の作成に当たっては、各科目担当者に「成績評価の対象となった全学生数のうちで、F評価の学生の割合が35%を超える場合については、その理由と改善計画をお書きください」と指示するなどして、F評価に関する留意を求め、合意の形成に近付けるように努めている。

成績評価の方法については、各科目のシラバスに明記されている。また、本学部では、平成16年度に学長及び教務部長名で発信された「多元的な成績評価基準について（依頼）」に应ずるべく、定期試験の結果だけではなく、小テスト・レポート・出席の度合等の多元的な評価項目を採用した成績評価を行うよう奨励している。そのため、多元的な成績評価のための項目とその割合がシラバスに明記されている。また、この項目と割合については、前年度までの成績分布等を勘案し、担当者の責任において必要に応じて毎年見直しを行っている。

(2) GPA 制度

平成15年度の入学生よりGPA制度を導入した（詳細は「GPAと成績評価基準」の項を参照。）。GPAの数値は成績通知書に記載され、これによって学生は修得単位数のみならず、修得した成績の質を認識できるようになった。これと併せて履修取消制度（成績表にはWと表記）を導入し、学生がより自覚的に履修計画をたてられるようにした。

更に、GPAは以下で記述するように、成績不振者の早期発見及びその指導、あるいは履修指導・学習相談などに利用され一定の成果を得ている。

(3) 相対評価

本学部では、GPA制度導入と同時に、相対評価を導入している。その目的は、公平性の確保と、学生に対する要求水準の適・不適の検証という二つの意義を有している。

まず前者については、相対評価により担当教員により成績に極端な偏りがでるという事態を回避すること、すなわち成績評価の公平性の確保である。とりわけ、クラス指定である外国語等の授業においては、学生は受講クラスを選択できない。こうしたケースで、クラスにより成績分布が著しく異なれば、学生が不公平感を抱くことになり、ひいてはGPAの数値の信頼性も損なわれることになる。また、“楽勝科目”や“極端に厳しい科目”の存在は、成績評価に対する信憑性を損なうことになり、教育効果の適確な測定にとって障害となる。こうした弊害も、一定程度の緩和が見込まれる。

一方、後者については、相対評価を行うには、多くの場合、成績評価における得点調整が必要となる。調整をする段階で、素点（調整前の得点）が下方に偏っているケースでは学生への要求水準が高すぎたことになり、上方に偏っている場合には要求水準が低すぎたことになる。相対評価の割合を、学生にたいする要求水準の適・不適を検証し、教育効果を測定するための参照枠として機能させることで、極端に易しい授業や難しい授業について内容を見直し、より効果的な教育を行うことが可能となる。

(4) 成績評価結果の検討

相対評価をより実効あるものとするため、本学は成績評価結果の検討を行っている。検討は開始されたばかりであるが、平成15年度分については科目担当者の氏名を空欄とした資料が、平成16年度からは担当者名も含めた成績分布資料が、全学教務委員会及び学部教務委員会に提出され、より良い成績評価及びより良い授業のあり方について議論されている。

ここでは、担当者名、科名目、科目群及び学部ごとに算出された4段階評価（A～D）の割合、及び不合格者（F評価）の割合について議論される。また、A～Dの相対評価の割合（例えばA評価は単位取得者の20±5%）を逸脱している場合には、「超過」又は「過少」を指摘し、担当教員に注意を促している。

3 授業評価(アンケート)による教育効果の測定

(1) 全学授業アンケート

開講されている全科目について実施される授業アンケートの質問項目のうち、いくつかは教育効果に関する成果を捉える目的で作成されている。例えば、講義科目に関しては、次のような質問項目が設けられている。

- ① Q10. この講義の目標は明確に示されていましたか？
- ② Q11. この講義の進みぐあいは適切でしたか？
- ③ Q12. この講義の内容は理解できましたか？
- ④ Q13. この講義を受けて知的満足を得ることができましたか？

同様に、他の科目群についても、これと類似の質問項目が設定されている。これらの項目について、各科目の「授業アンケート 結果報告書」には、担当科目の数値と当該科目群全体の平均値が記載されており、全体のなかでの担当科目に関する評価の位置関係が認識できるようになっている。このように、結果を各担当教員自らが点検・評価することは、教育効果を適切に把握するための有用な手段の一つであり、当該授業が学生の期待に応え得る授業であったか等の検討が可能となった。

なお、平成17年度までは「授業アンケート 結果報告書」を、翌年度5月に開催される全学教育研修(FD)会の際に全教員に返却していた（詳細は「学生授業アンケート」の項を参照）。

(2) 法学部基礎演習アンケート

これに加えて、法学部では1年次必修の基礎演習について、学生及び担当教員を対象とした法学部

独自の記述式アンケート調査を、平成13年度より継続して行っている。その結果は、教務委員会や科目会議（教授会に準じる会議体で、全教員が参加して自由討議する会議）で議論した上で、次年度以降の『共通シラバス』の改訂などに活用される。

例えば、平成16年度の結果によると、学生の79.2%が基礎演習の一番の目標である日本語能力の向上について、肯定的に答えている。一方、教員による評価は学生のものよりも厳しく、肯定的な回答は66.0%と3分の2にとどまる。また、1年間の内容で最も役に立ったものとして、学生の回答で1番多いのは「ゼミにおけるプレゼンテーション方法（32.0%）」、同じく2番は「文章の書き方（25.6%）」であった。なおこの点について、教員の回答は学生に比べやや分散しているものの、特に日本語能力とプレゼンテーション能力については、学生・教員ともかなりの程度達成感を持っていると判断された。一方、情報収集力や社会人としての教養・マナーについては、一部「学外の図書館の利用法を覚えた」、「インターネットで必要な情報を収集することを覚えた」、「先生との話し方がわかった」という回答が散見され、萌芽的ではあるが効果が見られたと評価できる結果であった。

4 教育効果の測定に基づく指導

(1) 学生情報カード

本学部では平成13年度より学生情報カードを作成し、従来に増して丁寧な学生指導に活用している。このカードの作成は、まず1年次の必修である基礎演習の時間に行われる。学生には、高校までの勉学等の反省、大学で学ぶ目標・卒業後の進路希望等を、良く考えさせ・しっかりと記入させている。また、学年末には、学生が入学後の学習・生活についての反省と2年次の目標を記述させ、併せて教員が所見を記入することになっている。このような“ふりかえり”を記述する作業は、学生自身による自己評価及び教育効果を測定するという側面を有するものである。

同様に、2年次以降についても、学生は各年度の目標をたて、それについて学年末に「ふりかえり」を行い、自らの目標の到達度をその都度確認するようにしている。一方、各年次でFAを担当する教員は、「ふりかえり」をもとに所見欄に、所見・特記事項を記載している。このように、入学直後からの記録に基づいて、学生指導がスムーズに行われるため、従来に増して具体的かつ継続的な支援を行うことが可能となっている。

(2) 出席不良学生及び成績不振者への指導

教育効果を高めるためには、生活指導を含めた幅広い対応が求められる。本学では、出席不良学生及び成績不振学生、過年度生、留年確定者を対象として、それぞれ面談指導を行っている（詳細は「留年生に対する全学的指導」の項を参照）。

これらの学生との面談において得られる情報は、一方では、各教員が法学部における教育の問題点や教育効果について把握し、より学生のニーズに合った教育を考えるための絶好の機会ともなっている。しかし、面談から得られる情報について、組織的な集約・整理が行われていないため、これらの情報が面談を担当した教員個人を越えて、多くの教員への情報として広がる回路がないのが現状である。平成17年度より面談所見等を記入する用紙が統一され、情報の共通化という面では一歩前進した。

しかし、面談のやり方自体は、未だに各担当教員に委ねられており、担当教員間に学生指導に関する温度差が存在することも、否めない現状である。

5 卒業生の進路先からみた教育効果

(1) 法学部卒業生の進路状況と法学部教育の在り方

法学部卒業生の就職状況は下表（就職課作成による）のとおりであるが、法学部学生の進路希望調査では、4年次になった時点の調査によると他学部との倍近い比率で公務員を希望している。

現実には国家、地方を問わず、昨今の公務員定員削減の影響を強く受け、志望の実現が容易でないことから、民間企業に志望変更した者、浪人及びアルバイトを選択した者の中にも、公務員希望者が含まれているものと推察される。

〔卒業生4年次進路第一希望調査〕

年度		民間企業		公務員		教員		自営業		大学院進学		資格取得		その他		総計	
		人数	比率	人数	比率	人数	比率	人数	比率	人数	比率	人数	比率	人数	比率	人数	比率
平 17	全学	741	71.4%	221	21.3%	20	1.9%	6	0.6%	12	1.2%	17	1.6%	21	2.0%	1038	100.0%
	法	134	40.9%	165	50.3%	6	1.8%	2	0.6%	3	0.9%	13	4.0%	5	1.5%	328	100.0%
平 16	全学	731	71.7%	195	19.1%	17	1.7%	10	1.0%	17	1.7%	28	2.7%	22	2.2%	1020	100.0%
	法	165	50.8%	123	37.8%	12	3.7%	2	0.6%	8	2.5%	11	3.4%	4	1.2%	325	100.0%
平 15	全学	829	72.7%	221	19.4%	15	1.3%	10	0.9%	14	1.2%	25	2.2%	26	2.3%	1140	100.0%
	法	200	55.9%	123	34.4%	9	2.5%	3	0.8%	6	1.7%	12	3.4%	5	1.4%	358	100.0%
平 14	全学	773	68.2%	262	23.1%	18	1.6%	7	0.6%	12	1.1%	36	3.2%	26	2.3%	1134	100.0%
	法	160	41.6%	179	46.5%	9	2.3%	1	0.3%	6	1.6%	26	6.8%	4	1.0%	385	100.0%
平 13	全学	803	68.5%	243	20.7%	17	1.4%	6	0.5%	19	1.6%	48	4.1%	37	3.2%	1173	100.0%
	法	196	50.6%	135	34.9%	9	2.3%	1	0.3%	6	1.6%	30	7.8%	10	2.6%	387	100.0%

(資料)

過去4年の公務員及び法律系職務への就職（大学院進学を含む）の内訳

(1) 平成14年度（平成15年3月卒業）

- ① 公務員関係 (10%)
 - 警視庁・県警 14
 - 地方公務員 3
 - 刑務官 A 1
 - 自衛隊 1
 - 消防組合 1
 - 郵政職員 (外務職) 2
- ② 大学院進学 8 (本学6) (3%)
- ③ 法律事務所等 (3%)
 - 法律事務所 1
 - 不動産鑑定事務所 1
 - 税理士事務所 1
 - 会計事務所 1
 - 司法書士事務所 1
 - 特許事務所 1
 - 法務行政事務所 1

(2) 平成15年度 (平成16年3月卒業)

- ① 公務員関係(13%)
 - 警視庁・県警 18
 - 地方公務員 1
 - 国家公務員Ⅱ 1
 - 皇宮護衛官 1
 - 自衛隊 3
 - 消防官 1
 - 消防組合 1
- ② 大学院進学・留学 5 (2%)
- ③ 法律事務所 4 (2%)

(3) 平成16年度 (平成17年3月卒業)

- ① 公務員関係 (9%)
 - 警視庁・県警 13
 - 地方公務員 1
 - 自衛隊 2
- ② 大学院進学 7 (4%)
- ③ 法律事務所 2 (1%)

- ④ 警備保障 5 (2%)

(4) 平成17年度(平成18年3月卒業)

① 公務員関係 (16%)

警視庁・県警 33

地方公務員 1

消防官 2

自衛隊 2

② 大学院進学 7 (3%)

注. %は各年度の就職決定者に対する割合を示す。

6 教育効果の測定方法をめぐる諸問題

これまで列挙してきた仕組み・制度の多くは、いずれも全学教務委員会と各学部教務委員会が連携して、比較的近年に導入したものである。ただ、そのうちのいくつかは、教育効果の測定を直接の目的として導入された制度ではなく、他の目的のために導入されたものが、結果として、全学教務委員会・各学部教務委員会で、教育効果の測定にも使用されているというのが現状である。

教育効果の測定方法の系統的な導入例としては、法学部基礎演習について、平成13年度以来、教員及び受講学生を対象として、学部独自のアンケート調査を行い、単元の見直しなど授業内容の点検・評価に活用していることが特記される。

本学の教育改善の重心は、授業評価に基づく個々の授業の改善にあり、各教員は全学的に実施される授業アンケート並びにこれに基づいて作成し、公刊される授業改善計画事例集などを通して、授業改善のためのヒントを得るとともに、そのための工夫・努力を行っている。

【評価と問題点及び改善の方策】

1 教育効果・目標達成度及びそれらの測定方法

(1) 定期試験等

(i) 定期試験

定期試験は、毎回特に問題なく実施されている。通年科目について、学年末の1回の定期試験だけで成績評価が行われるケースもないわけではないが、極めて例外的である。その他定期試験自体については、特に問題点は見当たらない。

(ii) 統一試験

法学部における統一試験に関する合意の状況について、特段に問題とすべきことがらは見当らず、教育効果の測定方法として、有効に機能していると評価できる。

(iii) 基礎学力試験

既述の試験は平成17年度から実施された新しい試みであり、学生の基礎的学力・基本的な素養を適

確に知るための方法として評価できる。同時にそれは、学士課程における教育改善にとって不可欠であるという認識が全教員の間に共有されつつある。

(2) 成績評価（成績分布）

(i) 成績評価

ユニバーサル・アクセス段階の大学では、適切な教育目標の設定、学生の理解力に適合した授業、更に授業への継続的な出席を促す等の工夫が欠かせない。こうした事柄が着実に実践されてはじめて、一定の水準を達成できなかった学生にF評価を行う条件が整うことになる。

F評価の人数は、教育効果を測定するバロメーターの一つとして活用し得るもので、場合によっては、その多さは教育目標の不適切さ、学生の理解力についての無理解、種々の工夫の欠如から生じた結果であると解釈し得るケースもある。このことが、全教員に共通の認識となるよう啓発活動を、学部レベルで反復していきたい。

一方、成績評価結果の公表のありかたそれ自体の現状には、特に大きな問題点はない。

今後は、成績評価結果に基づく要求水準と教育効果をめぐる議論が、教務委員会内にとどまらずに、全教員の関心事となるような方策を模索していきたい。

(ii) GPA と相対評価

GPA が、教育効果の測定方法のひとつであることについては、合意が確立されており、有効に機能していると評価することができる。

相対評価によって公平性が確保されるという点については、教員間で共通に認識されており、現段階で特に問題はない。一方、大衆化した大学に学ぶ学生の実像に合わせて要求水準を設定することの必要性の認識が、必ずしも教員で十分に共有されているとは思われない。したがって、今後も、学生の実像に合った要求水準の設定の重要性について、FD等でくりかえし啓発していくこととしたい。

(3) 授業評価（アンケート）

教育効果・目標達成度の測定方法としての重要性については、教員間で十分に理解されている。また、評価の結果をどのように見ていくかについても、継続的に周知のための活動が行われている。今後の課題は、各科目担当者が、担当科目の授業評価の結果を授業改善に結びつけることを着実に実行していくことである。

一方、平成14年度には、テストケースとして各授業におけるアンケート結果と成績評価(単位修得率)との関連性について、法学部教務委員会が中心となってデータ分析を行った。しかし、そのような分析はその後継続されていない。アンケートにおける各項目の回答率と成績分布との結果を統合し、教育効果の測定に資する精緻なデータ作りを今後実施していきたい。

(4) 学生情報カード

学生情報カードの記録に基づき継続的な指導ができることは、学生指導上大きなメリットである。

個人情報の取り扱いに十分留意しつつ、実効ある指導が4年間継続される体制をより強固なものにする必要がある。そのためには、学生による勉学目標の設定及び「ふりかえり」の作業を、今まで以上にしっかりと時間をかけて行わせることが必要である。また、カードの実際的な利用方法等について、教員が相互に情報交換を行うことができるような場を、科目会議等を利用して積極的に設定することも必要である。今後は、これらを踏まえて、更に学生情報カードの活用に努めていく。

(5) 出席不良学生・成績不振者への指導

まず、面談実施率を上げることが重要である。同時に面談に至らない学生への対応も検討すべき時期にきている。

出席不良学生・成績不振者の指導のための面談からは、教育効果の測定だけでなく、教育指導全般について、種々の情報が得られる。それらのデータを一元的に集約し、教員間に周知していくような体制の確立が必要であり、その実現に努めていく。

2 卒業生の進路先からみた教育効果

(1) 法学部卒業生の進路状況と法学部教育の在り方

現在の4つのコース制は、将来の進路選択を厳格に限定しているわけではなく、コース横断的にさまざまな職種に就くことも可能となっており、学生の志向に十分柔軟に耐え得るようになっており評価できる。ただし、大学院現代情報文化研究科の新設に関連し、今後は情報関連法科目を増設し、そこから大学院進学への道筋をつけることも検討の余地があると思われる。

ここ数年、民間企業の求人数の低迷が続いた上、公務員定員の一律削減の影響を強く受け、法学部全体としては就職率が漸減傾向にあるのは事実である。ただ、このような状況の中でも、公安職の公務員については一定の増員が見込まれている。したがって、第1に、公務員希望者に対しては、削減が続く一般行政職だけではなく、警察官、消防官、自衛官、刑務官、少年院教官、入国警備官などの公安職公務員にも目を向けさせ、この分野でも合格者を増やすことが得策である。第2に、現在では大卒資格とは別の、短大又は高卒程度とされている公安職採用試験の場合でも、合格者のかなりの部分が大卒者で占められているという実情に鑑み、後者の採用試験にも積極的にチャレンジするよう指導・案内していくことも必要である。

公務員を目指す学生をより強力にサポートするために、今後学内の公務員講座のあり方を総合的に点検し、正規授業科目と課外授業科目との連携を一層強化し充実させていく。

法職コースは主として法科大学院その他法律専門職をめざす学生の希望に沿うことを意図したものである。ただ、実際には、こうした専門職の養成はこれだけでは十分とは言えないことから、平成17年度から1年次生を対象として、将来法律専門職をめざす学生を特に選抜し、特別クラスを設置している。更に、従来一部の教員がボランティアで指導するための私塾として作った司法研修室を大学の正規の機関として位置付けることとし、これにより、こうした明確な目標を持つ学生に対する特別の指導体制が整備されつつあることは評価できる。今後、前者については、どのような規模で、また具体的にいかなる教育内容を施していくか、また後者についても、入室資格や研修室における指導体制

をいかにすべきかなどが課題となっており、試行錯誤を重ねつつ、より効果的な仕組みを作っていきたい。

3 教育効果の測定方法をめぐる諸問題

現行の仕組み・制度は、教育効果を測定する上で、一定の機能を果たしている。したがって、それらの円滑な運営を図り、そこから得られる評価結果を教育改善に確実に結びつける諸方策を講じることが必要である。そのためにはまず、全学教務委員会の中で、本学にとって必要な教育効果の測定のシステムの全体像について議論する必要がある。更に、現行の仕組み・制度を有機的に関連させるとともに、それらがシステム全体のうちで占めるべき位置を確定し、その上で、不足の機能を補うための仕組み・制度の導入を行うことが望ましく、今後検討を進めていく。

〈成績評価の仕組み〉

【現状】

1 履修登録単位数の上限

本学部では、表のとおり、学生が各年次で履修登録できる上限単位数を設定している。平成16年度以前の入学生については、各年次とも50単位以上の履修登録を認めていた。しかし、学生に対して、計画的な履修・着実な学習を促すには、上記の履修上限単位を見直す必要があるという観点から、平成16年に集中的な議論を行った。その結果、従来の上限設定を見直し、17年度の入学生より、表に示した上限単位数の設定を適用することになった。

〔履修登録上限単位数〕

入学年度	1年次	2年次	3年次	4年次	卒業要件単位数
平成16年度以前	50	50	54	54	130
平成17年度以降	46	48	48	46	130

2 成績評価法・成績評価基準

(1) 多面的な成績評価

成績評価は、基本的に各教員に委ねられており、成績評価の方法も、筆記試験による定期試験を行うことが義務付けられているほか、各教員の判断によっていた。しかし、平成15年度より始まった「相対評価」と「GPA」の導入に伴って、多面的な成績評価法を採用することが求められるようになった。このことについては、学長及び教務部長の連名で、平成16年1月22日付で全教員に対して発信された「多面的な成績評価基準について（依頼）」によって、具体的な内容が示され、広く周知されるところとなった。

成績評価の方法を科目群別に見ると、講義科目では、定期試験ないしレポートと出席点あるいは小テストなどを中心として、2つないし3つの方法を組み合わせて成績評価を行う方式が、全体の80～90%程度を占めている。しかし、未だに、1つの評価方法によってのみ成績評価を行うケースが、5～20%程度残存している。

一方、外国語科目や演習科目では、受講態度やプレゼンテーションの出来栄等を含め、3つ以上の評価方法を採用して成績評価を行うケースが、全体の80～90%を占めており、1つの評価方法のみによって成績評価を行うというケースは見られない。実習科目・体育科目においても、1つの評価方法による評価は皆無であり、ほとんど全ての授業で、3つないし4つの評価方法を用いて成績評価がなされている。

なお、共通シラバスに則って実施されている1年次必修の「基礎演習」については、教務委員会及び学部科目会議の議を経て合意を形成した上で、出席、学習態度、課題や提出物の内容、漢字テストの結果等に基づいて、担当教員が総合的に成績を評価することになっている。そして、5回以上の欠席をもって不合格(F評価)という全クラスに共通の枠組みを設定し、これをシラバスに明示している。

一方、必修科目である「英語I」については、1年次生が6月と11月(12月)に学内において受検するTOEFLの成績が、この科目の成績評価に組み入れられ、クラス担当教員による評価と総合されて成績が決定されることが、共通シラバスに明記されている。

(2) 成績評価の方法・基準の明示

本学部では開講する全科目について、成績評価の方法・基準をシラバスに明記することが求められている。

また、春・秋の定期試験については、定期試験期間の約6週間前に、全教員にアンケートを行っている。調査内容は、試験方式(筆記試験・レポート・実施せず)、及び筆記試験・レポートの実施要領であり、試験・レポートの実施の有無にかかわらず、各教員が担当する全科目について回答することとなっている。この調査の結果は、「定期試験実施内容」に集約され、定期試験の約半月から1ヶ月前に学生に配布される。

(3) 成績疑義申し立て制度

各学期末試験後、成績の告知に際して、成績評価に疑問を持つ学生が、成績に関する疑義を申し立てることが認められている。これにより、一旦告知された成績について、担当教員による再確認がなされ、必要な場合には評価の変更が行われる。変更の際には、その理由が併記されるとともに、担当教員が必要と認めたケースについては、成績不変更の理由も呈示されることがある。

過去におけるこの制度の利用件数、それに基づいてなされた評価の変更件数は以下のとおりである。この中で、特に平成13年度の変更件数が51件と際立っているが、これは1名の教員が、系統的に転記ミスを行ったためであった。

〔成績疑義申し立て制度利用件数〕

区分	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
----	------	------	------	------	------

	件数	変更	件数	変更	件数	変更	件数	変更	件数	変更
法学部	88	51	95	19	97	23	79	15	60	11
大学全体	277	106	264	56	224	48	218	46	180	40

3 GPA と相対評価

(1) GPA

本学部では、平成15年度入学生からGPAを導入している。成績評価は、A（100～90点）、B（89～80点）、C（79～70点）、D（69～60点）、F（60点未満）の5段階評価がなされ、A・B・C・Dが合格、Fが不合格である。その上で、Aを4ポイント、Bを3ポイント、Cを2ポイント、Dを1ポイント、Fを0ポイントとし、各学生について、1単位当たりの成績の平均値を示す指標としている。

GPAの算出方法は以下である。

$$\text{GPA} = \frac{(4 \times \text{A 修得単位数} + 3 \times \text{B 修得単位数} + 2 \times \text{C 修得単位数} + 1 \times \text{D 修得単位数})}{\text{総履修単位数 (F を含むが、履修取り消し科目は含まない)}}$$

GPAの数値は、各種奨学生や各種表彰の対象学生の選出、履修指導・学習相談等に利用されている。

(2) 相対評価

GPAの導入に伴い、本学部では、合格に該当する4段階については、相対評価を行うこととした。各評価の割合は、それぞれの科目内で、A:20(±5) %、B:30(±5) %、C:30(±5) %、D:20(±5) %とした。したがって、担当教員は、当該科目の成績評価に当たって、評価分布がこの割合の範囲内に適合するように、得点調整することが求められる。

また、各教員が上記の成績の基準に従って適切な成績評価がなされているか否かの検証は、全学教務委員会及び学部教務委員会で行われている。特に、成績評価の分布が著しく許容範囲を逸脱している場合には、教務主任が当該担当教員と個別に面談し、事情を聴取し注意を喚起するようにしている（詳細は「教育効果の測定」の項を参照）。

4 各年次及び卒業時の学生の質の検証・確保

本学部では、次学年への進級が、同時に各年次の学生の質を保证するような学年制のシステムがとられていない。それにかわるものとして、スクリーニング制度があり、2年次から3年次、3年次から4年次への移行に当たってハードルが設定されている。

(1) スクリーニング制度

本学では、17年度の各年次の履修登録上限単位数の改定に併せて、17年度以降の入学生を対象とし

て、スクリーニング制度の全学的な導入ないし整備を行った。これは、3 年次・4 年次において必修となっている演習科目について、それらの履修のために必要な条件を設定したものである。

まず、3 年次の発展演習Ⅰについては、2 年次終了時点までに、「基礎演習（1 年次必修）」を含む 36 単位以上を取得していることを、履修の条件としている。ここでいう 36 単位とは、4 年間で卒業するためにこの時点で必要な最低単位数〔必要な最低単位数(36)＝卒業要件単位数(130)－3 年次(48)＋4 年次の履修登録上限単位数(46)〕を意味している。また、4 年次の発展演習Ⅱについては、3 年次の発展演習Ⅰの単位を修得していることが、その履修条件となっている。

〔3 年次・4 年次演習の履修条件〕

学部	年次	対象科目	履修条件
法	3 年次	「発展演習Ⅰ」	「基礎演習」の単位を含む 36 単位以上を修得していること
	4 年次	「発展演習Ⅱ」	「発展演習Ⅰ」の単位を修得していること。

このように、スクリーニング制度によって、ある年次までの最低限の学修目標が提示されることによって、学生の計画的な履修・効果的な学習・教育が促進されることとなった。そして、これらのことは、3 年次終了時点で一定数（84 単位以上）の単位修得者に対して与えられる「卒業見込み」とともに、各年次における学生の質を保证するという重要な機能を果たしている。

【評価と問題点及び改善の方策】

1 履修登録単位数の上限

17 年度より実施された改定によって、各年次で履修可能な単位数が低減され、各年次における無理のない学習・履修計画に沿ったバランスのよい学習を可能とするような体制が整備されたことは、積極的に評価されてよい。しかしながら、履修取り消し制度の利用件数の大幅な増加等を勘案した場合、より計画的な学習を実現するには、履修登録上限単位の一層の縮減が必要となる。少なくとも、近い将来、各学年での履修登録上限単位数を 45 未満とするような改訂も課題である。

更に、この設定をより効果的で実効性のあるものとするためには、「履修ガイド」に模範的な履修モデルプランを提示する等、履修指導上の工夫とこれを連携させていくことも必要であり、今後具体的に検討を進めたい。

2 成績評価法・成績評価基準

(1) 多面的な成績評価

多面的な成績評価は、成績評価の適切性の確保の点からも、授業への出席・自宅での継続的な学習を促す点からも、学生の学習に良好な影響を及ぼすとみなされる。本学においては、講義科目、外国語科目、演習科目、実習科目、体育科目のそれぞれにおいて、概ね、科目の性格・内容に応じて、複数の評価方法を用いた多面的な成績評価がなされていると評価できる。

しかし、講義科目においては、1つの評価方法（学期末試験ないしレポート）のみによって成績評価がなされるケースが、未だに10%から20%程度存在し、ここには改善の余地がある。多元的な成績評価が全ての授業において実現されるために、学長及び教務部長の連名で、平成16年1月22日付で全教員に対して発信された「多元的な成績評価基準について（依頼）」の内容を再度検討し、学部レベルでの合意を形成し、ガイドライン的なものを作成していくことも必要である。また、このようなガイドラインに沿った成績評価がなされているか否かについては、学部としても追跡調査していく必要があり、今後実施を検討していきたい。

(2) 成績評価の方法・基準の明示及び成績疑義申し立て制度

成績評価の方法・基準がシラバスに明記され、また成績疑義申し立て制度が設けられていることで、成績評価の公平性と透明性が確保され、責任のある評価の体制が保たれていると評価できる。

ただし、成績変更の多発は、その理由が誤記である場合は特に成績評価の信憑性を揺るがしかねない事態であり、できる限り少なくなるよう今後も全学的に取り組んでいきたい。

(3) 共通シラバス科目

同一科目でありながら担当教員の異なる複数のクラスが設置され、シラバスには一つの科目として記述される共通シラバス科目、特に学生にクラス選択の余地のないクラス指定の必修科目となっている外国語科目や基礎演習及び情報リテラシーなどの科目においては、クラスないし教員による偏りのない客観的で公平な成績評価の確保という観点から、全クラスに共通の基準を用いて成績評価を行うことが必要であり、今後実施に向けて教員間で議論を深めていきたい。

(4) 外国語

1年次の英語について、TOEFLの成績が、この科目の成績評価に組み入れられていることは、客観的で公平な成績評価の保証という観点から肯定的に評価しうる。英語以外の外国語科目についても、こうした制度の導入を検討し、必要な条件を整備していきたい。

3 GPAと相対評価

成績評価の基準については、5段階の評価基準の設定及びGPAの導入により、各学生について学習の達成度の正確できめ細かな測定が可能となっている。また、相対評価の実施によって、科目による偏りのない共通の基準に従った公平で客観的な成績評価が確保されていると評価できる。

しかし、問題点としては、以下のことが指摘される。すなわち、いくつかの科目では、所定の割合から大幅に逸脱した成績評価が行われている。評価の公平性を担保するという趣旨を徹底し、こうした科目の数を減少させるための努力が必要である。例えば、現在は教務委員会レベルで配付され分析・検討されている「全教員の担当授業科目別の成績分布表」を、学部所属の全教員に配布し、適正な成績評価のための自己点検を促すよう試みを継続して実施することも必要である。

相対評価の割合についても、たえず検証し、必要な場合には改訂していく必要がある。例えば、い

くつかの大学においては、GPA が 2 未満の学生（D 評価の多い学生）に退学勧告を行ったり、また、D 評価を「準可」として扱ったりなどの措置をとっている。今後議論を深めていきたい。

4 各年次及び卒業時の学生の質の検証・確保

スクリーニング制度は、それと同時に行われた各年次の履修登録上限単位数の改定と併せて、2 年次・3 年次の各終了時において学生の質を検証ないし確保する体制の整備につながるものと評価できる。今後は、これらの設定や制度の効果を、学生の履修状況の調査、分析に基づいて検証し、より適切で効果的な設定ないし制度への調整を継続的に検討していきたい。

〈履修指導〉

【現状】

1 履修指導の概要

本学では、「愛情教育」の理念に基づき、きめ細かな履修指導を行うことを目指している。本学における学生に対する履修指導は、大きく分けて 3 つのステップで行われている。

第 1 は、年度当初に履修ガイド、シラバス、講義時間割表（履修の手引き）などが配布されることである。第 2 は、学生を教室に集めてガイダンスを行うことである。第 3 は、個別指導である。また、法学部においては、伝統的にオリエンテーション・キャンプ（入学当初）において、クラス別及び個別の履修指導を行い、学生がスムーズに履修登録し、大学での学習が円滑に始められるように配慮している。それぞれについての詳細は、以下のとおりである。

2 印刷物

履修に関連する印刷物としては以下の 3 点があり、これらは全学生・全教員に配付される。

(1) 履修ガイド

履修ガイドには、大学のシステムやカリキュラム等に関連する情報がまとめて記載されており、作成は学部別に行われている。法学部の履修ガイドの総ページ数は、平成 18 年度版では 134 ページである。

大学及び学部の教育のシステムに関するものとして、学年・学期・授業時間、授業・試験・成績、学籍番号、学籍、卒業要件といった基本的なもの、掲示の場所や各種証明書の交付といった事務手続きに関するもの、学生に関連のある学則や諸規定が掲載されている。また、大学内の施設、教員の研究室、教員への連絡方法といった情報やカリキュラム表、科目群・科目の性質やカリキュラムにおける位置づけ、学科やコースの特徴、科目の選択方法、履修登録の際の注意事項、科目の履修上の注意

事項等が掲載されている。

(2) シラバス

シラバスには、各授業科目の内容・授業計画に関する情報が記載されている。平成15年度より全学でシラバスの書式や項目がほぼ統一され、各授業についてA4判1ページで記述されている。また、シラバスはすべてインターネットで閲覧可能になっている。記載事項は、科目名、単位数、科目のサブタイトル、目的と内容、関連科目、テキスト・参考書、成績評価の方法、履修上の注意、授業各回の授業計画である。更に、巻頭又は巻末に、学年暦、シラバスの利用方法、カリキュラム表、教員の研究室、メールアドレスや連絡先、索引も掲載されている。

(3) 講義時間割表

講義時間割表（履修の手引き）は、学部・学科・学年ごとの内容を一覧できるものが配布される。これには、学期・曜日・時限別、科目群別の授業科目名・担当教員・教室が掲載されている。更に、履修登録に関連する注意事項が記載されている。これには、履修登録の全体的な流れ、日程、科目を選択する上での注意事項、履修登録の方法、履修取り消しの方法、事前登録に関する説明と対象科目が含まれる。また、ファカルティ・アドバイザーのオフィス・アワーの曜日・時間・場所も記載されている（ファカルティ・アドバイザーは4を参照）。

なお、1年次生及び2年次生については、履修登録の経験が浅く、かつ必修科目やクラス指定科目が多いことから、参考のため講義時間割表（履修の手引き）内に各語学クラス別（平成18年度は12クラス）の時間割り案が呈示されている。これにより、当該学生は計画的で合理的な履修登録が、比較的スムーズに行えるようになっている。

3 ガイダンス

(1) 4月（年度当初）ガイダンス

(i) ガイダンスの概要

本学は、毎年4月に約1週間のガイダンス期間を設定し、学部・学年別にガイダンスを実施している。更に、法学部においては、編入学生や再履修学生に対するガイダンスを、それぞれ独立させて実施している。

これらのガイダンスの目的は、大学生活全体における各年次の学習の意味を理解させ、個々の学生の関心や目標にあった授業選択を促すことにある。そのための説明・アドバイスに加え、各年次におけるカリキュラムの特徴や履修登録上の注意事項等の具体的な説明も行われる。これには、学部長、学部教務委員長、学部教務委員の一部、教務課の担当職員が出席し、学生に対して説明を行う。

各年次生を対象とした第1回目の全体ガイダンスにおいては、履修ガイド・シラバス・講義時間割表（履修の手引き）等の印刷物と、2年次生以上については前年度の成績通知書が配布される。ガイダンスでは、当該年次の履修・登録に当たっての重要なポイントを、履修ガイド等を参照しながら説明がなされる。このようなやりかたは、履修ガイドの重要性について、学生の注意を喚起することも

意図している。

(ii) ガイダンスの内容

1 年次生に対しては、大学のシステムの基本的な事項、単位制度、カリキュラム、履修計画の立て方、授業に出席することの重要性、履修登録の仕方等が説明される。2 年次生に対しては、成績通知書の見方や再履修といった事項について説明し、更にカリキュラム表を用いて卒業要件の説明を行い、4 年次までの単位修得の方法を指導している。また、3・4 年次生では、卒業要件の充足等について説明している。

更に、平成 16 年度以降の入学者に対しては、上記のガイダンスに加えて Web 登録ガイダンスが実施されている。平成 15 年度以前の入学者は、OCR シートを用いて履修登録を行っているが、平成 16 年度以降の入学者は、コンピュータを使って、インターネット上で履修登録をしている。そのため、これに伴う技術的な指導を目的として、ガイダンスを実施している。主な内容は、コンピュータの基本的な使用方法と Web 登録をするためのアプリケーションの使用方法的説明である。

なお、法学部においては、このガイダンスを教務事項の伝達にのみに留めるのではなく、各年次における学習目標や到達目標を明確に意識させること目的として、平成 15 年度より全体ガイダンスの冒頭に、約 30 分程度の講演会を実施している。1 年次については学部長が担当、2 年次生については主に教務主任あるいはその経験者が担当、及び 3 年次生については就職事情に詳しい役職教員が担当し、それぞれの各学年でなすべき事柄について、学生への激励も込めた講演を実施している。

(2) 副専攻ガイダンス

平成 16 年度以降の入学生が履修する副専攻制のためのガイダンスは、毎年 11 月に実施されている。本学部では例年、1 年次必修であり木曜日の 2 限に開講されている法学概論の時間を使って、副専攻ガイダンスが実施されている。必修授業であるので、学生の出席率も高く、教務主任が中心となって効果的なガイダンスが実施されている。

副専攻制は全学共通であるため、いずれの形式にあっても説明内容は同一であり、副専攻制の趣旨や概要、履修方法、履修に当たっての注意事項についてガイダンスが行われる。また、副専攻の履修ガイド及びシラバスは内容量が膨大なため、CD-ROM 版で作成し、全学生に配付しているのも本学の特徴といえる。

なお、このガイダンスで不足の場合は、1 年次の基礎演習クラスで補足的説明を行い、更に必要な場合は、基礎演習担当教員が個別の相談を受けることとなっている。また、副専攻履修登録表は、基礎演習担当教員が回収し集計することとなっている。

(3) 秋学期末基礎演習合同授業

本学部では、平成 13 年度より、12 月の中旬～下旬にかけて基礎演習の時間を利用して、合同授業という形式で、1 年次生を対象としたガイダンスを実施している。この目的は、1 年次から 2 年次への移行をスムーズにし、2 年次においても高い勉学意欲を維持させることである。内容としては、2 年次から履修が始まる主専攻コース制の概略説明と登録準備、2 年次必修の教養演習の概略説明と履修登

録の方法、及び2年次の語学科目の履修方法などに関する説明を行っている。

(4) その他のガイダンス

2年次生を対象とした「発展演習合同説明会」は、平成15年度より実施されている。これは、3・4年次の必修演習の履修登録方法や、各演習の授業内容を紹介するガイダンスであり、例年9月下旬に実施されている。

一方、ユニバーサル・アクセスの段階を迎えた本学部においては、近年、履修指導を含む学生指導をより効果的・効率的に行うためには、保護者・父兄・父母などと連携しなければならない場面も多い。そこで本学部では、入学式当日に来校した保護者等に呼びかけ、30分程度ではあるが、平成13年度より「父母向けガイダンス」を実施している。ガイダンスの内容は、法学部での教育・指導内容の概略について配付資料に基づいて説明した上で、父母への協力を呼びかけるというものである。参加する父母の数は、例年200名から300名程度である。

4 個別指導

(1) 個別指導

本学部では、ファカルティ・アドバイザー（FA）制度を設けている。これは専任教員が一定数の学生の担当者となり、当該学生からの学習・生活上の質問や相談を受け、必要な指導を行う制度である。各学生のFAは、原則として、必修演習を担当する教員である。ただし、2年次の必修である教養演習については、法学部、経済学部及び現代文化学部の3学部が協力して実施しているため、2年次生については、1年次の基礎演習担当教員が引続き、当該学生のFAとなることにしている。

FAによる履修指導は、オフィス・アワーの時間だけでなく、必要に応じて随時行われる。また、面談については、学生の自発的な求めに応じて行われるだけでなく、FAが学生を呼び出して面談を行う場合もある。個々の教員の判断で面談が行われる場合もあるが、特に年度当初については、全学部で統一的に実施されている。

(2) オフィス・アワー制度

この制度は、FAによる個別指導に並行して、学生の相談や質問に応じるため、教員が自身の研究室に待機しているものである。学生には、主として勉学を中心として相談・質問に応じているが、必ずしもそれにとらわれず学生生活全般について、積極的かつ気軽に研究室に訪ねるよう告知・指導している。

(3) 授業時間中の指導

更に、演習等の授業時間を用いて、学生にキャリアデザイン支援を中心に適宜指導を行っている。そのために、学生にパンフレット等の文書を配布し、それに基づいて担当教員が説明するという形式がとられる。学生への伝達がスムーズに行われるという利点があり、全学生を対象としたキャリアデザイン履修に関する事項の説明、加えて学生にモラルの向上を訴えるといったケースも、この方法が

用いられている。

5 留年生に対する指導

本学部では平成 16 年度以前から、独自に過年度生及び留年生について面談指導を実施してきた。ここでは、演習担当教員あるいは教務委員等が、それぞれ当該学生の担当者となり、必要に応じて年間に複数回数の面談を実施し、早期卒業が可能となるよう指導・激励を行ってきた。

平成 17 年度からは、全学で統一的に出席不良学生及び成績不振学生、過年度生、留年確定者を対象として面談指導を行っている（詳細は、「留年生に対する全学的指導」を参照のこと）。

6 履修取り消し制度

本学では、平成 15 年度に全学的に GPA 制度が導入されたことに合わせて、履修取り消し制度も整備し、4 月ガイダンス等で周知を図っている。これは、履修登録した科目について、何らかの理由で早期に単位修得を断念した場合に、登録を抹消することができる制度である。本制度の趣旨は、なしくずし的に履修を放棄することを防ぐとともに、履修取り消し科目と不合格科目を明確に区別することで、GPA の値がいたずらに悪化することを防止することにある。春学期科目及び通年科目の取り消しは 5 月、秋学期科目の取り消しは 10 月にそれぞれ期日を限って届出を受理することになっている。

制度発足以降の履修取り消し件数は以下のようになり、年を追うごとに著しい増加をみせている。

〔履修取り消し件数〕

区分	15 年 春	15 年 秋	16 年 春	16 年 秋	17 年 春	17 年 秋	18 年春
法学部	5	5	30	7	62	40	52
大学全体	50	103	105	222	282	581	258

【評価と問題点及び改善の方策】

1 履修指導全般

印刷物・ガイダンス・個別指導という 3 つの柱は、それぞれ特色があり、相互に補い合うことで一定の効果を挙げていると評価できる。

印刷物の長所は詳細さと正確さであり、これを参照することで、履修上の多くの疑問や問題は解決できる。しかし、なかには履修ガイド等を参照せずに履修に関する判断をしてしまう学生もいる。これに対応するのがガイダンスである。

ガイダンスには大部分の学生が出席し、説明は履修ガイド等を参照しながら行われるため、ほとんどの学生は、履修上の重要事項、ガイドやシラバスの利用法について、一定の理解を入手することになる。

更に、FA の個別指導や教務課職員による窓口での個別指導によって、ガイダンスに欠席した学生や個別的問題を抱えた学生に対する指導も可能となっている。

印刷物、ガイダンス、個別指導の3つの形を基本とした履修指導は、全体的には有効に機能しているため、この3つを柱とする履修指導体制を維持しながら、必要な場合には迅速な手直しを施すことが求められる。

その一方で、インターネットや携帯電話が普及し、ほとんどの学生がこれらを利用している状況がある。これらは、現在まで履修指導に積極的に用いられてこなかったが、履修指導の有効なツールともなりうる。今後は、これらを利用した更に効果的な履修指導の方法の開発も検討課題としていく。

2 印刷物

(1) 履修ガイド

履修ガイドには、大学のシステムやカリキュラムに関する公式の説明が示されている。そのため、学生にとっては大学生活を送る上での指針となるものである。百数十ページから二百数十ページのうちに、必要な事項は遺漏なく網羅されていると評価できる。

ただし、学生の側から見て必ずしも使いやすいものとは言えない。構成が複雑なため、学生にとって必要な情報がすぐに見つからないという難点がある。

履修ガイドの構成の複雑さは、各学部が実施したカリキュラム改革がその主な要因であり、やむをえない面が強いが、可能な範囲でみやすさを追求していく必要がある。

例えば、現在は学部ごとに1種類が作成されているが、必要に応じて、分冊化（学年別・学科別等）することも検討したい。これにより、それぞれの学生から見て不要な情報が除かれ、必要な情報を見つけ出しやすくなる。ただし、これは印刷・製本コストの増加、及び配付作業の複雑化を伴うことも考慮する必要がある。巻末に索引を加える等の改善も、履修ガイドの利便性を高めると考えられるが、作業やコストの増加との兼ね合いもあり、やはり検討課題としたい。

(2) シラバス

シラバスは、学部ごとに分冊のかたちをとっているが、本学で開設されている全授業科目が掲載されており、これを見ることで、すべての授業について内容・授業計画を知ることができるようになっている。書式は全学で統一されており、わかりやすさ・みやすさの確保という点は評価できる。また、インターネットで閲覧可能であり、教務課のカウンターにも常設されていることから、利用しやすさという点も評価してよい。

問題点として、記述が十分に統一されているとはいえないことが指摘される。個々の授業について、記述を比較した場合、同一の項目でも内容や記述の量にばらつきがあることはいえない。また、大部で重量も大きいので、持ち運びの便が悪いことも難点である。そのため、分冊化もひとつの方法として考えられるが、履修ガイドの場合と同じ問題点に加えて、履修登録の際などには、学生が複数のシラバスを同時に参照しなければならないという不便さが生じる。電子媒体の利用も検討されてよいが、その場合には、インターネット上でのシラバス利用法について検証する必要がある。

一方、シラバスの記述の依頼に当たっては、毎回かならず執筆要領が添付されている。したがって、記述に教員間でばらつきがあるのは、主として教員が執筆要領に準拠しないことに起因しており、この点について、各教員にくりかえし注意を喚起していきたい。

(3) 講義時間割表

講義時間割表（履修の手引き）には、履修登録に際して必要となる情報が要領よくまとめられており、使いやすさという点で評価できる。記載内容についても、特段問題とすべき点は見当らない。シラバスや履修ガイドと比べて薄く軽いので、履修登録前にはほとんどの学生が持ち歩いており、利用頻度は極めて高いと考えている。

その一方で、学生が厚く重いシラバスや履修ガイドを見ずに、時間割表だけをもとに履修登録を行う傾向があることは確かであり、これにどのように対応するかは今後の課題である。

3 ガイダンス

(1) 4月ガイダンス

4月のガイダンスは、学部別・学年別に実施されており、この時に成績通知書と履修ガイド、シラバス、講義時間割表（履修の手引き）の配付も行われるため、学生の出席率は高い。対象学生の年次に合わせてポイントをしぼった説明がなされるため、内容は比較的整理されている。また、学生は、履修ガイドを参照しながら説明を聞くことで、口頭で聞き逃しても自分で確認できる。全体としてみれば、4月ガイダンスは、履修指導として有効に機能していると評価することができる。

また、本学部独自に実施している、教員による30分程度の講演も好評であり、学生に目的意識を持たせるという意味から、今後も継続したい。

その一方で、このガイダンスが対象とする学生数は、二百数十名から三百数十名にも及ぶため、大教室での授業と同様のさまざまな弊害が生じていることも否定できない。とりわけ、学生の理解に著しい精粗の差がでているものと考えられ、状況を把握した上で、対応を検討していきたい。

(2) 副専攻ガイダンス

副専攻自体が、発足して間もない制度であるため、ガイダンスも試行錯誤の段階である。現状では、ガイダンスによる副専攻の履修指導は、大きな問題点もなく機能していると評価できる。また、ガイダンス実施以降は、基礎演習クラス単位で、継続的かつ個別的に指導及び確認作業を行っていることも評価できる。CD-ROM版の履修ガイド・シラバスについても、現在のところ大きな問題点はみつからない。

(3) その他学部固有のガイダンス

主専攻コース及び発展演習の選択などに関するガイダンスは、学生にとっても重要な事項であるため、学生の関心は高く出席率も良好である。ガイダンスそのものについても有効に機能していると評価することができる。加えて、特に本学部においては、主専攻コースの選択に当たっては、全体ガイ

ダンス以降は、基礎演習クラス単位で、継続的かつ個別対応的に指導及び確認作業を行っていることも評価できる。

本学部が入学式当日に実施している「父母向けガイダンス」もまた、父母の出席率も高く、法学部における教育の基本方針の伝達、及び父母・教員・大学の協力関係の構築にとって、有効に機能していると評価できる。

以上のとおり、ガイダンスについては全体的には有効に機能しているが、より効果的に情報を伝達するためには、改善を必要とする点もある。例えば、ガイダンスにおける配布資料等の工夫があげられる。4月ガイダンスを例にとるなら、現状では履修ガイド等の参照を求めながら説明しているのが現状であるので、説明されている内容の見出しと、当該事項について履修ガイドのどのページを参照にすればよいのかをまとめた資料を配布すれば、学生の理解がより一層向上するものと思われ、対応を考えていきたい。

4 個別指導

ファカルティ・アドバイザー（FA）制度によって、効率的に個別指導が行われている。ただし、学生の側から積極的に、この制度を利用して履修指導を求めるケースは多くない。同様に、学生が自発的に、オフィス・アワー制度を活用し、自分のFA以外の教員のところに、積極的に相談や質問に行くケースも多くはない。学生がFA、あるいはオフィス・アワー制度を活用してその他の教員の指導を、自発的に求めるような状況をつくりだすために、学生と教員との信頼関係の醸成を図るとともに、指導のための時間を複数設定するなどの工夫を凝らしていきたい。

FAは、原則として、毎週授業時に学生と顔を合わせるため、必要を認めた場合には、教員の側から面談を設定することができる。そういう点で、少人数の演習授業とリンクしたFA制度は、有効な学生指導体制と言える。ただし、2年次の教養演習のように、この体制がとれない演習については、何らかの代替的な措置を講ずる必要があり、検討課題としたい。

一方、教務課職員による窓口での履修指導は、年間を通して行われており、その件数も多い。とりわけ学期当初や学年末は履修に関する問い合わせが多く、対応のために教務課職員は繁忙を極めるが、窓口での履修指導は、ほぼ有効に機能していると評価できる。学生からみた場合、個別指導の理想のありかたは、必要なときに即座に相談に応じ、適確に回答してくれることである。その意味からいえば、教務課窓口での指導はこの条件をみたしているため、利用する学生の数は、確実に増加しており、今後は何らかの対策が必要となることも考えられる。事務職員の増員が困難な中、どのような対策が可能か、検討していきたい。

個別指導の質に関しては、学生の相談内容や教員・職員の資質によっても異なるため、一概には評価できない。更に、学生からの相談内容が多様化し、履修に関する問題だけでなく、生活上の問題や心理的な問題も増加している。これらの中には、教員や教務課職員の知識や能力を超える問題も少なくない。このような問題への対応は今後の課題である。しかし、少なくとも学生の相談内容の多様化に対しては、FA、教務課、学生課、就職課、健康相談室の連携を強めることが必要である。また、FAである教員にも、それぞれ得意分野があることから、オフィス・アワー制度も活用し、専門家集団と

しての教員を更に有効活用する方法も検討することが必要である。具体的には、各セクションのみでは対応しきれない相談があった場合の、対応方法や連携方法に関する原則を作成し、それについての認識を共有しておくことが求められる。その結果として学生は、FA や教務課職員を基点として、適切な指導・アドバイスを受けることが可能になると考えている。

5 留年生に対する指導

本学では、全学で統一的に留年生に対する指導を行っている（詳細は、「留年生に対する全学的指導」を参照のこと）が、これについては、全学的な制度ができたばかりであり、現在、試行錯誤の段階である。

しかし、全学的な取り組みとなることによって、逆に対応が画一的・形式的にならざるを得ない面もあることも否めない。したがって、本学部が平成 16 年度まで行ってきた実績を踏まえて、状況によってはよりきめ細かな対応で補完することも検討したい。

6 履修取り消し制度

履修取り消し件数が年を追って増加していることをみれば、ガイダンスでの説明等をとおして、制度は確実な定着をみていることが確認できる。しかしながら、履修取り消しは、本来の趣旨からすれば、安直に利用されてよい制度ではない。制度がある程度の定着をみていると判断できる以上、今後はむしろ、ガイダンス等では、この制度を安直に利用すべきではないことを指導する必要がある。履修科目の登録に当たっては、十全な計画と検討を行うのが原則であり、履修取り消しは、あくまでも非常手段であるという認識が、教員と学生の双方に定着するよう工夫していく。

それと併せて、制度上の改善についても検討する必要がある。履修取り消しが安易に行われる理由のひとつは、履修上限単位数が多いこととも関連している。本学は、平成 17 年度より履修単位の上限を引き下げたが、計画的な履修指導の推進という観点からしても、履修上限単位を更に引き下げることを検討していきたい（履修上限単位については「成績評価の仕組み」の項を参照）。

〈教育改善への組織的取り組み〉

【現状】

全学的な教育改善取り組みとしては、以下の項目がある。それぞれ詳細については、「学生授業アンケート」及び「教育改善への全学的取り組み」（全学教育研修会、教科打ち合わせ会議、新規就任教員ガイダンス、その他全学での講演会・シンポジウム・外部研修会への派遣等）の項を参照されたい。

1 学部教育改革のための委員会等の設置

本学部においては、学部教育の一層の改革・改善を図るため、特別委員会を学部内に設置し、継続

的に検討を続けている。この特別委員会は、学部長のリーダーシップのもと設置されるもので、年代によって多少委員会の名称は異なるものの、検討されてきた内容は常に、学生の現状や社会のニーズに則した学部教育の在り方についてであった。例えば、近年では「学部教育改革検討委員会（昭和63年7月～平成12年3月）」、「教育理念検討委員会（平成13年5月～14年3月）」、「法科大学院設立後の法学部教育の在り方検討委員会（平成14年10月～15年6月）」、及び「法学部改革委員会（平成16年6月～現在に至る）」が設置された。そして、これらの委員会での審議が終了し、委員会としての答申が教授会で報告され、承認を受けたのちに、「カリキュラム改革委員会」が設置され、その答申を具体化すべくカリキュラム改革検討作業が開始された。その結果、平成13年度及び16年度施行のカリキュラムがそれぞれ策定された。

2 基礎演習

本学部における教育改善の取組みとして、名実ともに中心的な役割を担っているのが基礎演習であり、その取組の詳細については、「平成17年度特色ある大学教育支援プログラム」の学内公募において、本学を代表する取組みとして採択された。

(1) 基礎演習の概要

本取組は、新入生の基礎学力の低下を契機として、初年次演習を学生の現状に則した実効性あるものへ改革し、平成13年度より実践したものである。この演習は、入学者の①日本語能力、②情報収集・整理能力、③プレゼンテーション能力、④社会人としての素養・マナーなどの“基礎的能力”の向上を目的として、1クラス当たり15人以下に設定した少人数制の1年次必修の演習である。本学部教授会の決定により専任教員全員が『共通シラバス』に則って実践する体制を整えている。この取組は、本学の教育理念（手作り教育）に沿ったもので、教員と学生との人間的ふれあいを通して、最終的には法的素養を持って問題を解決できる人材へと成長する過程における、出発点の教育として重要な意義を持つものである。また、この実践の過程で生じる様々な問題について、教員間で議論し改善の方法を模索していく過程は、正にファカルティ・ディベロップメント（FD）の実践である。

(2) 基礎演習とファカルティ・ディベロップメント

基礎演習を効果的に遂行するには、FD機能と組織が欠かせない。本取組を実施するプロセスで生じる様々な問題は、学生及び教員から教務委員会に吸い上げられ、そこで整理された上で、基本的には学部の教授会と科目会議で議論され、必要に応じて改善され、翌年度以降の『共通シラバス』及び『授業内容と実施上の注意点』の作成に反映される。このように本取組では、「学生の学力の現状分析→目標の設定→目標達成方法の模索→その方法の実践→成果の検証→目標や方法の吟味」というFDの流れを反復しつつ、教育を実践しているのである。これらの過程は、教員の教育に対する意識の改革にも効果をもたらし、ひいては基礎演習のみならず、他の科目にも授業改善の効果が現われている。

(3) 基礎演習アンケートの実施

基礎演習については、特にプログラムの内容が固定的になることの弊害（例えば「共通のテキスト」などに拘束されてしまうこと）を排除し、学生のニーズや社会の動きに柔軟に対応しつつ、向上心を持って実践に当たるように努めている。そのため、上記のニーズや動きを捉えるため、基礎演習では、学生対象の全学共通の授業アンケートに加えて、学部独自の「基礎演習アンケート」を学生及び担当教員に対して行っている。その結果については、主に教務委員会を中心に議論した上で、次年度以降の『共通シラバス』の改訂に活用される。この5年間においても、『共通シラバス』は毎年度毎に改訂され、現実には則したものへと進化している。また、科目会議及び教務委員会での議論や情報交換を通じて『共通シラバス』を作成する過程は、正に本学部におけるFDの象徴ともいえる活動となっている。

3 教育改善のための研修会

本学部では、平成13年度に実施されたカリキュラム改革以降、教育改善に対する意欲が特に高まり、科目会議の時間を利用して情報提供や情報交換などが行われている。平成13年4月から17年3月までに実施された教育改善のための研修会等は以下のとおりである。

- 平成13年度
 - ・基礎演習に関する情報交換と今後の課題について
 - ・来年度基礎演習の在り方について
 - ・来年度オリエンテーション・キャンプの在り方について
 - ・法学部における授業改善の在り方について
 - ・教育理念の明確化、教育方針の策定、授業方法の改善、学生の学習サポート体制の整備等について
 - ・来年度基礎演習の授業内容について
- 平成14年度
 - ・発展演習及び今後の演習運営体制について
 - ・学部デーの実施について（3回）
 - ・マナー講座について
- 平成15年度
 - ・法学部コースビジョンについて
 - ・オフィス・アワーの実施について
- 平成17年度
 - ・昨年度基礎演習の実践事例報告
 - ・公開授業の実施と授業内容

4 公開モデル講義の実施と討論

本学部では、平成17年11月に、学部教育改善研修の一環として、学部専任教員に参加を呼びかけ、公開モデル講義を実施した。公開授業実施後、授業内容、方法、配付資料、パワーポイントを使用した授業の是非などについて活発に議論し、現在の学部生にとってより良い授業とは何かについて研修した。この公開講義の講師は、加藤紘捷学部長自らが担当し、法学部専任教員の7割を超える教員が

参加した。なお、公開講義のテーマは、「あなたも裁判しなければならない－裁判員制度について」であった。

5 その他の取組み

(1) 学部長アンケート

本学部では、勉学を含めた大学生活全般について、広く学生の感想や意見を求めるため、2 年次生以上を対象として、年度初めの年次ガイダンスにおいて、学部長アンケートを実施している。記述式アンケートであるので統計処理することは難しいが、回答用紙から回答を抽出し、その結果については学部執行部会議や教務委員会、科目会議等で議論し、必要な場合には改善の処置を講じている。ただし、現在のところは、教育内容や方法よりは、大学生活及び大学施設に対する要望が多い。

(2) 新任ガイダンス

本学部では、大学全体で実施されるガイダンスとは別に、学部長、教務主任・副主任及び入試委員長が中心となって、新規採用教員に対して、学部教育の現状や、それに伴って求められる教育方法、あるいは学部が抱える固有の問題や課題などに関するガイダンスを実施して、教育改善に対する新任教員の協力を要請している。

(3) 父母向けガイダンス

前述した「父母向けガイダンス」(「履修指導」の項を参照)も、本学部における教育改善に対する父母の協力を求める意味がある。また父母に本学部の理念や教育目標と現状について理解を深めてもらい、その上で教育改善に対して父母の立場から要望を寄せてもらい、参考とする狙いも込めている。

【評価と問題点及び改善の方策】

1 学部教育改革のための委員会等の設置

これまで設置されてきた学部教育改善のための委員会等は、本学部の教育の在り方を検討する機関として、有効に機能してきたと評価できる。また、ここで議論された内容が、次期カリキュラム改革等に反映され、学部教育の充実に寄与してきたことも評価できる。ただし、学部改革をどのように全学的な改革と両立・調和させ、更に意義のある教育改善を実現していくのが課題である。

2 基礎演習

基礎演習は、本学部の教育改革の中心的科目として、その機能を十分に果たしていると評価できる。また、この基礎演習の在り方に関する様々な場面での議論は、基礎演習だけに留まらず、他の科目の授業に対しても、一定の教育改善効果を及ぼしていると評価できる。

ただし、内容がマンネリ化したり、各教員の教育意欲が低下したりしないように、企画・運営の主

体である学部教務委員会としては、この演習の改善の方策を継続的に検討するとともに、学部教員に対して、この演習の意義を折に触れて啓蒙していくことにしている。

3 教育改善のための研修会

本学部科目会議の時間を利用して、各種の研修会や事例報告及び情報交換の場を持つことによって、本学部の教育改善に対して一定の効果をもたらしたと評価できる。ただし、その回数は、漸減傾向にあることは否めない。その主な理由は、大学として取組まなければならない喫緊の課題が多く、その対応に迫られていることによるものであるが、今後は教育改善のための研修会をできるだけ多く実施していきたい。

4 公開モデル講義の実施と討論

本学部及びおそらくは本学としても初めての試みであったと思われるが、本学部の学生にとって、より良い授業とは何かを考える非常に効果的な取組みであったと評価できる。また、公開モデル授業実施後の討論や意見交換も非常に活発であり、このような取組みが、現在の大学においては必要であることを、改めて認識させられた。したがって、今後ともベテラン教員を中心に、公開モデル授業を実施していくこととしたい。また、これにより、教員相互による授業参観と評価ということが自主的に行われるように促していきたい。

5 その他の取組み

学部長アンケート、新任ガイダンス及び父母向けガイダンスなどは、内容や時間からいえば些細な取組みではあるが、学部としての教育改善の意思を内外に示し、教育改善への協力を求めているという方向性を明らかにするという点において、一定の効果を挙げていると評価できる。したがって、今後とも、より積極的な姿勢で、これらの取組みを推進していきたい。

〈授業形態と授業方法〉

【現状】

本学の授業形態は、主に講義方式の授業形態と、小規模のクラスで行われる演習・実習等の授業形態から成っている。本学では、建学以来、少人数教育が教育指導方法上の中心的な理念となっており、特に、演習科目、実習科目、外国語科目において、学生の積極的で主体的な学習態度を涵養すべく、少人数クラスでの指導・教育が実践されている。

また、以下に記述するように、現代の大学教育に対する内外の多様な要求に応えるべく、多種多様な形態の授業が展開されている。

1 演習科目

本学部では、4 学年の各年次に、当該年次の学習の性格に対応した演習（ゼミナール）が必修科目として置かれており、少人数の学生を対象としてきめの細かい教育指導を行っている。なお、下記の演習科目において、学生が作成した資料・レジュメ等の利用に資するために、学生1名当たり100枚相当のコピー・カードが担当教員に支給されている。

(1) 基礎演習（1 年次必修）

1 年次の必修演習である基礎演習は、本学部での愛情教育を具現化し、かつファカルティ・デベロップメント（FD）を象徴する科目として、特に学部を挙げて積極的に取り組んでいる科目である。この演習の初期における目標は、①日本語能力の養成、②情報収集・整理能力の涵養、③プレゼンテーション能力の向上、④社会人としての素養・マナー講習などの“基礎的能力”であったが、これに⑤個別的な生活・学習指導、⑥各種ガイダンスの実施及び⑦キャリア支援教育への導入などの機能が期待されるに至った。このように、法学部基礎演習では、そのため、基礎演習クラスは、1 クラス当たり30人以下で編成されている語学クラスを2つに割り、1 クラスの人数が15人以下になるように設定した。

また、担当教員は全て専任の教員とし、それらの教員がファカルティ・アドバイザーを兼任するかたちで、個々の学生の特性に応じた丁寧な教育・指導が可能となるような形態がとられている。

更に本演習は、本学部教務委員会が作成した「共通シラバス」、「授業計画」、一部「共通の教材」に則って実施される科目であり、かつ担当教員の専門領域を考慮した上で同一曜日・時限に4～5の基礎演習クラスを配置しているため、単元によってはそれらのクラスが集まって合同授業が実施できるような工夫されている。

(2) 教養演習（2 年次必修）

2 年次必修の演習は、法学部・経済学部・現代文化学部が協力し、3 学部合同の「教養演習」として開講されている。学生が教員を選択して演習クラスが編成されるが、全クラスとも、各々1 クラス当たりの人数各20名以内となるようにしている。また、基礎演習同様に、この演習クラスにも、教育に加えて個別的な学生指導が期待されるようになってきたことから、平成18年度より全てのクラスを専任教員が担当することとなった。

具体的な授業内容・方法は全て、担当教員に委ねられている。しかし、担当教員が如何なる分野をテーマ・教材にしようとも、教養演習が目指す方向性は「コミュニケーション能力の涵養」に設定されている。

(3) 発展演習Ⅰ及びⅡ（3・4 年次必修）

本学部では、3 年次及び4 年次必修演習科目として、それぞれ発展演習Ⅰ及び発展演習Ⅱが設置されている。これらの演習も、原則的に学部所属の専任教員が担当し、1 クラス当たりの人数は、原則として20名以下となるようなクラス規模としている。なお、本学部においては、3 年次生と4 年次生

が合同で授業する方法が主流であり、一部に3年次生と4年次生を分けて、個別に演習を行っているケースも存在する。

発展演習では、少人数規模の授業形態のもとで、学生による調査や発表、そして学生と教員や学生同士の議論・討論を中心とする授業方法がとられており、学生が、単に知識を獲得するのみでなく、自ら調べ、考え、発表するという主体的な学習態度や、問題解決能力を効果的に習得できるようになっている。

(4) 外国語演習（自由選択外国語科目）

全学部 of 学生を対象に開講されている「英語演習」では、科目の性格を考慮して、基本的に25名以下の人数が保たれるように受講者数に制限を設けている。同じく全学部 of 学生を対象とするドイツ語・フランス語・中国語・韓国語・スペイン語の「語学演習」も、同様に少人数の演習形式で行われている。

(5) 健康スポーツ演習（副専攻科目）

4学部合同で行われる「健康スポーツ演習」は、1クラスの人数を40名に制限して実施されている。この演習では、実技に加えて講義が行われたり、自ら調べて発表やレポートしたりという内容に加えて、実技指導・授業運営等が課され、演習に相応しい授業形態となっている。

2 実習科目

(1) 情報関連科目

法学部においては、1年次に基本的な情報リテラシーの修得を目的とした「情報リテラシー」、2年次に「インターネット特論」を設け、1科目（2単位）以上修得することを卒業要件としている。平成13年度以降、ほぼ98%以上の学生が1年次に「情報リテラシー」を履修している。そのため、この科目については、語学クラスがそのまま「情報リテラシー」クラスになるようにしている。すなわち、1クラス当たりの学生数が、原則として30名以下となるようなクラス規模で実施されている。この人数は、当然のことながら、教室内に設置されたパソコン台数以内の人数であり、授業時には必ず各学生が1台のパソコンを使用できるようになっている。加えて、これらの科目では、学習効果をより確実にするために、実技の面で教員を補佐するSA（学生アシスタント）制度が設けられ、担当教員の判断により利用されている。

(2) 健康スポーツ実習

本学の全学部で1年次の必修科目となっている「健康スポーツ実習」は、全学部が合同する体制で授業が運営・実施されている。全クラスを平均すると、1クラス当たりの受講者数は40人程度になるように種目・クラスが設けてあるが、特定の種目に希望者人数が偏ることもあるため、最大でも50人をクラスの上限としている。各クラスとも、スポーツ種目の実技指導を中心とした内容の授業が行われている。しかし、同一曜日・時限には、少なくとも3種目（クラス）以上が設置され、かつその

うちの1クラスは必ず専任教員が担当し、当該曜日・時限の責任者となるような体制をとっているため、春学期の体力測定やトレーニングセンター講習会、及び秋学期の体力測定の意義に関する講義やアンケート作業は、合同授業として統一的に実施されている。

(3) インターンシップ

アウト・キャンパス・スタディの形態で行われているインターンシップは、夏期休暇中に約2週間、学外地域の民間企業や自治体、NPO 法人における職業労働の体験実習として実施される。またこれに先立って、春学期の授業時には、学内で、実習の準備のための事前研修やオリエンテーションが演習形式で行われている（詳細については「インターンシップ」の項を参照）。

3 外国語科目

(1) 必修第一外国語及び必修第二外国語

第一・第二外国語については、学習が効果的なものとなるように、原則として正規履修者の数が1クラス当たり30名以下となるように、語学クラスが編成されている。演習と同様に、学生は確実に授業に出席し、かつ積極的に授業に参加することを求められる形態の授業が行われている。

更に、必修第一外国語（英語）のⅠ、Ⅱ、Ⅲについては、通常のクラスとは別に「特別クラス」を1クラスずつ余分に設け、一部「能力別の授業」を実施している。このクラスには、入学当初に実施される統一試験の結果が成績上位10%に属する学生で、かつ本人が希望した場合に入ることができる。通常クラスでは、高校時までの基礎学力が低い学生が多く、本学部における2年間の必修英語授業は、どうしても基礎的なものにならざるを得ないのが現状である。しかし、基礎的なものを重視すればするほど、比較的英語ができる学生にとっては、魅力と刺激のない授業になってしまうことから、このような処置をとっている。

なお、この語学クラスは、第一・第二外国語及び情報リテラシーにおいて共通するクラスである。更に基礎演習はこの語学クラスを2分割して、一方、民法Ⅰクラスはこの語学クラスが2クラス合体して、それぞれ編成されている。また、本学部の講義科目において人数制限をかける場合には、履修可能学生として語学クラスを指定している。このように、語学クラスは、本学における1年次及び2年次の教育の、核となるクラスとして機能している。その意味からも、入学当初にオリエンテーション・キャンプを実施し、この語学クラス内の基本的な人間関係を構築しておくことは、学生が大学における勉学及び生活にスムーズに行うために、大きな意義を持っている。

(2) 海外語学研修

本学の特色ある外国語の授業形態として、外国で異文化を実際に体験しながら外国語能力を高めることを目指す「海外語学研修」がある。これは、モナッシュ大学・セント=マイケル大学・ロンドン大学（英語）、ウィーン大学（ドイツ語）、ソルボンヌ大学（フランス語）、サラマンカ大学（スペイン語）、北京師範大学（中国語）、延世大学（韓国語）の各大学で行われる3～4週間の語学研修コースに

参加するものである。また、海外語学研修の前には、海外での研修に備えて1学期間に亘って事前準備の授業を行い、海外での生活や学習がスムーズにできるように十分に指導し、学生を送り出しているのも本学の海外語学研修の特徴である。

4 講義科目

講義科目は、本学の開講科目のうちで最も数が多く、学部教育を支える柱の一つである。受講者が50名以下の小規模な講義から、400名近くに達するものまで、様々な規模の講義が行われている（「大学基礎データ」表40参照）。

講義科目においては、教育効果を上げるために、教員各自が、プリントの配布やAV機器の利用等の工夫を行っている。また、大規模な教室の講義においても、教員から学生への一方的な講義を避け、両者の双方向型の授業が可能となるように、授業中の小テストやリアクション・ペーパー等の様々な方策がとられている。

特に本学部においては平成13年度より、法学概論Ⅰ及びⅡ、憲法Ⅰ及び刑法Ⅰ、並びに民法Ⅰは、ほとんどの1年次生が履修・登録する科目である。そこで、これらの科目については、受講生の人数を適正な規模に保った状態で、大学生としての入り口の部分での教育を丁寧に行うことを目的として、同じ科目をそれぞれ2コマずつ設置した上で、各コマについて語学クラス別に履修・登録できるコマ指定して（クラス指定科目）実施している。更に民法Ⅰについては、平成13年度より、教員が学生の顔と名前を一致させた状態で臨機応変・丁寧な教育を実施することを目的として、1クラス当たりの人数が60人程度となるように、クラス編成をしている。例えば、平成17年度を例にとると、学生数約330名に対して民法Ⅰを6クラス設置し、それぞれの民法Ⅰクラスに、語学クラス2クラスを割り振っている。この他、2年次生以上の科目についても、憲法Ⅱ、民法Ⅱ、民法Ⅲ、民法Ⅳ、行政法Ⅰ、商法Ⅱなどのように、履修者数の多い科目については、2コマ開講している。

一方、副専攻科目の中には、通常の講義と異なる特徴的な形態の講義として、オムニバス形式の講義がある。1つのテーマ（「女と男」・「ライフサイクルと人間」・「日本人」）について、専門分野の異なる複数の教員が数回ずつ、それぞれの視点から講義を行う「総合講義Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」、社会のそれぞれの分野で活躍している企業人を講師として行われる「経済Today」が、それである。

本学では、講義・演習の活性化、実社会への視点や国際的な視野の育成を目的として、すべての授業において、教員1名につき各学期1回、通年で計2回まで学外からの特別講師を招聘することが認められており、活発に利用されている。

【評価と問題点及び改善の方策】

1 演習科目

本学では、概ね、それぞれの科目の性格・内容に応じた適切な授業規模及び形態が保持されていると評価しうる。

特に、1年次～4年次までの全学年に設置されている必修演習科目については、それぞれ20名以下

の学生数で編成されており、少人数教育を充実した形で展開できる環境が整備され、学生の主体的な学習と授業への積極的な参加を促しているという点から、大いに評価できる。また、平成18年度からは、基本的に演習科目（ゼミ）は専任教員が担当するという原則を適用した。これによって、授業時間内の指導ばかりでなく、オフィス・アワーの時間などを用いた授業時間外での個別指導・教育が推進されたことも、評価できる。

ただし、専任教員数が減少する中で、上記の状態を維持するためには、一人の専任教員が3～4コマの演習授業を担当することを余儀なくされる。専任教員による演習授業の負担については、今後更に議論を深め、合意を形成する必要がある。また、1年次の基礎演習については、現在、学部教務委員会が深く学習内容の企画立案・教材づくりにかかり、共通シラバスに則って授業を実施している。この点は、教育改革の方向性として効果的であり、評価できる。

一方で、2年次の教養演習は、現在、3学部（法学部、経済学部、現代文化学部）合同で実施されている。3学部合同実施には、それなりの意義を認めるにしても、授業運営や内容、成績評価方法等については、基本的に各担当教員の裁量により授業が運営されており、改善方法を検討する責任ある組織がだと思われる。また、基礎演習や発展演習と比較すると、教養演習においては、学部として教育に対する意思が十分に伝わらない面も指摘されており、現在の教養演習の在り方について改善の必要性を指摘する教員も少なくない。したがって、今後は本学部生にとって必要な2年次教育の在り方を議論する中で、教養演習の改善・改革の方法も検討していくことにしたい。

選択科目として設置されている外国語演習及び健康・スポーツ演習については、授業形態及び授業方法とも特に問題点はなく、学生の希望により、語学及びスポーツを深く理解・学習する場を、積極的に提供しているという点から評価できる。また、地域社会との交流の中で学生が実社会を体験する「インターンシップ」は、体験参加型の学習や学生の多様な関心・視点の養成、あるいは地域社会との交流・協力といった大学内・外の多様な関心や要求に対応した授業形態であり、有意義な成果を挙げていると評価できる。

2 実習科目及び外国語科目

(1) 実習科目

本学部において設置している実習科目については、何れも当該科目のクラスとしては少人数のクラスが設定されており、学生の主体的な学習と授業への積極的な参加を促しつつ、丁寧な教育・指導が展開できる環境が保たれていると評価できる。

ただし、情報リテラシーについては、クラス指定科目であり、かつ共通シラバスに則った科目でありながら、授業内容や成績評価の方法について、担当者間でばらつきがあるので、担当者間の更なる合意を形成し統一性のある授業の実施に努めていく。

(2) 外国語科目

本学部において設置している外国語科目については、何れも30人以下という少人数のクラスが編成されており、充実した形で授業が展開できる環境が保たれていると評価できる。ただし、必修の外国

語は、学生にクラスや教員を選択する余地がないクラス指定の科目である。したがって、そこで実施される授業の内容や方法、成績評価については、極力統一性が保たれるべきであり、統一シラバスの記述内容を含め、担当者間の更なる合意形成が不可欠である。特に、外国人の非常勤講師に対しては、本学部において求められる外国語教育について、十分に協力を求めている。

海外語学研修についても、海外での学習を通じて実践的なコミュニケーション能力の獲得を目指し、国際化へ対応するといった大学内・外の要求に対応した授業形態であり、派遣先の種類、派遣先での授業形態や方法ばかりでなく、学内における事前授業の形態・内容・期間を含めて、適正であり、貴重な成果を挙げていると評価できる。

なお、必修外国語において、一部、能力別のクラスを編成している点は、特別クラス、又はそれ以外の通常クラスの学生にとって、学生の能力に応じた適正な教育の実践という点から評価できる。

3 講義科目

大教室における講義についても、特に平成13年度以降については、教育効果を著しく損なうほど大規模な受講者数の講義はない。また、授業アンケートの効果もあって、各教員とも教育効果を上げるために、様々な授業方法の工夫をしており、特に問題のない状態であると評価できる。しかしながら、大人数の学生を対象とする大教室での講義は、学生の受講動機が必ずしも適正でないことや、学生全体に教員の目がいきわたらないことなどが相俟って、期待される教育効果に限界があるのは確かである。教員の増員が困難であるという事情はあるが、学部教務委員会と全学教務委員会が中心となって、更なる改善を検討していくこととしたい。

Ⅱ 経済学部

A 教育内容

〈学部学科の教育課程〉

【現状】

1 経済学部の教育課程における重点達成目標

学士課程の教育内容等にかかわる経済学部の重点達成目標は、次の3点である。

- ① 経済学部の教育目的「地域で活躍できる人材の育成」の具体化である卒業生の就職率等の前年比向上
- ② 学生の効率的、体系的学習の促進
- ③ 学生の学習継続意欲の喚起

これら目標の達成度を示す成果指標例として、

- ① 就職率の向上
- ② 主専攻コースと所属ゼミの一致度の向上、主専攻コースと副専攻テーマとで重複領域を選択する学生数の減少等
- ③ 学科選択の偏り、退学者数等

をそれぞれ考えることができる。

本学部では、理念・目的・教育目標と達成目標との間の階層的連鎖を次のように位置付けている。

理念である「愛情教育」を価値判断の基盤とし、教育目的である「地域で活躍する人材育成」を達成する手段として教育目標を位置づける。教育目標の達成度を時系列的に示す指標が達成目標となる。

これら教育目標の成果指標である達成目標を継続的に確認し、成果をもたらした原因を検討し、より良い成果をもたらすべき改善活動を飽くことなく継続することこそ、本学部の旨とするところである。大学における学士課程教育は、インプット要因（組織・規程、カリキュラムの整備状況、講義内容、教員構成、専兼比率など）、スループット要因（ガイダンス、コース、ゼミ選択者、講義履修者、出席率、単位取得率、授業評価など）、アウトプット要因（就職率等の進路決定率など）からなる一連の過程である。

2 理念等と法・基準との関連並びにカリキュラムの体系性

本学部のカリキュラムの特徴は、①専門基礎の重視、②経済学と経営学の複眼力の形成、③幅広い視野の獲得、④演習の重視、⑤体系的学習の保証、⑥地域教育力の活用、⑦アウトキャンパススタディの重視、⑧学生の主体的選択の尊重、にある。

(1) 専門基礎の重視

学校教育法第52条では、「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする」とあるが、『経済学教育に関する基準』（大学基準協会）が指摘するように、「経済学の学士課程教育は、一面で教養教育であり、他面で専門基礎教育として大学院の準備段階である」と位置づけられる。本学部では専門基礎の確立に重点を置いている。専門教育を勉強する「専攻学習」においては、コア科目Ⅰ（必修2単位を含む14単位以上）、コア科目Ⅱ（所属する学科から8単位以上を含む12単位以上）で経済学科・経営情報学科それぞれの基礎的科目を履修するように設定している。

(2) 経済学と経営学の複眼力の形成

経済学と経営学の双方を結びつけながら、専門的基礎を重視するのが特徴である。そのために、経済学科と経営情報学科の壁を低くし、どちらの学科に所属していても、他学科の科目を自由に選択できるようにしている。

(3) 幅広い視野の獲得

大学設置基準第19条の「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養する」点には、大きな配慮を行っている。カリキュラムでは、専門の学習をする「専攻学習」と並んで、教養を重視した「基本学習」を設置し、その中に基礎教育科目として幅広い教養科目を配置している。外国語科目も第二外国語を6単位設置している。更に全学共通で、副専攻科目を30単位履修するようにしている。また、専攻学習のコース科目でも、経済・経営の専門科目だけでなく、教養科目も設置し、総合的な判断力の育成を重視している。

(4) 演習の重視

少人数による双方向教育を重視し、1年次から4年次まで、演習を必修化している。それは、講義形式の授業よりも、現代の経済社会で求められている「問題発見能力」や「問題解決能力」を培うのに有効だからである。特に3年次の演習Ⅰと4年次の演習Ⅱは同一教員が担当し、卒業論文の提出がなければ演習Ⅱの単位取得ができないというように、卒業論文指導を必修化している。

また、『社会人基礎力に関する調査』（経済産業省）で指摘されている、職場や地域社会で活躍する上で必要となる読み、書き、数学、基本ITスキル等の「基礎学力」やコミュニケーション能力、実行力、積極性等の「社会人基礎力」を学生が身につけるために、次のように演習を活用している。1年次のプロゼミナールでは、読み書き能力、基本ITスキルの実践に重点が置かれている。2年次の教養演習では、プレゼンテーション能力とディスカッション能力の涵養が重要な課題として設定されている。

(5) 体系的学習の保証

1年次のコア科目Ⅰでは、導入教育と専門基礎を勉強する。特に高校時代に数学の基礎的勉強が十分でない学生が多いので、基礎数学を必修としている。更に、2年次よりコア科目Ⅱで、経済学・経営学の基幹科目を勉強し、3年次からのコース科目では専門と総合科目の発展的科目を勉強する。

(6) 地域の教育力の活用

現在の経済社会をリアルタイムで認識するため、また職業観・社会観を涵養するために、地域社会の第一線で活躍している企業家、自治体職員、議員、NPO関係者からなる地域人講師団を形成し、様々な講義の特別講師又は非常勤講師として授業に参加している。実績としては、経済Todayでは、地域人講師団のみで講義を担当している。また、2年次からのインターンシップAでは、地域企業家が非常勤講師として専任教員と共に事前研修、研修先の開拓、事後研修を担っている。

(7) アウトキャンパススタディの重視

講義形式の授業ではなかなか身につけることができない職業観、社会観を涵養するだけでなく、前述の社会人基礎力を養うのに有効なのがアウトキャンパススタディである。既述の平成16年の文部科学省の現代GP「学生参加による〈入間〉活性化プロジェクト」の実施責任者を元経済学部長が務めていることもあり、本学部は、アウトキャンパススタディに積極的に取り組んでいる。平成17年度より、全学的にまちづくり実践（2単位）、理論演習型のインターンシップB（2単位）として、カリキュラムの中に位置づけた。インターンシップBに該当する、製品商品化プロジェクト、入間市消費動向調査、ITサポートなどの活動は本学部の教員が担当している。

(8) 学生の主体的選択の尊重

学生の主体性を尊重し、選択力を身につけるために、一括募集の後で2年次に学科と副専攻の選択をし、3年次に演習、コースを選択させる。

3 基礎教育等の位置づけ

本学部における基礎教育の中心となっているのは、1年次必修科目「プロゼミナール」（4単位）、「プログラミング論Ⅰ」（2単位）、「基礎数学」（2単位）、及び、2年次必修科目の「経済と社会」（2単位）、「キャリアデザイン」（2単位）、「教養演習」（4単位）である。

「プロゼミナール」は、大学で学ぶに当たって必要とされる、基礎的なスタディー・スキルの修得をめざす演習形式の科目である。科目担当者がFA（ファカルティー・アドバイザー）となり、中等教育のホームルーム的役割を、大学1年次で担う科目でもある。そのため、すべて専任教員が担当する。また、ホームルーム的役割を担うことから、受講者は、第二外国語の受講単位でもある1年次のクラスを、機械的に二分したものとしている。受講人数は原則的に15名以下としている。授業内容は、文献の内容理解・まとめ・発表、レポートの書き方、ビデオを見て主張のポイントの要約、グラフの読み方、資料の調査・研究とプレゼンテーションなどが中心となる。授業は統一シラバスに沿って展開され、詳細な内容については、会議やメーリングリスト等によるすり合わせを行って、担当者間で意志統一を図っている。また、授業担当者がFAであるという特徴を生かして、学生の勉学、キャリア教育、学生生活に関する諸連絡や情報提供、個別学生へのアドバイスなどもこの授業を通して行われる。

「プログラミング論Ⅰ」は、基礎的な情報スキル教育として位置づけられている。経済学部では1

年次に全員ノートパソコンの所有を義務付け、コンピュータ操作の基本と、ワープロ、表計算、インターネットブラウザー、プレゼンテーション、データベース等のソフトウェアの操作の基本を学ばせている。実習科目なので、受講者は30名を上限とし、少人数教育を行っている。なお、更に上級のスキルを身に着けたい学生に対しては、「プログラミング論Ⅱ、Ⅲ」、その他の情報関連科目が設置されている。経営情報学科生のみ「プログラミング論Ⅱ」まで必修となっている。

「基礎数学」は、経済学と経営情報学を学ぶ上で必要な基礎的な数学を理解できるようになることをめざす科目である。また、就職試験で課される数学や、仕事をしていく上で必要となる数学に対応できる学力を身につけることも目指している。そのために、後述のような困難があっても必修科目として設定されている。上級の数学を勉強したい学生には、「経済数学」が選択科目として置かれている。授業は、共通シラバスにより、担当者間で意志疎通を図りながら展開される。この科目の展開のために、入学時に数学学力テストを行い、学生の数学的能力を把握した上で授業が行われる。現状では、入学者の数学の学力差が大きい。ちなみに、17年度の入学時の数学学力テストでは100点満点で平均点69.35、標準偏差17.68であった。

「経済と社会」は、企業の仕組みや活動を学び、経済の仕組みの基礎を学ぶ科目で、経営学や経済学の基礎科目であるとともに、これらのことを学ぶことは働く上でも必要であることから、キャリア教育の基礎としても位置づけられている（「キャリア教育科目」という科目群に所属）。第二外国語に基づくクラス編成を単位としたクラス指定になっており、4コマ設置されている。

「教養演習」は、学部を越えて（対象は経済学部、法学部、現代文化学部の学生）、自分が興味関心のある教養的なテーマを、演習形式で学べる科目である。3学部の担当教員がそれぞれの演習テーマを提示し、学生の受講希望を調整した上で、20人以下の少人数で展開される。テーマは、担当教員の専攻に関わるものから、専攻とは関わりのない教養的、体験的なものまで、極めて多彩であることを特徴とする。17年度の開設テーマ数は49であった。この科目は、現時点では、本学部の全2年次生が受講する唯一の通年科目である。そのことから、担当教員は正規のFAではないが、学生への情報伝達や連絡調整などで、FAの代理的役割も果たしている。

「キャリアデザイン」は、18年度から新設された科目で、経済学部、文化情報学部、現代文化学部の3学部共同開講科目である。ここでは、大学での勉強や、大学と社会とのつながりを考え、キャリアデザインの仕方、設計に当たって考慮すべきことを体得し、キャリアデザインを描けるようにするとともに、具体的な就職活動に対する予備的知識を体験することを目標にしている。授業内容は、各学部の特徴を反映させた3つの柱からなる。一つは企業分析で、仕事の種類や、それぞれの仕事で必要とされる能力、企業が求める人材等を学ぶ。次に、企業へのアピールで、コミュニケーションスキルを向上させるためのトレーニングとともに、エントリーシートの作成練習、SPI試験体験なども行う。最後が自己分析で、過去から自分を分析し、ライフステージを通じた仕事と自分のあり方を考え、今後の学生生活や将来の設計を行う。なお、地域の社会人やOB・OG講師による講演も含まれる。授業は、3学部混成の6つの指定クラス編成で展開される。

倫理性を培う教育には、講義科目として基礎科目群の倫理学と専攻科目群のマクロマーケティングがある。マクロマーケティングは、企業倫理を講義主題として取り扱い、企業で仕事をする際に遵守

すべき規範と、それら規範を組織内に有効に根付かせるメカニズムを経営学的に考究する。また、演習においてセクシャル・ハラスメントや受動的喫煙の問題を定期的に取り上げており、規範意識の涵養を図っている。

4 専門教育的・一般教養的授業科目

(1) 体系的学習の保証

本学部では、学部開設当初は経済学科、経営情報学科の学科単位による学生募集を行い、1年次よりそれぞれの学科を意識した授業科目構成をとっていた。経済学科には理論歴史、国際経済、公共経済、ファイナンスの4コースを、経営情報学科には企業情報、経営管理、企業会計の3コースを設け、学生は原則として所属する学科のコースを3年次から選択し、その専門性を深めることができるような仕組みであった。

しかし、前述（理念・教育目的・教育目標）のような社会の変化に伴う理念・目的の見直しを通し、学校教育法第52条に謳われる大学の目的を達成するため教育課程の継続的な改善を行ってきた。

本学部の授業科目体系の特徴は、学生一人一人の個性を尊重しつつ、複眼的な視野をもとに自立的な思考力と総合的分析力を持ち、その背景となり得る基礎的な技能を有するといった地域社会の中核をなすような人材の育成を可能とするものである。このことを考慮した上で、学生は入学準備段階においては学科に対する意識や知識がそれほど十分とはいえず、場合によっては実際に勉強を進めてから、ようやく自分の学習目標を設定することができるというような現状を配慮し、13年度より両学科間の境界を低くすることで、学生が所属学科に拘らず3年次に自由なコース及び演習の選択が行える形式を採用した。このときにコースを現在の現代経済分析、地域&国際、環境&福祉、金融&会計、マーケティング&マネジメント、情報&システムの6コースに整理している。

更に15年度からは学部一括による募集制度を実施している。これは学科への配属を入学後1年間の学習を経た上での希望により決定させることで主専攻分野を学生本人の適性とできる限り合致したものにするための仕組みである。したがって1年次は、学科を意識しつつ、経済と経営情報の両分野から基本的な科目を履修するというシステムを取り入れている。

また、本学部では少人数を対象とする愛情教育の実現という点から、各学年に必修の演習科目を置いている。特に1年次は大学における学習の導入部分に相当する「プロゼミナール」を設定し、聞くこと、話すことといったコミュニケーション能力を身につけるための出発点としている。この「プロゼミナール」は語学クラスを2分割して編成されるもので、ほぼ15名程度のクラスとなっており単に勉学上の指導のみではなく生活上の支援も行える学生と教員間の双方向的体制となっている。

本学部においては、学部専攻に係る科目は専攻学習の主専攻に配置され、年次進行に従って、1年次コア科目Ⅰ、2年次コア科目Ⅱ、3・4年次コース制による設定科目という形に体系化されている。このうちコア科目Ⅰでは、1年次修了時の学科選択を前提として経済、経営情報の両方の領域より提供される基本科目（「経済学概論」「経済史」「統計学」「経営学総論」「簿記原理」「情報処理概論」）から3科目以上を選択する。そして学科決定後の2年次には、コア科目Ⅱとして所属学科の科目より2科目を選択必修とし、順次各学科の専門性に触れる機会を用意している。経済学科生は学士（経済学）、

経営情報学科生は学士（経営情報学）と称するに足る基礎的な専門学習をするようにカリキュラムを設定している。専門性の深化に関しては、3・4年次のコース科目として自分の所属するコースより16単位以上の履修を課することにより実現している。

(2) 主専攻コースの特徴

本学部の主専攻コースの特徴は次のとおりであり、また、各コースを希望する学生に対してはそれぞれ以下のとおり履修指導をしている。

(i) 現代経済分析コース

現代経済分析コースは経済学の基幹となるマクロ経済学・ミクロ経済学の経済理論を基礎として、現代社会の経済システム・経済事情を分析することを目指す。そこでは、まず、経済理論をより発展させ、マクロ経済学・ミクロ経済学の延長に位置付けられるものとして現代経済分析Ⅰ・Ⅱがあり、数理的分析・統計的分析を充実させるために経済統計、計量経済学、経済数学などの科目がある。また、現代の日本経済を緻密にみていくために、日本経済論、日本財政論、白書研究などの科目がある。そして、そのような経済分析の歴史をみていくことも、その理論について正当な評価をしていくために必要となる。そのために、経済学史、経済思想などの科目がある。このコースを希望する学生は、2年次にマクロ経済学、ミクロ経済学、財政学の中から少なくとも2科目を履修することが望まれる。

(ii) 地域&国際コース

地域&国際コースは、世界や社会をグローバルな視点でとらえることができるようにと設けられたコースである。

21世紀は国家の壁が崩れ、ヒトは「地域」を中心に世界と結びつくようになる世紀である。そして「地域」は、宗教や肌の色などいろいろ違った人の「共生」する場所になる。そのような社会の見取り図を経済的にだけでなく、社会的・文化的にも描いていくのが地域&国際コースである。

このコースを希望する学生は、国際経済学、経営史、西洋文化論Ⅱ、東洋文化論Ⅱ等を合わせて履修することが望ましい。

(iii) 環境&福祉コース

環境&福祉コースは、今日の社会問題への感受性と主体的に問題に働きかける力を養うことを目的として設けられたコースである。したがって、社会問題に対する経済学の理論的なアプローチを学ぶことはもちろん、調査や実習等のフィールドワークも重視する。このコースでは、主として経済学の知識を基礎として学んでいくので、経営情報学科生も2年次までに経済学概論を学ぶことが強く望まれる。環境生物学と社会福祉論Ⅰ・Ⅱも履修しておくことが望ましい。コース発展科目では、環境経済学と社会保障論が基幹的な科目である。また、環境や福祉を始めとして、男女共同参画社会、教育などの問題を学ぶ科目も設置されている。

(iv) 金融&会計コース

金融&会計コースは、今日のグローバルな経済社会において、金融（ファイナンス）と会計の知識がますます重要性を増していることから、経済学科と経営情報学科という枠を超えて、金融と会計のより多角的で実践的な知識を養成するために設けられたものである。

本コースを希望する場合には、1・2年次に、金融論及び財務会計論の他、経済学概論、簿記原理をできるだけ履修しておくことが望まれる。

(v) マーケティング&マネジメントコース

マーケティング&マネジメントコースは、売れる財・サービスを継続的に開発する仕組み（マーケティング）と、そのような仕組みを内に含んだ組織全体を円滑に動かすこと（マネジメント）を中心に学ぶために設定されている。このコースでは経営学総論、マーケティング論がコース前提科目になるので、2年次までに履修しておくことが望まれる。また、経営管理総論、経営史の履修も、コースの基礎となる知識を体得するために有用である。

このコースの科目は大きく2つに分類できる。1つはマーケティング系列で、消費者の行動を分析するマーケティング・リサーチなどがある。もう1つはマネジメント系列で、企業の長期的な進路を考える経営戦略論、国際化された企業の経営を検討する国際経営論などを用意している。

(vi) 情報&システムコース

情報技術（IT）の発達にはコンピュータやネットワークといった道具をますます身近なものにしている。したがって基本的なコンピュータ操作の知識を常識的なものとして身につけておくだけでなく、更にビジネス上で情報技術を含めた情報資源をいかに活用できるかという一段上の能力レベルが必要となる。このような社会的要求に応えるべく本コースでは、ビジネス上で発生するさまざまな問題に対して意思決定を行う場面で、仮説を設定し、それを検証していく手段を身につけることを目指す。

このため本コースでは、コンピュータ利用の発展科目であるプログラミング論Ⅲを始めとして、企業組織における情報の創造、共有、利用といった各場面において必要となる知識を学ぶためにマネジメントサイエンス、意思決定論、経営情報システム論、情報資源管理論などが設置され、更に情報の実践的分析や利用方法を学ぶために経営統計学、シミュレーション・モデリングなどを設置している。

本コースを希望する場合には、コア科目Ⅰのうちから情報処理概論、コア科目Ⅱのうちからは経営情報論、経営工学を2年次までに履修しておくことが望ましい。

(3) 一般教養的授業科目

以上のような専門教育的授業科目体系を設定すると同時に「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」するために、これを総合科目と有機的に統合したカリキュラムとしている。更に16年度より複眼的視野の形成を促進するため第二の専攻領域を学生に選択させる副専攻制を導入している。

「副専攻」とは、学部・学科が求める主専攻の枠を超えて、自分の興味・関心や将来の進路を考えながら、自主的に学んでいくものである。すなわち、自分で学びたいテーマを選択して、自分自身で計画を立てながら学習するという、これまでの大学にはなかった新しい学習スタイルである。副専攻は専攻学習のなかに位置づけられており、主専攻の周辺領域の学問分野に属する科目を、学生が選んだ主題と関連付けることにより学習への動機づけを図るものである（詳細は本章第1節ⅡA 教育内容〈副専攻制〉の項を参照）。

5 外国語科目

外国語科目として展開している言語は、英語、ドイツ語、フランス語、中国語、韓国語である。

「経済学部理念・教育目的・教育目標」に掲げられた「国際化と情報化に対応できる人材の養成」や「情報科学や語学などの実践的能力養成の重視」という目標に従い、「英語と第二外国語の2言語必修」を採用している。英語は、1・2年次で各2コマ（計4コマ、8単位）が必修である。第二外国語は、ドイツ語、フランス語、中国語、韓国語からの選択必修となっている。1年次で2コマ、2年次で1コマ（計3コマ、6単位）を必修としている。

そのほか、自由選択外国語の科目として、英語、第二外国語ともに「語学演習」と「海外語学研修」が設置されている。英語の語学演習は1～4年次までの履修が可能である。内容は「基礎の復習」「語彙力の増強」「リスニング強化」「上級英会話」「TOEFL対策」「TOEIC対策」など、幅広い選択肢が用意されている。第二外国語の語学演習は、初修外国語という点を考慮して2年次以降に履修できる。こちらは、学部を超えて全学で1クラス設置されている。英語、第二外国語のいずれも、演習という少人数クラスの特長をいかして、受講生の意欲や興味や語学力に応じたきめ細かな指導が可能になっている。

「海外語学研修」は、事前授業での指導を徹底し、学生が教員の引率を伴わずに、2～4週間、海外で研修する制度である。大学全体として、世界の8カ国8大学（英語圏3大学、第二外国語圏5大学）との間に「短期語学研修制度」を締結している。

なお、外国人留学生に対しては、基本的には「日本語」を第一外国語、「英語」を第二外国語として設置している。

6 卒業要件における専門教育科目等の量的配分

本学部における卒業所要単位の分類は下表のようになっている。

〔経済学部卒業要件単位〕

科 目 群			卒業要件単位	備 考
基本学習	基礎科目		14単位以上	「健康・スポーツ実習」2単位必修
	情報教育科目		必修2単位	
	キャリア教育科目		必修4単位	「経済と社会」2単位、「キャリアデザイン」2単位必修
	外国語科目	必修第一外国語	必修6単位	1カ国語3科目6単位必修（ただし、外国人留学生は、日本語4科目必修8単位）
		必修第二外国語	必修6単位	1カ国語3科目6単位必修（ただし、外国人留学生は、必修2科目4単位）
		自由選択外国語	—	12単位まで副専攻科目群

				の卒業要件単位に含めることができる。
演習科目			必修16単位	
専攻学習	主専攻	コア科目Ⅰ	14単位以上	「基礎数学」2単位必修
		コア科目Ⅱ	12単位以上	所属する学科から8単位以上を含む12単位以上(経営情報学科は「プログラミング論Ⅱ」2単位必修)
		コース科目	16単位以上	選択したコースから16単位以上
	副専攻	30単位以上	選択した副専攻のテーマから必修2単位を含む30単位以上	
自由選択単位			6単位	
合 計			126単位以上	

各科目群の卒業に必要な最低単位数を合計すると120単位となるが、卒業要件単位としては126単位が必要である。したがって、その差6単位については、自由選択単位として、下記①～④のいずれか、又はそれらの合計により6単位を満たすことになる。

- ① 基礎科目、キャリア教育科目、コア科目Ⅰ及びコア科目Ⅱのそれぞれの卒業に必要な最低単位数を超える修得単位
- ② 選択したコースのコース科目から卒業に必要な最低単位数を超える修得単位、又は選択していないコースのコース科目の修得単位
- ③ 副専攻の卒業要件に含まれない自由選択外国語科目の修得単位
- ④ 選択したテーマ以外の副専攻科目の修得単位

上表にみられるように、専攻学習科目群の単位数は72単位以上となっており、うち経済学・経営情報学の専門教育領域に該当する主専攻科目群が42単位以上である。副専攻科目群の単位数は30単位以上であるが、その中には経済学・経営情報学の領域と関連する隣接領域の科目群が含まれている。

本学部では専門基礎として経済学科は経済学領域、経営情報学科は経営情報学を扱っており、隣接領域を含めた幅広い視点から学生が専攻学習に取り組むようにカリキュラムを設計している。

また、基本学習科目群として基礎科目群14単位以上、外国語科目群12単位以上を設け更に、学生の社会への円滑な移行を保证するために情報教育科目群2単位以上、キャリア教育科目群4単位以上を必修としている。

7 基礎教育・教養教育の責任体制

本学部では、教養教育のうちいわゆる一般教育科目（本学では総合系科目）は法学部、現代文化学

部と相互乗り入れを行ってきた。かつては、一般教育協議会と称する組織が全学的な体制の下で実質的責任を担っていたのである。その後、一般教育協議会は解消され、全学教務委員会の下で共通教務連絡会が法学部、経済学部、現代文化学部の共通開講科目間の調整的機能を果たすことになった。

もとより、本学部の教育目標の達成責任を担うのは経済学部教授会であり、基礎教育・教養教育の実施・運営責任は一義的には経済学部教授会にあることは当然のことである。経済学部教務委員会が当該教育にかかわる日常的なオペレーションの審議・検討を行い、経済学部教授会に提案をし審議・承認の運びとなる。

教育の実をあげるために、基礎教育の基幹的な科目である1年次演習（プロゼミナール）では教務委員が世話役となって担当教員による連絡会をつくり、年度初めから数回に亘って検討会を開くとともに、メーリングリストを活用した情報の交換・共有を日常的に行ってきた。基礎数学についても担当教員による連絡会を随時行っている。

【評価と問題点】

1 理念等と法・基準との関連並びにカリキュラムの体系性

経済学科と経営情報学科とでそれぞれの専攻領域の基礎を学ぶようにカリキュラムの体系性を確保する一方で、経済学と経営情報学の複眼力を涵養するために、両学科における科目選択の壁を低くしている。コア科目Ⅱで所属学科から8単位以上履修すること、経営情報学科でプログラミングⅡが必修になっていることを除くと両学科における履修科目選択で大きな違いはない。

それにもかかわらず、2年次では学科の選択をしているが、経営情報学科の志望が多く、約2割の学生が第二次志望の経済学科に回らざるを得ない状況が生まれている。学生の希望が生かされないことで、勉学意欲を喪失し、退学の一要因になっている。経済学科の学生の退学が最近経営情報学科より多い一因がそこにあると考えている。

2 基礎教育等の位置づけ

「プロゼミナール」は、高大接続の中心科目であるとともに、中等教育におけるホームルーム的な役割も果たしている。本学も、他の私立大学同様、大学の大衆化と多様な入試システムの採用により、入学してくる学生は、その学力、個性、興味・関心、家庭環境、大学に期待するものなどにおいて極めて多様である。そのような大学における教育では、個別の学生に対応したきめの細かい指導が不可欠である。プロゼミナールは少人数をFAが担当し、現状で述べたような機能を担うことで、その役割を果たそうとしている。

学生による授業評価によると、プロゼミナールで付いた力として、8つの選択肢の中から「日本語の表現力」をあげている学生が18.6%で最も多く、次いで「基礎的なものの見方」が15.2%、「調べ学ぶ能力」が14.7%となっている（16年）ことから、基礎的なスタディー・スキルの向上という観点では一定の成果をあげていることがうかがえる。問題点としてあげるとすれば、共通シラバスに基づく授業展開であるものの、共通教科書や教材を用いていないために、指導内容の統一性がないことで

ある。この点に関しては、担当者が、自ら工夫を凝らした教材を用いて授業展開ができる点では利点もあるが、他方、専門外分野での教材作成に苦慮する状況があることも否めない。

「プログラミング論Ⅰ」では共通テキストを用いて、目標を定めてそこに到達できるように指導が行われており、進度の遅い学生に対してはスタディーアシスタントの学生を配置して対応し、スキルの向上を目指しているところがメリットといえる。一方、商業科や情報処理科などから進学してくる学生と、普通科から進学してくる学生との間、又は普通科から進学してくる学生でも、自分で興味を持って日常的にコンピュータを利用している学生とそうではない学生との間に、ハード操作、ソフト操作ともにスキルの格差が大きい。

「基礎数学」は、入学時数学学力テストを行って、学生の学力を分析し把握した上で教育に当たっていること、統一シラバスにより、意志統一を図りながら展開していること、再履修者は別クラスにして、丁寧な指導を目指していることなど評価すべき点も多いが、問題点も多い。最大の問題点は、上述のように入学者の数学の学力差が大きいことと関係している。この科目は、経済学・経営情報学を学ぶ上での最低限と考えられる数学の学力の養成を目標としており、決して高度な内容となっているわけではないが、数学に対して強い苦手意識や拒否反応的感情を持つ学生も少なからず存在する。このことも影響して、基礎数学では、他の科目に比して、1年次に単位を修得できない学生が多く出てきている。ちなみに、16年度の単位修得率（再履修者を除く）は59%であり、他の必修基礎科目であるプロゼミナールの94%、経済と社会の83%に比して、著しく低くなっている。他方では、高学力の学生にとっては、すでに高校で履修して十分に理解している内容も多く、一部のテーマを除き高校の数学の繰り返しのようで魅力に乏しいと感じる学生も存在する。

「経済と社会」では、キャリア教育の一環との位置づけから、マナー講座を1回、「地域社会の中核を形成する経済人の育成」という本学部の目標に照らして、地元中小企業などから外部講師を招いての講演を2回行っているところに特徴がある。この科目は、2年次のキャリアデザイン、2年次以降の「インターンシップA」、「インターンシップB」、「まちづくり実践」などのキャリア関連科目に繋がるものである。ただ、この科目は経済や経営の基礎科目としても位置付けられているので、担当者の専門性も考慮される必要があり、統一シラバスにはなっていない。その点で中途半端な科目との見方もできるが、背景には必修科目を減らしていきたいきさつがあり、経済や経営の基礎科目とキャリア関連の基礎科目の両方を必修とすることが困難であるという事情がある。

「教養演習」は、3学部による学部横断科目で、担当者の多彩な専門分野、教養、実践活動、社会経験などに基づく、数多くのテーマが設定されており、その中から自分の興味関心に応じて選択できるところに大きなメリットがある。

問題点としては、学生の希望に大きな片寄りがあることである。20人定員に100名を超える希望が集中する科目がある一方で希望者がいない科目も多い。そのために、希望の科目を受講できない学生が多数でしてしまう。また、3学部での2年次必修科目であるため、担当者はFAとしての役割が期待されているが、学部を横断して教員が担当するため、担当者のFAとしての機能は、十分には果たせていない。一方16年度から副専攻制度が導入され、学生は他学部で開設されている科目を、副専攻科目として履修できるようになったので（従来も他学部他学科履修制度による受講は可能であったが、制限があつ

た)、他学部の教員の授業を受けられるという意義は薄れてきている。

「キャリアデザイン」は17年度より導入された科目であるが、授業アンケートの結果は好評であった。ただし、キャリア教育科目の開講数が少なく3年次後期まで継続的に学習する機会を保障することが今後の課題である。

3 専門教育的・一般教養的授業科目

現行カリキュラムは、専門教育的授業科目の体系性並びに法52条との適合性を充たすものであり、一般教養的授業科目の編成についても適切なものと評価できる。

しかしながら、教育目標の一つである「自立的な思考力」を育成する手段としての側面を持つ、1年次終了後に学科と副専攻の選択、2年次終了時に主専攻コースと演習Ⅰの選択を学生にさせることは、運用上いくつかの問題点をはらんでいる。

第一が、学生の学科選択希望の偏りである。

〔17年度入学生の学科選択希望の状況と選考結果〕（単位：人）

17年度入学生		経 済	経営情報
希望調査結果	男性	79	164
	女性	15	24
	計	94	188
学科決定後	男性	136	111
	女性	19	20
	計	155	131

上表に見られるように、入試では学科別ではなく学部一括して以来、経営情報学科を志望する学生が経済学科志望者をはるかに上回る状態が続いてきた。17年度入学生についてもこの学科選択希望状況に変化はない。その結果不本意に経済学科を選択する学生がかなりの数に上る。選考は1年次の成績によって行われるために、成績下位者の学習継続への意欲を更に喪失させることが予想される。

第二が、主専攻コースと所属学科との関係である。

〔主専攻コース登録状況の推移〕（単位：人）

区分	16年度			17年度			18年度		
コース名/学科	経済	経営 情報	計	経済	経営 情報	計	経済	経営 情報	計
現代経済分析	35	5	40	18	5	23	21	7	28
地域&国際	61	17	78	43	31	74	15	15	30
環境&福祉	24	11	35	56	20	76	33	24	57

金融&会計	19	29	48	21	28	49	25	32	57
マーケティング&マネジメント	26	94	120	25	56	81	26	39	65
情報&システム	13	29	42	6	36	42	7	22	29
合計	178	185	363	169	176	345	127	139	266

〔主専攻コース構成比の推移〕

コース名	16年度	17年度	18年度
現代経済分析	11.0%	6.7%	10.5%
地域&国際	21.5%	21.4%	11.3%
環境&福祉	9.6%	22.0%	21.4%
金融&会計	13.2%	14.2%	21.4%
マーケティング &マネジメント	33.1%	23.5%	24.4%
情報&システム	11.6%	12.2%	10.9%
合計	100.0%	100.0%	100.0%

上表から分かるように、主専攻コースでは「マーケティング&マネジメント」を選択する者が減少傾向にあるとはいえ構成比では最大である。「環境&福祉」並びに「金融&会計」を選択する者も少なくない。注目すべきは、「マーケティング&マネジメント」を選ぶ学生に経済学科生の多いことである。また、「情報&システム」コースを選択した学生についても経済学科生が少なからずいることである。このことは、経営情報学科を志望しながらも、不本意で経済学科に所属することになった学生の行動を説明するものであろう。

なお、主専攻コースに属する領域を担当する教員の演習Ⅰをできる限り選択するよう、ガイダンス等で指導している。その結果、学生が選択した主専攻コースと所属する演習担当教員の専攻領域との一致度はかなり高まっている。

第三に、副専攻テーマと主専攻コースの選択の態様である。

〔副専攻テーマ／主専攻コース・クロス表〕（単位：人）

副専攻テーマ／ 主専攻コース	現代経 済分析	地域& 国際	環境& 福祉	金融& 会計	マーケティング& マネジメント	情報& システム	合計
001:アメリカ	1	1	1				3
002:EU-1(英語圏)		1	1	1			3
003:EU-2(ドイツ語圏)	1					1	2

004: EU-3(フランス語圏)					1		1
005: アジア		1			1		2
006: 国際化の中の日本		1	1				2
007: 文明の多元性と法		1					1
008: ことばとコミュニケーション	2		1		3		6
009: 情報化社会と法			1	2	1	2	6
010: 映像・音響情報	3			1	3	4	12
011: 観光資源と情報	1	3	5	3	7		19
012: 情報デザイン	1		1			3	5
013: ライブラリの科学	1				1		2
014: アーカイブ-情報の蓄積と利用-	1	1					2
015: 情報マネジメント				3	5	6	14
016: 情報化と企業		2	2	4	1	1	10
017: 福祉	4	1	13	12	10		40
018: 環境		3	7	3	5		18
019: 起業学	1	3	2	5	1	1	13
020: 平和と共生		2	1		2		5
021: コミュニティ	1	1	2	5	2	1	12
023: 現代社会と法	1	2	4	4	2	1	14
024: 公共政策	4	4		2	5	1	16
025: 企業と法			3	1	1	2	7
026: 企業と人間		3		3	3	1	10
027: 自己発見と心理	3		7	2	5	1	19
028: 現代社会と心理	1			1			2
029: からだとこころ	2		6	4	5	5	22
030: 日本人				1	1	1	3
合計	28	30	58	57	65	31	271

副専攻テーマと関連が強い主専攻コース履修者の概況は次のようになっている。

地域&国際コースでアメリカ等の副専攻テーマを選択した者：30名中4名

環境&福祉コースで環境・福祉の副専攻テーマを選択した者：58名中20名

マーケティング&マネジメントコースで企業と人間・起業学の副専攻テーマを選択した者：65名中4名

情報&システムコースで情報マネジメント・情報と企業の副専攻テーマ選択した者：31名中7名

副専攻では課題中心に講義科目を選択するので、主専攻コースと関連が強い副専攻テーマを選んだとしても、他学部開講の周辺領域の学問分野を履修できるので、多元的・複眼的志向を妨げるものではない。ただし、主専攻コースと副専攻テーマで重複する科目があるので、時間割編制上、学生の履修選択が一部ではあれ困難になることも懸念される。

副専攻テーマでは、主専攻コースとは異なる領域を選択するよう、履修指導時に強調することが必要と考えている。

現在、学科及び副専攻の選択を1年次終了時、主専攻コース及び演習の選択を2年次終了時に行うことになっている。副専攻は幅広い教養及び総合的な判断力を培うために複眼的な視野を身につけることを目的としているが、実際には主専攻を選択する前に副専攻を選ぶことに学生が戸惑いを持っていることが多い。したがって主専攻、副専攻の選択は少なくとも1年次終了時に同時に行わせる方が適当と考えている。

また、学生の主体性を重んじコース選択の自由度を高めることに主眼を置いた現行カリキュラム体系は一応の評価に値すると思えるが、一方で学生に多くの選択場面を強いることになっているという面がある。現状では主専攻（学科）、副専攻の選択を1年次終了時に、コース、演習の選択を2年次終了時までには終える必要があり、学生にとって過度の負担を強いている面は否めないと考えている。

4 外国語科目

英語は、高校卒業までに身につけた基礎的な能力を、更にレベルアップさせることを目指すカリキュラムとなっている。1年次（英語Ⅰ）と2年次（英語Ⅲ）には、「特別クラス」を1クラス設けている。毎年学内で行うTOEFLにより、一定の英語運用能力を持つ者は、希望があればこの「特別クラス」に参加できる。これにより英語学習に意欲的な学生に対しては、海外留学を含めたより高度のレベルに導く教育を提供している。

英語科目における問題点は、大学入学時までの習熟度について個人差が大きいことと、英語に苦手意識を持つ者が多数見られることである。

初修である第二外国語は、全員が横一線のスタートとなるため、文法の習得を中心に、「読み、書き、聞き、話す」という基礎的な能力を身につけることに主眼が置かれている。第二外国語により、外国語学習に関して新鮮な興味を覚え、それが第一外国語の英語にも好影響を及ぼす例もある。

第二外国語では、新入生の履修希望とクラス数設定のバランスの問題がある。履修希望言語は、社会的なニュースや国際的な出来事に強く影響されるせいか、年により偏りが見られる。第1希望～第4希望までを提出させつつ、なるべく上位の希望言語を履修させるよう努めているものの、必ずしも希望のとおりにはいかないことがある。各言語のクラス数は、単年度では簡単に増減できないため、事前の詳細な情報提供が肝要である。なお、過去の調査によれば、第1希望以外の言語クラスに配属された学生でも、履修1年後の満足度は必ずしも低くないことを付記しておく。

海外語学研修は、参加学生のアンケートでも満足度が非常に高く、国際感覚の涵養と実践的語学訓練の場として大いに効果があがっている。ただし、経済学部生の参加が他学部と比べると少ない傾向にある。全般的に海外への興味や関心が低いことに起因すると思われるため、学部全体として気運を

盛り上げる方策を検討したい。

5 卒業要件における専門教育科目等の量的配分

本学部教育目標と、それら目標と直接関連する科目群は次のようになっている。

- ① 現代社会が直面する諸問題に対する経済学的・経営学的視点からの認識の深化：コア科目Ⅰ、Ⅱ、主専攻コース科目及び演習Ⅰ、Ⅱが主として担う。
- ② 多元的・複眼的視野の獲得：副専攻が主として担う。
- ③ 自立的な思考力：講義での学習をベースにして、1年次から4年次までの演習が主として担う。
- ④ 地域社会の諸活動を担うとともに、社会全体に浸透する国際化と情報化に伴う諸課題に適切に対処できる人材の養成：インターンシップA、B、まちづくり実践等の科目に加え、特別講師として招聘した地域講師団の講義を活用する。
- ⑤ 確固とした社会観及び職業観の涵養：キャリア教育科目の中心課題である。
- ⑥ 情報科学や外国語など現代社会における基礎的素養の養成：情報教育科目、外国語科目が主として担当する。

本学部における卒業要件として必要な単位数は、次のように設定している。取得すべき単位数として専攻学習科目群は72単位以上、うち経済学・経営情報学の専門教育領域に該当する主専攻科目群が42単位以上である。副専攻科目群のうち取得すべき単位数は30単位以上であるが、その中には経済学・経営情報学の領域と関連する隣接領域の科目群が含まれている。

また、取得すべき単位数として基本学習科目群については基礎科目群14単位以上、外国語科目群12単位以上が卒業に必要であり、更に、学生の社会への円滑な移行を保证するために情報教育科目群2単位以上、キャリア教育科目群4単位以上を必修としている。

これら専門教育科目等の量的配分は、上記教育目標を達成するのに妥当なものと評価することができる。

とはいえ、経済学科と経営情報学科の科目選択の壁を低くすることで、経済学・経営情報学領域の双方を学び複眼的視野を育むという目標は、一部に懸念すべき事態を生じさせている。科目選択における学生の自主性を尊重することは、シラバス、ガイダンスや演習における指導を行っているとはいえ、体系的な学習計画と効率的な「学び」とが結びつかない履修をする学生を生んでいるからである。時間割を埋めることを優先し、シラバスで明示している事前又は同時に履修すべき科目を選択しない学生が見出される。学科、副専攻、主専攻、演習Ⅰの選択の時系列的順序が、学生の選択行動に混乱をもたらすことも、この問題を惹き起こす原因となっている。

6 基礎教育・教養教育の責任体制

これら教育の日常的なオペレーションにおいて、責任体制は明確に確立されていると評価できる。基礎教育の枢要科目である「基礎数学」を例にとれば、数学学力試験による単位認定の制度化に至る過程でこのことが証明されよう。数学の学力水準が入学者間で開いている現状を認識し、経済学教育を有効とする水準を事前に評定した上で、この水準をクリアした者に単位を認定する案件を、講義担

当事者間の協議による発議、教務委員会での審議・承認、教授会での審議・承認という一連の過程で制度化したのである。

とはいえ、経済学部以外の学部が相互乗り入れしている教養科目については、担当教員が受講者の所属学部の教育目標の最大公約数的な部分に焦点を当てて講義を展開することになり、経済学部の教育目標により関連づけた講義を要請しにくいという課題が存在する。

【改善の方策】

1 理念等と法・基準との関連並びにカリキュラムの体系性

以上の問題点を改善するために、経済学科と経営情報学科を統合し、経済経営学科を平成19年度に創設することになった。

(1) 設置の趣旨及び必要性

本学部の教育上の理念、目的に変更はない。大学の位置する社会・経済的状況の変化、とりわけ入学してくる学生の変容に対応して、学習効果を高め教育目標の達成を容易にするために従来の学科を発展的に解消し、新たな学科を創設することとしたのである。

第一は、教育目的を平成17年度より「地域社会の中核を形成する経済人の育成」に転換したことである。この教育目的にとっては、経済学科又は経営情報学科に分化した教育よりは、経済と経営の双方を学ぶことがより重要となる。

第二には、学生の質の変化に伴う大学教育に求められる質の転換である。

大学がユニバーサル・アクセスの段階に入り、学生の質は大きく変化しており、従来の専門教育志向は学生の状況とミスマッチになっている。

第三に、経済社会の大きな変化である。

現在の複雑化した経済社会では、経済と経営が密接に結びつくようになっており、現実社会ではますます経済学と経営学の複眼力が求められている。

第四に、何にも増して重要な点であるが、学生の勉学志向の変化である。

本学部では、入学時に一括募集をし、一年間の履修後に学科選択を行っているが、この数年間では、経済学科より経営情報学科を希望する学生の増加が顕著である。

しかし、注目すべきは、コース選択では、環境&福祉コースのように経済学的色彩の濃いコースの選択が多いのである。すなわち、学生のニーズが経済学か経営情報学の何れかの専門分野を深く学習するのではなく、双方とも幅広く学習する方向に移っているのである。

(2) 経済経営学科の設置と目的

以上の状況の変化に対応するために、経済学科と経営情報学科を統合し、経済、経営、情報更に一般教育を総合的に学ぶことのできる経済経営学科を創設する。

新しい学科の創設は、何よりも学生の目線に立った教育の帰結である。従来の学科構成は、研究者

の研究領域に規定されている。しかし、学生が関心を持つ問題の多くが、経済的領域と経営的領域に関連しており、学ぶ者の視点に立てば経済学と経営学を総合的に学ぶ学科が求められているのである。

それゆえ、経済学、経営学に個別に依拠した学科制に代えて、21世紀の経済社会が直面している環境、福祉、地域、グローバル化、情報化、政府の役割などの諸問題を取り上げ、主専攻領域科目群を中心としたカリキュラムの新たな編成を行った。経済学・経営学及び関連諸学問領域の総合的視野から問題を発見し、解決する以下の7つの主専攻コースを設置する。学生の履修希望が多い環境&福祉コースは、内容を充実させ、環境と社会、福祉と共生の2コースにしたのである。

「環境と社会」コースでは、コース発展科目として野外活動演習、環境経営学、環境会計学、環境社会学、環境アセスメント等の科目を新設した。「福祉と共生」コースにおいて新たにコース発展科目として開講するのは、社会福祉行財政、社会福祉管理論、公的扶助論等である。更に、「マーケティングとマネジメント」コースでも「ビジネス・ケース・スタディ」を発展科目として新設するなど、既存の各コースにおいてもコース基礎科目・コース発展科目の内容を見直し、社会と学生それぞれのニーズに合わせた改変を行っている。

主専攻コース名称は次のとおりである。①環境と社会、②福祉と共生、③地域と国際、④経済と政策、⑤金融と会計、⑥マーケティングとマネジメント、⑦情報とシステム。

この改革は、従来2年次に学科選択と副専攻選択、3年次にコース選択という選択手続きの煩雑さを、2年次に主専攻コースと副専攻コースの選択と簡易化するものである。それと同時に、各コースごとに履修モデルを設定し、学生が系統的かつ効率的に学習を進められるよう支援する。

また、「確固たる社会観・職業観の育成」を更に重視し、大学から社会への円滑な移行を促すためにキャリア教育科目の充実も併せて行っている。

(3) 付与する学位

経済学部経済経営学科では、1学科で複数の学位を付与する。

主専攻の7コースのうち、「環境と社会」、「福祉と共生」、「地域と国際」及び「経済と政策」を選択して所定の卒業要件単位数を修得した場合に「学士（経済学）」の学位を付与し、「金融と会計」、「マーケティングとマネジメント」及び「情報とシステム」を選択して所定の卒業要件単位数を修得した場合に「学士（経営学）」の学位を付与する。

新学科創設に伴い経営情報学科生に付与された学士（経営情報学）から、「金融と会計」、「マーケティングとマネジメント」及び「情報とシステム」コース選択者に付与される学位が学士（経営学）と変更されたのは、情報教育のカリキュラム上の位置づけの一般化・共通化に加えて、経営学の専門基礎的教育をより反映したカリキュラム構成にしたからである。

2年次生で選択したコースにより付与される学位の種類が決定することで、学生がより一層各コースの目的並びに特徴に留意してコースを選択することで、自ら「学ぶ」という意識を持たせることも新学科設置の目的の一つでもある。

2 基礎教育等の位置づけ

「プロゼミナール」では共通テキストを用いていない。これには、上述のように、担当者が、自ら工夫を凝らした教材を用いて授業展開ができる点ではメリットもあるが、担当者によっては専門外の実分野での教材作成に苦慮するなどデメリットも多い。担当教員間で学年当初から何回か打合せを行い、学年末には一年間を振り返って「まとめ会」を行って円滑な運営方法の開発及び共有を図っている。更に、メーリングリストを利用して、適宜、授業展開過程で起きた課題と対応策の検討も加えている。解決方法並びにより効果的な授業展開を行うためには、本学の学生のニーズに対応した自主開発の教科書を作成し、それを用いることを検討している。

「プログラミング論Ⅰ」では、上述のように入学前のコンピュータスキルの学生間格差が大きい。これに関しては、18年度入学生からは、高等学校の教育課程に、必修科目として「情報」が導入されているので、新教育課程で学んだ学生の状況を見てから対応を考えることが適当と考えている。もし状況があまり変わらなければ、習熟度別クラス編成を導入することも検討したい。

「基礎数学」には、上述のように、学生の数学の学力に大きな格差が存在することから生じるさまざまな問題が存在する。現在、その対策の一つとして、学生に到達目標を明示することの意欲面でのメリットを考慮し、入学直後に行う数学能力試験で一定の水準を充たした学生の単位認定を行っている。

「教養演習」の学生の受講希望の片寄りについては、教員の人気といった面もあり、似たようなテーマを増やしても受講生が分散されるとは限らず、対応は難しい。とりあえず、受講希望者がいない科目については、担当者に授業内容とシラバスの変更や、学部で教員の交代を要望するなどの対策を講じる方向で、検討を行っている。

基礎教育等の位置づけは新学科でも変更はなく、上述の課題を解決する具体策の検討を進めている。

なお、キャリア教育重視の方針を更に徹底するために、新学科では3年次秋学期開講の「キャリアマネジメント」を新設した。これにより、1年次から3年次まで継続してキャリア教育を実施することが可能になった。

3 専門教育的・一般教養的授業科目

学生にとっての選択自由度を担保しつつ、煩雑さを整理していくことが喫緊の課題といえる。対策の一つとして現行の2学科体制を廃し、1学科制への変更を19年度から行う。

新学科の授業科目の内容は下記のとおりである。

(1) 教育課程編成の考え方及び特色

(i) 科目群、卒業要件等

卒業必要単位数は124単位で、教育課程は基本学習、演習、専攻学習から成り立っている。各科目群の特徴、卒業要件及び配当年次は次のとおりである。

【基本学習】(1～4年次、30単位)

基礎・教養的な教育を行う基礎科目群及び第一・第二外国語教育のための外国語科目群と情報教育科目・キャリア教育科目から構成される。基礎科目群と外国語科目群及びキャリア教育科目群は全学

部共通であり、1年次の情報科目は必修科目である。

【演習科目】（1～4年次、16単位）

本学の特徴である少人数教育に基づく双方向教育重視のため、演習科目は1年次から4年次まで必修である。

【専攻学習】（1～4年次、72単位）

1年次のコース基礎科目群と2年次からのコース科目から構成される。コース科目は主専攻コースと副専攻コースから構成される。コース基礎科目群は、経済学と経営情報学の基礎を学ぶための科目群で、14単位を選択する。この科目群は、専攻学習をするため新入生を一定の水準に揃え、学習意欲を啓発する導入教育の科目も含まれる。コース基礎科目の勉学を通して、自分に合ったコース選択が行われるよう指導する。

主専攻コースは、2年次から選択し、合計28単位を選択する。体系的な学習が行えるよう、2年次から選択できる主専攻基幹科目群と3年次から選択できる主専攻発展科目から構成されている。

副専攻科目群は2年次から履修可能で30単位を選択する。

2学科制の運用上の問題点は次の3点であった。第一が、学生の学科選択希望の偏りである。第二が、主専攻コースと所属学科との関係である。第三に、副専攻テーマと主専攻コースの選択の態様である。

これらのうち、第一、第二は新学科によって完全に解決される。また、第三点は主専攻コースと副専攻テーマとの関連を同時に考えて選択することになるので、これもまた新学科によって解決が図られる。

4 外国語科目

(1) 英語

新入生の英語力や英語に対する意欲を把握するために、本学入学前にどのような形で情報収集すればよいかを検討したい。また、英語に苦手意識を持つ学生に対しては、入学以後、それを払拭させるための指導が必要と考えている。

現在、英語科目では、1年次からそれぞれ特色のある演習を選択できるシステムになっている。必修クラス（英語Ⅰ、Ⅱ）と、選択科目である英語演習の「基礎復習クラス」を有機的に結びつけるのはひとつの方法である。導入教育に組み込むことも可能性のひとつである。

(2) 第二外国語

新入生が第二外国語を選択する際、その決定のための基本情報は、大学から配布される簡単な手引きだけを拠り所とする場合が多い。この情報提供の方法や内容を、もっと詳細で分かりやすいものにしたい。

入学前の研修を実施するのであれば、各言語担当教員による模擬授業なども可能である。

(3) 海外への関心の喚起

海外への関心や興味の喚起は、学部全体として、各教員が、折に触れて学生に対し情報提供する機

会を設けるよう努力している。海外語学研修や留学制度の案内だけでなく、世界の国々やニュースを常に意識させることに努めてきた。個々の教員の努力により、かなり改善され则认为ている。それにより、「地域社会に立って、国際化に適応する人材の養成」という学部の理念に近づくことが可能になる。

5 卒業要件における専門教育科目等の量的配分

〔経済学部卒業要件単位〕

科 目 群			卒業要件単位	備 考
基本学習	基礎科目		12単位以上	「健康・スポーツ実習」2単位必修
	情報教育科目		必修2単位	
	キャリア教育科目		必修4単位	「経済と社会」2単位、「キャリアデザイン」2単位必修
	外国語科目	必修第一外国語	必修6単位	1ヵ国語3科目6単位必修（ただし、外国人留学生は、日本語3科目必修6単位）
		必修第二外国語	必修6単位	1ヵ国語3科目6単位必修（ただし、外国人留学生は、必修3科目6単位）
		自由選択外国語	－	12単位まで副専攻科目群の卒業要件単位に含めることができる。
演習科目			必修16単位	
専攻学習	主専攻	コース基礎科目	14単位以上	「基礎数学」2単位必修
		コース基幹科目	8単位以上	
		コース発展科目	20単位以上	
	副専攻		30単位以上	選択した副専攻のテーマから必修2単位を含む30単位以上
自由選択単位			6単位	
合 計			124単位以上	

新学科である経済経営学科の卒業要件は、次のようになる。

基礎科目から必修2単位を含む12単位以上、情報教育科目必修2単位、キャリア教育科目から必修4単位、必修第一外国語必修6単位、必修第二外国語必修6単位、演習科目必修16単位、コース基礎科目から必修2単位を含む14単位以上、選択したコースの基幹科目から8単位以上、発展科目から20単位以上、副専攻科目から必修2単位を含む30単位以上、計124単位以上を修得することである。

なお、専攻コースのうち「環境と社会」、「福祉と共生」、「地域と国際」及び「経済と政策」を選択して卒業要件を充足した者に対して「学士（経済学）」の学位を付与し、「金融と会計」、「マーケティングとマネジメント」及び「情報とシステム」を選択して卒業要件を充足した者に対して「学士（経営学）」の学位を付与する。

専攻学習に必要な単位数、主専攻及び副専攻に必要な単位数は旧学科と変化はない。主専攻領域と学士課程教育における専門基礎学習との関連を強く意識したカリキュラム構成となっており、専門教育科目における量的配分はより妥当なものとなっている。

6 基礎教育・教養教育の責任体制

教養教育のうち他学部との相互乗り入れを行っている講義科目においては、他学部学生と同席することによる新たな刺激を経済学部生に付与するという利点がある。これは前述の課題と表裏一体をなすものであるので、利点・欠点の妥協しうる均衡点を探り、学部間で相互調整することによって改善されることになる。

この作業は、経済学部教務委員会の委員長・副委員長が全学教務委員会・共通教務連絡会の場を利用して行うことになる。マトリックス的な組織構造特有の課題であり、調整作業担当者の負担が増加することになるので、担当コマ数の軽減等による措置が不可欠である。

〈カリキュラムにおける高・大の接続〉

【現状】

本学部では、高等学校からの入学者をスムーズに大学教育に導入するため、大きく分けて4つの施策を講じている。そのうちの2つは入学予定者に対するもので、入学前教育プログラムの実施と入学準備セミナーの開催である。残りの2つは1年次生に対するもので、1年次演習と基礎学力試験である。

1 入学前教育プログラム

(1) 目的と概要

入学前教育プログラムは、主に推薦入学試験の合格者（指定校推薦入試・公募制推薦入試・スポーツ推薦、自己PR方式入試の合格者）を対象に毎年実施されている。これは、中等教育と高等教育の懸隔の解消を目的に開始されたが、現在では、これに加えて、入学予定者の学習意欲の向上、入学前の不安の緩和、大学へ入学する目的の明確化等も意図されている。以前は、各学部で独自に実施されて

いたが、平成12年度（対象は13年度入学生）からは全学で統一的に実施している。

入学予定者は、郵送されてきた課題に対して、自宅で答案を作成し返送する。返送された課題は採点・添削されて、再び入学予定者に送付される。

(2) 内容

課題の内容は、入学予定者の反応や答案の完成度をみながら毎年調整を行う。平成17年度（18年度入学生を対象）を例にとるなら、「英語問題演習」・「英語リスニング」・「年配の人からの聞き取り調査」が、全学部に通じる課題である。本学部の課題として「数的処理」が課せられている。

プログラムは2回に分けて実施される。平成17年度の場合、第一回は、入学前年度の12月中旬に課題送付、1月中旬に答案提出、2月初めに採点・添削した答案を返却している。第二回は、2月初めに課題送付、2月末に答案提出、3月下旬から4月初旬に答案の返却が行われている。

課題内容は、「英語問題演習」・「英語リスニング」が2回に通じるものであり、それ以外に、第一回には、「数的処理」が課せられ、第二回には、「聞き取り調査」が課せられている。第二回の課題については、4月初旬の1年次演習で、ファカルティ・アドバイザーから学生に答案を返却している。

(3) 提出率

各年度の全課題の本学部の提出率は以下になる。

〔入学前教育プログラム提出率〕

区分	種別	提出者数	提出率(%)
平成14年度	第一回	315	100.0%
	第二回	315	100.0%
平成15年度	第一回	314	99.4%
	第二回	314	99.4%
平成16年度	第一回	306	100.0%
	第二回	305	99.7%
平成17年度	第一回	235	99.6%
	第二回	229	97.0%
平成18年度	第一回	242	99.2%
	第二回	241	98.8%

(4) 実施報告書

16年度より「入学前教育プログラム実施報告書」を作成し、高等学校に配布している。これには、

プログラムの概要の説明、課題の説明、プログラム参加者の感想等が掲載されている。

2 入学準備セミナー

入学準備セミナーは、平成16年12月に推薦選考の合格者と自己PR方式の合格者を対象に実施され、平成17年も継続している。

このセミナーでは、入学予定者を大学に集め、大学についての基本的な知識、入学までに準備すべきこと、入学前教育プログラムに対する取り組み方等について、教員が説明を行っている。また、トレーニングを受けた在学学生もスタッフとして参加し、教員を補佐している。

上記に加えて、英語と数学を中心に、大学での授業の進め方や学習の仕方を解説し、また入学前教育プログラムについても、どう取り組めばよいかを説明している。更に、参加者を小グループに分けて、グループ内で自己紹介スピーチをさせている。

スタッフは教員10名、在学生15名である。出席状況は、16年（17年度入学予定者が対象）は対象者244名、出席者が217名、出席率88.9%で、17年は対象者205名、出席者181名、出席率88.3%である。

3 1年次演習

本学部では、大学教育への導入を目的として、他学部同様1年次生を対象とした必修の演習を通年科目として設けている。科目の名称は、「プロゼミナール」である。

この演習の主な目標は、大学における学習に必要な基礎的な能力の獲得、コミュニケーション能力の獲得、大学生活全般についての理解である。

基礎的な能力の獲得のために、文章読解の仕方、文章の書き方、授業ノート・レポート等の作成方法等が指導される。

コミュニケーション能力に関しては、学生が実際に行った発表や討論に基づいて問題点等の指導が行われる。

大学生活については、大学の組織、履修方法、大学の施設の利用方法等を説明している。特に、メディアセンターの利用方法については、メディアセンター職員の案内の下で見学・指導を行っている。

この演習の教員は担当学生ファカルティ・アドバイザー（FA）も兼ねており、学生はFAとこの演習において毎週顔を合わせることになる。これによって、FAと学生間のコミュニケーションの緊密化という効果も生じている。

4 基礎学力試験

中等教育において修得される基礎学力・基本的な素養は、大学での教養教育及び専門基礎教育いずれにも必須の基礎である。しかしながら、近年では、この低下傾向が指摘されており、本学もその例にもれない。

こうした事態に対応するため、基礎学力の強化を目的に、「国語」・「数学」・「英語」の基礎学力試験を、平成17年度春学期末試験期間中に実施した。試験結果は、秋学期冒頭の1年次演習で返却し、その際併せて解説も行った。

当該年度の受験率は以下のとおりである。

〔基礎学力試験受験率〕

区分	経済学部	全学
受験対象者数	299	1131
受験者	279	1055
受験率	93.3%	93.3%

試験結果の検討を通して、学生は自らの基礎学力を把握することが可能になり、教員は、学生に対し、基礎学力の継続的な自学自習のための指導を行うことになる。

本年度の成果を踏まえ、来年度以降は、第二回を2年次春学期末試験期間に実施して、2年次演習で返却と解説を行うことが決定されている。

【評価と問題点】

1 入学前教育プログラム

中等教育と高等教育の懸隔を架橋するプログラムとして、適切であると評価できる。英語や文章作成を中心とする内容、及び難易度が妥当であることばかりでなく、答案の返送により、入学予定者が課題に確実に取り組んでいることが確認できる仕組みになっている点も、肯定的に評価できる。

入学予定者は、答案の作成を通じて、大学での勉学についての不安をやわらげるとともに、答案のやり取りが、大学への帰属意識の醸成にもつながる。結果として、すくなくとも学生が入学後に体験する戸惑いやストレスが軽減され、大学生活への移行がスムーズに行われることになる。これらの点も評価されてよい。

入学前教育プログラムは、主に推薦入試の合格者だけを対象としている。推薦入試の合格者の場合、11月の入学試験から翌年4月の入学式までにおよそ4ヶ月間あり、この間に学習上の空白を作らないという意味でも、本プログラムは有効といえよう。

「入学前教育プログラム実施報告書」の作成は、広い意味での高大連携という観点から、評価できる試みと言える。ただし、この報告書をどう利用するかは、全面的に高校側に委ねられている。また、大学内での報告書の利用については、手つかずの状況であり、この点は不十分と評さざるをえない。

2 入学準備セミナー

入学準備セミナーの出席率は、過去2年を見ると約90%となっている。遠隔地からの入学予定者も含まれることを考慮するなら、この数字は高率であると評価できる。

18年度セミナーの際に経済学部で実施したアンケートの結果（回収率97.3%、17年度回収率95.8%）は、以下のとおりである（カッコ内は17年度）。

実施時期については、適切とする回答が87.7（94.2）%である。

英語学習の解説、数的処理の解説、大学生活に関する説明について、「大変満足」・「満足」・「まあ満足」のいずれかを回答した数字の合計は、それぞれ93.5 (95.2) %、91.3 (95.2) %、94.1 (96.2) %であり、満足度は高いと判断できる。

自己紹介スピーチについては、17年度は満足度の設問に対し「大変満足」・「満足」・「まあ満足」の3つの回答の合計は(87.0) %であり、上記の解説・説明に比べて満足度はやや低い。平成18年度は、質問を「自己紹介スピーチの必要性」に変更したところ、「不必要」、「するべきでない」、「無回答」の合計は9.9%であった。不必要とする層は極めて少なく、この試みを継続する意義があることを示している。

集計結果と自由記述を全体として見るなら、参加者の満足度は高く、少なくとも12月の時点の入学予定者にとって、入学準備セミナーは積極的な意義を有しているとみることができる。

3 1年次演習

大学における学習に必要な基礎的な能力の獲得、コミュニケーション能力の獲得、大学生活全般についての理解を主眼とすることで、導入教育の機能を果たしていると評価することができる。

また、ファカルティ・アドバイザー制度と相俟って、この演習が、学生にとって高校時代の“ホームルーム”に代わる役割を果たしており、入学当初時の孤立感・不安を緩和する機能を持つ点も評価できる。また、大学の制度・システムや授業の受け方等について指導することで、新入生の大学生活へのスムーズな適応を可能にしている点も積極的に評価できる。

1年次演習の問題は、この授業を運営していく教員の能力の不足やばらつきである。この問題を解決するためには、教員の自助努力だけではなく、組織的な取り組みが不可欠であり、今後検討したい。

4 基礎学力試験

学力検査は、17年度より始められたため、検討のためのデータや評価のための材料が少ない。しかしながら、今回の受験率を見ると、すべての学部で90%以上となっている。これは、1年次演習を通じての広報・指導の効果と考えられる。今後も、この受験率を維持するとともに、18年度から実施される2年次生を対象とする第二回の試験においても、同様の受験率を確保する必要があると考えている。

また、演習の時間を利用しての解説・指導も、現状では有効であり、今後も継続していきたい。

現状での最大の問題点は、学生の自学自習、及び教員による指導のための方法が未確立であることである。試験結果は、すべての科目で全国平均を下回っているが、これを改善するためにも、自学自習の方法、有効な指導方法の開発・確立を急ぎたい。

【将来の展望と改善の方策】

1 入学前教育プログラム

入学前教育プログラムそのものに関しては、概ね有効に機能しており、必要な微調整を施しながら、

現状を維持していきたい。

早急に改善されるべきこととしては、本プログラムと入学後の教育とリンクの強化があげられる。とりわけ、「入学前教育プログラム実施報告書」の内容を入学後の教育に利用する方法の確立を急ぎたい。課題の採点・添削の結果の分析が、大学の教育内容に反映されることで、報告書に記載される内容、更には課題のありかたそのものについても、いっそうの改善が可能になる。

2 入学準備セミナー

入学準備セミナーは、過去2年の実績しかないが、有効な試みと評価できる。

セミナーの内容についても、更なる検討を加え、たえず見直す努力をしている。この時期の入学予定者に必要なことがらをみきわめるため、学部間で意見交換を行うことも有効といえる。

早急に着手しなければならないのは、このセミナーが入学後の学生生活全般に及ぼす影響の検証である。これについては、入学して一定期間の経過後、アンケートや意見聴取を実施して調査することが必要と考えている。また、このセミナー実施後、退学者や留年者の動向がどのように変化したか等を追跡することも必要と考えている。これらの調査・検証を行うことで、セミナーの内容についても、適確な改善を行うことが可能となる。

3 1年次演習

すでに指摘したように、1年次演習に関しては、演習担当教員の能力の格差が最大の問題である。これへの対処として、2つの施策が考えられる。教員の能力を向上させるための施策、及び教員をサポートするための施策である。

1年次演習をテーマとした研修は、すでに全学教育研修会で一度実施されているが（本章第1節IIB教育方法等〈教育改善への全学的取組み〉2 全学教育研修（FD）会の項を参照）、今後も継続的に行っていきたい。また、各学部も、1年次演習をテーマとした研修を実施しているが、これも継続していきたい。

更に、これらの研修会の成果を文書化し、授業内容の統一、方法の共有化を図ることにしたい。文化情報学部や現代文化学部では、すでにこのような文書の作成が行われている。本学部もこれにならうとともに、すでに作成された文書についても、今後の研修の結果を踏まえて改善を重ねたい。

教員をサポートするための施策としては、学生からの相談に対し、複数の教員で対処できるようなネットワークの組織化を検討していきたい。学生からの相談への適切な対応は、学生の大学生活への着実な適応という点からいっても、1年次演習の円滑な運営という観点からも重要である。しかしながら、1人の教員が単独で、学生が直面する多様な問題のすべてに対応することは、実質的に不可能である。当該の問題に精通した教員・部署・職員に対応を委ねることができるネットワーク・システムの構築を検討したい。

4 基礎学力試験

基礎学力の養成・強化のための自学自習のプログラムを開発し、学生に呈示する必要があると考えている。この問題は、多くの大学が対応に苦慮しているところであり、早急な決着が困難である可能性もある。そうであるなら、例えば、自学自習のためのテキストの指定等、可能なところから順次着手していきたい。

基礎学力のための学習を指導する方法は、試行錯誤していくしかない。他大学の例等も参考にしながら模索をつづけ、成果を検証しながら、成果をみた手法については、FD等を通して教員間で共有を図る所存である。

〈インターンシップ〉

【現状】

1 本学部におけるインターンシップの教育的位置づけ

本学部では、教育目標のうちの「確固とした社会観及び職業観の涵養」を達成する具体策の一つとして、インターンシップを位置づけている。

学生が社会へ円滑に移行するためには、社会における仕事の実際を具体的にイメージできる機会を得ることが適当と考えている。そのような機会を通して、正規常用雇用者（いわゆる正社員）の仕事の内容と、仕事をこなすに必要な技能を理解し、更には、現在学んでいる学問領域と仕事との関連付けを発見できるならば、学ぶことへの動機づけを高められるからである。動機づけする対象領域は、今学んでいること、今後学ぶべきことにとどまらない。今まで学んできたことの社会的意義を見出し、再度、自分自身で学びなおすきっかけともなるのである。

2 本学部インターンシップの特色

本学部インターンシップの特色は、次の3点にある。

① 地域インターンシップ

インターンシップ先を、地域企業・市役所等の協力を得て、主として本学が位置する埼玉県西部地域所在の企業、市役所等としている。本学部の教育目的である「地域で活躍する人材の育成」を反映するものである。

② 体験実習型インターンシップと理論演習型インターンシップの設置

企業等における就業体験をメインとする体験実習型インターンシップである「インターンシップA」(4単位)と、企業等から与えられた課題に対する解答を教員の指導の下に参加学生が調査・検討し、提案書を提出する理論演習型インターンシップである「インターンシップB」(2単位)とを、学生が履修できるようにカリキュラムを組んでいる。両科目ともに主専攻の各コース科目群の中に配置されている。

③ 体験実習型インターンシップにおける事前・事後研修の徹底

インターンシップ A では、事前・事後研修を、非常勤講師として迎えた地域企業家と専任教員との協働で徹底して行う。研修前の半期間に事前研修を徹底して行うとともに、研修終了後の事後研修によって「学び」の確認を行う。

本学部における体験実習型インターンシップは、平成 15 年度に「総合ゼミナール」として開講されたのを嚆矢とする。平成 16 年度から法学部、現代文化学部と、平成 17 年度からは全 4 学部で「インターンシップ A」として共同実施することになった。

理論演習型インターンシップは、平成 17 年度より「インターンシップ B」として全 4 学部で共同実施している。地域企業のマーケティング支援、地域企業の経営動向分析、地域社会における消費動向の分析、地域社会における IT 支援など、地域からの要請で教育的効果が期待でき、本学部が対応できる課題に対し、教員の指導の下に学生が解答を試みるものである。

3 講義方法

「インターンシップ A」は、当初「総合ゼミナール」(2 単位、3～4 年次生履修)として出発したが、平成 17 年度より、新たに「インターンシップ A」として設置し、内容の充実を図った。15 回の事前研修と 2 週間の研修、更に 3 回の事後研修及びインターンシップ報告会を実施し、4 単位科目、2 年次生以上の履修科目としたのである。法学部、文化情報学部、現代文化学部との共同実施であるが、平成 18 年度担当教員は、地域企業家 1 名、現代文化学部教員 1 名、経済学部教員 1 名である。本講義を担当する経済学部教員には、金融実務経験の豊富な者を充てている。

受入先の開拓には、企業家教員とこの科目担当教員が属する「駿大地域フォーラム」と連携して行ってきた。受入先の変遷は下表に示すとおりである。

〔インターンシップ A 受入先一覧〕

年 度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
受 入 先	飯能第一ホテル	NPO 法人ぬくもり福祉会た んぽぽ	PTS カルフル狭山旅行サ ロン
	NPO 法人名栗カヌー工房	入間ケーブルテレビ(株)	入間商工会
	エスシー豊岡 (株)	入間市役所	エスシー豊岡
	飯能市役所	エスシー豊岡(株)	サイキグリーン
	NPO 法人名栗カヌー工房	狭山市役所	サイサン
	(株)三協建設	社会福祉法人茶の花福祉会	埼玉西ヤクルト販売
		ときたサービス(有)	三協建設
		所沢市役所	鈴乃屋
		飯能市役所 (水道業務課)	西武ガス
		飯能市役所 (保健センター)	茶の花福祉会 大樹の里
		飯能第一ホテル	名栗温泉 大松閣

		ふぐ季節料理美浜	ぬくもり福祉会たんぽぽ
		(有)フォレストバレー	飯能市役所（中央公民館）
		老茶樹園	ビジネス塾 篤志館
		(株)サイキグリーン	ひびき
		(株)丸広百貨店入間店	フォレストバレー
			フジコミュニケーション
			(株)丸広百貨店入間店
			老茶樹園

「インターンシップ B」は、「学生によるリサーチ」、「IT 支援」、「プラネタリウム制作支援」を内容とし、「学生による＜入間活性化＞プロジェクト」（現代 GP）とも関連している。

「学生によるリサーチ」は、企業・市役所等が抱える課題を、学生が教員の指導の下に調査・分析を行い、回答を報告書として提出するものである。「IT 支援」は、入間市と共同で開催する「パソコン講座」の教材作成と実習指導を、教員の指導の下に学生が行うものである。「プラネタリウム制作支援」は、同じく入間市からの依頼を受けてプラネタリウムの作品を、教員の指導の下に学生が制作するものである。

学生は活動日誌に、これら活動に要した時間と内容を明記し、レポートを提出する。教員は、活動時間が 25 時間以上であり、提出レポートを評価して単位を認定する。単位評価の日程上、4 年次生を除き、活動をした翌年度に単位を認定することになる。

以下では、本学部学生の参加が多い「学生によるリサーチ」を中心に説明を加える。

「学生によるリサーチ」が当初企画した内容は次のようなものであった。

①商品・サービスの企画、②会社への訪問インタビュー、③キャンパス・リサーチ。

平成 16 年度からの 3 年間における活動実績は次のとおりである。

平成 16 年度：脱臭液市場化プロジェクト・フェーズⅠ、企業訪問インタビュー

平成 17 年度：脱臭液市場化プロジェクト・フェーズⅡ、入間市消費動向調査

平成 18 年度：シースループリント市場拡大リサーチ

「脱臭液市場化プロジェクト・フェーズⅠ、Ⅱ」及び「シースループリント市場拡大リサーチ」は上記の①と③に、「企業訪問インタビュー」は②に相当するものである。「入間市消費動向調査」は①と②に該当する。

(i) 脱臭液市場化プロジェクト

企業の開発した新製品について、学生が、①「実際に使用してもらい、良い点、改善すべき点を明らかにする」というモニタリングを行うとともに、②製品のネーミング、③使用説明書の作成提案を行った。参加経済学部生：フェーズⅠ 1 名、フェーズⅡ 16 名

このプロジェクトの成果である製品例は平成 18 年 2 月に行われた 2006 年度埼玉県西部地域産業技術展示交流会の「元気な入間 ものづくりネットワーク」のブース、及び「駿河台大学」のブースで展示され、試供品として来場者に提供された。

(ii) 企業訪問インタビュー

平成16年8月初めより12月にかけて、入間市所在の企業に入間市商工会担当者と共に訪問し、企業の社長を含む幹部の方から、事業内容の説明を受けるとともに、工場現場を見学した。訪問前に、インターネット等を利用して、訪問先企業及び業界の概要を把握する。訪問先では、社長等会社幹部及び現場指導者の説明を受けるとともに、会社全体を見学し、製造技術・製品の特性を理解する。説明の折りには、適宜質問をする。また、消費財メーカーでは、消費者である若者の視点からの商品提案を行った。最終報告書を作成し、訪問先企業と入間市商工会に提出した。参加経済学部生：4名

(iii) 入間市の消費動向調査

活動内容は、次の5点であった。①入間市で平成16年度に行われた『入間市消費動向調査』を分析し、入間市の消費構造の特徴を分析する。②入間市とその周辺の大規模店の実態調査 ③入間市の小規模小売店の実態調査 ④関係者への聞き取り調査 ⑤レポート作成である。参加経済学部生：4名

(iv) シースループリント市場拡大リサーチ

入間市所在企業が開発したシースループリントの市場拡大を検討するプロジェクトである。経済学部生21名が参加し、平成19年3月末を目標に最終報告書を作成中である。

【評価と問題点及び改善の方策】

1 評価

インターンシップA参加者数の変化は下表のとおりである。

〔インターンシップA参加者数の推移〕

年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
参加者数	9	6	22	29

参加者は逐年増加しており、参加学生数の確保に関しては妥当であったとすることができる。当初少数であった参加者は、次のような努力によって増加してきているからである。すなわち、4月のガイダンス時には、教員の説明に加え、前年度の参加者が体験談を語るようにしてきたこと、10月下旬の報告会への参加を広く学生に呼びかけてきたことである。

また、このプログラムの目標である、「確固とした社会観、職業観の涵養」に関しては、毎年発行される「地域インターンシップ」のしおりに掲載されている受講者の報告書によって確認することができる。詳細はしおりに譲るが、「どのような仕事、作業にしても取り組む姿勢がとても重要であり、それによって結果が大きく変わる」との一文に見られるように、講義目標はほぼ達成されたといえる。

更に、本科目履修者の就職結果を見ると、平成15年度受講者9名中、就職6名、専門学校1名、同16年度受講者6名は今年度卒業（履修時2年次生1名を除き）5名全員が就職を決定していることを考慮に加えれば、講義目標は十分に達成されたと評価することができる。

インターンシップB参加者数の変化は下表のとおりである。

〔インターンシップ B 参加者数の推移〕

年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
学生によるリサーチ	5	20	21
IT 支援		19	
プラネタリウム制作		3	

上表で注意すべきは、各プロジェクトの数値は延べ人数であり、プロジェクトの内容によって複数にカウントされる例があることである。とりわけ、IT 支援は実質参加者 9 名、プラネタリウム上映作品制作は実質参加者 2 名となっている。というのも、当該プロジェクトの準備期間が長いこと、更に、準備に要する時間が長期化し、半期 2 回（春、秋）履修という結果をもたらすからである。

ただし、上記を考慮しても参加者については、開始当初からみれば増加していると評価することができる。平成 18 年度の IT 支援とプラネタリウム制作が空欄になっているのは、本原稿執筆時点で修了予定者が確定できないことによる。学生によるリサーチは、中間報告提出者数であり、ほぼ修了が予想される人数を示すものである。

また、教育目標である「確固とした社会観、職業観の涵養」に関しては、活動日誌及びレポートを見る限り、ほぼ達成しているものと評価している。学生によるリサーチを履修した学生の、次の一文はこの評価を示すものである。「私はよりいっそうマーケティングを勉学的とは違った視点から見ることができたのはもちろん、就職活動、また社会にでてから大変役立てられる貴重な体験ができたと思います。」

更に、「脱臭液市場化プロジェクト」の成果である製品サンプルは、平成 18 年 2 月に行われた 2006 年度埼玉県西部地域産業技術展示交流会の「元気な入間 ものづくりネットワーク」のブース、及び、「駿河台大学」のブースで展示され、試供品として来場者に提供された。地域企業との共同による地域社会への貢献としても評価に値する。

2 問題点と改善の方策

インターンシップについては履修学生の増加に伴い、若干の問題が生まれてくる。

第一が、インターンシップ A における受入先の確保である。

これへの対策として、先ずは、本学のインターンシップの趣旨を理解してくれる受入先の拡大を図るため、「駿大地域フォーラム」参加企業を通じた受入先の拡大、並びに入間市、入間市商工会を通じた受入先の開拓に取り組んでいる。

入間市周辺には、独自の技術を持つ先端的中小企業が多くあるものの、企業規模が小さいことと、製造業という性格から 2 週間に亘る研修プログラムを作成することが困難である。それら企業に対し、複数の企業が連携して 2 週間の研修プログラムを組むことで対応できると思われる。入間市商工会担当者と、プログラム作成の検討を進めている。

更に、受入先の確保と地域での雇用を創造するために、産・官・学の連携の下、本学を中心として

埼玉県西南部を対象にした地域雇用協議会を設立した。

第二が、インターンシップBのうちの、「学生によるリサーチ」対象企業の開拓である。

学生によるリサーチは、消費者としての学生を想定しているため、対象となる財・サービスは消費財に限定される。ところが、入間市、狭山市等の企業の多くは製造業であり、しかも最終製品ではなく部品の生産に特化している特徴を持っている。生産財マーケティングへの需要は多いが、消費財マーケティングの需要は少ないのである。

これについては、入間市及び入間市商工会の協力により、新製品・既存製品のうち消費財マーケティングのニーズを持つ企業を紹介していただくことで、対応を図ってきた。今年度のシースループリント・プロジェクトがその成功例である。

更に、地域金融機関との提携を深めることで、対象企業の確保を十全なものとするよう努めている。

〈必修・選択の量的配分〉

【現状】

〔経済学部卒業要件単位〕

科 目 群			卒業要件単位	備 考
基本学習	基礎科目		14単位以上	「健康・スポーツ実習」2単位必修
	情報教育科目		必修2単位	
	キャリア教育科目		必修4単位	「経済と社会」2単位、「キャリアデザイン」2単位必修
	外国語科目	必修第一外国語	必修6単位	1か国語3科目6単位必修(ただし、外国人留学生は、日本語4科目必修8単位)
		必修第二外国語	必修6単位	1か国語3科目6単位必修(ただし、外国人留学生は、必修2科目4単位)
		自由選択外国語	—	12単位まで副専攻科目群の卒業要件単位に含めることができる。
演習科目			必修16単位	
専攻学習	主専攻	コア科目Ⅰ	14単位以上	「基礎数学」2単位必修
		コア科目Ⅱ	12単位以上	所属する学科から8単位以上を含む12単位以上(経営情報学科は「プログラミング論Ⅱ」2単位必修)

		コース科目	16単位以上	選択したコースから16単位以上
	副専攻		30単位以上	選択した副専攻のテーマから必修2単位を含む30単位以上
自由選択単位			6単位	
合 計			126単位以上	

上表に明らかなように、本学部では自立的な思考力を養うため演習を重視し、1年次から4年次まで必修（16単位）としている。外国語科目（12単位）、情報教育科目（2単位）を必修としているのも、「情報科学や外国語など現代社会における基礎的素養の養成」という教育目標の反映に他ならない。キャリア教育科目（4単位）の必修は、学校から社会への円滑な移行を確保するためであり、これもまた「確固とした社会観及び職業観」を持つ人材を育成する目標と直截に関連する。基本学習科目群が担う一般教養的科目で必修が20単位となるのは、学ぶ基盤を堅固にするためであると考えている。

他方で、専攻学習では経済学科・経営情報学科のそれぞれの専門基礎科目を教授するコア科目Ⅰ、コア科目Ⅱで選択必修の範囲を狭めているのは、学士号の基盤となる科目の履修を促すためである。とりわけ、経営情報学科で「プログラミング論Ⅱ」を必修としているのは、学科特性である情報科学領域重視を示すものである。

しかし、専攻学習のうちの主専攻コース科目群並びに副専攻科目群では選択できる科目の範囲をかなり広げている。現代社会の直面する課題の多様性を踏まえ、多元的・複眼的視野の獲得を学生に期待するからである。

【評価と問題点及び改善の方策】

一般教育と専門基礎を重視し、学生の多様な関心を充たすことで学習への動機づけを図るというカリキュラム編成の基本に従って、必修・選択の量的配分がなされているものと評価することができる。

他方で、経済学と経営学との複眼的視野の確立を期待し、学生が自立して主専攻コース選択をするとした想定に必ずしもそぐわない状況が出来た。社会経済の変動、高校教育の変化に起因する入学者の気質・講義選択基準の変貌である。

このため、経済学と経営学の複眼的思考を育む教育目標に変化はないものの、より系統的な専門基礎教育を定着させるために、旧来の2学科を統合し、経済経営学科を平成19年度に開設し、主専攻コースと重点を置く専門基礎教育の領域との関連をより密接にした。

〔経済学部経済経営学科卒業要件単位〕

科 目 群		卒業要件単位	備 考
基本学習	基礎科目	12単位以上	「健康・スポーツ実習」2単

				位必修
	情報教育科目		必修2単位	
	キャリア教育科目		必修4単位	「経済と社会」2単位、「キャリアデザイン」2単位必修
	外国語科目	必修第一外国語	必修6単位	1ヵ国語3科目6単位必修 (ただし、外国人留学生は、日本語3科目必修6単位)
		必修第二外国語	必修6単位	1ヵ国語3科目6単位必修 (ただし、外国人留学生は、必修3科目6単位)
		自由選択外国語	－	12単位まで副専攻科目群の卒業要件単位に含めることができる。
演習科目			必修16単位	
専攻学習	主専攻	コース基礎科目	14単位以上	「基礎数学」2単位必修
		コース基幹科目	8単位以上	
		コース発展科目	20単位以上	
	副専攻		30単位以上	選択した副専攻のテーマから必修2単位を含む30単位以上
	自由選択単位			6単位
合 計			124単位以上	

上表に見るように、必修科目の配分は2学科制と変化はない。新学科主専攻のコース基礎科目は旧コア科目Ⅰ、コース基幹科目は旧コア科目Ⅱ、コース発展科目は旧発展科目に対応している。ただ、主専攻コース科目群の内容は変化する時代の要請に応じて一部改変され、コースと学士称号との対応がより明確になっている。

〈授業形態と単位〉

【現状】

1 単位計算の原則

本学では、45時間の学習時間が1単位に相当するという原則に基づき、授業時間と授業回数、及び授業外の学習時間を合計し、各科目の単位数を定めている。

授業時間は、基本的に1回2時間となっている。授業回数は、通年科目が週1回で計30回、学期科目は週1回で計15回である。

授業外の学習時間については、授業形態により算定の基準が異なる。講義科目と演習科目は1回の

授業につき4時間、外国語科目・実習科目・実技科目は1回の授業につき1時間と算定している。

2 講義科目・演習科目

上記の方法に基づいて算出するなら、講義科目・演習科目の学習時間は、通年科目の場合、授業時間60時間、授業外の学習時間120時間で計180時間となり、単位数は4となる。学期科目については、学習時間が半分となるため単位数は2である。

授業形態については、講義科目は原則として教室における講義が中心となっており、履修者数が数百人規模のものもある。それに対して演習科目は、履修者数が数人から十数人程度である。演習科目においては、発表や発言等の授業への積極的・主体的参加が求められ、発表に際しては事前準備が要求される。

健康・スポーツ演習の中には、学内において秋学期に授業を行った後、春期の休暇中に合宿方式の集中授業（4泊5日）を実施するものがあるが、授業時間の算定方法は通常の演習科目と同一である。

3 外国語科目・実習科目・実技科目

外国語科目・実習科目・実技科目の学習時間は、上記の算出法に従うなら、通年科目の場合、教室における授業が中心となっている。授業時間は60時間、授業外の学習時間が30時間で、計90時間となり、単位数は2となる。学期科目については、学習時間が半分となるため単位数は1となる。

海外語学研修の授業形態は、他の外国語科目と異なり、授業期間における事前授業、及び長期休暇中の海外での外国語研修の2つの部分から構成される。事前授業は通常の授業と同じ形式で15回行われ、外国語研修もこれと同等、又はそれをうわまわる時間数の授業が実施される。単位を修得するためには、事前授業と外国語研修をともに履修することが必要であり、単位数は2である。

実習科目と実技科目には、コンピュータ操作に関する実習（コンピュータリテラシー）、健康スポーツ実習、インターンシップ科目が含まれる。コンピュータ関連の実習科目では、コンピュータ教室において学生に実際にコンピュータを操作させるかたちで授業が進められる。健康・スポーツ実習では、必要に応じて講義を行うとともに、主にグラウンドや体育館などにおいて教員の指導の下に学生が身体運動やスポーツ種目を実践している。

インターンシップAは、現場に学生を派遣するのに先立ち教室で30時間の講義を行い、学生に十分な準備をさせた上で、通常2週間程度の実習を派遣先で行い、実習日誌と実習レポートを提出し、その後、報告会における実習報告を行い、単位数は4としている。

【評価と問題点】

1 単位計算の原則

45時間の学習時間を1単位とし、それに基づいて授業形態ごとの単位数を算出するという方式は、大学設置基準第21条に定められた範囲にある。この方式に従って設定された本学の各科目の単位数については、基本的に問題はない。

2 授業外学習

単位制度をめぐる最大の問題点は、必要とされる授業外学習の時間が確保されていないことである。

16年度の講義アンケートを例に、いくつかの科目の授業外学習の平均時間をみるなら、最も数値が良いのは外国語演習であり、以下、外国語科目、外国語演習及び健康・スポーツ演習を除いた演習科目、講義科目、の順になる。この順位は、単位制度の基本的枠組みに背馳する結果である。加えて、外国語演習にあっても、授業外学習の時間は「30分以下」が最多の38.6%であり、次位が「1時間～30分」の27.4%である。これは、一回の授業につき4時間の授業外学習という4単位科目の前提条件にはるかに届かない数値である。最も数値が劣る講義科目では、授業外学習時間は「0」が最多の50.7%、次位が「30分以下」の31.1%となる。

この結果は、単位数計算の妥当性の確保という点からみて、大きな問題をはらんでいると言わざるをえない。授業外学習は、授業内容や学生の学習意欲とも関連しており、一概に制度的な問題とは言えない。しかしながら、単位制度の基本的枠組と現状の乖離が大きい以上、改善のための制度的施策を検討し始めている。

【改善のための方策】

授業外学習時間の確保のためには、まず、授業内容や授業方法の工夫が必要と考えている。例えば、予習・復習を前提とした授業内容とし、授業時に毎回課題を課すといったことで改善が見込まれる。また、履修ガイド、年度当初の全体的なガイダンス、各授業のガイダンス等で授業外学習を促すことも必要と考えている。

しかし、学生の学習意欲やライフ・スタイルを考慮するなら、このような方法には自ら限界がある。例えば、1日に3コマの講義科目を履修している学生の場合、授業時間6時間、授業外学習時間12時間の計18時間の学習が求められることになる。残りの6時間で、通学、食事、睡眠等の時間を確保することは不可能である。このような問題を解決するには、履修科目数自体を減らす以外には方法はない。本学では17年度入学生より登録単位数の上限を引き下げた（詳細は本節Ⅱ経済学部 B 教育方法等〈厳格な成績評価の仕組み〉1 履修登録単位数の上限 の項を参照）。これによって、登録単位数と授業外学習時間との乖離の改善が可能となった。しかし、この改善は、所詮は限定的なものでしかない。例えば、46単位を登録した学生の場合、年間の学習時間の総計は45時間×46単位で2070時間となる。これを、授業週30週、週5日間学習するとして、1日当たりの学習時間を求めると、授業時間を含めて13.8時間となる。授業期間中の土曜・日曜の一定時間を授業外学習に充てることを前提としても、この数字は現実的とはいえない。

今後は、履修登録制限の引き下げだけでなく、卒業要件単位数の検討も含めて、実行可能な学習時間を前提とした制度の設計について教務委員会で検討を開始している。

〈単位互換・単位認定制度等〉

【現状】

1 単位互換

本学は大学として彩の国大学コンソーシアムの単位互換制度に参加しており、本学部でもこれによる単位互換の実績を挙げている。詳細は、本章第1節ⅡA 教育内容〈単位互換制度〉の項を参照のこと。

2 本学入学前の既修得単位等の認定

本学に入学する前に他の大学・短期大学で修得した単位や取得した資格等について、本学が教育上有益と認めた場合に本学で修得した単位とみなして、卒業のために必要な単位数として認定する場合がある。

下記に該当する単位・資格等を本学入学前に修得し、本学での単位認定を希望する学生は、科目内容等の審査を経て単位が認定される。

(1) 本学の単位として認定できる単位・資格等

- ① 本学入学前に大学又は短期大学で履修した授業科目について修得した単位
- ② 本学入学前の高等専門学校又は専門学校（文部科学大臣の定める基準を満たす専修学校専門課程）の課程における学修
- ③ その他の資格等（認定対象となる資格等の詳細については、「表 経済学部において認定できる資格等一覧」を参照）

(2) 認定できる単位数

本学入学前の既修得単位等として認定できる単位数は、編入学、転学等の場合を除いて、外国の大学又は短期大学に留学により認定された単位数、及び本学在学中に取得した資格等に対して認定された単位数と合わせて60単位を超えない範囲となる。

3 本学在学中に取得した資格等に対する認定

技能資格試験等により、資格等を取得した場合には、学生の申し出により本学の該当科目について、審査を経て単位認定を行う場合がある。

(1) 本学の単位として認定できる資格等

認定できる資格等の詳細については、「表 経済学部において認定できる資格等一覧」を参照。

(2) 認定できる単位数

本学在学中に取得した資格等に対して認定できる単位数は、編入学、転学等の場合を除いて、外国の大学又は短期大学に留学により認定された単位数、及び本学入学前の既修得単位として認定された単位数と合わせて60単位を超えない範囲となる。

〔経済学部において認定できる資格等一覧〕

対象技能資格名	本学部の認定対象科目	成績 評価
英語検定 準1級 TOEFL(PBT)500点以上 TOEFL(CBT)173点以上 TOEIC 650点以上	英語Ⅰ・Ⅱ2科目4単位	A
英語検定 1級 TOEFL(PBT)540点以上 TOEFL(CBT)207点以上 TOEIC 700点以上	英語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの3科目6単位	
ドイツ語検定試験4級	ドイツ語Ⅰ、ドイツ語Ⅱのうちいずれか1科目2単位	
ドイツ語検定試験3級以上	ドイツ語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲのうちいずれか2科目4単位	
フランス語検定試験4級	フランス語Ⅰ・Ⅱのうちいずれか1科目2単位	
フランス語検定試験3級以上	フランス語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲのうちいずれか2科目4単位	
中国語検定試験4級	中国語Ⅰ・Ⅱのうちいずれか1科目2単位	
中国語検定試験3級以上	中国語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲのうちいずれか2科目4単位	
中国語検定試験4級	中国語Ⅰ・Ⅱのうちいずれか1科目2単位	
中国語検定試験3級以上	中国語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲのうちいずれか2科目4単位	
ハングル語能力検定試験4級	韓国語Ⅰ・Ⅱのうちいずれか1科目2単位	
ハングル語能力検定試験3級以上	韓国語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲのうちいずれか2科目4単位	
日本語能力検定 300点以上 日本留学試験(日本語)300点以上	日本語Ⅱ又は日本語・日本事情のうちいずれか2単位	
日本語能力検定 350点以上 日本留学試験(日本語)350点以上	日本語Ⅱ・Ⅲ、日本語・日本事情の計3科目6単位	

日商簿記2級 全経簿記1級 全商簿記1級	簿記原理1科目4単位
日商簿記1級 全経簿記上級	財務会計論、原価計算論のうちいずれか1科目4単位
初級システムアドミニストレイタ以上	プログラミング論Ⅰ 2単位
基本情報技術者試験以上	プログラミング論Ⅲ、情報処理概論の計2科目6単位
テクニカルエンジニア (データベース)	情報資源管理論 4単位
テクニカルエンジニア (ネットワーク)	情報ネットワーク論 4単位

【評価と問題点及び改善の方策】

1 本学入学前の既修得単位等の認定

当該認定対象の大部分が編入学生であり、次の基本方針に従って単位を認定する。

- ① 経済学部では、専門科目、特にコース発展科目を学習することを重視した認定を行う。そのため、出身学校における既修得単位をコース発展科目以外に積極的に認定する。
- ② 包括認定は行わず、科目・科目群を特定する個別認定を行う。
単位認定の原則は次による。
 - ① 本学部で学ぶことを重視し、認定上限は70単位とする。また、2年で卒業可能なように認定下限は40単位を目標とする。
 - ② コース発展科目の科目の認定は、コース毎に8単位までとする。
 - ③ 演習Ⅰ・Ⅱは認定しない。

認定は下記の手順に従って行われる。

- ① 入試ごとに手続が完了し次第、教務委員会において編入学生個々の認定原案作成担当者を割振り、教務委員会において各担当教員作成の原案について個別に確認及び認定作業を行っていき、最終的に全編入学生の認定原案について、3月の教務委員会までに確定させる。
- ② 4月の編入学生ガイダンスにおいて、個別に面談し、履修指導を行いながら単位認定を確定させる。認定対象科目の履修を希望する場合には、認定の変更・取消しを行う。
- ③ 以後、履修登録確定まで学生の申し出を受け付け、教務委員会の判断により、逐次修正を行う。

上述のように、本学部編入生に対する単位認定は、専攻学習を本学で重点的に行うことを原則とし、

明確な基準に従って運用されているものと評価できる。

2 本学在学中に取得した資格等に対する認定

平成18年度における標記認定者数は、「簿記論」8名、「原価計算論」1名。「情報処理概論」1名であった。今年度から導入された「基礎数学」の単位認定者は62名に上る。

平成17年度の認定者数は簿記論」11名、「プログラミング論Ⅰ」3名、「日本語Ⅱ」2名であった。

該当した資格は、日商2級、初級システムアドミニストレーター、基本情報技術者、日本留学試験等である。商業系の高校やコースを卒業したものは、高校在学時に簿記・情報処理系の資格取得を強く勧められている。これら学生は資格試験受験の基礎を入学時に身に付けているので、入学後比較的資格取得は容易である。情報処理系資格による単位認定者が少ないのは、当該資格取得者の多くが入学後単位認定科目を履修した後に、関連資格を取るケースが多いことによる。

資格等に対する認定制度の適用者は、学部の性格上簿記・会計系が多いのに対し、外国語系が皆無であるのは、次の理由による。入学後の単位習得に学生が注力し、該当単位を取得後に資格等を得る結果として、単位認定の必要性がなくなるからである。

基礎数学、簿記会計系、情報処理系の学習を学生に動機づける機能を果たしていると評価することはできるが、外国語系については課題を抱えている。

英語における「選抜クラス」編成に見るように、外国語能力の高い学生を集めたクラス編成をしているので、この効果として資格等に対する認定を見ると、改善すべき余地があると評価される。

〈開設授業科目における専兼比率等〉

【現状】

1 開設授業科目における専兼比率

〔平成18年度専兼比率〕(カッコ内は17年度)

学部・学科		区分	区分	必修科目	選択必修科目	全開設授業科目
経済学部	経済学科	専門教育	専任担当科目数(A)	77(57)	77(71)	154(128)
			兼任担当科目数(B)	2(7)	27(31)	29(38)
			専兼比率 ($(A/(A+B)) \times 100$)	97.5% (89.1%)	74% (69.6%)	84.2% (77.1%)
	教養教育	教養教育	専任担当科目数(A)	86(91)	85(50)	171(141)
			兼任担当科目数(B)	75(94)	59(35)	134(129)
				53.4%	59.0%	56.1%

専兼比率

	育	$((A/(A+B))*100)$	(49.2)	(58.8%)	(52.2%)
経営 情報 学科	専 門 教 育	専任担当科目数(A)	79(59)	75(69)	154(128)
		兼任担当科目数(B)	8(11)	21(27)	29(38)
		専兼比率 $((A/(A+B))*100)$	90.8% (84.3%)	78.1% (71.9%)	84.2% (77.1%)
	教 養 教 育	専任担当科目数(A)	86(91)	85(50)	171(141)
		兼任担当科目数(B)	75(94)	59(35)	134(129)
		専兼比率 $((A/(A+B))*100)$	53.4% (49.2%)	59.0% (58.8%)	56.1% (52.2%)

本学部においては18年度開設授業科目のうち、専任教員の担当する比率は上表のようになっている。
経済学科専門科目、経営情報学科専門科目それぞれの専任担当比率は必修科目で9割を超えている。
選択必修科目でも7割を超えている。

両学科において、教養科目は全く同一であり学科合同による科目がほとんどであるので、両学科合
わせたものが示されている。本学の他学部と同様であるが、教養科目においては専任教員の担当する
比率が約5割という低さが目立つ。これは、外国語科目において兼任教員に依存する比率が高いこと
が理由である。

2 兼任教員等の教育課程への関与

経済学部では、カリキュラムの編成等教育課程の編成・運営に関与するのは主として専任教員であ
り、兼任教員の活動は講義に限られている。通年又は半期を通じて授業を担当する場合が大部分であ
る。

外国語、教職課程担当の兼任教員は、各領域別に毎学年末に専任教員を含めた「教科打合せ会」を
行い、講義内容・講義計画についての共通理解を行うよう努めている。

プログラミング論Ⅰ、プログラミング論Ⅱは専任教員が作成した独自教材を兼任教員を含めた担当
者全員が利用することで、教育内容の共通性を確保している。プログラミング論の兼任教員には、専
任教員が折に触れて接触することで意思疎通を強固なものにしている。

また、「インターンシップA」、「キャリアディベロップメント」のように社会人が兼任教員として専
任教員と組んで授業を担う場合には、専任教員と兼任教員とで講義内容・講義計画を協議の上決定し
ている。

【評価と問題点及び将来への展望】

1 開設授業科目における専兼比率

専門科目において専任教員の担当する比率が高い点は、3・4年次生の演習指導や卒業論指導におい
て高い教育効果をあげているものと評価できる。

専任教員の担当する授業科目をいま以上に少なくするのは、専門科目・教養科目ともに望ましくない。しかし、その一方、今後の本学の財政状態などを考えると、専任教員を多く増やすことも困難である。今後は、どの分野においても、一様に専任教員の比率を増やすのではなく、専任教員の担当が極めて望ましいと思われる分野、例えば、3・4年次生の演習や卒業論文指導、1年次生のための導入教育など、で重点的にその比率を高めていくことが教育効果を高めていく方法だと考える。

2 兼任教員等の教育課程への関与

演習科目その他の必修科目は原則として専任教員が担当することは評価できる。専任教員が担当しない選択科目を兼任教員に委ねるにしても、外国語科目担当者にみられる「教科打合せ」のごとき公式会合によって、本学の教育目標に即した授業展開がなされるよう十分な意思疎通の継続を図っていききたい。

今後は、専攻学習科目群の専任教員と兼任教員とが学問領域別に公式な打合せを行う機会の設定について検討していきたい。従来なされてきた、講師控室等を利用した個人的かつ非公式な接触による意思疎通が果たせる機能には限界があるからである。

〈学生の多様化に伴う教育上の配慮〉

【現状】

1 社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

海外協定校から半年又は一年間という単位で交換留学生及び派遣留学生を受け入れているほか、特別入試及び編入学試験で、卒業を目的とする社会人学生、外国人留学生、帰国生徒を受け入れている。入試時の面接において学習意欲や目的意識が明瞭であることをよく確認しているため、一般学生及び編入生に対するもの以上の特別な配慮を必要とすることはほとんどない。必要に応じてFAをはじめとする担当教員が指導・援助を行っている。ただし、外国人留学生に関しては、一定の日本語能力を有していることを確認して受け入れてはいるものの、語学学習及び日本に対する理解という点で以下の配慮を行っている。

外国人留学生は日本語及び他の1つの外国語を履修することになっている。外国人留学生の履修指定科目として、日本語Ⅰ～Ⅳ、日本語・日本事情、日本語演習A～Dを設置している。履修方法としては、以下の3つの科目群を設置して、個々の学生の能力、関心、希望に応じて多様な履修の仕方が可能になるよう配慮している。

① 必修第一外国語（日本語）

5科目10単位を履修する。1年次に日本語Ⅰ（作文）・Ⅱ（読解）・Ⅲ（文法・語彙）を、2年次に日本語Ⅳ（応用作文）を履修する。

② 必修第二外国語

英語、ドイツ語、フランス語、中国語、韓国語の中から自分の母語でない1カ国語を選択し、1年次に2科目4単位を履修する。なお、英語は中学校・高等学校で6年間学習したレベル、それ以外の外国語は入門レベルであるため、本学入学以前に英語を学習していない場合には、英語以外の外国語を選択するよう指導している。

③ 自由選択外国語

海外語学研修（英語・ドイツ語・フランス語・中国語・スペイン語・韓国語）、英語演習（A～J）、ドイツ語演習（A、B）、フランス語演習（A、B）、中国語演習（A、B）、韓国語演習（A、B）、スペイン語演習（A、B）、日本語演習（A～D）といった多様な科目が設置されている。

また、一般学生の場合と同じく、英語検定試験、ドイツ語検定試験、フランス語検定試験、中国語検定試験、ハングル語能力検定試験、日本語能力検定試験において所定の級又は点数を取得すると単位を認めるという、柔軟な対応も行っている。なお、この措置は社会人学生、帰国生徒に対しても実施されている。

語学学習以外の点では、学生課主催の留学生歓迎会（春季・冬季）や日本語スピーチコンテスト（学園祭時）などに参加するよう促がし、また日本語担当教員を始めとするさまざまな教員がそうした行事に積極的に参加することで、外国人留学生との交流を深め、必要に応じて留学生が指導・援助を求めやすい環境作りを図っている。

2 生涯学習への対応

本学部は、専門演習系の科目、実習系の科目を除き、科目等履修生を広く受け入れる方針をとってきた。科目等履修生は、生涯学習の機会を提供し、本学部の地域社会への貢献の一環としての意義を持つと考えているからである。

最近3年間における履修生並びに延べ受講科目数の推移は、下表によって示されるとおりである。

〔科目等履修生数・延べ受講科目数の推移〕

区分	16年度	17年度	18年度
科目等履修生数 (継続履修生数)	13 (9)	13 (5)	8 (6)
延べ受講科目	21	35	16

本学部における科目等履修生のタイプはおおよそ次の3種に分類できる。

- ① 知的好奇心志向型：定年退職者が中心となるが、自身の仕事経験を振り返り、経営学・経済学の視点から整理するために受講する。60歳代が多い。
- ② リカレント教育志向型：地域企業の管理者・経営者が、経営学理論を学び仕事に生かすために受講する。40歳代前後が多い。
- ③ 教員資格志向型：卒業生が高等学校等の教員資格を得るために受講する。20歳代が多い。

延べ受講科目数は、知的好奇心型、教員資格志向型が多く、リカレント教育型は少ない。また、

知的好奇心型、リカレント教育型は2年以上継続して受講する例が少なくない。

【評価と問題点及び改善の方策】

1 社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

外国人留学生の外国語履修体系では、一般学生の場合に比べて必修第一外国語が1科目2単位多く、必修第二外国語が1科目2単位少なくなっており、日本語を学習する時間が必然的に多くなるよう設定して、日本語運用能力がより確かなものとなるよう配慮している。更に、1年次に集中して日本語科目を履修する体系とすることで、より早く日本語能力が身につくよう配慮している。また、少しでも多く日本の生活・思想・文化にふれて視野を広げてほしいという期待から、必修第二外国語及び自由選択外国語、その他の講義科目、演習科目はすべて、社会人学生、帰国生徒とともに、一般学生に混じって履修することになっている。結果として、社会人学生、外国人留学生、帰国生徒と一般学生との交流が深まり、互いに刺激し切磋琢磨しあえる環境が生まれている。以上は評価できる点である。

問題点となる可能性があるのは、日本語教育のグレード化を行っていない点である。この措置を講じていないのは、一定の日本語運用能力を備えていることが外国人留学生受け入れの前提だからである。しかし、実情として交換及び派遣留学生同士の日本語能力の差、及び彼らと一般の外国人留学生との日本語能力の差が出る可能性は十分考えられる。こうした場合、授業運営上問題が生じる懸念がある。

社会人学生、帰国生徒は、今のところほとんど実績がないため、現行のような措置で支障をきたすことはないが、今後人数が増えた場合に備えて、どのような配慮が求められるのか検討を始めておきたい。外国人留学生に関しては、現行の外国語履修体系の効果を正確に把握し、今後どのような措置が必要であるのか、現行の制度で役割を終えたものはないかどうか検討し、改善を進めていきたい。

2 生涯学習への対応

〔科目等履修生数・延べ受講科目数の推移〕の表に見られるように、科目等履修生数・延べ受講科目数は18年度は前年比減少したとはいえ、継続履修者は微増であり、地域社会に生涯学習の機会を提供するという目的は充足されていると評価できる。

〈正課外教育〉

【現状】

本学では、大学と地域、更には近隣市町村との連携を図り、地域活性化に貢献することを目的として、本学学生による地域派遣を進めている。具体的には、①「学生参加による入間活性化プロジェクト」(現代 GP)への学生の参加、②留学生を近隣市町村の小中学校へ派遣し、小中学生と留学生との交

流を図りながら、異国間の文化・言語等の理解を深める国際化教育、③学生による市民への法律相談やパソコン指導、④地域の福祉施設でのボランティア活動、⑤近隣駅前周辺、スクール・バスの停留所付近、市営運動公園などでの学生によるボランティア清掃などの活動である。

経済学部では、正課授業である1年次生必修のプログラミング論Ⅰ、経営情報学科2年次生必修のプログラミング論Ⅱ等情報処理系科目において、教員の授業支援を行うチューデント・アシスタント（SA）（学生アルバイト）が毎年30名ほど活躍している。これは教える学生と教えられる学生が共に学びの上で成長することを互いに助けるという大きな意味を持っている。

これらの正課外活動は、年々評価が高まりつつあり、その需要も上昇している。とりわけ、先の②の留学生による小中学校訪問は、小中学校長からの問い合わせが増大しており十分な評価が得られている。また、③の学生によるパソコン指導に関しても、地道な活動を続けており、その成果も市民から高い評価を受けている。

【評価と問題点及び改善の方策】

しかしながら、これら正課外活動へ参加する学生が、ある特定の学生に決まってしまうか、又は参加学生数が減少している点が問題点として上げられる。今後は、参加学生の確保・増加をどのようにするかが課題といえる。

そのために、本学では、まず第1の改善策として平成14年度秋より学生主体による「ボランティア情報室」を立ち上げ、学生の登録制によるボランティア活動への照会・参加を促している。この活動により、現在課外活動のサークルとして活動しているボランティアサークルも、正課外活動として吸収する方向も考えられている。

次いで、年々増大している留学生に対する広報活動を更に増やし、留学生による地域貢献を通して国際化教育を進めていく予定である。

いずれにしても、学生の自主的参加が課題であることから、日ごろから、①大学のホームページ、②掲示板への告示、③大学が発行している「大学ニュース」への掲載、及び④4月初めのガイダンス教育での広報活動を通して、学生への啓発を促す活動をより一層進めていきたいと考えている。

B 教育方法等

〈教育効果の測定〉

【現状】

1 教育上の効果を測定するための方法

本学では、教育効果の測定は、いくつかの方法で直接・間接に行われている。それらは、全学教務委員会、及び各学部教務委員会が所管する諸事項と関連している。

この領域では、過去数年に亘って、新しい試みが導入されており、今後も、全学教務委員会と各学部教務委員会の連携の下に、制度の整備・改善が進められることになる。

(1) 定期試験等に基づく教育効果の測定

(i) 定期試験

授業の教育効果の測定は、基本的に、定期試験によって行われる。春学期開講科目については、7月中旬以降に実施される春学期末試験期間に、秋学期開講科目及び通年開講科目については、1月中旬以降に実施される秋学期末試験期間に試験が実施される。筆記試験・レポート等の試験の形式は、科目の性格に応じて各科目担当者が決定する。

(ii) 統一試験

定期試験に加えて、英語では、全学部の学生にTOEFLの受験が課せられている。また、1年次生全員を対象として、学年末に英語の統一試験が実施されている（詳細は本章第1節ⅡB 教育方法等〈GPAと成績評価基準〉1(2)統一試験の項を参照）。

これらの試験により、各年次の学生の学力の測定が可能となっている。併せて、年度ごとの学力の推移も検討され、それに基づいて教育方針が決められている。

またドイツ語においても、同様の趣旨で、平成17年度より、1年次生のドイツ語（初級文法）の授業において全学統一の試験が導入されている。その結果は、英語と同じように、教育方法・内容の改善、及び学習効果や目的設定のための資料として用いられる。

(iii) 基礎学力試験

基礎学力試験の詳細については、本節Ⅱ経済学部 A 教育内容〈カリキュラムにおける高・大の接続〉4 基礎学力試験の項を参照。

基礎的学力・基本的な素養は、学士課程における教育（教養教育及び専門基礎教育）の不可欠の前提をなしている。しかし、授業の自明の前提であるはずの知識が、学生に欠落しているという現象がなかば常態化している。こうした事態は、学生が授業を理解するに当たって深刻な障害となる。したがって、これら基礎学力・基本的素養が学生にどれほど習得されているかの適確な把握は、学士課程教育の担当者にとって、必須のことである。

本試験は、教員が、学生の基礎的学力・基本的素養の習得状況を認知する機会として活用すること

も意図して実施されている。

(2) 成績評価（成績分布）による教育効果の測定

(i) 成績評価

本学の成績評価の仕組みの詳細は本章第1節ⅡB 教育方法等〈GPAと成績評価基準〉の項を参照。

本学が採用する5段階評価〔A・B・C・D・F（不合格）〕のうち、教員の側での教育効果の測定という観点から特に重要なF評価の割合については、「授業改善計画書」の作成に当たって、各科目担当者に留意を求めている（講義科目については「成績評価の対象となった全学生数のうちで、F評価の学生の割合が35%を超える場合については、その理由と改善計画をお書きください」と指示されている。「授業改善計画書」については本章第1節ⅡB 教育方法等〈学生授業アンケート〉の項を参照）。

成績評価の方法については、各科目のシラバスに試験、レポート、出席等の多元的な評価項目とともにその割合も明記されており、この項目と割合については、必要に応じて毎年見直しが可能となっている。

(ii) GPA制度

平成15年度の入学生よりGPA制度を導入した（詳細は本節Ⅱ経済学部 B 教育方法等〈厳格な成績評価の仕組み〉3 GPAと相対評価の項を参照）。GPAの数値は、成績通知書に記載され、学生は修得単位数のみならず、修得した成績の質を認識できるようになっている。また教員にとっても、GPAの数値は、教育効果を測定する上で格好の資料である。

これと併せて履修取消制度（W評価）を導入し、学生が自覚的に履修計画をたてられるようにした。更に、GPAは以下で記述するように、成績不振者の早期発見、及びその指導に利用されている。

(iii) 相対評価

GPA制度導入と同時に、法学部・経済学部・現代文化学部において相対評価を導入している。また平成17年度より、文化情報学部も他学部の相対評価と同じ割合の成績分布をガイドラインとして導入している。

これを実施する主要な目的として、二つのことが指摘できるが、これはともに、教員の側からする教育効果の測定と関連している。

一つは、相対評価により、担当教員により成績に極端な偏りがでるという事態を回避すること、すなわち成績評価の公平性の確保である。

とりわけ、クラス指定である外国語等の授業においては、学生は受講クラスを選択できない。こうしたケースで、クラスにより成績分布が著しく異なれば、学生が不公平感を抱くことになり、ひいてはGPAの数値の信頼性も損なわれることになる。

また、“楽勝科目”や“極端に厳しい科目”の存在は、成績評価に対する信憑性を損なうことになり、教育効果の適確な測定にとって深刻な障害となる。こうした弊害も、相対評価を導入することで、一定程度の緩和が見込まれる。

もう一点は、教育効果を適確に測定し、教育を効果的に実施するためである。

相対評価を行うには、多くの場合、成績評価における得点調整が必要となる。調整をする段階で、

素点（調整前の得点）が下方に偏っているケースでは学生への要求水準が高すぎたことになり、上方に偏っている場合には要求水準が低すぎたことになる。相対評価の割合を、学生に対する要求水準の適・不適を検証し、教育効果を測定するための参照枠として機能させることで、極端に易しい授業や難しい授業について内容を見直し、より効果的な教育を行うことが可能となる。

なお、演習科目や健康・スポーツ実習等の一部の科目は、その性格から学生の得点差がつきにくいため、相対評価除外科目としている。これらの科目は、A評価が多くなることを想定している。

(iv) 成績評価結果の検討

相対評価をより実効あるものとするため、本学は成績評価結果の検討を行っている。検討は開始されたばかりであるが、平成15年度分については科目担当者の氏名を空欄とした資料が、平成16年度からは担当者も含めた成績分布資料が、全学教務委員会の場で公表され、それに基づいて議論が行われている。

検討される内容は、各科目、科目群及び学部ごとに算出された4段階評価（A～D）の割合、及び不合格者（F評価）の割合である。

A～Dの相対評価の割合（例えばA評価は単位取得者の20±5%）を逸脱している場合には、「超過」又は「過少」を指摘し、学生に対する要求水準について担当教員の注意を促している。

成績評価結果は、各学部教務委員会にも配布され、要求水準と教育効果を議論する際の重要な資料となっている。

(3) 授業評価（アンケート）による教育効果の測定

授業アンケートの項目のいくつかは、教育効果の測定を目的に作成されている。講義科目に関しては、次のような質問項目が設けられている。

「Q10. この講義の目標は明確に示されていましたか？ Q11. この講義の進みぐあいは適切でしたか？ Q12. この講義の内容は理解できましたか？ Q13. この講義を受けて知的満足を得ることができましたか？」

他の科目についても、これと類似の質問項目が設定されている（詳細は資料を参照）。

これらの項目について、各科目の「授業アンケート 結果報告書」には、担当科目の数値と当該科目全体の平均値が記載されており、全体のなかでの担当科目の評価の位置が認識できるようになっている。この結果報告書を各教員が点検することで、教育効果の適切な測定が行われ、学生にとって講義の目標が明確であったか、進度は適切であったか、理解しやすいものであったか、学生の期待に応えるものであったか等の検討が可能となる。

「授業アンケート 結果報告書」は翌年度5月に開催される全学教育研修（FD）会の際に全教員に返却される（詳細は本章第1節ⅡB 教育方法等〈学生授業アンケート〉の項を参照）。

(4) 教育効果の測定に基づく指導

(i) 学生カード

本学では、全学部の学生を対象に学生カード（学部により名称は異なる）を作成している。

作成は入学直後に行われ、1年次演習（全学部で必修）の最初の時間に、高校までの勉学等の反省、大学で学ぶ目標・卒業後の進路希望等を学生自身が記入する。学年末（又は学期末）には、学生が入学後の学習についての「ふりかえり」を記述する。「ふりかえり」を記述する作業は、学生自身による自己評価及び教育効果の測定である。

学生は、2年次以降も、各年度又は各学期当初に学習の目標をたて、それについて学年末又は学期末に「ふりかえり」を行い、自らの目標の到達度をその都度確認することになる。

教員は、「ふりかえり」をもとに学生と面談を行い、その後、大学での学習と将来の進路についての指導を含めた所見をカードの所定の欄に記載する。

2年次には、学生カードによる指導は、2年次演習の時間を利用して行われ、3・4年次における指導も同じ形態をとる。各年次でFAを担当する教員は、入学直後からの記録に基づいて、当該学生の勉学の到達度や将来の進路志望を把握し、面談を通して、具体的かつ継続的な支援を行うことが可能となる。

(ii) 出席不良学生及び成績不振者への指導

教育効果を高めるためには、生活指導を含めた幅広い対応が求められる。本学では、出席不良学生、及び成績不振学生を対象として、面談指導を行っている（詳細は本章第1節IIB 教育方法等〈留年生に対する全学的指導〉の項を参照）。

出席不良学生及び成績不振者との面接は、授業の難易度や教育効果について調査する機会となっている。

2 教育効果の測定をめぐる状況

まず、1の記述に即して、「教育効果・目標達成度及びそれらの測定方法についての教員間の合意の確立状況」を中心に点検・評価を行い、次に教育効果の測定をめぐる諸問題について点検・評価する。

(1) 教育効果・目標達成度及びそれらの測定方法についての合意の確立

(i) 定期試験等

(a) 定期試験

定期試験が、授業の教育効果測定のための最も有効な方法であることは、全教員の間で合意が形成されている。試験方法についても、この合意が能う限り反映されるよう努力を重ねている（詳細は本節II経済学部 B 教育方法等〈厳格な成績評価の仕組み〉2 (1) 多元的な成績評価 の項を参照）。

(b) 統一試験

教育効果・目標達成度を測定する方法であることの認識、及びその結果の利用法は、当該科目担当教員全員が共有している。

(c) 基礎学力試験

開始後間もないため、本試験の結果を用いて、学士課程教育の前提である基礎的学力・基本的な素養を学生がどれだけ習得しているかを測定するという認識が、教員の間でまだ十分に確立されていない。

(ii) 成績評価（成績分布）

(a) 成績評価

教育効果の測定という観点からすれば、F評価がいかなる意義を有するかについて、教員の間で合意が形成されるよう努めている。それにより、教員によって、F評価の付与のしかたに大きな差が存在するという結果を是正することができるからである。

(b) GPA

GPAの数値を各種奨学生や各種表彰の対象学生の選出、履修指導・学習相談等に利用することについては、すでに制度化している。

(c) 相対評価

教育効果の測定に関連して、相対評価は、公平性の確保、及び学生に対する要求水準の適・不適の検証という二つの意義を有している。このうち、公平性の確保については、ある程度の定着を見ている。要求水準の適・不適の検証については、データ化の手法が未確立であるため、今後の検討課題である。

(iii) 授業評価（アンケート）

導入時に全学教務委員会で議論を積み重ね、実施後は、全学教育研修会で関連したテーマが2回（授業アンケート・授業改善計画）とりあげられている。

(iv) 学生カード

導入間もない取り組みであり、利用方法について十分な合意を得るべく具体的行動計画を策定中である。

(v) 出席不良学生・成績不振者への指導

指導のための面談から得られる情報について、集約・整理が行われていない。このため、情報が面談担当者個人を越えて広がる回路がなく、面談のやりかたも各人に委ねられている。

(2) 教育効果の測定方法をめぐる諸問題

これまで列挙してきた仕組み・制度の多くは、いずれも全学教務委員会と各学部教務委員会が連携して、比較的近年に導入したものである。しかも、そのうちのいくつかは、教育効果の測定を直接の目的として導入された制度ではない。他の目的のために導入されたものが、結果として、全学教務委員会・各学部教務委員会で、教育効果の測定にも使用されているというのが現状である。

教育効果の測定ためのシステムについて議論する場として、本学で想定されるのは、全学教務委員会である。しかし、教育効果の測定及び測定方法について、全学教務委員会での議論は継続中であり、早期に結論を出すべく努力を重ねている状態である。

したがって、本学が現時点で保持している教育効果測定のためのシステムは、別個に導入された仕組み・制度の集積である。しかも、多くの制度は、導入してからの時間が短いため、その円滑な運営のための試行錯誤がくりかえされている状況である。システムの全体の機能について、また個々の仕組み・制度・方法についても、検証の段階にまでいたりつけていないのが現状である。

本学の教育改善の重心は、授業評価に基づく個々の授業の改善にあり、改善の諸方策の実践は教員

各人に委ねられている。このため、教育効果の測定結果と教育の改善をむすびつけることについても、原則として、各科目担当者に任されている。

総じて、教育効果の測定をめぐる諸問題については、組織的な取組という点でややたちおくれにある。

3 卒業生の進路状況

(1) 卒業生の進路状況の変化

卒業生の進路の変遷は下表のようになる。

〔経済学部学科別進路状況一覧(14～17年度卒業生)〕

経済学科

進路区分	14年	15年	16年	17年
民間企業	60.2%	57.1%	53.1%	61.2%
公務員	1.5%	3.2%	1.3%	1.8%
自営業	0.5%	1.6%	0.6%	0.6%
大学院	0.5%	2.6%	0.0%	1.2%
専門学校	3.1%	1.1%	6.9%	1.2%
学士入学	0.5%	0.0%	0.0%	0.0%
科目等履修生	0.0%	0.0%	0.6%	0.6%
家事	0.0%	0.0%	0.6%	0.0%
公務員教員浪人等	5.6%	5.3%	6.2%	5.2%
就職活動継続	7.7%	6.9%	5.0%	4.7%
留学	0.0%	0.5%	0.0%	0.0%
アルバイト	10.7%	9.0%	7.5%	8.2%
就職しない	7.1%	8.5%	11.3%	5.9%
進路決定届未提出者	2.6%	4.2%	6.9%	9.4%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

経営情報学科

進路区分	14年	15年	16年	17年
民間企業	51.9%	57.6%	57.1%	63.7%
公務員	1.3%	1.0%	0.6%	0.0%
自営業	2.5%	2.5%	1.2%	1.8%
大学院	3.0%	1.0%	3.7%	6.5%
専門学校	3.8%	1.5%	1.2%	1.2%

学士入学	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
科目等履修生	0.4%	0.0%	0.6%	0.6%
家事	0.0%	1.0%	0.0%	0.6%
公務員教員浪人等	4.2%	5.5%	3.0%	0.0%
就職活動継続	5.9%	6.7%	6.8%	6.0%
留学	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
アルバイト	9.3%	8.4%	9.2%	8.9%
就職しない	9.7%	7.9%	9.2%	6.5%
進路決定届未提出者	8.0%	6.9%	7.4%	4.2%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

経済学科14年度卒業生から17年度卒業生までの進路状況を概観すれば、「民間企業」への就職が逐年低下の傾向にあったが、17年度は61.2%に上昇した。「公務員」は1.3%から3.2%の間を推移しており、進路としての実績はほぼ無きに等しい。公務員浪人も減少傾向にある。「大学院進学」は極めて少数であり、「専門学校進学」は16年度に増加したがその後大幅に減少している。

「就職しない」が一時的に増加したが、17年度は前年比半減している。「アルバイト」は、前年比微増である。

経営情報学科14年度卒業生から17年度卒業生までの進路状況を概観すれば、「民間企業」への就職は増加傾向にある。「公務員」は1.3%から0%へと減少しており、進路としての実績はほぼ無きに等しい。「公務員浪人」も減少傾向にある。「大学院進学」は6.5%に増加し、「専門学校進学」は減少傾向にある。

「就職しない」は6.5%に減少し、「アルバイト」は8.9%と微減であった。

本学部の人材育成目標に関連する望ましい進路として、「民間企業・自営・公務員・大学院進学」を考えれば、17年度におけるこれら進路決定者の比率は経済学科64.8%、経営情報学科72%となる（「自営業」を入れるのは、起業家等を含むからである。）。

他方で、望ましくない進路として「就職しない・アルバイト」を考えると、同年度におけるこれら進路決定者の比率は経済学科14.1%、経営情報学科15.4%となる。

(2) 主専攻コース別就職状況

本学部は12年度入学生から新たなコース制を設けている。当該コース制は学科の垣根を極めて低くしており、それゆえ、本学部における教育目標の主たる具現化としては、学科ではなく各コースの示す進路例を考えることが適当である。

新たなコース制導入後2回目の卒業生である17年度卒業生の進路状況は、下表のようになる。

〔17年度卒コース別進路一覧〕(旧コースを除く)

進路区分	マーケティング&マネジメント	環境&福祉	金融&会計	現代経済分析	情報&システム	地域&国際	総計
民間企業	70.6%	65.7%	43.2%	64.9%	65.8%	61.0%	63.1%
公務員	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.6%	0.6%
自営業	2.0%	0.0%	0.0%	2.7%	0.0%	1.3%	1.2%
大学院	3.9%	0.0%	13.6%	0.0%	2.6%	2.6%	3.9%
専門学校	1.0%	2.9%	2.3%	0.0%	2.6%	0.0%	1.2%
科目等履修生	1.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.3%	0.6%
家事	0.0%	0.0%	2.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%
公務員教員浪人等	2.0%	0.0%	2.3%	5.4%	2.6%	3.9%	2.7%
就職活動継続	3.9%	2.9%	11.4%	0.0%	7.9%	6.5%	5.4%
アルバイト	9.8%	8.6%	9.1%	13.5%	7.9%	3.9%	8.4%
就職しない	2.9%	2.9%	11.3%	8.1%	5.3%	9.1%	6.3%
進路決定届未提出者	2.9%	17.0%	4.5%	5.4%	5.3%	7.8%	6.3%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
人数	102	35	44	37	38	77	333

「マーケティング&マネジメント」コースの就職率が群を抜く一方で「金融&会計」コースの就職率は低い。これは、「金融&会計」コースに所属する学生で会計専門職を志向する者が大学院に進学することが一因である。とはいえ、同コース所属者のうち「就職活動継続」、「就職しない」カテゴリーに属するものが多いのは事実である。

【評価と問題点及び改善の方策】

1 教育上の効果を測定するための方法

(1) 定期試験等に基づく教育効果の測定

(i) 定期試験

教育効果の測定という観点からみた場合、定期試験のありかたに大きな問題点はないが、成績評価の多元性の確保等、教育効果を測定する上で、定期試験がより適切に機能しうるように改善を重ねていく必要があると考えている（成績評価の多元性については本節Ⅱ経済学部 B 教育方法等〈厳格な成績評価の仕組み〉2 (1) 多元的な成績評価の項を参照）。

(ii) 統一試験

TOEFL及び統一試験の結果については、年度による学力の推移等の把握に努めたい。また、教科書

選定や授業運営に当たっては、そうした検討の結果を反映させることが求められるが、そのためにも、英語担当教員に検討結果の周知を図る方法を確立していきたい。

また、他の外国語においても、教育効果の測定、及びそれに基づく効果的な教育という見地から、統一試験の導入を検討したい。

(iii) 基礎学力試験

開始して間もないため、評価を確定することはできない。しかし、本試験が学生の基礎学力を測定する機会としても位置づけられる以上、各授業担当者が、試験結果によって得られる基礎学力についての把握を授業に反映させることが求められる。そのことの重要性を全教員が認識するような仕組みを確立する必要があると考えている。

また、そのためにも、データを蓄積し、学生の基礎学力の実態について、学年ごと、学部ごとに分析を行い、その結果を告知する体制を早急に確立したい。

(2) 成績評価（成績分布）による教育効果の測定

(i) 成績評価

教育効果の測定と成績評価との関係をみる場合、最も重要なのはF評価（不合格）である。

教育効果という観点からするなら、F評価の数の過多は、授業の要求水準について再検討の余地があるケースが少なくない。また、Fの過少についても、同じ指摘が可能である。こうした認識が、全教員に共有され、学生に対する要求水準の設定が教育効果の測定と連動して行われるよう議論を深化させていきたい。

(ii) GPA制度

成績不振者を特定するGPAが1.3未満という現状は、相対評価を導入していることを考慮するなら、ほぼ妥当である。しかしながら、相対評価除外科目が一定数存在することを勘案するなら、この数値は低いと評価せざるをえない。

経済学部のGPAの平均値は以下のようになるが、これも相対評価除外科目を考慮に入れると低いといわざるをえない。

〔GPA平均値及びGPA数値1.3未満の学生数〕

区分	経済学部
GPAの平均値	2.2
1.3未満の学生数	116

これは、本学の成績評価が厳しいこと、更にいえば、学生にとって授業の難易度が高いことを示している。GPAを導入して平成18年3月末で3年が経過することになるが、とりわけ授業の難易度とGPAの数値の連関も含めたGPA制度全般について、全教員にあらためて周知の徹底を図っていきたい。

(iii) 相対評価及び相対分布ガイドライン

相対評価及び相対分布ガイドラインは、ほぼ遵守されていると評価できるが、逸脱した例も散見される。

今後も各年度終了後に、その結果を全学教務委員会がデータとして整理・分析し、適正な教育内容で効果的な授業運営・成績評価がなされているか、全教員の注意を喚起するかたちで検討し続けていくことが重要である。

なお、相対評価の割合の再検討に関する問題については本章第1節ⅡB 教育方法等〈GPAと成績評価基準〉の項を参照。

(iv) 成績評価結果の公表

成績評価結果の公表のありかたそれ自体の現状には、特に大きな問題点はない。

成績評価結果に基づく要求水準と教育効果をめぐる議論が、教務委員会内にとどまらずに、全教員の関心事とするような方策を検討していきたい。

また、成績評価結果の公表が、相対評価（ガイドライン）の遵守と実効あるかたちでむすびつくよう改善を継続していきたい。

(3) 授業評価（アンケート）による教育効果の測定

授業アンケート内の教育効果の測定に関連する項目については、現状では特に問題とすべき点はない。

各授業における回答率と成績評価（単位修得率）との関係が、全学教務委員会にて議論されているが、まだ一部の科目で開始されたばかりである。回答率のみならず、授業アンケートと成績分布との結果を統合し、教育効果の測定に資する、より精緻なデータ作りが今後の課題である。全学教務委員会・授業評価実施委員会・教務課の人的資源が制約されているなかで、可能な作業量を適確に見定め、緊急性の高いものから順次着手していきたい。

(4) 教育効果の測定に基づく指導

(i) 学生カード

学生の学習上の到達度・教育効果を確認し、将来の進路の具体化を支援するための要件は備えた構成になっていると評価することができる。

指導を行う上でのカードの利用は、面談担当者に委ねられており、その実態は把握されていない。また、年次ごとの引き継ぎについては、一応のルールは定められているが確立しているとはいえないので、改善策を検討している。

カードの保管場所は、現在はFAの研究室となっているが、FA以外の教員が必要に応じて閲覧可能となるよう検討したい。

個別面談は、学生と教員とが信頼関係を築くことができる格好な機会である。またカードの記録に基づき継続的な指導ができることは大きなメリットである。導入まもない取り組みであり、試行錯誤の状態にあるともいえるが、個人情報の取り扱いに十分留意しつつ、実効ある指導が4年間継続される体制の整備を急ぐ所存である。

(ii) 出席不良学生及び成績不振者への指導

出席不良学生については、以前から全学的に調査が行われ、把握されているが、出席不良学生の面談については、実施率が学部により差があり、しかもデータが不備であるなど改善の余地がある。また出席不良となった原因の調査についても同様である。今後は、面談の実施率を上げ、その記録を検討し、減少に導く方策を見出すよう教務委員会で検討を始めている。

成績不振者の把握については、平成17年度よりGPAの数値を用い、全学的に統一した基準での把握が可能となった。この過程で、各学部の不振者数とともに学部のGPAの平均値も確認することができ、ここでも教育効果を測定することが可能となった。出席不良学生への対応と同様に、面談実施率を上げることが重要である。同時に面談に至らない学生への対応も検討すべき時期にきていると認識している。

2 教育効果の測定をめぐる状況

(1) 教育効果・目標達成度及びそれらの測定方法についての合意の確立

(i) 定期試験等

(a) 定期試験

定期試験が、授業の教育効果を測定する上で重要な機能を果たしているとの認識にたつなら、通年科目の成績評価が、学年末の1回の定期試験で行われる事態はこのましいものではない。教育効果を測定する機会の複数化という観点から、通年科目については、各学期末に定期試験を実施することを、本学部では既にルール化している。

(b) 統一試験

合意の状況について、特段に問題とすべきことがらは見当たらない。教育効果の測定方法として、有効に機能していると評価できる。

(c) 基礎学力試験

本試験の利用方法について、早急に全学的な合意を形成する必要があると考えている。教育効果の測定の観点から、学生が習得している基礎的学力・基本的な素養の適確な測定が、学士課程教育にとって不可欠であるという認識が全教員に共有されるような工夫を検討していきたい。

また、試験結果については、概括的な分析を行い、教員に配布することを検討したい。

(ii) 成績評価（成績分布）

(a) 成績評価

学生にとって不合格を意味するF評価は、教育する側にとっても、いくつかの意味を有している。少なくとも、F評価を多く付与することが、「厳格な成績評価」と等値ではないことが明確に認識される必要があると考えている。

ユニバーサル・アクセス段階の大学では、適切な教育目標の設定、学生の理解力に適合した授業、更に授業への継続的な出席を促す等の工夫が欠かせない。こうしたことがらが着実に実践されてはじめて、一定の水準を達成できなかった学生にF評価を行う条件が整うことになる。

F評価の数は、教育効果の測定するバロメーターとして機能し、その多さは、場合によっては、教育

目標の不適切さ、学生の理解力についての無理解、種々の工夫の欠如から帰結するケースもある。このことが、全教員に共通の認識となるよう啓発を反復していきたい。

(b) GPA

GPAが、教育効果の測定方法のひとつであることについては、合意が確立されており、有効に機能していると評価することができる。

今後は、GPAの数値の見かたについて、教員間で議論を深化させ、共通理解の形成を図っていききたい。

(c) 相対評価

公平性の確保の認識については、改善のための方策を必要としない。要求水準の適・不適の検証に関しては、学生の実像に合わせて要求水準を設定することの必要性の認識が、教員に共有されていると判断してよい材料がない。したがって、今後も、学生の実像に合った要求水準の設定の重要性について、FD等でくりかえし啓発していきたい。

(d) 授業評価（アンケート）

教育効果・目標達成度の測定方法としての重要性について、合意は確立されている。また、評価の結果をどのように見ていくかについても周知は行われている。今後の課題は、各科目担当者が、担当科目の授業評価の結果を授業改善にむすびつけることの着実な実行である。

(e) 学生カード

学生による目標の設定、及び「ふりかえり」の実効性が確保されるような方法を確立した上で、その周知を図っていききたい。カードの実際の利用について、教員相互で情報交換を行うような場を設定することも必要であると認識している。

(f) 出席不良学生・成績不振者への指導

出席不良学生・成績不振者の指導のための面談からは、教育効果の測定だけでなく、教育指導全般について、種々の情報が得られる。それらを一元的に集約し、教職員に周知していくような体制の確立が必要である。これにより、教育効果の測定という観点からみて、面談指導がどのように行われるべきかについても、統一的な手法が確立するための下地が形成されることになる。

(ii) 教育効果の測定方法をめぐる諸問題

現行の仕組み・制度は、教育効果を測定する上で、一定の機能を果たしている。したがって、それらの円滑な運営を図り、そこから得られる評価結果を教育改善に確実に結びつける諸方策を講じていきたい。

その一方で、この領域では組織としての取り組みが立ち遅れている以上、事態の抜本的な改善に着手しなければならない。そのためにはまず、全学教務委員会の場で、本学にとって必要な教育効果の測定のシステムの全体像について議論する必要があると考えている。更に、現行の仕組み・制度を有機的に関連させるとともに、それらがシステム全体のうちで占めるべき位置を確定し、その上で、不足の機能を補うための仕組み・制度の導入を行うこととしたい。

その際、個々の仕組み・制度から導出される結果について、あらかじめ見通しをたてておき、それらの機能の有効性の検証方法についても、確定しておきたい。また、個々の仕組み・制度から得られ

る評価結果に基づいて、どのように教育改善を行うかについても、各教員に提示できるような手法を確立したい。

3 卒業生の進路状況

文部科学省学校基本調査によれば、平成17年3月卒（表では16年度に該当）の社会科学系大学の就職率の平均は65.4%であった。これと比較すれば、経済学科、経営情報学科ともに就職率の継続的上昇はあるものの満足できる水準にあるとはいえない。

就職率の向上を目指すために、本学部は次の三つの手段を講じてきた。

- ① 1年次から4年次までの必修科目である演習を利用した、就職を意識する支援活動
- ② インターンシップの展開
- ③ キャリア教育科目の拡充

新学科は、主専攻コースと専攻学習領域との関連がより強固になり、学習効率と学習への動機づけの向上が期待される。上記三手段の導入が3年前から逐次的に始まっているので、それらの効果を継続的に検証し、学校から社会への円滑な移行を促進することになる。

〈厳格な成績評価の仕組み〉

【現状】

1 履修登録単位数の上限

本学部は、学生が履修登録を行うに際しての上限単位数を設定している。その数は、年度で多少の変動をみているが、平成16年度までは、各年次ともほぼ50以上で設定されていた。16年度に入学した学生を例にとるなら、適用された履修登録の上限単位数は以下ようになる。

〔16年度以前入学生適用の履修登録上限単位数〕

1年次	2年次	3年次	4年次	卒業要件単位数
50	50	54	52	128

全学教務委員会は、計画的な履修・着実な学習を促すには、上表の履修上限単位を見直すべきとの観点から、16年に集中的な議論を行った。その結果、本学部は従来の上限設定を見直し、17年度の入学生より、下表に示した上限単位数の設定を適用することになった。

〔17年度以降入学生適用の履修登録上限単位数〕

1年次	2年次	3年次	4年次	卒業要件単位数
46	48	48	46	128

2 成績評価法・成績評価基準

(1) 多面的な成績評価

本学の成績評価の方法は、基本的に各教員に任されているが、原則として多面的な成績評価法を採用することが求められている。

本学の成績評価の方法を、科目別に見てみるなら、講義科目では、定期試験ないしレポートと出席点、又は小テストなどを中心として、2つないし3つの評価方法を用いた評価法が80～90%程度を占めており、1つの評価方法による評価は、5～20%程度となっている。

外国語科目や演習科目では、受講態度やプレゼンテーションの評価を含め、3つ以上の評価方法による成績評価が、80～90%を占めており、1つの評価方法による評価は見られない。実習科目・体育科目においても、1つの評価方法による評価はほとんど見られず、大半の授業で、3つないし4つの評価方法を用いる成績評価が行われている。

(2) 成績評価の方法・基準の明示

本学では、全科目について、成績評価の方法・基準をシラバスに明記することが求められている。

また、春・秋の定期試験については、試験期間前に、全教員にアンケートを行う。調査内容は、試験方式（筆記試験・レポート・実施せず）、及び筆記試験・レポートの実施要領であり、各教員が、担当する全科目について回答する。調査の結果は、試験実施の「定期試験実施内容」に集約され、定期試験の約半月から1ヶ月前に学生に配布される。

(3) 成績疑義申し立て制度

各学期末試験後、成績の告知に際して、評価に疑問を持つ学生が、成績に関する疑義を申し立てることが認められている。これにより、一旦告知された成績について再確認がなされ、必要な場合には評価の変更が行われる。変更の際には、その理由が併記され、担当教員が説明の要があると認めたケースでは、不変更の理由も呈示される。

過去におけるこの制度の利用件数、それに基づいてなされた評価の変更件数は以下のとおりである。

〔成績疑義申し立て制度利用件数〕

年度	13年度		14年度		15年度		16年度		17年度	
区分	利用	変更	利用	変更	利用	変更	利用	変更	利用	変更
件数	81	25	90	23	55	3	41	8	70	13

1年次における必修科目の「英語I」については、1年次生が6月と11月に学内で受検するTOEFLの成績、及び、12月に受検する英語統一試験の成績が、この科目の成績評価に組み入れられ、クラス担当教員による評価と総合されて成績が決定されている。

3 GPAと相対評価

(1) GPA

本学では、平成15年度入学生からGPAを導入している。成績評価は、A（100～90点）、B（89～80点）、C（79～70点）、D（69～60点）、F（60点未満）の5段階評価がなされ、A・B・C・Dが合格、Fが不合格である。その上で、Aを4ポイント、Bを3ポイント、Cを2ポイント、Dを1ポイント、Fを0ポイントとし、各学生について、1単位当たりの成績の平均値を示す指標としている。

GPAの算出方法は以下である。

$$\text{GPA} = \frac{(4 \times \text{A修得単位数} + 3 \times \text{B修得単位数} + 2 \times \text{C修得単位数} + 1 \times \text{D修得単位数})}{\text{総履修単位数 (Fを含むが、履修取り消し科目は含まない)}}$$

GPAの数値は、各種奨学生や各種表彰の対象学生の選出、履修指導・学習相談等に利用されている。

(2) 5段階評価・相対評価

GPAでは、この基準に合わせて、合格に該当する4段階については相対評価が実施されている。

各評価の割合は、それぞれの科目内で、A：20（±5）％、B：30（±5）％、C：30（±5）％、D：20（±5）％である。教員は、自分の各担当科目の成績評価に当たって、評価の分布がこの割合に適合するように得点調整が求められる。

上記の成績の基準に従って適切な成績評価がなされているか否かの検証は、全学教務委員会で行われる（詳細は本節Ⅱ経済学部 B 教育方法等〈教育効果の測定〉の項を参照）。

4 各年次及び卒業時の学生の質の検証・確保

本学では、次学年への進級が、同時に各年次の学生の質の確保になる学年制のシステムがとられていない。それにかわるものとして、スクリーニング制度があり、2年次から3年次、3年次から4年次への移行に当たって、ハードルが設定されている。

また、本学部では卒業論文が課せられており、これが卒業時の学生の質を確保するための方途となっている。

(1) スクリーニング制度

本学では、17年度の各年次の履修登録上限単位数の改定に併せて、17年度以降の入学生を対象として、スクリーニング制度の全学的な導入ないし整備を行った。これは、3年次・4年次において必修となっている演習科目について、それらの履修に必要な条件を設定したものである。

3年次演習については、2年次終了時まで、4年間で卒業するためにこの時点で必要な最低単位数（＝卒業要件単位数－3年次・4年次の履修登録上限単位数の合計）を修得していることがその履修条件となり、また、4年次演習については、3年次演習の単位を修得していることがその履修条件となった。

〔3年次・4年次演習の履修条件〕

年次	対象科目	履修条件
3年次	演習Ⅰ	34単位以上を修得していること。
4年次	演習Ⅱ	「演習Ⅰ」の単位を修得していること。

スクリーニング制度によって、ある年次までの学修の目標が提示されることで、学生の計画的な履修・効果的な学習・教育が促進される。

それとともに、各年次における学生の質の確保に関しても、3年次終了時点で一定数の単位修得者が取得可能となる「卒業見込み」とともに重要な機能を果たしている。

(2) 卒業論文

4年次の必修科目「演習Ⅱ」においては、卒業論文の作成が必須となっており、その提出がこの科目の単位修得の条件となっている。卒業論文の審査は、学生が履修する「演習Ⅱ」の担当教員が行い、その結果は「演習Ⅱ」の成績評価に反映される。

5 学生の学習意欲を刺激する仕組み

学生の学習意欲を刺激する仕組みについては、特待生制度、表彰制度、経済学部学生論集発行、本学大学院経済学研究科への学内推薦入学試験制度を導入している。特待生制度では、毎年2、3、4年次生ごとに、学業・人物共に優れた学生を各学科1名ずつ、計6名選考し、一種特待生として授業料相当額を給付している。表彰制度では、卒業生の中から4年間を通じて学業成績が特に優れている学生を選考し、総代（各学科1名）、優秀賞（各学科1名）、菩提樹賞（各学科4名）を卒業式で表彰している。経済学部学生論集の発行では、必修科目である4年次の卒業論文の中から指導教員が推薦する約10編を掲載し、毎年卒業式で学生に配布している。本学大学院経済学研究科への学内推薦入学試験制度では、学内推薦を受けた学生は、筆記試験が免除される。筆記試験免除者数は、平成18年度入試で7名であった。

【評価と問題点及び改善の方策】

1 履修登録単位数の上限

17年度からの改定で、各年次で履修可能な単位数が低減され、各年次における無理のない学習・履修計画に沿ったバランスのよい学習が可能な体制が整備されたことは、積極的に評価されてよい。

しかしながら、履修取り消し制度の利用件数の大幅な増加等を勘案した場合、より計画的な学習を実現するには、履修登録上限単位の一層の縮減が必要となる。少なくとも、近い将来、各学年での履修登録上限単位数を45未満とする方向で検討したい。

そして、更に、この設定をより効果的なものとするためには、「履修ガイド」に模範的な履修モデルプランを提示する等、履修指導上の工夫とこれを連携させていくことも検討したい。すでに現代文

化学部では、履修モデルプランを「履修ガイド」に提示しているが、こういった試みは、後に述べるスクリーニング制度を学生の計画的な履修へと結びつける意味からも、全学的に検討したい。

2 成績評価法・成績評価基準

(1) 多角的な成績評価

多角的な成績評価は、成績評価の適切性の確保の点からも、授業への出席・自宅での継続的な学習を促す点からも、学生の学習に良好な影響を及ぼすとみなされる。

本学においては、講義科目、外国語科目、演習科目、実習科目、体育科目のそれぞれにおいて、概ね、科目の性格・内容に応じて、複数の評価方法を用いた多角的な成績評価がなされていると評価できる。

しかし、講義科目においては、一つの評価方法（学期末試験又はレポート）のみによって成績評価がなされる講義が10%から20%程度存在し、ここには改善の余地がある。この点について改善し、多角的な成績評価をすべての授業で実現するために、2つ以上の方法によって評価を行うための全学的なガイドラインが、平成18年度から導入された。今後は、このガイドラインに沿った成績評価の実施率について追跡調査していきたい。

(2) 成績評価の方法・基準の明示及び成績疑義申し立て制度

成績評価の方法・基準がシラバスに明記され、また成績疑義申し立て制度が設けられていることで、成績評価の公平性と透明性が確保され、責任のある評価の姿勢が保たれていると評価できる。

問題として指摘されるのは、成績疑義申し立て制度による成績の変更の現状である。毎年、何件かの評価の変更が行われている。成績変更の多発は、その理由が誤記である場合は特に成績評価の信憑性を揺るがしかねない事態であり、できる限り少なくなるよう今後も全学的に取り組んでいきたい。

(3) 統一シラバス科目

担当教員の異なる複数のクラスで行われ、シラバスに1つの科目として記述される統一シラバス科目、特に、クラス指定の必修科目となっている各学部の外国語科目や1年次演習、そして、情報系（コンピュータ）科目においては、クラスないし教員による偏りのない客観的で公平な成績評価の確保という観点から、全クラスに共通の基準を用いて成績評価を行いたい。

これまで、成績評価方法の統一化の試みとして、法学部の1年次演習における出席に関する共通の評価基準の設定や、各学部の1年次必修の「英語」科目におけるTOEFLや英語統一試験の成績を組み入れた成績評価などがなされてきたが、全体として見れば十分なものといえず、更に工夫の余地がある。

こうした観点から、18年度より、全ての統一シラバス科目について、全クラスに共通する統一的な成績評価の枠組み（評価全体に占める出席・授業態度・課題等の割合、単位取得に必要な最低出席回数（設定））を整備すべく、全学的なガイドラインが導入された。今後は、このガイドラインに沿った成績評価の実施率を追跡調査していきたい。

(4) 外国語

1年次の英語について、全学部において、各学部で実施されるTOEFLの成績、又はTOEFLと英語統一試験の成績が、この科目の成績評価に組み入れられていることは、客観的で公平な成績評価の保証という観点から肯定的に評価する。

英語以外の外国語科目についても、こうした制度の導入を検討し、必要な条件を整備していく所存である。

3 GPAと相対評価

成績評価の基準については、5段階の評価基準の設定及びGPAの導入により、各学生について学習の達成度の正確できめ細かな測定が可能となっている。また、相対評価の実施によって、科目による偏りのない共通の基準に従った公平で客観的な成績評価が確保されていると評価できる。

問題点としては、以下のことが指摘される。

いくつかの科目では、所定の割合から大幅に逸脱した成績評価が行われている。評価の公平性を担保するという趣旨を徹底し、こうした科目の数を減少させるため努力していきたい。文化情報学部・現代文化学部では、全教員に、担当授業科目の成績分布と科目群別の学部全科目の成績分布（自分の担当科目のみ名称を示したもの）を配布し、各教員に適正な成績評価のための自己点検を促しているが、こうした試みを本学部においても定着させたい。

相対評価の割合についても、たえず検証し、必要な場合には改訂していきたい。

4段階評価のありかたについては、今後とも多方面で模索がつづけられていくことになるが、現時点では、例えばA評価の割合は、社会的にみても妥当なものと評価できる。一方、いくつかの大学においてはGPAが2未満の学生（D評価の多い学生）に退学勧告を行い、また、D評価を「準可」として扱うなどの措置をとる大学もある。こうした扱いにあつては、「D」に「単位取得」という以上の否定的な評価が付与されており、こうした観念がある程度の定着をみているのであれば、「D」の割合について再検討すべく、今後、教務委員会、教授会で議論を深めていきたい。

4 各年次及び卒業時の学生の質の検証・確保

(1) 各年次における履修登録上限単位数の設定及びスクリーニング制度

スクリーニング制度は、それと同時に行われた各年次の履修登録上限単位数の改定と合わせて、2年次・3年次の各終了時において学生の質を検証ないし確保する体制の整備につながるものと評価できる。

今後は、これらの設定や制度の効果を、学生の履修状況の調査、分析に基づいて検証し、より適切で効果的な設定ないし制度への調整を継続的に検討していきたい。

(2) 卒業論文

本学部で4年次に必修として課せられている卒業論文は、卒業時における学生の質の検証・確保という意味から評価するものである。その評価方法についても、特に問題とすべき点は見当たらない。

5 学生の学習意欲を刺激する仕組み

卒業の際には、総代、優秀賞、菩提受賞など表彰される対象が多いものの、年度当初に、2から4年次生が勉学の結果得られるインセンティブは、特待生のみで該当者は極めて少数である。

〈履修指導〉

【現状】

1 履修指導の概要

本学では、「愛情教育」の理念に基づき、きめ細かい履修指導を行うことを目指している。

本学における学生に対する履修指導は、大きく分けて3つの形態で行われている。

第一は、印刷物による指導である。履修に関して学生に配布される印刷物としては、履修ガイド、シラバス、講義時間割表（履修の手引き）があり、これらが年度初めに配付される。

第二は、学生を教室に集めガイダンス形式で行う指導である。4月（年度当初）ガイダンスを始めとして、いくつかのガイダンスが実施されている。

第三は、個別指導である。

それぞれについての詳細は、以下のようになっている。

2 印刷物

履修に関連する印刷物としては以下の3点があり、これらは全学生・全教員に配付される。

(1) 履修ガイド

履修ガイドには、大学のシステムやカリキュラム等に関連する情報がまとめて記載されており、作成は学部別に行われている。平成16年度版を例にとるなら、本学部の履修ガイドの総ページ数は、179ページである。

大学のシステムに関する説明としては、学年・学期・授業時間、授業・試験・成績、学籍番号、学籍、卒業要件といった基本的なもの、掲示の場所や各種証明書の交付といった事務手続きに関するもの、学生に関連のある学則や諸規定が掲載されている。また、大学内の施設、教員の研究室、教員への連絡方法といった情報も掲載されている。

カリキュラムについては、カリキュラム表、科目群・科目の性質やカリキュラムにおける位置づけ、学科やコースの特徴、科目の選択方法、履修登録の際の注意事項、科目の履修上の注意事項等が掲載されている。

(2) シラバス

シラバスには、各授業科目に関する情報が記載されている。平成15年度より全学でシラバスの書式や項目がほぼ統一され、各授業についてA4判1ページで記述されている。また、シラバスはすべてインターネットで閲覧可能になっている。記載事項は、科目名、単位数、科目のサブタイトル、目的と内容、関連科目、テキスト・参考書、成績評価の方法、履修上の注意、授業各回の授業計画である。更に、学年暦、シラバスの利用方法、カリキュラム表、教員の研究室、索引も掲載されている。

(3) 講義時間割表

講義時間割表（履修の手引き）は、学部・学科・学年ごとの内容が一覧できるものが配布される。これには、学期・曜日・時限別、科目群別の授業科目名・担当教員・教室が掲載されている。更に、履修登録に関連する注意事項が記載されている。これには、履修登録の全体的な流れ、日程、科目を選択する上での注意事項、履修登録の方法、履修取り消しの方法、事前登録に関する説明と対象科目が含まれる。また、ファカルティ・アドバイザーのオフィス・アワーの曜日・時間・場所も記載されている（ファカルティ・アドバイザーについては本節Ⅱ経済学部 B 教育方法等〈履修指導〉4 個別指導 の項を参照）。

3 ガイダンス

(1) 4月（年度当初）ガイダンス

(i) ガイダンスの概要

本学は、毎年4月に約1週間のガイダンス期間を設定し、学部・学年別にガイダンスを実施している。更に、編入学生に対する独立したガイダンスや再履修に関連したガイダンスを実施している学部もある。

これらのガイダンスの目的は、大学生活全体における各年次の学習の意味を理解させ、個々の学生の関心や目標にあった授業選択を促すことにある。そのための説明・アドバイスに加え、各年次におけるカリキュラムの特徴や履修登録上の注意事項等の具体的な説明も行われる。これには、学部長、学部教務委員長、学部教務委員の一部、教務課の担当職員が出席し、学生に対して説明を行う。

ガイダンスでは、履修ガイド・シラバス・講義時間割表（履修の手引き）等の印刷物と各学生の前年度の成績通知書の配布も行われる。

ガイダンスでの説明は、履修に当たっての重要なポイントについて、履修ガイド等を参照しながら行われる。このようなやりかたは、履修ガイドの重要性について、学生の注意を喚起することも意図している。

(ii) ガイダンスの内容

1年次生に対しては、大学のシステムの基本的な事項、単位制度、カリキュラム、履修計画の立て方、授業に出席することの重要性、履修登録の仕方等が説明される。2年次生に対しては、成績通知書の見方や再履修といった事項について説明し、更にカリキュラム表を用いて卒業要件の説明を行い、

4年次までの単位修得の方法を指導している。また、3・4年次生では、卒業要件の充足等について説明している。

更に、平成16年度以降の入学者に対しては、上記のガイダンスに加えてWeb登録ガイダンスが実施されている。平成15年度以前の入学者は、OCRシートを用いて履修登録を行っているが、平成16年度以降の入学者は、コンピュータを使って、インターネット上で履修登録をしている。そのため、これに伴う技術的な指導を目的として、ガイダンスを実施している。主な内容は、コンピュータの基本的な使用方法とWeb登録をするためのアプリケーションの使用法の説明である。

(2) 副専攻ガイダンス

平成16年度以降の入学者が履修する副専攻制のためのガイダンスは毎年11月に実施される。学部により、そのための時間を設定してのガイダンス、又は必修の演習の時間内でのガイダンスのいずれかの形式をとる。

副専攻制は全学共通であるため、いずれの形式にあっても説明内容は同一であり、副専攻制の趣旨や概要、履修方法、履修に当たっての注意事項についてガイダンスが行われる。

また、副専攻の履修ガイド及びシラバスは、内容量が膨大なため、CD-ROM版で作成している。

(3) 学部別ガイダンス

上記のガイダンスに加えて、各学部は、学科の選択や演習の履修などについてのガイダンスを行っている。

本学部では2年次生を対象に、3・4年次に履修する演習に関連したガイダンスが7月に実施されている。そこでは、演習の履修条件や募集方法に加え、定期試験における不正行為の問題や学生生活一般、夏休みの過ごし方に関する説明も行われている。

4 個別指導

(1) 個別指導

本学では、ファカルティ・アドバイザー（FA）制度を設けている。専任教員が、一定数の学生を担当し、学生からの学習・生活上の質問や相談を受け、必要な指導を行う。各学生のFAは、原則として、必修の演習授業の担当教員が担当するが、そうでない場合には、前年の担当者が継続して担当する。

FAによる履修指導は、オフィス・アワーの時間だけでなく、必要に応じて随時行われる。

面談は、学生の自発的な求めに応じて行われるだけでなく、FAが学生を呼び出して、面談を行う場合もある。個々の教員の判断で面談が行われる場合もあるが、年度当初などでの指導は全学・全学部で統一的に実施される。

また、教務課窓口において職員が行う個別対応も、学生に対する履修指導として重要な役割を果たしている。

(2) 授業時間中の指導

必要な場合には、授業時間を用いて、学生に履修上・生活上の指導を適宜行っている。これは、個別指導ではないが、多くの場合FAが担当者である点で、個別指導に類似した性格を有している。

主に必修演習の時間に学生にパンフレット等の文書を配布し、それに基づいて担当教員が説明するという形式がとられる。学生への伝達がスムーズに行われるという利点があり、全学生を対象とした履修に関する事項の説明、又は学生にモラルの向上を訴えるといったケースで、この方法が用いられている。

5 履修取り消し制度

本学は、平成15年度に、全学でGPAと併せて履修取り消し制度を導入し、4月ガイダンス等で周知を図っている。

本制度の趣旨は、なしくずしに履修を放棄することを防ぐとともに、履修取り消し科目と不合格科目を明確に区別することで、GPAの数値のいたずらな悪化を防止することにある。履修登録をした科目について、何らかの理由で早期に履修を断念した場合、登録を抹消することができる。春学期科目及び通年科目の取り消しは5月、秋学期科目の取り消しは10月にそれぞれ期日を限って届出を受理する。

制度発足以降の履修取り消し件数は以下のようになり、年を追うごとに著しい増加をみせている。

〔履修取り消し件数〕

区分	15年 春	15年 秋	16年 春	16年 秋	17年 春	17年 秋
件数	6	1	18	7	62	45

【評価と問題点】

1 履修指導全般

印刷物・ガイダンス・個別指導という3つの柱は、それぞれの長所があり、相互に補い合うことで一定の効果をあげていると評価できる。

印刷物の長所は詳細さと正確さであり、これを参照することで、履修上の多くの疑問や問題は解決できる。しかし、なかには、履修ガイド等を参照せずに履修に関する判断をしてしまう学生もいる。これに対応するのがガイダンスである。

ガイダンスには大部分の学生が出席し、説明は履修ガイド等を参照しながら行われるため、ほとんどの学生は、履修上の重要事項、ガイドやシラバスの利用法について、一定の理解を入手することになる。

更に、ファカルティ・アドバイザーの指導や教務課職員による窓口での指導によって、ガイダンスに欠席した学生や個別的な問題を抱えた学生に対する指導も可能となっている。

2 印刷物

(1) 履修ガイド

履修ガイドには、大学のシステムやカリキュラムに関する公式の説明が示されている。そのため、学生にとっては大学生活を送る上での指針となるものである。百数十ページから二百数十ページのうちに、必要な事項は遺漏なく網羅されていると評価できる。

ただし、学生の側から見て必ずしも使いやすいものとは言えない。構成が複雑なため、学生にとって必要な情報がすぐに見つからないという難点がある。

(2) シラバス

シラバスは、学部ごとに分冊のかたちをとっているが、本学で開設されている全授業科目を掲載しており、これをみることで、すべての授業について内容を知ることができるようになっている。書式は全学で統一されており、わかりやすさ・みやすさの確保という点は評価できる。また、インターネットで閲覧可能であり、教務課のカウンターにも常設されていることから、利用しやすさという点も評価してよい。

問題点として、記述が十分に統一されているとはいえないことが指摘される。個々の授業について、記述を比較した場合、同一の項目でも内容や記述の量にばらつきがあることはいえない。また、大部で重量も大きいため、持ち運びの便が悪いことも難点である。

(3) 講義時間割表

講義時間割表（履修の手引き）には、履修登録に際して必要となる情報が要領よくまとめられており、使いやすさという点で評価できる。記載内容についても、特段問題とすべき点は見当たらない。シラバスや履修ガイドと比べて薄く軽いため、履修登録前にはほとんどの学生が持ち歩いており、利用頻度は極めて高いと考えられる。

その一方で、学生が厚く重いシラバスや履修ガイドを見ずに、時間割表だけをもとに履修登録を行う傾向があることはたしかであり、これへの対応策について、教務委員会で検討を始めている。

3 ガイダンス

(1) 4月ガイダンス

4月のガイダンスは、学部別・学年別に実施されており、この時に成績通知書と履修ガイド、シラバス、講義時間割表（履修の手引き）の配付も行われるため、学生の出席率が高い。対象学生の年次に合わせてポイントをしばった説明がなされるため、内容は比較的整理されている。また、学生は、履修ガイドを参照しながら説明を聞くことで、口頭で聞き逃しても自分で確認できる。全体としてみれば、4月ガイダンスは、履修指導として有効に機能していると評価することができる。

その一方で、1回のガイダンスが対象とする学生が二百数十名から三百数十名にも及ぶため、大教室での授業と同様のさまざまな弊害が生じている。とりわけ、学生の理解に著しい精粗の差がでていることは大きな問題点である。

(2) 副専攻ガイダンス

副専攻自体が、発足して間もない制度であるため、ガイダンスも試行錯誤の段階である。現状では、ガイダンスによる副専攻の履修指導は、大きな問題点もなく機能していると評価できる。

CD-ROM版の履修ガイド・シラバスについても、現在のところ大きな問題点はみつかっていない。

(3) 学部別ガイダンス

学科選択や演習選択などに関するガイダンスは、学生にとっても重要な事項に関連しているため、学生の関心は高く、出席率も良好である。ガイダンスそのものについても、有効に機能していると評価することができる。

4 個別指導

ファカルティ・アドバイザー（FA）制度によって、効率的に個別指導が行われている。ただし、学生の側から積極的に、このかたちの履修指導を求めるケースは多くない。

FAは、原則として、毎週授業時に学生と顔を合わせるため、必要を認めた場合には、教員の側から面談を設定することができる。そういう点で、少人数の演習授業とリンクしたFA制度は、有効な学生指導体制と言える。ただし、この体制がとれない演習については、何らかの代替的な措置を講じていきたい。

教務課職員による窓口での履修指導は、年間を通して行われており、その件数も多い。とりわけ学期当初や学年末は履修に関する問い合わせが多く、対応のために教務課職員は繁忙を極めるが、窓口での履修指導は、ほぼ有効に機能していると評価できる。学生からみた場合、個別指導の理想のありかたは、必要なときに即座に相談に応じ、適確に回答してくれることである。教務課窓口での指導はこの条件を充たしているため、利用する学生数は、確実に増加しており、今後は何らかの対策が必要となることも考えられる。

個別指導の質に関しては、学生の相談内容や教員・職員の資質によっても異なるため、一概には評価できない。

更に、学生からの相談内容が多様化し、履修に関する問題だけでなく、生活上の問題や心理的な問題も増加している。これらの中には、教員や教務課職員の知識や能力を超える問題も少なくない。このような問題への対応について教授会で検討を始めている。

【改善の方策】

1 全体的枠組み

印刷物、ガイダンス、個別指導の3つの形を基本とした履修指導は、全体的には有効に機能しているため、この3つを柱とする履修指導体制を維持しながら、必要な場合には迅速な手直しを施すことが求められる。

その一方で、インターネットや携帯電話が普及し、ほとんどの学生がこれらを利用している状況がある。これらは、現在まで履修指導に積極的に用いられてこなかったが、履修指導の有効なツールともなりうる。今後は、これらを利用した更に効果的な履修指導の方法も模索していきたい。

2 印刷物

(1) 履修ガイド

履修ガイドの構成の複雑さは、各学部が実施したカリキュラム改革がその主要因であり、やむをえない面が強いが、可能な範囲でみやすさを追求していきたい。

例えば、現在は学部ごとに1種類が作成されているが、必要に応じて、分冊化（学年別・学科別等）することも検討していきたい。これにより、それぞれの学生から見て不要な情報が除かれ、必要な情報を見つけ出しやすくなると思われる。ただし、これには印刷・製本コストの増加、及び配付作業の複雑化を伴うことを考慮し、巻末に索引を加える等の改善も、履修ガイドの利便性を高めると考えられる。

(2) シラバス

シラバスの記述の依頼に当たっては、毎回かならず執筆要領が配付されている。したがって、記述のばらつきは、主として執筆要領に準拠しないことに起因しており、この点について、各教員にくりかえし注意を喚起していきたい。

大部なため利用しにくいという難点については、有効な解決策をみだせていない。分冊化もひとつの方法であるが、履修ガイドの場合と同じ問題点に加えて、履修登録の際などには、学生が複数のシラバスを同時に参照しなければならないという不便が生じる。電子媒体の利用も検討してよいが、その場合には、インターネット上でのシラバス利用について実現可能性を検証していきたい。

3 ガイダンス

ガイダンスについては、全体的には有効に機能しているが、より効果的に情報を伝達するためには、改善を必要とする点もある。例えば、ガイダンスの説明要旨の配布等の工夫が考えられる。4月ガイダンスを例にとるなら、履修ガイド等の参照を求めながら説明するため、説明内容の見出しと履修ガイドの参照ページだけでも印刷物として配布すれば、学生の理解が向上するものと思われる。

ガイダンスの規模が大きいことに起因する問題点は、私語の多さに端的にあらわれており、この傾向はとりわけ4月ガイダンスで顕著である。こうした事態は、ガイダンスの進行にとって大きな妨げとなっており、この傾向が拡大するようであれば、ガイダンスの規模を小さくするなどの対策を講じていきたい。

4 個別指導

学生がファカルティ・アドバイザー（FA）の指導を自発的に求めるような状況をつくりだすために

は、学生とFAとの信頼関係の醸成につながるはたらきかけ、指導のための時間の複数設定などの工夫が必要であると考えている。

FAがゼミの担当者ではないケースでは、ゼミ担当者とFAの連携の確立、また可能な範囲でのゼミ担当者による個別の履修指導の実施を検討していきたい。

また、個別指導の質を高めるため、個別指導の記録の集積、全学教育研修（FD）会場でケース・スタディを実施するなどして、指導方法等の確立・改善を継続して行っていきたい。

学生の相談内容の多様化に対しては、FA、教務課、学生課、就職課、健康相談室の連携を強めることで対応することが可能である。具体的には、各部署が対応内容や連携方法に関する原則を作成し、それについての認識を共有しておくことが求められる。その結果として学生は、FAや教務課職員を基点として、適切な指導・アドバイスが受けることが可能になる。

5 履修取り消し制度

履修取り消し件数が年を追って増加していることをみれば、ガイダンスでの説明等を通して、制度は確実な定着をみていることが確認できる。しかしながら、履修取り消しは、本来の趣旨からすれば、安直に利用されてよい制度ではない。取り消し数の急速な増加は、この点に関する教員の認識についても、懸念を抱かせるものである。

制度がある程度の定着をみていると判断できる以上、今後はむしろ、ガイダンス等では、この制度を安直に利用すべきではないことを指導していきたい。履修科目の登録に当たっては、十全な計画と検討を行うのが原則であり、履修取り消しは、あくまでも非常手段であるという認識が、教員と学生の双方に定着するよう工夫を重ねていきたい。

それと併せて、制度上の改善についても検討していきたい。履修取り消しが安易に行われる理由のひとつは、履修上限単位数が大きいことである。本学は、平成17年度より履修単位の上限を引き下げたが、計画的な履修の指導の推進という観点からしても、履修上限単位を更に引き下げることが早急に検討したい（履修上限単位については本節Ⅱ経済学部 B 教育方法等〈厳格な成績評価の仕組み〉1 履修登録単位数の上限 の項を参照）。

その1つが、欠席の多い学生との面談である。本学では、5月末に必修科目を中心に欠席回数の調査を実施し、4月以降に欠席の多い学生を確認している。この結果に基づき、FAはこれらの学生との面談を実施し、面談票に面談内容を記入する。15年度に面談の対象となった学生は、経済学部162名である。これらの学生の中には、大学にほとんど来ていない者も含まれているため、授業時に面談のアポイントメントを取ることができない場合もある。そこで、必要に応じて電話でアポイントメントをとったり、電話で直接事情を聞いたりといった手段もとっている。その結果、経済学部78%、の学生について指導が行われた。同様に、成績不振者についても面談が実施されている。

〈教育改善への組織的な取り組み〉

本章第1節ⅡB 教育方法等（学生授業アンケート）、（教育改善への全学的取組み）、並びに前項（履修指導）2 印刷物（2）シラバスの項を参照のこと。

〈授業形態と授業方法〉

【現状】

本学部の授業形態は、主に、講義方式の授業形態と、小規模のクラスで行われる演習、実習等の授業形態から成っている。建学以来、本学では、少人数教育が教育指導方法上の中心的な理念となっており、特に、演習科目、実習科目、外国語科目において、学生の積極的で主体的な学習態度を涵養すべく、少人数クラスでの指導、教育が実践されている。

また、以下に述べるように、現代の大学教育に対する内外の多様な要求に応えるべく、多種多様な形態の授業が活用されている。

1 演習科目

(1) 1年次演習

本学部において、4学年の各年次に、当該年次の学習の性格に対応した演習が必修科目として置かれており、少人数の学生を対象として、きめの細かい教育指導を行っている。

1年次に必修科目として置かれている1年次演習は、大学での学習への導入がスムーズに行われるように、全クラスで専任教員が担当者となり、1クラス15名程度の少人数で、個々の学生の特性に応じた指導が可能な形態がとられている。

(2) 2・3・4年次演習

法学部・経済学部・現代文化学部で、2年次に必修科目として置かれている3学部合同の演習である「教養演習」も、全クラス、各20名以内の少人数で行われている。

3・4年次に必修科目として置かれている演習も、20名前後を目安とした少人数のクラス規模となっている。なお、本学部では、3年次生と4年次生で個別に授業を行っている演習が多い。

2・3・4年次の演習では、少人数規模の授業形態の下で、学生による調査や発表、そして、教員や他の学生との議論・討論を中心とする授業方法がとられており、学生が、単に知識を獲得するのみでなく、自ら調べ、考え、発表するという主体的な学習態度や、コミュニケーションの能力を効果的に習得できるようになっている。

(3) 外国語演習

全学部の学生を対象に開講されている「英語演習」では、科目の性格を考慮して、基本的に25名以下の人数が保たれるように受講者数に制限を設けている。同じく全学部の学生を対象とするドイツ語・フランス語・中国語・韓国語・スペイン語の「語学演習」も、同様に少人数の演習形式で行われ

ている。

(4) 健康スポーツ演習

4学部合同で行われる「健康スポーツ演習」は、1クラスの人数を40名に制限して実施しており、実技に加えて、発表やレポート等が課され、演習に相応しい授業形態となっている。

なお、上記の演習科目のすべてにおいて、学生が作成した資料・レジュメ等の利用に資するために、学生1名当たり100枚の複写（コピー・カード）が担当教員に支給されている。

2 実習科目

(1) 情報系科目

1年次において、基本的な情報リテラシーの修得を目的として全学部で必修となっている情報（コンピュータ）系科目、及び、2年次以上において各学部設置されているコンピュータ・情報処理に関する種々の科目は、すべて50名を限度とするクラス規模で、PC（又はノート型PC使用可能）及びLANを完備したコンピュータ教室（経済学部はノート型PC必携）で実施している。

なお、これらの実習科目では、学習効果をより確実にするためにSA（学生アシスタント）制度が設けられ、担当教員の判断により利用されている。

(2) 健康スポーツ実習

全学部で1年次の必修科目となっている「健康スポーツ実習」では、全学部合同で授業を実施している。種目ごとに、50人を上限としてクラスが編成され、実技指導を中心とした内容の授業が行われている。

(3) インターンシップ

アウトキャンパススタディの形態で行われているインターンシップは、夏期休暇中に約2週間、学外地域の民間企業や自治体、NPO法人における職業労働の体験実習として実施される。またこれに先立って、春学期の授業時には、学内で、実習の準備のための事前研修やオリエンテーションを演習形式で行っている（詳細については本節Ⅱ経済学部 A 教育内容〈インターンシップ〉の項を参照）。

3 外国語科目

(1) 第一・第二外国語

第一・第二外国語クラスでは、学部によってクラス規模にかなりの差が見られるが、学習が効果的なものとなるように、全体として1クラス20～40名程度の人数を目安に編成されている。演習と同様に、学生が確実な出席と積極的な参加を求められる形態の授業が行われる。

(2) 海外語学研修

特色ある外国語の授業形態として、外国で異文化を実際に体験しながら外国語能力を高めることを

目指す「海外語学研修」がある。これは、モナッシュ大学・セント=マイケル大学・ロンドン大学（英語）、ウィーン大学（ドイツ語）、ソルボンヌ大学（フランス語）、サラマンカ大学（スペイン語）、北京師範大学（中国語）、延世大学（韓国語）の各大学で行われる3～4週間の語学研修コースに参加するものであり、海外での研修に備えて、出発前に1学期間に亘って事前準備の授業が行われる。

4 講義科目

講義科目は、本学部の開講科目のうちで最も数が多く、学部教育を支える柱の一つである。受講者が50名以下の小規模な講義から、400名近くに達するものまで、様々な規模の講義が行われている（「大学基礎データ」の当該の表を参照）。

講義科目においては、教育効果を上げるために、教員各自が、プリントの配布やAV機器の利用等の工夫を行っている。また、大規模な教室の講義においても、教員から学生への一方的な講義を避け、両者の双方向型の授業が可能となるように、授業中の小テストやリアクション・ペーパー等の様々な方策がとられている。

受講生の人数を適正な規模に保つために、受講者数の多い科目について、可能な場合には、同一担当教員による同一の科目を曜日・時限をかえて複数開講する等の方策を実施している（経営学総論）。

通常の講義と異なる特徴的な形態の講義として、オムニバス形式の講義がある。1つのテーマ（「女と男」・「ライフサイクルと人間」・「日本人」）について、専門分野の異なる複数の教員が数回ずつ、それぞれの視点から講義を行う「総合講義Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」、社会のそれぞれの分野で活躍している企業人を講師として行われる「経済Today」は、いずれも副専攻科目である。いずれも、学生に、問題分析に際しての多様な視点と手法を提示することを目的としている。

なお、本学では、講義・演習の活性化、実社会への視点や国際的な視野の育成を目的として、すべての授業において、教員1名につき各学期1回、通年で計2回まで学外からの特別講師の招聘が認められている。

5 マルチメディアを活用した教育

VHS、OHC、PC、プロジェクター、大画面モニター、LAN端末等のマルチメディアを利用できる講義室、演習室の全学的増強を受けて、本学部では、全教員対象に講義室の希望仕様アンケートをとっている。教務課はこのアンケートの結果に基づいて教室配置を決定してきた。

マルチメディアを利用する講義のうち特に多いのがビデオの放映、パワーポイントを使った説明、である。ビデオが教育効果を発揮するのは、社会的現実を伝えることの迫真性にある。画像と音声とによって社会の多様な側面を受講者に提示することで、従来の講義スタイルでは伝えにくかった、生々しさをイメージとして与え、理論の現実連関を考えさせるきっかけとなるのである。経済学、経営学を問わず、講義改善の要望にビデオを指摘する例が少なくないことを、授業アンケートで確認することができる。このことを裏返せば、ビデオを効果的に利用した講義の授業評価が高まることになることを示している。

【評価と問題点及び改善の方策】

本学部では、概ね、それぞれの科目の性格・内容に応じた適切な授業規模及び形態が保持されていると評価する。特に、演習、実習、外国語科目を中心として少人数教育を充実した形で展開できる環境が保たれており、学生の主体的な学習と授業への積極的な参加が可能となっているといえよう（「大学基礎データ」の当該の表を参照）。

また、本学部では、地域社会との交流の中で学生が実社会を体験する「インターンシップ」や、海外での学習を通じて実践的なコミュニケーション能力の獲得を目指す「海外語学演習」、また、複数の学内教員や学外から招いた講師によるオムニバス形式の授業等、特色ある形態の授業が行われており、体験参加型の学習や学生の多様な関心・視点の養成、又は、地域社会との交流・協力や国際化への対応といった大学内・外の多様な関心や要求に対応した種々の授業形態が試みられ、一定の効果を上げていると評価できる。

大教室における講義についても、現在、教育効果を著しく損なうほど大規模な受講者数の講義はなく、また、教育効果を挙げるために様々な授業方法の工夫がなされており、特に問題のない状態であると評価できる。しかしながら、それでもなお、大人数の学生を対象とする大教室での講義において期待される教育効果に限界があるのは確かであり、受講希望者の抽選による受講者数の制限等、更なる制度的改善を検討していきたい。

マルチメディアを活用した教育の抱える課題は、適切な素材の準備と使用である。ビデオを放映する場合に留意すべきは、講義計画の中でどのようなビデオを準備し、どのようなタイミングで放映するかを熟慮して決定することである。放映前に見るべきポイントを指摘し、放映後にどのように講義テーマと関連させるかを事前に計画し実行する。そして、その効果を検証して、次回以降又は次年度講義計画の修正に結びつけることになる。今年度のFD研修会では、キャリアデザイン経済学部担当部分の講義計画を示し、ビデオ利用法を明らかにしている。このように、FDを通じたマルチメディアを効果的な教育手段とする技法を教員間で共有することを今後継続することになる。

なお、教員と学生とがPCを利用して双方向的な講義を行う試みは、検討中である。

〈国内外における教育研究交流〉

本章第3節 教育研究における国際化への対応と国際交流の推進 を参照のこと。

Ⅲ 文化情報学部

A 教育内容

〈学部学科の教育課程〉

【現状】

1 文化情報学部の教育課程の基本

(1) 情報メディアイーター育成と学科・コース制

(i) 2学科6コース編成

本学部の基本理念は、情報化社会が進む現代において、情報資源の創造と継承に寄与する情報の専門家である情報メディアイーターの育成という点にある。学部の教育課程はすべてこれに沿ったかたちで、また、この情報メディアイーターの育成という目標を達成するために、構成されているといつてよい。詳細は第1章の理念の項目に譲るが、基本的には情報の形式によって、非文字系と文字系とに分けられる。この扱いをめぐる技術の習得がすなわち情報メディアイーターの育成ということになる。これが学科の区分へと展開され、文化（非文字系）と知識（文字系）の二学科に分かれる。文化情報学科には映像・音響情報コース、観光情報コース及び情報デザインコースという3コースを有し、知識情報学科には知識コミュニケーションコース、アーカイブコース及び情報管理システムコースの3コースを有する。それぞれでのコースにおける異なった形での情報資源の性格的な違いが、すなわち処理方法の違いへと展開され、それが結果的に各コースにおける教育内容の違いとなっている。

(ii) 各コースの特徴

各コースの特徴を簡単に説明すると、文化情報学部の映像・音響情報コースではマルチメディアの発展に対応した、映像・音響情報の処理に主眼が置かれ、制作系メディアイーターの育成が図られる。観光情報コースでは観光資源に対する知識及び技能の習得を通じて、実践的なメディアイーターの育成が図られる。情報デザインコースでは情報コンテンツの加工・編集技術の習得を通じたデザイン系のメディアイーターの育成が図られる。一方知識情報学科の知識コミュニケーションコースでは、図書館を中心とする情報資源の専門知識の習得を通じて、図書館司書に代表されるメディアイーターの育成が図られる。アーカイブコースでは蓄積された情報をめぐる知識や技術を習得することで、学芸員に代表されるストック系メディアイーターの育成が図られる。情報管理システムコースでは企業におけるデジタル化された情報管理に見られるような、情報のデータベース化やネットワーク化などに必要な知識の習得を通じて、システム系メディアイーターの育成が図られる。

このような実社会での日進月歩の情報技術に対応したかたちでの各学科3コース編成となっている。

(2) カリキュラムの概要

(i) 4群編成

カリキュラムは別表のとおりである。Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ群と4つに大分されており、Ⅰ群では基礎科

目を44単位以上、Ⅱ群では専門前期に相当する科目を20単位以上、Ⅲ群では専門科目を30単位以上、Ⅳ群では副専攻として30単位以上を修得することになっている。別表に基づき、カリキュラム内容を概説すると以下のとおりである。

(ii) Ⅰ群オリエンテーション科目・外国語科目・基礎科目

オリエンテーション科目では、大学での基礎となる技術を修得することになっており、オリエンテーション・ゼミナールがその主体である。外国語科目は、第一と第二外国語に分かれ、第一外国語では一般学生の場合英語を、留学生は日本語となっており、1・2年次では必修(6単位以上)である。更に、学びを深めたい学生は2年次以降に演習科目も履修可能である。第二外国語は一般学生の場合ドイツ語、フランス語、中国語、韓国語、スペイン語の中から選択した語学を、留学生は英語となっている(必修4単位以上)。第一と第二外国語に共通して、海外語学研修の機会を生かして海外での実践的な語学力の養成も可能である。基礎科目は文化情報学部での専門領域とも密接に関連する科目も配され、専門性の修得の面からも配慮がなされている(10単位以上)。情報基礎科目は学部の根幹的要素である情報処理の基礎部分を学ぶ(4単位以上)。

(iii) Ⅱ群基幹科目

Ⅱ群の基幹科目は学部の専門基礎を学ぶ場であり、16単位以上の修得が義務づけられている。プレゼミナールもこの中に入るが、各コースの専門を先取りする少人数でのゼミナール形式となっている。AとBのセメスター制で、興味のある分野を二期に分けて履修可能なのが特徴である。

(iv) Ⅲ群主専攻科目とⅣ群副専攻科目

Ⅲ群では上記の各コースに分かれ主専攻を学ぶことになる(ゼミナールを含めて16単位以上)。なお、学科間の枠を超えてゼミナールの選択が可能となっており、こうした学科間の垣根が低いのがカリキュラム上の一つの特徴ともなっている。Ⅳ群は副専攻で全学横断的な履修が可能となっている(30単位以上)。

(3) セメスター制と少人数教育

以上のようなカリキュラム構成の上に更に特徴的な点として、春学期と秋学期の完全なセメスター制によって構成されていること、各年次とも必ず少人数のゼミナールが置かれその担当教員がファカルティ・アドバイザー(FA)を兼ねていること、すべての専攻コースにおいて実習やインターンシップを設置していることなどがあげられる。このような、各学年に見られる少人数による教育制度の重視は、本学の教育の根幹的理念である「愛情教育」の発露であり、教員はただ一方的に教えていけばよしとする単方向的な教育でなく、学生の反応を見ながら進めていくという、双方向的教育の出現が本学部での大きな特徴となっている。

(4) 学校教育法・大学設置基準への適合性

学校教育法第52条で謳われている「広い知識の伝授」については、上述で説明したとおり、専門課程に入る前に基礎科目と外国語、情報科目を主体として学習することになっている。特に、少人数制のゼミナールが1～4年まですべての学年で必修とされているのは、本学部の大きな特徴である。基礎

的なオリエンテーション・ゼミナールを1年次に、また、専門課程の前段階的なプレゼミナールを2年次に配置して、早期から幅広い知識を少人数に対して教授することを目指している。通常であれば専門課程におけるゼミナールが主体であるが、1・2年次にもそれを配置したのが、ユニークな特徴となっている。

同法第52条の「深い専門と応用的能力の展開」については、1学科に3つの専門コースを配置して、3年次よりゼミナールを2年間必修としている。ここでもやはり少人数制が基本となっており、各ゼミナールで学生はそれぞれの関心に応じて、2年次までに学んだ基礎的知識をもとに、更に専門性をレベルアップさせている。また、各コースでは応用力を高めるべく、制作実習やインターンシップといった科目をそれぞれ設けており、いずれのコースでも学部の基本理念である情報メディアエイト養成のための、応用的訓練の場が与えられている。

「大学設置基準第19条」における、「必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成」については、カリキュラムがⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ群と大分されており、Ⅰで基礎（基礎、情報、外国語、オリエンテーション・ゼミナール）、Ⅱで専門課程の基礎、Ⅲで各専門科目、Ⅳで副専攻を体系的・段階的に学ぶ仕組みとなっている。更に、基礎から専門にいたるまで、基本的にすべての科目でセメスター制を採用し、学生が集中力を持続できるように配慮している。特にセメスター制との関連で特徴的なのは、2年次のプレゼミナールである。1～4年次すべてのゼミナールがセメスター制を採用しているが、プレゼミナールでは春学期のAと秋学期のBとに分かれ、それぞれ異なる教員の下で指導を受けながら、異分野の領域を学習することが可能となっている。専門課程に入る前の過渡的な段階において、入門的な知識を体得させることによって、学生各自の適正がどの専門分野に向いているのかを知ることができるため、よりスムーズに3年次の専門課程に入っていけるよう配慮されている。単年度にとどまらない体系的な教育課程を目指す試みである。

また、カリキュラムの体系性と学生の適性の観点からも配慮がなされている。すなわち、文化情報と知識情報の各学科の学科間の垣根が低いことが、上述したように本学部の専門課程における一つの特徴であり、換言すれば、科目選択の自由度が高いともいえる。

(5) 学部改組に伴うカリキュラム修正

平成18年度4月より学部改組がなされ、これまでのカリキュラムに対して、修正が加えられるところとなったため、その経緯と概要とを略述しておく。新たに文化情報学部は、文化情報学科とメディア情報学科の二つの学科から構成されることになり、メディア情報学科では、コンピュータを使用して、映像や音、文字などの一次的情報をマルチメディア化し、それをコンテンツとしてデザイン・編集するための技術を学ぶことができる。そのための専門コースとしては、「映像音響メディアコース」と「情報デザインコース」とが設定されている。また、これに併せて、文化情報学科もその内容を大きく変更した。知識情報学科に置かれていた図書館や文書館に関する内容が文化情報学科に移され、観光資源を含めた文化的情報資源の蓄積・提供が新たにその中心テーマとなった。設置される専門コースは「観光サービスコース」「図書館情報メディアコース」「アート&アーカイブズコース」の3コースである。つまり、現在の文化情報学部の両学科における専門コースが相互的に組み換えられ、文

化情報学科／メディア情報学科という枠組みで新たに整理しなおされたものである。しかし、育成する人材の基本線は変わっておらず、この整理・再編によって、より新しい時代に対応した「情報メディアエイター」を育成していくこととなっている。

このような組み換えが必要になったその背景としては、インターネットやマルチメディア技術の発展を指摘できる。従来の情報発信は主として出版社や新聞社、テレビ局、ラジオ局などによってなされ、図書、新聞、映像・音響資料といったかたちで流通・蓄積されてきた。しかし、インターネットの発展により、現在では、一般の人々でもウェブを通じて手軽に情報発信できるようになってきており、情報の発信・流通の仕組みが、インターネットの登場以降、大きく変わったことが大きく影響しているといえる。無論、上段で述べたような平成17年度までの文化情報学部が、このような状況に対応していないわけではなく、従来のものをより発展的に改組したということであり、学部の教育理念を、世の中の状況により適切に合わせるため、知識情報学科を改組するというかたちで、メディア情報学科を立ち上げたものである。

この結果として、メディア情報学科が「情報をつくる」、文化情報学科が「情報をためる」という側面を中心に、カリキュラムが再編成されることになった。この役割分担は「フロー」と「ストック」として特徴づけることも可能である。情報をデザインして発信する部分がメディア情報学科、それらを蓄積して提供していく部分が文化情報学科という役割分担となる。「つくる」と「ためる」の両方の観点から、このような状況に対応しうる情報の専門家を育てることこそが、文化情報学部の新たな目標である。

文化情報学部では、21世紀における情報社会の状況に適応した情報専門家を「情報メディアエイター」と呼び、平成6年の学部発足以来、その育成に努めてきた。情報メディアエイターには、博物館や美術館などの学芸員、図書館員、文書館員、組織の記録管理担当者、システムズ・エンジニア（SE）、プログラマーなど、現実の社会で活躍する人材を幅広く含んでいるが、メディア情報学科の発足により、更に放送番組制作者や情報デザイナー・エディタなどの人材育成にも一層の充実が図られることになる。社会の情報環境は日々刻々と変化・発展しており、それに応じて、情報専門家の育成プログラムにも常に手を加えていかねばならないが、今回の学科改組はそのような問題に対する方策の一つということになる。

〔文化情報学科カリキュラム表〕

科目群		授業科目(配当年次／単位数)				卒業要件 単位
I 群	オリエン テーション 科目	◎オリエンテーション・ゼミナールⅠ 資料検索法	(1年/2単位) (1年/2単位)	◎オリエンテーション・ゼミナールⅡ	(1年/2単位)	オリエンテーション・ゼミナールⅠ・Ⅱは必修 合計4単位以上

	基 礎 科目	文化情報社会史Ⅰ 言語学 比較文化論 情報関連経済学 文化人類学 科学技術史Ⅱ 行政史 コミュニケーション論 プレゼンテーション論	(1・2年/2単位) (1・2年/2単位) (1・2年/2単位) (1・2年/2単位) (1・2年/2単位) (1・2年/2単位) (1・2年/2単位) (1・2年/2単位)	文化情報社会史Ⅱ 行動科学 情報関連法学 情報化社会論 科学技術史Ⅰ システム科学 産業史 情報メディア倫理 日本国憲法	(1・2年/2単位) (1・2年/2単位) (1・2年/2単位) (1・2年/2単位) (1・2年/2単位) (1・2年/2単位) (1・2年/2単位) (1・2年/2単位)	10 単位以上
	関 連 基 礎 科目	現代思想 文化地理学 政治行政論 認知心理学 情報関連数学 会計学原理 ◎健康・スポーツ実習Ⅰ 健康・スポーツ演習Ⅰ	(1・2年/2単位) (1・2年/2単位) (1・2年/2単位) (1・2年/2単位) (1・2年/2単位) (1・2年/2単位) (1年/1単位) (2年/2単位)	芸術文化論 情報関連統計学 環境エネルギー論 人類生物学 健康・スポーツ科学論 比較宗教学 ◎健康・スポーツ実習Ⅱ 健康・スポーツ演習Ⅱ	(1・2年/2単位) (1・2年/2単位) (1・2年/2単位) (1・2年/2単位) (1・2年/2単位) (1・2年/2単位) (1・2年/2単位) (1年/1単位) (2年/2単位)	健康・スポーツ実習Ⅰ・Ⅱは必修
	第 一 外 国 語 科 目	◎英語Ⅰ ◎英語Ⅲ 英語Ⅴ ◎英語Ⅶ 英語演習A 英語演習C 英語演習E 英語演習G 英語演習I 海外語学研修(英語) ◎日本語Ⅱ ◎日本語Ⅳ ◎日本語Ⅵ 日本語演習B 日本語演習D	(1年/1単位) (1年/1単位) (1年/1単位) (2年/1単位) (2~4年/2単位) (2~4年/2単位) (2~4年/2単位) (2~4年/2単位) (2~4年/2単位) (1~4年/2単位) (1年/1単位) (1年/1単位) (1年/1単位) (2年/1単位) (2~4年/2単位) (2~4年/2単位)	◎英語Ⅱ ◎英語Ⅳ 英語Ⅵ ◎英語Ⅷ 英語演習B 英語演習D 英語演習F 英語演習H 英語演習J ◎日本語Ⅰ ◎日本語Ⅲ ◎日本語Ⅴ 日本語演習A 日本語演習C 外国大学科目	(1年/1単位) (1年/1単位) (1年/1単位) (2年/1単位) (2~4年/2単位) (2~4年/2単位) (2~4年/2単位) (2~4年/2単位) (2~4年/2単位) (1年/1単位) (1年/1単位) (2年/1単位) (2~4年/2単位) (2~4年/2単位) (2~4年/2単位)	英 語 Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅶ・Ⅷは必修 合計6単位以上

	第 二 国 語 科 目	英語Ⅰ 英語Ⅲ 英語Ⅴ ドイツ語Ⅰ ドイツ語Ⅲ ドイツ語演習A フランス語Ⅰ フランス語Ⅲ フランス語演習A 中国語Ⅰ 中国語Ⅲ 中国語演習A 韓国語Ⅰ 韓国語Ⅲ 韓国語演習A スペイン語Ⅰ スペイン語Ⅲ スペイン語演習A 海外語学研修(ドイツ語) 海外語学研修(中国語) 海外語学研修(スペイン語) 外国大学科目	(1 年/1 単位) (1 年/1 単位) (2 年/1 単位) (1 年/1 単位) (1 年/1 単位) (2~4 年/2 単位) (1 年/1 単位) (1 年/1 単位) (2~4 年/2 単位) (1 年/1 単位) (1 年/1 単位) (2~4 年/2 単位) (1 年/1 単位) (1 年/1 単位) (2~4 年/2 単位) (1 年/1 単位) (1 年/1 単位) (2~4 年/2 単位) (1~4 年/2 単位) (1~4 年/2 単位) (1~4 年/2 単位) (2~4 年/2 単位)	英語Ⅱ 英語Ⅳ 英語Ⅵ ドイツ語Ⅱ ドイツ語Ⅳ ドイツ語演習B フランス語Ⅱ フランス語Ⅳ フランス語演習B 中国語Ⅱ 中国語Ⅳ 中国語演習B 韓国語Ⅱ 韓国語Ⅳ 韓国語演習B スペイン語Ⅱ スペイン語Ⅳ スペイン語演習B 海外語学研修(フランス語) 海外語学研修(韓国語) 海外語学研修(英語)	(1 年/1 単位) (1 年/1 単位) (2 年/1 単位) (1 年/1 単位) (1 年/1 単位) (2~4 年/2 単位) (1 年/1 単位) (1 年/1 単位) (2~4 年/2 単位) (1 年/1 単位) (1 年/1 単位) (2~4 年/2 単位) (1 年/1 単位) (1 年/1 単位) (2~4 年/2 単位) (1 年/1 単位) (1 年/1 単位) (2~4 年/2 単位) (1~4 年/2 単位) (1~4 年/2 単位) (1~4 年/2 単位)	いずれか1ヶ国語合計4単位以上
	情 報 基 礎 科 目	◎情報処理概論Ⅰ ◎情報処理実習Ⅰ 情報処理実習Ⅲ 情報処理演習 プログラミング演習Ⅱ	(1 年/2 単位) (1 年/1 単位) (2 年/1 単位) (2 年/2 単位) (2 年/2 単位)	情報処理概論Ⅱ 情報処理実習Ⅱ 情報処理実習Ⅳ プログラミング演習Ⅰ	(1 年/2 単位) (1 年/1 単位) (2 年/1 単位) (1 年/2 単位)	情報処理概論Ⅰ、情報処理実習Ⅰは必修 合計4単位以上
I 群小計 44 単位以上						

科目群		授業科目(配当年次／単位数)				卒業要件 単位	
Ⅱ群	学 部 基 幹 科目A 群	文化情報学総論 情報メディア概論	(2 年/2 単位) (2 年/2 単位)	情報管理概論	(2 年/2 単位)	2 単位以上	
	学 部 基 幹 科目B 群	資料組織論 経営システム論 スポーツ情報資源論 データベース設計論 知識社会学 文化環境設計論 マルチメディア論 地図情報論 マルチメディア著作権論 ◎プレゼミナルB 外国大学科目	(2 年/2 単位) (2 年/2 単位) (2 年/2 単位) (2 年/2 単位) (2 年/2 単位) (2 年/2 単位) (2 年/2 単位) (2 年/2 単位) (2 年/2 単位) (2 年/2 単位) (2 年/2 単位)	マスメディア論 編集技術論 知的所有権論 博物館情報学 出版流通論 テレコミュニケーション論 芸術経営論 電子ビジネス論 ◎プレゼミナルA キャリアデザイン	(2 年/2 単位) (2 年/2 単位) (2 年/2 単位) (2 年/2 単位) (2 年/2 単位) (2 年/2 単位) (2 年/2 単位) (2 年/2 単位) (2 年/2 単位) (2 年/2 単位)	10 単位以上	
	学 科 基 幹 科 目 (文)	映像情報論 観光情報学 文化観光論 制作技術論	(2 年/2 単位) (2 年/2 単位) (2 年/2 単位) (2 年/2 単位)	音響情報論 観光産業論 消費者心理学	(2 年/2 単位) (2 年/2 単位) (2 年/2 単位)	4 単位以上	
	Ⅱ群小計 20 単位以上(他学科基幹科目 4 単位を含むことができる)						
	Ⅲ群	主専攻科目(文化情報学科)	映像・音響情報コース	音響メディア論 情報メディア産業論 環境芸術論 ジャーナリズム論 映像・音響制作実習 映像・音響制作演習 B マルチメディア実習 外国大学科目	(3・4 年/2 単位) (3・4 年/2 単位) (3・4 年/2 単位) (3・4 年/2 単位) (3・4 年/1 単位) (3・4 年/2 単位) (3・4 年/2 単位) (3・4 年/1 単位) (3・4 年/2 単位)	映像メディア論 パフォーマンス論 音響音声学 マルチメディア制作論 映像・音響制作演習 A 映像・音響制作演習C インターシップA	(3・4 年/2 単位) (3・4 年/2 単位) (3・4 年/2 単位) (3・4 年/2 単位) (3・4 年/2 単位) (3・4 年/2 単位) (3・4 年/2 単位) (2~4 年/4 単位)

	観光情報コース	観光経済学	(3・4 年/2 単位)	観光情報資源論	(3・4 年/2 単位)	
		観光産業立地論	(3・4 年/2 単位)	余暇社会学	(3・4 年/2 単位)	
		ホスピタリティ経営論	(3・4 年/2 単位)	観光行動論	(3・4 年/2 単位)	
		交通情報論	(3・4 年/2 単位)	国際観光論	(3・4 年/2 単位)	
		レクリエーション論	(3・4 年/2 単位)	都市空間論	(3・4 年/2 単位)	
		観光マーケティング	(3・4 年/2 単位)	観光インターンシップ	(3・4 年/2 単位)	
		インターンシップA	(2~4 年/4 単位)	外国大学科目	(3・4 年/2 単位)	
		情報デザインコース	創作過程論	(3・4 年/2 単位)	ユースタディス	
	情報行動論		(3・4 年/2 単位)	展示表現論	(3・4 年/2 単位)	
	情報表現論		(3・4 年/2 単位)	画像処理論	(3・4 年/2 単位)	
	テキスト処理論		(3・4 年/2 単位)	ソフトウェア制作論	(3・4 年/2 単位)	
	ネットワーク構築論		(3・4 年/2 単位)	情報空間論	(3・4 年/2 単位)	
	情報メディア制作論		(3・4 年/2 単位)	情報処理インターンシップA	(3・4 年/2 単位)	
	応用情報処理実習A		(3・4 年/1 単位)	インターンシップA	(2~4 年/4 単位)	
外国大学科目	(3・4 年/2 単位)					
演習科目等	◎ゼミナールⅠ	(3 年/2 単位)	◎ゼミナールⅡ	(3 年/2 単位)	ゼミナールⅠ～Ⅳは必修合計 8 単位以上	
	◎ゼミナールⅢ	(4 年/2 単位)	◎ゼミナールⅣ	(4 年/2 単位)		
	卒業論文	(4 年/4 単位)				
Ⅲ群小計 30 単位以上(他学科の専攻科目 14 単位を含むことができる)						
Ⅳ群	副専攻科目		インターンシップB まちづくり実践	(2~4 年/2 単位) (1~4 年/2 単位)	選択した副専攻テーマから必修2 単位を含む 30 単位以上	
		Ⅳ群計 30 単位以上				
合計 124 単位以上						

注 1. 海外語学研修並びに外国語演習科目は、Ⅰ群の第一外国語科目群及び第二外国語科目群における卒業要件単位数を超えて修得した場合には、副専攻科目群の卒業要件単位数に 12 単位まで算入される。

注 2. ◎印は必修科目。日本語Ⅰ～Ⅵ、日本語演習 A～D は外国人留学生の履修指定科目。
第二外国語科目群の英語Ⅰ～Ⅵ及び海外語学研修(英語)は外国人留学生のみ履修可能な科目。

〔知識情報学科カリキュラム表〕

科目群		授業科目(配当年次／単位数)				卒業要件 単位
I 群	オリエンテーション科目	◎オリエンテーション・ゼミナールⅠ 資料検索法	(1年/2単位) (1年/2単位)	◎オリエンテーション・ゼミナールⅡ	(1年/2単位)	オリエンテーション・ゼミナールⅠ・Ⅱは必修 合計4単位以上
	基礎科目	文化情報社会史Ⅰ 言語学 比較文化論 情報関連経済学 文化人類学 科学技術史Ⅱ 行政史 コミュニケーション論 プレゼンテーション論	(1・2年/2単位) (1・2年/2単位) (1・2年/2単位) (1・2年/2単位) (1・2年/2単位) (1・2年/2単位) (1・2年/2単位) (1・2年/2単位) (1・2年/2単位)	文化情報社会史Ⅱ 行動科学 情報関連法学 情報化社会論 科学技術史Ⅰ システム科学 産業史 情報メディア倫理 日本国憲法	(1・2年/2単位) (1・2年/2単位) (1・2年/2単位) (1・2年/2単位) (1・2年/2単位) (1・2年/2単位) (1・2年/2単位) (1・2年/2単位) (1・2年/2単位)	10単位以上
	関連基礎科目	現代思想 文化地理学 政治行政論 認知心理学 情報関連数学 会計学原理 ◎健康・スポーツ実習Ⅰ 健康・スポーツ演習Ⅰ	(1・2年/2単位) (1・2年/2単位) (1・2年/2単位) (1・2年/2単位) (1・2年/2単位) (1・2年/2単位) (1年/1単位) (2年/2単位)	芸術文化論 情報関連統計学 環境エネルギー論 人類生物学 健康・スポーツ科学論 比較宗教学 ◎健康・スポーツ実習Ⅱ 健康・スポーツ演習Ⅱ	(1・2年/2単位) (1・2年/2単位) (1・2年/2単位) (1・2年/2単位) (1・2年/2単位) (1・2年/2単位) (1年/1単位) (2年/2単位)	健康・スポーツ実習Ⅰ・Ⅱは必修

	第 一 外 国 語 科 目	◎英語Ⅰ ◎英語Ⅲ 英語Ⅴ ◎英語Ⅶ 英語演習A 英語演習C 英語演習E 英語演習G 英語演習I 海外語学研修(英語) ◎日本語Ⅱ ◎日本語Ⅳ ◎日本語Ⅵ 日本語演習B 日本語演習D	(1 年/1 単位) (1 年/1 単位) (1 年/1 単位) (2 年/1 単位) (2~4 年/2 単位) (2~4 年/2 単位) (2~4 年/2 単位) (2~4 年/2 単位) (2~4 年/2 単位) (1~4 年/2 単位) (1 年/1 単位) (1 年/1 単位) (2 年/1 単位) (2~4 年/2 単位) (2~4 年/2 単位)	◎英語Ⅱ ◎英語Ⅳ 英語Ⅵ ◎英語Ⅷ 英語演習B 英語演習D 英語演習F 英語演習H 英語演習J ◎日本語Ⅰ ◎日本語Ⅲ ◎日本語Ⅴ 日本語演習A 日本語演習C 外国大学科目	(1 年/1 単位) (1 年/1 単位) (1 年/1 単位) (2 年/1 単位) (2~4 年/2 単位) (2~4 年/2 単位) (2~4 年/2 単位) (2~4 年/2 単位) (2~4 年/2 単位) (1 年/1 単位) (1 年/1 単位) (2 年/1 単位) (2~4 年/2 単位) (2~4 年/2 単位) (2~4 年/2 単位)	英 語 Ⅰ ・ Ⅱ ・Ⅲ ・Ⅳ ・ Ⅶ ・Ⅷは必 修 合計6単位 以上
--	------------------------	---	---	---	---	--

	第 二 外 国 語 科 目	英語Ⅰ 英語Ⅲ 英語Ⅴ ドイツ語Ⅰ ドイツ語Ⅲ ドイツ語演習A フランス語Ⅰ フランス語Ⅲ フランス語演習A 中国語Ⅰ 中国語Ⅲ 中国語演習A 韓国語Ⅰ 韓国語Ⅲ 韓国語演習A スペイン語Ⅰ スペイン語Ⅲ スペイン語演習A 海外語学研修(ドイツ語) 海外語学研修(中国語) 海外語学研修(スペイン語) 外国大学科目	(1 年/1 単位) (1 年/1 単位) (2 年/1 単位) (1 年/1 単位) (1 年/1 単位) (2~4 年/2 単位) (1 年/1 単位) (1 年/1 単位) (2~4 年/2 単位) (1 年/1 単位) (1 年/1 単位) (2~4 年/2 単位) (1 年/1 単位) (1 年/1 単位) (2~4 年/2 単位) (1 年/1 単位) (1 年/1 単位) (2~4 年/2 単位) (1~4 年/2 単位) (1~4 年/2 単位) (1~4 年/2 単位) (2~4 年/2 単位)	英語Ⅱ 英語Ⅳ 英語Ⅵ ドイツ語Ⅱ ドイツ語Ⅳ ドイツ語演習B フランス語Ⅱ フランス語Ⅳ フランス語演習B 中国語Ⅱ 中国語Ⅳ 中国語演習B 韓国語Ⅱ 韓国語Ⅳ 韓国語演習B スペイン語Ⅱ スペイン語Ⅳ スペイン語演習B 海外語学研修(フランス語) 海外語学研修(韓国語) 海外語学研修(英語)	(1 年/1 単位) (1 年/1 単位) (2 年/1 単位) (1 年/1 単位) (1 年/1 単位) (2~4 年/2 単位) (1 年/1 単位) (1 年/1 単位) (2~4 年/2 単位) (1 年/1 単位) (1 年/1 単位) (2~4 年/2 単位) (1 年/1 単位) (1 年/1 単位) (2~4 年/2 単位) (1 年/1 単位) (1 年/1 単位) (2~4 年/2 単位) (1~4 年/2 単位) (1~4 年/2 単位) (1~4 年/2 単位)	いずれか1 ヶ国語合計 4 単位以上
	情 報 基 礎 科目	◎情報処理概論Ⅰ ◎情報処理実習Ⅰ 情報処理実習Ⅲ 情報処理演習 プログラミング演習Ⅱ	(1 年/2 単位) (1 年/1 単位) (2 年/1 単位) (2 年/2 単位) (2 年/2 単位)	情報処理概論Ⅱ 情報処理実習Ⅱ 情報処理実習Ⅳ プログラミング演習Ⅰ	(1 年/2 単位) (1 年/1 単位) (2 年/1 単位) (1 年/2 単位)	情 報 処 理 概 論 Ⅰ、情 報 処 理 実 習 Ⅰ は 必 修 合計4 単位 以上
I 群小計 44 単位以上						

科目群		授業科目(配当年次／単位数)				卒業要件単位
Ⅱ群	学部 基幹 科目A 群	文化情報学総論 情報メディア概論	(2 年/2 単位) (2 年/2 単位)	情報管理概論	(2 年/2 単位)	2 単位以上
	学部 基幹 科目B 群	資料組織論 経営システム論 スポーツ情報資源論 データベース設計論 知識社会学 文化環境設計論 マルチメディア論 地図情報論 マルチメディア著作権論 ◎プレゼミナールB 外国大学科目	(2 年/2 単位) (2 年/2 単位) (2 年/2 単位) (2 年/2 単位) (2 年/2 単位) (2 年/2 単位) (2 年/2 単位) (2 年/2 単位) (2 年/2 単位) (2 年/2 単位) (2 年/2 単位)	マスメディア論 編集技術論 知的所有権論 博物館情報学 出版流通論 テレコミュニケーション論 芸術経営論 電子ビジネス論 ◎プレゼミナールA キャリアデザイン	(2 年/2 単位) (2 年/2 単位) (2 年/2 単位) (2 年/2 単位) (2 年/2 単位) (2 年/2 単位) (2 年/2 単位) (2 年/2 単位) (2 年/2 単位) (2 年/2 単位)	10 単位以上
	学科 基幹 科目	記録媒体保存論 記録情報学 情報検索論 情報セキュリティ論	(2 年/2 単位) (2 年/2 単位) (2 年/2 単位) (2 年/2 単位)	図書館情報学 情報資料論 記録史料論	(2 年/2 単位) (2 年/2 単位) (2 年/2 単位)	4 単位以上
	Ⅱ群小計 20 単位以上(他学科基幹科目 4 単位を含むことができる)					
	Ⅲ群	主専攻科目(知識情報学科) 知識コミュニケーションコース	図書館・情報センター経営論 情報サービス概説 専門資料論 情報政策論 ネットワーク情報検索論 映像資料論 情報施設実習 外国大学科目	(3・4 年/2 単位) (3・4 年/2 単位) (3・4 年/2 単位) (3・4 年/2 単位) (3・4 年/2 単位) (3・4 年/2 単位) (3・4 年/2 単位) (3・4 年/2 単位)	情報組織化論 図書館サービス論 書誌学 電子図書館論 検索技術論 音響資料論 インターゾップA	(3・4 年/2 単位) (3・4 年/2 単位) (3・4 年/2 単位) (3・4 年/2 単位) (3・4 年/2 単位) (3・4 年/2 単位) (2~4 年/4 単位)

		アーカイブコース	博物館文書館ドキュメンテーション	(3・4 年/2 単位)	史料管理論	(3・4 年/2 単位)	
			音響アーカイブ論	(3・4 年/2 単位)	映像アーカイブ論	(3・4 年/2 単位)	
			デジタル・アーカイブ論	(3・4 年/2 単位)	歴史資料論	(3・4 年/2 単位)	
			歴史コンピューティング論	(3・4 年/2 単位)	産業文化遺産論	(3・4 年/2 単位)	
			博物館資料論	(3・4 年/2 単位)	古書体講読	(3・4 年/2 単位)	
			記録媒体修復・複製論	(3・4 年/2 単位)	博物館実習	(3・4 年/4 単位)	
			インターンシップA	(2~4 年/4 単位)	外国大学科目	(3・4 年/2 単位)	
			情報管理システムコース	記録管理論	(3・4 年/2 単位)	オフィス・マネジメント論	
		企業記録論		(3・4 年/2 単位)	組織記憶論	(3・4 年/2 単位)	
			演習科目等		情報分析論	(3・4 年/2 単位)	電子記録システム論
情報システム設計論	(3・4 年/2 単位)				情報ネットワーク論	(3・4 年/2 単位)	
システム監査論	(3・4 年/2 単位)				セキュリティ分析論	(3・4 年/2 単位)	
情報システム論	(3・4 年/2 単位)				情報処理インターンシップB	(3・4 年/2 単位)	
応用情報処理実習B	(3・4 年/1 単位)				情報関連専門職	(3・4 年/2 単位)	
インターンシップA	(2~4 年/4 単位)				外国大学科目	(3・4 年/2 単位)	
◎ゼミナールⅠ	(3 年/2 単位)				◎ゼミナールⅡ	(3 年/2 単位)	
◎ゼミナールⅢ	(4 年/2 単位)				◎ゼミナールⅣ	(4 年/2 単位)	
卒業論文	(4 年/4 単位)						
Ⅲ群小計 30 単位以上(他学科の専攻科目 14 単位を含むことができる)							
Ⅳ群	副専攻科目		インターンシップB まちづくり実践	(2~4 年/2 単位) (1~4 年/2 単位)	選択した副専攻テーマから必修 2 単位を含む 30 単位以上		
		Ⅳ群計 30 単位以上					
合計 124 単位以上							

注1. 海外語学研修並びに外国語演習科目は、Ⅰ群の第一外国語科目群及び第二外国語科目群における卒業要件単位数を超えて修得した場合には、副専攻科目群の卒業要件単位数に12単位まで算入される。

注2. ◎印は必修科目。日本語Ⅰ～Ⅵ、日本語演習A～Dは外国人留学生の履修指定科目。

第二外国語科目群の英語Ⅰ～Ⅵ及び海外語学研修(英語)は外国人留学生のみ履修可能な科目。

2 基礎教育

基礎教育はⅠ群において学ぶことになっており、上掲のカリキュラム表に沿ってその概要を記すと、以下のとおりである。

(1) オリエンテーション科目

1年次においては、少人数の「オリエンテーション・ゼミナールⅠ・Ⅱ」(15名以内)が必修として設けられており、これがオリエンテーション科目の中核である。ここでは読み書きを中心とした基本事項、更に情報収集の方法や情報の分析、その発表の仕方など、大学4年間の基本になる部分を学ぶことになっている。大学での学習方法は、高校までの学習方法とは異なることも多いため、ここで「大学とはいかなるものであるか」をはじめとする基本的な項目を指導している。この1年次のオリエンテーション・ゼミナール担当教員は、FAとなって、入学直後の履修登録の指導から生活面での相談も受け付けている。

(2) 基礎科目・関連基礎科目

単なる一般教養ではなく学部の特長を意識して設置されているのが、基礎科目の一つの特徴である。すなわち、専門科目との結びつきが強い科目(「文化情報社会史」「科学技術史」「情報メディア倫理」など)が配置されており、専門性の意識ということから、単位の比重も比較的高くなっている(10単位)。情報資源は学部の根幹的な教育要素であるが、この情報資源の価値は時代とともに変化する特性を持っていることから、基礎科目の中には歴史系の科目(「産業史」「行政史」など)が比較的多く配置されているのも、特徴である。

関連基礎科目は基礎科目の周辺に位置づけられる、「現代思想」や「認知心理学」などのようにより広い領域をカバーする科目が配置されている。必修の「健康・スポーツ実習Ⅰ・Ⅱ」以外は、各自の興味・関心に合わせて選択・履修できる。

(3) 第一外国語

英語を使うための一般的な知識と技術、実践的なコミュニケーションに必要な発音や表現、検定試験への取り組みなど基礎から応用レベルにわたって学習できるよう授業科目が設けられている。開講されている科目の概要は次のとおりである。

1年次開講：	「英語Ⅰ・Ⅱ」	日本人教員	総合英語	初級
	「英語Ⅲ・Ⅳ」	外国人教員	英語コミュニケーション	初級
	「英語Ⅴ・Ⅵ」	日本人教員	資格英語(TOEFL)	初級
2年次開講：	「英語Ⅶ・Ⅷ」	外国人教員	英語コミュニケーション	中級
2～4年次開講：	「英語演習A～J」	外国人・日本人教員	応用英語	中・上級

全学年対象： 「海外語学研修」 長期休暇中の約3週間

なお、留学生向けに「日本語」科目が開講されており、1・2年次では必修（6単位以上）であることは先述したとおりである。

(4) 第二外国語

一般学生の場合ドイツ語、フランス語、中国語、韓国語、スペイン語の中から選択した語学を、留学生は英語となっている（必修4単位以上）。Ⅰ・Ⅱでは基礎文法の学習を、Ⅲ・Ⅳでは講読を中心とするが、単に読むだけではなく学習した言葉が実際に使われるように、聞き、話し、書くことも重視される。2年次以降ではそれぞれが選択した外国語の演習A・Bを選択履修することができ、そこでは各国語の文化的背景を、その国の言葉を通じて学ぶことになる。語学知識とともに文化に対する理解を深めることもこの演習での目標である。なお、第一と第二外国語に共通するが、海外語学研修の機会を生かして海外での実践的な語学力の養成も可能である。

(5) 情報基礎科目

情報系における基礎教育は、本学部の基本理念にもかかわる重要な部分であるため、必修である。1年次生全員にノート・パソコンを所持することを義務付けている。パソコンの使用に習熟することは、情報メディアイターとなるための第一歩であり、1年次の場合、Ⅰ群において情報基礎科目として「情報処理概論Ⅰ・Ⅱ」「情報処理実習Ⅰ・Ⅱ」を必修として学ぶことになっている。

(6) 基礎学力試験

全学的な試みである基礎学力試験への取り組みが、平成17年度から開始され、本学部もこれに参加している。これは国語、数学、英語の3科目についての基礎学力が、学生一人一人にどの程度身についているかを調べる試験であり、SPI対策を念頭においた就職活動の一環としても位置づけられる。表のように、本学部は全学的にみても受験率が高い。教員による受験指導が一定の成果をあげているといえる。

しかしながら、得点が結果において満足のできるものではなかったため、平成18年度からオリエンテーション・ゼミナール時間内において、基礎学力試験に向けた取り組みが、特に数学と国語の二分野で行われている。

〔平成17年度 基礎学力試験受験率〕

区分	文化情報学部	全学
受験対象者数（人）	274	1131
受験者（人）	261	1055
受験率	95.3%	93.3%
標準得点＊	45.8	45.5

注. 標準得点=50 点を基準として得点の位置を表したものを偏差値

(7) マナー講座

倫理性を培う教育として、外部からの講師を招聘して、マナー全般に対する教育を実施している。生活指導においては1年次生だけでなく、FA 制度により、各学年の必修ゼミナール時においても、基本的なマナー（喫煙問題など）を説くようにしている。

3 専門科目

(1) 学科基幹科目

本学部は理念にもあるとおり、知覚と非文字を専修する文化情報学科（映像音響、観光情報、情報デザイン）と知識と文字を専修する知識情報学科（知識コミュニケーション、アーカイブ、情報管理）に分かれている。各学科には既述したようにそれぞれ3コースが設けられている。これら各コースにおける専門科目の修得はすべて、情報メディアエイトの養成を主眼とするものである（なお、平成18年度からは学部改組により、この学科・コースともに変更が加えられたことは、既述したとおり）。

2年次にはⅡ群の学科基幹科目として一般教育と専攻科目との中間的、架橋的科目を配置しており、スムーズに専門に入る配慮がなされている。具体的には、「文化情報学総論」「情報管理概論」「情報メディア概論」が学部基幹科目A群として、両学科共通に配されている（2単位以上）。学部基幹科目B群は各学科に共通であるが、専門前期的な内容の科目を配している（10単位以上）。学科基幹科目は各学科に固有で、専門性がより高い内容の科目を配している（4単位以上）。

学部基幹科目B群の中でも、特に平成17年度から始まったプレゼミナールは、特徴的な2年次の必修科目であり、先述したように各専攻の前段階、あるいは、導入的な位置づけを与えられている。春学期（プレゼミナールA）と秋学期（プレゼミナールB）に半期ごとに別の内容を受講することで、より自分に適した専攻を考えられる工夫がなされている。また、基礎から専門課程へと、無理なくステップアップできる配慮が行われているが、同時にプレゼミナール担当教員は、FAの役割も果たしている（春学期はプレゼミナールA担当が、秋学期はB担当がそれぞれFAとなる）。

(2) 主専攻科目

主専攻科目はⅢ群として位置づけられ、各コースすべてに、卒業後に情報メディアエイトとして活躍できるよう、実習制度やインターンシップを配置しているのが特徴である。例えば、映像音響コースであれば、「映像音響制作実習」、観光情報コースであれば、「観光インターンシップ」のように、将来の職業選択の際にも一助となるような実用的な科目を配置している。各コースとも専攻科目は、様々な関心に応じた専門的な内容を提供している（詳細はカリキュラム表参照）。8単位以上の修得が義務付けられており、3・4年次の専門課程における少人数の（最大でも18名）ゼミナールを含めて（8単位以上）、30単位以上修得することになっている。

なお、Ⅳ群では副専攻（30単位以上）となっているが、これは全学的な取り組みでもあるので、詳細は第1節ⅡAの〈副専攻制〉の項を参照願いたい。

4 一般教養的授業科目

一般教養的授業科目は主にⅠ群に配当されているが、Ⅰ群は更にオリエンテーション科目、基礎科目、関連基礎科目、第一外国語科目、第二外国語科目、情報基礎科目に区分される。先述したように、1年次のオリエンテーション科目の中心的科目として、オリエンテーション・ゼミナールを配置し、少人数で（15名以内）図書館の使い方や本の読み方、情報検索方法、論文・レポート執筆法、発表の技法などの基礎的事項を学ぶようにしている。基礎科目には、「文化情報社会史」、「憲法」、「文化人類学」などがあり、専攻科目の基礎科目として位置づけられている。

関連基礎科目は「現代思想」、「芸術文化論」などより広く専門領域外の知識を習得する場としての側面が与えられており、ここで学際的なものも含めて広く知識を提供することになっている。外国語科目については、後の項目で改めて述べることにする。

情報基礎科目については、概論と実習、演習を通じて進化の早い情報技術の実践的技術を習得することに主眼が置かれている。ここでの科目は、情報メディアイターとなるための基本的科目であり、ここで必修を含めた4単位以上を修得することで、コンピュータに対する一通りの知識は体得されることになる。

5 外国語科目

(1) 外国語科目の構成

本学部の教育・研究の対象である文化情報資源は、特定の文化的背景に限定されるものではなく、異なる言語知識の涵養がその理解に果たす役割は大きい。また、情報のプロフェッショナルを目指す上でインターネットを使った情報収集能力は必須のものであり、多言語の情報が行き交うインターネットの利用において、複数の言語に通じていることの利点もたいへん大きい。そうした観点から、先述したように本学部では2外国語を必修としている。日本人学生の場合、第一外国語は英語であり、第二外国語は、ドイツ語、フランス語、中国語、韓国語、スペイン語の中から1つを選択する。外国人留学生の場合、基本的に「日本語」が第一外国語、「英語」が第二外国語となる。

(2) 英語

意見や考えを表現できる能力、すなわち「発信型」のコミュニケーション能力の向上を目的として、すべての学生が1・2年次に週2コマ（日本人教員とネイティブ・スピーカー教員が1コマずつ担当）の英語科目を必ず履修することになっている。日本人教員は、1年次には、TOEFLの問題を主教材として、資格英語への取り組みをテーマにしながら、ことばの基礎となる構文など基本項目を確認するレメディアルを兼ねた指導を行い、2年次には総合的な英語運用能力の発展を図る授業を行っている。ネイティブ・スピーカー教員は1・2年次を通して実践的なコミュニケーション能力の育成に重点を置いた授業を行っている。なお、1年次のTOEFL-ITPの成績と授業の成績評価に基づいて、2年次では1クラスの選抜クラスを設け、より学生たちのレベルに合わせた指導ができるような体制を敷いている。

更に、2 年次以降には多彩なテーマの英語演習 A～H が配置され、学生がそれぞれの目的・興味に合わせて選択履修できるようになっている。英語演習は再度履修が可能であり、意欲のある学生が継続して語学力の向上を図ることが可能になっている。また、1 年次に 2 回（5 月、12 月）、2 年次に 1 回（12 月）、TOEFL-ITP を実施し、学生が自己の英語運用能力の到達段階を客観的な基準に照らして確認できるように、また、本学の英語圏への留学制度や就職に関連する資格英語について学生の関心が高まるように配慮している。

(3) 第二外国語

第二外国語は、1 年次に週 2 コマの計 4 単位が必修となっている。初習外国語である第二外国語の場合、一年間で辞書を引ける能力と基礎的な文章理解能力が身につくことを目的としている。また、更に深く語学を学びたい学生のために、演習科目が 2 年次以上に配置されている。第二外国語の演習科目は全学共通であり、各半期に 1 クラスずつ用意されている。これらの演習科目は再度履修が可能であるため、4 年次までの在学中、何度でも履修することができ、意欲のある学生は継続して語学力のアップを図ることができる。

(4) 海外留学制度

更なるレベルアップを目指す学生は、全学的な制度である短期と長期の海外留学制度を利用することもできる。短期としては夏休み中の 1 ヶ月を利用した海外語学研修制度が、長期としては半年ないし 1 年の海外派遣留学制度がある。詳細は、第 3 節の〈国際交流の推進〉の項を参照願いたい。

更に、海外派遣留学制度については、学生のインセンティブを高めるため、帰国後に単位認定を受けられるようになっており、外国語の学習や海外留学への積極的な取り組みを促している。

6 専門科目・一般教育科目・外国語科目のバランス

本学部の教育目標は「情報メディエーターの育成」であり、情報の入手・蓄積・組織化・管理・提供に関する高度な専門知識の教育を目指している。このため、専門教育を 2 年次より開始し、十分な専門教育のための時間数が確保できるような体制をとっている。

平成 17 年度までの入学生用カリキュラムでは、卒業要件 124 単位のうち、専門前期（Ⅱ群）20 単位、専門後期（Ⅲ群）30 単位の合計 50 単位（約 40%）を専門教育に充てている。更に、副専攻科目が 30 単位（卒業要件の約 24%）設定されており、副専攻として、文化情報学部内の別の学科の主専攻を中心として履修することにすれば、この部分も専門教育に充てられることになる。

一方、教養教育・外国語・情報教育（基礎）については、全体で 44 単位（卒業要件の約 35%）を確保している。本学部では、この 3 種類の科目群を併合して、ひとつの枠（Ⅰ群）とし、その枠内で、学生が自分の関心や高校までの学習進度に応じて、柔軟に履修できるように配慮している。ただしその際、各科目群の最低履修単位数として、教養科目 16 単位、外国語科目 10 単位、情報教育科目 4 単位を設定することにより、学生の希望に柔軟に対応しながらも、履修が偏ることなく、それぞれの科目群をバランスよく履修できるよう工夫を加えている。

ただし、このカリキュラムでは、情報教育科目が最低で4単位とやや少なめであった。もちろん本学部では、専門教育の中にコンピュータが取り入れられているので、総合的に見れば、学生たちは卒業までに十分な情報系の教育を受けることになるが、もう少しはっきりとわかりやすい形で情報系科目群をまとめ、この分野を強化した方がよいと考えた。

そこで平成18年度以降入学生からの新カリキュラムでは、情報系の科目をまとめたⅣ群という区分を設け、併せて必要単位数も増やすことにした。Ⅳ群の必要単位数は10単位である。これに伴いⅠ群が再編成され、必要単位数は、Ⅰ群40単位、Ⅱ群18単位、Ⅲ群26単位となった。専門前期・専門後期の単位数が減ったが、これはそのまま情報系の科目に吸収されたものであり、本学部の専門性を損なうものではない。

7 基礎教育・教養教育の責任体制

本学部において開設している授業科目の実施・運営の主体となる組織は、文化情報学部教務委員会である。すなわち文化情報学部教務委員会は、基本的に、オリエンテーション科目、基礎科目、情報基礎科目、学部基幹科目、学科基幹科目について、その実施・運営の主体としての責任を果たしている。例えば、教務委員会内に平成18年度より、「基礎教育（検討）グループ」を組織し、オリエンテーション科目であるオリエンテーションゼミナールⅠ・Ⅱを中心に、これらの教育内容、方法、効果測定方法等を研究・開発する体制をも整備した。授業内容の検討、共通シラバスの作成、教材や資料の検討などを行うが、最終的には教務委員会で審議の上実行される。

実際の科目の運営に関しては、例えば、以下のような運営をしている。オリエンテーション・ゼミナールにおいて学生全員を15名以内の少人数にクラス分けして、各ゼミナールの担当教員が事実上のクラス担任的なファカルティ・アドバイザー(FA)となっている。これは語学によるクラスわけとも重なっており、オリエンテーション・ゼミナールと語学のクラスが相互に連携しながら、1年次の学習面での不安の解消と円滑な受講ができるような配慮がなされている。またオリエンテーション・ゼミナール担当教員は、前述のように事実上のクラス担任的なFAとなって、学生個々人に対して基礎教育の相談に乗ることはもちろん、生活面での指導にも当たっている。

【評価と問題点及び将来への展望】

1 学科・コース編成、カリキュラム

各学年を通じた少人数教育、セメスター制、FA制、更には、コース編成の多様性と学科間の垣根の低さなどからして、概ね学部の教育課程と学部の理念・目的及び学校教育法第52条・大学設置基準第19条との関連性は確保されており、またそれらとの対応関係における学士課程としてのカリキュラムの体系性は、適正に保たれている。

しかしながら、1年次では学部一括で学生を入学させているため、2年次より文化情報学科と知識情報学科とに所属が分けられていくと、この際学科間の志望に学生の偏りが毎年生じるのが常である。具体的には、文化情報学科への志望者が多く、知識情報学科への志望者数を大きく上回るといえるのが

現状であった。

本学部では文化情報学科が映像・音響コースと観光情報コース、情報デザインコースの3コースを擁しているが、これらの専門内容を学びたいという明確な動機を持って入学してくる学生も多く、その意味ではこうした学生のモチベーションは高いと言える。しかし、2年次における学科振り分けの基準は成績（GPA）であり、成績が悪い学生はこうした専門科目を学びたいと思っても、自動的に他学科に振り分けられてしまうので、当初の学習意欲がここで断絶され、阻害される可能性が高いという問題点が確認されている（他方、これに対して、知識情報学科への志望者は相対的に少なめである。もっとも、知識情報学科も、司書や学芸員の資格を取得することを目標に、早い段階から準備している学生もいることはもう一面の事実である）。

むろん、上述したように学科間の垣根は低く、かなり他学科科目を履修することが可能である。垣根を低くすることのメリットとして、一つの学部でありながら、一方の学科に所属すると他方の学科に関しては、あまり知識がない事例も少なくないが、そうした弊害が抑えられ、学部全体として包括的な履修が可能である。副専攻が登場した背景もこのような事情があったはずである。特に、ゼミナールは学科間の垣根を越えて選択が可能であり、これは学生の選択肢の増大に寄与しており、視野の拡大につながることを期待されている。他方、デメリットとしては、専門性が薄くなることが挙げられる。学科を越えた履修が行き過ぎると、専門が何であったのかあいまいになる恐れが出てくる。

上述のように学科間の不均衡は大きな課題であり、学習意欲という面で大きな影を投げかけていることは否めず、こうしたコース間の偏りがこれまで学部全体のあり方における、非常に大きな問題として存続してきた。学科間の垣根が低いとはいえ、この部分の是正が急がれていたところ、現状の部分でも記述したように、平成18年度から学部が改組され、抜本的な見直しが実現された。なお、この評価についてはまだ始まったばかりであり、現段階では記述はできない。この評価は今後卒業生が出てからの課題である。

2 基礎教育

既述のように、教育課程における基礎教育、倫理性を培う教育の位置づけについては、学部の基本理念である少人数制に即したかたちで、特にオリエンテーション・ゼミナールを中心に実施されている。現状として制度的には特に大きな問題点は認められず、概ね適正な制度内容である。しかし、オリエンテーション・ゼミナールの運営に関しては、共通シラバスが作成されてはいるものの、個別・具体的な内容については教員各人の裁量に大きく委ねられており、この点でクラスによって授業内容にばらつきが出ていることが問題点である。組織的な取り組みが不可欠とされる所以であるが、これについては全学教育研修会場で、改善方法を他学部教員も含め、本学教員全員が研修を受けた経緯がある。本学部においても、平成17年度の秋学期にオリエンテーション・ゼミナールをめぐるFDを実施したが、その際、学生間のコミュニケーション・スキルを向上させるための、いくつかの具体的な手法が紹介・説明されている。こうした取り組みは今後も継続していく。

なお、上記FDを踏まえ、平成18年度の学部改組に合わせるかたちでオリエンテーション・ゼミナールを全面的に見直し、より共通性の高いシラバスを作成し、また、共通テキストを数種類用意し、

担当教員全員がこれに即して授業する方式を採用することにした。これによって教員間の授業内容のばらつきを少しでも抑制し、共通性と授業の透明性を高めることが期待されている。

更に、全学的な試みである基礎学力試験が平成17年度から実施され、この結果を見る限り必ずしも基礎学力が良好な状況にあるとはいえず、これに対応するため、オリエンテーション・ゼミナール時間内で国語と数学に対する取り組みが行われているが、現在対応中であることから、その評価を待ちたい。

3 専門科目

4 年次配当となっている「卒業論文」は、必修ではない。このためか、当該科目を選択して実際に卒論を提出する学生数が比較的少なく（履修登録の際の登録者は多いものの、平均して例年10数人程度）、この点の改善が課題である。現在、卒業論文の審査方法として、主査と副査を一人ずつ置いて審査に当たらせる一方、卒論発表会の機会を設けて、執筆した論文の内容を教員と学生に対して公表している。卒論の審査自体はかなり厳格な審査であり、「卒業論文」に4単位を付与するに相応しいとはいえ、手続き的に厳しすぎるせいか、卒論を提出する学生が実際に少ないのは改善しなければならない。現実的に卒論の代わりに、各ゼミナールで指導教員がゼミナール論文を書かせている事例も多いことに鑑みれば、卒論の必要性は認めつつも、それが迂回されている現実が浮かび上がる。

審査段階での手続きをより簡略化するなどして、より参加しやすい形態とする必要がある。このため、平成18年度から実施されている学科改組においては、卒業論文の代わりに卒業研究というかたちで実施されることが決定しているが、その運営の詳細についてはこれから詰めることとなっている。

4 一般教養的授業科目

総体的にI群においては、一般教養を修得するにとどまらず、学部理念である情報資源に関する知識をも修得することが特徴であり、外国語と情報系科目がそれに加わって厚い知のインフラを構成するようになっている。

しかし、ここでの科目群は、I群の基礎科目は既述したように、専門教育の導入的科目を本来想定しているはずであるが、必ずしも専攻と連動していない点が問題点として指摘される。例えば、「言語学」や「日本国憲法」などは専攻の基礎というよりは、一般教養の基礎部分に当たる科目として位置づけるのが妥当である。この部分を明確化するために、平成18年度からはカリキュラム改革の一環として、基礎科目を「歴史系」、「一般基礎系」、「学際系」などに区分して、一般教育科目をより体系的に受け止められる工夫が加えられるようになっている（例示した「言語学」と「日本国憲法」の場合であれば、平成18年度からは「一般基礎系」の中に配置されるようになっている）。

5 外国語科目

(1) 外国語科目の構成

第二外国語は近隣の中国・韓国語に加えて、世界的な言語分布において主要なフランス語とスペイン語、学術文献の多いドイツ語で構成されており、特に構成上の不備はないと考える。

(2) 英語

(i) 本学部ではTOEFL-ITPを導入して10年近くになる。学生の成績は1年次の春から秋に向けて全体的に向上する傾向にあり、1年次の教育が確実な成果を上げていることを示している。しかし、ここ数年はこの傾向が鈍化してきており、また、1年次の秋から2年次の秋には著しい成績の伸びが認められなかったため、平成18年度から施行された現行のカリキュラムにおいては、1年次の担当教員数を増やし、2年次でもTOEFL-ITPの問題を副教材として用いるなどの改善を試みている。

(ii) 2年次以降の英語演習を履修する学生数が減少する傾向が著しい。これについては、1年次では英語の知識・技術を習得することよりも、英語学習に対する動機付けを優先するように、授業の運営方針を変更する予定である。また、英語以外の授業（ゼミナール等）において、教員から英語演習の意義を周知してもらうなどの対策を行っている。

(iii) このほかの問題点としては、学生の英語力に幅があり、この学力差への対応が挙げられる。習熟度が高い学生については、2年次から導入される選抜クラスで対応を行っている。一方、習熟度が低い学生については、現在は、教員間の連携を深めて指導方法を工夫する、各教員が授業外で学習支援を個別に行うなどの対応を行っているが、抜本的な解決には至らない。具体的な改善の試案に、習熟度に応じたより細かなクラス分けを行う方法があるが、その基準や導入方法について調整が難しく、実現の目処は立っていない。

(3) 第二外国語

第二外国語では、クラス定員の関係で、希望する言語を履修できない学生が出るのが常に問題としてあったが、平成18年度に、それまで各言語2クラスずつだったものを、ここ数年の学生の希望傾向を見極めて、中国語を1クラス増やし、スペイン語を1クラス減らした。これが功を奏し、18年度は、4名ほどの学生を第二希望に回しただけで、ほかはすべて第一希望の言語に登録させることができた。ただしこの状況が続く保証はない。クラス数の増減は、教員配置の問題もあり、簡単ではないが、数年度単位で傾向を見ながら、できるだけ柔軟に対応していきたい。

クラス・サイズは大体どの言語も1クラス30名弱で収まっており、問題はない。

また、本学では英語に苦手意識をもつ学生が多いが、新たに別の言語を初歩から学び始めることで、かえって言語の学習に興味を湧いたという声が多く聞かれており、そういう意味での教育効果があることはたいへん有益なことだと考えている。

(4) 海外留学制度

これまでに派遣留学を終えた学生はすべて4年で卒業しており、制度上の問題は生じていない。短期海外語学研修を履修する学生は平成13年度をピークに減少の傾向にある。これは基本的には国際交流委員会に対処すべき問題ではあるが、学部としても、平成19年度に向けて、語学以外のゼミナールなどの授業で、外国語を学習することと併せて海外事情について知見を広めることの意義を学生に周知することで改善を図ることにしている。

6 専門科目・一般教育科目・外国語科目のバランス

既述のとおり、平成18年度に各科目群の比率の変更も含めたカリキュラム改革を行ったばかりであり、当面は特に問題があるとは考えていない。今しばらくはこのカリキュラムの運用がどのような効果を生むか見守る方針である。

各科目群の中身についても、教養科目・外国語をバランスよく履修できるようになっているほか、専門科目にも十分な時間を確保し、更に情報教育をよりはっきりと強化したので、特に問題はないと考えている。

なお、副専攻制の導入によって、学生が自分の主専攻をより深める方向をとるのか、それとも主専攻とは違う方面の教養を広げる方向をとるのか、という選択肢が広がり、より幅広い学生のニーズに応えることも可能になった。そのため、学生が自らの専門性をどのように定めるのかは、結局この副専攻制の使い方如何によるとも言える。今はまだ制度がスタートしたばかりで、具体的な問題点や対策を考える段階にないが、副専攻の履修指導に関しては、本学部では、ガイダンス時に、「主専攻充実型」「教養拡大型」等、履修モデルを示すとともに、主専攻に応じて履修上の問題が起こる場合（主専攻に近すぎると重複科目が多くなり卒業単位確保が困難になる）などにも注意を呼びかけ、できるだけスムーズな履修が可能になるような指導を実施している。

7 基礎教育・教養教育の責任体制

授業科目の実施・運営の主体である本学部の教務委員会は、極めて良好に機能していると評価できる。平成18年から設置された「基礎教育（検討）グループ」については、設置されたばかりであり、有効に機能しているかは評価を待たなければならない。

オリエンテーションゼミナールにおける運営体制は、少人数クラスでの教育体制となっており、制度自体に基本的な問題は認められない。概ね適合しているといえるが、上述の2「基礎教育」の評価と問題点及び将来への展望部分で指摘したように、授業内容が各教員によってまちまちであることが、大きな問題点として指摘できる。このため、平成18年度からは共通シラバスに則り、毎時間担当教員は同じテキストを用いて、ほぼ同じ進度で授業を進めるようにして、クラスごとのばらつきが極力出ないように努めることになった。

一方、基礎学力試験の結果は全国水準を超えるものでないため、この点が問題である（なお、これに関しては、上述の2「基礎教育」の評価と問題点及び将来への展望も参照）。現行ではオリエンテーション・ゼミナール授業時間内に返却された各学生の試験結果をもとに、教員が解説を試みる方式が採られているが、平成18年度よりこれに加えて、プレゼミナールB授業時間内においても、同様の解説を教員が行うことになっている。更に、基礎学力対策として、平成18年度よりオリエンテーション・ゼミナール授業時間内において、数学と国語の基礎的な復習のために共通テキストを使用しつつ、実践的な練習問題を中心に実施することになっている。これによって、基礎学力の向上が期待されている。

〈カリキュラムにおける高・大の接続〉

【現状】

1 高・大接続のための導入教育

高校と大学を接続する最も基本的な要素は、入学前教育プログラム、入学準備セミナー、オリエンテーション・ゼミナール、基礎学力試験の4項目であるので、ここではそれぞれ分けて以下に記述する。そのうち入学前教育プログラムと入学準備セミナーは入学予定者に対するものであり、1年次演習と基礎学力試験は入学後1年次生に対し実施するものである。

(1) 入学前プログラム

入学前教育プログラムは、主に推薦入学試験の合格者（指定校推薦入試・公募制推薦入試・自己PR方式入試の合格者）を対象に毎年実施されている。これは、中等教育と高等教育の懸隔の解消を目的に開始されたが、現在では、これに加えて、入学予定者の学習意欲の向上、入学前の不安の緩和、大学へ入学する目的の明確化等も意図されている。以前は、各学部で独自に実施されていたが、平成12年度（対象は13年度入学生）からは全学で統一的に実施している。課題の内容は、入学予定者の反応や答案の完成度をみながら毎年調整を行う。平成17年度（18年度入学生を対象）を例にとるなら、「英語問題演習」・「英語リスニング」・「年配の人からの聞き取り調査」が、全学部に通じる課題である。これに加えて、「課題図書についてのレポート」の作成が、法学部・文化情報学部・現代文化学部に通じる課題となっている。上記以外に学部独自の課題があり、「文化施設見学レポート」が課せられている。これは自らの意思で選択した文化施設（博物館や美術館、資料館など）を見学し、調査することで、現場の状況を直接的に知らせ、それを基にして自分の考えを書かせるという一連の流れ作業の中で、大学教育の基礎になる「調べて書く」要素を涵養しようという狙いがある。

プログラムは2回に分けて実施される。平成17年度の場合、第1回は、入学前年度の12月中旬に課題送付、1月中旬に答案提出、2月初めに採点・添削した答案を返却している。第2回は、2月初めに課題送付、2月末に答案提出、3月下旬から4月初旬に答案の返却が行われている。課題内容は、「英語問題演習」・「英語リスニング」が2回に通じる課題であり、それ以外に、第1回には、「課題図書レポート」が課せられ、第2回には、「聞き取り調査」・「文化施設見学レポート」が課せられている。「文化施設見学レポート」については、4月初旬のオリエンテーション・ゼミナールで、FAから添削を受けた上で学生に答案が返却されている。なお、課題の提出率は下表のとおりであるが、総じて良好な提出率となっている。

〔入学前教育プログラム提出率〕

年度	種別	対象人数(人)	提出数(人)	提出率(%)
平成13年度	第1回	174	171	98.3%
	第2回		170	97.7%
平成14年度	第1回	259	259	100.0%
	第2回		259	100.0%

平成 15 年度	第 1 回	241	240	99.6%
	第 2 回		239	99.2%
平成 16 年度	第 1 回	240	239	99.6%
	第 2 回		237	98.8%
平成 17 年度	第 1 回	223	223	100.0%
	第 2 回		220	98.7%

(2) 入学準備セミナー

本学部における入学準備セミナーは、平成 17 年 12 月に初めて実施されたものである。指定校推薦、公募推薦、スポーツ推薦、自己 PR 方式の合格者を対象に実施された。本セミナーでは、入学予定者を大学に集め、大学についての基本的な知識、入学までに準備すべきこと、入学前教育プログラムに対する取り組み方や入学後の各専門コースにおける特徴等について、教員が説明を行っている。また、その後で全般的な質問を受け付け、次いで希望者に対しては個別相談を実施している。なお、本セミナーに関連して、学生スタッフも補助的に参加している。

出席状況は、対象者 199 名、出席者が 178 名、出席率 89%であり、まずまずの参加が得られた。

(3) オリエンテーション・ゼミナール

高・大の接続を円滑に行うための、現行における最も有効な仕組みは 1 年次のオリエンテーション・ゼミナールである。既にいくつかの項目で前述したように、オリエンテーション・ゼミナールは 1 年次学生の学習面のみならず、生活面での指導も行う場である。ここでは高校段階までの読み、書き、話す能力が、改めて総合的に学習しなおされるものである。現実的に学生の学力水準が全般的に低下しつつあるのが現状であり、国語や数学などの基礎的な能力に乏しい学生が多く、全国的な基礎学力試験の結果は全国平均よりも低い。こうした結果は就職試験の SPI にみられるように、学生本人の就職状況をも強く左右することになるので、影響が極めて大きい。しかし、基礎学力は一朝一夕に身につくものではないことから、それについては早期から身につけさせる努力が必要である。後述する基礎学力試験への取り組みは、その一環である。

(4) 基礎学力試験

中等教育において修得される基礎学力・基本的な素養は、大学での教養教育及び専門基礎教育いずれにも必須の基礎である。しかしながら、近年では、この低下傾向が指摘されており、本学部もその例にもれない。こうした事態に対応するため、基礎学力の強化を目的に、「国語」・「数学」・「英語」の基礎学力試験を、平成 17 年度春学期末試験期間中に実験的に実施した（基礎学力試験の受験率や結果に関しては、前項〈学部学科の教育課程〉2(6)の「基礎学力試験」を参照）。試験結果は、秋学期冒頭の 1 年次オリエンテーション・ゼミナールで返却し、その際併せて解説も行った。なお、基礎学力の一層の向上を目指して、平成 18 年度からは 2 年次生に対しても本試験を受けることが義務づけられ、1 年次生と同様の措置がとられている。

【評価と問題点及び改善の方策】

オリエンテーション・ゼミナールでは、上記のように基礎学力の向上を目指しているものの、あまり成果が挙がっているとはいえない。したがって、高校までの学力を補習的に取り入れるような要素も考える必要が生じている。そこで、平成18年度のカリキュラム改革では、基礎学力向上のためのプログラムをオリエンテーション・ゼミナールに導入し、そこで数学と国語の問題を中心として補習的に取り組ませることとなった。

一方、文化施設見学レポートであるが、かなり高い提出率で推移しているものの、必ずしも提出率が100%になっているものではない。入学後でもやむをえないので、必ず全員が課された課題はこなし、提出を徹底させる措置が必要である。これは入学学生間の不平等を是正するという面からも重要である。

また、現実に提出されてきたこのレポートを読むと、誤字や脱字が目立つものが多く、あるいは、句読点の処理など基本的な文章作法をまったく知らないで書いている場合も多い。これらは添削の上FAより返却されているが、単に返却するというだけではやはり不十分であり、今後はクラスでももう少し個別に詳細できめ細かい指導を実施していく所存である。そのためにも学部におけるFDが従来にもまして不可欠である。

〈カリキュラムと国家試験〉

【現状】

1 資格課程

平成6年に文化情報学部が設置された翌年の平成7年度より、本学部に司書課程、学芸員課程からなる資格課程が設置された。本学部は「情報メディアイター」の育成を目標としており、この課程は学部教育の基幹をなすものの一つと位置づけることができる。

なお、この課程では平成13年度からは他学部学生及び科目等履修生も履修できるようになっている。また、平成16年度からは司書教諭課程が加わった。

(1) 司書課程

司書課程は、図書館法に定められている司書の資格を取得させるための課程であり、資格取得には、必修（甲群）13科目26単位以上、選択（乙群）2科目4単位、合計30単位以上を必要としている。

平成8年からは学外施設における図書館実習を行っているが、図書館法施行規則の改正により法的には実習が選択科目となった平成13年度以降も、減少はあるものの少なからざる学生が実習に参加している。

平成13年度以降の司書課程修了者数は、下表のとおりである。

〔司書課程修了者数〕(単位:人)

資格名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
司書課程	52	42	49	59	53

(2) 学芸員課程

学芸員課程は、博物館法に定められている学芸員の資格を取得させるための課程であり、資格取得には、必修8科目18単位以上、選択科目としてⅠ群（資料・情報管理系科目）2科目4単位以上、Ⅱ群（文化情報学部設置人文・自然科学系科目、他学部学生の場合はⅢ群（他学部設置人文・自然科学系科目））、から2科目4単位以上、計26単位以上を必要としている。

平成8年から実施している学外施設における博物館実習は、法的にも引き続き必修であり、各種博物館の協力を得て行っている。

平成13年度以降の学芸員課程修了者数は、下表のとおりである。

〔学芸員課程修了者数〕(単位:人)

資格名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
学芸員課程	23	27	27	40	34

2 司書教諭課程

司書教諭課程は、学校図書館法に定められている司書教諭の資格を取得させるための課程であり、平成16年度より設置されている。

学校図書館司書教諭講習規定に定められた5科目を開講しており、履修生は、教育職員免許状取得見込みであり、かつこれらの全科目計10単位を習得しなければならない。

当初より、他学部学生も履修可能である。

平成16年度以降の司書教諭課程修了者数は、下表のとおりである。

〔司書教諭課程修了者数〕(単位:人)

資格名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
司書教諭課程	—	—	—	11	8

3 教職課程

本学では教職課程を設けており、教育職員免許法及び同施行規則に対応したカリキュラムを設定している。各種免許のうち、文化情報学部学生は、高等学校教諭1種免許状「情報」を取得できる。取得要件は、「教職に関する科目」25単位、「教科又は教職に関する科目」16単位、「教科に関する科目」

25 単位（うち 5 単位は、「教科又は教職に関する科目」に算入可）の計 61 単位を修得することである。
本学部での取得学生は平成 16 年度の 3 名に始まり、平成 17 年度は 12 名を数えている。

4 国家試験受験のための支援

(1) 国内旅行業務取扱管理者試験

国内旅行業務取扱管理者とは、旅行の企画から、契約の締結、旅程の管理、苦情の処理まで、広範な旅行業務の責任者であり、旅行会社の営業所には必ず 1 名以上の管理者の選任が旅行業法により義務づけられている。

同管理者になるためには、国土交通省の実施する試験である旅行業務取扱管理者試験に合格しなければならない。

旅行業務取扱管理者試験には国内旅行業務取扱管理者試験と総合旅行業務取扱管理者試験があるが、文化情報学部には設置されている科目のうち、該当科目を履修することにより、国内旅行業務取扱管理者試験の受験に必要な知識を習得することができる。同試験合格を目標とするゼミナール（3・4 年次）及びプレゼミナール（2 年次）も開設され、合格支援に努めている。

同試験の合格あるいは旅行業界への就職を希望する学生にとっては、正規科目を履修しながら、同時に国内旅行業務取扱管理者試験の勉強も行うことができる。

試験は 9 月に行われるが、直前の 3 日間、受験対策講座も開催される。

(2) 基本情報技術者試験・初級システムアドミニストレータ試験

情報サービス産業及びユーザ企業の情報システム部門で必要とされる情報処理技術者については、日本のイニシアティブでアジア諸国間において“情報スキル標準”が定められている。情報処理技術者試験もこの情報スキル標準に則っている。したがって、日本人学生のみならず、アジア地区からの留学生にとっても、自国で受験しても日本で受験しても同じ環境が整っているといえる。すなわち、国際的な IT スキルの試験と位置づけられる。

このようなことから、文化情報学部では、情報サービス産業へ就職を希望する学生へは情報処理技術者試験の中の基本情報技術者試験、一般企業へ就職して情報システムの管理業務を希望する学生へは初級システムアドミニストレータ試験への合格を目指している。

文化情報学科には情報デザインコースを設置して、プログラムを開発できる技術者になるための勉強ができるようにしている。すなわち、プログラム設計書を作成し、プログラムの開発を行い、単体テストを実施できる技術者、いわゆる基本情報技術者を養成できる科目群を揃えている。

知識情報学科には情報管理システムコースを設置して、ユーザ企業の各部門においてエンドユーザの立場から情報化を推進するリーダー、いわゆる初級システムアドミニストレータを養成できる科目群を揃えている。

【評価と問題点及び改善の方策】

1 資格課程

司書課程で年平均 51 名、学芸員課程で同 40 名の課程履修者（資格取得者）を出しているが、実際に司書、学芸員として就職する学生は極めて少ない。公共図書館員として司書を採用する自治体が非常に少なく、公立博物館・美術館では学芸員の採用条件として学芸員資格と同時に修士号を持つ者、というのが一般的な状況にあつては、本学(部)だけで事態を改善することは難しい。ただ、博物館・美術館における図書室や所蔵品情報管理を担当する情報専門職、またいわゆるデジタル・アーカイブズ関連ビジネスなどにおける需要はあり、今後、司書、学芸員の職能とデジタル情報技術を融合した観点から、司書・学芸員資格の重複履修（現在は年平均 10 名）の促進や科目内容の見直しなどを検討したい。なお、平成 18 年度からのカリキュラム改革による科目内容の変更に伴い、こうした観点からも資格課程科目に変更を加えている。

今日、公的機関のサービスを民間企業等が担う指定管理者制度なども登場しており、新たな社会環境の中で、卒業生の就職先の開拓に務めることとしたい。

2 司書教諭課程

課程設置後 2 年を経過したばかりであり、課程履修者も 11 名と 8 名で、少数に留まっている。教員として採用された学生が司書教諭として任用されるか否か定かではないので、就職後の資格の活用についてフォローする体制を整備したい。

3 教職課程

教職課程を履修して高等学校教諭 1 種免許状「情報」を取得し、学校現場に採用される学生は少数ながらあるが、常勤職員としての採用はなかなか厳しいのが現状である。

4 国家試験受験のための支援

(1) 国内旅行業務取扱管理者試験

毎年同試験に関連する科目は履修希望者が多く、学生には高く評価されているといえることができる。

問題点としては、同試験は難易度が高く、合格率も低い。そのため、1 年に 2～3 名の合格者を生むにとどまっている。合格者を増やすため、将来的には試験関連科目の新規開設を目指している。

(2) 基本情報技術者試験・初級システムアドミニストレータ試験

授業は、情報技術全般についての理論的、技術的、管理的な側面での基礎教育を充実させるものであり、受験対策講座ではない。したがって、国家試験の受験をめざす学生にとっては授業だけでは十分とはいえない。そこで、別途「キャリアカレッジ」にて「情報処理技術者試験合格講座」を開講して、基本情報技術者及び初級システムアドミニストレータを受験する学生に対しては、併せてこの講座も受講するように指導している。

なお、この情報処理技術者試験合格講座のカリキュラムは、単に受験対策のみに限定しているのではなく、情報教育で設定している科目で不足する内容を補完できるように整合性をとるよう考慮し

ている。

更に、平成 18 年度からは、メディア情報学科を設置し、この中に情報デザインコースを設置して情報教育の充実に努めている。

〈インターンシップ〉

【現状】

本学部では、全学共通の地域インターンシップ（第 1 節ⅡA の〈地域の教育力〉の項を参照）やインターンシップ B（同、〈現代 GP「学生による〈入間〉活性化プロジェクト」〉の項を参照）とは別に、平成 13 年度から「情報処理インターンシップ」と「観光インターンシップ」という、学部の特徴を生かしたインターンシップ制度を始めている。その後、「情報処理インターンシップ」は、地域インターンシップに吸収される形で平成 17 年度をもってとりやめ、現在継続しているのは、全学共通の地域インターンシップ（インターンシップ A）とインターンシップ B、及び学部独自の観光インターンシップである。以下、観光インターンシップと地域インターンシップに分けて記述する。

1 観光インターンシップ

(1) 目的

本学部のめざす観光教育は、理論教育と実務教育を並行して行うものである。観光の実務や現場を知らずに、生きた観光学あるいは観光の全体像を学ぶことは不可能であるという認識の下に、観光インターンシップは開設運営されている。

観光インターンシップにはホテル研修と旅行添乗研修があるが、ホテル研修は平成 15 年度以降、参加者はいない。一方、学生からの強い要望を受けて、平成 16 年度から旅行添乗研修を、観光インターンシップの一部として開始した。

(2) 授業の方法

ホテル・インターンシップの履修者がとぎれているため、履修者がいる旅行業（添乗）インターンシップに則して記述する。

(i) 履修生の選抜

本科目は事前登録科目であるので、学生は、大学案内やシラバス等で内容を検討し、4 月初旬の登録期間中に登録する。関心のある学生は担当教員と個別に履修相談を行う。本科目の内容を誤解している者を除き、原則として希望者全員を受け入れている。

(ii) 事前指導

後期の半期科目として、毎週、観光の現場における実務知識を学ぶ。集合・解散時挨拶、ホテル案内、搭乗案内、観光スポットガイディング、運送・宿泊手配実務、苦情処理実務、卒業後の就職指導

等を、毎週の授業において行う。

最後に、実習のための準備作業として、京都3泊4日のツアーを履修生全員で企画し、パンフレットを作り、ホテル・新幹線・現地観光等の予約を実践する。

(iii) 実習（添乗体験）

京都では外国人旅行団体に同行し、添乗の現場を視察するとともに、添乗作業の補助、添乗員との意見交換等を行う。

加えて、旅行の主要な構成要素であるホテルとガイドについても研修を行う。ホテルについては、京都にて代表的なホテルを見学し、ガイドについては主要観光スポットにてガイド実習を行う。

更に、接客業に携わる者として必要なマナー、言葉遣い、服装等についても実践的に学習する。

(iv) 添乗作業報告書

毎日の実習日誌、主要観光スポットのガイド文案、団体旅行時の各種説明文案（集合・解散時挨拶など）をまとめて、「添乗員作業報告書」として作成する。

同添乗作業報告書は12月下旬に実施される京都添乗終了後、速やかに教員に提出することになっている。

(3) 参加状況

本インターンシップへの学生参加状況は下表の通りである。特に平成16年度から実施した旅行添乗員研修は、平成17年度は11名と増加している。

〔観光インターンシップ学生参加状況〕

参加状況	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	計
学生数(人)	4	3	0	4	11	22

2 地域インターンシップ（インターンシップA）

(1) 本学部における地域インターンシップの理念と位置づけ

(i) 地域インターンシップを導入するまで

前述のとおり、本学部では平成13年度から学部独自のインターンシップとして、「情報処理インターンシップ」と「観光インターンシップ」を行ってきたわけであるが、平成15年度に経済学部で地域インターンシップがはじまり、その翌年度には法学部、現代文化学部が参加したのを受けて、本学部でも平成17年度から地域インターンシップに参加することになった。

もともと本学部が独自に行ってきたインターンシップは、本学部の専門課程として観光教育のコースや情報教育のコースがあることを受けて、生きた観光学や情報処理の実践を学ぶために導入されていたものであった。しかしながら、大学卒業後の学生たちの進路は多種多様であり、一つの分野に限らずさまざまな分野での生きた職業体験ができることが、キャリア支援教育にとって重要であることは言うまでもない。そのため、本学部でも、多種多様な実習先を用意している地域インターンシップ

を導入することにしたわけである。

ただしそれに伴って、情報処理インターンシップは、地域インターンシップに吸収させる形で平成 17 年度をもって廃止することになった。というのは、情報処理インターンシップは、その実習先の多くが地域インターンシップの実習先と重なっていたからである。そのため、この二つを両立させることは、効率性の面から言って不都合が多く、また、両者を統合しても、それまでと変わらぬ教育効果が期待できると判断したものである。

参考までに、平成 13 年度から 17 年度までの情報処理インターンシップの参加学生の状況をあげておくと、以下のとおりである。

〔情報処理インターンシップ学生参加状況〕

参加状況	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	計
学生数(人)	6	5	5	6	4	26

実習先としては、入間ケーブルテレビと飯能ケーブルテレビが半数以上を占めており（15 件）、その他に、インフォテックサーブなどのコンピュータ関連会社や、ユサコ、神戸学術事業会といった学術書籍や雑誌の取り扱い会社などがある（なお、平成 17 年度に関しては、地域インターンシップもすでに導入されていたが、受講者の募集や実習先との連携、引継ぎ等の関係から、情報処理インターンシップもまだ実施されており、この年だけ両立していた格好になっている）。

その一方、学部独自の専門課程を生かしたもうひとつのインターンシップである観光インターンシップに関しては、実習先が重なっておらず、また旅行業という職種に特化したものであることから、地域との密着・連携をうたう地域インターンシップになじまず、理念も位置づけも違っているため、地域インターンシップ導入後も、継続して実施している。この両者は互いに排斥しあうものではなく、むしろ相互に補完しあう関係にあると言え、今後も両方を継続していく方針である。

（ii） 地域インターンシップの理念と位置づけ

地域インターンシップの理念は、第 1 節ⅡA＜地域の教育力＞の 3 地域インターンシップにおいて説明したとおりであり、単なる就業体験や学生の早期内定を目標とするものではなく、実社会での就業体験を通じて、職業適性を見極め、就職への動機付けを図るとともに、大学で学んだ知識や経験を実社会で活かす機会を提供するという、高度の教育的内容を有するものとして構想されている。

本学部において、地域インターンシップは、「インターンシップ A」として、専門科目群であるⅢ群の中に設置されている。Ⅲ群は原則として 3・4 年次配当であるが、「インターンシップ A」については、2 年次から履修が可能となっている。また、さまざまな就業体験の機会を持つことができるよう再度履修を可能にし、8 単位を上限として履修することができるようになっている。

（2） 授業の方法

授業は、4 学部合同で実施し、前半は事前研修として地域の講師を中心に各分野の仕事の内容や働

くことの意味、マナー等について11回の講義を行う。後半は、実習先での実習を行い、その内容を実習日誌等を通じて報告させるとともに4学部合同で報告会を開催し、その成果を確認することとしている。

(3) 実習先と参加状況

本学部が地域インターンシップの授業を開講したのは、平成17年度であり、受講生数及び実習先は以下の通りである。

〔インターンシップA受講者及び実習先一覧〕

年度	学年	実習先
平成17年度	2年	入間ケーブルテレビ
	2年	飯能ケーブルテレビ
	2年	(有)名栗温泉大松閣
	2年	(有)石森製作所
	2年	飯能市役所(保健センター)
	3年	NPO 法人ぬくもり福祉会たんぽぽ
	3年	飯能ケーブルテレビ
	4年	入間ケーブルテレビ
合計	8名	

平成18年度では、本学部からはやはり8名（うち、2年生4名、3年生2名、4年生2名）が受講しているところである。実習先としては、飯能ケーブルテレビと入間ケーブルテレビ合わせて3名、コンピュータ関連企業が1名と半数が学部の専門領域に関連のある実習先を選んでいるが、残りの半数は民間企業等を実習先を選んでおり、平成17年度とほぼ同様の傾向がうかがえる。

【評価と問題点及び改善の方策】

1 観光インターンシップ

(1) 目的

添乗実務を現場にて体験することにより、旅行業界、ホテル業界等における職業について理解を深めることが本インターンシップの目的であり、その目的は概ね達成されている。

(2) プロセス

現状維持が必要と考えている。

ただし、履修希望者が増加する傾向にあるので、将来的には担当教員の増加や受け入れ先企業の確

保等、受け入れ体制を充実させる予定である。

(3) 学生の認識

本インターンシップへの参加により、学生は旅行やホテル等の観光業の実際について、より深く知ることが可能となっている。しかし現在、学生の関心はホテル業から旅行業へと移行しているため、今後は、旅行添乗研修を充実させる。

2 地域インターンシップ（インターンシップA）

(1) 状況

インターンシップの状況は、毎年刊行される「地域インターンシップ」で報告されている。これには受講生の実習後の感想が述べられているが、受講生からは「自分が就きたいと思っている職業を実地に見られてよかった」「将来のイメージがわいた」等、好評を得ており、職業に対する理解を深め、就職への動機付けを図るというインターンシップの目的は概ね達成されている。

また、実習先については、ケーブルテレビ局等、学部の特長領域に係る職場を選んでいる受講生が半数を占める一方、市役所やNPO法人等、それ以外の職場で経験を積む受講生も半数おり、専門性と多様性のバランスがうまくとれていて、学生たちの多様なニーズに応えるという観点からも、概ねうまくいっていると評価できる。

(2) 参加の促進

一方、現在のところ、本学部におけるインターンシップAの受講生は、平成17年度、平成18年度ともに8名であり、非常に少ないと言わざるを得ない。この主な理由は、インターンシップ自体が、土曜日午前中の授業である上、夏季休暇中に2週間に亘る実習があるなど、学生にとって負担の多い授業であるという点にも求められるだろうが、更に、本学部においては、もともと独自に観光インターンシップや情報処理インターンシップを実施してきており、それとの関連で、地域インターンシップの方がまだ周知徹底されていないという側面も考えられる。更に、情報処理インターンシップに関しては、地域インターンシップに吸収させる形で統合したのだが、そのことがうまく学生募集につながっていない可能性も考えられる。

いずれにせよ、インターンシップを経験した学生たちからは、その有益性を強調する感想が寄せられているので、今後は更に受講生を増やし、一人でも多くの学生にこうした貴重な経験をさせるよう、より一層の周知徹底に向けて働きかけていきたい。

今後は、前述の通り、何よりもまずより多くの学生に参加を促す必要がある。そのため、平成19年度からは、年度当初のガイダンスで、インターンシップに関する説明を2年次、3年次の各年次生用ガイダンスの中に組み込み、周知を図る予定である。またその一方で、2年次、3年次のゼミの4月当初の授業などでも、各ゼミ担当教員からアナウンスしてもらうことも考えている。特に情報教育系のコースに関しては、情報処理インターンシップが統合された趣旨を明確にし、募集に力を入れる予定である。更に、秋に行われる実習後の報告会についても、同様の手段で学生たちに周知を図り、

できるだけ多くの学生が聞きに来るような体制を整えたい。実際に経験してきた受講生たちの話を聞くことで、より多くの学生たちにインターンシップ受講の動機付けが図れ、受講生の増加につなげることができると考えている。

地域インターンシップは全学統一科目であるので、本学部としては、他学部との連携を密にし、受講生及び受け入れ先の意向を尊重して、より教育的効果の高いインターンシップの実現を図ることとしたい。

〈必修・選択の配分〉

【現状】

本学部における卒業要件単位数は、124 単位である。平成 18 年度からの新カリキュラムにおいてこれらは、Ⅰ群（基礎科目群）、Ⅱ群（1～2 年次用の専門科目群（専門前期））、Ⅲ群（3～4 年次用の専門科目群）、Ⅳ群（コンピュータ関連科目群）、Ⅴ群（副専攻科目群）により構成されており、下表の単位数になっている。

[科目群ごとの必要修得単位数と必修単位数]

区分	必要単位数	このうち必修単位数
Ⅰ 群	40	16
Ⅱ 群	18	4
Ⅲ 群	26	8
Ⅳ群	10	3
Ⅴ 群	30	2
合 計	124	33

Ⅰ群には、オリエンテーション科目、基礎科目、第一外国語科目、第二外国語科目が含まれる。それらに含まれる科目のうち、「オリエンテーション・ゼミナールⅠ・Ⅱ」（4 単位）、「健康・スポーツ実習」（2 単位）、「英語Ⅰa・Ⅱa・Ⅲa・Ⅳa・Ⅲb・Ⅳb」（6 単位）、及び第二外国語いずれか一科目（4 単位）、合計 16 単位を必修としている。これらにより、大学における学習をスタートするために必要な基礎的知識と態度・習慣を涵養して大学にしっかりと導き入れるとともに、心身の健康づくり及び外国語コミュニケーション・スキルを身につけさせている。

Ⅱ群では、学部基幹科目 A 群（1 年次）の概論により文化情報学部分野の概観を提示して専門教育を立ち上げ、学部基幹科目 B 群において個別分野ごとの基礎的知識を提供している。また学科基幹科目において学科別に基幹的知識を教育している。ここにおいては、いわゆる 2 年次生演習である「プレゼミナール A・B」のみを必修としている。

Ⅲ群は、専攻科目と演習科目等によって構成されているが、「ゼミナールⅠ～Ⅳ」のみを必修としている。学生は、専攻科目についてはコースを決めて履修を進め、またこの「ゼミナールⅠ～Ⅳ」を選択制により履修し、専門科目の学習を進めることとなる。

Ⅳ群は、情報基礎科目と情報応用科目から構成されるが、前者に位置づけられている「情報処理概論Ⅰ」（2単位）と「情報処理実習Ⅰ」（1単位）を必修としている。両科目はコンピュータ関連科目のうち出発点となる科目である。

全学で横断的に開講している副専攻科目群であるⅤ群では、全学同様、「副専攻レポート」（2単位）のみが必修である。

以上のように、必修科目の合計単位数は33単位であり、卒業に必要な単位数に占める割合は26.6%である。これらは、語学系及び健康・スポーツ系を中心に1・2年次において必修科目の比重が高く、逆に専門科目における教育については、Ⅱ群とⅢ群を中心に幅広い選択肢が用意されている中において、学生が自らの希望に従って専門性をより絞り込んで履修していくことができる学習課程になっているといえる。

【評価と改善の方策】

幅広い学際性を持ち、新しい学術分野でもある本学部においては、堅牢な履修モデルを用意し、必修科目の比率を高めることは本来的に馴染まないものとする。むしろ、幅広い選択肢のなかで学生に自らの意志に基づいて履修させ、学習を進めさせることが、文化社会におけるこの分野の多様な可能性を拓くことに繋がる。この意味で、必修が演習系の科目と出発点となる科目に押さえられ、全体に占める比率が約四分の一であるのは、妥当な配分であると言える。

なお、全学年に必修として配置されている演習科目は、学年毎に徐々に専門性を高める内容となり、それに応じて教員が学習指導を進めることができるようになっている点、また担当教員がFAとしての機能をより現実的に発揮する場にもなっている点で、望ましいものと評価できる。これにより、履修指導、各種講座や行事等へ参加の促進、学生生活充実のためのアドバイス等々を着実に行うことができるようになっているのである。

〈授業形態と単位〉

【現状】

1 単位計算の原則

本学では、45時間の学習時間が1単位に相当するという原則に基づき、授業時間と授業回数、及び授業外の学習時間を合計し、各科目の単位数を定めている。

授業時間は、基本的に1回2時間となっている。授業回数は、通年科目が週1回で計30回、学期科

目は週1回で計15回である。

授業外の学習時間については、授業形態により算定の基準が異なる。講義科目と演習科目は1回の授業につき4時間、外国語科目・実習科目・実技科目は1回の授業につき1時間と算定している。

2 講義科目・演習科目

上記の方法に基づいて算出するなら、講義科目・演習科目の学習時間は、通年科目の場合、授業時間60時間、授業外の学習時間120時間で計180時間となり、単位数は4となる。学期科目については、学習時間が半分となるため単位数は2である。

授業形態については、講義科目は原則として教室における講義が中心となっており、履修者数が数百人規模のものもある。それに対して演習科目は、履修者数が数人から十数人程度である。演習科目においては、発表や発言等の授業への積極的・主体的参加が求められ、発表に際しては事前準備が要求される。

健康・スポーツ演習の中には、学内において秋学期に授業を行った後、春期の休暇中に合宿方式の集中授業（4泊5日）を実施するものがあるが、授業時間の算定方法は通常の演習科目と同一である。

3 外国語科目・実習科目・実技科目

外国語科目・実習科目・実技科目の学習時間は、上記の算出法に従うなら、通年科目の場合、教室における授業が中心となっている。授業時間は60時間、授業外の学習時間が30時間で、計90時間となり、単位数は2となる。学期科目については、学習時間が半分となるため単位数は1となる。

海外語学研修の授業形態は、他の外国語科目と異なり、授業期間における事前授業、及び長期休暇中の海外での外国語研修の2つの部分から構成される。事前授業は通常の授業と同じ形式で15回行われ、外国語研修もこれと同等、又はそれをうわまわる時間数の授業が実施される。単位を修得するためには、事前授業と外国語研修を共に履修することが必要であり、単位数は2である。

実習科目と実技科目には、コンピュータ操作に関する実習（コンピュータリテラシー）、健康スポーツ実習、インターンシップ科目が含まれる。コンピュータ関連の実習科目では、コンピュータ教室において学生に実際にコンピュータを操作させるかたちで授業が進められる。健康・スポーツ実習では、必要に応じて講義を行うとともに、主にグラウンドや体育館などにおいて教員の指導の下に学生が身体運動やスポーツ種目を実践している。

インターンシップAは、現場に学生を派遣するのに先立ち教室で30時間の講義を行い、学生に十分な準備をさせた上で、通常2週間程度の実習を派遣先で行い、実習日誌と実習レポートを提出し、その後、報告会における実習報告を行い、単位数は4としている。

【評価と問題点】

1 単位計算の原則

45時間の学習時間を1単位とし、それに基づいて授業形態ごとの単位数を算出するという方式は、

大学設置基準第二十一条に定められた範囲にある。この方式に従って設定された本学の各科目の単位数については、基本的に問題はない。

2 授業外学習

単位制度をめぐる最大の問題点は、必要とされる授業外学習の時間が確保されていないことである。

16年度の講義アンケートを例に、いくつかの科目の授業外学習の平均時間をみるなら、最も数値が良いのは外国語演習であり、以下、外国語科目、外国語演習及び健康・スポーツ演習を除いた演習科目、講義科目、の順になる。この順位は、単位制度の基本的枠組みに背馳する結果である。加えて、外国語演習にあっても、授業外学習の時間は「30分以下」が最多の38.6%であり、次位が「1時間～30分」の27.4%である。これは、一回の授業につき4時間の授業外学習という4単位科目の前提条件にはるかに届かない数値である。最も数値が劣る講義科目では、授業外学習時間は「0」が最多の50.7%、次位が「30分以下」の31.1%となる。

この結果は、単位数計算の妥当性の確保という点からみて、大きな問題をはらんでいると言わざるをえない。授業外学習は、授業内容や学生の学習意欲とも関連しており、一概に制度的な問題とは言えない。しかしながら、単位制度の基本的枠組と現状の乖離がここまで大きい以上、改善のための何らかの制度的施策を検討することとしたい。

【改善のための方策】

授業外学習時間の確保のためには、まず、授業内容や授業方法の工夫が必要である。例えば、予習・復習を前提とした授業内容とし、授業時に毎回課題を課すといったことで改善が見込まれる。また、履修ガイド、年度当初の全体的なガイダンス、各授業のガイダンス等で授業外学習を促すことも必要である。

しかし、学生の学習意欲やライフ・スタイルを考慮するなら、このような方法には自ら限界がある。例えば、1日に3コマの講義科目を履修している学生の場合、授業時間6時間、授業外学習時間12時間の計18時間の学習が求められることになる。残りの6時間で、通学、食事、睡眠等の時間を確保することは不可能である。このような問題を解決するには、履修科目数自体を減らす以外には方法はない。本学では17年度入学生より登録単位数の上限を引き下げた（詳細は「履修登録単位数の上限」の項を参照）。これによって、登録単位数と授業外学習時間との乖離の改善が可能となった。しかし、この改善は、所詮は限定的なものでしかない。例えば、46単位を登録した学生の場合、年間の学習時間の総計は45時間×46単位で2070時間となる。これを、授業週30週、週5日間学習するとして、1日当たりの学習時間を求めると、授業時間を含めて13.8時間となる。授業期間中の土曜・日曜の一定時間を授業外学習に充てることを前提しても、この数字は現実的とはいえない。

今後は、履修登録制限の引き下げだけでなく、卒業要件単位数の検討も含めて、実行可能な学習時間を前提とした制度を模索していきたい。

〈単位互換・単位認定制度等〉

【現状】

1 単位互換

本学は大学として彩の国大学コンソーシアムの単位互換制度に参加しており、本学部でもこれによる単位互換の実績を挙げている。詳細は、第1節ⅡAの〈単位互換制度〉の項を参照のこと。

2 単位認定制度

(1) 本学入学前の既修得単位等の認定

本学に入学する前に他の大学・短期大学で修得した単位や取得した資格等について、本学が教育上有益と認めた場合に本学で修得した単位とみなして、卒業のために必要な単位数として認定する場合がある。

ただし、一度認定した科目を変更することはできない。

(i) 本学の単位として認定できる単位・資格等

- (a) 本学入学前に大学又は短期大学で履修した授業科目について修得した単位
- (b) 本学入学前の高等専門学校又は専門学校(文部科学大臣の定める基準を満たす専修学校専門課程)の課程における学修
- (c) その他の資格等

(ii) 認定できる単位数

本学入学前の既修得単位等として認定できる単位数は、編入学、転学等の場合を除いて、外国の大学又は短期大学への留学により認定された単位数、及び本学在学中に取得した資格等に対して認定された単位数と合わせて60単位を超えない範囲となる。なお、この単位数は年間履修上限単位数に含まれない。

(2) 本学在学中に取得した資格等に対する認定

技能資格試験等により、資格等を取得した場合には、本学の該当科目について単位認定を行うことがある。

ただし、一度認定した科目の変更、及び本学で単位を修得済みの科目について認定することはできない。

(i) 本学の単位として認定できる資格等

認定できる資格等の詳細については、下表のとおりである。

(ii) 認定できる単位数

本学在学中に取得した資格等に対して認定できる単位数は、編入学、転学等の場合を除いて、外国の大学又は短期大学に留学により認定された単位数、及び本学入学前の既修得単位として認定された

単位数と合わせて 60 単位を超えない範囲となる。なお、この単位数は年間履修上限単位数に含まれない。

〔文化情報学部において認定できる資格等一覧〕

対象技能資格名	本学の認定対象科目	成績 評価	申出期間	資格の有効期限
英語検定準 1 級 TOEFL(PBT)500 点以上 TOEFL(CBT)173 点以上 TOEIC 650 点以上	英語Ⅲb、英語Ⅳb及び英語演習A ～Hのうち、いずれか1科目の計3 科目4単位	A	履修登録期間前	2年
英語検定 1 級 TOEFL(PBT)540 点以上 TOEFL(CBT)207 点以上 TOEIC 700 点以上	英語Ⅲb、英語Ⅳb及び英語演習A ～Hのうち、いずれか2科目の計4 科目6単位			
ドイツ語技能検定試験4級	ドイツ語Ⅰa・Ⅱa・Ⅰb・Ⅱb の うち、 いずれか2科目2単位		認定年度の1月末日まで	
ドイツ語技能検定試験3級以上	ドイツ語Ⅰa・Ⅱa・Ⅰb・Ⅱb の 計 4科目4単位			
実用フランス語技能検定試験4級	フランス語Ⅰa・Ⅱa・Ⅰb・Ⅱb のうち、 いずれか2科目2単位			
実用フランス語技能検定試験3級以上	フランス語Ⅰa・Ⅱa・Ⅰb・Ⅱb の 計4科目4単位			
中国語検定4級	中国語Ⅰa・Ⅱa・Ⅰb・Ⅱbのうち、いず れか2科目2単位			
中国語検定3級以上	中国語Ⅰa・Ⅱa・Ⅰb・Ⅱb の計4 科目4単位			
スペイン語検定試験5級	スペイン語Ⅰa・Ⅱa・Ⅰb・Ⅱbのうち、 いずれか2科目2単位			
スペイン語検定試験4級以上	スペイン語Ⅰa・Ⅱa・Ⅰb・Ⅱb の 計4科目4単位			
ハングル語能力検定試験4級	韓国語Ⅰa・Ⅱa・Ⅰb・Ⅱbのうち、いず れか2科目2単位			
ハングル語能力検定試験3級以上	韓国語Ⅰa・Ⅱa・Ⅰb・Ⅱb の計4 科目4単位			

日本語能力検定 300 点以上 日本留学試験(日本語)300 点以上	日本語Ⅰa・Ⅱa・Ⅰb・Ⅱb の うち、 いずれか2科目2単位		履修登録 期間前	3年	
日本語能力検定 350 点以上 日本留学試験(日本語)350 点以上	日本語Ⅱa・Ⅱb・Ⅲa・Ⅳa 及び日本 語演習A～Dのうち、 いずれか1 科目の計6単位				
初級システムアドミニストレータ	システム科学又は基本情報処 理演習のうち、いずれか1科目 2単位				
基本情報技術者試験	システム科学、基本情報処理 演習の計2科目4単位				
ソフトウェア開発技術者試験	基本情報処理演習、プログラミ ング演習Ⅰ・Ⅱの計 3科目6 単位				
司法書士	民法Ⅴ、商法Ⅱ・Ⅲ、民事訴訟 法、憲法概説、民法概説Ⅰ・ Ⅱ、刑法概説のうち、いずれか 3科目12単位	A	履修登録 期間前	3年	
行政書士	民法Ⅴ、労働法、商法Ⅰ、租税 法、行政法Ⅰ・Ⅱ、地方自治 法、憲法概説、民法概説Ⅰ・ Ⅱ、刑法概説のうち、いずれか 2科目8単位				
宅地建物取引主任	民法Ⅴ 民法概説Ⅰ・Ⅱ より1科目4単位				
法学検定試験2級	民法Ⅴ、憲法概説、民法概説 Ⅰ・Ⅱ、刑法概説のうちいづれ か1科目4単位				
日商簿記3級 全経簿記2級 全商簿記2級	簿記原理4単位		履修登録期間前 (ただし、当該年 度に資格認定さ れた場合は 1月 末日まで)		
日商簿記2級 全経簿記1級 全商簿記1級	簿記原理、原価計算論のうち いずれか1科目4単位				
日商簿記1級 全経簿記上級	簿記原理、財務会計論、原価計 算論のうち、いずれか2科目8 単位				

テクニカルエンジニア (データベース)	情報資源管理論4単位			
テクニカルエンジニア (ネットワーク)	情報ネットワーク概論4単位			

注. 科目名は平成18年度新カリキュラムに沿う

3 実績

(1) 技能資格取得等による単位認定実績（文化情報学部のみ）

平成14年度

- ① 日本語能力検定1級300点以上（日本語Ⅰ・Ⅱ）1名
- ② 基本情報技術者試験（システム科学、情報システム論）1名
- ③ TOEFL540点以上（英語Ⅶ、英語演習Ⅱ）1名

平成15年度

- ① 中国語検定準2級（中国語Ⅱ・Ⅳ）1名
- ② 初級システムアドミニストレータ（基本情報処理演習）1名
- ③ 基本情報技術者試験（基本情報処理演習、情報システム論）2名
- ④ 日本語能力検定1級300点以上（日本語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ）1名

平成16年度

- ① 中国語検定3級（中国語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ）1名
- ② 初級システムアドミニストレータ（システム科学）1名

平成17年度

- ① 基本情報技術者試験（情報システム論、システム科学）1名

平成18年度

- ① 初級システムアドミニストレータ（基本情報処理演習）2名

(2) 単位互換制度による他大学科目単位取得状況（文化情報学部のみ）

平成14年度 1名（7科目単位取得）

平成15年度 2名（それぞれ3科目、2科目単位取得）

平成16年度 2名（それぞれ1科目、1科目単位取得）

平成17年度 1名（2科目単位取得）

平成18年度 1名（1科目履修中）

【評価と問題点及び改善の方策】

技能資格取得等による単位の認定制度は、学生の勉学意欲を高めるためにも、また学生の到達したレベル、成果をきちんと認め評価するという意味でも、非常に有益な制度である。今後、対象科目の

拡充や、認定科目と対象資格とのレベルの妥当性のチェックを継続的に行うなど、更に充実させていくべきものとする。

対象科目の拡充という点で言えば、前掲一覧表の「司法書士」以下の9項目は、平成17年度までは含まれていなかったものである。これらは法学部や経済学部で認められていたものであるが、平成17年度から導入された副専攻制や、平成18年度からの新カリキュラムの施行などに伴って、本学部でも平成18年度から対象とすることとなった。本学部の専門性から見て、これらの資格を取得しようという学生は依然少ないかもしれないが、将来そうした学生が現れる場合に備えて、制度を整えておくこと自体はむしろ奨励されるべきものとする。

現状での実績を見れば、基本情報技術者や初級システムアドミニストレータの資格で単位認定される者が毎年必ず含まれていることは、本学部の専門性や教育内容によく合致するものであり、非常にうまくいっているものと評価できる。一方、語学関連の資格では平成16年度まで毎年1～2名の単位認定者がいたのが、平成17年度以降はおらず、少なくともこの2年は減少傾向にあるように見える。これについては今後の推移を見守りたい。ただしこれには、もともと本学部では、第二外国語の必修が1年次しかないという事情が関連していることも考えられる。つまり、1年次の学習を終えてから検定試験などに挑戦し、合格した場合でも、すでに認定対象科目は修得済みであり、ほかに認定すべき対象科目がないというわけである。いずれにせよ、語学関連の資格取得による単位認定が少ないということは一つの課題と受け止め、今後、一般的に外国語学習の動機付けや勉学意欲の促進をどう図っていくかというより広い枠組みの中で、この点についても検討を加える余地がある。

単位互換制度については、数は少ないながらも毎年必ず利用者がいることは評価できる。副専攻制の導入に伴って、学内だけでもすでにさまざまな専門性を持つ講義を受講できるようになったわけであるから、今後も単位互換制度が活発化するという見通しを立てるのは難しいかもしれないが、他大学との交流には、単なる授業単位の取得以上の意義があり、この制度については当面このまま維持していく。

〈開設授業科目における専・兼比率〉

【現状】

1 開設授業科目における専兼比率

〔文化情報学部科目群別の専任・兼任教員比率〕

学科	区分	区分	必修科目	選択必修科目	全開設授業科目
文化情報学科 春学期	専門教育	専任担当科目数(A)	65	52	117
		兼任担当科目数(B)	0	11	11
		専兼比率 ((A/(A+B))*100)	100.0%	82.5%	91.4%

	教養教育	専任担当科目数(A)	45	51	96
		兼任担当科目数(B)	35	38	73
		専兼比率 ((A/(A+B)) *100)	56.3%	57.3%	56.8%
文化情報学科 秋学期	専門教育	専任担当科目数(A)	65	51	116
		兼任担当科目数(B)	0	13	13
		専兼比率 ((A/(A+B)) *100)	100.0%	79.7%	89.9%
	教養教育	専任担当科目数(A)	36	54	90
		兼任担当科目数(B)	35	36	74
		専兼比率 ((A/(A+B)) *100)	50.7%	58.1%	54.9%
知識情報学科 秋学期	専門教育	専任担当科目数(A)	65	48	113
		兼任担当科目数(B)	0	5	5
		専兼比率 ((A/(A+B)) *100)	100.0%	90.6%	95.8%
	教養教育	専任担当科目数(A)	45	51	96
		兼任担当科目数(B)	35	38	73
		専兼比率 ((A/(A+B)) *100)	56.3%	57.3%	56.8%
知識情報学科 秋学期	専門教育	専任担当科目数(A)	65	56	121
		兼任担当科目数(B)	0	7	7
		専兼比率 ((A/(A+B)) *100)	100.0%	88.9%	94.5%
	教養教育	専任担当科目数(A)	36	54	90
		兼任担当科目数(B)	35	39	74
		専兼比率 ((A/(A+B)) *100)	50.7%	58.1%	54.9%

本学部においては、開設授業科目において専任教員の担当する比率は上表のようになっている。新カリキュラムは学年進行中のため、ここでは旧カリキュラムにおける比率を示した。現在、全開講科目のうち71.8%を専任教員が担当している。文化情報学科の専門教育は90%程度、知識情報学科の専門教育は95%程度を専任教員が担当している。専門教育の必修科目においては、100%を専任教員が担当している。これには、プレゼミナール(2年次生)、及び専門ゼミナール(3・4年次生)が含まれる。専門教育の選択必修科目においても、文化情報学科は80%程度、知識情報学科は90%程度を専任教員が担当している。

また、教養教育についてはそれぞれ55%程度を専任教員が担当している。ただし、教養教育に含ま

れているオリエンテーション・ゼミナール（1年次生）は100%を専任教員が担当している。教養教育に含まれる外国語科目では、兼任教員の比率が高く、英語では約半数が兼任教員であり、その他の外国語では8割強が兼任教員である。

2 兼任教員等の教育課程への関与

本学部では、カリキュラムの編成等教育課程の編成・運営に関与するのは主として専任教員であり、兼任教員の活動は講義に限られている。学部の開設当初からsemester制をとっているため、兼任教員の担当する授業はすべて半期単位で行われる。

外国語の兼任教員は、各領域別に毎学年末に専任教員を含めた「教科打合せ会」を行い、講義内容・講義計画についての共通理解を行うよう努めている。

また、「インターンシップA」、「キャリアディベロップメント」のように社会人が兼任教員として専任教員と組んで授業を担う場合には、専任教員と兼任教員とで講義内容・講義計画を協議の上決定している。

【評価と問題点及び改善の方策】

1 開設授業科目における専兼比率

オリエンテーション・ゼミナール、プレゼミナール、及び専門ゼミナールは、それぞれ大学生活に慣れるための導入科目、専門教育へスムーズに移行するための科目、及び専門教育を行う科目である。これらは、すべて必修科目であり、少人数体制の授業であることから専任教員が担当することが望ましいと言える。各学科の専門教育の科目については、3・4年次生を対象とした専門教育を行う授業であり、やはり専任教員が担当することが望ましい。したがって、この状況を維持していくことが必要と考えている。

外国語科目については英語では約半数が兼任教員であり、その他の外国語では8割強が兼任教員である。専任教員の割合が高くなることは望ましいが、学際的な教員構成の中で、また今後の本学の財政状態などを考えると、語学担当の専任教員のみを増やすことは難しい。現在は年度末に兼任・専任教員の打合せを行い、教科書の選定、授業の運営、成績評価等について十分な共通理解を形成することで、教育の質の維持・向上に努めている。したがって、当分はこの状況を維持していくことで対応しなければならないと考える。

2 兼任教員等の教育課程への関与

演習科目その他の必修科目は原則として専任教員が担当することは評価すべきである。専任教員が担当し得ない選択科目を兼任教員に委ねることは、学生に幅広い授業を提供するためにも必要である。その場合、外国語科目担当者にみられる「教科打合せ会」のような公式会合によって、本学部の教育目標に即した授業展開がなされるよう十分な意思疎通の継続が望ましい形である。

今後なされるべきは、専門科目の専任教員と兼任教員とが学問領域別に公式な打合せを行う機会を

設定していくことである。従来から講師控室等を利用した個人的かつ非公式な接触による意思疎通はなされてきたが、それによって果たせる機能には限界があるからである。したがって、専門科目においても公式会合による講義内容・講義計画についての共通理解を行うことが今後の課題である。

〈学生の多様化に伴う教育上の配慮〉

【現状】

1 社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

本学部においては、社会人学生及び外国人留学生の受け入れによる多様化が、必ずしも進んでいるとは言えない。社会人学生は近年では受け入れの例がなく、外国人留学生については毎年5名程度を受け入れているという状況である。

しかしながら、本学部では外国人留学生に対して、第一外国語として「日本語Ⅰa・Ⅰb・Ⅱa・Ⅱb・Ⅲa・Ⅳa」（ただし、平成16・17年度入学生は「日本語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ・Ⅵ」）の6科目を必修科目として設定し、日本語コミュニケーション能力の改善が十分に行われるように配慮しているものである。

なお、本学部は20名の編入学定員（3年次編入、また平成16年度以前は40名）を持ち、積極的に受け入れを行ってきた。編入学生は、専門学校出身者である場合や外国出身者である場合もあり、一般入試で一年次から在学してきた学生とは異なる特徴を持っていると見ることもできる。

そこで、編入学生のみを対象とした四つの配慮措置を行っている。すなわち、①四月当初には「ネットワーク講習会」を半日間開催し、コンピュータ・リテラシーに不安がある学生に対して補完的な教育を行った上、電子メールや学内ネットワーク等を使用するために徹底した指導を行い、②3年次より履修するゼミナールⅠについては、ゼミナール毎に編入生受け入れ枠を設けており、『編入学生用ゼミナール履修ガイド』を用意して説明会を開催して、履修しやすいように配慮している。また、③日本語能力に不安のある学生に対しては、「日本語演習A・C」（選択科目）を設け、その改善を着実なものとしてもらっている。更に、④5月末には教職員と学生のゼミナール連合が中心となって「編入学生歓迎会」を開催し、軽食をとりながら他の学生との懇談やゲームを行うなどして、交流の促進を図っているところである。

2 生涯学習への対応

本学部では、全学体制の中で科目等履修生の受け入れを行ってきた。募集は、「科目等履修生用講義時間割表」と「募集要項」を用意して、二月に全学一括で行っている。実績は次表の通りであり、近年は若干の減少傾向にある可能性があるといえよう。

〔科目等履修生の受け入れ状況〕

区分	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
人数(人)	15	13	15	8
履修コマ数	55	69	38	21

また、飯能市教育委員会と共催で行ってきた公開講座「市民の大学」、「はじめてのパソコン」、「楽しく学ぶ英語」、「あなたもゴルフを！ ～Let's Try GOLF!～」や、飯能市・入間市との協力の下に開催している地域学講座「彩・ふるさと喜楽学」（平成 16 年度以前の名称は「飯能学」）に多くの講師を出講させ、地域における生涯学習に貢献してきた。

【評価と問題点及び改善のための方策】

本学部においては、必ずしも学生の多様化が進んでいるとは言えない状況にあるが、唯一懸念される編入学生についても四つの配慮措置をとってきたのであり、概ね問題がないと言えよう。

一方、生涯学習への対応については、必ずしも学部独自のものではない。すなわち、現状では多くの科目等履修生は、自らの興味に従ってさまざまな学部の授業科目を個々に履修しているのであって、必ずしも学部教育の特徴に沿って募集する状況になっていない。科目履修生が体系的に学習できるようにするには、学部独自の履修モデルを提示するなどの方策が考えられる。今後、検討していきたい。

生涯学習講座等への貢献については、他学部に比しても少なくない講師を出講させており、大きな問題があるとは言えないが、学部における教育・研究の特色を更に発揮し、社会に還元することができるように新しい企画を立てる余地がある。全学との相談の中で検討を進めたい。

〈正課外教育〉

【現状】

本学では、大学と地域、更には近隣市町村との連携を図り、地域活性化に貢献することを目的として、本学学生による地域派遣を進めている。具体的には、①「学生参加による入間活性化プロジェクト」（文部科学省平成 16 年度現代的教育ニーズ取組支援プログラム採択）への学生の参加、②留学生を近隣市町村の小中学校へ派遣し、小中学生と留学生との交流を図りながら、異国間の文化・言語等の理解を深める国際化教育、③学生による市民への法律相談やパソコン指導、④地域の福祉施設でのボランティア活動、⑤隣駅前周辺、スクール・バスの停留所付近、市営運動公園などでの学生によるボランティア清掃などの活動である。

学内では、正課授業である各学部 1 年次必修の情報リテラシー実習科目において、教員の授業支援を行う SA（スチューデント・アシスタント）（学生アルバイト）が毎年 30 名ほど活躍している。これは教える学生と教えられる学生が、共に学びの上で成長することを互いに助けるという大きな意味を

持っている。

更に、平成 17 年度より、「駿河台大学飯能キャンパス司法研修室」が設置された。司法研修室は、法科大学院進学に係る学習支援のほか、国・地方公共団体の公務員試験や公益団体・企業の法務部等への進路を目指す学生のために、法学的思考力、法学基礎知識、法務実務的基礎知識と基礎技術についての自主学習を支援し、法学に係る本学正規教育における教育効果を相乗的に高めるために設置されたものである。

これらの正課外活動は、年々評価が高まりつつあり、その需要も上昇している。とりわけ、前記②の留学生による小中学校訪問は、小中学校長からの問い合わせが増大しており十分な評価が得られている。また、③の学生による「法律相談」や「パソコン指導」に関しても、地道な活動を続けており、その成果も市民から高い評価を受けている。

【評価と問題点及び改善の方策】

本学では、上記のように学生の地域への派遣などの正課外の活動を促進している。しかしながら、これら正課外活動へ参加する学生が、ある特定の学生に固定化されてしまう傾向にあること、あるいは参加学生数が減少していることが、問題点として挙げられる。今後は、参加学生の確保・増加をどのようにするか課題といえる。

そのために、本学では、まず第 1 の改善策として平成 14 年度秋より学生主体による「ボランティア情報室」を立ち上げ、学生の登録制によるボランティア活動への照会・参加を促している。この活動により、現在課外活動のサークルとして活動しているボランティアサークルも、正課外活動として吸収する方向も考えられている。

次いで、年々増大している留学生に対する広報活動を更に増やし、留学生による地域貢献を通して国際化教育を進めていく予定である。

いずれにしても、学生の自主的参加が課題であることから、日ごろから、①大学のホームページ、②掲示板への告示、③本学が発行している「大学ニュース」への掲載、及び④4 月初めのガイダンス教育での広報活動を通して、学生への啓発を促す活動をより一層進める必要があると考えている。

B 教育方法等

〈教育効果の測定〉

【現状】

1 一部授業における統一シラバスの採用と基礎教育（検討）グループの設置

高等教育のユニバーサル段階を迎えた現在、本学部においても教育効果の有効性及びその検証が問題となっている。本学部では、教授会やさまざまな案件を率直に議論する場である学科合同懇話会、あるいは学部 FD 研究会などにおいて、基礎学力のレメディアル教育をどのように実効的なものとするかを中心として討議・研究してきた。その結果、平成 18 年度より、一年次演習であるオリエンテーション・ゼミナールⅠ（春学期）及び同Ⅱ（秋学期）において、厳密な意味での統一シラバスを採用し、学部 FD 研究会等において効果的な教育方法等を相互研究しながら教育を進めることとした。これにより統一的に教育効果を測定し、不十分な点については学部全体として、内容を加除修正したり、教授法を改善したりすることができる体制をつくりあげた。

18 年度に初めて実施したものであり、客観的な効果測定方法の開発は今後に委ねられるが、その成果は後述する基礎学力試験の結果や学期末の成績評価によって、その初期的な検証をすることができることとなる。

また 18 年度には、これらの問題に対処するため、3 名の教員で「基礎教育（検討）グループ」を組織し、これらの教育内容、方法、効果測定方法等を研究・開発する体制をも整備した。

2 定期試験等による教育効果の測定

(1) 日常的な効果測定－小テスト・中間テストと小レポート

授業を進めていく途上において、学生の授業内容に対する理解度を把握するために、数回程度の小テスト・中間テスト等を行うことを教員間で奨励し、実施している。また科目内容によって、感想や意見を小レポートの形で書かせる場合がある。これらは、最終的な教育結果が出る前の日常的な効果測定であり、授業を有効に展開させるための最も重要な方法の一つであると同時に、期待される教育効果をあげるための不可欠なプロセスでもある。

教員はこれを用いて、次のような教育効果を得たり、教育活動に結びつけたりしている。

- ① 学生に授業の理解度を自己認識させる
- ② 学生の理解が不十分な部分について、補充的な解説を行う
- ③ 学習への取り組みが不十分な場合には、追加的に学習方法等をも指導する
- ④ 重大な学習上の錯誤がある場合には、個別的にアドバイスやヒントを与える

(2) 定期試験

定期試験が各授業において教育効果を測定する最も基幹的な方法である。完全セメスター制が実現

している文化情報学部においては、春学期末及び秋学期末に定期試験が実施されることとなる。なお、学生による知識の消化の仕方や、それを前提にした知識・技術・システム等の創意をも見る場合にはレポートに換えたり、また演習系の授業などにおいて制作物等の十分な評価材料がある場合にはそれを以て教育効果を測定することがある。

これらは、全学統一の期間と手続きで実施されるが、どの授業科目においてどのような試験方式が採られるかは、担当教員の裁量に任されている。これまでのところ、合理的に教育効果を測定するにはどのような試験方式が望ましいかという議論はなされてこなかったと言わざるをえない（詳細は後述する〈厳正な成績評価の仕組み〉の2(1)「多角的な成績評価」の項を参照）。

(3) 統一試験

本学部の英語教育（日本人学生にとっては第一外国語）においては、平成8年度より客観的評価基準としてTOEFL-ITPを活用してきた。現在では、1年次生は5月と12月の2回、2年次生は12月に1回、TOEFL-ITPを実施し、英語学習の到達段階を客観的な基準に照らして確認できるようにしている。これによれば、1年次の二回においては明らかな教育効果が認められるものの、一方で1年次秋と2年次秋では大きくスコアが伸びていないことが知られる。これらは、英語担当教員のミーティング及び学部教務委員会で分析・検討され、授業改善の資料として活用されている。

ドイツ語教育（第二外国語）においては、平成17年度より1年次のドイツ語（初級文法）の授業において全学統一試験が導入された。これらの結果も、英語同様、教育方法・内容の改善のための資料として用いられている。

(4) 基礎学力試験

基礎学力は、学士課程教育（教養教育及び専門基礎教育）の不可欠な前提であるが、本学部においてもその全般的な不十分さが問題になっている。また一方では、卒業生が入社試験等を受ける場合においても、この基礎学力試験が課される場合がほとんどであり、就職活動を支援していく上でも課題であるといえる。

そこで、本学部では平成17年度より全学統一実施の下で、1年次生に基礎学力試験を課し、その結果を客観的な基礎学力指標として把握するとともに、学部教育における諸種の改善に活用することとした。また平成18年度の春学期末には1・2年次生の全員に受験させ、以後学年進行に従って全学年の学生が年に一度は当該試験を受けることし、経年による基礎学力の変化をも確認できるシステムとした。基礎学力試験の詳細については前項〈学部学科の教育課程〉2(6)の「基礎学力試験」の項を参照。

17年度については、本学部学生のレベルは全国の学生の平均をやや下まわるものであり、基礎的問題における誤答率も予想より高いものであった。そこで、秋学期のオリエンテーション・ゼミナールⅡの授業時間において、確実に正答することが求められる問題に関して丁寧な解説を行う措置をとった。

18年度には学部統一シラバスで授業を行うオリエンテーション・ゼミナールⅠに、基礎学力向上のためのプログラムを4回に亘って盛り込み（ただし最初の3回は授業後半の一部を用いるものであり、

4回目は授業一回分である)、また秋学期のオリエンテーション・ゼミナールⅡには、基礎学力試験結果の返却と解説・指導を行う(授業一回分)とともに、やはり4回に亘って基礎学力向上にむけた学習に取り組むこととしている。

このようにして、基礎学力試験を基礎教育又はレメディアル教育における客観的指標の一つとして位置づけ、学部教育における教育改善の一つの柱としている。

3 成績評価による教育効果の測定

(1) 絶対評価と相対分布ガイドラインによる成績評価

成績評価の仕組みの詳細は、後述する〈厳正な成績評価の仕組み〉の項を参照。

学生自身が授業を履修することによってどのような教育効果を受けたかは、第一義的に成績評価によって表される。本学が採用している[A、B、C、D、F(不合格)]の5段階評価のうち、ある学生がAを多く取得したとすれば、その学生に対して単純明瞭に教育効果があったと見なしえるものである必要がある。しかし一方、その評価基準が極端にやさしいものであったり、逆に厳しいものであったりした場合には適正な教育効果指標とはならない。そこで本学部では、絶対評価により成績評価を行いながらも、成績評価についてA:20%、B:30%、C:30%、D:20%とする相対分布のガイドラインを設け、成績評価を行っている。

これにより、AやBを取得する学生の割合がガイドラインよりも高ければ、授業内容の水準が低い可能性があり、反対にCやDの割合が高ければ水準が高すぎるることとなる。教員はこれを踏まえて、学生が適正に学習できる水準に内容や授業方法を調整していくこととなる。

なお、相対分布ガイドラインは、次にふれるGPA制度の信頼性を維持する観点から、十分に留意されるべきものである。

(2) GPA制度

平成15年度入学生よりGPA(グレード・ポイント・アベレージ)制度を導入し、修得した科目における成績の質を数値で表示することとした。またこれに付随して、履修取り消し制度も導入し、不本意な履修を解消して学生が意欲的に履修を進めることができるようにした。

この制度は、学生に対して成績の質を自覚させるものであると同時に、教育・指導においては成績不振者の早期発見及びその面談指導、及び履修指導・学習相談などの基本データとして活用されている。

(3) 成績評価結果の検討

本学部では、平成17年度より成績評価の相対分布ガイドラインがどの程度機能しているかを含め、さまざまな相互検証を行うために、学部教務委員会及び教授会において全成績評価結果を公表し、議論を行っている。これらのデータは全学教務委員会で作成され、相対分布の割合を逸脱している場合には「超過」あるいは「過少」と表示されている。

これにより極端な成績の偏りが監視されるのであり、授業改善に寄与しているものと考えられる。

また、GPA 対象科目である演習系科目が相対分布ガイドライン対象科目から除外されているために、成績評価結果に大きなばらつきがでているなどの問題が発見されている。

4 授業アンケートによる教育効果の測定

(1) 授業評価（アンケート、ただし全学で実施しているもの）

全学で一斉に実施している授業アンケートは、授業目標の明確さ、理解の程度、知的満足度などを質問項目に含んでおり、教育効果を測定する方法の一つとして位置づけられる。

全ての授業の担当教員にフィードバックされる「授業アンケート結果報告書」には、質問項目毎の数値と、同じ位置づけの授業の平均値が記載されており、全授業における担当科目の評価の位置が認識できるようになっている。この報告書を各教員が点検することで、授業科目の目標が明確であったか、進度は適切であったか、理解しやすいものであったか、更には学生の期待に応えるものであったか等がづつさに知られるのであり、教育効果の客観的な測定が行われることとなる。

この報告書は、ファイル形式で不特定多数に公表されており、授業改善に対するインセンティブになっている一方、教務委員会等が介在せず、担当教員に対して個別にフィードバックするのみであるので、組織的な改善に結び付いていないのが現状である。

(2) オリエンテーション・ゼミナール・アンケート

導入教育とスタディ・スキル（基礎学力向上のレメディアル教育を含む）のために設けられた1年次演習のオリエンテーション・ゼミナールⅠ（春学期）及び同Ⅱ（秋学期）において、学部独自のアンケートを行い、入学動機、将来への期待、学習指向、授業内容への評価等のデータを取得してきた。

これによれば、学習指向と授業内容評価について、次の傾向にあることが知られる。学生は、小論文やレポートを書くこと、及び他の人の前で発表することを敬遠する傾向にあり、逆に、自分が学習するテーマを探究することや、必要な資料等を入手すること、及び他の人の発表を聞いて理解することを望む傾向にある。学生は、＜自分探し＞を続けていたいという欲求を持つとともに、個別主義と受動指向が併存している状況にあり、問題把握とその解決に取り組む体勢にない、と見なければならぬのである。これに関する評価と対策は極めて重要であるが、今のところ着手していない。

しかし一方、当該授業の履修学生のうち、約65%が概ね意欲をもって取り組むことができたと回答し、どちらとも言えないが約25%、概ね意欲を持てなかったが約10%であるものの、まずまずの効果を上げていることを推測させる。

5 教育効果の測定に基づく教育・指導

(1) 学生情報カード

従来より、学部生情報カードを作成してきたが、平成18年度には3枚一組の学生情報カードに発展させた。すなわち、カードAは入学当初に学生が記す基本カードであり、諸種の識別情報に加えて大学で学びたいことや将来の進路・希望等について記入する。カードBは毎年度当初に記入させる年次カードであり、修得単位数とともに、前年度の反省、当該年度の目標、卒業後の進路を記入するもの

である。カードCは履修科目確認シートである。カードAは入学当初に、カードBとCは毎年度当初に記入し、FAに提出し、FAは必要事項を記入しながら、次のFAに渡していくシステムである。

このうち、カードBの年次カード記入は、毎年行う学生自身による自己評価であり、教育効果の測定であると位置づけることができよう。また、FAがカードAとカードBを照合することによって、学生の学習達成度や将来の目標に向かっての到達状況等が確認できるのであり、広い意味での教育効果の測定を行うこととなる。FAはこれを踏まえて面談学生に対する学習指導を行っている。

(2) 出席不良学生及び成績不振者への個別面談・指導

教育効果を高めるためには、学生生活の指導を含め、個別的な教育・指導が必要である。本学では、出席不良学生及び成績不振学生、過年度生、留年確定者を対象として、それぞれの面談指導を行っている（詳細は、第1節ⅡBの〈留年生に対する全学的指導〉の項を参照）。

出席不良については、全学統一で、5月下旬までの間に3回以上欠席している学生を対象とし、成績不振についてはGPA1.3未満の学生を対象としている。面談・指導においては、その事由、原因、及びその解決について学生と面談して教育的指導を行い、その結果を面談票に記入してもらい、集約している。この際、授業出席を促す教育方法や、基礎学力の不足した学生に対する配慮等に不十分な点があれば、問題点として把握され、対応策がとられることになる。

平成18年度においてこれら面談の実施状況は、次の通りであり、可能な限りの実施をしている。

〔平成18年度における各種面談の実施状況〕

区分	対象者数	面談票提出数	提出率	面談実施率
過年度生	28名	26	92.9%	92.90%
留年生	11名	11	100%	100%
成績不振学生	63名	63	100%	100%
長期欠席学生	59名	53	90%	78%

6 卒業生の進路から見た教育効果の測定

本学部卒業生の平成13年度から平成17年度における進路状況は、下表のとおりである。なお、「その他」には学士入学、留学、専門学校、アルバイト、公務員浪人、進路届未提出、就職活動継続、就職しないものを含む。

〔卒業生の進路状況〕(単位:人)

区分	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
就職 民間企業	110	127	134	137	162
官公庁	5	7	1	1	1
教員	0	0	0	0	0

上記以外	1	1	2	2	2
(就職率)	(48.1%)	(50.8%)	(49.6%)	(50.4%)	(57.5%)
進学 自大学院	2	7	4	13	7
他大学院	0	1	2	2	2
その他	123	123	133	123	113
合計	241	266	276	278	287

「カリキュラムと国家試験」の項で見ると、本学部では司書資格、学芸員資格、「情報」科教諭免許状等を取得できるが、博物館における専門職員の採用条件の厳しさやとりわけ近年の公立図書館における司書職の採用件数の少なさ等により、これらの公務員としての専門職への就職は極めて難しいのが現実である。こうしたなかで、指定管理者等として公的サービスの一翼を担う民間企業等の就職の事例は見られる。

なお、以下、観光情報コースと映像音響コースにおける卒業後の進路の事例を記す。

観光情報コース（平成18年度より観光サービスコースと改称）は、旅行業、宿泊業、運輸業、飲食業、その他サービス業に対し、有能な人材を育成・輩出することを目指している。

現在のところ、観光情報コースの卒業生を業種別就職者に関連づけた資料は存在しない。入手可能な資料は、以下のとおり、学科ごとの卒業生を単位として業種別に関連づけるものである。観光情報コースは文化情報学科に位置づけられている。

なお、観光情報コースの平成14年3月卒業生は27名、15年3月卒業生は34名、16年3月卒業生は40名、17年3月卒業生は42名、18年3月卒業生は49名であり、その5年間の合計は192名である。

以下の表をまとめると、平成14年3月卒業生から平成18年3月卒業生までの5年間を平均すると、観光情報コースの卒業生は年平均38.4人であり、同コースが目指す業界への就職者数は年平均6人である。

これらのことから、現状においては、観光情報コースは就職に、十分、直結したものとはなっていないと言える。

〔文化情報学科の業種別就職者数〕(単位:人)

業種	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	総計
旅行業		1			2	3
宿泊業	1		2			3
運輸業	2	1	1	2	6	12
飲食業		3	4	4	1	12
合計	3	5	7	6	9	30

〔知識情報学科の業種別就職者数〕(単位:人)

業種	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	総計
旅行業					1	1
宿泊業			1			1
運輸業	1	1	1	1	1	5
飲食業	2	3	4	2	1	12
合計	3	4	6	3	3	19

映像情報コース（平成18年度より映像音響情報コースと改称）は、映像・音響の情報資源としての特質や意味を理解し、現代社会における映像・音響を中心としたコンテンツの制作、伝達、管理、保存などの機能を、理論と実務から体系的に学習することを目標としている。またマスメディアを中心とするメディアの理論や実践を学びながら、現代の情報社会に役立つ有能な人材育成を目指している。しかし、このコースの学生の多くが、テレビ、映画、CM制作、など、放送、広告関係に進むことを希望しているが、現実希望通りに就職できているとはいえない。

ここ5年間の文化情報学部の進路状況を見ると、全体としては、新聞・出版などの活字系をはじめ、放送・広告、制作会社などへの就職は、数としてはそれほど多くはない。この業種は、正社員として長くひとつの企業に就業するというよりも、アルバイトや派遣社員として経験や技能を身につけていきながらキャリアアップを図る場合が多い。そのため、アルバイトや就職活動継続と記した学生の中には、初めから正社員を考えていない学生もかなりいると見られる。また、このコースの学生に限られたことではないが、近年の傾向として、通信放送制作系だけでなく、情報サービス系の企業に進む数も多く見られる。これはインターネット関連の情報系の企業や、コンテンツ制作会社、広告会社、ケーブルテレビ局、コミュニティFM局など、メディア系、情報系、広告系の企業の業態が多様化し、そうした新しい環境の職場に進む学生も増えてきているものと考えられる。

〔文化情報学部卒業生の主な就職先〕

卒業年度	就職先
平成13年	広報社 産経広告社 東亜広告社 イースト ソフトウェア興業
平成14年	日本放送協会 有線ブロードネットワークス 産業報道出版
平成15年	電話放送局 エヌケーコミュニケーションズ ソフトオンデマンド
平成16年	飯能ケーブルテレビ ケーブルネット新潟 ソフトバンクBB
平成17年	エフエム茶臼 恒生産業 ワンダーライフ 不二オフセット

〔映像音響コースの業種別就職者数〕(単位:人)

業種	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	総計／コース 総計

アルバイト	15	13	30	24	19	101
就活継続	13	8	7	4	2	34
通信放送制作企業	2	2	1	1	1	7
情報サービス企業	12	7	9	9	6	43
計/コース人数	42/102	30/97	47/120	38/99	28/83	185/501

【評価と問題点及び改善の方策】

1 統一シラバスの採用と基礎教育（検討）グループの設置

平成 18 年度から本格的に着手されたものであり、基礎学力試験やオリエンテーション・ゼミナール・アンケートによって効果測定を進めていくことが必要である。

複数開講している同一授業科目において、厳密な意味において統一シラバスを採用していくことには、教育効果の測定点をしっかりと定め、教員相互にコミュニケーションを取り合いながら協力して対処していくというメリットがある。実際には、授業内容の加除修正、及び教授方法の改善を行っていくことになる。他の科目においてもこのような方式が採用できないか、更に検討していきたい。なお、基礎教育（検討）グループではこれらの実施と改善を着実に推進する予定である。

また、前述のオリエンテーション・ゼミナール・アンケートによって知られた、レポート作成や研究発表を敬遠する傾向や受動的な姿勢などの問題を見極め、授業においてどのように改善していくかを検討する。

2 定期試験等による教育効果の測定

(1) 日常的な効果測定－小テスト・中間テストと小レポート

期待される教育効果を生み出すための不可欠な方法の一つであると考えられる。実施が適当な授業においては、シラバスの授業計画や評価方法等において記述し、着実に実施していきたい。

とりわけ、教員と学生のコミュニケーションが疎遠になりがちな講義科目においては、一般的な実施を検討する。

(2) 定期試験

現状においては、どの授業科目においてどのように定期試験を実施して教育効果を測定するのかということに関して、教員の裁量権が大きすぎると考えられる。科目種別毎、あるいはコース・グループ毎に次の点について討議を重ね、学部レベルである程度の合意を形成していく。

- ① 授業科目の特徴と定期試験方式（レポート、ペーパーテスト）の関係、及び他の評価基準との複合のあり方
- ② その際に、定期試験が成績評価全体に占める割合

(3) 統一試験

TOEFL 及びドイツ語の統一試験については、年度による結果の変化を十分に吟味し、授業改善に結びつけていく必要がある。本学部では、平成 18 年度に語学教育グループを設置し、これらに着手する体制を整えたので、着実な実施を図りたい。またこれらの結果は、教科書選定や授業運営に反映させていく。

他の授業科目における統一試験の実施や、授業終期におけるものだけでなく、授業開始期におけるスターティング・テストやプレースメント・テストの実施等についても検討を進める。

(4) 基礎学力試験

平成 17 年度より開始し、18 年度に初めて 1 年次演習及び 2 年次演習に基礎学力のレメディアル教育を盛り込んだのであり、結果を丁寧に分析する必要がある。現在のボリュームが妥当であると判断できるのか、また内容的には他に着手すべき点はないかなどを検討する。

またこれを着実に実施するために、学部 FD 研修会等を開催し、教員相互で基礎学力不足の状況に関する認識を高めるとともに、教員側の教授法の有効性を高めていく努力を重ねる。

3 成績評価による教育効果の測定

(1) 絶対評価と相対分布ガイドラインによる成績評価

絶対評価と相対分布ガイドラインによる成績評価システムの運用について、2 点の問題がある。

第一に、相対分布ガイドラインの対象外とされながら、GPA の対象科目となっている演習系科目において、ほぼ相対分布を維持した評価を行う教員と、逆に課題達成などを指標として絶対的な評価を行う教員の両方が混在しているという問題がある。GPA は競争的指標であり、一度これを導入すればその公平な運用を図るために関連するシステムを整備せざるを得ないものとなる。この点について教員間で合意を形成し、改善する。

第二は、F 評価（不合格）のあり方である。現行のルールでは、F 評価の割合は定められておらず、科目毎の授業改善計画書の記述に際して、全評価対象者数の 35%を超えた場合にその理由を記し、改善しなければならないこととされているのみである。F 評価の過多は授業の要求水準について再検討を要するケースが少なくない。また F の過少についても同様の問題を持つ可能性がある。こうした認識が教員に共有され、学生に対する要求水準の設定の適正化を、教育効果の測定と連動して行っていくきたい。

(2) GPA 制度

本制度は平成 17 年度で 3 年が経過したのみであり、運用結果を分析・活用しながらも、一方では未だに制度・運用について調整を進めなければならない段階にある。

平成 17 年度における本学部の GPA 平均値は 2.4 であり、他学部が 2.2 あるいは 2.3 であることに比べやや高い値となっている。GPA に加算されるポイントが 0 となる F 評価が全く存在しなければ 2.5 となるはずの数値である。したがって本学部は、F 評価が少なすぎるか、あるいは相対分布のガイド

ラインによる評価がやや上方にずれたか、あるいは相対分布ガイドラインの対象外科目の評価が高いか、という傾向をもっている可能性がある。今後の継続的な分析を踏まえて、適正化を図っていききたい。

また、成績不振学生の GPA 値を 1.3 未満と定義しているが、平成 17 年度の対象者数は 56 名であった。この割合は他学部に比して低いものであり、析出のあり方が適正であるのかどうか、他の教育効果測定指標とも重ね合わせて慎重に吟味したい。

なお、本学部の成績評価が絶対評価と相対分布ガイドラインによって行われているのに対して、他の三学部では相対評価を採用しているという違いが存在する。全学のなかで GPA 値を比較する際に、その相対性がどの程度厳密に守られているかが問題となる可能性がある。この違いを持ち続けることにより、学部間での十分な比較ができないというデメリットを抱える可能性があるため、今後この点を進めていきたい。

(3) 成績評価結果の検討

成績評価結果の検討の仕方、及び公表のあり方について、現状では特段の問題はないと考える。

成績評価分布のアンバランスの問題が特定された場合には、教育における要求水準の問題と関連付けて授業改善が進められるように、教員間での議論を進めていきたい。

4 授業アンケートによる教育効果の測定

(1) 授業評価（アンケート、ただし全学で実施しているもの）

この数年の間に、全学レベルで問題の改善に着手してきたのであり、現状において特に問題とすべき点はない。

ただし、授業評価結果の学部単位での集計、及びその結果を活用した学部レベルでの教育改善は着手されていないため、早急に取り組んでいきたい。

(2) オリエンテーション・ゼミナール・アンケート

平成 18 年度より、本格的な統一シラバスを導入し、教授内容・方法等も FD 研修会を通して共通化してきたのであり、一定度の改善がなされていると評価できる。

しかし、学生の＜自分探し＞への欲求（決断を避ける傾向）、個別主義、及び受動的指向に関する問題については未だ着手されていない状況にある。

また、レポート執筆やプレゼンテーションに関する確かなスキルの養成をどのように実現するのか、あるいは更に、言語に関わるリテラシーの向上だけでなく、音響・映像に関わる新しいリテラシーについての教育を盛り込むかどうか等の検討を進めていきたい。

5 教育効果の測定に基づく教育・指導

(1) 学生情報カード

学生の学習到達度や教育効果を個々に確認し、将来の希望の具体化を支援するための要件を備えた構成になっていると評価することができる。

平成18年度には、教授会後の時間を使って初めて次期FAへのカード引継ぎを行った。FAが各種面談結果を本カードに摘記することを含めて、今後は着実に活用と引継ぎが行われるように定着させていきたい。

(2) 出席不良学生及び成績不振者への個別面談・指導

実施状況に見られるように、現状に特段の問題はないと考えられる。

ただし、面談の呼び出しに応じない学生がわずかながら存在する。現状では、多くの教員が保証人に電話連絡等をするところまで手を伸ばしているが、どのような方法で、どこまで実施するのかは小さな問題ではなくなっていると言える。今後はこのような問題への対処の仕方について共通の手順書のようなものを作成し、着実な対応をしていくこととしたい。

6 卒業生の進路から見た教育効果の測定

観光や映像分野の専門知識、コンピュータ・スキル等を含め、本学部で身につけた知識・技術が民間企業を中心とした就職に生かされているのは確実であり、一般的な景気の上向き傾向はあるにしても、卒業生数に占める就職者の割合が、平成13年度48.1%から平成17年度57.5%に増加しているのは評価してよい。

現状の項で例示したように、観光情報コースにおいては一定の卒業生が直接的な関連業種に就職しているものの、その数が限定的である要因のひとつは、それらの業界が景気低迷の影響を強く受けたことにあり、近年の景気回復とともに、就職者数もほぼ増加の傾向にあると言える。

とは言え、カリキュラム内容を更に就職に有効なものとしてほしいとの受講生からの要望も多く、今後は関連業界への就職と直結したカリキュラム内容とすべく、検討を始める予定である。

映像音響コースにおいては、[現状]で見たように、近年、大手の放送局や広告代理店などではなく、大学や学生の地元のケーブルテレビ局や、コミュニティFM局などにも、求人の機会が増え、きめ細かい映像・音響コンテンツ制作に携わることができる職域も広がってきている。また映像音響コースで学んだ学生は、情報の管理や再利用という観点から見ると、官公庁や一般企業などでも、映像コンテンツの企画・制作や、映像・音響資料の保存・再利用などの職能の需要が増大することが予想される。こうした状況の変化を考えると、この分野の就業は、従来までの雇用形態ではなく、映像・音響などの管理や再利用を専門とする人材が求められる新しい業態の創出に大いに貢献する可能性を秘めているといえる。平成19年度からは新たに音響分野の教員を一名任用して強化を図る予定となっている。

進学については、一定程度の学生が本学又は他大学の大学院に進学している。教育効果の測定という観点からは、就職率や進学率がその指標となるのは疑う余地のないことである。したがって、今後、在学中の成績や専攻分野、ゼミ指導教員などの基礎データと就職・進学の相関関係をきめ細かく分析し、とりわけ未就職の要因を解明する作業をする。これらの作業を通して就職率や進学率の向上に努めたい。

〈厳正な成績評価の仕組み〉

【現状】

1 履修登録単位数の上限

本学部では、学生の履修登録に際して、上限単位数を設定している。その数は、年度で多少の変動をみているが、平成16年度までは、各年次ともほぼ50以上で設定されていた。しかし、計画的な履修・着実な学習を促がすには履修上限単位を見直す必要があるという観点から、平成16年に集中的な議論を行った。その結果、従来の上限設定を見直し、44～46単位と低く設定することとした。

〔履修登録上限単位数〕

入学年度	1年次	2年次	3年次	4年次	卒業要件単位数
16年度以前	50	50	54	54	124
17年度以降	46	46	46	44	124

2 成績評価法・成績評価基準

(1) 多面的な成績評価

本学の成績評価の方法は、基本的に各教員に任されているが、原則として多面的な成績評価法を採用することが求められている。

本学の成績評価の方法を、科目別に見てみるなら、講義科目では、定期試験ないしレポートと出席点、あるいは小テストなどを中心として、2つないし3つの評価方法を用いた評価法が80～90%程度を占めており、1つの評価方法による評価は、5～20%程度となっている。

外国語科目や演習科目では、受講態度やプレゼンテーションの評価を含め、3つ以上の評価方法による成績評価が、80～90%を占めており、1つの評価方法による評価は見られない。実習科目・体育科目においても、1つの評価方法による評価はほとんど見られず、大半の授業で、3つないし4つの評価方法を用いる成績評価が行われている。

(2) 成績評価の方法・基準の明示

本学では、全科目について、成績評価の方法・基準をシラバスに明記することが求められている。

また、春・秋の定期試験については、試験期間前に、全教員にアンケートを行う。調査内容は、試験方式（筆記試験・レポート・実施せず）、及び筆記試験・レポートの実施要領であり、各教員が、担当する全科目について回答する。調査の結果は、試験実施の「定期試験実施内容」に集約され、定期試験の約半月から1ヶ月前に学生に配布される。

成績評価に当たっては、シラバスで事前に評価基準が学生に明示されている。成績評価は基本的には出席、定期試験及び平常点評価によって行われている。実習系科目については、出席などの平常点を

相対的に重視する成績評価を行っている。試験による評価に際しては、平成16年度まで行っていた絶対評価に加えて、平成17年度より相対評価を加味した評価を行っている（「文化情報学部成績評価に関するガイドライン」）。成績評価は、学部教務委員会、学科合同懇話会、教授会、学部FD活動等の中で厳格な成績評価の実施を行えるよう日常的に合意形成が計られている。

厳正な成績評価を行うために、平成17年度より相対評価を加味した「文化情報学部成績評価に関するガイドライン」を導入したが、更にその実効性を高めるため、全学教務委員会で作成される成績評価結果を全教員に配布している。公表される内容は各科目ごとに算出された4段階評価の割合と不合格者の割合である。この公表によって、成績評価に著しい偏りがある場合は、担当教員に対して学生に対する要求水準についての注意を促すことになる。

(3) 成績疑義申し立て制度

各学期末試験後、成績の告知に際して、評価に疑問を持つ学生が、成績に関する疑義を申し立てることが認められている。これにより、一旦告知された成績について再確認がなされ、必要な場合には評価の変更が行われる。変更の際には、その理由が併記され、担当教員が説明の要があると認めたケースでは、不変更の理由も呈示される。

過去におけるこの制度の利用件数、それに基づいてなされた評価の変更件数は下表のとおりである。

〔成績疑義申し立て制度利用件数〕

13年度		14年度		15年度		16年度		17年度	
件数	変更	件数	変更	件数	変更	件数	変更	件数	変更
95	29	62	11	40	9	69	14	24	10

3 GPAと絶対評価

(1) 5段階評価・絶対評価

本学部では絶対評価により[A、B、C、D、F（不合格）]の5段階評価を行っている。成績は、ある学生がAを多く取得したとすれば、その学生に対して単純明瞭に教育効果があったと見なしえるものである必要がある。本学部ではこうした観点から絶対評価を行っているが、一方、その評価基準が極端にやさしいものであったり、逆に厳しいものであったりした場合には適正な教育効果指標とはならない。そこで本学部では、絶対評価による成績評価を行いながらも、成績評価についてA：20%、B：30%、C：30%、D：20%を目安とする「成績評価に関する相対分布ガイドライン」を平成17年度より導入することとした。

これにより、AやBを取得する学生の割合がガイドラインよりも高ければ、授業内容の水準が低い可能性があり、反対にCやDの割合が高ければ水準が高すぎることとなる。教員はこれを踏まえて、学生が適正に学習できる水準に内容や授業方法を調整していくこととなる。

なお、相対分布ガイドラインは、次にふれるGPA制度の信頼性を維持する観点からも、十分に留意されるべきものである。

(2) GPA 制度

平成15年度入学生より GPA（グレード・ポイント・アベレージ）制度を導入し、修得した科目における成績の質を数値で表示することとした。また、これに付随して履修取り消し制度も導入し、不本意な履修を解消して学生が意欲的に履修をすすめることができるようにした。GPA 制度は、学生に対して成績の質を自覚させるものであると同時に、教育・指導においては成績不振者の早期発見及びその面談指導、及び履修指導・学習相談などの基本データとして活用されている。

成績評価は、A（100～90点）、B（89～80点）、C（79～70点）、D（69～60点）、F（60点未満）の5段階評価がなされ、A・B・C・D が合格、F が不合格である。その上で、A を4ポイント、B を3ポイント、C を2ポイント、D を1ポイント、F を0ポイントとし、各学生について、1単位当たりの成績の平均値を示す指標としている。

GPA の算出方法は以下である。

$$\text{GPA} = \frac{(4 \times \text{A 修得単位数} + 3 \times \text{B 修得単位数} + 2 \times \text{C 修得単位数} + 1 \times \text{D 修得単位数})}{\text{総履修単位数 (F を含むが、履修取り消し科目は含まない)}}$$

GPA の数値は、各種奨学生や各種表彰の対象学生の選出、履修指導・学習相談等に利用されている。

4 各年次及び卒業時の学生の質の検証・確保

本学では、次学年への進級が、同時に各年次の学生の質の確保になる学年制のシステムがとられていない。それにかわるものとして、スクリーニング制度があり、2年次から3年次、3年次から4年次への移行に当たって、ハードルが設定されている。

また、文化情報学部では必修ではないが、卒業論文（卒業研究）が設定されており、これも卒業時の学生の質を確保するための方途となっている。

(1) スクリーニング制度

本学では、各年次の履修登録上限単位数の改定に併せて、17年度以降の入学生を対象として、スクリーニング制度の全学的な導入ないし整備を行った。これは、3年次・4年次において必修となっている演習科目について、それらの履修に必要な条件を設定したものである。

3年次演習については、2年次終了時まで、4年間で卒業するためにこの時点で必要な最低単位数（＝卒業要件単位数－3年次・4年次の履修登録上限単位数の合計）を修得していることがその履修条件となり、また、4年次演習については、3年次演習の単位を修得していることがその履修条件となった。

〔3年次・4年次演習の履修条件〕

年次	対象科目	履修条件
3年次	ゼミナールⅠ、Ⅱ	34単位以上を修得していること。
4年次	ゼミナールⅢ、Ⅳ	ゼミナールⅠ、Ⅱの単位を修得していること。

スクリーニング制度によって、ある年次までの学修の目標が提示されることで、学生の計画的な履修・効果的な学習・教育が促進される。

それとともに、各年次における学生の質の確保に関しても、3 年次終了時点で一定数の単位修得者が取得可能となる「卒業見込み」とともに重要な機能を果たしている。

(2) 卒業論文・卒業研究

本学部では、卒業論文は必修となっておらず、卒業論文を書かないものは、ゼミ論文・ゼミ研究を提出している。

【評価と問題点及び改善の方策】

1 履修登録単位数の上限

平成 17 年度からの改定で、各年次で履修可能な単位数が低減され、各年次における無理のない学習・履修計画に沿ったバランスのよい学習が可能な体制が整備されたことは、積極的に評価されてよい。

しかしながら、履修取り消し制度の利用件数の大幅な増加等を勘案した場合、より計画的な学習を実現するには、履修登録上限単位の一層の縮減が必要となる。少なくとも、近い将来、すべての学年での履修登録上限単位数を 45 未満とするよう、本学部でも検討したい。

更に、この設定をより効果的なものとするためには、「履修ガイド」に模範的な履修モデルプランを提示する等、履修指導上の工夫とこれを連携させていくことも必要である。すでに平成 18 年度の「履修ガイド」では、「カリキュラムの特色・履修目標」の項目で、各専攻コースに対応した望ましい履修計画を提示しているが、これを更にきめ細かく実施していく予定である。

2 成績評価法・成績評価基準

(1) 多面的な成績評価

多面的な成績評価は、成績評価の適切性の確保の点からも、授業への出席・自宅での継続的な学習を促す点からも、学生の学習に良好な影響を及ぼすとみなされる。

本学においては、講義科目、外国語科目、演習科目、実習科目、体育科目のそれぞれにおいて、概ね、科目の性格・内容に応じて、複数の評価方法を用いた多面的な成績評価がなされていると評価できる。

しかし、講義科目においては、1 つの評価方法（学期末試験ないしレポート）のみによって成績評価がなされる講義が 10%から 20%程度存在し、ここには改善の余地がある。この点について改善し、多面的な成績評価をすべての授業で実現するために、2 つ以上の方法によって評価を行うための全学的なガイドラインが、平成 18 年度から導入された。今後は、このガイドラインに沿った成績評価の実施率について追跡調査していきたい。

(2) 成績評価の方法・基準の明示及び成績疑義申し立て制度

成績評価の方法・基準がシラバスに明記され、また成績疑義申し立て制度が設けられていることで、成績評価の公平性と透明性が確保され、責任のある評価の姿勢が保たれていると評価できる。

問題としては、成績疑義申し立て制度による成績の変更の現状である。毎年、何件かの評価の変更が行われている。成績評価の変更は、その理由が誤記である場合も含めて、教員による成績評価の信頼性を揺るがしかねない事態であり、原則的には皆無であるべきである。とりわけ、学生の個別的事情に応じた成績変更は、あらかじめ明示されている成績評価の方法・基準への信頼性を全面的に損なうことになり、いかなる理由をもってしても正当化することはできない。

こうした成績変更の問題性については、全学教務委員会が過去に何度か指摘し、そのつど改善がみられはしたが、今後、学生の個別事情に応じた成績変更の根絶にむけて、全学的な合意を図ることとしたい。

(3) 統一シラバス科目

担当教員の異なる複数のクラスで行われ、シラバスに一つの科目として記述される統一シラバス科目、特に、クラス指定の必修科目となっている外国語科目や一年次のオリエンテーション・ゼミナール、そして、情報系（コンピュータ）科目においては、クラス又は教員による偏りのない客観的で公平な成績評価の確保という観点から、全クラスに共通の基準を用いて成績評価を行うことが必要である。

これまで、成績評価方法の統一化の試みとして、法学部の1年次演習における出席に関する共通の評価基準の設定や、各学部での1年次必修の「英語」科目における TOEFL や英語統一試験の成績を組み入れた成績評価などがなされてきたが、全体として見れば十分なものといえず、更に工夫の余地がある。

こうした観点から、本学部でも平成18年度より、全ての統一シラバス科目について、全クラスに共通する統一的な成績評価の枠組み（評価全体に占める出席・授業態度・課題等の割合、単位取得に必要な最低出席回数等の設定）を整備したガイドラインを導入した。今後は、このガイドラインに沿った成績評価の実施率を追跡調査していく。

(4) 外国語

1年次の英語について、全学部において、各学部で実施される TOEFL の成績、又は TOEFL と英語統一試験の成績が、この科目の成績評価に組み入れられていることは、客観的で公平な成績評価の保証という観点から肯定的に評価できる。

ただ、本学部では、学部統一試験の得点が成績評価に組み入れられておらず、また TOEFL の成績が、必修科目ではなく選択科目の英語にのみ組み入れられていることについては改善の余地がある。

英語以外の外国語科目についても、こうした制度の導入を検討し、必要な条件を整備していきたい。

3 GPA と絶対評価

成績評価の基準については、5段階の評価基準の設定及び GPA の導入により、各学生について学習

の達成度の正確できめ細かな測定が可能となっている。また、絶対評価を基本にはしているが、「成績評価に関する相対分布ガイドライン」の導入によって、科目により著しい偏りのない、共通の基準に従った、一定の、公平で客観的な成績評価を確保する仕組みが施されている。

問題点としては、以下のことがある。

上記の仕組みにもかかわらず、いくつかの科目では、所定の割合から大幅に逸脱した成績評価が行われている。評価の公平性を担保するという趣旨を徹底し、こうした科目の数を減少させるための努力が必要である。本学部では、全教員に、担当授業科目の成績分布と科目群別の学部全科目の成績分布（自分の担当科目のみ名称を示したもの）を配布し、各教員に適正な成績評価のための自己点検を促しており、これを定着させることが重要である。

4 各年次及び卒業時の学生の質の検証・確保

(1) 各年次における履修登録上限単位数の設定及びスクリーニング制度

スクリーニング制度は、それと同時に行われた各年次の履修登録上限単位数の改定と併せて、2年次・3年次の各終了時において学生の質を検証ないし確保する体制の整備につながるものと評価できる。

今後は、これらの設定や制度の効果を、学生の履修状況の調査、分析に基づいて検証し、より適切で効果的な設定ないし制度への調整を継続的に検討していきたい。

(2) 卒業論文・卒業研究

本学部では選択科目として置かれている卒業論文は、卒業時における学生の質の検証・確保という意味からは、登録数も少なく、また実際の提出率は更に低くなることは好ましいことではない。「論文」という名称で敬遠されているらいがあるので、平成18年度からのカリキュラム改訂に当たっては、「卒業研究」という名称に切り替え、その運用についても見直しを行う予定である。いずれにしても、登録者数及び実際に「卒業研究」を完遂する学生の数の増大につながるような工夫をしていきたい。

〔卒業論文・4月登録者数〕(単位:人)

13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
48	48	57	65	80

卒業論文（卒業研究）を履修しない文化情報学部の学生については、最終年次の演習において、卒業時における学生の質の検証・確保の重要性を十分に顧慮した成績評価のあり方について検討していきたい。

〈履修指導〉

【現状】

1 個別指導を中心とする履修指導

1～4年次の全学年次を通じてファカルティ・アドバイザー（FA）制度を採用している。1年次は同一の教員が通年で、2年次は春学期と秋学期それぞれに別の教員が、3・4年次は同一の教員が学生の指導に当たっている。FA制度によって学生の履修状況を担当教員が把握し、成績評価が芳しくない学生に対しては、保護者宛に定期的に直接通知を発送している。このように、継続的に学生に対しても保護者に対しても注意を喚起するほか、こうした学生には直接面談（必要な場合には保護者も含めて）を実施して履修指導に当たっている。これが成績不振者面談である。

他方、各学期の開始から一定期間の授業回数を経て、オリエンテーション・ゼミナールや外国語、体育といった出席を重視する科目において、出席状況調査を実施し、その時点で一定の欠席をした学生を長期欠席者として扱う（6回の授業回数のうち、3回以上の欠席をしている学生を対象とする）。こうして特定された学生に対して成績不振者面談同様に、面談を実施している。これが長期欠席者面談である。

また、各学年とも年度始めの4月の履修登録時には、基本的にどのような履修登録を行ったらいいか、学生からの相談に応じ、適宜アドバイスを行うこととなっている。このための制度的な工夫として、オフィスアワーが活用されることになっている。オフィスアワーに関しては、4月当初の履修登録時には特に臨時にこれを設け、学生からの相談に応じやすくしているほか、通常の場合には1週間に1度各FAが、最低限1時間半の時間帯を設けることになっており、各FAの研究室での対応が義務付けられている。なお、オフィスアワーの曜日と時間帯は、年度当初に学生に配布される時間割表に明記されており、学生への周知と利便が図られるよう配慮されている。

履修登録は上記のように教員によるスクリーニングを経て、学生個人が登録していく流れである。しかし、安易に履修登録科目を多くしてしまう学生も散見される。平成15年度よりこうした傾向に一定の歯止めをかけるべく、履修取り消し制度が導入されている。制度導入後、今度は逆に本学部の場合、下表をみてもわかるように、非常に多くの履修取り消し者が出ている。履修取り消し制度も、安易に乱用することは戒めねばならず、このことは論を俟たない。

[文化情報学部履修取消者数](単位: 人)

H.15 春	H.15 秋	H.16 春	H.16 秋	H.17 春	H.17 秋
30	95	44	181	93	359

2 印刷物による履修指導

履修に関連する印刷物としては以下の3点があり、これらは全学生・全教員に配付される。

(1) 履修ガイド

履修ガイドには、大学のシステムやカリキュラム等に関連する情報がまとめて記載されている。大学及び学部の教育のシステムに関するものとして、学年・学期・授業時間、授業・試験・成績、学籍番号、学籍、卒業要件といった基本的なもの、掲示の場所や各種証明書の交付といった事務手続きに関するもの、学生に関連のある学則や諸規定が掲載されている。また、大学内の施設、教員の研究室、教員への連絡方法といった情報も掲載されている。また、カリキュラムに関するものについては、カリキュラム表、科目群・科目の性質やカリキュラムにおける位置づけ、学科やコースの特徴、科目の選択方法、履修登録の際の注意事項、科目の履修上の注意事項等が掲載されている。

(2) シラバス

シラバスには、各授業科目に関する情報が記載されている。平成15年度より全学でシラバスの書式や項目がほぼ統一され、各授業についてA4判1ページで記述されている。また、シラバスはすべてインターネットで閲覧可能になっている。記載事項は、科目名、単位数、科目のサブタイトル、目的と内容、関連科目、テキスト・参考書、成績評価の方法、履修上の注意、授業各回の授業計画である。更に、巻頭又は巻末に、学年暦、シラバスの利用方法、カリキュラム表、教員の研究室、メールアドレスや連絡先、索引も掲載されている。

(3) 講義時間割表

講義時間割表（履修の手引き）は、学部・学科・学年ごとの内容が一覧できるものが配布される。これには、学期・曜日・時限別、科目群別の授業科目名・担当教員・教室が掲載されている。更に、履修登録に関連する注意事項が記載されている。これには、履修登録の全体的な流れ、日程、科目を選択する上での注意事項、履修登録の方法、履修取り消しの方法、事前登録に関する説明と対象科目が含まれる。また、ファカルティ・アドバイザーのオフィス・アワーの曜日・時間・場所も記載されている。

3 ガイダンスによる履修指導

(1) 4月（年度当初）ガイダンス

(i) ガイダンスの概要

本学は、毎年4月に約1週間のガイダンス期間を設定し、学部・学年別にガイダンスを実施している。更に、文化情報学部においては、編入学生や再履修学生に対するガイダンスを、それぞれ独立させて実施している。

これらのガイダンスの目的は、大学生生活全体における各年次の学習の意味を理解させ、個々の学生の関心や目標にあった授業選択を促すことにある。そのための説明・アドバイスに加え、各年次におけるカリキュラムの特徴や履修登録上の注意事項等の具体的な説明も行われる。これには、学部長、学部教務委員長、学部教務委員の一部、教務課の担当職員が出席し、学生に対して説明を行う。

各年次生を対象とした第1回目の全体ガイダンスにおいては、履修ガイド・シラバス・講義時間割表（履修の手引き）等の印刷物が配布される。ガイダンスでは、当該年次の履修・登録に当たっての

重要なポイントを、履修ガイド等を参照しながら説明がなされる。このようなやりかたは、履修ガイドの重要性について、学生の注意を喚起することも意図している。

(ii) ガイダンスの内容

1 年次生に対しては、大学のシステムの基本的な事項、単位制度、カリキュラム、履修計画の立て方、授業に出席することの重要性、履修登録の仕方等が説明される。2 年次生に対しては、成績通知書の見方や再履修といった事項について説明し、更にカリキュラム表を用いて卒業要件の説明を行い、4 年次までの単位修得の方法を指導している。また、3・4 年次生では、卒業要件の充足等について説明している。

更に、平成 16 年度以降の入学生に対しては、上記のガイダンスに加えて Web 登録ガイダンスが実施されている。平成 15 年度以前の入学生は、OCR シートを用いて履修登録を行っているが、平成 16 年度以降の入学生は、コンピュータを使って、インターネット上で履修登録をしている。そのため、これに伴う技術的な指導を目的として、ガイダンスを実施している。主な内容は、コンピュータの基本的な使用方法と Web 登録をするためのアプリケーションの使用法の説明である。

(2) 副専攻ガイダンス

平成 16 年度以降の入学生が履修する副専攻制のためのガイダンスは、毎年 11 月に実施されている。副専攻制は全学共通であるため、いずれの形式にあっても説明内容は同一であり、副専攻制の趣旨や概要、履修方法、履修に当たっての注意事項についてガイダンスが行われる。また、副専攻の履修ガイド及びシラバスは内容量が膨大なため、CD-ROM 版で作成し、全学生に配付しているのも本学の特徴といえる。

なお、このガイダンスで不足の場合は、オリエンテーション・ゼミナールで補足的説明を行い、更に必要な場合は、オリエンテーション・ゼミナール担当教員が個別の相談を受けることとなっている。また、副専攻履修登録表は、上記担当教員が回収し集計することとなっている。

(3) 学部別ガイダンス

2 年次生に対して例年 10 月に実施されるゼミナール登録説明会や 1 年次生に対して行われるプレゼミナール説明会などがある。いずれもゼミナールは必修であるため、学生各人の関心に応じていずれかのゼミナールに属することになる。ここではそのゼミナールに登録するまでの流れを全般的に説明し、1・2 年次生の全学生が遺漏なくゼミ登録できるように説明がなされる。

4 留年者に対する教育上の配慮措置の適切性

上述したように、留年者が発生することを未然に防ぐべく、成績不振者面談と長期欠席者面談が制度的に実施されている。平成 17 年度末からは、4 年次生で卒業不可となった者に対しても全員、担当の FA が面談を行い、なぜ留年をするに至ったのか、原因を聞きだし、そこから問題点の改善を行うように指導している。なお、本項に関しては、第 1 節 II B の〈留年生に対する全学的指導〉も参照されたい。

【評価と問題点及び将来への展望】

1 個別指導を中心とする履修指導

履修指導は学部の基本理念である少人数教育に基づき、各学年とも FA が詳細に欠席状況や成績を把握して問題がある場合には、成績不振者面談及び長期欠席者面談という、制度化された方法によって、きめの細かい指導に当たっているため、この点に関しては評価されてよい。また、オフィスアワーの制度化についても毎週各教員の研究室を利用して、修学上の相談だけでなく、就職活動や個々の悩みなど様々な相談に応ずるように学部全体として取り組んでいる。更に、この点については1年間教員がどのくらい学生の相談に当たったか、翌年度に自己評価する制度が平成17年度より発足している。本学の基本理念である「愛情教育」の発現の場としても評価できる。

なお、平成18年度より「学生情報カード」が各学年とも全学生に対して配布され、これに基づき学生個人の性格や動向が細かく記入されるようになっており、この情報によって更にきめ細かい指導を実施できるようになることが期待されている。更に、平成18年度より、副専攻制度における副専攻レポートの3年次生による執筆が、本格化していくことになっている。ここにおいても、学部の枠を越えて学生が選択した各副専攻レポートの指導教員によって、各教員のオフィスアワーに加え、新たに昼休みも臨時オフィスアワーとして学生の指導に当たることが制度化されている。かなり行き届いた指導といってよく、この点は評価されてよい。

上記で指摘したように、履修取り消し者数が年々増加傾向にある。これは安易に履修登録を行うと GPA のポイント低下を招くという不利益が生ずることを理解するようになった、すなわち、制度の持つ意義に対する認識が学生間に定着してきたとも理解できる。しかし、まず各自で本来自分にあった履修登録というものを、よく考えてみるのが先決である。なお、平成16年度より各学年における登録単位の上限が、例えば、1年次50単位であったものが、46単位というように、抑制されるようになっている。今後は更に、履修登録の意義と履修取り消し制度本来の持つ意義とを、学生に対して徹底させていきたい。

2 印刷物

(1) 履修ガイド

履修ガイドには、大学のシステムやカリキュラムに関する公式の説明が示されている。そのため、学生にとっては大学生活を送る上での指針となるものである。必要な事項は遺漏なく網羅されていると評価できる。

ただし、学生の側から見て必ずしも使いやすいものとは言えない。特に、カリキュラム改革を実施した場合には、新カリキュラムと旧カリキュラムとが錯綜して、構成が複雑になるため、学生側に混乱する恐れが出てくる。そのため、教員側からの指導を受けつつ履修ガイドを併せて読むというように、学生は対応する必要がある。

(2) シラバス

シラバスは、学部ごとに分冊のかたちをとっているが、本学部で開設されている全授業科目が掲載されており、これを見ることで、すべての授業について内容を知ることができるようになっている。書式は全学で統一されており、わかりやすさ・みやすさの確保という点は評価できる。また、インターネットでも閲覧可能であり、教務課のカウンターにも常設されていることから、利用しやすさという点も評価してよい。

問題点として、記述が十分に統一されているとはいえないことが指摘される。個々の授業について、記述を比較した場合、同一の項目でも内容や記述の量にばらつきがあることは否めないため、この点を更に教員側に指導・徹底していきたい。

(3) 講義時間割表

講義時間割表（履修の手引き）には、履修登録に際して必要となる情報が要領よくまとめられており、使いやすさという点で評価できる。記載内容についても、特段問題とすべき点は見当たらない。シラバスや履修ガイドと比べて薄く軽いため、履修登録前にはほとんどの学生が持ち歩いており、利用頻度はきわめて高い。

3 ガイダンス

(1) 4月ガイダンス

4月のガイダンスは、対象学生の年次に合わせてポイントを絞った説明がなされるため、内容は比較的整理されている。また、学生は、履修ガイドを参照しながら説明を聞くことで、口頭で聞き逃しても自分で確認できる。全体としてみれば、4月ガイダンスは、履修指導として有効に機能していると評価することができる。

(2) 副専攻ガイダンス

副専攻自体が、発足して間もない制度であるため、ガイダンスも試行錯誤の段階である。現状では、ガイダンスによる副専攻の履修指導は、大きな問題点もなく機能していると評価できる。CD-ROM版の履修ガイド・シラバスについても、現在のところ大きな問題点はみつかっていない。

(3) 学部別ガイダンス

ゼミナールの選択に関するガイダンスは、学生にとっても重要な事項に関連しているため、学生の関心は高く、出席率も良好である。ガイダンスそのものについても、有効に機能していると評価することができる。

4 留年者に対する教育上の配慮措置の適切性

上記のように現行でも不振者面談の実施など、相当な努力が教員によって行われている。この場合、

教員による指導力の格差が発生しているのは、個人差という意味でやむをえない側面もある。これを少しでも是正すべく、全教員ともに面談指導を行う際に、統一用紙を用いてそこに記載された質問内容等を参考にしつつ、面談を実施している。この点は一定の評価を与えてよい。しかしながら、留年者は生活リズムの乱れと就学への意欲消失が大きな要因である以上、それを是正するための保護者と連携した家庭における指導も不可欠である。オフィスアワーを利用したり、保護者と意見交換する機会を多くしたりして、一層きめ細かな指導に取り組んでいきたい。

〈教育改善への組織的取り組み〉

【現状】

全学的な教育改善のための取り組みは、第1節ⅡBの〈学生授業アンケートとその活用〉、〈教育改善への全学的取り組み〉の項に記されているので、ここでは文化情報学部の取り組みに限定して記す。

1 学部教育改革のための委員会等の設置

本学部において、教育改革のための委員会等による組織的取り組みは、4年毎のカリキュラム改訂に対応して行われている。平成18年度からの学科再編、新カリキュラムへの移行準備のためには平成16年度より執行部を中心とした「カリキュラム改革ワーキンググループ」及び各学科コースの代表からなる「専門教育ワーキンググループ」が組織された。各コースでは、そこに所属する教員によるコース会議が持たれた。

2 オリエンテーション・ゼミナール

近年、本学部における教育改革においては、1年生を対象としたオリエンテーション・ゼミナール及び2年生を対象としたプレゼミナールが主要ターゲットとなっている。

それぞれの概要については〈学部学科の教育課程〉その他の項で既に記しているため、ここでは組織的な取り組みの観点に焦点を絞って述べる。

3・4年次生を対象としたゼミナールⅠ～Ⅳは、それぞれの専門領域の特殊性に任されて多様な教育実態があるが、オリエンテーション・ゼミナールにおいては、基礎的な学力の涵養等において、教育内容にはある程度の共通性が求められる。そこでシラバスとしては全担当教員共通のシラバスを用い、そのシラバスに添って教育することとしている。ただし、具体的な教材の使用、教育方法などは、個々の教員の裁量に任されている。

オリエンテーション・ゼミナールについては、全学的な授業アンケートとは別枠で、多岐にわたる項目についてアンケートを実施している。

3 ファカルティ・ディベロップメント研修会

教育改善の一環としてのファカルティ・ディベロップメント（FD）研修会は、学科合同懇話会の枠組みの中で年数回、行われており、平成17年度は、主としてオリエンテーション・ゼミナールにおける教育内容に関わるものを扱い、テーマとして情報検索技術、コミュニケーション・スキル、基礎学力向上のための共通参考図書の利用等、について発表と意見交換が行われた。ほかに、教員の個人ホームページの作成についてもFDとしてとりあげている。

4 その他の取り組み

新任教員に対しては、学部長、教務委員長、入試委員長より、学部教育及び学部運営の現状と課題についてガイダンスを行っている。

【評価と問題点及び改善の方策】

1 学部教育改革のための委員会等の設置

平成18年度からの学科再編、新カリキュラムへの移行は、順調に実施できているが、これを点検し、とりわけ専門コースにおける教育のありかたについて論議することとしている。平成18年度は前年からのコース会議をそのまま継続して問題点の摘出や改善策について検討し、これをもとに運営会議や教授会での論議を効果的に進める予定である。

2 オリエンテーション・ゼミナール

平成17年度より全学的に開始した基礎学力試験の結果、新入生の基礎学力が劣っていることが明確となった。これに鑑み、オリエンテーション・ゼミナールを基礎学力の向上の場としても活用するための項目を共通シラバスに盛り込み、これに対応した共通の参考図書を各担当教員が使用する方向でFD等での検討を重ねた。平成18年度からはこれを実施している。

3 ファカルティ・ディベロップメント研修会

教育技法の共有化の面で研修会は効果的に作用していると思われる。今後は3・4年のゼミナールの教育内容・方法等についても発表と技法共有化の機会を持ちたい。いずれにしてもFD活動の企画は、学部長・教務委員長・入試委員長を含む学部運営会議で時宜に応じて立案されており、継続的实施を保障する制度的裏づけは未着手である。FD活動の充実を図り、学部の持つ教育上の問題点を改善するためにも、FD企画委員会のようなものを学部に設置したい。

4 その他の取り組み

常勤の新任教員に対してはガイダンスが実施されているが、非常勤講師については必ずしも十分な対応ができていない。学部長、教務委員長及び関連分野の専任教員と非常勤講師との間での意見交換

の場を設けることとしたい。

〈授業形態と授業方法の関係〉

【現状】

1 授業形態

全学的な教育方針の一環として本学部も、演習科目、実習科目、外国語科目において、学生の積極的で主体的な学習態度を涵養すべく、少人数クラスでの指導、教育を実践している。

授業形態は、主に、講義方式の授業形態と、小規模のクラスで行われる演習、実習等の授業形態から成っている。建学以来、本学では、少人数教育が教育指導方法上の中心的な理念となっており、特に、演習科目、実習科目、外国語科目において、学生の積極的で主体的な学習態度を涵養すべく、少人数クラスでの指導、教育が実践されている。また、以下に見るように、現代の大学教育に対する内外の多様な要求に応えるべく、多種多様な形態の授業が活用されている。

(1) 演習科目

(i) オリエンテーション・ゼミナール

4 学年の各年次に、当該年次の学習の性格に対応した演習が必修科目として置かれており、少人数の学生を対象として、きめの細かい教育指導が行われている。1 年次に必修科目として置かれているオリエンテーション・ゼミナールは、大学での学習への導入がスムーズに行われるように、全クラスで専任教員が担当者となり、1 クラス 15 名程度の少人数で（1 年次では語学クラスとオリエンテーション・ゼミナールが、相互に関連する形でクラス編成されている）、個々の学生の特性に応じた指導が可能な形態がとられている（A〈学部学科の教育課程〉の 2(1)「オリエンテーション科目」の項目も参照されたい）。

(ii) 2・3・4 年次演習

2 年次演習であるプレゼミナールは、受け容れ上限人数 20 で実施されている。3・4 年次に必修科目として置かれている演習も、最大 18 名を目安とした少人数のクラス規模となっている。すべての演習で、3 年次生・4 年次生個別に授業が行われている。2・3・4 年次の演習では、少人数規模の授業形態の下で、学生による調査や発表、そして、学生の教員や他の学生との議論・討論を中心とする授業方法がとられており、学生が、単に知識を獲得するのみでなく、自ら調べ、考え、発表するという主体的な学習態度や、コミュニケーションの能力を効果的に習得できるようになっている。

(iii) 外国語演習

全学部の学生を対象に開講されている「英語演習」では、科目の性格を考慮して、基本的に 25 名以下の人数が保たれるように受講者数に制限を設けている。同じく全学部の学生を対象とするドイツ語・フランス語・中国語・韓国語・スペイン語の「語学演習」も、同様に少人数の演習形式で行われ

ている。

(iv) 健康スポーツ演習

4 学部合同で行われる「健康スポーツ演習」は、1 クラスの人数を 40 名に制限して実施されており、実技に加えて、発表やレポート等が課され、演習に相応しい授業形態となっている。

なお、上記の演習科目のすべてにおいて、学生が作成した資料・レジュメ等の利用に資するために、学生 1 名当たり 100 枚の複写（コピー・カード）が担当教員に支給されている。

(2) 実習科目

(i) 情報系科目

1 年次において、基本的な情報リテラシーの修得を目的として全学部で必修となっている情報（コンピュータ）系科目及び 2 年次以上において各学部に設置されているコンピュータ・情報処理に関する種々の科目は、すべて 50 名を限度とするクラス規模で、PC（ないしノート型 PC 使用可能）及び LAN を完備したコンピュータ教室で実施されており、本学部ではノート型 PC が必携となっている。なお、これらの実習科目では、学習効果をより確実にするために SA（学生アシスタント）制度が設けられ、担当教員の判断により利用されている。

(ii) 健康スポーツ実習

1 年次の必修科目となっている「健康スポーツ実習」では、全学部合同で授業が実施されている。種目ごとに、50 人を上限としてクラスが編成され、実技指導を中心とした内容の授業が行われている。

(iii) インターンシップ

アウト・キャンパス・スタディの形態で行われているインターンシップは、夏期休暇中に約 2 週間、学外地域の民間企業や自治体、NPO 法人における職業労働の体験実習として実施される。またこれに先立って、春学期の授業時には、学内で、実習の準備のための事前研修やオリエンテーションが演習形式で行われている（詳細については、第 1 節 A の〈地域の教育力〉〈現代 GP「学生によるく入間」活性化プロジェクト〉、第 2 節 A の〈インターンシップとボランティア〉の項を参照）。

(3) 外国語科目

(i) 第一・第二外国語

第一・第二外国語クラスでは、学部によってクラス規模にかなりの差が見られるが、学習が効果的なものとなるように、全体として 1 クラス 20～40 名程度の人数を目安に編成されている。演習と同様に、学生が確実な出席と積極的な参加を求められる形態の授業が行われる。

(ii) 海外語学研修

特色ある外国語の授業形態として、外国で異文化を実際に体験しながら外国語能力を高めることを目指す「海外語学研修」がある。これは、モナッシュ大学・セント=マイケル大学・ロンドン大学（英語）、ウィーン大学（ドイツ語）、ソルボンヌ大学（フランス語）、サラマンカ大学（スペイン語）、北京師範大学（中国語）、延世大学（韓国語）の各大学で行われる 3～4 週間の語学研修コースに参加するものであり、海外での研修に備えて、出発前に 1 学期間に亘って事前準備の授業が行われる。詳し

くは、第3節の〈国際交流の推進〉を参照のこと。

(4) 講義科目

講義科目は、開講科目のうちで最も数が多く、学部教育を支える柱の一つである。受講者が50名以下の小規模な講義から、200名を超えるものまで、様々な規模の講義が行われている（「大学基礎データ」表40参照）。講義科目においては、教育効果を上げるために、教員各自が、プリントの配布やAV機器の利用等の工夫を行っている。また、大規模な教室の講義においても、教員から学生への一方的な講義を避け、両者の双方向型の授業が可能となるように、授業中の小テストやリアクション・ペーパー等の様々な方策がとられている授業もある。なお、講義・演習の活性化、実社会への視点や国際的な視野の育成を目的として、すべての授業において、教員1名につき各学期1回、通年で計2回まで学外からの特別講師の招聘が認められている。

2 マルチメディアを活用した教育

マルチメディアを活用した教育については、本学部の場合、特に映像・音響情報コースと情報デザインコースにおいて、顕著にそれが認められる。メディアセンターはそのための中核的施設であるといえる。メディアセンター（第9章「図書館と情報基盤」も参照）内にあるFMスタジオでは、特に映像・音響情報コースの授業内においてその活用がなされており、更に、授業以外にもここで学生によって自主制作された番組が、学内で放送されている。やはり同センター内にあるメディアラボは、デジタルコンテンツ制作システムの総称であるが、次の四つの機能から構成される。

- ① メディアガーデン（映像スタジオ）：デジタル機器を備え、高品位のデジタル画像を収録することができる。
- ② メディアコクピット（調整室）：メディアガーデンの映像・音声をコントロールし、デジタルビデオに収録する。
- ③ メディアファクトリー（デジタル映像編集室）：様々な素材をフルデジタル編集・加工するシステム。
- ④ メディアパーク（視聴スペース）：メディアガーデンやメディアファクトリーで制作した映像を視聴できる。

これらが適宜授業において利用されている。加えてこの他にも、AVライブラリーにおいては、1万3千点を超えるAV資料が揃っており、教材資料を視聴しながら学習することが可能となっている。また、パソコンの利用は本学部の根幹的な要素であるところ、パソコンエリアにおいて学生は、インターネットによる調査、レポートの作成、メール利用などを行うことが可能である。

【評価と問題点及び改善の方策】

1 授業形態

既述のように、ほぼ理念とする少人数教育を実践しており、この点は評価できる。例えば、本学部

独自の実習科目である「観光インターンシップ」をみると、独自の理念に基づきこれまでに一定の成果をあげてきている（詳細は、Aの〈インターンシップ〉の項目参照）。このように、大学内・外の多様な関心や要求に対応した種々の授業形態が試みられ、一定の効果を上げていると評価できる。大教室における講義についても、現在、教育効果を著しく損なうほど大規模な受講者数の講義はなく、また、教育効果を挙げるために様々な授業方法の工夫がなされており、特に問題のない状態であると評価できる。

2 マルチメディアを活用した教育

本学部の授業内容（特に映像・音響情報コースと情報デザインコース）に対応する形で、メディアセンターに高額な機器が揃えられていることは、高い評価を与えることができる。授業の枠を超えて学生たちがこうした機材を使用していることも、将来当該分野において就職活動をするような場合に、一定の利点となりうる。しかしながら、その利用はまだ十分に使いこなしているという水準にまで達してはおらず、この点で一層の利用促進を図りたい。これに関し、平成18年度の学部改組に伴い、新規カリキュラムが編成されたが、そこで新たに音響・音楽分野における科目が新設されている。これは当該分野に対する学生からの専攻志望が根強いことを受けて、カリキュラムに反映させたものであるが、カリキュラムの新設に加えて、新たに当該分野の教員を平成19年度4月より任用することが決定されており、マルチメディアを一段と利用した授業が行なわれる予定である。

〈国内外における教育研究交流〉

第3節「教育研究における国際化への対応と国際交流の推進」を参照のこと。

IV 現代文化学部

A 教育内容

〈学部学科の教育課程〉

【現状】

1 学科編成とカリキュラムの基本（大学、学部、学科の理念・目的等との整合性）

現代文化学部の基本理念・目的は「我々が直面している現代を、様々な文化の重層化、衝突の時代、様々な価値観の再編成、再構築の時代と捉え、現代の様々な在り様を、比較文化論あるいは心理学の方法・見地に従って、探求し教授することによって、文化並びに人間の諸領域を構造的に把握することのできる、偏見のない文化、社会、人間関係の創造者を育成すること」であり、これは、駿河台大学の「豊かな知的教養と国際感覚とを備えた人材を育成するための徹底した人格教育」という理念、「国際化という時代の動向に配慮した教育」という教育目標を人文科学の領域において実現しようとするものである。

本学部は、この理念に沿う形で、比較文化学科と心理学科の2学科によって構成されている。ただし、大学に入学してから専門教育の内容や自己の学的興味の所在等を十分に確認した上で所属学科を決めることができるように、各学科への進学は2年次からとしている。

(1) 比較文化学科

比較文化学科は「日本固有の文化並びに異質な文化に対する比較文化論的かつ系統的な理解と開かれた感性を持ち、文化と社会に対して総合的かつ創造的な判断力を備えた、行動力ある人材を養成すること」をその教育目標として、次の二つをその教育目標を実現するための教育方針としている。

- ① 比較文化の方法論に則ったバランスのとれた教育による異文化理解・国際的教養の陶冶
- ② 語学教育を含めた異文化間コミュニケーション能力の育成

後述の「専門教育の概要とカリキュラム上の位置づけ」の項において詳述するが、この教育方針を具現化するために、比較文化学科の「主専攻発展科目群」には、言語関連（8科目）、異文化間コミュニケーション関連（6科目）、文学関連（16科目）、文化関連（17科目）、研究法（1科目）の科目が設置されている。別の分類を行うならば、欧米文化関連（19科目）、日本を含むアジア文化関連（14科目）、多文化・比較関連（14科目）、研究法（1科目）の科目が設置されていることになる。

また、第1・第2外国語に開設された全外国語に対して「自由選択外国語」として少人数の語学演習を設置し、集中的かつ主体的に外国語を学ぶことができるようにしている。更に、実地の場で、様々な文化を学び、コミュニケーション能力を磨く場として、留学を強く奨励している。

(2) 心理学科

心理学科は、「現代社会、現代の文化諸事情から発生する現代的課題に対して心理学的な分析と理解

を深めるとともに、次世代において社会の担い手となり、それらを発展させる主体となるべき基本的能力を育成すること」をその教育目標として、次の二つをその教育目標を実現するための教育方針としている。

- ① 現実の問題に対し、幅広い心理学的知識に基づいて、客観的・実証的手法で考察・検証する態度の修得
- ② 心理学のみならず、哲学から文学、更には生物学まで幅広い知識を併せ持つことによる、多様でバランスのとれた人間理解及びそれに基づく人間関係構築能力の涵養

詳細は「専門教育の概要とカリキュラム上の位置づけ」の項に譲るが、①に関しては、心理学科の「専攻発展科目」A群に、認知心理学関連（4科目）、発達心理学関連（4科目）、社会心理学関連（4科目）、臨床心理学関連（6科目）、研究法（8科目）の科目が設置されている。特に、研究法等を充実させることにより、客観的・実証的に心理学を学ぶことができるように配慮している。また、心理の専門科目は、卒業後、認定心理士の資格を取得することができるだけの充実度を示している。

②に関しては、言語、生命科学、宗教等に関連する科目を「専攻発展科目」B群に14科目設置し、最低6単位の修得を義務付けているとともに、比較文化学科の「主専攻発展科目群」の大部分を「専攻関連科目」として受講できるようにしている。

2 カリキュラムの体系性と学校教育法・大学設置基準との関連

学校教育法第52条並びに大学設置基準第19条に謳われた理念を具現化すべく、本学部のカリキュラムは、下記の体系性をもって構成されている。

- ① 1年次において、十分な「導入教育」を学習の起点として提供する。
そして、この「導入教育」には、必修の1年次ゼミ、初等情報教育が含まれる。
- ② 1年次から充実した「教養教育」を提供して、知の基盤を形成する。
そして、この「教養教育」には、必修の2年次ゼミが含まれる。
また、体育科目を1年次必修として、「体育」にも配慮する。
- ③ 「外国語教育」を充実させ、コミュニケーション、異文化理解等の基礎を築く。
第1、第2外国語の必修科目を1年次に各2科目4単位、2年次に各1科目2単位設置して、大学教育の初期の段階で語学能力並びに異文化理解・国際的教養の基礎を築く。また、演習形式の選択科目を充実させて、自主的な語学学習を可能にする。更に、留学を推奨し、実地的な語学能力を獲得し、異文化を理解する機会を提供する。
- ④ 「専門導入教育」を1年次から履修できるようにして、専門教育の基礎を築く。
- ⑤ 2年次からの「専門教育」により幅広くかつ本格的な専門的知識を提供する。
- ⑥ 3・4年次に必修ゼミを置き、同一教員が担当することによって、その専門的知識を深化させる。
- ⑦ 4年次ゼミの担当者の指導の下に、4年次末には「卒業研究」をまとめ、専門教育を中心とした大学における教育の成果を形にする。

加えて、比較文化学科では、平成16年度より「副専攻」、「キャリア教育」を導入している。

「副専攻」は、主に2年次から、テーマに沿って専門以外の科目を学ぶことを可能にする点で、教

養教育の発展形という性格を持つとともに、3年次必修の「副専攻レポート」によってその成果をまとめる点で、第2の専門という性格も有している。それゆえ、「副専攻」の導入は、上の②「教養教育」並びに⑤「専門教育」を強化するものと言える。

また、「キャリア教育」は、就職並びに生涯設計に関して考える機会を提供するとともに、大学での学習を自らと社会との関係の中で再認識する機会を提供するものである。ここでは、2年次に、就職と生涯設計の基本を学ぶ「キャリアデザイン」を必修科目として設置している。

カリキュラムの体系性に加えて、大学設置基準第19条第2項は「幅広く深い教養及び総合的な判断力」を培うこと、「豊かな人間性を涵養する」ための教育課程編成上の配慮を求めている。そこで、現代文化学部では、1年次から4年次まで少人数ゼミ形式の演習を必修科目として置き、肌理の細かい教育指導を可能にするとともに、他者理解、コミュニケーション能力、プレゼンテーション能力などの陶冶に努めている。また、それまでの自分を振り返らせ、学生生活の目標を立てさせることをねらいとする「学生情報カード」を用意し、1年次演習においては春学期・秋学期の始めと終わり、2年次演習においては年度の初めと終わりに記入の機会を与え、より充実した学生生活を送ることができるように配慮している。加えて、専任教員全員が毎週1時間程度のオフィス・アワーを設置して、学生の要望に個別に対応できるようにしている。これらは、少人数ゼミ形式の必修演習に加えて、本学が目指す少人数教育を柱とする「手作り教育」つまりは「愛情教育」を具現化する努力の一環であるとともに、豊かな人間性を育てるための教育的配慮である。

3 カリキュラム概要

現代文化学部では、卒業要件総単位数は比較文化学科、心理学科ともに124単位であり、科目群構成、配当年次、卒業要件単位数のカリキュラムの概要は次の通りである。

〔比較文化学科カリキュラム構成〕(平成18年度)

科目群		配当年次	卒業要件 単位数	必修科目		選択科目 単位数
				配当年次	単位数	
オリエンテーション科目		1	8	1	8	0
コンピュータ科目		1～4	4	1	4	0
キャリア教育科目		2～4	2	2	2	0
基礎科目		1～4	18	1・2	6	12
外国語 科目	第1外国語	1・2	6	1・2	6	0
	第2外国語	1・2	6	1・2	6	0
	自由選択外国語	1～4	—	—	0	—
副専攻科目		2・3	30	3	2	28
主専攻 科目	主専攻基礎科目	1・2	8	—	0	8
	主専攻発展科目	2～4	24	—	0	24
	卒業研究等	3・4	12	3・4	12	0

自由選択科目	6	—	0	6
総計	124		46	78

〔心理学科カリキュラム構成〕(平成 18 年度)

科目群		配当年次	卒業要件 単位数	必修科目		選択科目 単位数
				配当年次	単位数	
オリエンテーション科目		1	8	1	8	0
コンピュータ科目		1～4	4	1	4	0
教養基礎科目		1～4	14	1	2	12
教養発展科目		2～4	12	2	4	8
外国語 科目	第 1 外国語	1・2	6	1・2	6	0
	第 2 外国語	1・2	6	1・2	6	0
	自由選択外国語	1～4	—	—	0	0
専攻基礎科目		1・2	8	1・2	4	4
専攻発展科目 (注)		2～4	24	2～4	2	12
専攻発展科目・専攻関連科目 (注)		2～4	20	—	0	20
卒業研究等		3・4	12	3・4	12	0
自由選択科目			10	—	0	10
総計			124		48	76

注 専攻発展科目だけで 24 単位以上、更に専攻関連科目とあわせて 44 単位以上を修得することが卒業要件となる。なお、専攻発展科目は心理学科の専門科目、専攻関連科目は比較文化学科の専門科目により構成されている。

上記の科目群を、その教育目的別に、導入教育、教養教育、外国語教育、専門教育、キャリア教育に分類するならば、下の表のようになる。もちろん、広義の教養教育は、導入教育、外国語教育も含むものであるが、ここでは別とする。なお、比較文化学科のキャリア教育科目は、カリキュラム表においては導入教育の次に置かれているが、ここより後は、整理の都合上、専門教育の次に置くこととする。

〔カリキュラムの教育目的別の分類〕(平成18年度)

比較文化学科				心理学科			
科目群		年次	単位数	科目群		年次	単位数
導入教育	オリエンテーション科目	1	12	導入教育	オリエンテーション科目	1	12
	コンピュータ科目	1～4			コンピュータ科目	1～4	
教養教育	基礎科目	1～4	18 (33) (注)	教養教育	教養基礎科目	1～4	26
	(副専攻科目 15 単位)				教養発展科目	2～4	
外国語教育	必修第1・第2外国語	1・2	12	外国語教育	必修第1・第2外国語	1・2	12
	自由選択外国語	1～4	—		自由選択外国語	1～4	—
副専攻目		2・3	30	—		—	—
専門教育	(副専攻科目 15 単位)		44 (59) (注)	専門教育	専攻基礎科目	1・2	64
	主専攻基礎科目	1・2			専攻発展科目 専攻関連科目	2～4	
	主専攻発展科目	2～4			演習科目等	3・4	
	卒業研究等	3・4			—	—	
キャリア教育		2	2	—		—	—
自由選択科目			6	自由選択科目			10
総計			124	総計			124

注 副専攻(30単位)を、1/2ずつ教養教育と専門教育に算入するとした場合。

なお、導入教育、外国語教育の卒業要件単位(それぞれ12単位、12単位)をすべて1・2年次の必修単位とし、しっかりと大学教育の基礎を築くことができるように配慮している。その結果、下表のように、必修科目は1年次に最も多くなっている。これは、高校教育から大学教育への移行期に、「何を学ばいいのか?」という戸惑いを最小のものとする効果も持っている。

〔各年次の必修科目単位数〕

年次	比較文化学科	心理学科
1年次	22	26
2年次	10	10
3年次	6	4

4 年次	8	8
計	46	48

一方、教養教育の部分に関しては、基本的に、自己の興味に沿って自由に必要な基礎教養を身につけられるようにしている。ただし、学生個々への肌理の細かい教育、専門演習へのスムーズな移行を可能とするために、2年次演習の「教養演習」(4単位)を必修としている。また、体育に配慮する意味で、「健康・スポーツ実習」(2単位)を1年次必修としている。

比較文化学科の副専攻では、30あるテーマの中から自由に自分のテーマを選ぶことができ、テーマ内の科目も自由に選択できる。ただし、副専攻での学習の成果をまとめる「副専攻レポート」(2単位)は3年次必修とし、それによって副専攻での学習の成果を確認できるようにしている。

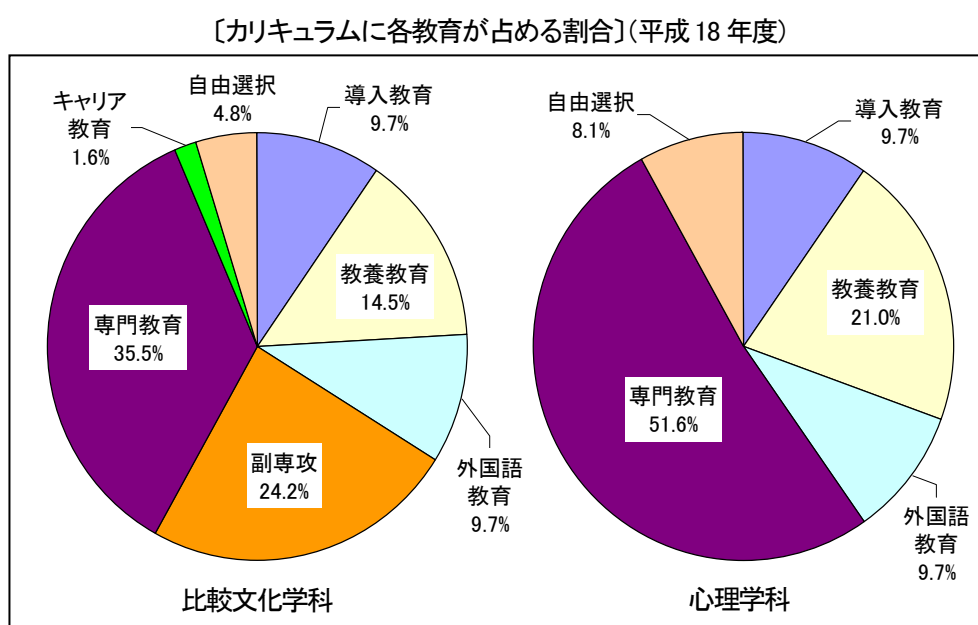
専門教育に関しても、自由な学習を基本的とし、自己の興味に沿った領域の研究を深化させることができるようにしている。しかし、専門教育の核となる3・4年次ゼミの「演習Ⅰ・Ⅱ」と専門教育を中心として大学での学習の成果をまとめる「卒業研究」(各4単位)は必修としている。

なお、心理学科では、その学問の性質上、基礎知識、基礎的な分析・統計能力が必要であるため、専門教育において、「心理学概説Ⅰ・Ⅱ」、「心理学統計Ⅰ」(各2単位)を、3・4年次演習の「演習Ⅰ・Ⅱ」と「卒業研究」(各4単位)に加えて必修としている。

また、比較文化学科は、「キャリア教育」において、「キャリアデザイン」を2年次に必修化し、大学卒業後の就業意識を高め、キャリア(人生)設計を考える機会を提供している。

4 専門教育・教養教育・外国語教育等の配分

現代文化学部のカリキュラムを、上記のように、導入教育、教養教育、外国語教育、専門教育等に分類し、それらの各教育が全体に占める割合をグラフで示すと次のようになる。



広義の教養教育は、導入教育（9.7%）、教養教育（14.5%）、外国語教育（9.7%）を含むものであり、副専攻（24.2%）は教養教育と専門教育の両面を備えたものとみなすことができる。

それ故、副専攻の1/2（12.1%）を教養教育に組み入れるならば、比較文化学科において、広義の教養教育が全体に占める割合は46.0%、専門教育が占める割合は47.6%と考えることができる。また、導入教育、外国語を除く教養教育（教養教育＋副専攻の1/2）は、全体の26.6%を占めているものとみなすことができる。

一方、心理学科においては、広義の教養教育が占める割合は40.4%、専門教育が占める割合は51.6%である。また、導入教育、外国語を除く教養教育は、全体の21.0%を占めている。

下記5に述べる基礎教育は、本学部の場合、導入教育と外国語を除く教養教育（比較文化学科の場合、教養教育＋副専攻の1/2）に当たるが、その占める割合は比較文化学科では36.3%、心理学科では30.7%となる。

5 基礎教育の概要とカリキュラム上の位置づけ

(1) 導入教育

(i) 基本構成

導入教育は、次の二つの科目群により構成される。

- ① いわゆる意味での導入教育を提供するオリエンテーション科目群
- ② 情報リテラシーという点での初等情報教育を提供するコンピュータ科目群

導入教育においては、必修科目のすべてが1年次に置かれ、1年次の段階で、大学で学ぶための基礎的なアカデミック・スキルを修得させ、大学での学修の基礎を作らせるよう配慮されている。

(ii) オリエンテーション科目群

「オリエンテーション科目群」には、講義形式の「現代文化フォーラム」（4単位）と少人数演習形式の「スタディ・スキルズ」（4単位）が配置され、両科目とも1年次必修科目となっている。

「現代文化フォーラム」は、現代文化学部の教員全員が順番に1回ずつ講義を行う科目である。本学部のカバーする学問領域の概要を紹介することにより、本学部の人文科学教育の全体像をおぼろげであれ把握させるとともに、様々な分野における知的好奇心を刺激することをねらっている。また、本学部の教員、その専門分野を紹介する科目としても機能し、3・4年次ゼミを選ぶ上での最初の手がかりを提供して、ミスマッチを防ぐ役割も担っている。

「スタディ・スキルズ」は、少人数演習の利点を活かして、大学における学習の基本姿勢を学ばせ、文章理解・文章作成やプレゼンテーション等の基礎的なアカデミック・スキルを養うことを目的とする。また、担当者は、自動的に担当クラスのFA（ファカルティ・アドバイザー）を務めることから、「スタディ・スキルズ」は、ある種のホームルームとしても機能し、大学教育への移行期に肌理の細かい指導を可能にしている。また、通年授業ではあるが半期で担当教員が交代する形をとって、悪い意味での学生の「慣れ」を防ぐようにしている。

(iii) コンピュータ科目群

本学の「情報化という時代の動向に配慮した教育」という教育目標に応じて、情報リテラシーという面での基礎を提供するのが「コンピュータ科目群」であり、次の2科目を1年次必修科目とする。

① ワープロ操作を中心的に学ぶ「コンピュータ・スキルズⅠ」(2単位)

② 表計算操作を中心として学ぶ「コンピュータ・スキルズⅡ」(2単位)

更に、「コンピュータ科目群」に、選択科目として Web ページ作成の技術を学ぶ「コンピュータ・スキルズⅢ」と、CG の基礎を学ぶ「コンピュータ・スキルズⅣ」を2～3 年次配当科目として設け、学生の更なる学習意欲に応えられるようにしている。

(2) 教養教育

(i) 比較文化学科

導入教育も広義の教養教育には含まれるが、比較文化学科の教養教育を中心的に担うのが「基礎科目群」である。この「基礎科目群」は、次表の様に、本学の四学部全ての領域にわたる5群に24科目を配置し、幅広い教養を獲得するとともに、専門科目を学ぶ基礎を築くことができるようにしている。

〔比較文化学科「基礎科目」の構成〕(平成18年度)

群	科 目
人間と文化	「哲学」「文学」「倫理学」等8科目
社会の中の人間	「法学」「経済学」「情報科学」等7科目
環境と自然	「現代自然科学」等3科目
心と身体	「こころの科学」「健康・スポーツ実習」等5科目
総合	「教養演習」

ここでは、身体健康面(体育)に配慮して、「健康・スポーツ実習」(2単位)を1年次必修科目とする。また、学生の多彩な興味・関心に応じることができるように、多くの題材を揃えた演習形式の「教養演習」(4単位)を2年次必修科目として設け、3・4年次の専門演習へとスムーズに繋がるように配慮している。なお、この「教養演習」は、法学部、経済学部、現代文化学部合同の授業を行う。

加えて、平成16年度に導入された「副専攻」は、教養教育と専門教育の両面を持つものであり、この「副専攻」の導入により、比較文化学部の教養教育は厚みを増したとすることができる。

(ii) 心理学科

心理学科の教養教育を「外国語科目」とともに担うのが「教養基礎科目群」と「教養発展科目群」であり、幅広い教養の獲得と専門科目を学ぶ基礎の構築を可能にしている。

「教養基礎科目群」には、比較文化学科の「基礎科目群」の5群のうち、「総合」を除く4群23科目が配置され、「教養発展科目群」には、「現代の諸問題」として19科目、更に演習科目として、「健康・スポーツ演習」と2年次必修の「教養演習」が配置されている。

6 外国語教育の概要とカリキュラム上の位置づけ

(1) 基本構成

本学部の外国語教育は次の要素により成り立っている。

① 必修第1外国語（日本人の場合は英語、外国人留学生の場合は日本語）

1年次に2科目、2年次に1科目設置する。

② 必修第2外国語

1年次に2科目、2年次に1科目設置する。

③ 自由選択外国語

自主的に外国語を集中学習できる語学演習

実地で外国語を学ぶ機会を提供する「海外語学研修」

④ 長期留学

つまり、①②で語学の基礎をしっかりと築き上げるとともに、その成果を、③④において、主体的かつ集中的に学ぶことができるようになっている。

(2) 必修第1外国語（日本人）

本学部の第1外国語は英語である。1年次に「英語Ⅰ」と「英語Ⅱ」、2年次に「英語Ⅲ」が必修となっている。

「英語Ⅰ」と「英語Ⅲ」は、基礎的な英語力を習得するための総合英語で、「読む」「書く」「聞く」「話す」の4つの基本スキルを総合的に学ぶ。

「英語Ⅱ」は、英語を母語とする教員による口語英語で、英語による実践的なコミュニケーション能力を学ぶ。

平成13年度より、「英語Ⅰ」と「英語Ⅱ」に関しては入学直後のガイダンス時に、そして、「英語Ⅲ」に関しては1年次末に、英語実力試験を行い、その上位20名程度により「発展クラス」を編成している。これは、学生の英語力に大きな差が見られる現状にあって、実力に応じた英語教育を行うための措置である。また、「英語Ⅰ」と「英語Ⅲ」に関しては、それぞれ全クラスの開講時限を同じにし、「英語Ⅱ」は2つの時限に集中させており、将来的には更に細かい能力別クラス編成ができるようにしている。

また、英語実力試験の他に、学生自身が客観的な英語力を把握できるように、1年次の6月と11月、2年次の6月にTOEFL-ITPを実施している。なお、TOEFLの成績は、「英語Ⅰ」の成績評価に加味される。

(3) 必修第1外国語（留学生）

留学生の場合、日本語が第1外国語となる。1年次に「日本語Ⅰ」と「日本語Ⅱ」、2年次に「日本語Ⅲ」が必修となっている。

「日本語Ⅰ」では作文能力、「日本語Ⅱ」は、読書・ディスカッションを通じて日本語の語彙・表現力を増すこと、そして、「日本語Ⅲ」は、大学で要求される様々な文章を書く能力を養うことを目的としている。

(4) 必修第2外国語

本学部が提供する第2外国語は、ドイツ語、フランス語、スペイン語、中国語の4言語であり、留学生の場合は、これに英語が加わる。1年次に「第2外国語Ⅰ」と「第2外国語Ⅱ」、2年次に「第2外国語Ⅲ」が必修となっている。

「第2外国語Ⅰ」は初級文法、「第2外国語Ⅱ」は当該言語圏の文化理解をも含めた初級応用、「第2外国語Ⅲ」は中級基礎となっている。

なお、平成19年度からは、韓国語が第2外国語に加わる予定である。

(5) 自由選択外国語

(i) 英語

英語に関しては、少人数演習形式の「英語演習」と「海外語学研修(英語)」が自由選択外国語科目として設けられ、より主体的・実践的に英語を学習できるようになっている。

「英語演習」は、学生の英語能力やニーズの多様性に対応した英語教育を可能にすべく、平成18年度には各学期10クラスが開講された。授業内容と開講クラス数は、次の通りである。

〔「英語演習」一覧〕(平成18年度)

春学期	秋学期	年次	授業内容	クラス数
英語演習 A	英語演習 B	1～4	英語を母国語とする講師による口語英語(上級)	3
英語演習 C	英語演習 D	1～4	日本人講師による口語英語(中級)	2
英語演習 E	英語演習 F	1～4	TOEFL 対策	1
英語演習 G	英語演習 H	1～4	各種英語就職試験(TOEIC)対策	2
英語演習 I	英語演習 J	1～4	基礎英文法	2

この「英語演習」は、同一年度に複数クラスを履修することが可能であり、更に、卒業時まで継続的な英語学習ができるように再度履修も可能である。

また、異文化体験を通して実践的な英語力を修得する「海外語学研修(英語)」が、2単位の自由選択外国語科目として設置されている。これは、半期程度の事前授業を行った上で、下記のように、海外の大学で2週間から3週間の語学研修を行うものである。

〔「海外語学研修(英語)」一覧〕(平成18年度)

国	研修対象校	年次	期間	時期
英国	ロンドン大学 UCL	1～4	2週間	8月中旬
アメリカ合衆国	セント・マイケル大学	1～4	3週間	8月下旬～9月中旬
オーストラリア	モナッシュ大学	1～4	3週間	2月中旬～3月上旬

〔「海外語学研修(英語)」への現代文化学部の参加者数〕(単位:人)

言語	研修先	平 13	平 14	平 15	平 16	平 17	平 18
英国	ロンドン大学 UCL	7	7	1	6	0	0
アメリカ合衆国	セント・マイケル大学	7	3	17	7	3	3
オーストラリア	モナッシュ大学	—	4	4	3	8	4
計		14	14	21	16	11	7

(ii) 日本語

日本語においても、自由選択外国語科目として、少人数演習形式の「日本語演習」を各学期2クラス開講して、学生の自主的な学習意欲に応える体制をとっている。

(iii) 第2外国語

英語と同様に、第2外国語すべてに対して、少人数演習形式の「語学演習」と「海外語学研修」を自由選択外国語科目として設けており、より主体的・実践的な形での語学教育を提供している。

第2外国語の「語学演習」は、初級文法を終えた2年次から開講されており、卒業時まで継続的な語学学習ができるように再度履修も可能となっている。第2外国語すべてに対して各学期1クラスが設けられている。

「海外語学研修」(2単位)は、英語同様に、半期授業程度の事前授業を行った上で、次のように、海外の大学で2週間から4週間の語学研修を行うものである。

〔第2外国語「海外語学研修」一覧〕(平成18年度)

言語	国	研修対象校	年次	期間	時期
ドイツ語	オーストリア	ウィーン大学	1～4	3～4週間	8月又は9月
フランス語	フランス	ソルボンヌ大学	1～4	4週間	8月
スペイン語	スペイン	サラマンカ大学	1～4	4週間	8月
中国語	中華人民共和国	北京師範大学	1～4	2～3週間	8月又は9月

〔第2外国語「海外語学研修」への現代文化学部の参加者数〕(単位:人)

言語	研修先	平 13	平 14	平 15	平 16	平 17	平 18
ドイツ語	ウィーン大学	6	0	5	4	7	6
フランス語	ソルボンヌ大学	—	0	0	1	0	0
スペイン語	サラマンカ大学	—	—	2	1	4	5
中国語	北京師範大学	3	2	0	2	0	1
計		9	2	7	8	11	12

(iv) その他

現代文化学部では、韓国語を第2外国語として設置していないが、他3学部では開講されており、

韓国語の履修を希望する学生も存在する。そこで、現代文化学部では、「韓国語入門Ⅰ」、「韓国語入門Ⅱ」（各1単位）を設置し、その希望に応じている。

また、韓国語の海外語学研修も、平成15年度から大韓民国の延世大学で開始され、同年に現代文化学部から2名が参加した。

平成19年度から、韓国語は第2外国語に組み入れられる予定である。

(6) 長期留学

現代文化学部では、半期又は1年間の長期留学制度を設けて、より深い異文化理解や実践的な語学力を獲得する機会を提供している。長期留学においては、留学期間を最長1年就学期間に算入し、留学中の学習の成果を最大40単位現代文化学部の単位として認定するなど、留学しても4年間で卒業できるように配慮し、参加者を募っている。

〔「長期留学」一覧〕(平成18年度)

言語	国	研修対象校	期間	交換・派遣
英語	英国	エセックス大学	1年間	派遣
		バーミンガム大学	1年間	派遣
		ロンドン大学 SOAS	1年間	派遣
	アメリカ合衆国	セント・マイケル大学	1年間	派遣
		ハワイ・パシフィック大学	1年間	交換
	オーストラリア	モナッシュ大学	半年間	派遣
ドイツ語	ドイツ	ミュンヘン大学	半年間／1年間	交換
フランス語	フランス	アンジェ・カトリック大学	半年間／1年間	派遣
中国語	中華人民共和国	聊城大学	半年間／1年間	交換
韓国語	大韓民国	延世大学	半年間／1年間	派遣

〔「長期留学」参加者数(現代文化学部)〕(単位:人)

言語	研修先	平13	平14	平15	平16	平17	平18
英語	エセックス大学	0	0	0	2	0	1
	バーミンガム大学	0	0	0	1	0	0
	ロンドン大学 SOAS	0	0	0	0	0	0
	セント・マイケル大学	—	—	2	3	1	2
	ハワイ・パシフィック大学	—	—	—	—	—	2
	モナッシュ大学	—	6	5	3	6	9
ドイツ語	ミュンヘン大学	2	2	1	3	2	3
フランス語	アンジェ・カトリック大学	—	—	0	1	1	0
中国語	聊城大学	—	1	2	0	1	0

韓国語	延世大学	—	—	—	—	—	0
計		2	9	10	13	11	15

7 専門教育の概要とカリキュラム上の位置づけ

(1) 基本構成

平成9年の現代文化学部開設時以来、専門教育は、次の4つの要素により構成されている。

- ① 専門導入教育（1・2年次）
- ② 専門教育（2～4年次）
- ③ 3・4年次演習（3・4年次）
- ④ 卒業研究（4年次）

①により専門教育の基礎を学び、②によって幅広くかつ本格的に専門教育を学び、③少人数のゼミにおいて自ら選び取った専門領域に対する学びを深化させ、④で専門教育を中心に大学における教育の成果を形にする、という構造となっている。

(2) 専門導入教育

(i) 比較文化学科

比較文化学科の「主専攻基礎科目群」では、心理学の科目を含む次の9科目を設置し、幅広い専門導入教育を行っている。また、自主的な学習を促進すべく、特に必修科目は設けられていない。

ここに設置されている科目に関しては、カリキュラムにおいて特に分類を明示してはいないが、あえて分類するならば、下表ようになる。

〔比較文化学科「主専攻基礎科目群」〕(平成18年度以降)

分類	科目
言語	言語文化論入門
文学	比較文学入門
文化	比較文化入門、日本文化論入門、東洋文化論入門、西洋文化論入門
心理	心理学概説Ⅰ・Ⅱ、心理学史入門

(ii) 心理学科

心理学科の「専攻基礎科目群」は、比較文化学科の「主専攻基礎科目群」と同じであるが、「心理学概説Ⅰ」、「心理学概説Ⅱ」を1年次必修としている。これは、心理学という学問の性質上、専門教育を受けるためには基礎的知識が不可欠だからである。

(3) 専門教育

(i) 比較文化学科

比較文化学科の「主専攻発展科目」では、バランスよく異文化理解、国際的教養を深めていくこと

ができ、かつ、異文化間コミュニケーション能力を陶冶できるように、比較文化の視点に立って、下表の科目を設置している。なお、実際のカリキュラム上に分類は示されていない。

〔比較文化学科「主専攻発展科目群」の構成 1〕(平成 18 年度以降)

分類	科目	科目数
言語	比較言語学Ⅰ・Ⅱ、 一般言語学Ⅰ・Ⅱ、言語文化論Ⅰ～Ⅳ	8 科目
異文化間コミュニケーション	異文化間コミュニケーション論Ⅰ・Ⅱ 英語コミュニケーション演習Ⅰ・Ⅱ、英語学講読Ⅰ・Ⅱ	6 科目
文学	比較文学Ⅰ・Ⅱ、日本古典文学Ⅰ・Ⅱ、日本近現代文学Ⅰ・Ⅱ、 中国文学Ⅰ・Ⅱ、イギリス文学Ⅰ・Ⅱ、アメリカ文学Ⅰ・Ⅱ、 ドイツ文学Ⅰ・Ⅱ、フランス文学Ⅰ・Ⅱ	16 科目
文化	比較文明論Ⅰ・Ⅱ、多民族文化論Ⅰ・Ⅱ、比較思想、国際関係論Ⅰ・Ⅱ、 日本文化論Ⅰ・Ⅱ、東洋文化論Ⅰ～Ⅲ、西洋文化論Ⅰ～Ⅲ、 芸術論、現代文化特講	17 科目
研究法	フィールド調査演習	1 科目
合計科目数		48 科目

ここでも、幅広く、自主的な学習を促進すべく、特に必修科目は設けられていない。

比較文化学科では、心理学科の「心理学研究法」に相当するような、比較文化を学ぶための実践的なスキルを身につけることを目的とする科目が求められてきたことから、平成 18 年度より「現代文化特講」を 1 クラス増設し、複数の教員が指導する少人数の演習形式の授業を設けた。平成 19 年度から、この授業は「比較文化研究法」としてカリキュラムに置かれることになる。

また、「主専攻発展科目群」を別の観点から分類すると下表のようになる。

〔比較文化学科「主専攻発展科目群」の構成 2〕(平成 18 年度以降)

分類	科目	科目数
欧米文化	言語文化論Ⅲ～Ⅳ、 英語コミュニケーション演習Ⅰ・Ⅱ、英語学講読Ⅰ・Ⅱ、 イギリス文学Ⅰ・Ⅱ、アメリカ文学Ⅰ・Ⅱ、 ドイツ文学Ⅰ・Ⅱ、フランス文学Ⅰ・Ⅱ、 多民族文化論Ⅰ・Ⅱ、西洋文化論Ⅰ～Ⅲ、	19 科目
アジア文化	日本古典文学Ⅰ・Ⅱ、日本近現代文学Ⅰ・Ⅱ、 日本文化論Ⅰ・Ⅱ、芸術論、 中国文学Ⅰ・Ⅱ、 東洋文化論Ⅰ～Ⅲ、言語文化論Ⅰ～Ⅱ	14 科目
多文化	比較文学Ⅰ・Ⅱ、比較文明論Ⅰ・Ⅱ、比較思想、	14 科目

又は 比較	国際関係論Ⅰ・Ⅱ、 比較言語学Ⅰ・Ⅱ、一般言語学Ⅰ・Ⅱ、 異文化間コミュニケーション論Ⅰ・Ⅱ 現代文化特講	
研究法	フィールド調査演習	1 科目
合計科目数		48 科目

(ii) 心理学科

心理学科の「専攻発展科目群」では、A 群に、基礎心理の「認知心理」、「発達心理」並びに「社会心理」、応用心理の「臨床心理」、実践的に心理学の方法論を学ぶ「研究法」を設置し、心理学的知識や方法論を幅広く学び、心理学の基礎を十分に築くことができるようにした。B 群の「応用心理学Ⅰ」・「応用心理学Ⅱ」・「心理言語学」を含めて、「認定心理士」の資格を取得できるだけの科目を揃えている。

更に、B 群に、身体・生命を学ぶ科目、社会・宗教を学ぶ科目を設置し、より広い視野に立った人間理解を可能にするようにした。

〔心理学科「専攻発展科目群」〕(平成 18 年度)

群	分類	科目	科目数	卒業要件 単位数
A 群	認知心理	認知心理学Ⅰ～Ⅳ	4 科目	2 単位
	発達心理	発達心理学Ⅰ～Ⅳ	4 科目	2 単位
	社会心理	社会心理学Ⅰ～Ⅳ	4 科目	2 単位
	臨床心理	臨床心理学Ⅰ～Ⅳ、人格心理学Ⅰ・Ⅱ	6 科目	2 単位
	研究法	心理学研究法Ⅰ～Ⅵ、心理学統計法Ⅰ・Ⅱ	8 科目	6 単位
B 群		応用心理学Ⅰ・Ⅱ、心理言語学、認知言語学、 生命倫理学Ⅰ・Ⅱ、身体文化論Ⅰ・Ⅱ、人間生物学、 比較宗教学Ⅰ・Ⅱ、宗教人類学Ⅰ・Ⅱ、宗教哲学	14 科目	6 単位
合計科目数			40 科目	—

また、「専攻関連科目群」に比較文化学科の「主専攻発展科目群」の大部分の科目を置き、人間・社会・文化・環境に対して深い洞察を陶冶することができるように配慮している。なお、平成 19 年度からは、「専攻関連科目群」に替えて「副専攻」が心理学科にも導入され、社会に根ざしたより幅広い知識を得ることができるようになる予定である。

(4) 3・4 年次演習

3・4 年次必修の「演習Ⅰ」、「演習Ⅱ」は、少人数の利点を活かし、教員が学生をきめ細かく指導することを通して、専門教育を深く学ぶことはもちろんのこと、学生が一人前の社会人として巣立って

いくために必要なコミュニケーション能力やプレゼンテーション能力を養成するための科目である。また、同一教員が2年間に亘って指導することにより、一貫した指導による専門知識の獲得を可能にしている。

(5) 卒業研究

現代文化学部では、専門教育の成果を中心に大学教育で得た成果を自らの視点でまとめ上げ、卒業研究として提出することが義務付けられている。教務委員会が承認する限りにおいて多様な形態の卒業研究が許されるが、多くの場合、卒業論文という形で提出されている。そして、卒業論文のテーマは、幅広い知識の教授を目指す現代文化学部の教育を反映して、極めてバラエティに富んだものとなっている。

卒業研究の評価は、主査である指導教授だけでなく、もう一人の教員が副査として審査に加わることにより、客観性を保つようにしている。

また、卒業研究においては、卒業研究を提出することで終わるのではなく、卒業研究発表会において15分程度の発表を行うことも義務付けられている。この卒業研究発表会は、自己の学習成果を再確認するとともに、他の学生と知識を共有する場となっている。また、1年次から図られてきたプレゼンテーション能力育成の最終仕上げの機会でもある。なお、卒業研究発表会は、3・4年次生には全員の参加が義務付けられている。更に、平成18年度よりは、学内外に公開する形で実施している。

更に、各ゼミの最も優秀な卒業研究をもとにした論文をまとめた『学生論集』を作成し、3・4年次生に配布している。

(6) 現在に至るまでの専門教育の推移

平成9年の現代文化学部開設時、専門科目の基幹をなす「専攻基幹科目群」には、「比較文化」と「日本文化」というキーワードに基づいて「思想」・「文学」・「言語・コミュニケーション」・「文化と社会」の4つの専攻分野が設定された。

しかし、平成12年、現代文化学部が学年進行を終える段階で自己点検・評価を行ったところ、下表のように、学生の履修分野において著しい偏りが生じていることが判明した。

〔専攻分野別学生数の推移〕(平成9年度カリキュラム)(単位:人)

分野	平9生	平10生	平11生	平12生
分野A(思想)	14	13	19	23
分野B(文学)	23	20	16	7
分野C(言語・コミュニケーション)	43	39	37	36
分野D(文化と社会)	62	65	65	92

「思想」や「文学」といったある意味で特化した分野を学習するよりも、「言語・コミュニケーション」や「文化と社会」といった幅広い学習を可能にする分野、特に「文化と社会」という現実の社会

と結びついた領域に関心が集中したのである。このことから、学生が自ら明確な方向性を定めて学習し、自らの学習を深化させていくことよりも、「自らの問題」あるいは「自らを取り巻く問題」により関心を持ち、ある意味で拡散的な学習を行っていると判断し、学生の現実に根ざした教育システムを再構築する他はないという結論に達した。

そこで、平成13年度に、「文学」と「言語・コミュニケーション」とを統合して「言語文化・コミュニケーションコース」とし、「思想」と「文化と社会」とを統合して「文化・社会コース」とするとともに、「自らの問題」に対する関心に応えるべく、文化を創出する主体である個々の人間を科学的・実証的に理解しようとする心理学の領域を付加し、新たに「心理・人間コース」を創設した。すなわち、「言語文化・コミュニケーションコース」・「文化・社会コース」・「心理・人間コース」の3コースを本学部は専攻科目として持つことになった。

これにより、本学部の学びの対象である「文化」は、外化された文化に止まらず、「人間の思考形式」あるいは心の働きなど個人の次元における文化、あるいは文化を創出する心の内面までもをカバーするものとなり、より深化した文化理解を可能とする教育課程とすることができた。また、履修の不均衡も下表のようにある程度改善することができた。

〔専攻コース別学生数の推移〕(平成13年度カリキュラム)(単位:人)

コース名	平13生	平14生
言語文化・コミュニケーションコース	36	39
文化・社会コース	87	80
心理・人間コース	49	48

更に、こうした教育課程の改革は、特に若年層を中心とした社会的要請に応えるものであったと思われ、志願者数の増加というかたちではっきりと結果を出すことができた。

しかし、様々な心の問題を抱える現代社会において、心理の分野に対する学習志向は年々強まり、心理学を学びたいという学生数も増加していくとともに、履修コースとしての心理学にとどまらない本格的な心理学を希望する声が大きくなってきた。そのような学生の学習志向、社会的要請に、定員50名とした「心理・人間コース」では十分に答えることができなくなったと判断し、これを解決するべく、平成15年度より、「心理・人間」コースを発展させ、現代文化学部心理学科として独立の学科を設置することとなった。

この心理学科設置に伴い、比較文化学科では、「言語文化・コミュニケーションコース」と「文化・社会コース」を解消し、両者の科目で「専攻発展科目群」を構成することとなった。

また、心理学科の設置に伴い、比較文化学科の「専攻発展科目群」の大部分の科目が心理学科の「専攻関連科目群」、心理学科の「専攻発展科目群」の大部分の科目が比較文化学科の「専攻関連科目群」となり、両学科は相互補完的な関係を持つに至った。

更に、平成16年度の「副専攻」導入により、比較文化学科では、心理学科の科目を超えて、法学部、経済学部、文化情報学部の科目を含めた幅広い学習が可能になった。

8 キャリア教育の概要とカリキュラム上の位置づけ

(1) 比較文化学科

キャリア教育を担うのが、「キャリア教育科目群」である。

平成16年度より、2年次必修科目として、「キャリアデザイン」(2単位)が比較文化学科に導入され、大学卒業後の就業意識を高め、キャリア(人生)設計を考えるための機会を提供できるようになった。この科目は、経済学部・文化情報学部・現代文化学部が合同で実施し、各学部が3回ずつ講義を行う他、地域の実業家等を講師として招いている。

「キャリアデザイン」は6クラス設置されているため、クラスによって差が出ることをないように、担当者が適宜協議を行い、それぞれの授業内容を全員が把握できるようにしている。また、3学部の教務委員長より選ばれた一人が、コーディネーターとして、事務連絡作業を担当する。

また、選択科目として「インターンシップA」(4単位)(平成16年度に「インターンシップ」(2単位)として導入)も設けられ、就業体験に基づくキャリア形成の機会を提供している。

更に、平成18年度より、「キャリアデザイン」の発展型として、3年次の選択科目として演習形式の「キャリアディベロップメント」(2単位)も設けられた。

また、本学部では、この他に個々の学生に反省と展望の機会を提供する「学生情報カード」の活用や、「現代文化フォーラム」における就職ガイダンス、「スタディ・スキルズ」における外部講師による講義など、キャリア教育を強化するための様々な試みを併せて行っている。

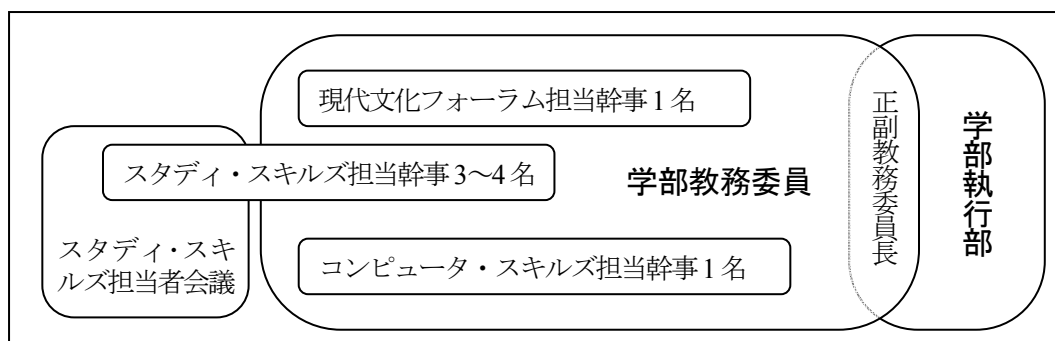
(2) 心理学科

心理学科は学年進行中であったために、「キャリア教育科目群」を導入できなかった。しかし、すでに心理学科の学生に対しても、他学科履修という形で「キャリアデザイン」等を履修するよう強く促している。

9 基礎教育と教養教育の実施・運営のための責任体制

(1) 導入教育

導入教育は、学部教務委員会が責任を持って実施・運営しているが、更に、授業担当者の中から担当幹事を選び、直接の責任者としている。この担当幹事のうち1名は教務委員が兼任し、各科目の実施・運営に際しては、常に学部教務委員会と連携をとるようにしている。更に、学部教務委員会は、正副教務委員長が学部執行部の一員となっていることから、学部執行部もこれらの科目の実施・運営をサポートすることになる。これを図示するならば、次のようになる。



「現代文化フォーラム」は学部教員全員が交代で講義を行う科目であり、担当幹事1名が次の役割を果たしている。

- ① シラバス作成とそれに伴う教員の配置
- ② 必要事項の伝達
- ③ 独自の授業アンケート（学生用と教員用）の実施
- ④ 教務委員会の確認を経た上での成績表の提出

「スタディ・スキルズ」は12コマが開講されていて、担当幹事が3～4名置かれ、次の役割を果たしている。

- ① シラバス作成
- ② 指導のガイドラインの作成並びに課題等に関する合意の形成
- ③ 共通資料の作成
- ④ 担当学会議の開催

担当学会議は適宜開催されており、この場において、情報の交換、問題の早期発見、授業内容の改善が図られている。

「コンピュータ・スキルズⅠ・Ⅱ」は6コマが開講されていて、担当幹事1名が次の役割を果たしている。

- ① シラバス作成
- ② 期末試験のレベル調整

(2) 教養教育並びに外国語教育

教養教育科目並びに外国語科目は法学部・経済学部・現代文化学部の3学部合同で実施していることから、教養教育並びに外国語教育に関しては、3学部の教務委員（教務副委員長を含む）と教職科目責任者により構成される共通科目教務委員連絡会によって、実施・運営されている。この連絡会は、本学の会議スケジュールに組み込まれ、ほぼ毎月1回開催される。そして、その座長は、各学部教務副委員長（法学部は教務副主任）が1年ごとに回り持ちで務めている。

また、外国語教育に関しては、毎年年度末に、非常勤講師をも含めた担当者打合せを実施し、教育方針の統一を図っている。

更に、本学部の英語教育に関しては、英語担当教員を中心として「英語力向上ワーキング・グループ」が設けられている。この「英語力向上ワーキング・グループ」は、教務委員会と協力して、現代文化学部の英語教育の全体像を考え、TOEFL-ITPを実施運営する組織である。

(3) 副専攻

教養教育と専門教育の両面の性格を持つ副専攻は全学を通じて開催されているため、全学的組織で

ある全学横断教育体制検討委員会が実施・運営の任に当たっている。これは、副学長を座長に、教務部長、各学部教務委員長等をそのメンバーとするものであり、ほぼ毎月1回開催されている。

【評価と問題点及び改善の方策】

1 学科編成とカリキュラムの基本（大学、学部、学科の理念・目的等との整合性）

平成15年の心理学科設置に際して学部理念を見直したこともあって、現代文化学部のカリキュラムと大学、学部、学科の理念・目的等との整合性は十分にとれていると判断する。

2 カリキュラムの体系性と学校教育法・大学設置基準との関連

本学部のカリキュラムは、「導入教育」「教養教育」「外国語教育」「専門教育」を有機的に結合させている点で、極めてしっかりした体系性を持っていると言える。また、「教養教育」の充実、人文科学系の幅広い専門教育を行っていることは、「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培う」教育を具現化するものと考えられる。

また、比較文化学科の「副専攻」において必修の「副専攻レポート」と、両学科の専門教育において必修の「卒業研究」によってそれぞれの教育の成果をまとめ上げることを義務付けていること、3・4年次演習を持ち上がり式として、同一教員による一貫した指導が行えるようにしていることは、「深く専門の学芸を教授」する上で極めて重要であり、評価に値する。

更に、「導入教育」をきちんと行っていること、4年間を通じて、必修の演習科目を設けていること、「学生情報カード」等によるきめの細かい指導を行っていることは、「豊かな人間性を涵養する」教育という点で、評価することができる。

また、キャリア教育を導入することは、社会的マナー・社会倫理を学び、人間的な成長をも促す教育の実現を目指すものとして評価に値する。

以上から、学校教育法第52条、大学設置基準第19条との整合性も十分に保たれているといえることができる。

現在の問題点としては、「副専攻」「キャリア教育」の導入が心理学科において遅れているということである。特に、「キャリア教育科目」の欠如は、人材の育成や倫理性の陶冶といった点で弱点となっている。しかし、これは平成19年度のカリキュラム改革によって解決する予定のものである。

3 カリキュラム概要

全体として、両学科のカリキュラムは、共に、上の「2 カリキュラムの体系性と学校教育法・大学設置基準との関連」に述べられた体系性をよく反映したカリキュラム構成となっている。

ただし、比較文化学科と心理学科の「教養教育」並びに「専門教育」の卒業要件単位数の差がやや目につくかもしれない。しかし、これは、心理学科が学年進行中の平成16年度、比較文化学科に、教養教育と専門教育の両方の性格を持つ「副専攻」が導入されたために生じた差であり、平成19年度のカリキュラム改革で「副専攻」が心理学科にも導入されることにより、両学科の「教養教育」並びに

「専門教育」の卒業要件単位はほぼ等しくなり、問題は解決する予定である。

また、「キャリア教育科目群」も平成19年度のカリキュラム改革で心理学科にも導入される。

「導入教育」、「外国語教育」など、大学教育の基礎を築く上で重要な科目と、個々の学生に個別に対応でき多面的な能力を育成できる少人数の演習を必修とするなど教育の核となる科目を必修化し、それ以外をほとんど選択科目としていることは、教育の質を確保するとともに、学習の自由度は十分に保証して、自主的な学習を可能とするものであり、評価に値する。また、基礎的な科目を必修とすることにより、1年次に必修科目が多数置かれることになるが、これは大学教育の基礎を確立する点でも、大学教育への移行過程で科目選択の負担を軽減する点でも、学生にとって有益である。

加えて、比較文化学科が、「キャリア教育」において、「キャリアデザイン」を必修化している点も、自立した社会人を育成するという大学教育を実現するという意味で、評価に値する。

4 専門教育・教養教育・外国語教育等の配分

比較文化学科の副専攻を教養教育と専門教育の両面を持つものとみなし、副専攻の1/2を教養教育に算入するならば、比較文化学科においては、導入教育と外国語教育とを含む広義の教養教育と専門教育との比率はほぼ1:1となっている。3・4年次ゼミと「卒業研究」が必修となっていることを考慮に入れば、極めてバランスのとれた教育を行っていると評価することができる。

一方、心理学科には、現時点で、やや専門教育への偏りが見られる。「専攻発展科目群」にB群を設置していること、比較文化の「主専攻発展科目群」を心理学科の「専攻関連科目群」に充てていることなど、その専門教育においても教養教育的な要素が含まれているとはいえ、現カリキュラムは、ある程度心理学に偏った学習を可能にするものである。ただし、これは、認定心理士の取得を可能にするためにやむを得なかったところではあるが、改善の余地を残している。これは、平成19年度より「副専攻」を導入することによって、ほぼ解決するであろうと考える。

外国語科目に関しては、最低限の科目を必修科目として置き、それ以上の教育を望むものに対しては、自主的に学ぶことができるカリキュラムとなっている。それゆえ、現在の割合は妥当である。

5 基礎教育の概要とカリキュラム上の位置づけ

(1) 導入教育

学部の領域紹介、アカデミック・スキルの陶冶、情報リテラシーと、高校の学習から大学への学習に移行する上で学生に必要な教育は十分に行われている。

「スタディ・スキルズ」と「コンピュータ・スキルズⅠ」においては、共通の資料・テキストを作成し、現代文化学部の学生により適合した教育を行えるように努力しているが、今後は、そのテキストを継続的に改善する努力するとともに「コンピュータ・スキルズⅡ」のテキストの作成を検討したい。

(2) 教養教育

全学部の学問領域にわたる幅広い教養教育を行っている点は、評価に値する。

比較文化学科は、「副専攻」の導入により、教養教育は更に充実したものとなったと言える。

心理学科は、教養教育がやや手薄な印象を与えるが、導入教育、外国語教育を含めれば、十分な教育を行っていると言ってよい。ただし、平成19年度からは、心理学科も「副専攻」を導入し、更に幅広い教養教育を提供できるようになる。

6 外国語教育の概要とカリキュラム上の位置づけ

「語学演習」の充実、様々な留学機会の提供など、実践的な語学力を自主的に学ぶシステムは出来上がっていると言える。

しかし、特に英語において、全体的な能力の低下に伴い、「自主的な」意欲を学生に持たせる努力が今後の課題となってくる。

その意味でも、「発展クラス」を設けるなど英語能力の高い学生に対する対応はとれているが、それ以外の学生への教育のあり方が今後問われてくる。平成18年度より、現代文化学部の「英語Ⅰ」と「英語Ⅲ」は同一日の同一時限に開講し、もっと細かい能力別の教育を可能にする体制はとれている。「発展クラス」の他に中級のクラスを設置して、その他のクラスでの基礎からの教育などの改革を進めることとしている。

留学に関しては、一定の成果を上げているが、第2外国語の「海外語学研修」に比して英語の「海外語学研修」への参加者が減少傾向にあることは検討課題である。

7 専門教育の概要とカリキュラム上の位置づけ

(1) 基本構成

しっかりした体系性を持ったカリキュラム構成であると評価できる。

(2) 専門導入教育

幅広い教育を行うという点は重要であるが、比較文化学関連の科目は総花的に専門教育のすべての要素が並列される形になっている。それゆえ、比較文化学科の専門教育で何をどのように学ぶかということ伝えるという専攻導入教育としては、やや散漫なものとなっていた。また、「心理学概説Ⅰ・Ⅱ」と「心理学史入門」のみである心理学関連の科目とのアンバランスも生じていた。

そこで、平成19年度のカリキュラム改革において、比較文化学の面でも専門導入教育の面を明確にし、次のように科目を整理することとした。これは、もちろん心理学科にも適用される。

〔現代文化学部の「主専攻基礎科目群」〕(平成19年度以降)

分類	科目	卒業要件単位
比較文化学関連	比較文化概説Ⅰ・Ⅱ、日本文化論入門	6 単位
心理学関連	心理学概説Ⅰ・Ⅱ、心理学史入門	

「日本文化論入門」を残してあるのは、「日本固有の文化並びに異質な文化に対する比較文化論的かつ系統的な理解」という比較文化学科の教育目標に則った措置である。また、科目数の減少に伴い、

卒業要件単位数を8単位から6単位へと減らし、2単位分は「主専攻発展科目」に回すこととした。

このカリキュラム改革によって、「主専攻基礎科目群」の専門導入教育としての性格付けがより明瞭になる。

(2) 専門教育

(i) 比較文化学科

専門教育は現在でも十分に充実したものとなっている。

しかし、心理学科設置に伴い、比較文化学科の「専攻発展科目群」であった身体・生命を学ぶ科目や、社会・宗教を学ぶ科目を心理学科の「専攻発展科目群」のB群として配置したことにより、比較文化学科の「主専攻発展科目群」は社会・宗教関連の科目を欠いたものとなってしまう、比較文化学の教育という点では問題であった。また、【現状】で示したように、「主専攻発展科目群」は様々な学問領域を内包しており、人文科学の分野において学生の幅広い興味に対応できるように、平成15年度よりカリキュラム表上は特に領域を明示せずにはいたが、逆に学生にとっては何が自分たちの専門であるかが分かりにくいという状況が生まれてしまった。

そこで、平成19年度のカリキュラム改革においては、社会・宗教関連の科目を比較文化学科の「主専攻発展科目群」に復活させるとともに、【現状】で述べた「主専攻発展科目群」の「構成2」をベースとして、領域を明示し、科目名をその領域に合わせることにした。更に、平成18年度に「現代文化特講」として実施した比較文化のスキルを学ぶ授業を、「比較文化研究法」として、「フィールド調査演習」とともに「主専攻発展科目群」の中に「研究法」として位置づけた。これにより、平成19年度以降の比較文化学科の「主専攻発展科目群」は下表のようになる。

〔比較文化学科「主専攻発展科目群」〕(平成19年度以降)

領域	科目	科目数
ヨーロッパ・アメリカ	ヨーロッパ文化論Ⅰ～Ⅳ、 イギリス文学Ⅰ・Ⅱ、ドイツ文学Ⅰ・Ⅱ、フランス文学Ⅰ・Ⅱ、 アメリカ文化論Ⅰ・Ⅱ、多民族文化論Ⅰ・Ⅱ、 アメリカ文学Ⅰ・Ⅱ、英語文化論Ⅰ・Ⅱ、 英語コミュニケーション演習Ⅰ・Ⅱ	20 科目
アジア・日本	アジア文化論Ⅰ～Ⅳ、 アジア言語文化論、中国文学Ⅰ・Ⅱ、 日本文化論Ⅰ～Ⅲ、 日本語文化論、日本古典文学Ⅰ・Ⅱ、日本近現代文学Ⅰ・Ⅱ	15 科目
クロスカルチュラル	比較文化論Ⅰ～Ⅲ、比較思想、比較文学Ⅰ・Ⅱ、国際関係論、 異文化間コミュニケーション論Ⅰ・Ⅱ、 比較宗教学Ⅰ・Ⅱ、宗教人類学、現代宗教論、 現代文化特講、一般言語学、認知言語学、心理言語学	17 科目

研究法	比較文化研究法、フィールド調査演習	2 科目
合計科目数		54 科目

また、「主専攻基礎科目群」の卒業要件単位を6単位としたことによって、「主専攻発展科目群」の卒業要件単位は24単位から26単位に増加することとなった。これは専門教育の充実という点でプラスとなる。

(ii) 心理学科

心理学科の専門科目を「専攻発展科目群」、比較文化学科の専門科目を「専攻関連科目群」とする心理学科の専門教育そのものは、現時点でも十分に充実したものとなっている。

心理学科の「専攻発展科目群」は、学年進行完了後の平成19年度のカリキュラム改革により、比較文化学科に合わせて「主専攻発展科目群」となるが、心理学の専門科目に関しては、大きな変更は行われない。ただし、「主専攻基礎科目群」の改編により、卒業要件は26単位となる他、比較文化学科の「主専攻発展科目群」の整理に伴い、心理学科のB群の科目に若干の変更が生じることとなる。

〔心理学科「主専攻発展科目群」B群〕(平成19年度以降)

科目群	科目	科目数
B 群	応用心理学Ⅰ・Ⅱ、心理言語学、認知言語学、 生命倫理学Ⅰ・Ⅱ、身体文化論Ⅰ・Ⅱ、人間生物学、生命操作論、 比較宗教学Ⅰ・Ⅱ、宗教人類学、現代宗教論	20 科目

また、平成19年度のカリキュラム改革により、「専攻関連科目」は「副専攻」に替わることになる。しかし、この変更は、比較文化学科の科目に限られていた「専攻関連科目」の代わりに全学部の科目に開かれた「副専攻」を導入するということであり、これにより「哲学から文学、更には生物学まで幅広い知識を併せ持つこと」を謳う心理学科の教育方針は、政治・経済・情報の分野にまで更なる広がりを持つこととなる。

8 キャリア教育の概要とカリキュラム上の位置づけ

現在、大学教育において重要度を増しているのが、このキャリア教育である。

比較文化学科のキャリア教育が「キャリアデザイン」を2年次必修として、学生全員に「生涯設計」を含めた「キャリア」を具体的に考える機会を与えている点は、評価に値する。

「キャリアデザイン」での学びを就職という形で実現させるために、「キャリアディベロップメント」(3年次)という講義や「インターンシップA」、「インターンシップB」という実践的な科目を設けている点も、評価に値する。

また、キャリア教育の更なる充実が社会的な要請でもあることから、平成19年度からは、選択科目として、金融の面を中心に生涯設計を考えるための講義である「ライフプランニング」を2年次春学

期に、就職活動に必要な知識を提供し、学生が就職活動をより有効に行えるようにするための講義「キャリアマネジメント」を3年次秋学期に導入する予定である。

今後の課題は、「ライフプランニング」、「キャリアディベロップメント」、「キャリアマネジメント」、「インターンシップA」、「インターンシップB」の履修者をどれだけ拡大できるかということである。これに関しては、導入教育を通じての1年次からの意識付け、ゼミでの指導という形で対応する。

なお、心理学科に関しては、「キャリアデザイン」を他学科履修科目として履修するよう指導するなど、学年進行に伴う空白期間を作らないように努力してきたとはいえ、「キャリア教育科目群」の欠如は問題であった。しかし、これは、平成19年度より、心理学科にも「キャリア教育科目」を導入することによって解決する。

9 基礎教育と教養教育の実施・運営のための責任体制

(1) 導入教育

学部教務委員会が責任を持ち、かつ各科目に担当幹事を置いて実際の実施・運営に当たらせるという体制は、各科目の運営を円滑にするものとして、評価に値する。

また、「スタディ・スキルズ」に関しては、担当者会議が適宜開催されており、科目担当者間で教育の質や内容が違ってしまふことを防ぐ上で有効であり、評価に値する。

(2) 教養教育並びに外国語教育

教養教育並びに外国語教育を学部の枠を超えて3学部合同で実施していること、3学部で話し合い、問題を解決する場としての「共通科目教務委員連絡会」が公式に設置されていることは、評価に値する。

(3) 副専攻

全学的な組織である全学横断教育体制検討委員会が公式に設置され、定期的に会議を開いて、責任を持って副専攻を運営していることは、評価に値する。

〈カリキュラムにおける高・大の接続〉

【現状】

本学部では、高等学校からの入学者がスムーズに大学教育に移行できるようにするために、大きく分けて3つの施策を講じている。入学前に行う入学前教育プログラムと入学後の1年次演習並びに基礎学力試験である。

1 入学前教育プログラム

(1) 目的と概要

入学前教育プログラムは、主に推薦入学試験の合格者（指定校推薦入試・公募制推薦入試・自己PR方式入試の合格者）を対象に毎年実施されている。これは、中等教育と高等教育の懸隔の解消を目的に開始されたが、現在では、これに加えて、入学予定者の学習意欲の向上、入学前の不安の緩和、大学へ入学する目的の明確化等も意図されている。以前は、各学部で独自に実施されていたが、平成12年度（対象は13年度入学生）からは全学で統一的に実施している。

(2) 内容

課題の内容は、入学予定者の反応や答案の完成度をみながら毎年調整を行う。平成17年度（18年度入学生を対象）を例にとるならば、「英語問題演習」・「英語リスニング」・「年配の人からの聞き取り調査」・「課題図書についてのレポート」の作成が課題となっている。

プログラムは2回に分けて実施され、入学予定者は、郵送されてきた課題に対して、自宅で答案を作成し返送する。返送された課題は採点・添削されて、再び入学予定者に送付される。平成17年度の場合、第1回は、入学前年度の12月中旬に課題送付、1月中旬に答案提出、2月初めに採点・添削した答案を返却している。第2回は、2月初めに課題送付、2月末に答案提出、3月下旬から4月初旬に答案の返却が行われている。

課題内容は、「英語問題演習」・「英語リスニング」が2回に共通であり、それ以外に、第1回には、「課題図書レポート」・「数的処理」が課せられ、第2回には、「聞き取り調査」・「決意表明文」・「文化施設見学レポート」が課せられている。

第2回の課題については、4月初旬の1年次演習で、ファカルティ・アドバイザーから学生に答案を返却している。

(3) 提出率

各年度の全課題の学部ごとの提出率は以下になる。

〔入学前教育プログラム提出率〕

年度	種別	対象人数(人)	提出数(人)	提出率(%)
平成13年度	第1回	130	130	100.0%
	第2回		130	100.0%
平成14年度	第1回	137	137	100.0%
	第2回		137	100.0%
平成15年度	第1回	133	133	100.0%
	第2回		133	100.0%
平成16年度	第1回	135	133	98.5%
	第2回		130	96.3%
平成17年度	第1回	153	153	100.0%
	第2回		152	99.3%

(4) 実施報告書

平成16年度より「入学前教育プログラム実施報告書」を作成し、高等学校に配布している。これには、プログラムの概要の説明、課題の説明、プログラム参加者の感想等が掲載されている。

2 1 年次演習

現代文化学部では、大学教育への導入を目的として、1年次生を対象とした通年の必修の演習科目として「スタディ・スキルズ」を設置している。

この演習の主な目標は、大学における学習に必要な基礎的能力の獲得、コミュニケーション能力の獲得、大学生活全般についての理解にある。このうち、基礎的な能力の獲得のためには、文章読解の仕方、文章の書き方、授業ノート・レポート等の作成方法等に関する指導が行われる。コミュニケーション能力に関しては、少人数の演習形式のメリットを活用して、学生に積極的な発言を促すとともに、学生によるプレゼンテーション、プレゼンテーションに基づく討論などを通じて指導が行われる。また、1年次の最初にメディアセンターなど大学の施設を実際に訪れて職員から説明を受けるなど、大学施設の活用方法を教える他、大学の組織、履修方法など大学生活に必要な知識の提供も、ここで行われる。

また、この演習の教員は担当学生ファカルティ・アドバイザー（FA）も兼ねている。それゆえ、この演習は、ホームルーム的な性格も持つことになる。

この他に、FA以外の教員との個人面談を1年次演習の課題とし、学生が教員の研究室を訪れる機会を提供し、学生が教員に様々な問題を相談するきっかけを作るとともに、教員全員が新入生の学習意欲、生活状況を把握できるように配慮している。

3 基礎学力試験

中等教育において修得される基礎学力・基本的な素養は、大学での教養教育及び専門基礎教育いづれにも学習の基盤として必要なものである。しかしながら、近年では、この低下傾向が指摘されており、本学もその例にもれない。

こうした事態に対応するため、基礎学力の強化を目的に、「国語」・「数学」・「英語」の基礎学力試験を、平成17年度春学期末試験期間中に実験的に実施した。試験結果は、秋学期冒頭の1年次演習で返却し、その際併せて解説も行った。

今回の受験率は以下のとおりである。

〔基礎学力試験受験率〕

区分	現代文化学部	全学
受験対象者数	186 人	1131 人
受験者	171 人	1055 人
受験率	91.9%	93.3%

本年度の成果を踏まえ、来年度以降は、第2回を2年次春学期末試験期間に実施して、2年次演習で返却と解説を行うことが決定されている。

【評価と問題点及び改善の方策】

1 入学前教育プログラム

中等教育と高等教育の懸隔を架橋するプログラムとして、適切であると評価できる。英語や文章作成を中心とする内容、及び難易度が妥当であることばかりでなく、答案の返送により、入学予定者が課題に確実に取り組んでいることが確認できる仕組みになっている点も、肯定的に評価できる。

入学予定者は、答案の作成を通じて、大学での勉学についての不安をやわらげるとともに、答案のやり取りが、大学への帰属意識の醸成にもつながる。結果として、少なからぬ学生が入学後に体験する戸惑いやストレスが軽減され、大学生活への移行がスムーズに行われることになる。これらの点も評価されてよい。

入学前教育プログラムは、主に推薦入試の合格者だけを対象としている。推薦入試の合格者の場合、11月の入学試験から翌年4月の入学式までにおよそ4ヶ月間あり、この間に学習上の空白を作らないという意味でも、本プログラムは有効といえよう。

「入学前教育プログラム実施報告書」の作成は、広い意味での高大連携という観点から、評価できる試みと言える。ただし、この報告書をどう利用するかは、全面的に高校側に委ねられている。また、大学内での報告書の利用については、まったく手つかずの状況であり、この点は不十分と評さざるをえない。それゆえ、「入学前教育プログラム実施報告書」の内容を入学後の教育に利用する方法の確立を急ぎたい。課題の採点・添削の結果の分析が、大学の教育内容に反映されることで、報告書に記載される内容、更には課題のありかたそのものについても、一層の改善が可能になる。

2 1年次演習

大学における学習に必要な基礎的な能力の獲得、コミュニケーション能力の獲得、大学生活全般についての理解を主眼とすることで、導入教育の機能を果たしていると評価することができる。

この1年次演習に関しては、一般に、演習担当教員の能力の格差が最大の問題となる。これに関して、現代文化学部は、教育計画の共有化、共通教材の作成、担当者による会合を通じた現状の確認といった形で、その格差を可能な限り小さくする努力を行っている。この点は評価に値する。

1年次演習をテーマとした研修は、すでに全学教育研修会で一度実施されている（本章第1節Ⅱ〈教育改善への全学的取り組み〉2 全学教育研修（FD）会の項を参照）が、現状に甘んじることなく、今後も教育改善の努力を継続的に行っていきたい。

また、ファカルティ・アドバイザー（FA）制度と相俟って、この演習が、学生にとって高校時代の「ホームルーム」に代わる役割を果たすことにより、入学当初の孤立感・不安を緩和する機能を持つ点も評価できる。また、大学の制度・システムや授業の受け方等について指導することで、新入生の

大学生活へのスムーズな適応を可能にしている点も積極的に評価できる。

学生からの相談への適切な対応は、学生の大学生活への着実な適応という点から極めて重要であるが、1 年次演習の担当教員に、学生が直面する多様な問題への対応をすべて委ねてしまうことは好ましくないし、実質的に不可能である。それゆえに、現代文化学部では、語学担当教員も各クラスに一人ずつ FA として負担の分散を図るとともに、FA 以外の教員との「面談」を1 年次演習の課題とするなど、学部全体で問題の共有化を図る努力をしている。この点も、評価に値する。

3 基礎学力試験

学力検査は、17 年度より始められたため、検討のためのデータや評価のための材料が十分に得られていない。しかしながら、今回の受験率を見ると、すべての学部で 90%以上となっている。これは、1 年次演習を通じての広報・指導の効果と考えられる。今後も、この受験率を維持するとともに、18 年度から実施される2 年次生を対象とする第2 回の試験においても、同様の受験率を確保していきたい。

また、演習の時間を利用しての解説・指導も、現状で可能な方策としては有効であり、今後も継続していく。しかし、試験結果は、すべての科目で全国平均を下回っており、これを改善する継続的な取組みが現時点では存在しないことが大きな問題である。自学自習のプログラム開発は困難かもしれないが、最初の取組みとして、1 年次演習等で使用できるようなドリルを作成し、平成 19 年度から使用することを検討している。

基礎学力のための学習を指導する方法は、試行錯誤していくしかない。他大学の例等も参考にしながら模索を続け、成果を検証しながら、成果をみた手法については、FD 等を通して教員間での共有を図っていきたい。

〈インターンシップとボランティア〉

【現状】

1 比較文化学科のインターンシップ

比較文化学科では、平成 16 年度よりキャリア教育科目群をカリキュラムに組み込み、その中にインターンシップ（2 単位）を置いた。そして、平成 17 年度に単位数の見直しを行い、「インターンシップ A」（4 単位）として現在に至っている。

この「インターンシップ A」は、次のような内容となっている。

- ①春学期に、地域の企業家や公務員の方など 6、7 人の外部講師による講義など 10 回程度の事前研修を通じて、職業意識やマナーなどを学ぶ。
- ②夏期休暇期間に、2 週間程度のインターンシップ実習を行う。
- ③秋学期に、インターンシップ実習の報告書を提出するとともに、公開の「報告会」において発表

を行い、インターンシップの体験をより確かなものとする。

このように、「インターンシップ A」は、単なる就職準備のための職場体験ではなく、「キャリア教育」の一環として位置づけられている。

また、キャリア教育強化の一環として、平成 16 年度より、副専攻科目の中に「インターンシップ B」(2 単位)を追加した。この「インターンシップ B」の詳細は本章第 1 節Ⅱの〈現代 GP「学生によるく入間」活性化プロジェクト〉の項を参照のこと。

2 心理学科のインターンシップ

心理学科は、平成 15 年度に設立されたため、平成 18 年度まで学年進行中で、「インターンシップ A」、「インターンシップ B」を心理学科のカリキュラムに組み込むことができなかった。

しかし、心理学科の学生に対しては、他学科履修という形で、「インターンシップ A」、「インターンシップ B」を積極的に履修するよう指導している。

〔「インターンシップ A」実習参加者数〕(単位:人)

学科	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
比較文化学科	8	6	7
心理学科	0	6	4
計	12	12	11

〔「インターンシップ A」実習先〕

平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
NPO 法人ぬくもり福祉会たんぽぽ	雨間造園土木 (株)	(株) いわさき
飯能ケーブルテレビ (株)	入間ケーブルテレビ (株)	埼玉西ヤクルト販売 (株)
飯能市役所(こども図書館)	(株) いわさき	(株) 志正堂
飯能市役所(中央図書館)	(有) 老茶樹園	(株) 鈴乃屋
飯能第一ホテル	社会福祉法人茶の花福祉会 大樹の里	社会福祉法人茶の花福祉会 大樹の里
	(有) 名栗温泉 大松閣	(有) 名栗温泉 大松閣
	NPO 法人ぬくもり福祉会たんぽぽ	(株) ハーヴィインターナショナル
	飯能市役所	(株) パシフィックツアーシステムズ PTS カルフル狭山旅行サロン
	ふぐ季節料理 美浜	

【評価と問題点及び改善の方策】

「インターンシップ A」に関しては、この3年間、一定数の履修登録者を獲得しており、他の実学的な専門を持つ学部甚至比しても、決して少なくはない。しかし、未だ十分とは言えない参加者数に留まっている。また、人文科学を専門とする現代文化学部では、やや就職等に対する積極性に欠ける点が見受けられることから、そのような状況を打破するためにも、ゼミを通じて呼びかけるなど、より積極的な履修を促していきたい。

心理学科に関しては、平成19年度より、キャリア教育科目並びに副専攻を導入し、「インターンシップ A」、「インターンシップ B」をともにカリキュラムの中に組み入れる予定である。

〈必修・選択の配分〉

【現状】

必修科目の合計単位は、比較文化学科が46単位、心理学科が48単位であり、卒業要件の総単位数124単位に占める割合は、それぞれ37.1%、38.7%となっている。ただし、必修科目はカリキュラムの次の2点に集中的に配置されている。その1点は、初等情報教育を含む導入教育、外国語教育という大学での教育の基礎となる科目である。そして、もう1点は、「愛情教育」を具現化する形で、1年次から4年次まですべての学年に置かれた少人数制の必修演習（各4単位）と、4年次の卒業研究（4単位）である。これにより、人文科学系の学問を学ぶ上での自由度は十分に確保しながら、大学での教育の質と深度を確保できるよう配慮している。

現代文化学部の各年次並びに教育内容別の必修単位数、その割合は下表の通りである。

〔必修単位数〕(平成18年度カリキュラム)

年次	比較文化学科			心理学科必修単位数		
	必修単位数	全必修単位中の割合		必修単位数	全必修単位中の割合	
1 年次	22	47.8%	69.6%	26	54.2%	75.0%
2 年次	10	21.7%		10	20.8%	
3 年次	6	13.0%	30.4%	4	8.3%	25.0%
4 年次	8	17.4%		8	16.7%	
計	46			48		

〔必修単位の割合〕(平成18年度カリキュラム)

比較文化学科				心理学科必修単位数			
教育内容	必修単位数	卒業要件単位数	必修の割合	教育内容	必修単位数	卒業要件単位数	必修の割合

導入教育	12	12	100%	導入教育	12	12	100%
教養教育	6	18	33.3%	教養教育	6	26	23.1%
外国語教育	12	12	100%	外国語教育	12	12	100%
副専攻	2	30	6.7%	—	—	—	—
専門教育	12	44	27.3%	専門教育	18	64	28.1%
キャリア教育	2	2	100%	—	—	—	—
自由選択科目	0	6	0%	自由選択科目		10	0%
計	46	124	37.1%	計	48	124	38.7%

導入教育と外国語教育の卒業要件単位はすべて必修となっており、1・2年次に集中させてある。その結果1・2年次、特に1年次の必修科目の割合が大きくなっている。これは、しっかりと大学教育の基礎を築かせるとともに、高校教育から大学教育への移行期に、「何を学べばいいのか？」という戸惑いを最小のものとする配慮に他ならない。

教養教育に関しては、1年次の「健康・スポーツ実習」（2単位）と2年次演習の「教養演習」（4単位）以外は選択科目である。

専門教育においては、比較文化学科は、3・4年次演習と「卒業研究」（各4単位）のみを必修としており、自主的に自分の興味に沿った専門領域を深く研究・学習できるようにしている。心理学科では、その学問の性質上、基礎知識、基礎的な分析・統計能力が必要であるため、「心理学概説Ⅰ」、「心理学概説Ⅱ」、「心理学統計法Ⅰ」（各2単位）を必修に加えているが、基本的なあり方は比較文化学科と変わらない。

教養教育と専門教育の両面を持つ比較文化学科の副専攻においても、「副専攻レポート」（2単位）が3年次必修となっているのみで、テーマの選択からテーマ内の科目の履修に至るまで自主的な学習を求めている。

このように、教養教育と専門教育においては必修科目を最低限にとどめ、自主的な学習ができるようにしてある。それによって3・4年次の必修の割合を少なくなっている。

【評価と問題点及び改善の方策】

必修・選択の比率は両学科ともにほぼ4:6であり、特に問題はないと言える。

導入教育、外国語教育と1年次から4年次までの必修演習に必修科目を集中させ、また、1年次に必修科目を集中させるなど、大学教育全体を考えると必修科目が配置されており、学生に必要最低限のことは要求しながらも、学問の自由を保証し、自主性を重んじる形となっている点は、評価に値する。

〈授業形態と単位〉

【現状】

1 単位計算の原則

本学では、45 時間の学習時間が 1 単位に相当するという原則に基づき、授業時間と授業回数、及び授業外の学習時間を合計し、各科目の単位数を定めている。

授業時間は、基本的に 1 回 2 時間となっている。授業回数は、通年科目が週 1 回で計 30 回、学期科目は週 1 回で計 15 回である。

授業外の学習時間については、授業形態により算定の基準が異なる。講義科目と演習科目は 1 回の授業につき 4 時間、外国語科目・実習科目・実技科目は 1 回の授業につき 1 時間と算定している。

2 講義科目・演習科目

上記の方法にもとづいて算出するなら、講義科目・演習科目の学習時間は、通年科目の場合、授業時間 60 時間、授業外の学習時間 120 時間で計 180 時間となり、単位数は 4 となる。学期科目については、学習時間が半分となるため単位数は 2 である。

授業形態については、講義科目は原則として教室における講義が中心となっており、履修者数が数百人規模のものもある。それに対して演習科目は、ほとんどの場合、履修者数の上限を 20 人程度としている。演習科目においては、発表や発言等の授業への積極的・主体的参加が求められ、発表に際しては事前準備が要求される。

「健康・スポーツ演習」も、授業時間の算定方法は通常の演習科目と同一であるが、学内において秋学期に授業を行った後、春期の休暇中に合宿方式の集中授業（4 泊 5 日）を実施する形式のものもある。

3 外国語科目・実習科目・実技科目

外国語科目・実習科目・実技科目の学習時間は、上記の算出法に従うなら、通年科目の場合、教室における授業が中心となっている。授業時間は 60 時間、授業外の学習時間が 30 時間で、計 90 時間となり、単位数は 2 となる。学期科目については、学習時間が半分となるため単位数は 1 となる。

海外語学研修の授業形態は、他の外国語科目と異なり、授業期間における事前授業、及び長期休暇中の海外での実地研修の 2 つの部分から構成される。事前授業は通常の授業と同じ形式で 15 回行われ、実地研修では、それをはるかに上回る時間数の授業が実施される。単位を修得するためには、事前授業と外国語研修をともに履修することが必要であり、単位数は 2 としている。

実習科目と実技科目には、コンピュータ操作に関する実習、体育実技、インターンシップ科目が含まれる。コンピュータ関連の実習科目では、コンピュータ教室において学生に実際にコンピュータを操作させるかたちで授業が進められる。体育実技では、グラウンドや体育館などにおいて教員の指導の下に、学生が運動や競技を行う。

インターンシップは、事前研修、実習、事後研修より成り立っている。事前研修では、地域の企業・公共団体から特別講師を 6 人から 7 人招くなど、実習に対する心構えを形成する。また、事後研修で

は、報告書の作成、成果の発表を行い、実習の成果をしっかりと定着させるように配慮している。この事前研修と事後研修の授業時間は合わせて 30 時間となる。また、インターンシップ実習は、通常 10 日程度行っている。以上の事前研修、事後研修、実習を合わせて、4 単位とする。

【評価と問題点及び改善の方策】

1 単位計算の原則

45 時間の学習時間を 1 単位とし、それに基づいて授業形態ごとの単位数を算出するという方式は、大学設置基準第二十一条に定められた範囲にある。この方式に従って設定された本学の各科目の単位数については、卒業論文・卒業研究も含めて、基本的に問題はない。

2 授業外学習

単位制度をめぐる最大の問題点は、必要とされる授業外学習の時間が確保されていないことである。

16 年度の講義アンケートを例に、いくつかの科目の授業外学習の平均時間をみるなら、最も数値が良いのは外国語演習であり、以下、外国語科目、外国語演習及び健康・スポーツ演習を除いた演習科目、講義科目の順になる。

この順位は、単位制度の基本的枠組みに背馳する結果である。加えて、外国語演習にあっても、授業外学習の時間は「30 分以下」が最多の 38.6%であり、次位が「1 時間～30 分」の 27.4%である。これは、一回の授業につき 4 時間の授業外学習という 4 単位科目の前提条件にはるかに届かない数値である。

最も数値が劣る講義科目では、授業外学習時間は「0」が最多の 50.7%、次位が「30 分以下」の 31.1%となる。この結果は、単位数計算の妥当性の確保という点からみて、大きな問題をはらんでいると言わざるをえない。

授業外学習は、授業内容や学生の学習意欲とも関連しており、一概に制度的な問題とは言えない。しかしながら、単位制度の基本的枠組と現状の乖離がここまで大きい以上、改善のための何らかの制度的施策を検討する必要がある。

授業外学習時間の確保のためには、まず、授業内容や授業方法の工夫が必要である。例えば、予習・復習を前提とした授業内容とし、授業時に毎回課題を課すといったことで改善が見込まれる。また、履修ガイド、年度当初の全体的なガイダンス、各授業のガイダンス等で授業外学習を促すことも必要である。

しかし、学生の学習意欲やライフ・スタイルを考慮するなら、このような方法には限界がある。例えば、1 日に 3 コマの講義科目を履修している学生の場合、授業時間 6 時間、授業外学習時間 12 時間の計 18 時間の学習が求められることになる。残りの 6 時間で、通学、食事、睡眠等の時間を確保することは不可能である。

このような問題を解決するには、履修科目数自体を減らす以外には方法はない。本学では 17 年度入

学生より登録単位数の上限を引き下げた（詳細は〈成績評価の仕組み〉1 履修登録単位数の上限の項を参照）。これによって、登録単位数と授業外学習時間との乖離の改善が可能となった。しかし、この改善は、所詮は限定的なものでしかない。

例えば、46 単位を登録した学生の場合、年間の学習時間の総計は 45 時間×46 単位で 2070 時間となる。これを、授業週 30 週、週 5 日間学習するとして、1 日当たりの学習時間を求めると、授業時間を含めて 13.8 時間となる。授業期間中の土曜・日曜の一定時間を授業外学習に充てることを前提しても、この数字は現実的とはいえない。

今後は、履修登録制限の引き下げだけでなく、卒業要件単位数の検討も含めて、実行可能な学習時間を前提とした制度を模索していきたい。

〈単位互換・単位認定制度等〉

【現状】

1 単位互換

本学は大学として彩の国大学コンソーシアムの単位互換制度に参加しており、現代文化学部でもこれによる単位互換の実績を挙げている。詳細は、本章第1節Ⅱの〈単位互換制度〉の項を参照のこと。

2 単位認定制度

(1) 編入生の単位認定

編入生に関しては、次の単位を本学部の単位として認定することができる。

- ① 本学入学前に大学又は短期大学で修得した授業科目について修得した単位
- ② 本学入学前の高等専門学校又は専門学校（文部科学大臣の定める基準を満たす専修学校専門課程）の課程における単位
- ③ その他の資格等（認定対象となる資格等については、次の「取得資格の単位認定」を参照）

これらの単位を、その科目が本学部の対応科目に読み替えることが可能であり、それが教育上有益であると教務委員会が判断した場合に、その単位を本学部における卒業に必要な単位として認定する。

単位認定に際しては、教務委員会が、下表の認定方針に従って、個々の科目あるいは資格に対して認定が可能であるかどうかを検討した上で、2 年次編入・3 年次編入ともに、最大 70 単位までの認定を行う。なお、認定に際しては、できる限り専門科目での単位認定を少なくして、本学部での専門科目をしっかりと学習できるように配慮している。

〔比較文化学科単位認定方針〕(平成 18 年度)

科 目 群	卒業要件 単位数	認定 可否	認定上限 単位数	備 考
-------	-------------	----------	-------------	-----

オリエンテーション科目	8 単位	可	8 単位	
コンピュータ科目	4 単位	可	4 単位	
キャリア教育科目	2 単位	可	—	「キャリアデザイン」2 単位
基礎科目	18 単位	可	18 単位	「健康・スポーツ実習」2 単位、「教養演習」4 単位を含む
主専攻基礎科目	8 単位	可	8 単位	
主専攻発展科目	24 単位	可	8 単位	
卒業研究等	12 単位	否	—	
副専攻科目	30 単位	可	16 単位	「副専攻レポート」2 単位は認定不可
必修第 I 外国語	6 単位	可	6 単位	
必修第 2 外国語	6 単位	可	6 単位	
自由選択単位	6 単位	可	6 単位	他学部他学科の単位もここに含める。

〔心理学科単位認定方針〕(平成 18 年度)

科 目 群	卒業要件 単位数	認定 可否	認定上限 単位数	備 考
オリエンテーション科目	8 単位	可	8 単位	
コンピュータ科目	4 単位	可	4 単位	
教養基礎科目	14 単位	可	14 単位	「健康・スポーツ実習」2 単位を含む
教養発展科目	12 単位	可	12 単位	「教養演習」4 単位を含む
専攻基礎科目	8 単位	可	8 単位	
専攻発展科目 専攻関連科目	44 単位	可	8 単位	
演習科目等	12 単位	否	—	
必修第 I 外国語	6 単位	可	6 単位	
必修第 2 外国語	6 単位	可	6 単位	
自由選択外国語 自由選択単位	10 単位	可	10 単位	他学部他学科の単位もここに含める。

認定作業は、次の通りである。

- ① 教務委員が単位認定の原案を作成する。

- ② 別の教務委員が、原案の認定が正当であることをチェックする。
- ③ 教務委員会で認定案すべてを確認し、不公平がないように配慮する。
- ④ 4月の編入生の入学後、個別に面談し、出身学校の修得単位の確認、認定案の確認を行う。

この2年間の単位認定の実際は、下表の通りである。なお、平成17年度の比較文化学科3年次編入に関しては、副専攻導入前のカリキュラムに従うため、平成18年度心理学科の単位認定方針に準じた単位認定を行っている。

〔編入生の認定単位数平均1〕

科目群	17年度比較文化 3年次編入(19人)	17年度心理 3年次編入(4人)	17年度心理 2年次編入(2人)
オリエンテーション科目	7.8	8.0	8.0
コンピュータ科目	3.2	4.0	4.0
教養基礎科目	12.8	13.0	14.0
教養発展科目	11.6	12.0	12.0
専攻基礎科目	7.5	8.0	7.0
専攻発展科目・専攻関連科目	4.7	6.0	6.0
必修第1外国語	5.8	5.5	3.0
必修第2外国語	5.5	1.0	1.0
自由選択単位	8.7	8.0	9.0
計	67.6	65.5	64.0

〔編入生の認定単位数平均2〕

科目群	17年度比較文化 2年次編入(3人)	17年度比較文化 3年次編入(7人)	17年度比較文化 2年次編入(1人)
オリエンテーション科目	8.0	8.0	8
コンピュータ科目	3.3	0.6	2
キャリア教育科目	0.0	0.3	0.0
基礎科目	16.7	14.6	18.0
主専攻基礎科目	6.7	8.0	8.0
主専攻発展科目	5.3	8.0	4.0
副専攻科目	6.7	14.6	12.0
必修第1外国語	5.3	5.4	6.0
必修第2外国語	2.0	2.6	6.0
自由選択単位	3.3	5.4	0.0
計	57.3	67.4	64

〔編入生の認定単位数平均3〕

科目群	18年度心理	18年度心理
-----	--------	--------

	3 年次編入(2 人)	2 年次編入(2 人)
オリエンテーション科目	8.0	8.0
コンピュータ科目	0.0	2.0
教養基礎科目	14.0	12.0
教養発展科目	12.0	11.0
専攻基礎科目	8.0	5.0
専攻発展科目・専攻関連科目	8.0	6.0
必修第 1 外国語	4.0	4.0
必修第 2 外国語	0.0	3.0
自由選択単位	10.0	10.0
計	64.0	61.0

上表にあるように、3 年次編入においては、65 単位前後の単位認定を行っている。また、2 年次編入においても、60 単位程度の認定が行われている。平成 17 年度心理学科 2 年次編入生の認定単位の平均が 57.3 単位と低くなっているのは、1 人が 40 単位しか認定できなかったためであり、他の 2 人には 66 単位の認定を行っている。

(2) 取得資格の単位認定

本学部では、入学後に取得した技能資格等で、本学部科目の教育内容と合致するものに関しては、下表の通り、単位を認定する。

認定の手続きは、次の通りである。

- ① 単位認定を希望する学生が当該資格の証明書を教務課に提出する。
- ② 教務委員会が審査し、単位認定を行う。

〔現代文化学部において単位認定可能な資格等一覧〕

対象技能資格名	本学の認定対象科目	成績 評価	申出期間	資 格 の 有効 期限
英語検定 準1級 TOEFL PBT 500点以上 CBT 173点以上 TOEIC 650点以上	英語Ⅰ・Ⅱ及び英語演習のうち、い ずれか2科目4単位	A	履修登録 期間前	2 年
英語検定 1級 TOEFL PBT 540点以上 CBT 207点以上 TOEIC 700点以上	英語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ及び英語演習のう ち、いずれか3科目6単位			
ドイツ語検定試験4級	ドイツ語Ⅰ・Ⅱのうち、いずれか1科 目2単位		認 定 年 度 の1月末日 まで	
ドイツ語検定試験3級以上	ドイツ語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲのうち、いずれ か2科目4単位			

フランス語検定試験4級	フランス語Ⅰ・Ⅱのうち、いずれか1科目2単位	履修登録 期間前	3年
フランス語検定試験3級以上	フランス語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲのうち、いずれか2科目4単位		
スペイン語検定試験5級	スペイン語Ⅰ・Ⅱのうち、いずれか1科目2単位		
スペイン語検定試験4級以上	スペイン語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲのうち、いずれか2科目4単位		
中国語検定試験4級	中国語Ⅰ・Ⅱのうちいずれか1科目2単位		
中国語検定試験3級以上	中国語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲのうちいずれか2科目4単位		
ハングル語能力検定試験4級以上	韓国語入門Ⅰ・Ⅱの計2科目2単位		
日本語能力検定 300点以上	日本語Ⅱ 2単位		
日本語能力検定 350点以上	日本語Ⅱ・Ⅲ、日本語演習の計3科目6単位		
日本語文書処理技能検定(ワープロ技能検定)2級以上 MOUS(Microsoft Office User Specialist) Word 一般以上	コンピュータ・スキルズⅠ 2単位		
Excel表計算処理技能検定2級以上 MOUS(Microsoft Office User Specialist) Excel 一般以上	コンピュータ・スキルズⅡ 2単位		
画像情報処理技能検定CG部門(CG検定)2級以上	コンピュータ・スキルズⅣ 2単位		
初級システムアドミニストレータ パソコン検定試験3級以上	コンピュータ・スキルズⅠ～Ⅳより いずれか1科目2単位		
基本情報技術者試験	コンピュータ・スキルズⅠ～Ⅳより いずれか2科目4単位		

この単位認定制度による単位認定は、必ずしも多くはないが、コンピュータ関連の資格を中心に、次のように、毎年数名の学生に対して単位認定が行われている。

〔現代文化学部における資格等の単位認定〕

年度	認定された科目	科目別件数	年度別件数
14年度	コンピュータ・スキルズⅠ	2	4
	コンピュータ・スキルズⅡ	2	
15年度	コンピュータ・スキルズⅠ	3	7
	コンピュータ・スキルズⅡ	1	
	ドイツ語Ⅱ	1	
	ドイツ語Ⅲ	1	
	ドイツ語Ⅳ	1	
16年度	コンピュータ・スキルズⅠ	2	5

	コンピュータ・スキルズⅡ	1	
	ドイツ語Ⅰ	1	
	ドイツ語Ⅲ	1	
17 年度	コンピュータ・スキルズⅠ	1	4
	コンピュータ・スキルズⅡ	1	
	ドイツ語Ⅲ	1	
	スペイン語Ⅱ	1	
18 年度	コンピュータ・スキルズⅠ	2	3
	コンピュータ・スキルズⅡ	1	
計			23

【評価と問題点及び改善の方策】

1 単位互換

彩の国大学コンソーシアムの単位互換制度に関しては、特に問題はない。詳細は、本章第1節Ⅱの〈単位互換制度〉の項を参照のこと。

2 単位認定制度

(1) 編入生の単位認定

現代文化学部への編入の単位認定は、教務委員会が編入生個々の修得科目を個々に審査して、個別に認定を行っている点で、厳正な単位認定を行っていると言える。そのような厳正な審査を行った上でも、3年次編入でほとんどが60単位を超える認定を行っており、現状では、特に問題ないと思う。

(2) 取得資格の単位認定

現代文化学部の授業内容と一致するものに関しては、かなりの部分で単位認定を行えるようになっている。毎年数名がこの単位認定を受けており、この制度は有効に機能していると思う。

〈開設授業における専・兼比率等〉

【現状】

半期授業を0.5コマ、通年授業を1コマとした各分類における専任、兼任別の開講コマ数並びに専兼比率は、下表の通りである。

〔平成18年度の比較文化学科の専兼比率〕(括弧内は平成17年度)

分類	科目数	専任担当コマ数	兼任担当コマ数	専任率
導入教育	6	15.0(15.0)	5.0(5.0)	75.0%(75.0%)
キャリア教育	3(2)	4(3.5)	1.5(0.5)	72.7%(87.5%)
教養教育(副専攻を除く)	24	85.0(88.0)	30.0(36.0)	73.9%(71.0%)
(体育科目以外)	23	75.0(77.0)	12.0(17.0)	86.2%(81.9%)
(体育科目)	1	10.0(11.0)	18.0(19.0)	35.7%(36.7%)
外国語教育	42	29.0(29.0)	37.0(37.0)	43.9%(43.9%)
副専攻				
専門教育(副専攻を除く)	60	46.5(47.5)	5.5(5.5)	89.4%(89.6%)
計	135(134)	179.5(183.0)	79.0(84.0)	69.4%(68.5%)

〔平成18年度の比較文化学科の必修科目における専兼比率〕(括弧内は平成17年度)

分類	科目数	専任担当コマ数	兼任担当コマ数	専任率
導入教育	4	15.0(15.0)	4.0(4.0)	78.9%(78.9%)
キャリア教育	1	3.0(3.0)	0.0(0.0)	100%(100%)
教養教育(副専攻を除く)	2	63.0(66.0)	18.0(22.0)	77.8%(75.0%)
(教養演習)	1	53.0(55.0)	0.0(3.0)	100.0%(94.8%)
(健康・スポーツ実習)	1	10.0(11.0)	18.0(19.0)	35.7%(36.7%)
外国語教育	18	13.0(13.0)	29.0(29.0)	31.0%(31.0%)
副専攻				
専門教育(副専攻を除く)	3	23.0(24.0)	0.0(0.0)	100.0%(100.0%)
計	28	117.0(121.0)	51.0(55.0)	69.5%(68.8%)

〔平成18年度の心理学科の専兼比率〕(括弧内は平成17年度)

分類	科目数	専任担当コマ数	兼任担当コマ数	専任率
導入教育	6	15.0(15.0)	5.0(5.0)	75.0%(75.0%)
教養教育	44	102.0(105.0)	44.0(51.0)	69.9%(67.3%)
(体育科目以外)	42	84.0(86.0)	16.0(21.0)	84.0%(80.4%)
(体育科目)	2	18.0(19.0)	28.0(30.0)	39.1%(38.8%)
外国語教育	42	29.0(29.0)	37.0(37.0)	43.9%(43.9%)
専門教育	75	62.5(64.0)	10.0(10.5)	86.2%(85.9%)
計	167	208.5(221.0)	96.0(103.5)	68.5%(67.3%)

〔平成18年度の心理学科の必修科目における専兼比率〕(括弧内は平成17年度)

分類	科目数	専任担当コマ数	兼任担当コマ数	専任率
導入教育	4	15.0(15.0)	4.0(4.0)	78.9%(78.9%)
教養教育	2	63.0(66.0)	18.0(22.0)	77.8%(75.0%)

(教養演習)	1	53.0(55.0)	0.0(3.0)	100.0%(94.8%)
(健康・スポーツ実習)	1	10.0(11.0)	18.0(19.0)	35.7%(36.7%)
外国語教育	18	13.0(13.0)	29.0(29.0)	31.0%(31.0%)
専門教育	6	25.0(26.0)	0.0(0.0)	100.0%(100.0%)
計	18	116.0(120.0)	51.0(55.0)	69.57%(78.6%)

「導入教育」の専任率が 80%未満となっているが、これは、「コンピュータ科目群」での兼任率が高くなっているために他ならない。人文科学系の学部としては、やむをえない措置である。これに対しては、学部の担当幹事が期末試験のレベルを調整することによって教育並びに評価の差がでないようにしている。いわゆる「導入教育」である「オリエンテーション科目」は、専任率 100%となっている。

また、体育科目と外国語科目の専任率が低くなっているのは、科目の性格上やむをえないものである。これに対しては、授業内容、授業の指針に関して、専任教員が兼任教員に十分に指導することで、教育の質の差などといった問題が出ないように努めている。具体的には、「体育科目」では、定期的に会合を開くなど体育関連の専任教員が兼任教員と連絡を密に取っている。また、「外国語教育」では、学年度末に兼任教員を含めて会合を持ち、教育内容等の調整を行っている。

【評価と問題点及び改善の方策】

「コンピュータ科目群」、「体育科目」、「外国語教育」において、専任率が低くなっているが、これに関しては、今後とも改善できる可能性はない。しかし、専任教員が兼任教員と連絡を密にとって教育の質や評価に差がでないようにしていることは、十分ではないかもしれないが、評価に値する。

1 年次演習を含む導入教育の「オリエンテーション科目」、2 年次演習、3・4 年次演習という教育の核になる部分は専任率 100%となっている点は、評価できる。また、「専門教育」での専任率の高さも評価に値するであろう。

全体として、特に問題はないと思われる。

〈学生の多様化に伴う教育上の配慮〉

【現状】

1 学生全般に対する教育上の配慮

(1) 概要

現代文化学部の学生は、心理学科が開設されていることもあって、やや心の問題を引き起こしやすい傾向にある。また、大学に明確な目的を持たずに入学してきた学生も多い。その結果、退学者等が

やや多くなる傾向にある。

〔現代文化学部の休学者・退学者・除籍者数〕(平成18年9月28日現在)(単位:人)

入学年度	入学者数	編入者数	学生数	休学	退学	除籍	休学・退学・ 除籍計
平成15	160	27	187	2	17	4	23(12.3%)
平成16	167	20	187	1	20	6	27(14.4%)
平成17	177	5	183	1	7	0	8(4.4%)
平成18	176	0	176	1	4	0	5(2.8%)

このような現状に対する第1の対策は、すでに述べたように、充実した導入教育を提供して、高校までの教育から大学での教育への移行をスムーズにすることである。

その他に、できるだけ問題を早期発見し、早期に対処できるよう、また、十分な教育指導を提供できるように、学生全般に対して、次のような教育上の配慮を行っている。

- ① 1年次から4年次まで設置された少人数ゼミ形式の必修演習
- ② 学生情報カードの活用
- ③ FA制度
- ④ 出席不良学生等の調査と面談
- ⑤ オフィス・アワー
- ⑥ 学生支援センター

(2) 必修演習

あらゆる学生は、個々に様々な問題を抱えている。そこで、少人数のゼミ形式の演習を1年次から4年次まですべて必修として、できうる限り細やかな指導を行うようにしている。

特に、1年次の「スタディ・スキルズ」では、読解、内容理解、レポート作成、プレゼンテーションなど、大学生活において必要となるアカデミック・スキルを修得させて基礎を築き上げるとともに、この演習にホームルーム的機能を持たせるようにして、学生の抱える問題の早期発見に努めている。

(3) 学生情報カード

必修演習において、「学生情報カード」を定期的に記入させることにより、大学生活を定期的に振り返り、目標を立てる機会を提供し、反省と展望を持って学生生活を行えるように配慮している。

(4) FA制度

学生全員に、必修演習担当者を中心に、FA(ファカルティ・アドバイザー)という担任を割り当て、責任を持った教育、指導を行うとともに、学生の個別相談に応じることができるようになっている。出

席不良、学業不振等の場合の指導も、このFAが行う。FA担当者は下表の通りである。

〔各年次のFA担当者〕

年次	FA 担当者
1 年次	「スタディ・スキルズ」(1 年次必修演習)担当者 2 名、語学担当者 1 名
2 年次	1 年次担当者の持ち上がり
3 年次	「演習Ⅰ」(3 年次必修演習)担当者 1 名
4 年次	「演習Ⅱ」(4 年次必修演習)担当者 1 名

(5) 出席不良学生等の調査と面談

必修科目に関して、春学期並びに秋学期当初 6 週間程度の出席状況調査を行う。この結果を、学部教務委員会でチェックして、欠席が多い学生に関しては、FA に依頼して、面談を行っている。

また、学業不振の学生に関しても、学部教務委員会で、GPA に基づきチェックを行い、年度当初に、FA に依頼して、面談を行っている。

これは、出席不良や成績不振が退学等へ繋がらないようにするための具体的対策の一つである。

(6) オフィス・アワー

各専任教員は、週 1 時間程度研究室に待機するオフィス・アワーを設けて、学生の個別相談に応えられるようにしている。各教員のオフィス・アワーは講義時間割表に記載している。

(7) 学生支援センター

平成 18 年度秋学期からは、「学生支援センター」が開設され、10 時から 12 時そして 12 時半から 16 時半まで、教員 1 人と事務員 1 人が待機している。これによって、オフィス・アワーに加えて、学生の様々な問題にアドバイスを与えられるようになっている。

2 社会人学生、外国人留学生に対する教育上の配慮

社会人学生、外国人留学生の人数は、下表の通りである。

〔社会人・帰国生・外国人留学生の入学者数〕(単位:人)

区分	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
社会人	0	2	1	1	1
帰国生	1	1	0	1	0
外国人留学生	1	2	2	0	3
計	2	5	3	2	4

〔編入外国人留学生〕(単位:人)

区分	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
編入生総数	24	13	19	28	12
編入外国人留学生	0	2	12	18	6

(1) 社会人学生に対する教育上の配慮

社会人学生は、絶対数が少ない上に、比較的目的意識が高く順応性にも優れていることから、特に大学教育への移行に関して問題が見られない。それゆえ、現時点では、教育上、特別な配慮を行ってはいない。

ただし、編入に際しては、通常の編入生に対しては認定対象外である2年次必修の「キャリアデザイン」を、2年以上の就職経験があり、過去に単位認定可能な科目を履修している場合には認定するようにしている。これが唯一の明確な教育上の配慮である。

(2) 外国人留学生に対する教育上の配慮

(i) カリキュラムにおける配慮

第1外国語を日本語とし、1年次必修に「日本語Ⅰ」（作文）と「日本語Ⅱ」（読解）を、2年次必修に「日本語Ⅲ」（文法・語彙）を置いて、大学教育あるいは卒業後に必要とされる日本語能力を十分に育てるようにしている。なお、「日本語Ⅰ」には専任教員を担当者とするとともに、編入生に関して日本語の履修が必要な場合には「日本語Ⅰ」を履修させるように配慮するなどして、「日本語Ⅰ」に外国人留学生のホームルーム的な役割も持たせている。

また、選択科目の「日本語演習」を各学期に2クラス設けることにより、自発的で集中的な日本語学習を可能としている。

更に、英語を第2外国語に加えることにより、第2外国語の選択の幅を広げている。

(ii) 資格等の認定における配慮

外国人留学生に関しては、日本語が第1外国語であることから、日本語能力検定で一定の成績を上げた場合には、下表のような単位認定を行う。

〔外国人留学生のみを対象とする資格の単位認定〕

対象技能資格	本学の認定対象科目	成績評価	申出期間
日本語能力検定 300点以上	日本語Ⅱ 2単位	A	履修登録 期間前
日本語能力検定 350点以上	日本語Ⅱ・Ⅲ、日本語演習の 計3科目6単位		

(iii) その他の配慮

外部の方を審査員に招いて、年1回、日本語スピーチコンテストを実施するなど、短期受入留学生も含む外国人留学生を対象として、次表のように様々な行事を開催し、そこに教員も参加することによって、外国人留学生と日本人学生や教員との懇親の機会を提供している。更に、学生委員会主催で、

夏期休暇中に1泊の旅行を企画し、外国人留学生の親交を深めるよう配慮している。

〔外国人留学生を対象とする行事〕(平成18年度)

月	行事
4月	交換・派遣留学生「歓迎会・壮行会・帰国報告会」
5月	留学生歓迎会・春季交流会
7月	交換・派遣留学生「送別会・壮行会・帰国報告会」
9月	留学生旅行
10月	交換留学生「歓迎会」
12月	日本語スピーチコンテスト 冬季交流会(もちつきパーティー)
1月	交換・派遣留学生「送別会」

3 外国人短期受入留学生に対する配慮

大学間の協定に基づき、下表の通り、外国人短期留学生を、各1年間、受け入れている。

〔外国人短期留学生(1年間)受入状況〕(単位:人)

国名	大学名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
ドイツ連邦共和国	ミュンヘン大学	0	0	1	0	0
アメリカ合衆国	ハワイ・パシフィック大学	0	0	0	2	1
中華人民共和国	聊城大学	3	3	4	4	4
大韓民国	ハンシン大学	3	4	4	2	4
大韓民国	延世大学	0	0	0	0	1
計		6	7	9	8	10

外国人短期留学生に対しては、日本語学習の一助として、「日本語B」という外国人短期受入留学生専用の日本語演習を設置している。また、外国人短期受入留学生の日本語のレベルによっては、国際交流委員会の依頼により、日本語担当者に、もう一コマ、日本語演習を実施してもらっている。

また、外国人短期受入留学生に関しても、日本語スピーチコンテストへの参加を認めている。

更に、外国人短期受入留学生一人ひとりに対して、専任教員によるアカデミック・アドバイザーを定め、学習等に関して十分に指導するとともに、様々な問題に対して相談できるようにしている。

1年次生に対するオリエンテーション・キャンプに、その時在籍する外国人短期受入留学生も参加させ、日本人学生との交流を積極的に進めている。

また、英語圏からの留学生に関しては、本学学生の中で留学経験のあるものに、国際交流ボランティアとして、個人チューターを務めてもらい、生活全般にわたってサポートできるようにしている。

4 生涯学習への対応

(1) 科目等履修生制度

一定の履修条件を満たした社会人が、駿河台大学において、所定の手続きにより登録した科目を履修することによって、その科目の単位を修得できるという制度が、科目等履修生制度である。この制度には、一般コースと特別コースの二つのコースが設けられている。

一般コースは、あくまで生涯学習の一環として、社会人に専門的な知識や幅広い教養を深める場を提供するためのコースである。1年間40単位までの科目履修が認められる。

特別コースは、本学の正規学生となることを目的とするコースである。科目等履修生として最低2年間カリキュラムに沿った学習を行い、一定の単位を修得した場合には、正規の学生としての入学が許可される。科目等履修生として修得した単位は本学での単位として認定され、最短2年間での卒業が可能となる。1年間の修得単位の上限は、1・2年目50単位、3年目以降54単位である。

現代文化学部では、3・4年次の必修演習など一部の科目を除いて、大部分の科目を科目等履修生に対して開講している。

〔現代文化学部の科目等履修生数〕（単位：人）

16年度	17年度	18年度
9	6	7

〔現代文化学部開講科目に関する科目等履修生数〕

平成16年度		平成17年度		平成18年度	
科目	人数	科目	人数	科目	人数
文化情報社会史Ⅱ	1	哲学	2	哲学	1
歴史学	1	文化人類学	2	法学	1
コミュニケーション論	2	文化情報社会史Ⅰ	1	現代自然科学	1
経済 Today	1	法学	1	現代人と宗教	1
サイコロジー Today	1	健康・スポーツ実習	1	総合講義Ⅲ	1
英語学講読Ⅰ	1	経済 Today	1	健康・スポーツ演習	1
英語学講読Ⅱ	1	数の世界	1	日本文化論入門	1
日本近現代文学Ⅱ	1	日本近現代文学Ⅰ	1	言語文化論Ⅰ	2
ドイツ語演習Ⅰ	1	日本近現代文学Ⅱ	1	日本古典文学Ⅰ	1
ドイツ語演習Ⅱ	1	中国文学Ⅰ	1	日本古典文学Ⅱ	1
ドイツ文学Ⅱ	1	アメリカ文学Ⅱ	1	アメリカ文学Ⅰ	1
フランス文学Ⅰ	2	イギリス文学Ⅱ	1	比較文明論Ⅰ	1
フランス文学Ⅱ	1	比較文明論Ⅰ	1	比較文明論Ⅱ	1
日本文化論Ⅱ	1	発達心理学Ⅰ	1	日本文化論Ⅰ	1
西洋文化論Ⅱ	5	発達心理学Ⅱ	1	日本文化論Ⅱ	1

認知心理学Ⅰ	1	心理言語学	1	多民族文化論Ⅰ	1
認知心理学Ⅳ	1	人間生物学	1	発達心理学Ⅰ	1
臨床心理学Ⅰ	2	比較宗教学	1	発達心理学Ⅱ	1
臨床心理学Ⅱ	2	宗教人類学Ⅰ	1	生命倫理学Ⅰ	1
臨床心理学Ⅲ	2	スペイン語演習 A	1	生命倫理学Ⅱ	1
臨床心理学Ⅳ	2	スペイン語演習 B	1	比較宗教学	2
比較宗教学Ⅰ	1	計	23	宗教哲学	1
比較宗教学Ⅱ	1			英語演習 A	1
英語演習Ⅰ	1			英語演習 B	1
計	34			中国語演習 A	1
				計	27

(2) 公開講座

(i) 概要

公開講座は、社会人を対象とする特別講義であり、次のものが行われている。

- ① 地域学講座「彩・ふるさと喜楽学」
- ② 学部単位で半期ずつ行う「市民の大学Ⅰ」、「市民の大学Ⅱ」
- ③ その他

近年、地域の要望に応える形で、本学は多様な講座を開催しており、延べ参加人数は、平成15年度、平成16年度は1100人を超え、平成17年度は1200人を超えている。

(ii) 「彩・ふるさと喜楽学」

平成17年4月より開始された新しい地域講座で、「ふるさと」をキーワードとして、地元飯能、入間の歴史・文化や、地域における生きがいづくりなどについて学んでもらっている。本学の講師に加え、飯能市、入間市からも協力いただき、両市在住・在勤の識者、芸術家など様々な分野の専門家も講師としてお招きしている。

この講座は、「前期Ⅰ（ふるさとの歴史・文化）」、「前期Ⅱ（市民生活と生きがい論）」、「後期Ⅰ（ふるさとのまちづくり）」、「後期Ⅱ（世界と地域）」に分けられ、それぞれ6回の講義を行っている。

平成18年度に関しては、本学部教員は、下表の講義を提供している。

〔「彩・ふるさと喜楽学」の内容〕(平成18年度)

担当者	期	内容
本間 邦雄	前期Ⅱ	まなざしの交叉する都市パリ
信岡 奈生	後期Ⅱ	人と人との絆について(ラテンアメリカ)

(iii) 「市民の大学」

通常の意味での公開講座であるが、学部の特徴を生かした4回の講義を1セットとしている。

平成18年度に関しては、本学部は、「市民の大学Ⅱ 心をつめる」として、春学期に、下表の講義を提供している。

〔「市民の大学Ⅱ 心をつめる」の内容〕(平成18年度)

担当者	内容
青山 征彦	「かしこさ」を考える～知能検査から人工知能まで～
櫻坂 英子	他者を知ること
油井 恵	日本語の助数詞に見る私たちのカテゴリー形成
井上 勝也	老年期の心理

(iv) その他

上記二つの講座の他に、テーマ別に様々な講座が行われている。

平成18年度春学期には、「はじめてのパソコン」、「楽しく学ぶ英語」、「野外自然観察会」、「あなたもゴルフを!」、秋学期には、「はじめてのパソコン」、「楽しく学ぶ英語」、「野外自然観察会」、「初心者テニス講座」が開かれた。

平成18年度に関しては、本学部教員は、下表の講義を提供している。

〔公開講座の内容〕(平成18年度)

担当者	期	講座名	内容
Roger Finch	秋学期	楽しく学ぶ英語	English Through Musicals ①②(2回)

【評価と問題点及び改善の方策】

1 学生全般に対する教育上の配慮

退学者数等を考慮に入れば、十分と言ことはできないが、学生全般に対して、現時点において、必要最低限の教育的配慮はなされていると言ってよいであろう。

2 社会人学生、外国人留学生に対する教育上の配慮

(1) 社会人学生に対する教育上の配慮

上述のように、現時点では、社会人学生があまり多くないこと、また、社会人学生は比較的目的意識が高く順応性にも優れていることから、特別に配慮する必要はない。

(2) 外国人留学生に対する教育上の配慮

現在、カリキュラムに基づく学習上の配慮と交流会などの学生生活上の配慮を行っており、適切に対応していると考ええる。

特に、交流会の開催により、教員・学生との懇親の場を提供している点は、評価に値する。

3 外国人短期留学生受入れにおける配慮

いままでのところ、外国人短期留学生は、本学での学生生活に十分満足して帰国している。その意味で、本学が行っている教育上の配慮は適切であると言えることができる。

日本語教育に関しては、外国人短期留学生専用、初級日本語を提供できればよいのだが、現時点では、それは不可能である。それゆえ、その不足を補うために、英語圏に関しては学生ボランティアにチューターをお願いしている。このボランティアの取組は、今後他の言語圏に関しても行うことができるよう努力したい。

4 生涯学習への対応

極めて優れた取組みを行っているとは評価してよいであろう。今後とも、地域の要望に応える努力を続けていく。

〈正課外教育〉

【現状】

本学では、大学と地域、更には近隣市町村との連携を図り、地域活性化に貢献することを目的として、本学学生による地域派遣を進めている。具体的には、①「学生参加による入間活性化プロジェクト」（現代GP＝既述）への学生の参加、②留学生を近隣市町村の小中学校へ派遣し、小中学生と留学生との交流を図りながら、異国間の文化・言語等の理解を深める国際化教育、③学生による市民への法律相談やパソコン指導、④地域の福祉施設でのボランティア活動、⑤近隣駅前周辺、スクール・バスの停留所付近、市営運動公園などでの学生によるボランティア清掃などの活動である。

学内では、正課授業である各学部1年生必修の情報リテラシー実習科目において、教員の授業支援を行うSA（学生アルバイトによるスチューデント・アシスタント）が毎年30名ほど活躍している。これは教える学生と教えられる学生が、共に学びの上で成長することを互いに助けるという大きな意味を持っている。

更に、平成17年度より、「駿河台大学飯能キャンパス司法研修室」が設置された。司法研修室は、法科大学院進学に係る学習支援のほか、国・地方公共団体の公務員試験や公益団体・企業の法務部等への進路を目指す学生のために、法学的思考力、法学基礎知識、法務実務の基礎知識と基礎技術についての自主学習を支援し、法学に係る本学正規教育における教育効果を相乗的に高めるために設置されたものである。

これらの正課外活動は、年々評価が高まりつつあり、その需要も上昇している。とりわけ、前記②の留学生による小中学校訪問は、小中学校長からの問い合わせが増大しており十分な評価が得られて

いる。また、③の学生による「法律相談」や「パソコン指導」に関しても、地道な活動が続けており、その成果も市民から高い評価を受けている。

【評価と問題点及び改善の方策】

本学では、上記のように地域への学生派遣など正課外の活動を促進している。しかしながら、これら正課外活動へ参加する学生が、固定化されてしまう傾向にあること、あるいは参加学生数が減少していることが、問題点として挙げられる。今後は、参加学生の確保・増加をどのようにするかが課題といえる。

そのために、本学では、まず第1の改善策として平成14年度秋より学生主体による「ボランティア情報室」を立ち上げ、学生の登録制によるボランティア活動への照会・参加を促している。この活動により、現在課外活動のサークルとして活動しているボランティアサークルも、正課外活動として吸収する方向を考えたい。

次いで、年々増大している留学生に対する広報活動を更に増やし、留学生による地域貢献を通して国際化教育を進めていく予定である。

いずれにしても、学生の自主的参加が課題であることから、日ごろから、①大学のホームページ、②掲示板への告示、③大学が発行している「大学ニュース」への掲載、及び④4月初めのガイダンス教育での広報活動を通して、学生への啓発を促す活動をより一層進める必要があると考えている。

B 教育方法等

〈教育効果の測定〉

【現状】

教育効果の測定としては、各教員側が自分の授業科目における教育効果を、また、学部が卒業に至るまでの学部教育の教育効果をいかにして把握するかということが中心となることは言を待たないが、同時に、個々の学生が自らの学習の成果・達成度をきちんと把握できること、教員が個々の学生の学習の成果・達成度をきちんと把握できることも教育上極めて重要であり、これらもある種の教育効果の測定といえることができる。

そこで、ここでは、個々の学生に関する教育効果の測定、教員の側での教育効果の測定を先に述べ、その結果としての卒業生の進路状況を最後に述べることにする。

1 個々の学生に関する教育効果の測定

(1) 相対評価に基づく成績評価による教育効果の測定

(i) 5段階評価と相対評価

個々の授業科目が受講生に対して与えた教育効果の測定は、基本的に、成績評価によってなされる。

成績評価の仕組みの詳細は「成績評価の仕組み」に譲るが、平成15年度より、本学は、Aを最高とした5段階評価(A・B・C・D・F)を採用し、「A・B・C・D」の4段階を「合格」、「F」を「不合格」とした。

また、同年度より講義科目を中心とする大部分の科目に相対評価を導入し、Aが20%、Bが30%、Cが30%、Dが20%(±5%)という割合を相対分布ガイドラインとした。ただし、演習科目等、教育上絶対評価が好ましい科目に関しては、相対評価除外科目とした。

この5段階評価、相対評価、相対分布ガイドラインは、GPA制度とともに、教授会での討議を経て導入されたものであり、全教員において合意が形成されている。

(ii) 成績評価に基づく教育効果の測定

成績評価は、「学業成績通知書」にすべて記載され、毎学期初めに学生に配布されるが、この相対評価の導入により、学生自身が自らの学習成果のレベルを自己判断できるようになった。すなわち、合格(A・B・C・D評価)、不合格(F評価)の判定によって、その学生が、単位修得に値する学習成果が得られたかどうかを示され、相対評価による「A・B・C・D」の区分によって、「合格」評価であったとしても、得られた学習成果が受講生全体の中でどれくらいの位置を占めるものであるかが示されることになったのである。

(iii) 成績評価を適切なものとする仕組み

F評価は、後に述べるように、授業科目の教育のあり方を反映するものではあっても、その判定はあくまで各教員に委ねられている。ただし、あまりにF評価が多いというのは問題であることから、

「授業改善計画書」の作成に当たって、F評価が35%を超える場合に関して注意を喚起している。

相対評価が学習成果のレベルをきちんと示す指標として働くためには、相対評価の比率がきちんと目安に沿ったものでなくてはならない。そこで、先述の相対分布ガイドラインを設け、学期末の成績表を配布する際の成績評価法の説明の中に、相対分布ガイドラインも明記されることとなった。

更に、本学では、平成16年度から、成績評価結果の検討も行っている。平成15年度分については科目担当者の氏名を空欄とした資料が、平成16年度からは担当者も含めた成績分布資料が、全学教務委員会場で公表され、検討を行うこととなった。検討される内容は、各科目、科目群及び学部ごとに算出された4段階評価（A～D）の割合、及び不合格者（F評価）の割合である。この資料に基づいて、極端に偏った成績評価が行われていないか、相対評価が適切に行われているかなどについて確認し、問題点の発見、解決を図るようになった。また、成績評価結果は、各学部教務委員会にも提出され、要求水準と教育効果を議論する際の重要な資料となっている。

成績評価結果の検討結果は、具体的には、A～Dの相対分布ガイドライン（例えばA評価は単位取得者の20±5%）を逸脱した項目に対して、「超過」あるいは「過少」を指摘し、学生への要求水準を適切なものにするよう担当教員の注意を促している。

また、外国語科目のように、複数コマ開講されており、本人の意思に関係なくクラスが決定される科目（統一シラバスを採用している科目）の場合、期末試験あるいは成績評価の公平性が保たれているかどうか問題となる。本学部では、この点に関しては、未だ不十分というしかないが、次のように、問題解決の努力はすでに始められている。

次項に述べる「英語Ⅰ」では、教務委員会が主導する形で、完全に統一的な評価が行われている。

本学部で2クラスずつ開講されている「ドイツ語Ⅰ」（初級文法）においては、平成17年度より、全学統一の試験を導入した。その結果は、英語と同じように、教育方法・内容の改善、及び学習効果や目的設定のための資料として用いられる。

導入教育の中心をなす1年次必修演習の「スタディ・スキルズ」に関しては、指導のガイドライン並びに指導の共通資料を作成して、担当者間で教育の差がでないように努めている。

（iv）特に「英語Ⅰ」の成績評価について

現代文化学部の「英語Ⅰ」においては、1年次の最初に「英語クラス分け試験」を実施し、成績優秀者で「発展クラス」という特別クラスを編成している。これは、学生の英語力に合った教育を行うための措置である。

しかし、クラス単位で相対評価を行ってしまうと「発展クラス」の学生に成績上の不利益が生じてしまうため、「英語Ⅰ共通試験」とTOEFL-ITPという共通試験を評価項目に加え、学年全体を一クラスとみなした相対評価を行っている。「英語Ⅰ」の成績評価法は、英語を担当する学部教員全員の合意を得て導入し、教務委員会が成績評価に当たっている。

「英語Ⅰ共通試験」は、「英語Ⅰ」の教育内容を踏まえて問題が作成され、1年次の学年度末に実施される。

また、TOEFL-ITPは、1年次の6月と11月、そして2年次の6月と3回の受験を義務付けている。これは、学生に自己の客観的な英語力を測る機会を提供することを目的としている。TOEFL-ITPの成

績は、1 年次の「英語Ⅰ」又は2 年次の「英語Ⅲ」において配布される。

成績評価の際には、担当教員に担当クラスでの評価を 50 点満点の素点で出してもらい、学部教務委員会が、担当教員の評価を 50%、「英語Ⅰ 共通試験」の結果を 30%、TOEFL-ITP の結果を 20%という形で基礎点を算出し、成績評価を行う。

この成績評価法により、「英語Ⅰ」に関しては、その学年において自分の英語力がどの程度であるかを学生は知ることができる。また、更に TOEFL-ITP の成績によって、自分の客観的な英語能力を知ることができることとなる。

厳密に考えれば、同じく「発展クラス」を開設している「英語Ⅱ」、「英語Ⅲ」においても同等の成績評価を行うべきであろうが、現在は、「英語Ⅰ」に適用するに止まっている。

(2) GPA (グレード・ポイント・アベレージ) による教育効果の測定

(i) GPA 制度

平成 15 年度より導入された GPA は、A、B、C、D、F の各単位にそれぞれ 4、3、2、1、0 というグレード・ポイントを与え、1 単位当たりのグレード・ポイントの平均値 (アベレージ) を求めたものであり、修得単位の総合的な質を 4.0 から 0.0 までのポイントで示すことになる。GPA の計算法は次の通りである。

$$\text{GPA} = \frac{(4 \times \text{A 修得単位数} + 3 \times \text{B 修得単位数} + 2 \times \text{C 修得単位数} + 1 \times \text{D 修得単位数})}{\text{総履修単位数 (F を含むが、履修取り消し科目は含まない)}}$$

(ii) GPA に基づく教育効果の測定

GPA の数値は、毎学期初めに学生に配布される「学業成績通知書」に記載され、学生が定期的に自らの数値を確認できるようになっている。

この GPA により、個々の学生に関して、学生自身並びに教員が、受講してきた科目の総合的な理解度、学習の達成度を確認できるようになった。つまり、GPA が 4.0 に近いほど全科目にわたって理解度が高かったと言うことができ、例えば F 評価がなかったとしても、GPA が 1.0 に近ければ合格ぎりぎりの理解度しか得られていないということになるのであって、自己の総合的な学習成果の質が示されるのである。

そして、GPA が 1.3 未満の学生に関しては、3 月末から 4 月初めに、FA による面談を行い、学習のあり方を変えるべく指導する。この点に関しては、全教員合意の上で、すでに実施されている。

(iii) GPA を適切なものとする仕組み

GPA をより公正なものとする仕組みが、相対評価と履修取消制度である。

相対評価によって、担当教員による成績分布の極端な偏りを回避するとともに、科目間の成績評価の公平性を確保する。そして、履修取消制度 (W と記載) によって、科目とのミスマッチや、科目の取り過ぎ等によって学習がおろそかになることあるいは F 評価が増大することを回避するとともに、学生の自覚的な履修計画を促すのである。これに関しては「〈成績評価の仕組み〉2 成績評価法・成

績評価基準」を参照してもらいたい。

現代文化学部の GPA 平均値は2.3、及び GPA が 1.3 未満の学生数は 55 人である。

F 評価がない場合の GPA の平均値は2.5 であること、演習科目など相対評価除外科目が一定数存在することからすると、やや可否の判定が厳しくなっていることが伺えるものの、GPA はかなりうまく機能していると言うことができる。

(3) 履修済単位数による教育効果の測定

毎学期初めに学生に配布される「学業成績通知書」には、個々の科目の成績と GPA の他に、履修済単位数も記載される。

この履修済単位数は、卒業に至るまでの到達点を示しており、これに基づいて学生は次年度以降の履修計画を立てることになる。

修得単位数が多いということが直接評価に直結するわけではないが、修得単位数が少ないことは解決すべき問題として捉えなければならない。そこで、本学部では、卒業要件である 124 単位に至るまで、バランスのとれた履修ができるように、「望ましい単位数」として目安となる各年次終了時の単位数を以下のように示している。この「望ましい単位数」は、各年度当初の各年次ガイダンスで配布する『履修登録マニュアル』の他、保証人に対して「学業成績通知書」を送る際に同封する「成績通知書の見方」に記載されている。

〔指導内容〕(平成 16 年度以前の入学生)

年次	上限単位数	望ましい単位数	最低必要単位数	履修済単位数平均値 比較文化学科	履修済単位数平均値 心理学科
1 年次	50 単位	40 単位以上	—	—	—
2 年次	50 単位	80 単位以上	22 単位	78.6 単位	87.8 単位
3 年次	54 単位	110 単位以上	76 単位	110.9 単位	118.7 単位
4 年次	48 単位	124 単位以上	124 単位	—	—

注. 平均値は、平成 17 年度終了時のもの

〔指導内容〕(平成 17 年度以降の入学生)

年次	上限単位数	望ましい単位数	最低必要単位数	履修済単位数平均値 比較文化学科	履修済単位数平均値 心理学科
1 年次	44 単位	36 単位以上	—	36.1 単位	40.6 単位
2 年次	46 単位	72 単位以上	34 単位	—	—
3 年次	46 単位	108 単位以上	80 単位	—	—
4 年次	44 単位	124 単位以上	124 単位	—	—

注. 平均値は、平成 17 年度終了時のもの

なお、履修済単位数が極端に少なく、履修単位の上限の関係から自動的に卒業延期が決定した学生

に関しては、3月から4月にかけて、成績不振者としてFAが面談をして、学習姿勢の改善を促している。

(4) スクリーニング制度による教育効果の測定

本学部では、学部開設当時から3・4年次必修演習に履修条件をつけるというスクリーニング制度を導入してきたが、3年次必修演習に関しては、残り2年間で卒業可能な単位数を修得していることが条件となっているだけであった。

そこで、17年度の各年次の履修登録上限単位数の改定に併せて、17年度以降の入学生を対象として、3年次必修の「演習Ⅰ」の履修条件に「スタディ・スキルズ」を加え、実質的なスクリーニングができるようにした。「スタディ・スキルズ」は、文章の読解、文章作成、プレゼンテーションの仕方、議論の仕方などの基礎を学ぶための科目であり、本格的な専門演習の前に学んでおくべきであると判断したのである。

また、4年次必修の「演習Ⅱ」は、「卒業研究」作成指導の場でもあるため、「卒業研究」作成に必要な最低限の知識・能力を獲得しておくことが必要である。それゆえ、下記の科目を履修条件としている。

〔3・4年次演習の履修条件〕(平成17年度以前の入学生)

年次	対象科目	履修条件
3年次	演習Ⅰ	22単位以上を修得していること。
4年次	演習Ⅱ	「スタディ・スキルズ」4単位、「現代文化フォーラム」4単位、必修第1外国2単位、必修第2外国語2単位、「コンピュータ・スキルズⅠ」2単位、「コンピュータ・スキルズⅡ」2単位、「演習Ⅰ」4単位を含む76単位以上を修得していること。

〔3・4年次演習の履修条件〕(平成17年度以降の入学生)

年次	対象科目	履修条件
3年次	演習Ⅰ	「スタディ・スキルズ」4単位を含む34単位以上を修得していること。
4年次	演習Ⅱ	「現代文化フォーラム」4単位、必修第1外国2単位、必修第2外国語2単位、「コンピュータ・スキルズⅠ」2単位、「コンピュータ・スキルズⅡ」2単位、「演習Ⅰ」4単位を含む80単位以上を修得していること。

スクリーニング制度によって、2・3年次までの学修の目標が提示されることで、学生自身に「演習Ⅰ」あるいは「演習Ⅱ」を受講する準備ができているかどうかの確認がなされると同時に、大学生活の初期の段階で学んでおかなければならない能力は何であるかの自覚を促すことで、効果的な学習・教育の促進が期待される。

(5) 「副専攻レポート」による教育効果の測定

比較文化学科には、平成16年度より「副専攻」が導入され、「副専攻レポート」が3年次必修となった。これは全学横断教育体制検討委員会によって30のコースにそれぞれ割り当てられた教員の中から指導教員を選び、その指導の下に、「副専攻」のまとめとなるレポートを作成するものである。レポートの評価は、指導教員が担当する。

これにより、比較文化学科の学生に関しては、2・3年次に学習した成果を改めて振り返り、その成果を確固たるものとするができるようになった。加えて、教員指導の下にきちんとしたレポートを書くことによって、考えをまとめる能力、文章作成能力等の面で、学生の質の向上が期待される。

また、この「副専攻レポート」の指導を通じて、教員は、個々の学生に関して「副専攻」での学習が十分にできているかどうかの確認ができるようになった。

心理学科は、学年進行中であったため、「副専攻」はまだ導入されておらず、このような機会は与えられていない。

(6) 「卒業研究」による教育効果の測定

「卒業研究」は、現代文化学部の4年次必修であり、4年次必修演習の「演習Ⅱ」担当教員が指導に当たる。評価の際には、指導教員が主査となるが、他の教員一人が副査として評価に加わる。また、卒業研究発表会を開催して、「卒業研究」成果を他の学生、教員の前で発表する場を提供している。

この「卒業研究」は、大学において学習した成果ををあらためて確認するとともに、その成果を十分に発揮する場を提供するものである。また、「副専攻レポート」同様、教員指導の下にきちんとしたレポートを書くことによって、考えをまとめる能力、文章作成能力等の面で、学生の質の向上が期待されるが、「副専攻レポート」よりも分量的にはるかに多い論文をまとめるのであるから、その効果も更に大きいとみなしうる。

(7) 基礎学力試験による教育効果の測定

平成17年度には1年次生、平成18年度には1年次生、2年次生を対象として、基礎学力試験を実施した。平成19年度は3年次生まで対象を広げることになる。この試験の目的は、大学教育並びに社会生活に必要な基礎的な学力、教養を各学生がどの程度有しているかを測ることにある（基礎学力試験の詳細については「〈カリキュラムにおける高・大の接続〉」の項を参照）。

基礎的学力・基本的な素養は、学士課程における教育（教養教育及び専門基礎教育）において不可欠である。しかし、自明の前提であるはずの知識が、学生に欠落しているという現象がなかば常態化している。こうした事態は、学生が授業を理解するに当たって深刻な障害となる。したがって、基礎学力・基本的素養が学生にどれほど習得されているかの適確な把握は、学士課程教育の担当者にとって、必須のことからである。

この試験の解説・指導は、1年次必修の「スタディ・スキルズ」、2年次必修の「教養演習」という演習によって行われるが、「スタディ・スキルズ」以外に授業を通じて基礎学力を伸ばしていく仕組みがまだ確立されていないことが大きな問題として残っている。

2 教員の側での教育効果の測定

(1) 相対評価を含む成績評価による教育効果の測定

(i) F 評価

教員の側での教育効果の測定という観点から特に重要になるのは、F 評価の割合である。F 評価が多いということは、教員が設定した教育目標にまで到達していない学生が多いということであり、F 評価が極めて少ないということは、教員が設定した教育目標がやや低すぎたということである。それ故、各教員は、成績評価を行う時点で、自らの教育目標への反省の機会が与えられるということになるのである。

更に、F 評価の割合については、「授業改善計画書」の作成に当たって、各科目担当者に留意を求め、例えば講義科目については「成績評価の対象となった全学生数のうちで、F 評価の学生の割合が 35% を超える場合については、その理由と改善計画をお書きください」と指示している（「授業改善計画書」については、本章第 1 節Ⅱの〈学生授業アンケート〉の項を参照）。

確かに 35% を超えるのは明らかに好ましくないとしても、いまだ F 評価の適切な割合については合意を見ていない。F 評価の判断は、現状では各教員に委ねられている。

(ii) 相対評価

相対評価も、成績評価を行う時点で、教員自らの教育目標への反省を促すものとして機能する。相対評価を行うためには、多くの場合、成績評価を分ける基準点の設定が必要となる。ここにおいて、基準点を低く設定せざるをえない場合には、学生への要求水準が高すぎたことになり、基準点を高く設定せざるをえない場合には、要求水準が低すぎたことになる。相対評価を行うために受講学生全体の点数並びにその分布を概観する機会が与えられることから、学生に対する要求水準の適・不適を検証し極端に易しい授業や難しい授業について内容を見直し、より効果的な教育を行うことを促されるのである。

しかし、このことはあくまで成績評価の過程で問題となってくるものであって、教務委員会等で把握することは不可能である。それ故に、相対評価に基づく教育のあり方への反省と改善の努力は、現時点では、教員個人に委ねられている。授業の要求水準等の検証のためには、後述の授業アンケートの方が、より客観的なデータを提供し、より有効に機能するであろう。

また、先に述べたように、教務委員会が主導する形で、A～D の相対分布ガイドライン（例えば A 評価は単位取得者の $20 \pm 5\%$ ）の逸脱に対して、「超過」あるいは「過少」を指摘し、学生への要求水準を適切なものにするよう担当教員の注意を促している。これによって、成績評価の公平性が確保されている。

(iii) 相対評価除外科目

演習科目や健康・スポーツ実習等の一部の科目は、その性格から学生の得点差がつきにくいいため、相対評価除外科目としている。これらの科目は、A 評価が多くなることを想定している。しかし、この場合は、出席と授業への参加態度が重要になることから、それを成績評価する場面において、学生

に魅力的な授業であったかどうか、また、学生に授業への参加を十分に促していたかが問われることとなる。

ただし、この判断も、あくまで各教員個人に委ねられている。

(2) 授業アンケートによる教育効果の測定

(i) 全学統一授業アンケート

本学では、ほぼすべての授業において授業アンケートを実施し、学生の側から授業の評価を得るようになっている。授業評価に関する質問に関しては、1点を最高に、5点までの5段階評価を下す形になっている。また、アンケート結果は担当教員が直接見ることなく集計に回されることを学生に示し、できる限り率直な評価を得るようにしている。

講義科目の場合、次のような質問項目が特に教育効果の測定を目的に設けられている。

Q10. この講義の目標は明確に示されていましたか？

Q11. この講義の進みぐあいは適切でしたか？

Q12. この講義の内容は理解できましたか？

Q13. この講義を受けて知的満足を得ることができましたか？

演習科目等講義科目以外の科目についても、これと類似の質問項目が設定されている。

アンケートの結果は、各科目の「授業アンケート結果報告書」として、春学期科目は9月、秋学期科目と通年科目とは5月に、各教員にフィードバックされる（詳細は、本章第1節Ⅱの〈学生授業アンケート〉の項を参照）。そこには、担当科目の数値と当該科目全体の平均値が記載されており、全体のなかでの担当科目の評価の位置が認識できるようになっている。この結果報告書を各教員が点検することで、科目単位で、適切な教育効果を与えることができたかどうかの測定を行うことができる。つまり、何を教える科目であるのか学生が理解できたかどうか、授業の進め方が速すぎたり遅すぎたりしなかったかどうか、授業の内容を学生が理解できたかどうか、「学んだ」という実感を学生が得ることができたかどうか等の検証が可能となるのである。

更に、科目担当者は、この授業評価に基づいて毎年「授業改善計画書」を書くことが求められ、自己の授業のやり方等に関して、反省と展望を持って授業を行う仕組みができています。

授業アンケートは、導入時に全学教務並びに学部教務委員会で議論が積み重ねられ、実施後は、全学研修会で関連したテーマが2回（授業アンケート、授業改善計画）取り上げられている。

(ii) 現代文化フォーラムの授業アンケート

1年次必修の「現代文化フォーラム」は、本学部には所属する教員が1回ずつ交代で授業を行う科目であるから、全学共通のアンケートではカバーできない側面を有している。それ故、学部教務委員会は別個の授業アンケートを行った上で、分析を加え、その結果を教授会で報告している。

(3) GPAによる教育効果の測定

「個々の学生に関する教育効果の測定」の項でも述べたとおり、GPA は、個々の学生に関して、受講してきた科目の総合的な理解度、学習の達成度を確認する指標として機能する。しかし、GPA の分析はそれ以上の指標としても使用可能である。

まず、GPA の平均値は下表の通りである。

〔GPA 平均値〕

学科	平成 15 年度入学生		平成 16 年度入学生		平成 17 年度入学生	
	学生数	GPA 平均値	学生数	GPA 平均値	学生数	GPA 平均値
比較文化学科	81	2.47	57	2.31	81	2.29
心理学科	84	2.78	91	2.62	90	2.91

平均点が心理学科より低くなっているが、その理由としては、入学時には70%近くの学生が心理学科希望であり、大学での4年間の学習を早い段階から見据えて履修計画を立てる学生が比較的に多いことによるものと推測できる。また、比較文化学科と心理学科の所属学生の質あるいは学習姿勢の違い等を読み取ることも可能である。そして、このGPAの点数差は教員においても深刻に受け取られており、それが平成19年度のカリキュラム改革等に結びつくこととなった。

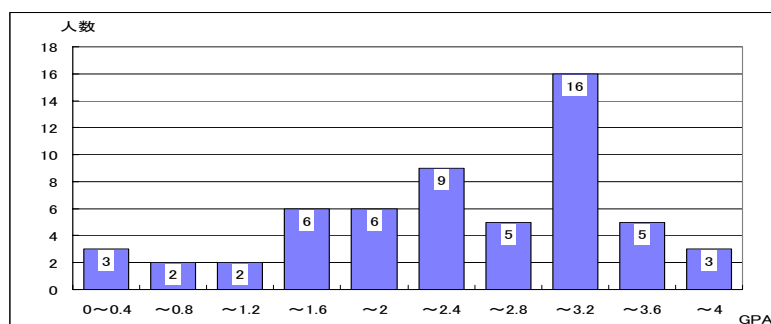
また、学生全体におけるGPAの分布は、現代文化学部が提供している教育が学生全体に対して適切な水準のものであるのか、バランスがとれた教育を行っているかを明らかにしている。平均値をピークとし、裾野がなだらかに広がる山形を分布図が示している場合には、バランスが取れているというが、偏りが見られる場合には、教育のあり方に何らかの問題がある可能性がある。

このGPAの分布図は、極めて示唆に富むものであるが、現在は限られた教員が目にするだけにとどまっている。また、GPAの分布図の示す分布の偏りが具体的に何に起因するのか、どのようにすれば解決できるのかについては、今後の検討課題である。

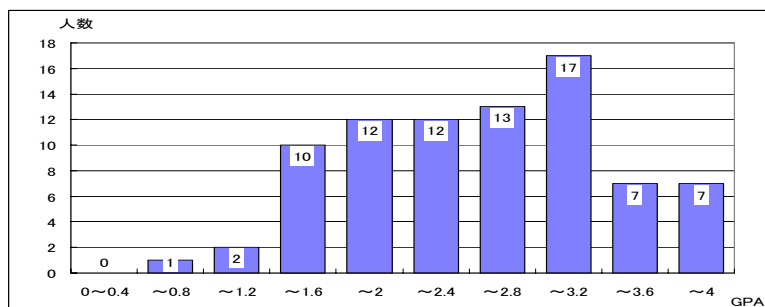
(i) 比較文化学科

平成17年度終了時の平成15年度～平成17年度入学生のGPA分布は下図のとおりである。

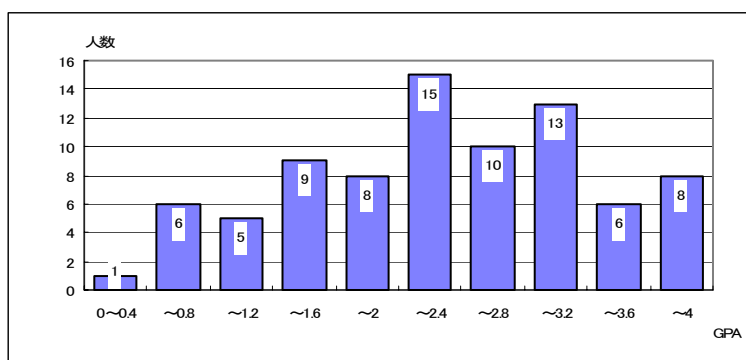
〔GPA 分布図〕(平成15年度入学生)



〔GPA 分布図〕(平成 16 年度入学生)



〔GPA 分布図〕(平成 17 年度入学生)



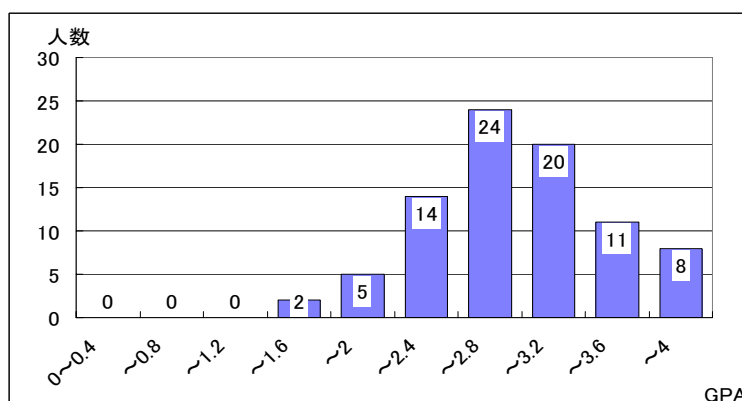
心理学科に比べて GPA 平均点が低かったことも影響しているのか、分布にもやや偏りが見られる。特に、GPA が平成 15 年度から導入されたものであるためか、平成 15 年度、平成 16 年度入学生の分布には強い偏りが見られる。平成 17 年度入学生に関しては、平均点がやや低いという点を除けば、比較的バランスがとれたものとなっている。

ただし、平成 17 年度入学生に関しても、1.2 以下の学生が 12 人にも上るという点は、十分に注意しておかなければならない。

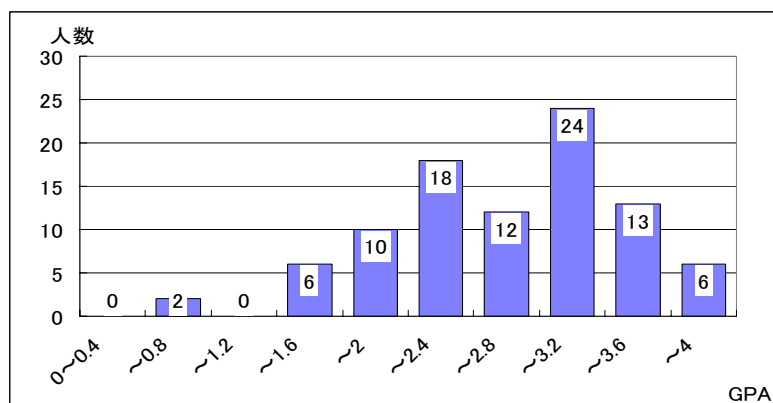
(ii) 心理学科

心理学科における、平成 17 年度終了時の平成 15 年度、平成 16 年度、平成 17 年度入学生の GPA 分布は下図のとおりである。

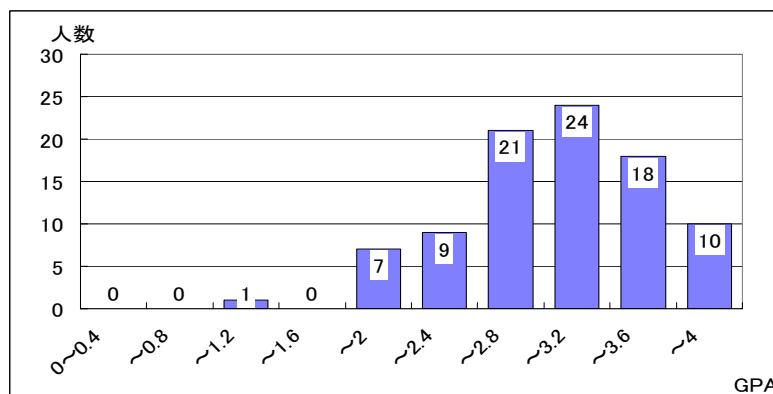
〔GPA 分布図〕(平成 15 年度入学生)



〔GPA 分布図〕(平成 16 年度入学生)



〔GPA 分布図〕(平成 17 年度入学生)



平成 16 年度入学生の分布に若干の問題が見られるが、全体的にバランスが取れているといえる。

(4) 履修済単位数による教育効果の測定

履修済単位数を確認することも、学生の総合的学習状況を知る上では重要である。

まず、履修済単位数の平均値は下表の通りである。

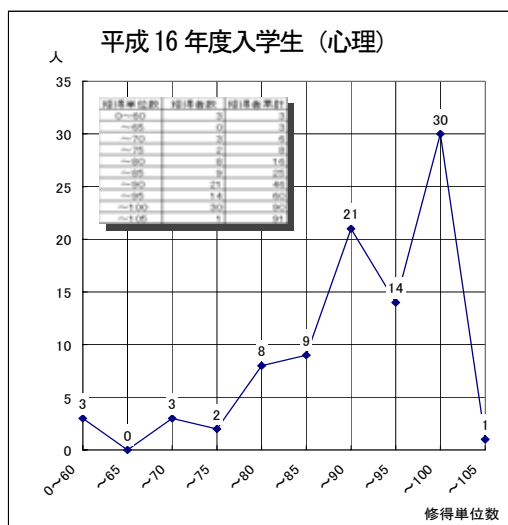
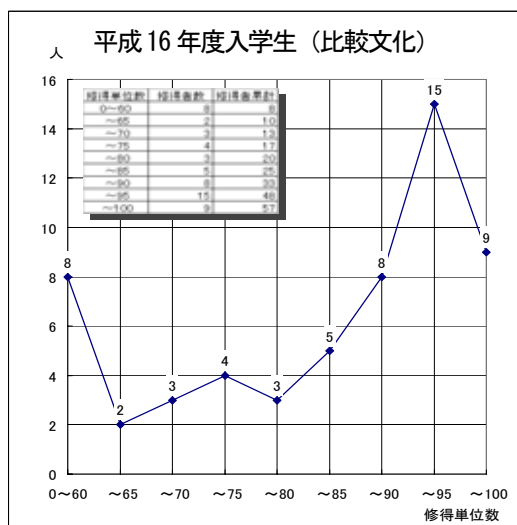
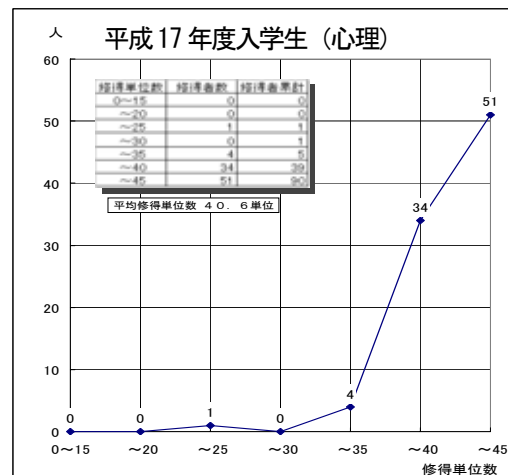
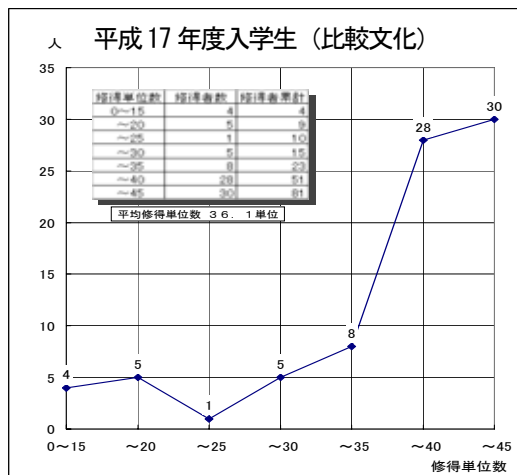
〔履修単位数平均値〕

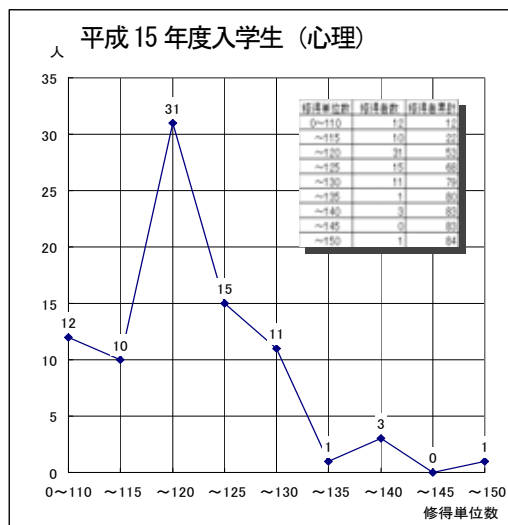
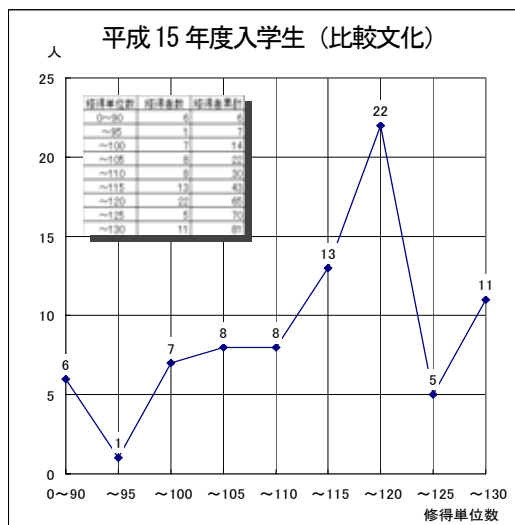
区分	平成 17 年度入学生	平成 16 年度入学生	平成 15 年度入学生
望ましい単位数	36 単位	80 単位	110 単位
比較文化学科	36.1 単位	78.6 単位	110.9 単位
心理学科	40.6 単位	87.8 単位	118.7 単位

幸いにも、比較文化学科の平成 16 年度入学生を除いて、「望ましい単位数」を上回っているが、更

に履修済単位数の分布を詳しく見る必要がある。

〔平成17年度終了時における履修済単位数の分布〕





注 平成 15 年度入学生に関しては、両学科で目盛り線の設定が異なっている。

この分布図を見るならば、履修済単位数が極めて少ない学生がかなりの人数見られる以外は、全体としては計画的な学習が行われていると考えられる。

なお、これらの分布図に類するものは、学業成績通知書を保証人に送付する際に同封する「学業成績通知書の見方」に記載されているが、教務委員を除いてあまり目にする機会が得られていない。

(5) 統一試験による教育効果の測定

(i) 「英語 I 統一試験」と TOEFL-ITP

「英語 I 共通試験」は、「英語 I」の教育内容をふまえて問題が作成され、1 年次の学年度末に実施される。1 年次始めの「英語クラス分け試験」の成績とこの「英語 I 共通試験」の成績とを対比することにより、「英語 I」の教育的効果を測ることができる。

また、TOEFL-ITP は、1 年次の 6 月と 11 月、そして 2 年次の 6 月と 3 回の受験を義務付けている。これは、学生に自己の客観的な英語力を測る機会を提供することを目的とするが、本学部の英語教育の教育的効果を測るデータとしても使用することができる。

これらの試験の結果は、学部教務委員会によって、過去のデータと合わせて分析されている。これにより、学生の英語力を 1 年数ヶ月に亘って追跡調査することができると同時に、上の学年の英語力との対比分析することが可能になる。

なお、教務委員会の分析結果は教授会において報告されており、現代文化学部の教員全員が学生の英語力の現状を確認することができる。

(ii) ドイツ語 I 統一試験

「ドイツ語 I」（初級文法）においては、平成 17 年度より、全学統一の試験を実施することとなった。その結果は、英語と同じように、教育方法・内容の改善、及び学習効果や目的設定のための資料として用いられる。

しかし、その分析結果は、今のところドイツ語担当教員の間だけに止まっている。

3 卒業生の進路状況

人材の育成という観点からすれば、卒業生の進路状況は、まさに本学教育の質を問う指標となる。具体的には、卒業時において、就職を含めて将来の進路を定め、学生が実社会において堅実な歩みを進めることができるようにすることが、大学には求められている。

残念ながら、本学部において、就職を希望する学生数は、以下のように、決して多いとは言えない（心理学科の最初の卒業生は平成19年3月卒業生であり、以下のデータはすべて比較文化学科のものである）。

〔現代文化学部における就職希望者数〕

卒業年度	全体 (就職希望者数／卒業生数)	男子 (就職希望者数／卒業生数)	女子 (就職希望者数／卒業生数)
平成13年度	68名／127名(53.5%)	24名／49名(49.0%)	44名／78名(56.4%)
平成14年度	71名／121名(58.7%)	36名／65名(55.4%)	35名／56名(62.5%)
平成15年度	77名／143名(53.8%)	38名／65名(58.5%)	39名／78名(50.0%)
平成16年度	81名／154名(52.6%)	45名／75名(60.0%)	36名／79名(45.6%)
平成17年度	88名／148名(59.5%)	43名／67名(64.2%)	45名／81名(55.6%)
計	385名／693名(55.6%)	186名／321名(57.9%)	199名／372名(53.5%)

平成17年度ぐらいからようやく回復のきざしが見えてきたとはいえ、経済の低迷によって雇用環境が極めて厳しい状況が続いたことが大きな要因であろうが、人文科学系の学部にはしばしば見られるように、「自分探し」に今しばらく時間をかけたいと希望し、自分の意思で社会人モラトリアムをきめ込んだ学生も少なからずいたと思われ、就職希望者の率はこの5年間60%を下回っている。

更に、卒業時における就職決定者数は次のとおりである。

〔現代文化学部の就職決定者〕

卒業年度	全体 (就職者数／就職希望者数) (就職者数／卒業生数)	男子 (就職者数／就職希望者数) (就職者数／卒業生数)	女子 (就職者数／就職希望者数) (就職者数／卒業生数)
平成13年度	62名／68名(91.2%) 62名／127名(48.8%)	21名／24名(87.5%) 21名／49名(42.9%)	41名／44名(93.2%) 41名／78名(52.6%)
平成14年度	56名／71名(78.9%) 56名／121名(46.3%)	29名／36名(80.6%) 29名／65名(44.6%)	27名／35名(77.1%) 27名／56名(48.2%)
平成15年度	63名／77名(81.8%) 63名／143名(44.1%)	33名／38名(86.8%) 33名／65名(50.8%)	30名／39名(76.9%) 30名／78名(38.5%)
平成16年度	73名／81名(90.1%)	41名／45名(91.1%)	32名／36名(88.9%)

	73 名／154 名 (47.4%)	41 名／75 名 (54.7%)	32 名／79 名 (40.5%)
平成 17 年度	81 名／88 名 (92.0%) 81 名／148 (54.7%)	39 名／43 名 (90.7%) 39 名／67 名 (58.2%)	42 名／45 名 (93.3%) 42 名／81 名 (51.9%)
計	335 名／385 名 (87.0%) 335 名／693 名 (48.3%)	163 名／186 名 (87.6%) 163 名／321 名 (50.8%)	172 名／199 名 (86.4%) 172 名／372 名 (46.2%)

〔現代文化学部の就希望者中の自営業に就いた者と就職未決定者の数〕

進路	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年	計
自営業	2	4	1	1	0	8
就職未決定者	6	15	14	8	7	50

就職希望者における就職決定者の率は、平成 15 年度、平成 16 年度においては、経済状況を反映して 80% 前後にとどまっているが、それ以外は 90% を超えており、決して悪いものではない。しかし、これも就職希望者が少ないおかげであるとも言えることができ、卒業生全体で考えるならば、最も良かった平成 18 年度においても就職決定率は 54.7% にとどまっている。

次に、就職を希望しなかった学生の進路の内訳は次のとおりである。

〔就職希望者以外の進路内訳人数〕

進路	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年	計
大学院進学	2	0	0	3	6	11
留学	0	1	1	1	0	3
小計	2	1	1	4	6	14
学士入学	0(0%)	0	0	1	0	1
専門学校進学	2	2	2	4	1	11
科目等履修生	1	1	4	1	1	8
アルバイト・契約社員	34	16	28	31	31	140
公務員浪人等	2	3	3	6	2	16
家事手伝い	2	0	2	2	2	8
進路決定届未提出者	3	4	10	10	8	35
就職しない	13	23	16	14	9	75
小計	57	49	65	69	54	294
合計	59	50	66	73	60	308

このうち、大学院進学と留学は就職希望者に準じると見ることができるであろうから、それを就職

希望者に加えるとその人数と割合は次の通りとなる。

〔現代文化学部における就職希望者数＋大学院進学者数＋留学者数〕

平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年	5 年間計
70 名／127 名 (55.1%)	72 名／121 名 (59.5%)	78 名／143 名 (54.5%)	85 名／154 名 (55.2%)	94 名／148 名 (63.5%)	399 名／693 名 (57.6%)

これによれば、平成 18 年度においてようやく 60%を超えることになるが、まだまだ低い率にとどまっている。

次に、卒業時の進路未決定者の割合を見る。ここには、学士入学、専門学校進学を含めているが、これは、進路を決定できるだけの教育を与えることができなかったという判断に基づいている。

〔現代文化学部における卒業時の進路未決定者〕

進路	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年	計
学士入学	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (1.3%)	0 (0.0%)	1 (0.3%)
専門学校進学	2 (3.2%)	2 (3.1%)	2 (2.5%)	4 (5.2%)	1 (1.6%)	11 (3.2%)
科目等履修生	1 (1.6%)	1 (1.6%)	4 (5.1%)	1 (1.3%)	1 (1.6%)	8 (2.3%)
アルバイト・契約社員	34 (54.0%)	16 (25.0%)	28 (35.4%)	31 (40.3%)	31 (50.8%)	140 (40.7%)
公務員浪人等	2 (3.2%)	3 (4.7%)	3 (3.8%)	6 (7.8%)	2 (3.3%)	16 (4.7%)
家事手伝い	2 (3.2%)	0 (0.0%)	2 (2.5%)	2 (2.6%)	2 (3.3%)	8 (2.3%)
進路決定届未提出者	3 (4.8%)	4 (6.3%)	10 (12.7%)	10 (13.0%)	8 (13.1%)	35 (10.2%)
就職しない	13 (20.6%)	23 (35.9%)	16 (20.3%)	14 (18.2%)	9 (14.8%)	75 (21.8%)
就職未決定者	6 (9.5%)	15 (23.4%)	14 (17.7%)	8 (10.4%)	7 (11.5%)	50 (14.5%)
計	63	64	79	77	61	344

この中で注視すべきは、「アルバイト・契約社（職）員」の多さである。5年間で 140 名（40.7%）に上り、全卒業生の 20.2%を占めている。その他には、「就職しない」が 75 名（21.8%）（全卒業生の 10.8%）、「就職未決定者」が 50 名（14.5%）（全卒業生の 7.2%）が突出している。

【評価と問題点及び改善の方策】

1 個々の学生に関する教育効果の測定

(1) 相対評価に基づく成績評価による教育効果の測定

教育効果の測定という観点からみた場合、相対評価を含む成績評価のあり方に大きな問題点はない。

しかし、多元的な評価という点では、教育効果を適切に測定できるような評価項目、評価の割合を設定するよう、今後とも改善の努力を重ねていかなければならない。

また、相対評価及び相対分布ガイドラインは、ほぼ遵守されていると評価できるが、逸脱した例も散見される。今後も各年度終了後に、その結果を全学教務委員会がデータとして整理・分析し、適正な教育内容で効果的な授業運営・成績評価がなされているか、全教員の注意を喚起するかたちで検討し続けていくこととしたい。

また、複数コマ開講で、本人の意思に関係なくクラスが決定される科目（統一シラバスを採用している科目）に関しては、担当者によって差がでることのないよう、統一試験の実施や、統一の評価基準の作成などを積極的に行っていききたい。

なお、「学業成績通知書」による成績評価結果の通知のありかたには、特に問題点はない。しかし、そこに表された成績を、学生各人が、本人の学習のあり方への反省材料として捉えられるよう、指導の徹底を図っていききたい。

また、「英語Ⅰ」の成績評価法は、極めて公平なものであり、学生の能力に対応した教育を行おうとしている点を含めて、統一シラバスを採用している他の科目のモデルとなるものとして高く評価できる。更に、統一試験の分析を学部教務委員会で行い、教授会に報告している点も、評価に値する。ただし、「英語Ⅱ」や「英語Ⅲ」には同様の成績評価法が採用されていないなど、英語教育全体として見た場合には、改善の余地が大きいと言わざるを得ない。

また、「ドイツ語Ⅰ」は統一試験を採用し始めたが、他の第2外国語科目に関しても、複数コマ開講の場合には、統一試験、統一的成績基準の導入は検討に価すると言える。

(2) GPA（グレード・ポイント・アベレージ）による教育効果の測定

GPA 制度そのものには特に問題点は見当たらない。

「学業成績通知書」による GPA の通知も特に問題ないであろう。

ただし、GPA の意味するところを学生が十分に理解しているかどうかについては不安を禁じえない。今後とも、GPA が個々の学生の学習の達成度を示すものであることを丁寧に説明していかなければならない。

GPA が 1.3 未満の者を成績不振者とみなすことは、相対評価を導入していることを考慮するなら、ほぼ妥当である。しかしながら、相対評価除外科目が一定数存在することを勘案するなら、この数値は低いと評価せざるを得ない。それにも関わらず、1.3 未満の学生がかなり存在することは、大いに反省すべきことであり、「わかる教育」への努力を続けていきたい。

履修取り消し件数が年を追って増加していることをみれば、ガイダンスでの説明等を通じて、制度は確実な定着をみていることが確認できる。

(3) 履修済単位数による教育効果の測定

履修済単位数は、卒業までの学習計画を立てる上で重要な意味を持ち、学生に自らの履修のあり方を反省する機会を提供するものである。「学業成績通知書」による履修済単位数の通知も特に問題ない。

学生の履修済単位数平均値と比較する限り、「望ましい単位数」の設定も有効に機能していると評価できる。

(4) スクリーニング制度による教育効果の測定

スクリーニング制度は、各年次の履修登録上限単位数の改定と合わせて、2年次・3年次の終了時において学生の質を検証ないし確保する体制の整備につながるものとして評価できる。

今後は、これらの設定や制度の効果を、学生の履修状況の調査、分析に基づいて検証し、より適切で効果的な設定ないし制度への調整を継続的に検討していきたい。

(5) 「副専攻レポート」による教育効果の測定

「副専攻」で受講した科目全体を振り返る機会を提供することで、「副専攻」の教育効果を高めるという点、「卒業研究」とともに、卒業時における学生の質の検証・確保という点でも評価しうるものである。その評価方法についても、特に問題とすべき点は見当たらない。

なお、心理学科も、平成19年度より「副専攻」を導入する予定であり、比較文化学科との差異はこれにより解消する。

(6) 「卒業研究」による教育効果の測定

必修の「卒業研究」は、卒業時における学生の質の検証・確保という意味から高く評価しうるものである。

また、本学部において、卒業研究の審査が、複数の教員によって客観的かつ厳格に行われている点は、積極的な評価が与えられてよい。

(7) 基礎学力試験

開始して間もないため、評価を確定することはできない。

確かに、本試験の成績が、全国平均との対比によって、本学部学生の基礎学力を客観的に測定する指標として機能することは疑いないが、授業を通じて基礎学力を伸ばしていく仕組みがいまだ確立されていない限りは、本学部での教育効果を測るものとはなりえない。

それ故、データを蓄積し、本学部学生の基礎学力の実態について、学年ごとに分析を行い、その結果を告知する体制、授業を通じて基礎学力を伸ばしていく体制を早急に確立したい。

2 教員の側での教育効果の測定

(1) 相対評価を含む成績評価

F 評価の割合に関して、「授業改善計画書」の作成に際し、例えば講義科目の場合は「成績評価の対象となった全学生数のうちで、F 評価の学生の割合が 35%を超える場合については、その理由と改善計画をお書きください」として、各科目担当者に留意を求めていることは評価に値する。（「授業改善計画書」については、本章第 1 節Ⅱの〈学生授業アンケート〉の項を参照。）

また、相対評価に関しては、教務委員会において、各科目の成績を分析し、相対分布ガイドラインを逸脱している場合には、担当教員に指摘を行っている点は、公正な成績評価を行うとともに、教員自らに反省の機会を提供するという点で評価できる。

今後とも、成績評価をより適切なものとする努力を続けていきたい。

(2) 授業アンケート

授業アンケート内の教育効果の測定は、有効に機能している。

ただし、全く改善の余地がないわけではない。各授業における回答率と成績評価（単位修得率）との比較検討は、全学教務委員会において一部の科目で開始されたばかりである。回答率のみならず、授業アンケートと成績分布との結果を統合し、教育効果の測定に資する、より精緻なデータを作ることが今後の課題である。全学教務委員会・授業評価実施委員会・教務課の人的資源が制約されているなかで、可能な作業量を適確に見定め、緊急性の高いものから順次着手していくこととしたい。

(3) GPA

GPA は、学生個々の指導の際には有効であっても、その分布を分析・検討し、学部全体としての教育の改善に結びつけるところまでにはいっていない。

今後、ここに示した分布図を学部教務委員会できちんと分析、検討し、その結果を教授会で報告するようにしたい。

(4) 履修済単位数

履修済単位数も、学生個々の指導の際には活用されているが、その分布を分析・検討し、学部全体としての教育の改善に結びつけるところまでにはいっていない。

今後、ここに示した分布図を学部教務委員会できちんと分析、検討し、その結果を教授会で報告するようにしたい。

(5) 統一試験

「英語 I 統一試験」と TOEFL-ITP に関しては、学部教務委員会が、過去の成績との比較を含めてその成績を分析し、その結果を教授会に報告することにより、現代文化学部の教員全員が学生の英語力の現状を確認する仕組みができていることは評価することができる。

しかし、それが、英語教育の改善に直接結びついてはいない。そのためか、成績の大きな向上はほ

とんど見るができない。今後の課題は、「英語Ⅰ統一試験」とTOEFL-ITPの成績結果をどのように本学部の英語教育に反映していくかである。

またドイツ語の統一の試験は、科目担当者の間に限られるとはいえ、分析、検討され科目の教育方法・内容の改善、及び学習効果や目的設定のための資料として用いられているのは評価できる。

3 卒業生の進路状況

本学部の学生の進路（就職）決定に関しての問題は、就職希望者が60%に満たないこと、「アルバイト・契約社（職）員」、「就職をしない」、「就職決定届未提出者」が5年間で計250名、卒業生全体のうちの36.1%を占めていること、つまりは進路決定に対して消極的なことである。フリーターもしくはニート予備軍とも言える卒業生をを多く出している点で、深刻な問題である。

このような状況を改善するため、学生が大学生活の早期から社会や仕事への理解を深め、職業意識を涵養することをめざし、キャリア教育を導入し、更にその充実を図っている。詳細は「〈学部学科の教育課程〉8 キャリア教育の概要とカリキュラム上の位置づけ」を参照していただきたいが、キャリア教育がどの程度の効果を上げるかは、今後の分析を待つこととなる。

また、本学部も独自に、既存の科目に部分的ではあるがキャリア教育的要素を導入している。1年次演習の「スタディ・スキルズ」では、平成14年度と15年度に専門家によるマナー講座を実施し、平成16年度からは社会の第一線で活躍している外部講師（地域人講師団による特別講義）を招き、就労の意義等について講義してもらっている。また、「現代文化フォーラム」では平成14年度以降、本学就職センター職員から、就職に係る基本的事実、就職に向けての心構えなどについて話を聞く機会を提供している。

更に、昨年度（平成17年度）より、まずは全学の1年生をその対象とし、将来の就職に向けての意識を高め、なおかつその際に要求されるであろう学力の内実を事前に垣間見る機会を提供することを目的として「基礎学力試験」（中学3年から高校1年生レベルの数学、国語、英語の問題を90分で解く）を実施している。更に、その試験結果を各自所属の1年次演習の教員と共に検討・分析することを通して、より一層学生に対して就職への動機づけがなされることを期待している。今年度より、2年生並びに3年生にも同様の機会を提供し、より広範に在学生の就職意欲を高めたい。

更に、埼玉県西部地区の大学3校と共同して「埼玉県西部地区雇用促進協議会」を発足させ、地域の企業による説明会を行うなどの試みも開始している。

もちろんこれで十分であるとは思っていない。今後とも、できうる限り、学生の就職意識を高める努力を継続していく。

〈成績評価の仕組み〉

【現状】

1 履修登録単位数の上限

本学部では、学生が十分な学習時間を確保できるように、各年次における履修登録単位の上限を設けてきた。平成16年度までの、各年次の履修登録単位の上限は下表の通りである。

〔各年次履修登録上限単位数〕(16年度以前入学生適用)

1年次	2年次	3年次	4年次	卒業要件単位数
50	50	54	48	124

全学教務委員会並びに学部教務委員会は、より計画的な履修・より着実な学習を促すには、上記の履修上限単位を見直す必要があると考え、16年に集中的な議論を行った。その結果、従来の上限設定を見直し、17年年度の入学生より、下表に示した上限単位数の設定を適用することとした。

〔各年次履修登録上限単位数〕(17年度以降入学生適用)

1年次	2年次	3年次	4年次	卒業要件単位数
44	46	46	44	124

なお、この設定をより効果的なものとするために、『履修ガイド』に模範的な履修モデルプランを提示して、学生が履修計画を立てる上での便に供している。

2 成績評価法・成績評価基準

(1) 多面的な成績評価

本学の成績評価の方法は、基本的に各教員に任されているが、原則として多面的な成績評価法を採用することが求められている。

本学の成績評価の方法を、科目別に見てみるならば、講義科目では、定期試験ないしレポートと出席点、あるいは小テストなどを中心として、2つないし3つの評価基準を用いた評価法が80~90%程度を占めており、1つの評価基準による評価は、5~20%程度となっている。

外国語科目や演習科目では、受講態度やプレゼンテーションの評価を含め、3つ以上の評価基準による成績評価が、80~90%を占めており、1つの評価基準による評価は見られない。実習科目・体育科目においても、1つの評価基準による評価はほとんど見られず、大半の授業で、3つないし4つの評価基準を用いる成績評価が行われている。

この状況は、本学部でも特に変わるものではない。

(2) 成績評価の方法・基準の明示

本学部では、全科目について、成績評価の方法・基準をシラバスに明記することが求められている。すでに多くの科目において実施されているが、シラバス作成時に、各評価項目が最終評価に占める割合も、パーセント表示することを求めている。これは、成績評価の透明性をより高める努力の一環で

ある。

また、春・秋の定期試験については、試験期間前に、試験方式（筆記試験・レポート・実施せず）、及び持ち込みの可否を含めた筆記試験・レポートの実施要領等に関して、全教員にアンケートを行い、その調査の結果を、「定期試験実施内容」として公表している。この「定期試験実施内容」は、定期試験の約半月から1ヶ月前に学生に配布される。

(3) 各科目の成績評価法

(i) 5段階評価

平成15年度入学生から、本学部では、より細やかな成績評価を行うべく、それまでの「A、B、C、F」（Fが不合格）の4段階評価から、「A、B、C、D、F」の5段階評価を行うこととなった。理想とする成績評価基準は下表の通りである。

〔4段階評価〕(平成14年度)

評価	得点	合否
A	100点～80点	合格
B	79点～70点	
C	69点～60点	
F	59点未満	不合格

〔5段階評価〕(平成15年度以降)

評価	得点	合否
A	100～90点	合格
B	89～80点	
C	79～70点	
D	69～60点	
F	60点未満	不合格

(ii) 相対評価

5段階評価が採用された平成15年度入学生より、講義科目を中心とする大部分の科目に相対評価が導入された。これは、授業内容を受講者の適正レベルにするための試みであるとともに、次に述べるGPAの公正さを保つための措置である。

相対分布ガイドラインは、Aが20%（±5%）、Bが30%（±5%）、Cが30%（±5%）、Dが20%（±5%）である。教員は、自分の各担当科目の成績評価に当たって、評価基準の得点分布がこの割合に近づくような授業を行うことが求められるが、評価の実際においては、もちろん得点圏調整が必要となる。

ただし、演習科目等、教育上絶対評価が好ましい科目に関しては、相対評価除外科目とした。

上記の成績の基準に従って適切な成績評価がなされているか否かの検証は、全学教務委員会で行われる。

また、本学部では、全教員に、担当授業科目の成績分布と科目群別の学部全科目の成績分布（自分の担当科目のみ名称を示したもの）を配布し、各教員に適正な成績評価のための自己点検を促している。

(iii) 特に英語Ⅰにおける成績評価

1年次必修科目の「英語Ⅰ」については、担当教員に担当クラスでの評価を50点満点の素点で出し

てもらい、学部教務委員会が、担当教員の評価を 50%、6 月と 11 月に学内で受検する TOEFL-ITP の結果を 20%、秋学期末に受験する「英語 I 共通試験」の結果を 30%という形で基礎点を算出し、学年全体を 1 クラスとみなして相対評価を行う。

(iv) 成績疑義申立制度

各学期末試験後、成績の告知に際して、評価に疑問を持つ学生が、成績に関する疑義を申し立てることが認められている。これにより、一旦告知された成績について再確認がなされ、必要な場合には評価の変更が行われる。変更の場合には、その理由が併記されるのは当然であるが、不変更の場合でも、担当教員が説明の要があると認めたケースではその理由が呈示されている。

過去におけるこの制度の利用件数、それに基づいてなされた評価の変更件数は、本学部に関しては下表のとおりである。

〔成績疑義申し立て制度利用件数〕

13 年度		14 年度		15 年度		16 年度		17 年度	
件数	変更	件数	変更	件数	変更	件数	変更	件数	変更
13	1	17	3	32	13	29	9	26	6

(4) 学生個人の総合的成績評価法

(i) GPA (グレード・ポイント・アベレージ)

学生個人が履修登録した科目全体としての成績を示すものが GPA である。これは、学習指導の際に使用されるほか、奨学金の授与や表彰等における評価基準として用いられる。本学では、平成 15 年度入学生から GPA 制度を導入した。

GPA は、A 評価の各単位に 4 ポイント、B 評価の各単位に 3 ポイント、C 評価の各単位に 2 ポイント、D 評価の各単位に 1 ポイント、F 評価の各単位に 0 ポイントというグレード・ポイントを与えて得られる、1 単位当たりのポイントの平均値 (アベレージ) である。

GPA の算出方法は、具体的には以下の通りである。

$$\text{GPA} = \frac{(4 \times \text{A 修得単位数} + 3 \times \text{B 修得単位数} + 2 \times \text{C 修得単位数} + 1 \times \text{D 修得単位数})}{\text{総履修単位数 (F を含むが、履修取り消し科目は含まない)}}$$

なお、この GPA をより公正なものとする仕組みが、相対評価と履修取消制度である。相対評価によって、教員による評価のばらつきを抑制し、履修取消制度によって不用意な F 評価が増えて GPA が下がることを避けるのである。

(ii) 履修取消制度

本学部は、GPA と併せて、平成 15 年度に履修取消制度を導入し、4 月ガイダンス等で周知を図っている。

これは、履修登録をした科目について、何らかの理由で早期に履修を断念した場合、登録を抹消す

ることができるとするものであり、その趣旨は、なしくずしに履修を放棄することを防ぐとともに、履修取り消し科目と不合格科目を明確に区別することで、GPAの数値のいたずらな悪化を防止することにある。春学期科目及び通年科目の取り消しは5月、秋学期科目の取り消しは10月にそれぞれ期日を限って届出を受理する。

制度発足以降の履修取り消し件数は下表のようになり、年を追うごと著しい増加をみせている。

〔履修取り消し件数〕

区分	15年 春	15年 秋	16年 春	16年 秋	17年 春	17年 秋
現代文化学部	9	2	13	27	65	126
全学	50	103	105	222	282	580

3 各年次及び卒業時の学生の質の検証・確保

(1) スクリーニング制度

本学部では、学部開設当時から3・4年次必修演習に履修条件をつけるというスクリーニング制度を導入してきた。

現在、3年次必修演習に関しては、残り2年間で卒業可能な単位数を修得していること「スタディ・スキルズ」の単位を修得していることが条件となっている。

4年次必修演習に関しては、残り1年間で卒業可能な単位数を修得していることと「現代文化フォーラム」、コンピュータ科目群の必修科目、「演習Ⅰ」、第1・第2外国語各1科目の単位を修得していることが条件となっている。詳細は、「〈教育効果の測定〉1 個々の学生に関する成績評価による教育効果の測定 (4) スクリーニング制度による教育効果の測定」を参照していただきたい。

(2) 副専攻レポート

先に述べたように、比較文化学科には、平成16年度より「副専攻」が導入され、「副専攻レポート」が3年次必修となった。

これにより、比較文化学科の学生に関しては、2・3年次に学習した成果を改めて振り返り、その成果を確固たるものとするできるようになった。加えて、教員指導の下にきちんとしたレポートを書くことによって、考えをまとめる能力、文章作成能力等の面で、学生の質の向上を期待している。

(3) 卒業研究

「卒業研究」は、本学部の4年次必修であり、4年次必修演習の「演習Ⅱ」担当教員が指導に当たる。評価の際には、指導教員が主査となるが、他の教員一人が副査として評価に加わる。また、卒業研究発表会を開催して、「卒業研究」成果を他の学生、教員の前で発表する場を提供している。

この「卒業研究」は、大学において学習した成果ををあらためて確認するとともに、その成果を十分に発揮する場を提供するものである。また、「副専攻レポート」同様、教員指導の下にきちんとした

レポートを書くことによって、考えをまとめる能力、文章作成能力等の面で、学生の質の向上が期待されるが、「副専攻レポート」よりも分量的にはるかに多い論文をまとめるのであるから、その効果も更に大きい。

【評価と問題点及び改善の方策】

1 履修登録単位数の上限

17年度からの改定で、各年次で履修可能な単位数が低減され、各年次における無理のない学習・履修計画に沿ったバランスのよい学習が可能な体制が整備されたことは、積極的に評価されてよい。

しかしながら、履修取り消し制度の利用件数の大幅な増加等を勘案した場合、より計画的な学習を実現するには、履修登録上限単位の一層の縮減が必要となる。少なくとも、近い将来、各学年での履修登録上限単位数を45未満とするように検討したい。

更に、『履修ガイド』に模範的な履修モデルプランを提示している点も、計画的な履修を補助するという点において、評価に値する。

2 成績評価法・成績評価基準

(1) 多面的な成績評価

多面的な成績評価は、成績評価の適切性の確保の点からも、授業への出席・自宅での継続的な学習を促す点からも、学生の学習に良好な影響を及ぼすとみなされる。

本学においては、講義科目、外国語科目、演習科目、実習科目、体育科目のそれぞれにおいて、概ね、科目の性格・内容に応じて、複数の評価方法を用いた多面的な成績評価がなされていると評価できる。

しかし、講義科目においては、一つの評価方法（学期末試験ないしレポート）のみによって成績評価がなされる講義が10%から20%程度存在し、ここには改善の余地がある。この点について改善し、多面的な成績評価をすべての授業で実現するために、2つ以上の方法によって評価を行うための全学的なガイドラインが、平成18年度から導入された。今後は、このガイドラインに沿った成績評価の実施率について追跡調査していきたい。

(2) 成績評価の方法・基準の明示

成績評価の方法・基準がシラバスに明記されていることで、成績評価の公平性と透明性が確保され、責任のある評価の姿勢が保たれていると評価できる。

評価項目の成績評価に占める割合もパーセント表示することを徹底して、更にその透明性を高めていきたい。

(3) 各科目の成績評価方法

(i) 5段階評価

4段階評価から5段階評価へと変えたことで、更に細かい評価が可能になった。評価に値する。

(ii) 相対評価

全体的には、相対評価の相対分布ガイドラインに沿った相対評価が行われている。

しかし、いくつかの科目では、所定の割合から大幅に逸脱した成績評価が行われている。評価の公平性を担保するという趣旨を徹底し、こうした科目の数を減少させるための努力をしていきたい。本学部では、全教員に、担当授業科目の成績分布と科目群別の学部全科目の成績分布（自分の担当科目のみ名称を示したもの）を配布し、各教員に適正な成績評価のための自己点検を促しているが、こうした試みを全学的な規模で定着させていきたい。

相対評価の割合についても、たえず検証し、必要な場合には改訂していくこととしたい。

4段階評価のありかたについては、今後とも多方面で模索がつづけられていくことになろうが、現時点では、例えばA評価の割合は、社会的にみても妥当なものと評価できる。一方、いくつかの大学においてはGPAが2未満の学生（D評価の多い学生）に退学勧告を行い、また、D評価を「準可」として扱うなどの措置をとる大学もある。こうした扱いにあっては、「D」に「単位取得」という以上の否定的な評価が付与されており、こうした観念がある程度の定着をみているのであれば、「D」の割合について再検討していきたい。

(iii) 特に英語 I における成績評価

先にも述べたが、今後の語学の成績評価のモデルケースとなるものである。大いに評価する。

(iv) 成績疑義申立制度

問題として指摘されるのは、成績疑義申し立て制度による成績の変更の現状である。毎年、何件かの評価の変更が行われている。成績評価の変更は、その理由が誤記である場合も含めて、教員による成績評価の信憑性を揺らがしかねない事態であり、原則的には皆無であることがのぞましい。とりわけ、学生の個別的事情に応じた成績変更は、あらかじめ明示されている成績評価の方法・基準への信頼性を全面的に損なうことになり、いかなる理由をもってしても正当化することはできない。

こうした成績変更の問題性については、全学教務委員会が過去に何度か指摘し、そのつど改善がみられはしたが、学生の個別事情に応じた成績変更の根絶にむけて、全学的な合意を図っていきたい。

(4) 学生個人の総合的成績評価法

(i) GPA（グレード・ポイント・アベレージ）

成績評価の基準については、5段階の評価基準の設定及びGPAの導入により、各学生について学習の達成度の正確できめ細かな測定が可能となっている。また、相対評価の実施によって、科目による偏りのない共通の基準に従った公平で客観的な成績評価が確保されていると評価できる。

(ii) 履修取消制度

履修取消制度の利用者が増加していることは、制度が周知された証ではあるが、一面では、安易な履修登録が行われているということでもある。今後、シラバス等をよく確認し、慎重に科目を選択し、履修登録するよう注意することも行っていかなければならない。これは、授業とのミスマッチを避けるという点でも、有効であろう。

それと併せて、制度上の改善についても検討する必要がある。履修取り消しが安易に行われる理由のひとつは、履修上限単位数が大きいことである。本学は、平成17年度より履修単位の上限を引き下げたが、計画的な履修の指導の推進という観点からしても、履修上限単位を更に引き下げることが早急に検討していきたい（履修上限単位については「1 履修登録単位数の上限」の項を参照）。

4 各年次及び卒業時の学生の質の検証・確保

(1) スクリーニング制度

スクリーニング制度は、それと同時に行われた各年次の履修登録上限単位数の改定と併せて、2・3年次の各終了時において学生の質を検証ないし確保する体制の整備につながるものと評価できる。

(2) 副専攻レポート

今平成18年度が副専攻レポート実施の最初の年度であるので、まだ評価することはできない。

(3) 卒業研究

4年次に必修として課せられる卒業研究は、卒業時における学生の質の検証・確保という意味から評価しうるものである。本学部において、卒業研究の審査が、複数の教員によって客観的かつ厳格に行われている点は、積極的な評価が与えられてよい。

〈履修指導〉

【現状】

1 履修指導の概要

本学部では、「愛情教育」の理念に基づき、きめ細かい履修指導を行うことに努めている。本学部における学生に対する履修指導は、大きく分けて次の3つの形態で行われている。

① 印刷物等の配布物

(1年次ガイダンス) 履修ガイド

(各年次ガイダンス) シラバス (印刷物+CD-ROM)、講義時間割表 (履修の手引き)、
履修登録マニュアル、

(副専攻関連) 副専攻の履修ガイド及びシラバス (CD-ROM)、副専攻時間割表

② 学生を教室に集めるガイダンス・説明会

(各年次生対象) 各年次ガイダンス (年度当初)

(1年次生対象) 学科選択・副専攻テーマ選択説明会 (11月)

(2年次生対象) 演習Ⅰ登録説明会 (10月)

その他各種ガイダンス

③ 個別指導

この3形態の詳細については、下記の当該箇所に譲るが、それぞれが充実した内容を持っている。また、3形態それぞれ長所・短所があり、それらを補完的に用いることにより、効果的な履修指導をするように心がけている。

印刷物の長所は詳細さと正確さであり、これを参照することで、履修上の多くの疑問や問題は解決できる。

しかし、詳細であるがゆえに、どこが重要なポイントであるかをきちんと把握できない学生や、勝手な解釈を下してしまう学生もいる。その欠点を補い、必要なポイントを明らかにし、その場で確認を求める場がガイダンスである。ガイダンスには大部分の学生が出席し、印刷物を参照しながら行われるため、履修上の重要事項等に関する基本的な理解を学生に与えることができる。ただし、ガイダンスは一回行われるだけであるから、一旦耳にしたことでも、忘れたり、勘違いをしたりする危険性がある。ここにおいて、印刷物の役割があらためて重要になる。

また、印刷物やガイダンスでは、個々の学生の抱える問題に十分な対応ができない。それを補って、きめ細かい指導を可能にするのが個別指導である。

このように、上記3形態は、本学部において、極めて有機的に機能しているのである。

2 印刷物等の配布物

(1) 履修ガイド

『履修ガイド』は、学部教務委員会と教務課が協力して行っており、本学部学生として卒業に至るまでの学習に必要な情報、すなわち大学のシステムに関する基本的な事項、卒業要件を含むカリキュラムとその説明、履修モデルプラン等がまとめて記載されている冊子であり、平成18年度版は158ページに及ぶ。

『履修ガイド』は入学時最初のガイダンスで配布されるが、各学生は、それを、履修の指針として、卒業まで使用する。

大学のシステムに関する説明としては、学年・学期・授業時間、授業・試験・成績、学籍番号、学籍、といった基本的なもの、掲示の場所や各種証明書の交付といった事務手続きに関するもの、学生に関連のある学則や諸規定が掲載されている。また、大学内の施設、教員の研究室、教員への連絡方法といった情報も掲載されている。

カリキュラムについては、カリキュラム表、卒業要件、科目群・科目の性質やカリキュラムにおける位置づけ、学科やコースの特徴、科目の選択方法、履修登録の際の注意事項、科目の履修上の注意事項等が掲載されている。

また、学生が卒業までにどのように科目を履修していけばよいのか、イメージを作りやすいように、両学科の詳しい説明とともに5種類のモデルプランが挙げられている。

(2) シラバス

『シラバス』は、履修科目を実際に選択する上で必要な各授業科目の内容等に関する情報がまとめ

られたものである。平成 15 年度より全学でシラバスの書式がほぼ統一された。各科目の情報が、A4 判 1 ページでまとめられている。

本学部では、心理学科の設置等によって、カリキュラムが短期間に変わったこともあり、最低必要部分を印刷物とし、『シラバス』の本体は添付の CD-ROM に収めることとした。ただし、1 年次に関しては、履修登録に慣れていないこと、コンピュータの操作に慣れていない学生もいることから、履修可能な科目のシラバスはすべて印刷物として与えることにしている。

『シラバス』は、毎年度最初の各年次ガイダンスにおいて配布される。

科目に関する記載事項は、科目名、単位数、科目のサブタイトル、目的と内容、関連科目、テキスト・参考書、成績評価の方法、履修上の注意、授業各回の授業計画である。

更に、学年暦、シラバスの利用方法、カリキュラム表、教員の研究室、索引も掲載されている。

また、シラバスはすべて本学のホームページ上に公開されており、インターネットを通じての閲覧が可能になっている。

(3) 講義時間割表

『講義時間割表（履修の手引き）』には、開講科目の学期・曜日・時限別、科目群別の授業科目名・担当教員・教室が掲載されている。

その他、「履修の手引き」として、履修登録に関連する注意事項が記載されている。これには、履修登録の全体的な流れ、日程、科目を選択する上での注意事項、履修登録の方法、履修取り消しの方法、事前登録に関する説明と対象科目が含まれる。

また、ファカルティ・アドバイザー（FA）を含めて全教員のオフィス・アワーの曜日・時間・場所も記載されている（FA は「4 個別指導」の項を参照）。

毎年度最初の各年次ガイダンスにおいて、配布される。

(4) 履修登録マニュアル

履修登録におけるミスをできるだけ少なくするために、『履修ガイド』と『講義時間割表（履修の手引き）』に記載されている履修登録関係の情報の中から、最も重要かつ必要な事項等のみを抜粋して手作りしたものが『履修登録マニュアル』で、各年次ガイダンスにおいて配布する。

これは、現代文化学部独自に作成するものであり、学部教務委員会と教務課が協力して作成に当たっている。

(5) 副専攻の履修ガイド及びシラバス・副専攻時間割表

副専攻科目は、全学共通の科目群であるため、副専攻の履修ガイド及びシラバス、副専攻の時間割表は別個に作成される。

また、副専攻の履修ガイド及びシラバスは、内容量が膨大なため、CD-ROM 版で作成している。

(6) その他マニュアル

本学部では、学科選択ガイダンス等、1学年全体を集めて行うようなガイダンス、説明会の際には、口頭による説明だけでなく、最低限必要な事項が記載されたマニュアルを必ず配布するようにしている。

3 ガイダンス

(1) 年度当初の各年次ガイダンス

本学部では、毎年4月に約1週間のガイダンス期間を設定し、学年別にガイダンスを実施している。更に、編入学生のためのガイダンスや語学に関する履修ガイダンスなども実施している。

学部教務委員並びに教務課の担当職員が、対象学生の年次に合わせてポイントをしぼり、学部独自に作成する『履修登録マニュアル』の流れに沿って説明を行う。それ故、万が一、口頭で聞き逃してもある程度自分で確認できるようにしている。

このガイダンスの目的は、カリキュラム、卒業要件、必修科目等、履修登録上の重要事項に注意を促すとともに、履修登録日程や履修登録手続きに関して説明と確認を行うことにある。

もちろん、1年次生に対しては、大学のシステムの基本的な事項、単位制度、カリキュラム、履修計画の立て方、授業に出席することの重要性などについての説明も行われる。

また、2年次生に対しては、成績通知書の見方や再履修といった事項についての説明が加わる。

ガイダンスでは、『シラバス』、『講義時間割表（履修の手引き）』等の印刷物と各学生の前年度の成績通知書の配布も行われる。

(2) 学科選択ガイダンス

現代文化学部は、2年次から比較文化学科と心理学科とに分かれるが、学科の定員があるために、1年次において、学科の志望を確認し、必要であれば選考を行わなければならない。そこで、1年次必修科目の「現代文化フォーラム」の時間を使って、11月に学部教務委員長がガイダンスを行う。

その内容は、各学科の簡単な紹介と、学科選択の上での条件の説明、志望票等手続き・日程の説明よりなる。

志望票は1年次必修演習の「スタディ・スキルズ」で回収するが、「スタディ・スキルズ」においても、必要に応じて適宜補足説明を行うよう、担当教員に依頼している。

(3) 副専攻ガイダンス

平成16年度以降の入学生が履修する「副専攻」のためのガイダンスも、上記の学科選択ガイダンスに合わせて、毎年11月に実施される。

このガイダンスでは、「副専攻」の趣旨や概要、履修方法、履修に当たっての注意事項が説明される。しかし、このガイダンスの最大の目的は、30あるテーマの中から自分に適したテーマを選び、志望票を提出させることにある。

この場合も、志望票は1年次必修演習の「スタディ・スキルズ」で回収するが、「スタディ・スキルズ」においても、必要に応じて適宜補足説明を行うよう、担当教員に依頼している。

(4) 演習Ⅰ登録説明会

本学部の専門教育の中核をなす3年次必修の「演習Ⅰ」と4年次必修の「演習Ⅱ」並びに「卒業研究」は同一教員の指導を受けることになる。それ故、「演習Ⅰ」（ゼミ）の選択は極めて重要な意味を持つ。

そこで、欠席者を少なくするために、2年次必修の「キャリアデザイン」の学部企画の時間を活用して演習Ⅰ登録説明会を行い、「演習Ⅰ」等の説明、志望票の提出を含めた登録までの手続きと日程を説明した上で、短時間ながら全教員が自分のゼミを紹介している。また、「演習Ⅰ」選択の手続き並びに日程、そして次年度の「演習Ⅰ」のシラバスを記載した『演習Ⅰ募集要項』を作成し、ガイダンスにおいて配布している。

また、この説明会に加えて、個別ガイダンス並びにゼミ見学期間を2週間とり、学生が各ゼミの内容や雰囲気を知る機会を提供し、十分に各ゼミの検討ができるようにしている。

(5) その他ガイダンス

平成16年度以降の入学者の履修登録は、それまでのOCRシートに代わって、本学内のコンピュータを用いて行う。これをWeb登録というが、1年次生にとっては全く初めてのことであり、かつコンピュータ操作に慣れていない学生もいるために、年度当初のガイダンス期間中にWeb登録ガイダンスを実施して、コンピュータの基本的な使用方法とWeb登録をするためのアプリケーションの使用方法を説明し、履修登録時に混乱が起きないように努めている。

なお、学生アシスタントの補助を受けながらこのWeb登録ガイダンスで説明指導を行うのは、本学部のコンピュータ科目担当教員である。

その他に、外国語科目の再履修ガイダンス、「インターンシップA」ガイダンスなど、小規模の様々なガイダンスが年度当初のガイダンス期間中に実施される。

また、留学に関するガイダンスあるいは説明会が、年間を通じて適宜行われている。

4 個別指導

(1) ファカルティ・アドバイザー（FA）による個別指導

(i) FA制度

本学部では、勉学上、あるいは生活上の問題について、教員が責任をもって親身に相談に乗ることができるよう、クラス担任制度に当たるFA制度を設けている。各年次のFAは下表の通りである。

〔FA担当者一覧〕

学年	FA 担当者
1 年次	「スタディ・スキルズ」担当者(2 人)、語学担当者(1 名)
2 年次	1 年次の持ち上がり
3 年次	「演習Ⅰ」担当者

4 年次	「演習Ⅱ」担当者
その他	前年度の FA

学生の求めがあれば、もちろん、FA は、面談等に応ずる。

(ii) 卒業延期が確定した学生への個別指導

4 年次終了時点で卒業要件を満たすことができなかった学生は当然のことながら卒業が延期される。2 年次終了時点で 22 単位未満、3 年次終了時点で 80 単位未満の学生、「演習Ⅰ」、「演習Ⅱ」の履修条件を満たすことができなかった学生も、履修登録単位数に上限が定められていること、スクリーニング制度（「〈教育効果の測定〉1 個々の学生に関する教育効果の測定（5）スクリーニング制度による教育効果の測定」参照）により、4 年間での卒業が不可能となる。

これらの学生に関しては、秋学期終了後に成績評価が揃った段階で、学部教務委員会が調査し、リストアップを行う。その上で、当該学生の FA が、学生を呼び出して面談を行う。

できるだけ早い段階で問題点を把握し、学習意欲を惹起して、できるだけ次年度最初からよりよい学生生活をスタートしてもらう必要があるため、3 月末から 4 月にかけて期間を定めて面談を行っている。

この面談に関しては、面談結果を全学統一の面談票に記入して、教務課へ提出することが義務付けられている。面談票には、想定される学業不振の理由が列挙されており、そこにチェックを入れることになっている。これは、全学的に、学業不振の理由を分析できるようにするための措置である。また、今後の展望など、聞き取った内容を記入する欄も設けられている。

この面談結果は、GPA が 1.3 未満の学生の面談結果と合わせて、学部教務委員会が、分析し、問題点の把握に努めている。また、分析結果は、教授会において報告されている。なお留年生に対する指導に関しては、本章第 1 節Ⅱの〈留年生に対する全学的指導〉を併せて参照されたい。

(iii) GPA が 1.3 未満の学生への個別指導

GPA が 1.3 未満の学生に関しても、学部教務委員会がチェックし、当該学生のファカルティ・アドバイザーに、学生を呼び出して面談を行うことを求めている。

面談は、卒業延期が決定した学生の場合と同じく、3 月末から 4 月にかけて期間を定めて実施される。面談票の提出等も同様である。

(iv) 出席不良学生への個別指導

本学部教務委員会は、必修科目担当者に対し、各学期初めに 6 回の授業における出席状況の調査を求め、3 回以上欠席した学生についての報告を得ている。

その結果に基づき、学部教務委員会は、個別面談が必要な学生のリストアップを行い、当該学生の FA に、学生を呼び出して面談を行うことを要請する。

面談は、6 月、11 月に 3 週間程度の期間を定めて実施される。

面談を実施した FA には面談票の提出を求め、その面談結果を、学部教務委員会が分析し、分析結果を教授会において報告している。

(2) オフィス・アワーにおける個別指導

本学部は、学生がゆっくりと時間をかけて教員に相談できるように、毎週1回1時間程度、教員が自分の研究室で待機する「オフィス・アワー」を設けている。学生は、FAに限ることなく、その必要に応じて、自由に教員の研究室を訪れ、相談をすることができる。

この「オフィス・アワー」は、『講義時間割表（履修の手引き）』に記載されている。

(3) 学生支援センターにおける個別指導

平成18年度秋学期より「学生支援センター」を開設した。ここには教員1名と事務職員1名が、10時から16時30分まで待機している。簡単な相談への対応、適切な部署への連絡、適切な部署への案内を業務としている。

(4) スタディ・スキルの課題としての個別面談

1年次必修演習の「スタディ・スキルズ」では、6月に、学生への課題として、教員の研究室を訪れ、15分ほど話をするという課題を与えている。

平成16年度、平成17年度においては「スタディ・スキルズ」担当教員が面談に当たったが、平成18年度は、「スタディ・スキルズ」担当者以外の教員に学生自身が面談のアポイントメントをとって、面談してもらうようにした。これは、オフィス・アワーなどを利用して学生が教員に相談することに慣れてもらうこと、多くの教員に学生の抱える問題等に関して関心を持ってもらうことを主な目的としているが、アポイントメントをとることや、部屋に入る前にノックをすることなど、社会に出てから必要になる社会常識を教えることも目的に含まれる。

なお、この面談に際しては、学生・教員ともに面談票を記入することになっている。内容は、アポイントメントをどのようにとったか、面談内容、感想（教員の場合は、所見）である。

(5) その他授業時間中の指導等

必要に応じて、特に必修科目の授業時間を用いて、学生に履修上・生活上の指導を行っている。これは、個別指導ではないが、多くの場合FAが担当者である点で、個別指導に類似した性格を有している。

主にパンフレット等の文書を配布し、それに基づいて担当教員が説明するという形式がとられる。学生への伝達がスムーズに行われるという利点があり、全学生を対象とした履修に関する事項の説明、あるいは学生にモラルの向上を訴えるといったケースで、この方法が用いられている。

また、ホームルーム的な性格も有している1年次必修演習の「スタディ・スキルズ」、3・4年次必修演習の「演習Ⅰ・Ⅱ」においては、適宜、履修指導、学習相談などが行われている。

また、教務課窓口において職員が行う個別対応も、学生に対する履修指導として重要な役割を果たしている。

【評価と問題点及び改善の方策】

1 履修指導の概要

印刷物・ガイダンス・個別指導3形態をそれぞれ充実させ相互補完的に活用していることは、評価に値する。

なお、インターネットや携帯電話が普及し、ほとんどの学生がこれらを利用している状況がある。これに関しては、これまでも、シラバスの公開、学生への休講等の連絡には使われてきた。今後は、更にこれらを利用した効果的な履修指導の方法も模索していきたい。

2 印刷物

(1) 履修ガイド

履修ガイドは、大学のシステムやカリキュラムに関する基本事項を網羅的に説明し、学生に大学生活を送る上での指針を提供するものであって、必要な事項は遺漏なく網羅されていると評価できる。

ただし、学生の側から見て必ずしも使いやすいものとは言えない。毎年読みやすくする努力は続けているが、平成18年度版で158ページの中に情報が網羅的に記載されているため、学生にとって必要な情報がすぐには見つからないという難点がある。今後は、巻末に索引を加える等の改善を行い、履修ガイドの利便性を高める努力をしていきたい。

ただし、本学部では、前述(4)の履修登録マニュアルを別個に作成し、学生に配布している。これにより、履修ガイドの持つ欠点はかなり補うことができるようになっている。

(2) シラバス

シラバスは、本学部で開設されている全授業科目が掲載されており、これを見ることで、すべての科目についてその内容を知ることができるようになっている。書式は全学で統一されており、わかりやすさ・みやすさの確保という点は評価できる。また、インターネットでも閲覧可能であり、教務課のカウンターにも常設されていることから、利用しやすさという点も評価してよい。

CD-ROM化したために持ち運びの便はよかったが、各シラバスがWord文書のまま収められているためコンピュータ上で科目のシラバスを読むのにやや不便を感じる。今後、参照しやすい文書形式への変更を検討したい。ホームページなどに使用されているHTML形式が第1候補となるであろう。

その他問題点としては、講義内容や講義計画の個々の記述が十分に統一されておらず、記述内容や量にばらつきが見られることが挙げられる。シラバスの記述の依頼に当たっては、毎回必ず執筆要領が配付されている。したがって、記述のばらつきは、主として執筆要領に準拠しないことに起因しており、この点について、各教員に繰り返し注意を喚起する必要がある。

また、インターネット上でのシラバス公開時期を早めて、履修登録期間中からインターネット上で検索できるようにすることも検討していきたい。

(3) 講義時間割表

『講義時間割表(履修の手引き)』には、履修登録に際して必要となる情報が要領よくまとめられて

おり、使いやすさという点で評価できる。記載内容についても、毎年改善の努力をしており、特段問題とすべき点は見当たらない。

シラバスや履修ガイドと比べて薄く軽いため、履修登録前にはほとんどの学生が持ち歩いており、利用頻度は極めて高いと考える。

反面、学生が厚く重い『シラバス』や『履修ガイド』を参照せず、時間割表だけを見て履修登録を行う傾向があることは確かであり、卒業要件の見落としなどの問題が生じる危険性をはらんでいる。

そこで、本学部では、(4)の『履修登録マニュアル』を別個に作成し、学生に配布することとした。これにより、少なくとも履修登録に関しては、『履修ガイド』と『講義時間割表（履修の手引き）』に記載されている必要事項を過不足なく学生に伝えることが可能になった。

(4) 履修登録マニュアル

既に述べたように、『履修ガイド』と『講義時間割表（履修の手引き）』の欠点を補い、履修登録に関する必要事項を過不足なく学生に伝えるという点で、この『履修登録マニュアル』は高く評価することができる。

(5) 副専攻の履修ガイド及びシラバス・副専攻時間割表

「副専攻」は実質的に平成17年度から始まったばかりであるため、副専攻の履修ガイド及びシラバス、副専攻時間割表に関して評価するのは時期尚早である。

しかし、本学部の『シラバス』同様、CD-ROMへの各科目のシラバスの文書形式は検討の余地がある。

また、時間割表に関しても、「副専攻」以外の科目の時間割表とは別個に作られているため、履修計画を立てる上で、学生に不便を強いている。ただし、この問題の改善は、現時点では難しいと言わざるをえない。

(6) その他マニュアル

ガイダンス、説明会等を口頭のみで行わないということは、学生の理解を深め、ミスを減らすという点で、評価することができる。

3 ガイダンス

(1) 年度当初の各年次ガイダンス

学部として行うガイダンスは、極めて重要な事項の伝達を目的としていることが学生にも伝わっており、概して出席は高いが、このガイダンスもその例に漏れない。

対象学生の年次に合わせてポイントをしぼり、専用の『履修登録マニュアル』の流れに沿って説明をするなどの学部独自の工夫を行っており、各年次ガイダンスは、履修指導として有効に機能していると評価することができる。

(2) 学科選択ガイダンス

平成15年度の心理学科設置以降行われているガイダンスであるが、現時点では特に問題は見られず、ガイダンスとしてきちんと機能していると評価できる。「スタディ・スキルズ」のバックアップがあるため、欠席者等に対してもある程度対応できている。

(3) 副専攻ガイダンス

副専攻自体が、発足して間もない制度であるため、ガイダンスも試行錯誤の段階である。現状では、ガイダンスによる副専攻の履修指導は、大きな問題点もなく機能していると評価できる。

(4) 演習Ⅰ登録説明会

『演習Ⅰ募集要項』の作成、各教員自身によるゼミ紹介など、わかりやすいガイダンスとする学部独自の工夫を行っている点で、高く評価できる。

また、個別ガイダンスやゼミ見学を合わせて実施していることも、ゼミのミスマッチを防ぐ上で、極めて有効に機能している。

(5) その他ガイダンス

Web登録ガイダンスをきちんと行い、履修登録時の混乱を可能な限り回避する努力をしている点は評価できる。

その他、様々なガイダンスを実施していることは、「愛情教育」の一つであり、評価できる。ガイダンスそのものについても、有効に機能していると評価することができる。

4 個別指導

(1) ファカルティ・アドバイザー（FA）による個別指導

FA制度によって、効率的に個別指導が行われている。

1年次と3・4年次のFAは、原則として、毎週授業時に学生と顔を合わせるため、必要を認めた場合には、教員の側から面談を設定することができる。そういう点で、少人数の演習授業とリンクしたFA制度は、有効な学生指導体制と言える。ただし、この体制がとれない2年次の学生については、何らかの代替措置を検討したい。

また、卒業延期が決定した学生、GPAが1.3未満の学生、出席不良学生への個別指導を、期間を決めて実施している点、その面談結果を教務委員会、教授会を通じて全教員に伝える仕組みができている点は、高く評価できる。

(2) オフィス・アワーにおける個別指導

「オフィス・アワー」を設けて、その時間を『講義時間割表（履修の手引き）』に記載している点は高く評価できる。

しかし、学生の側から積極的に、この形の指導を求めるケースは多くない。学生とFAを中心とし

た教員との信頼関係を築いていく努力を続けていく他はないであろう。ただし、「(4) スタディ・スキルの課題としての個別面談」を行うなど、改善の努力をすでに開始している。

また、次の学生支援センターで特に問題となることではあるが、学生の相談内容の多様化に対しては、教員、教務課、学生課、就職課、健康相談室などの連携を強めることで対応していきたい。

(3) 学生支援センターにおける個別指導

始まったばかりであり、評価を下すのは時期尚早であるが、現状としては、「学生支援センター」の目的はもとより、その存在そのものを知らない学生が大多数である。

今後、いかに学生が使いやすい形にしていくかが大きな課題である。

(4) スタディ・スキルの課題としての個別面談

学生と教員をつなぐ一つの試みとして評価できる。

(5) その他授業時間中の指導等

教務課職員による窓口での履修指導は、年間を通して行われており、その件数も多い。とりわけ学期当初や学年末は履修に関する問い合わせが多く、対応のために教務課職員は繁忙を極めるが、窓口での履修指導は、有効に機能していると評価できる。学生からみた場合、個別指導の理想のありかたは、必要なときに即座に相談に応じ、適確に回答してくれることである。教務課窓口での指導はこの条件を充たしているため、利用する学生数は、確実に増加している。

個別指導の質に関しては、学生の相談内容や教員・職員の資質によっても異なるため、一概には評価できない。

更に、学生からの相談内容が多様化し、履修に関する問題だけでなく、生活上の問題や心理的な問題も増加している。これらの中には、教員や教務課職員の知識や能力を超える問題も少なくない。このような問題への対応は今後の課題である。

〈教育改善への組織的取組み〉

【現状】

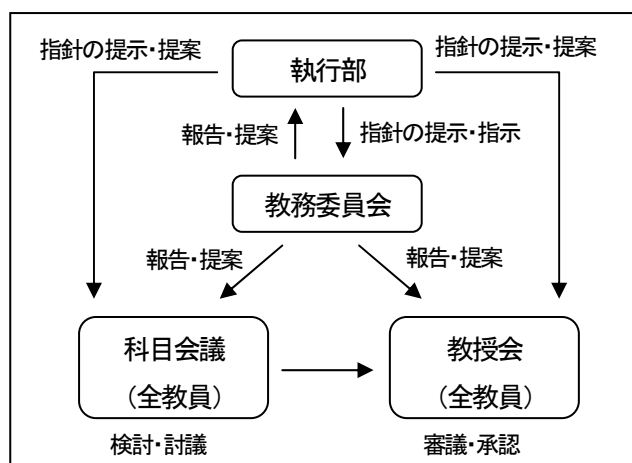
1 現代文化学部教務委員会を中心とした教育改善への取組み

(1) 概要

本学部には、特に教育改善を専門に担当する部署は存在しない。そこで、現在、主に学部教務委員会が、教育改善の任に当たっている。

なお、教務委員会を中心とする組織図は下のとおりである。

〔現代文化学部教務委員会を中心とした教育改善のための組織図〕



(2) 現代文化学部教務委員会

学部教務委員会は、教務関係の事項に対処する常設の組織であり、おおよそ1カ月に1回委員会が開かれている。平成18年度は、正副委員長各1名の他、英語教員、心理学系の教員を含む4名の教員により構成されている。

教務委員会は、教育改善に関しても、以下のような役割を果たしている。

(i) カリキュラムの管理・運営

カリキュラムの管理・運営が、教務委員会が果たす教育改善の取り組みの中で最大のものである。

まず、現行カリキュラムに問題がないかどうかを監視し、問題の発見、解決に努める。このような営為の中で、下に述べるような、履修登録者数の確認、成績評価の確認等がなされているのである。

また、よりよい教育環境を作るためにカリキュラムを変更する必要がある場合には、学部執行部により示された指針に則り、学部教務委員会が変更に関する原案を作成する。この原案は、科目会議で十分な検討が行われた後に、教授会での審議にかけられる。

大規模なカリキュラム改革は、本学部の学年進行終了後「心理・人間コース」を導入した平成13年、心理学科を設置した平成15年、比較文化学科に「副専攻」が導入された平成16年度に行われた。なお、このカリキュラム改革の営みは、「A教育内容〈教育課程等〉 7 専門教育の概要とカリキュラム上の位置づけ (6) 現在に至るまでの専門教育の推移」に詳述されている。

(ii) 講義時間割の調整

履修者数の過多あるいは過少といった問題は、時間割配置に原因がある場合もあるため、本学部教務委員会は、履修登録者数を確認して、教務課との連携の下、次年度の時間割作成時に開講時限を変更するなどの対策をとり、よりよい学習環境を学生に提供できるように努めている。

(iii) 履修登録者数の確認と教授会への報告

本学部教務委員会は、各科目の履修登録者数を確認し、教授会において報告している。履修登録者が複数年に亘って極めて少ないという場合には、その科目の内容あるいは目標設定が学生の求めるものと大きくずれている可能性があることを指摘するためである。

(iv) 成績評価の確認と教授会への報告

本学部教務委員会は、全学教務委員会によって提供された資料に基づき、各科目の成績評価の状況を分析し、教授会で資料に基づく報告を行う。これは、F 評価、相対評価の比率を通じて、授業科目の教育目標並びに成績評価をより適正なものとするように各教員に注意を促すものである。

(v) 現代文化フォーラムの成績並びにアンケート結果の確認と教授会への報告

オリエンテーション科目群の「現代文化フォーラム」は、各教員が1回ずつ交代で講義を行う科目であるが、その成績は、各教員が小テストを行って担当回の成績評価を10点満点の素点で出し、年度末に、学部教務委員会が、全教員の評価を集計して、評価を下す。

更に、年度初めに、前年度の各回の評価の平均値を一覧表にして全教員に配布し、それぞれの評価が他の教員の評価とどれくらい違っているかを確認してもらい、評価の均等化を図っている。

また、独自のアンケートを学部教務委員会の責任の下に実施し、教育改善に活用している。アンケートの項目は次の通りである。

- ① シラバス等によって講義内容を確認したかどうか
- ② 自分の受講態度を自己評価
- ③ 知的好奇心は刺激されたかどうか
- ④ 内容はすべて理解できたかどうか
- ⑤ 知的満足を得ることができたかどうか
- ⑥ 「もっと聞きたい」など関心を持った講義を最大3つまで選ぶ
- ⑦ 自由記述

特に④によって、どれくらいの講義を理解できたかを把握し、⑥によって、どの講義に興味を持ったかを調査をすることで、個々の授業内容が導入教育として適切であったかどうか、また、学生の知的関心がどこにあるかの把握に努めている。このアンケートの結果と、学部教務委員会による分析結果とは、教授会で資料に基づいて報告を行っている。

(vi) 英語統一試験の成績確認と教授会への報告

1年次初めの「英語クラス分け試験」、1年次末の「英語 I 共通試験」の成績は、学部教務委員会が分析し、教授会で報告を行う。この際、成績の分析は、各語学クラス別にも行われ、各クラスの英語担当者にも報告される。

また、1年次の6月と11月、そして2年次の6月に行われる TOEFL-ITP の成績も学部教務委員会が分析し、教授会で報告を行っている。

(vii) 基礎学力試験の成績確認と教授会への報告

「基礎学力試験」の成績は、学部教務委員会でも分析し、教授会で報告を行う。

(3) 現代文化学部執行部

本学部のあらゆる問題に関して方針を示すのが、学部執行部である。

学部長を長に、学部教務委員長、学部入試委員長他数名により構成される。教務委員長、入試委員長が必ず含まれるのは、教務、入試を執行部が主導するためである。平成18年度は、学部長、学部正

副教務委員長、学部入試委員、学生委員の5名によって運営されている。

執行部は、毎週1回会合を持ち、その場には教務課の職員2名も出席している。これも、教務的な問題に確実に対処していくための措置である。

まず、学部長は、各年度当初に、学部執行部合意の下で、学部教育全体に関する指針と目標を提示し、年度末にその総括を行う。これが、教育改善の基本軸を形成する。

また、執行部は、カリキュラム改革等の指針を定めて教務委員会に改革案の作成を命じるなど、教務委員会との密接な連携の下、教務改善の基本方針を定めている。

(4) 現代文化学部科目会議

学部教務委員長が司会を務めて学部教育等に関して自由に議論する「科目会議」が年6回予定されている。

ここでは、執行部や教務委員会が提案する教育改善に関する様々な取り組みの中で、カリキュラム改革など教授会での承認を得る必要がある事項に関して事前に議論し、教育改善のための問題意識を共有化し、学部としての合意を形成する場である。

(5) 現代文化学部教授会

本学部の最高決定機関であり、月1回開催される。

執行部や科目会議での議論、提案を踏まえた教務委員会による教育改善に関する提案に学部として承認を与える。

2 その他の試み

(1) スタディ・スキルズ

スタディ・スキルズ担当者12名の中から4名を幹事とし、様々な調整を行っているが、特に、教務委員会との連携の下、指導のガイドライン並びに指導の共通資料を作成して、担当者間で教育の差がないように配慮している。

また、担当者会議を適宜開催し、情報の交換、問題の早期発見に努めている。

(2) 外国語

全語学に関して、毎年年度末に非常勤講師を含めた「学科打ち合わせ」の会合を持ち、授業目標の確認等を行っている。

また、特に英語に関しては、英語担当教員を中心に「英語力向上ワーキング・グループ」が形成され、TOEFL-ITPの実施など、現代文化学部の学生の英語力向上に取り組んでいる。平成18年度は英語担当教員5名がその任に当たっている。

【評価と問題点及び改善の方策】

1 現代文化学部教務委員会を中心とした教育改善への取組み

平成13年、平成15年、平成16年度とカリキュラム改革を行ってきたが、平成19年度にも更なるカリキュラム改革を予定している。やや頻繁にカリキュラムに手を加えている印象を与えるが、それは、平成16年に全学的に「副専攻」が導入され、それに伴い比較文化学科のカリキュラムを変えたことが大きく影響している。しかし、学生の履修状況や社会の要請を踏まえて、カリキュラムをより良いものとしようとする姿勢は大いに評価できる。

また、成績評価等のデータを教授会に報告するなど、様々な形で所属教員に現状への反省を促し、より良い教育に結びつけようとする姿勢も評価に値する。ただし、これは、各教員の個人的な反省と努力に頼る部分が大きく、いかに実効性のある取り組みにしていけるかについて、今後検討したい。

更に、教育改善に関する組織としても、本学部の学部教務委員会を中心とした組織は、学部執行部と密接に連携して学部教務委員会が活動を行うなど、ある程度機能しており、一定の評価を与えることができる。しかし、教務委員会は教育改善を主たる役割とするものではないために、学部として、FD(ファカルティ・ディベロップメント)を十分に行っているとはいえないというのが現状である。今後は、教務委員会の中にFD担当者を置き、科目会議などにおいて積極的にFDを論議していきたい。

2 その他の試み

(1) スタディ・スキルズ

極めて重要な意味を持つ1年次演習の運用体制として、十分な努力がなされており、評価できる。

(2) 外国語

非常勤まで含めた話し合いの機会を持っている点は確かに評価できるが、十分とは言えない。

また、英語に関しても、TOEFL-ITPだけでなく、英語教育のあり方全体にまで関与するに至っていない。「英語Ⅰ」、「英語Ⅲ」に関しては、本学部の全授業を同一時限に開講し、能力別クラス分けなどさまざまな試みをとることができるようにしており、今後は、「英語力向上ワーキング・グループ」と教務委員会が連携して、よりよい英語教育を行うように実質的に活動していきたい。

〈授業形態と授業方法〉

【現状】

1 概要

本学部の授業科目は、その形態によって、主に、次のように分類することができる。

- ① 講義科目
- ② 演習科目（外国語学演習を含む）
- ③ 外国語科目（外国語学演習を除く）
- ④ 実習科目
- ⑤ 副専攻レポート・卒業研究

中大教室で、教員が多数の学生に講義を行うのが①の「講義科目」であり、少人数クラスで学生参加型あるいは対話型の授業を行うのが②の「演習科目」である。③の「実習科目」、④の「外国語科目」は、講義形式と演習形式の中間的なものと言うことができる。そして、⑤の「副専攻レポート・卒業研究」は、教員の指導の下に、学生が自宅において自ら学習の成果をまとめるものである。

なお、本学では、講義・演習の活性化、実社会への視点や国際的な視野の育成を目的として、すべての授業において、教員1名につき各学期1回、通年で計2回まで学外からの特別講師の招聘が認められている。

2 講義科目

大学教育においては、教員の知識を学生に伝授するということが求められている以上、講義科目が大多数を占めるのは当然のことであり、本学部においてもそうになっている。そして、講義科目の授業形態は、基本的に、講義担当者が多数の学生に対して一方的に講義を行い、レポートや試験によって講義内容の理解度を測るというものとなる。

なお、基本的には、1講義科目を担当するのは1教員であるが、複数の教員が分担して授業を担当するオムニバス形式の講義も存在する。例えば、オリエンテーション科目群の「現代文化フォーラム」は、学部の専任教員全員が1回ずつ自分の専門分野における最新のテーマやトピックスについて講義を行う科目であり、キャリア教育科目群の「キャリアデザイン」は、経済学部、文化情報学部、現代文化学部の教員が3回ずつ講義を分担するとともに、地域で活躍する企業人等による講義が3回行われる科目である。また、副専攻の中にも、1つのテーマ（「女と男」・「ライフサイクルと人間」・「日本人」）について、専門分野の異なる複数の教員がそれぞれの視点から講義を行う「総合講義Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」、社会のそれぞれの分野で活躍している企業人を講師として行われる「経済 Today」などが含まれている。これらは、いずれも、学生に、様々な事態、問題に対処するには、幅広い視野、多面的な視点、多様な対応方法が重要であることを提示することを目的としている。

講義科目は教員が一方的に講義を行うものではあるが、その教育効果を高めるためには、当然ながら、教員が、分かりやすい授業を心がけるとともに、授業内容を学生がきちんと理解できているかどうかを常に確認するようにしなければならない。そこで、本学部の教員も、プリントの配布やAV機器の活用等、より分かりやすい授業を行うための工夫を行っており、また、授業中の小テストやリアクション・ペーパー等を用いて、授業の理解度を測る努力をしている。そして、これらの点に関しては、『授業改善計画事例集』が改善のための参考書として機能する。

全学的に行われている授業アンケートは、授業終了後にその結果を受け取ることになるが、授業改

善計画書の提出とともに、長期的な授業改善に役立っている。

また、教育環境をよりよいものとするためには、受講者数を適正な規模に保つようにしなければならない。受講者数 200 名を大きく超える科目をなくすことを理想としているが、現状では、受講者が 50 名以下の小規模な講義から、400 名近くに達するものまで、様々な規模の講義が行われている（「大学基礎データ」表 40 参照）。そこで、毎年教務委員会で各科目の受講者数を確認し、受講者数が極めて多い科目に関しては、可能な限り、同一内容の科目を曜日・時限を変えて複数開講するようにし、時間割配置を工夫する等の方策を実施している。

3 演習科目（外国語学演習を含む）

(1) 概要

演習科目は、基本的に受講者数 20 名を最大とする少人数のクラスで、学生による調査や発表、そして、学生と教員、学生同士での議論・討論を中心とする授業方法が採られており、学生が、単に知識を獲得するのみでなく、自ら調べ、考え、発表するという主体的な学習態度や、コミュニケーションの能力を効果的に習得できるようになっている。

本学部は、4 学年の各年次に、当該年次の学習の性格に対応した必修の演習科目を置き、少人数の学生を対象として、本学の理念である「愛情教育」の理念に沿ってきめの細かい教育指導を行っている。

また、次の演習科目のすべてにおいて、学生が作成した資料・レジュメ等を授業に活用できるように、学生 1 名当たり 100 枚の複写ができるコピー・カードが担当教員に支給されている。

(2) 1 年次演習「スタディ・スキルズ」

「スタディ・スキルズ」は、少人数演習の利点を活かして、大学における学習の基本姿勢を学ばせ、文章理解・文章作成やプレゼンテーション等の基礎的なアカデミック・スキルを養うことを目的とする。また、担当者は、自動的に担当クラスの FA（ファカルティ・アドバイザー）を務めることから、「スタディ・スキルズ」は、ある種のホームルームとしても機能し、大学教育への移行期に肌理の細かい指導を可能にしている。

全クラスで専任教員が担当者となり、第 2 外国語のクラスを 2 つに分ける形で 12 クラス開講されており、1 クラス 15 名程度の少人数で授業が行われる。

(3) 2 年次演習「教養演習」

「教養演習」は、法学部・経済学部・現代文化学部合同で行われており、学生の多彩な興味・関心に応じることができるように多くの題材を揃えた 2 年次必修科目である。また、3・4 年次の専門演習に入る前に、学生に演習形式の授業に慣れてもらうという役割も有している。

全クラスで専任教員が担当者となり、1 クラス 20 名を受講者数の上限としている。平成 18 年度は、53 クラス開講されている。履修登録前に事前登録カードを提出させ、3 学部の教務委員会の責任においてクラス分けが行われる。

(4) 3・4年次演習「演習Ⅰ・Ⅱ」

「演習Ⅰ・Ⅱ」は、3・4年次の必修科目であり、少人数の利点を活かし、専門教育はもちろんのこと、学生が一人前の社会人として巣立っていくために必須のコミュニケーション能力やプレゼンテーション能力を養成する場である。同一教員が2年間に亘って指導するとともに、3・4年次が合同で授業を行うことにより、一貫した指導による専門知識の獲得を可能にしている。また、「演習Ⅱ」は、「卒業研究」の指導も兼ねている。

本学部専任教員すべてが「演習Ⅰ・Ⅱ」の担当者となり、1学年ほぼ10名以下、すなわち合同授業で20名以下程度の規模で授業が行われる。どの演習に所属するかは、2年次の秋学期に学生に志望票を提出させ、それに基づき学部教務委員会が責任を持って決定する。

(5) 外国語演習

外国語演習は、全学部の学生を対象として、集中的に外国語を学習できるように、基本的に25名を受講者数の上限とする少人数の演習形式で授業が行われている。

「英語演習」は、平成18年度、10クラスが開講されており、履修登録前に事前登録カードを提出させ、学部教務委員会の責任においてクラス分けが行われる。

ドイツ語・フランス語・中国語・スペイン語の「語学演習」各1クラスが開講されている。

(6) 健康スポーツ演習

「健康スポーツ演習」は、全学部の学生を対象として、1クラスの人数を40名に制限して実施されており、実技に加えて、発表やレポート等が課され、演習に相応しい授業形態となっている。

履修登録前に事前登録カードを提出させ、学部教務委員会の責任において選考、クラス分けが行われる。

4 外国語科目

(1) 概要

外国語科目は、外国語の習得という科目の性質上、演習科目よりも多いものの受講者数に制限を設けて授業が行われる。演習科目のように学生の授業参加が求められる点で講義科目とは異なるが、教員の説明指導が中心となる点では講義科目に近い側面を持っている。

(2) 必修第一・第二外国語のⅠ・Ⅱ・Ⅲ

必修第一・第二外国語のⅠ・Ⅱ（1年次）とⅢ（2年次）は、外国語教育がより効果的に行われるように、1クラス30名程度の人数を目安に編成されている。第2外国語クラスの編成は、入学前に行われるアンケートに基づいて教務委員会の責任において行われる。

演習と同様に、学生が確実な出席と積極的な参加を求められる形態の授業が行われる。

(3) 海外語学研修

特色ある外国語の授業形態として、外国で異文化を実際に体験しながら外国語能力を高めることを目指す「海外語学研修」がある。これは、モナッシュ大学・セント=マイケル大学・ロンドン大学（英語）、ウィーン大学（ドイツ語）、ソルボンヌ大学（フランス語）、サラマンカ大学（スペイン語）、北京師範大学（中国語）、延世大学（韓国語）の各大学で行われる3～4週間の語学研修コースに参加するものであり、海外での研修に備えて、出発前に1学期間に亘って事前準備の授業が行われる。

年度当初に特別のガイダンスを開き、事前登録カードを提出させるが、希望者は全員履修登録が許可される。ただし、研修先では15名から20名を上限とするクラスにおいて授業を受けることとなる。

5 実習科目

(1) 概要

情報リテラシー教育や心理学の実験等実習を中心として行われる授業は、実習という科目の性質上、受講者数に制限を設けて行われる。演習科目よりも受講者数は多いものの、学生が主体となって授業を行っていく点で演習科目に近い性格を持っているが、教員の指導に従って全員が実習を行うなど、講義科目と演習科目の中間的な授業となる。

(2) コンピュータ・リテラシⅠ～Ⅳ

必携のノート型PCを使用して、教員のPC画面を表示するためのモニターやLANが完備したコンピュータ教室で授業が行われる。

1年次必修の「コンピュータ・リテラシⅠ・Ⅱ」は、第2外国語の2クラスをコンピュータの習熟度に基づいて2クラス（各クラス約30名）に再編して授業が行われる。

2年次以上を対象とする選択科目の「コンピュータ・リテラシⅢ・Ⅳ」は、受講者数を最大40名に制限して授業が行われる。履修登録前に事前登録カードを提出させ、希望者多数の場合には、学部教務委員会の責任において選考が行われる。

なお、これらの実習科目では、学習効果をより確実にするためにSA（学生アシスタント）制度が設けられ、担当教員の判断により利用されている。

(3) 健康スポーツ実習

「健康スポーツ実習」は、1年次の必修科目であり、全学部合同で実技指導を中心とした内容の授業が行われている。

各学生は第2外国語のクラスごとに指定された時限に実習を行う。各時限には、3種目から5種目のスポーツが実施され、種目ごとに50人を上限としてクラスが編成される。

(4) インターンシップ

アウト・キャンパス・スタディの形態で行われているインターンシップは、夏期休暇中に約2週間、学外地域の民間企業や自治体、NPO法人における職業労働の体験実習として実施される。またこれに

先立って、春学期の授業時には、学内で、実習の準備のための事前研修やオリエンテーションが演習形式で行われている（詳細については〈インターンシップ〉の項を参照）。

平成18年度までは、年度当初に特別のガイダンスを開き、事前登録カードを提出させたが、希望者は全員履修登録が許可された。

(5) 心理学科の実習科目

心理学科の「心理学統計法」、「心理学研究法」等、実験・実習的要素を含む講義科目については、効果的な教育指導を行うために、受講生の人数制限が行われ、通常50名以下の規模でクラスが設定されている。

一部の科目に関しては、履修登録前に事前登録カードを提出させ、希望者多数の場合には、学部教務委員会の責任において選考、クラス分けが行われる。

なお、これらの実習科目では、学習効果をより確実にするためにSA（学生アシスタント）制度が設けられ、担当教員の判断により利用されている。

6 副専攻レポート・卒業研究

副専攻の「副専攻レポート」、専門科目の「卒業研究」は、担当教員の指導の下に、学生が自主的に作成する。

「副専攻レポート」の指導担当教員は、副専攻のテーマごとに定められた教員の中から指導を受けたい教員に関して学生に志望票を提出させ、全学横断教育体制検討委員会の責任において決定される。また、成績評価は、指導を担当した教員が行う。

「卒業研究」の指導は、「演習Ⅱ」の担当教員が行う。成績は、指導を担当した教員が主査、もう一名の教員が副査となり、合議の上で評価を行う。

副専攻の成果をまとめ上げる「副専攻レポート」並びに大学4年間の自ら学習の成果をまとめ上げる「卒業研究」は、教育上重要な意義を有しているが、論理的思考や基本的な文書作成技術の修得という点でも重要である。

7 マルチメディアを活用した教育の導入状況とその運用

本学部では、ノートパソコンを必携化するとともに、1年次において「コンピュータ・スキルズⅠ・Ⅱ」を必修科目として、メディア・リテラシーの基本を身につけることができるよう配慮している。また、比較文化学科の副専攻テーマの中には、「映像・音響情報」などメディアに関連するものも置かれている。更に、メディアセンターには、各種メディア機材や放送機材などが豊富に備えなれており、ハード面では、「マルチメディアを活用した教育」を行うのに十分な環境が整えられている。

授業の中でOHCやビデオなどを用いる教員も増えてきており、また、電子メールは学生を指導する上でなくてはならないものとなっている。しかし、現状としては、学部として「マルチメディアを活用した教育」を導入しているとは言い難い。

【評価と問題点及び改善の方策】

講義科目については、教育効果を挙げるための様々な授業改善の工夫がなされている点は高く評価できる。また、複数の学内教員や学外から招いた講師によるオムニバス形式の授業等、特色ある形態の講義が行われている点も、学生に幅広く社会に関心を持つこと、多面的な視点を獲得して、様々な方法により問題に対処していくことを教える上で、一定の効果を上げていると評価できる。

しかし、大人数の学生を対象とする大教室での講義においては、その教育効果は教員個人の教育姿勢に大きく左右されてしまうのは確かであり、受講者数の制限等、更なる制度的改善を検討するとともに、組織的な教育改善への取組みについて検討していきたい。

演習科目、外国語科目、実習科目は、少人数の密度の濃い授業を行う環境を提供することにより、学生の主体的な学習と授業への積極的な参加を促している点で、高く評価することができる（「大学基礎データ」表 40 参照）。

また、地域社会との交流の中で学生が実社会を体験する「インターンシップ」や、海外での学習を通じて実践的なコミュニケーション能力の獲得を目指す「海外語学演習」等、特色ある形態の授業が行われており、体験参加型の学習を通じて、より具体的に、地域社会に貢献でき、国際化社会に対応できる人材を養成することを可能にしている点も、一定の効果を上げていると評価できる。

更に、「副専攻レポート」、「卒業研究」は、学生個々人に自己の学習をまとめる上げさせる機会を提供するとともに、社会に出る前に、論理的思考や基本的な文書作成技術を教育するという点で、高く評価することができる。

以上の点から、本学部では、講義科目から演習科目に至るまで、授業科目の性格・内容に応じた授業形態・授業方法が用意されており、授業規模を適正なレベルに保つ努力が払われている点も合わせて、概ね適切に授業が行われていると評価しうる。

〈国内外における教育研究交流〉

本章第3節「教育研究における国際化への対応と国際交流の推進」を参照のこと。

第3節 教育研究における国際化への対応と国際交流の推進

〈国際交流の推進〉

【現状】

1 国際化時代の動向に配慮した教育

本学は、既述のとおり昭和62年の建学以来、豊かな知的教養と国際感覚とを備えた人材を育成するための徹底した人格教育を教育理念として掲げてきた。また、教育の目標として、高度に国際化・情報化・多様化した現代社会において、法律・経済・情報・文化等、人文・社会科学分野の専門的学術を習得し、知的な教養と国際的感覚とを備えた有為の人材、言い換えれば、実社会で役に立つ人材、時代の要請に沿って国際社会で活躍しうる人材の要請を教育目標としてきた。

そして、具体的な教育の目標の一つとして、国際化という時代の動向に配慮した教育、つまり、国際化・グローバル化に対応可能な国際的感覚・視野、コミュニケーション能力の育成を目指し、英語を母国語とする教員の授業を数多く設置するとともに、海外語学研修・交換留学・派遣留学等の制度を整備してきた。

「国際化時代に対応できる人材の育成」を建学の精神の一つとして掲げる本学にとって、留学制度を整備し、できるだけ多くの学生に海外での学習及び異文化体験の機会を提供することは大きな課題となっている。留学は、海外での長期生活と学習による学生の語学力向上、異文化体験による国際的視野の広がり等、学生にとってかけがえのない成果をもたらすものである。また、本学においても、できるだけ多くの国・地域から、できるだけ多くの留学生を積極的に受け入れることは本学の国際性を内外にアピールし、本学の学生が国際交流を通して国際化時代に対応できる人材に成長できるものと考えられる。以上の方針に則り、本学では、海外からの外国人留学生の本学における生活支援にかかわる業務については主として学生委員会が、本学学生の海外の協定校への送り出しや海外の協定校からの短期留学生の受け入れ等にかかわる業務については主として国際交流委員会がそれぞれ担当し、相互に連携をとりながら、本学における国際化への対応や国際交流の推進に努めてきた。

2 国際交流推進の基本方針

本学における国際交流の推進に関して、国際交流委員会は本学の学生の長・短期の海外留学への送り出しや、交換留学生の受け入れにかかわる業務を主として取り扱い、次のような基本方針を平成12年度より毎年度第一回の国際交流委員会会議で確認してきた。

- ① 本学のほぼ全員の学生が、在学中に一度は海外で異文化を体験することを目標とし、本学の学生が海外で学べる環境を早急に作る。
- ② 第二外国語を含む、すべての言語で海外語学研修を実施する。
- ③ 平成22年度までに英語圏内で10校、第2外国語圏内で10校の計20校の交換・派遣留学の協定校をつくる。

- ④ 長期留学（交換留学・派遣留学）で約30名を上記の協定校に派遣する。
- ⑤ 本学が協定を結んでいない大学にも本学の学生が自主的に留学できるよう認定留学制度を整える。
- ⑥ 本学からの交換・派遣留学生を増やすとともに、協定校から学生を積極的に受け入れる。
- ⑦ 東アジアからの協定校からの留学生の積極的な受け入れを目指す。
- ⑧ 学内での国際交流の気運を盛り上げるため委員会としてさまざまな催しを行う。

この基本方針に則り、海外語学研修、長期の交換・派遣留学制度が以下のように実施されてきた。

3 海外語学研修

本学における国際化への対応として、カリキュラムの一環として実施されているのが、「海外語学研修」である。これは、夏ないし春の長期休暇中、海外の優れた教育機関が提供する2～4週間の語学プログラムに学生が参加し、語学を学ぶとともに異文化を体験するものである。参加者は、4月に他の科目と同様履修登録を行い、研修をより効果的に実施するための徹底した「事前授業」を受け、その後海外機関での研修を経て、「海外語学研修」科目2単位が認められる。

この海外語学研修先の選定は、語学学習と並んで文化学習を視野に入れ、現地視察を含め、慎重かつ綿密な提携交渉を重ねて行われた。その結果、平成11年度から15年度にかけて毎年段階的に研修先を加え、平成15年度には本学において開設されている英語・独語・仏語・中国語・西語・韓国語の全外国語科目において研修先が設けられることになった。特に英語圏においては研修先や期間に多様性を持たせるため、複数の国の大学と提携している。平成17年現在、下表の8大学と提携を結び、年度ごとに打ち合わせや報告を重ね、次年度に引き継いでいる。

〔海外語学研修先一覧〕

開始年度	研修先・コース名／所在地	語学
平成11年度	ウィーン大学「国際ドイツ語コース」／オーストリア共和国、ウィーン	ドイツ語
平成12年度	モナッシュ大学「短期英語研修」／オーストラリア連邦、ヴィクトリア州（実施時期：2月／ホームステイ）	英語
平成13年度	ロンドン大学 UCL「夏季英語音声学コース」／英国、ロンドン（実施時期：8月／学生寮に宿泊）	英語
	北京師範大学「短期語学研修」／中華人民共和国、北京	中国語
平成14年度	セント・マイケル大学「夏期研修」／アメリカ合衆国、ヴァーモント州（実施時期：9月／学生寮に宿泊）	英語
	パリ第四大学ソルボンヌ「フランス語・フランス文明講座」／フランス共和国、パリ	フランス語

平成15年度	サラマンカ大学「スペイン語・文化研修コース」／スペイン、サラマンカ	スペイン語
	延世大学「3週間短期課程」／大韓民国、ソウル	韓国語

4 海外の長期留学協定校

「海外語学研修」は、長期休暇を利用した短期留学であるが、これに加えて、語学力の一層の向上とより深い異文化体験の機会として、派遣又は交換留学の形で海外の協定校への留学制度が用意されている。留学生には派遣・交換留学奨学金や往復の航空券を支給するほか、留学中の履修についても細かく指導を行い、全学教務委員会の理解と協力の下、留学先での学習を本学の単位として認定する制度を整え、半年ないし一年間の留学をしても原則として4年間で卒業が可能となっている。これにより、毎年30名程度の学生を海外へ半年ないし1年間送り出す長期留学の体制が整ってきている。

この海外の協定校については、平成17年現在、下表の10校であり、先の短期の語学研修提携校8校を合わせると、本学における長・短期留学の海外協定校数は、計18校を数える（ただし、長期留学と短期語学研修協定校で重複している大学が3校あるため、実数では15校となる）。更に、これに加えて、留学生の受け入れのみを行っている交流校が1校（韓国・ハンシン大学）存在する。

これら各海外協定校へ派遣する長期留学生の枠は、現在、総計30名程度（ドイツ・ミュンヘン大学3名、中国・聊城大学3名、豪州・モナッシュ大学15名程度、その他の英語圏とフランスで10名程度）である。

〔長期留学提携校一覧〕

留学先	所在地	言語	形態	年次	人数	期間	開始年度
セント・マイケル大学	米国、ヴァーモント州、コルチェスター市	英語	派遣	2～4年次	若干名	4月～翌年3月	平成15年度
ハワイ・パシフィック大学	米国、ハワイ州、ホノルル市	英語	交換	2～4年次	若干名	4月～翌年3月	平成18年度
ロンドン大学（SOAS）	英国、ロンドン市	英語	派遣	3・4年次	若干名	4月～翌年3月	平成12年度
バーミンガム大学	英国、バーミンガム市	英語	派遣	3・4年次	若干名	4月～翌年3月	平成12年度
エセックス大学	英国、コルチェスター市	英語	派遣	2～4年次	若干名	4月～翌年3月	平成12年度
モナッシュ大学	豪州、ヴィクトリア州、メルボルン市	英語	派遣	2～4年次	15名	8月～翌年2月	平成14年度
ミュンヘン大学	ドイツ、バイエル	ドイツ	交換	2～4年次	若干名	4月～翌	平成13年度

	ン州、ミュンヘン市	ツ語				年3月	
アンジェ・カトリック大学	フランス、アンジェ市	フランス語	派遣	2～4年次	若干名	9月～翌年1月ないし6月	平成15年度
聊城大学	中国、山東省、聊城市	中国語	交換	2～4年次	若干名	4月～翌年3月	平成14年度
延世大学	韓国、ソウル特別市	韓国語	交換	2～4年次	若干名	4月～翌年3月	平成17年度

5 認定留学制度

更に、国際交流を推進する手段として、本学が協定を結んでいる上記の大学以外に留学を希望する学生への対応としては、所定の手続きを経て、これを留学として認定する認定留学制度が検討され、平成16年度に認定留学規程が承認され、それに基づいた実施要綱もできている。この制度はまだ始まったばかりであるが、近い将来この制度を利用して自主的な留学を行う学生が出てくることが予想され、学生の自主性を一層尊重する態勢も整った。

6 受け入れ留学生数の推移

本学における受け入れ留学生の数は、年々増加の一途をたどっている。平成13年には、受け入れ留学生総数が62人だったものが、平成17年には3倍以上の216人となっている。

過去5年間の留学生を国別に見てみると、中国からの留学生が最も多く、73.3%を占めている。その次が韓国からの留学生で14.6%である。一般留学生は、本学においては、学生委員会・学生課の管轄下にある。一方、受け入れ交換留学生及び外国人短期留学生は、国際交流委員会・企画課の管轄下にあるのだが、留学生全体から見れば数少なく、過去5年間に39人で、留学生全体の6.2%である。

〔受入外国人学生〕(単位:人)

外国人留学生	平成13	平成14	平成15	平成16	平成17	5年間の合計 (のべ人数)	%
中国	37	45	73	125	178	458	73.3%
韓国	12	17	21	19	22	91	14.6%
その他の国	13	13	15	19	16	76	12.2%
計	62	75	109	163	216	625	100.0%
うち交換・短期留学生	7	5	7	8	12	39	6.2%

注 交換・短期留学生は、交換留学生、外国人短期留学生である。

7 海外協定校への留学生派遣、協定校からの留学生受け入れ数の推移

上記のように、短期語学研修提携校、交換・派遣留学協定校数も飛躍的に増加するにつれて、本学

から海外に留学する学生も着実に増加し安定してきた。

まず、海外語学研修は、下表の通り、平成13年度が64名、平成14年度が62名、平成15年度が64名、平成16年度が64名、平成17年度52名と、平成14年度から平成17年度の5年間に総計306名、年度平均約60名を送り出している。

〔海外語学研修参加者数〕(平成13年度－17年度)(単位:人)

年度	研修先大学	全学	法	経済	文芸情報	現代文化
平成13年	ルースラン大学	8	6	1	0	1
	ロンドン大学	22	5	3	7	7
	モナツシュ大学	15	5	0	3	7
	ウィーン大学	15	3	6	0	6
	北京師範大学	4	1	0	0	3
	平成13年計	64	20	10	10	24
平成14年度	ロンドン大学	19	2	1	9	7
	セント・マイケル大学	6	1	0	1	4
	モナツシュ大学	20	5	2	10	3
	ウィーン大学	11	7	1	3	0
	ソルボンヌ大学	2	0	1	1	0
	北京師範大学	4	1	0	1	2
	平成14年計	62	16	5	25	16
平成15年度	ロンドン大学	3	2	0	0	1
	セント・マイケル大学	9	1	1	3	4
	モナツシュ大学	26	0	4	5	17
	ウィーン大学	15	4	1	5	5
	ソルボンヌ大学	3	3	0	0	0
	サラマンカ大学	2	0	0	0	2
	北京師範大学	0	0	0	0	0
	延世大学	6	1	0	3	2
	平成15年計	64	11	6	16	31
平成16年度	ロンドン大学	9	0	0	3	6
	セント・マイケル大学	9	1	3	2	3
	モナツシュ大学	20	6	4	3	3
	ウィーン大学	12	2	3	3	4
	ソルボンヌ大学	2	0	0	1	1
	サラマンカ大学	1	0	0	0	1

	北京師範大学	6	2	2	0	2
	延世大学	5	0	1	4	0
	平成16年度計	64	11	13	16	24
平成17年度	ロンドン大学	7	1	1	5	0
	セント・マイケル大学	10	0	0	2	8
	モナッシュ大学	14	3	6	2	3
	ウィーン大学	10	1	1	1	7
	ソルボンヌ大学	2	1	0	1	0
	サラマンカ大学	7	0	0	3	4
	北京師範大学	1	0	0	1	0
	延世大学	1	0	0	1	0
	平成17年度計	52	6	8	16	22

長期留学については、平成13年度には、7名であったものが、平成14年度年から二桁台になり、平成14年度が14名、平成15年度が22名、平成16年度が24名、平成17年度が20名と近年は20名程度で推移しており、過去5年間で87名を派遣している。

〔長期留学者数〕(平成13年度－17年度)(単位:人)

年度	留学先	全学	法	経済	文芸部	現代文化
平成13年度	英語圏1年(英)	3	0	1	2	0
	ミハシ大学(独)	4	2	0	0	2
	平成13年度計	7	2	1	2	2
平成14年度	英語圏1年(英)	1	0	0	1	0
	英語圏半年(豪)	9	0	0	3	6
	ミハシ大学(独)	3	1	0	0	2
	聊城大学(中国)	1	0	0	0	1
	平成14年度計	14	1	0	4	9
平成15年度	英語圏1年(米)	2	0	0	0	2
	英語圏1年(英)	1	1	0	0	0
	英語圏半年(豪)	12	3	3	1	5
	ミハシ大学(独)	3	0	0	2	1
	アジカカ大学(仏)	1	0	1	0	0
	聊城大学(中国)	3	0	0	1	2
	平成15年度計	22	4	4	4	10
平成16	英語圏1年(米)	5	1	0	1	3

年度	英語圏1年(英)	3	0	0	0	3
	英語圏半年(豪)	9	2	3	1	3
	ミューンヘン大学(独)	3	0	0	0	3
	アジアカレッジ大学(仏)	1	0	0	0	1
	聊城大学(中国)	3	3	0	0	0
	平成16年度計	24	6	3	2	13
平成17年度	英語圏1年(米)	3	1	0	1	1
	英語圏1年(英)	0	0	0	0	0
	英語圏半年(豪)	9	1	0	1	7
	ミューンヘン大学(独)	2	0	0	0	2
	アジアカレッジ大学(仏)	2	0	0	1	1
	聊城大学(中国)	2	1	0	0	1
	延世大学(韓国)	2	0	0	2	0
	平成17年度計	20	3	0	5	12

他方、海外協定校からの交換・短期受け入れの外国人留学生数は、平成13年が7名、平成14年が5名、平成15年が7名、平成16年が10名、平成17年が8名となっており、過去5年間で37名を受け入れている。これは本学が海外協定校へ派遣する学生の半分以上となっている。内訳は、交換留学生が23名、短期受け入れ留学生が14名で、国別では、中国が18名、韓国が14名、ドイツが3名、アメリカが2名である。

こうした海外の協定校からの留学生の受け入れ体制、特に宿舎の確保の整備は、平成13年に学外に一般学生女子寮が作られた後は、女子留学生がそこに入居し、男子学生は借り上げ住宅に入居している。平成18年度4月には、新学生寮フロンティアタワーズがオープンしており、外国人留学生は両方の学生寮に入居している。

〔外国人留学生の受入〕(平成13年度－17年度)

留学開始年度	在籍大学	留学区分
平成13年度(7名)	ミュンヘン大学(ドイツ):1名	交換留学
	ハンシン大学(韓国):2名	外国人短期留学生
	聊城師範学院(中国):4名	交換留学
平成14年度(5名)	ハンシン大学(韓国):2名	外国人短期留学生
	聊城大学(中国):3名	交換留学
平成15年度(7名)	ハンシン大学(韓国):4名	外国人短期留学生
	聊城大学(中国):3名	交換留学
平成16年度(10名)	ミュンヘン大学(ドイツ):2名	交換留学

	ハンシン大学(韓国):4名	外国人短期留学生
	聊城大学(中国):4名	交換留学
平成17年度(8名)	ハンシン大学(韓国):2名	外国人短期留学生
	聊城大学(中国):4名	交換留学
	ハワイ・パシフィック大学(アメリカ):2名	交換留学

8 留学制度についての周知・指導体制

上記のような留学制度の充実化に伴い、学生の留学動機を高める工夫も必要となった。これについては、「入学前教育プログラム」のオリジナルCD教材の活用（平成15年度より導入）やTOEFL-ITPを本学内で実施する「学内TOEFL」（文化情報学部が平成9年度より既に行っていたが、順次他学部が加わり、平成17年度より全学部で実施）が、語学力とともに留学意欲の向上支援も兼ねている。更に、制度の多方面への周知や活動報告、留学支援も兼ねて、平成13年度には「国際交流資料室」の設置、平成17年度からは本学独自の留学情報誌 *New Adventures* の発行や留学経験者のネットワーク化の試みが実行に移され、この問題に対処している。

また、国際交流委員会主催による、留学説明会、TOEFL受験説明会、留学生歓送迎会、帰国報告会、留学経験者の話を聞く会等が、それぞれ年に2～3回開催され、留学制度の紹介や周知を徹底させるとともに、国際交流推進の方針を後押ししている。

9 その他の国際交流の試み

上記の海外語学研修は語学習得を直接の目的としたものであるが、語学習得を直接の目的としない海外研修についても、その実現可能性が模索されてきている。その一環として、これまで、中国、台湾、韓国、タイ等の国々へ教員及び学生や地方自治体職員が研修訪問旅行を行い、国際交流と研修両面においてかなりの成果を得ている。

【評価と問題点】

本学の国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針は、本学の学生数と本学の置かれた状況に鑑み、全般的に見てほぼ適切なものである。国際交流委員会が掲げた基本方針を評価すると次のようになる。

- ① 交換留学生、派遣留学生は着実に増加している。本学の学生ほぼ全員が海外での異文化体験に触れるという状況にはまだ程遠いが、現実的に見てかなり満足のいく状況である。本学の学生が海外で学ぶ環境は年々よくなってきている。
- ② 第2外国語を含むすべての言語で海外語学研修を実施するという基本方針は達成されている。平成14年度から平成17年度にかけて、「海外語学研修」参加者数が60名前後（学生総数に対する比率では約6%前後）で推移しているのは、海外体験を軸とした異文化・外国語教育の推進においてこの取組が一定の効果を上げていることを示している。また、『駿河台大学ニュース』に掲

載された体験報告や留学後のアンケートを見ても、海外体験が語学学習の更なる動機づけや苦手意識の克服、主体的な判断力の獲得の契機となる等、参加した学生の満足度や達成感は極めて高い。ただ年によって提携大学の参加者にかかなりのバラツキがあるので、もう少し学生を募る努力をしなければならない。

- ③ 今後の新たな交流校については、「平成22年までに英語圏内で10校、第2外国語圏内で10校の計20校程で計20校の協定校を作る」という目標は、第2外国語圏では10校となり充たしているが、英語圏についてはまだ7校で充たしていない。長期留学派遣30名という枠も充たしていないので、学生の動向を見守りながら、必要に応じて漸次交流校を増やしていく必要がある。先ずは、本学の学生にとって最適な交換留学ないしは派遣留学提携校を英語圏内において数校探し出すことである。国際交流予算増加があまり期待できない状況下では、授業料が相互免除となる交換留学提携校を見出すことが、本学にとっては有利になる。長期留学の対象となる、交換留学提携校あるいは派遣留学提携校は、地域的なバランス及び本学の学生の需要を考慮すると、英語圏の米国西部、中西部、南部及びカナダ、オーストラリア、ニュージーランド等に、交換留学あるいは派遣留学対象校を数校増やすことが必要である。短期の海外語学研修は、学生の満足度が高いことや、平成15年度から同一年度で複数の研修参加も可能になったため、相応の提携先があれば、必要に応じて増やすべきである。長期留学（交換留学・派遣留学）においては、年に約30名を派遣するという方針は、まだ達成されていない。今のところ、平成16年度の24名が最高である。
- ④ 本学からの交換・派遣留学生を増やすという点においては、過去5年間で着実に増えてきているが、協定校からの学生受入は過去5年間37名で、派遣の87名の半分にしかなかった。
- ⑤ 国際交流の双方向性という観点から言うと、交換留学生の受け入れは、決して多いとは言えず、不十分な状況である。更に積極的に受入学生数を増加させる必要がある。
- ⑥ 認定留学生制度については、制度は出来上がっているものの、その制度を使って留学する学生がまだ出るに至っていない。この制度について学生に周知を徹底し、この制度を利用して海外の大学に留学する学生が出現することが期待される。
- ⑦ 東アジアの学生の受入に関しては、過去5年間に於いて、中国が18名、韓国が14名となっており、本学が派遣した学生数を上回っている。東アジアにおける提携校については、更に交換留学対象校を増加させることは比較的容易に実現可能であるように思われるが、問題は本学から中国や韓国に留学する学生が確保できるかどうかということである。
- ⑧ 受入学生に対する日本語教育の問題がある。受入学生の日本語能力は、出身国により大きなバラツキがある。欧米の留学生と中国・韓国等の漢字圏からの留学生との間には、日本語能力に歴然とした差が存在する。受入れ留学生の必要度に応じたきめ細かな日本語教育プログラム、日本語あるいは英語による日本社会・文化・政治・経済等に関連した留学生向けの日本学(Japanese Studies)科目の設置や留学生のためのアドバイジング・カウンセリング等アフターケア・システムの確立が望まれる。また、平成17年度に結成された学生のクラブ、国際交流ボランティアサークルやホストファミリー等地域の人たちとの連携や活動も更に緊密化させる必要がある。

- ⑨ 学内での国際交流の気運を盛り上げるために、留学説明会、留学生歓送迎会等国際交流委員会としてさまざまな催しを行っているが、協定校から帰国した留学生の体験を蓄積していくシステムについてはまだ十分ではない。留学生活についてのアンケート等のデータ資料は整っているものの、帰国報告会を充実させる等、留学経験者が自己の体験を他の学生に伝え、全学で共有するネットワークを構築する工夫を重ねていく必要がある。
- ⑩ 本学の国際交流全般に関しては、本学では、交換留学生及び外国人短期留学生の受入と本学の学生の外国大学への派遣は、国際交流委員会―企画課が担当し、一般留学生の受け入れは、学生委員会―学生課が行っている。したがって、いろいろな国際交流の活動や行事も、企画課と学生課によりバラバラに行われているという実情がある。こうした活動に統一性・整合性を持たせるためには、本学における国際交流組織のあり方自体をどう考えるのか、慎重かつ抜本的な検討が必要とされる。

【改善の方策と将来の展望】

以上のような現状認識と評価と問題点の分析により、当面の改善の方策は次のとおりである。

- ① 交換留学、派遣留学先の大学を平成 22 年までに、所期の目標に従って、数校増加させたい。英語圏については、地理的な優先順位からいうと、先ず、アメリカ・カナダの西海岸・中西部、オーストラリア・ニュージーランド等において、2・3 校程度増加させたい。現在、アメリカ及びカナダの大学数校と交渉中である。アメリカハワイ州のハワイ・パシフィック大学との交換留学協定は、平成 17 年 7 月に締結され、平成 17 年 9 月より、2 名の交換留学生を受け入れている。平成 18 年 5 月には、本学の学生 2 名を派遣する予定である。
- ② 本学では、スペイン語が第 2 外国語の一つになっているが、現在のところ、スペインには長期留学提携校がないので、将来は少なくとも 1 校設けたい。
- ③ 外国人交換留学生の受け入れ体制については、特に比較的日本語能力の劣る欧米の交換留学生のための基礎的な日本語教育プログラムを充実させたい。
- ④ 一般留学生と交換留学生・外国人短期留学生等の受入と本学学生の派遣に関する事務を一元化することについて検討したい。

以上のように、将来に亘っては、交換留学・派遣留学の提携校については、本学の学生の留学先への要望を慎重に分析しながら、長期的な展望に立って、限られた国際交流予算の枠内で、現実的かつ実現可能な計画を立てて実施し、本学の学生の語学力や動機を高め、留学を奨励する努力が必要であると考えている。外国人学生の受け入れに関しては、平成 18 年度には新学生寮フロンティアタワーズが開設され、その中に交換留学生用の部屋も確保されたので、交換留学提携先を交渉するに当って非常に有利になった。

〈国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置〉

【現状】

本学における教育研究交流を緊密化させるための措置としては、本学教員の在外研究及び国際会議参加補助、外国人客員教授の招聘、外国人講師による講演・講義、海外協定校との交流行事等がある。

1 在外研究制度

先ず、在外研究制度は平成4年から実施しており、本学教員の海外での継続的な研究を支える制度である。毎年、各学部から1～2名が渡航し、1年間又は半年間、研究に専念する機会が与えられているが、特に1年間の在外を希望する教員が多い。毎年、各学部でこの制度を利用する希望者が多く、募集の時期には複数の教員の希望が出されることもあるので、慎重な選定が行われる。在外期間が原則として最長1年に制限されているので、1年間で成果を挙げて帰国できるよう、教員個々人の大きな努力がなされている（詳細は、第7章「研究活動と研究環境」参照）。

2 国際会議参加補助

国際化のますますの進展に伴って、研究成果の発表の場も国際化が進んでいる。特に国際学会の開催頻度は加速度的に高まっている。本学の教員の中には国際会議に出席し、論文を発表し、あるいはディスカッサントとして参加する教員がいる。本学では、そうした国際会議に参加する教員に対して参加費用補助を行っている。この補助を受けるには、論文を発表するか、会議の役員として参加することが条件となっているが、国際会議参加費用補助制度を利用した参加が毎年4～7件にのぼっている。参加地域もアジア、アメリカ、ヨーロッパと多岐にわたっている。国際的な場に出て発表する教員は、関連分野の研究者から鋭い指摘を受けたり、活発な議論を交わしたりして、国際的な評価を受け、更なる研究意欲をかき立てられ、ひいては本学の研究レベルアップの担い手となっている。所定の期日までに申請を行った教員に対して、国際会議参加費用補助規程に基づいて、アジア地域には、5万円、北米地域には10万円、その他の地域には15万円の補助が支給されることになっている。平成13年度5名、平成14年度4名、平成15年度7名、平成16年度4名、平成17年度4名の教員がそれぞれ参加費用補助を受けている。5年間の行く先を見ると、ヨーロッパが13名、北米が3名、アジアが6名、オセアニア2名となっており、計24名である（詳細は、第7章「研究活動と研究環境」参照）。

3 外国人客員教員

外国人客員教員については、開学以来非常に少なく各学部ともに数名にとどまっている。また、本学の教員で海外の大学に招聘されて教鞭をとった例も極めて少ないのが現状である。

4 外国人講師による講演

外国人講師による本学での講演数は少ないながら、いくつかの実施例がある。比較法研究所、経済

学研究所、文化情報学研究所、教養文化研究所の開催する講演会において外国人講師が講演を行っている。平成13年から平成17年の間に、比較法研究所は3名(韓国人、ドイツ人、英国人各1名)、文化情報学研究所が2名(英国人、米国人各1名)、教養文化研究所が2名(オーストラリア人、アメリカ人1名)の外国人が講演を行っている。講演のテーマは、法律、政治、情報、演劇、音楽等多岐にわたっている。

5 特別講師招聘制度

本学の「特別講師招聘制度」を利用した、外国人講師の招聘による講義がある。これは、通常の授業の充実化のために外部から講師を招聘する制度であるが、この制度の一環として各分野を専門とする外国人講師(海外の大学の教員等)が招かれ、各授業において講義を行っている。平成14年度4名、平成15年度3名、平成17年度3名の外国人講師を招聘している。国籍も、アメリカ、中国、韓国、オーストラリアと多岐にわたっている。

〔外国人特別講師平成〕(平成14年度～17年度)

年度	講義日	特別講師	国籍	現 職	授業科目名	申請者
平成14	6/19	Milt Barney	アメリカ	USA 空軍軍曹	教養演習	天野武男
	7/12	Mirial Gainer	アメリカ	宣教師	英語Ⅲ	清海節子
	10/1	KEVIN CLONE	アメリカ	タレント	多民族文化論	A.A. Ishi
	12/10	張済國	韓国	韓国釜山市東西 大学校教授就任 予定(当時)	国際政治学	西川敏之
平成15	7/16	KEVIN CLONE	アメリカ	タレント	多民族文化論	A.A. Ishi
	11/26	Jeong S. Gho	アメリカ	北米改革派福音 宣教団代表兼東 洋宣教教会牧師	教養演習	天野 武男
	11/4	程 郁	中国	上海師範大学古 籍研究所 助教授	教養演習、演習 Ⅰ	前山 加奈子
平成17	7/12	チョウ・ケンハ	中国	早稲田大学大学 院政治経済研究 科政治学専攻博 士後期課程在学	国際私法	袁藝
	11/2	Romit Dasgupta	オーストラリア	Lecturer	演習Ⅰ・Ⅱ	櫻坂英子

	11/21	于臣	中国	東京大学大学院 教育学研究科在 学	教育学概論Ⅱ	小野方資
--	-------	----	----	-------------------------	--------	------

6 海外協定校との交流行事

海外語学研修や交換・派遣留学の海外協定校との間では、単に学生の派遣・受け入れにとどまらず、国際交流委員会の活動の一環として、教育・研究における相互理解を進めるための全学的な交流行事が試みられている。これまでに、中国・聊城大学、韓国・大邱未来大学等からの教員訪問団を受け入れるとともに、本学からの教員訪問団も聊城大学を視察・交流したほか、平成17年においては、アメリカのセント・マイケル大学から創立100周年記念行事に招待を受け、国際交流委員長、事務局次長が同大学を訪問している。

【評価と問題点及び改善の方策】

本学教員の在外研究については、各学部とも毎年1名程度在外研究に赴く教員がおり、ほぼ満足のいく状況である。在外研究費の支給も他大学と比較してもほぼ妥当なところである。国際会議への参加費用補助を申請した教員は、ほぼ全員満額支給されている。

本学に招聘される外国人の講演者は、日本人の講演者に比較して決して多くない。将来に向けて、外国人の教育者を積極的に本学に招聘し、国際レベルでの教育研究交流を進める努力をしていきたい。

外国人の客員教授の受け入れは極めて少なく、客員教授のための研究室・宿舍等の受入体制も整っていないのが現状である。海外の大学との交換留学協定も4校と結ばれており、その包括協定の中に教員の交換も含まれている。今後、本学の教育研究交流を緊密化させるためには、学生だけでなく教員の双方向的な交流も進めていきたい。

〈教育研究とその成果の国際発信〉

【現状】

本学の教育研究及びその成果の外部発信は、日英両語によるホームページ、パンフレット、各学部及び研究所が発行する紀要等がある。

1 インターネットホームページ

本学には、日本語ホームページに加えて、英文ホームページがある。日本語のホームページは、本学の教育研究を外部に発信する上でかなり充実したものであり、他大学と比べても遜色のないものである。この中には国際交流に関して海外留学・海外語学研修についての説明もある。英文のホームページは、平成17年4月に開設された。日本語のホームページよりは、簡略化されたものであるが、日本語の読めない外国人や海外在住者は、英文のホームページを通して本学の様子がうかがい知ること

ができる。本学に関心をもつ外国人研究者や留学を希望している学生にとっては、本学のことを知るための貴重なツールである。

2 パンフレット

大学紹介のためのパンフレットは、日本語のものは、かなり充実したものが毎年発行されている。そこには、大学の教育内容、教員紹介、研究内容等が紹介されている。また、平成9年に発行された英文パンフレットも使用されている。

3 大学の紀要

大学の紀要には、『駿河台法学』、『比較法文化』、『駿河台経済論集』、『経済研究所所報』『文化情報学』、『駿河台大学文化情報学研究所所報』、『駿河台大学論叢』等があり、本学の教員の研究成果及び研究業績等が掲載されており、『比較法文化』、『文化情報学』には外国語による論文の要約が掲載されている。こうした紀要は、日本全国の大学、図書館、研究所等に定期的に送付されている。また、本学と関係のある海外の大学や研究所にも送付されている。また、大学のホームページ上には各紀要の目次が掲載されており、更に、『文化情報学』は外国語による論文の要約を含めて全文が掲載され、外部から自由に閲覧が可能になっている。

【評価と問題点及び改善の方策】

日英語のホームページは、本学の教育研究及びその成果を外部発信するのに寄与している。その内容も本学の規模に照らして簡潔かつ適切なものである。しかし、英文パンフレットが平成9年に発行された後、新しいものがないのは、極めて望ましくない状況である。電子コミュニケーションの時代とはいえ、プリントメディアのパンフレットは時として必要である。

本学の教育研究及びその成果を国内外に外部発信するため、今後次の方策を検討したい。

1 ホームページに関して

日英語のホームページは全般的に良くできているが、英語版の情報更新が遅れる場合があり、絶えず情報をアップデートする必要がある。また、紀要の参照はメディアセンターの日本語ページからたどるようになっており、必ずしもわかりやすい構成ではない。全ての情報を日英両言語で提供することは不可能であるが、情報をわかりやすく整理することを検討する。

また、英語の印刷物・出版物をホームページ上から容易に閲覧できるようにすることも検討する。

2 英文のパンフレット

英文のパンフレットに関しても、最新の情報を海外に提供できるように発行する方向で、内容を含めて検討する。

3 紀要に関して

現在、『文化情報学』は英文の梗概を掲載し、更に、この梗概を含め全文をホームページから閲覧できるようにしている。他の紀要においても、英文の梗概を掲載し、全文をホームページから閲覧できるように検討したい。

第4章 修士課程・専門職学位課程の教育内容・方法等

I 総説

1 修士課程・専門職学位課程の教育内容

本学は、豊かな知的教養と国際感覚とを備えた人材を育成するための人格教育を目的として、昭和62年4月、法学部だけの単科大学として設立された。この学部を基礎として、高度な専門知識と応用力を備え、日々移り変わる現代の法的諸問題を解決するための専門知識を有する人材を育成するために、平成3年4月、法学研究科（修士課程）を開設した。経済学部は、平成2年4月に開設され、現代社会が直面する諸問題を経済学的・経営学的視点から認識し、自立的な思考力に基づく多元的・複眼的な視野の獲得を主な目的とする教育を行ってきた。経済学研究科（修士課程）は、このような学士課程での教育実践に基づいて、経済・経営について高度な専門知識を有し、その知識を実社会に適用できる専門家を育成するために、平成8年4月に開設された。平成6年4月、情報化時代の新しい人材育成を目指して、文化情報学部を開設した。更に、平成11年には、文化（人工）情報資源の管理を中心に、記録管理、メディア研究、行政文書管理等の職業人及び研究者の育成を目指して、文化情報学研究科を設立した。その後、平成16年4月に専門職大学院である法務研究科（法科大学院）（専門職学位課程）を新設し、これに伴い法学研究科における高度な法的専門知識を有する人材育成は法務研究科に特化された。その結果、法学研究科に替えて、情報社会における情報資産の管理について法的な知識をも併せ持つ専門職業人・研究者と法的知識に加えて情報学の知識を有する専門職業人・研究者の育成を目的とする修士課程を設置する必要があると判断し、文化情報学研究科を母体として、文学分野・工学分野に法学分野を融合した現代情報文化研究科を平成17年4月に設立し、これに文化情報学専攻及び法情報文化専攻の二つの独立性の高い専攻を置いた。

したがって、本学大学院には、経済学研究科、現代情報文化研究科及び専門職大学院である法務研究科が設置されており、それぞれ経済学・経営学の専門家・研究者、情報社会における情報資源管理並びに情報及び法に関する専門家・研究者及び法曹を養成する目的を有している。

2 修士課程・専門職学位課程の教育方法等

経済研究科及び現代情報文化研究科の教育は、講義、演習及び修士論文の作成によって行われる。ただし、大学院生は、入学の際、演習科目と同時に研究指導教員を選択しなければならず、指導教員は、当該大学院生の授業科目の選択、研究一般及び論文の作成について指導する。大学院の設置科目は、専門性が高いものが多く、大学院生の専門知識の習得については、丁寧な指導が必要である。したがって、大学院生がそれぞれの研究科の設置科目を自己の問題関心と将来の進路に合わせて、適切に選択できるように、シラバスの充実を図るとともに、履修指導を行っている。これは、大学院生一人一人の研究関心や進路等を考慮して、よりきめ細かな指導を行うためである。論文指導に関しては、複数の教員による指導と論文の中間発表を行うことによって、論文作成過程において十分な指導が可能となるように工夫している。

学位の授与についても、主査1名、副査2名による指導教員の口頭試問を経て、60点以上を合格としているが、その採点基準を明文化している。更に、授業アンケートを平成17年度より導入し、大学院生の指導に役立てている。

専門職大学院である法科大学院は、高度専門職業人（具体的には法曹）の養成を任務としており、従来の大学院のように研究者養成を主たる任務とするものではない。このため法科大学院の授業は、従来の大学院におけるマン・ツー・マンでの指導を中心とする「研究指導」という形ではなく、講義、演習、実習など、類型としては学部の授業と同一のものによって実施されているが、勿論1クラスの人数等の授業条件や授業の態様・方法等は学部とは全く異なる水準で実施している。

講義は教室で教員が講義形式で授業を行うものであるが、一方通行的なものに陥らないように、適宜質問したり、学生に説明させたりなどの双方向的ないわゆるソクラテスメソッドを心掛けている。演習は講義よりも少人数のクラスで、多くは口の字型に机を配する等して、学生による発表、学生相互のディベート等を主体に授業を進めている。

法科大学院では、学位論文の作成を修了要件としていない。そこで本学法科大学院では、学位論文に代わるものとして、修了に必要な単位を取得した者に対して、公法系・民事法系・刑事法系の担当教員が共同で口頭試問を行い、法科大学院で修得すべきものと予定している基礎学力・応用能力・コミュニケーション能力を十分に修得したと評価される者にのみ学位を授与している。

Ⅱ 経済学研究科

A 教育内容

〈経済学研究科の教育課程〉

【現状】

1 カリキュラム編成の理念

本研究科は、急速な技術革新、経済の高度化・複雑化・情報化などに伴い、研究者の育成よりも、高度な専門的知識・能力を持つ専門職職業人の養成と再教育を教育目的としている。学校教育法第 65 条にいう、「高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与すること」が本研究科の目的に反映しており、それはまた、大学院設置基準第 3 条第 1 項とも密接に関連するものである。

すなわち、本研究科では、①専門知識・能力を持った職業人の養成、②国際社会及び地域社会に貢献する経済人の養成（これには、地域社会人のキャリア・アップも含まれる。）、③外国人留学生のための高度専門教育の充実、④高度情報知識教育の充実、を教育目標にしている。

そのような教育目標を実現するために、カリキュラム編成に当たっても次のような配慮がなされている。

第一に、昼夜開講制である。キャリアアップを目指す職業人が働きながら学べるように、社会人を対象とした特別入試の実施の他に、土曜開講制と昼夜開講制を実施している。講義は、5、6 時限目特に 6 時限目に置くようにしている。

第二に、長期履修制度の導入である。社会人など時間的制約がある場合に、就学時に申し出ることにより、修士課程の修業年限の 2 年を最長 6 年まで履修期間を延長することが可能である。

第三に、科目等履修生制度の実施である。地域社会に貢献する職業人や生涯教育の一環として、地域の人々が本研究科のカリキュラムの中から興味のある科目だけを選んで履修することが可能である。科目等履修生で勉学の意欲と態勢を充実させた後に正規の院生として入学することも期待されている。なお、その場合には科目等履修生として修得した単位は入学後既修得単位として組み入れることができる。

第四に、専門的資格取得を支援する体制の充実である。税理士・教員などの資格取得を目指す人への特別指導を行っている。税理士に関しては本研究科ではこれまで多くの実績がある他、教育職員免許状についても中学校教諭専修免許状（社会）、高等学校教諭専修免許状（公民）が取得できる。

第五に、1 専攻 2 コース 4 専門分野制度である。経済の高度化と複雑化の中、専門的職業人を養成するためには、経済学、経営学の複眼的視野が必要になってくるので、本研究科は、経済・経営・会計・情報の諸領域を統合した経済・経営専攻の 1 専攻とし、そのような複眼的視野にたちながら、経済学及び経営学の専門性を明確にするため経済コースと経営コースの 2 つのコースを設けている。経

済コースは修士（経済学）、経営コースは修士（経営学）の学位が授与される。更に、発展的専門教育が可能になるように、経済コースは経済理論・政策分野と経済事情・歴史分野の2専門分野に、経営コースは経営・情報分野と会計分野の2専門分野に分かれている。

第六に、高度専門職業人の養成という目的を実現するために、講義内容は理論の学習に加えて、できる限り事例分析を導入し、理論と実務との架け橋を容易にして実践力の涵養を狙ってきたことである。これは特に、経営情報分野・会計分野で強化されている。「データ解析特論」、「リスク管理特論」等の科目配置には、このような意図が反映されている。

2 授業科目の編成

科目編成では、演習8単位を必修とし、そのほかの開講科目から24単位を選択履修した上で32単位を修得し、更に修士論文の審査に合格することを修了要件としている。

演習は経済学演習と、経営学演習の2種類の演習がある。入学後、まず本人が専攻する専門分野を選び、その専門分野が経済コースに属する者は経済学演習を、経営コースに属する者は経営学演習を履修しなければならない。そして、選択した専門分野の研究指導教員の下、経済学演習に属する演習を選んだ者は経済コースに配置された選択授業科目を中心に、経営学演習に属する演習を選んだ者は、経営コースに配置された選択授業科目を中心に、それぞれ、科目選択を行う。専攻領域における体系的履修をこれにより確保することができる。

ただし、他のコースの授業科目を選択することは自由であり、かつ、薦められている。これは、将来、専門職等として活躍する上で、それぞれのコースに配置された専門分野の科目を集中的に学ぶことにより専門性を高めると同時に、幅広い知識を身につけることが有用と考えているためであり、経済・経営専攻の1専攻のメリットを生かすためである。幅広い教養を身につけさせることへの配慮といえる。更に、経営・情報分野に設置されている「企業倫理特論」を他の分野・コースの大学院生が受講することができるので、倫理性の涵養を教育課程の中で保障することになっている。

次に、選択講義科目は下表のように、経済コースと経営コースに分けられている。選択授業科目はすべて半期2単位である。本研究科が基礎を置く経済学部は、経済学科と経営情報学科の2学科からなるが、基本となる学問領域は経済学と情報領域を強化した広義の経営学であり、学部教育と大学院教育との連続性は維持されてきた。経済学部は平成19年度に経済経営学科に改組するが、経済学と経営学に属する2つの科目群を備えていることに変わりはないので、学部教育と大学院教育との連続性は保障されている。本研究科の2コースの設置は、これら2つの科目群と連続性を持っており、本研究科で学ぶ大学院生は学部レベルの知識を修得していることが要求されている。

この他に、選択特殊科目としてエンド・ユーザー・コンピューティングがある。これは、平成17年度までは必修特殊科目で全員が受講していた。情報化社会の現在、修士課程で学ぶ上でも、将来の就業のためにも、コンピューター・リテラシーの素養は必要不可欠であるという認識で設けられたものであるが、入学時すでにコンピューター・リテラシーに堪能な大学院生が多くなってきたことから、平成18年度から選択必修科目に変更された。新卒者、社会人、留学生など多様なバック・グラウンドを持つ大学院生を受入れる際に最も問題になるのはコンピューター・リテラシーに大きな差があることである。こうした意味で、このエンド・ユーザー・

コンピューティングの科目は、コンピューター・リテラシーの素養が不足している院生にとって、2年間の学習・研究に必要な情報収集・分析の能力を身につけるという導入教育の役割を担っている。

〔コース別カリキュラムの内容〕

経済コース			
経済理論・政策分野		経済事情・歴史分野	
理論経済学特論	財政学特論	日本経済史特論	開発経済特論
計量経済学特論	租税特論	戦後日本経済史特論	都市政策特論
国際経済学特論	日本経済特論	欧米経済史特論	地方自治法特論
金融特論	日本財政特論	戦後欧米経済史特論	地方税・財政法特論
経済政策特論	地方税特論	国際協力特論	地域経済学特論
公共経済学特論	地方財政特論	欧米経済特論	法人税法特論
社会保障特論		アジア経済特論	所得税法特論

経営コース			
経営・情報分野		会計分野	
経営学特論	中小企業経営特論	会計学特論	会計情報システム特論
経営戦略特論	経営科学特論	財務会計特論	
マーケティング特論	システム分析特論	管理会計特論	
人的資源管理特論	経営統計学特論	制度会計特論	
経営管理特論	データ解析特論	国際ビジネスソリューション特論	
企業倫理特論	経営情報システム特論	国際会計特論	
日本企業特論	情報資源管理特論	税務会計特論	
経営史特論	意思決定特論	リスク管理特論	
国際経営特論	経営組織特論	会計監査特論	

3 専門分野の授業科目

各専門分野の授業科目体系の特色は以下のとおりである。

(1) 経済理論・政策分野

経済理論・政策分野では、「理論経済学特論」を始めこの分野で開講されている様々な科目を履修することによって、日常発生している、又は問題となっている経済事情及び経済問題の原因や因果関係を解くことのできる力を育成することをねらいとしている。そのためには、分析する「道具」を身につけることが必要となる。ここでの道具とは、経済理論のみならず社会経済制度論などを意味してお

り、これら分析道具を考究することを意味している。というのは、現代経済社会は、経済成長とともにますます複雑化してきており、理論だけでは、また制度だけでは到底十分に把握することができない現実の経済現象・経済問題が山積しているからである。更に、「計量経済学特論」などの科目を履修することによって、実証分析のできる力も養うことができる。

いずれにしても、この分野では、理論分析と制度分析の学習が基本となる。理論経済学、経済政策論、日本経済論、財政学、公共経済学、金融論、社会保障論、国際経済学などの基礎的知識を得るとともに、大学院生が専攻した専門領域の理論を用いて、各種経済問題を洞察しうる力が育成される。

(2) 経済事情・歴史分野

現代の混迷した経済社会の特質を把握し、今後のありうべき方向を模索するためにも経済史的分析が不可欠であり、過去と現在との対話の中から未来が初めて展望できるのである。特に第二次世界大戦後の日本・欧米の戦後経済史に重点を置いているのもそのような観点からである。

更にこの分野では、国際化と地域経済の活性化を二つの焦点として構成されている。アジアやEUなどの関心の的となっている地域の経済分析だけでなく、国際貢献がいかによりありうべきかという「国際協力特論」などの講義も設置されている。

また、地域社会の抱えている問題を分析し、地域社会の活性化のために、「地域経済学特論」などの経済分析だけでなく、「都市政策特論」、「地方自治法特論」などの行政学・行政法学系統の科目も設置し、地域社会の総合的分析を目指している。

(3) 経営・情報分野

この分野の特徴は、高度専門職業人の養成を配慮した科目配置にある。「経営」と「情報」の2領域について、「経営学特論」、「経営科学特論」などの基幹的科目から、現代的なトピックスを扱う「企業倫理特論」、「情報資源管理特論」まで幅広く科目が配置されている。日本企業におけるホワイトカラーのキャリアの特徴は幅広い専門性にあるといわれている。この分野を専攻することによって、現在あるいは将来のキャリア開発に必要な基礎を確実に体得することができる。企画職、営業職としてのキャリアを目指すのであれば、経営戦略、マーケティングのみならず経営統計やデータマイニングの知識も必要となる。もとより、この領域内の科目のみの履修によってプロのホワイトカラーとして独り立ちできるものではない。例えば、会計の知識なしに自社の業績把握や他社への与信管理を行うことはできないし、日本経済の動向を把握できなければ市場の先行きを見通すこともできない。担当教員の中には企業等の経験者、実務家が少なくなく、ビジネスの現場と学問とを架橋できる内容の講義を展開している。

(4) 会計分野

この分野の主たる教育目標は、税理士を典型とする高度専門職業人の養成である。現在、経済社会における会計の重要性はますます高まり、それに応えるために会計そのものもドラスティックに変化している。会計分野は、グローバリズムとアカウンタビリティを中核とした高度情報化社会が一層

推進される 21 世紀の経済社会の企業経営に対応する会計学の体系化と会計情報処理のための専門的技法を修得するために必要な会計学の全領域を網羅したカリキュラムによって構成されている。

すなわち、会計領域全体の導入となる「会計学特論」、財務会計領域の「財務会計特論」、管理会計領域の「管理会計特論」、監査論領域の「会計監査特論」等の基礎的科目とその展開科目並びに「リスク管理特論」など現代的ニーズに応える先端的科目を、幅広く設置している。

【評価と問題点及び改善の方策】

本研究科の教育課程は、高度な専門的知識・能力を持つ専門職業人の養成と再教育を教育目的に構成されており、前述の4つの教育目標を実現すべく努力を重ねてきた。

専攻領域の学問を基礎から体系的に習得するカリキュラムを構築し、隣接他分野の科目を受講することにより幅広い教養を大学院生が身につけられるように配慮し、更には「企業倫理特論」等倫理性の涵養にも十分に気を配ってきた。本研究科の教育課程は、修士課程教育の目的に概ね沿うものと評価している。

とはいえ、幾つかの解決すべき課題が存在しているのは事実であり、それら課題とそれへの対応策は下記のとおりである。

第一に、講義の時間帯は5、6時間目にするという研究科委員会の合意にもかかわらず、昼夜開講制のメリットが十分に生かされていない。都心はもとより、多摩地区に勤務する場合にも、6時20分の6時限目の開始には間に合わないことが多いからである。本学の立地状況の悪さを考えると、改善策として都心と本学の中間に当たる所沢地区でのサテライト授業の実施等を検討中である。

第二に、職業人や生涯教育の受け皿として長期履修制度を実施しているが、今までにこの制度を利用した者はいない。特に、高齢者にとっては、現在の授業料は大きな負担であり、大学院授業料の引き下げのような経済的な面からの支援も必要となる。またそれ以外にも、地域社会人の就学を促進させるための方策を考える必要がある。というのは、地域社会人の場合に、経済・経営の学部教育をずっと以前に受けたか、又は全く受けていない場合が多い。そのような人に対して、エンド・ユーザー・コンピューティングのような導入教育を行っている。しかし、導入教育は情報教育だけでなく、2つのコース、4つの分野でも基礎科目又は総合科目として設定する必要がある。例えば、コースごとに、「現代経済を考える」、「現代経営を考える」などを必修基礎科目として設定するなどの改善の方策を、前述の本研究科の将来構想委員会では検討している。

第三に、資格取得支援のために、税理士資格取得や教員免許取得のための履修モデルを作成することが望ましく、本学キャリアカレッジと連動した履修モデルを策定中である。それによって、体系的な学習を計画的に行うことが期待できるからである。

〈単位互換・単位認定等〉

【現状】

他大学大学院との単位互換は行っていない。本研究科は経済学、経営学領域の基礎的科目、発展的科目、先端的科目を履修できるよう、多数の科目を設置している。更に、他研究科の開講科目を履修できるので、大学院生の講義科目に関するニーズは充足しており、大学院在籍者から他大学大学院との単位互換の要望は今まで全く出てこなかった。それゆえ、これまで単位互換制度は導入されていなかった。

また、他大学大学院で修得した単位の認定についても、大学院生から、現在まで全く要望が無かったので、単位認定の制度自体存在していない。

【評価と問題点及び改善の方策】

単位互換・単位認定等についての大学院生からのニーズがないことから、現状においては問題は生じていない。

とはいえ、シニア層の教育ニーズ、社会人のリカレント教育ニーズの高まりは事実であるので、地域雇用協議会参加の近隣諸大学との間で単位互換制度の検討を始めている。また、それに関連して、他大学大学院で修得した単位の認定についても、研究科委員会で制度化の検討を開始することにした。

〈社会人大学院生、外国人留学生等への教育上の配慮〉

【現状】

本研究科では、教育目標として「地域社会人のキャリア・アップ及び外国人留学生のための高度専門教育の充実」を挙げており、そのために様々な配慮をしている。

まず、受入れの段階で、社会人に対しては「社会人特別入試」を、留学生に対しては「留学生特別入試」を実施している。社会人に対しては、筆記試験に代えて研究計画書の提出によることとしている。

教育課程編成では、社会人が働きながら学ぶための時間的な制約を考慮し、大学院設置基準第14条特例の適用を受け、昼夜開講制・土曜開講制を実施している。すなわち、平日は、5時限（16:40-18:10）、6時限（18:20-19:50）に授業を配置し、土曜には1時限から授業を行っている。また、2年間の修業年限では学位の取得が困難であることが予測されている場合に、最長6年まで履修年限を延長できる長期履修制度を実施し、社会人の計画的な学位取得を支援している。

この他、経済学研究科は厚生労働省より「教育訓練給付制度」の対象講座として指定されており、一定の条件を満たす雇用保険の一般被保険者又は一般被保険者であった者に対し申請により授業料

等の一部が支給される。

留学生に対しては、次のような教育上の配慮をしている。

研究指導の面では、入学直後に行われる「論文作成ガイダンス」で、留学生向けの論文作成参考文献の紹介と利用法を説明している。論文作成については、演習担当教員が主として日本語による論文の書き方の指導を行っている。講義科目については、少人数教育の利点を活かし、双方向的な講義形態によって日本語プレゼンテーション能力の涵養を意図している。

更に、本学が会員である社団法人首都圏産業活性化協会（TAMA協会）が行う企画、及び地域部会であるミニTAMA西部会（狭山商工会議所、川越商工会議所で隔月開催）に、教員引率で留学生を参加させ、留学生と地域企業との交流の機会を設けている。TAMA協会会員の地域金融機関でのインターンシップに留学生が参加した実績がある。平成19年2月にTAMA協会主催で行われた「企業と留学生との交流会」には本研究科教員2名が講演を行い、留学生4名が参加している。経営系の研究には企業の現場感覚を理解することが有効であるがゆえに、アウトキャンパス・スタディの機会を留学生に提供してきたのである。

【評価と問題点及び改善の方策】

社会人に対しては入試を始め、昼夜開講制・土曜開講制や長期履修制度など制度的対応をしており、社会人教育の充実という目標に適合している。しかし、本研究科は「教育訓練給付制度」の対象講座に指定されているものの、いままで制度を適用された院生はいない。入学時のガイダンスで詳細に説明しているものの、対象となる大学院生がいなかったことがその理由である。この制度適用について、行政や民間企業への一層の広報に取り組んでいきたい。

また、留学生に対しては入試で制度的対応をし、研究指導面で指導教授の連携と地域との協働によって日本語能力の向上と、日本企業の実際について学ぶ機会を提供してきた。

日本語能力の向上の成果として、平成18年刊行の本研究科教員監訳書の翻訳の一部を留学生が担っていることを一例としてあげることができる。

留学生への教育上の配慮は十分になされていると評価している。

今後はこれらの成果を更に上げるための継続的な改善に取り組んでいきたい。フェース・トゥ・フェースの日本語指導を更に効率化するために、プロフェッショナル向けの日本語校正ソフト、並びに日英双方向の翻訳支援ソフトを大学院生専用研究室のPCに導入することを検討している。

なお、今までの本研究科の退学者5名のうち3名が外国人留学生であった。1名は就職による退学であったが、残りは経済的事由による。留学生に対しては特に経済的側面からの就学支援を組織的に考えていく必要性を認め、研究科委員会で検討を継続している。

〈生涯学習への対応〉

【現状】

社会人の再教育を含む生涯教育の推進は経済学研究科の教育目的の重要な柱の一つであり、その実現のために、すでに述べたように、昼夜と土曜日開講制、長期履修制度、及び科目等履修制度を実施している。基本的には、5時限（16:40-18:10）、6時限（18:20-19:50）に授業を配置し、土曜には1時限から授業を行うよう研究科委員会では取り決めている。平成18年度現在、70歳代の男性1名が院生として、また科目等履修生でも70歳代の男性1名が在籍している。

【評価と問題点及び改善の方策】

少なくとも、いろいろな制度的配慮によって、生涯学習の目的から本研究科で勉強する院生がいることは評価できよう。しかしいわゆる2007年問題もあり、今後生涯学習への需要が増すことが予想されるので、本格的な対応が必要になってくるだろう。そのためには、授業時間割での配慮や長期履修制度以外にも幾つかの問題点を解決しなければならない。一つは、経済的負担の問題である。授業料など経済的負担を軽減する措置をとる必要があろう。もう一つは、経済・経営の大学を出ていない、又はかなり前に卒業している者に対するので、大学院教育を受けるための導入教育が必要となってくる。カリキュラム上もオリエンテーション科目を設置することが要請されるので、研究科委員会で検討に手をつけている。

また、生涯学習で求められているのは、個別の専門性の深化・特化よりも総合性である。経済経営専攻という本研究科の方向は、そのような志向に対応するものであるが、更に法学などとも有機的に結合するカリキュラムが求められよう。このような問題点を解決するために、シニア大学院（又はシニアコース）の設置に向けた議論を行っていくことが研究科委員会です承され、現在研究科の将来構想委員会で検討されている。

〈研究指導等〉

【現状】

本研究科の教育課程では、演習の2年間履修による8単位、主たるコースからの選択講義科目16単位を含む24単位以上、合計32単位以上を取得し、修士論文の審査に合格することが学位取得の要件となっている。要件を満たした場合、経済学演習で経済コースを主として履修した者には修士（経済学）の学位が、経営学演習で経営コースを主とした者には修士（経営学）の学位が、それぞれ授与される。

研究指導教員は、選択授業科目の選択、修士論文のテーマの選択、修士論文の作成等すべてにわたって当該大学院生の指導に当たる。本研究科の入学定員は10名で、収容定員は20名であり、演習指導は1学年当たり多くて3～4名、通常は1、2年合わせて1、2名であり、きめの細かい指導が可能である。この点は授業科目も同様で、1科目当たり大学院生数は数名という単位であり、少人数教育が徹底している。

研究指導教員は学位論文の指導に当たり、当初大学院生と十分話し合った上で、テーマを選択し、適切な科目の履修の指導を行い、参考文献の指示を始め細かい指示を行う。

大学院生は、履修登録に際し研究指導担当教員の承認を得ることになっている。この機会を利用して、研究指導担当教員は大学院生の研究テーマに即し、なおかつ専攻学問領域の体系的学習と関連領域科目の履修による幅広い教養を得るような、大学院生それぞれに即した履修モデルを設計・実施できるのである。

その上、研究指導担当教員による大学院生の履修登録指導においては、履修すべき講義・演習選択に際し、講義の予復習時間を十分確保できることを考慮している。講義・演習の単位計算の前提条件が確保できることを確認しているからである。本研究科では履修登録の上限単位を設定していないが、上述の指導によって、実質的な学習時間の確保を保障する措置をとっているのである。

また、本研究科では、学位論文の指導、合否判定に関し複数指導制をとっており、研究指導教員を主査に関連領域の2名の教員を副査として、1年次秋学期（1月開催）と2年次春学期（7月開催）には3名の主査・副査が出席し大学院生の修士論文中間報告会（他の院生にも公開）を実施し、指導を行っている。ただし、研究指導の責任者は主査である研究指導教員であることは言うまでもない。

更に、少人数教育という本研究科の特性を活かし、講義においても講義内容を履修者の専攻テーマをある程度配慮するように努めている。第1回講義時に、受講者のテーマを確認し、シラバスで明示した講義の趣旨に沿いながらも、大学院生の研究を支援するように講義内容の部分的修正を行ってきている。

【評価と問題点及び改善の方策】

学位論文指導に当たる研究指導教員が受け持つ大学院生の数が少数であることは、きめの細かい指導が可能であるという点で、本研究科の長所である。

また、主査・副査から成る複数指導体制をとっていることも同様である。これは大学院生の収容数に対して十分な数の教員を擁していることから可能になっているもので、授業科目についても同様の効果が見られる。

大学院生の研究指導を主査・副査を中心として行う体制に変わりはないものの、講義担当教員が講義の趣旨を変更しない範囲で、受講者の研究を支援する姿勢をとっていることは評価に値すると判断している。

残された課題は、大学院担当教員が学士課程教育も担当していることから担当コマ数がかかり多いこと、更に、大学院研究指導担当教員が年齢的に学内管理運営業務を担う立場が多いことから、研究指導に費やす時間に余裕がないことである。これへの対策は、全学的な方針として、管理運営業務負担の軽減によって改善することが示されていることを根拠に、具体的方策を検討してい

B 教育方法等

〈教育効果の測定〉

【現状】

教育・研究指導効果の測定に主となるべきは修士論文審査と単位の認定、更に入学者数に対する修士号取得率と、送り出した修士の進路・就職の状況である。

また、授業アンケート結果の一部についても、効果測定の参考になる。

修士課程を修了するためには、単位の修得と並んで学位論文を提出し、審査に合格することが必要である。ただし、修士論文を提出する前に中間発表を行わなければならない。中間発表では、修士論文の内容、研究方法、研究計画の遂行状況について、1年次秋学期と2年次春学期の2回に亘って、主査・副査の出席の下で発表を行い、必要な研究指導を受けることになっている。この発表会は公開されており、1年次生は2年次生の報告とそれに対する主査・副査からのコメントとその応答を聞くことで、自身の研究計画・論理展開の方法等について見直しをする機会ともなっている。

中間発表を2回行う趣旨は、フィードバック・コントロールではなくフィードフォワード・コントロールの徹底に他ならない。修士論文完成に至る過程で、主査である研究指導担当教員の指導に加え、副査が参加して報告を聞きコメントを加えることで、複数教員による指導を組織的に行うことになるのである。更に、この中間報告会は専攻領域別に行われているので、結果的に各専攻領域における評定水準の合意形成を促進するという副次的効果を持つものでもある。

このような過程を経て、修士論文の完成に至るまで数度に亘り教育・研究指導効果の確認が行われている（修士論文の評価の詳細は〈学位授与・課程修了の認定〉を参照）。

講義・演習の単位認定は、講義における出席と応答状況並びにレポート、試験等を複数組み合わせた多面的評価を行っている（詳細は〈成績評価法〉を参照）。

修士号取得率に関しては、健康上の理由（死亡）で中途退学したケース1件のほかに仕事を持った社会人で仕事が忙しくなって学業が続けられなくなったケースが数件あった。後者についての対策として計画的に履修期間を延長できる「長期履修制度」を導入している。

進路に関しては、毎年、卒業時点で進路調査を行っているほか、平成17年度に卒業生アンケートを実施し、卒業後かなりの年数を経過した者も含め、進路の把握を試みた。それらによると、民間企業に進む者がほぼ半数を占めている。その殆どが、税理士資格を取得後又は税理士試験の部分的科目免除の後に会計事務所又は一般企業の経理・財務関連部門で働いている者、更には情報関係に就職する場合である。また、自営業は、税理士資格取得後独立するか親の事務所を継ぐ場合である。以上を見れば、高度な専門職業人の養成という本研究科の教育目的を達成していると言えよう。

しかしながら、13年から17年の全体の3割を占める「その他」は、本学研究科修了によって税理士試験の部分的科目免除の後に、当該資格試験の免除されていない科目の試験を受験する者が殆どであった。

また、「進学」は全体で7名いる。他大学大学院博士課程に進学した者は2名いるが、それ以外は税理士試験の科目免除のために他の大学院の修士課程に入学する者であった。

本研究科を終了後、他の大学院博士課程に進んだ者で大学教員に就職したケースが2名おり、うち1名は本学経済学部教員となっている。また、中国人留学生で母国の大学に教員として採用された者が1名いる。本研究科の教育目的が高度専門職業人の育成にあるとはいえ、実践力の育成過程のなかで理論的側面への関心を喚起され、博士課程進学を志向するようになったと判断している。

〔過去5年の卒業生の進路〕

区分	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
公務員	0人	0人	0人	1人(7.7)	0人
民間企業	6人(54.5)	5人(41.7)	2人(25)	4人(30.8)	5人(45.5)
自営業	0人	1人(8.3)	0人	1人(7.7)	2人(18.2)
進学	2人(18.2)	1人(8.3)	1人(12.5)	0人	3人(27.3)
その他	3人(27.3)	5人(41.7)	5人(62.5)	5人(38.5)	0人
不明	0人	0人	0人	2人(15.4)	1人(9.1)
合計	11人(100)	12人(100)	8人(100)	13人(100)	11人(100)

注 () 内は、%

【評価と問題点及び改善の方策】

教育・研究指導の効果の測定については、少人数教育の特性を生かしたシステムを講義・演習において適用しており概ね適切と評定している。

その点は、授業アンケートの結果によっても裏打ちされている。

下表に見られるように、講義・演習の理解度（⑤参照）について否定的評価の比率は極めて低いのである。そのことは、知的満足（⑥参照）についても同様である。

[平成17年度授業アンケート結果]

〔科目の理解〕

区分	よく理解できた	だいたい理解できた	なんとなく理解できない	あまり理解できない	全く理解できない
演習	58.3%	33.3%	8.3%	0.0%	0.0%
講義	47.6%	46.0%	5.6%	0.8%	0.0%

〔知的満足〕

区分	極めて得られた	かなり得られた	なんとなく得られない	あまり得られない	全く得られない	解答無効
演習	66.7%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

講義	50.8%	40.5%	4.0%	3.2%	0.0%	0.0%
----	-------	-------	------	------	------	------

修士号取得率については、徹底した少人数教育によるきめの細かい指導により、脱落者を極力減らす努力の結果が表れており、ほぼ満足すべき成果を上げている。健康上の理由以外のケースについては、それらを極力ゼロにすべくなお一層の努力と制度的対応を図りたい。

卒業後の進路に関しては、まず、進路を正確に把握することが必要であり、これまでも、進路調査などを行ってきたが、100%把握できているわけではないので、今後も定期的な進路調査を行い進路把握に努めたい。

これまでの進路指導は、研究指導教員間で連携して行ってきたが、組織的対応について更に深めることで、進路指導をより効果的にすることができよう。大学院生の進路の多様化を考えると大学院独自の就職指導組織を作る必要があると考える。卒業生アンケートでも進路指導を求める指摘があるのに対応して、本学就職センターと教員との連携強化並びに地域雇用協議会及びTAMA協会とも情報交換を密にしていくことを進めている。

また、高度の専門職業人の養成に関しては、最近までは税理士志望者が大部分であったという点に一つの課題を見出すことができる。最近、経営・情報分野を選択する大学院生が増加している傾向が強く、特に留学生にそれが顕著である。既存の科目構成上並びに講義内容上それに対応してきているが、社会への移行をより円滑化するプログラムの作成・実施を検討中である。

〈成績評価法〉

【現状】

講義・演習の成績評価は、講義における出席と応答状況及びレポート、試験等を複数組み合わせた多面的評価を行っている。

少人数教育の特性を活かし、双方向的講義・演習が殆どを占めるので、教員は講義・演習におけるその都度の発問・応答の内容、課題報告の内容とそれへの質疑応答の状況によって、受講者の理解度を常に確認している。双方向的な授業それ自体を活用すれば、そこにおいてもフィードバック・コントロールが可能になり、受講者の理解度をチェックしながら授業の進捗と深度とを調整できるものである。それゆえ、講義内容の理解度を、講義全体の課題からサンプリングした問題を作成して短時間で解答を求めるという筆記試験ではなく、修士論文作成と関連づけうる可能性が高く、かつまた、深く思考し表現する時間的余裕を与えるレポートを期末試験とする講義・演習が大部分を占めている。

更に、大学院の特性上、成績評価は絶対基準を用いることが望ましく、かつまた、少人数授業においては相対評価が困難であるという統計的側面を考慮して、成績評価は絶対基準に即して行われている。絶対基準については、講義開始時に教員から説明がなされ、受講者に周知徹底されている。

各授業科目の成績は100点を満点とし、60点以上を合格、60点未満を不合格としている。60点以上

については、80点以上をA、70点～79点をB、60点～69点をCと表示し発表している。これらは講義要項に明示されている。

【評価と問題点及び改善の方策】

成績評価の方法については概ね適切であると思われるが、シラバスについては改善すべき点を確認しており、具体的改善策を検討中である。

授業科目の成績評価の方法は、シラバスに明示されているものの、講義の特性上教員の裁量によらざるを得ないところがある。講義履修者間の成績評価の公平性を確保するためには、講義・演習の特性を考慮しつつも、なおかつ汎用性の高い成績評価のガイドラインの開発が課題であることは教員間で了承されているので、当該ガイドラインの明文化に向けた作業を研究科委員会で検討を始めている。

〈教育・研究指導の改善〉

【現状】

教育・研究指導の改善のためのファカル・ティディベロプメント（FD）は、組織的には殆ど行われてこなかった。いくつかの講義で、教員が自主的に合同講義形式で講義を見せ合う、あるいは、他の教員をゲストスピーカーとして呼んで講義をしてもらい、その後、講義スタイルについて教員同士並びに参加者がコメントをすることを試みてきた。

平成18年度の研究科委員会でFD担当教員が決定され、FD実施の準備を始めた状態である。

【評価と問題点及び改善の方策】

FDに関しては、現在、ようやく組織的取り組みの必要性が認識され始めたところであり、本研究科の教務委員会が具体的取り組みを検討し始めており、平成19年度には、演習と講義のそれぞれ一つで公開模擬授業を行う予定である。

また、教員の教育・研究指導の改善を促進するための組織的取り組みに関しては、財政的支援以外には、ほとんど行われていないのが実情である。それらは基本的には教員の努力に任されてきた。教育・研究改善のためのサバティカル制度も存在していない。経済学部と経済学研究科では、従来国内・国外研修を一年の期間で行ってきたが、なかなか機会が回ってこないこともあり、サバティカル制度の趣旨も加味して、半年単位に研修期間を短縮し、その代わりに年間二人が研修を受けるというように平成18年度より変更した。

〈シラバス〉

【現状】

シラバスは全講義・演習において統一書式に従って作成されており、大学院生はそれを見ることによって、各授業科目の講義目標・内容、テキスト・参考書等、成績評価方法、授業計画を確認できる。

シラバスは、院生が科目を選択する際に利用されるほか、計画的な学習をする上で役立つよう構成されている。

【評価と問題点及び改善の方策】

シラバスの有用性については、授業アンケートによって確認できる。

[平成17年度授業アンケート結果]

〔シラバスが役に立ったか〕

区分	極めて役立った	かなり役立った	なんともいえない	あまり役立たなかった	全く役立たない
演習	41.7%	33.3%	25.0%	0.0%	0.0%
講義	34.9%	34.1%	27.0%	3.2%	0.8%

上表に見るように、シラバスが有用であったとする層は、演習で75%、講義で67%に上っている。とはいえ、有用性に疑問を投げかけている層が存在することは、シラバスについて改善する余地があることを示している。

シラバスの内容の（精粗を含めた）逐次的見直しについても、各教員に任せられている状況にいささか問題があると思われる。各コース・分野に属する教員間で教授すべき内容についての調整を自主的に行ってきているので、研究科委員会でのオフィシャルな議題として取りあげ、次年度以降のシラバスに反映させることにしたい。

〈大学院生による授業評価〉

【現状】

大学院生による授業評価は本研究科及び現代情報文化研究科共通に実施されている。

平成17年度に実施された本研究科の授業評価では、演習及び講義科目とも、目標の明確さ、教員の指導・講義意欲、内容の理解、知的満足度などの質問項目のすべてについて90%以上の大学院生が高い評価を下していた（回答学生数21名）。

授業評価と並行して行われた、学業・研究全般に関するアンケート調査（下表）では、カリキュラム、ガイダンス、履修指導、研究指導などの質問項目のほとんどについて、90%以上の大学院生が高い満足度を示している。

〔アンケート結果一覧〕

（i）科目履修に関するもの

①科目を履修した理由

区分	必修	研究に必要	将来の進路	知識・技能	先輩・友人の推薦	時間割の都合
演習	41.7%	41.7%	8.3%	8.3%	0.0%	0.0%
講義	4.8%	57.1%	9.5%	27%	0.8%	0.8%

②シラバスが役に立ったか

区分	極めて役立った	かなり役立った	なんともいえない	あまり役立たなかった	全く役立たない
演習	41.7%	33.3%	25.0%	0.0%	0.0%
講義	34.9%	34.1%	27.0%	3.2%	0.8%

③科目の目標は明確に示されていたか

区分	大変明確	かなり明確	なんともいえない	あまり明確でない	目標が分からない	解答無効
演習	58.3%	33.3%	8.3%	0.0%	0.0%	0.0%
講義	46.0%	45.2%	4.0%	3.2%	1.6%	0.0%

（ii）授業に関するもの

④教員の意欲

区分	極めて意欲的	かなり意欲的	なんともいえない	あまり意欲的でない	全く意欲的でない
演習	66.7%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%
講義	64.5%	30.2%	4.0%	1.6%	0.0%

⑤科目の理解

区分	よく理解できた	だいたい理解できた	なんともいえない	あまり理解できない	全く理解できない
演習	58.3%	33.3%	8.3%	0.0%	0.0%
講義	47.6%	46.0%	5.6%	0.8%	0.0%

⑥知的満足

区分	極めて得られた	かなり得られた	なんともいえない	あまり得られない	全く得られない	解答無効
演習	66.7%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
講義	50.8%	40.5%	4.0%	3.2%	0.0%	0.0%

⑦科目の感想(3つまで複数解答可)

区分	説明がわかりやすい	説明がわかりにくい	課題はもっと多くてよい	課題が多すぎる	テーマの関心が膨らんだ
演習	20.8%	0.0%	4.0%	0.0%	36.0%
講義	38.8%	2.1%	0.8%	1.7%	33.8%

区分	テーマに関心が持てた	更なる研究の手掛り	研究の手掛りがほしかった	該当なし
演習	0.0%	28.0%	4.0%	0.0%
講義	0.8%	13.9%	5.9%	2.1%

【評価と問題点及び改善の方策】

大学院生による授業評価は、「授業科目」と「学業・研究全般」の2種類で、平成17年度から始められたものであり、少人数の教育であるので、個別に授業毎に評価をしていくと、受講者が担当教員を気にせざるをえないので、一回で行い回収も別の機会に行っている。それゆえ、教員の影響を受けないようになっているが、質問項目など今後、改善を重ねながら継続して実施していく予定である。

〈卒業生による評価〉

【現状】

平成17年度に実施した教育内容・方法を評価させる卒業生アンケート調査を本学の他研究科と合同で実施した。本研究科卒業生15名の結果は下表のようになる。

本研究科の入学者の多くが税理士志望であることを反映して、会計専門職である税理士が15名中9名と多かった。このような専門職志向であるがゆえに、「本研究科在学中の教育で役立ったもの」として、専門知識をあげるものが多く（15名中12名）、また文章表現能力（15名中9名）、調査・分析能力（15名中7名）、プレゼンテーション能力（15名中4名）となっている。

「大学教育で改善すべき点」として、カリキュラム（15名中5名）時間割（15名中5名）教員の指導

方法（15名中1名）が指摘されている。

また「大学院生活で改善すべき点」として、図書館（15名中6名）、奨学金（15名中2名）進路・就職指導（15名中2名）となっている。

[平成17年実施卒業生アンケート結果]

現在の職業	人数	専門職の内容	人数	在学中の教育で役立ったこと	人数
専門職	9	税理士	9	専門知識	12
大学教員	1			調査・分析能力	7
公務員	1			文章表現能力	9
民間企業	1			プレゼンテーション能力	4
その他	3				

大学院教育で改善すべき点。(複数回答可)	人数	大学院生活で改善すべき点。(複数回答可)	人数
カリキュラム	5	図書館	6
時間割	5	奨学金	2
教員の指導方法	1	進路・就職指導	2
教材			

【評価と問題点及び改善の方策】

回答者が15名であり、回収率が高いとはいえない制約があるにせよ一つの傾向を見出すことはできるであろう。この回答状況を見る限り、税理士を中心とする高度専門職業人の養成という本研究科の教育目標達成について、ほぼ満足できる結果となっている。

教育内容についても高度専門職業人として必要な専門知識の修得に関し、高い評価を得ていることが理解できよう。文章表現力教育が役立ったとする回答者が多いのは、修士論文作成指導に関する教育効果があったことを示している。調査分析力を評価する者が多いことも、現実の経済・経営現象を理解分析できる実践力向上に本研究科の教育が有用であったことを示すものである。教員の指導方法を改善点に上げる者が1名のみであることは、本研究科教員の教育実績を評価することに他ならない。

カリキュラムへの要望については、経済経営1専攻、2コース、4専門分野の実施によって、体系的な学習という点での改善を行ってきた。

また、時間割への要望は夜間の開講が少なく、とりたて科目が特定の曜日に集中していると理解できるので。前者については基本的に5、6時限目に講義課目を置くという取り決めによってかなり解消

すると考えている。教員の出校日との関係で時間割が作られているために、週の半ばに授業が集中していることに起因する。

今後は、教員の都合を優先させた時間割でなく受講生の立場から時間割を作り、教員にも協力を求めていきたい。そのための教員の意識改革を研究科委員会等で行うが、研究科内のFD研修会でも重要な課題にしていく予定である。

大学院生活で改善要望の強かった図書館については、必要文献の収集に努めるとともに、他大学図書館の相互貸借を利用すること、及び購入希望図書の申請をすることで対応してきている。

奨学金、進路指導の対策については、＜教育効果の測定＞を参照されたい。

卒業生に対するアンケート調査は、平成17年度から始められたものであり、今後、改善を重ねながら継続して実施していく予定である。

〈国内外における教育・研究交流〉

【現状】

国際化への対応は、本学設立の理念の一つであり、本研究科設立時の教育目標にも、「国際社会及び地域社会での経済及びビジネス社会に貢献し得る経済人の養成」という点を掲げていたが、受け入れ大学院生の進路などを検討して、国際化への対応よりも「地域社会人のキャリア・アップ及び外国人留学生のための高度専門教育の充実」という教育目標に重点を移行させた。しかし、地域社会の立場からの国際化は必要であり、そのような観点から、国際経済学特論 国際経営特論、国際協力特論などの科目を設置している。また、日本社会の国際化への対応としての留学生の受け入れは、積極的に行っている。外国人留学生の受け入れは、過去5年間を見ても年を追うごとに高まり、平成18年は60%を超えている。

また、1件ではあるが外国の大学院との交換留学生制度など国際的教育研究交流を行っている。

〔留学生と社会人の人数とその割合〕

入学年度	外国人留学生	%	社会人	%	(入学手続者数)
14年度	0人	0.0	2人	22.2	9人
15年度	3人	21.4	5人	35.7	14人
16年度	3人	25.0	3人	25.0	12人
17年度	4人	44.4	1人	11.1	9人
18年度	8人	61.5	4人	30.8	13人

また、国内の教育・研究交流については、平成19年3月に飯能信用金庫と駿河台大学のパートナーシップ協定が締結された。その提携事業の一つとして埼玉県西部地域が直面している経済・経営問題

の共同調査が予定されている。平成19年は、大型ショッピングセンターの建設の影響調査を行うことになっている。この調査は、経済学研究科を中心として西部地域にある大学にも働きかけて実施の予定である。

【評価と問題点及び改善の方策】

国際レベルでの教育研究交流に関しては、現状では国際的に活躍できる人材の養成、留学生教育の充実と外国の大学院との交換留学生制度にとどまっている。今後は、より広い範囲で、国際的教育研究交流を進めていきたい。

国内レベルでは、飯能信用金庫との協定を基礎にして、埼玉県西部地域の経済系の地域研究コンソーシアム設立の方向を追及していきたい。また、平成18年には北海道の北星学園大学と国内留学協定を結んだが、そこでも将来的には研究交流を行っていくことが合意されており、提携の中心となった経済学部での教育・研究交流を実現していきたい。

〈学位授与・課程修了の認定〉

【現状】

1 学位授与

本研究科は、平成17年3月の第9期生まで合計87名の修士を送り出している。平成15年より、経済コースは修士（経済学）、経営学コースは修士（経営学）と二種の修士号が取れるようになっている。修士取得者の内訳は下表のとおりである。

〔9期生までの学位取得数〕

卒業年度	修士(経済学)	修士(経営学)	計
9年度	6人	－	6人
10年度	10人	－	10人
11年度	11人	－	11人
12年度	14人	－	14人
13年度	11人	－	11人
14年度	12人	－	12人
15年度	4人	4人	8人
16年度	6人	7人	13人

17年度	6人	5人	11人
計	80人	16人	96人

2 修士論文審査

学位の授与方針・基準は、「演習8単位を含む合計32単位を取得し、論文審査に合格した者」とされている。学位の審査は、主査1名、副査2名が論文審査及び口頭試問を行って100点を満点とする採点を行い、60点以上を合格としている。

採点基準は、これまで、明文化されたものはなかったが、平成17年度に採点基準を明文化した「修士学位論文審査基準」を作成し、平成18年度から正式採用することにした。審査は、口頭試問も合わせて行い、総合的に評価する。当該基準は、4月のガイダンスで詳細に説明し、更には、演習において研究指導担当教員から折に触れて当該基準の解説と、卒業論文草稿に対するコメントによって、大学院生に周知することになっている。こうした措置は、学位審査の透明性・客観性を高めるとともに、評価に対する公平性、公正性、納得性を大学院生に与えることになる。

〔経済学研究科修士学位論文審査基準〕

修士論文においては、当該研究領域における修士としての十分な知識を習得し、問題を的確に把握し、解明する能力を身につけているのかを審査する。

具体的には、次の6つの項目を審査の基準とし、それぞれ「たいへん優れている（18点）」、「優れている（15点）」、「普通（12点）」、「あまり優れていない（9点）」、「優れていない（6点）」の5段階で評価し、その上で総合的に判断して評価する。合計点が60点以上をもって論文審査を合格とする。

- ① 研究テーマの適切性：研究テーマの設定が申請された学位に対して妥当であり、論文作成に当たっての問題意識が明確であるか。
- ② 研究テーマに関する先行研究レビューの適切性：研究テーマに関する先行研究を調査し、いかなる点が論点となっているのかを的確に把握しているか。
- ③ 研究結果・結論に至る論証の適切性：記述が結論に至るまで内容的に首尾一貫しているか、更に、そこにおける研究視角及び論証方法が適切であり、それに則って具体的かつ的確な分析・考察がなされているか。
- ④ 研究内容の独自性：当該研究領域の理論的・実証的な見地から見て、論文が独自の価値を有するものとなっているか。
- ⑤ 論文の形式・体裁の適切性：論文の記述（本文、図表、引用、引用・参考文献など）が十分かつ適切であり、本論の構成が首尾一貫しているか。
- ⑥ 特記事項：その他、特記に値する事項があるか。

特記事項をコメントし、最大10点の得点を与える。

（点数評定）「普通（12点）」×5項目＝60点（論文審査合格ライン）

「たいへん優れている（18点）」×5項目＋特記事項（最大10点）＝100点（最高点）

修士論文の審査結果は、文書として作成され研究科委員会で主査から報告される。必要があれば、副査から補足説明がなされる。研究科委員会で審議され、評価の妥当性を検討の上、合否が判定され

ることになる。

3 課程修了の認定

研究科委員会では、卒業単位を満たし、修士論文審査に合格した者について課程修了の認定を行い、可とした者を修士課程修了と判定する。

なお、本研究科の標準修業年限は2年であり、2年未満での修了は認めていない。

【評価と問題点及び改善の方策】

学位審査の透明性・客観性は、主査1名副査2名による修士論文審査、評価基準の文書による明確化及び大学院生への周知徹底、研究科委員会による審議による可否の決定によって、十分に担保されていると考えている。

学位論文の水準は、当該論文が本学メディアセンターに保存されており、自由な閲覧を認めているので、論文作成に当たる大学院生の引照枠組として機能している。新入生対象の「論文作成ガイダンス」では、説明終了後にメディアセンターに新入大学院生を引率して行き、修士論文の水準を示す先例として紹介している。

残された課題としてあえて提示すべきは、上記修士論文の評価基準の評定項目についての目安となるべき具体的指標の開発であろう。専門領域が異なるがゆえに抽象的表現に留まらざるをえないのは、業績評価をする場合の宿命であるので、修士論文の個別評価事例の集積によって、評定水準の精緻化を図っていく予定である。

Ⅲ 現代情報文化研究科(文化情報学専攻、法情報文化専攻)

A 教育内容

1 現代情報文化研究科の教育内容

〈現代情報文化研究科の科目編成〉

【現状】

(1) 科目編成の方針

本研究科は、情報資源管理に関する理論と実証の研究方法を習得させるとともに、問題解決の具体的・政策的な思考方法を訓練し、学生の自主的研究を中心とした教育によって、職業人育成を目的としており、学校教育法第65条に規定された大学院の目的を実現する科目編成を基本としている。すなわち、情報資源管理に関する教育課程編成の考え方とその特色は、情報資源の保存や活用に関する知識・技術を修得した文化情報学専門職（情報メディエータ）とその研究者の育成を目標とする文化情報学専攻と、法と情報の密接な連関により成り立った情報資産の管理についての知識・技術を修得した法情報文化専門職とその研究者を養成する法情報文化専攻のそれぞれに必要なカリキュラムを編成しているところである。

また、本研究科は、大学院の開設分野については情報学、文学及び法学の融合である。その意味では、修士課程について大学院設置基準第3条に謳われているように「広い視野に立って清深な学識を授け」るために、極度の専門性を排除しつつ専攻分野の先端を教授する講義科目を設置し、また、他専攻、他研究科や他大学大学院、あるいは研究機関の設置する科目の履修単位を修了単位に含めている。更に、「専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養う」ために、企業、行政、教育などの実務経験を有する者を学生として積極的に受入れ、その専門能力を深化させるような科目の編成を配慮した。

(2) 必修科目と修了要件

科目編成は、演習8単位を必修とし、その他の開講科目から24単位を選択履修した上で必修演習と併せ合計32単位を修得し、更に修士論文の審査に合格することを修了要件としている。ただし、24単位の選択履修について、両専攻に共通して開講する選択必修科目群から4単位以上を履修することを修了要件とする。

なお、学位については、前述のとおり、修士（文化情報学）、修士（法学）及び修士（学術）であるが、最初の修了者は平成19年3月になる。

【評価と問題点及び改善の方策】

本研究科は、平成17年度の開設で、最初の卒業生を出すのは平成19年3月である。第1期生とし

て、文化情報学専攻 15 名、法情報文化専攻 7 名の入学者を得た。現在、2 年次に在籍しており、単位の修得等履修状況は順調であるが、卒業に至らないため、人材養成の目的等の達成等の評価については、不明であるが、19 年度には、教育課程について評価する予定である。

〈両専攻の科目配置方針〉

【現状】

両専攻共通科目と選択科目と修了要件

各専攻における科目配置の原則として、文化情報学専攻科目と法情報学専攻科目と分け、両専攻共通科目として、選択必修科目を開講し、これを文学関係（「文化情報学特殊講義」、「情報社会特論」及び「研究調査法」）、情報関係（「情報セキュリティ特殊研究」、「情報システム特殊研究」）、法学関係（「憲法研究」、「法情報文化特殊講義」）という 3 分野から構成する基幹科目とし、両専攻の学生が基礎的な文化情報関連科目と法律科目を履修できるように配置することによって、各専攻の学生が情報知識又は法律知識を習得できるようにした。

選択必修科目の修了要件としては 4 単位以上の修得を必須とするが、文学関係、情報関係及び法学関係の各々から少なくとも 1 科目は履修するものとして準必修化し、かつ出来る限り 1 年次において履修するよう指導している。

選択科目は、文化情報学専攻の場合は、情報学分野、文学分野、法学分野及び課題研究から、法情報専攻の場合には、情報学分野、文学分野、法学分野から構成されているが、両専攻に共通して開講する科目を多数用意し、文化情報学分野と法学分野を融合した教育・研究を具体化するため、情報学、文学及び法学分野から最低 1 科目 2 単位ずつの履修を指導している。

以上に加えて両専攻には、それぞれ必修の演習科目を配置し、論文作成の指導を行っている。

〔現代情報文化研究科の両専攻における履修単位とその分野〕

専攻	科目		科目・履修単位数
文化情報学	演習科目		2 科目 8 単位以上
	選択必修科目		4 単位以上
	選択講義課目	情報学分野	20 単位以上
		文学分野	
		法学分野	
		課題研究	
法情報文化	演習科目		2 科目 8 単位以上
	選択必修科目		4 単位以上
	選択講義課目	情報分野	20 単位以上

		文学分野	
		法学分野	

【評価と問題点及び改善の方策】

現代情報文化研究科の教育内容は、文化情報学専攻における「情報資源の管理に関する人材の育成」及び法情報文化専攻における「情報資産の組織・管理の担い手の育成」というそれぞれの教育目標を実現するのに必要な科目や現代の情報社会に即した先端的な科目が配置されているという点で、適切であると評価することができる。

各専攻は、それぞれ基礎とする学部以外に広く入学者を募集し、また留学生にも広く門戸を開放しているところから、大学院での専門教育に必要な基礎学力を部分的に備えていない者が入学することもありえる。しかし、これらの学生に対する初学者向けの教育や留学生に適切に対応できるだけの科目と教育内容については、十分とはいえない。

完成年度を迎える時点で、次の段階に向けて、科目配置を含め教育内容と再検討する予定である。

2 文化情報学専攻の教育内容

〈文化情報学専攻のカリキュラム〉

【現状】

(1) カリキュラム編成の理念

情報資源管理という新しい学問分野を対象とした文化情報学を中核とする文化情報学専攻は、そのカリキュラムを選択必修科目群、選択科目群、演習に分けている。選択必修科目群は文化情報学の基礎的な学習を目的として、文学分野、情報（工学）分野、法学分野の科目群に大学院修士課程における研究の技法を学習する研究調査法で構成され、その周辺に記録（文書）管理分野、マスメディア分野、観光情報分野、情報施設（図書館、博物館、文書館）分野の4分野の選択科目群が配置される構造である。演習以外の各科目は特論講義、特殊研究、課題研究で構成される。現職社会人コースに設定された課題研究は、テーマに即した自発的な研究及び実習を効果的に組み合わせて履修するものである。これらの理念は、原則的に平成11年に開設された旧・文化情報学研究科のカリキュラム編成を引き継いでおり、法学分野の比重が増したほか、変化はほとんどない。

(2) 選択必修科目の趣旨

この基本方針に基づき、選択必修科目群においては、大学院における研究と学習の方法論を訓練するために「研究調査法」を開講し、学部レベルでは十分に訓練されていない研究論文の作成について指導をしている。また「文化情報学特殊講義」では、学部レベルより高度化した文化情報学の概念に

ついて学生の理解を深めるよう工夫している。このほかにコンピュータに関する実践的理解を深めるために、「情報システム特殊研究」と「情報セキュリティ特殊研究」が開設され、デジタル社会の基礎となる概念と技術を訓練する。これはいずれも、本専攻における学習と修士論文として研究成果を結実するために必要な基幹的素養として設計されている。

(3) 選択科目の趣旨

選択科目群は、大きく5つのコアに分かれ、情報資源管理に関連する多様な科目を配置した。すべての分野の中核となる情報分野の科目群は、「電子記録特論」、「情報処理言語特殊研究」、「データベース設計特論」、「情報ネットワーク特殊研究」、「マルチメディア論特論」、「情報メディア倫理特論」で構成される。アーカイブズ分野では「記録史料情報学特論」、「記録史料管理学特論」、「行政資料論特論」があり、その情報施設関連として「博物館情報学特論」、「図書館情報学特論」、「記録管理論特論」、「情報メディア論特論」、「情報資源管理論特論」、「情報検索論特論」がある。

残りの3つのコアは、それぞれマスメディア関連、景観観光関連、行政・業務記録関連に分かれる。マスメディア関連科目には「マスメディア論特論」、「映像資料管理論特論」、「音響資料管理論特論」、景観観光関連では「景観観光情報論特論」、「文化地理情報論特論」、「美術情報資源論特論」が開講されている。行政・業務記録関連では「行政資料論特論」、「オフィス・マネジメント論特論」、「行政文書管理論特論」、「業務文書管理論特論」、「行政情報システム論特論」、「行政組織管理論特論」、「オフィス・スタディーズ特論」、「公務員倫理特論」があり、学生の専攻分野に対応して必要な知識と情報を得ることができるように配置されている。

〔文化情報学専攻の科目編成〕

科目群		科目名と単位
演習科目		文化情報学演習 A(8) 文化情報学演習 B(8)
選択必修科目		文化情報学特殊講義(2) 法情報文化特殊講義(2) 研究調査法(2) 情報システム特殊研究(2) 憲法研究(2) 情報セキュリティ特殊研究(2) 情報社会特論(2)
選択講義課目	情報学分野	情報メディア倫理特論(2) マルチメディア論特論(2) 電子記録論特論(2) 情報処理言語特殊研究(2) 情報検索論特論(2) 情報関連専門職特論(2) データベース設計特論(2) 景観観光情報特論(2) 情報ネットワーク特殊研究(2) 文化地理情報特論(2)

	文学分野	記録管理論特論(2) 美術情報資源論特論(2) 情報メディア論特論(2) 情報資源管理論特論(2) マスメディア論特論(2) 観光情報資源特論(2) 映像資料管理論特論(2) 記録史料管理論特論(2) 音響資料管理論特論(2) 記録史料情報学特論(2) 公務員倫理特論(2) 行政文書管理論特論Ⅰ(2) 行政文書管理論特論Ⅱ(2) 行政情報システム特論(2) 行政資料論特論(2) オフィス・スタディーズ特論Ⅰ(2) 図書館情報学特論(2) オフィス・スタディーズ特論Ⅱ(2) 博物館情報学特論(2) 行政組織管理論特論(2) 電子図書館論特論(2)
	法学分野	行政法研究(2) 企業における法と情報(2) 公共政策特論(2) 著作権法特論(2) 行政組織における情報(2) 情報公開法研究(2) 契約社会における法と情報(2) 個人情報保護法研究(2) 情報と不法行為(2) 社会福祉法と情報(2)
	研究課題	課題研究Ⅰ(2) 課題研究Ⅱ(2)

注 ()内は単位数

(4) 現職社会人コースにおけるメディア科目群

現職社会人を対象としたコースでは、駿河台大学が構築している学内LANであるSONNETを利用し、インターネット科目であるメディア科目群を開設している。現職専修コースの学生は原則としてメディア科目と集中講義で必要な修了単位を修得し、合宿指導とインターネットによる指導で演習を修了する。一部は、担当客員教授が学生の居住地を巡回して面接指導に当たる。このコースの学生は、現場での経験に基づき本専攻で学んだ知識を課題研究として結実させるよう指導している。すなわち、現職専修コースの学生は、その職場における専門的な業務の中で、探求すべき課題を設定し、指導教授及び担当客員教授の援助を受けながら課題に関する調査研究を行い、課題研究(ターム・ペーパー)として完成させる。これは、修士論文の予備的な調査及び研究に使用されることが多い。

(5) 単位互換、単位認定制度等

本専攻では、他大学に類似の研究科がないため、単位互換は行なっていないが、アーカイブズ(図書館学)のうち、記録史料情報学及び記録史料管理学について国文学研究資料館史料館の長期研修受講の単位認定を行っている。この単位認定は、旧・文化情報学研究科ではじまり、本専攻でも引き継がれている。

【評価と問題点及び改善の方策】

(1) 文化情報学専攻の教育課程

本専攻は、情報資源管理に関する理論と実証の研究方法を習得させるとともに、問題解決の具体的・政策的な思考方法を訓練し、学生の自主的研究を中心とした教育によって、高度な専門職業人の育成と研究者の養成を目的としている。前身の旧・文化情報学研究科は6期に亘り修士の学位取得者を送り出している。本専攻は、卒業生を送り出していないが、この目標自体は、学校教育法第65条にいう「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、文化の進展に寄与」という大学院の目的に合致している。

選択必修科目群、選択科目群、演習という3つの科目群を配置し、更に選択科目群を5つの分野に区分して配置することによって、専門分野の研究能力の育成とともに、関連分野への視野を広げる教育内容を構築している。また、法学分野との融合として、法学関係の科目群を開講することによって、情報化社会において必要とされる基本的な法知識やリーガルマインドの習得にも配慮している。しかしながら、情報関連分野の科目は、情報化社会の急速な進展に対応できるよう必要に応じて見直していくことが確認されている。

(2) 現職社会人コース

改組前の旧・文化情報学研究科においては、自治体職員を対象とした行政文書管理分野で、電子記録論、情報メディア倫理などをメディア科目として履修し、専門の行政文書管理等の科目と演習については年間数回の合宿授業で集中履修し、課題研究とともに、高度な内容の修士論文の作成を見ている。これらの修士論文は、自治体における情報公開やアカウンタビリティの必要性和密着する一方、その方法論と方向性において、国際的な基準の文書管理の要請を満たしているなど、我が国の大学院では最高度といえる教育の実績を挙げている。本専攻においても、この成果を継承し、更に発展させている。

(3) 単位互換、単位認定等の課題

旧・文化情報学研究科においても、留学の可能性のある海外大学を事前に単位互換等の協定を結ぶ必要性は本専攻としても認識していた。国内でも、東大の文化資源コースなど類似の大学院研究科も開設されるようになっており、単位互換についても、検討に着手した。

〈生涯学習への配慮〉

【現状】

(1) 社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

本専攻では、社会人学生に対しては、それぞれの勤務状況など個人的な時間条件を勘案し、必要に

応じて研究指導演習などの個別指導の時間を設定している。14条特例により、午後6時20分からの授業時間の設定や土曜日開講などの配慮を実施している。また、本専攻では、留学生の比率が毎年高くなっている。

そこで留学生の日本語による論文作成を援助するために、大学院の日本人学生による個別サポートシステムを構築している。マンツーマンで担当学生を決めて、本専攻の留学生担当教員の指導の下に、毎週2時間の支援時間を設定している。サポート学生には大学がTA（ティーチング・アシスタント）として、学内アルバイト料を支給する仕組みである。

(2) 生涯学習への対応

平成14年度から旧・文化情報学研究科に開設した社会人現職専修コースは、集中講義とメディア科目の組合わせで、日常の業務を行いながら、大学院学生としての学習と研究が可能な制度である。本専攻でも、このコースは同じ内容で開設されている。修士論文は単位とせず、2年間の文化情報学演習に8単位を与えている。そのほか講義科目等で24単位の合計32単位の修得と修士論文の合格が修士の学位授与の要件とされている。社会人学生に対しては、メディア科目を8科目16単位開設し、そのうち選択履修した5科目10単位を修了要件に算入している。残る14単位のうち2年間4単位については課題研究として、研究指導教員が勤務箇所での業務に関連した研究課題を与え、インターネットによって日常的な指導を行い、業務を通じて課題についての研究とその成果を論文として提出することによって単位を認める制度を導入している。

ほとんどの学生が、修士論文と関連する課題を選択し、最終的には課題研究の成果は修士論文に反映されている。また、その他の5科目10単位分については、集中講義で履修することになる。一方、演習は必要時間を合宿集中授業で行い、その他、修士論文の研究指導と併せてインターネットで随時、受講するシステムである。実際には、2年間で20日間程度の休暇を取り、大学の寮その他の宿泊施設に合宿して、午前9時から午後9時まで講義科目、演習科目、論文指導を組み合わせることになる。図書館等の学習資源については、本学のメディアセンターから貸出しを受けるほか、勤務先の資料室や勤務場所に近い他の大学図書館の利用などを行っている。このようにして、社会人学生は、日常の勤務を継続しながら、通信教育ではない一般の研究大学院の学生として研究と学習を行うことが可能になっている。

勤務場所によっては、通学も可能な社会人学生もいる。この場合には、一般の学生とともに教室で開講する科目を履修することも可能である。本専攻としては、現職社会人も一般学生と同じ評価基準で評価し、日常勤務という時間と空間の制約に対しての配慮を最大限にしているところにその特徴がある。

現職社会人を対象としたコースも本専攻は旧・文化情報学研究科を引き継ぎ、自治体職員を対象とした行政文書管理分野のほか、「電子記録論」、「情報セキュリティ特殊研究」などをメディア科目として履修し、専門の行政文書管理等の科目と演習については年間数回の合宿授業で集中履修し、課題研究とともに、高度な内容の修士論文の作成を見ている。

【評価と問題点及び改善の方策】

(1) 社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮の課題

留学生については奨学金への要望が強く、留学生については、民間における奨学金制度も紹介している。また留学生の勉学を補助する制度として TA (Teaching Assistant) を導入している。

(2) 生涯学習への対応における課題

この制度の最大の問題点は、学費である。一般学生に比較して、学内の図書館や研究室などの施設の利用は少なく、より低廉な学費で教育機会を提供するべきであるが、大学財政の制約からそのような形で差別化ができない。旧・文化情報学研究科が導入した長期在学制度は、2年分の学費で最長6年間の学習を可能にするもので、本専攻でも継続して設定されているが、現職社会人学生にとっては就学が容易になったといえ、一方で将来における勤務条件の変化が予測できず、長期在学制度の利用もそれほど多くないという現状がある。

現役社会人コースの修士論文は、自治体における情報公開やアカウンタビリティの必要性和密着する一方、その方法論と方向性において、国際的な基準の文書管理の要請を満たしているなど、我が国の大学院では最高度といえる教育の実績を挙げている。

〈学部及び博士後期課程への連関〉

【現状】

(1) 学部教育との連関

学部に基礎を置く大学院研究科における教育内容と、当該学部の学士課程における教育内容の適切性及び両者の関係についてみれば、現代情報文化研究科は、法学部と文化情報学部に基づき置くが、本専攻は旧・文化情報学研究科を引き継いで、文化情報学部を主たる基礎学部としている。文化情報学部はメディア情報分野にも教育の対象を拡大しているが、記録管理学である文化情報学を核とした分野では、周辺に「映像音響資料論」、「図書館情報学」、「マスメディア論」、「観光学」、「アーカイブズ」などの分野を加え、映像音響コース、メディアコミュニケーション・コース、観光情報コース、アーカイブズ・コース、情報コースの4つのコースで編成されている。それに対応して、本専攻はより高度な文化情報学として、「映像資料論特論」、「音響資料論特論」、「マスメディア特論」、「観光情報学特論」、「情報メディア施設特論」のほか、情報学分野で「情報システム特論」、「情報セキュリティ特論」などを開設し、その関連性を深めるとともに、法学分野の科目も多数開講している。

文化情報学部の科目と本専攻との科目との関連性は十分であるが、法学分野については、「法情報特殊講義」及び「憲法」において、基本的な法知識の習得が可能なように配慮している。

(2) 博士（後期）課程との関連性について

現代情報文化研究科は、修士課程だけの大学院であるが、本専攻の前身である旧・文化情報学研究科の卒業生の中から現在4名の他大学院博士（後期）課程への進学者が出ており、特に外国語の習得を心がけるように指導している。

【評価と問題点及び改善の方策】

文化情報学部卒業生への配慮及び博士（後期）過程への進学

情報学、文学と法学の融合については、新たな試みであるだけに、その効果について調査し、検証していくことが確認されている。また、文化情報学部の卒業生以外からも広く入学者を受け入れているため、情報学分野や文化情報学について基礎的な科目群も設置して、科目構成を柔軟化しているが、この点についても、基礎的科目の習得が可能となるよう指導している。

博士（後期）課程への進学についても、従来の旧・文化情報研究科の方針を受け継ぎ、希望者には履修指導に際し、配慮している。

〈単位互換及び他大学院との交流〉

【現状】

現在のところ、本学の経済研究科との単位互換を行っているにとどまる。他大学院との交流も現在のところ行っていない。本専攻では、他大学に類似の研究科がないため、単位互換の対象がないが、アーカイブズ（文書館学）のうち、記録史料情報学及び記録史料管理学について国文学研究資料館史料館の長期研修受講の単位認定を行っている。この単位認定は、旧・文化情報学研究科で始まり、本専攻でも引き継いでいる。他研究科又は他専攻の開設科目の履修は、駿河台大学大学院学則第27条「教育上特に必要ある場合には、本大学院の他研究科の授業科目を履修させることができる」という規定によって、10単位まで履修できる。ただし、修了要件には6単位までが充当できる。

【評価と問題点及び改善の方策】

本専攻は、情報学、文学及び法学を融合した科目編成を行っている。適切な科目編成を再検討する中で、単位互換性及び他大学院との交流を検討する予定である。

3 法情報文化専攻の教育内容

〈法情報文化専攻の教育課程〉

【現状】

(1) カリキュラム編成の理念

法情報文化専攻の教育課程は、「法律的専門知識とともに情報処理・管理の能力を持った専門家の育成」という理念を実現するため、法と情報の密接な連関により成り立った社会についての知識・技術を修得した専門職を養成するとの目的に即して編成されている。

すなわち、法と情報の密接な連関により成り立っている情報資産の管理について知識・技術を修得した法情報文化専門職を養成するために必要な教育課程を編成している。

具体的には、憲法、民法、商法、刑事法等の基本法学科目の研究を通じて、プライバシー、契約、不法行為等の基本的概念を理解するとともに、情報資源の利活用に関する文化情報学の基礎的な学習を行い、現代法と情報をめぐる情報資産管理等の諸問題の解決に必要な専門知識の習得及び判断能力を育成する。この目的のため、基本法学科目に加えて、個人情報保護法等の情報関連法学科目を開講し、また、文学分野及び情報学分野として、行政資料論、記録管理論、情報システム論、マルチメディア論などを開講する。

〔法情報文化専攻の科目編成〕

科目群		科目名と単位
演習科目		法情報文化演習Ⅰ(8) 法情報文化演習Ⅱ(8)
選択必修科目		文化情報学特殊講義(2) 法情報文化特殊講義(2) 研究調査法(2) 情報システム特殊研究(2) 憲法研究(2) 情報セキュリティ特殊研究(2) 情報社会特論(2)
選択講義課目	情報学分野	情報メディア倫理特論(2) マルチメディア論特論(2) 電子記録論特論(2) 情報検索論特論(2) データベース設計特論(2) 情報ネットワーク特殊研究(2)
	文学分野	記録管理論特論(2) 情報メディア論特論(2) マスメディア論特論(2) 映像資料管理論特論(2) 音響資料管理論特論(2) 公務員倫理特論(2)

	法学分野	民法研究(2) 刑事法研究(2) 行政法研究(2) 商法研究(2) 教育法研究(2) ジェンダー法研究(2) 経済法研究(2) 消費者法研究(2) 税法研究(2) 行政手続法研究(2) 環境法研究(2) 情報公開法研究(2) 個人情報保護法研究(2) 著作権法研究(2) 契約社会における法と情報(2) 情報と不法行為(2) 企業における法と情報(2) 情報社会における犯罪と刑罰(2) プライバシーと英米法(2) 情報公開と英米憲法(2) 政策研究(2) 公共政策特論(2) 行政学研究(2) 行政組織における情報(2) 国際関係論研究(2) グローバル化と情報(2) 企業会計と情報(2) 会計情報システム論特論(2) 社会福祉法と情報(2)
--	------	--

注 ()内は単位数

(2) 演習科目の趣旨

演習科目においては、専門知識の修得と合わせて、問題発見・分析・解決能力の育成を図ることを目標とする。演習科目としては、法情報文化演習Ⅰ及びⅡが設置されており、それぞれ必修科目であり、修了要件は8単位である。

講義科目及び演習科目の集大成として、修士論文の作成を義務付け、法学及び文化情報学の総合的な研究を行う。

(3) 選択必修科目の趣旨

選択必修科目は、情報分野及び法学分野の基本科目を配置し、選択講義科目履修に必要な知識及び分析方法を習得させることを目的としている。学生には、特定の分野に偏ることなく幅広く履修するように指導し、本研究科の趣旨に即した学修を目指すものとしている。また、文化情報学特殊講義及び法情報文化特殊講義は、学部で情報学又は法律学を専攻しなかった学生に配慮し、専門教育の導入科目として位置付けている。

配置されている科目は、情報分野としては、「文化情報学特殊講義」、「研究調査法」、「情報システム特殊研究」、「情報セキュリティ特殊研究」、法学分野としては、「法情報文化特殊講義」、「憲法研究」、「情報社会特論」である。修了要件は、4単位以上である。

(4) 選択講義科目の趣旨

① 学術研究の進歩、多様化、科学技術の高度化の動向に配慮

本専攻には、従来の旧・法学研究科とは異なる視点から科目を配置し、教育内容についても新たな情報社会に対応しうるものとしている。例えば、不法行為法については、特に「情報」に焦点をあて「情報と不法行為」とし、公法分野では、特に「情報公開法」と「個人情報保護法」を別個に開講し、十

分な教育がなされるようにしている。基礎法分野の英米法についても「プライバシーと英米憲法」として、単なる英米法概説に終わらない工夫がなされている。

② 倫理観の涵養

選択講義科目として「公務員倫理特論」を置き、国家公務員倫理法や各自治体の倫理条例を検討するほか、公務員倫理の理論と欧米における動向や公務員倫理研修の具体的な例を取り上げ、現職社会人である学生のみならず、将来の進路として地方公務員を希望する学生の倫理観の涵養に務めている。

③ 入学前教育への配慮

法学部、文化情報学部基礎を置く大学院ではあるが、学内に広く呼びかけ、他学部からの受験も奨励している。また、社会人や外国人留学生も入学しているところから、それぞれがこれまで受けていた学部教育の内容に配慮した科目を配置するとともに、TA等による学修支援も予定している。

法律学の学修経験の学生のない学生については、選択必修科目として「法情報文化特殊講義」を配置し、基礎法、公法、私法それぞれの分野について指導し、後の選択講義科目等の学修につなげる配慮をしている。また、その他、選択必修科目には、「憲法研究」、「情報社会特論」といった基礎的な科目を配置し、法学の学修経験の少ない学生に配慮している。その他、レポート、修士論文作成の基礎を指導する科目として「研究調査法」を選択必修科目に置き、修士論文作成に必要な基礎的な能力の習得に配慮している。

また、研究科設置の目的上、情報学と法学の学際的教育を行うため、両分野の科目を選択し、幅広い視野からの教育・研究ができるよう配慮している。科目の内容としては、学部での履修を更に発展させることができるような科目配置とするとともに、「個人情報保護法」、「情報公開法」、「IT 社会と契約」等、「法と情報」に関連する科目を設け、現代社会の要請に応えることができるようにしている。

選択講義科目の修了要件は、20 単位以上である。

【評価と問題点及び改善の方策】

(1) 設置科目編成と人材の育成

現在の教育課程は、主として情報学分野と法学分野から構成されており、専攻設置の趣旨に適合するとともに、先端的科目を多数配置することにより、高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を修得しうるものと評価しうる。

他方、職業に必要な高度の能力を修得するためには、理論的教育・研究の他に、より実践的な教育の機会が必要であるが、現在のところ、かかる目標を実現するための科目は配置されていない。また、個々の講義等では、外国法や国際関係が取り上げられることもあるが、「プライバシーと英米憲法」、「情報公開と英米憲法」、「国際関係論研究」等を除けば、かかる内容の科目が十分に設置されていない。

いところから、国際的に通用する人材の育成という点では、その目的を達成しうる教育課程となっていない。

今後は、地域との関係を強化し、インターンシップや実習など、より実践的な科目を配置し、「高度の職業上の能力」の涵養を図る方向で検討する。また、比較法研究、外国法研究等を通じて、国際的動向を踏まえた教育・研究を促進するよう、教育課程の編成を毎年再検討し、カリキュラム編成に生かす方向で検討を開始した。

(2) 教育課程の充実

平成17年度に実施した学生の授業アンケートによれば、「大学院のカリキュラムには学びたい科目が揃っていたか」との質問に対して、本専攻の学生で「ほとんど揃っていた」と回答した者はゼロ%、「まずまず揃っていた」が33.3%、「何ともいえない」が66.7%と、カリキュラムに対する満足度があまり高くないことが明らかになった。これは、学生の修学上のニーズと設置科目のミスマッチであるが、他方で新たに設置された本専攻の趣旨が十分に理解されていないことも原因として考えられる。

今後の方策としては、学生の希望を的確に把握し、その希望に沿った科目を設置するとともに、本専攻の趣旨を丁寧に説明し、先端的な科目については、特にその意義を学生に説明していくこととしたい。

〈学部及び博士後期課程への連関〉

【現状】

(1) 学部教育との連関への留意

本専攻は、法学部に基礎を置いており、学部教育との連関に留意して教育・研究を行うよう配慮している。法学部においては、豊かな教養に基づく「リーガル・マインド」の修得を目標としているが本専攻の教育課程としては、法学系の科目については、「憲法研究」、「民法研究」、「刑法研究」、「商法研究」、「行政法研究」、「国際関係論研究」等、学部における講義・演習を更に発展した内容の講義科目を配置し、学部における「専門基礎」の修得を踏まえた「高度の専門性」を有する科目を修得しうるようにしている。また、「教育法研究」、「環境法研究」といった科目は、学部には配置されていないが、学部での教育を踏まえた特殊な分野の科目であり、大学院に特徴的な科目として位置付けることができる。

また、学部においては「副専攻制」が導入されており、現在の現代情報文化研究科における学際的教育・研究を目指すという理念と合致している。

専任の担当教員は、客員教授を除き、学部の講義・演習を担当しており、人的な面でも学部教育との連関は維持されている。

(2) 博士（後期）課程との関連性について

本専攻は修士課程のみの大学院であり、本学は博士（後期）課程を開設していない。しかし、従前の「法学研究科」の卒業生の中には他大学の博士（後期）課程に進学した者が5名（アンケート2名、その他3名）いる。これらの者の中には、大学の専任又は非常勤教員として奉職している者もあり、人数は少ないが、本専攻の前身である旧・法学研究科は、大学院修士課程における研究者養成としての役割を果たしてきた。

現在の本専攻は、情報処理・管理能力を備えた専門家の育成を目的としており、研究者養成を主たる目的とはしておらず、修士論文の評価に際しても、高度の実務能力を備えた専門家として評価しうる内容を目指している。しかし、外国法研究を含む基礎法研究にも配慮するなど、博士課程に求められる自立した研究能力の修得の基礎となる研究能力の育成に必要な専門的な科目が配置されており、他大学の博士（後期）課程への進学希望者にも配慮した指導を行っている。

【評価と問題点及び改善の方策】

（1） 情報分野における学部教育との連携

法学系の教育課程としては学部との連携が意識されているが、情報系の科目については、必ずしも十分な連携とはいえない。法学部においては、情報系の科目として「情報リテラシー」及び「インターネット特論」の2科目が配置されているのみであり、法学部卒業生が大学院での情報系科目を履修しようとするときには、困難が伴うと思われる。

大学院レベルでの情報系科目の履修のためには、学部での副専攻制を活用する他、教育課程として、基礎的情報科目を配置し、大学院での初学者に配慮した編成を実現することを検討している。

その他、学部教育との連携をより一層強化するためには、学部の段階で、大学院での教育・研究を視野に入れて、講義・演習の内容を構成することも必要である。

これらの点から、博士（後期）課程での研究に必要な専門的な学習につながる教育が現在のところは、十分になされているとはいえないが、その基礎となる学修は可能であり、本専攻での教育・研究を基礎にして、他大学の博士（後期）課程での教育・研究として発展させることは十分に可能である。

（2） 博士（後期）課程との関連性について

本専攻においても、博士（後期）課程進学を予定している学生に対する教育課程上及び指導上の配慮を充実させ、研究能力の育成という役割を継続していくことに変わりはない。そのためにも、学内のみならず、学外との交流を深め、学生に研究上のインセンティブを与えるため、博士課程進学希望者には、個別の指導を行っている。

〈単位互換及び他大学院との交流〉

【現状】

現代情報文化研究科の設置間もないこともあり、学内の教育体制の整備をまず課題としており、本専攻としては、現在のところ、他大学大学院との単位互換制度は設けていない。学内においては、駿河台大学大学院規則第27条「教育上特に必要ある場合には、本大学院の他研究科の授業科目を履修させることができる」という規定によって、10単位まで履修できるが、修了要件単位として充当できるのは、6単位までである。

【評価と問題点及び改善の方策】

(1) 多様な教育機会の提供の必要性

現在の教育研究の多様化、活性化を図るためには、今後、より積極的に単位互換制度を整備する必要がある。当面、学部レベルで行われている「彩の国大学コンソーシャム」を大学院レベルでも実施することにつき、その検討に着手している。

(2) 他研究科又は他専攻科目履修の促進

他研究科又は他専攻履修を一定の限度で認めることで、本専攻における専門的学修の充実とともに、学際的教育研究を実現しようとする本専攻の趣旨を実現できる。これとの関係で、現在、法務研究科との他研究科履修制度を検討し、すでに法務研究科と交渉をしているところであり、これが実現すれば、更に幅広い選択が可能になる。

B 教育方法等

1 現代情報文化研究科の教育方法等

現代情報文化研究科は、文化情報学専攻及び法情報文化専攻から構成されているが、これらの専攻はそれぞれ法学部及び文化情報学部を基礎とする修士課程であり、独立性が強いので、現代情報文化研究科として両専攻に共通した融合分野の教育研究の教育方法を除き、教育方法にもそれぞれの特色を生かした相違を残している。そこで、各専攻及びその前身としての各研究科に分けて教育方法の現状を記述する。

2 文化情報学専攻の教育方法等

〈研究指導〉

【現状】

(1) 研究・教育方法の特徴

文化情報学専攻のカリキュラムは、選択基礎科目群、選択科目群、文化情報学演習から構成され、研究指導は修士論文の作成を中心に関連する演習及び講義科目で行われている。学生は自分の研究指導担当教員が担当する演習を履修するが、多くの教員が演習のテーマを学生の論文のテーマに重ねるように設定して、修士論文作成に便宜を図っている。したがって、研究指導には単位が与えられず、教員にとっても超過コマ数に対する手当支給の対象外だが、それだけに、研究指導が例えばそれに充たした時間で評価されるような形式的評価にならず、どれだけ優れた修士論文を作成することができたかによるなど、実質的な効果が達成できたと言うことができる。

すべての学生は、入学選考の際に本専攻で研究したいテーマあるいは分野を提示することになっている。該当分野又はそれに近い分野が専攻の教員が筆記試験の課題を出題し（学内推薦と現職社会人は面接のみの選考なので除く）、該当分野の演習担当教員が当該学生の研究指導を担当する。講義担当教員が該当分野の場合には研究指導の副査として関与する。このようにして、入学当初から、学生の関心分野に近い専攻の教員が履修指導も行うシステムとなっている。したがって、学生の関心領域に即して講義科目の選択も指導できることになる。

(2) 指導教員の体制

各指導教員は1, 2名から10名近い学生を担当しているが、演習の時間を中心に随時、教員研究室などを利用して研究指導を行っており、特にインターネットの活用で、日常的にきめの細かい指導が可能になっている。

指導教授が主査となり、その他の指導教員、講義担当教員、客員教授が指導補助（副査）となる。

副査は2名。研究指導演習としては、特に時間、コマは設けない。文化情報学演習を利用して行うが、それに限定されない。修士論文作成に向けての指導体制としては、2年次の6月と10月に修士論文中間発表を専攻担当教員全員の面前で行い、作成状況に対して、問題点について助言あるいは指摘を受ける。また、院生研究室では、院生による自主的な相互学習に対し、随時、教員が援助し、また、外部専門家への指導の依頼等も活発に行っている。

原則として、当該学生の演習担当教員が研究指導の主査となる。テーマにより他の教員にも2名までは副査として指導を求めることができる。教育と研究指導の責任は演習担当教員にあることは、カリキュラムと内規で明記されている。

研究分野と指導教員は入学時の面接等により、学生の希望を優先して決めているが、学習が進むにつれて、当初のテーマが変更されることもある。その場合に、新しいテーマに即した専攻の教員に演習担当教員が変更されることは当然である。この変更は、現在の演習担当教員と変更後の演習担当教員の合意に基づき、専攻長が専攻会議に諮って原案を決定し、現代情報文化研究科運営委員会を経て、研究科長が現代情報文化研究科委員会に提案し、決定する。

(3) 文化情報学研究所との研究協力体制

全学組織である文化情報学研究所と本専攻は密接に関係している。本専攻の担当教員のうち、専任教員と客員教授はほぼ自動的に全員が文化情報学研究所所員である。文化情報学研究所の運営組織は文化情報学研究所運営委員会だが、その構成は、文化情報学研究所長、文化情報学専攻長、文化情報学部長、事務局長と研究所員から互選される2名の委員である。また、修士（文化情報学）の学位取得者は、希望により、文化情報学研究所の特別研究員として処遇される。

文化情報学研究所は、研究テーマに関連して研究会を随時開催しており、研究所員である教員の他、本専攻の大学院生及び特別研究員の卒業生も参加する。

【評価と問題点及び改善の方策】

(1) 研究指導の体制とその課題

研究指導について、複数の担当教員を主査及び副査として指定しているが、共同して指導する機会を組織的に設ける必要がある。修士論文の中間発表は2年次生のみであるが、修士論文の作成過程を認識させるため、1年次生にも参加が実質的に義務づけられている。

(2) 合格論文の開示と保存

修士論文の作成は、研究指導の成果として評価の対象になるが、そのレベルをどのように評価するかは難しい課題である。旧・文化情報学研究科及び本専攻としては、合格した修士論文を製本してメディアセンター図書館に永年保存し、後輩を含む誰もが閲覧できるようにしており、時代を超えて評価の対象になるという責任感を学生が体得するように試みている。それを進めて学生の了解を条件に要約をインターネットで公開する制度を平成16年度から始めたが、要約にとどまらず、より詳しい内

容を公開し、社会的な評価対象として、その教育効果を期待するような措置を講じる方向で検討している。

また、現職社会人コースの修士論文のうち、行政文書管理の専門コースの修了者については、第1期生の論文9編を論文集として文化情報学研究所から刊行した。同コース第2期生以降の修士論文も同様に公開の予定である。

〈教育効果の測定と研究指導方法の改善〉

【現状】

(1) 講義科目の成績評価について

講義科目については、期末試験による成績評価と、研究指導については、修士論文の作成とその評価が、効果測定の方法である。関心分野の講義科目の他、修士論文作成を主眼とした科目等を履修するように指導している。成績評価は、基本的には期末試験又は期末レポートの評点に出席その他の要素を加味して、80点以上A、70点以上B、60点以上Cとしている。具体的評価は絶対評価で、担当教員の判断に委ねてある。

旧・文化情報学研究科5、6期生と本専攻1期生についてのみ授業評価を導入した。調査対象の学生数は少ないが、演習、講義の両者とも、学生の評価は高い。「科目の目標」については、「大変明確」が演習72.7%、講義57.7%、「かなり明確」が演習27.3%、講義37.8%だった。内容の理解についても、「よく理解できた」が演習63.6%、講義46.8%「だいたい理解できた」が演習36.4%、講義45.9%となった。授業から知的満足を得られたかどうかについては、「極めて得られた」が演習63.6%、講義46.8%、「かなり得られた」が演習36.4%、講義45.1%だった（回答学生数20名）。

〔アンケート結果一覧〕

(i) 科目履修に関するもの

①科目を履修した理由

区分	必修	研究に必要	将来の進路	知識・技能	先輩・友人の推薦	時間割の都合
演習	27.3%	36.4%	0.0%	36.4%	0.0%	0.0%
講義	2.7%	35.1%	1.8%	57.7%	0.9%	1.8%

②シラバスが役に立ったか

区分	極めて役立った	かなり役立った	なんともいえない	あまり役立たなかった	全く役立たない
演習	45.5%	54.5%	9.1%	0.0%	0.0%
講義	54.1%	36.0%	9.9%	0.0%	0.0%

③科目の目標は明確に示されていたか

区分	大変明確	かなり明確	なんともいえない	あまり明確でない	目標が分からない	解答無効
演習	72.7%	27.3%	0.0%	36.4%	0.0%	0.0%
講義	57.7%	37.8%	3.6%	0.0%	0.0%	0.0%

(ii) 授業に関するもの

④教員の意欲

区分	極めて意欲的	かなり意欲的	なんともいえない	あまり意欲的でない	全く意欲的でない
演習	63.6%	36.4%	0.0%	0.0%	0.0%
講義	54.1%	46.8%	1.8%	0.0%	0.0%

⑤科目の理解

区分	よく理解できた	だいたい理解できた	なんともいえない	あまり理解できない	全く理解できない
演習	63.6%	36.4%	0.0%	0.0%	0.0%
講義	46.8%	45.9%	6.3%	0.9%	0.0%

⑥知的満足

区分	極めて得られた	かなり得られた	なんともいえない	あまり得られない	全く得られない	解答無効
演習	63.6%	36.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
講義	46.8%	45.0%	5.4%	1.8%	0.0%	0.9%

⑦科目の感想(3つまで複数解答可)

区分	説明がわかりやすい	説明がわかりにくい	課題はもっと多くてよい	課題が多すぎる	テーマの関心が膨らんだ
演習	44.4%	0.0%	0.0%	0.0%	27.8%
講義	45.0%	3.9%	1.1%	1.1%	28.3%

区分	テーマに関心が持てた	更なる研究の手掛り	研究の手掛りがほしかった	該当なし
演習	0.0%	22.2%	0.0%	5.6%
講義	2.8%	14.4%	1.7%	1.7%

(2) 演習及び修士論文の作成指導

本専攻においては、6月と10月に実施される2年生の修士論文作成中間報告の結果について、検討する機会を設けている。また、毎月1回の定例研究科委員会では、大学院の科目設定や科目の系統的設置のための話合いや大学院生の論文指導等について議論されているが、今後は検討を効果的・効率的にするために専門の組織を設けるという点で意見が一致している。

講義科目は担当教員による評価であり、修士論文の審査は、研究指導の主査と副査による審査であるから、あまりに主観的な評価にならないように、修士論文作成中間報告のように修論の作成過程においても教員全体として関与し、一定の評価基準に基づいて審査している。

(3) 学位取得者とその進路

本専攻としては、まだ卒業生を出していないが、旧・文化情報学研究科では、1期生から6期生までの卒業生46名のうち、他大学博士課程の進学者は4名、現職社会人の学生で、卒業後も文書管理あるいは図書館管理の専門的ポストに就いている者は17名、情報産業へSEその他の専門職として就職した者は6名、観光関連産業への就職者は2名、その他の企業に就職した者は8名、進路が不明な者は9名となっている。

卒業生に対する在学時の教育内容・方法を評価させる調査は平成17年度に実施した。各研究科を総合した結果は出ているが、旧・文化情報学研究科の卒業生のみを対象としたまとめはまだできあがっていない。本専攻には卒業生はない。高等教育機関、研究所、企業等の雇用主による卒業生評価は実施していない。

【評価と問題点及び改善の方策】

(1) 成績評価の問題点及び改善の方向

従来、教員個人の判断に任せる絶対評価が旧・文化情報学研究科では採用されてきていたが、受講学生の資質向上の検証の信頼性を高めるため、教員の成績評価については、一応の基準を設けることとした。授業アンケートの知的満足度の設問の結果によると、学部学生を対象とした同様の調査に比較すると、大学院の授業に学生の満足度は高いといえる。また、卒業生の進路については、今後、より詳細なアンケートを行い、より正確なデータを収集ように改善することとした。

(2) 教育・研究指導の改善について

本専攻のカリキュラムの各科目は、統一した書式によって作成され、履修登録の資料としている。しかし、本来のシラバスとしては、教員が個別に最初の授業の際にシラバスの補充も配布される場合もあったので、当初から掲載すべきものをシラバスに記すこととした。

(3) 改善を要する問題点

現状の改善点については、旧・文化情報学研究科において指摘され、平成17年度で募集停止されたあとは、本専攻に引き継がれている。

① 開設科目と学習目的のミスマッチ

開設科目の見直しが必要であるが、担当教員の業績から開設科目が限定されるので、非常勤教員を含め考慮すべきであるが、その処遇の問題もあり、研究科独自の改善が難しく、今後の検討課題である。

② 学生の学習能力向上の工夫

特に日本語と英語の読解能力不足をどのように補うのかが大きな問題である。2年間という時間枠の中で、レメディアル的な指導と高度な内容をどのように調和させるかについて、教員間の協力体制を構築していきたい。

③ 留学生の学習と生活指導

いずれも指導体制が不十分であり、教学と事務の協力で留学生の処遇を組織的に改善していきたい。

〈国内外における教育・研究交流〉

【現状】

本専攻としての基本方針は策定していない。記録管理＝文書管理についてはISOの基準に準拠している。本専攻の文書管理の客員教授はISOの委員であり、記録史料情報学担当の講師はICAの委員である。ISOの委員との国際的交流は文化情報学研究所の主催で行ってきた。その他の分野では、教員の個人的な国際交流はあるが、研究科としての基本方針に基づくものはない。

【評価と問題点及び改善の方策】

現用記録からアーカイブズまでを含めた記録管理の大学院という旧・文化情報学研究科及び本専攻の特色は、ようやく各方面に周知されてきており、記録管理分野に類似する分野の国内外大学院研究科との間で逐次、学生交換を含む協定を拡大する必要があることが研究科運営委員会で確認されている。

〈学位授与・課程修了の認定〉

【現状】

(1) 旧・文化情報学研究科の学位取得者

1期生から6期生までの在籍学生数は67名であり、そのうち、修士の学位を授与された卒業生数

は46名である。所定の期日までに修士論文を提出できなかった学生は14名、提出したが論文審査で不合格となった学生は1名である。2年間の在学で学位を授与されなかった合計17名のうち、10名が退学、7名が留年（移籍3名を含む）した。留年者のうち、翌年に修士論文を提出した者は2名であり、両名とも論文審査に合格した。このほか、1年次で5名が退学した。6期生の留年者2名及び長期履修学生1名は、平成18年3月末で旧・文化情報学研究科が閉鎖されるのに伴い、18年度以降は、本専攻に移籍している。

(2) 文化情報学専攻の学位取得者

本専攻にはまだ卒業生はいない。なお、6期生の留年者及び長期履修学生は、平成18年3月末で旧・文化情報学研究科が閉鎖されるのに伴い、18年度以降は、本専攻に移籍している。

(3) 修士論文審査の方針とその方法

本専攻の論文審査は、審査の主査1名と副査2名の3名による口頭試問を経て、文化情報学専攻会議で原案を決定し、最終的には現代情報文化研究科委員会で合意した合格者名簿を大学院委員会に提出、決定することになっている。透明性・客観性を担保するために、審査基準を明文化し、それに基づいて合否を決定する。審査基準は、各論文について、テーマに対する論文内容の適切性、先行研究レビューの適切性、自分のオリジナルな結論に関する論証の適切性、論文の形式、体裁の適切性、研究の将来的発展性の5項目について、5段階法で評点をつける。更にテーマ設定の適切性、研究のオリジナリティ、口頭試問における回答の適切性の3項目を加えて評価する。

また、審査委員には外部の専門家を加えることも可能であるが、実際には、慶応大学教授と、NPO理事長の2名が客員教授として審査に関与している。大学の地理的条件と口頭試問の時間的制約により、本研究科に全く関係のない第三者を審査委員に委嘱することは、著しく困難である。しかし、合格した修士論文は、製本してメディアセンター（図書館）に永年保存され、旧・文化情報学研究科の後輩を含め、何人もその内容を点検することが可能である。このことが、修士論文の質を維持し、大学院審査の客観性を占める最善の方法だと考える。

【評価と問題点及び改善の方策】

(1) 修士論文の外部審査について

本専攻の専任教員以外にも3名の客員教授が論文審査に関与しているが、客員教授として講義や演習を担当しているので、大学院関係者以外の研究者とはいえない。制度上は、大学院関係者でない外部の研究者を審査委員に委嘱することか可能なので、実現を図る方向で検討しているところである。

(2) 研究指導体制の課題

講義と演習指導以外に、学生相互及び複数教員による論文の内容及び作成に関する共同研究が不断に行われることが望ましく、修士論文作成過程においては、3人の担当教員が主査及び副査として指

導する制度となっており、その実質化を図る予定である。

留学生については、本専攻の日本人学生の中から、希望により留学生のTAを募集している。TAは、学内のアルバイト料金と同じ金額で、留学生の提出論文を見直し、日本語らしくなるように修正するなどの補助業務を行う。

3 法情報文化専攻の教育方法等

〈研究指導等〉

【現状】

(1) 教育・研究指導の適切性

法情報文化専攻においては、情報社会において情報資産の管理に関連する諸問題に対応する人材の育成を目的とするところから、これに関連する知識・技術を修得させるための教育課程を編成し、これに相応しい教育・研究指導を行っているところである。

具体的には、本専攻の学生に対し、修了要件4単位以上の選択必修科目につき基幹科目、情報科目、法学関係の各分野から少なくとも1科目を履修するよう指導し、準必修化している。また、学位論文の作成に向けて、2年次生の修士論文中間発表会へ1年次生の参加を義務付ける等により、早い時期からの修士論文作成の動機付けを図っている。

学生の授業アンケートでは、「各科目の担当教員による履修上の指導の適切さ」に対する回答として、「極めて適切」が33.3%、「概ね適切」が66.7%と、教員による指導に対する満足度の高さがうかがわれた。「論文指導や研究指導の適切さ」については、全員が「極めて適切」と回答している。

(2) 学生に対する履修指導

1年次生については、入学時のガイダンスにおいて、教育課程の説明を詳細に行うとともに、履修登録に当たっては、専攻長の承認を得ることを条件としている。その機会に、学生の研究テーマや将来の進路に相応しい科目を履修するよう指導するとともに、学生の履修計画が研究教育上の過剰な負担にならないようアドバイスをしている。

法律学又は文化情報学以外の分野からの進学者に対しては、法情報文化特殊講義又は文化情報学特殊講義を始めとして、初学者向けの教育内容が予定されている科目の履修を勧めている。

2年次生については、演習指導担当教員が履修登録時の指導を行い、修士論文作成に向けた履修がなされるよう配慮している。

「初年度ガイダンス」に関する学生アンケートでは、「極めて役に立った」との回答はゼロであり、「かなり役に立った」が66.7%、「何ともいえない」が33.3%であった。また、「初年度ガイダンスで

充実するために必要なこと」(3 つまでの複数回答) では、「各教科の授業内容の説明」が 60%、「時間、日数の増加」が 40%であった。

(3) 研究指導の方法・体制

① 研究指導体制

研究指導の主査には演習指導担当教員が当たり、修士論文の作成に相応しい研究・教育能力を備えた教員がこれに当たるものとしている。副査には、法情報文化専攻所属の教員がこれに当たることができるとし、必要に応じて、文化情報学専攻の教員及び客員教授も副査として研究指導に当たることができるものとしている。

個々の教員は、演習指導の時間やこれとは別に修士論文の指導を行い、学生の能力や進度に合わせ、個別的に指導をしている。

修士論文作成に向けて、法情報文化専攻においては複数指導制を採っている。主査（演習指導担当教員）1 名及び副査 2 名の 3 名により構成される指導グループが、それぞれの研究分野に即して指導を行っている。各教員の役割及び指導計画は、主査が中心になり、学生が研究テーマに即して作成され、専攻長に提出するものとしている。

なお、修士論文の指導につき、他研究科において指導を受けることは、現在のところ予定されていないが、学生の研究テーマから、そうした指導の必要性が高いと認められるときは、その可否については、本研究科及び専攻において検討する余地がある。これとは別に、学生の希望に応じて、他の研究科への移籍は学則によって認められているところであり、他の専攻への移籍もこれに準じて対応することができる。

② 法情報文化専攻全体による指導——修士論文中間発表会

2 年次生には、2 回の修士論文の中間発表が義務付けられている。中間発表会には、本専攻所属の全教員が参加し、それぞれの分野からアドバイスがなされる。1 年次生も参加が義務付けられ、各自、次年度における修士論文のテーマ選定や作成に向けた動機付けを図ることとしている。

③ 才能豊かな人材の発掘と他研究機関等への送り込み

旧・法学研究科の時代においては、他大学の研究科（博士後期課程）への進学者は、進路先が明らかになっている者が 3 名であるが、本専攻においては、未だ卒業生を出していないため、他研究機関等への送り込みの実績はない。

【評価と問題点及び改善の方策】

(1) 教育・研究指導の適切性

学生に対するアンケート結果によれば、学生の教育や論文指導等についての教員の熱意と能力の高さが示された。現在の高い満足度の理由を分析し、その成果を教員全体で共有できるよう、

ファカルティ・ディベロップメントの機会を増やして、交流を図ることを確認した。

(2) 学生に対する履修指導

「初年度ガイダンス」のアンケートは、比較的好意的な結果となっているが、従来のガイダンスは、教務に関する事務的な説明に多くの時間が割かれ、授業の内容にまで踏み込んだものとされていないこと、入学式後の限られた時間に行われていることなどが、こうした回答に繋がったと思われる。

今後は、ガイダンスに担当教員が出席し、授業内容や研究分野を紹介する等、学生の履修に繋がる内容とするよう工夫する予定である。また、教務事項以外にも、学生の相談に乗ることができるよう、ガイダンスの時間設定も柔軟に対応することとした。

(3) 研究指導の方法・体制

① 研究指導体制

現在の主査1名、副査2名による修士論文指導体制は、新体制発足から1年を経過していないため、その効果を測定することできない。課題としては、学生の選択したテーマに即した教員——特に主査としての教員——の確保が困難なことがあげられる。現状では、副査に適任の者があれば、これに実質的な指導を委ねることも可能であるが、その指導上の責任体制を考えると必ずしも適切な方法とはいえない。また、本来の指導に相応しい教員が文化情報学専攻の教員である場合、大学院学則上、この者が本専攻の学生の主査になることはできないため、指導体制を組む上で不都合が生じることがあるので、この点の改善に着手した。

② 法情報文化専攻全体による指導——修士論文中間発表会

中間報告会を始めとする全教員の参加による指導についても、今年度が初年度であるため、その効果は明かではない。しかし、旧・法学研究科の時代には行ってこなかった指導方法であり、すべての教員が学生の修士論文に接する機会を持つことになったのであるから、より適切な修士論文作成指導を心がけていきたい。

③ 才能豊かな人材の発掘と他研究機関等への送り込み

博士課程を持たない本専攻としては、「才能豊かな人材」を発掘し、これを他の研究機関や他大学の博士課程等に送り込むことは、本専攻の重要な役割である。今後、学生の進路希望を早めに把握し、そうした希望ある学生については、外国法研究を始めとする、研究者として必要なさまざまな能力の育成に努めるとともに、個別的に指導を行うことによって、博士課程進学への希望に応えるつもりである。

〈教育効果の測定〉

【現状】

(1) 修了者の進路

教育・研究指導の効果の測定は、各科目及び研究指導の担当教員による成績評価によりなされるが、大学院は少人数教育であるので、個々の学生を十分把握でき、その評価は信頼に足るものといえる。

教育・研究指導の効果測定する指標の一つになりうるものとして、修了者の進路がある。現在、把握している修了者の進路は、旧・法学研究科時代のものを合わせて、平成12年度以降でみると、修了者73人のうち、博士後期課程へ進学した者1人、他大学院修士課程に進学した者3人、留学した者1人、専門学校に進学した者1人、公務員となった者4人、会計事務所に勤務している者11人、司法書士事務所に勤務している者1人、民間企業に勤務している者10人、税理士試験や公務員試験の受験を継続又は就職活動を継続している者41人である。

(2) 学生の満足度

学生授業アンケートによれば、「全体的に本大学院での学業生活は満足がいくものであるか」との質問に対して、本専攻の学生は、「極めて満足」が33.3%、「概ね満足」が66.7%と、他の研究科や専攻に比較しても高い満足度を示している。他方で、「授業で改善を必要とすると思うもの」（3つまでの複数回答）では、「カリキュラム」が60%、「時間割編成」及び「授業のやり方・内容」が各20%と、カリキュラム改善の必要性が指摘されている。

(3) 成績評価法

各科目の成績の評価は、A（100点～80点）、B（79点～70点）、C（69点～60点）、F（59点～）とし、Fは不合格としている。成績評価は、各科目担当教員が、試験、報告、平常点によって決める。平成18年度から、成績基準を明確化することとした。この基準に関しては、研究科が養成しようとする人材に相応しい能力を備えさせ、将来の進路に必要な知識、能力を修得させるという考え方の下に、平常点（出席点、報告点、質問に対する解答、授業中の発言）50%、定期試験（筆記試験又はレポート等）50%とし、この基準を修正する場合は、シラバスにその旨記載することとされた。

【評価と問題点及び改善の方策】

法情報文化専攻においては、未だ卒業生を輩出していないため、進路からみた教育効果を判断することはできない。しかし、成績評価から見る限りでは、概ね教員が予定していた教育の目標は達成できたと思われる。

今後は、少人数の大学院に相応しい効果測定の方法を模索するとともに、本専攻の卒業生に対するアンケートや進路調査を通じて、効果を測定する予定である。

成績評価についても、本専攻においては、少人数のため、GPAのような相対評価を行うことは適切ではない。そのため、前記の成績評価基準を定め、学生に事前に公表し、教育効果の向上に努めているところであるが、現在の評価方法がどの程度有効であるかは明かでない。今後は、こうした成績評価方法のあり方について検証する予定である。

〈教育・研究指導の改善〉

【現状】

(1) FD 研究会の開催

専攻会議の終了後、随時FD研究会を開催し、指導方法の検討をしている。平成17年度は、4月は指導体制、7月は外国人留学生の指導方法、12月は成績評価、平成17年2月は修士論文の中間発表、3月は修士論文の書き方の指導をテーマとした。また、研究科会議でも、研究科全体にまたがることについて、指導方法を検討している。

(2) シラバスの適切性

各年度初め大学院の科目の内容を記述した大学院要覧を学生に配布している。旧・法学研究科の時代は、授業内容と使用テキストについて、簡単に記載しただけであったが、現代情報文化研究科への改組に伴い、様式を統一し、テーマ、目標、教材、授業への臨み方、成績評価の方法の各項目を記載し、授業計画も詳しく記載することとした。

【評価と問題点及び改善の方策】

(1) 教育指導上の改善

現在は専攻会議の終了後にFD研究会を開催しているが、別途時間をとって開催することを検討し、引き続き指導方法を改善する所存である。

(2) シラバス記載内容の検討

シラバスについては研究科の改組に伴い、様式は統一されたが、内容は、各教員によってバラツキがある。大学院の授業は受講者の関心や能力に沿いながら進める場合もあり、できる限りシラバスに具体的な授業計画を記載するよう努力する。

〈学生による授業評価の導入状況〉

【現状】

大学院の拡充が進むにつれ、大学院教育におけるFDの取り組みを進める上で、大学院として授業評価アンケートをする必要が高まっていると考えられ、アンケートを実施した。

アンケート結果をみると、科目履修については、学生は、シラバスを読み、教員の指導を受け、必要な科目を選んでいる様子がうかがえる。授業については、学生は、かなり積極的に評価しているものの、演習については、レポート等の課題を期待しているものがかなりみられ、更なる研究の手がかりの提供を求めているものも多い（回答学生数7名—ただし、大学院改組のため1学年のみの数値である。）。

〔アンケート結果一覧〕

（i）科目履修に関するもの

①科目を履修した理由

区分	必修	研究に必要	将来の進路	知識・技能	先輩・友人の推薦	時間割の都合
演習	66.7%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
講義	9.8%	48.8%	2.4%	36.6%	0.0%	2.4%

②シラバスが役に立ったか

区分	極めて役立った	かなり役立った	なんともいえない	あまり役立たなかった	全く役立たない
演習	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
講義	26.8%	59.5%	13.7%	0.0%	0.0%

③科目の目標は明確に示されていたか

区分	大変明確	かなり明確	なんともいえない	あまり明確でない	目標が分からない	解答無効
演習	33.3%	66.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
講義	26.8%	70.7%	2.4%	0.0%	0.0%	0.0%

（ii）授業に関するもの

④教員の意欲

区分	極めて意欲的	かなり意欲的	なんともいえない	あまり意欲的でない	全く意欲的でない

演習	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
講義	34.1%	63.4%	2.4%	0.0%	0.0%

⑤科目の理解

区分	よく理解できた	だいたい理解できた	なんともいえない	あまり理解できない	全く理解できない
演習	66.7%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%
講義	19.5%	78.0%	2.4%	0.0%	0.0%

⑥知的満足

区分	極めて得られた	かなり得られた	なんともいえない	あまり得られない	全く得られない	解答無効
演習	33.3%	66.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
講義	46.8%	45.0%	5.4%	1.8%	0.0%	0.9%

⑦科目の感想（3つまで複数解答可）

区分	説明がわかりやすい	説明がわかりにくい	課題はもっと多くてよい	課題が多すぎる	テーマの関心が膨らんだ
演習	16.7%	0.0%	16.7%	0.0%	16.7%
講義	41.7%	0.0%	10.0%	1.7%	13.3%

区分	テーマに関心が持てた	更なる研究の手掛り	研究の手掛りがほしかった	該当なし
演習	0.0%	16.7%	16.7%	16.7%
講義	0.0%	11.7%	5.0%	16.7%

【評価と問題点及び改善の方策】

大学院における授業評価は、学生数が少ないところから、学生の意向を量的に把握することには困難が伴う。また、当該授業の受講生が少ない場合には、回答者が特定されるおそれがあるところから、回答にバイアスがかかることも考慮しておく必要がある。

こうした課題が含まれてはいるものの、今回の調査については、学生のヒアリング等も含めて総合的に判断する限りでは、受講生の意向がほぼ正確に反映されたものと理解している。

今後、学生数に急激な変化がないかぎり、大学院における授業評価には、以上の課題は回避できないものであるところから、現在、学生に負担がかからず、かつその意向を正確に把握できる調査方法

を検討しているところである。

〈学位授与・課程修了の認定〉

【現状】

(1) 学位論文の認定基準

学位論文については、可否のみを決めるが、旧・法学研究科時代には内部基準により、特 A、A、B、C に分けてきた。旧・法学研究科の専修コースでみると、内部基準では、特 A は、特定課題を中心とする研修について顕著な成果を上げたと認められるもの、A は特定課題を中心とする研修について優れた成果を上げたと認められるもの、B は分析力・構成力・表現力等の能力において特定課題を研修する者に求められる水準を充たしていると認められるもの、C は特定課題を中心とする研修について満足すべき成果に達したと認められるもの、F は C の評価に至らないと認められるものと決められてきた。

(2) 入学者に対する学位授与の比率

旧・法学研究科時代であるが、平成 16 年度についてみると、入学者の全員に修士の学位が授与されており、着実な授与状況であるといえるが、現在のところは、平成 19 年度の卒業生の履修状況を注意深く見守っている段階である。

(3) 修士論文審査基準の作成

平成 18 年度から、文化情報学専攻に合わせて、修士論文審査基準を作成することとした。修士論文審査基準は、①研究テーマに対して、論文内容が適切か、②研究テーマに関する専攻研究のレビューが十分になされているか、③自分の研究成果・結論・見解に対して、十分な論証がなされているか、④論文の形式・体裁が十分に整っているかを基準とした。

論文の審査は、論文提出後、専攻会議の選定した主査及び副査が論文を審査し、これら教員による口頭試問（最終審査）を経て専攻会議に提案され、専攻会議において、可否が決定される。

【評価と問題点及び改善の方策】

修士論文作成の研究指導

文化情報学専攻に合わせて、中間発表を行うこととし、「中間発表の手引き」を作成することとした。中間発表は、6 月と 10 月に 2 度開催し、公開することとした。

学位論文については、公開発表会を開催し、主査及び副査の教員だけでなく、外部評価のため、主査・副査以外の大学院教員の参加も求め、透明性及び客観性を高めることとしたい。

なお、修士の学位については、文化情報学、法学及び学術（文化情報学又は法学）であるが、法情報文化専攻の学生は、修士（法学）の希望者が多く、今後も学生の希望に沿った指導をする予定である。

〈留学生に対する日本語指導等〉

【現状】

留学生の日本語による論文作成を援助するために、大学院の日本人学生による TA による個別サポートシステムを構築している。マンツーマンで担当学生を決めて、本専攻の留学生担当教員の指導の下に、毎週2時間の支援時間を設定している。サポート学生には大学が TA に対して学内アルバイト料を支給する仕組みである。

本専攻において、この制度を利用してサポートを受けている留学生は、平成18年5月現在、まだいない状況である。

【評価と問題点及び改善の方策】

留学生の受け入れについては、日本語の能力の重視と、学習環境の整備が確認されているが、留学生の入学増加に伴い、その日本語能力をカバーする方策を充実することは喫緊の課題である。現在の体制を活用するとともに、その有効性を検証することにより、留学生への学修支援が効果的に機能するように留意している。

IV 法務研究科(法科大学院)

A 教育内容

〈法科大学院の教育課程〉

【現状】

1 教育課程の基本的事項

法科大学院の教育課程は、専門職大学院設置基準（平成 15 年文部科学省令第 16 号）及び同設置基準に基づく文部科学省告示（平成 15 年第 53 号）に従うことは勿論、実質的にそれらの具体化のための指針の役割を果たしている中央教育審議会答申「法科大学院の設置基準等について」（平成 14 年 8 月 5 日）を参考に、更に各法科大学院の裁量に委ねられている事項については既述の本学法科大学院の理念・目的を生かすように配慮して編成している。

(1) 各コースと修業年限・修了要件及び学位

法科大学院では、法学未修者コースと法学既修者コースの 2 つを設けている。法学既修者コースは 1 年次からスタートし、3 年を標準修業年限とする。法学既修者コースについては、専門職大学院設置基準第 25 条に基づき、入学者選抜時に法学既修者としての認定を行い、1 年次配当の必修科目 30 単位を修得したものとみなし、修業年限は 2 年としている。修了要件は、法学未修者については、必修 72 単位、選択必修 30 単位以上の合計 102 単位以上を修得し、修了試験に合格した者に学位（法務博士（専門職））が与えられる。各年次履修可能単位は、1 年次、2 年次では 40 単位以下、3 年次は 44 単位以下である。

法学既修者については、必修 42 単位、選択必修 30 単位以上の合計 72 単位以上を修得し、修了試験に合格した者に学位が与えられる。各年次の履修可能単位は、2 年次では 40 単位以下、3 年次では 44 単位以下である。

(2) 科目群と学年配置

開講科目は、法律基本科目、実務基本科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目の 4 つの科目群に分類される。その上で法律基本科目群については、1 年次に基礎となる実定法の講義科目を配置し、2 年次に手続法の講義科目及び個別法の演習科目と公法総合演習を配置し、3 年次に民事訴訟法演習と、刑事法及び民事法の総合演習を配置して、段階を踏んで体系的に学習できるよう配慮している。また、実務基礎科目については、2 年前期の手続法科目の履修を前提に、2 年後期に法曹倫理、民事訴訟実務の基礎、刑事訴訟実務の基礎を履修し、3 年前期に法文書作成・模擬裁判を配置して段階的に将来法曹となるための素養を身につけさせることとしている。

基礎法学・隣接科目群については、視野を広め、複眼的思考を身につけてもらうため、1年次から3年次までの間に随時履修することができるように配置し、展開・先端科目については、1年次で法律学の基礎を修得した上で2年次から随時履修できるように配置している。

(3) 進級制度

2年次から演習科目が始まり、長文の事例問題について、学生自らが問題発見・理論構成等を行わなければならない、そのためには基礎的・体系的知識を既に取得していることが不可欠であることを考慮して、1年次配当の法律基本科目のうち22単位以上修得した者にのみ1年次から2年次への進級を認めることとしている。2年次以降の学生については、基礎能力を身につけているものと考えられるので、修得単位数による進級制限はない。

これまでの進級実績は、次のとおり。

平成16年度

- ・1年生
入学者44名
2年への進級者39名、
退学者1名、除籍者1名、原級留置者3名
- ・2年生
入学者22名
3年への進級者22名

平成17年度

- ・1年生
入学者47名、原級留置者3名 計50名
2年への進級者40名、
退学者3名、除籍者1名、休学者2名、
長期履修者2名、原級留置2名
- ・2年生
入学者18名、2年への進級者39名 計57名
3年への進級者57名

平成18年度

- ・1年生
入学者47名、原級留置者（前年度休学2名を含む）4名、長期履修者2名 計53名
2年への進級者44名、
退学者4名、休学者2名、
長期履修者1名、原級留置2名

・2年生

入学者 23 名、2 年への進級者 40 名 計 63 名

3 年への進級者 63 名

2 カリキュラム編成

カリキュラム編成においては、法律基本科目、実務基礎科目に厚い比重を置いた課程編制を採用し、また基礎法学・隣接科目、展開・先端科目では、法曹としての幅と専門性を磨くことのできる編成を行っている。各科目群ごとの開講科目と開講の趣旨は次のとおりである。

(1) 法律基本科目（公法系 12 単位・民事系 36 単位・刑事系 14 単位：合計 62 単位開講）

法律基本科目は、実定法のコア科目であり、すべて必修とする。これにより、すべての学生に共通に法律学の基礎を習得させる趣旨である。いわゆるコモン・ベーシックの確保を目的とするものである。ただし、法学既修者については、このうち 1 年次配当の講義科目 30 単位（憲法、行政法、民法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、商法、刑法Ⅰ・Ⅱ）の履修を免除している。

(2) 実務基礎科目（5 科目 12 単位開講）

実務基礎科目は、法曹倫理、民事訴訟実務の基礎、刑事訴訟実務の基礎、法文書作成・模擬裁判、クリニック・エクスターンシップを通じて、文字どおり法律実務の基本を習得させる趣旨である。このうち「法曹倫理」、「民事訴訟実務の基礎」、「刑事訴訟実務の基礎」、「法文書作成・模擬裁判」の 10 単位は必修である。「法文書作成・模擬裁判」では、「民事訴訟実務の基礎」、「刑事訴訟実務の基礎」で学んだ法律実務の基礎の上に立って、より実践的な能力を養うことができるよう配慮している。選択科目「クリニック・エクスターンシップ」では、法律事務所等で弁護士立会いの下に依頼人の相談を受けたり、準備書面作成のための調査を手伝ったり、裁判を傍聴したりして法律実務の実際に触れ、法曹を目指す者としての使命感や倫理観を培うことを目指すこととしている。「クリニック・エクスターンシップ」については、教室でのみの学習科目と異なり、問題を抱えた相談者や弁護士事務所の依頼人との応対を通して法律実務の実際を学ぶことになっている。そこでは、法律の専門家でない依頼人の相談を受けてそれを法的に構成するための能力や法律家としての守秘義務が必須の条件となるため、十分な素養を備えた学生を履修させることが必要となる。このため本学では、法律基本科目の修得はもちろんのこととして、「民事訴訟実務の基礎」、「刑事訴訟実務の基礎」を履修し、事前の講義において基本的な心構えや実務の基礎を学んで、十分な素養を身につけた学生のみを送り出すこととしている。授業では、弁護士等の立会いの下に依頼人からの生の声を聞くことにより、実社会でどのようなことが問題となっているかを実感することによって実務法曹としての自覚を持たせるように努めている。

(3) 基礎法学・隣接科目（8 科目 16 単位開講）

基礎法学科目は、外国法、法制史、法思想史等を学ぶことにより、我が国の実定法の比較法的特色、歴史的・思想的基礎に対する理解を深めさせる趣旨、隣接科目は、隣接社会科学を学ぶことにより、法の規律対象である社会現象を別の角度から捉える複眼的思考を身につけさせる趣旨である。基礎法学・隣接科目から2科目4単位を選択必修としている。

(4) 展開・先端科目 (38科目 88単位開講)

展開・先端科目は、法曹として必要とされる自己の特色や専門分野の確立に資するための科目である。そのため共通の法的知識・能力を養うための共通科目群、法科大学院の教育理念、目標を実現するための専門知識を身につけるための金融・企業法務関連科目群、個人・社会福祉法務関連科目群の3つの科目群を配置し、26単位を選択必修としている。個人・社会福祉法務関連科目群では、今日の社会が抱える高齢者問題、消費者問題、少年犯罪問題・精神障害者犯罪問題等に精通した法律家を育成するために必要な科目を配置し、金融・企業法務関連科目群においては、「間接金融から直接金融へ」といった企業社会の新たなニーズや、とりわけ今日の企業に必要とされる企業倫理、企業の社会的責任といった問題にも適切に対処できるような法律家を育成するための科目を配置している。そして、本学の多様な研究実績を有する研究者教員と豊かな実務経験を有する実務家出身の専任教員、第一線で活躍する現職の弁護士等の実務家教員がこれらの科目を担当することにより、受講生がアップ・トゥー・デートに今日の社会で生起する法律問題を学ぶことができるよう、教員配置にも工夫をしている。

また、平成16年4月の法科大学院開設後、同年8月に司法試験委員会より法務大臣宛に新司法試験における選択科目の選定についての答申が出され、選択科目8科目が決定されたことを受けて、平成17年度には「労働法演習」「国際法」など7科目14単位を追加し、平成18年度には「倒産法」を「倒産法Ⅰ」「倒産法Ⅱ」に分割した他、「国際取引法」「国際法演習」「環境法Ⅱ」の3科目6単位を開設し、新司法試験選択科目の充実を図った。

(i) 共通科目群

「知的財産法Ⅰ・Ⅱ」、「労働法」、「倒産法」、「民事執行・保全法」、「租税法」、「国際法」、「環境法Ⅰ・Ⅱ」、「地方自治法」、「現代行政と行政訴訟」など。司法試験の選択科目については、演習も用意している。

(ii) 金融・企業法務関連科目群

「金融法の基礎理論」、「企業再編の法務・会計・税務」、「保険法」、「企業の資金調達と法」、「有価証券法」、「証券取引法」、「企業行動とコンプライアンス」、「企業犯罪と法」など。

(iii) 個人・社会福祉法務関連科目群

「高齢化社会と法」、「家族関係と法」、「国際人権法と難民問題」、「特別刑事手続」「消費者法」、「家事紛争と法」など。

〔カリキュラム表〕

科目群		授業科目の名称	配当 年次	単位数			修了要件
				必修	選択	自由	
法律基本科目	公法系	憲法	1	4			12 単位必修
		公法総合演習	2	4			
		行政法	1	4			
	民事系	民法Ⅰ	1	4			36 単位必修
		民法Ⅱ	1	4			
		民法Ⅲ	1	4			
		民法演習	2	4			
		商法	1	4			
		商法演習	2	4			
		民事訴訟法	2	4			
		民事訴訟法演習	3	4			
		民事法総合演習	3	4			
	刑事系	刑法Ⅰ	1	4			14 単位必修
		刑法Ⅱ	1	2			
		刑事訴訟法	2	4			
		刑事法演習	2	2			
		刑事法総合演習	3	2			
実務基礎科目		法曹倫理	2・3	2			10 単位必修
		民事訴訟実務の基礎	2	2			
		刑事訴訟実務の基礎	2	2			
		法文書作成・模擬裁判	3	4			
		クリニック・エクスターンシップ	2・3			2	
基礎法学・隣接科目	基礎法学科目	英米法	1・2・3		2		4 単位以上
		EU法	1・2・3		2		
		法思想史	1・2・3		2		
		近代日本法史	1・2・3		2		
	隣接科目	公共政策	1・2・3		2		
		法と心理学	1・2・3		2		
		会計学	1・2・3		2		
		経営学	1・2・3		2		

第4章 修士課程・専門職学位課程の教育内容・方法等
法務研究科－教育内容

科目群		授業科目の名称	配当 年次	単位数			修了要件
				必修	選択	自由	
展開・先端科目	共通科目群	知的財産法Ⅰ（特許法）	2・3		2		26 単位以上
		知的財産法Ⅱ（著作権法）	2・3		2		
		知的財産法演習Ⅰ（特許法）	2・3		2		
		知的財産法演習Ⅱ（著作権法）	2・3		2		
		労働法	2・3		4		
		労働法演習	2・3		2		
		倒産法Ⅰ	2・3		2		
		倒産法Ⅱ	2・3		2		
		倒産法演習	2・3		2		
		民事執行・保全法	2・3		2		
		租税法	2・3		4		
		租税法演習	2・3		2		
		地方自治法	2・3		2		
		現代行政と行政救済	2・3		2		
		国際法	2・3		2		
		国際法演習	2・3		2		
		国際私法	2・3		2		
		国際取引法	2・3		2		
		環境法Ⅰ	2・3		2		
		環境法Ⅱ	2・3		2		
		環境法演習	2・3		2		
	個人・社会福祉関連科目群	家族関係と法	2・3		4		
		家事紛争と法	2・3		2		
		高齢化社会と法	2・3		4		
		消費者法	2・3		2		
		国際人権法と難民問題	2・3		2		
		特別刑事手続	2・3		4		
	金融・企業法務関連科目群	金融法の基礎理論	2・3		2		
		保険事業の内部管理	2・3		2		
		証券取引法	2・3		2		
		保険法	2・3		2		
		有価証券法	2・3		2		
		経済法	2・3		4		
		経済法演習	2・3		2		
		企業再編の法務・会計・税務	2・3		2		
		企業の資金調達と法	2・3		2		
		企業行動とコンプライアンス	2・3		2		
		企業犯罪と法	2・3		2		

【評価と問題点及び改善の方策】

1 教育課程の基本的事項

【現状】で述べた教育課程の基本的事項に係わることの多くは、法定ないし設置基準で定められた法科大学院制度の枠組みに従うもので、裁量の余地に乏しい。

各法科大学院の裁量に属することで、問題になり得ることは、まず修了要件単位数である。この点本学で法学未修者について必修 72 単位、選択必修 30 単位以上の合計 102 単位以上とし、法学既修者について必修 42 単位、選択必修 30 単位以上の合計 72 単位以上としていることは、法学未修者について 93 単位以上としている基準に照らして多過ぎないかという質問が、大学設置設置審議会の面接調査の際に審議会委員から出された。また修了要件単位数と関連の深い各年次履修可能単位数について、1 年次、2 年次で 40 単位以下、3 年次で 44 単位以下としているが、これに関して平成 18 年 3 月の履行状況調査において、「履修科目の登録の上限単位数については、適切に配慮すること」とする留意事項が付された。その趣旨は、修了要件単位数の多さが、学生に過重な負担を強いることにならないように配慮が必要というものであった。

本法科大学院において、修了に必要な修得単位数として 102 単位以上（既修者 72 単位）、登録上限単位数を 124 単位（1 年 40 単位、2 年 40 単位、3 年 44 単位）と規定しているのは、必要な基礎知識・基礎技術を確実に身につけて実戦力となるような法曹を育成したいという教育理念によっているが、これらの単位数の修得に際しては、授業科目設定の時間割配分、補習授業設定などにおいて十分な配慮を行い、予習・復習・授業出席などにおいて学生に過重な負担が生じないよう十二分な配慮を行っているところである。

次に本学の裁量的試みとしては、2 年次への進級制度がある。この仕組みは、2 年次から既修者扱いとなり、演習科目が始まる等の事情からして適切と評価でき、今後とも維持する所存である。

2 カリキュラム編成

カリキュラムについては、法律基本科目及び実務との架橋を意識した実務基礎科目の重視の姿勢や、教育理念・目的を考慮した展開・先端科目の編成などは評価できる。ただし、細部については、3 年間の経験を経て検討を行い、完成後の 19 年度から一部改定するが、その要点は次のとおりである。

- ① 公法系の授業がやや手薄だったことから、その充実に努め、2・3 年次にも履修の機会を与えるように配慮した。
- ② 展開・先端科目の「現代行政と行政救済」を「行政救済法」として、同じく展開・先端科目の「家事紛争と法」を親族・相続についての「民法Ⅴ」としていずれも法律基本科目に入れ、必修とした。なお、これにより必修総単位数が増加することのないように必要な調整を行った。
- ③ 基礎法学・隣接科目において、新たに「Rechtswissenschaft を学ぶ愉しさ」及び「自治体政策論」を加えて、学生の興味を引くものとした。

- ④ 展開・先端科目においては、新司法試験の選択科目が明確になった時点で、既にこれに関係する8科目全部について講義科目と演習科目を順次充実開設してきたが、これを承継するとともに、目指す法曹像との関連で必要な授業科目を新設する一方で、従前の科目について若干の整理を行った。

今後とも、絶えずカリキュラムの見直しを行い、必要な改定を行っていく方針である。

カリキュラム表（2007年度以降入学者適用）

科目群		授業科目の名称	配当年次	単位数			修了要件
				必修	選択	自由	
法律基本科目	公法系	憲法Ⅰ	1	2			14単位必修
		憲法Ⅱ	1	2			
		行政法Ⅰ	1	2			
		行政法Ⅱ	2	2			
		行政救済法	2	2			
		公法総合演習	3	4			
	民事系	民法Ⅰ（民法総則・契約）	1	4			34単位必修
		民法Ⅱ（物権）	1	2			
		民法Ⅲ（債権総論）	1	2			
		民法Ⅳ（不法行為等）	1	2			
		民法Ⅴ（親族・相続）	1	2			
		民法演習Ⅰ	2	2			
		民法演習Ⅱ	2	2			
		商法（会社法）	1	4			
		商法演習Ⅰ	2	2			
		商法演習Ⅱ	2	2			
		民事訴訟法	2	4			
		民事訴訟法演習Ⅰ	3	2			
		民事訴訟法演習Ⅱ	3	2			
		民事法総合演習	3	2			
	刑事系	刑法Ⅰ	1	4			14単位必修
		刑法Ⅱ	1	2			
		刑事訴訟法	2	4			
		刑事法演習	2	2			
		刑事法総合演習	3	2			
実務基礎科目		法曹倫理	1・2	2			10単位以上
		民事訴訟実務の基礎	2	2			
		刑事訴訟実務の基礎	2	2			
		法文書作成・模擬裁判（民事）	3		2		
		法文書作成・模擬裁判（刑事）	3		2		
		クリニック・エクスターンシップ	2・3		2		

科目群		授業科目の名称	配当年次	単位数			修了要件
				必修	選択	自由	
基礎法学・隣接科目	基礎法学科目	英米法	1・2・3		2		4 単位以上
		EU法	1・2・3		2		
		法思想史	1・2・3		2		
		Rechtswissenschaft を学ぶ愉しさ	1・2・3		2		
		近代日本法史	1・2・3		2		
	隣接科目	公共政策	1・2・3		2		
		自治体政策論	1・2・3		2		
		法と心理学	1・2・3		2		
		会計学	1・2・3		2		
		経営学	1・2・3		2		
展開・先端科目	共通科目群	知的財産法Ⅰ（特許法）	2・3		2		26 単位以上
		知的財産法Ⅱ（著作権法）	2・3		2		
		知的財産法演習Ⅰ（特許法）	2・3		2		
		知的財産法演習Ⅱ（著作権法）	2・3		2		
		労働法	2・3		4		
		労働法演習	2・3		2		
		倒産法Ⅰ	2・3		2		
		倒産法Ⅱ	2・3		2		
		倒産法演習	2・3		2		
		民事執行・保全法	2・3		2		
		租税法	2・3		4		
		租税法演習	2・3		2		
		地方自治法	2・3		2		
		国際法	2・3		2		
		国際法演習	2・3		2		
		国際私法	2・3		2		
		国際取引法	2・3		2		
		環境法Ⅰ	2・3		2		
		環境法Ⅱ	2・3		2		
		環境法演習	2・3		2		
	個人・社会福祉関連科目群	消費者法	2・3		2		
		家事紛争と法	2・3		2		
		子どもの権利と児童福祉	2・3		2		
		高齢化社会と法	2・3		4		
		特別刑事手続	2・3		2		
		少年非行と矯正教育	2・3		2		
		国際人権法と難民問題	2・3		2		

科目群		授業科目の名称	配当年次	単位数			修了要件
				必修	選択	自由	
展開・先端科目	金融・企業法務関連科目群	経済法	2・3		4		26 単位以上
		経済法演習	2・3		2		
		金融法の基礎理論	2・3		2		
		有価証券法	2・3		2		
		金融商品取引法	2・3		2		
		保険法	2・3		2		
		保険事業の内部管理	2・3		2		
		信託法	2・3		2		
		企業法務	2・3		2		
		企業再編の法務・会計・税務	2・3		2		
		企業の資金調達と法	2・3		2		
		企業行動とコンプライアンス	2・3		2		
		企業犯罪と法	2・3		2		

〈単位互換制度と単位認定制度〉

【現状】

1 単位互換制度

本学法科大学院の近隣地域（JR お茶の水・水道橋地域）には、一定規模の法科大学院の集積が見られ、特に各法科大学院が個性を発揮する展開・先端科目について、単位互換制度の樹立が見込まれるが、現在のところ実現していない。

2 既修得単位の認定

法学既修者については、1年次の必修科目(30単位)の履修を免除しているが、これとは別に、他大学院で修得した単位（入学前に修得した単位を含む）については、基礎法学・隣接科目群及び展開・先端科目群の科目に限って、当該大学院のシラバスを参照し、研究科委員会の審議を経た上で、単位の認定を受けることができることとしている。法律基本科目や実務基礎科目は、既修得単位の認定対象とはしない。

認定を受けることができる単位数は、法学未修者については10単位までとしている。また、法学既修者については30単位の履修免除を行うほか、9単位まで単位の認定を受けることができる。

これまでの実績は、平成16年度は2人3件の申請に対して認定が2人2件、平成17年度は4人9件の申請に対して認定が2人6件、平成18年度は申請なしであった。

【評価と問題点及び改善の方策】

単位互換制度については、試みに近隣の法科大学院に話してみたが、対象となる科目（展開・先端科目が中心）の科目数に差があり、対等な互換制度とはならない恐れがあるとして、話は進まなかった。各校とも新司法試験に向けて自校の基礎固めにエネルギーを割かざるを得ない状況にあり、単位互換について考えるまでには至っていないという事情もあるものと考えられる。今後の長期的な課題としていきたい。

既修得単位の認定については、実績もあり、目下制度が有効に機能していると考えられるので、今後ともこれを維持していきたい。

B 教育方法等

〈授業の実施方法〉

【現状】

1 法科大学院の授業形式

(1) 講義・演習・実習による授業

専門職大学院である法科大学院は、高度専門職業人（具体的には法曹）の養成を任務とし、従来の大学院のように研究者養成を主たる任務とするものではない。このため法科大学院の授業は、従来の大学院におけるマン・ツー・マンでの指導を中心とする「研究指導」という形ではなく、講義、演習、実習など、形式的には学部の授業と同一の形式で実施されている。

講義は通常の教室（ただし、少人数クラス＝後述）で教員が講義形式で授業を行うものであるが、一方通行的なものに終わらないように、適宜質問したり、学生に説明させたりなどの双方向的ないわゆるソクラテスメソッドを心掛けている。演習は講義よりも少人数のクラスで、多くはロの字型に机を配する等して、学生による発表、学生相互のディベート等を主体に授業を進め、教員はアドバイス、総括等による参加にとどめるものである。また実習は、弁護士事務所で実際の法曹実務を経験するエクスターンシップや、模擬法廷教室を使用しての模擬裁判など、それぞれの授業内容に応じた多様な実施形態で行っているが、内容の一部に講義・演習形式の授業を含む場合もある。

科目群ごとの授業形式は次のとおりである。

(i) 法律基本科目の授業形式

1年次向けの実定法科目及び民事訴訟法、刑事訴訟法のみを講義形式で行い、他は、すべて演習科目としている。演習科目は、民法、商法、民事訴訟法、刑事法といった個別科目の演習の他に、「公法総合演習」、「民事法総合演習」、「刑事法総合演習」を設け、これらは、一つの演習を複数の教員でグループ（原則的に、研究者教員と実務家教員とで構成）を組んで、統一的教育方針の下に共同担当している。

(ii) 実務基礎科目の授業形式

法曹倫理、民事訴訟実務の基礎、刑事訴訟実務の基礎は講義科目とし、法文書作成・模擬裁判は演習科目とし、クリニック・エクスターンシップは講義と演習を含む実習科目とする。

(iii) 基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目の授業形式

原則として講義形式とするが、展開・先端科目のうち、知的財産法、倒産法、労働法、租税法、環境法等の司法試験の選択科目については、講義科目と演習科目の両方を開設している（カリキュラム表参照）。

(2) 少人数クラスによる授業

本学では、学部教育においても1年次配当の民法Ⅰ（総則）を6クラスに分けて、60名程度で授業を行い、各学年に演習科目を設置する等少人数を対象とした愛情教育・手作り教育を方針としてきた。法科大学院においても、この伝統を受け継ぎ、1年次の法律基本科目の必修講義は原則として40名程度の少人数で実施し、演習科目、民事訴訟実務の基礎、刑事訴訟実務の基礎、法文書作成・模擬裁判といった実務基礎科目については、1学年60名を20名の3クラスに編成して行っている。このような少人数で授業を実施することによって、担当教員が学生各人の能力や達成度を的確に把握し、教育効果をあげるとともに、担当教員と学生、学生相互間に親密性・一体性を醸成し、双方向的・多方向的教育の実をあげることができていると考えている。

また、演習科目は、民法演習、商法演習、民事訴訟法演習、刑事法演習の個別演習の他に、公法総合演習、民事法総合演習、刑事法総合演習を設け、個別演習では、それぞれの科目についての基礎能力、応用能力を培い、総合演習では、実体法と手続法を総合した法的思考能力を養うよう務めている。このように、段階的に演習科目を履修させることによって、法曹としての基礎能力を身に付けさせるように努めている。また、双方向・多方向的で密度の濃い授業を行うため、1学年60名を20名ずつの3クラスに編成して、すべての演習を通じて固定したクラス単位で授業を行っている。民法演習、商法演習、刑事法演習等の個別演習では、1人ずつ別の教員が授業を担当するが、授業内容は3クラス同一とし、各クラスの担当教員が事前に十分に打ち合わせを行い、同一の教材を使用して授業を行い、事後にも各クラスの受講生の状況について話し合うことによって、全学生に均質の質の高い授業を提供するよう努めている。

総合演習では、1つの演習科目を研究者教員と実務家教員が共同して担当し、共同して教材を作成し、事前に授業について打ち合わせを行い、実務教育と理論教育の統合に配慮している。総合演習でも、授業内容は3クラス同一とし、各クラス担当教員のみならず、他クラス担当教員とも定期的に打ち合わせを行って、各クラスに均質の質の高い授業を提供するよう努めている。

更に、実務基礎科目のうち、民事訴訟実務の基礎、刑事訴訟実務の基礎、法文書作成・模擬裁判では、現役の実務家及び実務家出身の教員が担当して、20名の3クラス編成方式で行い、理論と実務の架橋に配慮している。

単位認定に当たっては、予め授業担当者が協議して、日常の学習状況等を加味した成績評価項目を定め、それに基づいて厳格な成績評価を行うように努めている。

2 予習・復習の徹底

法科大学院では、入学前に法律学の教育を受けたことのない受講生を受け入れ、1年間で法学既修者と同じレベルの演習科目の授業にたえる基礎能力、応用能力を養わなくてはならない。そのためには、コンピュータを利用した自習システムであるEラーニングシステム等を導入して徹底的に予習をさせた上で授業に臨ませ、授業では当該事項についての

理解を深め、授業後更に復習して、当該授業で得た知識を確実に身につけさせる必要がある。このため、受講生には、徹底した予習・復習を行わせて、短期間で基礎的知識・応用能力を培うことができるよう教育に努めている。また、2年次、3年次配当の演習科目においては、具体的ケースに対する問題発見能力、法的論理を組み立てる能力、文書作成能力を養うため、受講生に事前に当該ケースについて十分に予習した上で、自分なりに論理を組み立てた上で授業に臨ませ、授業終了後にはレポートを提出させるなど、徹底して予習・復習を行わせて、法曹としての基礎的能力を身につけることができるよう教育を行っている。

(1) 法律基本科目中の講義科目の予習・復習

憲法、民法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、刑法Ⅰ・Ⅱ、商法、行政法、民事訴訟法、刑事訴訟法といった講義科目では、予め担当教員が受講生に当該授業の教科書の該当部分及び基本判例を指示して予習させるようにしている。受講生に E ラーニング・システムによる予習を義務づける授業においては、受講生に担当教員等が予め作成した問題をコンピューターに入力した E ラーニング・システムによる理解力テスト問題について解答させることにより、担当教員が受講生の予習状況を予め把握した上で授業に臨み、限られた授業時間内で効果的に授業を進めるよう努めている。E ラーニング・システムでは、各受講生及び受講生全体が何度目に正解に達したかが記録されるように設定しておき、担当教員は、授業の前に予め受講生のテスト結果を読んだ上で授業に臨む等の工夫をしている。授業は講義を中心とするが、適宜、指示しておいた判例の内容説明や、当該問題では何故学説が分かれているのかなどの質問をして、受講生に緊張感を持たせるとともに、受講生の予習状況、理解度を確認しながら授業を進めることとしている。

講義の 1 ユニットが終了した時点で、簡単な事例形式のレポート問題を受講生に課し、受講生にレポートを作成・提出させることも行っている。担当教員は、提出されたレポートを採点した上で講評を付して受講生に返却している。また、授業終了後や、オフィス・アワー、その他随時担当教員が受講生からの質問や相談に応じて復習の手助けをしているとともに、受講生によるティーチング・アシスタント (TA) の活用も行われている。

(2) 法律基本科目中の演習科目の予習・復習

演習科目は、判例の事実認定部分を基にした比較的長文のケース問題を受講生に与え、そのケースについて、法的論点の発見・法的論理の組み立て方、判例の読み方・分析の仕方などを学ばせているが、担当教員が予め受講生に対して、教科書の読むべき部分、読むべき文献・判例等を指示して予習してくることを義務づけている。受講生の問題発見能力、調査能力を養うために、テーマによっては、予め読むべきものを指示しないで、受講生自身に文献・判例等を調査させ、当該問題では何が法的論点となるか、どのように主張を組み立てるか、結論はどうなるかを考えさせた上で授業に臨ませる場合もある。

演習科目では、毎回、受講生が十分に予習し自分なりの論理を組み立てた上で授業に臨むようにさせるため、無作為に受講生を指名して、当該テーマについて報告させ、担当教

員が質問したり、受講生同士で討論させたりしながら授業を進めている。また、演習の実を高めるため、ソクラテスメソッド、集団討論、ディベート、ロールプレイなど多様な方法を積極的に活用している。

授業終了後は、その回の問題についてレポートを作成・提出させることも行っている。担当教員は、レポートを採点し、講評を付して受講生に返却する。また、授業終了後や、オフィス・アワー、その他随時担当教員が受講生からの質問や相談に応じて復習の手助けをしているとともに、受講生によるティーチング・アシスタント（TA）の活用も行われている。

【評価と問題点及び改善の方策】

少人数のクラス編成方式の教育は、次のような利点を有すると思われる。

- ① 少人数教育を制度的に担保することができる。本学では、学部教育においても少人数教育・手作り教育を標榜して、少人数の演習に重点を置いてきた。法科大学院でも従来の学部教育の精神を継承して、小人数で受講生1人1人の能力や理解度を把握しながら授業を進めていくことで、教育効果を高めることを可能とする。
 - ② 20名が固定され、学生相互の間に一体感・親密感が生じ、双方向・多方向的教育を実効的に行うことを可能とする。特に、演習科目においては、担当教員と受講生の対話だけでなく、受講生間の討論をとおして当該テーマに対する理解を深め、新たな問題を発見していくことが必要となる。互いに率直に意見を述べ、切磋琢磨して自己の能力を高めていくためには、受講生が互いに一体感・親密感を持って授業に臨むことが不可欠である。固定クラス制は、以上のような体制を可能とする。
 - ③ 同一科目の担当教員相互間及び同一クラス担当教員相互間で協議・討論をすることにより、ファカルティ・ディヴェロップメントの実を挙げることができる。
- 今後もこのような利点を生かした教育を進めていく方針である。

〈履修指導〉

【現状】

1 入学予定者説明会

入学予定者説明会は年間2回行われる入学試験の合格者を対象として、入学手続期間の締切日前に本学の教育方針や入学前の学習の助けとなる入門書や基本書の提示、法科大学院で学ぶ上での思考方法や法律基本科目における授業方針等についての説明を行う場である。全体説明だけでなく教職員や在学生との個別相談の場も設けている。

2 新入生オリエンテーション

入学式当日から約1週間を利用して新入生オリエンテーションの期間を設け、専任教員全員による授業方針の説明のみならず、将来の進路選択に資するための法曹三者の仕組み等を講義する講演会、法律の学び方に関する特別授業、機器・データベースの利用方法、履修ガイダンス、履修個別相談などの多彩なメニューにより、法科大学院で学ぶ上での導入・転換教育の役割を果たしている。

3 シラバス

平成16年の開講年度より、全ての科目についてシラバスを作成し、学生への指針、計画的な学習、科目選択の際の参考となるようにしている。各授業科目統一フォーマットとし、1.授業の目的・内容等、2.教育方法、3.教材、教科書等、4.履修上の留意点、5.成績評価方法、6.授業計画の6項目で構成している。

4 オフィス・アワー

平成16年の開講年度より、法律基本科目を担当する専任教員についてオフィス・アワーを設定し、学生の履修指導や相談の機会を設けている。オフィス・アワー開設時間は、授業時間割表と併せて学生に配布し、利用に当たっては電子メール等の手段を用いて予約を取るなどの方法によっている。また、非常勤講師については、負担を考慮して専門のオフィス・アワーを設定していないが、授業開始及び終了前に学生からの質問を受け付ける時間を設けるよう依頼を行っている。

また、専任教員全員及び学生には大学独自のメールアドレスを付与し、メールによる質問等も受け付けることの出来る体制を整えている。専任教員及び非常勤教員（同意を得たもの）のメールアドレスは大学院要覧に掲載し学生に周知している。

【評価と問題点及び改善の方策】

1 入学予定者説明会

入門書や基本書の提示、法科大学院で学ぶ上での思考方法や法律基本科目における授業方針等の説明に当たっては、公法系、民事系、刑事系の各授業教員が入学予定者の習熟度に応じて初歩の入門書から体系的な基本書について適したものを薦めている。特に法学未修者の中には、初めて法律を学ぶ者や学部時代に法律を学んでいたが社会人として働いており法律の学習から離れて久しい者も多く含まれており、このような合格者に対して法科大学院への入学前に指針を示し、個別相談の場を設けて合格者個々人の悩みや質問に応えることは重要と考えられ、新入生を対象としたアンケート結果からも多くの学生が開講までの過ごし方が参考になったとの回答を得ていることは評価できる。

〔平成18年入学者対象アンケート結果〕(平成18年4月下旬実施)

対象者数:新入生70名(未修者コース47名、既修者コース23名)

有効回答数:38名(回収率54.3%)

Q. 駿河台大学の入学予定者説明会に参加されましたか

参加した(12月)	参加した(3月)	参加できなかった
25	9	4

Q. 入学予定者説明会中最も良い印象を持ったものはどれですか

参加した教授陣	大学概要、カリキュラム説明	開講までの過ごし方	個別相談	eラーニングデモ	校舎見学
8	3	17	7	1	1

2 新入生オリエンテーション

授業開講前の約 1 週間を利用して、多彩な内容の講演会や特別授業等を行っていることは評価できるが、反面 1 日のスケジュールが過密になっていることは否めない。実施内容の再検討、整理や、学生アンケートによる検証を実施する予定である。

3 シラバス

全ての授業科目について統一フォーマットとしたことで、学生に必要な情報の全てを提示できるようになっていることは評価できる。また、専任・非常勤を問わず全ての担当教員に対して、最初の授業時間の際に当該科目の教育方針等について改めて学生向けに説明を行うよう依頼を行っている。

また、シラバスに掲載した授業内容については、開講後 3 年間は設置認可時に提出したものからの変更は法改正によるものなど少規模に止め、設置認可の趣旨を生かすよう心がけた。

しかしながら、多くの内容を教える余りシラバスに掲載している授業計画どおりに授業が進行しないケースや、演習科目など複数クラス開講されている授業間における進度の差なども生じており、是正していく。

4 オフィス・アワー

オフィス・アワーでは、学生からの質問を受け付けるだけでなく、学習指導が必要な学生を呼び出して個別指導を行うなど学生個々に対する指導として極めて有効な側面を有している。

課題としては、一人の学生が長時間の質問を行うことで他の学生の質問機会を奪う結果となったり、指定された時間に教員が待機していないケースが学生アンケートの結果寄せられているので、改善の方策を検討したい。

〈学習支援〉

【現状】

1 学習支援の意義

法科大学院は、高度専門職業人のうちでも特に難度の高い法曹を養成するための専門職大学院として、ハイレベルの授業の実施を求められている。一方で、学生は年齢や学歴、経歴、社会経験の有無などの点で極めて多様な者がおり、更に特に法学未修者の間では、既修者コース試験に今一步で及ばなかった者から、全く初めて法律を学ぶ純粋未修者まで、法学の知識レベルの点で極めて大きな幅が存在している。法学純粋未修者については、法曹に法学部出身者以外の多様なバックグラウンドの人材を導入することがそもそも法科大学院制度創設の狙いのひとつであることに鑑みれば、これらの者を「招かざる入学者」と考えるわけにはいかないのは当然である。

このような学生の多様性が、しかしながら、法科大学院の教育に極めて難しい課題を課すことになっていることは、否定できない事実である。特に法学未修者コースについては、学生間の法学知識の格差の大きさが、授業のレベル設定を著しく困難にしている。しかも学生は課程修了後司法試験をクリアしなければならないことを考えると、授業はかなりハイレベルで、かつハードな内容にならざるを得ないため、法学純粋未修者に焦点を当てた平易で懇切丁寧な授業や、その他学生の多様なバックグラウンドや属性に合わせた授業を行うことは実際問題不可能である。

このような問題を解決する方法は、学生の主体的、積極的な努力のほか、法科大学院側としては授業の工夫、専任教員によるオフィス・アワー（共に前述）とともに、学習を支援する各種のシステムを用意することである。本学法科大学院では、法学初学者については、文部科学省の「法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム」に採択された「法学初学者学習支援システムの開発」プロジェクトを実施しているとともに、このプロジェクトで採用されているEラーニング・システムやティーチング・アシスタント（TA）などのサービスを法学初学者以外にも開放するなどして、学生の学習支援体制を整えている。

2 「法学初学者学習支援システムの開発」プロジェクト

(1) 法科大学院等専門職大学院形成支援プログラムへの採択

文部科学省の「法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム」（注）の平成16年度の実践的教育推進プログラムに、本学法科大学院の「法学初学者学習支援システムの開発」が採択され、3ヵ年計画でプロジェクトを推進した。

（注）法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム：

「法科大学院をはじめ、経営管理、会計などの各種の専門職大学院において行われる教育内容・方法の開発・充実等に取り組む優れた教育プロジェクトを選定・公表することによって、それぞれの専門職大学院が選定されたプロジェクトを参考にし、教育内容の充実のための取組を促進し、高度専門職業人養成の推進を図るとともに、もって我が国の国際競争力の強化・向上に資することを目的」として、平成16年度に創設された文部科学省のプログラムで、①教育の高度化による制度の発展を目的とした特色ある教育プロジェクトで、事業規模1千万円以上5千万円未満を対象とする「教育高度化推進プ

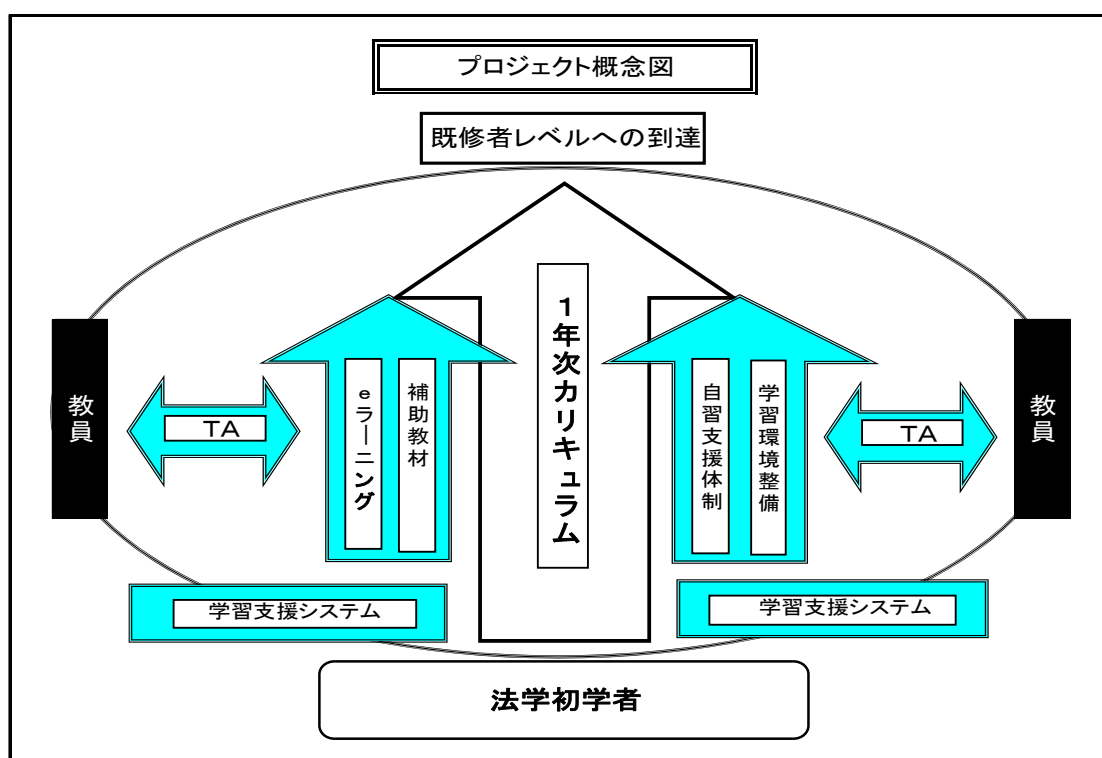
ログラム」と、②実践的な教育の推進を目的とした特色ある教育プロジェクトで、事業規模1千万円未満を対象とする「実践的教育推進プログラム」の2種類がある。

平成16年度の申請・採択：国公立の専門職大学院からの127件の申請があり、教育高度化推進プログラム30件と、実践的教育推進プログラム33件が採択された。

(2) システムの内容とプロジェクトの推進

法学初学者学習支援システムは、①初学者の予習・復習及び教員による学習状況把握等のためのEラーニング・システムの導入、②初学者の能率的な学習のための補助教材の開発、③教員のサポート及び初学者による自発的な学習や共同学習(自主ゼミ)の支援のためのティーチングアシスタント(TA)の体制の整備、④初学者の利用のしやすいデータベース、図書等の整備による学習環境の整備を主たる内容としている。

Eラーニング・システム、ティーチングアシスタント(TA)、データベースの内容については、それぞれの項を参照されたい(これらは、法学初学者以外も利用可能となっている)。



このシステム開発プロジェクトは、3年計画で遂行された。各年度の目標及び実施計画は次のとおりである。

平成16年度

(目標)

プロジェクト実施のための組織体制を整備し、法学初学者の学習状況等の実態把握・分

析に基づき学習支援プログラムの基本方針を決定するとともに、作業に着手する。

(実施計画)

- ① 一部導入・稼働中の E ラーニング・システムの改善課題の発見と分析、本格的な運用の準備と利用マニュアルの完成
- ② 補助教材の開発のための情報収集（学生本人との面談等による法学初学者に必要なとされる教育内容・方法の把握、初学者の弱点部分の確認、他の法科大学院や市販の各種テキスト等の内容の検討等）と関係教員による教材作成方針・分担の決定と作成への着手
- ③ TA の体制整備と自主ゼミ等の支援体制の構築
- ④ ノートパソコン、法令データベース、図書等の選定等による初学者の学習環境の整備

平成 17 年度

(目標)

各学習支援プログラムについて、初年度の一部試行的な実施から本格的な運用へと進展させ、システムの評価、成果の確認を行いつつ、内容の改善に努める。

(実施計画)

- ① E ラーニング・システムの積極的活用、利用マニュアルの改訂等
- ② 補助教材の開発
- ③ TA の体制整備、自主ゼミ等の支援体制の構築
- ④ 図書等学習環境の整備
- ⑤ アンケートの実施と評価等による運営体制の整備

平成 18 年度

(目標)

前年度までの達成成果を総括・確認するとともに、各プログラムに更に改善を加え、初学者学習支援システム開発計画としての完成をみる。その内容や成果を報告書として作成し、対外的にも公表する。

(実施計画)

- ① E ラーニング・システムの運用改善
- ② 法令データベース等の活用指導による積極的活用
- ③ TA による学習支援の継続
- ④ 補助教材の作成
- ⑤ 学習到達度の測定、検証
- ⑥ シンポジウムの開催
- ⑦ 実施報告書の作成

3 データベース

従来、法律を学習する過程において特に判例や文献の検索に多くの時間が費やされていたが、本学法科大学院においては、法令・判例・文献等のデータベースを導入し、法令・

判例等の効率的な検索及び出力を可能にしている。

平成 18 年度において利用可能なデータベースは、下表のとおりである。

〔データベース一覧〕

データベース名	対象分野	内容
LEX/DB Internet(※)	判例	明治 8 年以降の判例全文情報データベース。
現行法規(※)	法令	現行の法令をキーワード、制定年などで検索。
法律判例文献情報(※)	文献	『法律判例文献情報』収録の文献情報をキーワード検索可能
文献月報検索サービス(※)	文献	『法律時報 文献月報』収録の判例評釈等の検索が可能
商事法務(※)	文献	『商事法務』旬刊・資料版の文献情報をキーワード検索可能
有斐閣復刻版六法(※)	法令	昭和 32 年版～前年版までの六法全書を PDF ファイルで閲覧可能。
聞蔵 DNA for Libraries	新聞	朝日新聞の全文記事データベース。昭和 59 年以降の新聞記事の他『アエラ』『知恵蔵』なども収録。図書室内の特定端末からアクセス可能。
@有報革命	有価証券報告書	平成 5 年以降の有価証券報告書を PDF ファイルで閲覧。学内からのみアクセス可能(同時アクセス 3 人まで)。
主要法律雑誌[DVD]	法律雑誌	『最高裁判所判例解説』『判例タイムズ』『ジュリリスト』『金融法務事情』『金融・商事判例』『労働判例』『判例百選シリーズ』などの主要法律雑誌を創刊号から直近号まで PDF データで収録。図書室、院生室の備付端末からのみ利用可能。
官報検索サービス	官報	昭和 22 年以降の『官報』全文を収録。

※印のものは自宅のパソコンからも利用可能

4 E ラーニング・システム

E ラーニング・システムは、パソコンを使用した学習システムで、大学からでも自宅からでも都合のよい時間にこのシステムを使って、予習復習をすることができる。

入学 1 年目の学生を対象として、学生個別に ID とパスワードを付与している。

第一法規の「ベーシックラーニング@ロースクール」には、憲法、民法、商法、刑法の分野ごとに、テキスト、各ユニット（単位）において読むべき重要判例、参照条文、理解度チェックテスト、能力テストが組み込まれている。

E ラーニング・システムの理解度チェックテスト、能力テストは何度でも受験できるようになっている。講義終了後、試験直前、夏期休暇等の適宜の時点において、これらのテストを再受験し、自己の現時点における理解不十分な事項を再確認して、その点について基

本書等を読み、教員に質問するなどして、復習にも役立てることができる。

E ラーニング・システムの使用方法については、入学後のガイダンスで指導している。

〔平成 18 年度 E ラーニング・システム収録科目〕

分 野	科 目
憲法	人権編、統治編の 2 科目
民法	総則編、物権法編、債権法総論編、契約法編、不法行為等編の 5 科目
商法	会社法編、総則・商行為・手形法編の 2 科目
刑法	総論編、各論編の 2 科目

5 TA（ティーチング・アシスタント）

オフィス・アワー等による教員による指導の他に学生が身近に相談できるスタッフとして、TA（ティーチング・アシスタント）が学習の支援を行っている。学生の自習の補助や質問に答える等学習の指導に当たるほか、必要に応じて自主ゼミのチューターを務めたりしている。

TA は公法系、民事法系、刑事法系ごとに、法学系大学院の博士課程在学者、法学系学部の手伝いや各種機関の研究員等、司法試験合格後司法研修所に入所する前の者、その他場合により若手弁護士等を採用している。

6 説明会・講演会・特別授業

通常の授業や補講以外にも、学習支援の一環として法曹となるための心構えや新司法試験に向けての学習方法等、法科大学院生向けに教員や外部講師による様々な説明会や講演会等を開催している。

平成 16 年度及び 17 年度の実績は、下表のとおりである。

〔平成 16 年度実施説明会・講演会一覧〕

開催日	題目等	講師等
4 月 5 日～4 月 10 日・新入生オリエンテーション	特別講義「法律実務におけるパソコンの必要性と活用ーその現在と将来ー」	弁護士 樋口一夫氏
	特別講義「法学情報処理入門」	駿河台大学法学部助教授 芦野訓和氏
	特別講義「わが国の裁判制度」	喜多村治雄教授
	特別講義「弁護士の活動と組織」	弁護士・本学兼任講師 吉原省三氏
	特別講義「こう変わる日本の司法制度」	竹下守夫学長

	特別講義「わが国の検察制度」	河上和雄教授
	特別講義「法律の学び方」	今村隆教授
	特別講義「法律を学ぶための基礎知識 —会社法の改正も含めて—」	栗山徳子教授
6月30日	講演「法律を学ぶこと、法律実務を行う こと」	弁護士 大串淳子氏
	講演「司法試験に合格するための勉強 方法と具体的な心がまえ」	弁護士 西島良尚氏
	講演「ロースクール一期生と新司法試験 に向けた学習法 一元司法試験委員の 体験から—」	明治大学法科大学院長・ 本学兼任講師 伊藤進氏
9月25日	講演「次代の法曹に望むこと—法科大 学院で学ぶとは—」	司法研修所上席教官 加 藤新太郎氏
10月2日	講演「『法律家』をめざす法科大学院学 生に期待すること」	司法研修所検察教官室 次席教官 稲川龍也氏
11月15日	「家事紛争と法」特別授業児童虐待の現 状や、被虐待児保護のための現行制度 の内容、並びにその運用上の課題等	東京都児童相談センター 上田修一氏・弁護士 平 湯真人氏
12月22日	新司法試験に向けての説明会—サンプ ル問題を題材にして—	本学専任教員
12月24日・27 日・28日	現行司法試験論文試験問題解説会	本学司法試験合格者 TA3名
1月～3月	新司法試験選択科目ガイダンス・知的 財産法、労働法、倒産法、経済法、租税 法、国際関係法（公法系）、環境法	本学科目担当教員
2月4日	現職裁判官との懇談会	現職裁判官2名
2月～3月	民事法特別授業（未修者向、既修者向 各2回）・刑事法特別授業（全2回）	本学科目担当教員等
3月14日	行政法特別講義—入管行政を中心とし て	駿河台大学法学部教授 伊藤行紀氏

〔平成17年度実施説明会・講演会一覧〕

開催日	題目等	講師等
4月5日～4月9 日・新入生オリエ ンテーション	特別講義「司法制度改革と国民の司法 参加」	竹下守夫学長
	特別講義「法学情報処理入門」	駿河台大学法学部助教

		授芦野訓和氏
	特別講義「弁護士の活動と組織」	弁護士・本学兼任講師 吉原省三氏
	特別講義「わが国の検察」	河上和雄教授
	特別講義「法律を学ぶための基礎知識」	栗山徳子教授
	特別講義「わが国の裁判制度」	喜多村治雄教授
	特別講義「法律の学び方 ―新司法試験へ向けて―」	今村隆教授
8月～9月	民事法特別授業(未修者向、既修者向各2回)・刑事法特別授業(全2回)・民事法特別授業(全2回)	本学科目担当教員等
8月～9月	新司法試験プレテスト講評・公法系、民事系、刑事系、知的財産法、労働法、倒産法、経済法、租税法、国際関係法(公法系)、国際関係法(私法系)、環境法	本学科目担当教員
11月21日	「家事紛争と法」特別授業児童虐待の現状や、被虐待児保護のための現行制度の内容、並びにその運用上の課題等	東京都児童相談センター 上田修一氏・弁護士 平湯真人氏
2月～3月	民事法特別授業(未修者向、既修者向各2回)・刑事法特別授業(全2回)・会社法特別授業(全5回)	本学科目担当教員
	憲法問題研究(全7回)、行政法特別授業(全4回)、商行為特別授業(全3回)、民事法特別授業(全2回)、刑法特別授業(全2回)、刑事法特別ゼミ(全4回)、現行司法試験解説ゼミ(全5回)	本学 TA

【評価と問題点及び改善の方策】

1 「法学初学者学習支援システムの開発」プロジェクト

「法学初学者学習支援システムの開発」プロジェクトは、文部科学省の補助金を得て当初の予定通り平成16年度～18年度の3カ年に亘って実施し、平成18年10月にはプロジェクトの成果に関するシンポジウムも実施した。今後は報告書の取りまとめを予定している。

プロジェクトにおいては、Eラーニング・システムの導入、ティーチングアシスタント(TA)

の体制の整備、データベース等の学習環境の整備、補助教材の開発など、学習支援システムの構成要素として当初予定したものをすべて試み、いずれについても一定の成果を得た（これらは法学初学者以外も利用可能で、それらの者の利用を含めた評価については別項）。問題は、これら各要素のひとつひとつについては成果があったものの、法学初学者の弱点や思考法などを踏まえた初学者向きの体系的な法学学習法についての研究とシステム開発が進まなかったことである。この点は、初学者のバックグラウンド等によっても異なり、日々の授業に追いつまわられていることによる困難さもあるが、今後の課題としたい。

2 データベース

データベースを含む「法学初学者学習支援システム」の各要素の利用状況を知るために、平成 18 年 6 月に在学生 173 人を対象にアンケート調査を行い、101 人から回答を得た。それによれば、法律学習用のデータベースの利用頻度は、ほぼ毎日が 33%、週に 3～5 日程度が 41%、週に 1～2 日程度が 21%で、これで 95%である。利用したことのあるデータベースでは、LEX/DB Internet が 94%、主要法律雑誌(DVD)が 52%、現行法規が 46%、法律判例文献情報が 38%で、小型六法未収録の法律テキストと、判例、主要法律雑誌収録論文などの法学学習のための基本情報はデータベースに依存している状況が分かる。

実際データベースの学習上の貢献度に関する質問では、非常に役に立っているが 73%、役に立っているが 21%で、この両者だけで 94%にのぼっている。ただし、アンケートの自由記述ではデータベースの収録範囲や、システムの使い勝手について希望が述べられており、これらは今後の課題である。

3 E ラーニング・システム

上記のアンケート調査では E ラーニング・システムについても聞いているが、その利用実績は科目によって大きく異なり、憲法で 57%、民法で 78%、商法で 23%、刑法で 49%であった。

民法で使用率が高くなっているのは、予習に当たって使用が義務付けられているからであるが、ただし自由記述では、教科書と E ラーニング両方の予習は負担である等の指摘もある。E ラーニング・システムについては、内容や使い勝手について様々な注文が寄せられていて、システムそのものがまだ未成熟であることによる影響が大きいようである。ユーザーの立場からシステムの成熟を促す努力をする一方で、学習に当たっての使い方の工夫も行っていきたい。

4 TA（ティーチング・アシスタント）

アンケート調査では、TA の利用について「ほとんど利用していない」が 67%にのぼっている一方で、「非常に役に立っている」が 13%、「役に立っている」が 36%で、「非常に役に立っている」と答えた者は E ラーニング・システムより多い（E ラーニング・システムは「非常に役に立っている」が 7%、「役に立っている」が 54%）。このことは、TA の利用は一部の者に限られているが、利用している者にとっては極めて有用との評価が行われている（あ

るいは有用な利用の仕方が行われている）ということを意味する。

各 TA は毎日来ているわけではなく、学生によっては授業との関係で接触できない TA もいる。また使い方が決まっている E ラーニング・システムと異なり、TA をどのように使うかという利用者側の主体性と技術も有用性の評価に大きく関係する。本学の TA には司法試験に合格したばかりで、法科大学院生に近い（したがって学習の仕方等の指導に向いている）者から、現役の弁護士まで多様な人材を揃えており、使い方によって教員からとは異なる大きな成果を引き出すことが可能なはずである。そのためには、学生に使い方を修得させる必要があり、更にその前提として法科大学院における学習の全体像の組立てと、学習の技術についても指導を強化していく必要があるものと考えられる。また逆に学生の実際的なニーズを把握して、それに応える TA の配置やサービス内容も検討していきたい。

5 説明会・講演会・特別授業

説明会、講演会、特別授業等は、実績が示すように学習の各局面に応じてかなりの頻度で実施されており、内容、頻度とも評価できる。問題は、新入生オリエンテーション等参加が義務付けられているもの以外の自由参加のものについて、必ずしも出席率が高くないことである。これは予習やレポート、あるいは自習等の学習の繁忙のためか、それともテーマ等内容が関心を引かないためかは判然としない。この点でも、TA についてと同様に学生の実際的なニーズの把握が必要であり、今後実施していく。

いまひとつは、司法試験対策的なものの扱いである。これらについては、学生が関心を持っていることは当然としても、法科大学院としてどこまで行うのが適当かは、まだ必ずしも全国の法科大学院関係者の間で具体的な基準が形成されているわけではない。これについては、本学だけで決められるものではないので、今後関係方面における議論の帰趨を見守りながら慎重に検討していきたい。

〈成績評価〉

【現状】

1 成績評価と成績基準

(1) 基本的な考え方

法科大学院では、修了者に新司法試験受験資格が与えられることになるため、将来の法曹となるに相応しい人材の育成が要請されており、そのためには、大学院側で質の高い教育を提供するとともに、厳格な成績評価をして、将来の法曹に必要とされる法律学の専門知識・応用力を修得した者のみを卒業させることが不可欠である。本学法科大学院では、予め授業担当者間で成績評価項目を定め、それに基づいて成績評価を行っている。また、

複数教員が同一内容の授業を担当する演習科目では、各クラスの担当教員が協議して共通の期末試験問題を作成し、採点基準についても協議して全学で同一の基準に基づいて評価することとしている。

なお、成績基準、試験制度については、規則の整備を行い、当初「学期末試験に関する申し合わせ」として取り纏めたが、平成 18 年に正規の規則として「駿河台大学大学院法務研究科試験に関する規則」を制定した。

(2) 試験及び定期試験

試験は定期試験、臨時試験、追試験及び再試験を実施している。追試験はやむを得ない事由で試験を欠席した科目、再試験は試験を受験して不合格になった科目について実施している。

従来 of 大学院では筆記試験による定期試験はむしろ稀であったが、本学法科大学院では、法文書作成・模擬裁判及びクリニック・エクスターンシップを除く全科目について、筆記試験による定期試験を実施しており、また、その成績評価に占める比重は概ね 50 パーセントとしている。

(3) 成績評価の方法

成績評価は以下の基準で行っている。なお、科目によっては、より具体的な評価項目や評価の基準が示されていることがあり、シラバスで公表されている。

(i) 法律基本科目（法科大学院統一成績評価方法 A 方式）

法律基本科目では、①授業の出席状況、②予習状況、③授業中の応答状況、④レポートの成績、⑤試験の成績を総合して単位を認定している。期末試験では、基礎学力・応用力を試すため、比較的長文の事例問題を課して、記述式で解答させている。なお、各成績評価項目の比重は、①②③④の平常点を概ね 50%、⑤の試験を概ね 50%としている。

(ii) 実務基礎科目（法科大学院統一成績評価方法 B 方式）

法曹倫理、民事訴訟実務の基礎、刑事訴訟実務の基礎の講義科目では、①授業の出席状況、②予習状況、③授業中の応答状況、④レポートの成績、⑤試験の成績を総合して単位を認定している。各成績評価項目の比重は、①②③④の平常点を概ね 50%、⑤の試験を概ね 50%としている。（法科大学院統一成績評価方法 B-(a)方式）

法文書作成・模擬裁判では、①授業の出席状況、②予習状況、③法文書の内容、④模擬裁判の内容を総合して単位を認定している。（法科大学院統一成績評価方法 B-(b)方式）

クリニック・エクスターンシップでは、①授業の出席状況、②授業中の応答状況、③レポートの成績、④受入れ先での取組態度・法知識・実務技能の習熟度を総合して成績を評価している。（法科大学院統一成績評価方法 B-(c)方式）

(iii) 基礎法学・隣接科目（法科大学院統一成績評価方法 C 方式）

基礎法学・隣接科目では、①授業の出席状況、②授業中の応答状況、③レポートの成績、④試験の成績を総合して単位を認定している。各成績評価項目の比重は、①②③の平常点

を概ね 50%、④の試験を概ね 50%としている。

(iv) 展開・先端科目（法科大学院統一成績評価方法 D 方式）

展開・先端科目では、①授業の出席状況、②授業中の応答状況、③レポートの成績、④試験の成績を総合して単位を認定している。各成績評価項目の比重は、①②③の平常点を概ね 50%、④の試験を概ね 50%としている。

(4) 成績の表示

各授業科目の成績は 100 点を満点とし、60 点以上を合格、60 点未満を不合格とし、次のように表示している。合格した授業科目については、所定の単位が与えられる。

表 示	得 点	合 否 等
A	100 点 ～ 80 点	合 格
B	79 点 ～ 70 点	
C	69 点 ～ 60 点	
F	59 点 ～	不 合 格
N	-----	他大学院等において修得した科目の単位を本学において認定したもの

2 修了試験

法科大学院では、学位論文の作成を修了要件としていない。そこで本学法科大学院では、学位論文に代わるものとして、修了に必要な単位を取得した者に対して、公法系・民法系・刑事法系の担当教員が共同で口頭試問を行い、法科大学院で修得すべきものと予定している基礎学力・応用能力・コミュニケーション能力を十分に修得したと評価される者にのみ学位を授与している。平成 17 年度に初めて修了試験が行われたが、再試験を行った者を含めて全員が合格した。

【評価と問題点及び改善の方策】

1 成績評価と成績基準

成績基準・試験について詳細な規則を定めている点、科目の種別ごとに統一化された評価方法を定めている点、複数教員が同一内容の授業を担当する演習科目において各クラスの担当教員が協議して共通の期末試験問題を作成し、採点基準についても協議して全学で同一の基準に基づいて評価している点、評価方法と評価基準について大学院要覧やシラバス等によって学生に周知している点などは評価できる。

問題は、科目間ないし教員間の実際の成績評価の規準、特に単位の修得を認めない F 評価の規準である。この点は、学習の成果を基準とするのか、将来司法試験をクリアーでき

と見込まれる客観的水準への到達度を基準にするのかという基本的な考え方や、更には法科大学院はそもそも司法試験への能力的不適格者の選別と排除の機能を果たすべきかといった根本的な問題とも関係する。これらは本学単独では答えを出すことのできない問題であり、今後における法科大学院制度と関係方面の議論の成熟を見守っていくしかない。

しかし、最終的にはこれらの根本的な問題が解決されなければ決着のつかないことではあるにしても、当面学内で成績評価の基準をどのように運用し、特に単位不認定の基準をどのようにしていくかという実的な問題が残る。本法科大学院では、初年度の平成 16 年度には、いわば様子見の意味もあって各教員とも F 評価は多くはなかったが、2 年度目の平成 17 年度になると、科目間・教員間で F 評価の数に大きな較差が生じ、研究科委員会で何度か議論を重ねて、基準の統一を図り、このため 18 年度には大幅な改善をみた。今後も教員間の議論の積み重ねにより、基準の統一を図っていく。

2 修了試験

設置認可に当たった大学の大学設置審議会の面接調査で、各科目ごとに単位の認定を行って修了要件の単位数を修得した者に改めて修了試験を行う意味について質問があり、【現状】において記載したような修了試験の趣旨について説明した。その後平成 18 年 3 月の履行状況調査で、「修了試験の実施方法等について、あらかじめ学生に明示し、適切に運用すること」という留意事項が付された。

修了試験の実施方法については、平成 17 年 12 月以来、研究科委員会で検討し、平成 17 年度修了見込み学生全員に対し平成 18 年 1 月 5 日に実施方法を明示し、3 月 1 日に修了試験を実施した。その結果、【現状】で記載したように再試験の者を含め、修了要件単位数修得者全員が合格し、法科大学院を修了したところであるが、全員について修了適格を確認できたこと、再試験を行った者に対して、再勉強の機会を与えたことは、修了試験の成果とも言える。したがって今後とも修了試験制度を維持し、適切な運用に努めたい。

〈教育の改善〉

【現状】

1 FD の実施

(1) FD の概要

FD は法科大学院が力を入れて実施していることのひとつである。FD 担当を置き、FD 担当が FD の企画を行い、研究科委員会での決定を得て実施している。

主なメニューとしては、分野（公法系、民事系、刑事系）ごとの授業内容・授業方法・教材等の検討会の実施、毎学期ごとの教員相互の授業参観と参観後の評価書の提出（授業実施教員にも送付される）、教員の研修会等への参加、他大学等のシンポジウムへの参加と研究科委員会等でのその報告、更に学生授業アンケートの実施と、学生の指摘事項への

対応策の研究科委員会での検討などが挙げられる。

(2) 分野検討会の実施

公法系、民事系、刑事系の各担当において、授業内容・授業方法・教材等の統一や改善、更に試験の実施や採点基準についてなど、教育課程の全般にわたって随時検討会を実施して、FD としての実をあげている。

これまでの実績は、次のとおり。

(i) 公法系科目検討会

平成 16 年度は 10 月以降数回実施した。「公法総合演習」担当者（研究者・実務家）間の教育方法、新司法試験サンプル問題を素材に教育方法について討議した。

平成 17 年度は 8 月、9 月に 2 回実施した。「公法総合演習」担当者間で各問題、レポート、採点基準等を討議した。

(ii) 民事系科目検討会

平成 16 年度は 10 月以降 8 回程度実施した。休業期間中の補習内容、新司法試験サンプル問題を素材に教育方法について討議した。民法、商法等分野間の協議は随時実施した。

平成 17 年度は「民事法総合演習」担当教員間で問題等を討議し、8 回実施した。「法文書作成・模擬裁判」担当教員間での問題等の討議を 5・6 回実施した。「民事訴訟法演習」担当教員間での問題等の討議を 3 回程度実施した。

(iii) 刑事系科目検討会

平成 16 年度は 10 月以降数回実施した。教材作成及び新司法試験サンプル問題を素材に教育方法について討議した。

平成 17 年度は数回実施した。各科目における問題や採点基準等を討議した。

(3) 教員相互の授業見学

教員相互の授業見学は、学期ごとに各教員が見学可能な授業日時を指定し、そのリストを配布して、見学を希望する教員が希望の授業と日時を指定して申し込む方法で実施している。現在のところ専任教員間で実施しているが、非常勤教員の授業を見学したいときは、個別に許可を求めて実施している。

実績では、同一科目の他の教員、同一分野の異なる科目（民事法分野の民法と商法など）の教員、異なる分野の教員の授業について見学が行われているが、基本法担当教員間の授業相互にとどまっている。

見学した教員は所定の用紙に授業の感想、改善に関する提案等を記入し、FD 担当者に提出する。結果は FD 担当者を取りまとめて、授業担当教員に配布している。

(4) 機関等開催の研修会

学外の機関等が開催する学外教員研修会には、希望者を募ってできるだけ機会を活用するように努めている。

平成 16 年度、17 年度の参加状況は、下表のとおり。

〔学外教員研修参加状況〕

平成 16 年度

日付	名称	主催	参加教員
4月～6月	司法研修所における授業傍聴等	司法研修所	浅田登美子教授 小川英明教授 栗山徳子教授
6月15日	第2回法科大学院における法曹倫理教育に関する意見交換会	日本弁護士連合会法科大学院センター	太田秀哉兼任講師
6月30日	第3回クリニック研究会	日本弁護士連合会法科大学院センター及び東京弁護士会	浅岡輝彦講師
12月4日	法科大学院要件事実教育研究会	法科大学院要件事実教育研究所	喜多村治雄教授

平成 17 年度

日付	名称	主催	参加教員
4月～3月 (12回)	金融法研究会	あさひ・狛法律事務所	日野正晴教授
4月～6月	司法研修所における授業傍聴等	司法研修所	木下公明教授
7月2日	新司法試験科目別シンポジウム ～論文式答案の評価のあり方～	日本弁護士連合会法科大学院センター	織田博子教授 島伸一教授
7月13日	法曹倫理研修	日本弁護士連合会	日野正晴教授
7月～12月 (5回)	独占禁止法基本問題懇談会	内閣府	日野正晴教授
7月30日	模擬裁判シンポジウム	日本弁護士連合会	浅田登美子教授
9月11.12日	日米行政法比較シンポジウム	日米法学会	日野正晴教授
10月27日	新会社法シンポジウム	経団連	日野正晴教授
12月3日	臨床系教育シンポジウム	法科大学院協会	浅田登美子教授

なお、本学法科大学院から講師を派遣した例は、下表のとおり。

〔教員研修講師派遣状況〕

平成 16 年度

日付	名称	主催	派遣教員
9月14日	派遣検察官教員に対する説明	法務省	日野正晴教授

その他、他大学等が主催するシンポジウムへの参加や、実務家教員については、学会への所属や研究者教員が主催する研究会への参加を奨励している。

2 学生授業アンケート

法科大学院では、授業に対する学生のニーズや、現在の授業に対する学生の評価を把握する手段として、各学期に2回ずつ学生による授業アンケートを実施している。1回目は、学期開講1ヶ月程度の時点で自由記述形式の中間アンケートとして実施している。アンケート内容については各教員に配布し、板書や発声等の手法面や、資料配布方法の変更等、各教員が自分の授業の改善に役立てている。

2回目は学期終了後に実施する授業アンケートで、定形式及び自由記述形式で実施しており、自由記述部分及び回答分布を科目担当教員に配布することにより、次学期以降の改善に生かしている。

教員に対する全体の集計結果及び分析について、FD担当教員を中心に行った結果を研究科委員会に提示し、専任教員全員の共有化を図っている。

学生向けへの中間アンケート及び授業アンケートの集計結果及び分析結果の公表は、駿河台大学ニューズレター（年2回程度発行）により、実施している。

〔授業アンケート実施状況〕

実施時期	アンケート種別
平成16年5月20日	春学期中間アンケート
平成16年7月21日	春学期授業アンケート
平成16年10月1日	秋学期中間アンケート
平成16年10月1日	授業運営等アンケート
平成17年1月22日	秋学期授業アンケート
平成17年5月18日	春学期中間アンケート
平成17年8月2日	春学期授業アンケート
平成17年10月28日	秋学期中間アンケート
平成18年1月28日	秋学期授業アンケート

【評価と問題点及び改善の方策】

1 FDの実施

教員相互の授業見学は、初期には比較的熱心に行われていたとすることができる。これは他の教員の授業方法への関心によるものであるが、ひと通り見終わった後では必ずしも熱心に相互の授業見学が行われているとは言えない。これまでは自発的な見学を予定していたが、今後はプログラム化した別の仕組みを検討する必要もあるものと考えられる。また基本科目の担当教員間にとどまらず、より幅広く実施していく必要があり、具体的な実施方法を検討していく。

教員の学外研修会への参加も、同様に初期には比較的熱心に行われていたが、最近は専攻分野の研究会やそれに類するものを除き、特に授業や教育方法に関するものでは実績は多くない（もっとも、研修会の機会自体が減っている）。

一方で、法科大学院は、なお制度の形成途上にあり、特に18年度には初めて修了者による新司法試験が実施されたこともあり、研究科委員会等の場で教育のあり方をめぐって様々な議論が行われている。これも広い意味ではFDと捉えることができよう。今後は法科大学院はどこまで新司法試験を意識した教育をすべきかなど、法科大学院の教育の基本的なあり方について教員間で十分なコンセンサスの形成がなされた後に、それを実現するためのFDのあり方を具体的に検討していきたい。

2 学生授業アンケート

比較するデータはないが、恐らく本法科大学院は、学生アンケートを熱心に実施し、かつその結果について真剣に検討している部類に入るものと思われる。この傾向は今後も維持していきたいが、問題がないわけでもない。

まず法曹資格を目指して切実な状況にあり、それだけにディマンディングな一面を持つ学生の要望にどこまで応えるべきかという点である。特に司法試験対策を求める学生の希望にどう応えるかは、単純に学生の求めるサービスをすれば良いということで済まされない基本的な問題を抱えている。

自由記述では、各教員の個別の評価や要望事項も頻繁に記載されている。現在のところは、それを当該教員に回し、研究科委員会で公表しているアンケート結果一覧にも記載しているが、それ以上の対応はしていない。上述のように学生は一般的にかなりディマンディングな状況にあり、学生の言い分の方が正しいとも言いきれないので、学生の主張を基準とした対応も取り難く、今後の課題として検討していく。

〈学位授与・課程修了の認定〉

【現状】

1 修了試験

法科大学院では、学位論文の作成を修了要件としていない。そこで本法科大学院では、

学位論文に代わるものとして、修了に必要な単位を取得した者に対して、公法系・民法系・刑事法系の担当教員が共同で口頭試問を行い、法科大学院で修得すべきものと予定している基礎学力・応用能力・コミュニケーション能力を十分に修得したと評価される者のみ学位を授与している。平成17年度に初めて修了試験が行われたが、再試験を行った者を含めて全員が合格した。

2 学位授与

本研究科は、平成18年3月に平成16年第1期既修者コース入学者の22名を送り出しており、平成19年3月には平成16年末修者コース入学者のうち36名、同17年既修者コース入学者18名の合計54名が修了する見込みである。修了者には法務博士（専門職）の学位が与えられる。

【評価と問題点及び改善の方策】

1 修了試験

設置認可に当たっての大学設置審議会の面接調査で、各科目ごとに単位の認定を行って修了要件の単位数を修得した者に改めて修了試験を行う意味について質問があり、【現状】において記載したような修了試験の趣旨について説明した。その後平成18年3月の履行状況調査で、「修了試験の実施方法等について、あらかじめ学生に明示し、適切に運用すること」という留意事項が付された。

修了試験の実施方法については、平成17年12月以来、研究科委員会で検討し、平成17年度修了見込み学生全員に対し平成18年1月5日に実施方法を明示し、3月1日に修了試験を実施した。その結果、【現状】で記載したように再試験の者を含め、修了要件単位数修得者全員が合格し、本法科大学院を修了したところであるが、全員について修了適格を確認できたこと、再試験を行った者に対して、再勉強の機会を与えたことは、修了試験の成果とも言える。しかしながら、大学設置審議会での面接調査での経緯等も踏まえて、修了試験のあり方について学内で検討を行い、完成後の平成19年度入学者より修了試験を行わないことを決定している。

2 学位授与

現在法科大学院に学んでいる者の大多数にとって、法務博士の学位は何よりも新司法試験の受験資格を意味している。しかし、修了後5年間に3回に限り受験可能という制約があり、更に法科大学院の設置数による修了見込み者数と新司法試験の合格者枠の関係からして、今後学位取得者でありながら新司法試験に合格できない者が大量に出ることは避けられない。このような状況下で、法務博士の学位が社会的にどのような意味を持つか、またそれに応じて学位の授与はいかにあるべきかなどは、いずれもこれからの課題としての要素が大きい。その動向を注意深く見守りつつ、対応策や必要な改善策を検討していきたい。

第5章 学生の受け入れ

【はじめに】

本学の建学の精神、教育理念・目的を実現するためには、大学で学ぶに足る基礎学力、大学で自らの価値を高めようとする勉学意欲、これまでの生活の中で身につけており今後更に発展させるべき個性を有する入学志願者を集めることが必要である。そのために、適切な学生受け入れ方針と選抜方法を定め、学生定員の管理を行うことを目指す。具体的な達成目標の概要は以下のとおりである。

1 学生受け入れについての恒常的・系統的な検証と改善

学生受け入れのあり方と選抜方法の点検・改善について恒常的・系統的に組織的対応を行うための体制を確立する。

また、高校教育と大学教育との関連性を配慮し、高校の進路指導部の教員への広報と推薦入学者の入学後の成績の通知、オープン・キャンパスによる高校生への広報、サマースクールによる大学における勉学のイメージの獲得、入学前教育による大学での勉学への事前適応など、組織的に改善に努める。

社会人や外国人留学生の受け入れ、他大学や専門学校からの編入学などにおいても、選抜方法の適正化と改善に努める。

2 合格判断基準の公表

入試における合格判断基準を志願者と社会に対して、公表・公開することに努める。また、不合格者に対しても、本人に対し選考結果の開示に努める。

3 定員の管理

学生収容定員と在籍学生数の比率を、教育効果を十分に上げるため、適切（1.0～1.2 倍）に維持するよう努める。

入学定員の定員割れを起こさないようにすることに努める一方、学生受け入れ数を入学定員の 1.2 倍を上回らないように努める。受け入れた学生は責任を持って学力をつけるよう教育し、各自の卒業後の進路を見極めるよう支援する。

一方、退学者・除籍者を減少させるため、学生の勉学・大学生活の支援、健康相談等の学生支援に努める。

また、編入学定員に対する在籍学生数比も 1.3 倍以内に抑えるよう努める。

定員管理を全学的な組織・体制で恒常的に検証し、適切な改善策を講じる。

第1節 大学・学部における入学者の選抜

I 入学者の選抜

〈大学・学部の入学者選抜方法〉

【現状】

1 本学入試制度の変遷

本学が開学時に実施した入試は、一般入試（Ⅰ期・Ⅱ期）と推薦入試（公募制推薦入試）であった。その後、多様な個性と勉学意欲を持つ学生の確保を目標とし、平成元年の指定校推薦入試の導入を手始めに、平成5年には編入学入試を採用するなど、入学者選抜方法の複数化を積極的に推進してきた。大学で学ぶに必要な基礎学力と、多様な個性と勉学意欲を持つ学生の確保は、現在も、本学入試の基本方針となっている。平成18年度入試では、推薦入試として3方式、自己PR方式、一般入試として4方式、特別入試として3方式、編入学試験として2方式、計13方式の入学試験を実施している。

また、本学の入試形態は、全学で基本的に同一であり、学部・学科による特異性はない。入試の実施についても全学統一の体制を敷いており、各学部が年毎に輪番で入試運営の任に当たっている。

本学の入試は、平成11年度までは一般入試（学科試験による選抜）を中心とする体制をとっていた。しかしながら、平成9年をピークとして大学進学者が急減する中で、高校既卒者（いわゆる受験浪人）の占める比率が高い本学の一般入試が、選抜として十全に機能する上で必要な受験生数の確保という点で、早晚限界に直面することは確実と見られ、早急な対応が求められていた。

更に、一般入試を中心とする試験制度の下での入学者のうちには、大学への帰属意識が欠如した学生が少なからず見受けられたが、こうした不本意入学者の多くは、一般入試による入学者であった。他方で、当時すでに実施されていた指定校推薦入試による入学者は、入学当時より本学の学生としてのアイデンティティを持ち、大学生活への適応も支障なく行い得ていたため、入学後の勉学態度や成績が概して良好であった。

こうした状況から判断するなら、本学の教育理念である「愛情教育」に基づく教育の手法・実践の実効性を確保し、本学の教育目標の実現を一層確実なものとするために、入試体制を変更することが不可欠であることが認識されるに至った。

こうした認識に基づき、平成12年度入試より、高校側との緊密な連携の下に、推薦入試によって本学の教育目標・教育手法をよく理解した上で本学を第一志望とする層を確保することを最重要課題とする入試体制がとられた。このような指定校推薦入試に重心を置く体制は、平成18年度入試に至るまで継続している。

この大きな変更以降も、微調整ではあるが、現状分析を踏まえた選抜方法の見直しを継続的に行っており、平成13年度にはスポーツ推薦入試を導入した。また、平成15年度より、経済学部・文化情

報学部は、学科別募集から学部一括募集に変更した。近年の高校における進路指導状況や入学後の不適応学生の多さから判断すると、学部の選択についてはそれなりに理解されているとは言えようが、学科の選択については、より深い知識を必要とするために、大学入学前に正しく理解した上で適切な選択を行うことは容易ではなく、また適切ではない選択は入学後の学習や勉学意欲に悪影響を及ぼすとの認識からである。同年より2学科となった現代文化学部も学部一括募集の方式を採用しており、本学では、学科別の募集は行われていない。

平成16年度には、編入学試験で指定校を廃止し、一般推薦のみとした。更に、平成17年度から公募制推薦で、NHKの「視点・論点」のビデオ視聴とその内容理解を主として問う面接から、各学部教員による課題講義とその内容理解を主として問う面接へ変更した。しかし、この方法は、各学部の講義を受験生に体験させ、その理解力をみるという点では優れているものの、受験生の確保という点からは適切とは言えず、手直しが必要であるとの結論に至った。

更に、一般入試における試験会場は、受験者の地域的多様性を確保することに留意しており、平成18年度入試では全国20会場を設定している。また、平成18年度入試から、最初に行う一般入試(A方式)を、3科目(英・国必須、選択1科目)から英国2科目必修に変更し、受験生の幅を広げるとともに、基礎学力を見ることをより重視することにした。

また、自己PR方式については、平成19年度入試からは、サマースクールでの受講実績をPR資料として認めるように改革し、実施時期についても、2回実施とし、1回目は10月実施に変更した。

2 入学者選抜方法の類型と位置づけ

平成18年度における1年次入学者と編入学者の選抜方法とその位置づけは、概略次のとおりである。各方式は、基本的には全学で共通であるが、選抜は各学部入試委員会で審議し、合否判定原案を作る。

(1) 推薦入試

(i) 指定校推薦入試

志願者が本学で学ぶに足る十分な基礎学力を有し、勉学態度も良好であるとする、高校側の判断を尊重する入試方式である。本学の各学部への入学意欲が高く、本学の教育理念・目的に適合していると高校側が判断した生徒を対象として、面接で評価し、合否を決定する。この選抜方法が目指すのは、本学入学を第一志望とする入学者の獲得であり、これにより本学の建学の精神に基づいた教育に適合的な層の確保が可能となる。

指定校の選定は、各学部入試委員会の審議を経て、教授会で決定される。指定校は、本学の理念等に理解を有する高校を対象とするため、過去に受験の実績がある高校が中心となっている。

出願資格：全体の評定平均値が3.5以上

選考方法：書類審査(調査書・高等学校推薦書)、面接

〔指定校推薦入試の推移〕(単位:人(倍率欄:倍))

学部	区分	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
法学部	志願者	209	255	299	268	244	215
	合格者	209	254	299	268	244	215
	倍率	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
	入学者	209	254	298	268	242	215
経済学部	志願者	275	247	271	204	220	176
	合格者	274	247	271	204	219	176
	倍率	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
	入学者	274	247	271	204	217	175
文化情報学部	志願者	133	193	174	174	177	152
	合格者	133	193	174	174	176	152
	倍率	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
	入学者	133	192	173	174	176	151
現代文化学部	志願者	105	114	108	92	127	92
	合格者	105	114	108	92	127	92
	倍率	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
	入学者	104	113	108	92	127	92

(ii) 公募制推薦入試

公募制推薦入試では、指定校以外の高校の生徒で、本学への入学意欲の高い者の獲得を主眼とする。また、高校内選抜で指定校推薦入試を得られなかった指定校生徒も受け入れている。

指定校推薦入試と同様、本学で学ぶに足る十分な基礎学力があり、本学への強い入学意欲を持つ志願者を選抜することを目的とする。この選抜方法では、平成18年度までは、上記の二点に加えて、「課題講義」の理解度を評定する面接を重視し、高校での学業成績と、資格等を加味した総合評価によって選抜してきた。各学部の教育目標が、「課題講義」のテーマ・内容・加点の対象となる資格等の選択にも反映され、各学部の特性に応じた選抜・評価方法をとっていた。しかし、この「課題講義」の理解度を見る方式は、高校教員の多くからは高い評価を受けたものの、受験生は「学力評価による選抜」というように受け取って敬遠する傾向が強く、応募者が減少したので、平成19年度入試からはこの方法を止め、資格や体験等の評価の割合を高め、サマースクールの受講体験も評価の対象に含めることとし、より丁寧な面接を行うようにし、また評定平均値の条件を3.5以上から3.3以上に改めることにした。

出願資格：全体の評定平均値が3.5以上、若しくは「外国語」・「国語」・「地理歴史・公民・数学のうちいずれか1教科」の3教科の評定平均値の平均が3.8以上

選考方法：書類審査（調査書・高等学校推薦書）、面接

〔公募制推薦入試の推移〕(単位:人(倍率欄:倍))

学部	区分	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
法学部	志願者	60	57	49	51	44	21
	合格者	51	48	18	16	28	20
	倍率	1.2	1.2	2.7	3.2	1.6	1.1
	入学者	50	48	17	16	28	19
経済学部	志願者	44	43	43	42	22	11
	合格者	29	35	10	15	7	9
	倍率	1.5	1.2	4.3	2.8	3.1	1.2
	入学者	29	35	10	15	7	9
文化情報学部	志願者	40	68	45	45	25	21
	合格者	36	45	40	38	20	20
	倍率	1.1	1.5	1.1	1.2	1.3	1.1
	入学者	36	45	40	38	20	20
現代文化学部	志願者	27	34	34	46	27	25
	合格者	23	14	16	30	11	21
	倍率	1.2	2.4	2.1	1.5	2.5	1.2
	入学者	23	14	16	29	11	21

(iii) スポーツ推薦入試

スポーツに秀でた人材は、厳しい練習に耐え抜く自己規律、競技目標を達成しようとする強い意志、団体競技であればリーダーとフォロワーとの適切な関係性の構築力を持ち、また競技成績を根拠とする自己有能感を抱いている。

また、競技での高い成果の獲得は、本人のみならず、本学学生全体に大学への誇り・帰属感をもち、また競技成績を根拠とする。また、競技での高い成果の獲得は、本人のみならず、本学学生全体に大学への誇り・帰属感をもち、また競技成績を根拠とする。

以上のような観点から、単に多様な入学者を確保するというにとどまらず、加えて、学生全体のアイデンティティ高揚機能を担う入学者を確保することを目指す入試である。

このことは、スポーツ能力のみを評価する入試であることを意味していない。基礎学力を含めた学生生活への適応性を考慮して、出願資格に評定平均値 3.0 以上という条件を設けている。

出願資格 (a) 全体の評定平均値が 3.0 以上

(b) 当該種目の競技成績が、都道府県大会において 8 位以内の成績を収めた者、又は準じる者で運動能力が優れている者

(c) 合格した場合、当該クラブへの入部を確約する者

選考方法 (a) 1 次選考：書類審査（調査書・高等学校推薦書・志望理由書・競技成績証明書）

(b) 2次選考：実技試験・面接（15分程度）

〔スポーツ推薦入試の推移〕(単位:人(倍率欄:倍))

学部	区分	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
法学部	志願者	10	6	13	16	15	13
	合格者	10	6	12	16	15	13
	倍率	1.0	1.0	1.1	1.0	1.0	1.0
	入学者	10	6	12	16	15	13
経済学部	志願者	12	10	17	12	13	13
	合格者	12	10	17	12	13	13
	倍率	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
	入学者	12	10	17	11	13	13
文化情報学部	志願者	5	7	11	13	10	12
	合格者	5	7	11	13	10	12
	倍率	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
	入学者	5	7	11	13	10	11
現代文化学部	志願者	3	3	4	5	7	6
	合格者	3	3	4	5	7	6
	倍率	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
	入学者	3	3	4	5	7	6

(2) 自己PR方式入試

自己PR方式入試は、本学独自の入試であり、受験生の表現力・説得力に焦点を当て、他の方式の選抜では測定しがたい能力を見出そうとする入試である。受験生は、自己PR資料を根拠にして、面接と自己PR書とで、入学意欲・能力を表現する。選抜は、その内容・力量の評定に基づいて行われる。自己の力量・資質についての受験生の主体的判断を尊重するため、高校の推薦書は必要としない。また、評定平均値の条件もない。

自己PR資料は、資格、スポーツ系の成績、生徒会長などの経験、ボランティア体験、留学体験、調査レポートなど、多様である。平成19年度入試からは、本学全学部が8月に行うサマースクールの受講実績を自己PR資料に加えることにした。

選考方法：書類審査（調査書、自己PR書、自己PR資料）、面接（自己PRの内容や入学意欲などを中心に行う）

注 自己PR資料は、自己PR書の内容を補足するものや、本人が自己の勉学意欲や入学意欲、学力などを示すためのものである。

〔自己PR方式入試の志願者等の推移〕(単位:人(倍率欄:倍))

学部	区分	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
法学部	志願者	18	55	48	29	33	31
	合格者	18	31	16	10	12	18
	倍率	1.0	1.8	3.0	2.9	2.8	1.7
	入学者	14	31	16	10	11	18
経済学部	志願者	23	47	46	19	26	14
	合格者	18	24	8	7	7	8
	倍率	1.3	2.0	5.8	2.7	3.7	1.8
	入学者	15	24	8	6	7	8
文化情報学部	志願者	31	59	44	25	36	26
	合格者	23	15	17	15	17	15
	倍率	1.3	3.9	2.6	1.7	2.1	1.7
	入学者	17	15	17	15	17	14
現代文化学部	志願者	35	21	33	25	27	14
	合格者	11	7	5	9	7	11
	倍率	3.2	3.0	6.6	2.8	3.9	1.3
	入学者	9	7	5	9	7	11

(3) 一般入試

本学の一般入試は、個々の受験生の学力の特性を評価する選抜を行うため、それぞれの方式で異なった科目を受験科目として指定している。これにより、多様な能力・個性を持つ学生を確保することが可能となると考えている。

試験問題は、高校教科書の学習内容が修得されていることを前提として、難問・奇問を排し、基礎的・基本的な事項を出題するよう配慮してきた。この方針は、A方式・B方式に変更した平成18年度以後も維持されている。また、多様な学力を持った受験生を選抜するため、それぞれの方式で異なる科目を受験科目として指定する方針にも変わりはない。

平成18年度入試から、旧3科目方式(英語・国語・選択)を一般A方式に名称変更し、英語・国語(現代文のみ)の2科目を受験科目として指定することにした。これは、履修形態の多様化という最近の高校教育の変容を踏まえて、基礎学力の達成度の測定に評価の重点を置くことにしたものである。

旧2科目方式は一般B方式と名称変更したが、内容的には変更なく、英語と選択の2科目で、選択科目には、国語、地歴、公民、数学を置いている。英語で共通の基礎学力を判定しつつ、多様な得意分野を持つ入学者を確保することを目指している。

また、A方式は3日間(一部の地方は2日間)行い、受験日選択制をとっているが、B方式は複数

の受験日の設定が困難であるという現状に鑑み、受験生の希望を尊重する意味で、学部間の併願を認めている。

センター方式前期では、外国語・国語（漢文を除く）・選択（地歴・公民・数学・理科等を含み最も高い得点科目）の3科目の合計点で判定しているが、対象科目の幅を本学独自入試よりも大きく広げた選抜方法であり、多様な能力・資質を持つ学生を確保することを目指している。センター方式後期では、外国語と国語と選択の3科目のうち、ベスト2科目の総合得点で判定を行うようにし、多様な得意分野を持つ入学者の確保を目指している。

一般A方式

試験科目：

- ・外国語（英語Ⅰ・Ⅱ・リーディング）
- ・国語（国語総合〈古文・漢文を除く〉）

試験会場：本学・東京・大宮・横浜・千葉・柏・水戸・宇都宮・高崎・甲府・長野・新潟・札幌・仙台・山形・静岡・名古屋・大阪・福岡・那覇の20会場
（ただし、千葉・甲府・札幌・山形・静岡・名古屋・大阪・福岡・那覇は2日間のみ）

一般B方式

試験科目：

- ・外国語〔英語Ⅰ・Ⅱ・リーディング〕
- ・選択科目〔国語（国語総合〈古文・漢文を除く〉）・日本史B・世界史B・地理B・政治経済・数学（Ⅰ・Ⅱ・A〈場合の数と確率、論理と集合〉）から1科目選択〕

試験会場：本学・東京・大宮・横浜・千葉・柏・水戸・宇都宮・高崎・甲府・長野・新潟・札幌・仙台・山形・静岡・名古屋・大阪・福岡・那覇

センター方式（前期・後期）

試験科目：大学入試センター試験利用

- ・外国語〔英語（リスニングを除く）・ドイツ語・フランス語・中国語・韓国語から1科目〕
- ・国語（漢文を除く）
- ・選択科目〔地理歴史（日本史A・日本史B・世界史A・世界史B・地理A・地理B）、公民（現代社会・倫理・政経）、数学（Ⅰ・Ⅰ・A・Ⅱ・Ⅱ・B）、工業数理基礎・「簿記・会計」・情報関係基礎）、理科（理科総合A・理科総合B・物理Ⅰ・地学Ⅰ・化学Ⅰ・生物Ⅰ）から1科目選択〕

注1. 選択科目を2科目以上受験した場合は、高得点の科目の成績を採用する。

注2. 外国語と国語の配点は、センター試験の配点を各100点に換算する。

注3. 前期と後期では、選考方法が異なる（後期は上記3科目のベスト2科目の総合得点で判定を行う）。

〔A方式(旧3科目方式)入試の志願者等の推移〕(単位:人(倍率欄:倍))

学部	区分	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
法学部	志願者	383	355	341	351	250	191
	合格者	176	93	70	71	79	90
	倍率	2.2	3.8	4.9	4.9	3.2	2.1
	入学者	69	34	27	20	33	40
経済学部	志願者	325	272	338	296	228	229
	合格者	91	81	57	52	57	95
	倍率	3.6	3.4	5.9	5.7	4.0	2.4
	入学者	26	34	22	22	22	26
文化情報学部	志願者	279	228	214	176	198	200
	合格者	101	46	49	45	56	85
	倍率	2.8	5.0	4.4	3.9	3.5	2.4
	入学者	45	17	20	19	21	43
現代文化学部	志願者	224	136	209	185	154	128
	合格者	30	25	45	50	31	61
	倍率	7.5	5.4	4.6	3.7	5.0	2.1
	入学者	11	8	18	17	14	29

注1. 平成17年度まで3科目方式、18年度からは英・国2科目のA方式。

〔B方式(旧2科目方式)の志願者等の推移〕(単位:人(倍率欄:倍))

学部	区分	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
法学部	志願者	87	154	110	123	99	55
	合格者	30	15	17	32	27	23
	倍率	2.9	10.3	6.5	3.8	3.7	2.4
	入学者	20	6	7	24	19	14
経済学部	志願者	114	148	153	131	114	69
	合格者	33	23	25	26	29	43
	倍率	3.5	6.4	6.1	5.0	3.9	1.6
	入学者	16	9	20	9	13	28
文化情報学部	志願者	121	139	95	93	97	49
	合格者	36	19	15	22	29	19
	倍率	3.4	7.3	6.3	4.2	3.3	2.6

	入学者	14	9	7	13	18	7
現代文化学部	志願者	111	64	107	84	63	34
	合格者	10	11	10	13	11	17
	倍率	11.1	5.8	10.7	6.5	5.7	2.0
	入学者	6	5	2	8	6	7

〔センター方式入試の志願者等の推移〕(単位:人(倍率欄:倍))

学部	区分	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	
							前期	後期
法学部	志願者	241	301	264	253	177	137	19
	合格者	82	55	41	43	59	68	10
	倍率	2.9	5.5	6.4	5.9	3.0	2.0	1.9
	入学者	11	9	12	2	16	11	2
経済学部	志願者	247	201	180	175	165	129	16
	合格者	49	32	25	30	30	35	11
	倍率	5.0	6.3	7.2	5.8	5.5	3.7	1.5
	入学者	5	5	3	8	5	4	2
文化情報学部	志願者	209	192	148	143	129	79	12
	合格者	56	25	41	31	32	30	6
	倍率	3.7	7.7	3.6	4.6	4.0	2.6	2.0
	入学者	17	5	11	3	7	7	0
現代文化学部	志願者	167	124	156	129	114	73	11
	合格者	17	15	23	22	22	34	7
	倍率	9.8	8.3	6.8	5.9	5.2	2.1	1.6
	入学者	2	2	3	4	3	7	0

(4) 特別入試

(i) 社会人入試

受験生の勤労経験、社会経験を重視して選抜する入試である。社会との関わりの中で、学校生活では得られない体験を通して大学で学ぶ意欲を新たに持った者は、学問と現実との関連の中で学問をすることへの希求が強い。学ぶことの社会的意義を問う学生の存在は、他の学生の学びの姿勢にも好影響を及ぼすと考えられ、本学において今後とも重視されるべき入試である。

選考方法：書類審査、小論文、面接

(ii) 帰国生入試

受験生の海外の異文化体験を重視して選抜する入試である。

日常的な生活では気がつきにくい日本文化の特性は、海外経験で改めて認識することができる。本試験による入学者には、文化の多様性を教育の場に持ち込むきっかけを作ることが期待されている。

選考方法：書類審査、小論文、面接

(iii) 外国人留学生入試

異文化を体現する者である外国人留学生を学びの「場」に加えることを目的として設定されている。本試験による入学者には、本学の多様性の幅を広げることと併せて、日本文化に馴染んだ学生の内面の変化（内なる国際化）を引き起こすという役割が期待されている。

選抜方法（一次選考）：書類審査（日本留学試験〈日本語・総合科目〉の成績）

選抜方法（二次選考）：面接

〔特別入試全体の志願者等の推移〕(単位:人(倍率欄:倍))

学部	区分	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
法学部	志願者	4	3	6	2	7	1
	合格者	4	2	3	1	4	0
	倍率	1.0	1.5	2.0	2.0	1.8	
	入学者	4	2	3	1	4	0
経済学部	志願者	4	32	16	10	22	9
	合格者	4	8	4	5	5	7
	倍率	1.0	4.0	4.0	2.0	4.4	1.3
	入学者	3	7	4	4	4	5
文化情報学部	志願者	12	10	11	16	10	7
	合格者	11	6	8	8	5	7
	倍率	1.1	1.7	1.4	2.0	2.0	1.0
	入学者	8	4	6	6	5	4
現代文化学部	志願者	1	5	8	10	10	6
	合格者	1	2	5	3	4	4
	倍率	1.0	2.5	1.6	3.3	2.5	1.5
	入学者	0	2	5	3	2	3

(5) 編入学試験

短大や専門学校等での学習を通じて、四年制大学での学びへの意欲を新たにした者に、門戸を開放するために設定している。多様な学習歴を持つ者を本学の学びの「場」に加えることを目的としている。

試験方法は基本的に変更していないが、短期大学の減少、編入学希望者の減少などに対応するために、平成18年度より定員の大幅変更（1年次入学定員への振り替え）を行った。

(i) 編入学試験一般選考

入学意欲に加え、短大・専門学校における専門的な知識の基礎の修得を評価する選抜である。

選考方法：小論文、面接

(ii) 編入学試験推薦選考

専門基礎に関わる学力の判定は、出身校の推薦を尊重し、本学で学ぶ理由・意欲に重点を置いて選抜する入試である。

選考方法：面接

〔編入学試験の志願者等の推移〕(単位:人)

学科	区分	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
法律学科	志願者	50	15	28	29	25	26
	合格者	46	14	22	28	21	24
	入学者	45	13	20	27	20	24
	定員	30	30	30	30	30	20
	入学者/定員比率(倍)	1.5	0.4	0.7	0.9	0.7	1.2
経済学科	志願者	14	7	12	8	8	11
	合格者	13	6	10	7	5	6
	入学者	13	6	8	7	5	4
	定員	10	10	10	10	10	若干名
	入学者/定員比率(倍)	1.3	0.6	0.8	0.7	0.5	－
経営情報学科	志願者	31	25	16	32	33	36
	合格者	26	20	15	22	21	14
	入学者	26	20	15	21	21	14
	定員	20	20	20	20	20	10
	入学者/定員比率(倍)	1.3	1.0	0.8	1.1	1.1	1.4

文化情報学科	志願者	32	28	30	58	47	42
	合格者	29	21	23	26	32	23
	入学者	27	19	23	26	32	20
	定員	20	20	20	20	20	10
	入学者/定員比率(倍)	1.4	1.0	1.2	1.3	1.6	2.0
知識情報学科	志願者	15	18	15	20	11	14
	合格者	18	21	20	23	20	15
	入学者	18	18	19	22	18	13
	定員	20	20	20	20	20	10
	入学者/定員比率(倍)	0.9	0.9	1.0	1.1	0.9	1.3
比較文化学科 (2 年次)	志願者	18	13	7	3	3	1
	合格者	21	12	4	3	3	1
	入学者	19	11	4	3	1	1
	定員	20	20	20	5	5	若干名
	入学者/定員比率(倍)	1.0	0.6	0.2	0.6	0.2	－
比較文化学科 (3 年次)	志願者	45	17	10	32	22	17
	合格者	42	13	10	20	16	14
	入学者	41	13	10	20	16	12
	定員	40	40	40	40	40	5
	入学者/定員比率(倍)	1.0	0.3	0.3	0.5	0.4	2.4
心理学科 (2 年次)	志願者				2	5	5
	合格者				2	3	5
	入学者				2	1	4
	定員				15	15	若干
	入学者/定員比率(倍)				0.1	0.1	－
心理学科 (3 年次)	志願者						2
	合格者						2
	入学者						2
	定員						5
	入学者/定員比率(倍)						0.4

注 1. 心理学科開設後の学科の 2 年次編入学試験は平成 16 年度から開始。

注 2. 知識情報学科合格者・入学者は、文化情報学科受験者で知識情報学科の第 2 志望とした学科振り替え合格者を含む。比較文化学科 2 年次編入合格者・入学者は、比較文化学科 3 年次編入志願者のうちで 2 年次編入を第 2 志望とした合格者を含む。

【評価と問題点及び改善の方策】

1 各入試方式の評価と問題点及び改善の方策

ここでは、入試方式ごとに、評価と問題点、改善の方策を記述することにする。

(1) 推薦入試

(i) 指定校推薦入試

(a) 指定校推薦入試入学者の割合は現状維持

基本的には、本方式の入試によって本学を第一志望とする多様な個性と勉学意欲を持つ学生の確保に成功している。しかしながら、他の試験方式とのバランスを勘案するなら、指定校推薦入試による入学者のこれ以上の拡大は望ましいものではないと考えている。問題点として、指定校推薦入試で入学した学生のうち早期退学する者がかかりの数に上ること（「退学者の状況と退学理由」の項を参照）、また卒業後の円滑な社会的移行（就職などの進路選択）に困難を伴う者が見受けられることが挙げられる。指定校推薦入試による入学者は、この入試の本来の趣旨からすれば、本学の教育理念や教育内容を十分に理解し、それに共感していると想定されるが、上記のような傾向は、この想定に疑念を抱かせるものである。こうした事態が生じた理由として、他の多くの私立大学も指定校推薦入試制度を大規模に導入してきており、そのため、指定校推薦入試志望者に対する高校の指導が、かつてほど十分に行われなくなっていることが考えられる。

(b) 高校から大学への円滑な移行のための方策

上記のような事態への対策として、高校から大学への移行に際してのイメージギャップを減らすための方策として、本学では、高校の協力を得つつ、オープン・キャンパス、模擬授業、サマースクール、入学前教育等、いくつかの取組を実行している（「入学者選抜における高・大の連携」・「退学者の状況と退学理由」の項参照）。

(c) 指定校への情報提供の強化

指定校へは、職員による訪問回数を増やし、本学のいろいろな情報の提供に努めている。更に、当該高校出身者の入学後の成績なども知らせている。また、指定校推薦入試での受験者の面接評価なども知らせることにしている。こうして、これまでの推薦の適否の検証を促し、より適した生徒の推薦につながるよう努めていく（「入学者選抜における高・大の連携」参照）。

(ii) 公募制推薦入試

入学予定者数を確保してはいるものの、志願者の減少傾向が顕著である。

これについては、平成17・18年度入試では、各学部の特徴を打ち出すことができ、受験生が準備しやすく、また講義理解力をよく評価できる「課題講義」方式に選抜方式を変更したが、受験者増には結びつかなかった。これは、「課題講義」形式が受験生にとって学力試験と受け取られたこと、実質競争倍率が高く、また年や学部によって不安定なために、リスク回避傾向のある推薦志向の高校生が他大学のAO入試などに流れることが多いためと思われる。更に、本試験で入学して早期退学する学生の数も少なくない。これらの点を勘案し、より多様な個性や資質のある学生を確保するため、平成19

年度の公募制推薦入試では、指定校推薦入試の評定平均値（3.5 以上）より少し下げ（評定平均値 3.3 以上、若しくは「外国語」・「国語」・「地歴・公民・数学のうちいずれか1 教科」の3 教科の評定平均値が 3.5 以上）、資格や体験等の評価の割合を高め、じっくり時間をかけて面接する方法へと変えることにした。また、サマースクールの受講を資格・体験等の評価に含めることにした。

(iii) スポーツ推薦入試

本学が強化することを決め支援している競技種目の競技能力において水準の高い入学者を予定数確保し、全国レベルの大会で活躍する者が多く、当初の目的をほぼ達成していると評価できる。

ただし、怪我等でスポーツ活動の継続ができなかった場合に退学する例が散見される。スポーツ活動を継続できなくなった学生に対し、大学生活の主目的の転換を促すようなしくみが必要である。また、スポーツ活動と学業の両立を常に心がけるよう指導することも必要であり、各部顧問の教員等によるカウンセリングの強化に取り組んでいきたい。

(2) 自己PR方式入試

意図した入学予定者数を確保してはいるものの、公募制推薦入試と同様に志願者の減少傾向が著しい。実質競争倍率が高いために、リスク回避傾向のある高校生が、他大学の AO 入試に流れることが多いことが影響していると思われる。

また、大学への入学意欲を重要な条件とする入試であるにもかかわらず、本方式入試による入学者の退学者数は少なくない（「退学者の状況と退学理由」の項参照）。更に、卒業後の進路選択に当たっても、正規雇用される職務に就かないケースが少なからず見受けられる。

これらを考慮し、合格者については慎重な選抜を行っているが、その結果競争倍率は上がり、これが受験者減となって帰結するという悪循環が起きている。

更に、受験者減に伴う選抜機能の劣化に加えて、本方式入試が対象とする基礎学力の中心である表現力・説得力の評価にかかわる技術的困難が存在する。短時間の面接の中でこれらの能力を評定するには、評価基準の明示はもとより、具体的評価項目を列挙した面接記入用紙、及び面接前の評価者訓練の重要性が認識されており、改善に向けて検討している。

本方式入試もまた、公募制推薦入試と同様の理由から、抜本的な再検討が喫緊の課題となる局面にある。しかしながら、本方式入試、又はこれに類似の制度を今後も継続して実施していく場合には、評価について、印象評価ではない、外部からの公開要求にも十分対応できる基準と実施体制を築くことに取り組まねばならない。

平成 19 年度入試では、自己PR方式入試の時期を 10 月（これまで 12 月）に繰り上げ、12 月実施と合わせて 2 回行うことにした。また、8 月に実施するサマースクールの受講実績をPR資料として評価することにした。これにより、評価のための材料が増え、また、本人の個性や資質、入学意志の確認・評価が、従来よりも、より正確に行えるようになって考えたのである。この変更により、この方式の入試は、いわゆる AO 入試的な性格をも持つことになったと言えよう。

(3) 一般入試

一般入試（一般A方式、一般B方式、センター方式(前期・後期)）では、学力が一定レベルの入学者の確保はできているものの、受験者の減少傾向に対処することが課題である。

平成18年度入試では、基礎学力の堅実さを重視した一般A方式・B方式、得意分野2科目の評価に絞ったセンター方式（後期）によって上記課題に対応することを考えたが、結果的には受験者の減少を食い止めることはできなかった。大学全入時代を迎えて、本学のような比較的新しい中規模大学では益々一般入試離れが進んでいると見ることができる。この傾向を止めるためには、入試の方法の改善のみでは対応できるものではなく、大学の教育の中身の更なる改善と実績、それを効果的に広報することによって本学に入りたいという高校生を増やす以外にないと考えられる。

(4) 特別入試

(i) 社会人入試

これまでの実績が少ないことから、受験者拡大が課題となる。

社会人入学者の出身母体となるような会社等の事業所が、大学周辺に少ないという立地上の制約もあり、志願者の大幅な増加は容易ではない。しかしながら、地域連携のさまざまな取組を行うことにより、本学の取組に接したり参加したりした、勉強意欲を持つ社会人が本学の存在を身近に感じ、生涯学習の場として活用しようとする可能性が期待される。

(ii) 帰国生入試

これまでの実績が少ないことから、受験者拡大が課題となる。

帰国生の多くが東京中心部の大学を志望することが多く、本学は東京からかなり離れているという制約があり、帰国生受験者の大幅増と入学は困難な状況であるが、広報活動の拡大で対応しようと考えている。

(iii) 外国人留学生入試

募集人員は若干名。受験者が増加傾向にあり、期待する水準の入学者を確保している。

(5) 編入学試験

定員を設定して受け入れ始めた当初は短期大学からの志願者が多かったが、短期大学から四年制大学への変化が進むとともに、短期大学からの志願者が急激に減少し、替わって専門学校からの受験者が多数（65%以上）を占めるようになった。特に、現代文化学部では短期大学からの受け入れを想定し、設置当初から大きな編入学定員を設定していたため、指定校（協定校）推薦による確保を目指してきたが、かなり充足できたのは当初だけで、その後定員枠を満たすことが全くできない状態が続いた。

このため、平成18年度入試から編入学定員の見直しを行い、その多くを1年次の入学定員に振り替え、新定員数で入試を実施した。

しかし、平成18年度編入学入試では、それまでに応募のあった主要な専門学校等に定員変更の告知に努めたにもかかわらず、変更後の初年度ということもあって、予想を大きく上回る数の被推薦志願

者の応募があり、結果的には大幅に定員を超過した学部も出た。今後、定員変更の周知徹底に努め、定員超過率を1.3倍以下に抑えると同時に、併せて定員を確保することが課題である。

(i) 編入学試験一般選考

短期大学からの志願者は減少しているが、専門学校からの志願者、特に外国人留学生が増加傾向にあり、当面は制度変更の必要はない。

(ii) 編入学試験推薦入試

短期大学からの志願者は減少しているが、専門学校からの志願者、特に外国人留学生が増加傾向にあることは、編入学試験一般選考と同様である。

2 入試全体の今後の検討課題

本学の入試体制を概観するなら、いずれの方式の入試にあっても志願者の確保が課題となっている。とりわけ、公募制推薦及び自己PR方式入試については、単なる志願者減のみならず、その結果として「勉強意欲と多様な個性を持った学生の確保」という本学の学生受け入れの基本方針との乖離が生じていることや、これらの入試の合格者の入学後のありようからしても、制度そのものの見直しが必要な段階にあると考えている。

こうした状況への対応策として、平成19年度の入試から、サマースクールの受講を評価の対象として加えるという変更を行い、AO入試的な要素を強めたが、本格的なAO入試の導入も検討している。志願者確保のためには、青田刈りではない、真の意味でのAO入試の導入が必要であるとの認識が共通になりつつある。

AO入試導入における留意点は、次の通りである。

- ① 本学の理念・目的・教育目標との関連性
- ② 時期の選定：指定校推薦入試志願者の急減は望ましいことではないので、指定校推薦入試に影響しない時期を選定すべきである。
- ③ 予想志願者に対応した透明度の高い入試内容：リスク回避傾向の強い高校生の受験意欲を増すための方策の検討。①とも関連するが、志願者の何をどのように評価するかを具体的にイメージできる選抜方法であること。評価対象、評価項目、評価手順などが明確で公開に耐えること。今まで本学がAO入試をしてこなかったことを評価している高校の進路指導担当教員が納得できる、「駿河台大学らしい」選抜方法の特性を持つこと。

〈入学者受け入れ方針〉

【現状】

1 入学者受け入れ方針と大学の理念・目的・教育目標

本学の建学の精神は、「徹底した人格教育を通して豊かな知的教養と国際的感覚を備えた有為な人材

を育成」(学則) することにある。バブル崩壊の傷が癒えぬままに迎えた21世紀において、とりわけ「氷河期」ともいわれる就職状況を目にしては、学則に明記された人材の育成の成否は大学の存在意義に直接にかかわることになる。

このような人材育成を可能とするのが、本学の教育理念である「愛情教育」である。本学は「愛情教育」の理念の下に、学生一人ひとりの個性・資質を尊重し、その能力を最大限に伸ばしていく教育を行ってきた。少人数教育、面倒見のよい教育に重きを置くのは、この理念の実現に最も効果的と考えられるからである。

徹底した「愛情教育」を実施するには、教員の側のディシプリンに加え、人間の思考様式・発想法、更には価値観の多様さを共感的に理解できる「場」を形成することが要請される。自己と異なる「他」を理解するには、多様な「他」が教育の場にいることが望ましい。能力・資質を多面的に評価する機会を入学志願者に与えるのは、これが理由である。

2 入学者受け入れ方針と多様な入学者選抜方法

多様な「他」を理解できるためには、多様な「個」を選抜することが必要である。本学は「多様」の意味を次のように理解し、各入試方式と対応させている。

- ① 高校長から推薦されることで基礎学力が保証され、高校生活を真面目に過ごし、本学の理念を理解し、共感する「個」を選抜する、推薦入試。

指定校推薦入試： 本学への入学の実績を持ち、信頼関係で結ばれている指定校からの学生を受け入れる。

公募制推薦入試： 基礎学力と本学の理念への理解・共感に加えて「講義理解力」、「表現力」ある「個」を選抜する。

スポーツ推薦入試： 基礎学力を前提とし、スポーツ能力と、それに伴う自己規律、強い意志、また競技成績を根拠とする自己効力感を持つ「個」を選抜する。

- ② 高校での勉学評価では捉えられない、自己表現力・説得力ある「個」を選抜する自己PR方式入試。

- ③ 学力試験に反映される基礎学力の堅実さで選抜する一般入試。

以下に示すように、基礎学力の範囲の違いが「個」の多様性を確保すると考える。

一般A方式： 英語・国語の基礎学力を評価する。

一般B方式： 英語・選択科目(国語、地理歴史、公民若しくは数学)の学力を評価する。一般A方式よりも学力の「幅」に重点を置く。

センター方式(前期)： 外国語[英語・ドイツ語・フランス語・中国語・韓国語から1科目]・国語・(地理歴史、公民、理科、数学)の学力を評価する。一般B方式よりも更に「幅」に注目した選抜方法である。本学が独自では作成し得ない科目による受験を可能にすることで、より多様な能力・資質を持った「個」を確保することを目的としている。

センター方式(後期)： 外国語[英語・ドイツ語・フランス語・中国語・韓国語から1科目]・

国語・地理歴史、公民、理科、数学のうちのベスト2科目の学力を評価する。センターA方式と比べて、多様な得意分野を持つ「個」の確保を意図している。

④ さまざまな経歴や留学体験などを持つ日本人や外国人留学生を受け入れる特別入試。

帰国生入試・外国人留学生入試：異文化理解を促す「個」を選抜する。

社会人入試：勤労、社会経験を持つ「個」を選抜する。

本学は、このように多様な入試方式で入学者を受け入れているが、相対的には多数（75～80％）を推薦入試で受け入れており、最も多く受け入れているのは指定校推薦入試である（60～70％）。推薦入試は、本学の建学の精神や目的、教育理念を理解した上で、高校が本学で学ぶのに適していると判断した生徒の中から選抜し受け入れていることから、基礎学力を有し、本学への帰属意識と勉強意欲の高い学生を確保できると考えているからである。本学は推薦入試で全体の60％ぐらいを受け入れるというのが期待値であるが、実際には現在約75～80％となっている。一般入試によって期待するほどの数と質の入学者を確保することができないという現状では、止むを得ないと考えている。

3 入学者受け入れ方針・選抜方法とカリキュラム

上記のように、本学は「勉強意欲と多様な個性を備えた学生の確保」という基本方針の下に、多様な方式による入学者の選抜を行っている。しかしながら、いずれの入試においても、本学で学ぶに足る基礎学力を持つことを受け入れの条件としている。基本的には全学共通の入試であり、学部や学科ごとに適性を判断するという入試は行っていない。

その理由は、本学の教育方針が、現代を生きるための教養と専門の基礎を修得することと学生一人ひとりの個性を尊重し、その能力を最大限に伸ばしていくことに重点を置いていることにある。したがって、まずは各学部とも学部一括で受け入れ、導入教育に力を注ぎ、以後各人の関心・興味に従ってコースを選択して学ぶという、樹形型のカリキュラムの編成原理をとっているのである。いずれの学部にあっても、カリキュラムとしては多くの主専攻コースを用意するとともに、4 クラスター30 テーマからなる、全学横断で置かれているテーマ別副専攻コースを選択するようにしている。

また、導入教育では、特に1年次のゼミナールをスタディ・スキルの修得とリメディアル教育に重点を置き、大学で学ぶために必要な基礎的知識の修得と社会で必要とされる基礎学力の再確認を行い、各自の学びたい方向を見極めるよう支援している。

【評価と問題点及び改善の方策】

1 入試方式と入学後の成績・満足度

平成17年度に在籍生を対象に行った入試方式別の成績分布の結果では、方式による差はそれほど大きくはないが、一般入試で入学した者の成績が最も高く、次いで公募制推薦、指定校推薦入試と続き、自己PR方式、スポーツ推薦が最も低かった。しかし、同時に行った満足度調査の結果を見ると、入学後の大学生活に対する満足度はむしろ推薦入試入学者（指定校・公募制）のほうが高くなっている。

特にセンター試験での入学者の満足度は低く、「他大学に合格できなかったから仕方なく入学した」という不本意入学者が多く、講義やゼミに対する満足度も低く、意欲的に学んでいないと見ることができる。「後輩に本学への入学を勧めるか」という質問に対しても、指定校推薦入試や公募制推薦の入学者はいずれも約40%の者が「大いに勧める」・「勧める」と答えているのに対し、一般入試での入学者は約25%しかない。目標設定においては、スポーツ推薦での入学者以外は、どの入試方式入学者も多様な目標を立てて努力しており、「多様な個性」を重視する本学の受け入れ方針がアンケート結果にも反映している。

また、受験を決めた理由の質問では、公募制推薦、指定校推薦入試入学者の約37%が「学部やカリキュラムの魅力」を、約30%が「キャンパスや施設の充実」を挙げているのに対し、一般入試での入学者はそれぞれ約30%と約15%と評価が低い。

このような点を踏まえれば、やはり推薦入試での入学者の割合を高くしている本学の受け入れ方針は妥当なものと評価することができ、また、多様な方式によって多様な個性の学生を受け入れる方針もある程度成功していると評価することが可能で、今後ともこのような方針を維持していくのが望ましいと考えている。

2 無目的・低学力入学者の増加に対する対策の必要性

上記のように、本学の学生受け入れの方針とそれに基づく選抜方法は、全体的には本学の教育方針に合致したものになっていると評価することはできるが、具体的にはいくつか問題がある。特に問題なのは、入試方式にあまり関係なく、大学で学ぶ意欲の強くない入学者、学力が許容限度を超えて低い者（その結果、退学者となる者）を結果的にはかなりの数受け入れてしまっており、導入教育での支援にもかかわらず、「早期退学者」として脱落していくものが少なくないということである。

その点を改善するために、本学の理念・目的などを高校生に知らせる努力を強め、入学者選抜方法を改善するとともに、更に導入教育と学生支援に力を入れていきたい（「退学者の状況と退学理由」の項参照）。

〈入学者選抜の仕組み〉

【現状】

1 入学者選抜試験実施体制

入学者選抜を円滑かつ公正に行うため、下記の委員会を設置し、入試制度委員会を頂点として、各委員会が階層的・有機的に結びあい機能するようになっている。

(1) 入試制度委員会

本学の入学試験の基本方針並びに入学試験日程の立案及び調整に関する事項、その他入学試験制度

改善に関する事項を審議・決定する。長である学長の下に、総長、副学長及び学部長、各学部入試委員長、教務部長、事務局長らにより構成される。また、当該年度の入試の選抜方法や大幅な変更については、入試制度委員会で予め協議され、法人側の意向と教学側の方針とが調整されるようになっている。

(2) 入試実施委員会

①試験問題の作成及び管理、②試験の実施及び採点、③出願書類の事前審査、④その他入学試験の実施、に関する事項を審議する。学部長の1名が学長指名（持ち回り）により入試実施委員長となる。各学部長、各学部入試委員長、各学部教授会から選出された専任教員若干名、教務部長、事務局長、入試広報課長から構成される。

(3) 問題小委員会

入試実施委員会の下に置かれ、入試問題の作成に関する業務を行う。入試実施委員長から指名された問題小委員長、各学部入試委員長、出題科目ごとの作問グループの主査及び副査から構成される。各科目の作問グループは多数の出題委員からなるが、原則として、本学専任の全教員（特定の役職者と特任教授を除く）はいずれかの科目の出題委員となる。正式に学長から委嘱した外部出題委員も含まれる。

(4) 大学入試センター試験実施委員会

大学入試センター試験を円滑に実施するために置かれている。学長、各学部入試委員長、各学部入試委員から学長が指名した者、事務局長、総務課長及び入試広報課長から構成される。学長が委員長となり、学部選出の委員のうちから学長によって指名された副委員長が実質的な責任者として必要な作業を指揮する。

(5) 各学部入試委員会

①各学部の入学試験の基本方針、②入学試験要項案、③入学許可者選考基準案、④合否判定案（入学許可予定者名簿案）、⑤その他入学者の選考に必要な事項、に関する事項を審議する。

入試委員長、学部長、教授会から選出された専任教員、教務課長から構成される。

2 入学者選抜基準の公開

入学者選抜基準を学外に知らせるために次のような措置をとっている。

- ① センター方式、一般A方式、一般B方式入試における合格最低点の公表。
- ② 一般A方式、一般B方式入試の試験問題の公表。
- ③ 指定校推薦入試、公募制推薦：大学説明会で説明。募集要項に概要明記。
- ④ 自己PR方式：大学説明会で説明。募集要項に概要明記。

3 入学者選抜とその結果の公正性・妥当性を確保するシステム

入学者選抜は、各学部入試委員会で、評価順に表示された一覧表をもとにどこで合否ラインを引くかを協議し、入学許可予定者名簿の形で合否判定案を作成する。年度ごとに理事会から各学部の総入学者数の目標値（定員超過率の上限と下限）が示されており、各学部入試委員会はそれを意識しながら方式ごとに歩留まりなどを予想し、質の確保も考慮して、合否ラインを決める。この各学部の合否判定案が、学長が議長となり、総長、副学長、各学部長、各学部入試委員長、教務部長、事務局長、入試広報課長らが出席する合否判定調整会議に提案され、審議される。修正案が出された場合には、当該学部入試委員会で再度審議し、必要があると判断すれば修正する。各学部入試委員会の最終的な合否判定案が各学部教授会に提案される。教授会はこの案を審議し、決定する。

評価に当たり、指定校推薦入試での面接評価（教員2人の評価）はSからDまでの5段階の順序尺度を用いている。しかし、他の試験では、面接評価も得点化し、得点合計で一覧表を作成しているの
で、受験者はすべて高得点順にリスト化され、ボーダーラインは明確なものとなっている。

また、一般入試の受験者で不合格になったものに対しては、本人からの書面での請求があれば、成績の順位を開示している。推薦入試や特別入試の情報は直接本人には開示していないが、指定校推薦入試においては、推薦した高校長に対してその年度に推薦されてきた受験生の面接評価結果などを知らせている。

【評価と問題点及び改善の方策】

1 入学者選抜試験実施体制

入試の全学的な統一の下での実施は、入試実施委員会が責任を持ち、問題なく運営されていると評価できる。しかし、その年度ごとの入試についての方針の決定は手続き的には問題なく行われているが、中期目標を見据えた点検とそれに基づく改善や改革を十分余裕をもって協議することができず、先送りになる傾向が見られる。

これについては、平成17年度より、入試制度委員会の下に、各学部長からなる入試制度検討小委員会を設置し、時間的余裕をもって、入試における問題点の改善や改革について協議することにした。

2 入学者選抜基準の透明性

推薦入試の選抜基準については、公正性と透明性をより高めるために、面接で質問する項目、評価基準などをより明確化するように改善してきた。評価者間における評価基準の統一性を高め、評価バイアスを極小化するために、面接評価に際する注意点を各学部入試委員長が説明し、所見記入用紙への記入もできる限り客観化するよう指導をしてきた。ただ、面接時間の制約から、所見記入用紙への記入内容に精粗が見られる。短時間で評価をするため、評価の根拠を記述する時間に制約があり、十分な根拠を示さない例が散見されるのである。

そのため、面接所見記入用紙を改訂し、詳細化した面接評価基準と併せて、面接者間での評価の統一を図ることを更に推し進めていきたい。

3 入学者選抜とその結果の公正性・妥当性を確保するシステム

各学部入試委員会での慎重審議を経た案が合否判定調整会議に諮られ、そこで合否判定方針・基準等が述べられ、学長・副学長・事務局長・理事長・教務部長等により全学的立場から検討される。このうち、数名は理事会メンバーであり、法人の意向も反映可能なシステムになっている。ここで異論や修正意見が出た場合は、各学部入試委員会で再審議され、その後に各教授会に諮られるようになっており、最終的には教学側の意向が尊重されるシステムになっていると言える。こうして、公正性と妥当性は確保されていると言える。ただ、合否ラインの妥当性はその都度の歩留まり（入学手続き率）によって左右されるので、過去のデータを鋭意参考にして案を決めてはいるものの、このところ変動が激しく、予想外の結果になることもあるが、このような難しさは今後とも不可避であろう。

〈入学者選抜方法の検証〉

【現状】

1 入試問題作成と検証

一般入試の学力試験（A 方式、B 方式）の問題の作成は、入試実施委員会の下に設置される問題小委員会が行う。

実際に問題を作成するのは各作問グループである。各作問グループは、主査・副査のリーダーシップの下で、問題作成、相互チェックを行う。科目によっては、学長から委嘱した外部出題委員に問題原案作成や原稿チェック等を依頼する場合もある。各作問グループは外部出題委員からのコメントを検討し、必要とあれば問題を修正する。しかし、各科目の問題原稿作成から、3 回の校正、印刷までの最終責任は本学の作問グループの主査・副査が持つ。

印刷完了後、試験実施前に、主査・副査が問題の最終チェック・解答・採点基準の確認を行う。

試験日当日は、主査・副査（他の出題委員を含む場合もある）が本部に待機し、受験者からの質問が出た場合や訂正を出す必要のある場合に対処する。待機中に、正解と採点基準の最終確認を行う。

主査・副査は更に試験終了後 3 日以内に行われる問題別解答分布一覧を利用し、解答の適切性の確認も行う。後日、作問グループは、全体の平均点、大問ごとの平均点、設問ごとの正答率を確認し、問題・設問の適切性について検証し、総括を行う。この総括は次年度の出題に反映される。

2 入試問題の外部評価

入試問題の作成過程で、正式に委嘱した外部出題委員にチェックを依頼することで、問題をより適切なものにする仕組みを導入しているが、試験終了後、学外の出版社（法人の関連グループの出版社）によっていわゆる「青本」が出版されている。青本には、本学の前年の問題等を収録し、大学入試問題に精通した学外者による解答・解説などが記載されているが、しばしば厳しい評価がつけられている。それもまた、次年度の問題作成の際に参考になっている。

3 入学者選抜方法の外部評価の活用

本学の入学者選抜方法の全体について、その適切性を学外関係者から意見を聴取するという継続的な仕組みは導入されていないが、毎年、いくつかの近隣高校（受験者の比較的多い高校）の教員との懇談会を開いて、意見を聴取し、適切と思われる意見を取り入れてきた。例えば、受験日自由選択制の導入、複数方式受験の場合の受験料割引、B方式受験で複数学部併願を可とするなどの改善は、このような懇談会で近隣高校の教員の意見として出されたものを取り上げ、実現したものである。

【評価と問題点及び改善の方向】

1 一般入試試験問題の検証

一般A方式とB方式に限れば、入試問題の検証は、概ね円滑に遂行されていると言える。その結果、近年は試験当日の問題訂正や終了後の出題ミスの発見などは激減した。平成16年入試においては、試験当日の問題訂正も、試験実施後の出題ミスなどの発見もなく、平成17年度、18年度の入試ではおいては、正解選択に影響しない、試験当日における「問題文等の表記訂正」が1件ずつあったに過ぎなかった。

今後も問題ミス、校正ミスを出さぬよう、現在のチェック体制の維持に加えてその更なる強化を図りたい。改善の方策として、ヒューマン・エラーを回避するよう、チェック・リスト（マニュアル）を整備してきたが、今後、主査・副査による相互チェックを更に強化する方向でマニュアルの改訂を行っていくことを考えている。

2 入学者選抜方法の外部からの意見聴取

指定校を中心とする高校訪問の際に、本学の入学者選抜方法について説明を行うと同時に、入学者選抜方法の意見も聴取しているし、高校の進路指導担当教員を対象にした大学説明会でも、個別面談の際に意見を聴取し、アンケート調査なども実施しているが、それをもっと活用する方向で、分析を行い、選抜方法の改善につなげていくことが必要と考えている。

また、以前から行っている近隣の高校教員との懇談会を実施し意見を聴取することも、継続的に実施していきたいと考えている。

〈入学者選抜における高・大の連携〉

【現状】

1 高校への情報提供と出張授業

(1) 職員の高校訪問と大学説明会

本学入試広報課職員が、指定校を中心に、全国的に高校訪問を実施し、進路指導担当教員に対し、本学の特色、現在の改革状況、入試結果等を説明し、当該指定校からの被推薦受験者の入試での成績

や入学後の成績・単位取得状況等を報告している。

また、毎年5月に、高校の進路指導部教員を対象に大学説明会を開き、本学の特色、現在取り組んでいる課題、学生受け入れ方針、前年度の入試結果、各入試方式の説明などを行っている。また、個別面談を実施し、当該高校から推薦入試を受験した者や入学した者の大学における成績等の資料を渡し、説明している。

(2) 在学生の出身高校訪問

毎年100名程度の本学在籍生に、9月頃出身高校を訪問し、担任や進路指導担当教員に面会して、本学での本人の大学生活の現状をありのままに語ってくるように依頼している。各高校から本学に進学した学生から寄せられる本学についての生の情報は、高校側から大いに歓迎されている。

(3) 出張講義と大学の講義の受講

高校からの個別の要請や代理店企画による進路相談会への参加要請等を受けて、本学の教員又は入試広報課職員が高校に出向き、専門に関する講義や学部の特徴や大学生活の説明を行うことが急速に増えてきている（毎年300校程度）。これも高・大連携の一つといえることができる。そのうち出張授業は約60校程度である。

また、本学経済学部・現代文化学部は、かなりの数の通常の講義を開放し、高校生や高校教員が参観することを認めているが、今までの実績は少ない。また、高校が個別に行っている大学見学も受け入れている。

(4) 評価結果等の高校への提供

平成18年度から、指定校推薦入試後、面接の質問内容と各受験生の評価結果などのより詳細な情報を推薦高校に提供し、本学が求めている能力・資質を高校側がより具体的に理解し、次年度以降の推薦の判断に活用できるようにしている。

2 高校生への直接的な情報提供

(1) オープン・キャンパス

年間11回(平成18年度)に亘って実施されているオープン・キャンパスは、本学に関心を持っている受験生（父母・高校教員も参加可能）に、直接、本学・学部の特徴・個性などを知ってもらう機会として、入試等に関する説明、推薦対策講座、模擬授業などに力を入れている。本学の在学生在がキャンパス・ツアーなどの案内役等を務めている。

(2) サマースクール

平成17年度から文化情報学部が、平成18年度から法学部が、夏休み中にサマースクールを実施し、学部の内容説明や講義を行った。それに参加した学生のうちかなりの割合が、いくつかの入試方式を通じて、本学に入学してきたことが判明している。これらの実績をもとに、平成19年度からは全学部

がサマースクールを実施し、その受講歴を自己PR方式入試や公募推薦方式などの評価に加えていくことにした。

3 高校調査書の位置づけ

高校の調査書や評定平均値は、推薦入試においては、面接の参考資料として活用し、また、公募制推薦においては評定平均値を10倍したものを得点に加え、面接評価と合わせて評価している。また、当然ながら、評定平均値の条件がある場合には、学校のランク（レベル）に無関係に、全面的に調査書に記載された評定平均値を信頼している。

一般入試においては、学力試験を行うので、調査書や評定平均値は通常は合否判定の資料として用いることはないが、ボーダーライン付近の場合、それを判定に用いることがある。

【評価と問題点及び改善の方策】

1 推薦入学における高校との関係の改善

(1) 本学を第一志望の推薦入学者の確保

上に述べたように、指定校を中心に、入試広報課職員による訪問、さまざまな形の情報提供に努力しており、本学の理念や目的、特色、教育内容を理解した上で、本学での教育に適合した生徒を推薦してもらうことができる程度できており、全体としては本学と高校との間に良好な連携・協力関係ができておりと評価することができる。

かつて一般入試に重点を置いていたときの追跡調査では、第一志望として本学を選んだ学生が少なく、本学での学習に意欲を持てない学生も多かった。平成17年度の調査では、推薦入試入学者のほうが、一般入試入学者より、学部の特色やカリキュラムについての知識を持った上で入学してくる者の割合が明らかに高いことがわかった。したがって、推薦入試で合格して入学してくる学生が増えるにつれて、全体としては、本学の情報を得た上で、本学でキャンパスライフを送りたいという希望を明確に持った高校生が入学してくるようになってきており、その点では改善されてきている。

(2) 指導の不十分な高校への対策

しかしながら、一部の高校では、親の希望などを聞いて合格・入学させることを重視するあまり、本人が本学で学ぶのに適しているかどうか、本人にその強い意志があるかどうか等を慎重に考慮することなく、推薦してくる例が見られる。また、近年は推薦依頼の大学が増え、高校によっては推薦希望者を上回る数の依頼が来るとのことであり、そのような状況の下に安易な推薦が行われ、進路の指導が十分でない場合も出てきているようである。この結果、推薦入試入学者でありながらも「不本意入学」となり、結局は早期に退学する場合が起こるのである（「退学者の状況と退学理由」の項参照）。

そのような高校に姿勢を改めてもらうように「警告」を出すとか、「指定を外す」などの措置をとることも検討しているが、入学生数の確保も重要であり、現在は出身者の入学後の成績や単位修得状況等の情報をできるだけ多く高校に伝え、信頼関係をつくることで、無責任な推薦を減らす効果が現れ

ることを期待している。

(3) 入学前教育プログラムの指導

また、推薦入試で入学が決定した生徒に対しては、入学前教育プログラムを受けることを義務付けており、その受講率は95%を超えている。これは、ともすれば合格通知から高校卒業までの間勉学をしなくなり、生活態度も乱れる傾向を抑止する効果があり、高校の教員が入学前教育プログラムの指導に関わる場合も多く、高校側からは好評を得ている。

(4) 地域の高校との連携も重視

職員による高校訪問の対象校を増やし、訪問地域も広げてきていることは、本学の情報をできるだけ広く提供するという点で評価できるが、昨今は多くの大学が同様の取組をしており、高校側も訪問大学が多く、対応に苦慮するという声も聞かれる。そのため、知名度が高いとは言えない本学のような大学は、高校訪問をしても、十分な情報を高校生に届けることができないもどかしさを感じているのが実情である。

しかし、それに対する妙案はなく、これまでの取組を継続することと並行して、知名度の点で有利不利が少ない近隣地域の高校との情報交換、協力関係をこれまで以上に強め、高・大連携の基盤を確立することが重要になってきている。その取組の一つとして、平成19年度からは地元の飯能高校との間で協定を結び、大学の講義科目を飯能高校生が受講することになった。

(5) 系属校との連携強化

また、本学は付属高校を持っていないが、関連法人の有する駿台甲府高校との間で系属校としての協力関係を結んでいる。従来は、当高校は上位大学を志願する者が圧倒的に多く、本学との連携は十分でなかった。平成17年から駿台甲府高校との話し合いを重ねてきているが、駿台甲府高校生の中には、本学に入学して個性を伸ばしていくのが適当と思われる者もいると考えられるとのことであり、今後更に連携を強めていきたいと考えている。

2 高校生への直接的な情報提供

高校訪問や出張授業と並んで、直接高校生に本学の情報を届けるために、オープン・キャンパスの回数を増やし、平成19年度入試に向けて、サマースクールを全学部で実施するように改善してきている。参加者に対するアンケートによれば、オープン・キャンパスの案内役は本学在学生在が勤めているが、彼らは受験生と年齢的にも近いので、親しみやすく、また質問もしやすいということで参加者からは好評を得ている。

オープン・キャンパスでの模擬授業やサマースクールは、大学で学ぶということがどういうことか、本学に入学した場合、どういう学習をすることになるかということも高校生に伝えることができる点でも効果的であると言える。

3 高校調査書の位置づけ

何回か行っている追跡調査によれば、全体的には、高校の評定平均値と大学入学後の学業成績との相関は高い。一般入試でも、入試における成績と入学後の学業成績との相関は、それより低い。また、その学生の出身高校のランクともあまり関係がない。ランクが高い有数の進学校出身者であっても、評定平均値が低かった学生は入学後も学業成績はよくない例が多い。その意味で、推薦入試において評定平均値の下限の条件を設けていることは、基礎学力や勉学態度の良さをある程度保証するものとして考えてよいと思われる。しかし、数は少ないが、いくつかの高校（大体特定可能である）の評定平均値は、他に比べて高過ぎるように思われ、あまり信用ができない。そのような高校を指定から外すことも検討課題にはなっているが、すぐに踏み切るのも躊躇され、入学後の学業成績を高校に示すことによって、高校の基本姿勢を改める必要があることを示唆するにとどまっている。

Ⅱ 科目等履修生の受け入れ

〈科目等履修生〉

【現状】

1 科目等履修生の受け入れ方針と要件

本学は、生涯学習の時代にあって、豊かな教養と新しい知識を身につけたいという近隣地域の社会人や主婦の期待に応え、科目等履修生として大学の講義を受講することを積極的に受け入れ、広く学習機会を提供する方針をとってきた。

募集人数は、授業運営上支障がない限り受け入れることにしている。出願資格として、年齢制限や学習歴などは設けていない。

受講できる科目は、原則として外国語、実習、演習などの人数制限を行っている科目（外国語と体育実技の一部の科目は選択対象）以外は選択可能としている。一般コースと特別コースを設置しているが、これまではすべて一般コースの受講のみである。一般コースの場合は40単位が上限になっている。原則として、単位の修得を目指すことを前提としており、学部生と同様に試験を受け、合格することを求めている。

また、近隣地域への貢献を目的として、東京都内と埼玉県内に在住の者、及び東京都民・埼玉県民には登録料と科目等履修料を半額にしている。

科目等履修生には、科目等履修生証を交付し、学部生と同様の条件で、メディアセンターの図書の貸し出し、AVソフトの閲覧、パソコン及び電子メール等の利用の便宜も受けられる。

2 過去5年間の科目等履修生の受け入れ状況

下表に見るように、これまで毎年25名から50名程度の方が科目等履修生となっている。

平成15年に大幅な増加が見られたが、これは近隣の自治体や公民館にパンフレットやチラシなどを置き、公開講座受講者にダイレクトメールを送って、広報を強化した成果と見ることができる。その後も同様な広報を展開しているが、新規の履修生が年々減少してきており、継続の受講生の比率が高くなってきている。また、年齢層を見ると、60歳台以上は増加しているが、若い層が少なくなっている。「団塊の世代」が定年に差し掛かっており、そのような高齢者の勉学意欲が強いことを示しているように思われる。

近年減少の一途を辿っているように思われるが、一つには近隣の継続履修者が何年かの履修で、関心をもっている科目が少なくなってきたことがあるように思われる。新規の科目等履修生をどのように増やしていったらよいか、受け入れ科目、科目の設置時間、広報のあり方等を含め検討していきたい。

〔科目等履修生受入れ状況〕(単位:人)

区分	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度
受験者総数	29	52	45	36	26
受入れ許可者数	29	52	45	35	26
新規／継続	18／11	30／22	17／28	16／19	6／19
履修科目総数	152 科目	218 科目	125 科目	140 科目	89 科目
単位修得希望者(除く学生)	25	42	37	33	24
教職課程希望者	9	13	10	6	5
資格課程希望者	5	6	4	5	3
本学卒業生	15	20	21	14	9
20 歳台	14	23	18	13	5
30 歳台	1	4	5	2	1
40 歳台	4	7	5	3	1
50 歳台	2	8	7	4	2
60 歳台	6	7	8	11	14
70 歳台	2	3	1	2	2
未手続き者数	△ 1	△ 1	△ 1	0	△ 1
履修手続き者数	28	51	44	35	25

【評価と問題点及び改善の方策】

1 科目等履修生の効果

数的には満足できる履修生数ではないが、勉学意欲の高い高齢者や主婦の勉学意欲と期待にこの制度は応えているということができよう。履修後の感想などでも、満足度が高いことがわかる。社会人入学生と同様、履修の態度もよい者が多く、他の一般学生の刺激にもなり、授業の緊張感の維持にも役立っている。授業に対する要望なども寄せられ、教員側にもよい刺激と緊張を与えている。

2 広報活動の強化

課題としては、もっと多くの履修生を集められないかということである。まだまだ、科目等履修生の制度があること、近隣地域の方に対する優遇措置、大学施設を学生同様に利用できることなどを知らない人が多いと思われる。公開講座を受講している地域の方に対してダイレクトメールを送る、自治体や公民館に募集要項を置くなどの努力は評価できるが、更にホーム・ページなども利用して、広報面で工夫することが必要であると考えている。

3 履修上の改善策

また、平成 15 年度に、科目等履修生が履修しやすいようにと、土曜日に開講してみたが、それほどの数が来なかったので、現在は取りやめている。土曜日は公開講座と重なり、公開講座のほうを受講することで満足を得る方が多く、なかなか効果が現れないようである。

現在の履修生や公開講座受講生、学部学生の父母などに対し聞き取り調査、アンケート調査などを実施し、期待とニーズに応じていくことを検討している。

Ⅲ 定員管理

〈定員管理〉

本学は、平成18年度入試より定員管理について、いくつかの制度変更を行った。このため、【現状】においては、主として平成17年度までの状況を叙述し、平成18年度の制度変更については、【改善の方策】で述べる。

【現状】

1 1年次入学定員と入学者比率

過去5年間の募集定員に対する入学者比率（倍率）の推移は以下のようになる。

〔入学者／募集定員比率の推移〕(単位:人)

学部	区分	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
法	入学者	386	390	392	357	368	332
	募集定員	316	304	292	280	280	285
	入学者/募集定員比率	1.22	1.28	1.34	1.28	1.31	1.16
経済	入学者	380	371	355	277	288	270
	募集定員	298	282	246	230	230	240
	入学者/募集定員比率	1.28	1.32	1.44	1.20	1.25	1.13
文化情報	入学者	275	294	285	281	274	257
	募集定員	200	220	220	220	220	230
	入学者/募集定員比率	1.38	1.47	1.30	1.28	1.25	1.18
現代文化	入学者	158	154	161	167	177	176
	募集定員	110	110	130	130	130	160
	入学者/募集定員比率	1.44	1.40	1.24	1.28	1.36	1.10
全学部	入学者	1199	1209	1193	1082	1107	1035
	募集定員	924	916	888	860	860	915
	入学者/募集定員比率	1.30	1.32	1.34	1.26	1.29	1.13

全学平均では、平成14年度の1.35をピークとしていずれの年も1.25を上回っていた。各学部については、1.25を下回るケースがある一方で、1.3を大きく超える年もあるなど、年度ごとの変動が大きかった。

平成18年度入試については、平成17年度までの状況に比して大幅に改善がみられたが、これは後述のような制度変更の結果である。

2 編入学定員と入学者比率

本学における編入学者数、及びそれと編入学定員数との比率（倍率）の推移は以下の通りである。

〔編入学者／編入学定員比率の推移〕(単位:人)

学科	区分	13年 度	14年 度	15年 度	16年 度	17年 度	18年 度
法律学科	入学者	45	13	20	20	27	24
	定員	30	30	30	30	30	20
	入学者/定員比率	1.5	0.4	0.7	0.7	0.9	1.2
経済学科	入学者	13	6	8	5	7	4
	定員	10	10	10	10	10	若干名
	入学者/定員比率	1.3	0.6	0.8	0.5	0.7	－
経営情報学科	入学者	26	20	15	21	21	14
	定員	20	20	20	20	20	10
	入学者/定員比率	1.3	1.0	0.8	1.1	1.1	1.4
文化情報学科	入学者	27	19	23	32	26	20
	定員	20	20	20	20	20	10
	入学者/定員比率	1.4	1.0	1.2	1.6	1.3	2.0
知識情報学科	入学者	18	18	19	18	22	13
	定員	20	20	20	20	20	10
	入学者/定員比率	0.9	0.9	1.0	0.9	1.1	1.3
比較文化学科 (2年次)	入学者	19	11	4	1	3	1
	定員	20	20	20	5	5	若干名
	入学者/定員比率	1.0	0.6	0.2	0.2	0.6	－
比較文化学科 (3年次)	入学者	41	13	10	16	20	13
	定員	40	40	40	40	40	5
	入学者/定員比率	1.0	0.3	0.3	0.4	0.5	2.6
心理学科 (2年次)	入学者				1	2	4
	定員				15	15	若干名
	入学者/定員比率				0.1	0.1	－
心理学科 (3年次)	入学者						2
	定員						5

	入学者/定員比率						0.4
--	----------	--	--	--	--	--	-----

注1. 心理学科の2年次編入学試験は16年度から、3年次編入学試験は17年度から開始。

注2. 知識情報学科合格者・入学者は、文化情報学科受験者で知識情報学科の第2志望とした学科振り替え合格者を含む。比較文化学科2年次編入合格者・入学者は、比較文化学科3年次編入志願者のうちで2年次編入を第2志望とした合格者を含む。

平成17年度入試では、経営情報学科、文化情報学科、知識情報学科を除く3学科で編入学定員を充たすことはできなかった。過去5年を通覧するなら、編入学試験での目標人数をほぼ確保し得ているのは、経営情報学科と文化情報学科であることになる。

平成18年度の編入学の受け入れ数は、学部によっては大きく定員を上回ったが、これは定員の大幅な変更を行った初年度であり、告知の時期との関係もあって、推薦編入学者数が大幅に上回ったために調整ができなかったことによる。

3 学生収容定員と在籍学生数の比率

在籍学生数、及びそれと収容定員との比率（倍率）の推移は次表の通りである。

〔在籍学生数／収容定員比率の推移〕

学部	学科	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
法学部	法律学科	1.22	1.21	1.22	1.21	1.23	1.23
経済学部	1年次生			1.44	1.20	1.25	1.13
	経済学科	1.21	1.21	1.22	1.21	1.20	1.21
	経営情報学科	1.27	1.27	1.25	1.24	1.27	1.33
経済学部計		1.24	1.24	1.28	1.22	1.24	1.23
文化情報学部	1年次生			1.30	1.28	1.25	1.12
	文化情報学科	1.28	1.26	1.21	1.24	1.27	1.32
	知識情報学科	1.25	1.26	1.20	1.15	1.14	1.09
文化情報学部計		1.27	1.26	1.22	1.22	1.22	1.20
現代文化学部	1年次生			1.24	1.28	1.36	1.10
	比較文化学科	1.15	1.13	1.02	1.00	0.97	1.22
	心理学科				0.86	0.93	0.99
現代文化学部計		1.15	1.13	1.06	1.04	1.04	1.09
合 計		1.23	1.22	1.21	1.19	1.20	1.20

注. 「1年次生」は、学部一括で受け入れが行われるため、配属学科が未決定である。

年度ごと、学科ごとで変動が見られるが、経済学部や文化情報学部のように、年度によ

っては収容定員比率が 1.25 倍を超える学部・学科が存在する一方で、平成 17 年度の比較文化学科や心理学科のように、収容定員比率が 1.0 倍を下回るケースも存在している。

4 定員変更のプロセス

平成 18 年度入試から実施された制度変更（入学者／募集定員比率の目標値の引き下げ・編入学定員の 1 年次生募集定員への振り替え）は、大学評価作業委員会が自己点検・評価を進める過程で大学評価委員会に対して提起し、同委員会での議論を経て、学長から理事会に提案して大筋において了承され、最終的に入試制度委員会で決定されたものである。

【評価と問題点】

1 1 年次入学定員と入学者比率

平成 16 年度及び平成 17 年度の比率は、全学平均でそれぞれ 1.26 及び 1.29 となっており、1.30 を切ってはいるが、高いと評価せざるをえない。このような結果をもたらした要因として次の点を指摘できる。

(1) 目標入学者数の高さ

平成 17 年度までは、年度当初に設定する目標入学者数を定員に対する「1.25」倍としており、実際の合格者数の決定に当たっては、この数値目標を下回らないことを最優先させていた。この手法では、募集定員に対する実際の入学者数の比率を 1.25 以下にすることは事実上不可能であった。

学部ごとに見るなら、年度によっては 1.25 を下回ったケースも散見される。しかし、そのような年度でも、当初の数値目標は 1.25 として設定されていた。したがって、1.25 を下回る数値が出た場合でも、それは結果としてそうになっていたにすぎない。

(2) 推薦入学者重視の入試体制

平成 12 年度の入試改革以降、本学は指定校推薦入試を重視する入試体制をとってきたが（「大学・学部の入学者選抜方法」の項参照）、この入試方式には志願者予想が容易ではないという弱点がある。そのため、上述のように、平成 17 年度までは数値目標を下回らないことを最優先課題として指定校の数を決定してきた。結果として、指定校推薦入試の志願者数が常に予測を相当数上回るという事態が続いていた。

推薦入試方式の公表定員枠は、「指定校推薦入試・公募制推薦・スポーツ推薦」の合計として公表しているが、自己PR方式や一般入試では、各方式ごとに定員枠を公表している。このため、指定校推薦入試で年度当初の想定枠を大きく超出する合格者を出した場合でも、その後に実施する各種方式での合格者数を入試要項等で公表した数より大幅に減らすことは困難であり、結果として調整ができずに、1.3 倍を上回ってしまうことも起こった。指定校からの推薦者の数が安定していれば、調整も可能なのであるが、指定校からの推薦者数は年々減少しつつも、時に予想外に多いこともあり、年度ごとの予想が極めて難しい。指定校を減らし、推薦入学者の割合を減らせば、一般入試で定員を確保できなくなってしまう

うことも考えなくてはならないことになり、大きなリスクを伴うことになる。

(3) 旧2科目方式の機能不全

上記(2)で指摘した問題点は、とりわけ旧2科目方式に集約されていた。旧2科目方式は、募集定員の割り振りの上では、入学者数調整のための入試という機能を担っており、本学の入試スケジュールの上でも、その機能に対応する日程を割り当てられていた。

しかしながら、ここに割り当てられている定員は極めて少ないので、この入試方式で合格者数を絞り込んだとしても入学者総数抑制の効果はわずかしかない。加えて、この方式の歩留まりは高く、結果として、入学者総数の増大に歯止めをかけることに失敗してきたと言える。

平成17年度入試までの定員管理について概観すれば、数値目標を下回らないという本学にとっての課題は達成されてきたものの、最終的に定員をかなり超える入学者を引き受けることになっており、この点では明らかに大きな問題を孕んでいた。

2 編入学定員と入学者比率

編入学者の確保が思わしくない原因として、次のことが挙げられる。

(1) 短期大学からの編入者の激減

四年制大学に移行する短期大学が増加し、それに伴って短期大学を卒業する学生が減少している。

(2) 編入学者の進学理由の変化

近年では、編入受験生の多くが、大学での学習と就職を結びつける傾向が強く、学科選択にもその傾向が反映される。情報関連の学科は、編入受験生から就職に有利とみなされ、結果として、情報系に応募する受験生の比率が増大している。

このような状況に対応するため、いくつかの施策がとられたが、平成17年度入試に至るまで、事態が抜本的な改善を見ることはなかった。

3 学生収容定員と在籍学生数の比率

ここ5年間で見た場合、収容定員の確保ということに限っていえば、問題は生じてはいない。

収容定員比率が1.25超のケース、及び1.0未満のケースについては、その原因を明確に指摘することが可能である。前者は、1年次生の選抜入試における数値目標の設定の失敗(17年度までの目標入学者定員比率が「1.25」と高かった)の結果であり、後者は編入学入試の不首尾の結果である。とりわけ、比較文化学科・心理学科は、1年次定員の数に比して、編入学定員の数が大きいため、編入学入試の結果が、収容定員比率を大きく左右する。この事態を改善するため、後述のように、平成18年度入試から定員の変更を行っている。

【改善の方策】

1 1 年次入学定員と入学者比率

平成 18 年度入試から、入学者／募集定員比率を望ましい水準とするために、次のような方策をとった。

(1) 目標入学者数の削減

目標入学者数を入学定員の 1.25 倍から 1.15 倍に下げた。過去における目標値の超出の程度を勘案するなら、この変更により、実際の入学者を定員の 1.2 倍を大きく超えない程度に抑制することが可能である。

また、目標値の変更を実効あるものとするために以下の方策を採用した。

(2) 指定校入学者の絞り込み

指定校からの枠増の特例措置適用依頼に対して、その高校出身者の本学在学時における成績を検討して応じることとした。特例措置適用を安易に行わないことで、指定校推薦入試出願者を抑制するためである。

2 編入学定員と入学者比率

定員充足率が低い学科における改善策として、各学科の編入学定員の応募実績を勘案した上で、平成 18 年度から編入学定員の一部若しくはすべてを 1 年次定員に振り分けた。その結果、各学科の編入学定員は以下ようになった。

〔編入学定員の変更〕(単位:人)

学部	学科	17 年度以前	18 年度以降
法学部	法律学科	30	20
経済学部	経済学科	10	若干名
	経営情報学科	20	10
文化情報学部	文化情報学科	20	10
	知識情報学科	20	10
現代文化学部	比較文化学科(2 年次)	5	若干名
	比較文化学科(3 年次)	40	5
	心理学科(2 年次)	15	若干名
	心理学科(3 年次)		5

3 学生収容定員と在籍学生数の比率

1 で述べた募集定員に対する入学者の比率の目標値の変更（「1.25」から「1.15」へ）、及び定員充足率の低い学科の編入学定員の 1 年次募集定員への振り替えにより、事態は漸次

改善の方向へ向かうと想定される。

ただし、現代文化学部に関しては、1年次募集定員に振り替えられた編入学定員の数が大きいため、平成18年度から1年次募集定員の数が増加したことになる。これが、今後どのような影響となって現れるのか、注意深く見守り、定員確保に努める所存である。

しかし、今後は、1.3倍以下に抑えるということよりも、何とか定員を確保していく努力のほうに求められるようになってくるのは必至であり、また、収容定員に対する在籍学生の倍率の低下は経営面に大きく影響を及ぼすものである。大学全入時代を迎えて、私立大学の40%が定員割れを起こしているという現状を考えれば、今後は入学者の安定確保が極めて重大な課題になってくると思われ、その対策を練っていかねばならない。

4 定員変更のプロセス

定員管理は入試制度に大きく関わる問題でありながら、入学者数の目標設定は法人の権限という共通理解があったため、最近まで入試制度委員会で検討したことはなかった。したがって、定員管理の制度変更にかかわる事項について、教学側が議論・検証することはほとんどなかった。平成18年度入試からの変更は、自己評価の一環として、問題点の指摘と改善策の基本的骨格の呈示を大学評価作業委員会が行い、大学評価委員会が取り上げ、法人理事会に提案し、入試制度委員会として改善のための制度変更を行ったものである。

今後は、入試制度委員会が、定員管理の問題を恒常的に検討すべき重要な審議事項として認識し、理事会の了解を得つつ改善策を講じていくことになった。

IV 退学者の状況と退学理由

〈退学者の状況〉

【現状】

退学者の問題に関して本学全体が置かれている状況は深刻である。学部を単位としても、この事態に変化はない。4つの学部すべてが、基本的に同一の問題に直面している。本学における退学者問題を概観すれば、以下のようになる。

1 退学者数の増加と従来の対応策

(1) 平成13年度～17年度の退学者数

最初に指摘されるべき問題点は、退学者（除籍者を含む。以下断りのない限り同じ）の絶対数が多いことである。全学で見ても、また各学部を単位とした場合でも、状況は同じである。

〔退学者・除籍者数〕(単位:人)

年度	法	経済	文化情報	現代文化	計
13年度	58	73	42	29	202
14年度	56	68	48	34	206
15年度	62	75	57	33	227
16年度	60	62	40	34	196
17年度	50	54	49	26	179

平成13年度に全学で200名を超えた退学者の数は、その後も、ほぼ同様の水準で推移している。

改めて指摘するまでもなく、中途退学者と学業を継続している学生との間に截然とした区別があるわけではない。退学者と同じ問題を抱えている学生は、在校生のうちにも少なくないと想定するのが自然であり、そのような学生は、常に退学者に転化する可能性を有していると見るべきである。

こうした状況は、本学がこれまでとってきた退学者への対応に再検討を迫っている。

(2) 長期欠席者・成績不振者に対する面談

従来の主要な対応策は、長期欠席者・成績不振者に対する面談であった。長期欠席者・成績不振者は実質的な退学者予備軍とみなされ、これの減少が退学者問題への対応として有効と考えられていたからである。退学者が退学の時点で取得している単位数は、多くの場合極めて少ないという事実から判断して、これは実情に合った方策である。

しかしながら、特定された長期欠席者・成績不振者のうちで、指定された日時の面談に欠席し、しかも再度の働きかけにも応じない学生数は少なくない。

面談に応じない長期欠席者・成績不振者は、実質的には履修放棄者であり、現状を改善する意思を持たないと見ることができる。実際、こうした長期欠席者・成績不振者のほとんどが退学者となっている。

現状では、面談に応じない学生に対し、それ以上の手立てはとられていない。長期欠席者・成績不振者に対する面談は、この点で、退学者問題に対応するための方策としては明白な限界を有している。

(3) 退学者面談

更に、退学をめぐる、学生と教員が最初の話し合いを持つのは、退学者面談の場においてであり、ほとんどのケースでは、この時点で、当該学生の退学への意志は確定している。

面談での話し合いによって、学生が翻意した例も存在するが、ごく少数であり、例外的な事態である。退学者面談は、実質的に、退学者問題に対する対応策にはなっていない。

また、学生が最終的な意志決定を行った後では、退学に至る経緯についての話し合いも表面的なものにとどまる傾向が強い。このため、退学者の退学理由についても、実情を反映した資料が得にくい状況が続いていた。

現在、本学は、こうした諸点を踏まえ、退学者問題への新たな対応策の構築を試みている段階にある。

2 退学理由の分類の改定と退学理由の分析

退学者問題への新たな対応策を実施するには、学生が退学するに至った理由の把握が不可欠である。このため、平成15年度より退学者の面談表の様式を改めるとともに、退学理由の分類を改定し、集計に当たっても、より詳細な区分を施すこととした。これによって、退学者の実情を多角的な視点から掌握することが可能となり、その結果、本学における退学者問題について、以下のような特徴が明らかとなった。

(1) 早期退学者

入学後2年以内の退学（除籍を含む）を「早期退学」と呼ぶなら、この範疇に入る退学者の多さが、本学の退学者問題の特徴の1つと言える。

早期退学者が最多であった平成15年度を例にとれば、各学部における早期退学者数は、法学部41（61）、経済学部39（75）、文化情報学部32（57）、現代文化学部20（33）である（括弧内は退学者総数）。

また、各学部の平成15年4月の在籍学生数に対する早期退学者の比率は、それぞれ法学部5.4%・経済学部5.5%・文化情報学部5.7%・現代文化学部6.5%であり、各学部とも4月に在籍していた1・2年生の5%以上が16年3月までに退学したことになる。

学部により、入学後1年以内の退学と2年以内の退学のどちらが多いかの違いはあるが、

早期退学者の多くが、実質的な履修放棄者であることから判断するなら、この場合の退学時期の相違は、決断の時期の相違に帰着すると見てよい。

いずれにしても、これら早期退学者の多くは、入学後間もない時期に何らかの理由で本学での勉学を放棄したと見ることができる。この傾向は平成 16 年度以降も継続している。

(2) 入試区分と退学者

入試区分との関連で見た場合、在籍者のうち推薦入試（指定校推薦入試、公募制推薦、スポーツ推薦）による入学者が多くを占めることから、全退学者のうちでも推薦入学者が多くなっている。平成 16 年度を例にとるなら、その数値は以下ようになる。

〔推薦入試入学者の退学数〕(単位:人)

区分	法	経済	文化情報	現代文化
指定校推薦入試	32	39	16	20
公募推薦	7	3	9	7
スポーツ推薦	0	4	2	0

推薦入試入学者が退学者総数のうちに占める割合は、法学部 65%、経済学部 74%、文化情報学部 66%、現代文化学部 84%、全体では 71%となる。年度や学部により多少の変動があるとはいえ、各学部の退学者総数のうちの約 70%を推薦入試入学者が占めるという事態に変わりはない。

本学在籍者における推薦入試（上表の 3 方式）での入学者の割合は、およそ 75～80%であり、推薦入試のグループにおける退学者の割合が、それ以外の方式のグループに比して特に高いわけではない。しかしながら、本来、本学の教育の基本方針や教育内容の概要を事前に十分に理解し、本学を第一志望としている推薦入試入学者を、退学の問題に関して、一般入試による入学者と同列に論じることはいかなるべきではない。

このような観点からすれば、退学者数を減少させる方策として、本学において大きな比率を占める推薦入試入学者の退学率を減少させることが有効であると言えよう。とりわけ、高等学校との信頼関係に立脚した指定校推薦入試による入学者からかなりの数の退学者が出ていることは、看過し得ない事態である。

推薦入試以外では、自己 PR 方式入試による入学者の退学数の多さが指摘できる。平成 15 年度は 9 名、平成 16 年度は 15 名と数は大きくないが、本入試による入学者の数そのものが極めて小さい（毎年約 4%、約 40～50 名）ことを考えるなら、これは看過できない数字である。

(3) 退学理由の分析

平成 15 年度より実施の新分類法に基づく資料を分析した結果、本学退学者の退学理由に関して指摘できる特徴は以下ようになる。

(i) 「経済的理由」・「身体的病気」・「他大学進学」

新しい分類のうちで、退学理由が一義的に確定しうるのは、「経済的理由」・「身体的病気」・「他大学進学」のみであり、このうち「経済的理由」はやや増加の傾向にある。「身体的病気」・「他大学進学」は、数としてはともに少数である。

これ以外の理由については、多少とも立ち入った検討が必要となる。

(ii) 「就学意欲喪失」

「大学で勉強することの意義を見出せない」・「勉強をする気になれない」等の理由から本学での学習の継続を放棄するケースである。退学理由全体に占める割合は高く、全学部でほぼ毎年15%を超えている。この項目に関しては、以下の2点に留意する必要がある。

① 「就学意欲喪失」の具体例の典型は、「大学（本学）での勉強・生活等が入学前のイメージとは異なる」であり、これに類似の理由を挙げる退学者は多い。入学者にとって、大学（本学）での勉強に関する入学前のイメージと入学後の現実との乖離が、勉学の継続を困難にするほど大きいのであれば、何らかの対応を講じる必要がある。

② 退学理由としての「就学意欲喪失」は、退学者がその旨を直接に表明したものにとどまらない。それ以外に、実質的には「就学意欲喪失」と見做し得る事例が数多く存在する（後述）。また、「就学意欲喪失」の背後に遡って「原因」を特定しなければならないケースがあることにも注意する必要がある。

(iii) 「進路変更その他」・「専門学校進学」・「就職」

新たに設けられた項目である「進路変更その他」には、退学後の進路が確定していないケースが分類されるが、これは事実上の「就学意欲喪失」と見做すことができる。また、「専門学校進学」も、面談の記録に照らしてみる限り、先に退学を決定してから専門学校進学を決めたと判断されるケースが大多数を占め、これも実質的には「就学意欲喪失」である。

「就職」については、経済的理由から退学・就職というケースは「経済的困窮」に分類される。それ以外の多くは、就職先を探したのは退学を決めた後というケースであり、実質的な「就学意欲喪失」である。

(iv) 除籍

退学届けを提出せずに学籍を喪失するすべての事例がここに含まれる。実際には、「授業料の未納」による除籍が大部分を占め、これに少数の「履修登録放棄」が付け加わるが、その数は増加の傾向にある。

「授業料の未納」による除籍に対しては、可能な限り担当者が電話による確認を行っている。「授業料の未納」は、かつてはそのほとんどが、授業料を払えないこと（実質的には「経済的理由」による退学と同じ）によるものであった。しかし、現在では、「就学意欲喪失」の結果としての授業料未納が、このケースの大部分を占めることが判明している。

この場合、退学届けの未提出は、本学への帰属意識が欠如していることからの帰結と言える。こうした帰属意識の欠如は、「就学意欲喪失」と同根であると見ることができる。

(v) 「対人関係」・「精神的疾患」・「学力不足」

新分類法にもとづくリストのうちで、「就学意欲喪失」から更に背後に遡及しうる理由としては、「対人関係」と「学力不足」の項目がある。

このうち「対人関係」におけるトラブルの訴えは、退学者面談の場のみならず、健康相談室や教務課窓口でも数多くなされており、潜在的には相当数の学生がこの悩みを持つこと、場合によっては、これが「就学意欲の喪失」の引きがねとなりかねないことに留意する必要がある。また、「精神的疾患」は独立した項目であるが、「対人関係」のつまずき→「精神的疾患」→「退学」は、1つのパターンを形成していることが指摘される。

「学力不足」を理由として挙げる退学者は多くなく、その実態は現在のところ不明であるが、これを理由とする退学者は、今後は増加する可能性がある。

概括するなら、退学理由に関しては、「就学意欲喪失」に加えて「就職」・「専門学校進学」・「進路変更その他」及び「除籍」の大多数を含む「就学意欲喪失」型の退学が大多数を占めることが大きな特徴であると結論できよう。

大まかな目安ではあるが、平成 15～17 年度において、「就学意欲喪失」型と見做される項目（「就学意欲喪失」・「就職」・「専門学校進学」・「進路変更その他」・「除籍」）に分類される各学部の退学者数、及びそれが退学者総数のうちに占める割合を挙げると以下のようになる。

〔「就学意欲喪失」型の退学者数(退学者総数に対する割合)〕(単位:人)

学部	15 年度	16 年度	17 年度
法学部	44 (71%)	34 (57%)	30 (57%)
経済学部	41 (55%)	38 (61%)	41 (76%)
文化情報学部	41 (72%)	25 (63%)	30 (61%)
現代文化学部	17 (52%)	23 (65%)	13 (50%)

【問題点と改善の方策】

1 本学の退学者の特徴と問題点

本学の退学者について理念型を作成するなら次のようになる。

本学（大学）の教育について実際と乖離したイメージを持ちながら（あるいは確たるイメージを持たずに）、指定校推薦入試等で入学する。そして、本学での勉学に関心をもてない（生活になじめない）ままに、（場合によっては「対人関係」のつまずき等を契機として）履修を放棄し、早期に退学する（あるいは除籍になる）。

この場合、「早期退学」は、本学（大学）での勉学について、現実と乖離したイメージを保持し続けていることと不可分である。このことを勘案するなら、問題点は以下のように整理できる。

- ① 推薦入試で入学しながら退学する者の数がかかりに上る
- ② 本学（大学）の教育・生活について現実と乖離したイメージを持つ入学者の増加
- ③ 「就学意欲喪失」型の退学者の増加

これらの3点は密接に関連しているとは言え、相対的には相互に分離しており、それぞれについて改善の方策を立てることが課題である。

2 退学者を減らすための方策

(1) 受験生に対する広報活動の再検討

指定校推薦入試制度は、高等学校に、本学の教育理念や教育内容等に適合した高校生の推薦を依頼する制度である。本学は比較的早期に指定校推薦入試の規模の拡大を行ったが、当初はこれが本学への帰属意識が高く勉学意欲のある入学者を増やすことにつながった。現在でも満足度調査ではそのような傾向があることを示している（「入学者受け入れ方針」の項参照）。しかしながら、ここ数年、この制度の利点が十分に活かされているとはいえない状況になっている。その理由は、高校の進路指導教員から得た情報から推定すると、この数年他大学も指定校推薦入試制度を大規模に導入しており、そのため、高等学校による推薦入試の志望者に対する指導も、かつてほど時間をかける余裕がなくなっているということではないかと思われる。

したがって、今後は、高校生に直接働きかけるチャンネルを強化し、本学の教育理念や教育内容等を十分に理解した上で本学を志望する推薦入試受験生を増やす（結果としてそのような一般入試受験者も増えることになる）ための体制を構築する必要がある。これにより、高校生が、本学の教育について現実と乖離したイメージを持ったまま推薦入試（あるいは一般入試）を受けるという事態をある程度まで回避することが可能となる。このようなチャンネルの具体例としては、在学生による出身高校訪問、各種説明会、オープン・キャンパス、サマースクール、出張講義等を挙げることができる（「入学者選抜における高・大の連携」の項参照）。

(2) 入学者への本学の教育・生活についての適確な情報の伝達

退学者問題の改善のためには、志願者集団への直接的な働きかけと併せて、入学（決定）者への配慮も不可欠である。

近年、大多数の学生が、勉学も含めた大学生活に対し、十分な準備がないままに入学してくることが指摘されている。いわゆる無目的入学は、その最たるものと言える。大学（本学）における教育・生活について適確な情報を繰り返し提供していくことは、こうした学生をより円滑に大学生活に適応させるために必要であり、ひいては退学の予防策ともなる。具体的には、以下のような機会が利用可能である。

(i) 入学前教育プログラムと入学準備セミナー

本学は、平成12年度より、英語及び読書感想文の課題という形で入学前教育プログラムを実施しているが、その際、併せて本学についての必要な情報の提供を行うことが可能である。

また、経済学部及び文化情報学部が実施している「入学準備セミナー」は、そのような情報提供の場として大きな可能性を持っていると考えられる。今後は、入学者の大学（本学）へのより円滑な適応という観点から、セミナーの内容にさまざまな工夫を重ねていき

たい。

(ii) 新入生ガイダンス

年度当初に行われているガイダンスは、主として、大学での学習、とりわけ履修登録に主眼が置かれている。しかしながら、今後は、学習を含めた大学生活全般への適応という視点を反映させた内容を取り入れていきたい。

(iii) オリエンテーション・キャンプ

新入生にとって、入学当初に泊り込みで実施されるオリエンテーション・キャンプは、人間関係の構築の場として重要な機能を果たしている。しかし、その一方で、そこで形成される人間関係から排除されてしまう学生が少数ながら存在することが、健康相談室や教務課等での相談内容等からも確かであり、そうした学生の一部は、対人関係のつまずきを理由として退学に至っている。

従来、ともすれば肯定的な側面のみに目が向けられていたオリエンテーション・キャンプに関して多面的な検討を施し、新入生の大学生活への円滑な適応という目的をより確実なものとするために、一部の学部で好評であった「よろず相談」の時間を設けるなど、内容を改善していく所存である。同時に、オリエンテーション・キャンプ欠席者に対するケアも考えていきたい。

(3) 「長期欠席者」・「成績不振者」に対する面談指導の強化

本学では、かねてより、「潜在的留年生」・「潜在的退学者」を対象として、面談指導を行っている（「留年者に対する教育上の配慮」の項を参照）。

この面談指導については、データ等の不備もあり、その実効性については検証できていない。しかしながら、「就学意欲の喪失」が顕在化するのとは、多くの場合、学業面においてであり、そこで把握される「潜在的退学者」の指導としては、面談指導以外に有効な手立てがないことも確かである。

平成 18 年度春学期からは、制度の全面的な整備が行われたことでもあり、各教員が面談を確実に実施するとともに、面談の記録等に基づいてデータを適正に処理・蓄積し、面談内容の教員間での共有化、それに基づく面談指導の一層の効率化の方策を模索していきたい。

(4) 「学生支援センター」による学習・生活に関するサポート体制の構築

学生の学習・生活・対人関係等を含む大学生活への適応を確実にするためには、上記のような集団を対象とする施策のみならず、適応の障害となるような要因を抱えた学生に個別に対応するための体制が必要であることが認識された。

平成 18 年に開設された「学生支援センター」は、そうした個別対応の必要性から設置されたものである。ここでは、教員が、勉学上の問題や対人関係のトラブル等について個別相談に応じ、学生の大学生活への適応をサポートしている。しかしながら、問題を抱えている学生は何においても消極的であり、通学もしていない場合が多く、相談をするために窓口を訪れてくれるかどうか、そのような気にさせるためにどのような工夫が可能か、今

後の大学の取組にかかっていると認識している。

第2節 各研究科における学生の受入れ

I 経済学研究科

〈学生募集方法、入学者選抜方法〉

【現状】

1 学生募集の方法

経済学研究科の学生募集、入学者選抜方法は入学試験によっている。

入学試験は、秋期（10月）及び春期（2月）の2回行われている。入学試験における選抜基準は、本研究科の教育目標に鑑み、専門的職業人に必要な専門知識と能力を育成するために必要な理解力などの能力と経済学・経営学の専門的素養を備えていること、及び勉学意欲にあふれていることである。税理士試験の免除を目的に受験する学生が多いが、資格試験志向であつてもきちんと研究をする意欲と研究計画構想を有しているものに限って入学を許可している。

入学試験は、次の3種類の試験方法がある。

- ① 一般入試：外国語及び専門科目の2科目の筆記試験と面接による試験
- ② 留学生特別入試：外国人留学生を対象とした日本語及び専門科目の2科目の筆記試験と面接による試験・
- ③ 社会人特別入試：筆記試験はなく、研究計画書に基づく面接による試験

〔志願者数・受験者数・合格者数・入学手続者数〕

入学年度	区分	一般	社会人特別	留学生特別	学内特別推薦	計
14 年度	志願者数	8 人	4 人	0 人	2 人	14 人
	受験者数	7 人	4 人	0 人	2 人	13 人
	合格者数	6 人	2 人	0 人	2 人	10 人
	入学手続者数	5 人	2 人	0 人	2 人	9 人
15 年度	志願者数	6 人	6 人	3 人	5 人	20 人
	受験者数	5 人	6 人	3 人	5 人	19 人
	合格者数	3 人	5 人	1 人	5 人	14 人
	入学手続者数	3 人	5 人	1 人	5 人	14 人
16 年度	志願者数	6 人	7 人	3 人	3 人	19 人
	受験者数	5 人	6 人	3 人	3 人	17 人
	合格者数	5 人	5 人	2 人	3 人	15 人
	入学手続者数	5 人	3 人	1 人	3 人	12 人

17 年度	志願者数	4 人	2 人	4 人	5 人	15 人
	受験者数	4 人	2 人	4 人	5 人	15 人
	合格者数	3 人	1 人	1 人	5 人	10 人
	入学手続者数	3 人	1 人	1 人	4 人	9 人
18 年度	志願者数	0 人	6 人	4 人	7 人	17 人
	受験者数	0 人	5 人	4 人	7 人	16 人
	合格者数	0 人	4 人	2 人	7 人	13 人
	入学手続者数	0 人	4 人	2 人	7 人	13 人

2 学内推薦制度

本研究科は、学内推薦制度を実施している。

出願資格は、①学部における3年次までの学業成績順位が3分の1以上であること、②専攻分野の授業科目及び演習を履修していること、③演習指導教員の推薦があること、の3つが条件で、それを満たし出願した者は、研究科委員会で認められれば学内推薦を受け、筆記試験を免除される。

【評価と問題点及び改善の方策】

特別入試の実施によって留学生や社会人が入りやすくなっていることは、本研究科の教育目標に合致したものといえる。

学内推薦制度は、専門領域における学部との継続的学習を可能にし、大学院での学習効率を上げる効果があると期待されると同時に、経験的にもそうした効果を実感しているところである。

〈門戸開放〉

【現状】

本研究科は、発足以来、他大学・大学院の学生であるかどうかを問わず、受験資格を有するすべての志願者に対して平等な受験機会を与えている。したがって、他大学・大学院の学生に対する門戸開放は達成されている。留学生・社会人に対しては積極的に受け入れる方針であり、それらに対する門戸開放も実現している。

【評価と問題点及び改善の方策】

他大学・大学院の学生に対する門戸開放はほぼ完全に実施されているといえる。学内推薦制度は、他大学・大学院の学生の受験機会を大きく阻害するものではない。

〈飛び入学〉

【現状】

「飛び入学」は、制度として設けられているが、これまで実績はない。

【評価と問題点及び改善の方策】

どの程度、ニーズがあるか検討したい。

〈社会人の受入れ〉

【現状】

社会人受入れは、本研究科の教育目標の柱の一つであり、社会人特別入試や昼夜開講制、長期履修制度など、社会人が入りやすく勉強しやすい条件の制度整備を行っている。この成果もあり、常に在籍院生の3分の1前後の社会人が在籍している。ただし、少数ではあるが、仕事と勉学が両立できずに学位を取らずに退学した社会人がいた。

【評価と問題点及び改善の方策】

多くの社会人を受け入れ送り出してきた実績は、教育目標の実現に寄与していると評価できる。

〈科目等履修生、研究生等〉

【現状】

「地域社会人のキャリア・アップ」、「社会人教育の充実」、「地域の大学院としての役割の強化」という教育目標に基づき、科目等履修生の受け入れは制度として整備され、大学院案内やホームページで明示されており、実際にも受け入れた実績がある。科目等履修生として取得した単位は、後に正規に研究科に入学した際には、卒業要件単位に組み込むことができる。

研究生は、大学院修士課程終了者又は同等の能力があることを条件として、受け入れる制度を設けているが、実績はない。

聴講生として講義を受講することも制度として設けられている。

【評価と問題点及び改善の方策】

科目等履修生の受入れは積極的に行っており、教育目標の実現に寄与している。

〈外国人留学生の受け入れ〉

【現状】

外国人留学生は、外国人留学生特別入試など、制度として積極的に受け入れる体制にあり、これまでも、毎年、3分の1前後の外国人留学生が入学している。

外国人留学生の受験資格は、日本の制度における4年制大学卒業者に相当するものであるが、国によっては制度の違いにより、大卒者であってもそれを満たさない場合がある。そうした外国人留学生については、申請により受験資格があるかどうかを事前に審査することになっている。審査は書類審査と面接による。

【評価と問題点及び改善の方策】

外国人留学生は積極的に受け入れており、教育目標の実現に寄与している。

〈定員管理〉

【現状】

本研究科は入学定員10名、収容定員20名であり、それぞれ100%の実現を目指している。しかし、入学許可者の中で辞退者が出ることがあるので、入学定員確保の必要性から、入学定員を若干上回る入学許可者を出すことがあったため、これまでは在籍者数が収容定員の1.1倍前後で推移してきた。

【評価と問題点及び改善の方策】

在籍者数が収容定員の1.0倍となることを目標にしているが、これまではややそれを上回っている。入学定員が少ないので、辞退者が出るかでないかで、その比率が変わってしまうので常に1.0倍を達成するのは至難ではあるが、それを目標としたい。

Ⅱ 現代情報文化研究科

A 現代情報文化研究科における学生の受入れ

〈学生募集方法、入学者選抜方法〉

現代情報文化研究科の学生募集は、原則的に文化情報学専攻と法情報文化専攻の両専攻が独自に行っている。ただし、研究科のホームページと各大学等に配布するポスター、学生募集要項等は、本研究科としてその中に両専攻を同じ比重で扱うことで、一括した募集活動を展開している。

学内進学の対象は、両専攻ともに本学の4つの学部全体であって、専攻の基礎とする文化情報学部及び法学部の卒業予定者に限定していない。ただし、学内専攻のガイダンスは専攻ごとに独立して実施している。他大学及び社会人等への入学勧誘もまた、専攻の特性を強調して、独自に展開してきている。

入学者の選抜も、入学者専攻の実施期日は同一であるが、その方法と内容は専攻ごとに独立している。ただし、入学者の決定手続については両専攻が共同して行うものとしている。すなわち、専攻ごとに入学者専攻会議を開き、入学候補者として推薦する受験者を決定後、現代情報文化研究科運営委員会を経て、現代情報文化研究科委員会を開催、両専攻を合わせ、研究科としての入学候補者を正式に決定し、大学院委員会に報告し、最終的に入学者を決定する仕組みである。

B 文化情報学専攻における学生の受入れ

〈学生募集方法、入学者選抜方法〉

【現状】

1 学生募集の方法

学生募集に最も効果があるのは、インターネットのホームページである。また入学者選抜は、原則として英語（留学生は日本語）の筆記試験、入学後の研究テーマに関連のある分野からの学力試験、面接である。駿河台大学各学部からの進学希望者と現職社会人には英語と学力試験は免除され、面接のみで選抜される。文化情報学専攻が主たる教育・研究の分野とする記録管理は、多様な分野に対応しているので、入学者もできるだけ多様な背景と関心分野を持つことが望ましいとしている。この観点からは現行の入学者選抜方法には特段の問題はない。

2 学内推薦制度

学内推薦制度については、改組前の文化情報学研究科は文化情報学部を基礎とする研究科であったから、成績優秀者に限らず、文化情報学部の卒業見込み者には、ゼミナール担当教員の推薦に基づき、学部における成績と入学試験の面接だけで評価し、入学を許可する制度であった。1期生から6期生までの学生67名のうち、この制度によって進学した学生は18名である。

現代情報文化研究科は、文化情報学部と法学部を基礎とする研究科であるが、文学、法学、工学の3分野融合という特徴から、学内推薦の対象を両学部に限らず本学全学部の卒業見込み者に拡大し、ゼミナール又は演習担当教員の推薦に基づき、学部における成績と入学試験の面接だけで評価し、入学を許可する制度とした。1、2期生のうちこの制度によって入学を許可された学生は18名である。

3 学外への門戸開放

門戸開放については、旧・文化情報学研究科は我が国の大学院でほとんど唯一と言ってよい記録管理を専門とする大学院として発足したことから、他大学卒業の学生の受け入れに積極的であった。入学案内の送付、ポスター等の掲示の依頼を毎年、360大学に発送し、インターネットの大学ホームページで研究科の特徴を説明するほか、教員の人脈を利用して他大学の教員に入学希望者の推薦を依頼した。他大学出身の学生は文化情報学部出身者と異なり、本学他学部の出身者と同様、入学試験における専門分野の試験と英語の試験を経て面接し、入学を許可することになるが、1期生から6期生までに他大学等からの進学者は15名である。このうち、4年生大学の学部卒業生は14名である。また、本学の卒業生である留学生を除く留学生は4名である（いずれも現職社会人を除く）。現代情報文化研究科文化情報学専攻でも、このような方針は継続し、他大学の学生は学力試験と英語の試験を経て面接し、入学を許可することになるが、文化情報学専攻の1、2期生には該当者はなかった。

入学試験の実施状況(文化情報学研究科及び現代情報文化研究科情報学専攻修士課程)

年度(平成)	14年	15年	16年	17年	18年
志願者数	18(4)人	15(8)人	19(8)人	17(13)人	15(10)人
合格者数	18(4)人	15(8)人	18(8)人	17(13)人	13(10)人
入学者数	17(3)人	13(8)人	17(7)人	16(13)人	11(8)人

注1、平成14年度～平成16年度は旧・文化情報学研究科における入学試験実施状況

注2、()は本学出身者で内数

【評価と問題点及び改善の方策】

1 学生の募集について

文化情報学専攻は、記録管理の大学院として他の大学にない特徴をもっている。その趣旨を盛り込

んだホームページを作るほか、研究科の教員が他大学の教員に学生募集への提携を申し入れる等の対策を講じたい。なお、学内推薦制度については、この制度に起因する問題は生じなかったところからも、この措置は適切であったと判断している。引き続き広報に力を入れることにした。

2 門戸開放についての評価と課題

他大学出身者の受入れに務めていても、その効果がみられないことは、遺憾であり、対策に一層の努力をしたい。広報等の努力とともに、魅力的な業績のある教員の勧誘、わかりやすいカリキュラムの編成、研究科の研究活動等による知名度の上昇などを検討する予定である。

〈社会人の受入れ〉

【現状】

1 14 条特例と現職社会人コースの状況

旧・文化情報学研究科は開設時より 14 条特例の適用を申請し、社会人学生の受け入れに積極的であった。午後 6 時 20 分からの授業を開講し、土曜日にも開講して社会人の学習に便宜を供与したが、しかし、1 期生から 3 期生までの社会人学生は 2 名にとどまった。これは、大学が東京の都心から西武線で 1 時間以上要する飯能に位置することから、社会人入学者が地元企業や自治体等の勤務者に限られるという立地条件によることが大きい。この条件を打開するため、現職社会人コースを平成 14 年度に開設し、現在の文化情報学専攻に引き継いでいる。17 年度で募集停止するまで旧・文化情報学研究科は 3 期に亘り 4、5、6 期生合計 19 名を受け入れた。

このコースは、インターネット利用の遠隔教育で 5 科目 10 単位を履修し、残りの必要科目は年間数回の集中合宿で履修、その上で職場に関連した研究調査を行い、更に修士論文を作成、その合格を条件として修士号を授与する制度となっている。遠隔教育は、ホームページ上に開講したテキストを受講し、毎週指定されたレポートを作成提出し、全体の受講終了後に指示されたテーマによる期末レポートを成績評価のために提出するものである。そのため、行政文書管理、図書館情報学の分野に限定して設定しているが、この間の学生数は 18 名である。その内訳は、自治体の行政職員が 12 名、公立図書館の司書が 1 名、一般企業の専門職が 5 名である。現職社会人コース以外では、3 名が社会人学生として入学した。そのうち 1 名は本学の卒業生で地元の飯能市役所職員である。

特に行政文書管理の分野では、第 4 期生（現職社会人コースの第 1 期生）9 名の修士論文集を文化情報学研究所から発行したところ、全国の自治体等から高い評価を得た。6 期生（現職社会人コースの 3 期生）についても、その修士論文が評価され、出身地の新聞等で大きく紹介されるなど、実績を挙げている。

2 現職社会人コースにおける入学条件の緩和

なお、現職社会人コースの入学者のうち、大学を卒業せず学士号を持たない学生は2名であり、入学規則により、その経歴と職業上の業績及び複数の教員による面接を経て、大学卒業と同等以上の学力を認め、入学を許可した。その学歴は、いずれも高校卒業である。現職社会人コースの4、5、6期生のうち、17年度で旧・文化情報学研究科を閉鎖するまでに修士号を取得した者は16名である。

現在の文化情報学専攻もこのコースをそのまま継承しており、平成17年度入学の第1期生には、現職社会人コース3名が、2期生には3名が含まれている。その内訳は、自治体の行政職員が4名、他大学現職事務職員が1名、一般企業の専門職が1名である。なお、現職社会人コースの文化情報学専攻1期生及び2期生の入学者のうち、大学を卒業せず学士号を持たない学生は2名であり、入学規則により、その経歴と職業上の業績及び複数の教員による面接を経て、大学卒業と同等以上の学力を認め、入学を許可した。その学歴の内訳は、専門学校卒業が1名、高校卒業が1名である。

【評価と問題点及び改善の方策】

1 社会人の受入れの課題

現職社会人コースは、入学の機会を全国に開放するために開設したもののだが、実際の入学者は必ずしも多くない。その理由として、履修のための労力が過大であることと授業料が現職社会人、特に地方在住者にとって家計を圧迫することが挙げられる。地方公務員である学生の中には、学費を公費で負担して事実上の派遣学生として扱われている学生もいるが、地方財政の窮迫状況から最近の入学者ではそれも少なくなった。履修のための労力は、修了者の専門性の質を維持するためにやむを得ないものであるが、学費については、大学財政の窮迫を考慮すると、何らかの公的な奨学金等の導入を検討したい。

2 科目等履修性、研究生等

旧・文化情報学研究科でこの制度を利用した入学者は、科目等履修生が1名だけである。この学生は第1期生の卒業生で、修士号取得後、学会等で研究成果を発表するため所属研究科を表示するために、科目等履修生として登録したものである。実質的には研究生の登録が適当であったが、学費が高額であるため、科目等履修生を選択したものである。旧・文化情報学研究科及び現在の文化情報学専攻を通じて、この例を除いて登録した学生はいない。生涯学習支援の趣旨からは、より実効性のある制度設計を行う必要がある。なお、平成13年度に旧・文化情報学研究科卒業生の希望者を無償で文化情報学研究所特別研究員として受け入れる制度を導入し、既卒業生にも適用した。現在この制度により文化情報学研究所特別研究員として在籍している者は26名である。

〈外国人留学生の受け入れ〉

【現状】

1 外国人留学生の現状

外国人留学生は専門分野の学力試験と日本語能力の試験によって入学を許可している。旧・文化情報学研究科にあつては6期生までを通算して14名である。国別の内訳は中国9名、台湾3名、韓国1名、その他1名である。このうち、学内進学は10名、本国の大学卒は11名、大学以外の教育機関の卒業で、大学卒と同等以上の学力を認めて入学を許可された者1名である。また、現在の文化情報学専攻の1期生で7名、2期生で5名である。国別の内訳は中国11名、韓国1名である。このすべてが学内進学者である。

2 外国人留学生の募集方法

旧・文化情報学研究科及び現在の現代情報文化研究科の募集要項は、外国人留学生対象としては配布していないが、日本留学情報データベースサイトへの登録を行っている。日本語能力については、日本語能力検定の試験の得点も入学許可の参考にしている。

【評価と問題点及び改善の方策】

1 外国人留学生の受入れ

旧・文化情報学研究科に在籍した外国人留学生のうちには、アルバイトに多大な時間を割き、学習に支障を来し、ついには退学した例もあるが、近年はそのような学生は少なくなった。アルバイトの必要がある学生は皆無ではないが、講義及び演習を通じ、授業への出席は良好で、修士論文の作成等についても、十分な時間を投入している。現在の文化情報学専攻としては、日本語能力や生活支援も含め、外国人留学生の学習支援の体制を整えつつある。

〈定員管理〉

【現状】

1 定員管理の現況

旧・文化情報学研究科の入学定員は10名、収容定員20名であるが、1期生は11名と入学定員を満たすことができた。しかし、1期生で修士号を取得した者は、3名に過ぎず、6名は修士論文に失敗して中退、残りの2名は留年して再度挑戦したが、結局、修士論文を書けず、中退した。2期生からは入学者5名、3期生は4名と激減した。4期生から現職社会人コースを開設、10名の現職社会人の入学を得て、収容定員を満たすことができた。学部卒業生の就職難から大学院進学希望が増えたものの、一方では経済状態から大学院の学費が重い負担となり、進学をあきらめる例も少なくなかった。そこで、16年度から、社会人に対し長期履修制度を発足させ、2年分の学費で最長6年までの計画的履修を可能にした。

旧・文化情報学研究科の入学定員10名収容定員20名に対し、現在の文化情報学専攻の入学定員は5

割増の15名、収容定員30名であるが、1期生の入学者は17名、2期生の入学者14名と、ほぼ収容定員を確保できた。在籍学生の収容定員に対する比率は1.1倍である。学生確保のための措置としては、学内進学の対象を全学部に拡大するとともに、インターネットでの学生募集を強化した。また、地方自治体等に現職社会人コースへの入学を働きかけている。経済状態から大学院の学費が重い負担となり、進学をあきらめる例も少なくないところから、16年度から、社会人に対し長期履修制度を発足させ、2年分の学費で最長6年までの計画的履修を可能にした。これらの措置により、旧・文化情報学研究科より増大した収容定員を満たすことができた。

【評価と問題点及び改善の方策】

1 定員管理の課題と改善の方策

文化情報学専攻としては、とりあえず収容定員を満たす学生数を確保しているが、これは決して安定した数字ではない。都心の大学が修士課程の収容定員を増加させ、学生の確保に努めている影響で、より多角的な方策を不断に検討する必要がある。基本的にはインターネットを利用した募集戦略を構築することで、そのためには、単なる学生募集にとどまらず、旧・文化情報学研究科及び現・文化情報学専攻の履修の成果を具体的に示すようなデータとプレゼンテーションの提示に努めているところである。

C 法情報文化専攻における学生の受入れ

〈学生募集方法、入学者選抜方法〉

【現状】

1 入学者募集の方法と現況

法情報文化専攻（修士課程）の入学定員は15名である（駿河台大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第4条）。

平成17年度は新専攻設立のための事務手続の関係で、学生募集は春期1回（平成17年2月12日）のみ実施することとなったが、平成18年度入試からは秋期と春期の2回募集を行った。なお、募集に当たっては、学外への広報のほか、説明会を平成17年度は1回、平成18年度入試については4回実施した。

2 入学者選抜方法と現況

入学者選抜方法は、一般入学試験、社会人特別推薦入学試験、社会人特別・留学生特別入学試験の3種類である（大学院募集要項による。以下同じ。）。一般入学試験では課題論文又は専攻科目に関する

論述試験（90 分）並びに面接を行う。社会人特別推薦入学試験は、大学（学部）卒業者で、国、地方公共団体、会社、公益法人に在職又は在籍し、担当職務・業務の関係上、高度の専門的法律知識・能力を必要とするもので、所属長の推薦を受けた者が対象となる。これに対しては、面接により志望動機、推薦書記載事項等につき質問を行った上で合否判定を行う。社会人特別入学試験は、当研究科を受験する年度の3月末現在において、大学（学部）を卒業後、満3年以上経過した者を対象とし、留学生特別入学試験は、外国籍の者で本学大学院の修士課程に入学できる資格を有する者を対象とする。これらについては、専攻する分野の中から、志願者が自由に設定したテーマを記述する試験（90 分）と面接を行った上で、合否判定を行う。

これらはすべて本学学部生だけでなく、他大学出身者にも開かれている。

なお、現行の法情報文化専攻は、「情報化社会における情報資産管理を対象とする法律の専門知識をもつ組織マネジメント専門家の育成」を主たる目的とし、実務的能力の涵養を図ることを主眼とする研究・教育を行うところから、英語等の外国語能力を問う試験を特に課してはいない。

3 学内推薦入試制度とその状況

上記の選抜方法とは別に、大学院学内特別推薦入試募集要項に基づき、学内出身者については、大学院学内特別推薦入試による入学を許可する制度を採用している。この制度は学部における演習担当の指導教員が学生の能力や学問的関心の高さなどの評価を行い、しかも成績が優秀な学生を学内推薦する制度である。他の選抜方式と同じく、秋と春の2回この制度による入学を許可している。

具体的には本学学部卒業予定者で大学院入学を希望する者に対し、演習担当教員が大学院現代文化研究科長に対して大学院入学希望者の推薦を行う制度であり、推薦を受けた学生は面接により、研究科委員会の議を経て入学の可否が決定される。

入学試験の実施状況（法学研究科及び現代情報文化研究科法情報専攻修士課程）

年度(平成)	14 年	15 年	16 年	17 年	18 年
志願者数	21(11)人	12(9)人	0(募集停止)人	7(6)人	11(8)人
合格者数	12(8)人	10(8)人	同上	7(6)人	10(8)人
入学者数	9(8)人	7(6)人	同上	7(6)人	10(8)人

注1 平成14年度～平成16年度は旧・法学研究科（公法学専攻、私法学専攻合計数）における入学試験実施状況

注2 （ ）は本学出身者で内数

4 他大学・大学院の学生に対する「門戸開放」の状況

上表のとおり、旧・法学研究科と現・法情報文化専攻の大学院入学者に関しては、学内出身者の割合が高いのが実情である。しかしながら、新しく設置された法情報文化専攻においては、法律の知識と

ともに、情報処理・管理の能力をもった専門家を育成することを目標としており、こうした新しい分野は、実務においても必要とされている。このため、本学学生はもとより、社会人や他大学出身者などに対しても新しい研究分野の意義についての周知を図るため、これまで以上に広報活動を積極的に行い、一層の門戸開放に努めているところである。

なお、飛び入学については、大学院学則第12条は、「本大学院の修士課程に入学できる者は、次のいずれかに該当する者とする」と規定し、同(5)で「大学に3年以上在学し、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと研究科委員会が認めた者」を掲げている。したがって規定上は、「飛び入学」は認められ得ることとなっているが、これまで本学においてこれを認めた例はない。

【評価と問題点及び改善の方策】

1 入学者選抜方法の課題

入学者選抜方法については、社会人や留学生など多様な学生を入学させ、教育研究を活性化させる観点から、選抜方法の更なる多様化を図ることも検討の余地がある。ただし、その際には、常に大学院における教育研究水準の向上に努める必要があると考える。また、入学者選抜の公正性を確保するため、合格判定基準の公表や可否理由の開示による責任体制の確立に取り組んでいる。

2 学外への募集拡大の方策

学内特別推薦入試制度の採用により、優秀な学生を確保できる上に、学部と大学院において一貫した指導が可能となり、学生にとっても効率的な研究を行う上でメリットが大きいという点はある。反面、入学者が学内出身者に偏りすぎるのも問題であり、学外からの入学者を更に増やすよう努力する必要があると考えている。情報学と法学を合わせた大学院は、まだ社会の認知度が低いのではないかと考えられ、インターネット上の案内を充実することに決定した。

3 門戸開放の問題点及び改善の方策

今後、大学の内外に対し新たな研究科についての周知徹底を図るよう、取り組んでいる。

〈社会人の受け入れ〉

【現状】

1 法情報文化専攻の社会人学生入学状況

平成17年度入試では、法情報文化専攻における社会人学生の入学はなかったが、過去の実績では、社会人特別入試による社会人の入学者も見られた（旧・法学研究科における平成12年度の社会人特別入試による志願者は計27名、合格者は8名、入学者は6名（本学出身者以外）、平成13年度は志願者

22 名、合格者 14 名、入学者 13 名（うち本学出身者 1 名）、平成 14 年度は志願者 4 名、合格者 3 名、入学者 1 名（本学出身者以外）、平成 15 年度は志願者 1 名、合格者 1 名、入学者は 0 名となっている）。

2 長期履修制度の導入

大学院学則第 3 条第 5 項は、「学生が、職業を有している等の事情により、前項に定める標準就業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。」と規定している。この規定に基づき、仕事に就きながら大学院の課程を修了することを希望する者に最長 8 年までの長期履修の申請を認めることとしている（平成 17 年 2 月 25 日付け研究科委員会決定「長期履修学生の募集及び就学についての方針」による）。

平成 18 年度入学生については、社会人学生 1 名がこの制度を利用している。

3 科目等履修生、研究生等

大学院学則第 36 条は、「本大学院において特定の授業科目を聴講することを希望する者があるときは、研究科委員会の議を経て、科目等履修生として、これを許可することができる。」と規定している。研究生、聴講生についても、同様に第 34 条、第 33 条にそれぞれ規定されている。

旧・法学研究科においては、平成 13 年から平成 16 年の間に延べ 6 名が法学研究科の科目等履修生として法学研究科授業科目 8 科目を履修している。

現・法情報文化専攻においては、職業を有する 2 名の社会人が 5 科目を履修している。

過去 5 年においては研究生、聴講生の受け入れ実績はない。

【評価と問題点及び改善の方策】

1 社会人の受入れ

門戸開放に関して述べたとおり、新しい法情報文化専攻の大学院について積極的に広報活動を行うことが必要である。現在、かなりの数の授業も夜間・土曜に開講しているものの、時間的又は通学上の制約のある社会人の入学を促進するため、この後は、例えば土曜日、夜間などにコースを開設することにより、現職のまま、職務との両立を図りながら大学院での研究が可能となるような方策の実現可能性を検討することも必要であると考えている。これに関連して、大学院の研究、調査のため、院生研究室や図書館並びに IT 関連機器の利用時間帯の見直しも必要である。更に、長期的には、社会人の通学上の利便を考慮し、都心でのサテライト・キャンパスの開設の可能性をも検討することとした。

2 科目等履修生、研究生等

社会における学習方法の多様化に伴い、個人の研究や勉学上の必要により、あるいは職業との両立を図るためなど個人のさまざまなニーズに対応するためには、科目等履修生、研究生、聴講生等を受入れることは必要であると考えている。現在、市民大学講座としてさまざまなテーマにつき公開講座を設

けているが、このような講座内容や受講者の反応なども参考にしながら、多様なニーズに対応した研究コースの開設もするよう検討を開始した。更に、科目等履修生が職業を持つ社会人である場合には、上記の（社会人の受け入れ）について述べた点が同様に検討課題となる。

〈外国人留学生の受け入れ〉

【現状】

1 外国人留学生の入学者選抜制度

大学院学則第37条は、「外国人であつて、第12条に規定する入学資格を有する者が、本大学院に入学を志願するときは、日本政府、日本政府の承認した外国政府若しくは日本駐在の外国公館の発行した身分証明書、又はこれに準ずる証明書のある者に限り、研究科委員会の議を経て、これを許可することができる。」と規定している。

同学則第12条(2)は、「外国において通常の課程による16年の学校教育を修了した者」、同条(3)は「外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者」を本大学院の修士課程入学資格者としている。

本学大学院に入学を希望する留学生に対しては、駿河台大学大学院募集要項に基づき、留学生特別試験（小論文試験・試験時間90分）を実施した上、面接を行い、その結果につき、研究科委員会の議を経て入学の許可を決定している。

2 外国人留学生の入学状況

平成12年度以降における旧・法学研究科では外国人留学生の入学者はいなかったが、平成17年度において現・法情報文化専攻の留学生（私費）1名の入学を許可し、平成18年度入学生については、4名の外国人留学生が入学した。

これまで法情報文化専攻に入学した外国人留学生の国籍は、すべて中国である。

留学生の本国地での大学教育については、上記のとおり専攻分野に関する筆記試験及び面接により、その学力レベルや日本語能力の判定を行った上で入学の許可を決定している。もともと、上記の留学生は既に日本の他大学を卒業し、学士の学位を得た上で本学大学院入学を希望する者であったため、日本の大学学部における成績の評価と筆記試験、面接の結果により入学を許可したものである。

大学院教育の内容・質の認定の上に立った学生受け入れについては、本国地あるいは日本における大学学部の成績評価だけでなく、上記のとおり大学院での研究能力の有無を判定した上で入学を許可している。

法情報文化専攻修士課程では留学生についての特別な科目は設定されておらず、日本人学生と同一のカリキュラムにより単位修得を行うこととなっている。成績評価も日本人学生と同等に行うこととしている。

【評価と問題点及び改善の方策】

1 外国人留学生の受け入れ

これまで入学を許可した留学生は既に日本の大学卒業者であり、単位認定についても日本人学生と同一の基準によることで特に問題は生じていない。

ただし、新研究科では学部における専攻が法学部以外の学生が入学し、あるいは文化情報学部出身者が法学関係科目を履修することとなっているため、特に法学に関する知識を補う必要がある者に対しては、学部を設置されている関連科目の履修を認めるなどの検討を行う余地がある。その他、なお日本語能力——特に法学専門教育——に必要な日本語能力が十分でないと思われる留学生もあるところから、専門教育に必要な語学力の確保が課題となっており、TA 制度を導入している。

2 外国人留学生への教育・生活指導の必要性

こうした学生の履修を効果的に行うためには、TA 制度の活用、教員間でこうした点に関する共通した理解を深めることとした。

〈定員管理〉

【現状】

1 法情報文化専攻の入学者について

現代情報文化研究科法情報文化専攻の収容定員は、30 名である（大学院学則第 4 条）。

平成 17 年度は法情報文化専攻設置の初年度でもあり、過年度在籍学生がいなかったため、同年に入学した 7 名が在籍学生の総数である。平成 18 年度入試からは秋期、春期の 2 回入学者の募集を行ったため、昨年度よりも応募者数及び入学者数が増加し、10 名が入学した。ちなみに、旧・法学研究科及び現・法情報文化専攻（修士課程）における在籍学生数と収容定員は下表のとおりである。

2 学生確保の方法

学生確保については、大学院ガイドと題した冊子を印刷し希望者等に配布しているほか、上記のとおり学内において説明会を開催している。更に新聞紙上においても、またインターネットのホームページにおいても大学院の入学試験について案内し、新たな大学院の専攻分野についての高いレベルの研究を行うことの意義につき、積極的な広報活動を行うよう心がけている。

旧・法学研究科及び現・法情報文化専攻(修士課程)における定員充足状況

年度(平成)	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度
収容定員数	20 人	20 人	20 人	30 人	30 人
在籍者数	43 人	17 人	7 人	7 人	17 人
充足率	215%	85%	35%	46%	56.6%

平成 14 年度～平成 16 年度は旧・法学研究科（公法学専攻、私法学専攻合計数）

平成 16 年度は募集停止

平成 17 年度以降は現・法情報文化専攻における定員充足状況

【評価と問題点及び改善の方策】

融合分野の進路開拓の必要性

新研究科における法と情報との融合による新たな研究分野については、他にあまり例がなく、その意義につき学内外に積極的に広告宣伝やインターネットによる広報を行い、こうした分野に関心を持つ学生の確保に努めるとともに、修士課程修了後の進路の開拓に取り組んでいる。

Ⅲ 法務研究科(法科大学院)

〈学生募集方法、入学者選抜〉

【現状】

1 アドミッションポリシー

法科大学院の入学者選抜については、法科大学院制度を創設した司法制度改革審議会の意見書で枠組みが示され、更に設置基準、関連法律（法科大学院の教育と司法試験等の連携等に関する法律等）などによって具体化されているが、その基本理念は司法制度改革審議会意見書にあるように、「公平性、開放性、多様性」として要約できる。

本学法科大学院においても、入学者選抜に関するこのような理念を尊重するのは当然である。更に「理念・目的・教育目標」において述べたとおり、本学法科大学院では、企業に関わる総合的法律分野に通じた法曹の養成と、社会福祉・消費者保護など個人に関わる法律分野に通じた法曹の養成を教育の二本の柱としており、このような教育に適性を有する入学者の選抜に努めることが要請される。

これらから本学法科大学院としては、求められる学生像に関して次の趣旨のアドミッションポリシーを定め、募集要項で周知している。

- ① 「社会的問題に深い関心を有し、法曹につくことによりこれらの問題の解決に貢献することへの強い意欲と精神、またそれに相応しい豊かな人間性や倫理観を有していること。
- ② 判断力、思考力、分析力、表現力等の資質、その他知識や総合的な学習能力の点で本学法科大学院での効果的な履修の能力を有していること。
- ③ 学部段階や社会での多様な経験やバックグラウンドを生かして、日本の法曹の活性化に貢献する意欲と能力を有していること。
- ④ 法学既修者は、1年次必修科目の履修を免除するに足る基礎的素養を身につけていること。

2 入学者選抜の方法

(1) 募集定員

募集定員は60名とし、法学未修者と法学既修者に分けて募集している。法学未修者は3年コースで履修し、法学既修者は2年コースで履修する。この場合、2年コースの者は3年コースの2年次から開始することとし、2年次以降のカリキュラムは同一である。

未修者と既修者の内訳は平成16年度～平成18年度は、法学未修者40名、法学既修者20名であったが、平成19年度募集では法学未修者50名程度、法学既修者10名程度とした。今後は、法学未修者として履修することを原則とし、法学既修者は特に法学の知識があるものについて2年次編入を認めるという扱いにすることを考えている。

募集は秋募集と春募集に分けて行っている。平成19年度入試では、秋期募集（集合試験を10月に実施）では法学未修者35名程度、法学既修者5名程度を募集し、春期募集（集合試験を2月に実施）

では法学未修者15名程度、法学既修者5名程度を募集している。

(2) 選考方法

前述のアドミッションポリシーを実現するための具体的な選考方法については、募集要項に次の趣旨を明示しその実行に努めている。

- ① 法学未修者コース及び法学既修者コースのいずれについても、論文試験及び面接試験を行うとともに、適性試験、学部成績等により選抜する。なお、法学未修者コースのうち社会人入学試験の受験希望者は学部成績に代えて経歴書の提出が必要となる。また、外国語能力証明書等の資料を任意に提出することができる。
更に、法学既修者に対しては、法律科目試験を行い、法律科目について基本的な能力があるかを評価して選抜する。
- ② 論文試験は、法律知識を問うものではなく、主に社会的問題に対する関心度、問題意識、総合的な思考力や分析力、表現力、思考の柔軟性等を評価する。なお、法学未修者コースのうち社会人入学試験を希望する受験者に対しては、受験のための負担を軽減する等の目的で、あらかじめテーマ（出題分野）を指定する。
- ③ 面接試験は、論理的思考力や柔軟な発想で物事を考える力があるかを評価するとともに、法曹を志望する理由・学習意欲や人間性を評価する。
- ④ 法律科目試験は、憲法、行政法、民法、商法及び刑法の5科目について、法学既修者コースの授業に対応できる基本的な能力があるかを評価する。

(i) 第一次選考

第一次選考は出願書類（志望理由書及び学部成績。社会人は学部成績の代わりに経歴書）及び適性試験結果（平成19年度入試から法科大学院適性試験と、法科大学院統一適性試験のいずれでも可としている）等によって総合的に判断している。志願者数が募集人員の5倍程度を超えた場合に二段階選抜を実施しているが、それ以外は原則として全員が第二次選考に進めるようにしている。

(ii) 第二次選考

次の試験を集合試験で行っている。

①一般入学試験 — 法学未修者コース

論文試験	法学未修者コース・法学既修者コースとも同じテーマで実施。
面接	教員2名による個別面接(15分程度)

②一般入学試験 — 法学既修者コース

論文試験	法学未修者コース・法学既修者コースとも同じテーマで実施。
面接	教員2名による個別面接(15分程度)
法律科目試験	憲法、行政法、民法、商法、刑法の5科目で、配点は各100点

③社会人入学試験 ― 法学未修者コース

課題論文試験	あらかじめ課題テーマを指定(第二次選考受験票送付時に通知)。具体的問題は試験当日配布。
面接	教員2名による個別面接(15分程度)

(iii) 合否判定

アドミッションポリシーに従って、書類審査と集合試験の総合評価により合否を判定している。法学既修者については、1年次の必修科目を免除するに足る基礎的知識を有しているかについて判定し、可とされた者について、書類審査と集合試験の総合評価により合否を判定している。

書類審査及び集合試験のいずれについても内部基準を設け、評価・採点担当教員間での差異が生じないように実行している。

(3) 入学者選抜試験結果状況

これまでの入学者選抜試験の実施状況は次のとおりである。

平成16年度

区分	A日程					B日程					計
	一般 未修	一般 既修	一般 併願	社会 人	計	一般 未修	一般 既修	一般 併願	社会 人	計	
募集定員	未修20、既修10				30	未修20、既修10				30	60
志願者	199	24	110	297	630	135	24	72	129	360	990
合格者	20	2	2	17	41	20	13	18	13	64	105
入学者	11	1	0	9	21	15	11	11	8	45	66

平成17年度

区分	秋期募集					春期募集					計
	一般 未修	一般 既修	一般 併願	社会 人	計	一般 未修	一般 既修	一般 併願	社会 人	計	
募集定員	未修25、既修10				35	未修15、既修10				25	60
志願者	121	27	50	82	280	37	15	23	22	97	377
合格者	25	6	16	11	58	17	8	11	9	45	103
入学者	14	3	7	4	28	14	6	8	9	37	65

平成18年度

区分	秋期募集	春期募集	計
----	------	------	---

	一般 未修	一般 既修	一般 併願	社会 人	計	一般 未修	一般 既修	一般 併願	社会 人	計	
募集定員	未修 35、既修 15				50	未修 5、既修 5				10	60
志願者	105	26	49	56	236	49	25	27	18	119	355
合格者	39	6	22	12	79	5	9	7	1	22	101
入学者	27	5	13	6	51	3	9	6	1	19	70

平成 19 年度

区分	秋期募集					春期募集					計
	一般 未修	一般 既修	一般 併願	社会 人	計	一般 未修	一般 既修	一般 併願	社会 人	計	
募集定員	未修 35 程度、既修 5 程度				40	未修 15 程度、既修 5 程度				20	60
志願者	97	6	40	33	176	34	19	16	14	83	259
合格者	31	0	19	11	61	未確定					
入学者	未確定					未確定					

(4) 多様な志願者の確保

入学試験方式として、一般入学試験と社会人入学試験（未修者のみ募集）の区別を設けている。趣旨は、社会人にとって受験をしやすくすることにある。

司法制度改革審議会意見書は、わが国の法曹の多様性の拡大を図るため、法学部以外の学部出身者や社会人等の入学に努めるべきことを強調しており、これを受けて文部科学省は告示で、入学者のうち法学部以外の課程の修了者及び社会人が占める割合を3割以上とするよう努めるものとするとの基準を示している。本学法科大学院においても、これらの観点から社会人及び非法学部出身者の受入れの強化に努めているが、特に社会人については一般の受験者とは多少異なる方式の入学試験を課すことによってこれを実現している。

社会人（原則として大学卒業後3年以上の者）については、学部での成績よりも卒業後の社会的経験を評価の対象とする趣旨から、出願の際の提出書類のうち学部成績を免除し、代わりに社会的経験について記載した経歴書の提出を求めている。また集合試験においても論文試験の代わりに、あらかじめ公表された課題テーマの範囲で問題が提出される課題文を課している。

以上は入試方式の差だけで、社会人について特別の定員は設けていないが、社会経験の内容、修得した知識や技能、倫理観、どのような意欲を持って社会活動に従事していたか等を考慮して、積極的に社会人の選抜に努めている。

なお、非法学部出身者については特別な選抜方法は設けていないが、志望理由書に記載されたこれまでの学習経験や活動実績、また法曹に対する意欲や学部成績で示されたその専門分野での学習の成果等を精査し、募集要項で明示したアドミッションポリシーに従って積極的にその選抜に努めている。

これまでの入学者選抜試験における実務等の経験を有する者(本学の社会人入試の定義とは異なる)の状況及び出身学部別の状況は次のとおりであり、入学者における実務経験者の割合は少しずつ減少傾向にあるが4割弱近い数であり、非法律系出身者も4割前後を占めている。これらの結果により「法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム」の平成16年度の実践的教育推進プログラムに採択された「法学初学者学習支援システムの開発」など法学未修者の養成に力を入れている本学の取組が受験生に評価されたものといえるのではないかと考えている。

〔実務等の経験を有する者の状況〕

平成16年度

区分	経験者	未経験者	計
志願者	—	—	990
合格者	—	—	105
入学者	46(49.5%)	59(50.5%)	105

平成17年度

区分	経験者	未経験者	計
志願者	173(45.9%)	204(54.1%)	377
合格者	47(45.6%)	56(54.4%)	103
入学者	28(43.1%)	37(56.9%)	65

平成18年度

区分	経験者	未経験者	計
志願者	155(43.7%)	200(56.3%)	355
合格者	41(40.6%)	60(59.4%)	101
入学者	27(38.6%)	43(61.4%)	70

〔出身学部別の状況〕

平成16年度

区分	法律系	非法律系	計
志願者	493(49.8%)	497(50.2%)	990
合格者	56(53.3%)	49(46.7%)	105
入学者	35(53.0%)	31(47.0%)	66

平成17年度

区分	法律系	非法律系	計
----	-----	------	---

志願者	238(63.1%)	139(36.9%)	377
合格者	67(65.0%)	36(35.0%)	103
入学者	44(67.7%)	21(32.3%)	65

平成18年度

区分	法律系	非法律系	計
志願者	205(57.7%)	150(42.3%)	355
合格者	54(53.5%)	47(46.5%)	101
入学者	39(55.7%)	31(44.3%)	70

(5) 公正な機会の確保

入学者選抜試験において、自大学出身者に対して優先枠の設定等の優遇的な扱いは行っておらず、入学者に対する寄附等の募集も行なっていない。過去の入学者における駿河台大学出身者数は、平成16年度66名中3名、平成17年度65名中3名、平成18年度70名中1名であり、平成19年度入試合格者における駿河台大学出身者は4名であった。

(6) 情報公開

募集要項、パンフレット、ホームページにより、志願者、受験者、合格者、入学者数等の情報や男女別、出身系統別、実務経験、年齢別、大学別等の統計資料を掲載し受験者の選択の参考となるようにしている。また過去の入試問題集についてはホームページ及び大学院事務室で入手することができる。不合格者への成績開示については個別の請求に基づき適性試験、論文試験、法律科目試験合計点について不合格者における得点等を5段階で回答している。

(7) 入学者選抜試験実施体制の適切性

研究科委員会に専任教員による入試担当2名を置き、アドミッションポリシーを具体的に実行するための業務を中心となっていて行っている。また、入学試験問題の作成にあたっては科目別に複数の担当者を置いている。試験問題の出題ミス防止のために試験前に研究科長を始めとする各委員長等が問題の最終確認を行うよう努めている。

入学者選抜は、研究科長、各委員長、入試委員で構成される入試委員会で、評価順に表示された一覧表をもとに協議し、合否判定案を作成したうえで研究科委員会での審議を行う。この合否判定案が、学長が議長となり、総長、副学長、研究科長を始めとする入試委員らが出席する合否判定調整会議に提案され、審議される。

【評価と問題点及び改善の方策】

1 アドミッションポリシー

4 項目のアドミッションポリシーは、法曹としての社会的役割を担うことへの意欲と適性、専門的

知識と技能習得のための知的能力等の素質を中心に本学が期待する学生像を示したもので、法科大学院制度創設の狙い及び本法科大学院設置の理念、目的に照らして妥当なものと評価できる。

しかしながら他方、法科大学院に限らず大学（人気の上位校は別として）の現実として、アドミッションポリシーを定めても、それに合致しない学生は受け入れないとするのは困難である。また法科大学院は、仕組み的にこれまでの大学院に比べてカリキュラムが標準化されており、更に修了後に控えている司法試験を意識することなく教育の個性化にエネルギーを割くことは極めて困難である。つまり法科大学院は、カリキュラムや教育方法で特色を発揮する余地が一般の大学院に比べて少なく、それだけ受け入れを希望する学生像という意味でのアドミッションポリシーの自由度も制約されざるを得ない。このような状況下で、どのようにしてアドミッションポリシーの特徴を出していくか、また入学者の選抜にあたってそのアドミッションポリシーをどのように有効に機能させていくかは、極めて本質的かつ重大な問題である。その答を見い出すことは容易ではないが、常に問題意識を抱きつつ、今後の学生の受け入れと教育の実践の中で不断に検討を重ねていきたい。

2 入学者選抜の方法

(1) 募集定員

募集定員 60 人のサイズは、今後わが国において養成が計画されている法曹人口と法科大学院の設置状況、また本法科大学院の専任教員数やキャンパス規模等に照らして適正なものと考えており、当面はこれを維持していく所存である。

60 人の法学未修者と法学既修者の内訳けについて、当初法学既修者を 20 名としたのは、一定のボリュームで存在した旧司法試験受験生たち(法律の学習を既に相当程度行っている者)を想定した一種の経過措置的な意味があった。しかしそれらの者たちは、司法試験に合格したり、いずれかの法科大学院に吸収されたり、あるいは受験自体を断念して、もはや一定規模の層としては存在しなくなっただと考えるとよい。したがって、【現状】で述べたように、平成 19 年度募集で既修者の募集定員を 10 名程度に減らし、更に今後は原則として入学者は法学未修者として受け入れ、特に法律の知識のあるものに限って既修者として 2 年次編入を認めるという扱いにすることは、妥当なものと判断している。

(2) 選考方法

第一次選考(書類審査)と第二次選考(集合試験)の実施、第二次選考における試験区分(一般入学試験－法学未修者、一般入学試験－法学既修者、社会人入学試験)、試験科目(論文試験又は課題論文試験、面接、法学既修者については法律科目試験)は、法科大学院制度の狙いや関連法令等(法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律、専門職大学院設置基準、平成 15 年文部科学省告示第 53 号等)や他大学の動向等に照らして妥当なものと考えており、基本的な枠組みの変更は考えていない。

改善点としては、論文試験や面接試験の技術的な工夫がある。論文試験についてはどのような題材、出題形式や設問方法が、また面接試験についてはどのような面接方法や質問事項が、受験生の適性や能力を客観的かつ公平に識別できるのかは、教員間でも議論を重ね絶えず試行錯誤を繰り返しているところであるが、未だ確定的な答えを得ていない。この点については、入学後の成績データ及び修了

後の司法試験の結果についてのデータの蓄積も必要であることから、今後とも問題意識をもって検討を行っていきたい。

また全国的に実施されている法科大学院適性試験の結果を、どの程度のウェイトで合否判定に用いるかも重要な問題である。この点については、適性試験の実施主体のひとつである大学入試センターと、適性試験結果と入学後の成績及び司法試験結果の関係についての共同研究を開始している。現在はまだデータの蓄積段階であるが、今後何らかの研究結果が得られたなら、それを選考方法の改善に役立てていきたい。

(3) 入学者選抜試験結果状況

法科大学院制度自体の創設年度でもあった本学の開設初年度は、一種の法科大学院ブームで多数の出願者があり、出願者に対する合格者倍率は10倍近くに及んだ。以後出願者が減少していることは、ブームの落ち着きということもあるが、本学自体の評価も当然無縁でないであろう。現在合格者倍率は3倍程度にまで低下しているが、優秀な学生を集めるためには5倍程度は欲しいところである。そのためには宣伝広報活動の強化のみならず、法科大学院としての本学の教育及び司法試験における実績を積み重ねていくしかないと考えており、そのための努力を継続していきたい。

(4) 多様な志願者の確保

社会人及び非法学部出身者などの多様な志願者の確保の理念及び本学の状況については【現状】で説明した。社会人については、入試区分として「社会人入試」を設け、その選抜に努めているところであるが、出願者、合格者、入学者いずれにおいても、減少傾向にある。これは、当初法科大学院への進学による転職とキャリアアップが一種のブームになったものの、修了後の司法試験合格者枠の制約などの厳しい現実が知れ渡るにつれ、社会人の側で慎重な対応が生じている影響が大きいものと判断され、その意味においては本学の個別努力を超えるものと言える。しかしもともと制度の理念においても、社会人が多いほど望ましいとされているわけではなく、現在の状況で十分制度の趣旨に答えていると判断しており、現状以上に社会人入学者の増進策を講じることは考えていない。

非法学部出身者については、既修者コースは別にして、未修者コースについては法学部卒業であると非法学部卒業者であると一切有利不利のない選考方法を採用しており、特に非法学部出身者の優遇策を講じているわけでもない。実績でも、年度によってばらつきはあるが、全体をならしてみると志願者における両者の割合と合格者における両者の割合は平行で、選考が出身学部に関して中立的に行われていることが裏付けられている。文部科学省の告示では、入学生に占める非法学部生と社会人（告示では「実務等の経験を有する者」）の割合が3割以上となるよう努めるものとされているが、3割以上の根拠や非法学部生と社会人の内訳については示されていない。本学の状況は、この基準を十分クリアしており、したがって現状以上にそれらの者の入学を促進する措置は考えていない。

(5) 公正な機会の確保

【現状】で述べたように、本法科大学院では自大学出身者に対して優遇的な扱いを行っておらず、

入学者に対する寄附等の募集も行っていない。したがって、入学者選抜における公正な機会の確保上特に問題が生じているとは考えておらず、今後ともこの状態の維持に努めたい。

(6) 情報公開

入学者選抜に関する本法科大学院の情報公開は、募集要項、パンフレット、ホームページなど多様な媒体を用いて、詳細な内容について行っており、また過去の入試問題の公開・提供はもとより、不合格者に対する成績開示も行っており、一応の水準をクリアできているものと考えている。今後は入試の評価項目の配点や論文試験の採点基準の公表等も検討し、選抜基準の一層の透明性の確保に努めていく。

(7) 入学者選抜試験実施体制の適切性

専任教員数が限られている本法科大学院では、複雑で大規模な実施体制を構築することは不可能である。その制約を考慮すれば、現在の入学者選抜試験の実施体制は、仮に機能的にベストではないとしても、やむを得ないものと考えている。また開設後これまでのところ、特に実施体制に関して問題が生じているということはない。したがって今後少なくとも当分は、現在の体制で実施していきたいと考えている。

〈飛び入学〉

【現状】

「飛び入学」は制度として設けられており、出願を希望する場合は（法学未修者のみ）事前審査を申し出るよう募集要項に掲載している。過去の実績としては、平成16年度入学試験において事前審査希望者1名について出願資格を認定せず、平成18年度入学試験において事前審査希望者1名について出願資格を認定したが未出願であった。この間平成17年の研究科委員会において単位修得の基準を設けている。

【評価と問題点及び改善の方策】

現状募集要項に制度についての掲載はあるが、単位修得基準を掲載していないため、受験希望者への情報提供として基準の掲載を検討したい。

〈科目等履修生〉

【現状】

大学院学則第36条は、「本大学院において特定の授業科目を聴講することを希望する者があるときは、研究科委員会の議を経て、科目等履修生として、これを許可することができる。」と規定しているが、法務研究科においては科目等履修生の募集を行っていない。

【評価と問題点及び改善の方策】

現在は法科大学院としての基礎を形作る段階と考えており、科目等履修生については、導入するとしても将来の検討課題としたい。

〈定員管理〉

【現状】

入学定員（60人）に対する入学者実数の比率（入学定員超過率）は、開設から完成年度までの3年間の平均で1.11倍であり、収容定員（180人）に対する在籍者実数の比率は、完成年度（平成18年度）で、0.96である。

入学者数は、定員割れの状況は避けるようにしているものの、多過ぎても授業効果にはマイナスとなるので、1.0倍～1.1倍に収まるように努めている。一方在籍者数は、現在のところ収容定員の範囲内に収まっているが、留年生や休学生の発生により、多少予測数を上回っている状況にある。

〔入学者の状況〕

区分	入 学 者 数			平均入学定員 超過率
	開設年度	2年目	3年目	
A 入学定員	60人	60人	60人	1.11倍
志願者数	990人	377人	355人	
合格者数	105人	103人	102人	
B 入学者数	66人	65人	70人	
法学既修者	22人	18人	23人	
法学未修者	44人	47人	47人	
C うち他学部・実務 経験等	46人	28人	45人	
B/A 入学定員超過率	1.10倍	1.08倍	1.16倍	
C/B 他学部・実務経験等率	69.6%	43.0%	64.2%	

〔在籍者の状況〕

区分	在 籍 者 数		
	開設年度	2 年目	3 年目
法学既修者	22 人	40 人	41 人
法学未修者	44 人	89 人	132 人
合 計	66 人	129 人	173 人

【評価と問題点及び改善の方策】

入学定員超過率を3年度中2年度で1.1倍以内に抑えている点は適切と評価できる。入学者数は、こまめな補欠合格の発動により比較的コントロールしやすいので、今後ともこの水準で推移するように努めたいと考えている。

在籍者数については、留年、休学等の発生により、若干見込みを上回っている。現在は見られないが、将来的には司法試験対策上意図的に修了を引き延ばす学生も現れないとも限らない。一方で、定員管理的発想から来るものではないが、学生の法曹に対する適性評価と、将来設計に対する大学としての適切な指導の観点から、入学はさせたものの極めて適性に乏しいと判断される学生に対する退学勧告制度の導入についても、教員間で議論がなされているところであり、その行方は結果的に定員管理とも関係することになる。

今後は事態の推移を見守るとともに、上記の点も総合的に判断して、適切な定員管理に努めたい。

〈退学者の状況と退学理由〉

【現状】

1 退学者の状況とその理由

平成16年の開設時以降の退学者数（除籍者を含む。以下断りのない限り同じ）及びその理由は下表のとおりである。

在籍者数に対する割合は、平成16年度が在籍者66名に対して2名で3.3%、平成17年度が129名に対して4名で3.1%、平成18年度が3月上旬現在で173名に対して4名で2.3%になっている。

退学理由については、平成16年度が、進路変更と学費未納各1名で、学費未納者は、現に有している資格でやりたいことが可能で法曹資格を取る必要がないことが判明したことによるもので、一種の進路変更でもある。平成17年度の4名は、就学意欲喪失（高齢者であり長距離通学による心身の疲労

から意欲を喪失)、進路変更(公務員試験受験準備)、家庭の事情、学費未納(長期履修者として入学したが学業と仕事の両立が困難となったもの)を理由としている。平成18年度は進路変更(公務員試験受験準備、医学部受験準備)、就職、病気治療を各々理由としている。

〔退学者・除籍者数〕(単位:人)

年度	法学未修者	法学既修者	計	理由
16年度	2	0	2	進路変更、学費未納
17年度	4	0	4	就学意欲喪失、進路変更、家庭の事情、学費未納
18年度 (3月上旬現在)	4	0	4	進路変更2名、就職、病気治療

(2) 長期欠席者・成績不振者・退学者に対する面談

長期欠席者・成績不振者・退学者に対しては、学生担当委員を中心にケースに応じて教務委員を加えて面談を実施している。このうち長期欠席者(休学者を含む)についてはその殆どが純粋未修者の勉強に対するプレッシャーからくるものであり、専門の心理カウンセラーと連携を取りながら学習から離れる環境を持たせるなど適切な対応を取るよう努めている。成績不振者に対しても面談を行っているが、学部と異なり元々高い意欲を持って入学した学生が多いことから、現在のところ成績不振即退学という流れにはなっておらず、学習方法や体調の改善によって学業成績を上げるべく取り組もうとしている状況である。退学者についても体調によるものを別にすれば自分の進路について真剣に検討した結果の選択という前向きな理由によるものが多いと考えられる。

【評価と問題点及び改善の方策】

法科大学院の学習は極めてハードであり、金銭的負担も大きい上に修了後にも試験が控えているから、法科大学院に入学し、学習を続けることは、現実問題として極めて大きな精神的、肉体的、財政的負担を伴う行為である。このことは、これまでの本法科大学院での個別事例を超えて、そもそも法科大学院においては入学後の脱落者が従来の大学院に比べてどうしても多くならざるを得ないことを物語っている。更に定員管理の項で触れた退学勧告制度が導入されれば、退学者の数はなお増加することが予想される。

学部や従来の大学院では「退学者対策」と言えば、退学者を出さない対策ということになるであろうが、法科大学院でも同様なのか、それとも法科大学院は入学者について積極的に法曹不適合者の選別機能を果たすべきなのかは、法科大学院のあり方の基本に関わる問題であるが、今のところ誰もが納得する答えが得られているわけではない。退学者への対処の仕方を決める前に、この問題(それ自体難問であるが)の答えを検討していきたい。

第6章 教員組織

第1節 各学部の教員組織

I 総説

【現状】

この総説では、本学の教育目標との関係における教員組織の適切性及び、人的補助体制の整備状況、年齢構成、教員間の連絡調整、教員の募集・任免・昇格規程、教員評価制度について、すべての学部に通ずる部分をまとめて記述する。その他、個別の問題については、後の各学部における教員組織の項で述べる。

1 教育目標との関係における教員組織の適切性

(1) 少人数教育を柱とする「手作り教育」

人格教育の実現を図るために、教員と学生との人格的触れ合いの機会を入学から卒業まで一貫して設定することを重視し、全学部・全学年でゼミナールを開講している。この少人数による双方向的授業を中心とする教育の実践のため、本学においては、大学設置基準に比べ、専任教員一人当たりの学生数が少なくなるように教員数が設定されている。

法学部においては設置基準 28 人に対し現任教員 35 人、経済学部は基準 29 人に対し現行 33 人（1 学科であるとする基準 25 人に対し現行 33 人）、文化情報学部は基準 25 人に対し現行 31 人、現代文化学部は基準 18 人に対し現行 24 人となり、全学部を平均すると、現任教員数は大学設置基準を概ね 26%ほど上回っている。

また専任・兼任を合わせた教員一人当たりの学生数は、法学部 13.6 人、経済学部 11.6 人、文化情報学部 15.4 人、現代文化学部 15.8 人、全学平均では 13.7 人となっている。

〔平成18年度 学部設置上の教員数(基準上の専任教員数)〕(単位:人)

項目	法学部	経済学部	文化情報学部	現代文化学	計
入学定員	285 (編入 20)	240 (経済 100) (経情 140) (編入 10)	メディア 140 (編入 10) 文化 90 (編入 10)	比較 70 (編入 5) 心理 90 (編入 5)	915 (編入 60)
収容定員	1,180	980	960	660	3,780
別表1による 専任教員数	17	16 - 1 学科 (20 - 2 学科)	16 (10+6)	12 (6+6)	61
別表2による 専任教員数	$35 \div (3780 - 800) / 133 + 12$				35
	11	9	9	6	
合計	28	25(29)	25	18	96
現行	35	33	31	24	123

〔平成18年度 教員一人当たりの学生数〕(単位:人)

区分		教員数	学生数(学部生)	教員 1 人当たりの学生数
専任教員のみ	法	36	1465	40.7
	経済	36	1217	33.8
	文情	30	1140	38.0
	現代	24	697	29.0
	合計	126	4519	35.9
専任+兼任	法	108	1465	13.6
	経済	105	1217	11.6
	文情	74	1140	15.4
	現代	44	697	15.8
	合計	331	4519	13.7

注1. 休職者及び在外研究者も含む。

注2. 法学部専任教員36名に、栗山徳子・島伸一を含んでいる。両名は、所属は法学部専任であり、法科大学院のみ授業を担当している。

(2) 国際化という時代の動向に配慮した教育

国際化・グローバル化に対応可能な国際感覚・視野、コミュニケーション能力の育成を目指し、外国語を母国語とする教員が、以下のとおり、配置されている。

各学部における外国人教員（専任・兼任）及び、教員総数（専任・兼任）におけるその割合は、法学部 9 人（9%）、経済学部 10 人（10%）、文化情報学部 11 人（15%）、現代文化学部 5 人（11%）、全学では 35 人（11%）となっている。

〔平成 18 年度 外国人教員割合〕(単位:人(割合:百分率))

区分	法学部	経済学部	文化情報学部	現代文化学部	総計
外国人専任	2	1	3	2	8
教員総数専任	36	36	30	24	126
割合	6%	3%	10%	8%	6%
外国人兼任教員	7	9	8	3	27
兼任教員総数	2	69	44	20	205
割合	10%	13%	18%	15%	13%
外国人教員総計	9	10	11	5	35
教員総計	105	105	74	44	331
割合	9%	10%	15%	11%	11%

注 1. 休職者及び在外研究者も含む。

注 2. 法学部専任の栗山教授・島教授は法科大学院のみ担当。

2 教育研究のための人的補助体制

本学においては、実験・実習を伴う教育等を円滑に実施するために、スチューデント・アシスタント（SA）制度が導入・活用されている。SA とは、外国語授業（LL）や実習、演習、実験等の場において、教員を補助し、受講生の学修を手助けする学生である。SA は当該授業の担当教員が提出する申請書に基づいて、各学部の教務委員会が審査を行い、その採用を決定する。

SA が活用されている講義等の数は、全学において、外国語教育を補助する LL 教室 SA2 コマ、映像・音響制作及び映像作品の吹き替え作業による外国語の授業等を補助するスタジオ SA11 コマ、情報処理実習・演習を補助する情報処理 SA39 コマ、心理学基礎実験を補助する心理学基礎実験 SA9 コマ、合計 61 コマに及ぶ。

〔平成18年度 授業補助要員(SA)一覧表〕(単位:コマ)

所属	LLSA	スタジオ SA	情報処理 SA	心理学基礎実験 SA
法学部	2		3	
経済学部			18	
文化情報学部		11	14	
現代文化学部			4	9
総計	2	11	39	9

注1 講義につき、1名のSAを採用可。

本学における組織的な教育研究支援はメディアセンター職員が実施する各種サービスである。年度初めには、すべての新入生を対象としたメディアセンターガイダンスを行っているほか、施設の利用及び教室内の機器の取り扱いに関するマニュアル等を作成するなど、資料の検索及びメディアラボ・FMスタジオの利用を支援する体制が整っている。情報処理や映像制作の実習・演習においては、スタジオSA・情報処理SAに加え、必要に応じてメディアセンター職員も教育支援を行っている。

メディアセンターにかかわる事項の検討及びメディアセンターと教員組織との間の連絡調整は、学長が指名するメディアセンター長と各学部から選出された教員で構成されるメディアセンター委員会が行っている。同委員会には、学術情報運営部会と情報システム運営部会という二つの下部組織があり、メディアセンター委員はいずれかの部会にも所属する。学術情報運営部会は図書館としてのサービスを担当する学術情報課の運営について、情報システム運営部会は情報処理及び視聴覚関連サービスを担当する情報システム課の運営について、月1回会議を開いて検討を行う。その内容を各部会長が月1回開かれるメディアセンター委員会で報告し、ここで必要に応じて全体の調整が図られている。

メディアセンターにおいては多数のパーソナルコンピュータとLANソケットが、更に学生会館においては無線LANのアクセスポイントが設置され、学生の課外活動等のための利用に供されている。これらの機器及び学内ネットワークの利用に関するサポートを行うために、メディアセンターには「パソコン相談コーナー」が設置され、学生有志が「パソコン相談員」として、一般学生からの質問に答えている。

3 年齢構成の適切性

教員組織の年齢構成の適切性を考える上で、本学では以下の3つを主要な観点として想定している。第一に、学生に対し多様な世界観・学問的視点を提供できる体制であること、第二に、学生に対する生活・教育上の指導において、柔軟で多様な経験に基づいた対応が可能となる体制であること、そして第三に、組織としての業務や役割・責任が適切に配分され、現状において特定の年代に過大な負担を与えないとともに、将来組織を担う中心メンバーの育成が可能な体制であることである。

特に、特定の年代層への偏りには、①退職時期が重なることによる教員組織の急激な入れ替わりという組織上の不利益、②在外研究・出版助成等をめぐっての同世代間での競争の激化、といった問題点が認められ、組織の維持・活性化の点からも適当ではない。

各年代層のバランスについては、それぞれの学問分野の特性をある程度顧慮する必要はあるが、それが年齢構成を左右するほどの要因とはなるとは考えていない。

4 教育課程編成の目的を実現するための全学的な教員間の連絡調整

全学教務委員会は、本学の教務に関する事項を審議する役割を果たすと同時に、全学的な教員間の連絡調整の中心となる機関でもある。全学教務委員会は、ほぼ毎月開催され、その構成は、教務部長、各学部教授会から選出された専任教員、教職課程委員、資格課程委員から成る。各学部教授会から選出された専任教員には、学部教務委員長が当たる。

5 教員の募集・任免・昇格に関する規程等の明文化

本学教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続きに関して、全学的な教員の任用、任用手続き等に関する規程と、各学部における運用のための内規が明文化されている。

全学的には、「教員任用規程」、「教員の任用に関する手続規程」、「教員任用に関する手続規程の運用に関する覚書」等が制定され、加えて、各学部においては運用のための内規が設けられるなど、整備が進んでいる。

6 教員評価制度

本学における教員評価制度は、個々の教員の教育、研究その他の諸活動を評価することによって、大学全体の活性化をもたらすためのものであり、人事評価的な制度とは異なる観点から構想し、導入された。

本学の教員評価制度に求められるもうひとつの機能は、教員の諸活動に関する基礎データのエントリー・システムとしての機能であり、大学基礎データの収集をシステム化する必要性に対応するものである。

従来、教員の研究業績については全学部で毎年収集公開がなされていたが、現在は、研究業績を含め、教員の諸活動の全分野を網羅して総合的な評価が行われている。

評価対象者は、本学の専任教員（特任教員を含む。）であり、教員は、毎年5月に前年4月から3月までの過去1年間の教育活動、研究活動、管理運営・広報活動及び社会貢献の諸活動について、教員評価報告書を提出する。

学長は、提出された教員評価報告書を全学的見地から分析・評価し、その結果を本学の活性化に活用するための提言にまとめる。また必要に応じて教員に個別に指導及び助言を行うことがある。

教員評価制度は平成17年度に全学の合意を得て、教員は平成16年度に係る教員評価報告書から提出を開始している。

【点検・評価と問題点及び改善の方策】

1 教育目標との関係における教員組織の適切性

(1) 少人数教育を柱とする「手作り教育」

現在の教員数から算出される各学部の専任教員一人当たりの学生数を、更にそれぞれ4学年で割ると、学年ごとの教員一人当たりの学生数は法学部11名、経済学部9名、文化情報学部10名、現代文化学部8名（値はすべて切り上げ）である。これらの値は、すべての学年でゼミナールを開講し、かつ適正に運営できる状況（ゼミナールの規模の基準は20名以下）を示しており、手作りの教育、双方向的教育が、概ね実現されていると評価できる。

(2) 国際化という時代の動向に配慮した教育

外国語を母国語とする教員の数のみで国際化への配慮の達成度を評価することはできないが、外国人教員の講義を通じ、又は課外活動等において外国人教員と接することで、学生は日本にいながらにして異文化の一端に触れることができるのは確かであり、またそのような経験が学生の海外への興味・関心を高め、留学等のより発展した国際交流へとつながっていくことも十分に期待できる。このような効果を勘案すれば、外国語を母国語とする教員が、専任・兼任を合わせて、教員総数の1割を占め、すべての学生が必修の外国語科目を通して外国語を母国語とする教員の授業を受けている現状は、国際化に配慮した教育という目標をある程度は達成していると評価できる。一方で、全学における外国人専任教員の数は8人であり、外国人教員合計(35人)に対する外国人専任教員の割合は22.9%と低い。この兼任教員への依存度の高さによる教育の質の低下を防ぐために、年に一度、全学の専任・兼任を含めた外国語科目担当教員の打合せを行い、また各学部に兼任教員との連絡を担当する専任教員を配置している。

2 教育研究のための人的補助体制

実験・実習を伴う教育等及び研究のための人的補助は、メディアセンター職員の協力及びSAの活用により適切に行われている。また、授業と直接的な関連を持つものではないが、パソコン相談員の存在によって、学生が学生を教えるという体制が効果的に機能し、教育的な効果を上げている。どちらの体制も有効に機能しており、今後もその維持に努めたい。

教員とメディアセンターとの連携・協力関係は、メディアセンター委員会及び学術情報・情報システム運営部会を軸として適切に築かれている。今後も、毎月開催される会議で必要に応じて、その関係が十分に機能するための検討と調整を行っていきたい。

3 年齢構成の適切性

点検・評価と問題点及び改善の方策として、本学教員の年齢構成が目指すべき方向性を(1)各年代間のバランス、及び(2)組織としての活性化の2点に分けて考えることができる。

(1) 各年代間のバランス

上記の考え方に基づくならば、本学においては次の2点が教員構成についての基本的な方針となる。すなわち①50才以下の層と51歳以上の層のバランスが確保され、特定の年代層への偏りがなく、及び②教育研究・学内業務の中心的な担い手となる41歳以上60歳以下の層に目立った欠損がないことである。

(2) 組織としての活性化

更に組織の活性化に欠くことのできない組織の活力・機動力・耐性を一定の水準に保つために、50歳以上の層の割合が50歳未満の層を大きく上回るような事態は回避する。

後述の各学部の教員組織に関する記述にあるように、上記のいずれの点においても問題は認められていない。また、各学部とも現在の適切な年齢構成を維持する必要性を十分に認識しており、今後も問題が生じる可能性は低い。

4 教育課程編成の目的を実現するための全学的な教員間の連絡調整

全学教務委員会は、全学部に通ずる教育課程、定期試験の実施方法、成績評価基準等について、全学の教員に共通認識の形成を促しており、その連絡調整に関わる機能は効果的に機能している。更に、教育の質的向上を目的とする全学規模の研修会を企画・実施し、教育活動における問題点とその改善に関する教員間の情報交換を促し、FD推進に大いに貢献していることは評価できる。

5 教員の募集・任免・昇格に関する規程等の明文化

教員の募集・任免・昇格は明文化された規程と内規に基づいて学部ごとに独立して行っており、全体として特段の問題は生じていない。この点に関する詳細な点検・評価は各学部の「教員組織」で記述する。

6 教員評価制度について

制度の導入に際しては、教育や研究の評価の基準を画一的なものにして、教育が本来持つべき創造的要素を損なうのではないかと議論も見受けられたが、むしろ多様な教員がそれぞれの得意分野を持って実績を挙げ活躍することで、本学の個性化と全体としての活性化が図られるとの合意が形成され、平成16年度については95%（117名中111名）の教員が、平成17年度については86%（119名中102名）の教員が報告書を提出している。

本制度導入の有効性は、数年に亘る実施を経て、その実績に基づいて初めて判断できるものであるが、現在の高い報告書提出率が示すように本制度については広く教員の理解が得られており、これが大学全体の活性化に大きく寄与するものと期待している。今後も、制度の定着を図るとともに、その活用に努めていきたい。

Ⅱ 法学部

〈教員組織の構成〉

【現状】

1 教員一人当たりの学生数

平成18年5月現在で、本学部に所属する専任教員数は36名であり、兼任教員数は65名である。同時点における学生総数は1,465名であるので、専任教員一人当たりの在籍学生数は40.7名である。この数値は、過去5年間の専任教員一人当たりの平均学生数が44.8名であるのと比べて、若干低くなっている。

〔学生数と教員数(平成18年5月現在)〕(単位:人)

年度	学生数	専任教員数	専任教員 一人当たり の学生数
18	1465	36	40.7
17	1503	34	44.2
16	1535	35	43.8
15	1604	35	45.8
14	1680	34	49.4
平均	1557.4	34.8	44.8

2 教員の職階

教員の職階は、教授、助教授及び講師である。助手は開学当時には存在したが、現在では採用されていない。職階別に平成18年度における専任教員の占有率を見ると、教授66.7%(24名)、助教授25%(9名)、講師8.3%(3名)である。教授の占める割合が高く、これは、後述する5の「教員の年齢構成」と不可分の関係にあり、平均年齢は51.1歳と高齢に傾いている。

〔教員の年齢構成(平成18年度)〕(単位:人)

職階	人数
教授	24
助教授	9
講師	3

3 社会人・外国人研究者の受入れ状況と女性教員の占める割合

社会人出身の教員は、平成 18 年現在、官庁出身者 2 名（教授 2 名）、民間企業出身者 1 名（教授 1 名）の合計 3 名、教員全体に占める割合は、約 8%である。外国人研究者の受入れについては、外国語教員として 2 名（専任講師 1 名、助教授 1 名）在職している。過去に法曹実務家出身の教員が 1 名いたが、現在はいない。女性教員は、5 名（専任講師 1 名、助教授 2 名、教授 2 名）であり、全体の約 14%を占めている。

4 主要な授業科目への専任教員の配置状況と専任・兼任の比率

主要な授業科目への専任教員の配置状況は以下のとおりである： 本学部における専任教員の全開設授業科目に対する専兼比率は 65%である。うち、基礎科目群に関する専任教員の専兼比率は 56%であり、専門科目群に対するそれは 80%である。専門科目群のうち、主専攻科目のそれは 75%である。また、本学の少人数制教育の象徴ともいえる演習科目についてみると、1～4 年次にわたる全必修演習科目の専兼比率は 88%である。

専任教員の比率の高い科目別に見ると、概説科目が 100%、法学部コア科目が 87%、主専攻科目が 75%と続いている。

また、主専攻をコース別に専兼比率を見ると、地方自治・政治コースが 82.6%、法職コースが 78.3%、企業キャリアコースが 73.9、国際関係コースが 66.7%で、国際関係コースが最も低い。

なお、本学部の教養教育の専兼比率は 56.3%である。

〔開設科目群別専任教員担当科目数(平成 18 年度)〕

開設科目群	専任	兼任	比率
基礎科目群	182	141	56%
専門科目群	147	36	80%
概説科目	4	0	100%
法学部コア科目	20	3	87%
主専攻科目	46	15	75%
キャリア支援科目	9	7	56%
必修演習科目	66	11	88%
その他	2	0	100%
合計	329	177	65%

〔主専攻科目コース別専任教員担当割合〕

主専攻科目	専任担当科目数	兼任担当科目数	合計	専任担当比率
地方自治・政治コース	19	4	23	82.6%
法職コース	18	5	23	78.3%

企業キャリアコース	17	6	23	73.9%
国際関係コース	14	7	21	66.7%

5 教員の年齢構成

平成18年度における専任教員の年齢構成は、31歳～40歳が9名(25.7%)、41歳～50歳が5名(14.3%)、51歳～60歳が16名(45.7%)、61歳～70歳が5名(14.3%)となっている。総説に示した、本学が目標とする年齢構成のバランスに基づく割合は、40歳以下25.7%、41歳以上60歳以下60.0%及び61歳以上14.3%である。50歳を基準とした場合には、50歳以下40.0%、51歳以上60.0%であり、本学の定年が70歳であることを考慮しても、高齢層が多い。全体の40%以上を占める50代の大部分は、本学開学当初に助手・講師・助教授として就任した教員であり、また、60歳以上の層は、本学開学当初に経験と実績が必要とされるポストに就いた教員である。しかしながら、近年、60歳以上の教員は、定年退職を迎えつつあるとともに、平成18年度には、30代の教員を2名採用するなど、若干の若返りも見られる。

【点検・評価と問題点及び改善の方策】

教員一人当たりの学生数は、この5年間の平均で44.8人であり、全国平均を上回っているだけでなく、本学の平均をも上回っており、少なくとも本学の平均値に近づけるよう努めたい。

職階のうち教授職が大部分を占めているが、これは、年齢構成の反映でもあり、平均年齢が51.1歳という数値は、好ましい平均年齢と言えないので、引き続き年齢構成に配慮した人事を行っていきたい。ただし、平成18年度においては、30代前半の教員2名を採用し、若干の改善が見られた。

社会人、外国人研究者及び女性教員の採用は、特にそのためのルールがあるわけではない。採用の際の担当科目、年齢、教育能力、研究業績等を基準として審査し、社会人、外国人又は女性という要件を考慮していない(これらの要件は、有利にも不利にも作用しない中立的要素である)。ただし、社会経験が活かされるような科目については社会人が、外国語科目では外国人が採用される傾向が見られる。

主専攻科目は、本学部の目標であるリーガル・マインドの涵養にとって重要な科目であり、コースごとにあまりにばらつきがあるのは好ましくない。特に、国際関係コースでは、専任教員担当科目の比率が66.7%であり、やや低い。少なくとも70%以上を確保することを目指したい。また、教育・研究能力に優れた人材を採用するためには、どの科目の教員を優先的に採用すべきかについては、現在、「法学部改革委員会」において検討事項の一つとなっている。

〈教員間における連絡調整の状況〉

【現状】

本学部における教員間の連絡調整を図る機関としては、教授会のほかに科目会議が設置されている。科目会議は、原則的に学期中に月 1 回開催されることになっている。最近の科目会議の議題は、「転換教育における基礎演習」、「公務員試験合格支援計画の検討」であった。全学的に教育課程を取り扱う機関としては、各学部の代表者から構成される全学教務委員会、副専攻科目について協議する全学横断教育体制運営委員会、総合科目について取り扱う共通教務連絡会議がある。

【点検・評価と問題点及び改善の方策】

教授会においては、学部長が大学評議会、部局長会議学部長分科会等の内容報告を行うほか、各委員会から審議事項の提案、報告が行われる。こうした定例の会議のほか、カリキュラムの調整や成績評価のあり方などにつき随時関係教員の間で連絡調整の機会を持っており、現状において特段の問題は認められない。

〈教育研究のための人的補助体制〉

【現状】

本学においては、実験・実習を伴う教育等を円滑に実施するために、スチューデント・アシスタント (SA) 制度が導入・活用されている。SA とは、外国語授業 (LL) や実習、演習、実験等の場において、教員を補助し、受講生の学修を手助けする学生である。SA は当該授業の担当教員が提出する申請書に基づいて、各学部の教務委員会が審査を行い、その採用を決定する。本学部は、平成 18 年度には、外国語教育を補助する LL 教室 SA を 2 コマ、情報処理実習・演習を補助する情報処理 SA を 3 コマ採用している。

本学における組織的な教育研究支援はメディアセンター職員が実施する各種サービスである。年度初めには、すべての新入生を対象としたメディアセンターガイダンスを行っているほか、施設の利用及び教室内の機器の取り扱いに関するマニュアル等を作成するなど、資料の検索及びメディアラボ・FM スタジオの利用を支援する体制が整っている。情報処理や映像制作の実習・演習においては、スタジオ SA・情報処理 SA に加え、必要に応じてメディアセンター職員も教育支援を行っている。

メディアセンターにかかわる事項の検討及びメディアセンターと教員組織との間の連絡調整は、学長が指名するメディアセンター長と各学部から選出された教員で構成されるメディアセンター委員会が行っている。同委員会には、学術情報運営部会と情報システム運営部会という二つの下部組織があ

り、メディアセンター委員はいずれかの部会にも所属する。学術情報運営部会は図書館としてのサービスを担当する学術情報課の運営について、情報システム運営部会は情報処理及び視聴覚関連サービスを担当する情報システム課の運営について、月1回会議を開いて検討を行う。その内容を各部会長が月1回開かれるメディアセンター委員会で報告し、ここで必要に応じて全体の調整が図られている。

メディアセンターにおいては多数のパーソナルコンピュータとLANソケットが、更に学生会館においては無線LANのアクセスポイントが設置され、学生の課外活動等のための利用に供されている。これらの機器及び学内ネットワークの利用に関するサポートを行うために、メディアセンターには「パソコン相談コーナー」が設置され、学生有志が「パソコン相談員」として、一般学生からの質問に答えている。

【評価と問題点及び改善の方策】

実験・実習を伴う教育等及び研究のための人的補助は、メディアセンター職員の協力及びSAの活用により適切に行われている。また、授業と直接的な関連を持つものではないが、パソコン相談員の存在によって、学生が学生を教えるという体制が効果的に機能し、教育的な効果を上げている。どちらの体制も有効に機能しており、今後もその維持に努めたい。

教員とメディアセンターとの連携・協力関係は、メディアセンター委員会及び学術情報・情報システム運営部会を軸として適切に築かれている。今後も、毎月開催される会議で必要に応じて、その関係が十分に機能するための検討と調整を行っていきたい。

〈教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続〉

【現状】

1 法学部における教員の募集・任用・昇任の基準・手続

(1) 基準

本学部専任教員の任用の基準については、「駿河台大学教員任用規程」の定める基準のほか、これをより具体的に規定した「駿河台大学教員選考基準」（昭和63年6月16日教授会承認）（以下「教員選考基準」という）を定め、これを実施している。

本学部専任の助教授を教授に、専任の講師を助教授に、又は助手を専任講師に昇任させる場合の基準も、同様に上記規程第7条によりそれぞれの任用の基準に準ずるほか、上記の教員選考基準によることとしている。

教員選考基準では、教授の資格として、「助教授在職の期間が通算して7年以上であり、公刊された著書、論文又は報告書等の業績を有する者であること」、助教授について、大学の専任講師の経歴を有する者については、「その在職期間が通算して3年以上の者であること」、講師については、「大学院の

修士課程を修了し、更に3年以上大学における助手又はこれに準ずる職に在職した者若しくはこれと同等以上の能力を有すると認められる者」、などの要件が具体的に規定されている。

(2) 手続

(i) 募集・任用・昇任の手続に関する規程

本学部専任教員の募集・任用・昇任の手続は、上記「駿河台大学教員任用規程」の定める手続によるほか、これを具体化した「新任人事の進め方についての申し合わせ」（平成15年7月17日法学部教授会確認）、「専任教員の昇任に関する内規」（昭和63年6月16日教授会決定、平成16年11月18日改正）に基づいて行われる。

(ii) 募集

本学部における教員募集の方法については、上記任用規程の定める全学的手続と同じであり、これと異なる点はない。

(iii) 任用

本学部における任用に関する手続は、上記「新任人事の進め方についての申し合わせ」により、以下のとおりとなっている。

- ① 学部長が事前に教授会の意見を聞いた上で、学長と協議の上、理事会の承認を得る。
- ② 教務主任又は教務副主任1名、教授3名以上で構成する選考委員会を設置する。
- ③ 募集期間終了後、選考委員会は被推薦者リストを作成し、学部長に報告する。学部長は学長に推薦の状況を報告し、学長は上記リストを添えて公募の結果を理事会に報告し、リストの範囲で選考を進めることの承認を得る。
- ④ 選考委員会は教員候補者を3名程度に絞ったときは、その段階で学部長に選考経過を報告し、候補者の面接を行い、候補者の人柄、研究・教育能力等を確認する。
- ⑤ 候補者が1名に絞られたときは、選考委員会は学部長に報告し、学部長はその報告に基づく当該応募者の任用につき、学長に協議して理事会の内諾を求めることを申し出する。
- ⑥ 理事会の承認が得られたときは、学部長は正式に教授会において、選考委員会から業績審査の結果の報告を求め、当該応募者を教員に任用することの可否を諮る。
- ⑦ 教授会における無記名投票による決定

以上の手続を経た上、教授会の議に基づき学長が候補者を総長に推薦し、総長がこれを任命する。

仮に当該年度において適当な候補者が得られない場合は、翌年度に更に募集を行うことにより時間をかけ、あるいは募集対象者の職階（教授、助教授、講師）を広げることにより、適任の候補者を確保している。

(iv) 昇任

本学専任の教員を昇任させる場合の基準は、任用に関する上記基準に準じて行うこととなっているほか、上記(2)(i)記載の「専任教員の昇任に関する内規」に定める業績基準によることとなっている。業績に関する基準は次のとおりである。

- ① 教授昇任：原則として、助教授在職中に発表した学術論文3編又はこれに準ずるものがあるこ

と

- ② 助教授昇任：原則として、専任講師在職中に発表した学術論文1編、又はこれに準ずるものがあること
- ③ 専任講師昇任：助教授の基準を準用する
昇任の手続については、同じく「専任教員の昇任に関する内規」に基づき、以下のとおりとなっている。
- ① 上記(1)の教員選考基準に定める教授、助教授、専任講師の要件を充たすこととなる者がいるときは、学部長は年度初めにその旨を当該教員に通告する。既に、(又は年度末をもって)昇任に必要な在職期間の要件を充たす者は、一定期日までに学部長に対し、昇任審査に付すべき業績を提出する。業績の提出があったときは、学部長は教授会に昇任審査の発議をする。
- ② 教授会において、昇任審査委員会を設ける。審査委員会は本学の専任教員3名をもって構成する。
- ③ 昇任審査委員会は、研究業績を審査し、併せて面接により教育実績と教育目標・研究活動・学内業務及び社会的活動について確認する。
- ④ 昇任審査委員会は、審査結果を教授会に報告する。教授会において昇任の可否を審議する。

〔法学部における任用・昇任の種別と人数〕

区分	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
任用	教授1	助教授2 講師3	教授2	教授1 講師1	講師2
昇任	教授1 助教授2	なし	助教授1	教授1	助教授3

2 教員選考基準と手続の明確化

本学部における専任教員の選考基準及び手続は、以上のとおり明確に規定され、これにより実施されている。専任教員の昇任についても、これに準じて行われていることは上記のとおりであり、評価の対象となる研究業績については、毎年度における各専任教員の研究業績などの活動実績が『駿河台法学』誌上に掲載され、公開されている。

3 教員選考手続における公募制の導入状況とその運用の適切性

教員選考手続における公募制についても、上に述べたとおり、原則として公募制によっており、実際に過去5年間に採用した専任教員はすべて学外からの一般公募によるものである。

【点検・評価と問題点及び改善の方策】

任用に当たっては、学生の教育指導に対する能力ないし適性をも重視し、任用候補者の選考の際には、模擬授業を実施するなどによりその適性を判断することとしている。これにより一定の成果を挙げているものと思われる。

法科大学院が発足して以来、法律科目担当の専任教員の募集が以前よりも難しくなっていることが問題点である。教員選考基準並びに職員選考手続における公募制の導入については以上のとおり明確化され透明なものとなっており、その運用も適切に行われている。

教員の昇任に当たっても、候補となる教員に対する面接を実施し、教育実績と教育目標・研究活動・学内業務及び社会的活動についての確認を行うことにより研究、教育上の適性や能力について上記の基準で評価することとなっており、これまで特段の問題はないものと考えている。

〈教育研究活動の評価〉

【現状】

本学における教員評価制度は、個々の教員の教育、研究その他の諸活動を評価することによって、大学全体の活性化をもたらすためのものであり、人事評価的な制度とは異なる観点から構想し、導入された。

本学の教員評価制度に求められるもうひとつの機能は、教員の諸活動に関する基礎データのエントリー・システムとしての機能であり、大学基礎データの収集をシステム化する必要性に対応するものである。

従来、教員の研究業績については全学部で毎年収集公開がなされていたが、現在は、研究業績を含め、教員の諸活動の全分野を網羅して総合的な評価が行われている。

評価対象者は、本学の専任教員（特任教員を含む。）であり、教員は、毎年5月に前年4月から3月までの過去1年間の教育活動、研究活動、管理運営・広報活動及び社会貢献の諸活動について、教員評価報告書を提出する。

学長は、提出された教員評価報告書を全学的見地から分析・評価し、その結果を本学の活性化に活用するための提言にまとめる。また必要に応じて教員に個別に指導及び助言を行うことがある。

教員評価制度は平成17年度に全学の合意を得て、教員は平成16年度に係る教員評価報告書から提出を開始している。

【評価と問題点及び改善の方策】

制度の導入に際しては、教育や研究の評価の基準を画一的なものにして、教育が本来持つべき創造的要素を損なうのではないかと議論も見受けられたが、むしろ多様な教員がそれぞれの得意分野を持って実績を挙げ活躍することで、本学の個性化と全体としての活性化が図られるとの合意が形成され、平成16年度については95%（117名中111名、うち本学部教員27名）の教員が、平成17年度については86%（119名中102名、うち本学部教員30名）の教員が報告書を提出している。

本制度導入の有効性は、数年に亘る実施を経て、その実績に基づいて初めて判断できるものであるが、現在の高い報告書提出率が示すように本制度については広く教員の理解が得られており、これが大学全体の活性化に大きく寄与するものと期待している。今後も、制度の定着を図るとともに、その活用に努めていきたい。

Ⅲ 経済学部

〈教員組織の構成〉

【現状】

平成 18 年 5 月において、本学部には所属する専任教員は 36 名であり、兼任教員数は 70 名である。同時点における学生総数は 1,217 名であるので、専任教員 1 名当たりの在籍学生数は 33 名である。

職階別の構成は、教授 21 名 (58.3%)、助教授 10 名 (27.8%)、講師 5 名 (13.9%) である。

地域との連携を通じた人材育成は、本学部の教育目標のひとつである。既述の「現代 GP」に採択された「学生参加による〈入間〉活性化プロジェクト」は全学的なプロジェクトであるが、なかでも本学部の関与は大きく、そのほとんどを専任教員が担っている。

主要な授業科目への専任教員の配置状況は以下のとおりである。すなわち、専門教育分野において、本学部の全開設授業科目の専兼比率は 84.2% である。学科別では、経済学科の必修科目と選択必修科目の専兼比率は、それぞれ 97.5%、74.0% である。一方、経営情報学科の必修科目と選択必修科目の専兼比率は、それぞれ 90.8%、78.1% である。なお、本学部の教養教育の専兼比率は 56.1% である。

1 年次生対象のプロゼミナール、2 年次生対象の教養演習はすべて専任教員が担当している。3、4 年次生対象の演習も基本的には専任教員が担当するが、専任教員の他大学転出などやむを得ない場合は兼任教員が担当している。

平成 18 年 5 月 1 日現在の本学部の専任教員の年齢構成は、31 歳～40 歳、7 名 (19%)、41 歳～50 歳、11 名 (31%)、51 歳～60 歳、9 名 (25%)、61 歳～70 歳、9 名 (25%) となっている。総説に示した本学の目標とするバランスに照らしてみた場合、3 区分に基づく年齢構成は、40 歳以下が 7 名 (19%)、41 歳以上 60 歳以下が 20 名 (56%)、61 歳以上が 9 名 (25%) である。50 歳を基準とする 2 区分では、50 歳以下が 18 名 (50%)、51 歳以上が 18 名 (50%) である。

従来から本学は広く大学以外からも人材を求めてきた。具体的には、本学部の専任教員 33 名のうち、15 名がなんらかの社会人経験を持っている。特に、20 年以上の社会人としての経験を持つものは 6 名おり、前歴を生かして「マーケティング論」、「国際金融論」、「ケース研究」、「地域インターンシップ」、「キャリアデザイン」などを担当している。また、長年に亘って高等学校教員の経験を持つ教員が教職指導に当たっている。

女性教員数は 9 名、専任教員 36 名に占める割合は 25% である。9 名の内訳は専門教育担当 4 名、総合教育担当 1 名、語学教育担当 4 名であり、教授 4 名、助教授 2 名、専任講師 3 名である。

【評価と問題点】

専任教員 1 名当たりの学生数は、本学と同規模の文科系総合大学と比較すると、およそ平均的な数値であると思われる。専任 1 名当たりの学生数は大学設置基準を十分満たしている。

兼任教員数については、カリキュラム改革のために、新旧のカリキュラムに基づく授業が同時に開講されているため、科目数が多く、そのために兼任数も多かったが、現在縮小過程にある。また、「地域人講師団」による地域の教育力の活用や「地域インターンシップ」など、アウト・キャンパス重視の観点から、7名の企業人・社会人を兼任教員として招聘しており、引き続きその経験を活用していきたい。

教員組織の年齢構成に関しては、教員任用に当たって、関連分野の年齢構成をも考慮しながら候補者の選考を行っており、バランスのとれた構成の維持に努めてきた。

教員組織における社会人の受け入れに関して、本学部が教育目標のひとつとして掲げる職業観や社会観の涵養に、社会人経験を持った教員が果たすべき役割はますます大きくなると思われる。

外国人研究者の受け入れについては、学部の理念に鑑みても、近い将来、外国人研究者を受け入れる差し迫った事情は存在しない。

女性教員については、専任教員全体に占める割合及び職位の面で活躍の場が提供されてきたと言える。

【改善の方策】

専任教員の配置状況については、学部の教育目標の実現に向けて更なるカリキュラムの見直しが必要とされるが、少人数教育の維持及びアウト・キャンパス活動支援のために、適切な人員の維持に引き続き努めていく所存である。

専任、兼任教員の比率に関しては、新旧カリキュラムの過渡期の終了を展望し、適切なバランスを確保できるよう見直しを行う予定である。

今後、専任教員の員数を現状規模ないし抑制的に維持するとすれば、将来の欠員に際して、年齢構成が著しく悪化しないように30代及び40代前半の層を積極的に採用することを考慮する予定である。

〈教員間における連絡調整〉

【現状】

教員間における連絡調整を図るために、専任教員全員が参加する教授会と科目会議があり、定例化されている。教授会が学務関連事項の議決機関であるのに対し、科目会議は学部の将来構想、カリキュラムの内容の吟味など経済学部が直面する諸問題について、自由に討議、意見交換をする場となっている。科目会議で採り上げられた学部の将来構想に関しては、6つの分科会を設けて、具体策が約1年に亘って検討された。

また、現代経済分析コースなど6つのコースは、コースごとの固有な問題について討議、意見交換するために随時打ち合わせを持っている。本学部教務委員会には6コース所属教員が少なくとも1名

は配置されており、カリキュラムの変更や編成など学部全体にかかわる事項、コースにまたがる事項の討議を行う。教務委員会で討議をされた内容は、教授会に報告、ないし必要に応じて教授会で審議決定が行われる。

本学部メールリンクは専任教員間の簡単な意見交換、緊急な連絡等に活用されている。

更にプロゼミナール、経済と社会、キャリアデザインなど複数の教員が同一科目を担当する場合は、期初と期終了後に打ち合わせ会を開催している。また、プログラミング論Ⅰ、Ⅱは担当のうちの専任教員が共通テキストを作成し、かつ期末試験や期末レポートの題目も共通のものとしている。

【評価と問題点及び改善の方策】

本学部では、学科長及び学科会議は設置しておらず、これが両学科間の壁を低くすることに寄与している。前述の将来構想にかかわる6つの分科会も、学科、コースの所属に関係なく専任教員全員がいずれかの分科会に所属し、問題意識、情報の共有に役立った。

また、コースごとの打ち合わせは、専門分野が近い、少人数のミーティングのため、議論を深めることに適しているが、コースによって開催の頻度に濃淡がある。

メールリンクは専任教員間の連絡、意見交換に威力を発揮し、学部内の情報の共有化に寄与している。

連絡調整を行う組織、体制など制度面は既に整備されているので、今後これらの組織、ツールを有効に活用し、情報の共有、意思決定の迅速化を図る予定である。

〈教育研究のための人的補助体制〉

【現状】

本学においては、実験・実習を伴う教育等を円滑に実施するために、スチューデント・アシスタント（SA）制度が導入・活用されている。SAとは、外国語授業（LL）や実習、演習、実験等の場において、教員を補助し、受講生の学修を手助けする学生である。SAは当該授業の担当教員が提出する申請書に基づいて、各学部の教務委員会が審査を行い、その採用を決定する。本学部は、平成18年度には、情報処理実習・演習を補助する情報処理SAを18コマ採用している。

本学における組織的な教育研究支援はメディアセンター職員が実施する各種サービスである。年度初めには、すべての新生を対象としたメディアセンターガイダンスを行っているほか、施設の利用及び教室内の機器の取り扱いに関するマニュアル等を作成するなど、資料の検索及びメディアラボ・FMスタジオの利用を支援する体制が整っている。情報処理や映像制作の実習・演習においては、スタジオSA・情報処理SAに加え、必要に応じてメディアセンター職員も教育支援を行っている。

メディアセンターにかかわる事項の検討及びメディアセンターと教員組織との間の連絡調整は、学長が指名するメディアセンター長と各学部から選出された教員で構成されるメディアセンター委員会が行っている。同委員会には、学術情報運営部会と情報システム運営部会という二つの下部組織があり、メディアセンター委員はいずれかの部会にも所属する。学術情報運営部会は図書館としてのサービスを担当する学術情報課の運営について、情報システム運営部会は情報処理及び視聴覚関連サービスを担当する情報システム課の運営について、月1回会議を開いて検討を行う。その内容を各部長が月1回開かれるメディアセンター委員会で報告し、ここで必要に応じて全体の調整が図られている。

メディアセンターにおいては多数のパーソナルコンピュータとLANソケットが、更に学生会館においては無線LANのアクセスポイントが設置され、学生の課外活動等のための利用に供されている。これらの機器及び学内ネットワークの利用に関するサポートを行うために、メディアセンターには「パソコン相談コーナー」が設置され、学生有志が「パソコン相談員」として、一般学生からの質問に答えている。

【評価と問題点及び改善の方策】

実験・実習を伴う教育等及び研究のための人的補助は、メディアセンター職員の協力及びSAの活用により適切に行われている。また、授業と直接的な関連を持つものではないが、パソコン相談員の存在によって、学生が学生を教えるという体制が効果的に機能し、教育的な効果を上げている。どちらの体制も有効に機能しており、今後もその維持に努めたい。

教員とメディアセンターとの連携・協力関係は、メディアセンター委員会及び学術情報・情報システム運営部会を軸として適切に築かれている。今後も、毎月開催される会議で必要に応じて、その関係が十分に機能するための検討と調整を行っていきたい。

〈教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続〉

【現状】

1 教員の募集・任免

本学の「教員任用規程」、「任用手続規程」、「任用覚書」に従って、本学部でも専任教員の募集・任免が行われる。

教育目標の達成に必要な教員の確保をめざして作成され、理事会の内諾を得た人事計画案に沿って新規専任教員の募集が始まる。人事計画案で示された募集人数・職階・分野を踏まえて、人事委員会が選考委員案を教授会に出し、その了承を得て選考委員会が発足する。当該委員長は委員の互選により決定される。

募集は公募を原則とする。全国の大学・研究機関に公募依頼書を送るとともに、JREC-IN と本学の HP で WEB 上に公開される。

応募締め切り直後の教授会で応募状況が報告され、選考委員会による審査が始まる。第一次選考では、応募者が多数の場合には 10 名程に候補者を絞り込み、この結果を教授会で報告する。教授会の了承を経て、当該通過者の研究業績を中心に審査を行い、第一次選考通過候補者 3 名（補欠 1 名）を決定し、教授会の了承を受ける。

第二次選考では、当該候補者による模擬講義と学部長を交えた面接を行う。模擬講義では、担当予定科目の講義能力の評定に重点を置く。面接では、主要論文・著書に見られる研究能力の評価を中心とするが、併せて、教育姿勢、地域社会へのコミットメントなど、本学部の教育目標に対する共感度・理解度についても確認することになる。

面接終了後に選考委員会を開き、候補者の研究業績、教育能力を総合して評価し 1 名に絞り込む。この経過を科目会議で報告するとともに、審査報告書を学部長に提出する。当該候補者について理事会の内諾を得た後に、教授会で採決をとり任用を決定する。

2 教員の昇格

本学部では、専任教員の昇格（本学での用語は「昇任」）は「経済学部 専任教員の昇任に関する内規」に沿って行われる。また、「昇任審査委員会主査業務マニュアル」が整備されており、業務遂行に遺漏のないように図られている。

昇格の形式基準は、「年歴計算」と「研究業績」である。

年歴計算は教員新規採用の際、選考委員会が行い、年歴計算書は本学への就任時に当該教員に提示される。

業績基準は下記の通りである。

- ① 教授昇任のためには、原則として、助教授在職中に発表した学術論文 3 編、又はこれに準ずるものがあること。
- ② 助教授昇任のためには、原則として、専任講師在職中に発表した学術論文 1 編、又は、これに準ずるものがあること。
- ③ 専任講師昇任のためには、②の基準を準用する。

学部長は、上記基準のうち「年歴計算」を充たしている者に対して、そのことを伝達するとともに、下記の手続を説明する。

- ① 既に、(又は当該年度末をもって)昇任に必要な年歴計算の要件を充たす者は、一定期日までに、学部長に対し、昇任審査に付すべき業績を提出する。
- ② 昇任に必要な在職期間、及び上記に定める業績基準を充たした者が、一定期日までに業績を提出したとき、学部長は、教授会に昇任審査の発議をする。

この発議に基づき、人事委員会は審査委員案を教授会に提出し、了承ののちに審査委員会が発足する。審査委員は 3 名であり、原則として 2 名は同一又は近接専攻領域、1 名は異なる選考領域より選出する。(他学部の専任教員も可とする。) 昇任審査委員会は互選で主査を選出する。

審査に当たっては、研究業績・教育業績の両方を対象とし、書類審査の後に、昇任審査委員会に対象者の面接審査を行う。昇任面接では、任用面接と同様に主要論文・著書に見られる研究能力の評価を中心とするが、それに加えて、教育姿勢、地域社会へのコミットメントなど、本学部の教育目標に対する実績、並びに委員会等各種学内業務の遂行姿勢についても確認することになる。

【評価と問題点及び改善の方策】

1 教員の募集・任免

専任教員の募集等について、本学部は「公平」、「公正」、「公開」の三原則に従って行っている。募集は原則公募とし、選考経過は逐一教授会で報告するとともに、任用の可否は教授会の採決によることとし、恣意的介入の余地を排除している。

更に、選考委員のなかに必ず異分野の教員を入れることによって、評価結果の納得性を高めていることは評価されるべきであろう。

第二次選考で「模擬講義」を必ず行い教育能力を評定してきたことも、本学部の教育目標実現に資することが大であった。

しかしながら、選考過程についての明文化された規程はあるものの、研究業績等を評価する具体的な基準を明確化するまでにいたっていない。

研究業績の審査基準として、

- ① 研究成果の独自性、学問への貢献度を第一に評定する。
- ② 審査対象は、公刊業績に限定する。なお、博士号取得者は、当該学位論文を参考にする。
- ③ 研究業績の単純な多寡で優先順位をつけない。

若年で業績の数は少なくとも、将来的可能性を示す論文があれば、高く評定する。

一方、研究歴が長い者でも、最近3年間に見るべき業績がない場合には、低く評定する。

など、研究者間で暗黙裡に合意されている項目を選考委員会の冒頭で確認して作業を進めてきたが、今後は業績評価基準にかかわる内規の制定を行う予定である。

このことは、実務家出身の教員を迎え入れる際の課題とも関連する。教員の多様性を確保し、社会との接点を増やす意味で、本学部は実務経験豊富な社会人を専任教員として採用してきた。しかしながら、研究業績ではなく企業等における実績を業績として明記するフォーマットは整備されているものの、それら実績を評価する基準が明確になされていない。これら規程の整備も行う予定である。

2 教員の昇格

昇格についても、専任教員の募集と同様、本学部は「公平」、「公正」、「公開」の三原則に従って行っている。昇格基準を明文化し、審査結果を教授会で報告し、了承を求めることで恣意的介入の余地を排除している。

更に、選考委員のなかに必ず異分野の教員を入れることによって、評価結果の納得性を高めていることは評価されるべきであろう。

審査に当たっては、研究業績・教育業績の両方を対象とし、著書・論文等の研究業績の書類審査に加えて、対象者の面接審査では教育実績についても確認をしている。

研究業績に加えて教育実績、学内委員会業務へのコミットメントも対象としていることは評価される。今後はこれらの評価基準を整備する予定である。

〈教育研究活動の評価〉

【現状】

本学における教員評価制度は、個々の教員の教育、研究その他の諸活動を評価することによって、大学全体の活性化をもたらすためのものであり、人事評価的な制度とは異なる観点から構想し、導入された。

本学の教員評価制度に求められるもうひとつの機能は、教員の諸活動に関する基礎データのエントリー・システムとしての機能であり、大学基礎データの収集をシステム化する必要性に対応するものである。

従来、教員の研究業績については全学部で毎年収集公開がなされていたが、現在は、研究業績を含め、教員の諸活動の全分野を網羅して総合的な評価が行われている。

評価対象者は、本学の専任教員（特任教員を含む。）であり、教員は、毎年5月に前年4月から3月までの過去1年間の教育活動、研究活動、管理運営・広報活動及び社会貢献の諸活動について、教員評価報告書を提出する。

学長は、提出された教員評価報告書を全学的見地から分析・評価し、その結果を本学の活性化に活用するための提言にまとめる。また必要に応じて教員に個別に指導及び助言を行うことがある。

教員評価制度は平成17年度に全学の合意を得て、教員は平成16年度に係る教員評価報告書から提出を開始している。

【点検・評価と問題点及び改善の方策】

制度の導入に際しては、教育や研究の評価の基準を画一的なものにして、教育が本来持つべき創造的要素を損なうのではないかと議論も見受けられたが、むしろ多様な教員がそれぞれの得意分野を持って実績を挙げ活躍することで、本学の個性化と全体としての活性化が図られるとの合意が形成され、平成16年度については95%（117名中111名）の教員が、平成17年度については86%（119名中102名）の教員が報告書を提出している。

本制度導入の有効性は、数年に亘る実施を経て、その実績に基づいて初めて判断できるものであるが、現在の高い報告書提出率が示すように本制度については広く教員の理解が得られており、これが

大学全体の活性化に大きく寄与するものと期待している。今後も、制度の定着を図るとともに、その活用に努めていきたい。

IV 文化情報学部

〈教員組織の構成〉

【現状】

1 学生数、教育課程の特徴との関係における教員組織の構成

教員は、専任教員、兼任教員に大別され、専任教員は教授、助教授、講師で構成される。教員数は、専任教員 30 人、兼任教員 44 人で、専任教員の内訳は教授 19 人、助教授 6 人、講師 5 人である。学生数は平成 18 年 5 月現在、1 年 258 人、2 年 262 人、3 年 299 人、4 年 321 人、学部全体合計 1,140 人であり、教員一人当たりの学生数は 38.0 名となっている。

本学部の教育課程は、文化情報資源の蓄積・活用を基盤概念とする学際的な研究領域にわたっている。担当科目の領域による教員構成は、観光情報 3 人、図書館情報メディア 3 人、アート&アーカイブ 5 人、映像音響メディア 4 人、情報デザイン 6 人、基礎教育 3 人、外国語 6 人である。

2 主要な授業科目への専任教員の配置状況及び専任、兼任の比率

〔文化情報学部科目軍別の選任・兼任教員比率〕

学科	区分	区分	必修科目	選択必修科目	全開設授業科目
文化情報学部	専門教育	専任担当科目数(A)	65	52	117
		兼任担当科目数(B)	0	11	11
		専兼比率 ($(A/(A+B)) \times 100$)	100.0%	82.5%	91.4%
	春学期 教養教育	専任担当科目数(A)	45	51	96
		兼任担当科目数(B)	35	38	73
		専兼比率 ($(A/(A+B)) \times 100$)	56.3%	57.3%	56.8%
文化情報学部	専門教育	専任担当科目数(A)	65	51	116
		兼任担当科目数(B)	0	13	13
		専兼比率 ($(A/(A+B)) \times 100$)	100.0%	79.7%	89.9%
	秋学期 教養教育	専任担当科目数(A)	36	54	90
		兼任担当科目数(B)	35	36	74
		専兼比率 ($(A/(A+B)) \times 100$)	50.7%	58.1%	54.9%
知識情報	専門	専任担当科目数(A)	65	48	113

		兼任担当科目数(B)	0	5	5
		専兼比率 ((A/(A+B)) *100)	100.0%	90.6%	95.8%
		専任担当科目数(A)	45	51	96
	教養 教育	兼任担当科目数(B)	35	38	73
		専兼比率 ((A/(A+B)) *100)	56.3%	57.3%	56.8%
知 識 情 報 学 科	専 門 教 育	専任担当科目数(A)	65	56	121
		兼任担当科目数(B)	0	7	7
		専兼比率 ((A/(A+B)) *100)	100.0%	88.9%	94.5%
	秋学期 教養 教育	専任担当科目数(A)	36	54	90
		兼任担当科目数(B)	35	39	74
		専兼比率 ((A/(A+B)) *100)	50.7%	58.1%	54.9%

本学部においては、開設授業科目において専任教員の担当する比率は上表のようになっている。新カリキュラムは学年進行中のため、ここでは旧カリキュラムにおける比率を示した。現在、全開講科目のうち71.8%を専任教員が担当している。文化情報学科の専門教育は90%程度、知識情報学科の専門教育は95%程度を専任教員が担当している。専門教育の必修科目においては、100%を専任教員が担当している。これには、プレゼミナール(2年次生)、及び専門ゼミナール(3・4年次生)が含まれる。専門教育の選択必修科目においても、文化情報学科は80%程度、知識情報学科は90%程度を専任教員が担当している。

また、教養教育についてはそれぞれ55%程度を専任教員が担当している。ただし、教養教育に含まれているオリエンテーション・ゼミナール(1年次生)は100%を専任教員が担当している。教養教育に含まれる外国語科目では、兼任教員の比率が高く、英語では約半数が兼任教員であり、その他の外国語では8割強が兼任教員である。

本学部では、カリキュラムの編成等教育課程の編成・運営に関与するのは主として専任教員であり、兼任教員の活動は講義に限られている。学部の開設当初からsemester制をとっているため、兼任教員の担当する授業はすべて半期単位で行われる。

外国語の兼任教員は、各領域別に毎学年末に専任教員を含めた「教科打合せ会」を行い、講義内容・講義計画についての共通理解を行うよう努めている。

また、「インターンシップA」、「キャリアディベロップメント」のように社会人が兼任教員として専任教員と組んで授業を担う場合には、専任教員と兼任教員とで講義内容・講義計画を協議のうえ決定している。

3 教員組織の年齢構成

平成18年度における専任教員の年齢構成は、31歳～40歳が8名(26.7%)、41歳～50歳が8名(26.7%)、51歳～60歳が9名(30%)、61歳～70歳が5名(16.7%)となっている。総説に示した本学の目標とするバランスに照らしてみた場合、三区分に基づく年齢構成は、40歳以下が26.7%、41歳以上60歳以下が56.7%、61歳以上が16.7%である。50歳を境界とする二区分によると、50歳以下が16名(53.3%)、51歳以上が14名(46.7%)であり、ほぼ同数となっている。

4 教員組織における社会人の受け入れ状況

専任教員30人のうち、産業界実務経験(社会人経験)を持つ者は、40%の12人である。産業界実務経験の内訳は、日産自動車、国立西洋美術館、財団法人日本情報処理開発協会、国立科学博物館、国立国会図書館、大林産業株式会社、特殊法人国際観光協会、NHK放送文化研究所、株式会社ぎょうせい、日本航空株式会社、三井建設株式会社、読売新聞社、滋賀県立安土町立図書館である。専攻科目のうち、マスメディア、映像に関する科目の担当者については、それぞれ新聞社、テレビ局における勤務歴を有する。

5 教員組織における女性教員の占める割合

専任教員のうち女性教員は計8人であり、専任教員30名中26.7%を女性教員が占める。女性教員8人の内訳は専攻科目担当が5人、外国語科目担当が3人である。

【評価と問題点及び改善の方策】

1 学生数、教育課程の特徴との関係における教員組織の構成

本学部の専任教員数は、大学設置基準の別表第1に定められている文学関係の収容定員に対する専任教員数を上回っており、教員1人当たりの学生数はすべての学年において支障なくゼミナールを開講できる範囲に十分収まっている。

担当科目の領域による教員構成では、必修の多い情報技術科目と外国語科目の担当教員が必然的に多くなっている。アート&アーカイブの担当教員もやや多くなっているが、全体として著しい不均衡は生じていない。

以上のことから、教員組織の構成は概ね適切であると評価できる。

2 主要な授業科目への専任教員の配置状況及び専任、兼任の比率

オリエンテーション・ゼミナール、プレゼミナール、及び専門ゼミナールは、それぞれ大学生活に慣れるための導入科目、専門教育へスムーズに移行するための科目、及び専門教育を行う科目である。これらは、すべて必修科目であり、少人数体制の授業であることから専任教員が担当すべきであると考えている。各学科の専門教育の科目については、3・4年次生を対象とした専門教育を行う授業であり、授業内容の専門性に鑑みて可能な限り専任教員が担当すべきであると考えている。現状では、こ

これらの科目に関する専任教員の担当比率は概ね望ましい状況にあり、今後も、これを維持していくように努めたい。

外国語科目については英語では約半数が兼任教員であり、その他の外国語では8割強が兼任教員である。専任教員の割合が高くなることは望ましいが、学際的な教員構成の中で、また今後の本学の財政状態などを考えると、語学担当の専任教員のみを増やすことは難しい。現在は年度末に兼任・専任教員の打合せを行い、教科書の選定、授業の運営、成績評価等について十分な共通理解を形成することで、教育の質の維持・向上に努めている。したがって、当分はこの状況を維持していくことで対応しなければならないと考える。

演習科目その他の必修科目は原則として専任教員が担当しており、これは評価すべきである。専任教員だけでは担当しえない選択科目を兼任教員に委ねることは、学生に幅広い授業を提供するためにも必要である。

今後の課題は、すべての科目において本学部の教育目標に即した授業が展開され得るために、特に専門科目の専任教員と兼任教員とが学問領域別に公式な打合せを行う機会を設定していくことと認識している。従来から講師控室等を利用した個人的かつ非公式な接触による意思疎通はなされてきたが、それによって果たせる機能には限界があるからである。語学科目において学部開設時から継続して行われている公式会合の機会を専門科目においても設けることで、講義内容・講義計画についての共通理解を行うことが可能と考えており、その実施に向けた検討を行っている。

3 教員組織の年齢構成

前述の三区分と二区分の年齢分布が示すように、本学部の教員組織の年齢構成は大変によくバランスがとれており、現在は適切であると評価できる。

今後、学部創設から関わってきた60代層の定年退職が続くので、現在、人事計画の策定が進められている。学生に対する多様にして充実した教育内容の提供及び学内業務の円滑かつ効率的な分担・推進という観点から、現在のバランスを失って特定の年代が占める割合が過度に大きくなるような事態は望ましくなく、人事計画の策定に当たっては、現時点で実現をみている年齢構成上のバランスを失することのないよう配慮している。

4 教員組織における社会人の受け入れ状況

専任教員のうち40%が産業界実務経験（社会人経験）を持つというのは、一般的な文科系の学部と比較して、かなり高い割合であると思われる。これは本学部の特徴の一つであり、産業界における実務経験を通じた実践的かつ現状に即した教育内容を学生に提供できるものと考えられる。

今後の教員任用に際しては、学術的な教育内容だけでなく、多様な教育内容を学生に提供するという観点から、引き続き産業界実務経験を評価していくことが重要であると認識している。

5 教員組織における女性教員の占める割合

専任教員のうち、その4分の1強を女性教員が占めている。男性教員と女性教員のバランスというものについての規定や模範はないが、現在の比率をあまり変えることなく、今後もこの程度の割合を維持できるものと考えている。

〈教員間における連絡調整の状況〉

【現状】

通常のエ育課程の編成は、教務委員会、資格課程委員会、教職課程委員会が担当事務局と連携しながら行っている。各種委員会の報告は教授会で行われ、審議事項は教授会で教員間の合意を得ながら決定される。新年度カリキュラム編成のための時間割調整等は、主として教務委員会が担当する。

また、毎月一回（第2木曜日）文化情報学科メディア情報学科合同懇話会が開催され、教育課程の編成や運営に関する意見交換や、FDを目的とする研修が行われている。合同懇話会で最近取り上げられた話題には、語学教育の編成、学生のコミュニケーション能力の育成、Webを活用した教育支援等がある。

【評価と問題点及び改善の方策】

教授会は学部合意を形成する場として、両学科合同懇話会は教員間のコミュニケーションを促進する機会として、それぞれに問題なく運営されており、教員間の連絡調整に大いに役立っている。しかし、懇話会については、月一回で時間的な制約もあるので、テーマによっては討論が十分消化されないまま終わることもある。これについては、翌週（第3木曜日）の教授会の後に時間をとったり、特に重要なテーマについては、別の日に時間を設定して十分に討論を尽くす場を設けていくことを検討している。また、全員が集まる時間的な余裕がないときは、電子メールを活用して意見交換を行うなどの方策を取り入れることも考えられる。

〈教育研究のための人的補助体制〉

【現状】

本学においては、実験・実習を伴う教育等を円滑に実施するために、スチューデント・アシスタント（SA）制度が導入・活用されている。SAとは、外国語授業（LL）や実習、演習、実験等の場において、教員を補助し、受講生の学修を手助けする学生である。SAは当該授業の担当教員が選出する。本学部は、教育課程に映像音響、情報処理に関連してスタジオやパーソナルコンピュータを使用する

実習・演習科目があり、更に外国語科目の中にはパーソナルコンピュータ付 LL 教室を使用して行われる授業もあり、SA 制度を有効に活用している。平成 18 年度には、映像・音響制作及び映像作品の吹き替え作業による外国語の授業等を補助するスタジオ SA を 11 コマ、情報処理実習・演習を補助する情報処理 SA を 14 コマ採用している。

本学における組織的な教育研究支援はメディアセンター職員が実施する各種サービスである。年度初めには、すべての新入生を対象としたメディアセンターガイダンスを行っているほか、施設の利用及び教室内の機器の取り扱いに関するマニュアル等を作成するなど、資料の検索及びメディアラボ・FM スタジオの利用を支援する体制が整っている。情報処理や映像制作の実習・演習においては、スタジオ SA・情報処理 SA に加え、必要に応じてメディアセンター職員も教育支援を行っている。

メディアセンターにかかわる事項の検討及びメディアセンターと教員組織との間の連絡調整は、学長が指名するメディアセンター長と各学部から選出された教員で構成されるメディアセンター委員会が行っている。同委員会には、学術情報運営部会と情報システム運営部会という二つの下部組織があり、メディアセンター委員はいずれかの部会にも所属する。学術情報運営部会は図書館としてのサービスを担当する学術情報課の運営について、情報システム運営部会は情報処理及び視聴覚関連サービスを担当する情報システム課の運営について、月 1 回会議を開いて検討を行う。その内容を各部会長が月 1 回開かれるメディアセンター委員会で報告し、ここで必要に応じて全体の調整が図られている。

メディアセンターにおいては多数のパーソナルコンピュータと LAN ソケットが、更に学生会館においては無線 LAN のアクセスポイントが設置され、学生の課外活動等のための利用に供されている。これらの機器及び学内ネットワークの利用に関するサポートを行うために、メディアセンターには「パソコン相談コーナー」が設置され、学生有志が「パソコン相談員」として、一般学生からの質問に答えている。

【評価と問題点及び改善の方策】

実験・実習を伴う教育等及び研究のための人的補助は、メディアセンター職員の協力及び SA の活用により適切に行われている。また、授業と直接的な関連を持つものではないが、パソコン相談員の存在によって、学生が学生を教えるという体制が効果的に機能し、教育的な効果を上げている。どちらの体制も有効に機能しており、今後もその維持に努めたい。

教員とメディアセンターとの連携・協力関係は、メディアセンター委員会及び学術情報・情報システム運営部会を軸として適切に築かれている。今後も、毎月開催される会議で必要に応じて、その関係が十分に機能するための検討と調整を行っていきたい。

〈教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続〉

【現状】

「文化情報学部教員任用及び昇任に関する内規」が平成9年7月17日に文化情報学部教授会にて決定された。その後、平成10年3月12日、平成12年5月25日、平成14年3月20日、平成16年10月21日にそれぞれ教授会改定がなされ、現在に至る。「文化情報学部教員任用及び昇任に関する内規」では、教員の任免・昇格については次のように定めている。

教員の任用及び昇任に関する学部長の発議を補佐するために、教授5名により構成される人事委員会を組織する。人事委員会は、教員の任用及び昇任に関して公募、業績審査対象者名簿の作成、教員候補者選考委員会の編成等の原案作成等の事務を行う。

任用手続においては、人事委員会は学部長の委任を受け、学部教務委員会と協議して、新たに任用する教員の公募原案を作成する。任用に当たっては、本学部の教員構成を通じて、本学部の学問水準の維持を図るよう考慮するものとする。

昇任手続においては、当該教員の昇任申請によって所定の手続を開始するものとし、その審査基準は経歴と業績とする。経歴基準は任用規程等に基づき、助教授昇任が本学部専任講師在任3年以上、教授昇任が同助教授在任7年以上とし、その他の経歴は経歴換算表に従い、人事委員会が判定する。実績への配慮については、経歴換算表の学校関係以外の専門職、研究職、一般事務それぞれの換算率を適用して、経歴を算出する。換算率は、専門職が50～100%、研究職が50～100%、一般事務が10～30%である。

任用及び昇任には選考委員会を組織し、任用及び昇任のための業績審査は選考委員会が行い、その審査報告に基づき、教授会で候補者を決定するものとする。選考委員会は教授3名で組織し、学部長が選考委員を委嘱するものとする。

教授の任用及び教授への昇任のための研究業績としては、原則として助教授在任中に5点以上の学術論文又はこれに準じた業績を必要とする。ただし、そのうちの3点は掲載審査の認められる学術雑誌又はこれに準じた雑誌への発表あるいは審査対象者の単著及び共著又は編著となった単行書であることを要する。助教授の任用及び助教授への昇任のための研究業績としては、原則として講師在任中に3点以上の学術論文又はこれに準じた業績を必要とする。ただし、そのうちの1点は掲載審査の認められる学術雑誌又はこれに準じた雑誌への発表あるいは審査対象者の単著及び共著又は編著となった単行書であることを要する。講師の任用及び講師への昇任のための研究業績としては、原則として1点以上の学術論文又はこれに準じた業績を必要とする。教育活動の評価については、昇任審査においては面接が行われ、その中で教育活動が評価される。

人事委員会は選考委員会の決定を集約して学部長に報告し、学部長は人事委員会報告について学長と協議の上、任用及び昇任の候補者決定手続の進行につき理事会の内諾を求める。ただし、理事会の内諾は教授会における候補者の決定（否認）を妨げない。任用候補者及び昇任候補者は、教授会出席者の無記名投票により決定する。その決定は駿河台大学教授会規程第6条（議決方法）第2項の規定に準じて行われるものとする。教員選考基準及び手続は、学部教授会と学部人事委員会において明確にされている。

教員任用においては公募制を導入している。教授会において、募集分野について理事会に内諾を求めることについて承認を得た後、理事会の内諾を得る。再び教授会にて、教員候補者選考委員会の設置及び募集形式、公募開始（募集期間）について発議し承認を得る。その後、公募を開始する。

【評価と問題点及び改善の方策】

教員の募集・任免・昇格に対する基準と手続は明確に定められており、その運用は適切に行われている。教員選考手続における公募制についても適切に運用されている。今後もこの現状を維持していくことが重要であると認識している。

〈教育研究活動の評価〉

【現状】

本学における教員評価制度は、個々の教員の教育、研究その他の諸活動を評価することによって、大学全体の活性化をもたらすためのものであり、人事評価的な制度とは異なる観点から構想し、導入された。

本学の教員評価制度に求められるもうひとつの機能は、教員の諸活動に関する基礎データのエントリー・システムとしての機能であり、大学基礎データの収集をシステム化する必要性に対応するものである。

教員の研究業績については毎年、紀要「文化情報学：駿河台大学文化情報学部紀要」に業績リストを掲載している。掲載リストの種別は、著書、論文、学会発表、その他である。教員評価制度はこの研究業績を含め、教員の諸活動の全分野を網羅して総合的な評価を行うものである。

評価対象者は、本学の専任教員（特任教員を含む。）であり、教員は、毎年5月に前年4月から3月までの過去1年間の教育活動、研究活動、管理運営・広報活動及び社会貢献の諸活動について、教員評価報告書を提出する。

学長は、提出された教員評価報告書を全学的見地から分析・評価し、その結果を本学の活性化に活用するための提言にまとめる。また必要に応じて教員に個別に指導及び助言を行うことがある。

教員評価制度は平成17年度に全学の合意を得て、教員は平成16年度に係る教員評価報告書から提出を開始している。

【評価と問題点及び改善の方策】

制度の導入に際しては、教育や研究の評価の基準を画一的なものにして、教育が本来持つべき創造的要素を損なうのではないかとの議論も見受けられたが、むしろ多様な教員がそれぞれの得意分野を

持って実績を挙げ活躍することで、本学の個性化と全体としての活性化が図られるとの合意が形成され、平成 16 年度については 95%（117 名中 111 名）の教員が、平成 17 年度については 86%（119 名中 102 名）の教員が報告書を提出している。

本制度導入の有効性は、数年に亘る実施を経て、その実績に基づいて初めて判断できるものであるが、現在の高い報告書提出率が示すように本制度については広く教員の理解が得られており、これが大学全体の活性化に大きく寄与するものと期待している。今後も、制度の定着を図るとともに、その活用に努めていきたい。

V 現代文化学部

〈教員組織の構成〉

【現状】

本学部は比較文化学科と心理学科の2学科を擁し、入学定員は160名（平成18年度より）であり、在籍する専任教員総数は現在24名である。なお、現時点（平成18年4月現在）にて本学部 に在籍する学生総数（695人）から算出すると、教員1人当たりの学生指数は29.0人となるが、実際には他学部生を多く含んだ大集団授業である総合科目等を担当していることが多いという事実を勘案すると、そこに示された指数以上の負担であると言える。そうした実情のなか、言語を中心としたコミュニケーション・ツールを学び、文学や歴史を新たな視点から捉えることを通じ、偏見のない文化・社会・人間関係の創造者を育むことを目指す比較文化学科と、現代社会が直面するさまざまな問題にかかわる人間そのものの理解を目指す心理学科に学ぶ学生たちの指導に心血を注いでいる。

1 職階別教員数と年齢構成及び女性教員の占める割合

現有24名の専任教員（教授16名／うち1名は特任教授、助教授6名、専任講師2名）のうち1名分は心理学科設置の際の「先取り人事」によるものであり、次回退職者に対する補充人事は起こせないことになっている。学部教員の職階並びに年齢構成については次の2つの表に示すとおりである。

〔現代文化学部 職階別専任教員数〕

職階	人数(人)	(女性)(人)
教授	16 (66.7%)	(4)
助教授	6 (25.0%)	(4)
講師	2 (8.3%)	(1)
計	24 (100.0%)	(9)

〔現代文化学部 教員年齢構成〕

年代	人数(人)	(女性)(人)
31～40歳	7 (29.2%)	(4)
41～50歳	5 (20.8%)	(3)
51～60歳	7 (29.2%)	(1)
61歳以上	5 (20.8%)	(1)
計	24 (100.0%)	(9)

女性教員の占める割合は37.5%となっており、比率的には好ましい状況にあると判断してよい。

2 主要な授業科目への専任教員の配置状況及び専任・兼任の比率

本学部の各学科の必修科目における専兼比率は下表の通りである。

〔平成 18 年度の比較文化学科の必修科目における専兼比率〕(括弧内は平成 17 年度)

分類	総コマ数	専任担当コマ数			兼任担当 コマ数
		現代文化学部	他学部	専任計	
導入教育 (オリエンテーション科目)	13.0(13.0)	13.0(13.0) 100%(100%)	0.0(0.0) 0%(0%)	13.0(13.0) 100%(100%)	0.0(0.0) 0%(0%)
導入教育 (コンピュータ科目)	6.0(6.0)	2.0(2.0) 33.3%(33.3%)	0.0(0.0) 0%(0%)	2.0(2.0) 33.3% (33.3%)	4.0(4.0) 66.7%(66.7%)
キャリア教育	3.0(3.0)	1.0(1.0) 33.3%(33.3%)	2.0(2.0) 66.7%(66.7%)	3.0(3.0) 100%(100%)	0.0(0.0) 0%(0%)
教養教育(教養演習)	53.0(58.0)	16.0(18.0) 30.2%(31.0%)	37.0(37.0) 69.8%(63.8%)	53.0(55.0) 100%(94.8%)	0.0(3.0) 0%(5.2%)
教養教育 (健康・スポーツ実習)	28.0(30.0)	1.0(1.0) 3.6%(3.3%)	9.0(10.0) 32.1%(33.3%)	10.0(11.0) 35.7%(36.7%)	18.0(19.0) 64.3%(63.3%)
外国語教育	42.0(42.0)	11.0(12.0) 26.2%(28.6%)	2.0(1.0) 4.8%(2.4%)	13.0(13.0) 31.0%(31.0%)	29.0(29.0) 69.0%(69.0%)
副専攻					
専門教育(副専攻を除く)	23.0(24.0)	23.0(24.0) 100%(100%)	0.0(0.0) 0%(0.0%)	23.0(24.0) 100%(100%)	0.0(0.0) 0%(0%)
計	168.0(176.0)	67.0(71.0) 39.9%(40.3%)	50.0(50.0) 29.8%(28.4%)	117.0(121.0) 69.6%(68.8%)	51.0(55.0) 30.4%(31.3%)

〔平成 18 年度の心理学科の必修科目における専兼比率〕(括弧内は平成 17 年度)

分類	総コマ数	専任担当コマ数			兼任担当 コマ数
		現代文化学部	他学部	専任計	
導入教育 (オリエンテーション科目)	13.0(13.0)	13.0(13.0) 100%(100%)	0.0(0.0) 0%(0%)	13.0(13.0) 100%(100%)	0.0(0.0) 0%(0%)
導入教育 (コンピュータ科目)	6.0(6.0)	2.0(2.0) 33.3%(33.3%)	0.0(0.0) 0%(0%)	2.0(2.0) 33.3% (33.3%)	4.0(4.0) 66.7%(66.7%)
教養教育(教養演習)	53.0(58.0)	16.0(18.0) 30.2%(31.0%)	37.0(37.0) 69.8%(63.8%)	53.0(55.0) 100%(94.8%)	0.0(3.0) 0%(5.2%)
教養教育 (健康・スポーツ実習)	28.0(30.0)	1.0(1.0) 3.6%(3.3%)	9.0(10.0) 32.1%(33.3%)	10.0(11.0) 35.7%(36.7%)	18.0(19.0) 64.3%(63.3%)
外国語教育	42.0(42.0)	11.0(12.0) 26.2%(28.6%)	2.0(1.0) 4.8%(2.4%)	13.0(13.0) 31.0%(31.0%)	29.0(29.0) 69.0%(69.0%)
専門教育	25.0(26.0)	25.0(26.0) 100%(100%)	0.0(0.0) 0%(0.0%)	25.0(26.0) 100%(100%)	0.0(0.0) 0%(0%)
計	167.0(175.0)	68.0(72.0) 40.7%(41.1%)	48.0(48.0) 28.7%(27.4%)	116.0(120.0) 69.5%(68.6%)	51.0(55.0) 30.5%(31.4%)

1年次必修演習の「スタディ・スキルズ」を含むオリエンテーション科目、3・4年次必修演習の「演習Ⅰ・Ⅱ」を含む専門教育は、本学部の専任教員が100%担当している。また、教養教育に含まれる2年次必修演習の「教養演習」は、法学部、経済学部、現代文化学部3学部合同開講であり、平成18年度よりは3学部の専任教員が100%担当しており、本学部の専任教員も30%程度と学部規模からすれば応分以上の貢献をしている。このように、4年間を通じた必修演習は、本学の「愛情教育」の根幹であり、そのすべて選任教員が責任をもって指導する体制がとられていることは特筆すべきであろう。また、コマ数には表れないが、「卒業研究」の指導も、「演習Ⅱ」の担当の本学部専任教員が行っている。

一方で、コンピュータ、体育、外国語という分野においては兼任の比率が高くなっているが、人文科学系の学部で十分なコマ数を確保するためにはやむをえない措置である。

次に、本学部の科目全体に関する講義形態別の専兼比率は下表の通りである。

〔平成18年度の比較文化学科の授業形態別の専兼比率〕(括弧内は平成17年度)

授業形態	総コマ数	専任担当コマ数			兼任担当コマ数
		現代文化学部	他学部	専任計	
講義科目	65.0(67.0)	29.5(29.5) 45.4%(44.0%)	18.0(18.0) 27.8%(26.9%)	47.5(47.5) 73.1%(70.9%)	17.5(19.5) 26.9%(29.1%)
演習科目	107.5(112.0)	57.0(62.0) 53.0%(55.4%)	45.5(43.0) 42.3%(38.4%)	102.5(105.0) 95.3%(93.8%)	5.0(7.0) 4.7%(6.3%)
実習科目	8.0(8.0)	2.25(2.25) 28.1%(28.1%)	0.25(0.25) 3.1%(3.1%)	2.5(2.5) 31.3%(31.3%)	5.5(5.5) 68.8%(68.8%)
外国語科目	50.0(50.0)	13.25(13.25) 26.5%(26.5%)	3.75(3.75) 7.5%(7.5%)	17.0(17.0) 34.0%(34.0%)	33.0(33.0) 66.0%(66.0%)
体育科目	28.0(30.0)	1.0(1.0) 3.6%(3.3%)	9.0(10.0) 32.1%(33.3%)	10.0(11.0) 35.7%(36.7%)	18.0(19.0) 64.3%(63.3%)
計	258.5(267.0)	103.0(108.0) 39.8%(40.4%)	76.5(75.0) 29.6%(28.1%)	179.5(183.0) 69.4%(68.5%)	79.0(84.0) 30.6%(31.5%)

〔平成18年度の心理学科の授業形態別の専兼比率〕(括弧内は平成17年度)

授業形態	総コマ数	専任担当コマ数			兼任担当コマ数
		現代文化学部	他学部	専任計	
講義科目	94.5(97.0)	45.5(45.0) 48.1%(46.4%)	23.0(23.5) 24.3%(24.2%)	70.0(70.5) 74.1%(72.7%)	26.0(28.5) 27.5%(29.4%)
演習科目	105.5(112.0)	56.5(62.0) 53.6%(55.4%)	45.0(43.0) 42.7%(38.4%)	100.0(103.0) 94.8%(92.0%)	4.0(7.0) 3.8%(6.3%)
実習科目	8.5(8.5)	3.5(3.5) 41.2%(41.2%)	0(0) 0%(0%)	3.5(3.5) 41.2%(41.2%)	5.0(5.0) 58.8%(58.8%)
外国語科目	50.0(50.0)	13.25(13.25) 26.5%(26.5%)	3.75(3.75) 7.5%(7.5%)	17.0(17.0) 34.0%(34.0%)	33.0(33.0) 66.0%(66.0%)
体育科目(「健康・スポーツ演習」を含む)	46.0(49.0)	3.0(3.0) 6.5%(6.1%)	15.0(16.0) 32.6%(32.7%)	18.0(19.0) 39.1%(38.8%)	28.0(30.0) 60.9%(61.2%)
計	258.5(316.5)	121.75(126.75) 40.0%(40.4%)	86.75(86.25) 28.5%(27.3%)	208.5(213.0) 68.5%(67.3%)	96.0(103.5) 31.5%(32.7%)

開設授業全体として、本学の専任教員が70%弱（本学部の専任教員が40%程度）を担当している。講義科目、演習科目の専任教員の担当比率は比較的高いレベルにあるが、必修科目の場合と同様に、その他の授業形態においては、兼任教員の担当比率が高くなっている。

まず、実習科目に関しては、兼任教員の担当する科目はすべてコンピュータ科目であり、人文科学を担当する学部として、情報リテラシー教育を充実させるためにはやむを得ないであろう。これに対しては、学部の担当幹事が期末試験のレベルを調整することによって教育並びに評価の差がでないようにしている。

また、外国語科目、体育科目に関しては、必修科目において授業コマ数をかなり多く確保せざるえないことから、これもやむをえない措置である。そこで、「体育科目」では、定期的に会合を開くなど体育関連の専任教員が兼任教員と連絡を密に取ることで、授業方針等の徹底を図っている。また、「外国語教育」では、学年度末に兼任教員を含めて会合を持ち、教育内容等の調整を行い、共通シラバスに則って授業することにより、教育の質等にばらつきがでないように配慮している。

3 教員組織における外国人研究者の受け入れ状況

本学部の両学科（比較文化、心理）にまたがる理念・教育目標に基づく教育方針に①「比較文化の方法論に則ったバランスのとれた教育による異文化理解・国際的教養の陶冶」、②「語学教育を含めた異文化間コミュニケーション能力の育成」、そして③「哲学から文学、更には生物学まで幅広い知識を合わせ持つことによる、多様でバランスのとれた人間理解、人間関係構築能力の涵養」、というものを挙げている。これらの点から推しても、本学部に外国人教員の必要性は明らかであり、それゆえ、現に2名の外国人教員が本学部の教員組織にその名を連ねている。それぞれ専門は言語学と（日本）文学であり、専門関連科目並びに語学（英語）、そして演習クラスを担当している。

【評価と問題点及び改善の方策】

【現状】の冒頭でも述べたが、本学部の教員個々の専門性から、他学部学生も多く履修するところの総合系科目を担当する機会が多い。そこより生ずる負担の重さにもかかわらず、学部における主要な授業科目においても担当することを通して学部の理念・教育目標に可能な限り沿うよう、現有の専任教員24名は鋭意努力している。

1 職階別教員数と年齢構成及び女性教員の占める割合

職階のバランスだけを考えると、教授が多く（16名、66.7%）、講師が少ない（2名、8.3%）という偏りが見られるものの、教員の年齢構成については、前掲の表のように10歳ごとの区分でみた場合には、30代と50代の割合が40代、60代の割合に比べてやや高くなっているが、全体的なバランスはとれている。総説に示した本学の目標とするバランスに照らしてみた場合、3区分に基づく年齢構成は、40歳未満が29.2%、40歳以上60歳未満が50.0%、60歳以上が20.8%である。50歳を基準とする2

区分では、50歳未満が50.0%、50歳以上がやはり50.0%と全く同数となっている。以上の割合が示すように、教員の年齢構成は適正に保たれている。

今後、注意すべきは、現状のバランスを崩さないような人事計画の策定である。現在の60代層が定年退職を迎えた際の後任人事においては、現状のバランスの維持に十分に配慮していきたい。

女性教員数についても、社会活動への男女共同参画という今日的な社会的要請にも応えるかたちになっている。学部在籍学生の過半数（平成18年4月現在、男子学生338名に対し、女子学生は357名が在籍中である。）が女子であることを勘案すると、女性教員の存在自体が重要な意味を持っていること、また、女性教員に限定して相談ができる内容も女子学生は持っていることから、今後も女性教員採用の可能性は重視することが肝要であると考ええる。

2 主要な授業科目への専任教員の配置状況及び専任・兼任の比率

本学部において、講義科目の専任担当率が70%を超えていること、演習科目の専任担当率が100%に近いこと、そして、4年間を通じた必修演習の大部分を本学部の専任教員が担当していることは、本学部の教育に対して学部専任教員がいかに責任を持ってあたっていることを示しており、評価できる。

その他の科目に関しても、専任の担当率は必ずしも低くはないが、専任教員が兼任教員と十分に連絡をとるなど、兼任の担当率が高くなっていることに対してきちんと対応している点は評価に値する。

3 教員組織における外国人研究者の受け入れ状況

ネイティブによる外国語科目のクラスは、受講生にとっては刺激的なものであるようだ。アクセント、イントネーション等にかかわる適切な注意と指導はネイティブならではのものと広く捉えられている。

教授会構成員としてのそれら外国人教員は、すでに日本での滞在も長いことから、学部の共同体制推進に関してさしたる困難を生むようなこともない。今後も、外国人教員とは問題意識の共有を綿密に図り、連絡に遺漏などないように努め、働きやすく、かつまた働き甲斐があると実感できる職場の保持・提供に心がけたいというのが、日本人教員の総意である。

なお、本学部が抱える重要な課題として、心理学科の心理学専門教員の手薄という点を挙げておかなければならない。この件の改善については、教員の純増ということが、入学定員数と現有の教員数とを勘案した場合、本学部においては難しく、よって、いかなる打開策を学部として講ずるべきかについて早急に検討を行う所存である。

〈教員間における連絡調整の状況〉

【現状】

教員間における綿密な連絡調整作業を行うことによって、学生に学習の確かな成果がもたらされること、並びに講義等の内容が高度に平準化を保たれることを目指す。教員間の主要な定期的並びに準定期的打合わせ会（連絡調整システム）、及び学部教員メーリングリストの構築とその活用については以下の通りである。

(1) 学部執行部会議

毎週水曜日の昼食時をはさんで約2時間開催されている。出席者は現在のところ、学部長を始めとして、教務委員長、教務副委員長、入試委員長、学生委員、及び教務課職員2名となっている。また、必要に応じてこれら以外の教員、職員も招いて実施されている。学部運営に関わる全般的な事項が協議・確認され、時として解決の方策を検討し、それをもって教授会に諮ることとなる。

(2) 教授会

学部及び全学の教学上の諸課題を共有化し、かつその解決を図るため、教授会が毎月開催されている。年度末には議題も多くなり、月に複数回開催されることもしばしばである。

(3) 科目会議

開催の趣意は教授会に極めて近いものがあるが、議する内容については教授会よりも焦点化され、特化された事項を取り扱うことが多い。一応、毎月会議は設定されているものの、状況しだいでは休会となる月もある。

(4) 「スタディ・スキルズ」担当者連絡会

本学部において重要視されている科目に、いわゆる導入教育の要としての1年次演習、「スタディ・スキルズ」（必修）がある。約15名で編成され、学年で12クラスからなる「スタディ・スキルズ」では全クラス共通の「資料集」が使用され、年間のシラバスも原則共通であることから、担当する教員間の連絡は大切となる。よって、ほぼ定期的に打ち合わせの会が持たれ、授業運営の方法、資料集の内容に係る適切性についての討議、複数クラス合同での外部講師の依頼等、さまざまな教学上の課題に対し、意見交換の場を持つことが重要となっている。

(5) 英語力向上ワーキンググループ

本学部では、外国語教育を留学の推奨と抱き合わせるかたちで重要視しており、とりわけ英語については英語圏への留学を希望する学生の数も多いことから力を注いでいる。TOEFL（必修）、TOEICの学内受験に対する全般的な指導、そして試験実施そのものも直接担当している。

(6) 留学生サポート会議

7名の本学部教員が、アメリカ合衆国、英国、オーストラリア、ドイツ、フランス、スペイン、中国、韓国からの留学生の相談にのれるように態勢を整えている。また、本学よりそれらの地へ赴く学生たちに対しても、事前学習指導を始めとする幅広いサポートを施している。

(7) 心理学担当教員打ち合わせ会

本学部専任の心理学担当の教員が定期的に参集し、心理学科目における授業での学生の学習状況を相互に報告しあいながら、広く情報を共有化することを目的としている。とりわけ、学部一括募集として入学してくる本学部生は2年次進級時に学科が決定するわけで、その際の学科振り分け作業時には、ここに掲げる打ち合わせ会にて蓄積され、そして共有化されているデータなり情報が振り分けの際に極めて有効な判断材料となっている。

(8) 学部教員メーリングリストの構築とその活用

平成15年度に学部教員間の効率的な連絡調整を実現するためにメーリングリストが構築された。リストには学部教務課職員も加わり、教員と教務担当職員相互が問題の所在等を共有することが以前に増して可能となった。また、複数教員が担当する科目においては、速やかな情報交換等も可能となり、それゆえにFDの向上という面においても意義を見出せている。

【評価と問題点及び改善の方策】

毎週水曜日に開催される「学部執行部会議」が持つ役割は大きい。そこでは、学部全体、また大学全体にわたる諸問題が「教授会」、「科目会議」に先立って論議され、最終的な学部見解へのたたき台を提示することに貢献している。

「スタディ・スキルズ」の運営には同科目担当者による会議（連絡会）での問題の共有、意見交換・調整がことのほか重要である。当該会議の成果ゆえか、(テキスト学習等に係る進度の相違以外は)さしたる問題は浮上していない。

「英語力向上ワーキンググループ」については、学生が英語圏留学に寄せる関心も恒常的に高まっており、TOEFL受検率も幸い高止まりを見せているなどの効果をもたらしている。願わくは、より一層の高得点取得者を輩出し、長期交換留学へより多くの学生が参加できることを実現させたい。

本学で学ぶ留学生の数は、現在100名を超えている。そのうちの多くはいわゆる就学生から留学生の身分となった学生たちである。出身国は多様だが、数的に中国、韓国からの学生が多い。海外の提携校からの留学生たちと分け隔てのない広範なサポートを「留学生サポート会議」では提供しており、この点は大いに評価できる。歓迎のためのもろもろの行事をとり行っており、海外からの学生には好評なことは喜ばしいがことだが、今後は本学より送り出す留学生たちとの有機的な交流を一層積極的に計画・実行していきたい。

もともと学部構成教員の数が多い本学部であるゆえ、連絡にはなほだしい遺漏が起こることは稀である。ただし、連絡・調整のミスがまったく無かったとは言えないことから、今後は「学部教員

メーリングリスト」の一層の活用を通して、正確かつ合理的、また、機動的な学部運営を目指したい。そこには、教員のFD活動の活性化ということも付带的に生じることとなる、と確信している。

〈教育研究のための人的補助体制〉

【現状】

本学においては、実験・実習を伴う教育等を円滑に実施するために、スチューデント・アシスタント (SA) 制度が導入・活用されている。SA とは、外国語授業 (LL) や実習、演習、実験等の場において、教員を補助し、受講生の学修を手助けする学生である。SA は当該授業の担当教員が提出する申請書に基づいて、各学部の教務委員会が審査を行い、その採用を決定する。本学部は、平成 18 年度には、心理学基礎実験を補助する心理学基礎実験 SA を 9 コマ採用している。

本学における組織的な教育研究支援はメディアセンター職員が実施する各種サービスである。年度初めには、すべての新入生を対象としたメディアセンターガイダンスを行っているほか、施設の利用及び教室内の機器の取り扱いに関するマニュアル等を作成するなど、資料の検索及びメディアラボ・FM スタジオの利用を支援する体制が整っている。情報処理や映像制作の実習・演習においては、スタジオ SA・情報処理 SA に加え、必要に応じてメディアセンター職員も教育支援を行っている。

メディアセンターにかかわる事項の検討及びメディアセンターと教員組織との間の連絡調整は、学長が指名するメディアセンター長と各学部から選出された教員で構成されるメディアセンター委員会が行っている。同委員会には、学術情報運営部会と情報システム運営部会という二つの下部組織があり、メディアセンター委員はいずれかの部会にも所属する。学術情報運営部会は図書館としてのサービスを担当する学術情報課の運営について、情報システム運営部会は情報処理及び視聴覚関連サービスを担当する情報システム課の運営について、月 1 回会議を開いて検討を行う。その内容を各部会長が月 1 回開かれるメディアセンター委員会で報告し、ここで必要に応じて全体の調整が図られている。

メディアセンターにおいては多数のパーソナルコンピュータと LAN ソケットが、更に学生会館においては無線 LAN のアクセスポイントが設置され、学生の課外活動等のための利用に供されている。これらの機器及び学内ネットワークの利用に関するサポートを行うために、メディアセンターには「パソコン相談コーナー」が設置され、学生有志が「パソコン相談員」として、一般学生からの質問に答えている。

【評価と問題点及び改善の方策】

実験・実習を伴う教育等及び研究のための人的補助は、メディアセンター職員の協力及び SA の活用により適切に行われている。また、授業と直接的な関連を持つものではないが、パソコン相談員の

存在によって、学生が学生を教えるという体制が効果的に機能し、教育的な効果を上げている。どちらの体制も有効に機能しており、今後もその維持に努めたい。

教員とメディアセンターとの連携・協力関係は、メディアセンター委員会及び学術情報・情報システム運営部会を軸として適切に築かれている。今後も、毎月開催される会議で必要に応じて、その関係が十分に機能するための検討と調整を行っていききたい。

〈教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続〉

【現状】

1 教員の選考基準と募集方法

本学部では学部開設以来、教員の離職なり他大学への転職に伴う欠員補充、また、学科増設（心理学科）にからんだ新規採用人事がこれまでに複数回生じた。その際、本学部では「駿河台大学教員の任用に関する手続規程の運用に関する覚書」に謳われる任用の根本原則、「本学の専任教員の任用は、建学の精神に則り、独自の創意と工夫により教育研究を行い、本学の一層の発展に寄与しうる人材を確保する」、というものにかなう人事の遂行に努めてきている。具体的には、研究成果の独自性と関係学問領域での貢献度を評価し、また、教育面での経歴と実力を確認するために「模擬授業」を課し、その評価も併せて総合的に選考を進めることとしている。

教員の任用については、優秀な人材を大学以外の機関からも、また必要があれば外国からも求めたいと考えているので、募集方式は原則として公募を実施している。公募期間はおよそ2ヶ月間を設定しており、学内公募をもちろん、大学のホームページからの情報発信、そして、独立行政法人科学技術振興機構が運営する「研究者人材データベース」JREC-IN (Japan REsearch Career Information Network)での採用情報登録を通じ、広く公募情報を発信し、人材を広範囲に求める努力をしている。

なお、公募するに際しては、それぞれの科目担当の専門性に応じて、専門領域の特定、学歴、教歴、採用職階、(希望)年齢枠等、かなり詳細に募集条件の中に記載し、ミスマッチが起きないように配慮している。また、中堅以上の研究者で、すでに学会等で活躍している人物を任用する場合には、推薦による方式を採用したり、あるいは推薦と公募の両方を併用することもある。

2 任用の手続

本学部における任用（欠員補充・新規採用）の手続は次の通りである。

- ① 学部長は、教員の任用に際し、任用する教員の人数、専攻分野、採用職階、募集方法について教授会にて意見を聞き（発議）、その後に学長と協議の上、理事会の承認を得る。
- ② 理事会での承認を経て、学部長は教授会にて任用選考の開始を発議し、通常4名からなる選考委員会の設置並びに選考委員の選出を行う。その際、任用しようとする教員の専攻分野に応じ、

教授若干名並びに必要なに応じて教授以外の教員を加えて当該委員会は構成される。なお、委員会の長は、委員の互選により決する。

- ③ 原則公募、ときに推薦を交えて募集が開始される。
- ④ 応募状況又は推薦者の報告を理事会に報告し、それらリストより選考を開始することの承認を理事会より得る。
- ⑤ 学部長は教授会に応募状況を報告し、業績審査の開始を発議する。
- ⑥ 選考委員会は、学部長、学長を経て審査結果の内諾を理事会より得る。
- ⑦ 学部長は、選考委員会による審査結果について教授会での候補者審議を諮る。選考委員会は候補者の履歴・研究業績書等に基づき、選考過程・理由を報告・説明し、その後、教授会構成員（定足数は学部構成員数の2/3、そのうちの過半数による票決）による（無記名）投票により任用の可否を決定する。
- ⑧ 理事会での最終的な承認を得る。

上記の内容を簡略にした表を以下に示す。

〔駿河台大学教員の任用手続きの流れ〕



教授会④	候補者審議(投票)又は採用延期	審議	履歴書、業績書	9月
↓				
理事会(4)	任用又は採用延期審議	審議		10月

3 新規採用の選考

新規採用に関しては、前述の選考委員会において、応募者の履歴書（学歴・教育歴・職歴・社会活動等）、業績書等の書類選考、及び業績審査を行う。その際、担当予定科目の教育研究能力・実績を審査するが、採用の職階、候補者の年齢などを考慮して、現時点までの業績を十分に吟味することを心がけている。

更に複数名に候補者を絞ったのち、面接となるが、その際、通例「模擬授業」の実施を求めている。また、当然のことながら研究論文についての質問もなされ、研究論文審査の厳格化も図られている。

4 昇任の手続

専任教員の昇任に関しても、「駿河台大学教員の任用に関する手続規程」が準用されるが、現在までのところ、本学の全学部で適用されてきている「専任教員の昇任に関する内規」に盛り込まれる項目のうちの「昇任審査発議の手続」に明記されているように、次のような手続が踏まれる。

- ① 既に、(又は当該年度末をもって)昇任に必要な在職期間の要件を充たす者は、一定期間までに、学部長に対し、昇任審査に付すべき業績を提出する（在職期間については、基本経歴として、博士課程終了後、講師3年、助教授7年を経て教授昇任という内規がある。）。
- ② 昇任に必要な在職期間、次の業績基準に定める基準を充たした者が、一定期間までに業績を提出したとき、学部長は、教授会に昇任審査の発議をする。併せて教授会は審査委員会の設置を決定する。
 - (a) 教授昇任のためには、原則として、助教授在職中に発表した学術論文3編、又はこれに準ずるものがあること。
 - (b) 助教授昇任のためには、原則として、専任講師在職中に発表した学術論文1編、又はこれに準ずるものがあること。
 - (c) 専任講師昇任のためには、(b)の基準を準用する。

審査委員会は昇任候補者の専攻に近い教授若干名（通常3名）より構成されるが、候補者が助教授に昇任のときは当該委員会に助教授を加えることができる。
- ③ 審査委員会は、昇任候補者の履歴・研究業績書等に基づき審査を行う。
- ④ 審査委員会は教授会に、昇任候補者の審査結果を報告した後、教授会はそれを審議し、昇任の可否を決定する（教授会成立のための定足数である、構成員の2/3の人数のうちの過半数の賛成により可決。）。
- ⑤ 理事会での承認。

5 昇任の審査

昇任人事については、「駿河台大学教員任用規程」の第7条「本学専任の助教授を教授に、専任の講師を助教授に、又は助手を専任講師に昇任させる場合は、前条に準ずる」に基づき、厳格に審査が行

われている。候補者は助手から講師、講師から助教授、助教授から教授の、それぞれの場合に応じて、規定の数の論文及び参考業績を提出する。前述の審査委員会は、業績を中心とした書類審査を行い、審査報告書を作成する。報告書は、候補者の研究業績の評価が中心となるが、付加的に、教育活動に対する言及や、学内業務、大学・学部の管理運営・広報活動に対する評価の言及もなされる。

以上の方向性を更に明確化するため、昇任にかかわる審査を、面接の実施など、より総合的かつ周到に行う方針が確定された。それに伴って、平成16年度に「現代文化学部専任教員昇任に係る面接実施要領」が作成され、平成17年度の審査（平成18年度昇任審査）から実施されている。

その面接においては、教育業績、研究業績、学内業務に関する質疑応答がなされる。教育については、授業への取り組み（授業の工夫、授業アンケートの結果利用、授業改善計画など）、FAなどの学生指導等についての質問がなされ、研究については、研究業績、学内外の研究活動等についての質問がなされる。また学内業務の実績についても質疑応答がなされる。審査委員会は、その結果を「現代文化学部専任教員昇任に係る面接結果報告書」として学部長に提出することが義務づけられている。

また、本学部では、教員の昇任に対する評価を考える上で、研究面では学部の研究紀要『駿河台大学論叢』に年間の研究業績を毎年掲載しているかどうかを重要視している。

【評価と問題点及び改善の方策】

1 教員の選考基準と募集方法

専任教員の募集等について、本学部では「駿河台大学教員の任用に関する手続規程の運用に関する覚書」に謳われる任用の根本原則、「本学の専任教員の任用は、建学の精神に則り、独自の創意と工夫により教育研究を行い、本学の一層の発展に寄与しうる人材を確保する」という理念が反映された実行を心がけている。なお、研究業績の多寡で優先順位をつけぬよう、また、「模擬授業」の運営も研究業績の評価に劣らぬほどに正当な評価材料とすることはこれまでの経験から間違いのない選考方法である評価している。

募集方法は原則公募としており、選考経過は逐一教授会で報告するとともに、任用の可否は教授会の採決によることとし、よって、恣意的介入の余地は排除されていると言ってよく、この点は評価されてしかるべきである。

2 任用の手続

任用の手続については、上述の通り、その手続のあり方は時間をかけ、慎重であり好ましいものであると考える。しかし、問題点として挙げておかなければならない項目も確かに存在する。まず、①公募することによって応募の数が多くなることが常態化し、選考委員が要求される書類審査等に費やさざるをえない時間とエネルギーはたいへんなものとなっている。次に、②本学部は教員数が少なく、同一の学問領域を専攻する者が複数名存在することは稀であることから、任用の選考作業に難が生じることがある。そして、自前の確たる評価方法を持っていないこともあるが、③研究面の審査に比べて、教育面の審査が不十分なのではないか、という懸念が残ることである。

①並びに②の問題については、本学部の場合は、他学部との連携をより深めることを通じて、広く専門性を有する教員の協力を得られるかたちで選考委員会を設置できるように努めている。また、3名前後という従来どおりの選考委員会構成では応募書類を見落とすといったことも起こりかねないので、募集の専門領域によっては当該委員会構成員の増員も検討している。③については、教育研究活動歴を重要視はするものの、年数だけで評価をするのではなく、より確かな判断の根拠になるような評価方法を可及的速やかに策定することとしている。

3 新規採用の選考

以上の方針をこれまで通り滞りなく行ってまいりたい。従来通り、専任教員任用手続の厳格な実施、透明性の確保を第一としなければならない。なお、「模擬授業」については、教室現場での教育、その工夫の重要性について候補者の自覚を求めるものであり、それはまた、本学部の教育方針の伝達でもあり、面談とともに教育能力審査のための方策として有効であると確信している。

加えて、教員の業務の多様性を理解してもらうためにも、「教員評価報告書」のフォーマットを候補者に面接前に配布して、大学での教員活動についてのよりよい理解を求めることも検討している。

4 昇任の手続

本学部では、教員の昇任に対する評価を考える上で、研究面では学部の研究紀要『駿河台大学論叢』に年間の研究業績を毎年掲載しているかどうかを重要視している。そして、それに基づいて昇任審査が行われるが、昇任に関しては教育活動面での評価も重視するものの、その評価に当たっては、学生による授業評価アンケートや授業改善報告書以外の有効な方法をまだ見いだせてはおらず、この面における評価が不十分であるという認識の下に改善策を模索している。その一例として、オフィスアワーの実態調査などを考えている。

5 昇任の審査

面接の実施によって、教員の教育・研究・学内業務に関する自己点検が明確なかたちで行われるという効果がある。また、教員の教育・研究等に関する今後の目標を明確にする契機ともなっている。加えて、面接において当該教員の研究領域・内容に係る質疑応答を通して教員間にそれまでになかった親交も生まれ、ひいては学部運営に好ましい影響をも生じさせることとなる。

面接も含め、つとめて総合的に行うこのような昇任審査方針は今後も堅持していきたい。

〈教育研究活動の評価〉

【現状】

本学における教員評価制度は、個々の教員の教育、研究その他の諸活動を評価することによって、大学全体の活性化をもたらすためのものであり、人事評価的な制度とは異なる観点から構想し、導入された。

本学の教員評価制度に求められるもうひとつの機能は、教員の諸活動に関する基礎データのエントリー・システムとしての機能であり、大学基礎データの収集をシステム化する必要性に対応するものである。

従来、教員の研究業績については全学部で毎年収集公開がなされていたが、現在は、研究業績を含め、教員の諸活動の全分野を網羅して総合的な評価が行われている。

評価対象者は、本学の専任教員（特任教員を含む。）であり、教員は、毎年 5 月に前年 4 月から 3 月までの過去 1 年間の教育活動、研究活動、管理運営・広報活動及び社会貢献の諸活動について、教員評価報告書を提出する。

学長は、提出された教員評価報告書を全学的見地から分析・評価し、その結果を本学の活性化に活用するための提言にまとめる。また必要に応じて教員に個別に指導及び助言を行うことがある。

教員評価制度は平成 17 年度に全学の合意を得て、教員は平成 16 年度に係る教員評価報告書から提出を開始している。

【評価と問題点及び改善の方策】

制度の導入に際しては、教育や研究の評価の基準を画一的なものにして、教育が本来持つべき創造的要素を損なうのではないかと議論も見受けられたが、むしろ多様な教員がそれぞれの得意分野を持って実績を挙げ活躍することで、本学の個性化と全体としての活性化が図られるとの合意が形成され、平成 16 年度については 95%（117 名中 111 名）の教員が、平成 17 年度については 86%（119 名中 102 名）の教員が報告書を提出している。

本制度導入の有効性は、数年に亘る実施を経て、その実績に基づいて初めて判断できるものであるが、現在の高い報告書提出率が示すように本制度については広く教員の理解が得られており、これが大学全体の活性化に大きく寄与するものと期待している。今後も、制度の定着を図るとともに、その活用に努めていきたい。

第2節 各研究科の教員組織

I 総説

経済学研究科及び現代情報文化研究科は、ともに学部を基礎とした大学院であり、大学院教員は、学部専任教員である。前者は、経済学、経営学を中心とする専門科目を配置し、後者は、情報学、文学及び法学に関する専門科目を設置しているので、それぞれの学部教員のうち特に専門科目を担当している教員が大学院教育に当たっている。教員の募集・任免及び昇進に関しては、それぞれの大学院で基準と手続きを設けている。大学院担当教員は、講義担当教員と講義ばかりでなく研究指導に当たる教員とに分けられ、講義担当教員の資格審査と研究指導教員資格審査がある。講義担当教員の資格は、学部の講義担当教員を一定年限務めて、優れた著書・論文を有する者としているが、特に優れた実務上の業績があり、優れた知識・経験を有する実務家にも研究指導教員の道を開いている。研究指導教員の資格は、講義担当教員のうち特に優れた教育・研究上の指導能力があると認められた者である。

しかしながら、大学院教育は、専攻分野における研究能力・高度の専門性を必要とする職業に必要な高度の能力を養う必要上、一部の科目については、本学教員の中に適切な担当者を見出すことが困難である場合には、本学の定めた基準に従い客員教授又は非常勤講師を採用している。

現代情報文化研究科においては、情報学、文学及び法学を融合した他に類をみない新しい大学院であり、情報文化専攻と法情報専攻という2つの専攻を設置している。したがって、科目編成についてはそれぞれの専攻の設置科目を互い履修と可能としているが、教員組織は、基本的にそれぞれの専攻科ごとに専攻会議を置き、人事についても個別に手続をとり、最終的に現代情報文化研究科委員会において決定している。

Ⅱ 経済学研究科

〈教員組織〉

【現状】

本研究科は、演習指導担当教員15名とそれ以外の講義担当教員4名の専任教員がいる。そのほかに他大学、企業・団体から4名の非常勤講師が講義を担当している。在籍学生数は平成18年5月1日現在23名であり、教員数と在籍学生数がほぼ同数である。このため、演習科目では、指導教員1人当たり多くて1年次3～4名を原則としており、通常は在籍者1～2名である。講義科目も演習と同規模である。

【評価と問題点及び改善の方策】

本研究科は教育目標を達成するために徹底した少人数教育を目指しているが、ほぼ実現しているといえる。ただし、演習科目では、特定の分野に偏ることが多く、相対的に多くの学生を抱える演習指導教員がいる一方、学生ゼロの演習が少なくない。演習科目は学生の意向を尊重するので、仕方がないと考えている。

〈研究支援職員〉

【現状】

経済学部教務課に大学院担当の職員が1人いるほか、必要に応じて他の職員も研究科全般にわたる事項の資料分析・整理などに携わっている。メディアセンター職員は、システム及び学術情報について教員の研究をサポートしている。

院生の中からティーチング・アシスタントを募集するという制度は存在するが、本研究科では今まで利用実績はない。また、リサーチ・アシスタントも制度として設けられているが、実績はない。

【評価と問題点及び改善の方策】

研究支援職員は少なく、教員の個別の支援にまでは至っていない。研究科の規模からいって現状を大きく変えるのは困難である。

ティーチング・アシスタントやリサーチ・アシスタント制は、学生の学習にも役立つし、そのインセンティブにもなると考えられるので、今後、活用していきたい。

〈教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続き〉

【現状】

教員の専任・非常勤及び教授・助教授・講師別は下表の通りである。

本研究科は経済学部基礎を置く大学院であり、専任教員はすべて学部の教員から選ばれる。そのため、研究科として専任教員を募集することはないが、学部の専任教員募集に際して、必要に応じて大学院担当可能な者など条件を付すことがある。

学部の専任教員から大学院担当者を選ぶ場合には、大学院学則によるほか業績審査等に関する内規がある。本研究科では、以前より教歴、業績等に関し詳細な規準を設け、適用してきたが、平成18年度より現代情報文化研究科と協議し、同一基準に改めた。

基本的には、客員教授は置かないが、平成17年に2人存在した。その理由は、専任教員であって他大学に転出した教員が1年間院生の修士論文指導をしたため、客員教授に任じたのである。

〔大学院教員の職階とその人数〕

年度 (平成)	教授		助教授	専任講師	客員教授	非常勤講師	計
	経済学部	他学部					
14年	15人	0人	3人	0人	0人	9人	27人
15年	14人	3人	2人	0人	0人	10人	29人
16年	14人	3人	3人	0人	0人	9人	29人
17年	13人	2人	3人	1人	2人	9人	30人
18年	14人	1人	5人	0人	0人	10人	30人

【評価と問題点及び改善の方策】

大学院担当教員の選考の基準は、基本的には、大学院設置基準に沿って学則が定められ、内規はその範囲内で、業績審査等の具体的基準を定めたものである。

〈教育・研究活動の評価〉

【現状】

学部・大学院共通で大学として教員の教育・研究活動の評価を行うため、全専任教員を対象に「教員評価報告書」の作成を義務付けている。

【評価と問題点及び改善の方策】

「教員評価報告書」の作成は平成16年度分からであり、まだ実績が浅く、今後、内容及び運用の両面で改善を進めていきたい。

〈大学院と他の教育研究組織・機関との関係〉

【現状】

本研究科の専任教員は、全員本研究科が基礎を置く経済学部専任教員であり、また、本学経済学研究所の所員でもある。

学内他学部・研究科とは、相互に開設科目の担当教員の交流・乗入れを行っている。

本学以外の教育研究機関とは、兼任講師として、相互に協力しているが、それ以外に組織的な交流関係は確立されていない。

【評価と問題点及び改善の方策】

現状では学外の教育研究機関との人的交流は組織的に行われておらず、今後の課題である。

Ⅲ 現代情報文化研究科

A 現代情報文化研究科の教員組織

〈教員組織〉

本研究科の教員組織は、文化情報学専攻及び法情報文化専攻で別個に構成されている。それぞれ基礎とする文化情報学部専任教員及び法学部専任教員から専攻の担当教員を選任し、分野融合の授業科目と演習を担当する一部の教員を相互に交換し、融合の実を挙げる工夫をしている。

文化情報学専攻の教員組織は、前身である旧・文化情報学研究科をそのまま引き継ぎ、旧・文化情報学研究科と現・文化情報学専攻が併存した平成17年度は、ほぼ同一の教員組織がこの両者の教育・研究を担当した。一方、現・法情報文化専攻は、前身である旧・法学研究科が平成17年3月に募集停止したあと、平成17年4月に開設されたため、旧・法学研究科と同一の教員構成ではないが、教員組織は法学部専任教員を基本としていることには、変わりがない。そこで、教員組織については、文化情報学専攻と旧・文化情報学研究科及び旧・法情報文化専攻と法学研究科をそれぞれ一連のものとして扱うことにする。

B 文化情報学専攻の教員組織

〈教員組織〉

【現状】

1 学部専任教員に限定した大学院専任教員組織

記録管理の大学院として、文化情報学専攻は、情報学の他、記録管理、行政文書管理、アーカイブズ、マスメディア、音響映像資源管理、観光情報管理、図書館情報学などを中核的分野としているが、基礎となる文化情報学部の担当教員には 大学院文化情報学専攻の教員の資格要件を満たす教員が比較的少数である。一方、大学としては大学院のみの専任教員は原則として任用せず、学部の専任教員が大学院を併任する方針をとっている。そのため、旧・文化情報学研究科開設時には、カリキュラムが要求する最小の専任教員の人員で研究科を編成した。専任教員がいない専門分野の講義科目について非常勤講師を委嘱している。特に現職社会人コースの演習担当教員には、文化情報学部の専任教員では対応できない専攻分野があり、非常勤講師のうちから特に学識経験の十分な教員を客員教授として処遇し、演習指導等を依頼している。

2 客員教授制度の導入

文化情報学専攻では、専任教員の定年退職等の事情があり、現職社会人コースに加え、大学院学則第5条第3項に規定する客員教授によって演習担当及び研究指導等の補助を行い、学生の教育と研究指導に遺漏がないよう配慮している。客員教授については「駿河台大学大学院客員教授の取扱いに関する内規」が適用され、任期1年間で再任も可能である。新規任用に当たっては同内規4条1項により資格審査も行っている。

3 文化情報学専攻の教員構成

本研究科は、二専攻によって構成されているため、大学院教員は、文化情報学専攻及び法情報文化専攻のいずれかに所属し、各専攻会議の審議を経て大学院現代情報文化研究科委員会において、審議し決定している。各専攻所属教員は、必ずしも文化情報学部教員又は法学部教員のみで構成されるのではなく、文化情報学専攻にも法学部の教員が、また法情報文化専攻にも文化情報学部の教員が所属している。

〔大学院文化情報学専攻の職階構成〕

職階	平成 17 年	平成 18 年度
教授(講義担当・研究指導担当)	8 名	8 名
教授(講義担当)	2 名	2 名
助教授	3 名	3 名
客員教授(講義担当・演習担当)	3 名	3 名
兼任講師	5 名	5 名

【評価と問題点及び改善の方策】

1 教員組織の問題点

旧・法学研究科と旧・文化情報学研究科の融合により、本研究科全体としては教員組織は著しく厚くなったが、専門分野でみると、研究科の理念・教育目標に照らして教員層の薄さは否めない。学部専任教員の中から大学院担当教員を選任しなければならないという制約条件の中で、どのようにして研究科担当教員の層を厚くするかは非常に難しい問題だが、大学院の学生数の増加等を通じて大学財政の好転を促し、大学院専任教員の任用を可能にする条件を整えるよう努力している。

〈研究支援職員〉

【現状】

1 広義の研究支援体制

研究支援職員としての配置はない。広義の研究支援では、事務局教務課の職員に文化情報学専攻の

担当者を1名配置している。また、コンピュータ機器及びネットワークの維持管理と、映像音響設備の維持管理に関して、メディアセンターに担当課とその職員6名を配置している。この支援の対象は研究科のみならず、学部や事務組織も含まれているが、コンピュータ及び映像音響設備の支援職員と研究者との関係については、問題はない。

【評価と問題点及び改善の方策】

1 研究支援職員の問題点及び改善の方策

資料の収集及び整理等を含め、研究支援の領域には限りがないので、問題点はあっても、その方策は研究分野と研究者の能力及び大学の財政状況等によって限定される。その意味で、文化情報学専攻については、研究支援の状況を著しく変えることは困難である。

〈教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続〉

【現状】

1 大学院担当教員の人事関係規程

大学院担当教員の任免等の人事については、大学院学則、研究科運営規程、各研究科内規で基準を設定している。文化情報学研究科では、研究科担当教員資格審査に関する基準を「研究科申し合わせ」として、研究科委員会で決定し、運用してきた。その内容は次の通りである。

研究科担当教員は教授又は助教授の専任教員とし、非常勤講師はこれに準じるものとする。大学院担当教員の任用については、研究科委員会による資格審査に合格しなければならない。資格審査は、演習担当教員3名の審査委員会で行い、その報告に基づいて研究科委員会で任用の可否を決定する。講義担当教員は、教授又は助教授で専門分野について、審査前3年間に於いて大学において優れた教育実績を有するか、優れた研究業績を有する者とする。演習担当教員は教授昇任後5年以上を経過し、その間に優れた研究業績を有する者とする。非常勤講師及び演習担当の客員教授については、専任教員に準じた業績を有する者とする。

2 文化情報学研究科開設時の教員任用方針

旧・文化情報学研究科開設時において、大学設置審議会の教員審査により演習担当教員として⑥の判定を受けた研究指導担当教員は4名、それ以外の講義担当専任教員は7名であった。2年後に研究科完成後、研究科委員会による審査を経て、演習担当教員は8名、同じく講義担当選任教員は3名となった。その他は非常勤講師である。

3 大学院担当教員の資格審査方針

現代情報文化研究科においても、旧・文化情報学研究科と同様に、大学院担当教員の任免等の人事に

については、大学院学則、研究科運営規程、各研究科内規で基準を設定し、研究科担当教員は教授又は助教授の専任教員とし、非常勤講師はこれに準じるものとしている。

平成17年度、新研究科に相応しい科目の担当者を必要とするため、「駿河台大学大学院現代情報文化研究科担当教員資格審査に関する基準申し合わせ」によって旧文化情報学研究科教員資格審査基準を以下のように変更した。

3条 前条の規定する教員となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 1 専門分野について、概ね審査前3年間に於いて大学・大学院などに於いて優れた教育実績を有する者
- 2 専門分野について、概ね審査前3年間に於いて優れた著書・論文を有する者
- 3 専門分野について、概ね審査前3年間に於いて優れた実務上の業績を有し、特に優れた知識・経験を有すると認められる者

研究指導を担当することができる者は、前項に規定する教員のうち、前項各号のいずれかに於いて特に優れた教育研究上の指導能力があると認められる者とする。

内容は旧・文化情報学研究科とほとんど同じだが、現代情報文化研究科が旧・法学研究科と旧・文化情報学研究科を融合したものだけに、その内容は旧・文化情報学研究科とやや異なるところがある。

基本的には、従来、旧・文化情報学研究科で任用や昇任の人事を行っていたが、現代情報文化研究科では、文化情報学専攻会議と法情報文化専攻会議が研究科委員会の下部機構として組織されたので、大学院担当教員の任用については、専攻会議による資格審査に合格しなければならない。資格審査は、演習担当教員3名の審査委員会で行い、その報告に基づいて専攻会議で原案を作成し、研究科委員会で任用の可否を決定、大学院委員会で最終的に決定する。講義担当教員は、教授又は助教授で専門分野について、審査前3年間に於いて大学において優れた教育実績を有するか、優れた研究業績を有する者とする。演習担当教員は教授昇任後5年以上を経過し、その間に優れた研究業績を有する者とする。非常勤講師及び演習担当の客員教授については、専任教員に準じた業績を有する者としている。

【評価と問題点及び改善の方策】

学部専任教員の中から大学院担当教員を選任するという制約条件の下では、教員審査を厳しくしすぎると、担当専任教員がいなくなる可能性がある。そこで、可能な限り大学院での教育に相応しい教員を積極的に大学院に迎え入れるよう基準の見直しを行っている。

〈大学院と他の教育研究組織・機関等との関係〉

【現状】

1 人的交流に関する制度的制約

大学院としては、学外の教育研究組織との人的交流は行っていない。専任教員は原則として学部所属であり、研究科担当教員に併任されている。教員個人の活動としての交流については、研究科とし

ては関与していない。

2 文化情報学研究所との関係

学内の組織との関係では、全学組織である文化情報学研究所と文化情報学専攻は密接な関係を有している。人的交流の面では、原則として文化情報学専攻担当の専任教員は、文化情報学研究所の所員となっており、文化情報学研究所の研究会その他の活動を実質的に担っている。また、文化情報学専攻の卒業生（修士号の取得者）は、希望により、文化情報学研究所の特別研究員に就任し、卒業後も研究活動に参加する資格を付与される。行政文書管理の分野では、旧・文化情報学研究科及び文化情報学専攻と文化情報学研究所は、NPO 法人「行政文書管理改善機構」と研究会やシンポジウムの開催等で関係を有している。

【評価と問題点及び改善の方策】

1 大学院と他の教育研究組織・機関等との関係における問題点

文化情報学が情報のストックの管理に関する分野であるところから、社会情報等他大学開設の研究科等との関連が薄いため、例えば社会情報学会に不参加であるように、旧・文化情報学研究科及び文化情報学専攻は学外の研究組織とは関係を持たないで今日に至っている。しかし、法情報文化との融合から、やや幅の広い分野でも学外組織との関連を構築するよう検討中である。

C 法情報文化専攻の教員組織

〈教員組織〉

【現状】

1 法学研究科の現代情報文化研究科法情報文化専攻への改組と教員組織

現代情報文化研究科は、平成 16 年度、本学法科大学院の設置に伴い、平成 17 年度より開校した。高度な情報化社会の到来に対応できるよう、本研究科に情報化社会における情報収集・管理・保存を研究する文化情報学専攻と、法と情報との複雑な関連性を研究する法情報文化専攻という 2 専攻を置き、情報と法とを研究する他に類を見ない研究科を開設した。これに伴い旧・法学研究科は、現代情報文化研究科法情報文化専攻へと改組され、従来の「研究者コース」及び「専修コース」という二コース制を解消し、研究者と高度な職業人の養成を一本化した。旧・法学研究科に所属していた教員は、原則として現代情報文化研究科法情報文化専攻に所属することになった。

2 現代情報研究科法情報文化専攻の教員構成

大学院担当教員は、学部所属の教員であり、専任教員の採用は学部が行っている。しかしながら、学部所属の教員が直ちに大学院担当教員となるわけではなく、担当科目に応じて大学院担当教員の資格審査を行っている。大学院担当教員は、修士論文の作成を指導する研究指導教員とこれを担当しない講義担当教員とに分けられ（駿河台大学大学院現代情報文化研究科担当教員審査に関する基準内規第2条）、その資格については、研究指導教員については、「博士の学位を有し、研究上の顕著な業績を有する者、又は研究上の業績がこれに準ずると認められた者」で、「教授経験5年以上の者」、講義担当教員については、「研究上の業績が①に準じ、当該科目の講義の担当が適当であると認められる者」であって、「講義担当教員としての経験3年以上の者」という基準を設けていた。

しかしながら、現代情報文化研究科設置申請に当たっては、新たな研究科理念に合わせて教員組織も改変することとして、上記大学院資格及び認定要件を適用しつつも、大学院設置基準に基づき、新大学院に相応しい教員も大学院の授業を担当することとした。

現代情報文化研究科は、「法学的理解が十分になる情報メディアから情報分野に精通した法律の専門知識を持った人材まで、幅広い分野にわたる専門職業人や研究者」を育成することを目的とする。したがって、法情報文化専攻においては、科目編成表（〈法情報文化専攻の教育課程〉の項目参照）に記載した科目群を設置し、情報と法との関係を幅広い分野で研究するのに相応しい教員を配置している。

3 法情報文化専攻の教員組織の発展

教員組織は、文化情報学専攻については文化情報学部教員を中心とし、法情報文化専攻については法学部教員を中心とする構成となっている。しかしながら、情報化社会は、行政法、環境法、税法、消費者法、経済法といった一国の政治・行政と経済に関わる法律科目に限らず、世界的な広がりがあるので、英米憲法や国際関係における情報化の進展にも配慮して、担当教員を配置した。

以上のように、大学院において、研究指導を担当する教員は、講義担当教員として3年以上の経験が必要とし、講義を担当する場合でも、教授職3年以上又は助教授職7年以上の経験を有するために、大学院教員は、教授職が多く、平均年齢も50.76歳である。

平成18年度より新たな大学院に相応しい科目として、「IT化社会と民法」、「刑法研究」、「民事手続法研究」、「国際法研究」及び「文化法研究」を法情報文化専攻科目として設置し、これに伴い前記の「駿河台大学大学院現代情報文化研究科担当教員資格審査に関する基準申し合わせ」に従って、助教授5名の資格審査がなされ、研究科委員会において、いずれも講義科目を担当するに相応しいとされた。同時に、「税法研究」について、「駿河台大学大学院客員教授の取扱いに関する内規」4条1項による客員教授1名の資格審査も行われ、適任であるとして承認された。その結果、平成18年度においては、法情報専攻の開設科目は、全部で47（ただし、法情報文化演習Ⅰ・Ⅱは、複数開設科目であり、開設総数は58となる。）となり、そのうち45（開設総数は56）を専任教員が担当している（ただし、専任教員には、文化情報学専攻に所属の教員を含む。）。したがって、全開設科目に占める専任教員の担当科目の比率は、約96%である。

本研究科は、2専攻によって構成されているため、大学院教員は、文化情報学専攻及び法情報文化

専攻のいずれかに所属し、各専攻会議の審議を経て大学院現代情報文化研究科運営委員会において、審議し決定している。各専攻所属教員は、かならずしも文化情報学部教員又は法学部教員のみで構成されるのではなく、文化情報学専攻にも法学部の教員が、また法情報文化専攻にも文化情報学部の教員が所属している。

4 研究支援組織

現在のところ、本研究科独自の研究支援の仕組みや組織は、存在しない。しかしながら、現代情報文化研究科の2つの専攻の交流自体が互いの研究を刺激し、深化させうるという意識の下に、平成17年度には「個人情報保護時代の法と行政を考える」及び平成18年度には「民間分野における個人情報の保護と管理」というテーマで、本学において公開シンポジウムを開催し、両専攻の教員（平成17年度は、本研究科教授3名及び外部講師1名、平成18年度は、本研究科教授4名及び外部講師1名）がそれぞれのテーマに基づいて発表を行った。

〔法情報文化専攻教員の職階構成とその人数〕

職階	平成17年度	平成18年度
助教授	2名	7名
教授(講義担当)	1名	0名
教授(講義担当・研究指導担当)	13名	14名
平均年齢	54.44歳	50.76歳

〔法情報文化専攻の専任教員、客員教授及び兼任教授の構成〕

職階	平成17年度	平成18年度
専任教員	14名	19名
客員教授	0名	1名
兼任講師	2名	1名

【点検・評価と問題点及び改善の方策】

現代情報文化研究科は、文化情報学専攻及び法情報文化専攻という2つの専攻によって構成されているため、科目構成も情報系科目と法律系科目という大きな2つの柱からなっている。院生は、いずれかの専攻に属しつつ他専攻の科目を履修し、広く情報と法律の専門知識を習得することを目的としている。特に、法情報専攻においては、平成18年度から、設置科目を増設し、専任教員の数も増加した。開設科目担当者のうち専任教員の占める割合は、約96%であるが、法情報文化専攻に相応しい科目を設置するために、兼任講師を依頼せざるをえない場合もある。また、主要な科目については、法

学部)に新規採用の際に、要望を伝えている。

現代情報文化研究科の設置科目については、先端的な新しい研究分野であるだけに、研究科設置の理念・目標に照らし合わせて、絶えず設置科目の妥当性を点検することが研究科委員会において確認されている。

大学院独自の研究支援体制は、現在のところ存在しない。先端的な研究に相応しいかたちでの研究支援体制をどのように整えるべきかについて検討に入っている。

IV 法務研究科(法科大学院)

【現状】

1 教員組織の構成

本法科大学院においては、既述の理念・目的・教育目標を実現することを目標に教員組織の充実に努めている。平成18年度において専任教員は14人で、分野別の内訳は、公法分野2人、民事法分野7人、刑事法分野3人、隣接分野1人、展開・先端分野1人である。

また優れた研究者教員の確保に努める一方で、「理論と実務の架橋」が法科大学院の基本であることを強く意識して、実務家出身教員の態勢の強化にも努めている。専任教員におけるその比率については、開設科目とそれぞれにおいて教育すべき内容を検討した上で、専任教員の半数以上を実務家教員で充てることとしており、現在のところ研究者教員が7人、実務家教員が7人となっている（なお、研究者教員のなかにも、実務家経験を有する者がいる）。

〔平成18年度の教員の科目配置〕（単位：人）

区分	職名	科目分類										合計
		憲法	行政法	民法	商法	民 事 訴訟法	刑法	刑 事 訴訟法	実務 基礎科目	基礎法学 ・隣接科目	展開・ 先端科目	
研究者 教員	教授	1		2								3
	助教授											0
	講師											0
学部兼 担教員	教授				1			1		1	1	4
	助教授											0
	講師											0
実務家 教員	教授		1		1	3	1	1				7
	助教授											0
	講師											0
みなし 専任	教授											0
	助教授											0
	講師											0
兼任教 員	教授	1			0		1			4	1	7
	助教授		1	1							3	5
	講師										0	0
兼任教 員	教授											0
	助教授											0
	講師	1		0		1		1	5	3	19	30
合計	教授	2	1	2	2	3	2	2		4	2	20
	助教授		1	1						1	3	6
	講師	1		0		1		1	5	3	19	30

実務家教員の人材としては、司法研修所や裁判所書記官研修所の教官経験を有するなど法曹教育の経験を有する者に加えて、法曹や行政及び企業において指導的地位にあった者も含め、陣容の強化に努めている。出身別の内訳は、平成 18 年度で裁判官出身 3 人、検察官出身 3 人、企業法務担当者出身 1 人で、他に研究者教員のなかにも官公庁公務員出身 2 名が含まれている。

研究者教員については、4 人が法学部との兼担であるが、うち 2 人は法学部の授業を担当しておらず、実質的に法科大学院の専任である。この 2 人を含め、兼担は平成 19 年度には解消の方向で目下教員人事を進めている。

他に客員教員 1 人、派遣裁判官 1 人、派遣検察官 1 人がいる。客員教員は統計上は兼任教員となっているが、学内基準により専任教員（及び派遣裁判官と派遣検事）が担当することを原則としている総合演習及び実務基礎科目を担当しているほか、休暇期間中の補講等も担当する等、通常の兼任教員の枠を超えて協力を得ている。

そのほかは兼任教員（本学の学部所属の教員で、法科大学院の授業を担当している者。法科大学院の専任教員にカウントされている上記の 4 人の法学部との兼任教員を除く。）12 人と、兼任教員 30 人である。兼任教員は一部総合演習を担当しているが、中心は基礎・隣接科目と展開・先端科目である。また主として展開・先端科目を担当している兼任教員には他大学の研究者教員のほか、現職弁護士を中心とする実務家を依頼している。平成 18 年度では、兼任教員のうち他大学専任の研究者教員が 16 人、現職弁護士が 11 人である。

2 担当科目の配置

開設科目の担当教員の配置に当たっては、専任教員と兼担・兼任、研究者教員と実務家教員の組み合わせにも意を用い、指導効果と専門性や教育上における理論と実践の架橋などの観点から最大限の教育効果が発揮されるように配慮している。法律基本科目は専任教員の担当を原則として、実体法の講義科目については原則として研究者教員を充てている。手続法の講義科目については、研究者教員又は実務家教員を中心に配置している。演習科目については、研究者教員又は実務家教員を配したが、総合演習については、原則として研究者教員と実務家教員が共同で担当することとし、それぞれの経験と得意分野を生かして、文字通り理論と実務の融合の観点から最大限の教育効果が得られるように配慮している。配当単位上の配慮も含め、総合演習の充実には、本学法科大学院の特色のひとつとなるものと考えている。

実務基礎科目については、法曹倫理は司法研修所教官経験者の兼任を充てたが、その他は原則として専任の実務家教員の担当としている（「民事訴訟実務の基礎」と「刑事訴訟実務の基礎」の一部のクラスには派遣裁判官教員又は派遣検察官教員を充てている）。法文書作成・模擬裁判は、民事・刑事いずれかに偏ることのないように、1 クラスを民事と刑事の実務家教員が共同で担当している。

基礎法学・隣接科目と展開・先端科目は、専任又は兼任の教員によるが、それぞれに実績のある者や第一線で活躍中の研究者又は実務家を配置し、将来法科大学院間の単位互換制度が実現した場合には他校からも聴講希望が出るような最先端の授業の実現に努めている。

3 教員の任用等の手続き

完成年度の平成18年度までは事前に認可された以外の人事は行ってこなかったが、今後状況に応じて随時教員の任用が行われることになる。そのため大学理事会との間及び研究科内で手続きの検討を行い関連規程等を整備した。基本的には研究科委員会が、理事会の承認を受けながら、選考を進めることになっている。ただし、法科大学院人事の特殊性、特に実務家教員の人事の特殊事情等を考慮して、新任人事は公募のほか、選考委員会の判断で推薦によることも可能とするものとしている。

【点検・評価と問題点及び改善の方策】

専任教員14人というのは、学生15人につき1人で総数12人以上という法科大学院の専任教員の数の基準（文部科学省告示第53号。この基準では本学の必要専任教員数は12人。）を満たしている。しかしこれは最低基準であり、できるだけ多くの専任教員がいることが望ましいのは当然であるが、一方で財政上の制約もあり、直ちにこれを実現するのは困難である。

そこで14人の枠は増やさないものの、制度創設時の特例として専任教員への算入が認められている学部兼任教員4人について、完成後の平成19年度から専任化することになっている。具体的には、形式的には学部兼任ながら、実質的に専任の2人をそのまま形式上も専任教員とし、学部の授業を担当しかつそちらのコマ数の方が多い残りの2人を学部専任に移し、その枠で新たに専任教員を2人採用することになっている。

新たな専任教員の専攻分野については、開設科目と現有の専任教員の専攻分野とのバランスから、公法分野と刑事法分野としている。これにより、教員数の点でやや手薄だった分野が強化されることになる。両分野においては法科大学院の専任教員に相応しい人材が払底している現状から、計画通り19年度に間に合うように採用できるかどうかの見通しははっきりしていないが、その場合でもできるだけ早期の採用に努めることにしている。以上の方針は、限られた財政状況の中で、法科大学院の専任教員を、分野間のバランスも含めて、人員的に強化するための当面の最善の策と考えている。

専任教員の構成については、「理論と実務の架橋」の理念の下に、研究者教員のほか実績のある実務家出身教員を多く採用していることが特徴のひとつであり、この点は評価に値する。しかしこのために一方で、専任教員の年齢構成にやや偏りが生じており、この点は設置認可の際にも留意事項として出来るだけ早期の対応に努める旨の指摘を受けた。そこで、今後の人事計画として退職する専任教員の後任教員の採用に当たり、教育・研究実績並びに実務経験を重視しながら、若手教員の採用を積極的に進めていくことにより、段階的に是正を図っていくことを決定し、現に平成19年4月人事として、刑事法の専任教員に若手助教授の採用を決定した。今後とも、研究者教員と実務家教員のバランスとともに、年齢構成のバランスにも配慮していくことにしている。

第7章 研究活動と研究環境

第1節 研究活動

〈研究活動〉

【現状】

1 本学の研究活動の枠組み

(1) 研究の形態

研究は大学における知的営為の根幹をなすものであり、その生成発展こそ共同体としての大学の運命を左右する。このため本学においても絶えず研究活動の活性化と研究環境の整備に努めているところである。

研究の基礎的な主体は個々の教員であり、本学における研究活動は、教員個人による研究活動と、複数の教員が自発的に連携して行う共同研究を中心に行われている。その他学部専任教員によって組織される附属研究所においては、「共通研究テーマ」や「指定研究」、あるいは研究所の事業という形で一定の組織的研究を行っている。これは本学における第三の研究形態と言える。

その他特定の研究テーマについて全学的規模で組織化された研究を行う課題研究(ミッション研究)を実施すべきとの議論も存在する。この点につき、現在設置されている唯一の全学的研究関連の委員会である共同研究助成費審査委員会で検討がなされたことがある。このときには、現在任意のテーマで自発的に行われている学内の共同研究に対する助成制度の充実を優先すべきであるとする議論が勝ったが、なお今後の検討課題である。

現在行われている以上の三つの研究形態のうち最初の二つ、即ち教員個人による研究活動と複数の教員による共同研究は、更に学内の資金によるものと学外の資金によるものに分けられる。これらによって多様で多彩な研究活動が行われている。

(2) 研究成果の公表の場

研究が社会的な意義を獲得するためには、その成果が外部に公表される必要がある。また公表によって、研究者は外部から多様な評価を与えられて更なる向上と前進の機会が与えられるのである。本学教員の主要な研究成果公表の場として、内部的には各学部・研究所の紀要があり、外部的には国内外の学会誌、専門誌等がある。

内部の紀要としては、法学部の『駿河台法学』、比較法研究所の『比較法文化』、経済学部の『駿河台経済論集』、経済研究所の『経済研究所所報』、文化情報学部の『文化情報学』並びに教養文化研究所の『駿河台大学論叢』の6つの紀要がある。

『駿河台法学』は、本学専任教員を一般会員とする駿河台大学法学会の機関誌として年2回発刊されている。論説、研究ノート、資料、翻訳等が掲載されているとともに、会員による研究会、講演会、

公開講座などの報告記事・ニュースも載せられている。

[紀要の刊行状況]

紀要の 名称	発行者	編集者	投稿資格	刊行頻 度	刊行 時期	創刊 年月	通 巻	採録内 容	平均 頁数	特記事項
駿河台 法学	駿河台 大学法 学会	駿河台 法学編 集委員 会	原則として駿河 台大学法学会会 員とする	年2回	毎年 9月 末 日、2 月末 日	昭和 63年 3月	36 号	論説、判 例研究、 翻訳、研 究ノー ト、資 料、書評 等	200頁 程度	
駿河台 経済論 集	経済学 部	「駿河 台経済 論集」 編集委 員会	(1) 本学経済学 部専門教育科目 担当の専任教 員 (2) 本学経済学 部専門教育科目 担当の非常勤 講師 (3) 上記以外の 者で、「駿河台 経済論集」編集 委員会で認めた 者	年2回	毎年 3月、 9月	平成 33年6 月	30	論文、研 究ノー ト、翻訳	165頁 程度	
文化情 報学	駿河台 大学文 化情報 学部	文化情 報学部 機関紙 委員会	原則、文化情報 学部教員。学 生・院生は教員 の推薦により投 稿可。	年2回	毎年 6月、 12月	平成 7年3 月	12 巻 第 2 号	論文、研 究ノー ト、資 料、特別 寄稿等	100頁 程度	載録論文 はPDF化 し、本学メ ディアセ ンターの HPにて 公開。
駿河台 大学論 叢	駿河台 大学教 養文化	『駿河 台大学 論叢』	本学教養文化研 究所の所員及 び客員所員、非	年2回	毎年 1月、 7月	昭和 63年 3月	31 号	論文、研 究ノー ト、書	200頁 程度	採録論文 はWebで 公開(予

	研究所 所長	編集委 員会	常勤講師(本学 教養文化研究所 員の紹介が必 要)、その他編 集委員会の承 認を得た者					評、翻 訳、研究 会報告 要旨、講 演記録 など		定)
--	-----------	-----------	--	--	--	--	--	---	--	----

注. 研究所の紀要については、研究所の項を参照

『比較法文化』は、本学法学部の専任教員を主要メンバーとする駿河台大学比較法研究所の紀要として年1回発刊されている。論説、資料、内外の研究報告書が含まれているとともに、年度ごとに研究所の共通研究テーマを設定し、これに関連した研究会、講演会なども開催されその記録も載せられている。

『駿河台経済論集』は、本学経済学部部の紀要として年2回発刊されている。論文、研究ノート、翻訳、書評等が載せられている。また同月例研究会においても専門教員を中心に口頭発表がなされている。

『経済研究所所報』は、本学経済学部教員を主要メンバーとする駿河台大学経済研究所の紀要として年1回発刊されている。同研究所が毎年行っている講演会の講演やシンポジウムの記録や、論説、指定研究の成果の発表、その他年度の事業報告等が掲載されている。

『文化情報学』は、本学文化情報学部部の紀要として年2回発刊されている。論文、研究ノート、資料等が載せられている。文化情報学部研究会における専任教員を中心とした口頭発表についても記録されている。

『駿河台大学論叢』は、本学専任教員を研究所員とする駿河台大学教養文化研究所の機関誌として年2回発刊されている。哲学、心理学、歴史学、文学、言語学、教育学、社会学、物理学、生物学等、多岐にわたる分野の研究論文と、教養文化研究所研究懇話会発表等が掲載されている。

これらはいずれも専任教員を中心とした研究発表機関であるが、専任教員の他にも、『駿河台法学』では特別会員として、『比較法文化』では客員研究所員として、学外の研究者にも共同研究等による研究発表の場を提供することになっており、また『駿河台経済論集』、『経済研究所所報』、『文化情報学』、『駿河台大学論叢』についても、非常勤講師を中心に学外研究者の参加に門を開いている。今後は、内外の研究者とのより長期的、計画的な連携によってより多面的かつ充実した共同研究の展開とその成果が期待されるところである。

上記紀要の発行頻度は、研究所の紀要を除き、年2回になっている。厳正な審査、編集を経て高水準な研究発表がなされるには、現行の年2回発刊にとどめ、研究会等における口頭による研究発表とそれに伴う討論の活性化を図ることが適当と考えている。また定期的に会員、研究所員の共通テーマについて特集を組み、関連の個人研究や共同研究を推進するような試みも積極的に取り入れていくことが必要である。更に学部の枠を越え、教員全体にかかわるような共通テーマを模索し、これを取り上げて発表する場を用意することも今後の重要な検討課題である。

学外での学会・研究会等においても研究発表は多数行われているが、特に海外の国際会議・学会における研究発表は、毎年各学部から数件報告されている。

2 教員の研究活動の状況

(1) 個人研究

個人研究は、教員個人が自主的に研究テーマを設定して、大学から支給される個人研究費などを使用して行う研究であり、本学教員の研究活動の最も基本をなすものである。教員は、研究テーマを設定して、その研究成果を学内の学部・研究所の紀要に掲載したり、学会で発表したり、あるいは単著の研究書や共編著本の一部として出版するのである。本学の紀要や学会誌等の雑誌や図書における本学教員の論文等の発表状況から見て、全体としてかなり活発に行われているとすることができる。

教員の研究業績の一覧は、平成15年度分までは、法学部は『駿河台法学』、経済学部は『駿河台経済論集』、文化情報学部は『文化情報学』の、また法学部、経済学部の総合科目担当教員及び現代文化学部の教員の場合は『駿河台大学論叢』のそれぞれの巻末に、年一回掲載されていた。平成16年度分以降については、各教員が提出する教員評価報告書の該当欄に掲載されている。

(2) 科研費による研究

個人研究費は教員の研究のための最もベーシックな資金として大学が支給するものであるが、研究活動の充実化のためにはそれだけでは十分でない。後述するように学内には大学及び付属研究所による共同研究の助成費があるが、近年重用度を増しているのは、外部資金による研究の実施である。そのうちで最も重要なものは、文部科学省及び日本学術振興会による科研費（以下「科研費」）を受けてなされる研究である。

本学の教員による科研費の申請は、年により変動があるが従来は基盤・若手を合わせて通例10件前後で、このうち新規・継続合わせて半数程度が補助金を受給していた。それらはいずれも、本学教員による優れた研究活動の例とすることができるが、しかし件数的には他大学に比べて決して多い数字とは言えない。科研費の受給は、制約のある学内資金を補って研究活動の振興に資するもので、その件数はその大学の研究活動の活発さの一種の指標ともなるものでもあるから、本学においてもかねてからその増加を目指してきた。そのため平成15年度以降毎年科研費の申請方法についての説明会を開催しており、平成16年度以降は秋の申請に備えて夏休み前に採択者の体験談等も交えて実施している。参加者は必ずしも多いとは言えなかったが、平成18年度の説明会は、事前に教員の全員に科研費の件数増加の必要性を訴えるチラシを配り、採択者の体験談説明などのプログラムもこれまで以上に充実させたところ、従来にない多数の参加者を得て、申請件数も23件と飛躍的に増加した。その後【評価と問題点及び改善の方策】で紹介するように、科研費の申請件数の増加を主眼に、個人研究費の配分を科研費申請とリンクさせる改革案が学長提案として示され、現在学内で検討中である。学長提案がそのまま実施に移されるかどうかは現時点では判然としないが、いずれにしても本学としては科研費の申請及び採択を増やし、ひいては本学における研究活動を活性化させるための措置を具体的に講じていく方針である。

科学研究費補助金の補助を受けた研究は、公的審査を受けた高水準のものと言うことができ、その成果の公開が望まれているが、現在のところ各教員の業績一覧から研究テーマのみを拾い読みするしか知るすべがない。将来的には、学内のいずれかの場所に、科研費による研究報告を取りまとめたコーナーを作るなど、何らかの手段で科研費報告を広めることにより、科学研究費による研究を更に推進することを考えたい。

[科研費の申請・採択件数 平成 14～18 年度]

年度	申請	新規採択	継続採択
平成 14 年度	8	2	3
平成 15 年度	10	2	3
平成 16 年度	9	2	3
平成 17 年度	13	1	4
平成 18 年度	6	0	4
平成 19 年度	23	未定	未定

[科研費実績 平成 14～17 年度]

年度	氏名	研究者番号	種目	研究課題	課題番号	交付額 (千円)	備考
14年度	熊田俊郎	10195521	基盤C	中国・北京の都市空間構造に関する研究 ー市場経済下における社会主義都市の変容	13610223	1,300	継続:14 年度まで
	小俣謙二	60185668	基盤C	集合住宅居住者を対象とした犯罪被害及び犯罪不安に関与する要因の環境心理学的研究	12610156	1,400	継続:15 年度まで
	加藤修子	30265433	基盤C	博物館における音の展示と音による環境づくり	14580454	1,300	新規:16 年度まで
	岡田安芸子	20323561	若手B	故郷の景観に関する倫理思想史的研究 ー和辻哲郎と柳田国	13710012	1,000	継続:14 年度まで

				男の比較を通じて一			
	芦野訓和	40298039	若手B	請負契約理論の再構成のための実態調査とそれに基づく問題点の抽出	14720036	1,700	新規:15年度まで
15年度	竹下守夫	30017587	基盤A	民事訴訟の計量分析(後期調査)	15203004	9,300	新規:18年度まで
	村越一哲	80265438	基盤B	20世紀初頭における都市・農村の死亡率と人口移動に関する国際比較	15330070	4,200	新規:17年度まで
	小俣謙二	60185668	基盤C	集合住宅居住者を対象とした犯罪被害及び犯罪不安に関与する要因の環境心理学的研究	12610156	500	継続:15年度まで
	加藤修子	30265433	基盤C	博物館における音の展示と音による環境づくり	14580454	1,300	継続:16年度まで
	芦野訓和	40298039	若手B	請負契約理論の再構成のための実態調査とそれに基づく問題点の抽出	14720036	1,700	継続:15年度まで
16年度	竹下守夫	30017587	基盤A	民事訴訟の計量分析(後期調査)	15203004	23,800	継続:18年度まで
	村越一哲	80265438	基盤B	20世紀初頭における都市・農村の死亡率と人口移動に関する国際比較	15330070	1,200	継続:17年度まで
	塚本美恵子	10275927	基盤C	高等教育における実践的メディアリテラシー教育の試み:地域との連携を目指して	16500602	1,500	新規:18年度まで
	加藤修子	30265433	基盤C	博物館における音の展示と音による環境	14580454	500	継続:16年度まで

				づくり			
	石田栄美	50364815	若手B	日本語の特性を利用した書誌データ、ウェブページ等のテキスト自動分類法の基礎的研究	16700241	1,800	新規:18年度まで
17年度	竹下守夫	30017587	基盤A	民事訴訟の計量分析(後期調査)	15203004	6,700	継続:18年度まで
	村越一哲	80265438	基盤B	20世紀初頭における都市・農村の死亡率と人口移動に関する国際比較	15330070	1,500	継続:17年度まで
	塚本美恵子	10275927	基盤C	高等教育における実践的メディアリテラシー教育の試み:地域との連携を目指して	16500602	700	継続:18年度まで
	石田栄美	50364815	若手B	日本語の特性を利用した書誌データ、ウェブページ等のテキスト自動分類法の基礎的研究	16700241	700	継続:18年度まで
	杉江典子	50383295	若手B	公共図書館における利用者の情報探索行動	17700254	1,500	新規:19年度まで
18年度	竹下守夫	30017587	基盤A	民事訴訟の計量分析(後期調査)	15203004	4,700	継続:18年度まで
	塚本美恵子	10275927	基盤C	高等教育における実践的メディアリテラシー教育の試み:地域との連携を目指して	16500602	700	継続:18年度まで
	石田栄美	50364815	若手B	日本語の特性を利用した書誌データ、ウェブページ等のテキスト自	16700241	700	継続:18年度まで

				動分類法の基礎的研究			
	杉江典子	50383295	若手B	公共図書館における利用者の情報探索行動	17700254	800	継続：19年度まで

(3) 学術団体等の補助金による個人研究

科研費以外にも、学会等の学術団体による補助金を得て個人研究が行われている。このような外部資金の導入の強化は、研究資金の獲得の観点からも、また、これらの多くがいわゆる競争的資金であり、それを目指すことが研究に対する能動的な姿勢と研究内容の高度化をもたらす契機ともなり得るという意味からも、極めて重要なものとなっている。本学では、事務局がこれらの補助金に関する情報の教員への提供サービスを行っているが、今後は更にその獲得に向けての態勢の整備や組織的な努力が必要となろう。

これら学術団体等の補助金による個人研究の実態はほとんど把握されていないのが実情であるが、事務の担当部門で承知している最近の例を挙げると、次のようなものがある。

[学術団体等の補助金による個人研究]

N o	学 部	職 名	氏 名	学 会 名	全 会 期	補助額 (円)
1	経済学部	教授	南林さえ子	オフィスオートメーション学会	平成 16/5/14～ 15	300,000
2	経済学部	教授	田中 友義	日仏経営学会	平成 16/5/8	275,000
3	文化情報学部	教授	波多野 宏之	アートドキュメンテーション研究会	平成 17/6/4	296,000

(4) 在外研究・国内研究

本学には、教員の海外での研究を支援する制度として在外研究制度と、国内の研究を支える制度として国内研究制度がある。各学部は、両制度合わせて一学年につき、教員の研究期間合計1年という枠になっている。在外研究制度は平成4年から実施されており、本学教員の海外での継続的な研究を支える制度である。毎年、各学部から1～2名が渡航し、1年間又は半年間、研究に専念する機会が与えられているが、1年間の在外を希望する教員が多い。毎年、各学部でこの制度を利用する希望者が多く、募集の時期には複数の教員の希望が出されることもあるので、慎重な選定が行われる。在外期間が原則として最長1年に制限されているので、1年間で成果を挙げて帰国できるよう、教員個々人の大きな努力がなされている。

また、平成11年度より、半年の国内研究制度が実施されるようになり、利用者は日常の授業と業務

を離れ、国内の研究機関での研究の機会が提供されている。ただし、この制度の利用実績は現在のところ外国人教員の1件のみにとどまっている。なお、本学においては、在外研究と国内研究は同じ枠に入るため、一部の大学に見られるような定期的なサバティカル（研究専念期間）制度は目下のところ存在しない。

[在外研究一覧]

No	学 部	職 名	氏 名	期 間		受入国	在外研究 研究費 (円)
1	法学部	教授	加藤 紘捷	平成4年9月19日～5月 9月18日	1年	イギリス	¥3,000,000
2	法学部	助教授	米山 哲夫	平成5年4月1日～6年3 月31日	1年	イギリス	¥3,000,000
3	法学部	助教授	太田 隆士	平成6年8月25日～7年 8月24日	1年	ドイツ	¥3,000,000
4	経済学 部	教授	スタインバ ーグ	平成6年4月1日～7年3 月31日	1年	アメリカ	¥3,000,000
5	法学部	助教授	北原 仁	平成7年9月1日～8年8 月31日	1年	スペイン	¥3,000,000
6	経済学 部	助教授	湯浅 由一	平成7年4月1日～8年3 月31日	1年	アメリカ	¥3,000,000
7	経済学 部	教授	樋口 透	平成8年6月1日～8年9 月30日	4ヶ月	アメリカ	¥1,000,000
8	経済学 部	教授	八田 進二	平成8年8月1日～9年1 月31日	6ヶ月	アメリカ	¥1,500,000
9	経済学 部	教授	土方 幹夫	平成8年4月1日～9年3 月31日	1年	ニュージーラン ド	¥3,000,000
10	経済学 部	教授	古川 哲夫	平成9年7月12日～9年 10月19日	3ヶ月	オーストラリア	¥1,000,000
11	現代文 化学部	教授	フィンチ	平成10年1月1日～10年 3月31日	3ヶ月	アメリカ	¥1,000,000
12	文化情 報学部	助教授	岸田 和明	平成10年8月15日～11 年8月14日	1年	アメリカ	¥3,000,000
13	現代文 化学部	教授	片岡 哲史	平成10年7月15日～11 年9月30日	77日	ドイツ	¥800,000
14	法学部	教授	栗山 徳子	平成11年4月1日～11年	6ヶ月	イギリス	¥1,500,000

				9月30日			
15	法学部	教授	山本 耕一	平成11年10月1日～12年3月31日	6ヶ月	イギリス	¥1,500,000
16	文化情報学部	助教授	村越 一哲	平成11年9月1日～12年8月31日 平成12年9月1日～12年9月10日(延長)	1年	イギリス	¥3,000,000
17	現代文化学部	教授	上地 安貞	平成11年7月1日～11年9月30日 平成12年1月1日～12年3月31日	6ヶ月	アメリカ	¥1,500,000
18	法学部	教授	島 伸一	平成12年4月1日～13年4月27日	1年	アメリカ合衆国	¥3,000,000
19	文化情報学部	助教授	保坂 裕興	平成12年9月1日～13年8月31日	1年	イギリス	¥3,000,000
20	法学部	教授	西川 敏之	平成13年4月1日～14年3月31日	1年	イギリス	¥3,000,000
21	経済学部	教授	橋本 尚	平成13年4月15日～14年3月31日	1年	アメリカ合衆国	¥3,000,000
22	現代文化学部	助教授	本間 邦雄	平成13年4月1日～14年3月31日	1年	フランス	¥3,000,000
23	文化情報学部	助教授	杜 正文	平成13年9月1日～14年8月31日	1年	アメリカ合衆国	¥3,000,000
24	法学部	助教授	M・A・フォー ルズ	平成14年4月1日～14年9月30日	6ヶ月	国内研究	支給なし
25	法学部	助教授	福田 二郎	平成14年10月1日～15年9月30日	1年	イギリス	¥3,000,000
26	経済学部	教授	前山 加奈 子	平成14年4月1日～15年3月31日	1年	中国	¥3,000,000
27	文化情報学部	助教授	高橋 豊美	平成14年9月1日～15年8月31日	1年	イギリス	¥3,000,000
28	現代文化学部	教授	ポール・マツ カシー	平成14年4月1日～15年3月31日	1年	イタリア、トル コ、タイ	¥3,000,000
29	経済学部	教授	明石 真和	平成15年4月1日～平成16年3月31日	1年	ドイツ	¥3,000,000
30	文化情	教授	金 容媛	平成15年8月25日～平	1年	アメリカ合衆国	¥3,000,000

	報学部			成 16 年 8 月 24 日			
31	現代文 化学部	教授	廣野 行雄	平成 15 年 4 月 1 日～平成 16 年 3 月 31 日	1 年	中国	¥3,000,000
32	法学部	教授	天野 武男	平成 16 年 4 月 1 日～平成 17 年 3 月 31 日	1 年	アメリカ合衆国	¥3,000,000
33	文化情 報学部	教授	小林 侑史	平成 16 年 9 月 1 日～平成 17 年 8 月 31 日	1 年	アメリカ合衆国	¥3,000,000
34	法学部	教授	佐野 富士 子	平成 17 年 7 月 20 日～平 成 18 年 3 月 31 日	8.5 ヶ 月	ニュージーラン ド	¥2,000,000
35	経済学 部	教授	秋山 洋子	平成 17 年 4 月 1 日～平成 18 年 3 月 31 日	1 年	中国	¥3,000,000
36	法学部	教授	橋本 義一	(病気により取消)	6 ヶ月	台湾	¥1,000,000
37	経済学 部	教授	小池 賢治	平成 18 年 10 月 1 日～平 成 19 年 3 月 31 日	9 ヶ月	イギリス	¥1,000,000
38	経済学 部	教授	高垣 行男	平成 18 年 4 月 1 日～平成 18 年 9 月 30 日	6 ヶ月	イギリス	¥1,000,000
39	現代文 化学部	教授	竹中 彌生	平成 18 年 4 月 1 日～平成 19 年 3 月 31 日	1 年	イギリス	¥3,000,000

(5) 国際会議への参加

国際化のますますの進展に伴って、研究成果の発表の場も国際化が進んでいる。特に国際学会の開催頻度は加速度的に高まっている。本学の教員の中には国際会議に出席し、論文を発表したり、ディスカッサントとして参加する教員がいる。そのような教員を支援する制度として、国際会議参加費用補助制度がある。この補助を受けるには、論文を発表するか、会議の役員として参加することが条件となっている。国際会議参加費用補助制度を利用した参加が毎年 5～7 件にのぼっている。参加地域もアジア、アメリカ、ヨーロッパと多岐にわたっている。

[国際会議参加補助一覧]

N o	年 度	学部	職名	氏 名	会議名	全会期	開催国	補助額 (万円)
1	10	法学部	助教授	佐野 富士 子	AAAL	平成 11 年 3 月 6 日～3 月 9 日	アメリカ	8
2	10	経済学部	教授	斎藤 祥男	国際ビジネス学会 1998 年次大会	平成 10 年 10 月 7 日～ 10 月 11 日	オーストリア	12
3	10	経済学部	教授	三浦 由己	第 28 回人口センサス会 議	平成 10 年 8 月 26 日～ 8 月 29 日	アメリカ	8

4	10	文化情報学部	教授	大橋 泰二	1998 年度アジア太平洋観光学会総会	平成 10 年 8 月 17 日～8 月 21 日	大韓民国	4
5	10	文化情報学部	教授	金 容媛	北京大学創立 100 周年記念国際会議	平成 10 年 10 月 25 日～10 月 28 日	中国	4
6	10	文化情報学部	助教授	桂 啓壮	クリア 98 第 5 回国際会議	平成 10 年 6 月 6 日～6 月 14 日	ウクライナ	12
7	10	現代文化学部	教授	ロジャー フィンチ	常設国際アルタイ学会議	平成 10 年 7 月 5 日～7 月 10 日	フィンランド	12
8	11	法学部	教授	西川敏之	第 95 回アメリカ政治学会年次大会	平成 11 年 9 月 2 日～9 月 5 日	アメリカ合衆国	10
9	11	法学部	教授	吉野貴順	1999 年度世界女子フロアボール選手権大会	平成 11 年 5 月 9 日～5 月 15 日	スウェーデン	5
10	11	経済学部	教授	三浦由己	国際統計協会第 52 回大会	平成 11 年 8 月 10 日～8 月 18 日	フィンランド	15
11	11	文化情報学部	教授	大橋泰二	観光における安全と保障に関する国際会議	平成 11 年 8 月 18 日～8 月 22 日	スウェーデン	15
12	11	文化情報学部	教授	金 容媛	第 65 回国際図書館連盟年次総会・大会	平成 11 年 8 月 20 日～8 月 28 日	タイ	5
13	11	現代文化学部	教授	原 聰	心理学と法国際会議	平成 11 年 7 月 6 日～7 月 9 日	イギリス	15
14	11	現代文化学部	教授	大貫秀明	世界舞踊祭	平成 11 年 6 月 17 日～6 月 26 日	アメリカ合衆国	10
15	12	法学部	教授	西川 敏之	第 18 回国際政治学会世界大会	平成 12 年 8 月 1 日～5 日	カナダ	10
16	12	法学部	教授	吉野 貴順	2000 年度男子世界フロアボール選手権大会	平成 12 年 5 月 13 日～20 日	ノルウェー	15
17	12	経済学部	教授	斎藤 祥男	第 10 回「北東アジア経済フォーラム」	平成 12 年 7 月末日	アメリカ	10
18	12	経済学部	教授	三浦 由己	第 19 回人口センサス会議	平成 12 年 4 月 26 日～28 日	中国	5
19	12	経済学部	助教授	水尾 順一	オフィスオートメーション学会国際大会	平成 12 年 6 月 8 日～10 日	韓国	5

20	12	現代文化学部	教授	原 聡	国際心理学会	平成12年7月23日～28日	スウェーデン	15
21	12	現代文化学部	教授	ポール マッカーシー	2000年ヨーロッパ日本研究協会会議	平成12年8月23日～26日	フィンランド	15
22	12	現代文化学部	助教授	松居 竜五	第16回国際比較文学大会	平成12年8月7日～19日	南アフリカ	15
23	13	法学部	教授	吉野 貴順	2001年度女子世界フロアボール選手権大会	平成13年5月20日～5月27日	ラトビア	15
24	13	経済学部	教授	水尾 順一	コーラウンドテーブル年次総会	平成13年9月8日～9月9日	英国	15
25	13	経済学部	教授	前山 加奈子	「近代中国の婦女と国家・社会（1600-1950）」国際学術シンポジウム	平成13年8月23日～8月25日	台湾	5
26	13	文化情報学部	教授	大橋 泰二	観光革新と地域開発	平成13年10月4日～10月6日	アイルランド	15
27	13	文化情報学部	教授	青木 栄一	21世紀の保存鉄道—鉄道保存50年（1951～2001）	平成13年9月21日～9月23日	イギリス	15
28	13	現代文化学部	教授	大貫 秀明	韓日舞踊会議	平成13年5月25日～5月27日	韓国	5
29	14	法学部	教授	吉野 貴順	第1回世界学生フロアボール選手権大会	平成14年11月7～11月9日	スウェーデン	15
30	14	経済学部	教授	水尾 順一	経済人口円卓会議世界会議	平成14年9月8日～9月10日	メキシコ	15
31	14	現代文化学部	教授	R. Finch	定期中央アジア会議	平成14年6月23日～6月28日	ハンガリー	15
32	14	法学部	教授	佐野 富士子	第1言語及び第2言語による読み書き学習方略研究に関する国際会議	平成14年11月1日～11月3日	アメリカ合衆国	10
33	14	法学部	教授	西川 敏之	第10回日本政治年次研究会	平成14年9月11～9月13日	英国	15

34	15	法学部	教授	佐野 富士子	第8回 語用論国際会議	平成15年7月13日～18日	カナダ	10
35	15	法学部	教授	西川 敏之	第11回 日本政治年次研究会	平成15年9月10日～12日	イギリス	15
36	15	法学部	教授	吉野 貴順	2003年度 女子世界フロアボール選手権大会	平成15年5月17日～25日	スイス	15
37	15	文化情報学部	教授	青木 栄一	第12回 TICCIH 国際会議(産業遺産に関する 国際会議)	平成15年7月10日～17日	ロシア	15
38	15	文化情報学部	教授	大橋 泰二	生活の質を求めて	平成15年6月19日～21日	オランダ	15
39	15	現代文化学部	教授	原 聡	2003年 心理学国際法、国際会議	平成15年7月2日～12日	イギリス	15
40	15	文化情報学部	教授	岸田 和明	言語横断評価2003ワークショップ	平成15年8月21日～22日	ノルウェー	15
41	15	文化情報学部	助教授	保坂 裕興	アジア太平洋会議	平成15年10月13日～15日	中国	5
42	16	法学部	教授	佐野 富士子	アメリカ応用言語学会	平成16年5月1日～4日	アメリカ	10
43	16	法学部	教授	西川 敏之	第12回 日本政治年次研究会	平成16年4月5日～7日	イギリス	15
44	16	法学部	教授	吉野 貴順	2004年度 男子世界フロアボール選手権大会	平成16年4月21日～25日	スペイン	15
45	16	経済学部	教授	水尾 順一	第4回 OA学会国際大会	平成16年11月29日～30日	オーストラリア	15
46	16	現代文化学部	助教授	纓坂 英子	韓国日本学連合会第2回国際学術大会	平成16年7月8日～10日	韓国	5
47	17	法学部	教授	吉野 貴順	2005年度 女子世界フロアボール選手権大会	平成17年5月28日～6月6日	シンガポール	5
48	17	現代文化学部	助教授	纓坂 英子	オーストラリア・日本研究学会学術大会	平成17年7月3日～6日	オーストラリア	15
49	17	法学部	教授	井上 久士	平頂山事件国際シンポジウム	平成17年9月15日～18日	中国	5

50	17	法学部	教授	西川 敏之	英国日本学会 2005 年年度大会	平成 17 年 9 月 6 日～8 日	イギリス	15
51	18	法学部	教授	吉野 貴順	2006 年度男子世界 フロアボール選手権 大会	平成 18 年 5 月 21 日～ 28 日	スウェーデン	15
52	18	現代文化 学部	助教授	櫻坂 英子	韓国日本学連合会 第 3 回国際学術大会	平成 18 年 7 月(詳細未 定)	韓国	5
53	18	現代文化 学部	教授	ロジャー・フ インチ	第 49 回永続国際ア ルタイ学会議	平成 18 年 7 月 30 日～ 8 月 4 日	ドイツ	15

(6) 学会活動

各教員は国内外の学会に所属しており、学会への参加と研究発表を通じて、広範な研究活動を展開していることは、国内外の所属学会から窺い知ることができる。また、それぞれの所属学会において役員として学会の運営活動に携わり、会員の研究と研究成果の発表の促進に尽力している教員も数多くいる。

本学の教員の所属学会を調査した結果、所属学会は教員の専門分野によって多岐にわたっている。所属学会数には、個人差が大きくあり、申告がゼロの教員から最多 13 にわたる教員までさまざまである。学部別の所属学会数の平均は、法学部が 3.5、経済学部が 3.7、文化情報学部が 4.8、現代文化学部が 3.6 である。所属学会のほとんどは日本国内の学会であるが、外国の学会の所属もみられる。各学部の教員は、学会を研究発表、及び学術情報の収集・交換の場として利用しているようである。

[専任教員所属学会一覧]

学 部	職 名	氏 名	学 会 名
法	教授	秋池宏美	日本教育法学会 日本教師教育学会 日本ジェンダー学会
法	助教授	芦野訓和	日本私法学会 比較法学会 金融法学会 ペット法学会
法	教授	天野武男	大学英語教育学会 日本言語学会 全国英語教育学会 日本英語表現学会 日本英語検定協会 日本語学ラボラトリー学会
法	教授	天野佳洋	金融法学会 信託法学会
法	教授	伊藤行紀	国際人権法学会
法	教授	井上久士	歴史学研究会 史学会 歴史科学協議会
法	講師	大坂恵里	日本私法学会 日米法学会 日本法社会学会 Law and Society Association
法	教授	大録英一	日本経済法学会 国際経済法学会
法	助教授	岡本昌子	日本刑法学会 日本被害者学会

法	教授	加藤紘捷	比較法学会 EU学会 日米法学会 公法学会
法	助教授	河崎祐子	日本民事訴訟法学会
法	教授	北原 仁	国際憲法学会
法	教授	熊田俊郎	日本社会学会 地域社会学会 関東社会学会 組織学会 関東都市学会(理事) 日本都市学会(理事) 日中社会学会 三田社会学会(理事)
法	助教授	倉島安司	日本公法学会
法	助教授	狐塚賢一郎	日本体育学会 日本体験学習研究会
法	教授	佐野富士子	大学英語教育学会(幹事) JACET SLA研究会(代表) ELEC同友会英語教育学会(常任理事) 英語授業研究学会 全国英語教育学会 中部地区英語教育学会 全国英語教育学会(JALT) 日英英語教育学会 外国語教育メディア学会(LET) 日本児童英語教育学会 TESOL AAAL BAAL IP r A
法	教授	竹内俊雄	日本私法学会 日本家族<社会と法>学会 消費者金融サービス研究学会 日本交通法学会 金融法学会
法	教授	竹下守夫	民事訴訟法学会 日本私法学会 金融法学会 日独法学会
法	教授	千草孝雄	行政学会 政治学会 アメリカ学会 自治体学会
法	教授	成田憲彦	日本政治学会
法	教授	西川敏之	日本政治学会 国際政治学会 日本平和学会 アメリカ政治学会 (American Political Science Association) 国際政治学会(International Political Science Association) 英国日本学会(British Association for Japanese Studies)
法	講師	朴 昌明	日本経営学会 日本労務学会 労務理論学会 日本労使関係協会 アジア政経学会 現代韓国朝鮮学会 国際高麗学会
法	教授	橋本義一	日本会計研究学会 日本経営システム学会 OA学会
法	助教授	萬歳寛之	国際法学会 International Law Association
法	助教授	M.A.Foulds	国際東方学会
法	教授	福田二郎	日本英文学会 イギリス・ロマン派学会
法	教授	星川 熙	日本物理学会 日本生物物理学会 International Neural Network Society
法	助教授	松田 浩	日本公法学会 全国憲法研究会 憲法理論研究会
法	助教授	松平光徳	比較法学会 日米法学会 著作権法学会 工業所有権法学会
法	教授	山本耕一	日本倫理学会 社会思想史学会
法	教授	吉田恒雄	日本私法学会 日本家族<社会と法>学会 日本社会福祉学会 日本子ども家庭福祉学会 日本社会保障法学会 日本子ども虐待防止

			学会(理事)
法	教授	吉野貴順	日本体育学会 日本運動生理学会 日本バイオメカニクス学会 日本体力医学会 冬季スポーツ科学研究会 昭和医学会
法	教授	米山哲夫	日本刑法学会 日本犯罪社会学会
経済	教授	明石真和	日本独文学会
経済	教授	秋山洋子	日本女性学会 日本語教育学会 ジェンダー史学会 現代中国学会
経済	助教授	安積 淳	オフィス・オートメーション学会 経営情報学会 組織学会 日本経営数 学会
経済	教授	池野秀弘	日本経済学会 日本金融学会 日本統計学会
経済	助教授	市川哲郎	日本経済学会 日本国際経済学会 International Economics and Finance Society Japan
経済	講師	市川紀子	日本会計研究学会
経済	教授	市原 博	経営史学会(評議員) 政治経済学・経済史学会(編集委員) 社会経済史学会 社会政策学会 日本労働社会学会 産業技術史学会
経済	助教授	海老根敦子	経営情報学会 日本生産管理学会 日本経営数学会 日本品質管理学会 組織学会 オフィス・オートメーション学会 システムダイナミックス学会日本支部(理事・評議員等) Decision Science Institute
経済	助教授	大松 寛	日本経済学会
経済	教授	大森一宏	社会経済史学会 経営史学会 日本経済思想史研究会
経済	助教授	大山明男	環境経済・政策学会 進化経済学会 数理社会学会 日本現像学・社会科学会
経済	教授	小澤伸光	組織学会 日本経営学会 労務学会 オフィスオートメーション学会 経営診断学会、経営行動研究学会
経済	教授	狩谷 求	日本金融学会
経済	教授	清海節子	日本認知言語学会 日本エドワード・サピア協会 アメリカ言語学会
経済	教授	孔 炳龍	日本会計研究学会 日本簿記学会 日本経営財務研究学会 税務会計研究学会 法と経済学会 仲裁 ADR 法学会 日本コミュニケーション学会
経済	教授	小池賢治	アジア政経学会
経済	助教授	佐川和彦	日本経済学会 日本経済政策学会 日本財政学会 日本予防医学リスクマネジメント学会
経済	教授	高垣行男	日本経営学会 組織学会 経営行動研究学会

			経営システム学会 オフィスオートメーション学会 AIB(Academy of International Business)
経済	教授	田中友義	日仏経営学会(理事) 日本EU学会(理事) 日本国際経済学会 国際ビジネス研究学会 日本国際フォーラム アジア太平洋EU学会 世界EU学会
経済	教授	南林さえ子	日本統計学会 日本経営工学会(評議員) 日本家政学会 日本行動計量学会 オフィス・オートメーション学会(理事) 生活経済学会(監事) 日本地域学会 日本都市学会
経済	助教授	野田裕康	日本財政学会 日本地方財政学会 日本EU学会 日本地域学会 日本不動産学会 日本環境共生学会 資産評価政策学会
経済	教授	林 好雄	日本フランス語フランス文学会
経済	教授	樋口 透	経営情報学会 日本オフィスオートメーション学会 国際システムダイナミックス学会 日本経営数学会 日本オペレーションズリサーチ学会
経済	助教授	久持英司	日本会計研究学会 日本監査研究学会 日本社会関連会計研究学会 国際会計研究学会 日本管理会計研究学会 オフィス・オートメーシ ン学会 American Accounting Association
経済	教授	土方幹夫	日本雪氷学会 日本野外教育学会 日本環境教育学会 日本体育学会 日本雪工学会 日本航海学会
経済	教授	古川哲夫	日本経済学会 日本ファイナンス学会 環境経済・政策学会
経済	講師	前田悦子	日本経済学会 日本財政学会
経済	教授	前山加奈子	中国語学学会 世界文学学会 中国社会文化学会 国際丁玲学会 国際女性史研究学会(IFRWH)
経済	講師	増田珠子	日本英文学会 日本シェイクスピア協会 テクスト研究学会 現代演劇研究会 津田塾大学大学院英文学会
経済	教授	町田欣弥	日本経営数学会(理事・評議員等) 経営情報学会 オフィスオートメ ーション学会 日本社会情報学会 日本会計研究学会 日本経営教育学会 システム監査学会 Sysstem Dynamics Society(国 際システムダイナミックス学会)
経済	教授	水尾順一	日本経営学会 日本経営倫理学会(理事) 日本組織学会 日本経営診断学会(理事) 日本ビジネスマネジメント学会(理事) 日本経営情報学会 日本経営品質学会(理事) 日本商業学会 日本消費者行動学会 経営史学会 オフィスオートメーション学会(理 事) ビューティーサイエンス学会 国際ビジネス経営学会 日本戦略経営協会(理事) Society for Business Ethics

			Center for Business Ethics APO(アジア生産性本部)国際プロジェクト (日本代表)
経済	教授	鎗田英三	社会経済史学会 経営史学会 土地制度史学会
経済	助教授	湯浅由一	日本経済学会 日本金融学会 日本ファイナンス学会
経済	教授	吉住知文	日本地理学会 地理教育研究会 南アジア学会 公共選択学会 環境経済政策学会
経済	助教授	渡辺裕子	日本社会学会 日本社会福祉学会 福祉社会学会
文化情報		天野宏司	日本地理学会 人文地理学会 歴史地理学会 日本地理教育学会 国史学会 日本国際地図学会 産業考古学会 東京学芸地理学会
文化情報	講師	石田栄美	情報処理学会情報学基礎研究会 日本図書館情報学会 三田図書館・情報学会
文化情報	教授	今村庸一	日本国際政治学会 日本マス・コミュニケーション学会
文化情報	教授	岩熊史朗	日本心理学会 日本社会心理学会 日本パーソナリティ心理学会 日本行動計量学会
文化情報	助教授	大久保恒治	日本統計学会 日本経済学会 日本計算機統計学会 知識情報学会
文化情報	教授	岡部建次	日本生産管理学会 日本経営工学会 情報処理学会 中小企業学会 実践経営学会 日本経営システム学会
文化情報	教授	加藤修子	日本図書館情報学会 三田・図書館情報学会 日本音楽学会 日本音楽療法学会 文理シナジー学会 記録管理学会
文化情報	教授	金 容 媛	日本図書館情報学会 三田図書館情報学会 記録管理学会 日本図書館協会 情報科学技術協会 日本学校図書館学会 American Library Association (ALA 米国図書館協会) Association for Library and Information Science Education(ALIS 米国図書館情報学教育協会) Chartered Institute of Library and Information Professionals (CILIP 英国図書館情報専門職協会) 韓国図書館協会 韓国文献情報学会 韓国記録管理学会(理事)
文化情報	講師	久我晃広	日本体育学会 日本体力医学会 日本バイオメカニクス学会 日本ス ポーツ方法学会
文化情報	助教授	栗原 優	大学英語教育学会(JACET) 日本比較文化学会(理事) 日本放送芸術学会(理事) 東京言語文化研究会 韓国日本学連合会
文化情報	教授	小林侔史	パーソナルコンピュータユーザ利用技術協会 IEEE (Institute of Electronic and Electrical Engineers＝アメリカ)
文化情報	助教授	國分俊宏	日本フランス語フランス文学会
文化情報	講師	桜井千絵	日本独文学会 日本児童文学学会 日本児童文学者協会

文化情報	講師	杉江典子	日本図書館情報学会 三田・図書館情報学会
文化情報	助教授	高橋豊美	アイリス英語教育学会 Linguistics Association of Great Britain (英国言語学会)
文化情報	教授	塚本美恵子	異文化間教育学会 日本比較教育学会 日本国際理解教育学会 日本マスコミュニケーション学会
文化情報	助教授	寺嶋秀美	日本化学会
文化情報	教授	杜 正文	日本経営工学会 オフィス・オートメーション学会 日本経営システム学会 中国工程史学会日本分会 コンピュータ利用教育協議会 日本 e-Learning 学会 Alliance for Distance Education in California
文化情報	教授	戸村栄子	日本マス・コミュニケーション学会 情報通信学会
文化情報	教授	鳥居壮行	システム監査学会 経営情報学会 オフィス・オートメーション学会 法とコンピュータ学会 日本危機管理学会
文化情報	教授	内藤嘉昭	日本国際政治学会 アジア政経学会 人文地理学会 経済地理学会 Asia Tourism Pacific Association(理事・評議員等)
文化情報	教授	中川 徹	日本科学史学会 日本産業技術史学会 日本産業技術史学会 日本産業考古学学会 国際浮世絵学会 日本化学史学会
文化情報	教授	波多野宏之	アート・ドキュメンテーション学会(評議員) 記録管理学会 国際博物館会議 情報処理学会 日仏図書館情報学会 日仏美術学会 日本図書館情報学会(理事) 美術史学会
文化情報	教授	広瀬順皓	日本歴史学会 史学会 東アジア近代史学会 全国歴史資料保存利用期間連絡協議会
文化情報	教授	福永 昭	日本観光研究学会 日本観光学会 日本国際観光学会 ホスピタリティマネジメント学会 日本フードサービス学会 実践経営学会
文化情報	教授	保坂裕興	日本歴史学協会 日本アーカイブズ学会 全国歴史資料保存利用 機関連絡協議会 International Council on Archives The Society of American Archivists
文化情報	教授	村越一哲	社会経済史学会 日本人口学会 経営史学会 地方史研究協議会 情報知識学会 記録管理学会
文化情報	教授	門馬幸夫	日本宗教学会 日本民俗学会 情報知識学会
現代文化	助教授	青山征彦	日本心理学会 日本教育心理学会 日本認知科学会(理事・評議員等) 日本読書学会
現代文化	教授	井上勝也	日本老年行動科学会(理事) 日本心理学会 日本教育心理学会

現代文化	教授	太田隆士	日本独文学会 ドイツ語教育部会 オーストリア文学研究会
現代文化	教授	大貫秀明	舞踊学会(理事) 日本体育学会 日本体育・スポーツ哲学会(理事) 世界舞踏連盟(環太平洋事務局長) Society of Dance Research
現代文化	助教授	岡田安芸子	日本倫理学会
現代文化	助教授	纓坂英子	日本心理学会 日本社会心理学会 日本社会言語科学会 法と心理学会 日本映像学会 韓国日本学会
現代文化	教授	小俣謙二	日本心理学会 日本犯罪心理学会 日本建築学会 日本学校保健学会 人間-環境学会
現代文化	教授	木塚隆志	日本宗教学会 キリスト教史学会 日本ルター学会
現代文化	教授	佐古年穂	日本印度学仏教学会 日本仏教学会 仏教思想学会
現代文化	教授	竹中彌生	日本演劇学会 シェークスピア協会 日本比較文学会 日本アーサー王学会 中世英語英文学会 Recherches sbr l' ant dramatique Anglophone contemporain
現代文化	講師	長尾建	日本近代文学会 昭和文学会 東大国語国文学学会
現代文化	教授	信岡奈生	日本文化人類学会 日本ラテンアメリカ学会
現代文化	教授	原 聰	日本心理学会 日本教育心理学会 日本発達心理学会 日本認知心理学会 法と心理学会
現代文化	教授	廣野行雄	中国文化学会
現代文化	助教授	本多 啓	日本英語学会 日本認知科学会 日本語学会 社会言語科学会 日本認知言語学会 日本生態心理学会
現代文化	教授	本間邦雄	日本フランス語フランス文学会 日仏哲学会 比較思想学会 日本フランス語教育学会
現代文化	助教授	増田久美子	日本英文学会 日本アメリカ文学会 日本アメリカ史学会 Society for the Study of American Women Writers
現代文化	教授	松井優子	日本英文学会 日本カレドニア学会(幹事) Association for Scottish Literary Studies
現代文化	教授	P.F.McCarthy	福岡ユネスコ協会
現代文化	助教授	油井 恵	日本言語学会 日本英語学会 大学英語教育学会 社会言語科学会 日本認知言語学会 日本語用論学会
現代文化	教授	吉田邦久	生物教育学会 日本植物学会 大学教育学会
現代文化	教授	吉野瑞恵	日本文学協会 中古文学会 物語研究会 東京大学国語国文学会(理事・評議員等)
法科大学院	教授	伊藤 進	日本教育法学会(会長) 金融法学会(理事) ペット法学会(理事)
法科大学院	教授	今村 隆	租税法学会 公法学会 日米法学会

法科大学院	教授	織田博子	日本私法学会 日本教育法学会 金融法学会
法科大学院	教授	鴨野幸雄	日本公法学会 全国憲法研究会 憲法理論研究会 日本財政法学会(理事) 日本自治学会 環日本海学会
法科大学院	教授	河上和雄	刑法学会 日米法学会 日本法律家協会
法科大学院	教授	木下公明	金融法学会 私法学会 企業法理学会
法科大学院	教授	栗山徳子	日本私法学会 日本比較法学会 金融法学会
法科大学院	教授	島 伸一	日本刑法学会 日米法学会 法と精神医療学会
法科大学院	教授	日野正晴	日米法学会

しかし、国内の学会における発表の様子を間接的に知る資料としては、各教員がそれぞれの個人研究費の中から国内旅費として使った額の総和、及び、出張届けの件数で推し量ることができる。学会で発表する場合は、年次大会、春期・秋期大会などが中心であり、開催地も毎年各地を巡ることが多くの学会の慣わしであるので、国内旅費に充てる額は一定していないものの、授業と学内業務の合間をぬって積極的に発表している様子が垣間見える。また、個人研究費の国外の旅費も、国際会議参加補助以外に、国外の学会、研究資料の収集などに使用されていることが多く、教員の国外での研究活動を伺うことができる。

なお、学会出張報告については、従来は海外出張についてのみ行われていて、国内については行われていなかったため、大学の研究費を使用して出張するからには、何らかの研究活動又は研究成果の発表に関わる報告を義務づけることも検討したい。

(7) 出版活動

本学の教員は、各自の研究成果を単著、共著の形で出版活動を行っている。そのような出版活動を支援する制度として、出版助成制度がある。平成13年4月から毎年2名程度の出版助成費が1件100万円を上限として支給されるようになった。この数は決して多いとは言えないが、昨今の学術図書の出版引受けが難しくなっていることから、教員の学術図書の出版を奨励する上でも望ましいことである。本学には大学出版局がないので、教員の著作を出すのに困難な場合が少なからずあったが、この出版助成制度の開設で問題解決が緩和された。

[出版助成一覧]

N o	年 度	学部	職名	氏 名	著作書名	出版社名	補助額 (万円)	見積り額
1	13	法学部	講師	河崎 祐子	企業債権手続 運営プロセス の法理	信山社出版 (株)	100	278

2	13	文化情報学部	助教授	内藤 嘉昭	富士北麓観光開発史研究	(株)学文社	100	180
3	13	文化情報学部	助教授	岡部 健次	ITの知識と操作	(株)北泉社	不採択	111
4	14	法学部	教授	島 伸一	アメリカの刑事司法	弘文堂	100	244
5	14	経済学部	教授	水尾 順一	セルフ・ガバナンスの経営倫理	千倉書房	100	256
6	14	文化情報学部	教授	金 容媛	図書館情報政策論	丸善(株)	不採択	180
7	15	法学部	教授	西川 敏之	イギリスの総選挙	敬文堂	100	148
8	16	経済学部	教授	高垣 行男	経営戦略の理論と実践	(株)創成社	100(採択後辞退)	149
9	16	現代文化学部	教授	松井 優子	スコットランド文学の扉	あるば書房	辞退	123
10	16	現代文化学部	助教授	本多 啓	アフォーダンスの認知意味論	東京大学出版会	100	238
11	17	法学部	講師	松田 浩	知の共同体の法理	(株)有信堂高文社	100	314

3 共同研究の状況

学内における共同研究には、①共同研究助成費による共同研究、②学内研究所の共同研究による研究などがある。

(1) 共同研究助成費による共同研究

本学においては、平成6年に共同研究助成費制度を設け、毎年助成対象となる共同研究を募っている。学部や学問領域の枠を超えた学際的な共同研究を奨励することを理念に、選考の優先条件として、a) 学部間での共同研究であること、b) その研究は本学所在地である飯能市を視野に治めた地域研究であること、の2点を掲げたが、実際にはどうしても接触の機会が密な同一学部の教員による共同研究が多くなっている。また研究テーマも必ずしも飯能市を視野に収めた地域研究とは限らない。むしろ教員の自発性による様々なテーマの発掘と教員間の多様な連携形態を促進する効果を発揮している点に、本助成費の意義を認めることができる。教員の教育や学内行政に関する負担が増え、ともすれば研究の時間が制約されがちな近年においても、この制度を活用して毎年3、4件の共同研究が行わ

れている。その成果は紀要に発表され、広報化が図られている。

[共同研究助成費一覧]

No	年度	研究代表者	所属(職名)	研究課題	研究分担者	申請研究費	交付研究費
1	平成 6年 度	八田進二	経済(教授)	企業経営における内部統制の構造と役割及び事例に関する総括的研究	5名	1,300,000円	930,000円
2		広瀬順皓	文化情報(教授)	埼玉県西部山麓地域の基礎的研究ー歴史的研究と文化的環境の研究による地域の文化的構造の解明ー	11名	1,500,000円	1,070,000円
3		松澤浩一	法学部(教授)	法学教育におけるコンピュータ利用の可能性について	3名	1,330,000円	不採択
4		杜正文	文化情報(助教授)	学生のためのデータベース活用支援システムの研究	4名	711,479円	不採択
5	平成 7年 度	鎗田英三	経済(教授)	〈近代〉の意義の再検討と現代的パラダイムの模索	6名	1,150,000円	720,000円
6		広瀬順皓	文化情報(教授)	埼玉県西部山麓地域の文化構造の研究ー地域の歴史、文化、自然環境の基礎的分析ー	11名	1,002,000円	640,000円
7		柴山森二郎	文化情報(教授)	インターネット利用に関する基礎的研究	6名	1,000,000円	640,000円
8	平成 8年 度	太田隆士	法(教授)	ドイツ社会の総合的理解と大学教育の研究	5名	1,200,000円	900,000円
9		広瀬順皓	文化情報(教授)	明治政治史料デジタル・ライブラリシステムの作成と研究	3名	1,500,000円	1,100,000円
10	平成 9年 度	西原大輔	法(講師)	日英米におけるコロニアリズムの研究	2名	1,000,000円	800,000円
11		広瀬順皓	文化情報(教授)	明治政治史料デジタル・ライブラリシステムの作成と歴史研究への利用方法	4名	1,500,000円	1,200,000円
12	平成 10 年度	八田進二	経済(教授)	わが国のコーポレート・ガバナンス(企業統治)に関する統括的研究	5名	1,400,000円	1,000,000円
13		渡辺裕子	経済(助教授)	飯能市における地域福祉計画に関する研究	4名	1,488,000円	1,200,000円

14		松居竜五	現代文化 (助教授)	テキスト連関による谷崎潤一郎研究	4名	1,200,000円	500,000円
15		広瀬順皓	文化情報 (教授)	明治政治史料デジタル・ライブラリ・システム作成と歴史研究への利用	3名	1,500,000円	不採択
16		八田進二	経済(教授)	わが国のコーポレート・ガバナンス(企業統治)に関する総括的研究(継続課題)ー経営・財務・会計及び監査的側面に関する国際比較を基準としてー	6名	1,200,000円	900,000円
17	平成 11 年度	南林さえ子	経済(教授)	飯能市における地域福祉計画に関する研究(継続課題) ②老人福祉計画策定のためのサービス実態調査	6名	543,600円	540,000円
18		岡部健次	文化情報 (助教授)	問題解決型データベースシステムの開発・研究(新規課題)(入試対策情報システムの開発・研究・高校・短大・専門学校データベースの作成と活用研究)	5名	1,400,000円	850,000円
19		太田隆士	現代文化 (教授)	「ドイツ社会の総合的理解と大学におけるドイツ語教育の研究」	4名	1,000,000円	750,000円
20	平成 12 年度	松居竜五	現代文化 (助教授)	韓国と日本ー比較文化史的考察	4名	1,600,000円	1,200,000円
21	平成 13 年度	鈴木克典	経済(助教授)	飯能市における購買行動に関する研究	2名	1,220,000円	1,000,000円
22		高垣行男	経済(教授)	情報化政策の地域企業への効果測定分析	3名	960,000円	800,000円
23		村越一哲	文化情報 (助教授)	ウェブ上での記録史料閲覧システム構築に関する研究	3名	857,000円	850,000円
24		岡部健次	文化情報 (助教授)	駿河台大学活性化プランのフィジビリティ・スタディ	8名	1,100,000円	不採択
25	平成 14 年度	南林さえ子	経済(教授)	飯能市における購買行動アクセスに関する研究(継続研究)	3名	1,220,000円	1,000,000円
26		高垣行男	経済(教授)	情報化政策の地域企業への効果測定分析(継続研究)	3名	870,000円	870,000円

27	平成 15 年度	高垣行男	経済(教授)	情報化政策の地域企業への効果測定分析(継続研究)	3名	950,000円	600,000円
28		清海節子	経済(教授)	駿河台大学の学生の英語力向上のための教材開発プロジェクト	4名	500,000円	500,000円
29		渡辺裕子	経済(助教授)	ボランティア教育に関する基礎的研究－被援助者との関係性と援助行動メカニズム－	3名	991,000円	800,000円
30		杜正文	文化情報(助教授)	情報技術の活用による教育内容の質的向上	4名	1,560,000円	1,000,000円
31	平成 16 年度	清海節子	経済(教授)	駿河台大学の学生の英語力向上のための教材開発プロジェクト(継続)	3名	820,000円	770,000円
32	平成 17 年度	吉田恒雄	法(教授)	子どもの犯罪被害の防止と回復～法学及び心理学からの学際的アプローチ～	3名	1,240,000円	800,000円
33		狐塚賢一郎	法(助教授)	地域高齢者を対象とした介護予防運動処方の開発-NPO 法人たんぽぽ(飯能)を研究対象として－	4名	1,800,000円	750,000円
34		杜正文	文化情報(教授)	e-Learning によるパートナープログラムの拡張と実践	6名	1,260,000円	700,000円
35		波多野宏之	文化情報(教授)	駿河台大学におけるミュージアム＝アーカイブズの形成と教育・公開利用を促進するための基礎的研究	5名	2,000,000円	750,000円
36		清海節子	経済(教授)	駿河台大学の学生の英語力向上のための教材開発プロジェクト(中級・上級用ビデオ作成)	5名	780,000円	不採択
37		高橋豊美	文化情報(助教授)	インターネットを利用した学生の授業外学習支援及び教員の研究支援環境の構築と運営	3名	946,000円	

(2) 研究所共同研究費による共同研究

学内研究所の項を参照。

4 学内研究所

本学には、比較法研究所、経済研究所、文化情報研究所、教養文化研究所の4研究所がある。こうした研究所の所員は、それぞれ主に法学部、経済学部、文化情報学部、現代文化学部の専任教員で構成されている。研究領域や研究関心により、学部横断的に他学部所属の所員も見られるし、学外の研究員も含まれている。

各研究所は、それぞれ独自の研究活動や講演会等による研究成果の公表・提供活動を行っているが、研究活動の一環として所属所員に対して共同研究費を提供しており、毎年、各研究所において2件程度の共同研究が行われている。その研究成果は各研究所の研究会で発表されたり、研究所の紀要で公表されている。駿河台大学法学会には『駿河台法学』、比較法研究所には『比較法文化』、経済研究所には『経済研究所所報』、文化情報研究所には『駿河台大学文化情報研究所所報』、教養文化研究所には『駿河台大学論叢』があり、それぞれ毎年共同研究の成果が数点公表されている。

研究所一覧

研究所の名称	設立の趣旨	設立年	所員(現員数)	活動内容	機関誌	刊行頻度
比較法研究所	法律学の諸分野における比較法並びに外国法の理論及び実務の組織的研究を通じて広く法律分野の向上に寄与すること	平成3年	11名	研究会、公開講演会、特別講演会、機関誌の刊行、共同研究、毎月所員会議を開催	比較法文化	年1回
駿河台大学経済研究所	経済学及び経営学の諸分野における理論及び実務の組織的研究を通じて広く経済社会の向上に寄	平成9年	経済研究に関連する本学の専任教員(33名)	所員会議の開催、講演会実施、指定研究、地域交流事業活動	経済研究所所報、駿大・地域フォーラム	年1回

	与し、併せて大学並びに大学院の経済学及び経営学教育に貢献することを目的とする。					
文化情報学研究所	文化情報学の諸分野における社会的集合記憶としての情報資源管理の理論及び事務の組織的研究を通じて広く文化情報学の工場に寄与し、併せて大学の情報試験管理教育に貢献することを目的とする。	平成10年	文化情報学及びこれと関連する研究に従事する本学の専任教員、又は運営委員会の賛成を得た者(15名)	研究会、行政文書管理セミナー、機関誌の刊行等。毎月所員会議を開催。	文化情報学研究所所報	年1回
駿河台大学教養文化研究所	総合、外国語及び教職の科目分野に関する学術・教育の研究及び普及を目的とする	平成8年	総合、外国語及び教職の科目分野を担当する本学の専任教員(46名)	機関誌の発行、国内外の研究機関及び研究者との交流並びに共同研究、研究会・講習会等の開催、その他研究所の目的達成に必要と認める事業	駿河台大学論叢	年2回

(1) 比較法研究所

(i) 設立理念と目的

比較法研究所は、法現象に関する広く内外の文化史的な諸条件、あるいは他の国々の法制や法社会

等について、比較の手法による研究を長期的・継続的に遂行するという理念を具体化すべく、本学の最初の大学付属の研究所として設立された。その創立に当たって、初代所長であった和田英夫教授は、「法律学及びそれと関連のある諸学術分野における比較法並びに外国法の理論及び実務の組織的研究を通じて、広く法律文化の向上に寄与し、併せて内外の諸大学との学術交流の促進と法学教育に貢献することを目的とする」と述べ、「今後広く内外の学界諸賢の協力を得て、駿河台大学のアカデミズムの発展と、更に、社会へ、国際化へ、そして21世紀に向けて開かれた大学の構築を目指して努力する」と結んでいる。

(ii) 設立とその後の経過

比較法研究所は、平成4年4月に設立された。当初の構成員は、研究所員は所長以下6名で、いずれも法学部の教授、助教授であり、ほかに客員研究員4名から構成されていた。具体的に活動が開始されたのは、平成5年2月の創立記念講演会である。講演者は学外の客員1名、所員1名で学生会館で開催された。そのほか研究活動としては、所員2名以上による共同研究の費用2件分(1件30万円)を用意し、また学内の学生に懸賞論文を公募し、毎年数名の応募をみている。機関誌としては、公開講演会、特別講演会の講演内容の掲載を主体とする、駿河台大学比較法研究所紀要『比較法文化』*Comparative Law and Culture* が、平成4年度を第1号として平成5年3月に創刊された。研究所の共通研究テーマとしては、「変動する国際社会と法」が選ばれ、これが『比較法文化』の表題として掲げられている。

(iii) 活動状況と現有スタッフ

その後活動は、この初年度において設定された事業活動の枠組を、基本的に踏襲してきている。その詳細は『比較法文化』各号の「内外彙報」に記録されている。公開講演会演者の構成は、開かれたものとし、学外者1名、学内者1名を原則としてきており、学外から招いた講演者を記すと、当初は河上和雄、松下輝雄、宮崎繁樹の各氏であった。学内の学生を対象とする特別講演2、3回を予定し、『比較法文化』第2号では、4講演に加えて、共同研究者の研究報告及び所員の海外における研究活動報告をも掲載した。

また海外の研究者を中心とするシンポジウムも、活動の一環として採用し、平成7年の秋には、折りから来日中の米国コロンビア大学のシュトラウス教授を迎え、一橋大学の研究者も交えてスタッフセミナーを持った。

この年の公開講演会からは、公開講演にアドホックにテーマを冠し、「憲法と国連の50年」と題して、学外からは杉原泰雄教授を招き、また『比較法文化』第4号には、英国ニューカッスル大学のJDCハート教授の寄稿を得た。平成8年度の公開講演会は、「法制改革の流れ」を捉えて、地方分権と民事訴訟法改革を取り上げ、地方分権推進委員会の西尾勝教授に依頼した。また学内の特別講演会では、翌年からスタートする、本学と英国のウェールズ・カーディフ大学との提携にちなみ、同大学新島講師の講演会を開催した。

平成9年度は、公開講演のテーマに「女性の権利問題」を取り上げ、山下倫子教授を招き、一つの試みとして、駿輝祭時に開催場所を飯能キャンパスに移した。学内の特別講演としては、ミュンヘン大学のシューネマン教授がドイツにおける最近の刑法学のトピックを講じ、更に企画広報委員会との

共催によって、最高裁判所の園部判事による「最高裁判所の機能と役割」についての講演会を実施した。

以上のように本研究所は過去6年間、十全とは言えないとしても、規模に見合ったそれなりの活動を行ってきた。運営については、所長が主催する毎月の比較法研究所所員会議の決定に基づいて行われ、平成10年には第6号の刊行をみるにいたる、『比較法文化』の編集は所長と1名の所員が担当してきている。

平成7年には和田所長が学長に就任したため、所長が勝田有恒教授に交代した。研究所の構成は、平成9年4月現在、顧問（前所長）1名、所員は所長以下9名で、法学部所属8名、文化情報学部所属1名となっており、客員研究員は5名である。

(iv) 今後の問題点

創設以来6年を経過したが、本学がこの間新たに2学部を増設したこともあって、研究所のハード面が充実したとは言えない状況にある。駿河台大学に外国人研究者の研究の場を提供することも、考えなくてはならない時期に来ているが、宿舎の問題を含めて、研究のスペースを現在の状況では提供できない状態である。

公開講演会は、私学会館等都心の施設を利用して開催しているが、必ずしも多くの聴衆を集め得ていない点が問題である。本研究所の研究成果を一般に還元する意味で評価できるものであるだけに、今後PRの方法を工夫する等の改善策を検討していきたい。

そのほか、国内外の研究機関、特に外国のそれとの交流のシステムがまだ確立されていない。これについては、カーディフ大学との学生交流等の経験も踏まえて、今後展開を試みていきたい。国際交流委員会とも協力して、交流協定によって彼我の研究者の恒常的交流の道を確保し、国際的なコロキウムなどによって広汎な学術レベルの交流に寄与することも目指していきたいと考えている。他大学の比較法関連の研究所との連携など、その他検討すべき点が多々あるが、実行面では予算の額、支出の弾力性なども検討していきたい。

[比較法研究所共同研究一覧]

年度	テーマ	研究者				金額(円)
平成12年	主要国におけるインターネット情報資源の法的整備に関する研究Ⅱ	西川敏之他				300000
平成13年	国際化と法学教育	勝田有恒	新島一彦	加藤紘捷		300000
	公法・私法の交錯と比較法	長谷川貞之	芦野訓和	河崎祐子		300000
平成14年	主要国における地方政治・地方自治制度の比較研究	西川敏之	高畠通敏	成田憲彦	千草孝雄	300000
	西欧諸国における難民認定制度	本間 浩	林瑞枝			300000

平成 15 年	WTO と知的財産権	松平光徳	萬歳寛之	加藤暁子		300000
	主要国における地方政治・地方自治制度の比較研究	西川敏之	高畠通敏	成田憲彦	千草孝雄	300000
平成 16 年	アメリカ政治における連邦政治と地方政治の比較研究	西川敏之	千草孝雄			300000
平成 17 年	地域社会におけるスポーツクラブ文化と法ドイツのサッカークラブを素材としてー	芦野訓和	明石真和			300000
	アメリカ政治における連邦政治と地方政治の比較研究	西川敏之	千草孝雄			300000

(2) 経済研究所

経済研究所は、平成 9 年に設立され、「学際的でグローバルな研究と地域社会との連帯強化の拠点」としての位置づけのもとで、講演会活動（シンポジウム形式のものを含む）、特別・指定研究の実施、地域交流事業等の活動を行っている。

[経済研究所指定研究一覧]

年度	研究テーマ	研究代表者	共同研究者	研究経費 (円)	研究成果報告
平成 10 年度	埼玉県における鉄道沿線地域ごとの経済的特色の比較・分析及びその地域相互間の経済的関係の分析	荻野 和則	池野 秀弘、鈴木克典、南林 さえ子	¥300,000	1999年度所報第3号
11 年度	わが国会計制度改革の方向とそれが企業経営に及ぼす影響についての総合的研究	橋本 尚	小林 秀行、八田進二	¥300,000	2001年度所報第5号
12 年度	IT革命下における企業活動の変化について	高垣 行男	小澤 伸光、鈴木克典、町田 欣弥	¥300,000	2001年度所報第5号
13 年度	駿河台大学と地域社会の調和	大山 明男	鈴木 克典、高垣行男、南林 さえ子、土方 幹夫	¥300,000	2002年度所報第6号
14 年度	地域産業活性化と駿河台大学：経営情報系の貢献を中心に	小澤 伸光	安積 淳、鈴木克典、高垣 行男、南林 さえ子	¥300,000	2003年度所報第7号

			町田 欣弥		
15 年度	地域企業の事例研究と教材化への試み	安積 淳	久持 英司	¥300,000	2004年度所報 第8号
16 年度	入間市域における地域経済の現状と課題	鎗田 英三	江川、小澤、小池、高垣、沼田	¥300,000	2005年度所報 第9号
17 年度	飯能・入間市域における消費動向の分析	南林 さえ子	鎗田英三、小澤伸光	¥300,000	2006年度所報 第10号

(3) 教養文化研究所

(i) 経緯・目標

本学では、経済学部設置までは、旧制度による専門教育課程と一般教育課程（ここでは外国語・体育・教職課程を含む。以下同じ）という枠組でそれぞれ独立にカリキュラム編成及び教員配置が行われて来た（ただし、一般教育科目社会科学分野の法学・経済学系科目は法・経済両学部の専門教育科目担当教員が原則として担当した。）。

平成6年度設置の文化情報学部からは、大学設置基準の大綱化による専門・一般の区分を取り払った新体制が敷かれた。これに伴い、旧制度による法・経済両学部においても、平成7年度より、大綱化に沿った新カリキュラムへと移行した。この際、将来的に、旧一般教育科目担当教員から成る新学部の設置が見込まれていたが、それは、平成9年、現代文化学部の設置によって実現された。

この学部の構想は、平成2年当時より検討されており、当初は文系・理系を含む2～3学科設置が模索されていた。しかし、諸般の事情から、新設された現代文化学部は、外国語やその他文系科目担当教員を中心とする比較文化学科単独で発足せざるを得ないことになった。したがって、当初予定されていたような一般教育科目担当教員全員による新学部ではなく、約半数の教員は従来から所属した法・経済両学部そのまま留まった。

一方、教員組織の上では、開学時より一般教育協議会が存在し、専門教育科目担当教員による各学科会議と同等の立場で、法・経済両学部共通の一般教育科目のカリキュラム編成及び担当教員の人事に関し、実質的な自己管理組織として機能してきた。しかし、現代文化学部の開設に先立ち、平成7年度末を以て一般教育協議会は自主解散した。これによって、一般教育科目担当教員の組織上のまともには解体され、いわゆる学部縦割りによる分属の形となった。

しかしながら、本学開学以来、教育・入試等の主要な改革に果たしてきた一般教育のチーム・ワークの効果は大きく、かつ、学部縦割りとはいえ、現在のカリキュラムにおいても、法・経済・現代文化3学部の旧一般教育科目は、各学部全開設科目中45%前後を占めている。このため、3学部を横断する教務関係事項の運営組織として、共通科目教務委員連絡会を置き、一般教育協議会解散後の所掌事項の処理に当たってきた。

さて、こうした学内の管理運営問題とは全く別に、一般教育協議会存在時より、哲学・文学から生命科学・宇宙物理学にわたる広範な分野の教員集団は、諸分野諸科学の総合化・協同化が強く求めら

れる今後の社会情勢の中にあって、教員相互のユニークな共同研究が実現されるなら、極めて有益な貢献をなし得るであろうという考えが打ち出されてきた。この方向を肉付けし、現実的な共同研究の場を設けるためには、ぜひとも固有の研究所が必要となった。

こうした研究・教育の新しい足場として、教養文化研究所構想が進展し、一般教育協議会解散と同時に、その構成員のほぼ全員から成る本研究所が、平成8年4月に発足した。

(ii) 事業内容

前記のように、本研究所は、その構成員の専門分野の多様性という特徴を生かし、複眼的視野から今日的課題に取り組む共同研究の推進を主要事業とする。また、そうした共同研究成立の契機として、毎月の研究所員会において研究懇話会を恒例化し、各話題提供者がその専門分野に関する特定のテーマについて、情報・所信・仮説・方法論等を展開し、所員全体で討議や意見交換を行う場を設けている。

共同研究の試みの一つとして、旧一般教育科目で現総合発展科目に位置づけられている総合講義Ⅰ・Ⅱ・Ⅲを取り上げ、それぞれのテーマに関する複数の教員（ここには旧専門教育科目担当教員も含まれる）のこれまでの講義録を取りまとめ、複眼的視野による総合化の一型として発表することを予定している。この場合、取りまとめ以前に一度当該テーマを掲げたパネル・ディスカッション方式による公開講座開催も準備中である。

本学教員の研究発表の場の一つとして、法学、経済学、文化情報学それぞれの学内紀要があるが、旧一般教育協議会所属の教員の場合は、「駿河台大学論叢」に依っていた。同協議会が解体し教養文化研究所が設立された時点で、「駿河台大学論叢」は本研究所の機関誌に移行した。したがって、ここには、従来通りの所属教員個々の論文と共に、上述のような共同研究や研究懇話会に関わる論文・短報・特集・その他各種発表も掲載される。現代文化学部所属教員は前記の経緯の通り全員研究所員であるため、学部独自の紀要を持たない。

(iii) 研究所員・客員研究所員

創立時において、研究所員42名、客員研究所員4名で発足し、平成9年当初において、研究所員43名、客員研究所員6名を擁している。研究所員の所属学部は、現代文化学部21名、法学部13名、経済学部9名で、そのうち外国人研究所員は5名、国籍は米国4名、英国1名である。なお、文化情報学部教員はまだ加入していない。

客員研究所員は、今のところすべて旧一般教育協議会所属で退職した教員である。

研究所の実務・運営等は、研究所員会の承認の下に所長を含む作業部会と「駿河台大学論叢」編集委員会が担当している。

(iv) 問題点と今後

本研究所は、本学教員組織としては、学部の組織等と比べても、最大の規模となる。それにもかかわらず、研究所独自のスペースを確保できていない。これは、開学時と経済学部設置時に校舎や諸施設を建造して以来、その後の学部増設研究科増設にも新規建造がなく、本学が全般的にスペース不足に陥っていることによる。

本研究所は、多分野の教員の共同作業を核とする点で、何よりも研究所員間の友好的人間関係の維

持・発展、学術的問題意識の共有が重要である。その意味で、研究懇話会の存在は有効であり、今後より一層の充実を図っていきたい。

[教養文化研究所共同研究一覧]

年度	テーマ	代表者	共同研究者	金額(円)
平成 12 年度	文学と自然 その二、風土と文学の 相関	内田康夫	佐古年穂、松井優子、松居竜 五、吉野瑞恵、西原大輔、信岡 奈生	350000
	大学体育種目としてのアウトドア アドベンチャープログラムの開 発	狐塚賢一郎	土方幹夫、吉野貴順	250000
13 年度	ジェンダーと言語	秋山洋子	前山加奈子、浜田雄介、本多 啓	250000
	文学と自然 その三、文学にお ける自然表現の態様と意義	内田康夫	信岡奈生、吉野瑞恵、松井優 子、増田久美子、後安美紀	350000
14 年度	悲劇に関する比較文化論的研究	竹中彌生	岡田安芸子、鈴木伸一	350000
	ジェンダーと言語	秋山洋子	前山加奈子、浜田雄介、本多 啓	250000
15 年度	メディアとしての文学『讃岐典 侍日記』を中心にー	吉野瑞恵	青山征彦、浜田雄介、増田久 美子、松井優子	350000
	悲劇に関する比較文化論的研究	竹中彌生	岡田安芸子、櫻井千絵、鈴木 伸一	250000
16 年度	メディアとしての文学『讃岐典 侍日記』を中心にー	吉野瑞恵	青山征彦、長尾建、増田久美 子、松井優子、浜田雄介	250000
	和英文学の翻訳と研究	P.F.McCarthy	竹中彌生、福田二郎	350000
17 年度	和英文学の翻訳と研究	P.F.McCarthy	竹中彌生、福田二郎	250000
	異文化受容に関する研究	櫻坂英子	松井優子、油井恵、吉野瑞恵	350000

(4) 文化情報学研究所

(i) 設立理念と目的

文化情報学研究所は、文化情報学を確立することを目的として平成10年4月に発足した。文化情報学は、平成6年に設置された文化情報学部の基本理念として構築された。情報資源の管理とは、情報社会のストックとして重視されるが、その理論的フレームワークの確立が必要であることが、4年間の学部教育からも明らかになった。文化情報学は、「文化（人工）情報資源」を対象領域として、記録

管理学（レコード・マネジメント及びアーカイブズ）を中心に図書館情報学、文書館学、メディア論、歴史学、コンピュータによる情報処理論などの方法論を総合した学際的分野で、文化情報資源の性質、利用、保存等を分析するものである。このような文化情報学の理念を全学の教育に普及させるために、全学組織として独自の組織形態を採用した。社会的集合記憶としての情報資源管理を中心に関連する分野の組織的研究を行うことを運営の基本としている。

初代所長の原田三朗教授は「文化情報学部は平成6年に設置され、卒業生を送り出すまでに成長したが、文化情報学についての社会の理解が深まったとはいえない。芸術文化に関する情報の研究と限定して解釈する誤解もある。情報研究に関連して環境情報や社会情報などの分野もあるが、文化情報資源が具体的に何を意味するかを説明して、文化情報学を一つのディシプリンとして確立することが文化情報学研究所の最終的な目標である」と述べている。また、文化情報学研究所は、このような文化情報学の領域の中から、研究計画の一つとして記録・文書管理を取り上げてきた。情報公開や地方分権、行政の透明化、アカウンタビリティの重視などから、文化情報学の実践的課題として社会的な比重が高いと考えられるからである。実際に、この領域で大学レベルの研究活動を行っている機関は、駿河台大学文化情報学研究所のほかにはこれまでにない。

（ii）初期の活動について

文化情報学研究所の発足に当たり、原田研究所長のほか文化情報学部の安澤秀一教授、小林侔史教授、鳥居壮行教授、壺坂竜哉客員教授を研究所員とし、さらに大学法人直属の組織であるところから、文化情報学研究所長、文化情報学部長、事務局長を運営委員とした。研究テーマ、人事、予算等の基本事項はすべて運営委員会によって決定され、運営委員会の諮問機関である研究所員会で研究テーマ等の検討を行う仕組みである。

文化情報学は記録管理、文書管理と密接に関係する。そこで、研究所発足を記念して、記録のライフサイクルという概念の確立に大きな影響を与えた英国のマイケル・ローパー元国立文書館長を招き、駿河台大学で公開講演会を開いた。文化情報学研究所の発足を記念して1999年秋、元・英国国立文書館長、マイケル・ローパー氏を招聘し、10月19日駿河台大学で「これからの情報管理－説明責任と記録管理の役割」と題した講演会を開催した。

文化情報学研究所の初期の研究テーマは、「文化情報学研究」と「XMLによる電子公文書管理」である。これらの研究に参加した飯能市役所職員の天野貞治氏を客員研究員に迎えた。さらに、文化情報学部から岸田和明助教授、戸田光昭教授、広瀬順昭教授、西野泰司教授、青木栄一教授、加藤修子助教授が研究所員に加わった。外部講師として第1回文化情報学研究所研究会を平成12年1月20日に開催、西村健（ドキュメント・エンジニアリング研究所長）を招いて「XMLドキュメントによる自治体改革」をテーマに研究会を行った。

平成10年度および11年度における講演および研究会報告は次の通りである。

- ① アカウンタビリティと記録・資料管理の役割（マイケル・ローパー）
- ② 電子記録管理・メタデータ記述・マークアップ技法（安澤秀一）
- ③ ハイブリッド型文書管理システム（天野貞治）
- ④ XMLによる文書電子化動向（小林侔史）

⑤ XML電子文書実装による自治体のあり方（西村 健）

(iii) 2000年代の活動について

「文化情報学研究」については、その成果を「文化情報学—人類の共同記憶を伝える」（北樹出版、平成14年）として刊行した。岸田和明助教授（当時）は、次世代文書管理システムADOMASの開発を研究所の行政文書管理研究の一環として進め、その成果の一部を研究会で発表した。

平成12年度は、6月29日に廣田傳一郎・茨城キリスト教短大教授を招いて「情報公開と文書管理」の研究会、10月11日には射場俊郎・コピーライト編集長を招いて、「ネット社会における著作権」の研究会を開催した。このほか、安澤秀一教授の「文化資産ネットサービスの保証基盤:アーカイブズ・ミュージアム・ライブラリー資料のメタデータ記述要素」に関する報告会も開催した。

15年度には、青山英幸・北海道文書館主任専門員を招いて、「総合文書管理システム」について研究会を開催し、また11月にはISOのSC11（記録・文書管理）東京会議を機会に、欧米の専門家を招いて駿河台大学で第2回駿河台大学「行政管理セミナー」を開催した。

このほか、13年7月13日(金)には、本学において情報処理学会と共催で「人文科学とコンピュータ研究会」を開催した。研究会の主題は「SGML/XML 標準化と人文科学への適用に」であって、本研究所からは安澤秀一教授が「EADについて—XMLの応用形として」、岸田和明助教授(当時)が「文書検索におけるクエリーの拡張方法」を発表した。

また、14年2月には、情報科学技術協会 INFOSTA の「XML 入門講座」に協力して、本研究所から小林件史教授が「XML とその周辺技術」、岸田助教授が「XML とメタデータ=ダブリンコアを中心に」で参加した。

16年度の定例研究会は第1回を7月、第2回を11月に本学で開催した。第1回は、原田三朗・駿河台大学文化情報学部教授（前・文化情報学研究所長）の「文化情報学とメディアエイター」および波多野宏之・駿河台大学文化情報学部教授の「文化情報学再構築のために:メディアシオンの機能を考える」が報告され、第2回は今村庸一・駿河台大学文化情報学部教授が「メディアロジーの背景とその限界について」を報告、コメンテータは波多野宏之・駿河台大学文化情報学部教授であった。

(iv) 行政文書管理セミナーの開催

平成14年度から、文化情報学研究所主催で埼玉県の後援を得て「駿河台大学行政文書管理セミナー」を開始した。第1回は情報公開をテーマに14年11月、さいたま市で埼玉県と県内自治体の文書管理関係者を集めて行った。セミナーの講演者は「アカウントビリティと行政文書管理」原田 三朗（駿河台大学文化情報学研究所長）、「文書情報公開審査—不存在をめぐる課題と対応—」秦 博之（総務省行政評価局監視官）「行政文書管理を見直す～情報「活用」システムの構築を目指して～」廣田傳一郎（駿河台大学文化情報学研究科教授）「情報公開及び行政事務効率化と行政文書管理～電子文書管理システムを試行して～」吉村 伸朗（北海道ニセコ町総務課長）「今日のファイリングシステムの実力と効果」三枝 政幸（さいたま市浦和総合行政センター）であった。

15年11月には駿河台大学キャンパスにISO(国際標準化機構)のTC46SC11(文書・記録管理)担当委員を招いて、第2回行政文書管理セミナー「行政文書管理の国際的動向～ISO15489と行政文書管理法制をめぐって」を開催した。行政文書管理については、電子政府の進展による電子文書の管理(IT化)

の必要性和、情報公開、個人情報の保護に対する社会的要請から関心が高まっており、同セミナーは国際標準に基づく最先端の知見を得る最適の機会になるとして、自治体職員のほか行政文書の電子管理開発を進める民間企業などの関係者が多数、参加した。原田三朗研究所長の挨拶に続き、アメリカ国立公文書館・記録管理庁副長官兼総長のルイス・ベラード博士が「NARA(国立公文書館・記録管理局)が挑戦する行政文書管理の再設計」と題して、アメリカの公文書館が進める改革について述べ、その後、英国 Staford 州情報資源部部長のフィリップ・ジョーンズ氏が「イギリスにおける行政文書管理の実務～地方政府の視点から～」と題して、イギリスの地方自治体における電子文書管理の文書作成からアーカイブズまでの流れとその問題点について触れた。通訳は柴山森二郎文化情報学部教授。午後は NPO 行政文書管理改善機構理事長、廣田傳一郎本学客員教授が、「行政文書管理とコンプライアンス～ISO 東京会議を終えて～」と題して自治体の不祥事防止と行政文書管理の適正化の役割について事例を示して説明した。廣田教授は特に行政文書管理のコンプライアンス(法令遵守)監査の徹底が不祥事防止に有効であることを強調した。講演の後、パネル・ディスカッション「行政文書管理の国際的動向」を行い、会場からの質疑をもとに活発な討論を行った。文化情報学部の広瀬順浩教授が閉会の辞を述べ、セミナーを終了した。情報資源管理の中でも文書・記録管理は、すべての組織を通じて業務の効率的な執行のために不可欠な分野であるが、日本の組織風土にあってはその重要性が十分に認識されてきたとは言いがたいのが現状である。組織的活動の社会的責任を果たす上で、アカウンタビリティの必要が強調されるようになったこととあいまって、アカウンタビリティの証拠としての記録管理システムの整備が官庁と企業を通じて強く求められるようになった。情報公開と個人情報保護法制の実現は、その結果でもある。さらに、IT 技術の進展から、文書・記録管理において電子記録の領域が拡大し、それに適合する管理システムの開発が進むようになった。電子記録は、紙記録と比較して作成、伝達、利用に大きな利点を有する半面、利便性や保存等において紙記録と異なる特性や難しさがあり、電子記録と紙記録を統合した記録管理システムの構築には多くの課題が残されている。ISO が策定した文書・記録管理の国際標準 ISO15489 とそれを受けた JIS 規格は、これらの問題に取り組む地方自治体の関係者にとっても、大きな指針になるものであり、ISO15489 に準拠したアメリカとイギリスの行政文書管理の改革はこれからの日本の地方分権化における行政改革に参考になることが確認された。

第3回駿河台大学行政文書管理セミナー「行政文書管理の標準規格化」は、埼玉県の後援を得て16年10月、さいたま市の埼玉県民健康センターで行われ、講演者は「埼玉県における文書管理の現状と展望」(埼玉県総務部文書課主幹 宇田川 理氏)、「開かれた行政文書管理～行政と住民との情報共有化を目指して～」(NPO アドミック理事長、廣田傳一郎・駿河台大学大学院客員教授)、「文書管理の最新動向～ISO の改正と JIS 化動向～」(ISO/TC46SC11(文書・記録管理)専門委員 福間眞樹・駿河台大学大学院講師)であり、ついでパネル・ディスカッション「市町村合併と行政文書管理の統一～事例紹介を中心に～」を速水雄一(雲南市合併協議会会長)、廣田傳一郎、福間眞樹の3氏で行った。

第4回行政文書管理セミナーは17年11月4日、さいたま市の埼玉教育会館会議室で開催し、太田信孝氏(長崎県時津町)ほか「紙文書管理を効率的かつ最適的に支援するシステムの開発～文書係長を支援し職員から歓迎されるシステムを目指して～」、落合和之氏(静岡県菊川市)ほか「電子文書を

紙文書管理に融合させ統合管理するシステムの開発～期待される電子文書の管理と、まだまだ増える紙文書の管理との融合のために～」、平田豊弘(本渡市)ほか「紙文書と電子文書を評価選別し、アーカイブズ目録等を作成・管理するシステムの開発～アーキビストの専門性発揮と、人類共通の資源アーカイブズの廃棄防止のために～」をそれぞれ報告した。

第5回については、東京・千代田区の都道府県会館で18年11月に開催予定である。

(v) 研究所の人事

文化情報学研究所の人事は、駿河台大学文化情報学研究所運営規程により、運営委員会の審議を経て学長に推薦、学長が委嘱することになっている。運営委員は文化情報学研究所長、大学院文化情報学研究科長（平成17年度からは現代情報文化研究科文化情報学専攻長）、文化情報学部長、駿河台大学事務局長の役職者と、文化情報学研究所長の指名による研究所員2名で構成される。運営委員会の審議に当たって研究所員会議の意見を聞くことになっている。客員研究員と顧問は研究所員会議に出席して意見を述べるができる。なお、研究所長と運営委員の任期は2年間で再任を妨げない。

2001年度の人事は次の通りである。なお、研究所長は平成10年から15年までの3期を原田三朗文化情報学部教授（13年度からは文化情報学研究科長）が務め、16年から17年は岸田和明文化情報学部教授が務めた。18年度からは小林侔史文化情報学教授が研究所長に就任した。

(vii) 研究所報の発行

研究所の活動を記録するとともに、文化情報学研究の論文掲載誌を兼ねて、文化情報学研究所・所報を年刊で発行している。第1号は12年に発行し、18年春までに5号を刊行した。研究会、講演会、セミナーを特集している。

また、16年12月に文化情報学所報別冊「行政文書管理の課題とその解決」(A4判、324ページ)を発行した。これは、16年3月に修士号（文化情報学）を取得し、文化情報学研究所特別研究員を委嘱された同研究科社会人現職専修コース修了者の修士論文集であり、自治体等に配布され、好評を得た。主な内容は次の通りである。

「公共団体の文書管理における序列の必要性和効用について」三枝政幸

「行政文書管理における情報活用をめざした情報検索目録の考察」仲野聡

「文書管理法の必要性～行政文書管理とアーカイブズの連携をめぐる」田尻清孝

「政策決定の最適化を支援する文書単位～ファイリングシステムで行政文書を管理・活用する組織～」中尾博英

「政策形成の最適化を阻害する要因について～行政文書管理の観点から～」大内健二

「市町村合併に伴う文書廃棄のリスク～平成の大合併と文書管理のあり方についての一考察～」鈴木明弘

「地方自治体における知識創造経営の必要性について」早川仁

「地方分権時代に対応した地方自治体の書庫を考える～倉庫から情報センターへの発想転換～」別府雅彦

5 現代情報文化研究科の状況

旧文化情報学研究科の教育・研究活動の目的である記録管理（文化情報学）について、文化情報学研究所との合同プログラムとして文化情報学の研究を行い、その成果を「文化情報学」として北樹出版から刊行した。また、行政文書管理について、情報公開法と ISO の記録管理国際標準に適合する文書管理システムの研究を行い、その成果を平成 13 年から毎年、埼玉県 of 自治体職員を集めたセミナーで発表している。14 年には米国国立公文書館長らを招いて公開シンポジウムを本学で開催した。文化情報学専攻の教育・研究活動の目的である記録管理（文化情報学）について、文化情報学研究所と協力して研究会を実施している。

また国際的な共同研究への参加状況としては、アーカイブズ担当の教授が台湾の行政文書研究に参画しているほか、行政文書管理担当の客員教授が ISO（国際標準機関）の記録管理専門委員会に委員として参加、記録史料情報学担当の非常勤講師が国際文書館協議会の教育担当専門委員として参加している。

【評価と問題点及び改善の方策】

1 教員の研究活動の状況

(1) 個人研究

個人研究の状況は、個々の教員によって様々であるが、学内の各紀要の刊行状況や教員評価報告書に掲載されている各教員の研究業績等に照らして、全体として四年生大学の一応の水準はクリアしていると言えよう。今後は更に個人研究の活性化を目指す必要があり、後述の科研費の申請等とリンクさせた個人研究費の配分方法及び特別研究費の導入は、そのための大きな一歩となることが期待できる。しかしながら一方で、教育及び学内行政に関する教員の負担は近年急速に増大しており、それだけ研究のための時間が圧迫されているのが現実である。教育・学内行政と研究の両立は、困難な問題であるが、それぞれのやり方の合理化や支援体制の整備等によって、可能な限り両立を図っていくほかはなく、そのための努力を積み重ねていく所存である。

(2) 科研費による研究

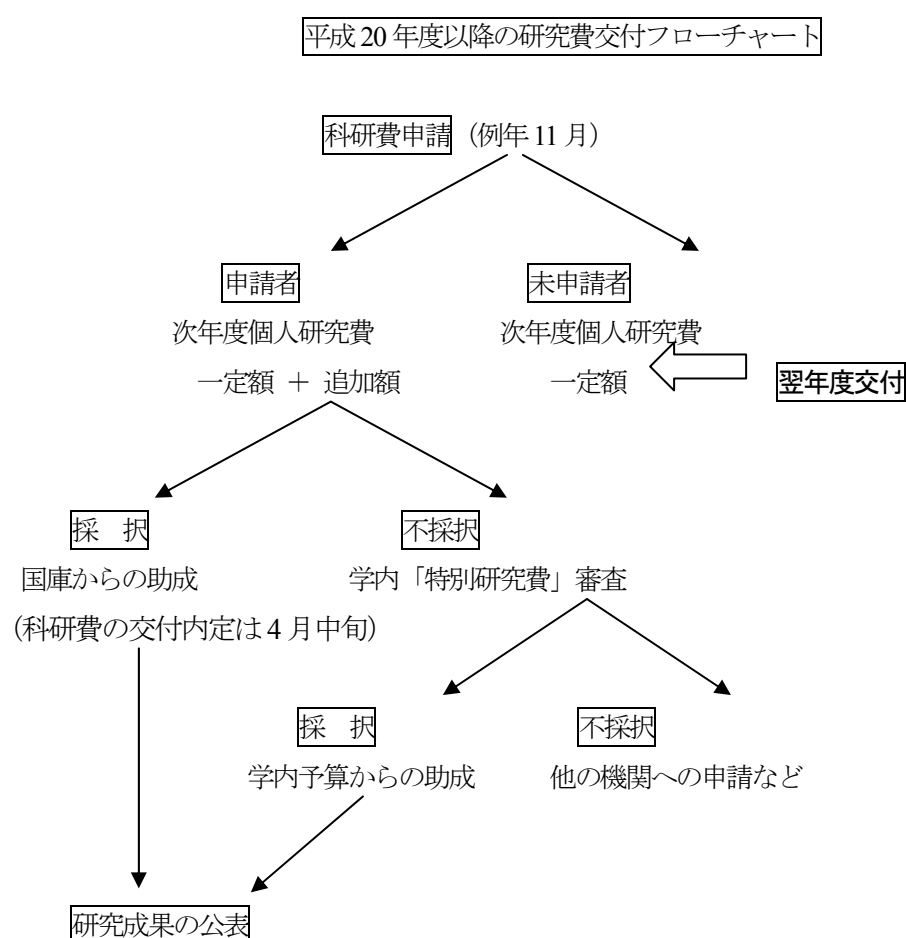
科研費の申請・受給は、その大学の研究活動の活性度の指標ともなるものであるが、従来本学においては他大学に比べ件数的に必ずしも十分とは言えない状況にあったことは、率直に認めざるを得ないところである。本学としても、その増加に努めてこなかったわけではなく、その努力の一環として平成 15 年度以降申請書の書き方について教員説明会を実施し、特に事前広報を強化した平成 18 年度の説明会では、これまでにない多数の参加者を得ることができ、申請件数の倍増につながったことは【現状】で説明したとおりである。

しかし科研費の獲得の強化を目指す試みは、その後平成 18 年 10 月に、個人研究費の配分を科研費の申請とリンクさせる学長提案が示されたことで、大きく前進した。

(i) 学長提案の内容

学長提案は、本学が教員の個人研究と共同研究のために支出してきた個人研究費、大学院個人研究

費、法科大学院個人研究費及び共同研究助成費の総額は維持したまま、これらを一本化してプールし、学部・研究科の所属を問わず全教員に一定額を一律に支給した残りについて、まず前年秋に科研費の申請を行った者に定額を追加配分し、更にこれらのうち当該年度の科学研究費の受給から漏れた研究計画を学内で審査し、採択されたものに残額の範囲内で「特別研究費」を支給しようというものである（科研費として採択されたものに支給しないのは、これらは国庫から支給があるので、学内の「特別研究費」は不要という考えに立つ）。この案は、大学の研究関連予算の総額は維持するので、その節約を主眼とするものではなく、あくまでも科研費の獲得の強化を目指すことを眼目としている。なお、時期的な関係から、19年度については別途経過措置を講じることになっている。



(ii) 学内の議論の状況

学長提案をめぐっては、現在各学部、研究科、学内の各級の審議機関で議論が行われている。議論の中には、そのような方式は大学における教員の研究のあり方にそもそもそぐわない、研究分野によって適・不適があり、不適の分野は不利になるなどの反対論から、学長提案について具体的な修正を求めるものまで多様な意見がある。しかし多数意見は、現在の個人研究費の一律配分方式の見直しには賛成しており、また科研費とのリンクにも原則的に賛成しており、学長提案に沿った何らかの改革

が実現するものと見込まれる。

(3) 学術団体等の補助金による個人研究

外部資金の導入という点では、民間の学術団体等の補助金の重要さも科研費と変わらない。【現状】では導入例として大学の担当事務部門が承知しているもののみ掲げたが、実際には更に多く、本学の教員の研究資金の重要なソースになっている。今後はその実態を把握した上で、導入強化のための措置が必要になるものと考えている。

この観点から既に(2)で述べた学長提案に対する修正意見として、科研費以外の学術団体等の補助金も対象に含むようにすべきとの議論もなされている。具体的にどのような改革案が実現するかは、現時点では見通しが立たないが、いずれにしても学術団体等の補助金による個人研究の活性化も、本学の研究のあり方に関する課題として積極的に取り組んでいきたい。

(4) 在外研究・国内研究

在外研究は、教員の研究活動にとって最も有用なプログラムのひとつであり、教員からの期待も大きく、いずれの大学においても制度化されているが、本学における1年間に学部1名の枠、1年間の業務免除、300万円の予算額等は、私学としてはスタンダードな水準と言えよう。教員もこの制度を積極的に活用し、これまでのところ十分成果があがっているものと評価できる。

課題は、学部ごとに希望を募って選定しているため、他の学部の同じ科目の教員同士が偶然に同時期に制度を利用した年度もあったなど、授業計画、委員会、入試業務などに少なからず影響が出ることもあり、今後は学部間で、長期的な展望の下に在外研究・国内研究の計画を調整することが必要になるものと考えている。また同じ学部内でも、長期的な観点からの計画的な運用が求められるところである。

国内研究については、半年間を原則とするなど、在外研究と比べて不利な扱いとなっているが、この点をどうするか検討していきたい。これまでのところ国内研究の実績は外任教員による1件のみであるが、在外研究を希望しない教員がサバティカル的な利用ができるようにすべきという意見と、別にサバティカルを制度化して、国内研究は期間も在外研究と同一にして、教員が本格的な研究の機会を得るために在外研究と国内研究を対等な条件の下で自由に選択できるようにすべきであるという意見もある。

教員の教育や学内行政の負担が増加している最近の状況の下では、在外研究や国内研究に限らず、教員により一層研究の機会を提供するための制度の整備は、実際のところなかなか困難なものがあるが、今後十分検討を進めていきたい。

(5) 国際会議への参加

国際会議への参加補助も教員のニーズの高い制度である。国際的な学会等の場に出て発表したり、役員として運営にタッチしている教員は、関連分野の研究者との国際的な交流によって、活発な議論を交わしたり、国際的な評価を受け、更なる研究意欲をかき立てられるなど、本学の研究

レベルアップの担い手となっている。

ニーズが高いいだけに、予算額の増加や支給対象の拡大等については常に潜在的な希望・期待があるが、現在の状況は、本学に限らず私学ないしは大学全体として必ずしもそれに応えられるものではなく、とりあえずは、既存の制度のきめ細かな運用を心掛けると言うにとどまらざるを得ない。

(6) 学会活動

教員は、学内における研究活動のほか、学会に所属してそれぞれの所属学会で、研究活動や研究成果の発表等を行っている。その状況は、【現状】で見たとおり個々の教員によって様々である。これまで大学としては、教員の所属学会について調査したことはあるが、学会の役職等については関心もなく、調査したこともなかった。しかし第2節研究環境で述べるように、本学では近年学会開催に対する支援を導入し、大学として学会活動に貢献する方針を定めており、今後は学会の役職状況を含めた教員の学会活動にも関心をもっていきたい。

(7) 出版活動

近年出版は採算が悪化し、マーケットが狭い学術書の刊行、特に毎年確実にまとまった部数がさばける多人数の共著者による教科書以外の特殊研究書の刊行は、極めて困難になっている。このような状況下で、出版助成制度は、それがなければ日の目を見なかったかもしれない学術書の刊行を可能にしているという意味で、高く評価されよう。

今後の改善策として教員の側からしばしば出される要望に、出版助成金をファンド化し、年間2点、1点100万円までの助成金に残が生じたときは、翌年度に繰り越しができるようにして欲しいというものがある。教員の出版計画は全学的に調整されているわけではないので、同一年度に重なったり、あるいは逆に申請が少なく全額を使い切ることができない場合もある。繰り越しができれば、教員の出版活動に対して現在よりもなおきめ細かな支援ができることになるというものである。しかし現在の大学の経理が単年度主義となっていることから、この要望は実現していない。残金を繰り越すことよりも、毎年使い切るだけの出版計画がコンスタントに提出されるように、教員の研究活動の活性化を図ることの方が本質的だという意見もある。これらの点も含め、大学全体の研究活動のあり方も視野に入れつつ、更に制度の改善を図っていきたい。

2 共同研究の状況

(1) 共同研究助成費による共同研究

【現状】で紹介したように、共同研究助成費の制度は、本学の教員による数々の共同研究を生み出し、成果を挙げてきた。研究テーマは多彩で、本学の教員たちの多様な学術的関心を反映している。

一方で、共同研究助成費の現状の問題点や改革案についても議論がなされてきた。問題点としては、当初複数学部にもたがる共同研究が期待されたものの、同一学部の教員によるものに傾きがちになっていること、科学研究費補助金を得て行う場合に比べて、手続きが簡便な点は歓迎されるべきとしても、研究の内容、水準、成果の公表方法などの点でイージーになっているのではないかと指摘

されてきた。

自由な研究テーマでの共同研究を募集するのではなく、大学としてやるべき研究テーマを選定して、そのテーマによる共同研究を募集し、集中的・効果的に研究成果をあげることを目指すべきではないか（いわゆるミッション研究）という提案もなされてきた。これについては、教員の自主性による研究テーマの発掘の創造性に期待して、具体化は見送られた。

現在共同研究助成費については、個人研究費等と一緒にプールの上、科学研究費補助金の申請・受給とリンクさせたあらたな研究費助成システムとして構築すべきとする学長提案に含まれて、改組が検討されている（上述）。学長提案では、「特別研究費」の支給対象は、個人研究だと共同研究だとを問わないことになっており、「共同研究助成費」というカテゴリーは発展的に廃止することになる。その是非は、現在検討・議論中である。

(2) 研究所共同研究費による共同研究

上述のように全学の共同研究助成費は改組の議論がなされているが、各研究所が提供している共同研究費は、その枠外となっている。これは各研究所の自主的な活動内容に属することであり、学長提案という形に馴染まないことによる。しかしそればかりでなく、共通の研究課題を持つ人々によって組織された研究所という組織にとって、共同研究費は本質的な意味があり、今後とも継続されるべきという判断も影響している。確かに各研究所の共同研究費は、種々の研究成果を生み出してきたが、しかしその効率的な使用方法については、これからも絶えず心掛けていきたい。

第2節 研究環境

〈研究支援及び研究環境〉

【現状】

1 研究支援

本学の教員に対する研究支援には、個人研究費、在外研究・国内研究費、学内共同研究費、学内研究所共同研究費、文部科学省及び日本学術振興会からの科学研究費、国際会議参加費補助、出版助成などがある。その他学術団体等からの助成を受けている教員や、他大学の教員が研究代表を務める共同研究に参加している教員もいる。

学内における個人研究は、その資金の出所によって、学内と学外に分けられ、学内の研究支援は研究費の支給と、教員希望による図書の購入の2種類に分けられる。学外からの研究費は、文部科学省や日本学術振興会などの科学研究費や私的な研究財団の助成金を中心である。

(1) 個人研究費

本学では、各教員による研究を促進するために、毎年研究費を支給しており、その使途は、図書の購入、専門誌などの購読、研究に必要な備品や文房具の購入、共同研究にかかわる通信運搬費、国内外の学会参加のための旅費、その他消耗品に充てられている。毎年、ほぼ全員の教員が全額を使い切っており、その使用状況から、活発に研究活動を行っていることがわかる。ただし、ごく少数ではあるが、返却金のある教員もいる。

[個人研究費の推移] (平成14年度～平成18年度)

学部・研究科	平成14年度			平成15年度		
	金額	人数	小計	金額	人数	小計
法学部	470,000	35	16,450,000	470,000	38	17,860,000
経済学部	470,000	33	15,510,000	470,000	31	14,570,000
文化情報学部	470,000	32	15,040,000	470,000	32	15,040,000
現代文化学部	470,000	22	10,340,000	470,000	24	11,280,000
学部小計		122	57,340,000		125	58,750,000
法学研究科	110,000	9	990,000	110,000	5	550,000
	160,000	13	2,080,000	160,000	13	2,080,000
	470,000	1	470,000	470,000	1	470,000
経済学研究科	110,000	5	550,000	110,000	3	330,000
	160,000	14	2,240,000	160,000	13	2,080,000

文化情報学研究科	110,000	0	0	110,000	4	440,000
大学院小計		42	6,330,000		39	5,950,000
大学合計			63,670,000			64,700,000

学部・研究科	平成 16 年度			平成 17 年度			平成 18 年度(予算)		
	金額	人数	小計	金額	人数	小計	金額	人数	小計
法学部	470,000	35	16,450,000	470,000	34	15,980,000	470,000	36	16,920,000
				235,000	1	235,000			
経済学部	470,000	36	16,920,000	470,000	32	15,040,000	470,000	34	15,980,000
							235,000	2	470,000
文化情報学部	470,000	31	14,570,000	470,000	30	14,100,000	470,000	30	14,100,000
現代文化学部	470,000	23	10,810,000	470,000	24	11,280,000	470,000	23	10,810,000
学部小計		125	58,750,000		121	56,635,000		125	58,280,000
法学研究科	110,000	6	660,000						
	160,000	10	1,600,000						
	50,000	1	50,000						
経済学研究科	110,000	4	440,000	110,000	6	660,000			
	160,000	13	2,080,000	160,000	11	1,760,000	160,000	17	2,720,000
							80,000	2	160,000
文化情報学研究科	110,000	7	770,000						
	160,000	6	960,000						
現代情報文化研究科				110,000	20	2,200,000			
				160,000	10	1,600,000	160,000	28	4,480,000
法務研究科	110,000	1	110,000	110,000	5	550,000	110,000	5	550,000
	580,000	9	5,220,000	580,000	9	5,220,000	580,000	10	5,800,000
大学院小計		57	11,890,000		61	11,990,000		62	13,710,000
大学合計			70,640,000			68,625,000			71,990,000

(2) 研究室

本学では研究室はすべて冷暖房完備の個室であり、大型の机、書棚、キャビネット、ロッカー、応

接セット、簡易給湯設備、TVコード、学内LANが標準装備されている。研究室使用時間が平日は22:00まで、土曜日は19:30と多少の制限はあるものの、十分な警備体制の下、不審者の侵入などが予防できている恵まれた研究環境にある。開学以来、教員の数は4倍に増えたにも関わらず、研究室の広さの平均は30.0平米から30.9平米と、ほとんど変化していない。開学当初からの本部管理棟の研究室の広さが一定ではなかった点は、今後も引き続き、差を埋め合わせるなんらかの対策を工夫していきたい。しかし、教員の増加に伴って新しい研究室の建設も行われ、第2講義棟の上層部分の研究室は広さがほぼ一定であるので、問題の解決に向けて大きな努力がなされたと言っている。

[主要年度における教員個人研究室の推移]

区分	昭和62年度	平成2年度	平成6年度	平成9年度	平成15年度
	開学時	経済学部開設	文化情報学部開設	現代文化学部開設	現在
研究室数	51	120	126	133	134
総面積	1,536.0㎡	3,644.2㎡	3,797.6㎡	4,064.2㎡	4,139.2㎡
1室平均面積	30.0㎡	30.4㎡	30.1㎡	30.6㎡	30.9㎡
教員数	33人	77人	114人	134人	130人
室数／教員数	1.55	1.56	1.11	0.99	1.03
総面積／教員数	46.4㎡	47.3㎡	33.3㎡	30.3㎡	31.8㎡

[個人研究室の現況(平成17年度末)]

本部棟	21.8 平米	6 室	第2 講義棟	27.6 平米	6 室
	31.7 平米	6 室		28.4 平米	3 室
	31.8 平米	6 室		29.4 平米	3 室
	32.6 平米	6 室		30.2 平米	61 室
	33.3 平米	18 室		32.8 平米	7 室
	34.7 平米	12 室		小 計	80 室
	小 計	54 室	大 学	合 計	134 室

[個人研究室の配分状況(平成17年度末)]

教授	70 室	うち法科大学院専任(5 室)・兼任(4 室)使用9室
助教授	39 室	
専任講師	17 室	
特任教授	1 室	
客員教授	0 室	

空き予定	7 室	本部棟:2 第2講義棟:2
	134 室	
就任予定	4 室	法 3、現 1

(3) メディアセンター

システム及び学術情報の面で研究をサポートする役割は、メディアセンターが果たしている。メディアセンターについては第9章を参照のこと。

2 学会開催に対する支援

本学は大学として最新の設備とすばらしい景観を誇っているが、それを広報化するひとつの手段としての諸学会の開催が積極的に行われているとはいえない状況にある。階段教室、AVホールなど、発表機器や音響機器が揃った大教室、マルチメディア教室、コンピュータ教室があるにもかかわらず、開催を躊躇している状況である。その理由のひとつにあげられるのが、地理的なアクセスとキャンパスの日祭日の閉鎖である。多くの学会が土日祭日を利用して開催されることを考えると今後はこの点を再検討していきたい。

【評価と問題点及び改善の方策】

1 研究支援

(1) 個人研究費

本学の個人研究費は、仕組みや支給額の点で、大学としての一応の水準をクリアーしたものであることができ、これまで本学の教員の研究活動を保障する役割を果たしてきたと評価することができる。ただし、これからのあり方については、科学研究費補助金の申請・受給とリンクさせる形で現在見直しの議論が進行中である。詳細については、科学研究費補助金の項を参照されたい。

(2) 研究室

個人研究室については、都心の大学に比べて比較的スペースにゆとりのあるものが提供されている。ただし、具体的には部屋により狭隘があり、その割り当てルールが問題になる。また各部屋ごとの冷暖房になっている第二講義棟の研究室に対して、本部棟の研究室は集中方式の冷暖房で、向きや日当たりによって寒暖の差が激しくても各部屋ごとの調整が十分できず、適切な室温管理ができない。このように問題がないわけではないが、簡単に解決できる問題ではなく、水準的には恵まれているので、研究室そのものについての具体的な課題として存在しているわけではない。

ただし、お茶の水キャンパスの法科大学院については、事情が異なる。法科大学院は、独立のビルを一棟使用しているが、教室のほか研究生室、図書室等にスペースを割かなければならず、個室の教員研究室を取るだけの余裕がないために、教員室は間仕切りだけの構造になっている。このため、特に研究者教員の採用にあたって、個室研究室がないことを理由とする採用辞退の例が発生しており、目

下対応策を検討中である。

2 学会開催に対する支援

本学は自然環境に恵まれた立地にゆとりのあるスペースの建築群を有しており、学会開催には好適である。平成18年度からオープンした寮のフロンティア・タワーズには、ゲストの宿泊用個室も完備している。

このような条件下で、学会開催に対する支援の強化を目指す方針は、適切と評価できる。今後は支援の実績づくりとともに、支援を本学自身の活性化にいかにつなげるかが課題となり、検討を続けていく。

第8章 施設設備等

第1節 施設設備

【現状】

1 校地・校舎の面積

(1) 校地

昭和60年、駿河台大学の建設用地として埼玉県飯能市阿須地区の299,808.23 m²（約9万1000坪）を取得した。その後、緑地規制法に基づいて、1/2以上を緑地として保存することとして造成工事を行い、校地面積を139,381 m²（約4万2000坪）、緑地部分を160,427.23 m²（約4万9000坪）とした。なお、地権者の都合により取得できなかった部分について借地し、昭和62年から30年の契約で賃貸借権登記している（借地面積25,592 m²）。その後、地権者の申し出により、借地の一部（10,637 m²）を解除している。

なお、平成11年に飯能市による地積調査が実施され、本学の校地についても再測量の上、市による登記が行われた。

平成16年には法科大学院開校を目的とし、平成15年東京都千代田区神田駿河台2-9-8に421.22 m²を取得している。

また、学生寮及び運動施設用地として平成16年に本学の隣接地（市道を挟む）77,469.72 m²を飯能市から取得すると同時に、この土地の中に所有している地権者から土地を購入した。

〔校地の現況〕

名 称	所 在 地	面 積(m ²)
飯能キャンパス(本校)	埼玉県飯能市阿須 698	155,352.89
お茶の水キャンパス	東京都千代田区神田駿河台 2-9-8	421.22
飯能第二キャンパス	埼玉県飯能市阿須 891-1	77,469.72
その他(学生寮等)		4,908.37
合 計		238,152.20

(2) 校舎

昭和62年の法学部開設時は、本部管理棟・講義棟・ゼミナール棟（当初地上2階建、1,086 m²）・大学会館（当初地下1階地上2階建、3,636 m²）・体育館でスタートした。

その後、経済学部設置のため、平成2年に第2講義棟・エネルギーセンターを建設するとともに、ゼミナール棟の一部（1・2階の一部及び3階1,798.64 m²を増築）、大学会館の一部（3～5階部分3,727・69 m²を増築）をそれぞれ改修した。同年、法人分離により、建物は学校法人駿河台学園から現物寄附

を受け、継承した。また、文化情報学部開設準備のため、平成5年に第2講義棟と講義棟内の図書館について内部の改修を行っている。

平成11年メディアセンター（地下1階地上5階建、10691.77 m²）が竣工した。これは、講義棟内にあった図書館機能を引き継ぎ、更に、PCワークエリア、AVライブラリ、AVスタジオ、編集室、FMスタジオを備えている。講義棟内の旧図書館スペースは教室に改修された。

平成14年にはクラブハウス（地上2階建、2,047.77 m²）が竣工した。これはサークル・クラブの部室、ミーティングルーム、シャワー室、ラウンジ、軽食レストラン等を備えている。クラブハウスの建設に伴い、体育館内の改修が行われ、トレーニングセンターが設置された。

平成15年には法科大学院開校に向けて、東京都千代田区に法科大学院専用の校舎（地下1階地上8階建、2,249.18 m²）を取得し、現在、校舎総面積は75,215.15 m²（約2万2752坪）である。その内訳は下表の通りである。

[校舎の現況]

区 分	面積(m ²)	構 造	主な用途
本部管理棟	8,122.93	鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付7階建	研究室・事務室・健康相談室
講義棟	9,604.32	鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付7階建	教室・事務室
第2講義棟	21,971.97	鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付14階建	事務室・教室・研究室
ゼミナール棟	2,884.64	鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根3階建	演習室
体育館	6,985.60	鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根3階建	体育館
大学会館	7,363.69	鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付5階建	食堂
エネルギーセンター	193.64	鉄筋コンクリート造陸屋根平屋建	発電所
メディアセンター	10,691.77	鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付5階建	事務室・図書館・AV
クラブハウス	2,047.77	鉄筋コンクリート造アルミニューム板葺2階建	部室・食堂
法科大学院	2,249.18	鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付8階建	事務室・教室・研究室 図書室

その他(学生寮等)	3,099.64		学生寮・研究所
合計	75,215.15		

2 施設・設備面における障害者への配慮の状況

歩行に障害のある者への対応として、各建物の段差を極力少なくしており段差のある建物については、スロープを設けている。また、各建物の出入口を自動扉に改修しており、全ての建物に自動扉の設置が完了している。各建物には、エレベーター及び多目的トイレを設置している。駐車場については、身障者用屋根付駐車場を5台分設けており雨の日でも車の乗り降りの際、雨に濡れないようになり、駐車場から建物への通路も屋根を設置している。

3 教育の用に供する情報処理機器などの配備状況

この項については第9章 図書館と情報基盤 第2節 情報基盤整備の項を参照

【評価と問題点及び改善の方策】

1 校地・校舎の面積

(1) 校地

借地の部分については20年以上経過しており、今後購入するのかどうか検討する時期に来ている。学生一人当たりの校舎面積については設置基準を十分満たしているが、学生の便を考えると更に運動施設など充実させる必要があり、平成16年に取得した飯能第二キャンパスに屋外運動施設を建設する予定である。

(2) 校舎

校舎については20年を経過したものもあり、設備備品について順次修理等改修計画を講じる時期に来ている。特に空調設備について経年劣化が進んでおり、エネルギーの消費も激しい。このため順次設備の更新を計画し省エネに繋がる設備の導入を計画している。校舎の学生一人当たりの面積については、設置基準を十分満たしている。

〈教育の用に供する情報処理機器などの配備状況〉については第9章図書館と情報基盤を参照のこと

2 施設・設備面における障害者への配慮の状況

今後予算措置を含め短期間で自動扉等を設置し障害者への配慮をしていく。

第2節 キャンパス・アメニティ

〈キャンパス・アメニティ〉

※注：以下の記述での本学学生の施設・設備の利用実態や生活実態は、特に断りがない限り、学生委員会実施の「大学キャンパスにおける施設・設備の利用実態及び利用意向に関する調査」（平成17年）に基づいている。

【現状】

1 キャンパス・アメニティの形成・支援のための体制の確立状況

本学の組織では、アメニティの向上については学生部(学生委員会)で検討し、予算等の執行を総務部管理課に申請する。総務部管理課では、大学としての整備計画や学生部や他部署から要請があった事項について、施設財務委員会の議を経て具体化する。

2 「学生のための生活の場」の整備状況

(1) 食事提供施設

本学はキャンパス周辺に飲食店がほとんどなく、学内で提供される食事の役割が重要である。食事を取る方法は、学生食堂か売店での購入のいずれかである。

(i) 大学会館、クラブハウス

学生食堂は大学会館（1～4階）とクラブハウスに設置されており、座席総数は1,958席である。50分間の昼休みに座席が2回転でフルに利用された場合、約3,900人が食事をする事が可能である。これは、全学生のおよそ8割分に当たる。

他方で実態としては、約4割の学生が食堂を「ほとんど利用しない～週に1回程度の利用」となっている。したがって、現在の座席総数で学生食堂は収容可能といえる。

(ii) 売店

飲食物が購入できる売店は、大学会館（地階）のショッピングセンターと第2講義棟1階カウンターである。第2講義棟カウンターでは、テイクアウトができる丼やカレー等の一皿料理も扱っている。このうち、食堂で食事を取らない場合にはショッピングセンターで購入する方法が最も多い。

ショッピングセンターを主に利用している学生の食事の内容は、多い順に「カップめん(58%)」「おにぎり(56%)」「パン類(37%)」である。ショッピングセンターで購入している学生は栄養のバランス上、偏った食事になっているおそれがある。

(2) 講義時間以外の居場所

講義の空き時間に学生に最も利用されているのは「メディアセンター(69%)」であり、「大学会館+

クラブハウス（28%）」が次いで多い。他方、談話の場として設けられている「講義棟及び第2 講義棟ロビー」は14%であった。

（3）喫煙状況

（i）分煙状況

平成14年度に大学会館食堂エリアを全面禁煙したのを始めとして、分煙を逐次推進してきた。平成17年度には建物内は全面禁煙となった。

（ii）灰皿の設置状況

受動喫煙について迷惑と感ずることが「よくある＋ときどきある」学生は、全体の54%である。ただし、非喫煙者のみの回答では77%にも上る。建物内には基本的に灰皿は置いていない。しかし、平成16年度までは、灰皿は通行量の多い建物の出入口付近、及び学生が集中する大学会館やバスロータリーに多い配置となっていたため、問題があった。そこで平成17年度には、設置場所を変更し、建物出入口やバスロータリーの灰皿を撤去した。

（4）環境への配慮

本学は、大学設置の際、飯能市との協定で、敷地の50%を森林のまま残すことが義務付けられており、自然環境保護に配慮したキャンパスとなっている。

（i）ゴミ箱の設置状況

ゴミ排出量の削減や資源リサイクルを進めるため、排出物の種類別ゴミ箱を配置し、分別収集を促進している。大学祭などの学生が主催するイベントにおいては、リサイクル容器の使用や自然還元エコ容器を使用したり、環境保護の活動もしている。

（ii）清掃状況

大学周辺の清掃などに、近隣市のシルバー人材をお願いしており、通常は入間市から2名、飯能市から2名の計4名の体制である。勤務地は近隣3駅で、業務の内容は、駅前周辺の清掃、学生の誘導、駐輪場のゴミ拾いである。基本的には授業期間中の勤務である。

その他に、環境整備を行う学生サークル、更に大学のサークル連合によるボランティア清掃が年に数回（平成17年度は3回）程度行われている。サークル連合の清掃活動は大規模であり、各回200名程度が参加している。活動場所は広く、近隣駅前周辺、バスロータリー、大学中庭、大学坂下駐輪場、市営運動公園駐車場などで活発な活動をしている。

（iii）植栽整備

大学の緑化率は高く、その植栽管理は主に管理課が行っている。また、業務によっては専門業者が作業をしている。作業内容は芝生の管理、植栽垣根、樹木に分かれる。年間で1月のみ作業がないが、他の時期は作業がある。

【評価と問題点及び改善の方策】

1 キャンパス・アメニティの形成・支援のための体制の確立状況

現在の体制では、学生の意見・要望が反映されにくいという問題がある。そのため今後は、第1に学

生のニーズを把握するための調査を行うこととしたい。学生調査については過去にも、総務部による学生食堂の利用に関する調査や、教員個人による学生生活や文化に関する研究調査などを実施してきたが、一層の組織的・継続的な調査の実施を検討している。

第2に学生を取り込んだ施設・設備改善検討委員会の設置を検討したい。これについては学部毎に組織されている現在のゼミ連合を母体として、全学部学生が合同で協議できる場を設ける方法を考えたい。第3に障害者への配慮が必要であり、本学でも段差の除去、障害者に対するエレベータや学バスの優遇、また自動ドアの設置などを、漸次行っている。

2 「学生のための生活の場」の整備状況

(1) 食事提供施設

食堂の利用率がそれほど高いわけではない理由としては、1 つには食堂の営業時間の問題がある。平成17年度までは営業時間は11:00～14:00に限られており、自分の都合の良い時間帯に利用できない場合が多かったが、平成18年度からは、食堂業者を変更し、営業時間も10:00～17:10に延長している。

2 つめに、値段的に食堂が利用できないという問題である。約4分の3の自宅外生が、食費は1日1,000円以内の生活をしており、昼食にかけられるのは300～400円である。この価格帯に抑えたサービスランチ等の充実を指導していきたい。

(2) 講義時間以外の居場所

講義時間以外の居場所として、ロビーはあまり活用されていない。講義棟ロビーのコンセプトとして4案を提示したところ、「くつろげるスペース」が最も多かったものの、「今のままでよい」も多く、多数の学生の支持を得た案はなかった。そのため、ロビーは多目的に利用できる場所に整備する必要があるが、「一人でも居やすいコーナー」の要望も2番目に多いことや、「空き時間は作らない(帰宅する等)」が14.5%いたことにも注目している。キャンパス内で友人が少ない学生や友人が卒業してしまった過年度生などへの配慮も適切に行いたい。

(3) 喫煙状況

(i) 分煙

屋内での禁煙はほぼ守られているが、屋外での喫煙マナーについては歩き煙草が多いなどの問題がある。学生に対する禁煙教育・喫煙マナー指導の徹底が必要である。

また、教職員を対象に実施した「喫煙環境に対するアンケート」(平成17年)では、埼玉県の「全面禁煙・空間分煙実施施設認証制度」を利用して、何らかの認証を受けることに賛成したのは83%であった。この結果を受けて学生部では、全学的な同意を得た上で、埼玉県の認証を受けることも検討している。

(ii) 灰皿の設置

平成17年度に灰皿の設置場所の変更、及び縮小を行ったが、喫煙場所をきちんと確保していない場

合、かえって歩き煙草が増えるという問題が生じる。現在の灰皿の設置場所はいずれも屋外にあるが、屋根付喫煙エリアの整備などを行っている。

(4) 環境への配慮

ゴミの減量化、分別収集、リサイクルという地球環境問題への取り組みは、管理課の下で行われているが、学生のかかわるものとして積極的には行われていない。学生一人ひとりの意識としてその必要性について啓蒙していくことが課題である。その方法として、分別収集の徹底と、リサイクル可能物品の調達・購入の促進、及びショッピングセンターでのリサイクル可能商品の販売などが必要である。キャンパス・アメニティの充実を、緑地の増加、学生がコミュニケーションできるスペースづくり、分煙化の徹底、学生の要望の反映されるキャンパスを目指して行っていく計画である。

第3節 維持・管理体制

【現状】

「学校法人駿河台大学固定資産及び物品管理規程」に基づき、主管部課、管理責任者、管理担当者を定めている。建物については総務部管理課が主管課となり、すべての建物ごとに短期・中期・長期に分けた改修・修繕計画及び予算を立て、その維持・管理に当たっている。施設設備の修繕保守については、専任の電気・ボイラー技師を中心に、日々のメンテナンスに当たっている。清掃及び警備については、すべて外部業者に委託している。機器備品については、設置・保管部署の管理責任者を中心に、調達から維持・管理・除去にいたるまでをルーチン化している。防災体制については昭和62年に制定した「駿河台大学消防計画」を基礎に「自衛消防隊」、「震災計画」などを編成して、防災訓練を行っている。

また、学内警備については、24時間警備員（委託）がおり、夜間は機械警備と巡回警備を実施している。夜間・休日の設備警報時の対応として、警備員から管理課長への直接連絡体制をとっている。状況により関連業者による修理依頼、又は管理課緊急連絡網による即応体制を整えている。

【評価と問題点及び改善の方策】

すべての建物、施設・設備は、規定により適切に維持・管理している。各種の法定点検なども総務部管理課の監督の下、学内技師及び委託業者により、遺漏なく遂行されている。ただし、機器備品の管理については、各設置部署に委ねているが、その点数が多いことなどから、管理体制が煩雑化しているところもある。よって、機器備品の管理体制を検討し、適正な維持・管理ができるようにすることが急務である。併せて施設・設備の老朽化に伴い、電気・空調・防災設備等の一元管理や、重油などのエネルギー資源の高騰から、ランニングコストの年次計画を含めたビル総合管理システムの構築（コンピュータ制御）を進めていく。

第9章 図書館と情報基盤

第1節 メディアセンター

駿河台大学メディアセンターは、社会の情報化が加速度的に進む中で、情報メディアに対する教職員・学生の多様なニーズに応えるために、平成11年10月に、それまでの図書館、情報科学センター、視聴覚センターの3施設を統合し、新たに発足した施設である。その基本的理念は、上記3施設が独立して提供していた種々のメディアに対するサービスを統合して、利用者の利便性を向上させるとともに、従来の「情報の提供」に加えて、情報の加工・発信のための基盤を提供し、それらを積極的に推進することにある。

〈図書、学術雑誌、視聴覚資料、その他教育研究上必要な資料の体系的整備〉

【現状】

1 図書館資料

(1) 図書・学術雑誌の所蔵状況

図書の所蔵冊数及び雑誌の所蔵タイトル数を下表〔所蔵資料数〕に示す。本学開学時（昭和62年）の所蔵冊数は、約4万8千冊であったが、平成17年度のメディアセンターにおける図書の所蔵冊数は約26万4千冊である。文部科学省「大学図書館実態調査結果報告」における最新の数値（平成15年度）と比較すると、同規模の私立大学の平均所蔵冊数約26万冊とほぼ並んでいる（なお「大学図書館実態調査結果報告」では、設置学部数が2～4学部に該当する大学を「Cグループ」として統計上の区分としており、本学もこれに該当する）。

本学の歴史は比較的浅いが、所蔵冊数の変化に着目すれば、毎年約1万冊の図書を受け入れており、Cグループの平均値を上回るのは確実である。一方、雑誌のタイトル数（種数）に関しては、本学の所蔵タイトル数は平均値を上回っている。

図書の分野別所蔵冊数を下表〔分野別図書所蔵冊数〕に示す。法律・経済を主とする社会科学分野の専門書が最も多い。

Cグループの平均値と比較したとき、洋書及び洋雑誌の比率が高いことが本学の1つの特徴である。例えば、平成15年度の場合、本学の洋書は全体の33%であるのに対して、Cグループでは26%、洋雑誌については本学では38%、Cグループでは26%となっている。

また、平成16年度より本学の地域貢献の一環として、本学の所在地である飯能市、及びその周辺市町村である入間市、狭山市、所沢市を中心とする首都圏西部地域の郷土資料を継続して購入することを決定し、平成18年5月1日現在1,074点となっている。

他に、個人文庫として所蔵しているものとしては、

- ・野田文庫（東京大学野田良之氏の旧蔵書 3,378 点）
- ・外岡文庫（早稲田大学名誉教授外岡茂十郎氏の旧蔵書 706 点）
- ・フリードリヒ文庫（ハーバード大学教授 Friedrich 教授の旧蔵書 5,406 点）

の3種があり、その他貴重書としてドイツ法制史関係古文献が 530 点ある。

図書・雑誌に加えて、近年 CD-ROM やオンライン・データベースといった電子媒体が利用されるようになってきている。

〔所蔵資料数〕

年度	図 書			雑 誌		
	和(冊)	洋(冊)	合計(冊)	和(種)	洋(種)	合計(種)
平成 13 年度	144,229	78,232	222,461	2,223	1,309	3,532
	65%	35%	100%	63%	37%	100%
平成 14 年度	151,938	79,143	231,081	2,205	1,324	3,529
	66%	34%	100%	62%	38%	100%
平成 15 年度	164,563	80,349	244,912	2,165	1,318	3,483
	67%	33%	100%	62%	38%	100%
平成 16 年度	173,225	81,292	254,517	2,136	1,377	3,513
	68%	32%	100%	61%	39%	100%
平成 17 年度	181,659	82,689	264,348	2,196	1,376	3,572
	69%	31%	100%	61%	39%	100%

〔分野別図書所蔵冊数〕

分野	和（冊）	洋（冊）
総記	9,506	6,765
哲学	8,161	4,594
歴史	15,108	4,583
社会科学	57,742	34,200
自然科学	7,377	1,804
技術	5,566	1,749
産業	5,169	1,751
芸術	7,344	883
言語	4,157	3,956
文学	19,848	3,899
その他(文庫新書等)	17,424	1,272
製本雑誌等	24,257	17,233
合計	181,659	82,689

注. 平成 18 年 5 月 1 日現在。

(2) 図書の受入

1 年間に受け入れた図書の冊数を下表〔年間図書受入数〕に示す。和書については、C グループの平均値を上回っている。

一方、洋書については、本学の蔵書の特徴として洋書の割合が多いことを先に指摘したが、平成 11 年度以降はその傾向を修正した結果が示されている。これは選書方針をそれまでの研究重視から学部教育重視に変更したためである。

〔年間図書受入数〕

年度	購入(冊)		寄贈(冊)		その他(冊)		合計(冊)	
	和	洋	和	洋	和	洋	和	洋
平成 13 年度	7,161	560	128	5	1,219	222	8,508	787
平成 14 年度	6,582	500	221	3	906	408	7,709	911
平成 15 年度	11,607	796	116	4	902	406	12,625	1,206
平成 16 年度	7,300	772	213	4	1,149	167	8,662	943
平成 17 年度	7,523	995	292	0	619	402	8,434	1,397

注. 「その他」は雑誌を合冊・製本し、図書扱いしたものの冊数。

(3) 学術雑誌の受入

同様に、学術雑誌に関する 1 年間の受け入れタイトル数を下表〔学術雑誌受入数〕に示す。学術雑誌に関しては、和・洋共に、同規模の大学の平均値を大きく上回っており、質・量共に望ましい状況を維持していると言える。

〔学術雑誌受入数〕

年度	購入(種)		寄贈(種)		その他(種)		合計(種)	
	和	洋	和	洋	和	洋	和	洋
平成 13 年度	566	661	832	14	7	0	1,405	675
平成 14 年度	547	674	794	14	7	0	1,348	688
平成 15 年度	536	675	785	14	7	0	1,328	689
平成 16 年度	578	698	739	18	7	0	1,324	716
平成 17 年度	503	446	600	9	9	0	1,112	455

注 1. 「寄贈」には、他大学等との交換紀要が含まれる。

注 2. 「その他」は図書館又は大学の予算で自家生産した雑誌（研究報告、紀要等）の冊数。

(4) 電子媒体（CD-ROM、オンライン・データベース）

メディアセンター内の専用検索端末で提供している主なタイトルを下表〔CD-ROM、オンライン・デ

データベース一覧] に示す。毎年タイトルを追加し、充実を図っている。なお、オンライン・データベースについては、学部教育に役立ち全学的な利用が見込まれる国内の法令判例、二次資料、新聞等のデータベースを中心に収集整備することとしており、これらの資料はメディアセンター内に限らず、学内 LAN 接続端末から常時利用可能な環境を整えている。

〔CD-ROM、オンライン・データベース一覧〕

タイトル	内 容【収録期間】
オンライン・データベース	
GeNii (NACSIS-WebCAT、CiNii...etc.)	国立情報学研究所による学術コンテンツ・ポータル
BOOKPLUS	図書内容情報【昭和元年(1926 年)～】
MAGAZINEPLUS	雑誌記事索引+学会年報情報【1945 年～】
WHOPLUS	国内外で活躍する(した)日本人・外国人の人物・人物 文献情報【明治期以降】
Japan Knowledge	『日本大百科全書』を始めとする事辞典コンテンツ
大宅壮一文庫雑誌記事索引検索 Web 版	【昭和 63 年(昭和 63 年)～】
聞蔵	朝日新聞記事データベースほか【1984 年～】
ヨミダス文書館	読売新聞記事データベースほか【昭和 61 年～】
毎日 News パック	毎日新聞記事データベース【昭和 62 年～】
産経新聞ニュース検索サービス	産経新聞記事データベース【平成 4 年 9 月～】
@有報革命	有価証券報告書【平成 1 年以降】
法律時報文献月報検索サービス	【1929 年～】
法律判例文献情報	【1982 年～】
判例体系	我が国の主要判例の本文、関連情報【明治期以降】
現行法規[現行法検索][法令履歴]	日本の現行法令、改正履歴
旬刊商事法務、資料版商事法務	記事検索、全文情報【創刊号～6 ヶ月前の号】
@有報革命	約 3,600 社の有価証券報告書【平成 1 年～】
LEX-DB インターネット	判例、及び審決・裁決データベース【1875 年～】
MLA International	人文関連図書・雑誌の書誌情報【1963 年～】
Science Direct	Elsevier Science 社発行雑誌のオンライン版
CD-ROM	
BIBLIS 2	図書館情報学関連の和雑誌記事索引【1991～平成 12 年】
日経テレコム 21	新聞記事、日経BP社等発行の雑誌検索他
判例 MASTER	国内主要判例の情報源と要約【1947 年～】
Global Internet Geography	インターネットの普及に関する世界統計

Marburger Index	ドイツ芸術作品写真目録マイクロ版集成
Iconclass 2000 Browser	図像分類資料
UN resolution	国連安保理決議声明集成
現代法律百科大辞典	現代法律百科大辞典の電子版
LISA-PLUS	図書館学・情報科学文献情報(英文)
日本銀行金融・経済データ 2002	【過去 30 年分】
経済統計年鑑 CD-ROM	主要経済統計、金融財政、業界統計、調査データ
入来院家文書	入来院家文書のテキスト及び画像データ
大宅壮一文庫創刊号コレクション	明治～大正に至る大宅壮一文庫所蔵雑誌創刊号の画像データ
ZDB	ドイツ国内の図書館が所蔵する逐次刊行物約 107 万タイトルの目録(ベルリン図書館編)

(5) 資料選定方法

図書資料の整備については、研究・教育活動の動向を考慮する一方で、和書と洋書の所蔵冊数のバランスに配慮した結果、平成 11 年以降、洋書の受入冊数が少なくなっている。学生購入希望図書は、従来、希望件数自体が少なかったが、平成 17 年度は 300 点と増加している。図書の収集については、メディアセンターの資料収集方針を定めた「資料収集方針」及び具体的な選定手順を定めた「資料選定のためのガイドライン」に基づき、各学部教員の選定図書、指定図書、メディアセンター委員会選定図書（新聞書評、受賞図書等）、学生購入希望図書、共通分野選定図書（参考図書、企画、郷土資料等）といった予算の枠組みに従って実施している。

また、雑誌については継続購入を原則としているが、数年に一度、全教員にアンケートを実施して多角的に見直しを行い、新規購入、又は中止を決定している。これによって利用者のニーズを把握し、それに応えることに努めている。

2 視聴覚資料

(1) 視聴覚資料の所蔵状況

視聴覚資料は、ビデオ・テープ、レーザー・ディスク(LD)、DVD 及び CD、カセット・テープ及びレコードである。資料の類別で最も数が多いのが映画、次いで外国語教材、音楽であり、社会科学、人文科学・芸術の資料も千点を超えている。

メディアセンターは、平成 11 年 10 月から利用が開始された比較的新しい施設であり、新しいメディアの収集利用も目的としているため、同規模の大学に比して群を抜いた所蔵点数を有している。下表〔視聴覚資料の所蔵点数〕に視聴覚資料の所蔵状況を示す。

(2) 資料選定方法

視聴覚資料の収集は、教員の視聴覚資料購入希望調査に基づきメディアセンター委員会が年 2 回、

合計千点ほど決定している。その際、学生の購入希望申請に基づいても毎年200～300点程度購入している。視聴覚資料については、学生の希望のほとんどが購入されている。

〔視聴覚資料の所蔵点数〕

分野	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
人文科学・芸術	920	999	1,085	1,149	1,184
歴史・地理	771	866	897	899	912
社会科学	1,051	1,119	1,195	1,238	1,301
自然科学・情報科学	584	589	640	649	663
総合	419	484	522	552	616
映画	3,149	3,432	3,778	4,082	4,480
音楽	1,625	1,679	1,722	1,753	1,765
スポーツ	412	471	518	538	546
キャンパス情報	556	668	777	835	943
外国語	1,744	1,768	1,868	1,925	1,977
合計	11,231	12,075	13,002	13,620	14,387

【評価と問題点】

1 図書館資料

図書については、受入れ冊数自体は順調に増加している。雑誌については、継続購入を前提としているため予算の制約もあるが、現状の点数でCグループの数値と比較して一応の水準を保っている。継続購入を前提としている雑誌については、教育・研究の必要性から適宜見直すこととしている。地域貢献に資する資料として、飯能市、入間市等の郷土資料の収集は、近隣図書館にも類似のコレクションが少なく、本学学生のみならず、地域住民にとっても地域の郷土研究や理解を深めるために有意義である。

図書の収集方法については、「資料収集基本方針」及び「資料選定のためのガイドライン」に基づき、主に教員の図書選定に依拠している。メディアセンターにおける選書方針を、研究中心から教育中心へ移行したことに伴い、図書・雑誌の収集についても、その方針に従っている。学生が図書館資料を活用しながら自ら学習する場として、図書館資料を充実している。

2 視聴覚資料

現在、視聴覚資料は、教員及び学生の購入希望に基づき収集している。点数は増加傾向にあり、所蔵点数自体は適切である。分野別の点数を見ると、映画が最も多く、学生をメディアセンターに引きつける意味はある。一部の英語の授業では学生による映画の「アフレコ」を実施しており、語学教育に活用されている。ただ、外国語教育との関連性や外国の歴史的・文化的背景の理解などの点から、

多様化するメディアのより体系的な収集を行い、利用者である学生及び教職員のニーズに応えていきたい。

【改善の方策及び将来の展望】

1 図書館資料

図書の受入れ冊数について、和書については、教育・研究上必要なものを充実していかなければならない。洋書についても受入れ点数の増加が望まれるところであるが、予算上の制限に鑑み、最重要資料から優先的に収集することとしている。

学術雑誌については、外国雑誌の誌代は今後も高騰することが予想され、収集規模拡大は困難な状況であることを鑑み、定期的見直しにより、利用度に応じた継続タイトルの入れ替えを行っている。併せて、近年、活況を呈している ILL サービスを一層活用することで、利用者のニーズに応えている。

電子媒体については、引き続き充実に努めるが、オンライン・データベースについては継続経費が発生するため、利用状況に応じた資料の入れ替えやライセンスの変更など柔軟に対応していきたい。

2 視聴覚資料

同一内容の異なる媒体（カセット・テープ、ビデオ・テープ、CD、DVD）の重複を避けて、効率的に収集を行い、利用者である学生及び教職員の学習・教育を積極的に支援していきたい。

〈図書館施設の規模、機器・備品の整備状況〉

【現状】

1 概要

建物は、大学会館と体育館の間に新たに建築され、その建築規模は、地上 5 階及び地下 1 階で、総床面積 10,691 平方メートル、書架総延長は 19,783 メートルである。各フロアの主な設備・サービスを下表〔メディアセンターの各フロアの主な設備とサービス〕に示す。

〔メディアセンターの各フロアの主な設備とサービス〕

階	フロア	主な設備とサービス
1 階	エントランスフロア	総合受付、PC ワークエリア、FM スタジオ、展示コーナー、検索端末
2 階	マルチメディアフロア	AV ライブラリー、PC ワークエリア、パソコン相談コーナー、メディアラボ（映像スタジオ、デジタル編集室）、情報システム課事務室

3 階	ナビゲーションフロア	レファレンスカウンター、開架書架〔参考図書、年鑑・統計・白書、指定図書、文庫・新書、新聞〕、CD-ROM・オンライン・データベース、マイクロリーダー、閲覧席、グループ学習室、閲覧個室、検索端末、センター長室、学術情報課事務室
4 階	スタディーフロア	開架書架〔和書（一般書・専門書、大型図書、法令・判例）、和雑誌バックナンバー、新着雑誌（和・洋）、紀要〕、閲覧席
5 階	アーカイブズ・ミュージアムフロア	特別収蔵庫、記念ルーム、展示ホール、特別閲覧室、磁気媒体保存庫、整理・保存作業室、研修室
地階	（半地下）	集密書庫〔洋書、洋雑誌バックナンバー、法令・判例、和書、和雑誌バックナンバー、新聞、中国語・韓国語図書、コレクション（フリードリヒ文庫・野田文庫・外岡文庫）〕

これらの建物内に、利用者のための設備として、

閲覧席 642 席

閲覧個室 6 室（定員：各室 1 名）

グループ学習室 2 室（定員：各室 12 名）

AV ブース 1 人用 42 台、3 人用 6 台

が設けられている。これらについては後述する。本学の収容定員が 5,000 名程度であることを考えれば、その約 10%を超える 600 余りの閲覧席数は一定の基準に達していると言える。

コンピュータ関連では、

- ・OPAC（所蔵資料検索）専用端末 13 台
- ・CD-ROM 検索端末 9 台
- ・利用者自習用 PC 139 台
- ・ノート PC 用情報コンセント 191 ヶ所

を備えている。

バリアフリーに配慮し、書架の幅や入館ゲートは車椅子での利用を前提に設置されている。車椅子専用の閲覧席 2 席、記帳台 1 台がある。

なお、5 階の特別収蔵庫、及び磁気媒体保存庫は、室内の温湿度を常時一定に保つ設備が施されており、資料の保存と劣化防止のために積極的に可能な措置を講じている。

以下では図書館機能、視聴覚機能、コンピュータ機能それぞれに関する施設面の現状について述べる。

2 図書館機能

ここでは、メディアセンターの中で、従来の図書館に相当する部分（図書エリア）について述べる。

(1) 面積

メディアセンターの面積を用途別に示したものが下表〔メディアセンターの用途別面積〕である。

〔メディアセンターの用途別面積〕

総面積	サービススペース				管理スペース		その他
	閲覧	視聴覚	情報端末	その他	書庫	事務	
10,691.0㎡	2,679.0㎡	624.0㎡	580.0㎡	667.0㎡	1,840.0㎡	485.0㎡	3,816.0㎡

注1. 「サービススペース：閲覧スペース」は、学生用、教員用等の閲覧スペースを示す。

注2. 「サービススペース：視聴覚スペース」は、映写室・レコード室・マイクロリーダー室等の視聴覚資料の利用スペースを示す。

注3. 「サービススペース：情報端末スペース」は CD-ROM、オンラインデータベース等の電子資料の利用スペースを示す。

注4. 「サービススペース：その他」は、ロビー、ロッカー室、出納ホール、休憩室、展示室、語学研修室等を示す。

注5. 「その他」は、他のスペース項目に該当しない廊下、階段、トイレ等のスペースを示す。

(2) 検索端末の台数（図書エリア）

図書エリアにおける検索端末の台数を下表〔検索端末の台数（図書エリア）〕に示す。

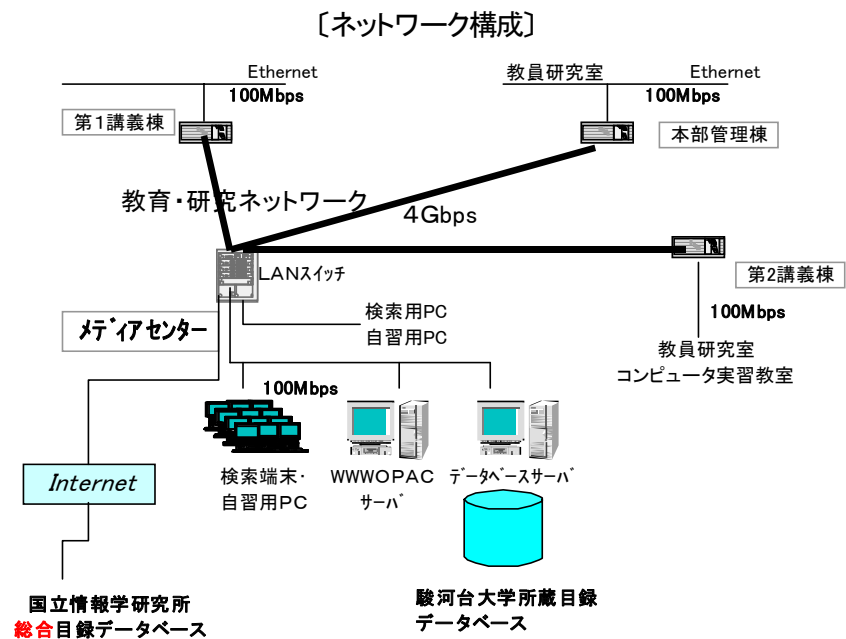
〔検索端末の台数(図書エリア)〕

パソコン台数		25 台
内訳	OPAC(所蔵資料検索)専用端末	13 台
	CD-ROM、オンライン・データベース検索用端末	9 台
	貸出業務用端末	3 台

注 事務用パソコンを除く。

(3) ネットワークの設置

業務の効率化及びサービスの向上のためには、学内及び学外機関とのネットワーク構築が欠かせない。本学メディアセンターにおいても、学内の各施設と結ぶ高速専用回線が整備されており、学内 LAN による外部データベースの提供などを可能にしている。オンライン所蔵目録「駿河台大学所蔵目録データベース」はインターネットで検索可能である。また、国立情報学研究所（NII）の学術情報ネットワークに参加しており、インターネットによる迅速な ILL サービス、目録作成業務を実現している（下図〔ネットワーク構成〕参照）。



3 視聴覚機能（AV エリアと FM スタジオ）

メディアセンター2階のAVエリアには、AV ライブラリー（視聴覚資料のサービス）とメディアラボ（映像スタジオ・デジタル編集室）がある。また、1階にはFM スタジオがあり、番組の制作や学内向けの情報発信を行っている。

(1) AV ライブラリー

AV ライブラリーには、下表〔視聴覚ブース〕に示すように、視聴用ブースが48台設置されており、所蔵する視聴覚資料を自由に視聴することができる。

〔視聴覚ブース〕

内 容	台数
VHS・LD・CD 用個人ブース	15
DVD・LD・CD 用個人ブース	24
レコード・カセットテープ・CD 用個人ブース	1
DVD・VHS・LD・CD・MD 学習用個人ブース	1
DVD・VHS・LD・CD 用グループ(2～3人)ブース	6
CD-ROM 用個人ブース	1

(2) メディアラボ

メディアラボとは、メディアセンターにおけるデジタルコンテンツ制作システムの総称であり、

以下の4つの機能で構成されている。

〔メディアラボの機能〕

① メディアガーデン（映像スタジオ）

デジタル機器を備え、高品位のデジタル画像を収録することができる。

② メディアコクピット（調整室）

メディアガーデンの映像・音声をコントロールし、デジタルビデオに収録する。

③ メディアファクトリー（デジタル映像編集室）

様々な素材をフルデジタル編集・加工するシステム。

④ メディアパーク（視聴スペース）

メディアガーデンやメディアファクトリーで制作した映像を視聴できる。

〔デジタルコンテンツ制作の流れ〕

映像素材収録 （i. メディアガーデン、ii. メディアコクピット）



映像素材編集 （iii. メディアファクトリー）



作品完成 （iv. メディアパーク）

メディアラボにおける映像スタジオ及びデジタル編集室の利用については語学授業やゼミ授業で活用されている。

語学授業では、映画の映像に合わせ英語でのアフレコを行い収録する授業等で利用しており、ゼミ授業では映像コンテンツの作成及び編集作業で利用されている。

デジタル編集機については7セットの編集専用機+6セットのPC兼用システムが設置されているが、作業が時間を要する関係もあり、高い稼働率で活用されている。

作成された映像コンテンツはAVライブラリーにて公開されている。

(3) FMスタジオ

FMスタジオからは、学内にFM放送を流すことができる。また、デジタル編集を行う際に使用するBGMやナレーション等の音声編集機能を備えている。

これらのAVエリア・FMスタジオの機器類については、以下のようなメンテナンスを実施している。

- ① 年2回（夏休み・春休み）、学内全AV機器とAVライブラリー全ブースの点検・クリーニング
- ② 月1回、メディアラボ内とFMスタジオ内全AV機器の点検・クリーニング
- ③ 故障連絡のあった機器の点検・修理

これらは職員が行っているものであり、故障機器の修理に関しては、簡単で、部品交換を必要としな

い場合は職員が行う。それ以外は専門業者に依頼している。

FM スタジオは、放送サークル及び授業等、大学に関連する活動により利用されている。その内容は以下の通りである。

① 主な放送内容

- ・ 定例放送（学生サークルにて運用されている週2回放送）
- ・ 特別放送（卒業式・入学式・駿輝祭・オープンキャンパス等のイベント時）

② 放送サークル以外の利用について

- ・ 音声の収録（映像作品への挿入用の音声録音等）
- ・ 外部（ローカルFM局等）への番組提供のためのプログラム制作

③ その他

FM スタジオの利用はサークルによる活動が多いが、最近では大学主体の活動の一環として「入間活性化プロジェクト」(現代GP)の番組制作のような目的でも利用されている。

4 コンピュータ設備

ここではメディアセンターにおけるコンピュータ設備（ただし、図書エリアにおける検索用端末は除く。）について述べる。具体的には以下のコンピュータが設置されている。

(1) サーバ

学内の各校舎はFastEtherLAN（4Gbps）の基幹ネットワークで結ばれており、ここから学外通信網との接続を行っている。メディアセンターに各種のサーバを設置し、教育・研究の基盤として、ネットワークのサービスを提供している。

(2) メディアセンター内に設置されたコンピュータ

メディアセンター内に各種のコンピュータ及び関連機器類を設置し、研究・教育を支援している（下表〔メディアセンター内のコンピュータ及び関連機器〕参照）。

〔メディアセンター内のコンピュータ及び関連機器〕

区分	コンピュータ及び関連機器
1 階	【デスクトップ】PC 本体(OS: Windows 2000) Fujitsu FMV 44 台(内: MO 付 5 台) 【プリンタ】Fujitsu XL-5350 11 台 【情報コンセント】ノート型 PC 接続用電源ネットワーク接続モデュラコネクタ 16 台分
2 階	【デスクトップ】PC 本体(OS: Windows 2000、Windows XP) Fujitsu FMV 44 台(内: MO 付 18 台) 【プリンタ】Fujitsu XL-5350 27 台、EPSON LP-1400 1 台 【情報コンセント】ノート型 PC 接続用電源ネットワーク接続モデュラコネクタ 32 台分
3 階	【情報コンセント】ノート型 PC 接続用電源ネットワーク接続用モデュラコネクタ 140 台分

合計	デスクトップ PC139 台 プリンタ 39 台 ノート型 PC 接続用電源ネットワーク接続モデュロコネクタ 188 台
----	--

【評価と問題点】

メディアセンターは、それまでの図書館・情報科学センター・視聴覚センターの床面積の合計を大幅に上回り、本学の 5,000 名弱の学生に対して、十分な空間を提供していると言える。また、この建物には最新の情報技術に対応した機器類の敷設が可能であるだけでなく、更に将来の進展に柔軟に対応できるよう設計がなされている。実際、メディアセンターの開設以降、4 年目で館内コンピュータを最新の機器にリプレースした。

また、図書館機能と情報サービス機能の融合を考慮し、最近のモバイルコンピュータの普及に対応して、ノート PC 用のコンセントを備えた机を多数配置している点が大きな特徴であり、評価できる。これによって、メディアセンターの蔵書を参照しつつ、コンピュータで文書やデータを作成するといった作業が可能になる。なお、利用者自習用 PC を含めて、これらはインターネット接続が可能であり、利用者が幅広く情報を入手することを可能としている。

本施設の面積については、〔メディアセンターの用途別面積〕では、まずメディアセンターの部分を「サービススペース」と「管理スペース」とに分け、更に、前者を「閲覧スペース」「視聴覚スペース」「情報端末スペース」「その他」に区分し、後者を「書庫」「事務スペース」「その他」に分けている（したがって、この資料には図書エリア以外の視聴覚スペースや情報端末スペースも含まれている。）。この表から、本メディアセンターが同規模の大学と比較して、潤沢な空間を利用者及び職員に提供していることがわかる。

【改善の方策及び将来への展望】

メディアセンターは図書館、情報科学センター、視聴覚センターが持っていた 3 つの機能を融合して提供することを目的に設立された施設であり、以前はそれぞれが個別に行っていたサービスを複合的に提供できるという利便性を有する。したがって学生は、従来の図書館資料と視聴覚資料の利用、及びコンピュータを用いた様々な情報検索などがメディアセンター内で可能であり、これまでの紙媒体の資料と電子資料との有機的結合を実現する場となっている。

今後もこの環境を維持するために、引き続きメンテナンスを怠りなく、また老朽化した機器やソフトウェアの入れ替えを適宜行うなど、時代に即応した環境を整備していきたい。

〈学生閲覧席の座席数、開館時間、図書館ネットワークの整備等〉

【現状】

1 学生閲覧室席の座席数

閲覧座席数に関するデータを下表〔閲覧座席数〕に示す。「学生1人当たり」での席数で見ると、本学は同規模の大学と比べて、より多くの座席が学生に提供されていることになる。

〔閲覧座席数〕

調査対象年 (5月1日現在)	総閲覧座席数 (席)	学生数 (人)	学生1人当たり (席)
平成13年	642	5,291	0.12
平成14年	642	5,052	0.13
平成15年	642	4,942	0.13
平成16年	642	4,913	0.13
平成17年	642	4,785	0.13

注 学生数は、学校基本調査による学部学生、大学院生、科目等履修生等の学生数を合計した数。

2 AVブースの座席数

前述のようにAVブースの座席は閲覧座席数とは別に48席確保されているが、その特殊性に鑑みAVブースに限った利用状況を記す。

〔AV資料(視聴覚ブース)の利用者数〕

利用者区分	平成13年度		平成14年度		平成15年度		平成16年度		平成17年度	
	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数
法学部	952	8,747	969	10,699	963	12,125	964	10,824	898	10,126
経済学部	908	7,272	878	7,537	934	8,916	818	7,204	755	8,152
文化情報学部	641	6,140	699	6,000	714	6,610	691	6,082	680	6,733
現代文化学部	373	3,717	404	4,013	422	4,076	429	3,800	403	3,511
法学研究科	12	65	10	90	7	53	3	71		
経済学研究所	1	6	3	9	4	16	12	69	9	48
文化情報学研究科	4	12	5	38	2	18	7	66	4	42
現代情報文化研究科									9	93
科目等履修生	5	28	7	61	10	113	13	119	9	103

交換留学生	5	140	6	154	9	189	13	188	9	97
卒業生・学外者		120		98		154		163		139
合計	2,901	26,247	2,981	28,699	3,065	32,270	2,950	28,586	2,776	29,044

注 平成 17 年度に法学研究科と文化情報学研究科が統合し、現代情報文化研究科（法情報文化専攻、文化情報学専攻）となった。

3 開館時間

メディアセンターの開館時間は、

平日 授業期間中：9:15～20:15 長期休業中：9:15～17:00

土曜 授業期間中：9:15～17:00 長期休業中：9:15～16:00

（図書の貸出は、平日の授業期間中は 18:30 まで、その他は閉館 30 分前まで）

である。1 年間におけるメディアセンターの開館状況を下表〔メディアセンターの開館状況〕に示す。本学は同規模の大学（C グループ）の平均値に比べて、開館日数はやや上回っている。また、土曜開館及び休日開館を本学でも行っている。

〔メディアセンターの開館状況〕

調査 年度	区分	調査対 象図書 館・室 数(館)	年間開 館日数 (日)	土曜開館				休日開館				長期休業中の	
				実施数 (館)	実施率 (%)	1 館平均		実施数 (館)	実施率 (%)	1 館平均		開館	
						日数 (日)	時間 (時間)			日数 (日)	時間 (時間)	実施数 (館)	日数 (日)
平	本学	—	268	実施		38	285	実施していない				実施	83
13	Cグループ	295	256	268	91	36	237.2	86	29.2	11	79.7	497	56.4
平	本学	—	268	実施		38	285	実施していない				実施	83
14	Cグループ	310	256	281	91	34	225.9	98	31.6	9	67.6	512	58.2
平	本学	—	273	実施		41	308	実施		2	20	実施	71
15	Cグループ	315	260	284	90.2	36	249.5	106	33.7	11	84.5	525	58.4
平	本学	—	271	実施		44	315.8	実施		3	29.4	実施	71
16	Cグループ	平成 16 年度の C グループのデータは、現時点では未公表											
平	本学	—	273	実施		43	309.5	実施		2	22	実施	71
17	Cグループ	平成 17 年度の C グループのデータは、現時点では未公表											

注 1. 「休日開館」の「休日」とは、日曜日、国民の祝日、年末年始の休日等をいい、各季の休暇期間の休業日を含まない。

注 2. 「長期休業中の開館」の「実施数（館）」は、C グループに属する大学ではなく、私立大学全体での実施館数である。

4 入館者数

何らかのサービスを受ける、あるいは機器を利用するために、メディアセンターに入館した利用者の数を下表〔メディアセンターへの入館者数及び入館回数〕に示す。

〔メディアセンターへの入館者数及び入館回数〕

区分	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
年間入館者数(人)	363,892	339,233	317,467	306,323	317,019
年間開館日数(日)	268	270	273	272	273
利用対象者数(人)	5,598	5,496	5,263	5,164	5,272
1日当たり入館者数(人)	1,357.8	1,256.4	1,162.9	1,126.2	1,161.2
1人当たり入館回数(回)	65.0	61.7	60.3	58.1	60.1

注1. 「利用対象者数」は学校基本調査による学部学生、大学院生、科目等履修生等の学生数及び教員・職員数を合計した数を示す。

注2. 「1日当たり入館者数」とは、年間入館者数を年間開館日数で割って求めた数値である。

注3. 「1人当たり入館回数」とは、年間入館者数を利用対象者数で割って求めた数値である。

5 貸出サービス

館外貸出冊数のデータを下表〔図書の貸出冊数〕に示す。平成13年度から平成16年度までの学生1人当たり貸出冊数は5.7冊、5.5冊、5.3冊、5.8冊であり、本学は同規模の大学（Cグループ）の平均値6.8冊（平成13年度）に比較してやや少なく、時系列で見ても、学生1人当たりの貸出冊数は緩やかな減少傾向にあったが、平成17年度は、貸出冊数が、大幅に増加している。これは、平成16年の法科大学院設置の影響もあるが、ここ数年に亘る図書利用促進のためのさまざまな企画、例えば受賞図書コーナーの設置や、新聞書評図書の継続的収集による教養書、及び学生生活に関わる就職・留学関連図書の充実、新刊図書の紹介、新入生ガイダンスにおける読書指導などが、一定の成果を着実に挙げたことによる。

〔図書の貸出冊数〕

利用者	区分	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
学 生	年間館外貸出冊数(冊)	30,017	27,672	26,035	28,554	37,714
	利用対象者数(人)	5,291	5,052	4,942	4,913	4,785
	1人当たり貸出冊数(冊)	5.7	5.5	5.3	5.8	7.9
教 職	年間館外貸出冊数(冊)	1,506	1,468	1,506	1,496	1,496
	利用対象者数(人)	455	466	458	477	487

員	1人当たり貸出冊数(冊)	3.3	3.2	3.3	3.1	3.1
---	--------------	-----	-----	-----	-----	-----

注1. 「利用対象者数」は、学生については学校基本調査による学部学生、大学院生、科目等履修生等の学生数を示し、教職員については教員・職員数を合計した数を示す。

注2. 「1人当たり貸出冊数」とは、年間館外貸出冊数を利用対象者数で割って求めた数値である。

6 ILL サービス（文献複写・相互貸借）

ILL サービスの利用状況を下表「ILL サービス（文献複写・相互貸借）」に示す。

〔ILL サービス(文献複写・相互貸借)〕

年度	文献複写		相互貸借		合計
	依頼件数 (件)	受付件数 (件)	借受件数 (件)	貸出件数 (件)	
平成13年度	189	285	16	41	531
平成14年度	202	218	23	33	476
平成15年度	285	165	36	29	515
平成16年度	361	171	32	30	594
平成17年度	343	387	26	51	807

注1. 「依頼件数」「借受件数」とは、本学から学外の図書館所蔵の資料利用を依頼した件数。

注2. 「受付件数」「貸出件数」とは、学外の図書館から本学所蔵資料の利用希望を受け付けた件数。

7 図書館ネットワークの整備

本学メディアセンターにおいても、国立情報学研究所（NII）の学術情報ネットワークに参加している。この連携によって国立情報学研究所が提供する各種情報検索サービスの利用、他大学図書館・学外機関とのILLサービスのオンライン化を実現している。また、共同目録事業に参加することによって、ローカル所蔵目録の作成やデータベース構築が容易になるなど、利用者への迅速かつ適切なサービス提供に活用されている。なお、メディアセンターでは図書・逐次刊行物の所蔵情報を積極的にNIIに提供しており、これによってNACSIS-WebCAT、WebcatPLUS、CiNiiといった国立情報学研究所のGeNii（Nii学術コンテンツ・ポータル）からも、インターネットによる本学の所蔵資料や本学が刊行する紀要の目次全文情報の閲覧が可能となっている。

本学開学当初より所蔵目録のオンライン化を推進しており、メディアセンターが所蔵する図書・逐次刊行物のほぼ全てについて「駿河台大学所蔵目録データベース」（OPAC:オンライン所蔵目録）としてインターネットで公開している。平成17年度末現在、図書約26万冊、逐次刊行物約3,500種の書誌目録情報データベースが構築されており、携帯端末からも利用可能である。

また、埼玉県大学・短期大学図書館連絡協議会に加盟しており、共通閲覧証による加盟図書館相互利用手続きの簡素化のほか、職員研修及び情報交換の場として活用している。その他、私立大学図書館協会、法律図書館連絡協議会、日本図書館協会といった図書館関連団体に加盟しており、同様に他

大学・学外機関との交流や研修の場となっている。

8 図書館利用者に対する利用上の配慮等

(1) 学生に対する利用促進

(i) ガイダンス

学生が情報リテラシーを習得し、メディアセンターを積極的かつ有効に活用できるよう、例年4月に、『駿河台大学メディアセンター利用案内』の改訂版を発行するとともに、平成5年以降、全新生入生に対し、ガイダンスツアーを実施している。

このガイダンスは、授業時間中にゼミナール単位で、教員引率の下、職員がガイドとなり、メディアセンターの施設や資料、利用方法、マナーなどについて説明するというものである。このガイダンスと併せて、教員による読書指導や資料検索実習なども行われている。

(ii) レファレンス・サービス

専任職員が、図書エリアのカウンターで資料の利用や調査等に関する質問や相談を受け付けている。ILL サービス（文献複写、相互貸借、紹介状発行）などもここで、受け付けている。

(iii) 企画コーナーなど

学生の図書利用促進策の一環として、3階に企画コーナーを設け、平成15年度より秋学期開始に合わせて独自の企画展を開催している。平成16年度には「若手作家たち」という企画を実施した。その貸出状況を下表〔企画図書と一般図書の貸出件数の比較〕に示す。一般図書に比べ企画図書の貸出件数が極めて多いことから、適切な企画が特に学生の読書意欲を高めるのに効果的であることが分かる。平成17年度9月からは「映画の原作」という企画を実施し、これにより、貸出件数の増加が見られる。このほか、就職・留学、郷土資料、受賞図書、教員・学生推薦図書、新聞書評といったコーナーを設け、学生の教養を高め、あるいは学生生活に役立つと考えられる図書を別置き、学生の読書意欲増進を図っている。

〔企画図書と一般図書の貸出件数の比較〕

配架場所	貸出件数				登録冊数	
	和	稼働率	洋	稼働率(%)	和	洋
一般・専門(4F)	9,906	9.2%			107,727	
文庫・新書(3F)	1,174	7.8%			15,120	
大型(4F)	57	2.2%			2,636	
指定(3F)	750	30.8%	11	45.8%	2,437	24
企画(3F)	626	539.7%			116	
企画(1F)	256	269.5%			95	
受賞(3F)	53	21.0%			252	
推薦(3F)	63	42.6%			148	
就職(3F)	341	71.8%			475	

教材(3F)	52	82.5%	1,341	77.8%	63	1,724
一般・専門(書庫)	14	0.4%	31	0.1%	3,460	40,338
文庫・新書(書庫)			2	0.1%		2,320
大型(書庫)				0.0%		1,584
OECD(書庫)				0.0%		400
学位論文(書庫)				0.0%		806
野田文庫(書庫)	2	0.1%		0.0%	1,601	1,777
外岡文庫(書庫)	1	0.2%		0.0%	551	155
Friedrich 文庫(書庫)				0.0%		5,406
計	13,295	9.9%	1,385	2.5%	134,681	54,534

注 平成 16 年度秋学期配架別貸出件数 (平成 16 年 9 月 18 日～平成 17 年 1 月 31 日)。

(iv) 長期貸出

春学期試験終了日より夏期休業を経て 9 月末日の間の約 2 ヶ月間、長期貸出を実施している。秋学期試験終了から新年度に至る期間も同様である。平成 14 年からは、全教員が夏休み前に学生に対し、夏期休業期間中の読書指導を行うことになっている。

(2) 学生の購入希望と貸出予約

学生は、本学が所蔵していない図書資料の購入希望の申し込みができる。「購入希望資料申込書」に必要な事項を記入してカウンターに提出すれば、予算等の制限で購入できない場合を除き購入がなされ、優先的に利用できる。また、学生は、貸出中の図書を予約することができる。返却後に、掲示板で連絡があり、優先的に利用することができる。

(3) 指定図書制度

メディアセンター 3 階に専用の「指定図書」コーナーを設け、各教員の授業シラバスに指定図書として記載されている図서가、教員名の五十音順に従って配架されている。例年シラバス原稿作成時に全教員に対し指定図書アンケートを実施し、4 月の授業開始に間に合うよう入れ替えを行っている。平成 18 年 5 月現在、約 2,500 冊が配架されており、ホームページからも参照・検索できる。指定図書の貸出期間は通常の図書 2 週間に対し 1 週間、また試験 1 週間前から試験終了日までの期間は館外貸出を行わないなど、一般図書と利用を区別している。

【評価と問題点及び改善の方策】

1 学生閲覧室席の座席数

現状では、閲覧席は十分に確保されている。メディアセンターの利用者が最も増加するのは定期試験直前であり、図書資料の利用と貸出が中心である。

2 AV ブースの座席数

視聴覚資料はエリア内での視聴利用に限定されているので、上記に示すように、AV ブースの利用は大変多い。予約制をとり、利用者の待ち時間を減らすなどの工夫を行っている。

3 開館時間

休日開館は休日の授業日（振替授業開校日）に実施しているだけであるが、これをどのように進めていくかは大きな課題である。まず、月1回開館から始めるというような試行を行うなど、利用状況によって方策を検討していきたい。また、休日開館を拡大するに当たっては、交通手段や人員、安全性の確保などについて十分に検討した上で実施することとしたい。

4 入館者数

新メディアセンター開館直後の平成12年には過去最高の入館者数を記録したが、その後、やや減少傾向が見られるため、メディアセンターの利用促進のための方策について検討したい。

独自の企画展示（3階に企画コーナー設置済）、他の学内行事との連携（大学祭、公開講座、講演会など）、メディアセンター独自の情報サービスの充実など、絶えず新しいサービスや機能を追加していくこととしたい。

5 貸出サービス

図書の貸出冊数は減少傾向にある。インターネットや検索エンジンの普及により、情報入手が容易になってきたためと考えられる。しかし教育の充実及び学生自らの学習の観点からは図書の利用、特に読書は重要であり、貸出の増加に努めていきたい。一般教養書や学生生活に必要な就職・留学関連図書、語学教材関連図書、企画関連図書などの利用は活発であるが、授業と連携した学術図書の貸出・利用を促進する必要がある。そのためには、教員が積極的に利用を促さなければならない。ガイダンスや各種ゼミナールなどでの更なる指導をしていきたい。更に、メディアセンターでは、独自企画展示コーナー、推薦図書コーナーの設置など、引き続き読書推進の試みを進めていく。

6 ILL サービス（文献複写・相互貸借）

文献複写・相互貸借ともに、他館への依頼と他館からの受付のバランスはとれており、どちらかが過重になっているということはない。ILLの利用は増加傾向にあり、効率的な蔵書・資料の収集のためにも、ILLは重要なサービスになると考えられる。なお、平成17年度より、国立情報学研究所（NII）の料金相殺サービスに参加したこともあり、他大学からの依頼受付件数が飛躍的に増加した。

7 図書館ネットワークの整備

図書館ネットワークの整備という点からは、国立情報学研究所（NII）へのデータ提供並びに GeNii（NII 学術コンテンツ・ポータル）の活用を図っていることは評価できる。

メディアセンターが新たに受け入れる殆ど全ての図書について目録作成と同時に、また学術雑誌についても受入状況を定期的（ほぼ毎週）に国立情報学研究所（NII）に登録しており、これによって、本学の図書・学術雑誌の所蔵状況は、国立情報学研究所（NII）が提供するインターネット上のサイト NACSIS-WebCAT 等において広く公開され、ILL サービスの拡大にも繋がっている。他大学との相互協力をめざす大学図書館間協力を更に積極的に進めていくことがこれからの課題である。

他大学との情報交換・相互協力を更に進めていくために、現在加盟している埼玉県大学・短期大学図書館連絡協議会が、例えば、多摩アカデミックコンソーシアム、神奈川県大学図書館コンソーシアムなどのように、より活発かつ横断的な図書館ネットワークとして機能していくことが期待される。

8 図書館利用者に対する利用上の配慮等

(1) 学生に対する利用促進

(i) ガイダンス

現在定期的実施しているガイダンスは新入生を対象としたものである。これ以外のガイダンスとしては、職員対象のデータベース講習、学部ゼミ対象のマイクロ資料の利用方法など適時実施しているが、職員だけでなく教員も積極的にに関わり、より専門性の高い、計画的なガイダンスを実施することが今後の課題である。

(ii) レファレンス・サービス

レファレンス・カウンターにおける質問内容は、施設・資料の利用相談から専門資料の内容に至るまで多岐に亘り、詳細な統計をとることはできないが、オンライン・データベースが充実してきたこともあり、近年これらのレファレンス資料によって問題が解決するケースが増えている。また、レファレンスから ILL サービスの利用に繋がるケースも多い。若手職員を中心に、レファレンスに関する学外研修を計画的に受講するなどしてスキルアップに努めているが、より良いサービスのために、レファレンス資料の更なる充実及び高度な専門性を有する人材の確保が課題である。

(iii) 企画コーナーなど

学生の読書意欲促進のための試みとしてはじめた「企画コーナー」など、非常に利用度が高く、学生がメディアセンター図書エリアを利用する機会を増やすことに貢献したと言える。今後も継続して新しい企画を立案し、一般教養書だけでなく、学術図書の利用促進を図りたい。

(iv) 長期貸出

制度として定着しており、よく学生にも認知されている。今後も教員による読書指導を強化し、図書資料利用促進を図る。

(2) 学生の購入希望と予約

学生購入希望に対しては積極的に対応しており、今後もこの制度を広く周知させ、メディアセンターの積極利用に繋げたい。予約については、オンライン・サービスを推進する。

(3) 指定図書制度

全教員の授業シラバスに対応し充実しているが、どうしても試験前に利用が集中しがちであり、

また、ごく一部ではあるが殆ど利用されない資料もある。年間を通じ更に利用を活発化させるために、授業における利用指導及び適切な資料選定に努めていきたい。

〈図書館の地域への開放の状況〉

【現状】

メディアセンターでは現在、近隣の住民に対して、当日利用及び通年利用のサービスを提供している。

1 市立図書館の紹介による市民のメディアセンター当日利用

地域社会との連携・交流のために、市民に対する開放や公共図書館との協力を積極的に行っている。平成16年度までは飯能・入間・狭山・所沢のいずれかの市に在住又は在勤する20歳以上の市民が、市立図書館発行の「資料利用依頼書（紹介状）」を指定日に持参することで、希望資料の利用が可能（無料、利用範囲は希望資料の閲覧及び著作権許諾範囲内の複写のみ）であった。

平成17年度より、利用資格として、従来の「飯能・入間・狭山・所沢」に加えて、「飯能市に隣接する市町村在住・在勤の20歳以上の方」に拡大している。具体的には、秩父市、日高市、毛呂山町、越生町、横瀬町、ときがわ町、東京都青梅市、奥多摩町に対象地域が広げられた。このようにサービス対象及び地域を徐々に拡大している。

2 市民のメディアセンター通年利用

平成16年度までは飯能・入間・狭山・所沢のいずれかの市に在住又は在勤し、別途定められた条件（「市民の方の利用について」）を満たす20歳以上の市民に対して、事前申請と審査通過後、メディアセンターの通年利用を許可（登録料は一年度2,000円、利用範囲は希望資料の閲覧及び著作権許諾範囲内の複写のみ）していた。

平成17年度より、利用資格として、従来の「飯能・入間・狭山・所沢」に加えて、「飯能市に隣接する市町村在住・在勤の20歳以上の方」に拡大している。具体的には、秩父市、日高市、毛呂山町、越生町、横瀬町、ときがわ町、東京都青梅市、奥多摩町に対象地域が広げられた。

また、利用者の立場に即した利用促進のために、平成17年度より以下のことが実施されている。

(1) 65歳以上の利用者の登録料無料化

従来は、登録料に関して、「2,000円／年度（ただし、卒業生、及び本学在校生の保護者の方は、別途無料にて利用することができます）」とあったが、平成17年度より65歳以上の利用者は登録料を無料とすることが決定され、以下のように改定された。

「2,000円／年度（ただし、65歳以上の方は無料）※卒業生、及び本学在校生の保護者の方は、別

途無料にて利用することができます。」

(2) 高校生の夏期利用（無料）

将来のメディアセンターの潜在的利用者である高校生に対して、なんらかの形で利用機会を提供することは意義深い。メディアセンターでは平成 17 年度より高校生の利用機会（図書利用・読書・学習）として、指定高校の生徒・教員に対し、夏期休業中、無料開放している。

3 公開講座・オープンカレッジの当日利用者

本学主催・共催の各種公開講座・オープンカレッジの受講者は、受講票を提示することにより当日利用ができる。

なお、以上の 1、2、3 のいずれの場合も、利用者は飯能駅、元加治駅、金子駅からのスクールバスを無料で利用し、往復できる。1、2、3 それぞれの状況を下表〔当日利用者数〕〔通年利用者数〕〔公開講座・オープンカレッジの当日利用者数〕に示す。

〔当日利用者数〕(単位: 人)

年度	飯能市	狭山市	入間市	所沢市	日高市	計
平成 13 年度		4	1			5
平成 14 年度	2	1				3
平成 15 年度						0
平成 16 年度	1			2		3
平成 17 年度					1	1

注 1. 市立図書館紹介状持参者数。

注 2. 狭山市は、すべて同一人物の利用。

〔通年利用者数〕(単位: 人)

年度	飯能市	狭山市	入間市	所沢市	横瀬町	計
平成 13 年度	10		2			12
平成 14 年度	14	2	1			17
平成 15 年度	11		2	1		14
平成 16 年度	5		2	1		8
平成 17 年度	10	1	5	4	1	21

注 1. 在住又は在勤市別の集計。

注 2. ただし、在住、在勤市が上記の複数市にまたがる場合は、在住市優先
(例) 飯能市在住、勤務地が入間市 = 飯能市 としてカウント

〔公開講座・オープンカレッジの当日利用者数〕

年度	計(人)
平成13年度	21
平成14年度	45
平成15年度	28
平成16年度	56
平成17年度	111

注1 階総合受付記帳件数による。

【評価と問題点】

〔当日利用者数〕から分かるように、過去5年間で、市立図書館の紹介による当日利用者は毎年若干名であり、広報の一層の充実と、利用者の便宜を検討していきたい。

〔通年利用者数〕から分かるように通年利用者は、過去5年間で年平均約14.4名である。平成17年度は、65歳以上の利用者を無料化したこともあり、利用者が前年度の8名から21名へと大幅に増えた。

〔公開講座・オープンカレッジの当日利用者数〕から分かるように、公開講座・オープンカレッジの当日利用者は、過去5年間で、年平均約52.2名である。年により変動があり、また公開講座・オープンカレッジの登録者数との相関を対照した上での判断が必要となるが、利用者が一定数いることは事実である。なお公開講座やオープンカレッジでは、企画課の案内で、メディアセンターの当日利用がアナウンスされている。また、平成17年度は前年度に比べて利用者が倍増しているがこれは公開講座の参加者の増加、メディアセンターの利用を組み込んだオープンカレッジの件数が要因として考えられる。相関関係については次年度以降、継続的にできるだけ調査していきたい。

【改善の方策及び将来の展望】

大学と地域社会との連携・交流を図り、社会の発展に貢献することは積極的に推進すべきである。これまで通り、市民が自由に利用できるように市民に対する積極的な開放及び地域の公共図書館との連携を深めていく方針である。

メディアセンターの地域開放促進を検討するに当たって、本学の所蔵資料を幅広く知らせるとともに地域に密着した資料の整備を図っていきたい。また、利用の便宜・利用環境を整備していきたい。

地域に密着した図書・資料の整備については、大学の立地環境及び地域における役割として期待される図書・資料として、飯能市関係等の従来の蔵書に加えて、飯能市及び近隣地域の郷土資料の全般的な収集・所蔵を図ることが決定された（平成16年12月）。具体的には、飯能市をはじめ、入間市、狭山市、所沢市、日高市、川越市、越生町、毛呂山町、横瀬村、ときがわ町、青梅市等に関する郷土

資料である。

収集範囲については、以上に加えて「埼玉県」の県資料を収集することが決定された（平成 17 年 2 月）。歴史的に見ても「武蔵国」に関わる資料がこの地域の郷土資料として意味を持つと考えられるので、現在の行政区分とは別に、収集範囲は幅広く柔軟に考えていきたい。その意味で、収集対象市町村の拡大も検討している。また、収集資料について、統計・年鑑も加えていく方針が決定されている。

現在、このような形で近隣の利用者に配慮した蔵書の充実に着手したところであり、今後は、こうした計画的な収集を継続しつつ、配架の工夫、広報の配慮等について検討していきたい。

利用対象者の在住・在勤地域の拡大、及び利用者の立場に即した利用促進を図るため、市立図書館の紹介による市民のメディアセンター当日利用については、利用資格として、従来は「飯能・入間・狭山・所沢」の 4 市在住・在勤に限定されていたが、平成 17 年度より対象地域を拡大した。また、市民一般のメディアセンター通年利用についても、利用資格として、従来は「飯能・入間・狭山・所沢」の 4 市在住・在勤に限定されていたが、平成 17 年度より対象地域を拡大した。更に①65 歳以上の利用者の登録料無料化、②高校生の夏期利用（無料）が実施された。

以上の措置により、【評価と問題点】で指摘したように、利用者の増加効果は現われていると考えられ、評価できる。今後とも、広報等の一層の充実と利用者のさまざまな便宜を可能な限り更に図っていくこととする。

公開講座・オープンカレッジ受講者の当日利用については、担当部署との連携を保ちつつ、受講者になるべくメディアセンターを利用するよう促していく方針である。

第2節 情報基盤整備

〈情報基盤整備〉

【現状】

1 情報科学センターからメディアセンターへ

本学は、「国際化と情報化に対応し得る人材の育成」を建学の精神としているため、開学時、法学部のみの単科大学でありながら、当初よりコンピュータ教育を重視し、そのための施設として情報科学教室を設置した。

その後、平成2年4月の経済学部開設に伴って、コンピュータ教育の一層の充実を図る必要から、情報科学センターを設置した。これにより、学内における情報科学及び情報処理の教育・研究、教育・研究用計算機システムの立案及び管理運営等に関する事項が同センターによって一元管理されることとなった。

更に、社会の情報化が加速度的に進み、学内的にも平成6年4月に文化情報資源の管理者育成を目的とする文化情報学部を開設したこともあり、情報メディアに対する多様なニーズに応えるために、平成11年10月に、それまでの図書館、情報科学センター、視聴覚センターの3施設を統合した施設であるメディアセンターが新たに設立された。それに伴い、情報機器の管理運営等についてもそれまでの情報科学センターの機能はメディアセンターに引き継がれることとなった。

2 メディアセンター委員会情報システム運営部会

メディアセンター委員会情報システム運営部会は、情報機器の運営・利用を円滑かつ効果的に行うため、従来の情報科学センター委員会を発展的に解消し、メディアセンター設立と同時にメディアセンター委員会内の運営部会として設置された。メディアセンター長（学長が任命）が任命する運営部会長を中心に、各学部より選出された教員若干名によって構成され、研究・教育上必要な視聴覚及び情報処理施設の整備、施設の利用・運営に関する事項等について審議している。

3 施設設備導入等の経過

開学から今日にいたるまでのコンピュータ設備導入の経過は、次の通りである。

(1) 昭和62年開学当初

昭和62年	学籍管理用にIBMホスト計算機設置 情報科学教室設置（講義棟5階 IBM5540×51台）
昭和63年	コンピュータ教育小委員会設置

(2) 情報教育環境整備第1期

平成2年

(経済学部開設)

情報科学センター設置

学内基幹 LAN (FDDI・100Mbps) + 学内ネットワーク敷設

教育研究用及び学生情報管理用ホスト計算機 (HITAC M-660H) を設置し

教育用施設としてコンピュータ教室を設置

- ・コンピュータ教室1 (7103 教室 HITACH2020×53 台)
- ・コンピュータ教室2 (7104 教室 PC9801EX2××53 台)
- ・コンピュータゼミ室1・2 (HITACH2020×各3 台)

(3) 情報教育環境整備第2期

平成6年

(文化情報学部開設)

パソコン環境を Windows に統合し、独自のネットワーク SONNET (Surugadai university ONline NETwork) を構築

コンピュータ教室3 (7102 教室 東芝 J3100PVX ×53 台) 設置

コンピュータ教室1の機器を Ilios (DOS/V Windows3.1 機) へ変更

平成7年

コンピュータ教室2の機器を FLORA (DOS/V Windows3.1 機) へ変更

学内パソコン環境をすべて DOS/V Windows 環境へ更新完了

教員研究室すべてにネットワーク接続端子設置

文化情報学部において新入生よりノートパソコン必携を開始

平成8年

大学院経済学研究科開設に伴いコンピュータゼミ室 (7205) を同研究科へ転用

教学系ネットワークと事務系ネットワークを物理的に分離

インターネット・電子メール利用環境整備

学内パソコン環境を WINDOWS95 へ移行

平成9年

(現代文化学部開設)

文化情報学部のノートパソコン授業利用に伴い、7102 教室のパソコンを7101 教室に移設し、7102 教室をノートパソコン専用教室とし、7101 教室を自習専用教室とする

平成10年

各学部のコンピュータ・リテラシー教育充実ため7103,7104 教室の機器を日立 FLORA に移行し、OS として WindowsNT を採用し、学内教育環境のドメイン環境を実現

教育用サーバを WindowsNT 環境に統一

語学教育の向上のため従来の LL 教室をコンピュータと LL 機器を融合した CALL システム教室として運用を開始

経済学部においてノートパソコン必携を開始

(4) 情報教育環境整備第3期

平成11年	学内のコンピュータ環境をより充実するためメディアセンターを開設し、自習専用のパソコンエリア（144台）を設け、従来自習用にも開放していたパソコン教室は授業専用とし利用環境の独立を図る SONNET システムを再構成し、インターネット系サーバ、教育支援システムを全面的に更新 ネットワーク管理系にはUNIX、教育用にはWindowsNTを採用し、全学的な利用環境の統一を図る メディアセンター内ネットワークは100base-Tとした
平成12年	自習施設としてCAI教室を設置し語学関連の自習環境の充実を図る 7103教室の機器をFMVに更新 現代文化学部においてノートパソコン必携を開始
平成14年	7104教室機器をマルチメディア教育用にFMVに更新
平成15年	ネットワーク利用者の増加に対応するため、基幹ネットワークを含めた学内ネットワーク全体を全面的に見直し、学内基幹LANをFDDIループからFAST-Etherへの更新 学内全教室にネットワーク接続端子の設置を行い、併せてネットワーク管理用サーバを全面的に更新 基幹ネットワークはギガビットイーサネット（4Gbps：2Gbps×2）とし、支線を100base-Tとした 学生会館に無線アクセスポイントを設置し、無線LANでのSONNETへの接続を可能とする メディアセンター自習用パソコン、7103教室、コンピュータゼミ室（7205,7206教室）設置機器をFMVに更新、併せてネットワーク管理用、教育用サーバを更新
平成17年	語学教育におけるパソコンの必要性からCALLシステム教室を語学用のパソコン教室（7304教室）に改修

4 情報基盤の現況

(1) ネットワーク

本学独自のネットワークとしてSONNET（Surugadai university ONline NETwork）を構築し、多様な利用に対応する基幹・支線ネットワークを整備している。ネットワークの概略を下図に示す。

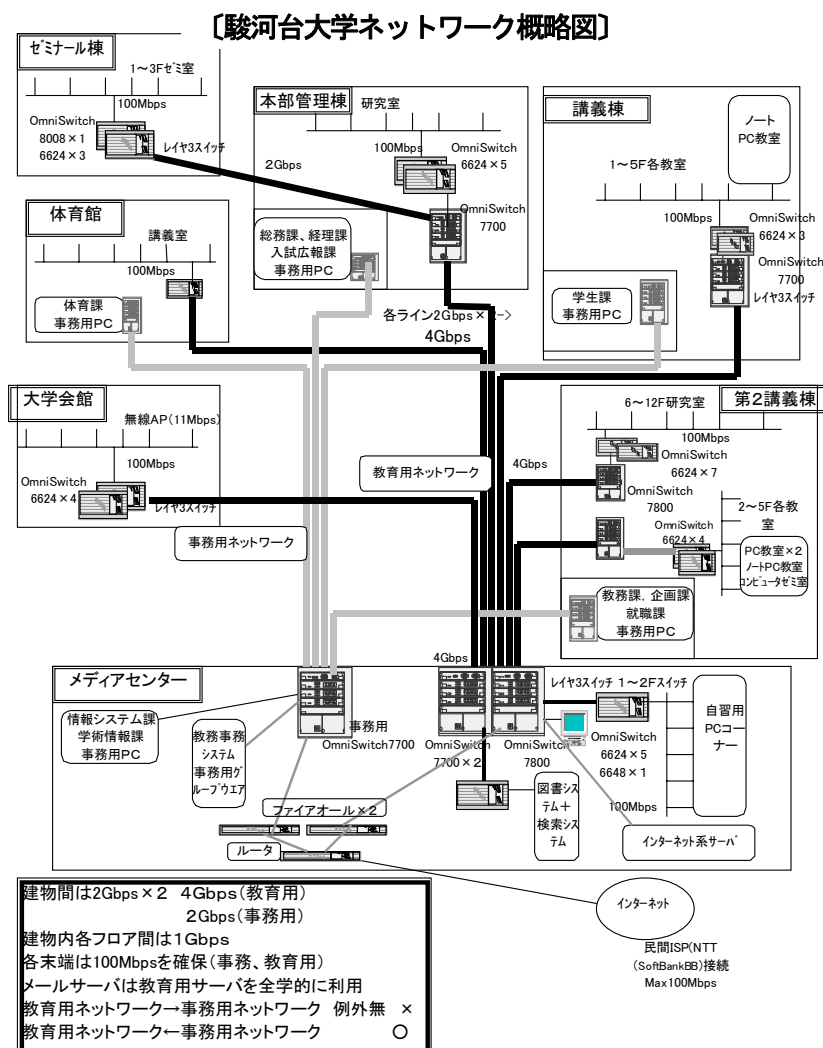
各建物間を結ぶ基幹ネットワークは、ギガビットイーサネット（帯域4Gbps：2Gbps×2）を採用し、建物内の支線ネットワークは、100base-Tを採用している。教育用と事務用のネットワークを独立して設置し、セキュリティ確保を行っている。また、全教室、教員研究室、事務室等には、情報コンセン

トを設置している。これにより、インターネットを利用した授業及び電子メールの利用環境を実現した。

SONNET の基幹設備として、サーバを設置して、教育・研究用のインターネット利用環境、メール環境を実現し、教職員・学生が自由にインターネットを利用できるようになっている。

教学系ネットワークに関しては、教員（専任・非常勤（希望者のみ））及び全学生に電子メールアドレスを与え、教員の研究室にネットワーク接続端子を設置しているため、授業で活用されている他、学生は、学内の教学用パソコンを利用することで、メール・就職活動でのインターネット等の利用が可能になっている。事務系ネットワークに関しては、事務用のパソコン端末はすべてネットワークを通じて接続されており、教務事務システムを始め各種データが有効に活用され、部署間のデータ共有化が図られている。なお、セキュリティ面を考慮し平成8年以降、教学・事務それぞれのネットワークは物理的に完全独立しており、教育用 LAN から事務用 LAN へは一切のアクセスが出来ないよう設定され、情報の安全確保を図っている。

外部からの学内ネットワークアクセスについては、当初 NTT の公衆回線を経由してダイヤルアップにて自宅パソコンから SONNET へ接続できる手段を行ってきたが、現在では SSLVPN 装置を導入し、インターネット経由で SONNET 接続を可能とした（同時利用 25）。



(2) サーバシステム

以下のようなサーバシステムを整備している。各用途に応じたサーバ一覧は下表に示す通りである。

① メール

個人の容量は以下の通りである。

(学生) 20MB

(教員) 20MB

(ゼミ等授業用) 20MB

② 個人領域

個人のホームディレクトリ容量は一律 20MB (教員については学部単位で 20GB を設定)

③ ホームページ用サーバ

大学情報の公開用外部 Web サーバと、学内専用の Web サーバを設置しセキュリティ確保を目的に利用に応じた運用を行っている。

④ 教育用ファイルサーバ

授業用課題、レポート提出用

⑤ 出席管理システム

学生証を利用し、授業教室で使用可能なハンディターミナル式の出席管理システムを導入し、データ集計は専用サーバにて行っている。

⑥ Web 履修システム

履修登録処理を Web システムを用いネットワーク上で適時行えるシステムを整備している。

〔サーバ一覧〕

機能	種類	台数
外部 DNS サーバ 外部 Mail サーバ	Linux サーバ	1
外部 Web サーバ	Linux サーバ	1
外部 Mail サーバ 外部 DNS サーバ	Linux サーバ	1
内部 DNS サーバ 内部 Web サーバ	Linux サーバ	1
ウイルスチェックサーバ	Linux サーバ	1
内部 Mail サーバ 内部 DNS サーバ	Linux サーバ	1
Web メールサーバ	Linux サーバ	2
Proxy サーバ	Linux サーバ	2
ドメインコントローラ	Windows サーバ	1
クライアントメンテナンス用サーバ	Windows サーバ	2
教育用ファイルサーバ	Windows サーバ	1

個人用ファイルサーバ	Windows サーバ	1
学内 Web サーバ	Windows サーバ	1

(3) 教室の情報環境設備

情報関連設備のパソコン OS を Windows2000、WindowsXP とし、全端末で DVD コンポドライブを設置している（CD-R 機能については著作権保護を考慮し一部機器のみ可能としている。）。

(i) パソコン教室

ビデオ・DVD・OHC（教材提示装置）・ワイヤレスマイク・学生用モニタを設置している。各学部では、オリエンテーション科目にて情報リテラシー教育が必須化されており、利用度は高い。

(ii) ノートパソコン実習教室

ビデオ・DVD・OHC（教材提示装置）・ワイヤレスマイク・学生用モニタを設置しており、ノートパソコン必携化を行っている各学部の情報リテラシー教育で活用されている。ゼミでの利用も多く、利用度は高い。

(iii) メディアセンターパソコンエリア

学生の積極的な自習利用に対応するため、メディアセンター開設時に自習専用のパソコン利用環境を整備した。これに伴い、パソコン教室については授業専用とし、授業環境保持を優先することとした。また、卒業論文・レポート提出時期・試験期間等の利用が集中する混雑時は、パソコン教室も自習用に開放している。

(iv) 語学用パソコン教室

語学授業においては、従来の LL 機器を利用した形態からパソコンを利用したシステムへの移行を行っている。通常のパソコン教室機能に加え、授業管理システム、ヘッドセット等を整備し、海外の教育コンテンツの利用やマルチメディア環境を利用した教育に活用されている。

(v) 一般教室

ほぼ全ての教室に情報コンセントを設置し、ネットワーク環境を利用可能としている。100 名以上の教室については DVD、VHS、OHC（教材提示装置）、液晶プロジェクタ、スクリーンが設置され各種教材、パソコンを用いた情報提示が利用できる。80 名以下のゼミ、語学教室については TV モニタ、DVD、VHS をラック収納して設置し、各種授業での利用に対応している。

各教室におけるコンピュータ設置状況は以下の通りである。

〔教室におけるコンピュータ設置状況〕

教室名	収容人数	設置機器	ソフトウェア
7101 教室	52	ノートパソコン接続端子 x 52	
7102 教室	52	ノートパソコン接続端子 x 52	
7103 教室	52	デスクトップパソコン x 52	Windows 2000 Microsoft Office Visual C++ 6.0

7104 教室	52	デスクトップパソコン x 52	Windows 2000 Microsoft Office
7205 教室	24	デスクトップパソコン x 16	Windows 2000 Microsoft Office
7206 教室	24	デスクトップパソコン x 15	Windows 2000 Microsoft Office
7207 教室	24	ノートパソコン接続端子 x 24	
7303 教室	48	デスクトップパソコン x 48	Windows 2000 Microsoft Office
7304 教室	48	デスクトップパソコン x 48	Windows XP Microsoft Office
3506 教室	70	ノートパソコン接続端子 x 70	
CAI 教室	48	デスクトップパソコン x 48	Native World TOEIC Trainer

(4) デジタル教材作成

メディアセンターに映像スタジオ、ノンリニア編集を行うメディアラボを整備し、映像の収録、デジタルビデオ等の映像編集等の映像コンテンツ作成を行うことが出来る。メディアラボの詳細に関しては、第1節の<図書館施設の規模、機器・備品の整備状況>3(2)メディアラボの項を参照のこと。

【評価と問題点及び改善の方策】

1 ネットワークとサーバシステム

学内ネットワークについては、冗長構成により安定した通信を実現している。教育用と事務用ネットワークを完全独立することで、セキュリティ面での安全確保が可能となった。

このように、情報基盤整備では、安定運用と高速化を図ってきたが、授業において情報関連設備の活用は今後一層増加することが予想され、学内設置パソコン環境の適時更新及びネットワーク利用者増加、ネットワークを利用したコンテンツの増大に対応するためネットワーク速度の維持に努める。

ブロードバンドサービスの普及に伴い、学外からの利用は増加している。また、Web ブラウザさえあれば学内メールを利用できる WebMail を導入するなど、学外からでも SONNET サービスを利用できるようにしている。今後はインターネット接続の増速を含め、利用形態に即したネットワークを検討する。

また、学内の利用環境についても、今後は無線 LAN 環境の充実を図っていくこととしたい。ただし、利用環境の向上がセキュリティ確保の面からは情報漏洩等の危険増加につながることも考えられ、今後は一層の利用者認証の充実、外部からの進入防止策を図っていくこととしたい。

ホームディレクトリの個人領域については学生のメール利用増に対応するため 10MB から 20MB 増加したが、学生の約 70%がノートパソコンを所有している現状では一時的な退避場所としての性格が強く、現状で十分な状況である。WWW については、大学のホームページ、情報発信に使用している。

SONNET 環境のセキュリティ対策のため、ドメイン認証及び学生保有、教員持込のパソコンからのサーバアクセスに対するセキュリティ対策の強化を検討していく。

2 教室の情報環境整備

ノートパソコン必携化(4学部中3学部にて実施)に伴いパソコン教室利用の減少も予想されたが、実際には情報関連科目以外の授業でのパソコン利用が増加し、ゼミ等でも利用しやすいパソコン常設教室の稼働率が高い。ノートパソコン用教室については、情報コンセントを利用する形態のため、通常のパソコン教室と比較し授業レイアウトの自由度もあるため積極的に活用されている。

今後は、パソコン教室については無線 LAN アクセスポイントの増設等を図り、より使いやすい利用環境の整備を行いリテラシー教育に限らず多用途に活用できる利用環境の整備を促進していく。

語学用パソコン教室については主利用を語学用としているため、情報環境設備の利用にためらいのある教員も積極的に利用でき、効果的に活用されている。今後は Web ベースの語学教育、TOEFL 対応等授業時間外での利用について、授業環境維持、セキュリティ対策等を考慮した上での開放や一層の教材の充実を図っていきたい。

一般教室については、教室を特定せず映像資料を活用した授業を行うことが出来るようになった。パソコン映像を用いた利用が増加しているが通常の TV モニタでは画像劣化があり、今後はパソコン対応を行う。また、小教室でのネットワーク利用環境を効率的に行うため、無線 LAN の整備を検討したい。

デジタル教材作成については、各種映像コンテンツを利用できる環境を活用し、より学習効果の高い授業を実現するためのオリジナルコンテンツの作成が可能となった。学生は語学・ゼミ等の少人数でフィールドワークでの成果物など、オリジナルコンテンツ作成を行っている。利用時間が長時間に及ぶため利用希望への対応が難しいので、今後、施設の拡張を含め利用方法を検討する。

第10章 社会貢献

第1節 大学による社会貢献

〈社会への貢献〉

【はじめに】

本学は、飯能市の誘致を受けて設立されたこともあり、開学当初より、地域社会に開かれた大学を目指していた。したがって、当初より、公開講座や公開講演会を実施し、教育研究上の成果を市民に還元するとともに、生涯学習の要望に応えるよう努めてきた。そのため、科目等履修生やオープンカレッジ受講生としても積極的に社会人を受け入れ、メディアセンターの利用にも便宜を図ってきた。しかし、近年、地域の大学に対する期待は更に高まり、産・官・学の連携を強め、産・官に大学の持つ知を活用してもらい地域社会に貢献するとともに、産・官・民の持つ教育力をキャリア教育科目等だけでなく、インターンシップやまちづくり活動等のアウト・キャンパス・スタディに活用し、学生に確かな職業観と社会性を身につけさせるよう努めてきた。

そのような経緯を経て、現在、本学は基本目標の一つとして、①地域との共生と②研究成果の地域への還元を掲げており、そのための戦略的手段として、①地域との重層的・多面的連携、②生涯学習の要請への対応、③地域の教育力の活用、等を掲げている。また、中期の到達目標としては、①公開講座・公開講演会の実施、②飯能・入間地域のまちづくりの支援、③地域ボランティア活動の促進、④学生参加による〈入間〉活性化プロジェクト（現代 GP）の実施、⑤大学施設の地域への開放、⑥地域人講師団の積極的招聘、⑦産・官・学の連携を推進するための基本方針の策定、⑧産・官からの研究調査依頼・受講生の受け入れ、等を掲げている。

【現状】

1 本学の社会貢献活動の概要

開学当初から、本学は、①独自に、あるいは地域自治体と共催で、大学において公開講座や公開講演会を開催してきた。そして、②平成17年度からは、入間市においても、「豊岡ブチ大学」という小規模な市民講座（ゼミナール）を始めた。また、数年前からは、地域貢献を基本目標の一つに掲げ、公開講座による地域貢献だけでなく、以下のような多様な取組を展開するようになった。まず、③平成15年に、本学にとっての地域社会である埼玉県西部地域の自治体・企業・市民団体等との重層的・多面的連携の体系化と支援の強化のため、地域ネットワーク推進支援室を設置し、支援業務を始めた。また、④各教員が居住する地域の自治体の各種の委員や講師等として地域の自治体の政策形成へ寄与し、教育研究上の成果を還元している活動を重視してきた。更に⑤飯能市と共同して、市民法律相談を実施し、学生サークルが運営に協力してきた。⑥個人登録の学生のボランティア活動や飯能市教育

委員会と協定を結んで行う学校ボランティアを支援してきた。⑦平成16年度からは文部科学省の現代的教育ニーズ取組支援プログラム（現代 GP）に採択された「学生参加による〈入間〉活性化プロジェクト」の中で、さまざまな形の地域への貢献に取り組みつつ、地域の教育力を大学教育に活かすアウト・キャンパス・スタディに取り組んできた（第3章の「地域の教育力」参照）。

以下に、上記のそれぞれについて、概略を説明する。

2 公開講座

(1) 公開講座の目的

本学では公開講座の目的として「社会人の教養、知識を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開講する（学則第54条第1項）」と定めている。

本学は、公開講座等に積極的に取り組むことにより、地域の教育・文化・研究振興の一助として永く貢献していくことを願ってきた。そして、今後更に、地域と共に歩み、地域との連携を深めることにより、リージョナル大学（地域に根差した大学）たらんとする将来像を積極的に打ち出していきたいと考えている。

(2) 公開講座の内容

本学では、より高い教養を身につけたい、もっと知識を吸収したいという市民の要望に積極的に応えていくために、また、地域社会に密着した大学として大学の持つ知的財産を学外に開放すべく、開学2年目の昭和63年度から、本学教員が講師を務める公開講座を開講してきた。

また平成15年度からは、本学教員が講師を務める従来型の公開講座に加えて、地域と共に歩み、地域との連携を深める具体的な取組の一つとして、本学の所在地である飯能市との共催により、多彩な顔を持つ「飯能」を総合的な見地から「科学」する新しい地域学公開講座、「飯能学」を開始した。「飯能学」では、飯能市在住の識者・芸術家をも講師に迎えることにより、講座内容や講師の顔ぶれが一層多彩となった。

更に平成17年度からは、公開講座受講者からの「もっと対象地域を拡大した地域学講座を開講して欲しい」との要望に応じて、従来の飯能市に加えて入間市からも協力を得ることにより、飯能市・入間市・本学の三者による共催講座「彩・ふるさと喜楽学（いろどり ふるさと きらくがく）」を開始した。

平成17年度の全公開講座の開講実績、並びに平成18年度の講座概要を以下に示した。

〔平成17年度公開講座（春）申込・参加状況〕（単位：人）

講座名	日 程	テーマ	講 師 名	各回 受講者	申込者
市民の大学Ⅰ 「21世紀の 図書館・博物館」 13:30～15:20	5/14(土)	電子図書館の現状と可能性	岸田和明教授	92	125
	5/21(土)	人類の叡知・図書館の新時代	金容媛教授	81	
	5/28(土)	変貌する美術館・博物館	波多野宏之 教授	77	

	6/4(土)	米国の公共図書館に学ぶ	杉江典子講師	75	
市民の大学Ⅱ 「東西文化と 日本」 15:40～17:30	5/14(土)	ヨーロッパの演劇に現れた友情の姿	竹中彌生教授	76	109
	5/21(土)	終末思想と西洋文化	木塚隆志 助教授	92	
	5/28(土)	東国へのまなざし	吉野瑞恵教授	72	
	6/4(土)	岐路に立っての人間の行動	廣野行雄教授	70	
あなたもゴルフを！ ～Let's Try GOLF!～ 9:30～15:00	5/14(土)	基本的なスイングやコースに出る準備、友達に嫌われないためのエチケットや付き合い方等を、身体を動かしながら楽しく学ぶ。	土方幹夫教授	35	35
	5/15(日)				
	5/21(土)				
	5/22(日)				
楽しく学ぶ英語 A 13:00～14:30	6/11(土)、 18(土)	Useful English in Everyday Situations①②	M.A.Foulds 助教授	35	35
楽しく学ぶ英語 B 15:00～16:30	6/11(土)、 18(土)	『ハムレット』を読む・見る・探す①②	増田珠子講師	32	32
楽しく学ぶ英語 C 13:00～14:30	6/25(土)、 7/2(土)	初歩から学ぶ英会話①②	清海節子教授	35	35
楽しく学ぶ英語 D 15:00～16:30	6/25(土)、 7/2(土)	ENGLISH THROUGH MUSICALS ①②	R.Finch 教授	30	30
野外自然観察会 9:00～12:00	5/7(土)	春の入間川自然観察会	内田康夫教授	28	28
はじめての パソコン 9:20～16:30	6/11(土)、 18(土)	パソコンの基本操作、日本語の入力、インターネットの利用及び電子メールの送受信に係る技能習得を目指す。	大久保恒治 助教授	49	49

〔平成17年度公開講座(秋)申込・参加状況〕(単位:人)

講座名	日 程	テーマ	講 師 名	各回 受講者	申込者
市民の大学Ⅰ 「現代の 社会問題と法」 13:30～15:20	10/1(土)	消費者保護と法	大録英一教授	73	95
	10/8(土)	外国人家族と出入国管理	伊藤行紀教授	72	
	10/15(土)	少年非行と少年司法	米山哲夫教授	59	
	10/22(土)	子どもの虐待と法	吉田恒雄教授	64	
市民の大学Ⅱ 「世界経済の キーワードを	10/1(土)	中国:超高度成長の成果と窮乏化層	小島麗逸氏	140	160
	10/8(土)	「反日」地政学の中の日本	渡辺利夫氏	140	

検証する」 15:40～17:30	10/15(土)	イギリス植民地経済支配の裏ワザー 経営代理制度の怪	小池賢治教授	100	
	10/22(土)	スモール・イズ・ビューティフルドイツにお ける地域と中小企業	鎗田英三教授	95	
はじめての パソコン 9:20～16:30	9/3(土)	パソコンの基本操作、日本語の入 力、インターネットの利用及び電子メ ールの送受信に係る技能習得を目 指す。	町田欣弥教授	49	49
	9/10(土)				
楽しく学ぶ英語 A 13:00～14:30	11/19(土)	文化とコミュニケーション <全 4 回>	柴山森二郎 教授 R.Sawazaki 講師	31	31
	11/26(土)				
	12/3(土)				
	12/10(土)				
楽しく学ぶ英語 B 15:00～16:30	11/19(土)	通じる!聞き取れる!!英語発音・聞 き取りのコツ <全 4 回>	高橋豊美 助教授	44	44
	11/26(土)				
	12/3(土)				
	12/10(土)				
野外自然観察会 9:00～12:00	12/3(土)	入間川周辺の冬鳥の観察	内田康夫教授	26	26

〔平成 17 年度公開講座『彩・ふるさと喜樂学』申込・参加状況〕(単位:人)

講座名	日 程	テーマ	講 師 名	各回 受講者	申込者	年間 申込 実数
前期Ⅰ ふるさとのまち づくり	4/16(土)	基調講演: 転機に立つ地 方行政	齋藤健氏	225	295	364
	4/23(土)	市街地の活性化	杉田清氏	197		
	5/7(土)	地域の情報発信	塚本美恵子 教授	201		
	5/14(土)	私たち南高麗のまちづくり	松下稔氏	178		
	5/21(土)	市町村合併の今	倉島安司 助教授	172		
	5/28(土)	安心して暮らせるまちをめ ざして	中里薫氏	186		
前期Ⅱ ふるさとの歴 史・文化	6/4(土)	狭山茶の魅力再発見	比留間嘉章氏	215		
	6/11(土)	明治期の飯能の歴史	天野宏司講師	196		
	6/18(土)	入間の近代史	染井佳夫氏	204		
	6/25(土)	鎮守の雅楽	加藤衛弘氏 塩野忠氏 竹田洋一郎氏	195		
	7/2(土)	飯能にゆかりのある詩人 達	長尾建講師	192		
	7/9(土)	ふるさとの古道	柳澤康雄氏	194		
後期Ⅰ ふるさとの産業	9/17(土)	「元気な入間ものづくりネット ワーク」で地域を活性化	芳賀勉氏	192	287	
	9/24(土)	地域企業の情報化	小澤伸光教授	157		
	10/1(土)	都市と山村の交流	山田直行氏	181		

	10/8(土)	ふるさとの観光 エコツーリズム	犬井正氏	197		
	10/15(土)	狭山茶の有機栽培	増岡伸一氏	178		
	10/22(土)	西川材でつくる“木の家”の魅力	吉野勲氏	169		
後期Ⅱ 市民生活と生きがい論	11/12(土)	中高年の生きがい作り	岩崎廣司氏	182		
	11/19(土)	文学とわが人生	田中順三氏	163		
	11/26(土)	今を大切に…。	萩野映明氏	189		
	12/3(土)	情報公開法・個人情報保護法	北原仁教授	164		
	12/10(土)	日常の言葉を見直す	本多啓助教授	171		
	12/17(土)	記念講演:国際化と法律家の国際貢献 閉講式	竹下守夫学長	164		

注 12/17 閉講式では、全24回中8割(20回)以上出席した受講者(対象114名、うち、10名が皆勤)に竹下学長より修了証を授与。

〔平成18年度公開講座概要〕

いろいろ きらくがく
● 彩・ふるさと喜樂学(全て土曜日 11:00～12:30)

前 期			
Ⅰ.ふるさとのまちづくり		Ⅱ.世界と地域	
4/15(土)	埼玉県知事 上田清司氏 基調講演:ゆとりとチャンス埼玉づくり	6/10(土)	入間市役所自治文化課国際交流担当 主幹 坂本有司氏 国際理解の現状と言語の魅力
4/22(土)	「まちづくりサポートネット元気な入間」運営委員 犬塚裕雅氏 市民が主役のまちづくり	6/17(土)	(法)朴昌明講師 韓国の現代文化
5/13(土)	元毎日新聞記者・元プロ野球コミッショナー事務局職員 戸田駿氏 ニュータウン飯能美杉台のコミュニケーションづくり	6/24(土)	飯能市国際交流協会会長・竹寺副住職 大野邦弘氏 中国との27年間の交流から
5/20(土)	NPO法人加治丘陵山林管理グループ理事長 小澤盛久氏 加治丘陵の保全を通じたふるさとのまちづくり	7/1(土)	(現)本間邦雄教授 まなざしの交叉する都市パリ
5/27(土)	写真家(日本写真作家協会会員) 吉田功氏 レンズ越しに見たまちづくりのポイント	7/8(土)	(経)吉住知文教授 インドヒマラヤの自然と生活
6/3(土)	(経)明石真和教授 サッカーでまちづくり	7/15(土)	(法)天野武男教授 キリスト教を通して見るアメリカ

後 期	
Ⅰ.ふるさとの歴史・文化	Ⅱ.市民生活と生きがい論

9/16(土)	石造文化研究・エッセイスト 坂口和子氏 飯能地域の石仏	11/11(土))	“みんな”ネットワーク飯能代表 石井英子氏 「飯能に住んで良かった」と思う日々
9/30(土)	(文)保坂裕興教授 眠れる古文書、知られざる歴史	11/18(土))	(社)入間市シルバー人材センター理事長 高田譲二氏 はつらついいき人生
10/7(土)	宮大工・仏師 田代甲平氏 入間市の古建築	11/25(土))	(現)信岡奈生教授 人と人との絆について
10/14(土)	入間市博物館学芸・管理担当主幹(学芸員) 工藤宏氏 狭山茶の歴史と伝統	12/2(土)	飯能市立病院医師 竹井眞一郎 氏 生活習慣病を克服するために
10/21(土)	清酒「天覧山」醸造元 五十嵐酒造(株)代表取締役 五十嵐智勇 氏 日本酒って何？	12/9(土)	(文)波多野宏之 教授 アートが変わる、アートが変える
11/4(土)	入間市博物館教育・広報担当主査(学芸員) 浅見泰志 氏 入間・飯能地域の武蔵武士	12/16(土))	竹下守夫 学長 記念講演:法化社会と『司法ネット』 閉講式

注 前期Ⅱのテーマとして、新たに『世界と地域』を追加。

●市民の大学

全講座実施時間を110分で設定。内訳は、講義時間90分、質疑応答(例年受講者から要望多数有り)時間最大20分とする。

春		
開催日	Ⅰ 統一テーマ「暮らしに活かす！法と政治」 (法学部)(13:20～15:10)	Ⅱ 統一テーマ「心をみつめる」 (現代文化学部)(15:30～17:20)
5/13(土)	(法)竹内俊雄教授 市民生活と法	(現)青山征彦助教授 「かしこさ」を考える ～知能検査から人工知能まで～
5/20(土)	(法)西川敏之教授 市民生活と選挙政治 ～2001年と2005年の英総選挙を中心に～	(現)櫻坂英子助教授 他者を知ること
5/27(土)	(法)天野佳洋教授 信託制度の経済活動における有用性	(現)油井恵助教授 日本語の助数詞に見る私たちのカテゴリー形成
6/3(土)	(法)松平光徳助教授 知は誰のものか	(現)井上勝也教授 老年期の心理

秋		
開催日	Ⅰ 統一テーマ「旅の意味を考える」 (文化情報学部)(13:20～15:10)	Ⅱ 統一テーマ「どうする?これからの日本の家計」(経済学部)(15:30～17:20)
9/30(土)	(文)天野宏司講師 歌枕発～小説経由～漫画行き	(経)狩谷求教授 新しい金融商品の基礎知識

	いざな -名所巡りへの誘い-	
10/7(土)	(文)内藤嘉昭教授 旅の今と昔	(経)久持栄司助教授 家計のマネー
10/14(土)	(文)福永昭教授 すり替えられたバリの絵画 ～観光学の視点から	(経)湯浅由一助教授 (仮)日本の国債についての問題点
10/21(土)	(文)門馬幸夫教授 巡礼と観光 ～ディズニーランド～	(経)孔炳龍助教授 家計のIQ 家計のEQ

●野外自然観察会

講師：(経) 内田康夫教授

(春1回) 5/13(土) (秋1回) 12/2(土) 9:00～12:00

●パソコン講座 『はじめてのパソコン』

春：半日×4回) 6/10(土)・17(土)・24(土)・7/1(土) 13:20～16:30

講師：(文) 大久保恒治助教授

秋：1日×2回) 9/2(土)・9(土) 9:20～16:30

講師：(経) 町田欣弥教授

●あなたもゴルフを！～Let's Try GOLF！～ (4回)

講師：(経) 土方幹夫教授 5/20(土)・21(日)・27(土)・28(日) 9:30～15:00

●初心者テニス講座 (4回)

講師：(法) 狐塚賢一郎助教授 9:30～15:00

10/14(土)・15(日)・21(土)・22(日) (予定)

●楽しく学ぶ英語

春		
6/10(土)	楽しく学ぶ英語 A (文)R.Sawazaki 講師	
6/17(土)	British Stories and Culture 13:00～14:30／14:40～16:10	
6/24(土)	楽しく学ぶ英語 B (法)天野武男教授 日常生活に使う英語表現 ー英検2次面接カードによる日常表現ー	楽しく学ぶ英語 C (法)M.A.Foulds 助教授 Useful English in Everyday Situations
7/1(土)	13:00～14:30	14:50～16:20
秋		
11/18(土)	楽しく学ぶ英語 A (文)高橋豊美助教授	

11/25(土)	通じる!聞き取れる!!英語発音・聞き取りのコツ 13:00～14:30／14:40～16:10	
12/2(土)	楽しく学ぶ英語 B (現)R.Finch 教授	楽しく学ぶ英語 C (法)福田二郎教授
12/9(土)	ENGLISH THROUGH MUSICALS 13:00～14:30	文学と想像力 14:50～16:20

注 全講座とも、都合により、日程及び講座内容が変更となる場合がある。

(3) 公開講座の受講者数

平成 17 年度の、年間開設講座数は 16 講座、1 講座当たりの平均受講者数は 78 名である。この平均受講者数は、各講座における受講者数から、全講座の平均受講者数を算出したものである。

最近 5 年間の延べ受講者数、年間開設講座数、1 講座当たりの平均受講者数の推移は下表の通りで、平均受講者数は平成 17 年度が最多となった。

[延べ受講者数、年間開設講座数、1 講座当たりの平均受講者数の推移](単位:人)

年度	延べ受講者数	年間開設講座数	1 講座当たりの平均受講者数
平成 17	1,247	16	78
平成 16	1,163	16	73
平成 15	1,113	16	70
平成 14	804	17	47
平成 13	688	17	40

延べ受講者数、1 講座当たりの平均受講者数共に平成 15 年度から大幅に増加しているが、その理由としては、平成 15 年度から新たに開講した地域学講座によるところが大きい。地域学講座は、開講期間が 4 月から 12 月に亘る全 24 回の講座であるが、平成 15 年度は 314 名、平成 16 年度は 296 名、平成 17 年度は 364 名の受講者を得た。本学では平成 14 年度以前から、「エンジョイ・カヌーイング」「親と子のアウトドア講座」「野外自然観察会」等、本学の立地を生かした講座を公開講座の一環として開講してきたが、地域学講座の開講が受講者数の増加に繋がった。

3 公開講座以外の各取組

(1) 地域ネットワーク推進支援室

(i) 設置の経緯

本学の地域ネットワーク推進支援室は平成 15 年 5 月に設置された。それまでは、地域社会への貢献や連携については、企画広報委員会、学生委員会、教職課程委員会、各学部、大学院各研究科、本学附置の各研究所、そして各教員が、それぞれ独自に、いろいろな取組に力を入れてきた。それらの取組には多種・多様なものが含まれ、地域社会から一定の評価を受けてきたが、近年益々大学の地域貢

献に対する期待が高まってきており、大学としてその期待に応え、地域貢献活動を発展させていくためには、さまざまな取組の現状を把握し、相互の有機化を図り、教育システムとの関係を整理し、支援を強化していくことが必要との認識に至り、副学長の一人を室長とする地域ネットワーク推進支援室を設置した。

(ii) 地域ネットワーク推進支援室の目的と活動内容

地域ネットワーク推進支援室としては、設置以来、①その時々 of いろいろな取組の進行状況を把握・確認して相互の連絡調整を図る、②地域団体の要請に基づいて活動やイベントを後援・協賛する等の必要な支援を行う、③本学の地域貢献の取組を、ホームページを通じ、またマスコミ各社等に情報提供して、学内外への広報に努める等の活動を行ってきた。また、④現代 GP に採択された「学生参加による〈入間〉活性化プロジェクト」の活動に対しても、大学としての人的・物的支援や資金援助を行ってきた。

(2) 豊岡プチ大学

既述の「学生参加による〈入間〉活性化プロジェクト」(現代 GP) では、その活動の拠点として入間市豊岡に「駿大ふれあいハウス」を開設し、学生が参加するさまざまな活動を展開してきたが、この場所を活用して、本学の教員が市民に対して教育研究上の成果を還元することと、地域の生涯学習の要請に応えることを目的に、「豊岡プチ大学」は始められた。

その名の由来は、かつての「豊岡大学」に由来する。入間市では、大正14年から昭和14年まで、入間市がまだ豊岡町と呼ばれていた頃、当時の繁田武平町長が退任後、地域教育の場として豊岡公会堂に、犬養毅、尾崎行雄、新渡戸稲造、羽仁もと子、奥むめを等、当時の日本を牽引する知識人・政治家を招聘して講座を開き、「豊岡大学」と称したのであった。この豊岡大学には、地元だけでなく近隣町村からも多数の老若男女が集い、日本の社会教育史に特筆される事例となっている。その名にあやかり、現代の「豊岡大学」を目指して、本学の教授陣が講座を開講することにしたのである。

豊岡プチ大学の講座は少人数(10～20名)の講義とディスカッションという形式をとり、専門的内容を市民が理解できるように解説するとともに、市民の疑問や意見を直接聴くという双方向の授業、いわば市民ゼミナールを展開することになっているのが特徴である。その点、多くの受講生を対象にして講義を行う上記の公開講座と異なる。

初年度である平成17年度は、5月から12月まで、10名の本学教員が各2回ずつ担当し、毎回それぞれの分野で活動する市民、行政職員、市・県議会議員、学生等が熱心に聴講し、講師を囲んで活発な意見交換が行われてきた。

〔豊岡プチ大学 平成17年度春学期 実施内容〕

月 日	テーマ	講 師
①5月27日・6月3日	職場における人材活用法	小澤伸光教授(経済学部)
②6月10日・17日	子ども虐待～その予防と救済、保護のためのしくみ	吉田恒雄教授(法学部)

③6月24日・7月1日	環境問題～人と自然	内田康夫教授(経済学部)
④7月8日・15日	仏教はどんなものだろう	佐古年穂教授(現代文化学部)
⑤7月22日・29日	男と女～生物学から	吉田邦久教授(現代文化学部)

〔豊岡プチ大学 平成17年度秋学期 実施内容〕

①10月7日・14日	粕谷義三あて書簡を読む	広瀬順昭教授(文化情報学部)
②10月21日・28日	今、日本の政治に何が起きているか	成田憲彦教授(法学部)
③11月4日・11日	演出によって変わるオペラ～トリスタンとイゾルデ	太田隆士教授(現代文化学部)
④11月8日・25日	ウソの心理学	原 聡 教授(現代文化学部)
⑤12月2日・9日	中国経済のゆくえ	小池賢治教授(経済学部)

平成17年度の末(2月・3月)には、本学教員が定期試験と採点、成績評価業務、入試業務等が重なり極めて多忙であることを考慮して、入間市在住のさまざまな分野で活躍されている方々に依頼して、市民講師として講義を行ってもらった(下表)。平成17年末には、豊岡プチ大学や駿大ふれあいハウスの存在とその意義が地域関係者に高く評価されるようになっていたので、多くの方が快く市民講師を引き受けられ、力のこもった講義が展開された。また、講師の方の専門分野が多様であるため、毎回の参加者も多様な市民の方々となり、質疑応答や討論でも大学の教員が講師の場合とは異なる盛り上がりを見せた。

〔市民講師による豊岡プチ大学(平成18年)〕

月 日	テーマ	講 師
①2月15日	入間のまちづくり	吉田竹雄(市企画部長)
②2月22日	はがしの哲学	斉藤次男(ニチバン技術アドバイザー)
③3月1日	日本の宇宙開発	横田力男(JAXA 共同研究員)
④3月8日	モーツァルトで遊ぼう	吉成 順(国立音楽大学助教授)
⑤3月10日	愛宕神社の歴史	守屋 久(愛宕神社宮司)
⑥3月22日	お葬式	岩崎 茂(いわさき代表取締役)
⑦3月25日	異文化コミュニケーションⅠ (中南米の人と文化)	長谷川正子(元アルゼンチン日本国大使館職員) カルロス・ペレス(ギタリスト) 鵜田節男(埼玉ヤーコン研究会会長)
⑧3月29日	異文化コミュニケーションⅡ	尹 英淑(日本語通訳者)
⑨4月5日	異世代コミュニケーション	有賀保子(カウンセラー)

(3) 市民法律相談

駿河台大学は、平成6年より、飯能市が実施している市民相談への貢献と、法学部学生に対する法

学実地教育の機会を提供するものとして、当時の法学部教授の山下薫氏（故人）を中心に、飯能市との共同開催による「駿河台大学教授による市民のための無料法律相談」を開始した。この法律相談は、平成18年2月までに全32回実施し、合計で約330名の市民の相談に応えている。

平成16年度までは、飯能キャンパスの教員と一部学生による自主的活動として実施してきたが、平成17年度からはお茶の水キャンパスの法科大学院教員と同大学院生も加わり、事業規模を拡大し、より多くの市民に法律相談の機会を提供することができるようになった。それを機に、飯能市との間で協定を取り交わし、大学として更に積極的に取り組んでいくことになった。

この市民に対する法律相談は、地域社会への貢献活動の一環であるが、同時に、学生に補助的業務を担当させることを通じて、法務実務的技術を学習させ、教育効果を高めるということを目指している。飯能キャンパス司法研修室に所属している本学学生が、室長（本学教授）と法学指導員の指導の下、補助的業務を行っている。法学指導員は法学又は法律実務に精通した本学教員、本学名誉教授、学外の法曹及び有識者から選ばれており、法律相談のために派遣された法学指導員が直接助言を行っている。

学生が行う補助的業務の内容は、まず、依頼者に対して、①法律相談の進行、②守秘義務についての説明を行うことがある。次に、依頼者の相談内容を聞き取り、相談内容をまとめ、担当法学指導員へ報告する。依頼者からの相談内容の聞き取りは重要な作業であり、相談内容の中でどのような「法律問題」が生じているのかを浮き彫りにすることを目的としている。問題解決のために必要と思われる情報（登記名義、家族構成等）を学生の側から依頼者に質問することもある。学生から法学指導員への報告は、簡潔で、しかも問題解決に必要な情報は落とさないことが期待される。

〔実施時期・場所と相談人員数〕

〔平成13年度〕

- ① 4月14日(土) 10:30～17:00（飯能市自治文化センター）、13名
- ② 7月14日(土) 10:30～17:00（飯能市自治文化センター）、12名
- ③ 9月29日(土) 10:30～17:00（飯能市自治文化センター）、11名
- ④ 10月27日(土)・28日(日) 10:00～16:00（駿河台大学、駿輝祭行事）、18名
- ⑤ 3月2日(土) 10:30～17:00（飯能市自治文化センター）、14名

〔平成14年度〕

- ① 6月1日(土) 10:30～17:00（飯能市自治文化センター）、12名
- ② 8月3日(土) 10:30～17:00（飯能市自治文化センター）、13名
- ③ 11月12日(土)・13日(日) 10:00～16:00（駿河台大学・駿輝祭行事）、23名
- ④ 2月15日(土) 10:30～17:00（飯能市自治文化センター）、13名

〔平成15年度〕

- ① 5月10日(土) 10:30～17:00（飯能市自治文化センター）、13名
- ② 6月28日(土) 10:30～17:00（飯能市自治文化センター）、12名
- ③ 9月27日(土) 10:30～17:00（飯能市自治文化センター）、11名

④ 11月1日(土)・2日(日) 10:00～16:00 (駿河台大学・駿輝祭行事)、25名

⑤ 2月14日(土) 10:30～17:00 (飯能市自治文化センター)、13名

〔平成16年度〕

① 5月29日(土) 10:30～17:00 (飯能市自治文化センター)、13名

② 7月10日(土) 10:30～17:00 (飯能市自治文化センター)、13名

③ 9月11日(土) 10:30～17:00 (飯能市自治文化センター)、13名

④ 10月30日(土)・31日(日) 10:00～16:00 (駿河台大学・駿輝祭行事)、14名

⑤ 11月27日(土) 10:30～17:00 (飯能市自治文化センター)、12名

〔平成17年度〕

① 6月18日(土) 10:30～17:00 (飯能市自治文化センター)、13名

② 8月27日(土) 10:30～17:00 ((飯能市自治文化センター)、12名

③ 9月18日(日) 10:30～17:00 ((飯能市自治文化センター)、8名

④ 10月1日(土) 10:30～17:00 ((飯能市自治文化センター)、8名

⑤ 11月26日(土) 10:30～17:00 ((飯能市自治文化センター)、12名

⑥ 2月25日(土)10:30～17:00 ((飯能市自治文化センター)、9名

(4) ボランティア

大学が学生のボランティア活動を支援する意義については、次の3つが挙げられる。第一に、地域社会の教育力を活用し、学生が自ら考え行動する力や豊かな人間性を養うこと、第二に、大学が地域社会に貢献すること、第三に、学生が社会に出る前に必要な資質を養うことである。したがって、大学として学生のボランティア活動を積極的に支援していくことが望まれるが、本学においては、取組が遅れ、漸く平成15年頃から支援を始めた。現段階で、本学が取り組んでいるものには、①学生課を通じて支援している個人登録ボランティア、②教職課程学生が行っている学校ボランティア、③現代的教育ニーズ取組支援プログラムに採択された事業として正規のカリキュラムに取り入れている「学生参加による〈入間〉活性化プロジェクト」の活動を挙げることができる。以下、個人登録ボランティアと学校ボランティアについて説明する(③については第3章の「学生による〈入間〉活性化プロジェクト」参照)。

(i) 個人登録ボランティア

(a) 支援の目的

本学では、平成8年度から福祉ボランティアの入門ゼミが「教養演習」を利用して行われていたが、科目履修後も活動を続けていけるような体制が整備されていなかった。そのため担当教員が平成9年度から飯能市社会福祉協議会・ボランティアセンターの登録団体としてボランティアサークルを立ち上げ、平成10年度からは学内届出団体としても活動を行ってきた。しかし、サークルとしての活動では全学的広がりには至らず、また、個人単位で参加できるシステムを作る必要性も生じていた。

そのため学生課では、①ボランティア科目履修者のフォローアップ、②個人ボランティアへの活動機会の提供、を目的として支援を開始した。

(b) 支援の体制

平成14年度秋学期から、教員有志3名、担当職員1名により、学生課窓口においてボランティア紹介を開始した。『ボランティア情報』(月1回)を発行するとともに、月1回、「ボランティア説明会」を開催し、活動の内容、ボランティア登録や参加申し込み等の活動の方法、活動上の注意事項等について、関心のある学生に助言・指導を行ってきた。学生課では登録者のボランティア保険の加入手続きを行い、教員はできる限り活動に同行・訪問する等して、現場での指導や実態把握を行っている。また、学生には活動後に、活動記録カードを提出させている。

平成15年度からは、学生課「ボランティア情報室」を設置し、教員3名、職員2名、学生スタッフ4～5名の体制となっている。団体ボランティアに比べて、個人ボランティアでは情報交換や交流の機会が少ないという問題があるため、平成16年度からは「ボランティア説明会」を「ボランティア交流会」に改め、学生スタッフが中心となって集会の企画・運営を行っている。また、日本学生支援機構の連絡協議集会への参加、他大学や福祉関係機関の見学等、学外での学生スタッフの研修も実施している。

(c) 活動内容

これまで10年ほどに亘って飯能市社協・ボランティアセンターとの連携により活動を行ってきた経緯から、近隣市社協から要請を受けた活動が中心となっている。現在、埼玉県内社協でも障害児・者を対象とした活動のニーズが高い実態を反映し、「ボランティア情報室」でも障害者施設・団体との交流やパソコン指導等を日常的に行っている。他に、高齢者施設や児童センター、保育所等での活動、古切手収集・整理等の福祉施設の資金集めを目的とした事務ボランティア等もある。

(d) 活動の実績

学生課での個人登録ボランティアの平成14～17年度の活動状況は、下表の通りである。

〔個人登録ボランティアの活動状況(延べ活動人数)〕 (単位:人)

区分	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
4月	—	7	15	16
5月	—	21	48	38
6月	—	9	34	43
7月	—	7	74	48
8月	—	104	65	64
9月	—	3	27	31
10月	10	17	21	26
11月	29	24	15	30
12月	25	15	20	27
1月	9	15	12	29
2月	29	23	29	31

3 月	6	13	19	40
合計	108	222	379	423
登録者数	57	127	127	90

(ii) 学校ボランティア

(a) 目的と経緯

学校ボランティアとは、教職課程履修生が小学校・中学校で行うボランティア活動を意味する。学校ボランティアが、大学生一般ではなく、教職課程履修生に限定されている理由は、教育の理論と実践の統一の視点から、将来の職業選択として教職を希望する学生に対して、現行の「教育実習」や「介護等体験実習」以外にも実際の学校生活を体験する機会を設定して、自己の適性、能力、教職を目指すに当たっての自己教育の課題等を主体的に実践する機会を確保するためである。自らが持てる力をそれを必要とする人たちに提供するという意味では、「ボランティア」であるが、学校ボランティアの場合には、自己の職業選択としての「教職」への同一化を目的としているという意味では、「ボランティア」以上のものである。

本学教職課程では、教師教育の視点から地域との連携の強化のあり方を検討し、学校ボランティアの導入の可能性について様々な機会に意見交換を行ってきた。例えば、飯能市内の教育実習協力校との情報交換会において学校ボランティアの実施について意見交換を行う一方、教育長との意見交換も行った。その結果、個々の学校長の判断により学校ボランティア活動を行うことが可能となり、平成14年度から実験的試行として学校ボランティアが行われた。2年間の実験的試行を踏まえて、学校ボランティア活動は、大学における教師教育にとっても、学校の教育活動にとっても意義があるとの共通認識が得られ、飯能市内のすべての公立小・中学校において学校ボランティアを導入できるようにするため、平成15年度の秋学期から飯能市教育委員会との意見調整が行われた。

以上の経緯を経て、平成16年5月10日、駿河台大学学長と飯能市教育委員会教育長との間で、学校ボランティアに関する「覚書」が交わされ、同時に学校ボランティアの「実施要綱」が定められた。

(b) 体制と内容

教職課程では、春学期に学校ボランティア登録ガイダンスを行い、登録学生については、ガイダンスや面接等により事前指導を行っている。教職課程主任（担当教員）が「学校ボランティア登録者名簿」を作成し、飯能市教育委員会に提出する。飯能市教育委員会は、校長会等において学校ボランティアについて広報する。平成16年度の実施要綱では、学校ボランティアを必要とする学校長が登録学生に直接連絡することになっていたが、平成17年度の実施要綱では、個人情報保護法に配慮し、学校ボランティアの依頼は学校長が教職課程主任に行い、主任が学生に連絡を取るようにした。学校ボランティアの依頼があった学生は、学校長との面接を受け、大学での科目履修状況を踏まえて依頼条件について了解できる場合に学校ボランティアを引き受けることになっている。

学校ボランティアの内容は、①教科指導及び総合的な学習の時間への支援、②児童会、生徒会活動への支援、③学校行事として行う活動（勤労生産活動、奉仕的活動等）への支援、④クラブ、部活動等への支援、⑤特別支援教育に係る児童生徒への介助支援、⑥その他、必要に応じて学校が依頼する

支援である。

学校ボランティアを希望する学生は、①誓約書、②実習生身上書、③保険関係書類、④その他教育委員会が必要とするものを提出する。なお、学校ボランティアに関する保険加入については、本学教職課程が負担することになっている。

なお、学校ボランティアの実施状況については、教職課程の当該箇所において記述する。

(5) 国／自治体等の政策形成等への貢献

下表に見るように、本学の教員が国の委員やさまざまな地域の自治体の委員等を引き受け、政策形成等へに貢献している。

〔本学教員の主な国／自治体等の政策形成等への貢献〕(平成14年度から18年度まで)

教員名	学部	国／自治体等の審議委員会名等
竹下守夫	学長	法務省法制審議会会長 法務省法制審議会倒産法部会長 最高裁判所民事規則制定諮問委員会委員 最高裁判所家庭規則制定諮問委員会委員 内閣法制局参与 法務省特別顧問
芦野訓和	法	飯能市廃棄物減量等推進審議委員会委員 市川市国際交流協会委員
伊藤行紀	法	飯能市廃棄物減量等推進審議委員会委員
大録英一	法	飯能市入札監視委員会委員長
北原 仁	法	飯能市情報公開・個人情報保護審査会委員 入間市情報公開・個人情報保護審査会委員 鶴ヶ島市情報公開・個人情報保護審査会委員長 埼玉県西部第二広域事業連合情報公開・個人情報保護審査会委員
熊田俊郎	法	飯能市都市計画審議会委員 飯能市公共事業評価監視委員会委員 飯能市総合振興計画審議会委員
倉島安司	法	飯能市行政改革推進委員会委員 日高市情報公開・個人情報保護審査会委員 埼玉西部広域事務組合 情報公開及び個人情報保護運営審議会委員
成田憲彦	法	新しい日本をつくる国民会議(21世紀臨調)運営委員会
吉田恒雄	法	埼玉県子どもの権利擁護委員 川崎市子どもの権利委員会委員 日野市福祉オンブズパーソン

秋山洋子	経済	飯能市会議委員
池野秀弘	経済	飯能市入札監視委員会委員
市原 博	経済	東金市企業誘致審査会委員 千葉県歴史編纂委員会近現代史部門専門員
小澤伸光	経済	飯能市雇用問題に関する懇談会委員
大森一宏	経済	愛知県「愛知県史近・現代編」調査・執筆委員 愛知県瀬戸市「瀬戸市史近・現代編」執筆担当委員 愛知県名古屋市「名古屋市史」近代部会調査委員
佐川和彦	経済	日本医師会委託研究・ヘルスエコノミクス研究会委員 飯能市保健・福祉の将来を考える懇談会委員
高垣行男	経済	(財)TAMA協会(首都圏産業活性化協議会)会員 元気な入間ものづくりネットワーク研究部会員
田中友義	経済	飯能市行政改革推進委員会委員長
南林さえ子	経済	埼玉県大規模小売店舗立地審議会委員 埼玉県都市計画審議会委員 埼玉県建築審査会委員 飯能市環境審議会委員 飯能市情報公開及び個人情報保護審査会委員 飯能市中心市街地活性化委員会委員
古川哲夫	経済	飯能市経済に関する懇談会委員
水尾順一	経済	神奈川県保険医協会治験審査委員会外部委員 第4次飯能市総合振興計画審議委員会委員
鎗田英三	経済	入間市個人情報保護審査会委員
天野宏司	文化情報	福生市文化財総合調査委員
金 容媛	文化情報	文部科学省生涯学習政策局社会教育課「東アジア図書館調査委員会」委員 文部科学省生涯学習局「これからの図書館の在り方検討協力者会議」委員
杉江典子	文化情報	飯能市新図書館懇話会委員
瀬戸純一	文化情報	東京都児童福祉審議会委員 中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会委員 大学評価機構国立大学教育研究評価委員会委員 文部科学省「特色ある大学教育支援プログラム」実施委員会委員
塚本美恵子	文化情報	飯能市女性会議委員 入間市振興計画審議会委員
内藤嘉昭	文化情報	飯能市中心市街地活性化委員会会長
波多野宏之	文化情報	飯能市郷土館協議会委員

門馬幸夫	文化情報	東京都人権啓発センター企画委員
原 聡	現代文化	飯能市社会教育委員 飯能市生涯学習推進委員
吉田邦久	現代文化	入間市環境審議会委員

平成14年に地域ネットワーク推進支援室が設置され、教員にアンケート調査を行い、全体的に地域における教員の活動状況を把握することができるようになった。また、まとまった活動を行っている教員については、ホームページ作成等の支援を行った。今後、更に支援室として必要な支援を強化し、相互の経験や成果を報告する機会を設け、一層の推進を図っていく。

【評価と問題点及び改善の方策】

1 現在までの全体的な取組の状況

本学は地域社会への貢献を開学当初から掲げてきたが、長い間それはほとんど公開講座や公開講演会の開催にとどまっていた。近年になって、公開講座も、「飯能学」や「彩・ふるさと喜楽学」といった統一テーマを掲げて、受講生を増やし、発展してきたことにより、「研究成果の地域への還元」と「生涯学習の要請への対応」という基本目標はほぼ実現できたと評価することができる。

また、ここ数年前から、基本目標として「地域との共生」を掲げてきており、地域自治体や民間団体との連携を推進し、地域への貢献とともに戦略的手段として掲げてきた「地域の教育力を活用する」という方向での取組が着実に進んできたと評価することができる。それは、いま、現代GPで採択された「学生参加による〈入間〉活性化プロジェクト」の取組が原動力となって、ボランティアや市民法律相談等、いくつかの取組において発展しつつある。また、各教員が、地域の自治体等で、政策形成や職員研修等に協力していることも重要な貢献として評価できる。

しかしながら、学内における地域との連携の重要性の認識はまだ不十分な段階にとどまっており、地域ネットワーク推進支援室が設置され前進し始めたとは言え、協力支援体制もまだ目標には程遠い状態にあると言える。特に、教員の地域活動の評価のしくみが十分でなく、献身的に働いている教員の多くが不満を抱いているのが現状である。今後、大学全体として、地域貢献の位置づけを明確化し、活動に参加する教員を増やし、その活動実績に正当な評価を与えるよう改善していきたい。

2 公開講座

(1) 評価と問題点

(i) 受講者の満足度

受講者の満足度について、最近5年間の各講座毎のアンケート集計を合算した結果は下表の通りである。なお、アンケートは同一講師につき1回収しており、「市民の大学」「彩・ふるさと喜楽学」は毎回講師が異なるため、毎回アンケートを回収した。そのため、以下のアンケート結果において、回答総数は延べ受講者数を上回っている。

〔受講者満足度〕(単位: 人)

年度	大変良かった	良かった	普通	あまり 良くなかった	良くなかった	回答総数
平成 13	529 (57.13%)	242 (26.13%)	104 (11.23%)	37 (4.00%)	14 (1.51%)	926
平成 14	672 (70%)	142 (14.80%)	117 (12.19%)	18 (1.88%)	11 (1.15%)	960
平成 15	1,020 (41.46%)	1,075 (43.70%)	268 (10.89%)	78 (3.17%)	19 (0.77%)	2,460
平成 16	997 (43.56%)	902 (39.41%)	302 (13.19%)	66 (2.88%)	22 (0.96%)	2,289
平成 17	1,126 (28.30%)	1,903 (47.83%)	743 (18.67%)	154 (3.87%)	53 (1.33%)	3,979

注 「大変良かった・良かった」との回答が毎年 75%を超えており、受講者の満足度は概ね高かった。

(ii) 受講者の居住地域

受講者の居住地域について、最近 5 年間の各講座毎のアンケート集計を合算した結果は下表の通りである。

〔受講者の居住地域〕(単位: 人)

年度	飯能市	入間市	日高市	狭山市	所沢市	青梅市 (東京都)	その他	回答 総数
平成 13	500 (51.18%)	156 (15.97%)	81 (8.29%)	50 (5.12%)	132 (13.51%)	12 (1.23%)	46 (4.71%)	977
平成 14	676 (54.08%)	183 (14.64%)	92 (7.36%)	68 (5.44%)	177 (14.16%)	10 (0.80%)	44 (3.52%)	1,250
平成 15	851 (50.72%)	354 (21.10%)	85 (5.07%)	58 (3.46%)	225 (13.41%)	24 (1.43%)	81 (4.83%)	1,678
平成 16	455 (45.16%)	182 (18.01%)	60 (5.96%)	40 (3.97%)	132 (13.10%)	10 (0.99%)	129 (12.80%)	1,008
平成 17	582 (39.81%)	377 (25.79%)	71 (4.86%)	67 (4.58%)	213 (14.57%)	10 (0.68%)	142 (9.71%)	1,400

本学の所在地である飯能市からの受講者が最も多いのは当然であるが、入間市、所沢市等、周辺の埼玉県西部地域からの受講者数も高い比率を示している。

地域文化の向上に資するためには、市民の学習の場として公開講座を開講するだけではなく、地域を深く知ることにより、地域学講座が多数の受講者を得たことは、本学の公開講座開講の目的が、市民に広く受け入れられたことを示している。

地域学講座が高い関心を呼び、かつ、受講者の居住地域が飯能市に留まらず埼玉県西部地域へ広がりを見せている状況に応える方策を打ち出すことにより、今後更に、地域の生涯学習への寄与に積極的に取り組むこととしたい。

(iii) 受講者の年齢構成

受講者の年齢構成について、最近 5 年間の各講座毎のアンケート集計の合算結果は下表の通りである。

〔受講者の年齢構成〕(単位:人)

年度	29 歳以下	30～39 歳	40～49 歳	50～59 歳	60～69 歳	70 歳以上	回答 総数
平成 13	66 (6.59%)	38 (3.80%)	126 (12.59%)	207 (20.68%)	386 (38.56%)	178 (17.78%)	1,001
平成 14	37 (3.08%)	34 (2.83%)	130 (10.81%)	275 (22.86%)	541 (44.97%)	186 (15.46%)	1,203
平成 15	40 (3.78%)	35 (3.31%)	80 (7.57%)	232 (21.95%)	516 (48.82%)	154 (14.57%)	1,057
平成 16	70 (2.91%)	94 (3.91%)	230 (9.57%)	466 (19.38%)	1,109 (46.13%)	435 (18.09%)	2,404
平成 17	65 (1.53%)	104 (2.45%)	202 (4.76%)	832 (19.62%)	2,200 (51.87%)	838 (19.76%)	4,241

過去 4 年間はいずれも、60 歳以上の受講者が 60%を超えており、受講者の年齢層が高い。本学の所在地、飯能市は 60 歳以上の市民の比率が 24.54% (平成 17 年 1 月現在) で埼玉県内としては年齢層が高いが、それを考慮しても本学の公開講座受講者の年齢層は高い。ちなみに入間市は 22.95% (平成 18 年 2 月現在)、埼玉県は 22.74% (平成 17 年 1 月現在)、日本全体では 26.66% (平成 17 年 9 月現在) である。

地域学講座の開講が受講者数の増加をもたらしたことは、同時に、年齢層の高い市民の知的関心に、本学の公開講座が応えたことを示している。しかし、今後如何に 60 歳未満、更に 20～30 代のビジネス層にまで受講者層を拡大していくかが、大きな課題である。

(2) 公開講座の改善策

(i) 「彩・ふるさと喜楽学」の開講

すでに取り組んでいる改善の方策として、「彩・ふるさと喜楽学」の開講がある。これは、平成 16

年度実施の地域学講座「飯能学」が高い関心を呼んだが、公開講座の受講者の居住地域が飯能市に留まらず埼玉県西部地域へ広がりを見せている状況に応える方策として、平成17年度より開講したものである。本学は、平成16年度から近隣の入間市において「学生参加による＜入間＞活性化プロジェクト」（現代GP）を展開し、入間市との連携は飛躍的に拡大することとなった。一方、入間市は、本学公開講座受講者の居住地域として、飯能市に次いで2番目の地域である。そこで、市民の高い関心を呼んでいる地域学講座を発展させ、その講座の対象地域を飯能市に加え、入間市にまで拡張することにしたのである。

講師は本学教員に加え、飯能市、入間市の協力を得て、地元在住の識者・芸術家を招請しており、「飯能学」にも増して、多彩な講座内容となっている。

(ii) 広報面での改善

受講者の年齢層を拡大するための方策を探るための資料として、受講者が本学公開講座を知ったきっかけについての、平成17年度アンケート集計を下表に示す。

〔平成17年度本学公開講座を知ったきっかけ(「市民の大学」4講座の集計を除く)〕

本学公開講座を知ったきっかけ	回答数	全体比(%)
自治体広報誌	169	31.07
本学からのパンフレット送付	262	48.16
公民館等に布置したパンフレット	46	8.46
友人・知人からの紹介	39	7.17
本学ホームページ	13	2.39
その他	15	2.76
回答総数	544	

〔平成17年度本学公開講座を知ったきっかけ(「市民の大学」4講座の集計)〕

本学公開講座を知ったきっかけ	回答数	全体比(%)
自治体広報誌	36	17.14
本学からのパンフレット送付	105	50.00
公民館等に布置したパンフレット	18	8.57
友人・知人からの紹介	0	0.00
本学ホームページ	7	3.33
電車内広告	40	19.05
その他	4	1.90
回答総数	210	

平成17年度の「市民の大学」は、4学部がそれぞれ学部として統一テーマを決めて実施した。そうすることによって、広報をより行いやすくなり、「市民の大学」については各講座の開始前約1ヵ月間

に亘って、西武池袋線に車内広告を掲出した。平成17年度に車内広告を掲出した本学公開講座は「市民の大学」のみである。そのため「市民の大学」については、アンケートの選択肢として車内広告を加えている。アンケート結果から、車内広告が効果的であることが読み取れる。

一方、平成17年度「市民の大学」4講座について、受講者の年齢構成を示すアンケート集計は下表の通りである。

〔平成17年度「市民の大学」受講者の年齢構成〕

年齢層	回答数	全体比(%)
29歳以下	29	3.02
30～39歳	69	7.18
40～49歳	68	7.08
50～59歳	216	22.48
60～69歳	352	36.63
70歳以上	227	23.62
回答総数	961	

本学公開講座全体の年齢層比率と比較すると、明らかに60歳未満の受講者が多い。公開講座全体では、60歳未満は28.36%であるが、「市民の大学」では39.76%となっている。

以上から、受講者の年齢層の拡大、特に若い年齢層への拡大のためには、電車内広告等を始めとして、より広範囲にわたる広報手段を取ることが必要である。また、受講を期待する年齢層の関心と呼ぶためには、講座内容を十分に検討することが必要であり、特にビジネスマン層の受講者を増加させるためには、グローバル、ビジネスの視点からの講座が必要であると考えた。そこで、平成18年度は、法学部による講座「市民の大学（春期Ⅰ）－暮らしに活かす！法と政治」、並びに経済学部による講座「市民の大学（秋期Ⅱ）－どうする？これからの日本の家計」を開講した。

3 公開講座以外の各取組

(1) 地域ネットワーク推進支援室

地域ネットワーク推進支援室の設置によって、大学として、全学的目標として掲げている「地域との共生」と「研究成果の地域への還元」のための戦略的手段の「重層的・多面的な連携」を体系的に支援することができるようになった。また、それまで全体像を把握できていなかったさまざまな地域貢献活動を把握することができ、相互の連絡調整、有機化に取り組むことができるようになり、本学に対する地域貢献に関する相談・要請の窓口、他大学との連携のための窓口としての機能も果たすことができるようになった。更に、学内外に対する広報の活性化にも取り組むことが可能になった。

しかしながら、まだ、地域ネットワーク推進支援室としては、取組を始めたばかりで、支援のあり方についても試行錯誤の段階であり、まだまだ必要十分な支援が実現できていないと言いがたく、更

に支援の強化に努めなければならない。また、地域住民の協力の受け入れ、定着化、活性化を図るために、「駿大サポーター制度」を整備する等の取組を進めていきたい。

なお、平成 18 年度で補助金が終了する「学生参加による〈人間〉活性化プロジェクト」については、学内予算措置により引き続き継続することとしている。

(2) 豊岡プチ大学

豊岡プチ大学は、入間市の市報等で市民に広報し、参加者を募ってきた。まだ、1 年を経たばかりで、試行錯誤の段階であり、評価も固まっていないというべきであるが、「研究成果の地域への還元」の一つとして、大きな一歩を踏み出したことは確かと思われる。参加した市民等は大変満足感を得ており、市長も訪れる等市側の期待も大きい。

問題点としては、一部学生・大学院生の手伝いはあるが、全体として学生の関わりがまだ少ない点である。学生の参加をどのように促進していくかの具体策を立てることが課題である。

講師は本学の教員から始められたが、その後、入間市在住の市民の中から多数の市民講師を依頼することができたのは大きな発展であったと言えよう。将来的には、現代 GP のプロジェクトとは独立して発展・維持させていきたい。

(3) 市民法律相談

多くの飯能市民から寄せられる法律相談に対して、一般市民レベルに立ったわかりやすい回答をしており、高く評価されている。「教育研究上の成果の地域への還元」の一つの実績と評価することができる。

相談は概ね土曜日を当てているが、日曜日に行ってほしいとの声もあり、今後検討の余地がある。また、年間における相談者からの相談を、可能な限り平均的に受けることが望ましいので、相談を行う場所や日時等について、飯能市役所側と本学との間でより綿密な打ち合わせを行っていきたい。

(4) ボランティア

(i) 個人登録ボランティア

内外学生センター（現、日本学生支援機構）が平成 13 年に 1,240 大学を対象に実施した調査によれば、担当窓口の業務として「ボランティア情報の収集・提供（81%）」は多くの大学で行っているものの、「希望者と受け入れ先の需給調整（27%）」や「担当部署による機関誌（2%）」は少数である。この点で本学の「ボランティア情報室」は体制としては、他大学に先行しているという評価を学外でも受けており、「地域ボランティア活動の促進」という本学の中期の到達目標の着実な前進と言える。

しかし、いくつかの問題点がある。1 つは、ボランティア教育とボランティア活動の連携と役割分担である。ボランティア活動には基礎となるボランティア教育が不可欠であり、また、ボランティア教育は自発的なボランティア活動につながっていくことが望ましい。この点を踏まえた上で、本学に存在する複数の地域貢献活動・教育プログラムにおける共通部分と違いを、明確化していきたい。

2 つめに、「ボランティア情報室」の組織内部として、学生スタッフの確保の問題がある。学生スタ

ップはボランティアリーダーとして、個人的な活動動機にとどまらず、活動支援機関の運営や地域社会への貢献のあり方等、広い視野から活動を捉えられる人材が求められる。優秀な学生スタッフを確保することはそう容易ではないため、積極的に養成していく方策を講じていきたい。現在も研修を行っているが、日常的なオン・ザ・ジョブ・トレーニングの機会が不足している。そのため、「ボランティア情報室」に非常勤のボランティア・コーディネータ等の専門スタッフの配置について検討したい。

3 つめに、ボランティアサークル等への支援である。学生課での支援は基本的に自発的な課外活動としてのボランティアであるが、個人ボランティアだけでなく団体ボランティアへの支援も、積極的に行っていくこととする。

(ii) 学校ボランティア

学校ボランティアの実施導入は、教職課程の目標を達成する上で、有効に機能していると考ええる。同時に、教職課程履修生の学外派遣事業として学校ボランティアを更に活用していくためには、以下のような課題がある。

第一は、学校ボランティアの依頼校が制限される傾向がある点である。「覚書」では、学校ボランティアの受け入れ校は飯能市内の全ての小・中学校となっているが、2 年間の実施状況では、受け入れ校が大学周辺の学校に限られることになった。授業を履修していない時間帯に学校ボランティアを行うことになっているため、大学から離れた小・中学校からは学校ボランティアを依頼しづらいという事情がある。ただし、平成17年度の秋学期、大学から最も遠方に位置する中学校で学校ボランティアを行う学生がいたため、今後は、遠方の小・中学校からの学校ボランティアの依頼が増える可能性も出てきている。

第二は、飯能市以外の隣接市との連携をどのように進めるかである。飯能市内の小・中学校での学校ボランティアの実施が地元の新聞や飯能市の広報誌等で報じられたため、近隣市の校長や教育委員会から大学や教育委員会への問い合わせがあり、早急に飯能市以外との連携の在り方を検討していくことにしている。

第三は、学校ボランティアの単位認定についてである。教職課程としては、「教科又は教職に関する科目」として「学校ボランティア」を申請していないため、単位認定を行うことはできないが、学部レベルでは、カリキュラム上、一定の要件を満たせば、卒業単位として認定できる仕組みがある。平成17年度は、学校ボランティアを行った学生の中には単位認定を希望する学生はいなかったが、今後は単位認定を希望する学生が出てくることも考えられるので、条件整備を進めている。

(5) 国/自治体等の政策形成等への貢献

前述のように、近年、各教員が大学の周辺地域の自治体、居住している地域の自治体の要請を受けて、各種の委員を引き受けたり、研修会の講師等を務めたりすることが多くなり、全体としては自治体の政策決定等に大きな貢献をしていると評価できる。

しかし、それらが教員個人のレベルで個別に行われている場合が多く、大学として常に把握しているとは言えない。今後、大学として、全体を把握し、必要があれば支援を強化し、活動の実績を評価していくこととしたい。

第2節 企業等との連携

〈企業等との連携〉

【現状】

1 現在までの全体的状況

本学における企業等との連携の取組は、始めてからまだ数年を経ているに過ぎない。取組は経済学部と経済学研究所によって始められたが、今では全学的な目標となり、着実な実績を挙げつつある。近隣自治体の飯能市、入間市、狭山市、所沢市や地域の商工会と、さまざまな協定を結び、地域インターンシップ、学生参加による〈入間〉活性化プロジェクト、自治体の研修への協力、経営セミナーへの協力、大学院への委託研究生の受け入れ（過去の実績は31名）等を通じて、相互協力関係を構築してきた。そのような連携を構築する上で重要な役割を果たしたのが、「駿大・地域フォーラム」という大学教職員と地域人との協働組織と「元気な入間ものづくりネットワーク」である。

2 各取組について

(1) 駿大・地域フォーラム

駿大・地域フォーラムは、1年の準備期間を経て、平成13年度より経済学部教員と地域の企業家・市職員等を中心に結成され、隔月ごとの研究会の開催（平成18年1月現在25回開催）と年会報『駿大・地域フォーラム』の発行（平成17年度まで4号刊行）を行い、地域と大学の共生と地域の活性化を目標に色々な活動を展開してきた。その結果、大学でも副学長以下全学的に教員27名（平成18年1月現在）が参加し、地域からも企業家、市議会議員、市職員、NPO関係者、小売店主、市民等およそ20名が参加するようになった。大学は、活動の自主性を尊重しながら、経済研究所を通して、フォーラムの活動に恒常的に経費援助しており、NGO（非政府組織）ならぬNUO（非大学組織）という特色ある形態を保持している。

フォーラムの活動は次の3つに集約できる。

(i) 地域の教育力の活用

本学の教育目標は、地域社会の中核を形成する人材の育成であり、その点からも地域社会の教育力を本学の教育に活用することは極めて重要である。

(a) 地域人講師団

地域社会の第一線で活躍している企業家、公務員、NPO関係者等に現実社会の実態及びその問題点を学生にリアルタイムで講義してもらう。その講師陣をフォーラムの地域人メンバーが中心となって手配・調達する。平成13年度からの経済学部の講義「経済と社会」、平成15年からの法・経済・現代文化3学部共同開講の「経済Today」の3講座のうちの1講座の講師は、地域人講師団のみから構成されている。それ以外にも、キャリア教育で2年次必修科目の「キャリアデザイン」や各学部の演習でも、地域人講師団の特別授業が組まれており、学生の社会観や職業観の涵養に大きく貢献している。

(b) 地域インターンシップ

平成15年度より、経済学部で実施されたインターンシップは、単に大企業による青田刈りとしてのインターンシップではなく、地域社会の実態を実感し、職業観や労働観を養うための「地域インターンシップ」という形で実施され、平成16年度からは3学部で、17年度からは、全学部共通で開講された。フォーラムのメンバーが「インターンシップA」の非常勤講師として、事前研修・研修先の確保、事後研修等を専任教員と共に直接指導している（地域インターンシップについては「全学及び学部の地域の教育力及びインターンシップ」参照）。

(ii) まちづくり活動

(a) まちづくりシンポジウムの開催

大学祭(駿輝祭)でまちづくりの色々な課題のシンポジウムをフォーラムが主催又は共催している。シンポジウムのテーマは以下のとおりである。

平成14年「元気の出る『まちづくり』を目指して」

平成15年「地域通貨でまちづくり」

平成16年「世界の仲間が本音で語る一地域と私」

平成17年「『森林文化都市』飯能市の森林について考える」（「飯能名栗とエコツーリズム」第2部）

(b) フォーラム・フェスタ

平成16年には地元商店街と一緒に飯能市内にフォーラムハウスを設け、「まちづくりミニシンポ」や学生の研究発表、学生と市民による音楽演奏等を行った。

(c) 人材バンク

フォーラム独自で人材バンクをつくり、HP上で人材バンクリストを公表し、まちづくりへの人材資源の提供を行っている。

(iii) 森林環境プロジェクト

平成17年度に、飯能市が森林文化都市宣言をし、全国で6のエコツーリズム指定市に選定された中で、フォーラムも森林プロジェクトを平成17年度より発足させ、西川材の産地である飯能市民と共に、森を守る活動を開始した。

① 6月に聖望学園（地元高等学校）の教員、保護者と一緒に森林の間伐を行った。

② 9月に、本学の学生30名とフォーラムのメンバーで間伐を行った。

③ 10月29日の駿輝祭（本学学園祭）で「『森林文化都市』飯能市の森林について考える」（「飯能名栗とエコツーリズム」第2部）を開催した。

④ 3月に、飯能市名栗地区に「入間川の源流と巨大ブナの木ツアー」と現地での森林とまちづくりのシンポジウムを行い、25名が参加した。

なお、平成18年10月19日には、飯能市長と本学学長との間で「森林環境プロジェクトの実施に関する協定書」を締結し、今後100年間に亘って活動することとした。

(2) 商工会、商工会議所と連携した経営セミナーへの協力

本学が所在する埼玉県西部地域（飯能、入間、狭山、川越）は、複数の工業団地を抱え、大手メーカーの工場とそれらと取引をする中小規模の部品メーカーが数多く存在する。それらの部品メーカーは、固有の技術に秀でてはいるものの、人的制約による営業販売、財務、マーケティング等のマネジメント能力が十分とは言えないと考えていた。地域企業は、これらの能力を向上させる機会を求めているのである。

地域企業のこのようなニーズを受けて、入間市商工会は平成14年度に経営革新セミナーを主催したのである。本学はこれに全面的に協力した。セミナーは4回開かれ、うち1回は本学情報処理教室を利用した実習を行った。経営情報系教員が講義を担当したが、PC実習には学生が操作のサポートを行った。

平成14年度セミナーには、入間市商工会会員企業の経営者、後継者等30名近い参加をみた。セミナー中、直後の聞き取りでは、概ね好評を得ただけではなく、大学への親近感を参加者が抱くようになった。副次的効果として、セミナー参加企業1社から求人依頼があり、1名が採用されている。また、平成15年度の科目等履修生として、セミナー参加者2名が経営情報系の講義を受講することとなった。

当該セミナーは平成15年度にも継続して行われた。

平成16年7月には、狭山商工会議所主催で4回に分けて経営者向けセミナーを実施した。会場は、PC実習のみ大学のPC教室を使い、その他は狭山インキュベーション・センターを利用した。

（3）元気な入間ものづくりネットワーク

平成14年度の経営革新セミナーへの協力を通して深まった入間市商工会と本学との信頼関係が、平成15年度から3年間に亘って継続した「元気な入間ものづくりネットワーク」の活動に結びついた。

産学官連携の新たな試みである「元気な入間ものづくりネットワーク」は、入間市内の中小企業や産業団体、大学、行政との連携より、人材、技術、情報、資金等を総合的に支援する方法等を研究し、その実践によって独創性や創造性に満ちた多くの元気な企業を創出し、地域経済の活性化を図ることを目的として設立された。

このネットワークは「実行委員会」を設立し、その下に研究部会を置き、事業目的を達成するための共同研究を行った。「実行委員会」は、入間市商工会、入間市工業会、入間市繊維工業会、地域金融機関、大学、入間市から構成され、実行委員はこれら構成団体より選出される。

本学の経済学部長が実行委員会副会長となり、10人を超える教員が研究部会員として任命された。販売促進の一グループは、メーカーと本学教員とで構成され、新規に開発された脱臭液のモニタリング、ホームページの作成支援等を研究活動の一つとして行うことになった。このモニタリングは、「学生参加による〈入間〉活性化プロジェクト」を構成する「学生によるリサーチ」として、2年間に亘り行われた。

「ものづくりネットワーク活動」の一環として平成16年度から始まった、「埼玉県西部地域産業技術展示交流会(コアリッション)」出展がある。本学は、出展企業のブースでの説明や、プレゼンテーション会場での広告内容をビデオに収録し、簡単な編集をしてDVDムービーを作成した。このDVD

をネットワーク参加企業に配布している。

(4) 寄附講座

教育・研究の充実に寄与することを目的として、本学に学外から寄附講座の開設依頼があれば、「駿河台大学寄附講座取扱い要領」に従って受け入れる。直近4年間における寄附講座開設の状況は下表の通りである。

〔寄附講座開設一覧〕

年度	科目名	単位数	受講者数(人)	設置申込者
14年度	経済 Today	2	364	野村證券株式会社
15年度	経済 Today	2	174	野村證券株式会社
16年度	経済 Today	2	167	野村證券株式会社
	財務会計論	4	47	財団法人 産業経理協会
17年度	財務会計論	4	73	財団法人 産業経理協会

注 「経済 Today」・「財務会計論」ともに、経済学部開講科目であるが、副専攻科目として他の3学部にも開講している。

「経済 Today」は、野村證券株式会社に所属する実務家が講義を担当し、資本市場とグローバル証券ビジネス、資本市場の役割と証券投資、についての理解を深めようとするものである。

「財務会計論」は、産業経理に関する講座（財務会計・原価計算・管理会計・国際会計等）という寄附者の趣旨を尊重して開講されたものである。

【評価と問題点及び改善の方策】

1 全体として

全体としては、企業等と連携しての取組は始まったばかりで、到達目標の基礎を築いたに過ぎず、本格的な取組はこれからというところであるが、地域の自治体や企業やNPO等と連携、すなわち産・官との連携の基礎は築けたと評価することができる。

この基礎の下に、地域の教育力の活用、地域への貢献を持続的に発展させていくこと、地域企業との連携を強め、ネットワークを更に発展させ、「ものづくり」、「まちづくり」における協力関係から、「ひとづくり」、すなわち、学生の地域企業や団体への就職促進につなげていくことが課題である。

大学と地域の中小企業同友会等と連携して「地域雇用協議会」等の設置にも取組んでいる。

以上のような取組と同時に、産・官・学連携で必要とされる基本方針の策定、相互の貢献・取組の内容と限度の検討、負担と報酬のあり方の検討、倫理綱領の整備等にも取組んでいきたい。

2 各取組について

(1) 駿大・地域フォーラム

本学の地域連携を支えた実績に対して、駿大・地域フォーラムの活動には高い評価を与えることができるが、問題点としては次のような点が挙げられる。

- ① フォーラムの構成員は、大学の教員、市民、企業家、公務員であるが、学生の参加が数名にとどまっている。
- ② 教員も経済学部と現代文化学部に限られており、法学部と文化情報学部の教員が少ない。
- ③ 地域活性化のためのまちづくりの活動では、なかなか成果が現れない。今後、団塊世代が地域に戻ってくるときに、どうその力を生かしていくのか等、手を着けなければならない問題がある。

(2) 商工会、商工会議所と連携した経営セミナーへの協力

入間市所在の中堅・中小企業、特に製造業の経営者・後継者は製造技術に秀でたものはあっても、経営・管理についてのノウハウを身につける機会を、業務の多忙さ故に見逃しがちであった。それゆえ、経営セミナーを利用して、経営知識・技能を習得することには極めて積極的な姿勢をみることができる。当該セミナーで得た知識をベースにして、金融機関からの融資を円滑に得ることができた企業も存在する。

地域への貢献を目的とする本学にあっては、このセミナーによって地域社会を構成する企業のニーズに直接応えることができたばかりでなく、企業との信頼関係を築きあげる端緒となったのである。

(3) 元気な入間ものづくりネットワーク

「元気な入間ものづくりネットワーク」の活動は平成18年3月で終了したが、地域企業対象の研修機会提供から始まった産学連携は、企業と大学との間に商工会や市役所を挟むことで、地域的な広がり確保することになった。

とはいえ、これら連携活動に取り組んでいく中で、いくつかの解決すべき課題を見出すことができた。

社会科学系の大学が産・官・学連携に取り組む例は多いものではない。地域企業のニーズがマーケティング、財務・金融、経営戦略等のマネジメント領域に集中しているので、これらのニーズに対応できる教員が自ずから限られることになる。大学の限られた人的資源を有効かつ公平に活用するために、「地域ネットワーク推進支援室」を大学の受け入れ窓口としている。地域との連携を緊密にする意味で、地域企業には入間市商工会経由で地域ネットワーク推進支援室に産・学協力の照会をすることを依頼している。

地域社会との産・官・学連携活動を更に深めるためには、倫理規程の整備、特に「利益相反」や「責務相反」の問題について、学内ルールを確定し、明示しなければならない。

利益相反ポリシーの内容として、次のような項目が必要となろう。

- ① 目的
- ② 利益相反の定義：個人として、大学組織としての利益相反、責務相反等

③ 利益相反マネジメント：基本方針、対象者、判断基準、体制、組織的レビュー

現在、規程整備のための予備調査を、地域ネットワーク推進支援室で行うことを進めている。

元気な入間ものづくりネットワークの活動は、現代 GP の「学生参加による〈入間〉活性化プロジェクト」と並行して進められるとともに、入間プロジェクトの中に組み込まれた形で規模を拡大して継続されている。

(4) 寄附講座

開設講座数は少ないとはいえ、野村証券寄附講座は150人を超える学生が受講し、証券市場の基本的知識を多くの学生に与えるという意味では、成功したと評することができる。産業経理協会寄附講座は、開始年度こそ受講者は多いとはいえないが、次年度には受講者を増やしており、財務会計の理論の理解者を増やすという目的を達成していると評価することができる。

寄附講座の開設者数は景気の動向と企業・団体のニーズの変化に左右されるので、これらのニーズと本学が開設するカリキュラムとの関連性を見いだすことができるならば、寄附講座の数を維持することができる。

そのためには、寄附講座開設を意図する企業・団体のニーズを察知し、カリキュラムとの関連と効果を説明できる機能を持つ部門を強化することである。当面、地域ネットワーク推進支援室がそのような役割を果たしていくこととしている。

第11章 学生生活

第1節 大学による学生生活への支援

I 学部学生への経済的支援(奨学金等)

〈学生への経済的支援〉

本学の教育目標の一つとして、「豊かな知的教養と国際感覚を備えた有為の人材を育成する」(本学学則)ことを挙げている。この目標を実現するためには、その土台となる学生生活の充実を図ることが必要である。個々の学生が満足感、達成感を持って社会に巣立っていけるような援助・支援が求められている。本学では、このような視点から、学生生活の実態を踏まえた支援に取り組んでいる。

【現状】

1 学部学生への経済的支援

本学は学生へのさまざまな支援のうち経済的な支援として、日本学生支援機構による奨学金とともに本学独自の奨学金制度を設けている。

本学では、日本学生支援機構を中心とする公的援助を最大限活用するとともに、私立大学の努力としてこれを補完する本学独自の奨学金制度を充実させてきた。これまで経済的に困窮している学生に対する支援に重点を置いてきたが、近年、成績優秀者への育英制度としての機能をも強化しつつある。平成17年度では、年間総額10,322万円の奨学金を貸与あるいは給付した。以下、本学において実施している奨学金の現状について述べる。

(1) 日本学生支援機構奨学金

本学では、日本学生支援機構による奨学金が経済的な支援に中心的な役割を果たしている。推薦枠の維持・拡大に努めてきた結果、本学の日本学生支援機構奨学生の在学学生(4,811名)に占める割合は、平成17年度では19.5%(938名)と2割弱である。このうち、第1種の無利子奨学金、第2種の有利子「きぼう21プラン奨学金」のそれぞれの人数は、平成17年度では、第1種奨学生366名に対して、第2種奨学生572名である。

年度ごとの応募・採用状況が下表に示されている。ただし、応募者数は駿河台大学貸与奨学金への応募者と重複しているため、それらを含めた人数が記載されている。採用者割合が大きいことを前提に考えれば、日本学生支援機構奨学金の採用率は平成13年度(74%)から平成17年度(97%)まで大幅に改善されたといつてよいだろう。採用者数は年々、増加してきており、平成17年度では、応募者のほぼすべてを採用できるようになっている。

〔年度別日本学生支援機構奨学金・駿河台大学奨学金採用者数と採用率〕(単位:人)

区分	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
日本学生支援機構一種 (予約・緊急を含む)	73	74	130	104	120
日本学生支援機構二種 (予約・編入継続・応急を含む)	143	163	167	185	245
駿河台大学貸与奨学金	23	19	17	16	21
採用者数合計	239	256	314	305	386
応募者数合計	324	302	328	322	398
採用率(採用者数/応募者数)	74%	85%	96%	95%	97%

この表には、駿河台大学進学以前に奨学金の予約を受けた者や、緊急・応急制度に基づいて日本学生支援機構から奨学金を貸与された者も含まれている。緊急・応急制度は、家計支持者の死亡、失職、病気及び事故等により家計事情が急変した学生を救済するためのものである。緊急制度では1年間第1種奨学金を、応急制度では卒業まで第2種の奨学金を受ける。これらの利用者は年間数名である。

(2) 本学の奨学金制度

(i) 貸与奨学金

学業を継続するために経済的援助が必要な学生のための貸与奨学金制度である。原則として1年次生又は編入学生の初年度生のうち、経済的に修学困難でかつ学業成績・人物ともに優れた学生を対象としている。1年次生と初年度編入生のなかで貸与希望者が少ない場合に限って、在学生へ貸与することになっている。経済的困窮度など選定の基準については日本学生支援機構第二種に準じ、かつ育英的要素を含めた学業成績の基準（新入生については高等学校の評定平均値が3.2以上、また編入生については入学前に在籍した学校での成績優秀者、在学生については学科での成績が上位1/3に入っていること）を設けている。貸与額は月額5万円を無利子で、交付開始時より卒業予定の最短年月まで貸与する。毎年、15人を超える学生に新たに貸与され、平成17年度の貸与者合計は62名（1.3%）、総貸与額は3,570万円である。

(ii) 給付奨学金

(a) 特待生制度

この制度には、学業成績・人物ともに優れた学生を表彰する1種特待生と、スポーツ競技成績・人物ともに優れた学生を表彰する2種特待生がある。1種特待生は、本学における1年次、2年次又は3年次における学業成績及び人物が特に優れている学生を対象としている。具体的には、各学部の前年度成績上位者（法学部では2～4年次生3名、経済学部と文化情報学部では2年次生各2名、学科別に3～4年次生各1名、現代文化学部では学科別に2～4年次生各1名）である。2種特待生は、本学における1年次、2年次又は3年次におけるスポーツ競技成績及び人物が特に優れている学生を対象とし

ている。全国大会、あるいは関東大会レベルの大会において基準以上の成績を収めた者のうち、学業成績を考慮して特待生を決定している。両特待生ともに当該年度の授業料相当額（66万円）を給付している。平成16年度の特待生は36名、給付総額は1,716万円であった。

(b) 特別給付奨学金

学業成績優秀者及び経済的に修学困難な学生に対する給付奨学金制度である。対象者は、①学業成績及び人物共に優秀な学生、②経済的理由により修学が困難な学生である。出願に当たっては、①、②ともに特に力を入れている学習内容を記した書類、成績・資格等を証明する書類を提出する。また②による出願を希望する者は、家計状況を証明する書類等を併せて提出する。選考は、②についてはすでに日本学生支援機構奨学金、駿河台大学奨学金などの他の奨学金が整備されているので、①を優先している。募集人数は年間100名であり、一人当たり20万円を給付する。平成17年度では160名の応募があり、そのうち97人が給付を受けた。①に該当するものが76名、②に該当するものは21名であった。

(c) キャリアカレッジ奨励金

本学では、更なる専門知識を身に着けることに関心のある学生を対象として、さまざまな講座（オープンカレッジ）を開いている。本学におけるオープンカレッジ受講生で、目指す資格試験に合格した学生に奨励金を支給している。対象者は、本学で開講しているオープンカレッジのうち、宅建講座、行政書士講座、基本情報技術者試験講座あるいは簿記講座（ただし2級合格者のみ）を受講している者で、当該試験に合格した学生に3万円が支給される。平成16年度は6名に18万円が支給された。

(d) 交換・派遣留学生奨学金

本学から海外の提携校に交換・派遣留学する学生を対象にした給付奨学金制度である。本学の交換・派遣留学生として留学する学生1人当たり、10万円を給付するものである。平成16年度には、22名に220万円が支給された。

(iii) 本学父母会奨励金

本学の後援団体である父母会の奨学金制度である。特に文化系の課外活動において顕著な成果を収めた学生に対して奨励金を支給している。顕著な成果の具体的な事例として、①文化活動で顕著な成績を挙げたもの（コンクールでの入賞等）、②社会貢献度の高い者（ボランティア活動、人命救助等）、③社会でめざましい活動あるいは実績を挙げた者（会社の設立等）を挙げることができる。募集人数は15名、給付金額は1名20万円である。平成16年度では、15名、総額300万円が支給された。

(iv) 本学同窓会貸与奨学金

卒業生によって組織された本学の後援団体である同窓会の奨学金制度である。経済的困窮度が高い者に奨学金を貸与するものである。特に大学課程を修了する見込みのある4年次生のうち、経済的困窮度が高い者に、同窓会が1人当たり60万円の学資を1年間、貸与するものである。他の奨学金を得ている者は除かれる。平成16年度には、該当者はなかった。

(v) 奨学金以外の経済的支援：私費外国人留学生授業料減免制度

本学に在籍する私費外国人留学生に対し授業料を減免し、経済的な負担を軽減することを目的とした制度である。授業料減免を受けることのできる者は、出席が良好でかつ勉学意欲が高いと認められ

る者、経済的に就学が困難であると認められる者のうち、当該年度春学期分の授業料を納付した者である。学費の減免額は、授業料の30%とし、期間は当該年度のみである。

2 奨学金へのアクセス

奨学金の掲示告知及びガイダンス実施状況については、次のとおりである。

(1) 日本学生支援機構奨学金・本学貸与奨学金

4月初めにガイダンス開催に関する告知を掲示により行う。4月中旬に、1年次生、2年次生以上、編入生のそれぞれを対象とした説明会を個別に開く。そして両奨学金ともに4月末から5月初旬を出願締め切りとして（1年生5月初旬、2年生以上4月末）、応募者に必要書類の提出を求める。5月中旬に掲示板により書類選考通過者発表とその後の面接日時を告知する。面接後、採用者を掲示し（6月初旬）、採用ガイダンス（6月初旬）を行う。このような過程によって、毎年奨学生の募集から採用までの手続きを行っている。

(2) 本学特別給付奨学金・本学父母会奨学金

秋学期初めに掲示により奨学金制度の概要及び出願等のスケジュールを告知する。演習等において担当教員からも告知される。10月中旬に出願を締め切り、書類審査の上、11月下旬に掲示板で給付者が発表される。

(3) キャリアカレッジ奨励金

開講講座を紹介したパンフレット（『駿河台大学キャリアカレッジ』）により告知するとともに、4月中旬に開かれる「キャリアカレッジ資格ガイダンス」において制度の内容を説明している。

(4) 交換・派遣留学生奨学金

入学直後に開かれる新入生ガイダンス、春と秋の学期初めに開かれる長期留学説明会、及び11月に開かれるモナッシュ大学派遣留学生説明会の場において、制度の内容を説明している。

(5) 私費外国人留学生授業料減免制度

4月に行われる留学生ガイダンスにおいて制度の概要を説明する。7月初めにガイダンスの案内を掲示する。そして同月中旬に制度の内容を説明するガイダンスを開き、それに続いて応募者に必要書類を提出してもらう。

(6) 本学特待生制度・本学同窓会貸与奨学金

特待生制度は学業成績やスポーツ成績の優れた学生を表彰するという目的を持つ。また同窓会貸与奨学金は、突然の経済的理由により卒業が危ぶまれる学生を救うことを目的とした緊急避難的な奨学金制度である。そのため、これら2つの制度では募集という形式をとっていないため、ガイダンス等

は行っていない。

【評価と問題点及び改善の方策】

1 学部学生への経済的支援

(1) 評価と問題点

本学において実施されている学生への経済支援の制度と現状は、【現状】に示すとおりである。ここでは、主に、経済的に困窮している学生の支援のための日本学生支援機構奨学金及び本学貸与奨学金の評価と問題点について述べる。両奨学金への応募者数に占める採用者の割合の推移が【現状】の表に示されている。平成17年度については9月現在のデータである。平成15年度から17年度についての3ヵ年の割合を見ると、何れの年も応募者の90%以上が奨学金を貸与されている。

(2) 改善の方策

下表には、大学入学以前に予約されたもの、継続のもの、緊急・応急のものを除いた各奨学金の種別ごとの割合が示されている。それらのうち、平成16年度に日本学生支援機構第1種奨学金（無利子）の推薦枠が削減されたため、第1種の採用割合が平成15年度の49%から平成17年度の33%にまで低下していることがわかる。他方、その低下を補うように、第2種（有利子）の割合が高くなった。特に平成17年度では58%まで上昇している。今後、推薦枠の維持・拡大、そして学生にとって有利な無利子奨学金の増額を要望していきたい。一方、本学奨学金の採用人数はそれほど変化していないが、奨学金採用者数が年々増加しているため、その割合は低下している。併せて、無利子である本学貸与奨学金の拡充を検討していきたい。

〔奨学金採用者に占める各種別の割合〕

区分	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
日本学生支援機構一種(予約・緊急を含む)	30%	26%	49%	35%	33%
日本学生支援機構二種(予約・編入継続・応急を含む)	55%	62%	43%	55%	58%
駿河台大学貸与奨学金	15%	12%	8%	10%	9%
採用率(採用者数/応募者数)	100%	100%	100%	100%	100%

2 奨学金へのアクセス

(1) 評価と問題点

上述の奨学金については、十分な期間の掲示告知後に、ガイダンスを行い、そして応募を促している。掲示告知、ガイダンス等のスケジュールに大きな問題はないと判断できる。

(2) 改善の方策

今後、学生に更に利便性の高い情報を提供するためには、従来の告知媒体に加えて新たな媒体を活用することを検討していきたい。大学ウェブサイトや携帯電話専用サイトである駿河台大学「モバイル・キャンパス」などを利用した情報提供である。

Ⅱ 生活相談等

〈生活相談等〉

【現状】

1 健康相談室の業務と展開

(1) 健康相談室の成り立ちと基本業務

本学では、学生生活へのきめ細かな配慮を重視し、開学当初から、学生の生活相談に応じるための機関として学生相談室を設け、カウンセラーによるカウンセリング等を行ってきた。そして、学生の心身の健康保持を一体化して図るため、平成 13 年に学生相談室と従来の保健室を合併して「健康相談室」とし、組織と施設を更に充実させた。

現在、健康相談室のスタッフ構成は、看護師 1 名(専任)、事務員 1 名(専任)、カウンセラー 4 名(専任 1 名、非常勤 3 名)、非常勤医師 1 名となっている。このうちカウンセラーは、常勤カウンセラー（臨床心理士）1 名、非常勤カウンセラー（臨床心理士 2 名、精神保健福祉士 1 名）3 名という構成で、月曜から金曜まで、輪番制により、1 名ないし 2 名のカウンセラーが日中は必ず健康相談室にいる、という形を取っている。これにより、学生の心のケアを重視した継続的かつ臨機の対応が可能となっている。

また、身体的な怪我や病気への対応は、常勤の看護師が応急処置に当たり、病院との連絡や紹介を行う他、毎月 1 回、非常勤の校医による無料の健康相談を実施している。更に、後述のように毎年定期的に、全学の学生及び教職員を対象とした健康診断を行っている。

学生の心身の健康状態を保持するこのような活動をより有効なものとするために、年度初めの学年別ガイダンスにおいて、学生生活アンケートを実施している。それに加え、充実した学生相談を実現するには、専門の健康相談室と一般の教職員の相互理解と共通の問題意識の形成が不可欠との考えから、定期的に「健康相談室ニュース」を作成・配布するとともに、平成 8 年以来、毎年、全教職員を対象にした学生相談研修会を開催している。

(2) 学生支援センターの開設

以上のような、学生の心身の健康保持と並んで、近年では、学生の日常生活全般に関する相談や指導の必要性が高まっている。これに対して本学では、教務課による履修相談、教員による成績不振者・長期欠席者面談、学生課による課外活動・奨学金等についての指導、就職センターによる就職相談など、様々な対応がなされているが、平成 18 年 10 月には、学生からの生活相談全般についての対応窓口及び支援機関として、「学生支援センター」を開設した。

学生支援センターは、学生の相談窓口の一本化を最終的な目的としたもので、まずは学生生活上（勉学、課外活動、アルバイト、衣食住、キャリア、消費者トラブル、宗教問題、心身に関する事など）のあらゆる疑問、悩み、要望について相談に応じる場として運用が開始された。

具体的には、全学のほとんどすべての専任教員が輪番制で窓口に詰めることとし、相談内容により対応、あるいは適切な相談先（教員、事務、健康相談室、外部相談窓口など）の紹介を行う。この他事務的な補助として非常勤職員が1名常駐することになっている。運用時間は、月～水、及び金曜日の午前は10時より12時、午後は12時30分より16時30分である。

開設後、間もないこともありまだ本格的な稼働とはいえないが、毎日1～2名程度の学生が訪ねている。

2 生活相談担当部署の活動内容とその有効性

(1) 学生相談の利用状況

学生相談の来談延数は年々増加し、平成12年度では1,067名だったところから、平成17年度には1,351名(1,958件)となっている。また、新規来談者数も、平成12年度の59名から平成17年度には法科大学院5名を含め76名まで増えている。

相談内容の内訳は、平成17年度の場合（以下、この項は平成17年度の数字による）、「心理的悩み」(26%)が最も多く、次いで「対人関係」(25%)、「学業・成績に関する修学相談」(24%)となっている。いずれも長期間にわたるケースが増えている。

月別の新規来談者は春学期の4月、5月、6月に多く全体の52.6%を占める。次に来談者延べ人数については、春学期は6月、7月が多く、秋学期は10月、11月が多かった。

相談の形態としては、来談延人数1,331人、電話でのカウンセリング168回、手紙によるカウンセリング及び必要に応じて学生たちに出した手紙が22通であった。カウンセラーが学生の相談にかける年間の総面接時間数は762.8時間で学生1人当たりの面接時間が34.3分、電話による学生1人当たり時間が10.1分であった。一人の学生にかけるカウンセリング時間は例年(40分程度)に比べて若干短くなっている。

父母との相談形態内訳は、来談延数が11回、電話での相談は64回であった。父母へのカウンセリング時間は平均1回当たり56.4分、電話による父母への1回当たりの時間は13.7分であった。

その他の相談としては、教職員へのコンサルテーションがある。相談にきた学生がスムーズに学生生活を送れるようになるためには、教職員の理解と援助が必要であり、教職員からもうどう対応してよいかわからない学生についての問い合わせなどがある。延回数は210回、平均1回当たりの時間は17.5分であった。

(2) 健康相談の活動内容

(i) 健康診断

毎年4月に全学生を対象に定期健康診断を行っている。結核予防の観点からは、定期健康診断の100%受診を目指す。平成12年度は、受診率は85.9%であったが、平成17年度は92.2%となり、結核感染者の発見に寄与している。実施日は毎年4月初めの教務ガイダンス日に合わせて行っている。健康診断においては、基本的な検査項目に加え、健康調査を行い、医師の問診時に使用している。最近の健康状態、治療中の病気、様々な自覚症状について質問している。

(ii) 健康指導・フォローアップ

健康診断にて学生に何らかの異常が発見された場合、2 次検査として再検査を実施することに加え、必要なものについては精密検査を学外医療機関に依頼して行っている。最近では学生生活習慣病も増加しており、これらの傾向がある学生には、必要に応じ、卒業まで経過観察や健康指導を行っている。治療が必要なケースについては、学外の医療機関に紹介する場合もある。新入生に対しては、4 月の健康診断時に「健康状況報告書」の提出を求めており、持病やけがなどの理由から「健康・スポーツ実習」の授業時に何らかの配慮を必要とする学生の相談に応じている。

(iii) 応急処置・近隣の病院紹介

平成 17 年度の応急処置（ケガ、病気）件数は、401 件であった。この数は、平成 12 年度の 408 件に比べほとんど変化はない。しかし、病院紹介は、平成 12 年度 27 件に対して、平成 17 年度は約 2.7 倍の 73 件であった。

来所できない急患の発生があった場合、看護師が救命道具を持って現場まで急行し、適切な処置を行い必要に応じて医師を呼んだり、保健センターまで搬送したり、救急車の出動を要請したりしている。看護師及び健康相談室は、大学行事(入学試験・駿輝祭等)における救護にも携わる。

(iv) 健康診断証明書発行

学生向けに、就職用健康診断証明書を発行している。就職用診断書は学内の自動発行機でも発行できるようになっている。診断書発行数は平成 17 年度で 2,260 枚である。

(v) 学内衛生管理

健康相談室は、学内の衛生問題に関する危機管理の主導的役割を果たしている。例えば、結核の接触者健診の実施援助など、学内の感染症対策を行うなどである。

また、健康相談室専任スタッフと各学部の教員による健康相談室委員とで構成する健康相談室委員会を定期的に開催し、その会議を通じて、学内の衛生管理や学生の健康相談に関する問題を検討している。

(vi) 学生生活アンケートの実施

学生の心身の健康状態を把握するために、年度初めの学年別ガイダンスで、学生生活アンケートを行っている。質問内容は、最近の健康状態について、①身体的症状、②不安、③社会的活動上の悩み、④うつ傾向、という 4 つの尺度から評価するものである。平成 17 年度は、全学生数 4,737 人中、2,688 人の有効回答が得られ、有効回答率は 56.7%(男子 53%、女子 67%)であり、男子の回答率が女子に比べ低い傾向があった。

すべての項目群で、女子の得点の方が高かった。

(vii) 学生相談研修会の実施

健康相談室と健康相談室委員会が中心となって、平成 8 年度から、全教職員を対象に、年に一度、学生相談研修会を実施している。この研修会では、常勤のカウンセラーが本学の学生相談の現状報告をしたり、学外の学生相談の専門家や実務経験者による講演会を実施したりして共通の知識を得るための努力を行っている。

この研修会は、平成 17 年度に第 10 回を迎えた。そこで健康相談室委員会では、それを機会に今ま

での学生相談研修会の内容をまとめ、平成 18 年 3 月に、『学生相談 10 年の歩み』という冊子を作成し、学内外へ配布した。

更に、これとは別に、常勤カウンセラーによる『教職員のための学生対応 Q&A』という冊子の発行・配布を、平成 14 年 3 月、平成 16 年 3 月に行っている。

(viii) 活動報告・ニュースの発行

健康相談室では、『健康相談室活動報告書』の作成・配布を年 1 回行い、学生支援の現状を報告している。また、「健康相談室ニュース」を年 2 回（7 月と 12 月）発行して、発行時期に合わせた健康上のトピックスを載せ、学生と教職員に心身の健康について考えてもらう機会を作っている。

(ix) 学生生活に関する満足度アンケートの実施

学生生活に関する満足度アンケートは、アメニティ調査として行っており、結果を公開し、活用されている。詳しくは第 8 章「施設設備等」の第 2 節「キャンパス・アメニティ」に記述してある。

(x) 不登校の学生への対応状況

授業に対し欠席が目立つ学生に対しては、教務課が担当教員からの申告によってピックアップし、ファカルティ・アドバイザー（FA）の教員が面談をして状況の把握をする対応をしている。継続的に欠席をする場合には、何回も FA と面談をすることになる。現状ではその学生を必ず学生相談に行かせるというような連携は取っていない。

3 ハラスメント防止のための措置

(1) ハラスメント委員会

本学では、学習、研究、就労している構成員全ての基本的人権の尊重を阻害しない、安全で快適な教育・研究環境及び就労環境の提供を心がけている。そのため本学は、平成 11 年 11 月に、具体的かつ必要な配慮を講じるため「駿河台大学セクシャル・ハラスメント・ガイドライン」を定め、セクシャル・ハラスメントに関するあらゆる問題に対応するための機関として、「ハラスメント対策委員会」を設置した。

ハラスメント対策委員会は学生部長の下、9 名の委員からなっている。委員の内訳は、各学部から選任されたそれぞれ 1 名の教員と、総務課長及び学生課長を含む職員 5 名である。委員は相談員を勤める。相談員に対して、直接電話やメールで相談できるように全学に公表している。相談の流れや体制についてはリーフレットを作成し、新入生については入学時オリエンテーションのガイダンスで配布、説明し、全員に配布している。同時にリーフレットをいつでも手にとって見ることができるように、大学講義棟入り口カウンター、学生課窓口においてある。またホームページには「駿河台大学セクシャル・ハラスメント・ガイドライン」を載せ、いつでも確認することができるようになっている。また掲示でも案内している。

相談のしかたは、問題を抱えた相談者はまず相談員に、直接来室、電話、Eメール等で連絡をする。連絡を受けた相談員が相談の概要や解決に向けての要望など相談者の話を聞き対策を考える。場合によって、より踏み込んだ対応が必要であれば、相談窓口が設置され、2 人以上の相談員が問題解決に向けて、提案・勧告を行う。更に必要と判断された場合は、ハラスメント対策委員会が慎重に審議を

行い、必要な調査を行い、その結果により適正・公正な処置を取ることになる。事務局は学生課である。

相談は年間数件寄せられるが、いずれも相談員との相談の中で解決に至っており、相談窓口の設置には至っていない。

(2) ハラスメント防止対策講習会

対策委員会の設置以降、学生及び教職員を対象に、年 1 回の講演会を行っている。講演者はハラスメント関係の研究者、あるいは他大学におけるハラスメント相談員の経験者である。平成 16 年度はセクシャル・ハラスメント防止対策講習会として、学生及び教職員を対象に『キャンパスライフとセクシャル・ハラスメントー学生はこう考える』を行った。学生の活発な発言があった。平成 17 年度は教職員を対象に『セクシャル・ハラスメントの予防と対策ー大学で想定される事例を通してー』と題して講演を行った。

(3) セクシャル・ハラスメント実態調査

本学では、平成 15 年度に続いて、平成 17 年度に『セクシャル・ハラスメントに関する実態調査』を行った。対象は全学生約 5,000 名であり、回収票は 2,617(回収率は 52%)であった。結果は以下の①～④にまとめることができる。

① 「セクハラの実態」

「クラスやサークル」「つきあっていた異性」「教員」「職員」「(アルバイト先など) 学外」のそれぞれの人間関係で、性的な面でいやな思いをしたことがあるかについての質問に対し、「深刻な問題がある＋少しある」という回答は、男女ともに「学外」が最も多く、特に女性の 18.5%がセクハラを受けていると感じている。男性は 8.4%であった。次に「つきあっていた異性」では女性が 11.6%、男性が 6.8%、「クラスやサークル」では女性が 11.1%、男性が 6.0%セクハラを受けていると感じており、いずれも女性の割合が高かった。しかし「教員」「職員」では男性のほうが女性よりも経験率が高く、男性 6.0%、女性 4.1%と、男性 3.7%、女性 2.1%であった。いずれにしても、男性の経験率が極端に低いわけではなかった。

また、相手を問わず何らかのセクハラ被害にあっているのは女性では全体の約 3 割、男性では約 2 割であった。このうち深刻な問題があるのは、男女ともに 1 割弱であった。

② 「セクハラ問題に関する知識・情報の効果」

「セクハラという言葉の意味を知っているか」については、「よく知っていた」が 67.8%、「言葉だけ知っていた」が 29.4%であり、「知らなかった」は 2.8%と少なかった。セクハラという言葉は、学生にかなり浸透している。

③ 「セクハラ相談に関する情報と問題への対処」

「本学のセクハラパンフレットを読んだことがあるか」は、「読んだ」は 34.9%であまり読まれていなかった。また、「本学にセクハラ相談員がいることを知っていたか」は、「知っていた」は 44.3%で半数以下であった。

④ 「セクハラ問題の発生と問題への対処方法」

学生はセクハラ問題が生じた場合、どのように対処するのであろうか。「自分で解決する」「親に相談する」「友人に相談する」「ハラスメント相談員に相談する」「健康相談室に相談する」「その他の人・機関に相談する」の中から回答を求めた。セクハラを受けた相手によって誰に相談するかは異なる。

「クラスやサークル」「つきあっていた異性」については、「自分で解決する」「友人に相談する」のいずれかの選択で9割以上を占める。「教員」「職員」では、実際に深刻な問題があったものほど、セクハラ相談員には相談せず、また、友人に相談することも少なく、自分で解決するという方向に向かっていく。本学では相談件数が少ないが、それは問題がないから相談に来ないと考えすることはできないということが分かった。

【評価と問題点及び改善の方策】

1 健康相談室の業務と展開

以上のように、本学における学生の健康保持のための機関は、他大学と比較しても非常に充実したものとなっているといえる。ただし、以下のような問題点が残されている。

(1) 健康相談室の場所

本学は、全学部が一つのキャンパスにまとまっている（法科大学院を除く）が、事務部門は、キャンパス内の幾つかの建物に分散して置かれている。そして、生活相談に関連する部署のうち、新設の学生支援センターは、大学の正門を入ったすぐの第二講義棟の一階、教務課の近くに置かれているため利用しやすいが、健康相談室は、キャンパスの比較的奥の、主に教員の研究室・会議室と入試広報課等が入った本部管理棟の一階にあるため、学生にとっては利用しにくい。特に、心の問題について相談したりカウンセリングを受けたりすることが望ましい学生が、最初に気軽に健康相談室を訪れることができるようにするには、現在の健康相談室の場所については再考の余地がある。

対策としては、健康相談室を学生により利用しやすい場所に移すことのほか、学部でのガイダンスや健康相談室による広報活動を通じて、学生がより健康相談室に訪れやすい環境を作っていくことが重要である。これについては大学に、健康相談室と教員をつなぐための常設の委員会として健康相談室委員会が置かれており、そこですでに何度か話し合いが行われているし、今後ともこの委員会で検討していくこととする。

(2) 学生支援センターと健康相談室の位置づけと連携

近年、健康相談室に来訪する学生の相談内容が、心身の健康に関する問題のみにとどまらず、カリキュラムの組み方やレポートの書き方など、一般の学生生活に関する相談まで含むものに変化してきている。このような現状の下で、新設された学生支援センターと健康相談室を相互にどのように位置づけ、連携を取っていくかは、今後に残された課題である。学生支援センターはまだ開設したばかりであり、学生への認知度もあまり高くはない。学生にとっての訪ね易い学生支援センターとして広報

活動などを進める必要がある。また事務の各課との連携の問題を含めて、早急な検討が必要であるが、まずは学生支援センターの活動がある程度軌道に乗ることが前提である。

(3) 相談者の増加等に伴う人員増加の必要性

次の項目（生活相談担当部署の活動内容とその有効性）に示されているように、健康相談室の利用率は年々増大しており、更に、継続的なカウンセリングを必要とする学生の数も増えている。他方で、法科大学院の開設に伴い、現在の学部のカウンセラーが一部、法科大学院でのカウンセリングを担当することになり、スタッフの仕事量は相対的に増えている。このために人員の拡充の必要性について検討していきたい。

2 生活相談担当部署の活動内容とその有効性

学生相談室が設置されて以降の経過の中で、内容的な転機、すなわち、通常の内的成長を促すようなカウンセリングで期待される効果が望めない学生たちが増加している。学生の学習面での躓きによる不適応の顕在化に対して、学生相談室が対応しているという一面である。今後、教学面からのアプローチの強化とともに学内諸部門の連携の強化を図っていきたい。

また活動内容からすると、本学の生活相談部署である健康相談室は、活動的かつ有効に運営されているといえるが、前述の項目（学生の心身の健康保持・増進及び安全・衛生への配慮の適切性）で指摘した、健康相談室の場所という問題がある他、以下のような問題点が残されている。

(1) 学生生活アンケートの有効利用

上述の学生生活アンケートは、健康相談室で学生の健康管理の基礎資料として利用する他、回答した学生自身にそのアンケートを取りに来てもらうことで、心身の健康に関する相談のきっかけとなることが期待されているが、平成17年度の学生生活アンケート結果を取りに来た学生数は、わずか76人(アンケートを受けた学生の3%弱)のみであった。

これについては、平成18年度から、一年次生のための演習において、演習担当教員から、学生生活アンケートを健康相談室に取りに行くようにとの指導をすることとなった。

(2) 不登校の学生への対応状況

不登校の学生の面接はFA教員によって行われるが、その結果で学生相談へ継続して支援する等の連携が必要となることが起こりうるが、現在のところ必ずしも連携が取れているとはいえない。

(3) 学生寮併設に伴う学生の健康管理の必要性

平成18年度より、大学キャンパスに併設された学生寮に、約250名の学生が入居することとなった。この寮生の健康管理について、大学としてはどのように対応していくのか、今後の健康相談室委員会の検討課題である。

3 ハラスメント防止のための措置

平成17年度の調査から、本学における問題点と今後の改善策を考える。

まず、本学におけるセクハライメージの再検討があげられる。ハラスメント調査から、男子学生のセクハラ問題が予想以上に多かったことがあげられる。特に「教員」「職員」との人間関係においては、女子学生よりも多く申告された。今後は、この結果の意味を明らかにし、本学におけるセクハライメージを再検討することにつなげたい。

次に、セクハラ指導の確実な実施があげられる。本学のセクハラパンフレットなどを読むことには、一定の有効性が認められたが、実際にパンフレットを読んだことがあるものは3分の1程度、セクハラ相談員の存在を知っているものも半数弱であった。現在、各学年の演習時にセクハラ指導を行うことになっているが、対策委員会は教員に指導の有効性を理解してもらったうえで、確実な実施についての呼びかけを行っていきたい。

最後に、セクハラ相談システムの運営についての問題である。ハラスメント相談員や対策委員会の役割は、セクハラ問題の抑止と解決の2つに分けられる。対策委員会の存在はセクハラ発生を抑止していると考えられるが、問題解決のためには十分に機能していない。深刻な問題を抱えた経験のある人ほど、相談員のところに相談に来ようとしないという結果は、セクハラ相談システムの実際の運営の難しさを示している。

今後は、自分で解決しようとする傾向が強いセクハラ被害者をつなぐ経路の確保や、相談員が被害者と加害者との調整能力を高めるための研鑽などが必要である。

今後もセクシャル・ハラスメントを始めとする各種ハラスメントの防止に関する情報の収集と提供、相談員の指導のレベルアップ、相談員の指導技術のレベルアップに取り組みたい。

Ⅲ 課外活動

〈課外活動〉

【現状】

1 大学の組織的な指導

(1) 組織的指導

本学は、少人数の学習集団による、きめ細やかな愛情教育を開学の基本理念とし、文武両道の国際人として自立できる人材育成を目指している。

平成 12 年度から学生部学生課にスポーツ担当窓口を併設し、3 名の専任職員が施設・設備やスポーツ競技団体の日常事務対応に当たり、特に、課外活動（スポーツ競技力の向上）や地域活動との関連を重視した指導結果、スポーツ・文化両活動共に顕著な成果を上げている。

平成 12 年度に導入されたスポーツ振興制度はスポーツ推薦規定による優秀なアスリートの育成を可能とし、対外試合での顕著な戦績を残し、学内のスポーツ活動を活発化させ、学内メディアを駆使した学生による広報活動のニュース配信は従来希薄であった大学帰属意識の向上と一般学生間との積極的な交流を促しつつある。

一方、指導不足であった文化的活動は、学生委員会の支援によって音響部門の活動を軸に、ボランティア部門の環境&福祉活動が組織的な胎動を始めたところである。

(2) 施設の整備

同一規模の大学と比較すれば、充足率は高い。スポーツ関連施設は体育教科授業の単独専用率が高く、放課後の使用は公認・強化指定クラブに限定されて、一般学生やサークルとしての使用頻度が低い。週末や夏季・冬季利用時間や手続き上の規制が多く煩雑で、一般学生やサークルは学外の有料地域施設などを利用している。平成 13 年にはクラブハウスが新設され、平成 18 年 4 月には第 2 キャンパス寮など着実な整備は進んでいる。整備された専用コートはゴルフ練習場、テニスコート、トレーニングセンターであるが、グラウンド競技場や野球場は本格的な基礎改修工事が必要であり、ホッケーの授業やクラブ活動は、隣接の飯能市有料コートの借用で対処している。一般学生が自由に使える更衣室・個人ロッカーや用具庫はやや不足している。

文化系の活動は、スポーツ団体と比較すると組織が微弱で、運営方法や所属学生数が不安定であり、音楽団体以外は低調である。

(3) 団体組織への指導制度

(i) リーダースセミナー等の開催状況

リーダースセミナーが年 1 回行われている。目的は課外活動、特に体育公認団体の活発化と適正活動育成にある。各団体は適正な運営と円滑な競技力向上を目指し、各部員の危機管理意識を高め、怪

我や疾病の予防、適切な応急処置の方法を学ぶ。特に、頻発するスポーツ選手の反社会的な行動が社会問題化しており、クラブ運営の適正化とモラルの向上を強調した指導を研修会やクラブスタッフ会議を通じて徹底している。

対象者は、体育公認団体の主将、主務、マネージャー、体育会準備委員ほか、特に希望する者である。平成17年度は平成18年3月2日に行われた。内容は全体討議として約5時間の中で、次年度練習日、施設利用の時間設定、学生の要望の聴取、大学の方針説明、予算管理などを行い、体育課からの注意事項の伝達を行い、スポーツ講演会では非常勤講師の坂下博之氏による「大学で伸びる選手と伸びない選手」が行われた。また平成17年度は9月15日に、体育公認団体の部員全員に対して、公認団体ガイダンスが行われ、学生への諸注意及びスポーツ講演会（稲田亜矢子氏「オリンピックを経験し、得た確信」）が行われた。

(ii) 団体説明会の開催状況

年1回(2月上旬)に課外活動団体継続説明会を実施している。ただし、公認団体(吹奏楽部を除く)については、月1回のペースで実施し、実施所轄はスムーズな運用を行えるように、平成13年度より体育課が担当となり、指導強化を図っている。

課外活動団体説明会においては、①団体継続のための提出書類、②部員登録の方法、③活動中の事故等への対応、④セクシャル・ハラスメント講習会などの伝達説明である。

(iii) 団体登録・継続手続き

本学の課外自主活動団体は、①強化指定クラブ、②公認団体、③体育・文化部会、④届出団体と活動レベルによって区分評価し、予算配当が行われる。

(a) 強化指定クラブ(10 団体) 所轄は体育課であり、スポーツ競技力の向上に貢献している。

種目の指定や予算配当、スポーツ推薦制度上の改善点など全てスポーツ振興委員会で提案検討される。団体数は実績評価によって3年で指定変更が行われる。

(b) 公認団体(9 団体) 体育公認団体と文化部公認団体があり、文化部公認団体は1 団体(吹奏楽部)のみで、8 団体はスポーツ系組織である。

(c) 体育・文化部会(12 団体)

(d) 届出団体 任意サークルで最も加入者が多いが、出入りが激しく、正確な実態は不明である。

(iv) 駿輝祭における指導状況

当該年次最大の学生主体のイベントである駿輝祭は、学年・学部代表者による実行委員会を組織し、伝統的な自主活動が定例委員会によって推進・指導を行っている。例年、春学期1回、秋学期授業開始後毎週1回実施し、大学側から学生課駿輝祭担当職員、実行委員会側から委員長、副委員長、各部長(総務・会計・企画・渉外・広報・コンサート)によって組織されている。

内容は、駿輝祭準備の進捗状況報告及び問題点等の対処などである。

上記以外に各部門の準備段階では、企画内容の確認・各種説明会の実施計画、教室手配・大学各部門への依頼など、すべて申請書による学生課の許可と指導が行われ、経費発生については稟議書によって、学生課長の決済と指導が行われている。父母会補助は、平成12年度は400万円、平成16年度は500万円であった。

指導の主なポイントは、①期間中の活動時間、下校時間、②アルコールの許認可と取り扱い、③食品の衛生管理と販売、④期間中の車両通学について、⑤屋外ステージ参加団体への演目内容と公演指導である。

(v) 課外活動援助金給付状況

父母会から課外活動援助金が給付され、平成 12 年度は 800 万円であったが、平成 16 年度は強化指定クラブが別枠になったため、500 万円となった。

(vi) 父母会奨励金給付状況

文化系課外活動において顕著な成果を収めた学生に対し、父母会から奨学金を給付し、活動の活発化を促している。募集人数は 15 名、給付金額 20 万円で、受賞が 9 名、ボランティア活動が 5 名、留学生交流会から 1 名であった。

(vii) 強化指定クラブへの援助状況

強化指定クラブへの設置と同時に、平成 13 年度から強化費を計上してきた。

平成 13 年度は 7 団体に 1,400 万円、平成 18 年度各クラブ予算として 10 団体に 2,300 万円、全体予算として 400 万円、計 2,700 万円が補助された。主な団体は、剣道部、女子ホッケー部、カヌー部である。

(viii) 課外活動への援助状況

父母会より課外活動援助金として、平成 17 年度は 500 万円の補助を受けている。対象団体は、強化指定クラブ、公認団体、体育部会、文化部会の 30 団体である。

経済的支援として、クラブ運営費は公費、父母会・後援会費、クラブ員会費からの収入で賄われている。公認団体は 10 万円から 20 万円、強化指定クラブは競技実績に応じて 100 万円から 400 万円（スタッフ旅費、備品費、遠征費、競技会参加費、組織団体登録費、消耗品費）の配当があるが、種目によっては学生個人の負担が大きい。

(4) 指導・スタッフ

課外活動の目的は、学生の自主的・積極的なスポーツ文化活動によって、教育研究と有機的な相乗効果から大学生活をより価値あるものとし、社会とのより良い関係を学び構築し、同時に、大学の存在意義を明らかにする事にある。特にリーダー養成には欠かせない活動であり、社会的にも就職場面での企業間ニーズは高い。

(i) 教員：クラブの成立条件として団体規定があり、顧問部長、監督、コーチは必要である。しかし、強化指定クラブ以外は、公務分掌としての位置付けが曖昧で、特に文化系クラブは低調である。

指導・責任体制の明示や、事故やトラブル防止対策はやや曖昧である。

(ii) コーチ・監督：強化指定クラブにおいては、スポーツ指導員として委嘱されている。

(iii) 特別講師：リーダースセミナーなどの、公認スポーツ団体のリーダー養成講習会を年 1 回実施している。年 2 回以上の、参加学生の枠を拡大した資格認定講習会などの実効のある講習会が必要である。

(iv) トレーニングセンター専門スタッフ：学生部体育課指導の下に、トレーニングセンター非常勤

スタッフによるリハビリテーション講習会や体力増強、中高年対策、競技力向上講習会が行われている。

2 支援とその有効性

(1) 対外活動への参画と実績

スポーツ推薦制度による学生募集は、一部の種目では、着実に競技成績の向上に路を開きつつあるが、大学全体のスポーツ・文化活動や大学帰属意識の向上を期待するには授業との関連や強化体制など課題が多く、スポーツ振興委員会で鋭意協議提案中である。

- (i) 国際大会：日本体育協会公認競技種目出場クラブ（FIS スキー、カヌー・スラローム、カヌー・ポロ世界大会、女子ホッケージュニア世界大会）
- (ii) 国内大会・学生大会：文化系では平成 17 年度全国室内管弦楽大会 2 位、剣道と男子ホッケーは上位に戦績結果があり、弓道、野球、ラグビー、陸上部駅伝予選会にも平成 17 年度は初出場した。
- (iii) 公式戦：アジア大会、国民体育大会（カヌー・スキー・剣道・女子ホッケー）
- (iv) 対抗試合：サッカー・ラグビー・野球

(2) 学内大会等

- (i) スポーツフェスティバル：新入生歓迎クラス・クラブ団体ゲームを 5 月に実施。
全学的な二日間程度の学部対抗戦などの駿輝祭との合流希望があり、更なる活発化に努めたい。
- (ii) 公開講座：野外観察、カヌー、野外活動、ゴルフ、テニス
- (iii) ボランティア活動：障害者のためのプログラム、カヌー・レクリエーション

(3) 発表・評価・褒章

学生の活動評価については、全学的な周知徹底が重要で、反社会的な行為悪に対しては厳しい反省を、善行に対しては喜びを共有し、日常の地道な活動に脚光を当てる必要がある。日常の努力を一般化するためには 情報の交換と情宣・広報を頻繁に行い、ホームページ、学内モニターTV、学内誌、月 1 回のスポーツニュースなどを駆使し、個人や団体に対しては、実績評価 授業料免除、奨学生、入学金免除、特別功労賞などの特典についても検討したい。

(4) 安全対策・救急対策・健康の維持管理

スポーツ活動の促進と、学生の防衛体力等の低下傾向が進行し、事故の発生が頻発（骨折、捻挫、筋断裂、交通事故）し、予防のための健康・安全教育や緊急対応を講じていきたい。整形関係の専門医、看護師の常駐が欠かせない。正確な傷病統計を基に、健康安全対策が必要である。また、健康安全と競技や活動をバックアップする上で、レストランの存在は大きく、活動の活発化と、学生生活の充実を保障するため、食事の内容と提供時間帯、費用とスペースの改善（要望の強い夕食と朝の定食、一品献立で量的充足）を図っていきたい。

(5) 管理制度

他大学と比較して、施設の維持・管理上から、許可申請手続きと利用時間規制事項が多い。授業外の活動は、土・日曜日や休業日が練習と対外試合、発表会・演奏会となり、付属施設の利用規定も活動を支えるとは言い難い。また、緊急時の施設利用対応は不可能である。アンケート等による学生の要望実態を反映させ、使用施設や設備の学生の管理や清掃義務を徹底させ、習慣化させることも必要である。改善すべき問題点は活動時間、規制・規定、問題行動の予防、指導体制などである。

3 学生の課外活動の国内外における水準状況と学生満足度

(1) 体育系団体の戦績

主だった体育系団体の戦績は以下の通りである。

① 女子ホッケー部

平成 12 年、関東学生ホッケー秋季リーグ（3 部）において優勝、2 部昇格。翌 13 年、関東学生ホッケー春季リーグにおいて優勝、1 部昇格。同 14 年から 16 年、関東学生ホッケー（1 部）において、春期、秋季大会とも 2 位。

② 剣道部

平成 13 年、埼玉学生剣道新人戦において男子団体戦優勝、個人戦優勝。平成 14 年、全日本学生剣道選手権大会において準優勝。平成 16 年、関東学生剣道優勝大会において男子団体戦 3 位。平成 17 年、関東学生剣道選手権大会において個人男子及び女子が 3 位になった。

③ 男子ホッケー部

平成 16 年、関東学生ホッケーリーグ春季リーグ（3 部）に参戦し優勝、2 部昇格。続く関東学生ホッケー秋季リーグにおいて優勝、1 部昇格。以後 1 シーズンの 2 部降格を挟み、現在は 1 部所属。

④ 硬式野球部

平成 4 年に東京新大学野球連盟（4 部）に加盟以来 18 連勝で 2 部昇格。平成 12 年春季リーグおよび 14 年春季リーグに 2 部優勝するが、1 部との入替戦に敗れる。平成 18 年秋季リーグ終了時で、2 部連続在籍 28 季となり、現在の 2 部所属校の中で最長。

⑤ カヌー部

スラローム平成 15 年、NHK 杯において決勝 2 位（K-1）。世界選手権大会参加（C-1）。平成 17 年、NHK 杯決勝 3 位（C-1）、第 4 回アジアカヌースラローム選手権大会 C-1 チームレースでの優勝メンバーとなる。また、日本選手権大会でも 2 位（C-1）。平成 18 年、ジャパンカップ第 2 戦、第 4 戦で優勝（女子 K-1）。他ジャパンカップ上位入賞者、国体参加者多数。

ポロー平成 15 年、2003 年オセアニアカヌーポロ選手権大会参加。平成 16 年、第 6 回世界カヌーポロ選手権大会参加。平成 17 年、2005 年ナショナルチーム強化候補選手として選出され、2005 年オセアニア選手権大会参加。

⑥ スキー部

平成 17 年、第 78 回全日本学生スキー選手権大会 4 部 SG において、優勝と準優勝を果たす。総合獲得ポイントで 4 位となり、3 部に昇格。

⑦ サッカー部

平成 16 年、第 18 回埼玉県大学サッカー選手権大会兼第 18 回関東大学サッカー選手権大会埼玉県予選で 3 位。天皇杯埼玉県大学サッカー代表者決定戦 3 位。埼玉県大学サッカー秋季リーグ戦 3 位。平成 17 年、第 19 回埼玉県大学サッカー選手権大会兼第 18 回関東大学サッカー選手権大会埼玉県予選で 3 位。埼玉県大学サッカー秋季リーグ戦 3 位。

⑧ ラグビー部

平成 15 年、関東大学リーグ 6 部で優勝、5 部昇格を果たす。16 年に同リーグ 5 部で 5 位、17 年は 5 部で 4 位、18 年も同じく 4 位となる。

⑨ 陸上競技部

平成 16 年、第 83 回関東学生陸上競技対校選手権大会（関東インカレ）400m で準決勝進出。平成 17 年、第 82 回東京箱根間往復大学駅伝競走予選会に初出場し、39 チーム中 27 位となる。平成 18 年、第 85 回関東学生陸上競技対校選手権大会 400m 決勝で優勝（2 部）。第 83 回東京箱根間往復大学駅伝競走予選会では 44 チーム中 27 位であった。

⑩ ユニバーサルホッケー部

男子部ー平成 16 年、日本フロアボールリーグ優勝、日本フロアボール選手権大会準優勝。平成 17 年、日本フロアボールリーグ第 3 位、日本フロアボール選手権大会第 3 位。

女子部ー平成 16 年、日本フロアボールリーグ優勝、日本フロアボール選手権大会準優勝。平成 17 年、日本フロアボールリーグ第 5 位、日本フロアボール選手権大会準優勝。

〔体育団体戦績〕

年度	主な競技成績
平成 12 年	○ 女子ホッケー部 関東学生ホッケー秋季リーグ 3 部 優勝 2 部昇格 ○ 野球部 東京新大学野球春季リーグ 2 部 優勝 ○ 野球部 東京新大学野球秋季リーグ 2 部 2 位 ○ 剣道部 個人 全日本女子学生剣道選手権大会(ベスト 32) ○ サッカー部 埼玉県大学リーグ 1 部 3 位 ○ 陸上部 個人 所沢シティマラソン 優勝 ○ ユニバーサルホッケー部 フロアボール全国大会 女子 A 優勝
平成 13 年	○ 女子ホッケー部 関東学生ホッケー春季リーグ 2 部 優勝 1 部昇格 ○ 女子ホッケー部 関東学生ホッケー秋季リーグ 1 部 3 位 ○ 女子ホッケー部 女子全日本学生ホッケー選手権大会(ベスト 16) ○ 野球部 東京新大学野球春季リーグ 2 部 2 位 ○ 剣道部 個人 全日本学生剣道選手権大会(ベスト 32) ○ 剣道部 埼玉学生剣道新人戦 男子団体戦優勝 個人戦(幸)優勝 ○ サッカー部 埼玉県大学リーグ 1 部 3 位 ○ カヌー部 個人 関東カヌースラローム選手権大会 K-1 優勝

	○ カヌー部 個人 第 24 回NHK杯 K-1 10 位 ○ カヌー部 個人 第 56 回国民体育大会 K-1(15 ゲート)5 位 ○ 弓道部 埼玉六大学対抗戦 女子団体準優勝 ○ スキー部 個人 全国学生アルペンスキー大会 回転 優勝 ○ 陸上部 個人 山梨県大会(一般 800m)2 位 関東大会出場
平成 14 年	○ 女子ホッケー部 関東学生ホッケー春季リーグ 1 部 2 位 ○ 女子ホッケー部 関東学生ホッケー秋季リーグ 1 部 2 位 ○ 女子ホッケー部 全日本大学ホッケー王座決定戦(ベスト 4) ○ 女子ホッケー部 第 24 回女子全日本学生ホッケー選手権大会(ベスト 8) ○ 野球部 東京新大学野球春季リーグ 2 部 優勝 1 部入替戦敗退 ○ 野球部 東京新大学野球秋季リーグ 2 部 2 位 ○ サッカー部 関東大学選手権大会埼玉県予選 (ベスト 4) ○ サッカー部 天皇杯埼玉県大学予選 (ベスト 4) ○ 剣道部 個人 全日本学生剣道選手権大会(準優勝) 個人 全日本学生剣道選手権大会(ベスト 32) ○ 剣道部 全日本学生剣道優勝大会出場 男子団体戦(ベスト 32) ○ 剣道部 埼玉学生剣道新人戦 男子団体戦優勝 ○ カヌー部 個人 第 25 回NHK杯 K-1 9 位 個人 第 25 回NHK杯 C-1 6 位 ○ カヌー部 個人 全日本あぶくまカップ K-1 3 位 個人 全日本あぶくまカップ C-1 2 位 ○ カヌー部 個人 第 57 回国民体育大会 K-1(25 ゲート)3 位 個人 第 57 回国民体育大会 K-1(15 ゲート)12 位 ○ カヌー部 個人 日本カヌースラローム選手権 K-1 9 位 個人 日本カヌースラローム選手権 C-1 優勝 (平成 14 年度カナディアン・シングル ランキング 1 位) ○ ラグビー部 関東学生リーグ 6 部 3 位 ○ ユニバーサルホッケー部 女子ロアボール選手権大会準優勝 ○ 陸上部 個人 名栗湖マラソン 10 キロの部 2 位 ○ スキー部 個人 第 76 回全日本学生スキー選手権大会 男子 4 部(回転)12 位 ○ 弓道部 個人 第 34 回関東学生弓道選手権大会 準優勝
平成 15 年	○ 女子ホッケー部 関東学生ホッケー春季リーグ 1 部 2 位 ○ 女子ホッケー部 関東学生ホッケー秋季リーグ 1 部 2 位 ○ 女子ホッケー部 全日本大学ホッケー王座決定戦(ベスト 4) ○ 女子ホッケー部 第 25 回女子全日本学生ホッケー選手権大会(ベスト 8)

	○ 野球部 東京新大学野球春季リーグ 2 部 2 位 ○ 野球部 東京新大学野球秋季リーグ 2 部 2 位 ○ 剣道部 個人 全日本女子学生剣道選手権大会(1 回戦敗退) ○ 剣道部 第 4 回関東女子学生剣道新人戦大会 女子団体戦 準優勝 ○ サッカー部 関東大学選手権大会埼玉県予選(ベスト 4) ○ カヌー部 個人 第 26 回 NHK 杯 K-1 2 位 個人 第 26 回 NHK 杯 C-1 3 位 ○ カヌー部 個人 ジャパンカップ第 1 戦 K-1 7 位 個人 ジャパンカップ第 1 戦 C-1 7 位 ○ カヌー部 個人 ジャパンカップ第 2 戦 K-1 8 位 個人 ジャパンカップ第 2 戦 C-1 5 位 ○ カヌー部 個人 ジャパンカップ第 3 戦 C-1 4 位 個人 ジャパンカップ第 3 戦 C-1 7 位 ○ カヌー部 個人 ジャパンカップ第 4 戦 K-1 5 位 個人 ジャパンカップ第 4 戦 K-1 9 位 ○ カヌー部 個人 ジャパンカップ第 5 戦 K-1 5 位 個人 ジャパンカップ第 5 戦 K-1 8 位 ○ 陸上部 個人 第 82 回関東学生陸上競技対抗選手権 (400m 49 秒 91 学生ランク 53 位) ○ ラグビー部 関東学生リーグ 6 部 優勝 5 部昇格 ○ スキー部 個人 第 19 回全日本学アルペンチャンピオンスキー大会 GS 優勝 ○ スキー部 個人 第 77 回全日本学生スキー選手権大会 SL 優勝 個人 第 77 回全日本学生スキー選手権大会 GS 優勝
平成 16 年	○ 女子ホッケー部 関東学生ホッケー春季リーグ 1 部 2 位 ○ 女子ホッケー部 全日本大学ホッケー王座決定戦 3 位 ○ 女子ホッケー部 第 3 回東日本ホッケー選手権大会 優勝 ○ 女子ホッケー部 第 26 回女子全日本学生ホッケー選手権大会(ベスト 8) ○ 女子ホッケー部 関東学生ホッケー秋季リーグ 1 部 2 位 ○ 男子ホッケー部 関東学生ホッケー春季リーグ 3 部 優勝 2 部昇格 ○ 男子ホッケー部 関東学生ホッケー秋季リーグ 2 部 優勝 1 部昇格 ○ 野球部 東京新大学野球春季リーグ 2 部 3 位 ○ 野球部 東京新大学野球秋季リーグ 2 部 2 位 ○ サッカー部 関東大学選手権大会埼玉県予選 (ベスト 4) ○ サッカー部 天皇杯埼玉県大学予選 (ベスト 4) ○ サッカー部 埼玉県大学リーグ 1 部 3 位 ○ 剣道部 個人 全日本学生剣道選手権大会(ベスト 32)

	○ 剣道部 埼玉学生剣道新人戦 男子団体戦 準優勝 ○ 剣道部 関東学生剣道優勝大会 男子団体戦 3 位 ○ 剣道部 全日本学生剣道優勝大会出場 男子団体戦(ベスト 32) ○ カヌー部 個人 第 27 回NHK杯 K-1 9 位 個人 第 27 回NHK杯 C-1 4 位 ○ カヌー部 個人 ジャパンカップ第 2 戦 K-1 3 位 個人 ジャパンカップ第 2 戦 K-1 7 位 個人 ジャパンカップ第 2 戦 C-1 優勝 ○ カヌー部 個人 ジャパンカップ第 3 戦 K-1 3 位 個人 ジャパンカップ第 3 戦 K-1 7 位 個人 ジャパンカップ第 3 戦 C-1 2 位 個人 ジャパンカップ第 3 戦 C-1 4 位 ○ カヌー部 個人 カヌースラローム日本選手権大会 K-1 5 位 個人 カヌースラローム日本選手権大会 C-1 6 位 ○ カヌー部 関東カヌーポロリーグ第 1 戦 準優勝 ○ カヌー部 関東カヌーポロリーグ第 2 戦 4 位 ○ カヌー部 関東カヌーポロ選手権大会 3 位 ○ カヌー部 日本カヌーポロ選手権大会 4 位 ○ ラグビー部 関東学生リーグ 5 部 5 位 5 部残留 ○ 陸上部 個人 第 83 回関東学生陸上競技対抗選手権(400m準決勝 11 位) ○ 陸上部 個人 埼玉陸上競技選手権大会 400m 決勝 3 位 個人 埼玉陸上競技選手権大会 1500m 決勝 5 位 ○ 陸上部 個人 関東陸上競技選手権大会 400m 決勝 6 位 個人 関東陸上競技選手権大会 1500m 決勝 10 位 ○ 陸上部 第 38 回入間市駅伝競走大会 一般の部 2 位 ○ 陸上部 個人 名栗湖マラソン 10 キロの部 優勝 ○ 陸上部 個人 所沢ハーフマラソン 一般の部 3 位 個人 所沢ハーフマラソン 一般の部 5 位 ○ スキー部 総合獲得ポイントで 4 位 4 部から 3 部に昇格 ○ スキー部 第 78 回全日本学生スキー選手権大会 4 部 SG 個人 優勝 第 78 回全日本学生スキー選手権大会 4 部 SG 個人 2 位
平成 17 年	○ 女子ホッケー部 関東学生ホッケー春季リーグ 1 部 2 位 ○ 女子ホッケー部 第 4 回東日本ホッケー選手権大会 優勝 ○ 男子ホッケー部 関東学生ホッケー春季リーグ 1 部 7 位 2 部降格 ○ 野球部 東京新大学野球春季リーグ 2 部 2 位 ○ サッカー部 関東大学選手権大会埼玉県予選 (ベスト 4)

○ 剣道部 個人 関東学生剣道選手権大会 第3位
○ 剣道部 個人 関東学生剣道選手権大会(ベスト32)
○ 剣道部 個人 関東女子学生剣道選手権大会 第3位
○ カヌー部 個人 ジャパンカップ第1戦 C-1 3位
○ カヌー部 個人 第28回NHK杯 K-1 10位
個人 第28回NHK杯 C-1 3位
○ カヌー部 個人 ジャパンカップ第2戦 K-1 5位
個人 ジャパンカップ第2戦 WK-1 4位
個人 ジャパンカップ第2戦 C-1 3位
○ カヌー部 個人 ジャパンカップ第3戦 K-1 9位
個人 ジャパンカップ第3戦 WK-1 2位
個人 ジャパンカップ第3戦 C-1 2位
○ カヌー部 個人 アジア大会 C-1 チームレース 優勝
○ カヌー部 個人 第60回国民体育大会 K-1(25ゲート)3位
個人 第60回国民体育大会 K-1(15ゲート)4位
個人 第60回国民体育大会 K-1(25ゲート)8位
個人 第60回国民体育大会 WK-1(25ゲート)3位
個人 第60回国民体育大会 WK-1(15ゲート)4位
○ カヌー部 関東カヌーポロリーグ第1戦 優勝
○ カヌー部 関東カヌーポロリーグ第2戦 優勝
○ カヌー部 関東カヌーポロリーグ第3戦 準優勝
○ カヌー部 第1回学生交流大会 優勝
○ カヌー部 日本カヌーポロ選手権大会 3位
○ 陸上部 個人 関東学生陸上競技対抗選手権大会 1500m 決勝 26位
○ 陸上部 個人 埼玉陸上選手権大会 1500m 決勝 3位

(2) 文化系団体の活動成果

① 音楽系団体（ロック研究会、ビートルズ研究会、軽音楽同好会、JAZZ 研究会）

- ・入学式当日の新入生歓迎ライブ(体育館)
- ・大学内における定期演奏会(ライブ)（各団体年間5～10回実施）
- ・他大学との合同ライブ

② 法律相談部

- ・年間3～4回程度の飯能市民無料法律相談会を実施

③ ドイツ文化研究会

- ・創価大学・南山大学ドイツ語弁論大会出場
- ・駿河台大学ドイツ語暗唱大会の開催

- ④ 出版研究会
 - ・サークル誌「CROSS」の発行(年 1 回)
- ⑤ ボランティア系団体 (ボランティア情報室、スターチス、SKY、環境整備サークル)
 - ・近隣市町村でのボランティア活動(社会福祉協議会、福祉施設、保育園等)
 - ・一般学生へのボランティア情報の提供【ボランティア情報室】
 - ・地域住民へのパソコン指導【SKY】
 - ・飯能市市民憲章推進協議会啓発事業参加【環境整備サークル】
- ⑥ 吹奏楽部
 - ・定期演奏会の実施(飯能市民会館)
 - ・ボランティア演奏会
 - ・埼玉県吹奏楽コンクールへの出場(平成 15 年銅賞)
 - ・埼玉県吹奏楽アンサンブルコンテストへの出場(平成 14 年銀賞、平成 15 年金賞)
 - ・埼玉県 9 大学によるジョイントコンサート
 - ・入学式・卒業式での演奏
- ⑦ ACP(アカペラ)
 - ・ボランティア演奏(市内小学校、飯能市からの依頼)
 - ・入学式当日の新入生歓迎ライブ(体育館)
- ⑧ 文芸部
 - ・部誌の作成・販売(東京ビッグサイト)
- ⑨ Sound Stream(平成 15 年まで DAWN MUSIC)
 - ・CD の自主制作 (本学メディアセンターAV ライブラリー内に配架)
- ⑩ SRC (駿河台大学ラジオ番組制作サークル)
 - ・入学式時の生放送(学内 FM ラジオ)
 - ・オープンキャンパスでの生放送
 - ・昼休み時間の学内放送
 - ・J-WAVE 出演
 - ・国体(ホッケー)リハーサル大会の式典アナウンス(平成 15 年)
 - ・国体(ホッケー)式典等のアナウンス(平成 16 年)
- ⑪ 劇団クレセントパーク
 - ・夏季公演 (外部施設利用)
- ⑫ 邦楽三味線倶楽部
 - ・若宮会での演奏
 - ・ボランティア演奏

4 資格取得のための課外授業の開設状況

本学では開学当初より「駿河台大学キャリアカレッジ」として、資格取得を目的とする様々な講座

を設け、資格取得を現実のものとしてキャリアアップしていくための実践的プログラムを用意している。講座は、TOEFL 講座、TOEIC 講座、情報処理技術者試験合格講座、宅建合格講座、行政書士合格講座、簿記検定合格講座、法科大学院進学・司法試験対策講座がある。キャリアカレッジ受講者の資格取得実績は下表の通りである。この講座は在学生を対象としているが、卒業生、社会人にも開放している。

〔キャリアカレッジ受講者の資格取得実績〕（単位：人）

区分	平成 13 年度		平成 14 年度		平成 15 年度		平成 16 年度		平成 17 年度	
	受験者数	合格者数	受験者数	合格者数	受験者数	合格者数	受験者数	合格者数	受験者数	合格者数
TOEFL	12	0	8	1	17	4	12	3	13	2
TOEIC	—	—	12	0	6	2	10	1	9	0
初級シスアド	—	—	16	0	19	1	14	3	10	0
基本情報技術者	34	0	22	1	15	3	13	1	7	0
宅建	36	1	31	10	31	1	47	5	36	10
行政書士	28	0	24	4	29	0	32	0	21	1
簿記 3 級	—	—	18	2	17	2	10	2	7	1
簿記 2 級	36	2	19	2	10	1	15	0	17	1
合計	146	3	150	20	144	14	153	15	120	15

注 1. TOEFL 講座合格者数は、次年度長期派遣留学決定者数

注 2. TOEIC 講座合格者数は、スコア 500 以上取得者

注 3. 簿記 3 級、初級シスアド、TOEIC 講座は平成 14 年度より開講

【評価と問題点及び改善の方策】

1 大学の組織的な指導

今後は、①時代のニーズに即応できるよう組織を確立させ、環境や福祉関連授業と自主的なサークル、クラブ、NPO、ボランティア団体の育成指導を目指し、②多様な形態の活動を保障できる施設・設備の確保や、③地域との恒常的な学習研究環境を整備し、④健康・安全や環境問題としての全学禁煙教育を進め、ISO 外部認証などの具体的な目標に向けた教職員全体が一丸となった全学的な取り組みと、教育方法の開発・導入を目指していきたい。

具体的には、まず施設・設備における長期計画の立案や企画運営のため、恒久的な特別専門委員会の設置について検討していきたい。特に、防衛施設庁米空軍横田航空機空路の直下に本学があり、施設の配置スペースや防音問題及び大型施設計画と維持管理には特別な検討工夫が必要である。

(1) スポーツ施設

大学教育の理念を具現するため、活動に相応しい以下のような課外スポーツ・文化施設設備の整備新設に取り組んでいきたい。特に、既存施設は老朽化による改修時期を迎え、学生の活動要求を踏まえた専用施設の充実には欠かせない。また、地域交流や国際化プログラムが導入されており、「開かれた文化エリアとしての機能」といった視点で整備に努めていきたい。

- ① トレーニング施設 個人利用ロッカールームの整備、トレーニングカルテの発行
- ② 体育館、用具庫 武道・弓道場の新設、専用用具庫の拡充、喫茶ラウンジの設置、動作映像分析室、実験操作室、演習講義室、事務室の設置
- ③ クラブハウス 男女部室の確保、専用用具室・物品庫、PC・音声ケーブルによるホームページの開設による情報発信設備の設置
- ④ テニスコート トイレ・シャワー更衣室の設置
- ⑤ 更衣室 トイレ、温水シャワー、個人ロッカーの設置
- ⑥ ミーティングハウス クラブハウス 2F の改修と使用規定の作成
- ⑦ 映像分析室 メディアセンター連動設備によるクラブハウス 2F の活用
- ⑧ 空調、防音音響、採光、全ての施設の改修、特に排煙換気システムの整備
- ⑨ コミュニケーションラウンジ 一般学生がくつろげるフリースペース

(2) 文化施設

- ① 練習室 照明、空調、防音・音響、採光
- ② 用具格納庫 種目別専用庫とメンテナンスルームの確保
- ③ 学外ゼミナール施設 第2キャンパス森林エリアに野外学習研修棟
- ④ クラブ学生寮
- ⑤ 合宿所
- ⑥ 国際交流ホール
- ⑦ 食堂レストラン 第2キャンパス学生寮に4月より設置された。学生の大学での生活を充実させるためには、活動時間に応じた様々な食事の内容と提供時間帯、費用とスペースの改善が重要である（要望の強い低価格の夕食と朝の定食の販売や、一品献立でボリュームを高める）。

(3) 安全対策・救急対策・健康の維持管理

スポーツ活動の促進と学生の防衛体力等の低下傾向が進行し、事故の発生が頻発（骨折、捻挫、筋断裂、交通事故）傾向にあり、予防のための保健体育科の授業を充実させるとともに、健康相談室による積極的な健康・安全教育や緊急対応に取り組んでいきたい。それには整形関係の専門医、看護師の常駐が欠かせない。

2 支援とその有効性

課外活動の低調傾向は、いずれの大学でも進行している。最大の原因は、地域社会やスポーツ文化活動の市民化が定着し、かつ、趣味の多様化や健康意識の高まりといった社会的潮流の中で、児童生

徒の義務教育におけるクラブや各種文化活動の学外移行がある。

スポーツ・産業の多様化と IT 産業による高品質なプログラムの提供が一般化し、身体を動かすアスリートと運動不足症の両極化が進行し、そのような環境に育った学生の増加が本学にも見られる。

そこで、本学の 50 年後を見据えた改善計画の柱は①愛情豊かな温もりのある人間教育、②具体化できる指導スタッフの育成確保、③学力や体力・生活力の低下傾向にある学生の特別指導プログラムの開発が必要であり、施設・設備はもとより、学生個々に対応できる教育方法、即ち特色ある個別カリキュラムの開発が重要といえる。

(1) 課外活動を活発にするための組織

- ① 全学生が自己の興味関心に応じて課外活動団体に所属し、活動が保証される制度を導入し、きめ細やかな教育指導をし、学習活動に反映転化させる。
- ② 単位として課外活動を認定できる制度を導入する（特にスポーツ推薦によるアスリート）。
- ③ 自由裁量の活動機会を導入する（ボランティアや海外課題ワーキングホリデーなどの学外活動）。
- ④ 学生支援を目的とした機能集団を設置し、スポーツ文化・科学教育学生センターの機能と成果を高める。

(2) 育成・指導計画

- ① 高等学校からの一貫性を重視した系統的な個人カルテに沿ったプログラムの提供
- ② 家庭と個人カウンセリングを重視した個別指導

(3) 支援効果の適正評価方法

定期的な意向調査を実施し、実態を正確に現す個人及び集団の資料を収集し評価する。その際の視点は以下のような点にある。

- ① 評価手段と方法の多様化
 - ・ 効果あり・・・継続指導
 - ・ 効果なし・・・継続又は改善指導
 - ・ マイナス効果・指導プログラムの変更
- ② 自己評価と集団評価の必要性
- ③ バックアップシステムの導入 個々の問題・課題解決に応じたプログラムの提供

3 学生の課外活動の国内外における水準状況と学生満足度

体育系団体、文化系団体ともに活動が活発である。体育系団体には強化指定クラブの指定があり、スポーツ競技力の向上に貢献するため、種目指定、予算の重点配分、スポーツ推薦入試制度など配慮されており、成果も大いに挙げている。また、公認団体として、体育系は 8 団体、文化系は 1 団体がある。これらも大学からの支援を受けており、様々な成果を挙げている。その他の文化系は文化部会に属する。

現在の問題点として挙げられるのは、文化系団体の成果等の評価の方法のルール化である。体育系は体育課による実績評価が徹底しており、また予算額も多大なためルール化が進んだ。しかし、文化系は実績評価の方法論が確定しておらず、現在のところ試行錯誤である。

4 資格取得のための課外授業の開設状況

キャリアカレッジの開設は、すでに 10 年を超えているが、合格者の割合は増加しているとはいえない。今後合格率の向上を図っていきたい。

対策は、やはり受講者増が先決である。優秀な学生を集めなければ、合格率を上げるのは難しい。

IV その他

〈その他の対学生関係活動〉

【現状】

1 父母会

(1) 概要

駿河台大学父母会は、第一期生の父母各位が発起人となり、父母会設立総会の決議に基づき、昭和62年に発足した。学生約5,000人の父母を会員とする組織である。本会は、大学とそれに在籍する学生の父母との連携を保ち、相互の理解を深め、駿河台大学の教育事業の振興に寄与することを目的としている。会長は学部学生の父母の1人が務め、会費収入に基づき次の事業を行っている。

①大学と家庭との連絡 ②刊行物の発行と会員への配布 ③教育懇談会及び講演会の開催 ④課外活動の助成 ⑤大学発展の援助 ⑥奨学金の給付 ⑦その他必要な事業

父母会の趣旨は、同じ大学に在学している学生の父母相互の連絡を密にし、大学と協力して学生の心身の健全な成長を図り、大学に積極的に協力し、大学の興隆発展に寄与することにある。

活動としては、大学祭、スポーツフェスティバル、課外活動、ボランティア活動、留学生国際交流、就職対策、卒業記念品、卒業パーティなどへの援助、年2回の会報発行、大学に対する多方面からの援助がある。以下に平成17年度の事業を示す。

(2) 事業活動

(i) 父母総会・懇親会

平成17年5月21日(土) 本学において、総長、学長によるスピーチを実施した。

(ii) 父母会地方支部会・懇親会(宇都宮)

平成17年9月17日(土) 宇都宮にて支部会を実施、教職員が履修相談、就職相談も同時に実施した。

(iii) 駿輝祭講演会実施(同窓会との共催)

平成17年10月28日(土) 大学内で、井筒和幸氏の講演会を行った。

(3) 学生教育支援活動

(i) 奨励金給付

文化系課外活動、ボランティア活動などにおいて顕著な成果を収めた学生に対し20万円を15名に給付した。

(ii) 就職活動支援

「企業と大学との懇談会」実施援助、公務員模擬試験受験料補助、論作文模試受験料補助、就職適性検査受験料補助などの経済支援を行っている。

(iii) 課外活動支援

スポーツフェスティバル実施援助、課外活動援助、ボランティア活動援助、大学祭(駿輝祭)講演会実施援助、リーダースセミナー実施援助を行っている。

(iv) 留学生支援

留学生春季交流会援助、留学生 1 泊旅行援助、留学生日本語スピーチコンテスト実施援助、冬季留学生交流会もちつき大会実施援助を行っている。

(v) 編入生支援

編入生歓迎会実施援助を行っている。

(vi) 大学への援助

授業への援助金として、特別講師招聘に対する補助、演習補助を行っている。

(vii) 卒業生支援

卒業パーティー（コメンメントパーティー）の実施援助を行っている。

(4) その他活動

(i) 広報・通信事業

会報誌（菩提樹）を年 2 回発行し、会員に送付している。

(ii) 地方支部会

父母会地方支部会・懇親会は隔年交代で宇都宮市と前橋市で行っている。平成 17 年は 9 月 17 日(土)に宇都宮にて支部会を実施、40 名ほどの父母が出席し、教職員が履修相談、就職相談を同時に実施した。

2 互助会

駿河台大学互助会は、学生の在学中における不慮の事故(正課授業中及び課外活動中等における死亡・負傷等)が生じた場合に、必要な相互扶助を行い、併せて学生の福利厚生及び学内施設・設備に対する必要な助成を行うことを目的に設立された。平成 9 年度の新入生から全員加入となっている。本会は学生約 5,000 人の保証人を会員とする組織である。互助会役員は理事 7 名、監事 2 名と定められており、理事は父母会役員から選出した者 3 名、大学教職員から選出した者 4 名、監事は父母会役員から 1 名、大学教職員から 1 名で構成されている。会長は理事のうちの父母会役員の中から選ばれ、会費収入に基づき次の事業を行っている。

①学生が負傷した場合の傷害保険金、後遺障害保険金、傷害医療金、傷害見舞金、後遺障害見舞金の給付 ②学生及び会員が病気・傷害によって死亡した場合の病気死亡弔慰金、傷害死亡弔慰金の給付 ④学生が居住する自宅、アパート・賃貸マンション等の火災により罹災した場合の災害見舞金の給付 ⑤学生が事故により大学所有の器物を破損した場合の器物破損補助金の給付 ⑥その他

平成 16 年度の状況では、事業費として 2,503 万 1,490 円が給付された。特に災害被災者学費援助金として、三宅島学費援助、新潟中越地震被災援助として 26 件 705 万 7,000 円の援助をしている。また、飯能第 2 キャンパス建設助成金として、大学に 5,000 万円の援助をしている。

【評価と問題点及び改善の方策】

1 父母会

父母会による学生生活に関しての支援事業は多岐にわたり、また財政的な支援が中心となることもあり、支援内容については十分に慎重に行いたい。例えば、文化系課外活動及びボランティア活動に対する奨励金などの受給状況の見直し検討などを定期的に行い、その適正性を確認したい。

また学生の教育、就職、生活などに関する状況についての父母に対する直接の説明機会は大学にて開催される5月の父母会総会と9月に行われる父母会地方支部会であるが、現状では十分とはいえない。特に地方支部会については、宇都宮市と前橋市に限定されている開催場所について、今後の地域拡大などを検討したい。

2 互助会

現状では、互助会の事業内容について大きな問題はないと判断できる。しかし、活動目的が緊急時の相互扶助と、併せて学生の福利厚生及び学内施設・設備に対する必要な助成であることを考え、今後の中・長期における事業計画の検討及び定期的な活動状況の見直しを実施したい。

第 2 節 進路と就職指導

本学では、「地域社会の中核を形成する人材の育成」を目的とした教育を展開している。こうした正課教育における学生モデルに基づき、進路・就職支援においても基礎的教養を持ち、対人的協力や調整を行うコミュニケーション力を備え、地域社会や個別企業において有用な役割を実践的にこなすことができる人材育成を目指した指導を実行している。

特に進路・就職支援においては、基礎的学力の低下、社会化されていない学生の増大、新卒無業者の増加に対処するため、正課教育及び正課外教育において「職業観の育成」「社会的実践経験」「基礎学力の涵養」を図るとともに、少人数ゼミにおける「個別のかつ丁寧な指導」、就職ガイダンスにおける「社会的スキルの実際理解」「職種の現実的な理解」を実現し、学生の進路決定を支援しようとしている。

〈進路・就職指導体制〉

【現状】

1 進路就職支援全般

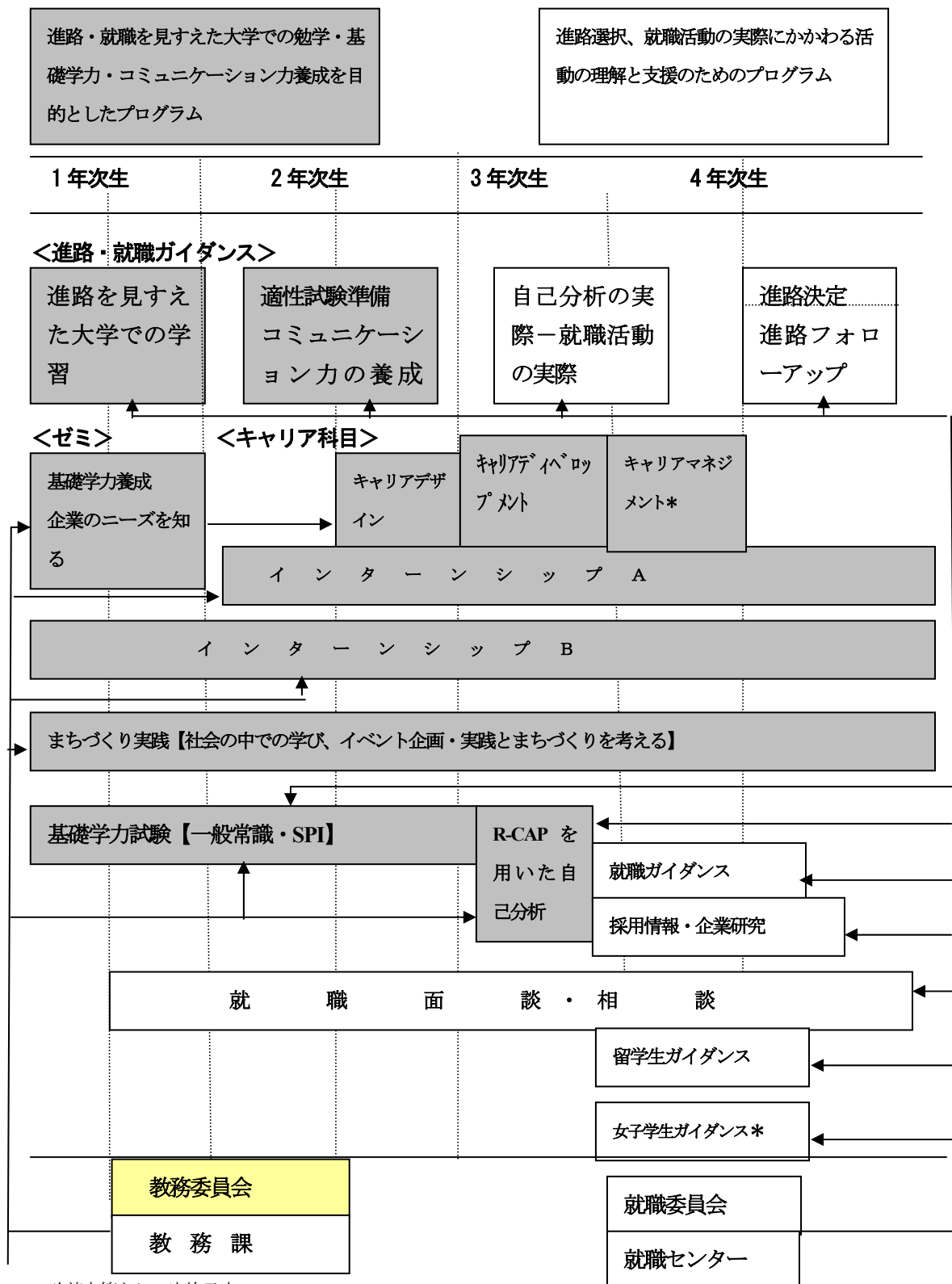
本学においては正課教育におけるキャリア教育と正課外の就職活動・適職発見支援が学生の進路・就職決定を指導・支援している。各学部カリキュラムには前述のように「キャリア科目」が正課授業として設置されており、ゼミ担当教員による自己分析支援や進路フォローアップの実施、更に、これらの取り組みを有効にするため、教員を対象とした「全学就職研修会」の定期的開催を行っている。正課教育においては「教務委員会」「各学部教務課」が、正課外教育としては「就職委員会」「就職センター」が中心的な役割を担っているが、学長の下で行われている教学系の「部長連絡会」などを通じて委員会レベルの連携を密に保ちつつ進路・就職支援を展開している。

2 進路・就職に関わる組織

昭和 63 年に事務組織として「就職部就職課」が設置され、教員数名が顧問として顧問会議を実施していた。その後、平成 11 年には進路・就職支援を教育的側面からも取り組む必要性から「就職委員会」が設置され、教員が就職部長に就くこととなった。「就職委員会」は各学部より委員が選任されて構成員となり、「就職課」は「就職センター」（通称）として学生の進路・就職支援の事務を担うこととなった。これにより進路・就職支援における就職活動及び適職選択に関する企画、実施そして学生指導を教学と事務とが一体化して取り組む全学的体制が整備され今日に至っている。

3 進路就職支援プログラムの全体像

〔進路・就職支援プログラムの全体像〕



*改善方策として実施予定

【評価と問題点及び改善の方策】

進路・就職支援を全学的に展開する組織として、教学の下に「就職委員会」が設置されたことは評価できるが、一方で、就職意識の動機づけ、自己分析、適職発見、指導の早期化などは個別教員によるかわりを抜きにして実現不可能な課題が多い。その意味では正課教育による進路・就職支援と正課外の指導を有機的に展開する組織的基盤がやや弱い。「キャリア科目」の設置や、後に述べるような正課教育と就職ガイダンスなどの正課外教育との連携は、これからますます必要になってくると考えられる。正課教育における指導に関しては、「就職委員会」が「教務委員会」に提案し、承認を受けて実施にいたることができる。この仕組みでは各学部の指導理念の相違などにより、取り組みが遅滞したりすることがある。進路・就職支援は、大学教育において主要な教育目標の一つであることを考えると、既成の枠組みを超えた、全学的かつ効率的・有機的な取り組みを一層強化するための組織体制を構築する方向で検討したい。

〈進路・就職決定〉

【現状】

1 就職決定率及び就職率

本学における就職決定率と就職率の年次変化と全国大学平均（ ）内を下表に示した。

〔就職決定率及び就職率〕

区分		平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
合 計	就職希望者数(A)	711 名	734 名	707 名	630 名	738 名
	就職決定者数(B)	655 名	658 名	628 名	571 名	693 名
	就職決定率(B/A)	92.1% (92.1%)	89.6% (92.8%)	88.8% (93.1%)	90.6% (93.5%)	93.9% (95.3%)
	就職率	53.1% (56.9%)	52.6% (55.1%)	52.8% (55.8%)	51.1% (59.7%)	62.0% (63.7%)
男 子	就職希望者数(A)	524 名	548 名	532 名	468 名	554 名
	就職決定者数(B)	489 名	498 名	482 名	430 名	518 名
	就職決定率(B/A)	93.3% (92.5%)	90.9% (93.2%)	90.6% (93.0%)	91.9% (93.3%)	93.5% (95.5%)
	就職率	55.1% (54.9%)	52.3% (52.6%)	55.1% (53.1%)	52.8% (56.6%)	64.2% (60.5%)
女 子	就職希望者数(A)	187 名	186 名	175 名	162 名	184 名
	就職決定者数(B)	166 名	160 名	146 名	141 名	175 名
	就職決定率(B/A)	88.8% (91.5%)	86.0% (92.2%)	83.4% (93.2%)	87.0% (93.8%)	95.1% (95.0%)
	就職率	48.0% (60.0%)	53.3% (58.8%)	46.3% (59.7%)	46.7% (64.1%)	56.3% (68.1%)

注 1. 就職決定者数は、「民間企業」、「公務員」、「教員」、「自営業」の就職として進路決定届を提出した者の数。

注 2. 就職率は卒業者に占める就職者の割合（卒業者の中に大学院進学者も含む）。

注 3. 就職決定率の（ ）内は、文部科学省・厚生労働省による就職状況調査（4月1日現在）における全国大学平均の数値。

注 4. 就職率の（ ）内は、文部科学省による学校基本調査における全国大学平均の数値。

就職決定率に関して、全国大学平均と本学のデータとを比較して分析すると、平成 13 年度までは全国大学平均とほぼ同じ就職決定率を示していたが、平成 14 年度以降 3 年間は 3～4%程度全国大学平均を下回っている。平成 17 年度の就職決定率は全国大学平均と比較し 1.4%下回っているが顕著に差が詰っている。男女別に見るならば、男子学生については 2%程度の差であるのに対し、女子学生では平成 15 年度の 9.8%を最大にかなり大きな差があることがわかる。しかしながら、平成 17 年度の女子学生では好転し、0.1%上回った。

次に、就職率についてみると、内部的な数値としては平成 17 年度にはそれ以前に比べかなり上昇した。これを全国平均値とくらべると、平成 15 年度までは 3%程度低かったが、平成 16 年度には 6%以上も低くなった。しかし、平成 17 年度にはほぼ全国平均並まで回復している。男子学生については、平成 15 年度までは全国大学平均よりもやや高いが、若干低かったが、平成 17 年度には役 4%上回っている。一方女子学生の就職率は、全国大学平均よりも一貫してかなり低い傾向を示している。

2 進路先

(1) 学生の希望進路

進路希望先に関して実人数と比率を下表に示した。

〔希望進路先〕							(実人数) (単位：人)
年度	民間企業	公務員	教員	自営業	大学院進学	資格取得	その他
平成 17 年度	741	221	20	6	12	17	21
平成 16 年度	731	195	17	10	17	28	22
平成 15 年度	829	221	15	10	14	25	26
平成 14 年度	773	262	18	7	12	36	26
平成 13 年度	803	243	17	6	19	48	37

							(率)
年度	民間企業	公務員	教員	自営業	大学院進学	資格取得	その他
平成 17 年度	71.4%	21.3%	1.9%	0.6%	1.2%	1.6%	2.0%
平成 16 年度	71.7%	19.1%	1.7%	1.0%	1.7%	2.7%	2.2%
平成 15 年度	72.7%	19.4%	1.3%	0.9%	1.2%	2.2%	2.3%
平成 14 年度	68.2%	23.1%	1.6%	0.6%	1.1%	3.2%	2.3%
平成 13 年度	68.5%	20.7%	1.4%	0.5%	1.6%	4.1%	3.2%

希望進路先に関して、多くの学生は民間企業を希望している。平成 15 年から 70% 台を超えており、高い数値を示してきている。一方、公務員は、その年によって若干のバラツキはあるものの 20% 前後の値になっている。教員は、その年によって波があり、希望者は少ないが数十人いる。資格取得が平成 13 年から 5 年間で 2.5% 下回り、大きく減少している。

次に、希望業種、希望職種を下表に示した。

〔希望業種〕						(実人数) (単位: 人)				
年度	農林漁鉱	建設	製造	電気・ガス	情報通信	運輸	卸・小売	金融・保険	不動産	サービス業 他
平成 17 年度	6	14	161	12	168	26	219	60	35	286
平成 16 年度	5	11	135	18	187	19	219	45	27	264
	農林漁鉱	建設	製造	電気・ガス	運輸通信		卸・小売	金融	不動産	サービス
平成 15 年度	2	10	217	18	59		284	73	21	359
平成 14 年度	5	12	209	11	56		256	90	33	373
平成 13 年度	3	15	213	15	87		226	92	26	411

注 平成 14 年 10 月 1 日「日本標準産業分類」変更に伴い、平成 16 年度より業種分類を変更した。

						(率)				
年度	農林漁鉱	建設	製造	電気・ガス	情報通信	運輸	卸・小売	金融・保険	不動産	サービス業 他
平成 17 年度	0.6%	1.4%	16.3%	1.2%	17.0%	2.6%	22.2%	6.1%	3.5%	29.0%
平成 16 年度	0.5%	1.2%	14.5%	1.9%	20.1%	2.0%	23.5%	4.8%	2.9%	28.4%
	農林漁鉱	建設	製造	電気・ガス	運輸通信		卸・小売	金融	不動産	サービス
平成 15 年度	0.2%	1.0%	20.8%	1.7%	5.7%		27.2%	7.0%	2.0%	34.4%
平成 14 年度	0.5%	1.1%	20.0%	1.1%	5.4%		24.5%	8.6%	3.2%	35.7%
平成 13 年度	0.3%	1.4%	19.6%	1.4%	8.0%		20.8%	8.5%	2.4%	37.8%

希望業種は、例年大きな変化は見られない。統計上、平成 16 年度に製造業やサービス業が減少したように見えるが、業種分類の変更により、情報通信業に分類されたためである。過去 5 年間を比較し、マクロ傾向として各希望業種に若干ではあるがバラツキが見える。

〔希望職種〕					(実人数) (単位: 人)	
年度	事務	営業	販売	SE・プログラマー	編集・記者	その他
平成 17 年度	384	196	208	56	63	65
平成 16 年度	312	183	206	66	56	73
平成 15 年度	336	232	205	66	78	67

平成 14 年度	378	209	200	67	83	61
平成 13 年度	467	191	183	79	—	111

(率)

年度	事務	営業	販売	SE・プログラマー	編集・記者	その他
平成 17 年度	39.5%	20.2%	21.4%	5.8%	6.5%	6.7%
平成 16 年度	34.8%	20.4%	23.0%	7.4%	6.3%	8.1%
平成 15 年度	34.1%	23.6%	20.8%	6.7%	7.9%	6.8%
平成 14 年度	37.9%	20.9%	20.0%	6.7%	8.3%	6.1%
平成 13 年度	45.3%	18.5%	17.7%	7.7%	—	10.8%

注 平成 13 年度の「編集・記者」は、調査時に選択肢がないため、データなし。

希望職種は、例年大きな変化は見られない。ここ 2 年間の平成 16～17 年度では、販売職が営業職より上回っている他は、極めて一定的な数値を示している。全体的傾向として 40%弱が事務職希望で、営業職と販売職がそれぞれ約 20%を占めている。

(2) 進路・就職先

学生の進路先、業種別、職種別進路先を下表に示した。

〔進路先〕				(実人数)(単位:人)	
年度	民間企業	公務員	教員	自営業	大学院進学
平成 17 年度	639	42	0	12	35
平成 16 年度	540	22	0	9	31
平成 15 年度	574	37	0	17	14
平成 14 年度	606	36	0	16	24
平成 13 年度	601	40	0	14	20

(率)

年度	民間企業	公務員	教員	自営業	大学院進学
平成 17 年度	87.8%	5.8%	0.0%	1.6%	4.8%
平成 16 年度	89.7%	3.7%	0.0%	1.5%	5.1%
平成 15 年度	89.4%	5.8%	0.0%	2.6%	2.2%
平成 14 年度	88.9%	5.3%	0.0%	2.3%	3.5%
平成 13 年度	89.0%	5.9%	0.0%	2.1%	3.0%

進路先は、例年、90%近い高い数値で民間企業に就職している。公務員についても隔年でバラツキはあるものの6%近い数値が出ている。一方、大学院進学が、平成 16～17 年度の 2 年で連続して高い

数値で上昇している。

〔民間企業の業種別内訳〕

(実人数)(単位:人)

年度	農林漁鉱	建設	製造	電気・ガス	情報通信	運輸	卸・小売	金融・保険	不動産	サービス業 他
平成 17 年度	2	13	53	7	69	22	238	62	40	133
平成 16 年度	1	11	40	6	51	15	223	25	27	141
平成 15 年度	2	15	63	8	42	15	208	40	35	146
平成 14 年度	1	16	60	2	63	12	240	35	35	142
平成 13 年度	0	11	44	1	78	13	225	60	32	137

(率)

年度	農林漁鉱	建設	製造	電気・ガス	情報通信	運輸	卸・小売	金融・保険	不動産	サービス業 他
平成 17 年度	0.3%	2.0%	8.3%	1.1%	10.8%	3.4%	37.3%	9.7%	6.3%	20.8%
平成 16 年度	0.2%	2.0%	7.4%	1.1%	9.5%	2.8%	41.3%	4.6%	5.0%	26.1%
平成 15 年度	0.4%	2.6%	11.0%	1.4%	7.3%	2.6%	36.2%	7.0%	6.1%	25.4%
平成 14 年度	0.2%	2.6%	9.9%	0.3%	10.4%	2.0%	39.6%	5.8%	5.8%	23.4%
平成 13 年度	0.0%	1.8%	7.3%	0.2%	13.0%	2.2%	37.4%	10.0%	5.3%	22.8%

民間企業の業種別内訳は、例年、卸・小売業とサービス業他に偏って就職している。しかし、製造業に希望する学生が 10%から 20%の率で存在するのに対し、結果として 10%前後になり、減少している。また、情報通信業においても同様である。

〔民間企業の規模別内訳〕

(実人数)(単位:人)

年度	大企業 (従業員 500 人以上)	中企業 (従業員 100～499 人)	小企業 (従業員 99 人以下)
平成 17 年度	268	205	166
平成 16 年度	233	182	125
平成 15 年度	221	206	147
平成 14 年度	239	186	181
平成 13 年度	244	228	129

(率)

年度	大企業 (従業員 500 人以上)	中企業 (従業員 100～499 人)	小企業 (従業員 99 人以下)
平成 17 年度	41.9%	32.1%	26.0%
平成 16 年度	43.2%	33.7%	23.1%
平成 15 年度	38.5%	35.9%	25.6%

年度	大企業 (従業員 500 人以上)	中企業 (従業員 100～499 人)	小企業 (従業員 99 人以下)
平成 14 年度	39.4%	30.7%	29.9%
平成 13 年度	40.6%	37.9%	21.5%

民間企業の規模別内訳は、例年大きな変化は見られない。しかしながら、景気の安定とともに大規模（従業員 500 人以上）企業に就職する者が、ゆるやかに高まっている。

【評価と問題点及び改善の方策】

就職決定率と就職率は、いずれも全国大学平均を下回っており早急に対策を講ずる必要がある。特に就職率の問題は新卒無業者を増加させることになり、大学の社会的責任を問われかねない状況にある。これらは、無目的なまま大学に入学してくる学生の増加、大学における社会的活動、部活動などへの無関心や参加者の減少、雇用情勢が低調なことなど、今日の教育や社会が抱える基本的問題が主要な原因のひとつであることは間違いない。しかし、こうした事態はいずれの大学においても共通であることを考えるならば、本学の就職率が全国大学平均を下回っている現状はやはり本学における教育、進路・就職指導のあり方自体を真摯に問い直さなくてはならない状況にあると認識している。

学生の進路希望において、就職実績を超えて公務員志向が高いこと、職種が縮減傾向の事務職希望が多いことなどは、本学の進路状況の現実を踏まえた指導が十分機能しているとはいえない状態であり、学生に達成困難な夢を抱かせ、結果的に無業者として卒業させている事態を招いていると評価することもできる。

また、本学の就職率において、私立文科系大学に比して女子就職率が極端に低いことが明らかになった。本学の女子学生比率は1/4程度であり、実数として多くはないから比率の変化に対する影響度は大きくなる傾向を持つ。更に、本学における女子学生比率の低いこと、男女雇用機会均等法によって採用における性差を設けなくなったことなどから進路・就職指導においては学生全体の就職率の向上を目指すことになり、女子学生に特化した進路指導としては、後述するガイダンスにおいて一部を取り上げているに過ぎなかった。この点は反省すべき問題点であり、女子学生に対して、就業意識を高めること、事務職だけを希望しないことなどの現実的指導を行っていきたい。

全学的には、自己分析ができず、履歴書に自己 PR を書けない学生や学力に自信がなく適性試験を回避する学生が目につく。また、適切なコミュニケーションスキルを持たないために面接に恐怖を抱く学生も少なくない。このような学生の実態と採用の現状を見るならば、学生に対して大学が提供できる必要な改善策の基本的な視点は次のようなものだと考える。

- ① 自己 PR できる社会的かつ具体的活動を体験させる機会を提供すること。
- ② 一人一人の学生に対し丁寧な指導を行うこと。
- ③ 対人的スキル、コミュニケーションスキルを日常的に涵養すること。
- ④ 社会人として基礎的な知識・マナーを確実に身に付けること。
- ⑤ 女子学生に対するガイダンスの頻度を増すこと。

①に関しては、前述の「キャリア科目」を設置し、「まちづくり実践」「インターンシップ」などの正課教育科目において対策を講じているところである。②③については、1年次生進路・就職ガイダンスの実施や各学部の1年次生ゼミにおける就職指導、進路支援の早期取り組みとして具体策がとられている。また、後述するように3年次生ゼミにおける教員による自己分析支援を3年次生春学期の就職活動直前に実施している。④に関しては1、2年次生に対する「基礎学力試験」の必修化などの対策を準備している。このような改善策は、平成18年度より実施することが決定している。⑤に関しては、就職ガイダンスにおいて実現の方向で検討している。このような具体的改善策の成果を期待したい。

〈就職活動支援〉

【現状】

1 ガイダンスなど

全学を対象として「就職委員会」「就職センター」が就職活動及び適職発見指導を行っているが、キャリア教育を正課授業として位置づけて実効性のある進路・就職指導を展開する必要性から「教務委員会」と連携を取りつつ指導している。

3年次生秋学期より就職活動の実践的支援として以下の各プログラムが実施されている。

(1) 就職支援プログラム

就職支援プログラムとして、自己分析・適職発見支援プログラムを3年次生春学期に、実践的企業・職種理解プログラム、文章表現力向上プログラム、就職基礎能力養成プログラム、就職活動支援プログラム、就職個別フォローアッププログラムを3年次生秋学期から実施している。自己分析支援では、適職発見検査としてリクルート社の適職検査 R-CAP を用いて適性診断の手がかりとしている。

〔就職支援プログラム〕

① 自己分析・適職発見支援プログラム

実施日程	行 事 名	概 要
5月中旬	自己分析・適職発見支援プログラム① (適職検査)	・リクルート社の「R-CAP(適職検査)」の実施
6月上旬	自己分析・適職発見支援プログラム② (適職検査活用講座)	・リクルート社の「R-CAP(適職検査)」の結果返却と外部講師による解説講演会
6月中旬 ～ 7月上旬	自己分析・適職発見支援プログラム③ (自己分析個別指導)	・リクルート社の「R-CAP(適職検査)」や自己分析シートを使用した、3年次必修演習担当教員による自己分析の個別指導

② 実践的企業・職種理解プログラム

実施日程	行 事 名	概 要
------	-------	-----

11 月下旬	企業分析講座 (企業分析の仕方を知ろう)	・経営指標や各種企業情報から見た就職の優良企業を考える・志望動機に役立つ利益創出の仕組みと仕事の基礎知識の解説
11 月下旬	職種分析講座 (職種別に仕事のポイントを知ろう)	・管理系や営業系の職種、約12職種の事例を3日間に亘り紹介・個々の仕事の知恵や工夫・誰のための仕事なのかの考察
2 月上旬	企業研究会	・民間企業約 100 社による業界や企業の現状と展望の説明

③ 文章表現力向上プログラム

実施日程	行 事 名	概 要
10 月上旬	文章の書き方講座(講義編)	・外部講師による文章の書き方の指導(講義)・文章の書き方講座(添削編①～③)の概要説明
10 月下旬	文章の書き方講座(添削編) ①自己PR系	・添削指導(60 分/原稿用紙/縦書 800 字)・テーマ:あなたの強みについて具体的なエピソードを挙げて書いてください。 ※エントリーシート対策ワークブック付
11 月中旬	文章の書き方講座(添削編) ②未来系	・添削指導(60 分/原稿用紙/縦書 800 字)・テーマ:10 年後あなたは人生でどんなことを実現したいか具体的に書いてください。
12 月中旬	文章の書き方講座(添削編) ③自己PR・志望動機系	・添削指導(60 分/罫線用紙/横書自由/概ね各 400 字)・テーマ:①大学時代に最も力を入れたこと②希望する仕事(業種又は職種)を選んだ理由

④ 就職基礎能力養成プログラム

実施日程	行 事 名	概 要
10 月下旬	就職適性検査①(SPI基礎編)	・行動、性格分析、基礎能力検査(SPI)
11 月上旬	就職適性検査②(GAB、CAB編)	・総合職(企画、営業、管理系など)やIT業界(コンピュータ職など)で頻出の論理的思考法の測定検査(言語、計数、暗算、法則性、命令表、暗号解読)、能力検査のみ実施
12 月上旬	就職適性検査③(SPI実践編)	・言語、非言語、性格適性の総合能力適性検査(SPI)
12 月下旬	就職適性検査④(一般常識編)	・一般常識テスト(国数英理社、日常生活、時事問題)

⑤ 就職活動支援プログラム

実施日程	行 事 名	概 要
10 月上旬	就職ガイダンス① (就職活動の第一歩)	・平成18年度就職戦線の展望・就職活動の開始から内定まで(就職ガイドブックより)・就職行事の内容と日程の説明・求職登録・就職個人面談・就職情報社登録などの説明
10 月中旬	就職ガイダンス② (自己分析の方法と採用側の本音を知ろう)	・自己分析の必要性と方法・業種、職種、企業の研究の勧め・女子学生の就職・Uターン就職

11 月上旬	就職ガイダンス③ (採用の実情と面接のポイントを知ろう)	・外部講師による就職講演(企業の採用の概況、面接のポイントや成否の分岐点とは)
12 月上旬	就職ガイダンス④ (就職マナーを身に付けよう)	・企業への連絡(手紙、電話)・訪問、面接時のマナー指導(挨拶、礼儀、服装、言葉づかいなど)を具体的にアドバイス
2 月上旬	就職ガイダンス⑤ (就職活動の直前チェック)	・外部講師による就職講演(実践的な就職活動や面接の指導)・企業研究会参加企業の解説
4 月中旬	就職ガイダンス⑥ (ここから活きる3ポイントアドバイス)	・企業の採用状況・これからの就職活動の具体的なアドバイス
10 月上旬	マスコミ試験講座	・外部講師による説明(マスコミ採用試験の傾向とその対策)
10 月下旬	就職活動体験報告会	・先輩の就職活動体験報告、パネルディスカッション

⑥ 就職個別フォローアップ

実施日程	行 事 名	概 要
6 月下旬	進路状況調査・進路個別フォローアップ ①	・進路未内定者の 4 年生全員に対し、ゼミ担当教員による進路調査・就職センター専門相談員による個別支援 第一回目
9 月下旬	進路状況調査・進路個別フォローアップ ②	・進路未内定者の 4 年生全員に対し、ゼミ担当教員による進路調査・就職センター専門相談員による個別支援 第二回目
11 月下旬	進路状況調査・進路個別フォローアップ ③	・進路未内定者の 4 年生全員に対し、ゼミ担当教員による進路調査・就職センター専門相談員による個別支援 第三回目

(2) 学生の参加状況

各プログラムに対する学生の参加状況を見ると、卒業予定学生数の 1 割(マスコミ試験講座)から 9 割(就職ガイダンス)までとかなりバラツキが見られる。また、就職希望学生全員に必要な就職基礎能力支援の参加学生数も十分とは言えないが、平成 16 年度まで微減の状態であったものが、平成 17 年度にやや持ち直してきている。

[就職支援プログラムに対する学生の参加状況](単位: 人)

① 自己分析・適職発見支援プログラム

実施日程	行 事 名	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
5 月中旬	自己分析・適職発見支援プログラム ① (適職検査)	—	—	603	544	529
6 月上旬	自己分析・適職発見支援プログラム ② (適職検査活用講座)	—	—	509	445	428
6 月中旬 ～ 7 月上旬	自己分析・適職発見支援プログラム ③ (自己分析個別指導)	—	—	※15 年度から学部 3 年生全員を対象としたプログラム		

② 実践的企業・職種理解プログラム

実施日程	行 事 名	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
11 月下旬	企業分析講座 (企業分析の仕方を知ろう)	408	312	581	390	444
11 月下旬	職種分析講座 (職種別に仕事のポイントを知ろう)	—	—	—	481	549
2 月上旬	企業研究会	1,851	1,857	1,652	1,627	1,761

③ 文章表現力向上プログラム

実施日程	行 事 名	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
10 月上旬	文章の書き方講座(講義編)	470	550	458	368	310
10 月下旬	文章の書き方講座(添削編) ①自己PR系	354	314	214	288	421
11 月中旬	文章の書き方講座(添削編) ②未来系	286	151	171	122	150
12 月中旬	文章の書き方講座(添削編) ③自己PR・志望動機系	188	162	168	121	143

④ 就職基礎能力養成プログラム

実施日程	行 事 名	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
10 月下旬	就職適性検査①(SPI基礎編)	595	684	506	437	472
11 月上旬	就職適性検査②(GAB、CAB編)	85	65	31	43	216
12 月上旬	就職適性検査③(SPI実践編)	440	354	267	300	279
12 月下旬	就職適性検査④(一般常識編)	224	155	107	128	239

⑤ 就職活動支援プログラム

実施日程	行 事 名	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
10 月上旬	就職ガイダンス① (就職活動の第一歩)	1,025	1,067	827	917	911
10 月中旬	就職ガイダンス② (自己分析の方法と採用側の本音を知ろう)	953	900	775	731	709
11 月上旬	就職ガイダンス③ (採用の実情と面接のポイントを知ろう)	670	687	543	606	579
12 月上旬	就職ガイダンス④ (就職マナーを身に付けよう)	460	442	265	401	445
2 月上旬	就職ガイダンス⑤ (就職活動の直前チェック)	669	582	545	539	392

4月中旬	就職ガイダンス⑥ (ここから活きる3ポイントアドバイス)	344	197	170	160	168
10月上旬	マスコミ試験講座	160	120	77	70	86
10月下旬	就職活動体験報告会	301	168	136	126	166

⑥ 就職個別フォローアップ

実施日程	行 事 名	平成13 年度	平成14 年度	平成15 年度	平成16 年度	平成17 年度
6月下旬	進路状況調査・進路個別フォローアップ ①	※進路未内定者の4年生全員に対し、ゼミ担当教員による進路調査・就職センター専門相談員による個別支援を年間3回実施している。				
9月下旬	進路状況調査・進路個別フォローアップ ②					
11月下旬	進路状況調査・進路個別フォローアップ ③					

2 全学就職研修会

3年次生ゼミにおける教員による学生の自己分析支援は平成15年度より開始された。当初は本学所定の自己分析シートを用いた指導を教員に依頼していたが、平成16年度よりリクルート社の適職検査であるR-CAPを素材として学生支援を実施している。学生支援の実施方法は、学生との個別面談方式を採用しており、その際R-CAPの結果を参考にしつつ実施している。更に、この自己分析支援を円滑に実施するために全教員を対象として全学就職研修会を開催し、半数から7割の参加者を得ている。この全学就職研修会においては、就職指導の専門家を講演者として招き、就職指導の実践的理解とともに、ロールプレイなどを取り入れて、より実際の学生の進路・就職支援方法を会得できるよう工夫している。

〔全学就職研修会実施一覧表〕

回	実施日	講演者氏名	演 題 (講演者依頼先)	教 員 参加数	参加率
1	平成14年 10月24日	佐々木 徹	就職指導の基礎知識 (株式会社学生援護会)	75人	62%
2	平成15年 6月5日	佐々木 徹	自己分析の実践的指導 (株式会社学生援護会)	71人	56%
3	平成16年 10月21日	佐々木 徹	就職支援におけるゼミの積極的かわり方ー面談ロールプレイ (株式会社学生援護会)	73人	57%

4	平成 17 年 6 月 2 日	松村 直樹	自己分析の必要性と支援の方法 (株式会社リクルートマネジメントソリューションズ)	87 人	72%
5	平成 18 年 6 月 1 日	藤本 恵三	進路選択における自己理解の重要性 (埼玉県産業労働部／ヤングキャリアセンター埼玉)	77 人	64%

3 ゼミを通した自己分析支援

3 年次生ゼミにおける R-CAP ないし自己分析シートを用いた自己分析は、次のような日程で実施されている。

実施告知	4 月上旬 3 年次生進路・就職ガイダンス時
受検日	5 月中旬の 2 日間 (いずれか 1 日に参加)
結果返却・解説講座	6 月初旬の 2 日間 (いずれか 1 日に参加)
ゼミにおける支援期間	6 月中旬から 7 月初旬

この日程は、具体的な就職活動以前に自己分析を開始できること、自己分析は簡単ではないから、夏季休業中に十分検討する時間が持てること、更に、春学期定期試験に影響が及ばないようにこのスケジュールが考えられている。

R-CAP 実施に際しては、大学が一部費用負担を行い、学生の受検を促しているが、現在のところ学生受検率は約 5 割である。また、R-CAP は、自己分析支援を実際に担当する教員にも受検を奨励し、全学就職研修会とともに自己分析支援のツールがどのようなものであるかを十分理解した上で指導、支援できる体制を整えている。

4 ゼミを通した進路フォローアップ

4 年次の 6 月・9 月・11 月にゼミ担当教員に学生の進路状況に関する調査を行い、進路選択、就職内定先の調査を実施している。この際、単に学生の進路調査に終わることなく、進路選択に迷っている学生、就職活動を開始できない学生、就職活動に意欲を失いつつある学生の動機付けなどの指導を行っている。

5 公務員講座

本学は開学当初に公務員希望が多く、しかも一定の成果を上げてきたという伝統から、公務員を希望する学生が少なくない。こうした学生の進路希望に添う形で、正課外教育のひとつとして「公務員講座」を開設してきた。しかし、公務員講座受講者は年々減少してきており、また、希望職種及び進路状況においても行政系の国家公務員や地方公務員はほとんど実績がなく、警察官が主流になってきている。

〔公務員講座受講者の進路決定状況〕 (実人数) (単位：人)

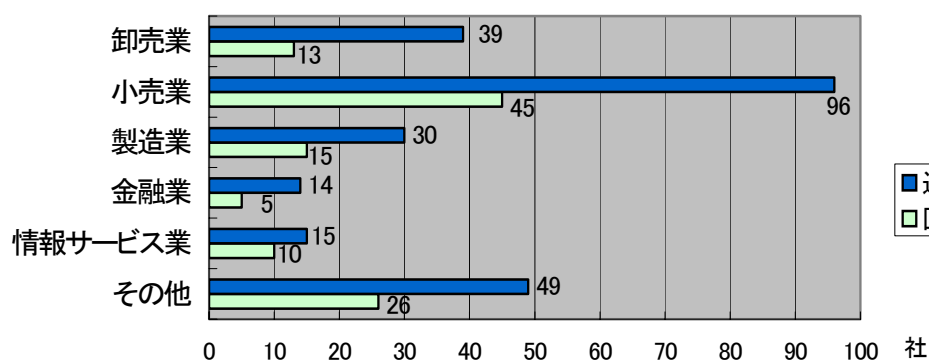
進路区分		平成13 年度	平成14 年度	平成15 年度	平成16 年度	平成17 年度	合 計
公務員	国家公務員Ⅱ種	1		1			2
	その他の国家公務員	2	4	2			8
	都道府県職員	1					1
	市町村職員	5	1		1	1	8
	警視庁・道府県警(警察官)	19	7	8	9	19	62
	東京消防庁・各地域消防職	2		2		2	6
	小 計	30	12	13	10	22	87
その他	民間企業	99	79	53	41	70	342
	アルバイト・契約社員	15	12	16	8	8	59
	大学院進学	4	1		1	2	8
	専門学校進学	1	6	5	2	1	15
	公務員浪人	36	35	21	12	10	114
	その他	27	33	15	12	14	101
	小 計	182	166	110	76	105	639
総合計		212	178	123	86	127	726

6 企業による大学評価

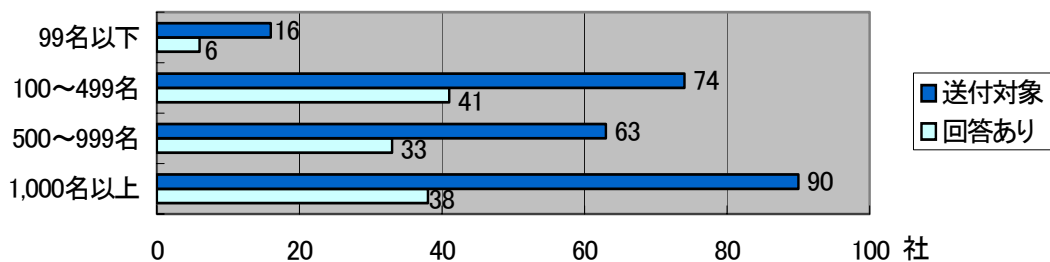
平成18年1月に本学学生が就職した民間企業の人事担当者に対して、本学の教育に関する評価、改善点の手がかりを得る目的で以下のようなアンケート調査を実施した。アンケート集計結果を以下に示す。

(1) 貴社の概要について

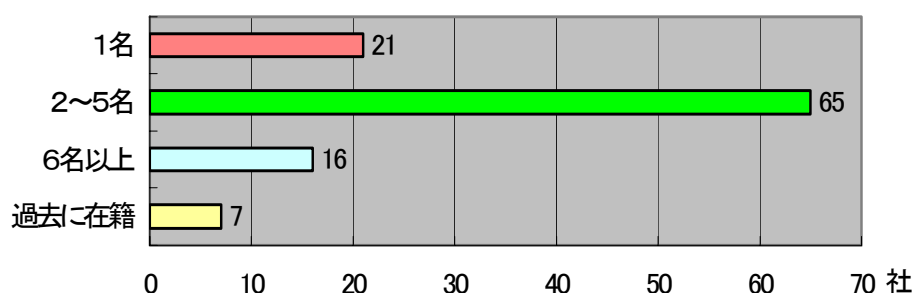
① 業種について



② 正社員数について



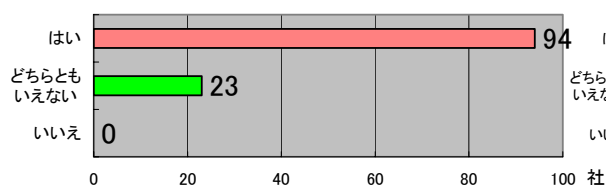
③ 本学卒業生の現在の在籍について



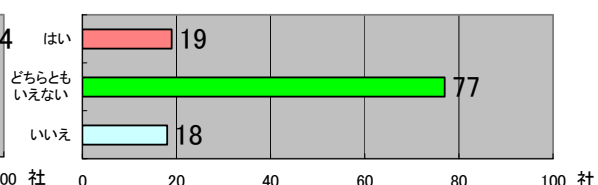
(2) 本学卒業生の貴社における業務遂行に際しての総括評価

(i) 基礎的学力について

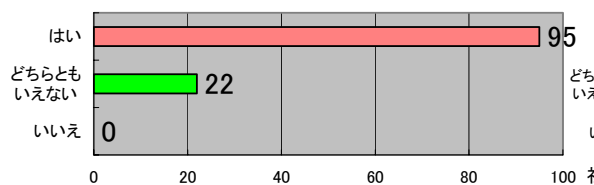
① 仕事に支障のない程度に一般的教養・知識がある



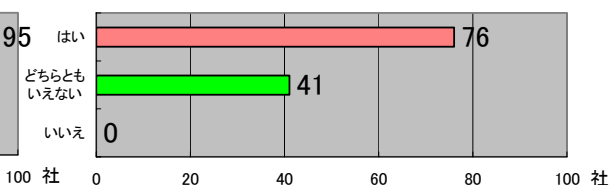
② 仕事に支障のない程度に英語の力がある



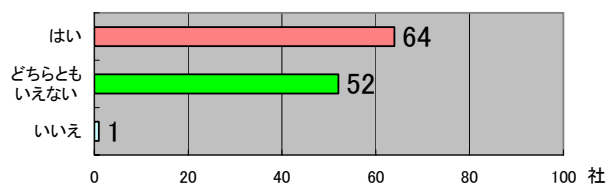
③ 仕事に支障のない程度に計算力がある。



④ 仕事に支障のない程度に情報機器の活用能力がある。

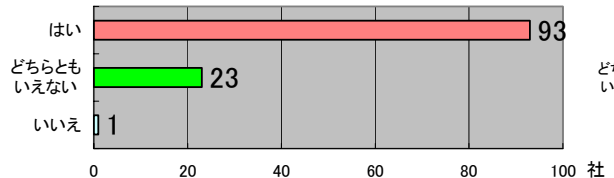


⑤ 仕事に支障のない程度にデータを読み・分析する力がある。

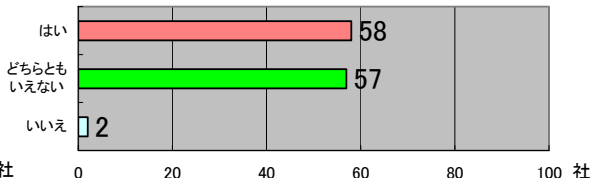


(ii) コミュニケーション能力について

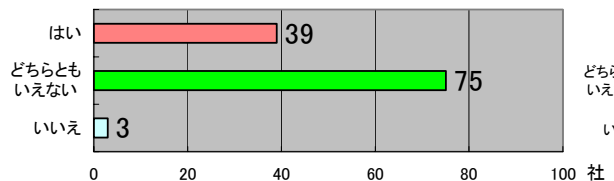
⑥ 上司・同僚・顧客のことを的確に理解する力がある。



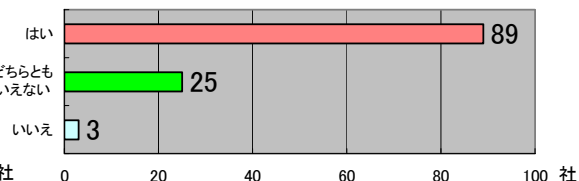
⑦ 企画や業務報告などを分かりやすく発表する力がある。



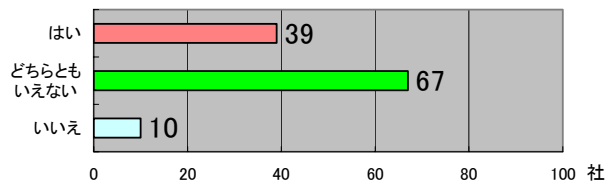
⑧ 企画や業務報告などを分かりやすく文章に書く力がある。



⑨ 顧客との円滑な対話ができる。

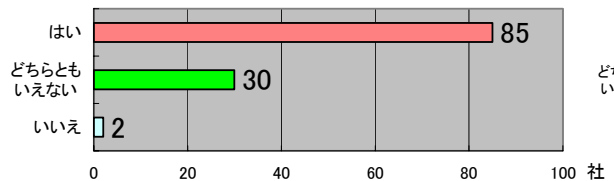


⑩ 会議などで上司や同僚と議論する力がある。

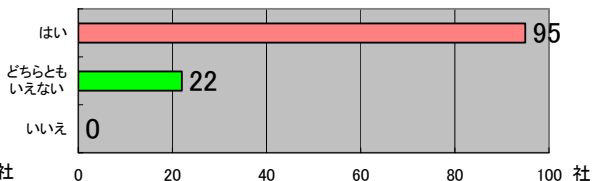


(iii) 態度やマナーについて

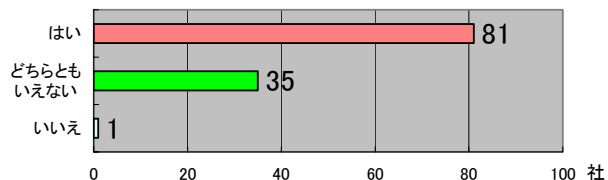
⑪ 会話において適切な敬語を用いることができる。



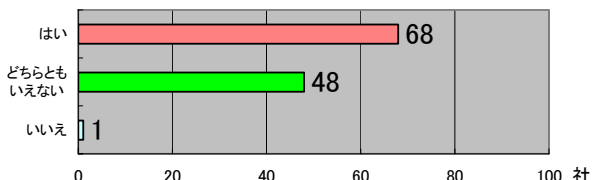
⑫ 約束した事柄、時間を守ることができる。



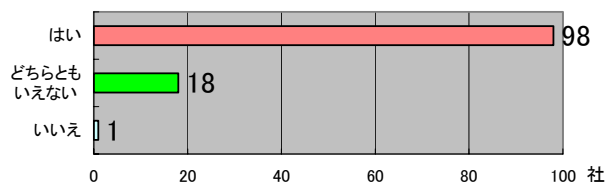
⑬ 指示事項に対して、速やかに実行する行動力がある。



⑭ 失敗を速やかに報告し、回復するための努力、行動力を持つ。



⑮ 他者と協同して仕事ができる。



アンケートの回収率は47%であり、業種についてもほぼ送付対象数に依存した回収率になっている。また、卒業生の在籍についても2名～5名が飛び抜けて多く、本学の学生の状態を的確に判断できるものと考えられる。

基礎学力に関しては一般教養、計算力に関しては業務に支障のない範囲で身につけていると評価されている。「どちらでもない」とする解答が多い英語力には厳しい評価が下されている。また、データ分析力、情報機器の活用力においても、「どちらでもない」とする解答がやや多いことが分かる。コミュニケーション能力において、発表力、文章力、議論の力が十分ではないと評価されていると考えることができる。態度マナーに関しては、概ね負の評価は少ないが、失敗を回復する行動力においてやや問題があることが指摘できる。

【評価と問題点及び改善の方策】

1 就職支援

平成14、15年度あたりまで、就職活動支援に関わるプログラムへの学生参加は必ずしも積極的ではなく、減少傾向を示していた。そのため、ゼミ担当教員を通じた参加要請、自己分析支援等を展開し、景気情勢の回復傾向とも相俟って、学生の各種プログラムへの参加は改善方向にある。特に、企業・職種研究においては、個別企業の取材に基づいて就職センター職員がより具体的な企業像、仕事像を提供できる工夫を行っている。こうした改善の努力は先の「就職決定率及び就職率」でもその成果の一端は見られている。しかし、依然として就職意欲を抱かない学生も多いことから、前述したような正課内指導も充実させるなどの方策を採る一方で、平成18年度より就職意識を涵養するための進路・就職ガイダンスを1年次生から行う改善策を講じている。正課内指導と正課外指導とをより有機的に連結させた指導を展開することが、更に学生の実質就職率を増加させることにつながると考え平成18年度より「基礎学力試験」を全学的に1・2年次生に必修化することも決定しており、その解説もゼミ担当者に担ってもらうことが決定しており、成果を期待している。

正課内授業であるゼミナールを通した進路・就職支援は単に動機づけの段階から、具体的内容を持つ指導の段階に移行してきている点は評価できる。また、「全学就職研修会」は、教員を対象として学生の進路決定支援として極めてユニークな取り組みだと考えられる。こうした取り組みは前述したガイダンス参加者数や就職決定率の増加に見られるように、徐々に成果を上げつつある。しかし、全国大学平均と比べるならばまだ依然として満足できる状態にはない。ゼミ担当教員には、今後一層指導の徹底を図っていききたい。教員への啓発として平成16年度より「10日だより」という就職情報誌を毎月発行し、指導上の留意点や就職センターの行事告知などを行っている。更に、教員の自己評価項目に進路・就職支援活動を明記させるなどの改善策を講じていきたい。

公務員講座自体の問題としては受講学生の減少であるが、これは必ずしも問題点とだけ見ることもできない。学生が進路選択をする際に、採用現実の厳しさをしっかりと見据え、必ずしも公務員にな

ることだけではなく民間企業就職のための準備の一環としてこの講座を受講していると見なすこともできる。基礎学力の低下傾向は本学でも明確であれば、講座自体の意味づけを「公務員志望のため」から「適性試験の準備」へと性格を変化させることも考えられる。このとき、あくまでも学生の進路指導を徹底させ、公務員浪人をいたずらに増加させず、個別のかつ適切な進路面談、相談、指導と組み合わせつつ行うことが肝心かと考える。

(2) 企業による大学評価

本アンケートは本学学生の就職先であること、企業自体が大学をはじめとする社会的評価に敏感なこと等から、極端な評価を嫌う傾向をあらかじめ持っていることを前提として現状を見なくてはならない。したがって、「どちらともいえない」を負の評価として判断しなくてはならない。すると、基礎学力に関しては英語力が低いことが問題として指摘されている。英語は全学部必修の科目であることを考えれば、教育手法の工夫・改善が喫緊の課題として浮かび上がってくる。同様に、データ分析力や情報機器の活用能力もコンピュータ教育や基礎的な図表の見方などについて丁寧な教育が求められている。コミュニケーション能力において、発表力、議論力、文章力が課題として指摘されている。これらは、少人数のゼミナールにおいてこそ養成される能力であれば、ゼミナールにおける教育手法の開発が求められていると考えている。

以上の課題は教学的な問題であり「全学FD研修会」「授業評価」「授業改善計画書」などの対策が講じられており、それらの対策の効果が待たれるところである。また、1、2年次生に対する「基礎学力試験」の必修化も予定しており、その成果を待ちたい。

第3節 大学院における学生支援

〈健康相談〉

【現状】

1 健康診断と健康相談室の利用状況

いずれの研究科も、健康診断受診率は、年度により数値がかなり異なる。これは、院生が少ないことにも、一因があるが、一般的傾向としては、2年生の受診率が1年生よりも低い値となっている(ただし、法科大学院は逆)。平成18年度においては、経済研究科においては、100%、現代情報文化研究科においても、1年生が90.5%、2年生が81.8%という数値であった。

法科大学院は、新入生は入学式当日に飯能キャンパスで、在學生は水道橋にある結核予防会で受診させている。法科大学院だけ上級生の方が受診率が高くなっているのは、このことと関係があるのかも知れない。

〔各研究科(法科大学院を除く)の健康診断受診率〕

年度 (平成)	法学研究科		経済研究科		文化情報研究科		現代情報文化研究科	
	1年生	2年生	1年生	2年生	1年生	2年生	1年生	2年生
14年	66.7%	45.2%	100.0%	72.7%	41.2%	100.0%	※	※
15年	100.0%	100.0%	64.3%	88.9%	92.3%	41.2%	※	※
16年	※	100.0%	100.0%	71.4%	82.4%	46.2%	※	※
17年	※	※	88.9%	75.0%	※	57.1%	82.6%	※
18年	※	※	100.0%	100.0%	※	※	90.5%	81.8%

注 法学研究科及び文化情報研究科は、平成17年現代情報文化研究科に改組されたため、※は該当の学生がいないことを表す。

〔法科大学院の健康診断受診率〕

年度	1年生	2年生	3年生	計
16年度	44名(100%)	22名(100%)	—	66名(100%)
17年度	48名(96.0%)	57名(100%)	22名(100%)	127名(98.4%)
18年度	45名(84.9%)	59名(93.7%)	55名(96.5%)	159名(91.9%)

飯能キャンパスにおいては、改組された法学研究科及び文化情報研究科を含めても、現在までのところ本学設置の「健康相談室」における院生の精神的な面での相談件数は、平成14年度以降現在まで、

0 名であった。「健康相談室」を利用するその他の理由としては、平成 14 年度には「胃痛」など 2 件、平成 15 年度においては眼科を紹介した件など 2 件であり、平成 16 年度以降は、利用者はいなかった。

お茶の水キャンパスの法科大学院では、常設の健康管理室は設置しておらず、精神的な悩みについては教員が相談に乗るほか、飯能キャンパスの健康管理室と兼務の非常勤のカウンセラーによるカウンセリングサービスを提供している。法科大学院のハードな授業や司法試験を目指す心理的な負担感から、一定の利用が見られるが、秘密厳守のために内容は把握されていない。けがや疾患には近隣の病院を紹介するが、事務室には医薬品の備え付けもあり、年間数十件の利用がある。

【評価と問題点及び改善の方策】

健康診断率は、年度ごとにかかなりの変動があるが、原則的に院生全員の受診を目指すべきであり、この点については、年度初めのガイダンスにおいて、特に 2 年生に健康診断の周知徹底化を図ることとした。

健康相談室との連携については、学部学生と異なり、相談に訪れる大学院生が少ないこともあって、適切な対応の仕組みがない。しかしながら、院生の増加とともに、健康上の悩みを抱える院生も増える可能性があり、適切な制度を整備しておく必要があり、検討中である。

留学生の精神的なケアについては、現在のところ「健康相談室」利用者はいないが、基本的には、学部生と同じ制度による支援を行う予定である。

法科大学院については、学生の精神的なケアをどうするかが切実な課題であるが、法科大学院制度そのものの在り方にも関係する大きな問題であり、手が回り兼ねているというのが実情である。当面はカウンセリング機能の充実で対処したい。なお、至近距離に緊急医療体制の整った大病院や小規模のクリニックなどが幾つもあるので、常設の健康管理室の設置は今のところ考えていない。

〈就職〉

【現状】

1 大学院卒業生の進路と就職

就職課での企業紹介は、大学学部卒業予定者を中心に行われているが、大学院生についても、大学院設置時から求人ファイルを整備しており、大学院生が応募できる企業を紹介している。平成 18 年 5 月現在で学部卒業生予定者の求人ファイルは、約 2,200 社であるのに対して、大学院生向けの求人ファイルは、その 1/5 程度であり、相談件数は、年間約 30 件程度である。大学院生については、専門性に基づく職種を中心に求職活動をする傾向が見られるが、独自に求職活動をすることも多く、これまでは、就職先の把握が不十分であった。そこで、平成 17 年度に経済学研究科だけでなく、旧・法学研究科及び旧・文化情報研究科を含む全研究科の卒業生アンケートを実施し、就職状況を調査した。アン

ケート発送 131 人のうち回答があったのは、51 人（回答率 38.9%）であった。下表のとおり、他大学大学院の博士後期過程進学の後には非常勤講師・助手に就いている者もいるが、税理士の資格を有する者が多く、回答のあった者のほとんどが何らかの専門職に就いている。

〔旧・法学研究科、経済学研究科及び旧・文化情報研究科の卒業生アンケート結果〕

職業	大学教員	大学以外の教員	専門職	公務員	民間企業	その他	合計
旧・法研	1 名	1 名	11 名	5 名	4 名	5 名	27 名
経研	1 名	0 名	9 名	1 名	1 名	2 名	14 名
旧・文情研	0 名	1 名	0 名	5 名	1 名	3 名	10 名
合計	2 名	2 名	20 名	11 名	6 名	10 名	51 名

注 1. 専門職 20 名のうち 19 名は、税理士である。

注 2. 現・現代情報文化研究科は、未だ完成年度に至らず、卒業生がいないため、表に記載されていない。

【評価と問題点及び改善の方策】

平成 17 年に初めて卒業生全体に対してアンケートを行ったが、卒業生の進路調査については、十分ではなかった。しかしながら、各研究科における専門知識を有する職業人の養成という目標は、一応達成できたのではないかと考えられる。ただし、資格試験にとどまらず、広く民間企業についても各大学院研究科の専門知識を有する卒業生を積極的に送り出す必要があり、就職意欲を高めるために学生全員に対して就職ガイダンスを行うこととした。また、平成 18 年度卒業生からは、全員の進路・就職についてよりきめ細かに把握できる仕組みとして、毎年卒業生に対してアンケート実施することとした。

法科大学院については、当面修了生のほぼ全員が司法試験を目指す、合格までの生活費を得るためのアルバイトのニーズなどが発生することが予想され、対応を考えていきたい。

〈奨学金〉

【現状】

1 奨学金制度とその支給状況

(1) 飯能キャンパス（修士課程）

飯能キャンパスでの奨学金制度としては、4 月初旬募集の「日本学生支援機構奨学金（第一種奨学金と第二種奨学金）」及び 10 月上旬募集の本学独自の奨学金制度として、「駿河台大学給付奨学金」（1

人当たり1年間一律20万円を給付し、返還を求めない奨学金)がある。今までのところ、基本的に応募者全員に奨学金が支給されている。ただし、「日本学生支援機構奨学金」の「第一種奨学金」と「第二種奨学金」は、併給可能であるため、双方の奨学金を受給している者もいる。「駿河台大学給付奨学金」は、学部学生と大学院生を対象とする奨学金制度であるが、大学院生については希望者全員に支給されており、「日本学生支援機構奨学金」との併給も可能である。また、これは、外国人留学生にも給付されている。平成16年度以降、奨学金受給者数が減っているのは、法学研究科の廃止もあって、学生全体の人数が減り、奨学金申請者の数も減ったためであり、受給者を限定したためではない。

留学生については、「文部科学省私費外国人留学生学習奨励費」制度があり、平成18年度には、4人に支給されている。その他の民間団体による外国人留学生に対する奨学金制度についても、外国人留学生を推薦している。平成17年度には、財団法人「平和中島財団」(1年間・支給額12万円)及び財団法人「ロータリー中山記念奨学会」(1年間・支給額14万円)に外国人留学生を推薦し、「平和中島財団」については、1名が採用されたが(平成18年度支給)、「ロータリー中山記念奨学会」については、残念ながら採用されなかった。

〔奨学金の種類と受給者数〕

年度	学生支援機構 第1種	学生支援機構 第2種 (きぼう21プラン)	学生支援機構 計	駿河台大学 給付奨学金	総計
平成14年	12名	6名	18名	5名	23名
平成15年	10名	1名	11名	5名	16名
平成16年	9名	2名	11名	6名	17名
平成17年	4名	3名	7名	3名	10名
平成18年	3名	3名	6名	秋募集	6名

注 平成15年度までは、法学研究科、経済学研究科及び文化情報学研究科の合計の数値である。ただし、平成16年度は、法学研究科については、募集停止のため新入生がいなかった。17年度以降は、経済学研究科及び現代情報文化研究科の合計の数値である。

(2) 法科大学院

法科大学院では、日本学生支援機構の法科大学院対応貸与奨学金と本法科大学院独自の貸与奨学金として「駿河台大学法科大学院貸与奨学生規程」で定めた法科大学院貸与奨学金を中心に奨学金の提供を行っている。両者の募集枠・希望者・採用数は次のとおりである。

〔法科大学院奨学金の種類と受給者数〕

区分	平成16年度			平成17年度			平成18年度		
	募集	希望	採用	募集	希望	採用	募集	希望	採用
日本学生支援機構一種	14	11	7	13	12	9	15	18	7

日本学生支援機構二種	36	2	14	37	6	17	51	8	21
日本学生支援機構一種・二種併用	—	13	7	—	9	4	—	16	8
駿河台大学法科大学院貸与奨学金	5	7	5	5	8	5	5	0	4
合計	55	33	33	55	35	35	71	42	40
日本学生支援機構一種(追加枠)	2	2	2	10	10	10	11	11	11

この他、成績上位者に対する特待生奨学金と給付奨学金、金融機関との提携学費ローンがある。

【評価と問題点及び改善の方策】

入学時に、奨学金制度について新入生に説明しているが、そもそも応募自体が少ない。大学院進学
の阻害要因の一つが学費であることを考えると、奨学金制度の充実が不可欠である。院生の将来設計
に応じて、奨学金制度が適切に利用されるよう告知・指導を徹底化することとした。

法科大学院については、法曹を目指すという志の大きさに比例して学生の経済的負担も大きく、か
つハードな学習が必要なためにアルバイトをする余力もなく、奨学金等の経済的支援に対するニーズ
は極めて高くかつ切実である。これに対処するには一私学の立場では限界があり、公的な支援制度の
構築も訴えていきたい。

第12章 管理運営

第1節 大学の管理運営

〈学長の権限と選任手続〉

【現状】

1 学長の選任手続

学長は、「駿河台大学学長の任命及び任期に関する規程」に基づいて選出される。学長が任期満了の場合は、その60日前までに学長候補者推薦委員会を発足させ、30日前までに候補者を決定する。また、学長が辞任・欠員の場合は事由発生から20日以内に学長候補者推薦委員会を発足させる。学長候補者推薦委員会は、理事長及び理事会から選出された理事5名並びに各学部教授会及び法務研究科委員会から選出された教員各1名の計11名で構成される。学長候補者選考委員会は学長候補者を選考し、理事長に推薦する。理事長は、これに基づき理事会の議を経て学長を任命する。学長の任期は4年で再任を妨げない。

2 学長の権限と全学的審議機関

本学における学長の権限行使は、教学上の全学的審議機関である大学評議会と大学院委員会を議長として運営することによって、駿河台大学の教学に関する最終的な判断責任を負っている。

(1) 大学評議会

学長は、大学評議会を招集し、その議長となる。大学評議会は、学長・副学長・学部長・各学部から選出された各2名の教員によって構成され、月1回定例に会議を開催し、大学の教育・研究の適正な運営を期するため、学長の諮問に応じて、本学の教学に関する重要事項について審議している。

(2) 大学院委員会

大学院に関する審議機関として、大学院委員会が置かれている。大学院委員会は、学長・副学長・研究科長・副研究科長・各研究科から選出された各2名の教員から構成され、学長は、大学院委員長として大学院委員会を招集し、その議長となる。大学院委員会は、必要に応じて開催され、学長の諮問に応じて、大学院に関する重要事項について審議している。

(3) 部局長会議

大学における全般的な業務について連絡調整を行い、所轄事項の調整及び効率化を図ることを目的とした協議機関として部局長会議が置かれている。部局長会議の構成員は、学長・副学長・学部長・事務局長・教務部長・メディアセンター長・学生部長・就職部長と規定されているが、各研究科長についても学長が必要と認める者として会議に出席しており、学内の主要な役職者が揃う会議となつて

いる。部局長会議も学長が召集して、その議長となり、教授会、大学評議会、大学院委員会などの審議事項であらかじめ連絡調整が必要な事項に関して協議している。

また、部局長会議の下に学長・副学長・学部長・事務局長・大学審議役で構成する学部長分科会と学長・副学長・大学評価担当部長・教務部長・メディアセンター長・学生部長・就職部長・事務局長・大学審議役で構成する5部長分科会が置かれ、各会議における議題について事前の連絡調整を行っている。

3 学長補佐体制

本学では、「駿河台大学副学長の任命及び任期に関する規程」により、学長の補佐として副学長を置くことができることとなっている。副学長は同規程に基づき、学長が総長と協議し、大学評議会の同意を得た上で、理事会の議を経て、総長に推薦し、総長は、学長の推薦に基づいて副学長を任命する。副学長の任期は、これを推薦した学長の在任期間であり、その職務は、大学の運営全般に関して学長を補佐し、学長の委任する特定の業務を代行することができることとなっている。

現在、副学長は2名が任命されており、それぞれ教育と研究に関する業務を学長から委任され、分担している。

また、事務職員としては、大学審議役が事務上の学長補佐の任に当たっている。学長・副学長・事務局長・大学審議役は、原則として隔週開催される学長・副学長懇談会において各担当業務に関する連絡調整を行っており、相互に有機的に機能し、学長の職務遂行に寄与している。

【評価と問題点及び改善の方策】

学長の選出手続、学長と全学的審議機関との関係、学長補佐体制などについては、規程に従って適切に運営されており、問題点はない。今後は、大学を取り巻く環境の変化に迅速に対応するためにも、学長補佐体制の強化が必要となることが予想されるため、副学長の増員や「学長室」等の事務組織の設置について検討することとしている。

〈意思決定〉

【現状】

全学に共通の教学事項については、当該事案を所管する全学委員会（教務委員会、学生委員会、メディアセンター委員会、就職委員会など）で検討された後、必要に応じて各学部教授会の協議を経て、大学評議会に発議される。大学評議会において審議決定した事項については、教授会において大学評議会報告として学部長から報告され、各学部への徹底が図られている。

同様に大学院の各研究科に共通する教学事項については、必要に応じて各研究科委員会の協議を経

て大学院委員会に発議される。大学院委員会において審議決定した事項については、研究科委員会において研究科長から報告され、各研究科への徹底が図られている。

大学評議会及び大学院委員会の決定事項について、法人の運営に影響を及ぼす事項については、理事会の承認を得ることとなっている。

一方、教学以外の事項で理事会又は常任理事会で決定された事項については、必要に応じて、大学評議会、大学院委員会、部局長会議分科会等で報告され、教授会及び研究科委員会への徹底が図られている。

【評価と問題点及び改善の方策】

全学的意思決定に関しては、委員会等で審議した後、大学評議会又は大学院委員会の審議を経て、理事会の承認を得ることが必要であり、各会議が原則として月1回の開催であるため、意思決定には最低1か月を要することとなる。意思決定の迅速化のため、今後委譲を含めた権限の明確化を促進する方策について検討したい。

〈評議会、大学院委員会などの全学的審議機関〉

【現状】

本学では、全学的審議機関として、主に学部に関する事項を審議する大学評議会と研究科に関する事項を審議する大学院委員会が置かれている。

大学評議会は、学長が議長となって主催し、その構成員は前述のとおりであるが、この他にオブザーバーとして、研究科長、副研究科長、大学評価担当部長、教務部長、学生部長、メディアセンター長、就職部長、企画広報委員長、国際交流委員長、事務局長、大学審議役が出席している。

大学評議会の審議事項は、学則第6条及び大学評議会規程第5条により、次のとおり定められている。

- ① 学部・学科その他重要な機関の設置改廃に関すること。
- ② 委員会の設置・運営に関すること。
- ③ 教学予算に関すること。
- ④ 教員人事の基準に関すること（教員の定員に関することを含む）。
- ⑤ 学生の定員に関すること。
- ⑥ 学部間の連絡調整に関すること。
- ⑦ 学則その他学内諸規程に関すること。
- ⑧ その他教学の重要事項に関すること。

また、大学院委員会には、前述の構成員の他、事務局長と大学審議役がオブザーバーとして出席し

ており、その審議事項は、大学院学則第8条及び大学院委員会規程第4条により、次のとおり規定されている。

- ① 大学院の諸規程の制定、改廃に関すること。
- ② 学位授与に関すること。
- ③ 各研究科に共通する事項に関すること。
- ④ 総長に諮問された事項に関すること。
- ⑤ その他大学院の重要事項に関すること。

この他に各職掌別の全学委員会として「大学評価委員会」「教務委員会」「学生委員会」「メディアセンター委員会」「就職委員会」「企画広報委員会」「国際交流委員会」「教職課程委員会」「資格課程委員会」「全学横断教育体制運営委員会」「授業評価実施委員会」「キャリア教育実施委員会」「入学試験制度委員会」「入学試験委員会」「入学試験実施委員会」「大学入試センター試験実施委員会」「健康相談室委員会」「ハラスメント対策委員会」「スポーツ振興委員会」「国公立大学を通じた大学教育改革の支援プログラム検討委員会」の20の委員会が組織されており、各学部から委員が選出され、所掌事項に関する審議を行っている。

【評価と問題点及び改善の方策】

現在、大学評議會は学部関係の全学的審議事項を、大学院委員会は研究科関係の全学的審議事項を取り扱っていることから、学部・研究科共通の全学的審議事項に関しては、大学評議會と大学院委員会の両方の審議を経る必要があり、決定までに多くの時間を要している。今後、大学評議會と大学院委員会を統合し、学部・研究科を問わず全学的審議事項を取り扱うことによって、審議決定手続きの簡略化を図る方向で検討したい。

また、各種委員会においても、近年、大学を取り巻く環境が大きく変化する中であって、次々と新たな課題に対処する必要に迫られることから、それらに対応するための組織が数多く設置されることとなり、一人の教員が複数の委員会委員を引き受けざるを得ない状況となっている。このことは、教員の負担増による教育・研究への影響が問題となるだけでなく、物理的に十分な審議時間をもって委員会の開催日時を設定することすら困難となっている。このため今後、委員会の整理・統合を行うことについて検討したい。

〈教学組織と学校法人理事会との関係〉

【現状】

本法人理事会では、職名理事である学長に加え3名の教員が理事となっており、9名中4名の理事が教員から選出されている。学長以外の3名の教員については、1名が学部所属の副学長、2名が独立

研究科所属の教員であり、理事会は、学部には所属しない教員から構成される独立研究科の意思も反映することが可能な構成となっている。

なお、9名の理事のうち、7名の常任理事で構成される常任理事会は、原則として毎月開催され、日常業務に関する審議決定を行っているが、理事長を除く常任理事6名のうち、3名が教員であり、教授会、研究科委員会及び全学委員会から上程される教学事項について、常任理事会として十分な理解と認識を持って審議することが可能となっている。

また、教員人事、学則等教学関係規程の制定及び改廃、交換留学協定など教学に関する各種協定の締結等、教学組織から提出される議案については、理事会上程までに十分な審議、検討が行われていることから、理事会は、原案を最大限に尊重することとしている。一方、予算などの法人所管事項については、理事会開催前に学部長、研究科長、全学委員会委員長などとの事前協議が行われ、法人としての考え方を説明し、理解を得ている。

【評価と問題点及び改善の方策】

教学組織と、法人組織である理事会は相互に連携しつつ、機能分担を行っており、問題は生じていない。今後とも、現在の体制を維持することが重要であると認識している。

〈管理運営への学外有識者の関与〉

【現状】

理事は9名のうち、2名が学外者であり、評議員は19名のうち、6名が学外者となっている。監事は、学外の有識者である公認会計士と弁護士の2名が非常勤として選任されている。監事は、理事会及び評議員会に出席して法人の管理運営の状況について把握に努めるとともに、監査を実施して、その結果を監事の意見を付して、決算報告時に理事会及び評議員会に報告している。

【評価と問題点及び改善の方策】

理事・監事及び評議員について、一定数を学外有識者から選任することによって、理事会及び評議員会の出席を通じて、管理運営に対する客観的な意見や助言を得る機会を得ており、法人の管理運営に資している。今後も現在の体制を維持することが重要であると認識している。

第2節 学部の管理運営

I 法学部

〈法学部の管理運営〉

【現状】

本学部は、教授会を議決機関とし、学部長を中心に執行部を構成する管理運営体制を敷いている。運営の中心を担うのは、学部長、教務委員長、同副委員長、入試委員長、同副委員長で構成される執行部会議である。執行部会議は、毎週1回程度恒常的に開かれ、教授会決定事項の執行を中心として、広く学部運営に当たっている。また、教務・入試については学部単位の委員会が設置されており、教授会構成員の半数程度はここに配置され、学部事項の立案・執行に当たっている。このほか、教授会構成員のほぼ全員が、全学又は学部の各種委員会に配置されており、これを通じて、各構成員が学部運営を主体的に担い、かつ教授会の意思決定に効果的に参画する構造となっている。

また、学部長は、教授会において、相当に時間をかけて議論がなされなければならないような重要事項については、毎月1回行われる科目会議（教授会の全メンバーで構成される）において、十分な検討がなされるよう、配慮している。ここでは、教授会の各メンバーが、様々な観点から自由に発言している。

学部長は、ここである程度熟したものと考えられる事項については、執行部会の意見を聞き、教授会に審議を求めている。

【評価と問題点及び改善の方策】

上述したように、法学部教授会で審議すべき事項については、毎週1回開催される学部長を中心とする既述の執行部会議であらかじめ十分に検討され、その結果を踏まえて教授会に提案されている。また、当該提案については教授会でも十分な審議がなされており、現状では特段の問題はない。しかし、昨今、教務事項と入試事項が増大する傾向にあり、オーソドックスな教務委員会や入試委員会のほかに、教員に関わる様々な委員会が重層的に新設され、各教員の委員会負担が増えている。

教員の委員会配置は、できるだけ負担が公平となるよう原則として2年程度でローテーションしているが、委員会兼任などを考慮して、今後は委員会の再編などによる工夫を講じていきたい。

〈教授会〉

【現状】

1 教授会の権限

教授会は、「駿河台大学学則」第8条で「本学の各学部に教授会を置く。」と規定されている。教

授会は、教授、助教授及び講師により構成され、毎年15回程度開催される。本学部教授会は、法学部長がこれを招集し、議長を務める。本学部教授会は、本学部の教学、学生にかかわる日常的事項を始めとして、教育課程に関わる事項、教員人事にかかわる事項などを審議・決定する。学則第8条第4項によれば、「教授会は、次の事項について審議する。」とある。

- ① 学生の入学、休学、復学、転学、退学、除籍、賞罰その他学生の身上に関する事。
- ② 学生の試験及び卒業に関する事。
- ③ 単位の認定及び学業評価に関する事。
- ④ 大学の教育研究に関する事。
- ⑤ 教育課程及び授業に関する事。
- ⑥ 学生の指導に関する事。
- ⑦ 教員の人事に関する事。
- ⑧ 学長又は総長が諮問した事項に関する事。
- ⑨ その他学部の重要な事項に関する事。

本学部教授会は、原則として毎月定例に招集されるが、学部長が必要と認めたときには臨時にこれを招集することができる。

また、法学部長は、教授会構成員の3分の1以上の要求があった場合には、速やかに教授会を招集しなければならない。当該教授会は構成員（休職者及び1ヶ月以上に亘る公務出張者を除く。）の過半数の出席をもって成立する。議事については出席者の過半数の賛成をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

ただし、一定の重要事項の審議については出席者の三分の二以上の賛成を要するものとされている。

なお、教授会が開催された場合には、その開催の都度議事録を作成し、①開催の日時及び場所、②出席状況、③議案審議の概要、を記載して保存するとともに、構成員に配布している。

教授会においては、自由闊達な雰囲気の下に、全構成員に発言の機会が公平に保障されており、慎重かつ熟慮を踏まえた決定が行われている。また、上述したように、教授会構成員の非公式な意見交換の場として、あるいは教育改善のための学部FDの機能をも担う場として、教授会と構成員を同じくする法学部科目会議が毎年10回開催されている。ここでの意見交換が、教授会の迅速な意思決定を促す役割を果たしている側面も大きい。

2 全学的な審議機関との連携

全学的な審議事項については、学長・副学長・4学部長・事務局長をメンバーとする学部長分科会議が毎月1回開催され、そこで十分な検討がなされてから、各学部長がこれにつき教授会に対して、審議を求める。言うまでもなく、学部長が当該審議事項を教授会に提案する以前において、既述の執行部会議にかけて、慎重な議論がなされている。

加えて、学則第6条に基づき、大学評議会が設けられており、大学の教育・研究の適正な運営を期するため、大学の重要な事項につき審議されている。大学評議会は全学的な視点から学部間の調整を果たしたり、全学的運用基準を設けたりすることで、極めて重要な役割を演じている。

【評価と問題点の改善の方策】

教育課程・教員人事を始めとする教授会の基本的な機能は適切に行使されており、特段の問題はない。

ただ、近年の傾向としては次のような諸点が指摘される。

教育課程については、副専攻制度の導入を始めとする全学的方針と既存の学部の体系との調整が更に必要となる場面が生じている。

教員人事については、学部の人事計画に沿ってアドホックに構成される人事検討委員会が慎重な検討を経た上で教授会に提案されるため、混乱が生じることは稀であり、特に問題はない。

また、上記のとおり学部長は、教授会に提案すべき審議事項をあらかじめ執行部会で十分に検討した上で、教授会に審議を求めているので、教授会での審議はかなり合理的に進められており、現段階で特別の問題は認められない。

〈学部長の権限と選任手続〉

【現状】

学部長の選任は、「駿河台大学法学部長候補者選考規程」に基づき、教授会で選出され、学部を代表し、かつ学部を統括する。

法学部長は、法学部の専任の教授の中から、法学部教授会における学部長候補者選挙を経て、選出され、それに基づき、学長が総長に推薦する。総長は、学長の推薦に基づきこれを任命する。学部長の任期は2年であり、再任を妨げない。

法学部長の選挙については、選挙資格者の3分の2以上の出席を必要とし、単記無記名投票による。選挙資格者は学部専任の教授、助教授、講師であり、候補者選挙の当選者は、有効投票の過半数を得た者とする。これに該当する者がいないときは、得票順位第2位までの者について引き続き投票を行い、過半数の票を得た者を当選者とする。ただし、再び同数のときは、年長者を当選者とする。

【評価と問題点及び改善の方策】

歴代の法学部長は、法学部教員の意思を尊重しつつ、これを統合する方向で、建設的な運営を心掛けており、学部運営上特段の問題は生じていない。慣例として授業負担の点で学部教員の協力による一定の配慮がなされているが、なお一層の負担軽減の工夫が必要であり、また、学部長がより効果的に学部運営に専念できるように補佐態勢の整備・充実が課題である。

Ⅱ 経済学部

〈経済学部の管理運営〉

【現状】

本学部は、教授会を議決機関とし、学部長を中心に執行部を置く管理運営体制をとっている。学部長を補佐する学部執行部の構成メンバーは、学部長、教務委員長、同副委員長、入試委員長である。本学部では加えて経済研究科長、及び学部として就職に重点を置いていることから就職委員が参加している。学部執行部会議は、毎週 1 回開かれ、教授会に先立って学部役職者間の意見調整を行った上で、諸提案を行う工夫をしている。学部執行部で意見調整を行う目的は、教授会決定事項の執行プロセスで、学部長の下での集団執行責任を発揮するためである。

また、各教員はそれぞれ委員会に属し、管理運営業務を分担している。これを通じて、各教員が学部運営を主体的に担い、かつ教授会の意思決定に効果的に参画する構造となっている。特に教務・入試については学部単位の委員会が設置されており、学部教員の約半数がこの 2 つの委員会に配置され、学部事項の立案・執行に当たっている。

以上のように、本学部では各教員が学部管理体制をそれぞれ担い、学部執行部体制を取りながら、学部長が教授会構成員の総意をまとめつつ、教授会審議事項の審議・決定を行う仕組みをとっている。

【評価と問題点及び改善の方策】

各教員は、委員会に属しているが、教務・入試の委員は特に負荷が大きく、2～3 年のローテーションを徹底させている。更に、教員に係る様々な委員会が増設され、各教員の委員会負荷が高まっている。かつ、それは偏在し、大きな問題となっている。

この点においては、年度ごとに教員の関係する委員会を明確にし、負担が公平になるよう次年度で配置を調整することになっている。

〈教授会〉

【現状】

1 教授会の権限

教授会は、「駿河台大学学則」第 8 条で「本学の各学部教授会を置く。」と規定されている。教授会は、教授、助教授及び講師が構成員となり、学部長が議長を務める。本学部教授会は本学部の教学、学生にかかわる日常的事項を始めとして、教育課程にかかわる事項、教員人事にかかわる事項などを

審議・決定する。審議事項は①学生の入学、休学、復学、転学、留学、退学、除籍、賞罰その他学生の身上に関する事。②学生の試験及び卒業に関する事。③単位の認定及び学業評価に関する事。④大学の教育研究に関する事。⑤教育課程及び授業に関する事。⑥学生の指導に関する事。⑦教員の人事に関する事。⑧学長又は総長が諮問した事項に関する事。⑨その他学部の重要な事項に関する事、である。原則として毎月定例に招集され、臨時を含め毎年15回程度開催されている。本学では学部の自立的な運営が図れるよう、教育課程や教員人事に関する事項を審議できるよう規定している。また、教授会は公式に議事録を残し、審議決定事項を明文化している。

また教授会構成員の非公式な意見交換の場として、あるいは教育改善のための学部の機能をも担う場として、教授会と構成員を同じくする経済学部科目会議が毎年10回程度開かれている。ここでは教授会において相当に時間をかけて議論がなされなければならないような重要な事項について意見交換が活発に行われ、教授会の迅速な意思決定を促す役割を果たしている。また、教授会とは違って公式にはないが、同じく議事録を作成し構成員の意見を記録することになっている。

2 全学的審議機関との連携

全学的な審議事項については、学長・副学長・4学部長・事務局長をメンバーとする学部長分科会が毎月1回開催され、そこで十分な検討がなされてから、各学部長がこれにつき教授会に対して、審議を求める。学部長は当該審議事項を教授会に提案する前に、上記執行部会で十分な議論を行う。

他に全学的審議機関として、本学学則第6条に基づき評議会が設けられており、大学の教育・研究の適正な運営を期するため、本学の重要な事項につき審議されている。評議会は全学的な審議機関として極めて重要な役割を果たしている。全学的視点から学部間の調整を行ったり、全学的運用基準を設けたりすることで、学部教授会と全体の整合性を図る機能を果たしている。

【評価と問題点及び改善の方策】

教授会の権限は、教育課程・教員人事を始めとして基本的には適切に行使されている。

学部長は、教授会に提案すべき審議事項をあらかじめ執行部会で十分に検討した上で、教授会に審議を求めているので、教授会での審議は、合理的に進められている。

問題は、学部長分科会で審議され決定された事項につき、教授会が反対の意向を示し、学部長分科会と教授会との意見が対立した場合である。基本的には、学部長分科会は、最終決定権を持たないが、今後、全学的な観点から、合理的な結論を見出すルールを構築していきたい。

〈学部長の権限と選任手続〉

【現状】

1 学部長の選任手続

学部長の選任は、「駿河台大学経済学部長候補者選考規定」に基づき行っている。選挙は、経済学部

の専任の教授の中から、学部教授会で投票するものである。選挙有資格者は学部専任の教授、助教授、講師であり、選挙はその3分の2以上の投票をもって成立する。当選者は最高得票を得た者で、かつ有効投票の過半数を得た者とする。教授会は、選挙の結果に基づき、候補者を決定し、学部長は決定した候補者を学長に報告する。学長は報告に基づき候補者を総長に推薦する。学部長の任期は2年とし、再任を妨げないものとする。

2 学部長の権限

学部長は、「駿河台大学経済学部長候補者選考規定」に基づき、教授会で選出され、学部を代表し、かつ学部を統括する。学部長は評議会委員であり、かつ教授会代表者として評議会の方針に対して学部の意思を反映させる権限と役割を有している。また、学部所属教員に対し理事会評議会などで決定された大学全体の運営方針について、徹底を図りこれを執行する責任と権限を有している。

教授会に対する権限行使については、学部長は教授会を招集しその議長の任に当たる。学部長は大学全体の運営方針に対して評議委員としての判断と方向性を持って教授会の議論を行い、教授会での議決が可否同数である場合は、議長である学部長が決定権を有している。実質の審議に当たって重要な案件は学部執行部（学部長、入試委員長、教務委員長、教務副委員長及び18年度は経済学研究科長、就職委員の計2名を含める。）を中心に事前調整し、議論と方向性の検討を経て教授会に諮られている。また、決定した方針の執行に関する権限行使は、その責任遂行のために学部執行部とともに、教授会の承認の下に、具体的な施策を展開している。

また、評議会、学部長分科会などの審議に参加し、教授会の意思を伝え調整するなどの役割が期待されている。他方、全体方針が教授会の意思と異なる結論となった場合は、学部長は評議会の決定内容を教授会に報告し、その理解を得る責任を有している。

このように、学部長の権限発揮のあり方は、教授会運営の自主性と独立性を担保しつつ大学全体の運営方針について各学部の理解を図り共有していく仕組みとして機能している。

【評価と問題点及び改善の方策】

学部長の学内における任務は多く、出席が求められている会議の数の多さ、要求される調整事項の多さから、研究時間の保障が課題となっており、この解決に向けて、学部長の授業責任時間の縮小、学部執行部の強化、また、全学的に各会議の議題整理と会議開催数の減少、会議時間の短縮などを検討していきたい。

Ⅲ 文化情報学部

〈文化情報学部の管理運営〉

【現状】

本学部の管理運営は、下記に詳述する教授会を中心として行われるが、重要領域については学部単位で委員会（教務委員会、入試委員会、人事委員会）を設置し、他にも全学的な委員会に参画して教授会審議事項の事前検討を行っている。教授会決定事項はこれらの担当委員会を中心に実行に移される。また、管理運営の執行責任者である学部長を補佐する体制として学部運営会議を設けている。その構成員は学部長、教務委員長、入試委員長、人事委員長、評議員となっている。運営会議はほぼ毎週開催し、教授会や懇話会、主要委員会に先立って意見調整を行っている。

学部には文化情報学科、知識情報学科の2学科があり、前者に3コース、後者に2コースが設置されている。カリキュラム改訂作業など教育課程に関わる内容面での検討はこれらのコースに対応した教員グループ単位及び語学担当教員グループによる会議、通称コース会議を開催し、そこでの協議結果を教授会に持ち上げる仕組みとしている。

教授会構成員もそれぞれ、学部又は全学委員会のうち複数の委員会に所属し、学部運営に主体的に参画している。

【評価と問題点及び改善の方策】

教授会、委員会、運営会議による学部の管理運営体制は、正常に機能している。ただし平成18年度は、教務委員長、入試委員長の任務荷重を解消し、かつ運営会議を強化するため、運営会議の構成員に教務委員会副委員長、入試委員会副委員長を加え、人事委員長は除いた。人事委員長は、人事案件に関してのみ、運営会議に列することとした。平成18年度から実施に移された学部カリキュラム改革準備作業に関しては、とりわけコース会議がよく機能した。今後は、カリキュラム改革のみならず、関連科目間の内容調整等においてもコース会議を活用する方向であり、学部運営の基本単位として更に正式に位置づける工夫を継続したい。

〈教授会〉

【現状】

本学部教授会は、本学学則第8条の「本学各学部に教授会を置く。」との規程を受けて設置されている。同条2項に基づき、教授会は学部長が召集し、その議長となる。同条3項に基づき、教授会は、

教授、助教授及び講師をもって構成されている。

学則 8 条 4 項により、教授会では下記の事項を審議している。

- ① 学生の入学、休学、復学、転学、留学、除籍、賞罰その他学生の身上に関する事。
- ② 学生の試験及び卒業に関する事。
- ③ 単位の認定及び学業評価に関する事。
- ④ 大学の教育研究に関する事。
- ⑤ 教育課程及び授業に関する事。
- ⑥ 学生の指導に関する事。
- ⑦ 教員の人事に関する事。
- ⑧ 学長又は総長が諮問した事項に関する事。
- ⑨ その他学部の重要な事項に関する事。

教授会は毎月 1 回定例的に開催し、緊急の事案については臨時会を開催している。審議決定事項は公式議事録を作成して保存している。このほか、教授会と同じ構成員による文化情報学科・知識情報学科合同懇話会をほぼ月 1 回開催し、非公式な意見交換の場、教育改善に資する論議の場としている。これは教授会における審議決定を円滑に遂行する一助となっている。

教授会の決定事項は、事案により、学長、大学部局長会議、同学部長分科会、大学評議会に持ち上げられ、また、これらからの諮問、連絡事項を教授会で審議する相互的な機能が果たされており、学部長がその接点となっている。

【評価と問題点及び改善の方策】

教授会の基本的な機能は十分果たされており、大きな問題点はない。なお、平成 18 年度からの学科再編に伴い懇話会の名称は、文化情報学科・メディア情報学科合同懇話会となった。

〈学部長の権限と選任手続き〉

【現状】

学部長の権限は、「駿河台大学教授会規程」にあるように、教授会を召集し、その議長となることであり、学部を代表し、統括するものである。学部長は大学評議会や学長、副学長、4 学部長、事務局長で構成する学部長会議に学部を代表して出席している。

学部長の選任は、「駿河台大学文化情報学部長候補者選考規程」に基づいて行われている。候補者は学部専任の教授の中から教授会において選ばれる。選挙資格者は、学部専任の教授、助教授及び講師であり、選挙は有資格者の 3 分の 2 以上の投票をもって成立する。投票は単記無記名により、当選者は有効投票の過半数を得たものとするが、該当者が無い場合は、得票順位第 2 位までの者について

更に投票を行い、過半数の票を得た者を当選者とする。候補者は学長に報告され、学長はこれを総長に推薦する。学部長の任期は2年であり、再任を妨げないものとされている。

【評価と問題点及び改善の方策】

学部長は、上記の会議に出席するほか、学部の教務委員会及び入試委員会並びにかなりの数の全学的委員会に出席することになっており、会議時間の多さが問題となっている。若干の担当授業コマ数の軽減があるが、任務過重であり学部長希望者が少ないのが実態である。このため学部の管理運営に積極的に腕を振るう立候補者が多くでるような条件を模索し設定したい。

IV 現代文化学部

〈現代文化学部の管理運営〉

【現状】

本学部教授会は、学部の最高議決機関であるとともに、本学部教学を担いその実践に対して責任を負い、大学自治の重要な構成部分であることを前提に、本学が直面する課題や将来構想、日常的な管理運営に関しても積極的に関与していく責任も堅持している。

学部長とともに学部の教学と管理運営を担っていく学部執行部は、本学部の場合、学部長、教務委員長、教務副委員長、入試委員長、学生委員又は就職委員から構成され、その会議は毎週開催されており、恒常的に機能するとともに、教授会の意思決定に大きな役割を果たしている。

なお、教授会構成員の全員（在外研究中の者を除く）が、全学又は学部内の各委員会の委員となっており、学部の教学と運営を主体的に担うと同時に、全学と現代文化学部をつなぐ役割を果たしている。

本学部の月例会議として設定されている科目会議については、教授会での議論の不足を補う場合、また、執行部などの原案作成のため意見聴取する場などとして十分に機能している。

【評価と問題点及び改善の方策】

現代文化学部所属の教員数は現在 24 名（そのうち、在外研究中の者及び委員会業務免除となる特任教授がそれぞれ 1 名ずついる。）である。それに対して複数名配置を要請されている全学的な委員会数は 23 あり、また、学部独自に設置されている委員会もその数が 11 ほど存在することから、本学部所属の教員の多くは平均 3 から 4 の委員会に所属をして業務を遂行している。所属する委員会によってはその業務が煩瑣かつ時間をかなり取るものもあることから、数における平等ということを考えることなく業務内容に応じた委員会所属数を検討していきたい。

学部執行部の責務は重大であり、難題の解決を迫られることもめずらしくない。よって、学部執行部経験者を含んだ「拡大執行部会議」を開催し、その後の教授会での議論に成果が見込まれる手立てとしてその会議を活用していきたい。

〈教授会〉

【現状】

教授会については、「駿河台大学学則」第 8 条で「本学の各学部に、教授会を置く。」ことを規定し、

「教授会は、(その学部)に属する) 教授、助教授及び講師をもって構成する。」としている。また、教授会の審議事項については、「駿河台大学教授会規程」第4条に定められるとおり、次の事項が対象となっている。

- ① 学生の入学、休学、復学、転学、留学、退学、除籍、賞罰その他学生の身上に関する事。
- ② 学生の試験及び卒業に関する事。
- ③ 単位の認定及び学業評価に関する事。
- ④ 大学の教育研究に関する事。
- ⑤ 教育課程及び授業に関する事。
- ⑥ 学生の指導に関する事。
- ⑦ 教員の人事に関する事。
- ⑧ 学長又は総長が諮問した事項に関する事。
- ⑨ その他学部の重要な事項に関する事。

本学部教授会は、ほぼ月例で開催され(平成17年度実績では年15回開催である。)、本学部教学に関わる事項、本学部学生に関わる事項、大学全体の教学や直面するもろもろの課題などについて審議を行っている。そこで承認・決定された本学部の独自課題に関しては、学部長を中心に学部執行部が責任を持って実践している。

なお、教授会の審議事項のうち、学部間の調整や理事会としての判断を要する事項については、上位の意思決定機関へ上程する。主たる上程事項は次の(1)と(2)のとおりである。

(1) 大学評議会で審議し、理事会で決定する事項

- ① 学部の学科及び専攻の新設、増設、廃止並びに変更に関する事項
- ② 学則及び諸規程の制定並びに改廃に関する事項
- ③ 教員の人事に関する事項(任用、昇任、依願退職、懲戒、名誉教授、非常勤講師の委嘱・解嘱)
- ④ 学生の定数に関する事項

(2) 全学教務委員会で審議し、大学評議会で決定する事項

- ① 転学部、転学科の条件に関する事項
- ② 再入学、復学及び転学に関する事項

また、近年これらの全学的審議機関に諮る事前に学部間調整などを必要とする議案(例:開講後の非常勤講師の委嘱・解嘱等の教員人事関連、「特色 GP」・「現代 GP」応募関連、在外研修員枠など)については、「大学部局長会議」の分科会である「学部長分科会」(学長・副学長同席で、ほぼ月例開催)においてまず検討がなされることとなっている。

【評価と問題点及び改善の方策】

大学全体として可及的速やかに判断を下す必要性のある議案の発生については、学長、副学長同席

の「学部長分科会」において議されることになっているが、そこでの結論が各学部の教授会で承認を得ることができない場合が時として起こる。今後の大学運営を考えると、発生し得る問題も今まで以上に困難な内容の事項が持ち上がることは容易に想像でき、については「学部長分科会」と学部教授会の間に意見の不一致などが起こることも想定される。そこで、こうした事態にどのように対処するかについて大学としての見解を定めておくことが必要であり、今後検討していきたい。

教授会では、発言の機会はすべての構成員に対して公平に開かれており、自由闊達な雰囲気の中で慎重審議の上、決定されている。

〈学部長の権限及び選任手続き〉

【現状】

学部長の権限については、学部長と学部教授会の関係からまずは明らかになる。

学部教授会との関係における学部長の役割と責任、すなわち権限は、「駿河台大学教授会規程」第3条及び第5条において、以下のとおり規定している。

- ① 教授会は、学部長がこれを招集し、その議長となる。
- ② 学部長が必要と認めるときは、教授会の承認を得て議長代理を選任することができる。
- ③ 教授会は、原則として毎月定例にこれを招集する。ただし、学部長が必要と認めたときは、臨時にこれを招集することができる。
- ④ 教授会の開催に当たっては、会日の7日前に通知するものとする。
- ⑤ 学部長が緊急に必要と認めたときは、前2項の規定にかかわらず教授会を招集することができる。
- ⑥ 学部長は、教授会の構成員の3分の1以上の要求があった場合は、速やかに教授会を招集しなければならない。

学部長を補佐する体制として、教授会の承認により選任した教員で学部執行部を構成しているほか、学部内に全学の運営に関連した委員会を設置している（本学部は、比較文化と心理の2学科から構成されているが、両学科に学科長のポストは設けておらず、学部執行部は学部全体の動向が見渡せるための人選として、学部長を始めとして、教務委員長、入試委員長、就職委員、学生委員等より構成されている。）。学部長は、学部執行部や学部内の委員会を活用して、教授会に先立って学部執行部の意見調整を行った上で、諸提案を行うようにしている。学部執行部や学部の委員会で意見調整を行う目的は、あらためて言及するまでもなく、決定の執行過程において、学部長の下での集团的執行責任を発揮するためである。このように、本学部では学部長が教授会構成員の総意をまとめつつ学部教授会との連携を強化していくために、客観的な視点を持った教授会審議事項の審議・決定を行う仕組みを採用している。

学部長の選任手続きについては、「駿河台大学現代文化学部長候補者選考規程」に基づいて行ってい

る。選考の方法は、教授会が候補者を選出するための選挙を行う。なお、選挙資格者は、選挙公示日に、現に学部専任の教授、助教授及び講師である者（休職中及び長期出張中の者を除く。）とし、選挙は、学部長が指名する被選挙人以外の教員 3 名をもって組織される選挙管理委員会（委員長は互選）が管理する。選挙は、選挙資格者の 3 分の 2 以上の投票をもって成立し、投票は、単記無記名によるものとし、候補者選挙の当選者は、有効投票の過半数を得た者としている。そして、教授会は、選挙の結果に基づき、候補者を決定し、学部長は、決定した候補者を学長に報告する。その後、学長は、候補者を総長に推薦することとなっている。なお、学部長の任期は 2 年とし、再任を妨げないこととなっている。

【評価と問題点及び改善の方策】

学部長職の業務はまさに激務であり、かつその責任の重さもかなりのものである。そうした現実からすれば、担当授業コマ数の軽減、学部長補佐役の設置などは真剣、かつ早急に考慮していきたい。学部長の選任手続きについては、現行の方式を維持することに特段の問題はない。

第 3 節 研究科の管理運営

I 経済学研究科

〈経済学研究科の管理運営〉

【現状】

1 管理運営組織

(1) 組織

本研究科は、「駿河台大学大学院学則」第 1 条の「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与する」という本学の目的を実現するのに有効な組織運営を行っている。

本研究科における授業及び研究指導は、大学院設置基準に規定する資格に該当する本学の経済学部教授が行っている。ただし、必要がある場合に、大学院設置基準の資格に該当する助教授も授業及び研究指導に当たっている。

現在、経済学部教員 35 名のうち、大学院の授業及び研究指導に携わっている教授が 15 名、助教授が 4 名となっている。

研究科には研究科長が置かれる。運営組織としては、研究科長が議長となって運営される「研究科委員会」が設置されている。

(2) 研究科委員会

研究科委員会を構成するのは、研究指導を担当する専任の教授である（現員 15 名）。しかし、院生の教育指導や管理運営を円滑に行うために、授業を担当する助教授も研究科委員会にオブザーバーとして出席することが認められている。

研究科委員会は、以下の事項について審議するものとされている。

- ① 人事に関すること。
- ② 授業及び研究指導に関すること。
- ③ 試験に関すること。
- ④ 学位論文の審査に関すること。
- ⑤ 学生の身分に関すること。
- ⑥ 学生の賞罰に関すること。
- ⑦ その他、研究科に関すること。

ただし、オブザーバーとして出席する者は、人事に関する審議には参加できない。

研究科委員会では、研究科の専攻が経済・経営専攻という一専攻であり、教員も 19 名という小規模

な組織なので、下部組織を作らず、組織運営の迅速性、効率性を図っている。研究科委員会では、入試委員、教務委員、学生委員を各2名置いて、日常的な運営に当たっている。

(3) 大学院委員会との関係

研究科としての所管事項のうち、駿河台大学大学院学則第8条第3項に規定される大学院委員会の審議事項となるべき事項については、大学院委員会での審議に付されることになる。大学院委員会には研究科長及び研究科委員会から選出された大学院委員2名が本研究科より参加している。

2 研究科長の任免

研究科長の選任は、「駿河台大学大学院研究科長及び副研究科長候補者選考規定」に基づいて行われる。候補者は、研究科において研究指導を担当する専任の教授であり、研究科における選挙により候補者が選出される。

選挙資格を有するのは、研究科において研究指導を担当する専任の教授であり、研究科委員会にオブザーバーとして参加する助教授等には選挙権はない。

選挙により決定された候補者は、学長から総長に推薦され、総長が理事会の推薦に基づき、これを指名する。

3 運用の実状

研究科委員会は、原則として毎月定例で開催されている。本研究科の運営は、研究科委員会に一元化されており、研究科委員会の現員はオブザーバーも含め19名と小規模なこともあり、極めて効率的に運営されている。

【評価と問題点及び改善の方策】

現状のような小規模な研究科として、従来どおりの教育・研究に携わる運営をしていくには問題はない。だが、主に研究科の授業を担当している助教授がオブザーバー参加という形でしか運営に参加していないという形態が組織の更なる円滑な運営を妨げているのではないかという点は検討する必要がある。

しかし、今後、社会の変化に対応し、教育・研究の成果を挙げ社会的使命を果たす大学院を作っていくためには、いくつかの問題点が存在する。

まず、大学院教育は学部教育と大きく連動する。学部教育がどのようなカリキュラムでどのような教育内容を行っているのかを十分配慮しない限り、効果ある大学院教育はありえない。教員が学部教育を担っていることにより、実感的にはその点は個々の教員によって意識されているが、組織的に学部と大学院の教務委員（会）が一貫教育について検討したことはなく、今後の検討課題である。

また、本研究科はその教育目標として地域社会の経済及びビジネス社会に貢献し得る経済人の養成及び地域社会人のキャリア・アップを掲げている以上、地域社会・経済の要望に積極的に対応できる

体制を作っていかなければならない。例えば、隣接の入間市では3000名近くの該当者がおり、その3分の1は更なる学習を希望している。しかし、そのような点の組織的整備がまだ視野に入っていない。外部地域人を含めた協議会のような組織の設立について検討していきたい。

現在「団塊の世代」の退職者に象徴されるように、地域での生涯教育に占める大学院への要望が大きくなっており、シルバー大学院が社会的に求められている。しかし、その場合求められているのは、従来の学問領域に規定された縦割り型の大学院ではなく、インターディシプリンの総合大学院であろう。従来、本学においても、現代情報文化研究科とは科目の乗り入れなど行ってきたが、今後、共通のカリキュラムやコースの設置など一層の連携を視野に入れていかねばならない。現在の大学院委員会はそのような役割を果たすのに不十分であり、今後新たな組織を形成していく必要がある。現在、現代情報文化研究科とともに検討を進めている。

Ⅱ 現代情報文化研究科

〈現代情報文化研究科の管理運営〉

【現状】

1 管理運営組織

(1) 組織

本研究科の管理運営は、「駿河台大学大学院学則」第1条の目的規定である「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与する」に則して行われている。

運営組織としては、本研究科には「研究科委員会」が設置され、各専攻には「専攻会議」が置かれている。

研究科には研究科長が、専攻には専攻長が置かれる。

本研究科は、文化情報学部及び法学部の2つの学部を基礎として構成されているところから、研究科委員会には「研究科運営委員会」が置かれている。また、研究科長を補佐するために、一の専攻長が副研究科長を兼ねるものとされている。

(2) 研究科委員会

研究科委員会を構成するのは、研究指導を担当する専任の教授である。この他、研究科委員会における意思統一を図るために、授業を担当する教員もオブザーバーとして研究科委員会に出席することが認められている。

研究科委員会は、以下の事項について審議するものとされている。

- ① 人事に関すること。
- ② 授業及び研究指導に関すること。
- ③ 試験に関すること。
- ④ 学位論文の審査に関すること。
- ⑤ 学生の身分に関すること。
- ⑥ 学生の賞罰に関すること。
- ⑦ その他、研究科に関すること。

(3) 専攻会議

専攻会議を構成するのは、各専攻の研究指導担当の専任教授である。この他、専攻会議における意思統一を図るために、授業を担当する教員もオブザーバーとして専攻会議に出席することが認められている。

研究科委員会の所掌事項のうち、各専攻に係る事項を所管する。

(4) 研究科運営委員会

研究科委員会の所管する事項のうち、①人事に関すること ②学位論文の審査に関すること 以外の事項については、研究科運営委員会に委任することができるとされている。これは、各専攻がそれぞれの実状に応じて審議することによって、きめ細かい考慮をすることを可能にするとともに、審議を効率的に行うことを目的としている。

運営委員会を構成するのは、研究科長、副研究科長及び各専攻から選出された教員各 2 名である。

前記の事項について運営委員会がした決定は、研究科委員会の決定とみなされる。こうした決定が公正かつ透明に行われるよう、研究科長は、運営委員会の決定及び審議の概要を研究科委員会に報告することとしている。

(5) 大学院委員会との関係

研究科としての所管事項のうち、駿河台大学大学院学則 8 条 3 項に規定される大学院委員会の審議事項となるべき事項については、更に大学院委員会での審議に付されることになる。

2 研究科長等の任免

研究科長及び副研究科長の選任は、「駿河台大学大学院研究科長及び副研究科長候補者選考規定」に基づいて行われる。候補者は、研究科において研究指導を担当する専任の教授であり、研究科における選挙により候補者が選出される。その際、研究科委員会は、専攻会議の意見を聴するものとされ、専攻会議の意向が反映される仕組みが設けられている。

選挙資格を有するのは、研究科において研究指導を担当する専任の教授である。

選挙により決定された候補者は、学長から総長に推薦され、総長が理事会の推薦に基づき、これを指名する。

3 運用の実状

研究科委員会は、原則として毎月定例で開催するものとされているが、前述のとおり、一定の事項につき研究科委員会から研究科運営委員会に委任されているところから、実際に研究科委員会が開催されるのは、研究科委員会の専管事項である「人事に関すること」及び「学位論文の審査に関すること」を審議する場合に限られている。平成 17 年度においては、入試の判定を兼ね、人事に関する事項を審議するため、研究科委員会を 2 回開催した。本研究科としての学位論文の審査は、まだ行われていないため、この事項を審議するための研究科委員会は開催されていない。

専攻会議は、8 月を除き毎月 1 回定例で開催し、所管の事項を審議している。毎回、専攻会議の終了後に研究科運営委員会が開催され、各専攻での審議等の報告がなされ、所管の事項について審議が行われている。

これらの会議には、事務職員が出席し、事務を処理するとともに、議事録の作成に当たっている。

研究科長及び副研究科長の選考は、設置認可時に理事会による任命を受けていたため、選挙等の手続はまだ行われていない。

学部における新任人事や昇任等、研究科における教育・研究に直接関係する事項については、研究科としての人事計画その他と整合性を持って遂行し得るよう、随時、学部長等執行部と連絡をとりながら進めている。

【評価と問題点及び改善の方策】

二つの学部に基礎を置く研究科として、各専攻の実状に応じた対応を目指すとともに、効率的運用を図る目的で「研究科運営委員会」を設けたことにより、会議等に要する時間や事務作業を減らすことができた。その分、専攻として取り組むべき教育・研究上の課題に十分な時間を費やすことができ、新たに設置された研究科として本来の責務に応えられる体制となっている。

また、本来の構成員である研究指導を担当する専任教員以外の授業担当教員に研究科委員会及び運営委員会にオブザーバーとしての参加資格を認めていることで、研究科及び専攻としての意思統一が図られ、授業及び研究指導のあり方について共通の認識が得られた。

他方で、研究科運営委員会を構成する教員とそれ以外の教員との間で、研究科の運営について温度差が生じかねないことも危惧される。また、各専攻がそれぞれ専攻会議として審議しているものの、同一の事項について研究科として共通に議論する場が限られているところから、専攻ごとに認識のズレが生じかねない。学生は、それぞれの専攻にとらわれることなく履修し、研究指導を受けているのであり、両専攻の間で教育・研究上のズレが生じることは避けなければならない。

今後は、規定上の所管事項にとらわれることなく、必要に応じて研究科会議を随時開催するなど、両専攻はもちろん、教員が共通の理解と認識を持って教育・研究に当たることができるよう、制度の運用を工夫する予定である。

Ⅲ 法務研究科(法科大学院)

〈法務研究科の管理運営〉

【現状】

1 独立研究科としての設置

本学大学院の他の研究科は、いずれも学部を基礎としているが、本学法科大学院は、専門職大学院として独立研究科として設置されている。このためカリキュラム編成や人事計画、その他の管理運営において、他の研究科のように学部の事情に影響されることなく、独自の運営が可能となっている。

また法科大学院のキャンパスはお茶の水にあり、本学の本部、学部、他の研究科のある飯能キャンパスから離れていることも、本学法科大学院の管理運営を自律的なものとする実質的な理由のひとつとなっている。

2 大学院委員会及び研究科委員会

本学法科大学院の直接の管理運営のための機関は、法務研究科長及び法務研究科専任の教授によって構成される法務研究科委員会である。当該研究科委員会は、大学院学則により、①人事に関すること、②授業及び研究指導に関すること、③試験に関すること、④修了認定に関すること、⑤学生の身分・賞罰に関すること、⑥その他法務研究科に関することを審議することになっている。これにより、本学法科大学院の運営について一定の独立性が確保され、カリキュラムや人事等で独自の運営ができる仕組みが担保されている。

また、本学では大学院教育を全学的観点から審議・調整する機関として大学院委員会を設置しており、同委員会は学長を委員長とし、大学院の各研究科長（本学法科大学院の法務研究科長を含む。）及び委員によって構成される。大学院委員会は、駿河台大学大学院学則により、①大学院の諸規定の制定・改廃に関すること、②学位授与に関すること、③各研究科に共通する事項に関すること、④総長に諮問された事項に関すること等について審議することになっている。大学院委員会は、本学法科大学院の管理運営に最終的に駿河台大学が責任を持つ仕組みである。

3 研究科長の任免と権限

研究科長の選任方法は、「駿河台大学大学院研究科長及び副研究科長候補者選考規定」で定められており、研究科における選挙により候補者が選出され、学長から総長に推薦され、総長が理事会の承認を得て指名することになっているが、現在は設置準備のため及び学年進行中のため総長が理事会の承認を得て指名した者が就任している。

研究科長は、法科大学院に関する事項をつかさどるとともに、法科大学院を代表する。研究科長はまた、研究科委員会を招集し、その議長となる。

4 管理運営の方法

研究科長と研究科委員会のほか、法科大学院の運営のために専任の教授による入試委員長、教務主任、学生担当、FD 担当、図書担当、その他の各担当が置かれ、管理運営に関するそれぞれの事項を分担している。当初は教務委員会、入試委員会、学生委員会等の委員会組織を検討したが、教員数が限られ、すべての事項が研究科委員会で審議されることから、委員会組織は屋上屋を重ねることになると判断され、事項ごとの担当者制としたものである。

【評価と問題点及び改善の方策】

法科大学院は、独立研究科としての自律性を有し、キャンパスも離れているために、その管理運営は強い自律性を持って行われている。このことは、法科大学院としての特殊性や固有の事情に配慮した管理運営を可能にしているが、しかし一方で、メインキャンパスの飯能のスタッフ、組織による支援を受けることなしに、何でも自前で行わなければならないということを意味している。なおかつ、法科大学院のスタッフ規模は制約されており、このため管理運営に十分な人員を割くことができず、組織力を活かすことも困難である。

このような状況下で、管理運営業務、特に授業以外の各種の作業負担が一部の教員に偏っている傾向も見られ、改善を要する。また従来の大学運営のあり方に慣れ親しんできた研究者教員と、そもそも大学運営を初めて経験する実務家教員の間で、管理運営のあり方をめぐる認識ギャップも見られる。制度形成の途上にある法科大学院の運営自体が困難な仕事であるが、法科大学院としての総合的な教育力の強化を主眼に、試行錯誤を重ねつつ、今後管理運営についても強化を図っていく。

第13章 財務

【はじめに】

大学は、その教育研究の目的に沿って、教育研究水準の維持向上に努めなければならない。そのために必要となる財政基盤を確立していくことが重要である。

本学の財務状況を見ると、収入面においては、学生生徒納付金への依存度がかなり大きい。そのため、少子化による大学全入時代の中で、寄附金・補助金等他の財源確保に努めることが必要である。支出面では、教育研究水準を保ちながら、常に経費削減努力を怠らず、複数業者による見積比較などを徹底してきた。今後も経費に対する削減努力を継続していく。

以下、本学における教育研究と財政、外部資金の導入、予算編成などについて、私立大学の全国的な財政状況及び財務関係比率の状況と照らしながら、本学の現状を点検・評価し、今後の改善策についての検討状況を述べる。

第1節 大学の財政の仕組み

〈教育研究と財政〉

【現状】

1 教育研究目的・目標を具体的に実現する上で必要な財政基盤

下表は、法人全体の消費収支の決算額及び構成比について、平成13年度から平成17年度までの推移を示したものである。本学の主な収入は学生生徒等納付金であり、平成17年度決算では、法人全体の帰属収入の86.1%を占めており、過去4年間を見ても86～88%の間で推移している。補助金は同8.8%で年々増加傾向にあり、寄付金は1.2%となっている。寄付金のほとんどは、父母会などの大学関係の任意団体からの寄付である。

支出面では、人件費が法人全体の消費支出の57.2%となっている。教育研究経費が同29.8%、管理経費が12.5%、借入金等利息が0.5%となっている。平成15年度の管理経費の構成比（14.0%）が、他の年度と比較して、高くなっているが、法科大学院の開校に備え、広報費を増額したためである。

平成17年度の消費収支超過額は、12億9,300万円の支出超過であるが、基本金組入前の帰属収入に対する消費支出では、3億3,700万円の収入超過である。これは、本学阿須第二キャンパス造成費用と学生寮建設に係る基本金の組入れ（12億7,500万円）が行われたためである。平成15年度から、多額の基本金組入れにより、消費収支差額で支出超過となっているが、帰属収支差額では、収入超過となっている。

消費収支の推移(法人全体)

(決算額 単位:百万円 構成比 単位:%)

消費収入の部	平成13年度		平成14年度		平成15年度		平成16年度		平成17年度	
	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
学生生徒納付金	5,140	88.7	4,913	88.7	4,769	87.3	4,669	86.3	4,718	86.1
手数料	119	2.1	118	2.1	137	2.5	107	2.0	88	1.6
寄付金	66	1.1	20	0.4	17	0.3	65	1.2	64	1.2
補助金	383	6.6	380	6.9	407	7.5	450	8.3	482	8.8
資産運用収入	23	0.4	12	0.2	11	0.2	11	0.2	22	0.4
事業収入	31	0.5	40	0.7	41	0.7	40	0.7	39	0.7
雑収入	36	0.6	58	1.0	78	1.5	67	1.3	65	1.2
帰属収入	5,798	100.0	5,541	100.0	5,460	100.0	5,409	100.0	5,478	100.0
基本金組入額	△ 1,078	-	△ 462	-	△ 981	-	△ 2,123	-	△ 1,630	-
消費収入	4,720	-	5,079	-	4,479	-	3,286	-	3,848	-

消費支出の部	平成13年度		平成14年度		平成15年度		平成16年度		平成17年度	
	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
人件費	2,612	58.6	2,671	54.6	2,791	55.9	2,876	56.2	2,939	57.2
教育研究経費	1,239	27.8	1,616	33.1	1,471	29.5	1,564	30.6	1,533	29.8
管理経費	571	12.8	570	11.7	701	14.0	650	12.7	643	12.5
借入金等利息	34	0.8	31	0.6	30	0.6	28	0.5	26	0.5
消費支出合計	4,456	100.0	4,888	100.0	4,993	100.0	5,118	100.0	5,141	100.0
消費収支差額	264	-	191	-	△ 514	-	△ 1,832	-	△ 1,293	-
帰属収支差額	1,342	-	653	-	467	-	291	-	337	-

下表は、法人全体の貸借対照表の決算額及び構成比について、平成13年度から平成17年度までの推移を示したものである。固定資産は、平成13年度から平成17年度の5年間で27億200万円増加しているが、流動資産は12億400万円減少している。固定資産の増加要因は、阿須第二キャンパスの土地購入費及び造成費用、学生寮の建設費用、お茶の水に開校した法科大学院の土地、建物の購入費が主な要因である。平成16年度から有価証券が1億円増加しているが、資産運用を目的として、独立行政法人日本学生支援機構発行の財投機関債を購入したためである。また、平成16年度は、退職給与引当特定預金から同様の目的で国債を2億円購入している。

負債の部の借入金は、平成11年に竣工したメディアセンターの建設資金のための借入金である。借入金総額は18億円で、すべて日本私立学校振興・共済事業団からの借入金であり、計画的な借入金返済を行っている。借入金は、平成30年度で完済予定である。

退職給与引当金については、期末要支給額の100%を基にして、私立大学退職金財団に対する掛け金の累積額と繰入調整額を加減した金額を計上している。

基本金は、この5年間で51億9600万円増加した。1号基本金は阿須第二キャンパス計画や借入金の返済等により75億4500万円増加し、2号基本金は土地や建物の購入のための取り崩しにより24億円減少した。

貸借対照表の推移(法人全体)

(決算額 単位:百万円)

資産の部	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
固定資産	28,845	28,740	29,109	30,751	31,547
有形固定資産	24,617	24,205	26,358	27,229	29,139
土地	5,063	5,103	6,980	7,012	7,843
建物	16,255	15,965	16,174	15,785	18,250
構築物	695	669	631	581	528
教育研究用機器備品	521	337	318	260	235
その他の機器備品	60	55	62	55	75
図書	1,983	2,014	2,084	2,126	2,164
車輛	40	62	74	67	44
建設仮勘定	0	0	35	1,343	0
その他の固定資産	4,228	4,535	2,751	3,522	2,408
借地権	69	69	69	69	69
電話加入権	7	7	8	8	8
施設利用権	7	6	5	4	3
有価証券	1	1	1	101	101
長期貸付金	171	190	209	233	256
退職給与引当特定預金	850	950	1,050	1,150	1,250
大学用地拡充資金引当特定預金	2,100	2,100	0	0	0
学生寮建設特定預金	0	0	0	50	0
施設拡充資金引当特定預金	300	300	500	1,000	0
施設設備維持引当特定預金	500	500	500	500	500
保証金敷金	30	27	24	22	29
保険積立金	193	385	385	385	192
流動資産	7,128	7,689	7,812	6,415	5,924
現金預金	7,085	7,614	7,720	6,343	5,869
未収入金	32	50	71	60	48
前払金	1	0	1	3	3
仮払金	10	25	20	9	4
立替金	0	0	0		0
資産の部合計	35,973	36,429	36,921	37,166	37,471

負債の部	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
固定負債	2,439	2,397	2,352	2,315	2,254
長期借入金	1,533	1,433	1,333	1,233	1,133
退職給与引当金	906	964	1,019	1,082	1,121
流動負債	2,075	1,920	1,991	1,981	2,010
短期借入金	100	100	100	100	100
未払金	67	35	84	97	108
前受金	1,816	1,682	1,686	1,654	1,699
預り金	92	103	121	130	103
負債の部合計	4,514	4,317	4,343	4,296	4,264

基本金の部	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
第1号基本金	28,118	28,568	31,440	33,046	35,663
第2号基本金	2,400	2,400	500	1,000	0
第4号基本金	311	323	332	349	362
基本金の部合計	30,829	31,291	32,272	34,395	36,025

消費収支差額の部	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
消費収支差額の部合計	630	821	306	△ 1,525	△ 2,818

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
負債の部、基本金の部及び消費収支差額の部合計	35,973	36,429	36,921	37,166	37,471

参考として、法人全体の資金収支の決算額について、平成13年度から平成17年度までの推移を表に示す。

資金収支の推移(法人全体)

(決算額 単位:百万円)

収入の部	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
学生生徒等納付金収入	5,140	4,913	4,769	4,669	4,718
手数料収入	119	118	137	107	88
寄付金収入	66	17	15	64	61
補助金収入	383	380	407	450	482
資産運用収入	23	12	11	11	22
資産売却収入	0	0	0	2	0
事業収入	31	39	41	41	39
雑収入	36	58	78	67	65
前受金収入	1,815	1,683	1,687	1,654	1,699
その他の収入	1,597	1,583	4,807	1,410	2,393
資金収入調整勘定	△ 1,990	△ 1,866	△ 1,753	△ 1,746	△ 1,702
前年度繰越支払資金	6,582	7,085	7,613	7,720	6,342
収入の部合計	13,802	14,022	17,812	14,449	14,207

支出の部	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
人件費支出	2,532	2,614	2,736	2,814	2,901
教育研究経費支出	833	902	919	993	987
管理経費支出	523	506	630	579	573
借入金等利息支出	34	32	30	28	26
借入金等返済支出	100	100	100	100	100
施設関係支出	807	218	2,571	1,398	2,409
設備関係支出	159	144	202	107	111
資産運用支出	650	292	600	750	100
その他の支出	1,146	1,637	2,388	1,436	1,242
資金支出調整勘定	△ 67	△ 36	△ 84	△ 98	△ 110
次年度繰越支払資金	7,085	7,613	7,720	6,342	5,868

2 中・長期的な財政計画と総合将来計画

平成16年度、理事会の下に、大学の今後の展望と課題について検討し、中・長期の視点に立って大学の運営・教学にかかる総合的な長期ビジョンを策定することを目的として、長期ビジョン策定委員会が発足した。更に、学長を中心とした長期ビジョン策定専門委員会を設置し、長期ビジョン策定上の具体的事項の検討が進められている。

【評価と問題点及び改善の方策】

1 教育研究目的・目標を具体的に実現する上で必要な財政基盤

大学全入時代に入り、学生数の減少が予想されるため、学生生徒等納付金に依存する財政基盤を見直さなければならない。しかしながら、外部資金等の獲得や資産運用が容易でない現状から、また5,000人規模の大学の中では比較的学費が安価なことから、平成19年度から平成22年度の4年間で学費を4万円値上げすることが承認されている。支出面では、学生数の減少に見合う専任教員数の適正化により、教員人件費の削減及び見直しを図っていく方針である。

2 中・長期的な財政計画と総合将来計画

長期ビジョン策定委員会発足から2年余りであり、具体的事項の検討を積み重ねているところである。現在の予算編成は、当該年度における収支バランスに重点を置いた予算編成を基本としている。今後、中長期計画が具体化されれば、当然ながら、計画に基づく予算編成のあり方について議論することになる。

〈外部資金等〉

【現状】

[外部資金等の内訳]

年度	科学研究費補助金	大学改革推進等補助金	寄付講座
平成13年度	2,200,000 円		
平成14年度	6,500,000 円		
平成15年度	15,600,000 円		
平成16年度	28,800,000 円	15,920,000 円	1,000,000 円
平成17年度	11,100,000 円	16,980,000 円	1,000,000 円

注 平成16年度大学改革推進等補助金は「個人補助」

平成16年度からスタートした「国公立大学を通じた大学教育改革の支援」として、「現代的教育ニーズ取組支援プログラム」（現代GP）と「法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム」が採択され、競争的資金である大学改革推進等補助金を受けている。

寄付講座は、財団法人産業経理協会から産業経理に関する講座への寄付として頂いている。

【評価と問題点及び改善の方策】

本学の外部資金等の受入れ実績は低い。科学研究費補助金は本学が文科系大学ということもあり、申請件数、採択件数とも低い状況となっている。科学研究費補助金については、教員対象の説明会の開催を実施しているが、各種研究助成の募集については、インターネット・教員用掲示板を通じて告知するにとどまっている。教員の研究助成に対する意識改革とともに、内容をより詳しく伝達する方法を検討し、教員がより申請しやすい環境を整えることとしたい。

〈予算編成〉

【現状】

予算は、教育研究の質的充実を図るため、教育研究の重点項目を明確にして、効率よく分配されたものでなければならないと考える。経理規程においても「予算は、教育研究活動の明確な計画に基づき、かつ、財政上の諸要件と調和を図った上で編成し、実績との対比検討を通じて経営の円滑な運営に資することを目的とする。（第43条）」と謳われている。

予算編成は、翌年度の基本的な方針に従って、単年度の事業計画を基にして編成され、収支の均衡を図っていくことを基本として行われる。本学の予算編成の概略は、以下の通りである。

- ① 予算編成の基本方針案は、翌年度の学生生徒等納付金を主とする収入予測や人件費見込み額、事業計画による経費支出予測などから経理部で立案し、11月下旬に各担当部課に予算要求原案の作成を依頼する。平成18年度は、入学定員の適正化などにより収入減が見込まれることや、施設・設備の老朽化などによる整備・改修費用などが増えることを考慮し、「飯能キャンパスの収支安定」を目標に掲げ、各予算項目の点検・見直しを行い、学生数の減少に見合う経費削減と平成17年度予算額を上回らない予算策定を基本方針とした。
- ② 委員会・各部課は、所掌する事項について翌年度の教育研究計画・事業計画を立案し、目的別予算要求原案を作成する。
- ③ 経理部は提出された各予算要求原案について、個別に折衝・調整を行った後、予算原案の取り纏めを行い、事務局長が予算原案を作成する。
- ④ 事務局長は、予算原案を施設・財務委員会に諮り検討を加えた後、理事長に提出し、具体的説明を行う。
- ⑤ 理事長は予算原案に基づいて、予算案を作成して、常任理事会に諮る。その後、3月開催の評議員会の意見聴取を行った上で、理事会の議を経て正式に成立する。

上述の施設・財務委員会は、学長を委員長として、副学長、各学部長、法務研究科長、大学評価担当部長、教務部長、学生部長、メディアセンター長、就職部長、事務局長、及び各学部教授会から選出された教員若干名から成る。毎年2月に委員会が開催され、教学予算や施設・設備の充実などを中心に審議している。

【評価と問題点及び将来への展望】

本学の予算編成は、委員会及び各部課からの予算要求原案が基礎になっている。これは、教育活動の基本となる教育現場の意見を重要視しているからに他ならない。この予算要求原案を収支均衡などの財政上の諸要件と調整を図りながら、予算原案として積み上げていくという方法を採用している。予算として成立するまでの審議過程も幾度の検討を重ね、評議員会の意見聴取を行うなど、適正に行われている。

上記「中・長期的な財政計画と総合将来計画」で述べたように、中・長期の計画については、長期ビジョン策定委員会の発足により、具体的検討が進められているところであり、今後、中・長期計画が決定されれば、計画に基づいた予算編成が策定されることになる。この場合においても、教育活動の目的に沿って、委員会及び各部課の意見を取り入れていく姿勢を保つこととしている。

〈予算の配分と執行〉

【現状】

予算の配分は、理事会で決定された予算に基づいて、項目・目的別に予算番号を付した「目的別予算書」をもって配分し、各委員会・各部課に年度更新前に配付している。

予算の執行に当たっては、計画された予算の目的に従い、目的別の予算項目（事業計画）ごとに執り行われている。物品購入や印刷費などは、業者と折衝（見積書の提出）を行い、2万円を超える経費支出は複数業者の見積比較、100万円を超えるものは3社以上の見積比較を原則とし、可能な限りの節減に努めて、資金の有効活用を図っている。

執行手続きは、概ね以下の手順により行われる。

- ① 各部課は、各事業計画の予算執行に当たっては、委員会での審議、他部署との調整等を行い、業者に発注すべきものは、「見積依頼書」を作成し、見積金額に応じた職階区分による承認を得てから、業者見積りを行う。
- ② 見積書の開封についても、職階区分により、見積金額に応じた開封責任者が定められている。
- ③ 各部課の担当者は、事業の計画内容と見積書及び予算措置を明記して稟議書を作成し、所属課長の責任において、稟議起案する。
- ④ 稟議書は、総務課に提出され関連部課を経由して、決裁権者の承認を得る。
- ⑤ 経費支出時には、会計伝票に、承認を受けた稟議書の写しを添えることが原則とされている。

予算執行状況・予算残額の把握等、予算管理は、予算番号・予算項目により、各部課で行っており、各部課に責任を持たせている。

予算は、具体的な事業計画に基づいて編成されているが、年度途中の諸事情の変化により、当初予算額の変更や、事業計画自体を変更し、それに伴い執行計画を変更する必要がある場合がある。予算額の変更や計画の変更に伴う執行計画の変更により大きな効果が期待できると判断された場合は、理事長の承認を得て変更することができることとしている。

【評価と問題点及び将来への展望】

本学の支払いまでの経緯は、1万円を超え2万円までの物品の購入には、「物品購入許可願」による

承認を原則とし、2 万円を超える案件から複数の見積比較を行い、稟議書による決裁を原則とするなど、見積書の比較検討による適正な金額と経費の有効利用を徹底していると言える。

また、稟議書は、できる限り多くの者が確認できる体制を採っており、さまざまな視点から問題点の検討がなされている。反面、日常的な消耗品まで、多くの者が目を通すことになり、稟議書の回付に時間がかかり、業務運営上支障が生じたりすることが懸念されている。

〈財務監査〉

【現状】

本学では、公認会計士により監査を受けた決算の状況については、教職員・学生・父母を対象とした広報誌「駿河台大学ニュース」や受験生に配布する大学案内に掲載している。また、「駿河台大学ニュース」に掲載した財務情報はホームページにも掲載しており、平成18年度からは、財務情報だけではなく事業報告も掲載している。財務情報の内容は、資金収支計算書・消費収支計算書・貸借対照表及び概要説明となっている。

【評価と問題点及び将来への展望】

アカウントビリティの履行状況を検証するシステムは構築されていないが、ホームページを利用し、財務情報及び事業報告を掲載することで、大学が行う説明責任としては適切に行われていると言える。今後も広く一般に理解を得るためには、必要な情報をより理解されやすい方法を工夫していきたい。

〈監査システムとその運用の適切性〉

【現状】

本法人は、独立監査人として、監査責任者1名、関与社員1名及び監査従事者2名、合計4名の公認会計士と監査契約を締結しており、年間延べ30日の監査を受けている。監査報告書は、本法人の計算書類（決算書）が、学校法人会計規準に準拠し、適正に表示していることを認めている。

また、本法人は現在2名の監事を置き、本法人の財産の状況及び法人の業務について監査を受けている。監事は、理事・評議員・職員以外の者であり、理事会で選出した候補者から、評議員会の同意を得て、理事長が選任することとされている。監事は、理事会に毎回出席している。監事による監査

報告書では、財産及び業務に関し不正の行為又は法令若しくは寄付行為に違反する重大な事実はないことを認めている。

【評価と問題点及び将来への展望】

公認会計士監査は、監査人それぞれが担当分野を持って、計画的に適切に行われている。必要に応じて、経理担当者に内容説明や各種の補足資料の提示を求め、綿密に行われていると言える。

監事については、その独立性が重要であるが、本法人の監事は全くの外部の者を選任している。また、大学運営の内容に明るいことも必要であるので、現在は、公認会計士及び弁護士が選任されている。また、予算や決算及び大学運営に関わる重要事項については、理事会開催前に事務局長及び担当者が直接監事に内容を説明し、事前に監事の意見を伺う機会を設けている。このように、監査システムとしては適切に運用されていると言える。

ただし、本学では内部監査制度が確立されていないため、日常の業務について自ら点検・確認し、業務改善する方策を今後検討することとしている。

第2節 財政の状況

〈私立大学財政の財務比率〉

各財務比率については、日本私立学校振興・共済事業団が発行している「平成17年度版 今日の私学財政」の平成16年度文科系法人全体の平均値と本法人の平成17年度決算における値とを比較しながら、主要財務比率等の解説を利用して、主な財務比率について説明していきたい。

【現状】

1 平成17年度消費収支計算書関係比率（法人全体）

（分類1）人件費比率（53.7%、文科系大学平均：56.5%）：文科系大学の平均を下回っているものの、帰属収入の減少から増加傾向にある。平成15年度から50%を超えてきている。

（分類2）人件費依存率（62.3%、文科系大学平均：80.3%）：文科系大学平均を大きく下回っているが、これは学生生徒納付金の帰属収入に占める割合が高い（分類8）ことの表れである。

（分類3）教育研究経費比率（28.0%、文科系大学平均：25.2%）：文科系大学の平均を若干上回っている。教育研究経費と管理経費を合算した「経費比率」では、平成16年度の文科系大学平均が35.9%で、本学は平成16年度40.9%、平成17年度が39.7%となっており、管理経費の比率が高くなっている。

（分類6）消費支出比率（93.9%、文科系大学平均：94.5%）：平成15年度までは平均以下であったが、平成16年度は平均比率を超えている。

（分類7）消費収支比率（133.6%、文科系大学平均：107.3%）：平成14年度以降は、飯能阿須第二キャンパス計画や法科大学院の設置により、基本金組入額が増加したため、比率が平均より上がっている。

（分類8）学生生徒等納付金比率（86.1%、文科系大学平均：70.4%）：本学は平均を大きく上回っており、帰属収入に占める割合が非常に高くなっている。平成13年度から平成17年度まで86%～88%の間で推移しており、安定している。

〔消費収支計算書関係比率(法人全体)〕

分類	比 率	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	16 年度文科系 大学法人全体
1	人件費比率	45.0%	48.2%	51.1%	53.2%	53.7%	56.5%
2	人件費依存率	50.8%	54.4%	58.6%	61.6%	62.3%	80.3%
3	教育研究経費比率	21.4%	29.2%	26.9%	28.9%	28.0%	25.2%
4	管理経費比率	9.9%	10.3%	12.8%	12.0%	11.7%	10.7%
5	借入金等利息比率	0.6%	0.6%	0.5%	0.5%	0.5%	0.6%
6	消費支出比率	76.9%	88.2%	91.5%	94.6%	93.9%	94.5%
7	消費収支比率	94.4%	96.3%	111.5%	155.7%	133.6%	107.3%
8	学生生徒等納付金比率	88.7%	88.7%	87.3%	86.3%	86.1%	70.4%
9	寄付金比率	1.1%	0.4%	0.3%	1.2%	1.2%	2.2%
10	補助金比率	6.6%	6.9%	7.4%	8.3%	8.8%	18.5%
11	基本金組入率	18.6%	8.3%	18.0%	39.2%	29.8%	12.0%
12	減価償却費比率	10.2%	15.6%	12.4%	12.5%	11.9%	10.8%

2 平成17年度貸借対照表関係比率(法人全体)

(分類5) 自己資金構成比率(88.6%、文科系大学平均:86.1%) : 本学は平均を上回っている。

(分類6) 消費収支差額構成比率(-7.5%、文科系大学平均:-2.0%) : 平成15年度までは、平均を上回っていたが、平成16年度以降は消費収支差額が支出超過(累積赤字)に転じたため、マイナスとなり平均を上回った。

(分類9) 流動比率(294.7%、文科系大学平均:249.3%) : 学校法人の短期的な支払能力である資金流動性を判断する重要な指標の一つであるが、本学は200%以上で、平均を上回っている。

(分類10) 総負債比率(11.4%、文科系大学平均:13.9%) : 総資産に対する他人資金の比重を評価する極めて重要な関係比率である。この比率は低いほど良く、50%を超えると負債総額が自己資金を上回ることになり、更に100%を超えると負債総額が資産総額を上回る債務超過となる。本学は平均及び50%ともに下回っている。

(分類11) 負債比率(12.8%、文科系大学平均:16.1%) : この比率は、他人資金が自己資金を上回っていないかどうかをみる指標で、100%以下で低いほうが望ましい。本学は100%以下で、平均を下回っている。

(分類13) 退職給与引当預金率(111.5%、文科系大学平均:47.4%) : この比率は、引当金に見合う資産を引当特定預金(資産)として、どの程度保有しているかを判断する指標で、高い方が望ましい。本学は平均を大きく上回っている。

(分類14) 基本金比率(96.7%、文科系大学平均:96.4%) : 基本金組入対象資産額である要組入額に対する組入済基本金の割合である。この比率は、100%に近づくほうが望ましい。本学は、平均とほぼ

同じ比率となっている。

〔貸借対照表関係比率(法人全体)〕

分類	比 率	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	16 年度文科系 大学法人全体
1	固定資産構成比率	80.2%	78.9%	78.8%	82.7%	84.2%	84.0%
2	流動資産構成比率	19.8%	21.1%	21.2%	17.3%	15.8%	16.0%
3	固定負債構成比率	6.8%	6.6%	6.4%	6.2%	6.0%	7.4%
4	流動負債構成比率	5.8%	5.3%	5.4%	5.3%	5.4%	6.4%
5	自己資金構成比率	87.5%	88.1%	88.2%	88.4%	88.6%	86.1%
6	消費収支差額構成比率	1.8%	2.3%	0.8%	-4.1%	-7.5%	-2.0%
7	固定比率	91.7%	89.5%	89.4%	93.6%	95.0%	97.5%
8	固定長期適合率	85.1%	83.3%	83.3%	87.4%	89.0%	89.7%
9	流動比率	343.7%	400.3%	392.3%	323.7%	294.7%	249.3%
10	総負債比率	12.5%	11.9%	11.8%	11.6%	11.4%	13.9%
11	負債比率	14.3%	13.4%	13.3%	13.1%	12.8%	16.1%
12	前受金保有率	390.2%	452.4%	457.7%	383.5%	345.4%	361.9%
13	退職給与引当預金率	93.9%	98.6%	103.0%	106.2%	111.5%	47.4%
14	基本金比率	95.0%	95.3%	95.7%	96.3%	96.7%	96.4%
15	減価償却比率	22.3%	25.4%	27.1%	29.7%	28.6%	—

【評価と問題点】

財務比率の点検・評価に当たっては、本法人過去5年間の財務比率の推移及び「今日の私学財政」（日本私立学校振興・共済事業団）の文科系大学法人の財務比率データを利用し、その長所と問題点について以下に述べる。

1 消費収支計算書関係比率

「人件費比率」は、平成15年度から50%を上回ってしまったが、全国平均から見るとほぼ適正な数値と考えられる。これに対して、「人件費依存率」は、非常に低い値を示しており、収入の重要な柱である学生生徒納付金の人件費に充てられてしまうことなく、健全な経営状態であると言える。

一方で、「学生生徒納付金比率」は、全国平均より高い値にあり、本法人の収入が学生生徒納付金に依存する姿がはっきりと示されている。ただし、年度によるばらつきはなく、80%台で維持されており、安定した学生募集の状況が伺われる。

しかし、臨時定員の段階的解消により、年々収容定員が減少していることや18歳人口の減少による募集活動への影響を考慮すれば、今後、学生生徒納付金以外の収入源の獲得に対する取組みが重要となる。

「消費収支比率」及び「基本金組入率」共に平成16年度と17年度に高い数値を示したが、これは、飯能阿須第二キャンパス計画に係る土地造成費用、学生寮建設費用などの支払いにより、基本金組入額が増加したことによるものである。

2 貸借対照表関係比率

資産の状況、負債の状況いずれも全国平均より良好な状態である。長期借入金としては、日本私立学校振興・共済事業団から平成10年度と平成11年度に借入を行ったメディアセンター建築資金借入金（平成17年度末残高12億3,321万円）のみであり、「自己資金構成比率」は80%台後半で推移し、財政的に安定した状況を示している。なお、当該借入金は、平成30年度で完済となる。

借入金は、毎年度返済しているため、「負債比率」は12.8%と順調に減少しており、全国平均を下回っている。

また、一年以内に償還又は支払わなければならない流動負債に対する流動資産保有の状況を示す「流動比率」は約300%を示しており、余裕ある資金繰りを表している。

「消費収支差額構成比率」は、平成15年度までプラスで推移したが、平成16年度に前述の通り、飯能阿須第二キャンパス計画による基本金組入によりマイナスに転じた。しかし、この計画資金は、すべて自己資金により行い、同年度の「流動資産構成比率」が17.3%と減少はしたものの、まだ全国平均並みの流動資金を保有していると言える。

【改善の方策】

財務関係比率の評価は、各年度末時点での評価に過ぎず、また平成19年度の大学全入時代を前にして、入学者数の減少は明らかであり、また入学定員超過率を適正化すべきであるとの文部科学省の方針から、学費の値上げを実施しても、主たる収入源である学生生徒納付金が増える見込みはない。そのため、消費収支計算書関係比率のうち、帰属収入に関わる財務比率の悪化が推測できる。財務比率の悪化を防ぐためにも、教育研究活動の質を落とすことなく、収支バランスを取っていくビジョンを確立していきたい。

1 収入獲得のための方策

- ① 現在の帰属収入は学生生徒納付金比率が高いため、外部資金（特に国庫補助金）の獲得を目指し、学生生徒納付金の減少分を補完していかなければならない。
- ② 「学生生徒納付金比率」が年々下降している一方で、「補助金比率」は年々上昇傾向にある。しかし、全国平均から見るとまだ、非常に低い値を示している。本学は、平成16年度に「現代的ニーズ取組支援プログラム」（現代GP）及び「法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム」の

採択を受けているが、特色ある大学教育支援プログラム（特色GP）の補助金獲得に向けて、学長を中心として学内検討組織（駿河台大学「国公立大学を通じた大学教育改革の支援プログラム」検討委員会）を設置し、取組みを推進しているところである。

- ③ 「寄付金比率」が非常に少ないことから、寄付金募集に対する積極的な取組みを検討しているところである。平成13年度と平成16年度及び平成17年度の寄付金比率が高いのは、それぞれ、クラブハウス、学生寮建設に伴う寄付金があったためで、通常では、0.3～0.4%程度である。本学は歴史も浅く、卒業生も若い世代であることから卒業生や同窓会からの寄付を期待することは難しいが、地域・企業との連携などにより研究活動を通じて寄付を得ることなどが今後の課題である。
- ④ 資産運用についても、大学運営に支障のない範囲で導入していくことが必要である。平成17年度より、借入金利息相当額を目標として、国債などの債券運用を開始したが、まだまだ不十分であるため、仕組債などの金利が高い商品の活用も考えていきたい。

2 支出削減のための方策

- ① 専任教員人件費は、学生数に見合う専任教員数の適正化を図る。また、非常勤講師については、コマ数の削減を図る。
- ② 人件費の削減が進まない場合は、教育研究経費の中で大きなウェイトを占めている奨学費の見直しを図る必要がでてくる。管理経費の中では、広報費の見直しを検討する。
- ③ 施設設備の改修を含めたメンテナンス費用については、10年計画を立て、年度毎の支出を平均化していくことを検討する。
- ④ 支出については、削減可能な経費について見直しを図ることは当然なことだが、今後の課題は、中長期ビジョンを早く策定し、本学の目指す大学像を確立することにより、経費の再配分を検討することである。

上記方策は、学長を委員長とした長期ビジョン策定専門委員会で検討されている「財務基盤」のなかで中長期計画を策定して実施していくことになる。

第 14 章 事務組織

第1節 事務組織と教学組織との関係

【現状の説明】

学校法人全体の組織図は、別図「学校法人駿河台大学組織図」の通りである。

1 教学組織

教学組織は、法学部法律学科、経済学部経済学科・経営情報学科、文化情報学部文化情報学科・メディア情報学科、現代文化学部比較文化学科・心理学科の4学部7学科、及び大学院法務研究科（法科大学院）、経済学研究科、現代情報文化研究科の3研究科を中心に、教授会、研究科委員会を組織している。各学部教授会の運営に当たっては、教務・入試・就職の委員会が設置されている。

また、全学的な意思決定機関として大学評議会が、全学組織の委員会として、全学教務・学生・全学就職・国際交流・企画広報・入試制度・入試実施・センター試験実施等の委員会が設置されている。学則上の附属施設として、比較法研究所・経済研究所・文化情報学研究所・教養文化研究所の4研究所が設置されているが、その運営にはそれぞれ所員会議が当たっている。

2 事務組織

事務組織は、「駿河台大学事務組織及び事務分掌規程」により、分掌が定められ、法人事務局には、総務部、経理部、入試広報部の3部を設置している。総務部には総務課、企画課、管理課の3課が、経理部には経理課が、入試広報部には入試広報課が設置されている。なお、法人事務局は、大学に関する事務を併せて処理することと定められている。大学事務局には、教務部、学生部、就職部、メディアセンターが設置され、教務部には、教務課、法科大学院事務室、地域ネットワーク推進支援室が、学生部には、学生課、体育課、健康相談室が、就職部には就職課が、メディアセンターには、学術情報課、情報システム課がそれぞれ設置されている。

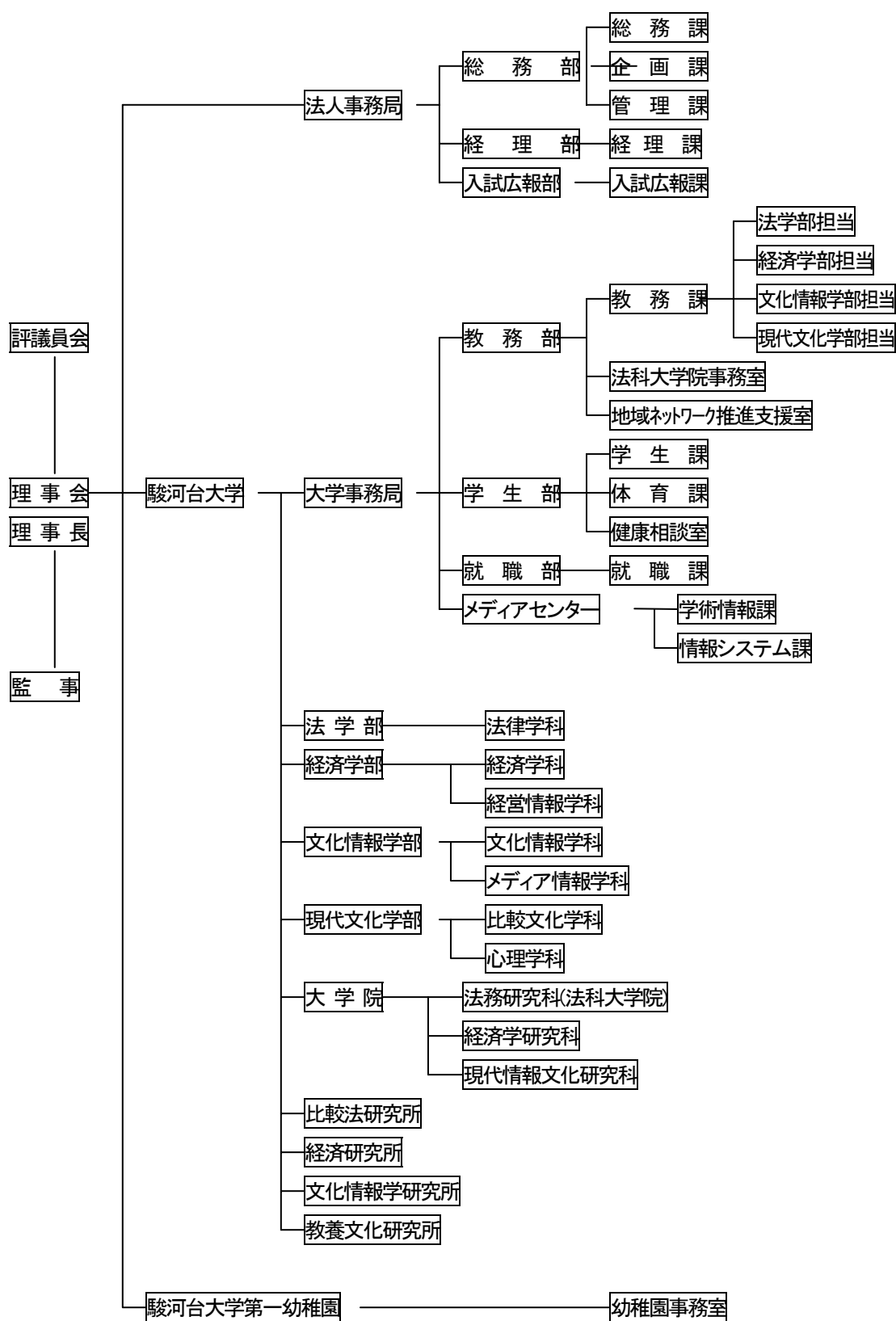
3 事務組織と教学組織の連携・協力

事務組織と教学組織との連携協力の中心的役割を担っているのは、大学事務局の各部署であるが、中でも教務部が大きな役割を担っている。学部事務室を持たない本学においては、教務課がその役割を果たしており、カリキュラム編成、授業、履修登録、定期試験、成績管理等の本来の教務業務の他に、教授会、研究科委員会、教務委員会等を所轄しており、課内において4学部毎に担当を設け、業務を分担している。また、教学組織との連携を強化するため、大学事務局の教務部、学生部、就職部、メディアセンターの部長職（メディアセンターはセンター長）は、「駿河台大学教務部長・学生部長・メディアセンター長・就職部長の任命及び任期に関する規程」では、専任の教職員の中から選任され

ることになっているが、現在は、いずれも専任教員がその職に就いている。

組織上法人事務局に属するが、総務部企画課では、事務分掌上、企画広報業務の他に国際交流業務も所轄し、入試広報部では入試に係る広報業務の他に、入学試験業務も所轄するため、いずれも国際交流委員会や入試委員会等の教学組織と連携をとりながら、業務を遂行している。

[学校法人駿河台大学組織図]



【点検・評価 長所と問題点】

教学組織との連携協力を必要とする業務を教務部に集中させたことにより、効果的・効率的に業務を執行することができており、教学組織との意思疎通も適切になされている。しかし、教務課では、学部・大学院に加え、教職課程・資格課程、更に附属施設の比較法・経済・文化情報学・教養文化の4研究所の業務まで所轄するため、業務量が膨大になっているのが実状である。これには、度重なるカリキュラム改正によりカリキュラム編成が複雑化し、中でも数年前に全学統一の副専攻制を導入したことが、更に履修登録システムを複雑・高度化させ、業務量の増加に拍車をかけている。

本学では、法科大学院だけが地理的に離れた別キャンパス（お茶の水キャンパス）に設置されており、事務組織上は、教務部の法科大学院事務室がその事務を担当することで事務分掌が定められているが、独立したキャンパスであるため、実際には、教務業務以外の業務を担当せざるを得ない状況である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

これまで事務組織の改編、整備は、業務処理の効率化を図ることを主眼に行われており、事務処理の電算化と併せて、学部・学科の増設に伴う学生数の増加にも、事務職員数をあまり増やすことなく対応できたことは、人件費の抑制という点では大いに貢献した。しかし、業務の効率化を追求するあまり、学生の学修支援やサポート体制の構築といった点がやや遅れている。例えば、学生が窓口で相談したい場合、履修登録・試験・成績に関することは教務課が、奨学金に関することは学生課が、就職に関することは就職課が対応しており、相談したい内容によって窓口が異なっている。少子化により大学全入時代が到来する今日、「面倒見のよい大学」を追求するためにも、多少業務の効率が悪くとも、学生の学修支援やサポート体制の充実に重きを置いた事務組織に改編するため検討を開始している。

第2節 事務組織の役割

【現状の説明】

私立大学の事務組織においては、学校法人の運営を担う法人部門と、その学校法人が設置する大学の運営を担う教学部門の2つの事務組織があり、それぞれ私立学校法と学校教育法に基づくものであり、事務組織が二極構造となっているのが一般的である。このような状況の下、法人部門の事務組織では、学校法人の大学運営にかかわる企画・立案を行い、理事会の決定に基づく業務執行に当たるとともに、大学運営の健全化と経営の安定化を図らなければならない。一方、教学部門の事務組織では、学部・研究科等の教学組織の運営にかかわる企画・立案を行い、教授会・研究科委員会等の決定に基づく業務執行に当たるとともに、教育研究活動・学修活動の支援、それらの環境整備の充実を図らなければならない。このような二極構造の下では、それぞれの意思決定機関が同じ決定をした場合は、問題はないが、異なる決定をした場合は、事務組織の業務執行に矛盾が生じることになる。

本学では、法人部門と教学部門との利害が密接に関わる事項については、意思決定の段階毎に互いの了承をとる手続をとったり、両者からなる合同の調整会議を設けたりして、意思決定の統一を図っている。また、法人部門の事務組織も教学部門の事務組織も、事務局長が統括することで、業務執行に矛盾が生じないようにしている。そして、開学以来20年間、大学を取り巻く環境の変化に対応しつつ、法人部門と教学部門のバランスをとりながら、事務組織の改編、整備を重ね、現在の事務組織を形成するに至っている。

1 企画・立案

本学では、教学に関わる企画・立案は、全学的な業務の連絡調整機関である「部局長会議」及びその下に設置されている学部長分科会と4部長分科会がその任を担っている。分科会の構成員は、学長・副学長・事務局長のほか、「学部長分科会」は、法学部長・経済学部長・文化情報学部長・現代文化学部長の4学部長が、「4部長分科会」は、教務部長・学生部長・就職部長・メディアセンター長がメンバーとなり（認証評価機関による大学評価を受ける準備を進めている現在では、大学評価担当部長も構成員に含められ、「5部長分科会」となっている。）、案件によっていずれかの分科会が担当している。両分科会には、正規の構成員として事務局長が常時出席するとともに、必要に応じて関連各部署の部課長も同席し、事務組織側からの助言・提案、情報提供や資料作成などの補佐的役割を果たしている。

なお、臨時的な事業について、企画・立案する必要があるときは、学長の下にプロジェクトチームが設置され、関係教員が参加するほか、必ず事務局長がメンバーになるとともに、関連部署の部課長が同席している。近年では、「20周年記念事業企画実行委員会」が設置されている。

2 予算編成

本学における予算編成は、法人事務局の経理部がその事務を担当している。予算成立までの過程は、

前章で述べたとおりである。

この予算編成過程における事務組織の役割は、限られた財源を有効に活用し、当該年度の予算編成方針に掲げた目標を達成することである。予算を所轄する経理部では、予算額の妥当性、新規予算の必要性などを精査し、予算執行においては、見積り比較による経費削減や予算執行率の調査・分析・検証により、収支のバランスがとれた適切な予算となるよう最善を尽くしている。

3 学内の意思決定・伝達システム

学校法人の意思決定機関として、理事会とその包括的授権に基づく常任理事会がある。また、教学側の全学的な意思決定機関として、大学評議会があり、学部・研究科単位では、教授会、研究科委員会がある。それぞれ上位機関で決定された事項は、その都度、報告事項として、理事会（常任理事会）決定事項は大学評議会に、大学評議会決定事項は教授会・研究科委員会に報告されるシステムがとられている。

学内の意思決定・伝達システムに関わる事務組織としての役割は、意思決定を適切かつ迅速に行えるよう必要な資料を作成するとともに、意思決定に役立つ情報を提供することなど側面からサポートし、決定内容を速やかに関係する機関・部署に通知・伝達することである。本学では、事務職員1名につき1台のパソコンを配置し、かつ事務系学内LANを整備し、伝達手段として電子メールや電子掲示板を活用できるシステムをとっており、情報の共有化や情報伝達の即時性を図り、効率的な業務推進に寄与している。

4 国際交流・入試・就職関係

(1) 国際交流関係

国際交流に関する業務は、総務部企画課が所掌し、教学組織としては、全学組織である国際交流委員会がその運営に当たっており、委員は、各学部教授会から選出され、委員長は、専任教員の中から学長が指名する。国際交流委員会においては、国際交流計画の企画・立案、交換派遣協定の締結、海外留学に派遣される学生・受け入れる留学生の指導、予算案の作成などの業務を所轄し、企画課においては、これらを全面的にサポートするほか、海外の大学や関係する官公庁との折衝、派遣受け入れ留学生の課外活動や生活指導などの業務を担当している。

(2) 入試関係

入試に関する業務は、入試広報部が所轄するが、入試広報部では、入試業務以外にも学生募集のための広報業務も併せて所轄するため、主に年度前半は広報業務を、後半は入試業務を中心に業務を行っている。入試に関する教学組織としては、まず、各学部に入試委員会を置き、各学部の入試の基本方針や入学許可者の選考に関する業務を所管する。次に、全学的組織として入試実施委員会を組織し、効率的で円滑な入学試験の実施に関する業務を所管し、委員長は4学部長が輪番で担当している。また、入試内容を全学で統一するため、入試の基本方針や日程等を審議する機関として入試制度委員会を設け、学長が委員長となっている。更に、大学入試センター試験を円滑に実施するために、大学入

試センター試験実施委員会も設置している。

(3) 就職関係

就職に関する業務は、就職部が所轄し、求人先の開拓、職業斡旋、就職指導などの業務を所轄しているが、就職課スタッフだけではマンパワー不足は否めないことから、教員の就職指導能力を高めるため、定期的に全専任教員を対象とした就職指導研修会を開催している。同時に就職に関する情報の共有化を図っている。

5 大学運営への参画

大学運営を経営面から支え得るような事務局機能については、学校法人の管理運営に当たる法人事務局の総務課、企画課、管理課、経理課の4課がその役割を担っている。本来所轄する業務に加えて、総務課では、総合的な事業計画、自己点検・評価に関する企画・立案を、企画課では、報道機関との連絡調整を、管理課では、土地・建物等の取得・管理を、経理課では、財政の年次計画の企画・立案をそれぞれ所轄している。これらの部署では、法人の業務執行に当たる理事長、常務理事、事務局長の直轄のスタッフとして、理事会の政策立案に参画するとともに、その業務の執行機関としての役割も果たしている。

【点検・評価 長所と問題点】

これまでの事務組織は、法人部門と教学部門との二極構造の下、両者のバランスをとることが、第一と考えられてきたが、大学を取り巻く環境の変化に伴い「大学全入時代」を迎える昨今においては、私立大学の事務組織には、より一層複雑・多様化し、高度化・専門化した役割・機能が要求されるようになってきている。

1 企画・立案

教学に関わる企画・立案については、教学組織が中心となり、事務組織はあくまでもそれを補助する役割であり、主体性は教学組織にある。これは、教学に関わること故に当然のことであるが、しかし、大学を取り巻く環境の変化に伴い大学経営が難しくなる現状においては、事務組織の関わりがその重要度を増している。特に他大学との競争的状況下においては、本学の問題点や懸案事項の把握、他大学の情報収集、大学審議会等の答申の分析などが必要であり、それを補うのは、経営的センスを持った高度に専門性を有する事務職員の適切な関与である。したがって、本学において教学に関わる企画・立案を担う「学部長分科会」・「4 部長分科会」においても、補助的に事務職員を陪席させるのではなく、関連部署の部課長を正規の構成員として参画させる方向で検討している。

2 予算編成

本学における予算編成の過程や予算執行に関わる事務組織については、概ね適切に機能していると

思われる。今後の厳しい情勢を鑑みれば、何よりも財政基盤の安定が重要課題であり、そのためには、限られた予算の中での効果的な配分がなされているかを常にチェックする体制が必要である。そのため、このような役割を担う人材、すなわち、大学業務に精通し、かつ経理・会計の専門知識が豊富な人材の確保に努めている。

3 学内の意思決定・伝達システム

学内の意思決定・伝達システムにおける事務組織は、概ね適切に機能していると評価できる。なお、近年大学間の競争が一層激しくなっており、学内の意思決定が、従来の段階的な合意形成の手続きでは、時間がかかりすぎ、臨機応変な対応ができなくなる恐れがあり、意思決定の迅速化が不可欠となってきた。また、伝達システムにおいても、ハード的には、現在、情報の共有化や情報伝達の即時性を図りうる学内 LAN は、ほぼ整備済みであるが、一部の教員にパソコン操作の未習熟により、十分に活用できていない面も否めず、今後改善を要する課題である。

4 国際交流・入試・就職関係

国際交流に関する事務組織は、適切に機能しているものと思われるが、今後、国際交流をより一層活発に展開するには、担当する職員に、諸外国の文化、言語、出入国に関する法規等に精通した専門的能力や資質が要求されるため、必要な研修等に力を入れることとしている。

入試業務に関しては、入試業務と広報業務を一元的に入試広報部に所轄させていることで、効率よく効果的に業務を執行しており、適切に機能しているものと思われる。しかし、より厳しくなる学生募集の状況下では、入試業務の円滑かつ正確な業務執行を目指すだけでなく、AO 入試の導入など時代のニーズに応じた入学者選抜方法の導入について検討している。

就職に関しては、インターシップ制度の導入により、これまで以上に教学組織が関わらざるを得ない事情が生じており、教員一人一人の就職指導能力を高めるため、就職指導研修会の充実を図っている。また、事務組織においても、就職指導を単に職業斡旋として捉えらえるのではなく、学生一人一人のキャリア形成と考えると、より専門能力に優れたキャリアアドバイザー的なスタッフの配置を検討している。

5 大学運営への参画

大学運営を経営面から支え得る事務局機能を確立させるには、理事会等で決定された諸施策を即時に具現化し、推進しなければならない。そのためには、理事長、常務理事、事務局長の直轄のスタッフとして、その役割を担う人材に高度なマネジメント能力を付与していきたい。

【将来の改善・改革に向けた方策】

開学以来 20 年、順調に発展・運営がなされてきた本学にとって、大学を取り巻く厳しい環境下で、これからが正念場を迎えることになり、事務組織においても、大学の適正な管理運営と財政基盤の確

立に寄与するために、今後次のような改編・改革について検討を行う。

1 法人部門と教学部門を統括する部署の設置

本学では、法人部門と教学部門の事務組織を事務局長が統括しているが、法人理事をも兼務していることから、その業務負担は大きい。そこで、両者を統括する機能を強化し、かつ教学組織の各機関や事務組織の部課長との意思疎通を図るために、両者を統括する部署を設置する必要がある。具体的には、理事長直轄機関として「理事長室」又は「企画調整室」等の設置について検討する。

2 学生サポートを重視した教学事務組織の再編

これまで、本学では、「面倒見のよい大学」を目指し、カリキュラムや教育改革を行ってきたが、事務組織においては、人員抑制の観点から事務処理の効率化を優先して実施してきた結果、学生の学修支援やサポート体制の整備がやや遅れている。これからは、多少業務の効率が悪くとも、学生の学修支援やサポート体制の充実に重点を置いた事務組織の再編を検討している。

3 事務職員の質的向上を図る人事・研修制度の充実

これまで以上に複雑・多様化し、高度化・専門化した役割・機能が求められる事務職員の質的向上を図るため、次の施策を推進することとしている。

- ① 事務職員採用制度の見直し（学外からの業務の専門性の高い人材の獲得など）。
- ② 人材養成のための研修制度の充実・強化、職務能力の開発・育成。
- ③ 職員人事制度（職位制・昇進・異動・人事考課等）の見直し。

第15章 自己点検・評価

〈自己点検・評価のための制度システム〉

【現状】

1 第1回～第3回までの自己点検・評価

本学は、平成4年2月に自己点検・評価検討小委員会を設置し、自己点検・評価の実施に向けた取組に着手した。同小委員会は、大学基準協会発行の「大学の自己点検・評価の手引き」（平成4年）に準拠した点検・評価項目の設定、作業に当たる学内組織の在り方等を検討し、その結果をまとめた「自己評価に関する報告書」が平成6年7月に大学評議会です承された。これを受けて、学則に自己点検・評価の実施が明記された（学則第2条の2）。

その後、本学は平成7年度から9年度にかけて第1回の自己点検・評価を行った。このために、作業全体を統括する全学評価委員会を設置し、その下には各自己点検・評価項目に対応する11の小委員会を置き、全学的な点検・評価のための体制を組織した。この体制の下で昭和62年の開学から平成9年度までの期間について各小委員会で点検・評価を行い、その結果を「駿河台大学第1回自己点検・評価報告書」として平成10年2月に刊行した。その翌年、第2回の自己点検・評価に資することを目的として、全学評価委員会の下部組織の一つであった自己評価評価小委員会がこの報告書を点検・評価し、その結果を『第1回駿河台大学自己点検・評価』評価小委員会報告にまとめた。

平成12年には第2回の自己点検・評価を実施し、平成13年9月にその結果を「駿河台大学第2回自己点検・評価報告書」として公表した。ここでは、平成13年度から施行される予定であった各学部の新カリキュラムを対象を限定し、学部ごとに点検・評価を行う形で作業が進められた。

第3回の自己点検・評価に先立ち、作業体制の整備・確立を目的として、平成13年に「駿河台大学自己点検・評価委員会規程」を制定した。同規程に基づいて、自己点検・評価委員会と自己点検・評価作業委員会との2組織体制で、平成15年に第3回の自己点検・評価を実施した。ここでは、平成12年度から14年度の期間における研究・教育に焦点を当てて作業を行い、その結果を平成16年3月に「駿河台大学第3回自己点検・評価報告書」として公表した。

2 平成16年以降の自己点検・評価の体制

本学は、学校教育法の改正により義務づけられた外部の認証評価機関による大学評価に対応するため、平成16年に自己点検・評価の項目及び組織の見直しを行い、前述の規程に代えて「駿河台大学大学評価委員会規程」を制定し、現在の自己点検・評価の実施体制を確立した。

(1) 大学評価委員会、各評価小委員会

本学は、自己点検・評価の作業を統括・調整するとともに、認証評価機関による大学評価を受けるために必要な職務を遂行する組織として、大学評価委員会を設置している。同委員会は、学長を委員

長とし、副学長、各学部長、各研究科長、大学評価担当部長、教務部長、学生部長、メディアセンタ一長、就職部長、国際交流委員長、企画広報委員長、事務局長、その他学長が指名する教職員を構成員とする。大学評価委員会は、平成16年6月の設置以降、ほぼ隔月で開催されてきたが、取り纏め段階に入った平成18年度には毎月開催になった。

大学評価委員会の下には、実際に自己点検・評価の作業に当たる小委員会がある。自己点検・評価の項目は13グループに大別され、次に示すようにそれぞれの項目を各小委員会が担当している。

〔自己点検・評価の実施体制〕

大学評価委員会												
各学部評価小委員会	「教育課程」評価小委員会	「社会貢献」評価小委員会	「国際交流」評価小委員会	「学生生活」評価小委員会	「学生受け入れ」評価小委員会	「研究活動」評価小委員会	「図書」評価小委員会	「企画広報」評価小委員会	「進路・就職」評価小委員会	「管理・財務」評価小委員会	「管理・運営」評価小委員会	大学評価作業委員会

大学評価委員会の構成員は、いずれかの評価小委員会の委員長を兼務する。各小委員会の構成員は、それぞれが担当する点検・評価項目の関連諸領域において日常的な活動に携わる教職員（各委員会メンバー・当該部課配属職員等）である。各小委員会の開催日程等は、各小委員会の決定に委ねられている。

点検・評価項目の性質に応じて、担当が複数の評価小委員会にまたがる場合には、当該小委員会の間で調整を行いながら作業を進めている。なお、後述のように、全学的な事項については、当初は大学評価作業委員会が担当していたが、平成18年5月から新たに設置された「教育課程」評価小委員会がその担当を引き継いでいる。

(2) 大学評価作業委員会

認証評価機関による大学評価を受けるための自己点検・評価の実施に向けて、大学評価委員会の設置に先行して平成16年3月に組織された作業グループが準備作業を進めた。大学評価委員会の発足とともに、この作業グループは大学評価作業委員会となり、自己点検・評価全般にわたる種々の作業を担っている。

同委員会の委員長は、平成17年3月まで全学教務部長が兼任し、平成17年4月以降は大学評価担当部長がその任に当たっている。平成18年5月以降は、副学長の一人が大学評価担当部長を事務取り扱いとして兼務している。他の構成員は、各学部から選出された教員並びに学長に指名された教員（原則として各学部から2名）である。

平成16年6月の設置以来、大学評価作業委員会は二つの役割を担ってきた。その一つは、各小委員会が行う点検・評価を検証し、必要があればその内容について勧告を行い、訂正・修正を求めることである。もう一つの役割は、学士課程における教育内容・教育方法にかかわる項目の大部分と、入学者選抜や教員組織等に関する項目の一部について、点検・評価の作業を担当することである。

後者の役割は、本学において教育や入試などに関する多くの事項が全学体制で実施・運営されていることから、当初は各学部・部課から独立した大学評価作業委員会が担うことになった。しかしながら、平成18年5月からは、全学的な教育内容・教育方法と教員組織にかかわる部分を担当する「教育課程」評価小委員会を新たに設置し、また、入学者選抜に関する項目は「学生受け入れ」評価小委員会に委ねて、大学評価作業委員会は自己点検・評価報告書とり纏めのための内容と形式の調整作業に専念している。

(3) 法科大学院認証評価委員会

「駿河台大学大学評価委員会規程」第2条3項では「専門職大学院に関する組織は、別に定める。」と規定されており、また学校法人・大学設置審議会からも平成17年度の留意事項として、「自己点検・評価の実効的な実施体制の早期の整備に努めること」との指摘がなされた。そこで法科大学院の自己点検・評価及び認証評価を行うための組織として、法務研究科に専任教員全員から成る駿河台大学法科大学院認証評価委員会を置いた。委員長は研究科長をもって充て、専任教員の1名を副委員長として、実務的事項の担当とした。また法科大学院認証評価委員会規程を定めて、実施体制の整備に努めた。平成18年度は大学全体の自己点検・評価の一環としての自己点検・評価を実施するとともに、今後法科大学院としての認証評価を受けるための準備を進めたい。

【評価と問題点及び改善の方策】

本学は、法学部に次いで開設した経済学部が完成した直後、開学8年目に当たる平成6年に自己点検・評価を制度化しており、比較的早期からその重要性を認識していた。しかしながら、続く文化情報学部と現代文化学部の開設に伴い、組織が変容しその規模も拡大していく状況で、自己点検・評価が継続的な営みとして確立されてこそ十分にその機能を果たす活動であることについて、すべての構成員が明確な意識を共有することなく、第1回と第2回の自己点検・評価を実施した。これにより、第1回では網羅的な項目について点検・評価を行うために全学的な体制を組織したが、報告書の作成以降はこの体制が維持されず、第2回では第1回との継続性を十分に考慮することなく対象項目を限定し、特に組織を設置せずに点検・評価の作業を行うなどの問題が生じた。

現代文化学部が完成した翌年、平成13年に規程を整備し、平成14年度より自己点検・評価を行うための委員会組織を常設するに至り、本学の自己点検・評価の制度はシステムとして機能し始めた。以来、関連の委員会（平成14年度から平成15年度は自己点検・評価委員会と自己点検・評価小委員会、平成16年度以降は大学評価委員会と大学評価作業委員会）の開催は、平成14年度こそ、その翌年に実施した第3回の点検・評価に向けた準備期間として3回のみにとどまったものの、平成15年度

以降は毎月1回ないし2回を数えており、恒常的なシステムとして機能している。本報告書の完成をもって、すべての教職員が自己点検・評価の意義について認識を新たにし、今後も更なる教育・研究の質の向上をもたらすためにその営みを継続していくことに努めたい。

〈自己点検・評価と改善・改革の結びつき〉

【現状】

本学は、第1回と第2回の点検・評価の結果を踏まえて、教育の改善に関する長期計画と、諸領域にわたる中期的な目標及び課題を策定した。長期計画は

- ① 多元的で総合的なものの見方
- ② 問題発見・解決能力
- ③ コミュニケーション能力
- ④ 確固とした職業観

をキーワードとして、特に地域社会との双方向的なかかわりに重点を置いた方向性を打ち出すものであった。中期計画は、この長期計画の実現を主眼として、

- ① 教育課程
- ② 国際交流
- ③ 地域との連携・貢献
- ④ 体験学習（授業外教育）
- ⑤ マナー教育
- ⑥ 高校との連携
- ⑦ 各種ウェブページの継続的更新
- ⑧ 単位互換制度
- ⑨ 学内運営体制

という9項目の大見出しを掲げて、それぞれに具体的な課題を示した。これらの中・長期計画は平成15年7月に大学評議会です承され、第3回の自己点検・評価報告書の第1章にも掲載された。

現在の自己点検・評価の実施体制が確立した平成16年に活動を開始した大学評価作業委員会は、全学教務委員会と連携しながら、例えば、スクリーニング制度、履修上限単位、入学定員、編入学定員、留年生の指導、退学者への対応等について、問題の所在の指摘とともに改善の方策の提示を行うなどして、大学評価委員会に対して中・長期計画の実現に向けた改善・改革のための提言を積極的に行ってきた。大学評価委員会はこれらの提言を検討し、その結果を複数の新しい制度とシステムの設計・設立に結実させてきた。平成18年度までに、中期計画に掲げられた目標の大部分は、少なくとも制度として実現されているか、又は実現に向けた具体的な取組への着手が行われている。

【評価と問題点及び改善の方策】

現状では、2 組織体制の下で自己点検・評価を改善・改革に結びつけていくシステム、すなわち、前述のように、点検・評価の結果に基づいて大学評価委員会が改善・改革のための計画を策定し、大学評価作業委員会が客観的な視点から、必要であれば関連部課と連携して、計画の実現に向けた提言を行い、これを受けて大学評価委員会（実際には所属の各小委員会）が主体となり改善・改革を実現させていく、というパターンが確立されている。今後とも、点検・評価の営みの節目において、中・長期に亘る計画の立案を行い、その実現に向けた取組を確実にを行う仕組みを維持していくことが重要と考えている。

今後、このシステムを更に効果的なものとするためには、各小委員会が、それぞれの領域における自己点検・評価の結果に基づいて、細かい改善・改革の計画とその実現に向けた取組を行う体制を構築することが考えられる。これにより、点検・評価と改善・改革との連結が一層網羅的に、そして機動的になると期待される。しかしながら、そうした体制の導入には、現在のシステムを前提とするのであれば、大学評価委員会に対する大学評価作業委員会と同様に、各小委員会から相対的に独立した組織が必要である。この役割を大学評価作業委員会が兼任できるのか、その下部組織を新たに設置するのか、それとも、小委員会が自律的に計画を策定し実現の方策を検討し実現に向けた取組を行っていくべきか、などの体制の在り方について、この自己点検・評価報告書の作成が終わり次第、可及的速やかに検討に取りかかりたい。

〈自己点検・評価の客観性・妥当性の確保と外部評価〉

【現状】

本報告書の作成後、平成 19 年度に予定している認証評価が本学にとって初めての外部評価になる。しかし、本学は、点検・評価の作業に当たる各委員会から独立した組織を設置し、学内においてではあるが、可能な限り点検・評価の客観性・妥当性を確保することに努めてきた。

第 1 回自己点検・評価では、報告書発行後に自己評価評価小委員会が活動を開始し、

- ① 現状の把握と説明
- ② 点検・評価
- ③ 改革への方策

の 3 点について客観的かつ妥当な記述が行われているかどうかを項目ごとに検証した。そして、根拠・データを伴わない「主張」、現状説明の域を出ない「点検」、具体性に欠ける「改善への方策」などの問題を具体的事例とともに指摘すると同時に、その解決を図るための提言を報告書にまとめている。

現在の自己点検・評価の実施体制では、この自己評価評価小委員会に相当する役割を一面で大学評価作業委員会が担っている。前述の第 1 回と異なるのは、点検・評価の客観性・妥当性の検証を報告

書の作成後に行うのではなく、点検・評価の作業と同時進行的に行う点にある。すなわち、大学評価委員会に所属する各小委員会がそれぞれの担当項目について点検・評価し、その結果を大学評価委員会から独立している大学評価作業委員会が随時検証した上で必要に応じて小委員会に修正等を求めるという過程を繰り返しながら点検・評価を進めている。

【評価と問題点及び改善の方策】

点検・評価を主体的に行う組織すなわち大学評価委員会に対して、学内におけるという制限つきではあるが、大学評価作業委員会是一種の外部評価を行う立場にある。学外の認証評価機関による評価を受けることが義務とされている以上、大学評価作業委員会が、自己点検・評価の過程において客観性・妥当性に欠ける記述を見逃さずフィルター機能を十分に果たすことが肝要である。学外の大学評価において認められることができるように、同委員会は委員会をほぼ毎月開催し、各小委員会とも連絡・調整を重ねながら、その任を全うすべく努めている。

今後については、必ずしもこの2組織体制の維持をアプリアリとするのではなく、現在の点検・評価を終えた段階でその作業体制について検証を行い、平成 19 年度に予定されている大学評価の結果も踏まえて、更に 7 年後の外部の認証評価機関による大学評価を受ける前に、別の外部評価を受けるべきかどうかを検討しなければならない。その際は、適切な外部評価者の選任に伴う困難やその準備のための労力の大きさなどを見極めて、場合によっては点検・評価項目を何らかの基準によって区分し、その領域ごとに外部評価を受けるという方策や、7 年という期間に捉われず、短い間隔で定期的に認証評価機関による評価を受けるという可能性なども含めて検討したいと考えている。

〈大学に対する指摘事項及び勧告などへの対応〉

【現状】

平成 14 年 10 月の現代文化学部心理学科設置認可時、平成 15 年 11 月の法科大学院設置認可時及び各設置計画の履行状況調査時に文部科学省から示された指摘事項について、本学は以下の通り対応を講じてきた。

(1) 定員管理

平成 14 年 10 月に経済学部経営情報学科、文化情報学部知識情報学科、現代文化学部比較文化学科、平成 15 年 11 月及び平成 17 年 3 月に経済学部、現代文化学部、平成 18 年 3 月には法学部法律学科、経済学部経営情報学科、現代文化学部比較文化学科について、定員超過の是正に努めること、との留意事項の指摘を受けた。この指摘事項については、平成 17 年度までは各学部における調整によって、平成 18 年度には学生の受け入れについて全学的に制度変更を行い（第 5 章第Ⅲ節を参照）、改善に努めてきている。

(2) 教員組織

(i) 平成 15 年 11 月の法科大学院設置認可時、採用予定の派遣教員を計画通り採用すること、との留意事項の指摘を受けた。これについては、認可時の計画通り採用を行い、その後、同様の指摘は受けていない。

(ii) 法科大学院の開設に当たって優れた法曹教育を実現するために、実務家教員、研究者教員とも実績及び経験を優先したが、その結果、平成 15 年 11 月の設置認可時に、更に平成 17 年 3 月と平成 18 年 3 月にも引き続いて、専任教員の年齢構成の偏りについて早期の対応に努めること、との留意事項の指摘を受けた。本学は、平成 18 年度に 1 名、平成 20 年度に 3 名、平成 21 年度に 2 名の予定で定年退職を迎える教員の後任に、40 歳代から 50 歳代の教員を登用する計画を策定し、その後、平成 17 年度に 4 件（行政法分野 1 名、刑事法分野 2 名、民事法分野 1 名）、平成 18 年 5 月に 1 件（商法分野 1 名）の人事選考委員会を設置するなど、年齢構成の適正化に向けた取組を行っている。

(3) その他

(i) 平成 14 年 10 月の現代文化学部心理学科設置認可に当たって、編入学生の受入れについて①定員の遵守、②学科の設置の趣旨に沿った既修得単位の認定及び③履修上の配慮に努めること、との留意事項の指摘を受けた。①については入試制度の見直し及び広報活動の拡充、②については入学後の専攻発展科目群を中心とする学修が可能になることを前提とする認定方針の調整、③については入学直後のガイダンス及びオリエンテーションキャンプによる履修指導とオフィスアワーを中心とする学修支援システムの導入を行い、その後、同様の指摘は受けていない。

(ii) 平成 18 年 3 月には法科大学院の設置計画の履行状況調査において、①自己点検・評価の実効的な実施体制の早期の整備に努めること、②修了試験の実施方法等について、あらかじめ学生に明示し、適切に運用すること、③履修科目の登録の上限単位数については、適切に配慮すること、との留意事項の指摘を受けた。①については、平成 17 年 12 月に駿河台大学法科大学院認証評価委員会を設置し、平成 18 年 1 月より具体的な取組に着手している。②については、平成 18 年 1 月 5 日に修了試験の実施方法を学生に明示し、同年 3 月 25 日には修了要件単位数修得者全員が修了試験に合格し本学法科大学院を修了した。③については、修了に必要な修得単位数を 102 単位以上（既修者 72 単位）、登録上限単位数を 124 単位（1 年 40 単位、2 年 40 単位、3 年 44 単位）と規定し、基礎知識・技術を確実に身につけるとともに過重な学修負担が生じないように配慮している。

【評価と問題点及び改善の方策】

本学は、指摘を受けた留意事項について、可及的速やかな対応に努めてきた。【現状】の「(3) その他」に挙げたように、問題の所在とその解決に必要な取組が比較的に明らかであり、対応策の効果が直ちに現れる項目がある一方で、「(2) 教員組織」のように、取組の方向性は明確であるが対応を講じても短期的に結果が顕現しない事項、「(1) 定員管理」のように、効果を見極めながら改善の方策を絶え間なく検証していくことが必要な事項もあることを踏まえて、今後も、指摘を受ける事項があれば速やかに効果的な対応をとるよう、平成 19 年度に予定している外部の認証評価機関による大学評価

において勧告等があった場合にも同様に適切な対応をとるように努めていきたい。

〈自己点検・評価結果の学内外への発信〉

【現状】

1 自己点検・評価結果の学外への発信状況

(1) 駿河台大学第 1 回自己点検・評価報告書

同報告書の主な送付先は次の通りである。

- ① 関東圏で文科系学部の定員が 600～2000 名の私立大学 35 校
- ② 本学への編入学の実績がある短大等 82 校
- ③ 推薦入学の実績がある高等学校 365 校

ほかに、16 の関係機関に送付しており、学外への送付件数の合計は 498 である。

(2) 駿河台大学第 2 回自己点検・評価報告書

同報告書は埼玉県内に本部・キャンパスを有する大学 64 校に送付した。

(3) 駿河台大学第 3 回自己点検・評価報告書

同報告書の主な送付先は次の通りである。

- ① 本学と同類の学部（外国語系・教育学系を含む）を有する国公立大学 325 校
- ② 本学への編入学実績のある短期大学 20 校
- ③ 指定校推薦入試による本学への入学実績のある高等学校 200 校

ほかに文部科学省、大学基準協会、私立大学協会、国会図書館、日比谷中央図書館にも報告書を送付しており、学外への送付件数の合計は 555 である。また、電子ファイル化（PDF フォーマット）された同報告書は、大学のウェブサイトにて設けられている「自己点検・評価報告書」のページにも掲載し、制限なくアクセスして閲覧できるようにしている（<http://www.surugadai.ac.jp/sogo/tenken/index.html>）。

2 自己点検・評価結果の学内への発信状況

これまでは自己点検・評価を実施するごとに、その報告書を全教職員に配布し、また、その結果の概要を大学新聞等に掲載してきた。更に第 3 回からは、上述のように、本学のウェブサイトにて閲覧ができる体制を整えている。

【評価と問題点】

自己点検・評価結果の学内外への発信体制については、可能な限りの手段を講じていると考えている。今回の点検・評価の結果も、これまでと同様に、報告書を諸方面に送付しウェブサイトにも掲載

することで、広範囲にわたりかつ効果的に学内外に周知を図っていく所存である。

今後は、点検・評価報告書の学外送付先について、あるいはウェブサイトのアクセシビリティ及びユーザビリティについて、特にその実効性という点から検討を試みる必要があると認識している。また、いわゆる「評価のしっ放し」を避けるためにも、点検・評価の内容が、全学の教職員に確実に共有され、今後の改革・改善の指針として効果的に機能するために、全教職員が集う会議の場で点検・評価の結果及びその結果に基づいて策定される改善・改革計画について報告を行い、議論の機会を設けるなどの方策を講じていきたいと考えている。

〈外部評価の学内外への発信〉

【現状】

本学にとっては、平成 19 年度に予定されている大学基準協会による認証評価が初めての外部評価となる。したがって、現状においては学部評価の学内外への発信は行っていない。

【将来への展望】

大学基準協会による大学評価の結果が得られ次第、少なくとも、第 3 回の自己点検・評価報告書を公表したときと同様の体制を速やかにとり、学内外に向けて発信を行う所存である。

この外部評価の結果は、これまでの自己点検・評価と異なり、認証という要素を含んでいるため、特に大学が適正に営まれているかどうかについて直接的なかわりを持つ学生及びその保証人に対し、大学新聞やウェブサイト等の媒体を通して、確実に結果を発信する体制を組む必要があると認識している。発信の媒体及びその形式の詳細については、なお検討を重ねて、その効果を高めていきたいと考えている。

第 16 章 情報公開・説明責任

第 1 節 大学による情報公開

【現状】

1 財務情報の公開

平成 17 年 4 月 1 日に「私立学校法の一部を改正する法律（平成 16 年法律 42 号）」（以下、「改正法」という）が施行され、財務情報の公開が義務化された。改正法第 47 条は、利害関係人の請求があった場合に、財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書、そして監査報告書を閲覧に供するよう、財産目録等の備付け及び閲覧に関する学校法人の責務を課している。改正法の施行に合わせて、本学寄附行為の一部改正を行い、また「学校法人駿河台大学 財産目録等の閲覧・公開に関する規程」についても制定した。

本学では、改正法の施行前から既に財務情報の公開に取り組んでおり、平成 11 年度決算から広報紙「駿河台大学ニュース」に「資金収支計算書」、「消費収支計算書」及び「貸借対照表」の 3 表を掲載し、財務の状況について概要を説明している。以降、毎年度機関紙への掲載と概要説明を行い、積極的に情報の公開に努めてきた。「駿河台大学ニュース」は、学生、教職員はもとより、父母、近隣大学、高等学校等に広く配布している。平成 14 年度からは、受験生向けにも同様の内容で、「大学案内」に掲載を行い、入学志願者への対応も行ってきた。更には、「駿河台大学ニュース」をホームページ上に掲出することで、対象範囲を広げてきた。

現在では、「平成 17 年度事業報告書」として、「法人の概要」、「事業実施報告」及び「財務の状況」をホームページ上に公開し、内容を充実させている。

2 本学における情報公開

本学における財務情報の公開の取組みについては前述の通りである。

また、財務情報の公開の他には、学校教育法第 69 条の三に基づき、「自己点検・評価及び認証評価の結果に関する公表」に関する取組み、また、大学設置基準第 2 条に基づく「情報の積極的な提供」に関する検討を始めており、本学における大学の情報公開の在り方についても現在計画段階にある。

本学では、顔写真入の紹介文や論文・著作物等の研究実績をホームページ上や大学案内に掲出することで、専任教員に関する情報公開を実施している。また、駿河台大学の学部、研究科については、学科定員や入学者数の他にも収容定員数や在籍者数をホームページ等に掲出している。

【評価と問題点及び将来への展望】

1 財務情報の公開

本学では、財産目録等の備付け及び閲覧に止まらず、財務情報についてホームページを利用して広

く公開し、受験生に向けても公開を行うなど、公開に対する姿勢は評価に値する。しかし、学校法人会計基準による財務諸表は、企業会計と性質を異にすることから、一般に理解が難しいとされている。現在でも概要の説明を行ってはいるものの、財務状況をできる限り理解されやすい方法で伝達する工夫を重ねていきたい。

【評価と問題点及び将来への展望】

2 本学における情報公開

(1) 評価と問題点

平成17年4月に改正法が施行され、これと施行時期を同じくして、個人情報の保護に関する法律も施行されるに至った。

本学では、これまでにプライバシーに関する事項以外は、利害関係者の要請に基づいて情報の開示等は行っており、必要かつ適切な措置を講じてきた。問題点としては、情報の適正な収集・利用のための厳格なルールを策定するとともに、情報の開示だけでなく、積極的な情報公開に向けた取り組みが必要であると認識している。

(2) 将来への展開

将来の展望を踏まえて、財務情報の公開はもとより、本学は、公益法人という地位にある学校法人として、個人情報の保護へ配慮しつつも、法律に規定する内容に加えて、設置する学校の規模等、積極的な情報公開の取り組みを図る必要がある。

本学では、事業計画の進捗状況により、事業計画書、ガバナンス体制、産学官の連携に関する取り組みや外部資金の調達方等について、適切かつ迅速な情報の公開を積極的に図ることが今後の課題となる。

第2節 個人情報保護の取組み

【現状】

1 本学の個人情報保護に関する体制

個人情報の保護に関する法律（以下、「法律」という）は、平成 15 年 5 月に制定され、平成 17 年 4 月 1 日に施行されるに至った。本学では、法律の施行に合わせて、平成 17 年 4 月に大学評議会の審議を経て、理事会の決議において「学校法人駿河台大学における個人情報の保護に関する規程」を制定し、個人情報の保護に対する体制を整えた。

法律第 7 条及び 8 条に基づき、文部科学省から「学校における生徒等に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針(平成 17 年 1 月)」が公表され、また、厚生労働省が雇用関係、医療関係者を対象にした「雇用管理に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために、事業者が講ずべき措置に関する指針(平成 16 年 6 月)」等を公表している。

本学においては、主に私立学校の生徒等に関する個人情報の取扱いについては文科省のガイドライン(指針)により、また学校法人と雇用関係にある教職員に関する個人情報の取扱いについては厚労省のガイドライン(指針)に従って、個人情報の保護を図っている。

これらのガイドライン(指針)を遵守するとともに、本学の学内規程の制定後は、個人情報の管理者について、理事長が個人情報統括責任者となり、大学長、幼稚園長、事務局長は、それぞれの所管において統括責任者の職務を補佐する体制の整備を行った。また、個人情報保護に対する認識が形骸化しないためにも、個人情報保護委員会を設置し、個人情報保護に関する重要事項について継続的に審議することとした。

【評価と問題点及び将来への展望】

1 本学の個人情報保護に関する体制

(1) 評価と問題点

個人情報の保護は、個人のプライバシーの保護に最大限配慮しつつ、個人情報の適正な収集・利用のためのルールにあるとの認識のもとに、本学では個人情報に関する安全管理のために必要かつ適切な措置を講じてきた。

法律第 20 条では、個人情報に関して、個人データの漏えい、滅失、又は毀損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じるよう、個人事業取扱者に対して責務を課している。この安全管理措置については、平成 16 年 12 月に「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン（概要）」が公表され、その詳解が参考となる。

この経済産業省のガイドライン(指針)で示すところでは、以下の各措置の実施が求められている。

(i) 組織的安全管理措置

安全管理について従業者の責任と権限を明確に定め、安全管理に対する規程や手順書(以下、「規程

等」という)を整備運用し、その実施状況を確認すること。

具体的には、組織体制整備、規程等の整備と規程等に従った運用、個人データの取扱台帳の整備、評価、見直し及び改善、事故又は違反への対処など。

(ii) 人的安全管理措置

従業者に対する、業務上秘密と指定された個人データの非開示契約の締結や、教育・訓練等の措置。

(iii) 物理的安全管理措置

入退館(室)の管理、個人データの盗難の防止対策、機器・装置等の物理的な保護などの措置。

(iv) 技術的安全管理措置

個人データ及びそれを取り扱う情報システムへのアクセス制御、不正ソフトウェア対策、情報システムの監視など、個人データに対する技術的な安全管理措置。

具体的には、アクセスにおける識別と認証、アクセス権限の管理、アクセスの記録、情報システムに対する不正ソフトウェア対策、移送・通信時の対策、情報システムの動作確認、情報システムの監視など。

個人情報に関する管理・運営上の措置のうち、経済産業省のガイドライン(指針)で示すところにおいて本学は、組織的安全管理措置については整備され、人的安全管理措置についても現在計画段階にあるが、問題点として、物理的、技術的安全管理措置に関する画一的な検討がやや遅れているということを認識している。

(2) 将来への展開

今後の展開を踏まえて、個人情報保護に関する組織的、人的安全管理措置については、整備のなされた「「文書等ファイル管理簿」データ」、「個人情報データベース等」ファイル簿」等に基づいて、個人情報に関する適正な保護と適切な運用を徹底すること、また教職員に対する教育・訓練を定期的に実施することを検討している。

また、物理的、技術的な安全管理措置についての取組みのうち、一般的な情報システム上のセキュリティ対策は施しているが、個人情報保護という観点から画一的に安全管理措置が行われていないので、個人情報保護委員会における今後の課題となる。

Ⅲ 終わりに当たって

本学の大教室のひとつである 3102 教室に、全教員と幹部職員が集まって、学長の挨拶に続いて担当教員から自己点検・評価の実施と報告書の取り纏めについて説明を受けたのは、平成 16 年 5 月 13 日のことであった。当初の心積もりの 1 年半の作業を 1 年延長して、ようやくここに報告書の完成をみることができた。

本学における自己点検・評価の歴史は、本文第 15 章で詳述したとおりであり、また本学にとっての自己点検・評価の意義については序論でも触れた。振り返ってみれば、本学で初めて自己点検・評価への取組みが検討された平成 3 年はもとより、手探りでその作業に着手した平成 8 年の時点においても、それが将来本学にとってこれほど重要な事業になるとは少なくとも一般的には受け止められていなかった。言うまでもなく、評価は大学に限らない近年の社会の一種の組織原理であり、今更のようにここ 10 年余りの日本の構造的変化の大きさと、また大学をめぐる環境の激変ぶりを痛感する。

今回の自己点検評価は、第一回時を上回る全学体制となった。全体の統括のために学長を委員長とする大学評価委員会を設置し、構成員には、副学長、学部長、研究科長、その他本学の執行部の部長や全学的な委員会の委員長等を網羅した。これらの構成員が所管に応じて各小委員会の長となり、執筆は各小委員会が行った。したがって小委員会には実際の執筆を担当した多くの教員や、それをサポートした担当の事務職員がいたわけで、800 頁を上回る本報告書は、それら教職員の努力に支えられた文字通りの全学的努力の結晶である。

その他全体の取り纏め作業のために、大学評価作業委員会を置き、同作業委員会は当初は学士課程教育のうち全学部に通ずる教育内容・教育方法や学部入試関連の執筆に当たった。しかし各小委員会からの原稿が集まり出した平成 18 年度以降は、それらの原稿をバインディングして内容的・形式的に統一の取れた報告書に仕上げるための調整作業に特化した。容易に想像されるように、分割作成した原稿を統一の取れた形に仕上げるのは、極めて困難な作業である。本報告書の作成に当たっては、努めて統一を取るようにしたが、一方で各小委員会の担当分野の固有の事情や、執筆に当たっての創意工夫も尊重し、隅々まで画一的なフォームに統一することはしなかった。このため例えば同じ学士課程の教育を扱っている学部間で、扱っている項目はともかく、記述方法の細部で違いがある点は、容赦頂きたい。

序論で記したように、本報告書は、(財)大学基準協会の認証評価を受けることを前提とした自己点検・評価報告書である。一般の大学は少なくとも 7 年に 1 回ずつ認証評価を受けることが法律で義務づけられており、またそれを離れて本学の自己努力としても、自己点検・評価は継続的に行われることになる。しかし将来もこのような大部のサイズで、詳細な項目立てによって編纂することになるのかは現時点でははっきりしない。しかし今回文字通りの全学体制で、これだけの報告書を纏めた自己点検・評価の成果は、今後の本学の大学づくりに積極的に活かしていく所存である。

最後に今回の自己点検・評価の実施と、本報告書の取り纏めに尽力された関係各位に深く謝意を表するとともに、この報告書に対して各界の多くの方々から批判と提言をいただくことを祈念したい。

平成 19 年 3 月
駿河台大学 大学評価委員会

〔大学評価委員 名簿〕

氏名	期間
竹下 守夫(学長)	平成 16. 6～
吉田 邦久(副学長)	平成 16. 6～
成田 憲彦(副学長・大学評価担当部長事務取扱)	平成 16. 6～
加藤 紘捷(法学部長)	平成 16. 6～
鎗田 英三(経済学部長、経済学研究科長)	平成 16. 6～
南林 さえ子(学生部長、経済学部長)	平成 17. 4～
広瀬 順皓(文化情報学部長)	平成 16. 6～18. 3
波多野宏之(文化情報学部長)	平成 18. 4～
大貫 秀明(現代文化学部長)	平成 16. 6～18. 3
原 聡(就職部長、現代文化学部長)	平成 16. 6～
古川 哲夫(経済学研究科長)	平成 16. 6～18. 3
原田 三朗(文化情報学研究科長)	平成 16. 6～17. 3
今村 庸一(現代情報文化研究科長)	平成 17. 4～
吉田 恒雄(現代情報文化副研究科長)	平成 17. 4～
山本 耕一(教務部長、大学評価担当部長)	平成 16. 6～18. 4
太田 隆士(教務部長)	平成 17. 4～
江川 雅司(学生部長)	平成 16. 6～17. 3
町田 欣弥(学生部長)	平成 18. 4～
星川 熙(メディアセンター長)	平成 16. 6～17. 3
金 容媛(メディアセンター長)	平成 17. 4～
竹内 俊雄(就職部長)	平成 18. 4～
水尾 順一(企画広報委員長)	平成 17. 4～
西川 敏之(法学研究科長、国際交流委員長)	平成 16. 6～
福永 昭(教育課程小委員長)	平成 18. 6～
森 茜(事務局長)	平成 16. 6～18. 3
山崎 善久(事務局次長、事務局長)	平成 16. 4～
池之上 忠教(大学審議役)	平成 18. 4～
(幹 事)	
早川 泰文(事務局次長)	平成 16. 6～
伊川 浩生(教務部次長)	平成 16. 6～17. 1
雷 光一(教務課長)	平成 17. 2～17. 3
石井 善一(教務課長)	平成 17. 4～
関 英夫(地域ネットワーク推進支援室課長)	平成 18. 6～

〔大学評価作業委員 名簿〕

氏名	期間
成田 憲彦(副学長・大学評価担当部長事務取扱)	平成 18. 5～
山本 耕一(教務部長、大学評価担当部長)	平成 16. 6～18. 4
芦野 訓和(法学部)	平成 16. 6～
河崎 祐子(法学部)	平成 16. 6～18. 5
北原 仁(法学部)	平成 18. 6～
小澤 伸光(経済学部)	平成 16. 6～18. 5
安積 淳(経済学部)	平成 17. 3～
大松 寛(経済学部)	平成 18. 6～
岩熊 史朗(文化情報学部)	平成 16. 6～18. 5
保坂 裕興(文化情報学部)	平成 16. 6～18. 3
石田 栄美(文化情報学部)	平成 18. 4～
高橋 豊美(文化情報学部)	平成 18. 6～
太田 隆士(現代文化学部、教務部長)	平成 16. 6～18. 5
木塚 隆志(現代文化学部)	平成 16. 6～18. 5
長尾 建(現代文化学部)	平成 18. 6～
池之上 忠教(大学審議役)	平成 18. 6～
(幹 事)	
早川 泰文(事務局次長)	平成 16. 6～
伊川 浩生(教務部次長)	平成 16. 6～17. 1
雷 光一(教務課長)	平成 17. 2～17. 3
石井 善一(教務課長)	平成 17. 4～
関 英夫(地域ネットワーク推進支援室課長)	平成 18. 6～